固定資産税の判例に関する調査研究

－判例資料集－

平成１４年３月

財団法人　資産評価システム研究センター

は　し　が　き

固定資産税は税収規模においても、また収入の安定性の面においても、市町村の基幹税としての役割を果たしてまいりました。その位置付けは、今後とも変わることなく、地方分権を支える柱となるものと思われます。

当評価センターは、昭和53年５月設立以来、調査研究事業と研修事業を中心に事業を進め、地方公共団体に固定資産税に関し必要な情報を提供すべく努力を重ねて参りました。

特に、調査研究事業では、資産評価および固定資産税に関する基礎理論、実務上の諸問題について、学識経験者、地方公共団体等の関係者をもって構成する研究委員会を設け、「土地評価」「家屋評価」「償却資産評価」「資産評価システム」「資産課税のあり方」「固定資産現況調査標準化」の分野ごとに調査研究を行い、その成果を公表するとともに、その内容の普及に尽力してまいりました。

本年度の固定資産税の判例に関する研究委員会では、固定資産税の制度や評価に関わる判例を収集、分類しました。

この程、その調査研究の成果をとりまとめ、ここに調査研究報告書として公表する運びとなりましたが、この機会に熱心にご研究、ご審議いただきました委員の方々に対し、心から感謝申し上げます。

なお、当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実及び地方公共団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様のなお一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

最後に、この調査研究報告書は、財団法人全国市町村振興協会の助成を受けて作成したものであり、改めて深く感謝の意を表すものであります。

平成１４年３月

財団法人資産評価システム研究センター
理　事　長　　小　川　　徳　治

平成１３年度　基本問題に関する研究委員会
（判例研究委員会）委員名簿

委員長	佐　藤　英　明	神戸大学法学部教授
委　員	高　野　幸　大	国士館大学法学部教授
	西　本　靖　宏	大分大学経済学部助教授
	浜　谷　直　子	神戸学院大学法学部講師
	増　井　良　啓	東京大学法学部助教授
	渡　辺　徹　也	滋賀大学経済学部助教授

（順不同）

目　　次

１　はじめに

２　「固定資産税に関する出訴等状況調査」の結果について

３　「判例研究委員会調査研究項目」について

４　「平成１３年度判例研究委員会の審議経過」について

５　固定資産税に関する出訴等における判決について

６　固定資産税に関する出訴等における判決の争点について（件数）

７　固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

８　判決の概要（判番１～９６９）

平成 13 年度固定資産税の判例に関する研究委員会報告書
― 判例資料集 ―

１ はじめに

固定資産税に関する訴訟については、特に平成 6 年度の評価替えにおける宅地の評価に係る「7 割評価」の導入以降、その数が急増した。その後、訴訟件数は減少傾向にあるものの、その内容については複雑化・多様化している。

こうした訴訟の累積を類型化して整理し、分析を行うことは、固定資産税のあり方を考えていく上で極めて有意義なものと考え、本年度及び平成 14 年度の 2 ヶ年で研究を行うこととした。

本年度は、総務省が行った固定資産税に関する出訴等状況調査を基に、判例を類型化して整理した上で、3 つのポイントについて分析を行ったところである。

今年度の本報告書においては、そのうち判例の類型化されたものを掲げることとし、これらについての分析は一括して来年度の報告書に盛り込むこととした。

２ 「固定資産税に関する出訴等状況調査」の結果について

(1) 調査対象団体　　全市町村

(2) 調査時期　平成 13 年 9 月～10 月

(3) 調査事項

① 固定資産税に関する訴訟に関し、昭和 63 年度以降に判決及び決定が出たもの

② 固定資産税に関する訴訟に関し、昭和 62 年度以前に最高裁判決が出たもの

(4) 調査回答事件数（判決数）　　969 件

(5) 調査結果（固定資産税に関する出訴等における判決について）

１）事件区分

（件数）

a	固定資産評価に関する審査決定取消請求に係るもの	544
b	固定資産税額等に関する賦課決定取消請求に係るもの	169
c	固定資産課税台帳の縦覧に係るもの	1
d	固定資産税に関する情報公開請求に係るもの	1
e	固定資産税に関する損害賠償請求に係るもの	25
f	固定資産税に関する住民訴訟に係るもの	15
g	固定資産税に影響を与えることとなる不動産取得税に係るもの	42
h	その他（a～gに該当しないもの）	172

※「h　その他」の主なものとしては、「督促処分取消請求事件」、「滞納処分取消請求事件」がある。

２）判決における争点（複数回答）

①　評価（共通的事項）

（件数）

ア	適正な時価（地方税法341条）	188
イ	固定資産評価基準の適法性（固定資産評価基準の法的拘束力）	80
ウ	租税法律主義 （評価基準により評価することは、租税法律主義に反するか）	29
エ	実地調査	32

②　評価（土地）

（件数）

オ	各市町村における取扱要領の適法性	25
カ	標準宅地の選定等	103
キ	価格調査基準日	206
ク	更地主義	3
ケ	７割評価通達	192
コ	収益還元法	14
サ	画地計算法（画地認定）	56
シ	画地計算法（補正率）	69
ス	下落修正（基準年度及び据置年度）	21
セ	地目の認定	61
ソ	地積の認定	7
タ	路線価の付設	35
チ	用途地区、状況類似地域（地区）の区分	21
ツ	特殊な利用形態の土地の評価 （いみ施設、位置指定道路等の評価）	33

③　評価（家屋）

（件数）

テ	再建築価格評価方式	30
ト	家屋評価における補正率の適用	26
ナ	再建築費評点基準表	13
ニ	比準評価方式	8
ヌ	課税客体たる家屋の範囲	13

④　固定資産税制度

（件数）

ネ	固定資産税の性質（収益税か、財産税か）	8
ノ	特別の事情（地方税法349条２項又は３項ただし書に該当するか）	18
ハ	非課税の範囲	31
ヒ	小規模住宅用地の認定	7
フ	固定資産課税台帳の縦覧	16

⑤　固定資産評価審査委員会制度

（件数）

へ	審査決定手続の適法性（口頭審理、実地調査の不備等）	107
ホ	審査委員会等の適法性（委員の兼職禁止等）	8

⑥　その他

（件数）

マ	その他（上記ア～ホに該当しないもの）	460

※「マ　その他」の主なものとしては、「不服（審査）申出前置主義」、「督促（滞納）処分の適法性」、「最高裁における上告棄却決定」がある。

３）判例資料集について

①　資料集においては、争訟に関わる原告等の個人名の表示は省略したが、同一人による訴訟提起・上訴の関係を把握する一助として、「５　固定資産税に関する出訴等における判決について」の表においては、都道府県ごとに原告をＡ、Ｂ、Ｃのように順にアルファベットで表示した。したがって、同一都道府県内で原告の符号が同じであれば、件番が異なっても同一人が提起した訴訟である。

なお、原告が 27 名以上いる場合には、順に AA、AB、AC、…AZ、BA、BB、BC、…BZ のように表示した。

②　「５　固定資産税に関する出訴等における判決について」の表のうち争点についての記載は、原則として各自治体から得られた資料に沿ったものとしたため、形式等に関して必ずしも統一がとれていないことがある。

③　「８　判決の概要」は、原則として各自治体から得られた資料を収録しているため、記述の詳しさの度合いには相当程度の差異が見られるが、特に修正はしていない。

また、「公刊の有無および判例評釈」の欄に「なし」と記載されているか空欄であるものについて、実際には公刊されている例が相当数みられた。この点については時間的に可能な範囲で追加を試みたが完全ではない。利用に際してはこの点に留意されたい。

３　「判例研究委員会調査研究項目」について

上記 2 の結果を踏まえ、以下のとおり調査研究項目を決定した。

テーマ１　固定資産課税台帳の縦覧
テーマ２　固定資産評価基準の法的拘束力について
テーマ３　固定資産評価における価格の算定基準日（価格調査基準日）について及び時点修正ついて
テーマ４　固定資産評価審査委員会制度について
テーマ５　固定資産税に係る課税除外について

テーマ６　固定資産税制度総論、その他の論点

４　「平成１３年度判例研究委員会の審議経過」について

第１回（平成 13 年　8 月 29 日）　固定資産税制度の概要
第２回（平成 13 年 11 月 16 日）　調査研究項目及び担当委員の決定
第３回（平成 13 年 12 月 21 日）　固定資産課税台帳の縦覧について（担当：西本委員）
第４回（平成 14 年　2 月 21 日）　固定資産評価基準の法的拘束力について（担当：増井委員）
第５回（平成 14 年　3 月 27 日）　固定資産税に係る課税除外について（担当：高野委員）
報告書（案）について

～判例資料集　編～

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
1	1	北 海 道	A	札幌市固定資産評価審査委員会	札幌地裁	平成6年(行ウ)第26号	H9.7.25	・７割通達の適法性
								・収益還元法を考慮しないことの合理性
								・標準宅地からの比準の合理性
								・賦課期日前の日を価格基準日とすることの適法性
								・更地主義の適法性
								・状況類似地域の選定は相当であるか
								・本件土地の固定資産評価額が時価を上回っているか否か
								・家屋の評価の基準時の合理性
								・再建築費評点基準表の適法性
								・減点補正の適法性
								・本件建物の登録価格が取引価格又は時価を上回っているか否か
	2		A	札幌市固定資産評価審査委員会	札幌高裁	平成9年(行コ)第10号	H11.11.24	・７割通達の適法性
								・収益還元法を考慮しないことの合理性
								・標準宅地からの比準の合理性
								・時点修正通知に従った評価の適法性
								・更地主義の適法性
								・状況類似地域の選定は相当であるか
								・本件土地の固定資産評価額が時価を上回っているか否か
								・家屋の評価の基準時の合理性
								・再建築費評点基準表の適法性
								・減点補正の適法性
								・本件建物の登録価格が取引価格又は時価を上回っているか否か
2	3		B	札幌市固定資産評価審査委員会	札幌地裁	平成10年(行ウ)第6号	H12.10.12	・価格調査基準日及び時点修正の範囲の設定の適法性
								・本件土地の登録価格が平成３年度の価格を上回っていることをもって、適正な時価を上回っていると言えるか
								・平成９年度の評価基準の違憲性及び違法性
								・平成９年度の再建築費評点基準表の違法性
								・物価水準による補正率を１．００としたことの合理性
								・本件家屋の登録価格は、正常な条件の下における取引価格を上回っているか

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
3	4		C	旭川市	旭川地裁	平成7年(ワ)第239号	H8.8.28	・第１次賦課決定及びその後の被告の対応の違法性
								・第１次賦課決定及びその後の被告の対応が違法である場合、市長及び担当職員の過失の有無
								・原告の損害の有無
4	5		D	旭川市長	旭川地裁	平成12年(行ウ)第5号	H13.6.26	・固定資産評価証明書交付請求拒否は行政事件訴訟法第３条第２項に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」であるか否かその処分性
								・地方税法における「裁判所に提出する場合の弁護士の評価証明書の交付請求権」の有無
5	6		E	苫小牧市固定資産評価審査委員会	札幌地裁	平成12年(行ウ)第28号	H13.5.17	・原告に原告適格があるか
								・決定の根拠を具体的に知りうる程度の評価方法、計算根拠等が示されていないことの違法性
6	7		F	北海道札幌中央道税事務所長	札幌地裁	平成7年(行ウ)第6号	H9.3.18	・土地の評価にあたって、所有者の具体的な利用目的等の主体的要素を加味すべきか
								・当該不動産は角地となるか
								・正面路線の認定は適正であったか
								・不動産取得税と登録免許税の、課税標準となる価格の評価年次が異なることの違法性
								・本件不動産の価格について、縦覧期間を設けなかったことの違法性
7	8		G	北海道札幌中央道税事務所長	札幌地裁	平成11年(行ウ)第1号	H11.6.24	・不動産取得税の課税標準となる適正な時価とは、不動産の取得価格となるか
								・当該不動産の立地条件の社会情勢変化は、地方税法第７３条の２１第１項但書きの規定に該当するか
8	9		H	小樽市固定資産評価審査委員会	札幌地裁	平成12年(行ウ)第17号	H13.5.29	・固定資産評価基準は、市町村長の税額決定に関して法的拘束力があるのか。
								・「適正な時価」については、固定資産評価基準によるのではなく不動産鑑定評価された
								物件については、鑑定評価を尊重すべきである。
9	10		Ⅰ	伊達市固定資産評価審査委員会	札幌地裁	平成9年(行ウ)第26号	H10.11.17	・当該家屋の固定資産評価額算出方法の適法性
	11		亡Ⅰ訴訟継承人Ｊ	伊達市固定資産評価審査委員会	札幌高裁	平成10年(行コ)第21号	H11.6.16	・当該家屋の固定資産評価額算出方法の適法性
10	12	青 森 県	A	八戸市	青森地裁	昭和57年(行ウ)第3号	S58.6.28	・本件訴えの適法性
								・私道に付設された路線価をもとに土地の評価額を算定することの適法性
								・家屋の評価方法の合理性
								・固定資産の実地調査を経ずにした固定資産評価の適法性
	13		A	八戸市	仙台高裁	昭和59年(行コ)第10号	S59.4.25	・固定資産の価格(評価額)の適法性を争う場合の争訟方法
	14		A	八戸市	最高裁	昭和60年(行ツ)第275号	S60.6.4	・原審判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違背があるか
11	15		A	八戸市固定資産評価審査委員会	青森地裁	昭和63年(行ウ)第1号	H2.3.20	・私道に付設された路線価をもとに土地の評価額を算定することの適法性
								・画地認定の合理性
								・袋地補正率の適用の合理性
								・家屋の評価方法の合理性
	16		A	八戸市固定資産評価審査委員会	仙台高裁	平成2年(行コ)第5号	H5.2.25	・私道に付設された路線価をもとに土地の評価額を算定することの適法性
								・画地認定の合理性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・袋地補正率の適用の合理性
								・家屋の評価方法の合理性
								・固定資産の実地調査が行われなかったことの違法性
								・再建築価格を基準とする評価方法の適法性
	17		A	八戸市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成5年(行ツ)第79号	H5.12.17	・原審判決には、理由不備の違法があるか
								・原審判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違背があるか
12	18	岩 手 県	A	盛岡市固定資産評価審査委員会	盛岡地裁	平成10年(行ウ)第8号	H12.3.3	・固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続きについて
								・７割通達の適法性
13	19	宮 城 県	A	仙台市固定資産評価審査委員会	仙台地裁	平成6年(行ウ)第23号	H8.10.8	・固定資産税を収益税ととらえるべきではないか、また、これを考慮せず決定を行ったことは不公平ではないか
								・地方税法第３８８条は「適正な時価」について，具体的な指針を与えておらず，白地的に委任を行っていることの違法性
								・租税法律主義の観点から固定資産税評価基準は憲法違反であるのではないか
								・通達によって基準日を前にずらすこと，評価額を一方的に引き上げることは，地方税法に違反し，租税法律主義に反するかどうか。
								・評価時期のずれによって，地価公示価格を上回る逆転現象が生じているのは，地方税法に違反するかどうか。
14	20		B	仙台市固定資産評価審査委員会	仙台地裁	平成6年(行ウ)第21号	H10.3.23	・本件土地を区分し評価していたが，そのうちの１つを地目を変更して評価したのは違法かどうか。
								・本件土地内の通路部分が「公共の用に供する道路」に該当し非課税とできるかどうか。
								とから，開発行為許可が必要だが同意を得られず開発できない土地があるが，宅地に比準してして評価したのは違法であるか否か
								・上記について，造成費相当額を控除しないのは違法かどうか。
15	21	秋 田 県	A	田沢湖町固定資産評価審査委員会	秋田地裁	平成3年(行ウ)第2号	H5.4.23	・昭和５０年自治省告示第２５２号による改正後の評価基準により算定した再建築費評点数に更に同告示に基づく評点補正率を乗じて得た評価の違法性
								・第二年次において部分別評価により算定した再建築費評点数をそのまま評価に用いたことの違法性
								・昭和５２年度の家屋の再建築費評点数に、その後の標準建物の再建築費評点数の上昇率を連乗する方法により算出された評価の違法性
								・審査申出に基づき行われた口頭審理の際、原告の主張が充分に聴取されないまま決定がなされたことの違法性
	22		A	田沢湖町固定資産評価審査委員会	仙台高裁	平成5年(行コ)第2号	H5.9.29	・昭和５０年自治省告示第２５２号による改正後の評価基準により算定した再建築費評点数に更に同告示に基づく評点補正率を乗じて得た評価の違法性
								・第二年次において部分別評価により算定した再建築費評点数をそのまま評価に用いたことの違法性
								・昭和５２年度の家屋の再建築費評点数に、その後の標準建物の再建築費評点数の上昇率を連乗する方法により算出された評価の違法性
								・審査申出に基づき行われた口頭審理の際、原告の主張が充分に聴取されないまま決定がなされたことの違法性
	23		A	田沢湖町固定資産評価審査委員会	最高裁	平成5年(行ツ)第192号	H6.6.21	・昭和５０年自治省告示第２５２号による改正後の評価基準により算定した再建築費評点数に更に同告示に基づく評点補正率を乗じて得た評価の違法性
								・第二年次において部分別評価により算定した再建築費評点数をそのまま評価に用いたことの違法性
								・昭和５２年度の家屋の再建築費評点数に、その後の標準建物の再建築費評点数の上昇率を連乗する方法により算出された評価の違法性
								・審査申出に基づき行われた口頭審理の際、原告の主張が充分に聴取されないまま決定がなされたことの違法性
	24		A	田沢湖町固定資産評価審査委員会	仙台高裁	平成6年(行ソ)第1号	H6.8.31	・昭和５０年自治省告示第２５２号による改正後の評価基準により算定した再建築費評点数に更に同告示に基づく評点補正率を乗じて得た評価の違法性
					再審請求			・第二年次において部分別評価により算定した再建築費評点数をそのまま評価に用いたことの違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・昭和５２年度の家屋の再建築費評点数に、その後の標準建物の再建築費評点数の上昇率を連乗する方法により算出された評価の違法性
								・審査申出に基づき行われた口頭審理の際、原告の主張が充分に聴取されないまま決定がなされたことの違法性
16	25		A	田沢湖町固定資産評価審査委員会	秋田地裁	平成6年(行ウ)第4号	H7.12.25	・固定資産税課税台帳に登録された家屋の評価が固定資産評価基準に則っているものとしてこれを是認した審査決定が適法かどうか
	26		A	田沢湖町固定資産評価審査委員会	仙台高裁	平成8年(行コ)第1号	H8.10.30	・固定資産税課税台帳に登録された家屋の評価が固定資産評価基準に則っているものとしてこれを是認した審査決定が適法かどうか
17	27	福 島 県	A	郡山市固定資産評価審査委員会	福島地裁	平成3年(行ウ)第10号	H8.4.22	・審査手続きの違法の有無
								・審理不尽の違法の有無
	28		A	郡山市固定資産評価審査委員会	仙台高裁	平成8年(行コ)第8号	H10.5.19	・審査手続きの違法の有無
								・審理不尽の違法の有無
	29		郡山市固定資産評価審査委員会	A	最高裁	平成10年(行ツ)第225号	H11.6.10	・上告却下
18	30		B	郡山市固定資産評価審査委員会	福島地裁	平成3年(行ウ)第11号	H8.4.22	・審査手続きの違法の有無
								・審理不尽の違法の有無
	31		B	郡山市固定資産評価審査委員会	仙台高裁	平成8年(行コ)第9号	H10.5.19	・審査手続きの違法の有無
								・審理不尽の違法の有無
	32		郡山市固定資産評価審査委員会	B	最高裁	平成10年(行ツ)第226号	H11.6.10	・上告却下
19	33		C	郡山市固定資産評価審査委員会	福島地裁	平成3年(行ウ)第12号	H8.4.22	・審査手続きの違法の有無
								・審理不尽の違法の有無
	34		C	郡山市固定資産評価審査委員会	仙台高裁	平成8年(行コ)第10号	H9.10.29	・審査手続きの違法の有無
								・審理不尽の違法の有無
	35		郡山市固定資産評価審査委員会	C	最高裁	平成10年(行ツ)第44号	H12.4.21	・上告却下
20	36		D	天栄村長	福島地裁	平成11年(行ウ)第1号	H12.11.28	・個人所有地の非課税の是非
	37		D	天栄村長	仙台高裁	平成12年(行コ)第17号	H13.6.26	・個人所有地の非課税の是非
21	38		E	表郷村固定資産評価審査委員会	福島地裁	平成12年(行ウ)第7号	H13.7.31	・ゴルフ場に係る土地について、平成12年度の固定資産の評価及び同年度の固定資産税の課税標準額価格の決定等は適法であったか。
								・適正な時価であったか。
								・固定資産評価審査委員会の審理・決定等の手続は適正であったか。
22	39	茨 城 県	A	茨城県土浦県税事務所長	水戸地裁	平成6年(行ウ)第2号	H8.3.27	・固定資産評価基準に係る評点数の付設の適否について（不動産取得税に係るもの）
	40		A	茨城県土浦県税事務所長	東京高裁	平成8年(行コ)第42号	H11.3.30	・固定資産評価基準に係る評点数の付設の適否について（不動産取得税に係るもの）
	41		A	茨城県土浦県税事務所長	最高裁	平成11年(行ツ)第167号	H11.9.30	・同上
23	42	栃 木 県	A	河内町長、河内町長個人	宇都宮地裁	平成4年(行ウ)第4号	H9.10.29	・地目認定の適法性
								・価格決定についての町長個人の損害賠償責任
	43		A	河内町長、河内町長個人	東京高裁	平成9年(行コ)第194号	H11.12.27	・地目認定の適法性
								・価格決定についての町長個人の損害賠償責任

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	44		A	河内町長、河内町長個人	最高裁	平成12年(行ツ)第127号	H12.11.27	・控訴審と同じ
24	45		B	藤岡町長及び藤岡町	宇都宮地裁	平成6年(行ウ)第5号	H7.6.28	・固定資産評価審査委員会の審査決定の適法性
								・不当利得返還請求の適法性
	46		B	藤岡町長	東京高裁	平成7年(行コ)第105号	H8.7.17	・固定資産評価審査委員会の審査決定の適法性
25	47		C	栃木県	宇都宮地裁	平成7年(ワ)第85号	H7.9.5	・訴訟手続の適法性
								・納税義務者認定の適法性
26	48		D	野木町長、野木町長個人	宇都宮地裁	平成9年(行ウ)第6号	H10.5.14	・課税免除の適法性
								・課税免除についての町長個人の損害賠償責任
	49		D	野木町長、野木町長個人	東京高裁	平成10年(行コ)第92号	H11.9.21	・課税免除の適法性
								・課税免除についての町長個人の損害賠償責任
27	50		E	栃木県宇都宮県税事務所長、栃木県	宇都宮地裁	昭和52年(行ウ)第1号	S56.10.15	・新築工事中家屋が課税客体となる時期
	51		栃木県宇都宮県税事務所長	E	東京高裁	昭和57年(行コ)第80号	S57.11.30	・新築工事中家屋が課税客体となる時期
	52		F	栃木県宇都宮県税事務所長	最高裁	昭和59年(行ツ)第19号	S59.12.7	・新築工事中家屋が課税客体となる時期
28	53	群 馬 県	A	榛名町長個人	前橋地裁	昭和62年(行ウ)第7号	H3.10.22	・税の算出根拠となる地積の適法性について
29	54		B	水上町固定資産評価審査委員会	前橋地裁	平成3年(行ウ)第5号	H4.12.4	・家屋の固定資産評価の方法等について（木造部分の評価・実際の建築費を超える評価・評価手続き等）
								・部分別評価の適法性について（屋根、天井及び外部の仕上げ・基礎及び仮設工事等）
	55		B	水上町固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成4年(行コ)第147号	H5.8.23	・本件建物の主体構造はコンクリートブロック造りとして評価されているが、これは適正な評価であるか
30	56		C	伊勢崎市固定資産評価審査委員会	前橋地裁	平成6年(行ウ)第5号	H8.9.10	・固定資産評価基準の違憲性
								・固定資産評価基準に基づく本件評価決定の違憲性
								・立法形式からみた固定資産評価基準の違憲性
								・本件評価決定の固定資産評価基準違反
								・本件評価決定における評価の違法性
								・本件評価決定における手続違反（実地調査の欠陥）
								・審査手続の違法性
	57		C	伊勢崎市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成8年(行コ)第117号	H10.1.27	・第一審判決を取り消すこと
								・委員会の棄却決定を取り消すこと
								・正面単価及び側方加算に誤りがあり、適正価格を超える部分を取り消すこと
31	58		D	桐生市固定資産評価審査委員会	前橋地裁	平成8年(行ウ)第4号	H8.7.23	・原告の異議申立が、行政不服審査法第５８条に基づく不服申立てであって審査申出期間を定めた地方税法第４３２条第１項の規定の適用がないものであるかどうか
								・地方税法第４３２条第１項の規定の適用がないものであるかどうか
								・審査申出期間経過を理由とする審査申出却下決定が権利の濫用に当たり無効かどうか
	59		D	桐生市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成8年(行コ)第103号	H8.11.21	・原告の異議申立が、行政不服審査法第５８条に基づく不服申立てであって審査申出期間を定めた地方税法第４３２条第１項の規定の適用がないものであるかどうか

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・審査申出期間経過を理由とする審査申出却下決定が権利の濫用に当たり無効かどうか
32	60		D	桐生市固定資産評価審査委員会	前橋地裁	平成10年(行ウ)第2号	H12.9.29	・平成９年度の評価決定の適法性
	61		D	桐生市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第284号	H13.2.6	・平成９年度の評価決定の適法性
33	62	埼 玉 県	A	所沢市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成11年(行ウ)第39号	H12.9.4	・争点が整理される前に取下げ
34	63		B	本庄市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成11年(行ウ)第34号	H12.3.13	・答弁書に押印された公印（市長印）は、公印規定等に違反し、答弁書の作成手続きに重大な違法があり、これを正式な答弁として取り扱った審査委員会の決定は無効か
								・当該固定資産に対する課税自体が地方税法第５条第２項の規定に反しているか
	64		B	本庄市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第149号	H12.8.1	・答弁書に押印された公印（市長印）は、公印規定等に違反し、答弁書の作成手続きに重大な違法があり、これを正式な答弁として取り扱った審査委員会の決定は無効か
35	65		C	東松山市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成7年(行ウ)第1号	H9.11.17	・固定資産評価基準による評価の妥当性について
								・課税地目認定について
								・標準宅地からの比準方法の妥当性について
								・地価下落に対応して税額を引き下げることについて
								・介在山林の評価方法について
								・崖地補正率の適用について
								・標準宅地の鑑定評価額における環境条件について
36	66		D	越谷市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成8年(行ウ)第22号	H10.1.26	・本件土地の平成８年度登録価格決定の適法性について
								・審査決定手続きの適法性
	67		D	越谷市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成10年(行コ)第46号	H10.9.30	・本件土地の平成８年度登録価格決定の適法性について
								・審査決定手続きの適法性
37	68		E	戸田市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成元年(行ウ)第21号	H4.5.25	・固定資産価格を決定する際の実地調査等の方法は、適正であったか。
38	69		F	新座市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	昭和63年(行ウ)第11号	H6.4.25	・専用住宅の固定資産の登録価格が近隣地域の２．４倍となっているのは不均衡であり違法ではないか
								・固定資産評価審査委員会の委員３人は、不適格であり、地方税法４２３条に違反するのではないか
								・固定資産評価審査委員会が市長部局から独立したものとして設置されていないのは地方税法４２３条に違反するのではないか
39	70		G	八潮市長	浦和地裁	平成2年(ワ)第170号	H4.2.24	・住宅用地に対する固定資産税の特例の適用について、その適用につき申告義務を課し、申告しなかった者に軽減しなかったことの過失及び違法性
								・地方税法１７条の５（更正、決定の期間制限）、１８条の３（還付金の消滅時効）の期間を過ぎてしまったものの取扱いについて
40	71		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成9年(行ウ)第28号	H11.12.20	・農業用施設用地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
	72		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第35号	H12.4.26	・農業用施設用地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・利用状況による比準割合について
	73		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第234号	H12.10.19	・農業用施設用地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
41	74		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成9年(行ウ)第29号	H11.12.20	・農業用施設用地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
	75		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第36号	H12.6.20	・農業用施設用地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
	76		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第277号	H12.10.19	・農業用施設用地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
42	77		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成9年(行ウ)第30号	H11.12.20	・地目の選定について
								・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
	78		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第37号	H12.5.17	・地目の選定について
								・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・利用状況による比準割合について
	79		H	蓮田市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第285号	H12.10.19	・地目の選定について
								・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・利用状況による比準割合について
43	80		I	蓮田市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成9年(行ウ)第31号	H11.12.20	・雑種地の評価方法について

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
	81		I	蓮田市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第38号	H12.5.31	・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・利用状況による比準割合について
	82		I	蓮田市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第284号	H12.10.19	・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・利用状況による比準割合について
44	83		I	蓮田市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成9年(行ウ)第32号	H11.12.20	・雑種地の評価方法について
								・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
	84		I	蓮田市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第39号	H12.7.18	・地目の選定について
								・利用状況による比準割合について
	85		I	蓮田市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第281号	H12.10.19	・地目の選定について
								・利用状況による比準割合について
45	86		J	蓮田市固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成9年(行ウ)第33号	H11.12.20	・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・造成費算定について
								・利用状況による比準割合について
	87		J	蓮田市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第40号	H12.6.14	・地目の選定について
								・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・利用状況による比準割合について
	88		J	蓮田市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第265号	H12.10.19	・地目の選定について
								・雑種地の評価方法について
								・標準地の選定について
								・利用状況による比準割合について
46	89		J	妻沼町固定資産評価審査委員会	浦和地裁	平成11年(行ウ)第13号	H11.2.22	・７割評価通達の適法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・賦課期日前の日を基準日とすることの適法性
								・画地計算方法の適用は適正であったか
47	90	千 葉 県	A	千葉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成11年(行ウ)第43号	H11.11.11	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
	91		A	千葉市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第258号	H12.3.6	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
	92		A	千葉市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第158号 平成12年(行ヒ)第103号	H12.6.27	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
48	93		A	千葉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成12年(行ウ)第76号	H13.3.9	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
	94		A	千葉市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第84号	H13.6.12	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
49	95		B	千葉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成10年(行ウ)第59号	H10.12.18	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
	96		B	千葉市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第6号	H11.4.13	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
	97		B	千葉市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第146号 平成12年(行ヒ)第43号	H11.10.8	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
50	98		B	千葉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成11年(行ウ)第46号	H11.10.22	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
	99		B	千葉市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第247号	H12.2.24	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
	100		B	千葉市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第140号 平成12年(行ヒ)第73号	H12.6.13	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
51	101		B	千葉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成12年(行ウ)第75号	H13.4.17	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性
52	102		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第47号	H9.12.24	納税通知処分・督促処分の違法性
	103		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第3号	H10.7.1	賦課処分と督促処分別個の処分である。
	104		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成10年(行ツ)第262号 平成10年(行ヒ)第67号	H10.11.12	
53	105		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第32号	H9.10.15	地方税法第434条第2項の違憲性
	106		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成9年(行コ)第158号	H10.4.13	地方税法第434条第2項の違憲性
	107		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成10年(行ツ)第192号 平成10年(行ヒ)第74号	H10.11.12	地方税法第434条第2項の違憲性
54	108		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第56号	H10.10.15	賦課処分の違法性
	109		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第184号	H11.3.16	地方税法第434条第2項の違憲性
	110		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成11年(行ツ)第141号 平成11年(行ヒ)第109号	H11.10.8	地方税法第434条第2項の違憲性
55	111		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第51号	H12.1.19	賦課処分の違法性
	112		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成12年(行コ)第46号	H12.5.31	賦課処分の違法性
	113		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第259号 平成12年(行ヒ)第260号	H12.11.10	賦課処分の違法性
56	114		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第85号	H13.3.6	賦課処分の違法性
	115		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成13年(行コ)第85号	H13.6.20	賦課処分の違法性
57	116		B	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第57号	H10.12.18	地方税法第434条第2項の違憲性
	117		B	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成11年(行コ)第6号	H11.4.13	地方税法第434条第2項の違憲性
	118		B	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成11年(行ツ)第146号 平成11年(行ヒ)第112号	H11.10.8	地方税法第434条第2項の違憲性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
58	119		B	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第50号	H11.11.10	賦課処分の違法性
	120		B	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成11年(行コ)第259号	H12.2.28	賦課処分の違法性
	121		B	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第156号 平成12年(行ヒ)第150号	H12.6.22	賦課処分の違法性
59	122		B	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第87･88号	H13.4.17	賦課処分の違法性
60	123		B	千葉市中央区長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第44号	H9.12.17	地方税法第434条第2項の違憲性
	124		B	千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第2号	H10.5.21	地方税法第434条第2項の違憲性
	125		B	千葉市中央区長、千葉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第231号 平成10年(行ヒ)第39号	H10.11.10	地方税法第434条第2項の違憲性
61	126		B	千葉市中央区長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第50号	H10.2.27	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	127		B	千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第43号	H10.7.17	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	128		B	千葉市中央区長	最高裁	平成10年(行ツ)第288号 平成10年(行ヒ)第88号	H11.1.29	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
62	129		B	千葉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第85･90号	H10.1.26	納税通知処分の違法性
	130		B	千葉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第26号	H10.7.14	地方税法第434条第2項の違憲性
	131		B	千葉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第274号 平成10年(行ヒ)第80号	H10.12.17	納税通知書に評価額等については、審査請求することができない旨の記載があるのは違法である
63	132		B	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第6･16号	H10.5.29	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	133		B	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第103号	H10.9.21	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	134		B	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成10年(行ツ)第307号 平成10年(行ヒ)第98号	H11.2.9	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
64	135		B	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第26･31号	H10.10.15	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	136		B	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第181号	H11.2.24	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	137		B	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成10年(行ツ)第121号 平成10年(行ヒ)第79号	H11.9.17	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
65	138		C	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第75号	H10.11.25	納税通知書に第１期ないし第4期の納付額を記載することは違法か
	139		C	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成11年(行コ)第9号	H11.3.31	納税通知書に第１期ないし第4期の納付額を記載することは違法か
	140		C	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第152号 平成12年(行ヒ)第111号	H12.9.7	納税通知書に第１期ないし第4期の納付額を記載することは違法か
66	141		C	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第12号	H11.7.12	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	142		C	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成11年(行コ)第183号	H11.12.7	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	143		C	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第44号 平成12年(行ヒ)第48号	H12.3.21	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
67	144		C	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第45号	H11.9.27	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	145		C	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成11年(行コ)第233号	H12.1.19	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	146		C	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第90号 平成12年(行ヒ)第90号	H12.4.28	地方税法432条第3項第434条第2項の違法性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
68	147		C	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第70号	H11.12.17	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	148		C	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成12年(行コ)第7号	H12.3.27	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	149		C	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第189号 平成12年(行ヒ)第181号	H12.9.7	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
69	150		C	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第89号	H12.2.18	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	151		C	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成12年(行コ)第87号	H12.6.22	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	152		C	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第279号 平成12年(行ヒ)第272号	H12.11.14	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
70	153		C	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第28･35号	H12.12.5	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	154		C	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成12年(行コ)第326号	H13.4.24	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
71	155		B	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第52号	H13.2.27	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
	156		C	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成13年(行コ)第80号	H13.5.30	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
72	157		B	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第78号	H13.4.17	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
73	158		C	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第95号	H13.7.13	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、納税通知書の記載の違法性、審査請求前置主義の違法性
74	159		A	千葉市中央区長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第45号	H9.11.10	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	160		A	千葉市中央区長	東京高裁	平成9年(行コ)第179号	H10.2.26	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	161		A	千葉市中央区長	最高裁	平成10年(行ツ)第148号 平成10年(行ヒ)第6号	H10.12.4	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
75	162		A	千葉市中央区長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第61･91号	H10.2.23	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	163		A	千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第47号	H10.9.10	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
	164		A	千葉市中央区長	最高裁	平成10年(行ツ)第306号 平成10年(行ヒ)第58号	H11.2.4	平成9年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある
76	165		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第7･17･23･30号	H10.10.15	督促処分の違法性
	166		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第185号	H11.4.28	督促処分の違法性
	167		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成11年(行ツ)第189号 平成11年(行ヒ)第144号	H11.9.30	督促処分の違法性
77	168		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第54号	H10.10.15	賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	169		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成10年(行コ)第184号	H11.3.16	賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	170		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成11年(行ツ)第141号 平成11年(行ヒ)第98号	H11.10.8	賦課処分と督促処分は別個の処分か。
78	171		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第11号	H11.7.21	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	172		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成11年(行コ)第189号	H11.12.22	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	173		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第70号 平成12年(行ヒ)第74号	H12.4.28	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
79	174		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第44号	H11.10.20	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	175		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成11年(行コ)第248号	H12.3.28	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	176		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第182号 平成12年(行ヒ)第171号	H12.9.7	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
80	177		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第57号	H11.11.15	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	178		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成12年(行コ)第266号	H12.3.28	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	179		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第181号 平成12年(行ヒ)第170号	H12.9.12	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
81	180		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第90号	H12.1.24	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	181		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成12年(行コ)第44号	H12.5.24	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	182		A	千葉市長、千葉市中央区長	最高裁	平成12年(行ツ)第253号 平成12年(行ヒ)第253号	H12.11.10	
82	183		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第27号	H12.11.7	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	184		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成12年(行コ)第297号	H13.3.29	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
83	185		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第54号	H12.12.22	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	186		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成13年(行コ)第31号	H13.3.28	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
84	187		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第84号	H13.2.27	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	188		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成12年(行コ)第85号	H13.6.20	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
85	189		A	千葉市長、千葉市中央区長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第94号	H13.4.17	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
	190		A	千葉市長、千葉市中央区長	東京高裁	平成13年(行コ)第127号	H13.8.28	地方税法432条第3項第434条第2項の違憲性、賦課処分と督促処分は別個の処分か。
86	191		C	佐倉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第49号	H9.11.10	督促処分の正当性
87	192		C	佐倉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第69号	H9.12.22	督促処分の正当性
	193		C	佐倉市長	東京高裁	平成9年(行コ)第201号	H10.1.20	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	194		C	佐倉市長	東京高裁	平成9年(行コ)第213号	H10.6.23	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	195		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第115号、 平成10年(行ヒ)第1号	H10.6.16	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	196		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第253号、 平成10年(行ヒ)第57号	H10.12.8	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
88	197		C	佐倉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第70号	H10.2.2	督促処分の正当性
	198		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第16号	H10.5.27	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	199		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第232号、 平成10年(行ヒ)第40号	H10.10.22	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
89	200		C	佐倉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第74号	10.2.2	督促処分の正当性
	201		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第14号	H10.5.27	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	202		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第230号、 平成10年(行ヒ)第38号	H10.11.10	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
90	203		C	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第73,77,81号	H10.1.26	督促処分の正当性
	204		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第25号	H10.6.22	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	205		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第260号、 平成10年(行ヒ)第65号	H10.11.20	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
91	206		C	佐倉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第78号	H10.2.2	督促処分の正当性
	207		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第17号	H10.7.9	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	208		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第269号、 平成10年(行ヒ)第72号	H10.11.20	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
92	209		C	佐倉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第82号	H10.2.2	督促処分の正当性
	210		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第15号	H10.6.30	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	211		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第261号、 平成10年(行ヒ)第66号	H10.12.8	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
93	212		C	佐倉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第64,67,68,75,76,79,80号	H10.3.25	督促処分の正当性
	213		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第61号	H10.9.16	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	214		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第309号、平成10年(行ヒ)第100号	H11.2.4	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
94	215		C	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第9号	H10.4.24	督促処分の正当性
	216		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第80号	H10.8.27	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	217		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第305号、平成10年(行ヒ)第96号	H11.2.26	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
95	218		C	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第27号	H10.7.27	督促処分の正当性
	219		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第138号	H10.11.30	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	220		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第62号、平成10年(行ヒ)第18号	H11.4.27	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
96	221		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第28号	H11.8.9	督促処分の正当性
	222		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第196号	H11.11.18	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	223		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第12号、平成12年(行ヒ)第10号	H12.3.9	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
97	224		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第27号	H11.9.27	督促処分の正当性
	225		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第229号	H12.2.23	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	226		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第177号、平成12年(行ヒ)第166号	H12.9.8	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
98	227		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第72号	H11.11.24	督促処分の正当性
	228		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第271号	H12.3.28	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	229		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第201号、平成12年(行ヒ)第196号	H12.9.8	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
99	230		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第71号	H12.1.20	督促処分の正当性
	231		C	佐倉市長	東京高裁	平成12年(行コ)第47号	H12.4.26	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	232		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第223号、平成12年(行ヒ)第215号	H12.9.28	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
100	233		C	佐倉市長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第11号	H12.3.27	督促処分の正当性
	234		C	佐倉市長	東京高裁	平成12年(行コ)第138号	H12.7.4	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	235		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第290号、平成12年(行ヒ)第281号	H12.10.31	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
101	236		C	佐倉市長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第13号	H12.6.15	督促処分の正当性
	237		C	佐倉市長	東京高裁	平成12年(行コ)第229号	H12.10.24	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	238		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第20号、平成12年(行ヒ)第19号	H13.3.23	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
102	239		C	佐倉市長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第23,34号	H12.11.21	督促処分の正当性
	240		C	佐倉市長	東京高裁	平成12年(行コ)第328号	H13.2.27	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	241		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第139号、平成12年(行ヒ)第129号	H13.6.26	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
103	242		C	佐倉市長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第64号	H13.2.27	督促処分の正当性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	243		C	佐倉市長	東京高裁	平成12年(行コ)第82号	H13.6.7	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
104	244		C	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第65号	H10.11.25	督促処分の正当性
	245		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第8号	H11.4.22	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（棄却）の正当性
	246		C	佐倉市長	最高裁	平成11年(行ツ)第184号、平成12年(行ヒ)第139号	H12.3.3	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（棄却）の合憲性及び正当性
105	247		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第4号	H11.5.24	督促処分の正当性
	248		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第150号	H11.9.29	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	249		C	佐倉市長	最高裁	平成11年(行ツ)第278号、平成12年(行ヒ)第213号	H12.4.28	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
106	250		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第13号	H11.7.9	督促処分の正当性
	251		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第180号	H12.3.30	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
	252		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第203号、平成12年(行ヒ)第198号	H12.9.8	不服申立ての前置がない出訴に対する原判決（却下）の正当性
107	253		C	佐倉市長	千葉地裁	平成3年(行ウ)第6号	H4.3.27	差押・参加差押処分の正当性
	254		C	佐倉市長	東京高裁	平成4年(行コ)第42号	H4.11.26	差押・参加差押処分の正当性
	255		C	佐倉市長	最高裁	平成5年(行ツ)第36号	H5.6.24	差押・参加差押処分の正当性
108	256		C	佐倉市長	千葉地裁	平成6年(行ウ)第25号	H7.12.18	督促処分・異議申立ての正当性
109	257		C	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第11号,第15号	H10.7.16	滞納警告処分・督促処分の正当性
	258		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第131号	H11.1.27	滞納警告処分・督促処分の正当性
	259		C	佐倉市長	最高裁	平成11年(行ツ)第99号、平成11年(行ヒ)第54号	H11.6.24	滞納警告処分・督促処分の正当性
110	260		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第56号	H11.11.24	参加差押処分の正当性
111	261		C	佐倉市長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第76,79号	H12.1.28	公売申立てをした土地の維持管理責任・当該土地を購買決定しないことの違法確認
112	262		C	佐倉市長，東京国税局長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第83号	H12.2.9	公売申立てをした土地の維持管理責任
	263		C	佐倉市長，東京国税局長	東京高裁	平成12年(行コ)第103号	H12.6.22	公売申立てをした土地の維持管理責任
	264		C	佐倉市長，東京国税局長	最高裁	平成12年(行ツ)第278号、平成12年(行ヒ)第271号	H12.10.27	公売申立てをした土地の維持管理責任
113	265		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第49号	H11.12.6	督促処分の正当性・公売申立てをした土地の維持管理責任
	266		C	佐倉市長	東京高裁	平成12年(行コ)第5号	H12.4.12	督促処分の正当性・公売申立てをした土地の維持管理責任
	267		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第206号、平成12年(行ヒ)第204号	H12.9.22	督促処分の正当性・公売申立てをした土地の維持管理責任
114	268		C	佐倉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成7年(行ウ)第20号	H8.1.26	審査申出の却下決定の適法性
115	269		C	佐倉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成11年(行ウ)第8,15号	H11.6.28	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、審査申出却下決定の適法性
	270		C	佐倉市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第168号	H11.12.22	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、審査申出却下決定の適法性
	271		C	佐倉市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第68号、平成12年(行ヒ)第97号	H12.5.30	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、審査申出却下決定の適法性
116	272		C	佐倉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成12年(行ウ)第31号	H12.11.17	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、審査申出却下決定の適法性等
117	273		B	佐倉市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成12年(行ウ)第53,65号	H13.2.27	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、審査申出却下決定の適法性等

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	274		C	佐倉市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成13年(行コ)第81号	H13.6.20	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、審査申出却下決定の適法性等
118	275		B	佐倉市長	千葉地裁	平成4年(行ウ)第20号	H5.3.31	市街化区域農地の宅地並課税の適法性、訴えの利益
	276		B	佐倉市長	東京高裁	平成5年(行コ)第73号	H5.8.25	市街化区域農地の宅地並課税の適法性、訴えの利益
	277		B	佐倉市長	最高裁	平成5年(行ツ)第181号	H6.2.3	市街化区域農地の宅地並課税の適法性、訴えの利益
119	278		B	佐倉市長	千葉地裁	平成5年(行ウ)第16号	H6.7.29	市街化区域農地の宅地並課税の有無、税額算出過程の納税通知書上の明示は必要か否か、等
	279		C	佐倉市長	東京高裁	平成6年(行コ)第140号	H7.3.27	市街化区域農地の宅地並課税の有無、税額算出過程の納税通知書上の明示は必要か否か、等
	280		C	佐倉市長	最高裁	平成7年(行サ)第29号	H7.4.13	市街化区域農地の宅地並課税の有無、税額算出過程の納税通知書上の明示は必要か否か、等
120	281		B	佐倉市長	千葉地裁	平成6年(行ウ)第18号	H7.12.18	審査申出の却下決定及び賦課処分の適法性
	282		C	佐倉市長	東京高裁	平成7年(行コ)第165号	H8.3.8	審査申出の却下決定及び賦課処分の適法性
	283		C	佐倉市長	最高裁	平成8年(行サ)第4号	H8.6.19	審査申出の却下決定及び賦課処分の適法性
121	284		B	佐倉市長	千葉地裁	平成7年(行ウ)第22号	H8.6.5	賦課処分及び異議申立却下決定処分の適法性
122	285		B	佐倉市長	千葉地裁	平成9年(行ウ)第43号	H9.12.24	賦課処分の正当性
	286		C	佐倉市長	東京高裁	平成9年(行コ)第197号	H9.12.25	控訴手続が原審判決前のため却下
	287		C	佐倉市長	東京高裁	平成9年(行コ)第211号	H10.6.30	賦課処分の正当性
	288		C	佐倉市長	最高裁	平成10年(行ツ)第181号	H10.10.13	賦課処分の正当性
123	289		B	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第38号	H10.12.11	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	290		B	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第7号	H11.3.10	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	291		B	佐倉市長，佐倉市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成11年(行ツ)第140号、平成11年(行ヒ)第97号	H11.9.9	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
124	292		B	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第48号	H10.11.27	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	293		B	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第5号	H11.3.30	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	294		B	佐倉市長	最高裁	平成11年(行ツ)第154号、平成11年(行ヒ)第113号	H11.9.9	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
125	295		C	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第46号	H10.11.27	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	296		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第4号	H11.3.17	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	297		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第145号、平成12年(行ヒ)第105号	H11.9.9	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
126	298		C	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第47号	H10.10.15	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	299		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第183号	H11.6.2	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	300		C	佐倉市長	最高裁	平成11年(行ツ)第201号、平成11年(行ヒ)第155号	H11.9.9	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
127	301		C	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第49号	H10.9.28	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	302		C	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第170号	H11.1.26	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	303		C	佐倉市長	最高裁	平成11年(行ツ)第100号、平成11年(行ヒ)第55号	H11.7.16	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
128	304		B	佐倉市長	千葉地裁	平成10年(行ウ)第50号	H10.11.27	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	305		B	佐倉市長	東京高裁	平成10年(行コ)第3号	H11.4.15	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
	306		B	佐倉市長	最高裁	平成11年(行ツ)第168号、平成11年(行ヒ)第125号	H11.10.8	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性
129	307		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第25号	H11.10.1	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	308		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第232号	H12.2.29	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	309		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第157号、平成12年(行ヒ)第151号	H12.6.23	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
130	310		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第24,32,36号	H11.10.4	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	311		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第236号	H11.12.21	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	312		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第66号、平成12年(行ヒ)第70号	H12.6.23	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
131	313		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第29号	H11.9.24	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	314		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第234号	H12.1.25	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	315		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第107号、平成12年(行ヒ)第102号	H12.6.13	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
132	316		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第23号	H11.9.22	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	317		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第228号	H12.2.21	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	318		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第150号、平成12年(行ヒ)第145号	H12.7.11	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
133	319		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第31号	H11.9.22	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	320		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第230号	H12.2.8	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	321		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第138号、平成12年(行ヒ)第136号	H12.6.13	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
134	322		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第35号	H11.9.22	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	323		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第231号	H12.1.19	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	324		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行サ)第8号	H12.2.9	上告提起が控訴審判決言渡前であるので却下
135	325		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第26号	H11.8.26	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	326		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第211号	H12.12.22	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	327		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第69号、平成12年(行ヒ)第73号	H12.4.13	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
136	328		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第30号	H11.8.26	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	329		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第212号	H11.11.29	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	330		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第41号、平成12年(行ヒ)第45号	H12.4.13	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
137	331		C	佐倉市長	千葉地裁	平成11年(行ウ)第34号	H11.8.26	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	332		C	佐倉市長	東京高裁	平成11年(行コ)第213号	H11.12.16	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
	333		C	佐倉市長	最高裁	平成12年(行ツ)第65号、平成12年(行ヒ)第69号	H12.4.13	地方税法第432条第3項及び第434条第2項の合憲性、同条項を記載した納税通知処分の適法性、異議申立て棄却決定の適法性
138	334		C	佐倉市長	千葉地裁	平成12年(行ウ)第74号	H13.4.17	賦課決定処分の正当性、他
139	335		D	東金市固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成11年(行ウ)第73号	H12.9.12	雑種地の評価について

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	336		D	東金市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第276号	H13.4.12	雑種地の評価について
140	337		E	四街道市長	千葉地裁	平成8年(行ウ)第30号	H8.12.25	土地の実勢価格が下落しているのに、負担調整措置により税額があがるのは違法か。
141	338		F	沼南町固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成6年(行ウ)第19号	H10.12.10	法的に建築不能の土地の評価が適正か否か。
	339		F	沼南町固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第19号	H11.9.16	法的に建築不能の土地の評価が適正か否か。
142	340		G	睦沢町固定資産評価審査委員会	千葉地裁	平成9年(行ウ)第22号	H11.3.19	台風による浸水被害家屋に対する、固定資産評価基準に基づく評価が適正か否か。
143	341	東　京　都	A	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第235号	H8.9.11	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・都市計画街路予定地の減額割合の違法性
	342		東京都固定資産評価審査委員会	A	東京高裁	平成8年(行コ)第118号	H10.5.27	・原判決と同様
144	343		B	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第247号	H8.9.20	・本件口頭審理手続きの違法性
145	344		C	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第273号	H9.3.27	・適正な時価の算定の違法性
								・評価基準等による評価の違法性
	345		C	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成9年(行コ)第56号	H9.7.30	・原判決と同様
146	346		D	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第33号	H9.8.29	・適正な時価の算定の違法性
147	347		E	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第129号	H9.12.18	・家屋評価の違法性
148	348		F	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第254号	H10.1.21	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
	349		F	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成10年(行コ)第29号	H11.2.25	・一審判決と同様
149	350		G	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第206号	H10.1.22	・家屋評価の違法性
150	351		H	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第277号	H10.3.18	・適正な時価の算定の違法性
								・袋地補正率の違法性
151	352		I	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第150号	H10.4.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	353		東京都固定資産評価審査委員会	I	東京高裁	平成11年(行コ)第105号	H12.2.23	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
152	354		J	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第242号	H10.12.10	・都市計画街路予定地の減額割合の違法性
								・適正な時価の算定の違法性
								・地目認定の違法性
153	355		K	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第255号	H10.12.22	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・同一画地認定と不整形補正の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	356		K	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第46号	H12.7.26	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
154	357		L	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第111号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・交通・接近条件等の格差率、奥行補正率の適否
	358		東京都固定資産評価審査委員会	L	東京高裁	平成11年(行コ)第113号	H12.8.30	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
155	359		M	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第113号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・標準宅地の基準容積率の差異に基づく補正・地域格差率補正等の適否
	360		東京都固定資産評価審査委員会	M	東京高裁	平成11年(行コ)第119・207号	H12.6.29	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
156	361		N	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第129号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	362		東京都固定資産評価審査委員会	N	東京高裁	平成11年(行コ)第114号	H12.5.18	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
157	363		O	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第130号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	364		東京都固定資産評価審査委員会	O	東京高裁	平成10年(行コ)第99号	H12.3.8	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
158	365		P	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第133号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	366		東京都固定資産評価審査委員会	P	東京高裁	平成11年(行コ)第115号	H12.3.8	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
159	367		Q	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第135号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	368		東京都固定資産評価審査委員会	Q	東京高裁	平成11年(行コ)第110号	H11.11.29	・適正な時価の算定の違法性
160	369		R	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第140号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	370		東京都固定資産評価審査委員会	R	東京高裁	平成11年(行コ)第132号	H12.8.30	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
161	371		S	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第141号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
162	372		T	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第142号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	373		東京都固定資産評価審査委員会	T	東京高裁	平成11年(行コ)第120号	H12.2.23	・適正な時価の算定の違法性
163	374		U	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第143号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	375		東京都固定資産評価審査委員会	U	東京高裁	平成11年(行コ)第101号	H12.2.10	・適正な時価の算定の違法性
164	376		V	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第144号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	377		東京都固定資産評価審査委員会	V	東京高裁	平成11年(行コ)第118号	H11.11.24	・適正な時価の算定の違法性
165	378		W	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第145号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	379		東京都固定資産評価審査委員会	W	東京高裁	平成11年(行コ)第106号	H12.1.26	・適正な時価の算定の違法性
166	380		X	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第147号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	381		東京都固定資産評価審査委員会	X	東京高裁	平成11年(行コ)第121号	H12.5.24	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
167	382		Y	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第148号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	383		東京都固定資産評価審査委員会	Y	東京高裁	平成11年(行コ)第100号	H11.12.21	・適正な時価の算定の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
168	384		Z	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第190号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
	385		Z	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第135号	H12.3.8	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
169	386		ＡＡ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第134号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
170	387		ＡＢ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第137号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
171	388		ＡＣ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第163号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
172	389		ＡＤ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第173号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
173	390		ＡＥ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第153号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
174	391		ＡＦ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第175号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
175	392		ＡＧ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第132号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
176	393		ＡＨ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第152号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
177	394		ＡＩ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第182号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・標準宅地の鑑定評価の適否
178	395		ＡＪ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第164号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
179	396		ＡＫ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第154号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
180	397		ＡＬ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第183号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
181	398		ＡＭ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第136号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
182	399		ＡＮ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第186号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
183	400		ＡＯ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第149号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
184	401		ＡＰ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第158号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
185	402		ＡＱ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第138号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
186	403		ＡＲ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第139号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
187	404		ＡＳ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第131号	H11.3.30	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
188	405		ＡＴ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成10年(行ウ)第2号	H11.4.30	・家屋評価の違法性
	406		ＡＴ	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第145号	H12.2.17	・一審判決と同様
189	407		ＡＵ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第144号	H11.6.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・奥行、間口距離の適否
								・家屋評価の違法性
	408		東京都固定資産評価審査委員会	ＡＵ	東京高裁	平成11年(行コ)第169号	H12.6.29	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
190	409		ＡＶ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第317号	H11.7.28	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・格差率の違法性、不整形補正等の適否
								・個別鑑定の違法性
	410		東京都固定資産評価審査委員会	ＡＶ	東京高裁	平成11年(行コ)第191・246号	H13.1.17	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
191	411		ＡＷ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第268号	H11.8.2	・審査手続きの違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・個別鑑定の違法性
	412		東京都固定資産評価審査委員会	ＡＷ	東京高裁	平成11年(行コ)第197号	H12.4.19	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
192	413		ＡＸ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第153号	H11.10.29	・所有者の異なる隣接地と同一画地の適否
								・適正な時価の算定日の違法性
								・個別鑑定の違法性
	414		ＡＸ	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第256号	H12.7.19	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・同一画地、不整形地認定の適否
193	415		ＡＸ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第164号	H11.10.29	・所有者の異なる隣接地と同一画地の適否
								・適正な時価の算定日の違法性
								・個別鑑定の違法性
	416		ＡＸ	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第257号	H12.9.28	・一審判決と同じ

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
194	417		ＡＺ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成10年(行ウ)第71号	H11.12.27	・実効容積率を無視した評価の適否
								・不整形地認定の適否
	418		ＡＺ	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成11年(行コ)第18号	H12.7.28	・一審判決と同じ
195	419		Ｆ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第275号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・河川・高速道路の影響による減価、不整形地の減価の適否
								・適正な時価の算定日の違法性
								・客観的時価の７割を超える評価の違法性
	420		Ｆ	東京都固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第52号	H12.9.27	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
196	421		ＢＡ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第146号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	422		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＡ	東京高裁	平成12年(行コ)第60号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
197	423		ＢＢ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第151号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	424		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＢ	東京高裁	平成12年(行コ)第61号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
198	425		ＢＣ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第155号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	426		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＣ	東京高裁	平成12年(行コ)第62号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
199	427		ＢＤ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第156号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	428		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＤ	東京高裁	平成12年(行コ)第63号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
200	429		ＢＥ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第157号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	430		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＥ	東京高裁	平成12年(行コ)第64号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
201	431		ＢＦ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第159号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	432		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＦ	東京高裁	平成12年(行コ)第91号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
202	433		ＢＧ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第160号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	434		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＧ	東京高裁	平成12年(行コ)第92号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
203	435		ＢＨ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第161号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	436		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＨ	東京高裁	平成12年(行コ)第65号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
204	437		ＢＩ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第162号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	438		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＩ	東京高裁	平成12年(行コ)第66号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
205	439		ＢＪ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第165号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	440		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＪ	東京高裁	平成12年(行コ)第67号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
206	441		ＢＫ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第166号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	442		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＫ	東京高裁	平成12年(行コ)第93号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
207	443		ＢＬ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第167号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	444		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＬ	東京高裁	平成12年(行コ)第68号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
208	445		ＢＭ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第168号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	446		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＭ	東京高裁	平成12年(行コ)第69号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
209	447		ＢＮ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第169号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・適正な時価の算定日の違法性
	448		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＮ	東京高裁	平成12年(行コ)第70号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
210	449		ＢＯ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第170号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	450		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＯ	東京高裁	平成12年(行コ)第71号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
211	451		ＢＰ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第171号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	452		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＰ	東京高裁	平成12年(行コ)第72号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
212	453		ＢＱ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第172号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	454		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＱ	東京高裁	平成12年(行コ)第73号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
213	455		ＢＲ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第174号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	456		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＲ	東京高裁	平成12年(行コ)第74号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
214	457		ＢＳ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第176号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	458		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＳ	東京高裁	平成12年(行コ)第75号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
215	459		ＢＴ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第177号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	460		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＴ	東京高裁	平成12年(行コ)第76号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
216	461		ＢＵ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第178号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	462		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＵ	東京高裁	平成12年(行コ)第77号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
217	463		ＢＶ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第180号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	464		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＶ	東京高裁	平成12年(行コ)第78号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
218	465		ＢＷ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第181号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	466		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＷ	東京高裁	平成12年(行コ)第79号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
219	467		ＢＸ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第184号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	468		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＸ	東京高裁	平成12年(行コ)第80号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
220	469		ＢＹ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第185号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	470		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＹ	東京高裁	平成12年(行コ)第81号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
221	471		ＢＺ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第187号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	472		東京都固定資産評価審査委員会	ＢＺ	東京高裁	平成12年(行コ)第82号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
222	473		ＣＡ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第188号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	474		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＡ	東京高裁	平成12年(行コ)第83号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
223	475		ＣＢ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第189号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	476		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＢ	東京高裁	平成12年(行コ)第84号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
224	477		ＣＣ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第191号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	478		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＣ	東京高裁	平成12年(行コ)第94号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・適正な時価の算定日の違法性
225	479		ＣＤ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第192号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	480		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＤ	東京高裁	平成12年(行コ)第95号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
226	481		ＣＥ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第203号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
	482		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＥ	東京高裁	平成12年(行コ)第85号	H13.1.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
227	483		ＣＦ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第179号	H12.1.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
228	484		ＣＧ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第196号	H12.3.31	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
	485		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＧ	東京高裁	平成12年(行コ)第140号	H12.10.16	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
229	486		ＣＨ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第252号	H12.3.31	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
	487		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＨ	東京高裁	平成12年(行コ)第142･145号	H12.10.16	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
230	488		ＣＩ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第127号	H12.3.31	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
	489		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＩ	東京高裁	平成12年(行コ)第139･147号	H12.10.16	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
231	490		ＣＪ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第129号	H12.3.31	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
	491		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＪ	東京高裁	平成12年(行コ)第143･146号	H12.10.16	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
232	492		ＣＫ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第202号	H12.3.31	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
	493		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＫ	東京高裁	平成12年(行コ)第141･150号	H.12.10.16	・適正な時価の算定の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
233	494		ＣＬ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第281号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	495		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＬ	東京高裁	平成12年(行コ)第191号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
234	496		ＣＭ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第19号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	497		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＭ	東京高裁	平成12年(行コ)第192号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
235	498		ＣＮ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第54号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	499		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＮ	東京高裁	平成12年(行コ)第184号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
236	500		ＣＯ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第98号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	501		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＯ	東京高裁	平成12年(行コ)第188号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・適正な時価の算定の違法性
237	502		ＣＰ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第204号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	503		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＰ	東京高裁	平成12年(行コ)第187号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
238	504		ＣＱ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第218号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	505		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＱ	東京高裁	平成12年(行コ)第189号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
239	506		ＣＲ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第278号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	507		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＲ	東京高裁	平成12年(行コ)第186号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
240	508		ＣＳ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第10号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	509		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＳ	東京高裁	平成12年(行コ)第185号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
241	510		ＣＴ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第36号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
								・鉄路から受ける騒音の減価の適否
	511		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＴ	東京高裁	平成12年(行コ)第184号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
242	512		ＣＵ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第49号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	513		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＵ	東京高裁	平成12年(行コ)第193号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
243	514		ＣＶ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第55号	H12.4.27	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	515		東京都固定資産評価審査委員会	ＣＶ	東京高裁	平成12年(行コ)第190号	H12.7.19	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
								・適正な時価の算定の違法性
244	516		ＣＷ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第126号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
245	517		ＣＷ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第128号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
246	518		ＣＸ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第11号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
247	519		ＣＹ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第35号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
248	520		ＣＺ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第37号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
249	521		ＤＡ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第50号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
250	522		ＤＢ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第130号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
251	523		ＤＣ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第203号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	524		東京都固定資産評価審査委員会	ＤＣ	東京高裁	平成12年(行コ)第332号	H13.8.27	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・評価基準等の拘束力の適否

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・時点修正率等の適否
								・判決においての一部取消の違法性
252	525		ＤＤ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第205号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	526		東京都固定資産評価審査委員会	ＤＤ	東京高裁	平成12年(行コ)第325号	H13.8.27	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・評価基準等の拘束力の適否
								・時点修正率等の適否
								・判決においての一部取消の違法性
253	527		ＤＥ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第82号	H12.11.17	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・標準宅地の鑑定評価の適否
								・区管理地により摂動面不良の減価の適否
								・評価基準の拘束力の適否
	528		東京都固定資産評価審査委員会	ＤＥ	東京高裁	平成12年(行コ)第329号	H13.8.27	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・評価基準等の拘束力の適否
								・時点修正率等の適否
								・判決においての一部取消の違法性
254	529		ＤＦ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成10年(行ウ)第119号	H12.11.30	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
255	530		ＤＧ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第126号	H13.2.20	・標準宅地の鑑定評価の適否
								・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
256	531		ＤＨ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成10年(行ウ)第72号	H13.2.27	・１筆の分割評価の適否
								・セットバックを要する土地の評価の合理性
								・不整形補正率を不整形の度合に応じて算定することの合理性
								・貸し駐車場の地目の認定の適否
								・都市計画緑地予定地の減価補正の合理性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・所有者の異なる土地の同一画地認定の適否
257	532		ＤＩ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成10年(行ウ)第114号	H13.3.30	・同一画地の認定、路線の認定、画地の認定の適否
								・個別鑑定評価の違法性
								・決定に至る手続的な瑕疵
258	533		Ｋ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第276号	H13.5.31	・７割評価通達の違法性
								・適正な時価の算定日の違法性
								・担税力の限界を超える評価の違法性
								・同一画地の認定、不整形地の認定等の適否
259	534		ＤＪ	東京都固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第288号	H13.9.25	・適正な時価の算定日の違法性
								・７割評価通達の違法性
								・評価基準等の合理性
								・地目認定、用途地区区分、状況類似地域の選定等の適否
								・判決においての一部取消の違法性
260	535		ＤＫ	東京都知事	東京地裁	平成11年(行ウ)第283号	H11.12.27	本件訴えにおいて、都知事は被告適格を有するか。
261	536		ＤＬ	東京都外１名	東京地裁	平成9年(行ウ)第42号	H13.3.15	・時点修正通知に基づき賦課期日の１年半前に価格調査基準日を設定し、その半年後までしか時点修正　しなかったことが国陪法上の違法行為と言えるか否か。
								・７割通達に基づいて地価公示価格の７０％程度で土地の適正な時価と評価したことが、国陪法上の違法行為と言えるか否か。
								・平成６年度ないし平成８年度の各賦課期日における時価の７割を超える価格をもって、適正な時価とし、登録価格を決定することが、国陪法上の違法行為と言えるか否か。
262	537		ＤＭ	東京都中央都税事務所長	東京地裁	平成12年(行ウ)第89号	H13.3.22	・本件各賦課期日における本件建物の所有者は原告であるか否か。
								・本件処分は手続き的適正を欠いて行われたものとして違法となるか否か。
263	538		ＤＮ	八王子市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第13号	H10.9.30	・固定資産税の賦課期日の意義
								・争いの対象となったゴルフ場を市街地近郊ゴルフ場と評価した点の適法性
								・評価方法における個別の違法性の有無
								・評価額が賦課期日の適正な時価を超えているか
264	539		ＤＯ	武蔵野市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第251号	H13.1.30	・時点修正通知に基づく本件各土地の評価の適法性の有無
								・７割評価通達に基づく本件各土地の評価の適法性の有無
								・評価基準等の合理性の有無
								・本件各土地の評価の個別的違法の有無
265	540		ＤＰ	武蔵野市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成8年(行ウ)第275号	H12.9.29	・持分ごとに価格を評価していないことは違法であるか。
								・建築設備及び建具を評価対象として家屋の評価に含めていることは違法であるか。
								・再建築費基準法によって家屋の評価を行うことの合理性の有無。
								・評価基準及び取扱い要領に基づかない標準評点数又は補正係数を適用したことは違法であるか。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・本件家屋を不平等、不公正に評価した違法があるか否か。
266	541		ＤＱ	三鷹市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成6年(行ウ)第281号	H7.11.27	・登録価格が実勢価格を上回るので違法ではないか。
								・住宅用地の特例が適用されるべきではないか。
	542		ＤＱ	三鷹市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成7年(行コ)第158号	H8.3.21	・登録価格が実勢価格を上回るので違法ではないか。
								・住宅用地の特例が適用されるべきではないか。
267	543		ＤＲ	三鷹市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第197号	H11.9.30	・時点修正通知に基づく本件各土地評価の違法性の有無
								・７割評価通達に基づく本件各土地の評価の適法性の有無
								・固定資産評価基準等の合理性の有無
								・本件各土地の評価の個別性の有無
268	544		ＤＳ	青梅市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成6年(行ウ)第368号	H8.9.18	・７割評価は正当か。
								・価格調査基準日と賦課期日が異なることは、適法か。
								・評価額と課税標準額および税額の関係について。
								・画地計算法の適用は適法であったか。
269	545		ＤＴ	調布市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成10年(行ウ)第166号	H13.3.29	・７割評価基準、時点修正基準に基づく評価の違法性
								・土地の評価における個別違法の有無
								・再建築費を基準とする評価方法の合理性
								・家屋の経年減点補正率を、経年減点補正率基準表の「店舗及び病院用建物」か「住宅、アパート用建物」によって求めるべきか。
270	546		ＤＵ	町田市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成10年(行ウ)第 93号	H13.1.31	・現況地目（雑種地）の認定及び補正率について
								・雑種地を宅地並に評価するには、諸々の補正が必要か
								・位置指定道路（私道）と宅地の画地認定について
	547		ＤＶ	町田市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成10年(行ウ)第219号	H13.1.31	・位置指定道路（私道）を二分して異なった評価をしたことについて
271	548		町田市固定資産評価審査委員会	ＤＶ	東京高裁	平成13年(行コ)第　47号	H13.8.29	平成１０年（行ウ）第９３号、２１９号併合審理
								・適正時価について
								・雑種地の補正について
								・位置指定道路（私道）評価について
272	549		ＤＶ	町田市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第　　5号	H10.3.19	・課税地目を誤認している
								・評価が不当に高い
								・位置指定道路を公衆用道路として取り扱えるか
	550		町田市固定資産評価審査委員会	ＤＶ	東京高裁	平成10年(行コ)第　81号	H10.12.10	・雑種地の補正について補正率の適用について
								・時点修正について
								・位置指定道路（私道）評価について

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
273	551		ＤＷ	東村山市長個人	東京地裁	平成元年(行ウ)第181号	H3.3.27	・公共施設用地として市が借りている土地に固定資産税を賦課せず、報償費を払うことの違法性
274	552		ＤＸ	東村山市長個人	東京地裁	平成3年(行ウ)第164号	H4.3.19	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
	553		東村山市長個人	ＤＸ	東京高裁	平成4年(行コ)第　39号	H4.10.7	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
	554		東村山市長個人	ＤＸ	最高裁	平成5年(行ツ)第　15号	H6.12.20	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
275	555		ＤＸ	東村山市長・東村山市長個人	東京地裁	平成4年(行ウ)第100号	H5.7.16	・個人立幼稚園の固定資産税を賦課期日が過ぎても賦課しないことの違法性
276	556		ＤＸ	東村山市長個人	東京地裁	平成4年(行ウ)第110号	H4.12.17	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
	557		東村山市長個人	ＤＸ	東京高裁	平成4年(行コ)第149号	H5.5.31	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
	558		ＤＸ	東村山市長個人	最高裁	平成5年(行ツ)第157号	H6.12.20	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
277	559		ＤＸ	東村山市長個人	東京地裁	平成5年(行ウ)第195号	H6.7.19	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
	560		ＤＸ	東村山市長個人	東京高裁	平成6年(行コ)第136号	H7.3.29	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
	561		ＤＸ	東村山市長個人	最高裁	平成7年(行ツ)第127号	H9.12.16	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
278	562		ＤＸ	東村山市長個人	東京地裁	平成6年(行ウ)第236号	H7.10.19	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
	563		ＤＺ	東村山市長個人	東京高裁	平成7年(行コ)第136号	H8.10.31	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	564		ＤＺ	東村山市長個人	最高裁	平成9年(行ツ)第　54号	H9.12.12	・公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
279	565		ＥＡ	国立市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第230号	H12.9.8	・家屋の価格評価の評価基準に対する適合性
								・　本件決定が地方税法第４３３条第１項に定める期間内に決定がなされていないことの適法性
								・　本件決定に相当の理由が付記されていないことの適法性
								・　原告に対し、国立市長個人の固定資産台帳の縦覧を拒否したことの適法性
280	566		ＥＢ	東久留米市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成9年(行ウ)第212号	H13.4.26	・路線価格の評価が適正であったか。
								・位置指定道路の路線価の評価が適正であったか。
								・不整形地ではないか。
								・セットバックの土地は減額補正するのが妥当ではないか。
281	567		ＥＣ	あきる野市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第195号	H11.1.28	・ゴルフ場通達の適否、ゴルフ場用地を一律に評価することの妥当性、市街地近郊ゴルフ場の適用の適否，標準値の適否
	568		ＥＤ	あきる野市固定資産評価審査委員会	東京地裁	平成7年(行ウ)第215号	H8.9.30	・標準山林選定の適否、評点数付設の適否、岩石地に対する評価の適否、基準山林の選定の適否
282	569		あきる野市固定資産評価審査委員会	ＥＣ	東京高裁	平成11年(行コ)第60号	H12.4.12	・市街地近郊ゴルフ場の認定の適否、標準地の適否
283	570		ＥＥ	田無市固定資産評価審査委員会	東京地裁	昭和54年(行ウ)第157号	S56,6.17	・本件土地の固定資産評価額は、近隣の土地の売買価格と比較して高すぎるか
	571		ＥＥ	田無市固定資産評価審査委員会	東京高裁	昭和56年(行コ)第49号	S57,5.26	・本件土地の固定資産評価額は、近隣の土地の売買価格と比較して高すぎるか
	572		ＥＥ	田無市固定資産評価審査委員会	最高裁	昭和57年(行ツ)第124号	S60,10.3	・本件土地の固定資産評価額は、近隣の土地の売買価格と比較して高すぎるか
284	573	神奈川県	A	横浜市青葉区長	横浜地裁	平成11年(行ウ)第 42号	H12.2.21	①台帳主義の適否、②台帳主義に例外を認めることの適否
	574		A	横浜市青葉区長	東京高裁	平成12年(行コ)第126号	H12.6.14	①台帳主義の適否、②台帳主義に例外を認めることの適否
285	575		B	横浜市固定資産評価審査委員会	横浜地裁	平成11年(行ウ)第31号	H13.4.25	①公共空地の扱いの適法性、②時価に関する制度の適法性
286	576		C	横浜市神奈川区長	横浜地裁	平成12年(行ウ)第11号	H13.4.25	公開空地に係る減免の可否
287	577		D	横浜市固定資産評価審査委員会	横浜地裁	平成11年(行ウ)第10号	H13.8.29	①登録価格取消請求に係る訴えの適否、②登録価格の適否、③審理手続の適否
	578		D	横浜市固定資産評価審査委員会	横浜地裁	平成11年(行ウ)第11号		
288	579		E	横浜市外２名	横浜地裁	平成11年(行ウ)第18号	H13.7.11	①過誤納があった場合の補填金請求権の有無、②補填金請求権の発生と支払決定の要否、③補填金に係る支払決定の有無、撤回の可否、④納税相談の際の教示義務違反の有無
289	580		F	川崎市長及び川崎市川崎区長	横浜地裁	平成6年(行ウ)第8号	H8.3.25	区分所有家屋の床面積の算定
	581		F	川崎市長及び川崎市川崎区長	東京高裁	平成8年(行コ)第39号	H8.7.31	同上
290	582		A	川崎市宮前区長	横浜地裁	平成11年(行ウ)第47号	H12.2.21	①台帳主義の適否、②台帳主義に例外を認めることの適否
	583		A	川崎市宮前区長	東京高裁	平成12年(行コ)第127号	H12.7.11	同上
	584		A	川崎市宮前区長	最高裁	平成12年(行ツ)第307号	H12.12.8	同上
291	585		G	川崎市固定資産評価審査委員会	横浜地裁	平成11年(行ウ)第9号	H12.5.24	①日照阻害が法349条２項1号にいう「特別の事情」に該当するか、②審査申出についての審査手続の違法の有無
	586		G	川崎市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成12年(行コ)第218号	H13.2.28	同上
292	587		H	横須賀市長外１名	横浜地裁	平成9年(行ウ)第41号	H12.9.27	①価格の適否、②市長に対する請求の適否
293	588		I	鎌倉市固定資産評価審査委員会	横浜地裁	平成9年(行ウ)第48号	H11.4.26	①宅地として評価することの適否、②介在山林補正率を適用しなかったことの適否

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
294	589		J	藤沢市固定資産評価審査委員会	横浜地裁	平成3年(行ウ)第26号	H5.11.29	①三方路地認定の適否
	590		J	藤沢市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成5年(行コ)第222号	H6.6.16	同上
	591		J	藤沢市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成6年(行ツ)第195号	H6.11.24	同上
295	592		K	藤沢市固定資産評価審査委員会	横浜地裁	平成6年(行ウ)第46号	H9.12.10	①評価時点の適法性、②価格決定手続の適法性
	593		K	藤沢市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成9年(行コ)第204号	H9.12.22	同上
296	594		D	大和市長	横浜地裁	平成7年(行ウ)第33号	H9.2.26	①課税処分の根拠、②納税通知書に条例の規定の掲載がない課税処分の違法性、③納税通知書に負担調整率の算出方法を掲載した書面を添付する一方、実際の税額算定に際し、これによって得られる数値と異なる数値を用いたことの違法性、④棄却決定の違法性
	595		D	大和市長	東京高裁	平成9年(行コ)第51号	H9.6.25	
	596		D	大和市長	最高裁	平成9年(行ツ)第219号	H10.3.12	
297	597		L	神奈川県戸塚県税事務所長，神奈川県知事	横浜地裁	平成6年(行ウ)第46号	H8.10.9	固定資産評価基準により課税標準を決定したことの適法性
	598		L	神奈川県戸塚県税事務所長，神奈川県知事	東京高裁	平成9年(行コ)第31号	H9.6.30	同上
298	599		C	神奈川県神奈川県税事務所長	横浜地裁	平成10年(行ウ)第46号	H12.6.21	①取り壊し目的の建物取得に課税することの違法性、②固定資産課税台帳価格によって課税したことの違法性
	600		C	神奈川県神奈川県税事務所長	東京高裁	平成12年(行コ)第235号	H12.11.16	同上
299	601	新　潟　県	A	長岡市固定資産評価審査委員会	新潟地裁	平成6年(行ウ)第12号	H7.12.21	①７割評価通達が憲法３４９条等に違反するか
								②平成６年度の固定資産評価に当たって、平成４年７月１日を評価時点としたことが違法事由になるか
								③固定資産評価は適法であったか
	602		A	長岡市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成8年(行コ)第3号	H8.10.21	同上
	603		A	長岡市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第34号	H12.11.28	同上
300	604		B	加茂市固定資産評価審査委員会	新潟地裁	平成12年(行ウ)第12号	H12.11.27	①本件審査決定手続の適法性ないし違法性について
								②本件決定額の適法性ないし違法性について
	605		B	加茂市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成13年(行コ)第1号	H13.4.17	同上
301	606		B	加茂市長	新潟地裁	平成12年(行ウ)第14号	H13.4.27	①S58年度の賦課決定に対する不服申立方法の教示をしなかったからこの賦課決定は無効
								②課税標準額決定に当り、事実認定、法の適用を誤ったものであり無効
	607		B	加茂市長	東京高裁	平成13年(行コ)第139号	H13.7.30	同上
	608		B	加茂市固定資産評価審査委員会	新潟地裁	昭和60年(行ウ)第5号	S62.2.20	非農地（宅地）として路線価方式で評価したのは違法であるか
	609		B	加茂市固定資産評価審査委員会	東京高裁	昭和62年(行コ)第12号	S62.7.28	非農地（宅地）として路線価方式で評価したのは違法であるか
	610		B	加茂市固定資産評価審査委員会	最高裁	昭和62年(行ツ)第138号	S63.2.12	非農地（宅地）として路線価方式で評価したのは違法であるか
302	611		B	加茂市固定資産評価審査委員会	新潟地裁	昭和63年(行ウ)第6号	S63.12.22	審査申出に対し口頭審理を申出していたが口頭審理を経ないで棄却決定したことは違法である
303	612		B	加茂市固定資産評価審査委員会，加茂市長	新潟地裁	平成元年(行ウ)第5号	H2.2.20	S58年度の固定資産税台帳の閲覧後の審査申出に制限がある旨の表示がない
	613		B	加茂市固定資産評価審査委員会，加茂市長	東京高裁	平成2年(行コ)第31号	H2.12.5	S58年度の固定資産税台帳の閲覧後の審査申出に制限がある旨の表示がない
	614		B	加茂市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成3年(行ツ)第48号	H3.6.13	S58年度の固定資産税台帳の閲覧後の審査申出に制限がある旨の表示がない
304	615		B	加茂市固定資産評価審査委員会	新潟地裁	平成5年(行ウ)第9号	H6.6.7	本件土地に係る土地課税台帳の昭和63年度登録価格を取り消して価格の修正をすること

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
305	616		B	加茂市固定資産評価審査委員会	新潟地裁	平成6年(行ウ)第19号	H7.5.30	平成6年度固定資産評価替えに伴う評価額の判定に誤りがあるかどうか
	617		B	加茂市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成7年(行コ)第82号	H7.9.28	平成6年度固定資産評価替えに伴う評価額の判定に誤りがあるかどうか
	618		B	加茂市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成8年(行ツ)第25号	H8.4.12	平成6年度固定資産評価替えに伴う評価額の判定に誤りがあるかどうか
306	619		B	加茂市長	最高裁	昭和60年(行ツ)第104号	S60.10.15	①昭和58年度固定資産税及び都市計画税賦課処分は適法か
								②土地課税台帳を農地から雑種値へ地目変換したのは適法か
307	620		B	加茂市長	新潟地裁	昭和62年(行ウ)第6号	S62.10.19	課税標準額を雑種地として負担調整率を適用したことは違法か
	621		B	加茂市長	東京高裁	昭和62年(行コ)第92号	S62.12.23	課税標準額を雑種地として負担調整率を適用したことは違法か
	622		B	加茂市長	最高裁	昭和63年(行ツ)第63号	S63.9.19	課税標準額を雑種地として負担調整率を適用したことは違法か
308	623		B	加茂市長	新潟地裁	平成2年(行ウ)第5号	H3.8.8	平成2年度の固定資産税賦課処分、滞納処分による差押えが違法かどうか
	624		B	加茂市長	東京高裁	平成3年(行コ)第102号	H3.12.18	平成2年度の固定資産税賦課処分、滞納処分による差押えが違法かどうか
	625		B	加茂市長	最高裁	平成4年(行ツ)第78号	H4.9.22	平成2年度の固定資産税賦課処分、滞納処分による差押えが違法かどうか
309	626		B	加茂市長	新潟地裁	平成3年(行ウ)第5号	H4.2.4	①不服申立について、行政不服審査法第45条に決定したが地方税法第19条の4によるかどうか
								②滞納処分による土地の差押えの違法性の有無
	627		B	加茂市長	東京高裁	平成4年(行コ)第16号	H4.6.29	一審と同じ
	628		B	加茂市長	最高裁	平成4年(行ツ)第166号	H4.12.4	同上
310	629		B	加茂市長	新潟地裁	平成5年(行ウ)第10号	H6.3.22	①公告縦覧をもって賦課の根拠として、告知したことになるのか
								②原告の請求する納税通知書にしかるべき事項が記載されていないが、記載が不備である
								③納税通知書が市長名義で作成されているのは違法ではないか
	630		B	加茂市長	東京高裁	平成6年(行コ)第70号	H6.12.20	一審と同じ
311	631		B	加茂市長	新潟地裁	平成7年(行ウ)第2号	H7.5.30	差押え処分の取消請求に理由があるかどうか
	632		B	加茂市長	東京高裁	平成7年(行コ)第88号	H7.9.27	差押え処分の取消請求に理由があるかどうか
	633		B	加茂市長	最高裁	平成8年(行ツ)第22号	H8.4.12	差押え処分の取消請求に理由があるかどうか
312	634		B	加茂市長	新潟地裁	平成7年(行ウ)第3号	H7.4.27	本件各決定及び納税通知処分が違法であるか
	635		B	加茂市長	東京高裁	平成7年(行コ)第77号	H8.2.29	本件各決定及び納税通知処分が違法であるか
313	636		B	加茂市長	新潟地裁	平成7年(行ウ)第4号	H7.10.17	公売予告通知に違法性があるかどうか
	637		B	加茂市長	東京高裁	平成7年(行コ)第139号	H8.2.29	公売予告通知に違法性があるかどうか
	638		B	加茂市長	最高裁	平成8年(行ツ)第148号	H8.9.17	公売予告通知に違法性があるかどうか
314	639		B	加茂市長	新潟地裁	平成7年(行ウ)第7号	H8.4.18	①本件異議申立の代理権について
								②本件賦課決定の適法性ないし違法性について
	640		B	加茂市長	東京高裁	平成8年(行コ)第60号	H8.11.27	一審と同じ
	641		B	加茂市長	最高裁	平成9年(行ツ)第74号	H9.6.19	同上

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
315	642		B	加茂市長	新潟地裁	平成8年(行ウ)第12号	H9.12.26	・本件土地は市が差押えたもので納税義務は市にあり、差押所有地の部分は納税の義務がない
	643		B	加茂市長	東京高裁	平成10年(行コ)第18号	H10.5.27	・本件土地は市が差押えたもので納税義務は市にあり、差押所有地の部分は納税の義務がない
316	644		B	加茂市長	新潟地裁	平成9年(行ウ)第25号	H10.7.16	昭和58年度固定資産税等賦課処分の取消で、課税標準額に認定誤りがある
	645		B	加茂市長	東京高裁	平成10年(行コ)第141号	H11.1.25	昭和58年度固定資産税等賦課処分の取消で、課税標準額に認定誤りがある
	646		B	加茂市長	最高裁	平成10年(行ツ)第119号	H11.7.8	昭和58年度固定資産税等賦課処分の取消で、課税標準額に認定誤りがある
317	647		B	加茂市長	新潟地裁	平成11年(行ウ)第10号	H11.12.27	課税標準額（負担調整措置）の適法性について
	648		B	加茂市長	東京高裁	平成12年(行コ)第30号	H12.4.26	課税標準額（負担調整措置）の適法性について
	649		B	加茂市長	最高裁	平成12年(行ツ)第240号	H12.10.19	課税標準額（負担調整措置）の適法性について
318	650	石 川 県	A	加賀市固定資産評価審査委員会	金沢地裁	平成10年(行ウ)第4号	H10.12.18	固定資産評価審査委員会への審査申出期間
	651		A	加賀市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成11年(行コ)第1号	H11.5.10	固定資産評価審査委員会への審査申出期間
	652		A	加賀市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成11年(行ツ)第192号	H11.9.30	固定資産評価審査委員会への審査申出期間
319	653		B	石川県金沢県税事務所長	金沢地裁	平成12年(行ウ)第5号	H12.11.20	転用許可を受けた農地の宅地並評価の是非
	654		B	石川県金沢県税事務所長	金沢地裁	平成12年(行ウ)第6号	H12.11.20	転用許可を受けた農地の宅地並評価の是非
320	655		B	石川県金沢県税事務所長	名古屋高裁	平成12年(行コ)第28号	H13.3.21	転用許可を受けた農地の宅地並評価の是非
	656		B	石川県金沢県税事務所長	名古屋高裁	平成12年(行コ)第29号	H13.3.21	転用許可を受けた農地の宅地並評価の是非
321	657	福 井 県	A	福井県税事務所長	福井地裁	平成10年(行ウ)第5号	H11.4.22	非課税の範囲
	658		A	福井県税事務所長	名古屋高裁	平成11年(行コ)第11号	H12.3.13	非課税の範囲
	659		A	福井県税事務所長	最高裁	平成12年(行ツ)第195号、 平成12年(行ヒ)第191号	H12.10.19	非課税の範囲
322	660		A	福井市固定資産評価審査委員会	福井地裁	平成10年(行ウ)第4号	H11.4.22	非課税の範囲
	661		A	福井市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成11年(行コ)第10号	H12.3.13	非課税の範囲
	662		A	福井市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第194号	H12.10.19	非課税の範囲
323	663		A	福井市長	福井地裁	平成10年(行ウ)第11号	H11.5.26	非課税の範囲
	664		A	福井市長	名古屋高裁	平成11年(行コ)第12号	H12.3.13	非課税の範囲
	665		A	福井市長	最高裁	平成12年(行ツ)第196号	H12.10.19	非課税の範囲
324	666		B	織田町固定資産評価審査委員会	福井地裁	平成6年(行ウ)第4号	H7.2.15	７割評価通達
	667		B	織田町固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成7年(行コ)第1号	H7.12.13	７割評価通達
325	668	長 野 県	A	長野市固定資産評価審査委員会	長野地裁	平成8年(行ウ)第20号	H9.8.7	・都市計画事業による環境条件の変化は地方税法第349条第２項第１号の「特別な事情」に該当するか否か
								・審査申出を受けた日から30日を過ぎてした決定の違法性
	669		A	長野市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成9年(行コ)第131号	H10.3.25	・都市計画事業による環境条件の変化は地方税法第349条第２項第１号の「特別な事情」に該当するか否か
								・審査申出を受けた日から30日を過ぎてした決定の違法性
326	670		B	長野県佐久地方事務所長	長野地裁	平成8年(行ウ)第23号	H9.9.26	・地方税法第73条の21第１項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されるか否か

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	671		B	長野県佐久地方事務所長	東京高裁	平成9年(行コ)第136号	H10.4.15	・地方税法第73条の21第１項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されるか否か
	672		B	長野県佐久地方事務所長	最高裁	平成10年(行ツ)第210号	H10.9.24	・地方税法第73条の21第１項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されるか否か
327	673		C	長野県知事外１名	長野地裁	平成11年(行ウ)第9号	H12.7.28	登録されるに至った市町村の課税台帳登録価格により不動産取得税の賦課決定をするのは違法か否か
								・市町村の固定資産課税台帳登録価格が適正か否か
	674		C	長野県知事外１名	東京高裁	平成12年(行コ)第261号	H13.5.17	登録されるに至った市町村の課税台帳登録価格により不動産取得税の賦課決定をするのは違法か否か
								・市町村の固定資産課税台帳登録価格が適正か否か
328	675	岐　阜　県	A	岐阜市固定資産評価審査委員会	岐阜地裁	平成6年(行ウ)第10号	H9.4.17	・画地計算法の適用は、適正であったか。
								・家屋の評価方法、再建築価格の評点は適正であったか。
								・それぞれの価格は、適正な時価であったか。
329	676	静　岡　県	A	静岡市固定資産評価審査委員会	静岡地裁	平成元(行ウ)第11号	H1.7.28	・　自治大臣が決定し、告示した固定資産税の評価の基準並びに評価の実施方法及び手続きは、憲法８４条に違反するか。
								・固定資産評価審査委員会による審査決定について、手続き違法が存在するか。
								・固定資産評基準に基づく建物の評価は違法か。
330	677		B	浜松市固定資産評価審査委員会	静岡地裁	平成7年(行ウ)第2号	H10.3.26	・平成６年度固定資産課税台帳の登録事項に関する審査申出について
								三方原・都田地区の個人３３名からの審査申出の趣旨
								①市街化調整区域内の農業用・分家用の許可宅地（用途限定宅地）の評価が，何ら制約を受けていない昭和４７年の線引き以前からの既存宅地と同じ評価では納得できない。
								②居住用の宅地は，収益を生むものではないので収益還元方式の評価にすべき。
	678		浜松市固定資産評価審査委員会	B	東京高裁	平成10年(行コ)第72号	H11.4.28	③地価下落の折から３倍も４倍もの評価額引き上げは違法かつ不当なものだ。
								④この評価額が３年間固定（措置）されるのは不当だ。
								⑤登記簿上の地目が畑であるのに現況宅地として評価するのは，時価と掛け離れており違法だ。農地並の評価にすべき。
								⑥この違法な評価は相続税等にハネ返るから引き下げるべきだ。
331	679		C	熱海市長	東京地裁	平成5年(ワ)第7646号	H12.5.11	課税地目・価格は、評価基準に照らして適正であったか。
332	680		D	富士宮市固定資産評価審査委員会	静岡地裁	平成9年(行ウ)第18号	H12.12.21	・土地の評価手法は適法か。
								・賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。
								・審査決定手続きは違法か。
333	681		E	富士宮市固定資産評価審査委員会	静岡地裁	平成9年（行ウ）第18号	H13.1.26	・賦課期日と別に価格調査基準日を設けることは適法か。
								・固定資産評価基準による評価割合の引上げは適法か。
								・7割評価は適法か。
								・各土地の評価手法は適法か。
								・家屋の評価は適法か。
	682		E	富士宮市固定資産評価審査委員会	東京高裁	平成13年(行コ)第5号	H13.8.22	・賦課期日と別に価格調査基準日を設けることは適法か。
								・固定資産評価基準による評価割合の引上げは適法か。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・7割評価は適法か。
								・各土地の評価手法は適法か。
								・家屋の評価は適法か。
334	683	愛 知 県	A	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	昭和52年(行ウ)第32号	S53.7.24	・本件台帳登録価格は適正な時価か。
	684		A	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	昭和53年(行コ)第23号	S54.1.25	・本件台帳登録価格は適正な時価か。
	685		A	名古屋市固定資産評価審査委員会	最高裁	昭和54年(行ツ)第55号	S54.9.28	・本件台帳登録価格は適正な時価か。
335	686		B	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	昭和61年(行ウ)第8号	S63.5.27	・本件登録価格は適正な時価を超えているか。
	687		B	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	昭和63年(行コ)第11号	H1.7.27	・本件登録価格は適正な時価を超えているか。
336	688		C	名古屋市長・名古屋市北区長	名古屋地裁	平成2年(行ウ)第15号	H2.9.28	・原告の理由は、本件訴えの理由とすることができるか。
337	689		D	名古屋市固定資産評価審査委員会・名古屋市千種区長	名古屋地裁	平成2年(行ウ)第40号	H3.9.18	・本件土地は、地方税法上、非課税に該当するか。
338	690		E	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	平成7年(行ウ)第18号	H8.6.28	①本件登録価格は適正な時価を超えているか。
								②本件訴えは適法か。
339	691		F	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	平成4年(行ウ)第14号	H5.5.28	①本件登録価格は適正な時価を超えているか。
								②本件審査決定は適法になされているか。
	692		F	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成5年(行コ)第19号	H6.3.29	①本件登録価格は適正な時価を超えているか。
								②本件審査決定は適法になされているか。
	693		F	名古屋市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成6年(行ツ)第116号	H6.9.29	・原判決は妥当であるか。
340	694		F	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	平成7年(行ウ)第31号	H9.10.31	①本件審査決定は適法になされているか。
								②本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
	695		F	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成9年(行コ)第25号	H10.7.8	・本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
	696		F	名古屋市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成10年(行ツ)第249号	H10.11.26	・原判決は妥当であるか。
341	697		F	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	平成11年(行ウ)第4号	H12.10.16	・本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
	698		F	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成12年(行コ)第54号	H13.4.18	・本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
342	699		G	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	平成12年(行ウ)第44号～第49号	H12.11.15	①本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
								②本件各家屋の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
	700		G	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成12年(行コ)第58号	H13.3.22	①　本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
								②　本件各家屋の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
	701		G	名古屋市固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成13年(行サ)第6号	H13.6.1	※　上告却下
343	702		H	国、名古屋市外１名	名古屋地裁	平成9年(行ウ)第10号	H13.5.23	①　評価基準及び通達に基づく課税は、租税法律主義に反するか。
								②　評価基準及び通達に基づく課税は、地方公共団体の課税権を侵害するものか。
								③　現行の固定資産税制は、民主的課税原則に反するか。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								④　本件価格決定は、生存権の保障や法の下の平等に反するか。
								⑤　本件価格決定は、法に反しているか。
								⑥　本件審査申出に対する審理は、適正手続に反するものであったか。
								⑦　本件価格の当否
344	703		Ｉ	豊橋市長	名古屋地裁	平成5年(行ウ)第28号	H6.9.28	①　所有権の登記名義人の住所及び氏名が登録されていない土地課税台帳は固定資産課税台帳か。
								②　住所及び氏名の記載がない土地名寄帳を固定資産課税台帳に代えて縦覧に供することは適法か。
								③　定められた様式に従った土地名寄帳を備え付けているか。
								④　共有分納税通知書には、共有土地名義の価額合計が記載されているが、単独所有土地価額が記載されていないのは適法か。
								⑤　法定納期限の翌日から3年を経過した日以後の課税処分は適法か。
								⑥　共有土地を持分課税でなく一括課税することは適法か。
								⑦　課税処分は有効か、無効か。またこれに伴って行われた滞納による差押処分は適法か。
								⑧　滞納税額を上回る財産の差押は超過差押えに当たるか。
	704		Ｉ	豊橋市長	名古屋高裁	平成6年(行コ)第28号	H7.5.17	①　固定資産課税台帳の備付けについて
								②　固定資産課税台帳の縦覧について
								③　土地名寄帳の備付けについて
								④　納税通知書の記載について
								⑤　一括課税方式による課税について
								⑥　差押処分の取消請求について
	705		Ｉ	豊橋市長	最高裁	平成7年(行ツ)第149号	H7.12.5	①　固定資産税課税台帳の備付けについて
								②　一括課税方式による課税について
								③　差押え処分の取消について
345	706		Ｊ	春日井市長	名古屋地裁	平成2年(行ウ)第32号 平成3年(行ウ)第24号	H4.6.12	市計画税が非課税とされる「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内地」に当たるか。
346	707		Ｊ	小牧市長	名古屋地裁	平成9年(行ウ)第29号	H10.3.20	①　平成９年５月１日付けの小牧市小木地内に係る平成９年度固定資産税賦課決定のうち課税標準額2,668,220円税額37,300円を超える部分の取消請求が認められるか。
347	708		Ｋ	師勝町固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	平成12年(行ウ)第32号・第33号	H12.11.15	①　本件土地の本件登録価格は適正な時価を超えているか。
								②　本件家屋の本件登録価格は適正な時価を超えているか。
	709		Ｋ	師勝町固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成12年(行コ)第57号	H13.3.22	①　名古屋地方裁判所による第一審判決を取り消してよいか。
								②　土地の平成12年度固定資産課税台帳の価格についての審査申出を棄却する旨の決定を取り消してよいか。
								③　家屋の平成12年度固定資産課税台帳の価格に係る審査決定のうち、１億5,105万7.590円を超える部分を取り消してよいか。
	710		Ｋ	師勝町固定資産評価審査委員会	名古屋高裁	平成13年(行サ)第5号	H13.6.1	※　上告却下
348	711		Ｌ	三好町長	名古屋地裁	平成9年(行ウ)第22号	H9.8.29	①　賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。
349	712		Ｌ	三好町長	名古屋地裁	平成10年(行ウ)第26号	H10.7.17	①　賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
350	713		L	三好町長	名古屋地裁	平成11年(行ウ)第26号	H11.9.22	①　賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。
	714		L	三好町長	名古屋高裁	平成11年(行コ)第29号	H12.1.19	①　賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。
	715		L	三好町長	最高裁	平成12年(行ツ)第175号	H12.9.8	①　民事事件について、上告ができる理由は。
351	716		L	三好町固定資産評価審査委員会	名古屋地裁	平成10年(行ウ)第33号	H10.10.30	①　第２年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に係る訴えの要件は。
352	717	三 重 県	A	四日市市長	津地裁	平成元年(ウ)第4号	H2.11.22	・地方税法附則第２９条の５第１項所定の耕作要件を満たしているか否か
	718		A	四日市市長	名古屋高裁	平成2年(行コ)第28号	H3.5.30	・地方税法附則第２９条の５第１項所定の耕作要件を満たしているか否か
	719		A	四日市市長	最高裁	平成3年(行ツ)第164号	H5.9.7	同上
353	720		B	津市固定資産評価審査委員会	津地裁	平成10年(ウ)第16号	H11.7.15	・新家屋の価格が適正かどうか
354	721		C	東員町長	津地裁	平成9年(行ウ)第11号	H10.1.22	・共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことの合理性
	722		C	東員町長	名古屋高裁	平成10年(行コ)第2号	H10.4.24	同上
	723		C	東員町長	最高裁	平成10年(行ツ)第202号	H10.9.11	同上
355	724		C	東員町長	津地裁	平成10年(行ウ)第20号	H10.12.17	同上
	725		C	東員町長	名古屋高裁	平成11年(行コ)第2号	H11.5.27	同上
	726		C	東員町長	最高裁	平成11年(行ツ)第188号、 平成11年(行ヒ)第143号	H11.9.28	同上
356	727		C	東員町長	津地裁	平成11年(行ウ)第14号	H11.10.29	同上
	728		C	東員町長	名古屋高裁	平成11年(行コ)第41号	H12.2.29	同上
	729		C	東員町長	最高裁	平成12年(行ツ)第153号	H12.6.22	同上
357	730		C	東員町長	津地裁	平成12年(行ウ)第10号	H12.9.29	同上
	731		C	東員町長	名古屋高裁	平成12年(行コ)第47号	H13.1.17	同上
	732		C	東員町長	最高裁	平成13年(行ヒ)第120号	H13.6.29	同上
358	733	滋 賀 県	A	草津市、草津市長	大津地裁	平成2年(ワ)第328号	H3.12.9	・過誤納金還付請求権の消滅時効について
								・権利濫用について
								・国家賠償請求権の消滅時効について
359	734		B	大津市、大津市長	大津地裁	平成5年(ワ)第300号	H6.2.22	・原告が主張する損害が、国家賠償法１条ないし民法709条により請求しうるか
360	735		C	石部町固定資産評価審査委員会	大津地裁	平成12年(行ウ)第4号	H13.2.5	・固定資産評価審査委員会の審査の範囲はどこまでか
361	736		D	安土町固定資産評価審査委員会	大津地裁	平成10年(行ウ)第5号	H12.3.6	・本件審査手続は適法であるか
								・本件登録価格は適正であるか
								・評価基準の変更に従って評価の方法を変更し、本件登録価格を決定したことは憲法８４条、９２条、９４条に反するか
	737		D	安土町固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成12年(行コ)第32号	H13.4.12	・本件審査手続は適法であるか
								・本件登録価格は適正であるか
								・評価基準の変更に従って評価の方法を変更し、本件登録価格を決定したことは憲法８４条、９２条、９４条に反するか

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
362	738	京 都 府	A	京都市固定資産評価審査委員会	京都地裁	昭和60年(行ウ)第28号	H3.6.26	・審査決定恣意性について
								・評価額と取得価格の比率について
								・実地調査について
								・事実誤認の有無
	739		A	京都市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成3年(行コ)第31号	H4.4.22	・審査決定恣意性について
								・評価額と取得価格の比率について
								・実地調査について
								・事実誤認の有無
363	740		B	京都市固定資産評価審査委員会	京都地裁	平成8年(行ウ)第29号	H10.1.23	・地目認定及び画地計算について
								・実地調査について
	741		B	京都市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成10年(行コ)第11号	H10.7.15	・地目認定及び画地計算について
								・実地調査について
	742		B	京都市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成10年(行ツ)第263号、 平成10年(行ヒ)第69号	H10.11.20	・地目認定及び画地計算について
								・実地調査について
364	743		C	京都市固定資産評価審査委員会	京都地裁	平成7年(行ウ)第24号	H10.10.9	・評価額の算定時点について
								・土地利用制限の価格への反映について
								・裁判所の行った鑑定評価の取扱いについて
	744		京都市固定資産評価審査委員会	C	大阪高裁	平成10年(行コ)第60号	H11.12.16	・土地利用制限の価格への反映について
								・裁判所の行った鑑定評価の取扱いについて
								・評価額の算定時点について
	745		C	京都市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ヒ)第110号	H12.6.27	・土地利用制限の価格への反映について
								・裁判所の行った鑑定評価の取扱いについて
								・評価額の算定時点について
365	746		D	京都市固定資産評価審査委員会	京都地裁	平成10年(行ウ)第25号	H11.6.18	・昭和６３年度から平成５年度分までの住宅用地の特例の適用について
	747		D	京都市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成11年(行コ)第63号	H11.11.26	・昭和６３年度から平成５年度分までの住宅用地の特例の適用について
	748		D	京都市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第124号	H12.6.9	・昭和６３年度から平成５年度分までの住宅用地の特例の適用について
366	749		B	京都市固定資産評価審査委員会	京都地裁	平成11年(行ウ)第3号	H12.2.16	・法に定める実地調査について
								・路線価の信頼性、相続路線価との比較について
								・不整形地補正率の適用、側方加算について
	750		B	京都市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成12年(行コ)第28号	H12.7.14	・審査決定に要する期日について（法第４３３条第１項違反）
367	751		B	京都市固定資産評価審査委員会	京都地裁	平成12年(行ウ)第4号	H12.2.16	・法に定める実地調査について

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・路線価の信頼性、相続路線価との比較について
	752		B	京都市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成12年(行コ)第30号	H12.9.13	・法に定める実地調査について
								・地目認定（市街化区域農地）について
								・路線価の信頼性、平成12年価格との比較について
								・沿接する街路による建築制限について
	753		B	京都市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第361号、平成12年(行ヒ)第344号	H13.5.29	・審査決定に要する期日について（法第４３３条第１項違反）
								・法に定める実地調査について
								・土地の形状、地積について
368	754		B	京都市固定資産評価審査委員会	京都地裁	平成11年(行ウ)第5号	H12.2.16	・法に定める実地調査について
								・路線価の信頼性、相続路線価との比較について
								・画地計算法（造成費）の適用について
	755		B	京都市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成12年(行コ)第29号	H12.11.16	・審査決定に要する期日について（法第４３３条第１項違反）
								・法に定める実地調査について
								・土地の形状、地積について
	756		B	京都市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成13年(行ツ)第44号、平成13年(行ヒ)第41号	H13.5.29	・法に定める実地調査について
								・地目認定（市街化区域農地）について
								・路線価の信頼性、平成12年価格との比較について
								・沿接する街路による建築制限について
369	757		E	京都市固定資産評価審査委員会	京都地裁	平成9年(行ウ)第6号	H13.3.30	・第３年度における審査申出事項について
								・現状変更のない土地の分筆と土地の評価について
370	758		F	京都市伏見区長	京都地裁	平成11年(行ウ)第11号	H11.9.17	・非課税の事実認定について
371	759		G	京都市	京都地裁	昭和63年(行ワ)第1090号	H2.6.5	・審査申出事項である不服について、審査申出によらず、民法上の不当利得返還請求ができるか
	760		G	京都市	大阪高裁	平成2年(行ネ)第1641号	H3.5.31	・審査申出事項である不服について、審査申出によらず、民法上の不当利得返還請求ができるか
372	761		G	京都市	京都地裁	平成3年(行ワ)第1356号	H4.7.30	・地目認定について
	762		G	京都市	大阪高裁	平成4年(行ネ)第2349号	H5.7.13	・地目認定について
373	763		H	加茂町固定資産評価審査委員会	京都地裁	平成6年(行ウ)第20号	H8.9.27	・本件各通達の違憲・違法性
								・固定資産評価の賦課期日と価格調査基準日の時間的懸隔による違法性
								・本件各土地の具体的価格評価における違法性
	764		H	加茂町固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成8年(行コ)第50号	H9.12.25	・本件各通達の違憲・違法性
								・固定資産評価の賦課期日と価格調査基準日の時間的懸隔による違法性
								・本件各土地の具体的価格評価における違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
374	765	大 阪 府	A	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	昭和41年(行ウ)第5号	S41.6.27	①私道が「公共の用に供する道路」に当たるか否かの判断基準
	766		大阪市固定資産評価審査委員会	A	大阪高裁	昭和41年(行コ)第101号	S42.7.15	①私道が「公共の用に供する道路」に当たるか否かの判断基準
375	767		B	大阪市平野区長	大阪地裁	昭和50年(行ウ)第7号	S53.4.29	①出訴期間経過後における訴えの交換的変更の効力は適法であるのか。
								②地方税法第３４８条第２項第５号に規定する「公共の用に供する道路」の範囲は適法であるのか。
376	768		C	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	昭和51年(行ウ)第55号	S52.8.12	①登記されている土地に係る固定資産評価審査委員会の審査申出権者の中に所有者として登記されていない実質上の所有者が含まれるか否か。
	769		C	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	昭和52年(行コ)第24号	S53.3.30	①登記されている土地に係る固定資産評価審査委員会の審査申出権者の中に所有者として登記されていない実質上の所有者が含まれるか否か。
	770		C	大阪市固定資産評価審査委員会	最高裁	昭和53年(行ツ)第77号	S54.6.21	①登記されている土地に係る固定資産評価審査委員会の審査申出権者の中に所有者として登記されていない実質上の所有者が含まれるか否か。
377	771		D	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	昭和52年(行ウ)第48号	S56.11.17	①高架道路を主要構造部で支える建物に係る固定資産税は非課税か。
								②一般人の通行の用に供されている建物内の廊下等は、公共の用に供する道路に該当するのか。
								③非課税規定の有無について、固定資産評価審査委員会が審査すべきか否か。
	772		D	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	昭和56年(行コ)第54号	S58.3.30	①高架道路を主要構造部で支える建物に係る固定資産税は非課税か。
								②一般人の通行の用に供されている建物内の廊下等は、公共の用に供する道路に該当するのか。
								③非課税規定の有無について、固定資産評価審査委員会が審査すべきか否か。
378	773		E	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成4年(行ウ)第50号	H5.6.24	①固定資産の価格が全市的に均衡か。
	774		E	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成5年(行コ)第37号	H6.6.15	①固定資産の価格が全市的に均衡か。
379	775		F	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成8年(行ウ)第80号	H9.5.14	①土地の評価額は適正な価格か。
380	776		G	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成8年(行ウ)第57号、第60号、第61号	H10.10.29	①基準年度における土地の登録価格の意義について（適正な時価、価格時点、依命通達について）
								②口頭審理手続きについて
381	777		E	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成11年(行ウ)第10号	H12.10.27	①土地及び家屋の評価額は適正な価格か。
								②（平成11年法律第１５号による改正前の）地方税法第４３３条第８項によるみなし却下の決定の取消しについて
382	778		F	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成8年(行ウ)第55号	H11.11.25	①土地の評価額は適正な価格か。
	779		F	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成11年(行コ)第110号	H13.2.13	①土地の評価額は適正な価格か。
383	780		G	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成8年(行ウ)第61号	H10.10.29	①第二年度及び第三年度の登録価格が当該年度の賦課期日の時価を上回るのは違法か。
	781		G	大阪市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成11年(行コ)第6号	H13.5.25	①第二年度及び第三年度の登録価格が当該年度の賦課期日の時価を上回るのは違法か。
384	782		H	国外１５市町	大阪地裁	平成7年(ワ)第9498号	H11.2.26	①固定資産評価基準及び本件通達が租税法律主義及び租税条例主義に違反するか。
						平成8年(ワ)第3576号		②固定資産評価基準の内容が憲法に定める財産権の保障・健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の保障・法の下の平等に反するか。
								③７割評価通達が地方税法にいう適正な時価の解釈を誤った違法な通達であるか。
								④本件土地に関する評価替えが、地方税法にいう適正な時価を上回る違法な評価替えか。
	783		H	国外１５市町	大阪高裁	平成11年(ネ)第1983号	H13.2.2	①固定資産評価基準及び本件通達が租税法律主義及び租税条例主義に違反するか。
								②固定資産評価基準の内容が、憲法に違反するか。
								③本件通達が地方税法にいう適正な時価の解釈を誤った違法な通達であるのか。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								④大阪市在住の三人の原告に関する本件評価替えが、地方税法にいう適正な時価を上回る違法な評価替えであるのか。
								⑤仮に①～④までにおいて違憲又は違法と評価される点があったとして、国会・自治大臣又は被告各市町の長の行為が、国家賠償法上の違法行為と評価されるのか。
385	784		I	吹田市長	大阪地裁	平成12年(行ウ)第19号	H13.3.8	類」に記載されている情報が、吹田市公文書公開条例６条１項６号に定める非公開事由に該当するか。
386	785		J	泉大津市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成7年(行ウ)第3号ないし第7号	H11.9.29	①審査決定の手続は適法であったか。
								②価格決定は適法であったか。
	786		J	泉大津市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成11年(行コ)第84号	H12.12.26	①審査決定の手続は適法であったか。
								②価格決定は適法であったか。
387	787		K	高槻市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成10年(行ウ)第10号	H11.3.23	①住宅用地部分の認定について。
388	788		L	守口市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成11年(行ウ)第47号、第49号、第50号	H13.2.8	①守口市長が、本件価格を平成９年７月１日までの評価鑑定しかしていないことは違法か。
								②下落修正の標準宅地の鑑定を２３地区でしか行っていないこと又は、その地点の選定が違法であるか。
								③標準宅地の時点修正率が反映されていないか。
								④画地計算に違法があるか。
	789		L	守口市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成13年(行コ)第21号	H13.9.27	①守口市長が、本件価格を平成９年７月１日までの評価鑑定しかしていないことは違法か。
								②下落修正の標準宅地の鑑定を２３地区でしか行っていないこと又は、その地点の選定が違法であるか。
								③標準宅地の時点修正率が反映されていないか。
								④画地計算に違法があるか。
389	790		M	茨木市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	昭和55年(行ウ)第48号	S55.8.22	①審査申出の却下決定取消しについて。
390	791		M	茨木市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	昭和54年(行ウ)第39号	S56.10.29	①安威川ゴルフ場の造成費の計算が、本件通達に合致するものであるか否か。
								②これを原告ゴルフ場に適用するについては合理性があるか。
	792		M	茨木市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	昭和56年(行コ)第52号	S57.8.24	①ゴルフ場の造成費は、平片米単価か総額かについて。
								②床造工、排水設備、諸経費について。
								③公簿面積と実測面積について。
391	793		N	八尾市長	大阪地裁	平成10年(行ウ)第46号	H11.6.8	①平成６年度ないし同10年度の固定資産税等の課税処分の適法性について。
	794		N	八尾市長	大阪高裁	平成11年(行コ)第73号、平成11年(行ケ)第4号	H12.1.28	①平成６年度ないし同10年度の固定資産税等の課税処分の適法性について。
	795		N	八尾市長	最高裁	平成12年(行ツ)第176号	H12.11.30	①平成６年度ないし同10年度の固定資産税等の課税処分の適法性について。
392	796		O	泉佐野市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成3年(行ウ)第61号	H7.3.10	①本件価格決定が適法になされたか否か。
393	797		P	門真市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成10年(行ウ)第9号	H11.9.22	・固定資産税台帳に登録された価格は、賦課期日における適正な価格を上回っている
	798		P	門真市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成11年(行コ)第83号	H13.2.20	・固定資産税台帳に登録された価格は、賦課期日における適正な価格を上回っている
394	799		Q	高石市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成11年(行ウ)第58号	H12.10.13	地方税法第３４９条第３項ただし書に規定する特別の事情に該当するのではないか
	800		高石市固定資産評価審査委員会	Q	大阪高裁	平成12年(行コ)第96号	H13.4.26	地方税法第３４９条第３項ただし書に規定する特別の事情に該当するのではないか
395	801		R	東大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成9年(行ウ)第3号	H13.7.27	①鑑定評価価格を用いることは売買実例に基づき適正な時価を求めるとする評価基準と照らして固定資産評価上適法か。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								②鑑定価格の７割程度を目処とすることは合理的な根拠がなく不合理か。
								③不動産鑑定士が標準宅地を評価することは固定資産評価員や評価補助員が実地調査をして評価するという地方税法第４０８条に反するか。
								④賦課期日より１年前を調査基準日とし、それ以後半年間の時点修正しか行っていないのは法に反するか。
396	802		R	東大阪市固定資産評価審査委員会	大阪地裁	平成9年(行ウ)第42号	H13.7.27	①鑑定評価価格を用いることは売買実例に基づき適正な時価を求めるとする評価基準と照らして固定資産評価上適法か。
								②鑑定価格の７割程度を目処とすることは合理的な根拠がなく不合理か。
								③不動産鑑定士が標準宅地を評価することは固定資産評価員や評価補助員が実地調査をして評価するという地方税法第４０８条に反するか。
								④賦課期日より１年前を調査基準日とし、それ以後半年間の時点修正しか行っていないのは法に反するか。
								④賦課期日より１年前を調査基準日とし、それ以後半年間の時点修正しか行っていないのは法に反するか。
397	803	兵 庫 県	A	神戸市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	昭和61年(行ウ)第24号	H2.10.31	本件審査決定の過程における手続きの瑕疵及び決定理由が付記されていない
398	804		A	神戸市灘区長	神戸地裁	昭和62年(行ウ)第2号	H2.10.31	第１次処分取消の訴えについては，昭和62年９月４日に初めてなされたため，出訴期間について，第２次処分取消の訴えについては，審査請求を前置していないため，訴えが適法か。
399	805		A	神戸市灘区長	神戸地裁	昭和62年(行ウ)第32号	H2.10.31	他の納税者に関する固定資産課税台帳の縦覧申請を拒絶してなした賦課処分が違法といえるか。
400	806		A	神戸市長	神戸地裁	昭和63年(行ウ)第2号	H2.10.31	他の納税者に関する固定資産課税台帳の縦覧申請を拒絶してなした賦課処分が違法といえるか。
401	807		B	神戸市長	神戸地裁	昭和60年(行ウ)第15号	S63.8.8	神戸市長に被告適格があるか
	808		C	神戸市長	大阪高裁	昭和63年(行コ)第43号	H1.6.6	神戸市長に被告適格があるか
402	809		C	神戸市垂水区長	神戸地裁	平成元年(行コ)第20号	H7.7.18	所有者認定に処分性があるか
	810		C	神戸市垂水区長	大阪高裁	平成7年(行コ)第51号	H8.11.1	「所有者認定」という表現の趣旨如何
403	811		D	神戸市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成6年(行ウ)第48号	H8.7.31	本件家屋の評点数（価格）は適正かどうか。
404	812		E	神戸市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成8年(行ウ)第12号	みなし取下	価格調査日を設けることの適法性
								7割評価の適法性
								課税庁による実地調査を行なわずに評価していることの違法性
405	813		F	神戸市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成4年(行ウ)第3号	H5.9.27	審査手続に重大な瑕疵があり，違法なものとして取り消されるべきか。
								理由が具体的に記載されておらず，違法なものとして取り消されるべきか。
								本件土地の評価が不適正・不公正であり，取り消されるべきか。
								評価基準は租税法律主義に違反するかどうか。
406	814		G	神戸市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成10年(行ウ)第3号	H10.10.28	本件土地の固定資産評価額の算定方法及び法的根拠を定量的かつ詳細に提示したかどうか。
407	815		H	神戸市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成7年(行ウ)第38号	H11.3.8	本件土地の課税地目を「宅地」としたことが適正であったか
	816		H	神戸市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成11年(行コ)第32号	H11.12.21	本件土地の課税地目は「宅地」といえるか。
								審査決定価格が本件土地の適正な時価といえるか。
	817		H	神戸市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第119号	H12.6.23	本件土地の７割評価は租税条例主義に反し，違憲・違法であるか。
408	818		I	神戸市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成8年(行ウ)第5号	H11.3.29	評価基準は租税法律主義に違反するかどうか。
								土地の評価は収益還元法によるべきかどうか。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								７割評価の違法性
								価格調査日を設けることの適法性
								標準宅地の鑑定評価の正当性
								道路部分の非課税の適用の有無
								不整形地の補正率の適用の有無
409	819		F	神戸市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成8年(行ウ)第6号	H11.3.29	評価基準は租税法律主義に違反するかどうか。
								土地の評価は収益還元法によるべきかどうか。
								７割評価の違法性
								価格調査日を設けることの適法性
								標準宅地の鑑定評価の正当性
								道路部分の非課税の適用の有無
								街路幅等
	820		F	神戸市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成11年(行コ)第41号	H12.6.15	７割評価の違法性
								7割通達の法的拘束力の有無
								価格調査日を設けることの適法性
								委員会の決定書の理由不備
410	821		J	芦屋市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成10年(行ウ)第37号	H12.8.8	阪神大震災で甚大な被害を受けた家屋に対する損耗減点評価の妥当性
411	822		J	芦屋市長	神戸地裁	平成9年(行ウ)第15号	H11.2.8	阪神大震災で甚大な被害を受けた家屋の減免措置について，その被害状況の判定方法の是非
412	823		K	芦屋市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成3年(行ウ)第42号	H5.1.25	崖地等の災害危険防止地域内に所在する土地の評価方法
	824		K	芦屋市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成5年(行コ)第11号	H6.8.30	崖地等の災害危険防止地域内に所在する土地の評価方法
413	825		L	芦屋市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成4年(行ウ)第47号	H5.12.27	家屋に設置されたシステムキッチンを家屋評価に含めたことの是非
414	826		M	加古川市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成10年(行ウ)第9号	H12.10.17	・７割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。
								・賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。
								・画地計算法の適用は、適正であったか。
415	827		M	加古川市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成11年(行ウ)第1号	H12.10.17	・７割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。
								・賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。
								・画地計算法の適用は、適正であったか。
416	828		M	加古川市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成12年(行ウ)第50号	H12.12.5	・７割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。
								・賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。
								・画地計算法の適用は、適正であったか。
417	829		O	加古川市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成6年(行ウ)第40号	H8.12.11	・７割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。
								・基準宅地を明示せず、また、標準宅地を恣意的に選定したのは違法ではないのか。
418	830		P	加古川市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成6年(行ウ)第41号	H8.12.11	・７割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。
								・賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。
								・基準宅地を明示せず、また、標準宅地を恣意的に選定したのは違法ではないのか。
419	831		Q	加古川市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成6年(行ウ)第42号	H8.12.11	・７割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。
								・賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。
								・基準宅地を明示せず、また、標準宅地を恣意的に選定したのは違法ではないのか。
420	832		R	三木市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成7年(行ウ)第6号	H.9.2.24	①　本件訴えは、審査請求前置主義（地方税法第432条第1項、434条）に反するか。
								②　本件訴えは、出訴期間（行政事件訴訟法第14条第4項）の経過後に提起されたものか。
								③　本件土地の価格の評価方法は、固定資産評価基準に従った適法なものか。
421	833		S	川西市固定資産評価審査委員会	神戸地裁	平成6年(行ウ)第44号	H8.2.28	地目認定及び評価額の算定は、固定資産評価基準に従い適正であったか。
	834		S	川西市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成8年(行コ)第16号	H8.7.23	地目認定及び評価額の算定は、固定資産評価基準に従い適正であったか。
	835		S	川西市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成8年(行ツ)第232号	H9.9.18	地目認定及び評価額の算定は、固定資産評価基準に従い適正であったか。
422	836	奈 良 県	A	奈良市固定資産評価審査委員会	奈良地裁	平成6年(行ウ)第10号	H8.9.4	・通達に基づき賦課期日前の日を価格基準日とすることの適法性
								・適正な時価の算出（標準宅地からの比準の合理性）
423	837		B	奈良市固定資産評価審査委員会	奈良地裁	平成12年(行ウ)第17号	H12.12.20	・納税義務者の配偶者は、審査決定の取消訴訟の原告適格を有するか
	838		B	奈良市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成13年(行コ)第12号	H13.3.30	・納税義務者の配偶者は、審査決定の取消訴訟の原告適格を有するか
424	839		奈良市長外１名	C	最高裁	昭和61年(行ツ)第177号	S62.7.17	・法第415条第1項の「関係者」について
425	840		D	奈良市長	奈良地裁	平成10年(行ウ)第19号	H11.4.7	・賦課決定処分の適法性（実勢相場に比べ高額）
								・市長に対する誤納金の返還請求の適法性
426	841		E	大和郡山市固定資産評価審査委員会	奈良地裁	昭和57年(行ウ)第6号	S59.12.26	・審査申出人に評価の根拠等を了知させる措置の要否、その範囲
								・審査申出人に他の固定資産の評価額等を了知させる措置の要否
								・委員会が職権で行った調査により収集した資料を口頭審理に上程することを要するか
								・口頭審理手続きの瑕疵が審査決定の取消事由となるか
	842		E	大和郡山市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	昭和59年(行コ)第60号	S61.6.26	・審査申出人に評価の根拠等を了知させる措置の要否、その範囲
								・審査申出人に他の固定資産の評価額等を了知させる措置の要否
								・委員会が職権で行った調査により収集した資料を口頭審理に上程することを要するか
								・口頭審理手続きの瑕疵が審査決定の取消事由となるか
	843		大和郡山市固定資産評価審査委員会	E	最高裁	昭和61年(行ツ)第138号	H2.1.18	・審査申出人に評価の根拠等を了知させる措置の要否、その範囲
								・審査申出人に他の固定資産の評価額等を了知させる措置の要否

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・委員会が職権で行った調査により収集した資料を口頭審理に上程することを要するか
								・口頭審理手続きの瑕疵が審査決定の取消事由となるか
	844		E	大和郡山市固定資産評価審査委員会	大阪高裁	平成２年(行コ)第３号	H3.2.22	・手続きにおける違法はあるのか
								・実体における違法はあるのか
427	845	和 歌 山 県	A	和歌山市固定資産評価審査委員会	和歌山地裁	平成10年(行ウ)第5号	H13.2.20	・評価基準及び七割通達を前提とする本件決定は適正か
								・本件登録価格に合理性があるか
								・審査手続きは適法であったか
428	846		B	海南市固定資産評価審査委員会	和歌山地裁	昭和62年(行ウ)第2号	H3.7.31	・本件登録価格の違法性
								・本件審査手続きの違法性
429	847		C	かつらぎ町固定資産評価審査委員会	和歌山地裁	平成10年(行ウ)第4号	H12.7.18	・宅地介在農地でまだ土地利用が確定していない土地の画地認定は適正であるか
								・造成費は適正であるか
430	848	鳥 取 県	A	倉吉市固定資産評価審査委員会	鳥取地裁	昭和53年(行ウ)第1号	S54.9.27	・賦課期日の評価の適法性
								・審査決定手続きの適法性
	849		A	倉吉市固定資産評価審査委員会	広島高裁	昭和54年(行コ)第1号	S55.11.19	・賦課期日の評価の適法性
								・審査決定手続きの適法性
	850		A	倉吉市固定資産評価審査委員会	最高裁	昭和56年(行ツ)第14号	S56.11.12	・賦課期日の評価及び審査決定手続きを適法として棄却したことについて
431	851	島 根 県	A	浜田市固定資産評価審査委員会	松江地裁	平成9年(行ウ)第6号	H11.2.17	審査委員会の選任が、地方税法第４２３条第３項に違反しているのか。
								土地及び家屋の価格が時価を上回っているか。
								口頭審理で、審理不尽があったのか。
432	852		B	大社町	出雲簡裁	平成元年(ハ)第99号	H3.3.26	被告人のなした課税誤り等と、原告がこの課税誤りを是正するために行った調査等により受けた損害の間に因果関係があるかどうか
	853		B	大社町	松江地裁	平成3年(レ)第2号	H4.11.25	同上
	854		B	大社町	広島高裁	平成5年(ツ)第7号	H5.5.19	同上
433	855	岡 山 県	A	岡山市固定資産評価審査委員会	岡山地裁	平成10年(行ウ)第1号	H11.12.27	平成９年度の台帳価格登録が適正な時価であるか否か。
434	856		B	岡山市固定資産評価審査委員会	〃	平成9年(行ウ)第19号	H12.6.9取下	〃
435	857		C	岡山市長	〃	平成9年(行ウ)第15号	H11.10.26	課税処分の一部取消訴訟は、審査委員会の決定及び市長に対する異議申立を経ずして提起可能か。
	858		C	岡山市長	広島高岡山支	平成11年(行コ)第13号	H12.5.11	〃
436	859		D	倉敷市長	岡山地裁	平成2年(行ウ)第10号	H3.11.12	行政事件訴訟における「無効確認の訴え」の適法性。減免額返還請求の被告人としての当事者的確性。
437	860		E	倉敷市長	〃	平成3年(行ウ)第2号	H6.6.28	過誤納金還付請求権が原告に発生しているか否か。還付金請求権の行使を市長に行うことの適法性。
438	861		F	笠岡市固定資産評価審査委員会	〃	平成6年(行ウ)第21号	H7.6.28	固定資産評価審査委員会による審査申立棄却決定処分の取消。
	862		F	笠岡市固定資産評価審査委員会	広島高岡山支	平成7年(行コ)第5号	H7.12.21	〃
	863		F	笠岡市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成8年(行ツ)第63号	H8.6.17	〃

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
439	864		G	総社市長	岡山地倉敷支	平成11年(ワ)第253号	H12.4.26	固定資産評価額の修正。
	865		G	総社市長	広島高岡山支	平成11年(ネ)第115号	H12.11.30	〃
440	866		H	久世町固定資産評価審査委員会	岡山地裁	平成9年(行ウ)第17号	H11.9.21	比準する標準地が適切であったかどうか。
441	867		I	岡山県倉敷地方振興局長	〃	昭和63年(行ウ)第7号	H7.1.31	固定資産評価基準の適用の妥当性。
442	868		J	岡山県岡山地方振興局長，岡山県知事	〃	平成9年(行ウ)第7号	H10.7.14	住宅取得の特例控除の対象となる住宅の認定基準の改正に伴う経過措置の妥当性。
	869		J	岡山県岡山地方振興局長	広島高裁	平成10年(行コ)第5号	H11.11.25	〃
443	870	広 島 県	A	広島県	大阪地裁	昭和62年(ワ)第4666号	H2.9.7	土地売買契約における工場誘致のための課税上の優遇措置の存否に関する錯誤は要素の錯誤か
								課税上の優遇措置を記載した「パンフレット」の記載が一部不正確であった場合詐欺にあたるか
444	871		B	広島県三原県税事務所長	広島地裁	昭和62年(行ウ)第4号	H3.6.26	都市再開発法の規定に基づく権利変換処分による持分取得があったかどうか
								各専有部分と共有部分の計算の方法が適正か
								建具等で区切られている場合に，区分所有権の目的となるか
	872		B	広島県尾道県税事務所長	広島高裁	平成3年(行コ)第9号	H5.7.29	都市再開発法の規定に基づく権利変換処分による持分取得があったかどうか
								各専有部分と共有部分の計算の方法が適正か
								建具等で区切られている場合に，区分所有権の目的となるか
	873		B	広島県尾道県税事務所長	最高裁	平成5年(行ツ)第172号	H6.2.25	控訴審と同じ
445	874		C	広島市長外１名	最高裁	昭和56年(行ツ)第126号	S57.4.15	土地区画整理事業施行中の土地の地目の認定について
								行政事件訴訟における訴えの追加的併合の可否
446	875		D	国，広島県及び広島市	広島地裁	平成元年(ワ)第1407号	H6.2.17	損害賠償請求訴訟において課税処分について争うことの可否
								登記地積の誤りを確認せず当該地積により課税した場合の責任の有無
	876		D	国，広島県及び広島市	広島高裁	平成6年(ネ)第75号	H8.3.13	損害賠償請求訴訟において課税処分について争うことの可否
								市固定資産課税台帳登載地積と相続税過剰納付による損害との間に相当因果関係が認められるか
447	877		E	広島市	広島地裁	平成3年(行ウ)第10号	H5.5.13	行政事件訴訟法上訴えに適法性があるか
								過納金の還付充当による当該過納金の還付請求権消滅について
448	878		E	広島市中区長	広島地裁	平成4年(行ウ)第12号	H5.6.24	充当処分が抗告訴訟の対象としての行政処分性を有しているか否かについて
								過誤納金の還付を求める訴えの適否について
449	879		E	広島市長	広島地裁	平成7年(行ウ)第9号	H7.11.1	取消訴訟の被告適格について
450	880		F	広島市	広島地裁	平成4年(ワ)第962号	H5.8.26	損害賠償請求訴訟において課税処分について争うことの可否
								固定資産税等の納税義務者について
								縦覧期間経過後に固定資産課税台帳の記載内容を変更して行った課税処分の適否
	881		F	広島市	広島高裁	平成5年(ネ)第412号	H6.4.18	損害賠償請求訴訟において課税処分について争うことの可否
								固定資産税等の納税義務者について

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								縦覧期間経過後に固定資産課税台帳の記載内容を変更して行った課税処分の適否
	882		F	広島市	最高裁	平成6年(オ)第1392号	H6.10.25	控訴審と同じ
451	883		G	広島市中区長	広島地裁	平成10年(行ウ)第8号	H11.3.23	償却資産申告者の実地調査要請にかかわらず当該調査を行わずになされた賦課決定の適法性
452	884		H	広島市固定資産評価審査委員会	広島地裁	昭和62年(行ウ)第3号	H2.9.18	地目認定について
								評価方法について
								路線価について
								地積過大による補正について
								不整形地補正について
								造成地相当額の控除について
453	885		I	広島市固定資産評価審査委員会	広島地裁	昭和60年(行ウ)第17号	H2.9.26	評価基準の法的拘束性について
								税務局長通達（再建築費評点補正率等）の法的性格について
								損耗減点補正等の適用について
								口頭審理手続等における違法性について
454	886		J	広島市固定資産評価審査委員会	広島地裁	平成5年(行ウ)第19号	H10.1.27	評価基準の違法性について
								固定資産税評価と地価公示価格との比較について
								審査手続における違法性について
	887		J	広島市固定資産評価審査委員会	広島高裁	平成10年(行コ)第2号	H10.11.30	評価基準の違法性について
								審査手続における違法性について
455	888		K	尾道市固定資産評価審査委員会	広島地裁	平成10年(行ウ)第25号	H12.1.13	審査申立ての事由について
								画地の認定について
								画地計算法の適用について
								審理不尽等について
	889		K	尾道市固定資産評価審査委員会	広島高裁	平成12年(行コ)第3号	H13.4.13	審査申立ての事由について
								画地の認定について
								画地計算法の適用について
								審理不尽等について
456	890		L	因島市長	広島地裁	平成9年(行ウ)第16号	H9.10.29	固定資産評価審査委員会決定取消請求訴訟係属中の固定資産課税台帳登録価額修正の可否
457	891		L	因島市長	広島地裁	平成10年(行ウ)第4号	H10.11.19	行政事件訴訟における取消し理由の制限について
	892		L	因島市長	広島高裁	平成10年(行コ)第21号	H11.4.22	本人訴訟における求釈明と憲法が保障する法の下の平等
	893		L	因島市長	最高裁	平成11年(行ツ)第178号	H11.10.8	控訴審と同じ
458	894		L	因島市長外１名	広島地裁	平成7年(行ウ)第19号	H10.2.5	審査委員会決定前に価格修正することの違法性

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
						平成7年(行ウ)第20号		適正な時価について
						平成8年(行ウ)第3号		いわゆる７割評価通達にしたがって評価したことの違法性
								価格評価に事実誤認があったか否か（公道接道の有無）
								市長に行われた異議申立ての適法性
	895		L	因島市長外１名	広島高裁	平成10年(行コ)第3号	H12.5.25	自治省課長内かんの法的拘束力について
								法定審査期間経過後の決定の違法性
459	896		L	因島市固定資産評価審査委員会	広島地裁	平成10年(行ウ)第15号	H12.3.1	比準課税標準額適用の適否
								路線価の適否について
								地積の適否について
								下落修正の特例を適用しなかったことの適否
								自治省課長内かんの法的拘束力について
	897		L	因島市固定資産評価審査委員会	広島高裁	平成12年(行コ)第11号	H12.9.14	自治省課長内かんの法的拘束力について
	898		L	因島市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成13年(行ツ)第40号・平成13年(行ヒ)第38号	H13.3.23	上告棄却
460	899		L	因島市固定資産評価審査委員会	広島地裁	平成9年(行ウ)第9号・平成9年(行ウ)第12号	H11.3.23	地目認定について
								画地の認定について
								側方路線影響加算率の錯誤について
								平成６年度評価額との比較
								口頭審理手続等における違法性
								自治省課長内かんの法的拘束力について
	900		L	因島市固定資産評価審査委員会	広島高裁	平成11年(行コ)第5号	H12.11.8	画地の認定について
								側方路線影響加算率の錯誤について
								自治省課長内かんの法的拘束力について
	901		L	因島市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成13年(行ツ)第73号・平成13年(行ヒ)第67号	H13.6.12	上告棄却
461	902		L	因島市固定資産評価審査委員会	広島地裁	平成11年(行ウ)第19号	H12.1.27	審査申出の適法性について
462	903		M	音戸町	広島地裁呉支部	平成9年(ワ)第200号	H10.3.2	地方税法第１７条の５は国家賠償法及び民法の特別法か
463	904	山 口 県	A	宇部市固定資産評価審査委員会	山口地裁	平成3年(行ウ)第4号	H6.6.28	・本件固定資産評価は、状況類似地区の区分、標準山林の選定及び比準山林の評点数の付設について固定資産評価基準に基づいてなされた適法なものか否か
								・本件固定資産評価額の決定手続きは、実地調査の不実施、固定資産課税台帳等の不備により適法性を欠くか
								・本件固定資産評価審査委員会における本件審査手続きは審査委員会開催日の通知の不履行及び実地調査の不実施により適法性を欠くか
	905		A	宇部市固定資産評価審査委員会	広島高裁	平成6年(行コ)第7号	H7.10.26	・昭和３９年度の標準山林の選定は正当であったか否か
464	906		B	徳山市	山口地裁	平成8年(行ウ)第2号	H10.6.29	・本件係争部分が非課税に該当するか否か
								・真の所有者は被告となり、人的非課税となるか否か

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・非課税にすべきであるなら被告は何年度分の固定資産税及び都市計画税を還付すべきか
465	907		C	岩国市固定資産評価審査委員会外２	山口地裁	平成10年(行ウ)第7号	H11.10.26	・不動産取得税賦課処分の根拠とした固定資産台帳価格が実際の購入価格を上回っている場合の不動産取得税の「適正な時価」の適法性について
								・課税台帳の登録価格が購入価格を上回るとして違法か否か
	908		C	岩国市固定資産評価審査委員会外１	広島高裁	平成11年(行コ)第18号	H12.9.28	・不動産取得税賦課処分の根拠とした固定資産台帳価格が実際の購入価格を上回っている場合の不動産取得税の「適正な時価」の適法性について
								・課税台帳の登録価格が購入価格を上回るとして違法か否か
466	909	徳 島 県	A	徳島市固定資産評価審査委員会	徳島地裁	平成10年(行ウ)第11号	H11.7.16	・評価額が著しく高額であるか。
								・行政機関の対応遅れにより住宅が建設可能の道路に接していない。
								・民間駐車場を整備しても、利用度が低い。
								・本件土地については、建物建築許可を受けた上で住宅を分譲する予定であるので、棚卸商品と同様の取扱いをして、課税対象から除外されるべきであるか。
	910		A	徳島市固定資産評価審査委員会	高松高裁	平成11年(行コ)第18号	H11.12.24	一審と同じ
	911		A	徳島市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第112号、平成12年(行ヒ)第108号	H12.5.30	同上
467	912		B	徳島市固定資産評価審査委員会	徳島地裁	平成9年(行ウ)第12号	H11.10.29	・　市街地宅地評価法の適用は誤りで、また地区区分、標準宅地等の選定が適当でない。
								・　奥行価格補正の測定錯誤及び不整形地補正の適用をするべきである。
								・　忌み施設や高速道路の接近など、環境に対する補正が適切に行われていない。
								・　審査委員会の手続き等に不備がある。
	913		B	徳島市固定資産評価審査委員会	高松高裁	平成11年(行コ)第25号	H12.10.16	一審と同じ
	914		B	徳島市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成13年(行ヒ)第5号	H13.4.27	同上
468	915		A	徳島市固定資産評価審査委員会	徳島地裁	平成13年(行ウ)第18号	H13.7.6	・評価額が著しく高額である。
								・住宅が建築できる道路に接していない。
								・都市計画法における住居地域にも関わらず、住居が建たない地域として放置している。
								・駐車場整備をしても、採算がとれない。
								・比準地の評価が実態とかけ離れている。
469	916	香 川 県	A	丸亀市固定資産評価審査委員会	高松地裁	平成12年(行ウ)第8号	H13.5.29	・画地認定の方法
								・都市計画道路予定地による減価
470	917		B	丸亀市長	高松地裁	平成11年(行ウ)第6号	H13.7.3	・課税処分の是非（社会福祉事業法に係る更正援護施設かどうか）
471	918	愛 媛 県	A	新居浜市固定資産評価審査委員会	松山地裁	平成10年(行ウ)第7号	H11.6.18	原告の主張する本件各土地の固定資産課税評価額に関する不服事由が、地方税法第432条1項但書の除外事由に該当するか否か。
	919		A	新居浜市固定資産評価審査委員会	高松高裁	平成11年(行コ)第16号	H11.11.18	原告の主張する本件各土地の固定資産課税評価額に関する不服事由が、地方税法第432条1項但書の除外事由に該当するか否か。
	920		A	新居浜市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行ツ)第32号、平成12年(行ヒ)第41号	H12.4.7	原告の主張する本件各土地の固定資産課税評価額に関する不服事由が、地方税法第432条1項但書の除外事由に該当するか否か。
472	921	福 岡 県	A	福岡市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成10年(行ウ)第34号	H12.9.25	・土地基本法１６条に違背する違法があるか
								・不動産鑑定評価は適正であるか

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
								・審査手続きの違法の有無（不動産鑑定評価に係る了知義務の程度）
								・審理不尽の違法の有無
	922		A	福岡市固定資産評価審査委員会	福岡高裁	平成12年(行コ)第28号	H13.4.19	・土地基本法１６条に違背する違法があるか
								・不動産鑑定評価は適正であるか
								・審査手続きの違法の有無（不動産鑑定評価に係る了知義務の程度）
								・審理不尽の違法の有無
473	923		A	福岡市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成10年(行ウ)第33号	H12.9.8	・本件土地の用途地区の認定及び標準宅地の不動産鑑定評価価格が適正であったか
								・審査手続きの違法の有無（不動産鑑定評価に係る了知義務の程度）
								・審理不尽の違法の有無
	924		A	福岡市固定資産評価審査委員会	福岡高裁	平成12年(行コ)第26号	H13.6.28	・本件土地の用途地区の認定及び標準宅地の不動産鑑定評価価格が適正であったか
								・審査手続きの違法の有無（不動産鑑定評価に係る了知義務の程度）
								・審理不尽の違法の有無
474	925		B	福岡市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成12年(行ウ)第16号	H13.10.1	・地方税法425条２項（委員の兼職禁止）違反の有無
								・決定が不十分、不公正な審理に基づいてなされたか否か
								・本件不動産鑑定評価が評価基準に依拠してなされていたか否か
								・本件鑑定評価価格が適正な価格か否か
475	926		C	大牟田市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成9年(行ウ)第28号	H12.3.10	・固定資産評価審査委員会の審査手続に、違法性がなかったか
								・固定資産の評価替えにおける価格決定は、適正であったか
476	927		D	久留米市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成11年(行ウ)第4号	H11.11.15	・本件土地と本件隣接地とが一画地であるとして。本件土地の平成10年度の固定資産評価額を決定したことは違法か否か
477	928		E	筑後市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成6年(行ウ)第29号	H9.3.28	・地方税法348条（非課税の範囲）第２項第５号の認定について
								・国土調査筆界未定土地の固定資産税評価価格の減額補正の必要性について
478	929		F	中間市長	福岡地裁	平成6年(行ウ)第34号	H7.9.8	（いわゆる堤外民地））が、地方税法第３４８条第２項の非課税固定資産（「公共の用に供する固定資産」）に該当するか否か。
	930		F	中間市長	福岡高裁	平成7年(行コ)第12号	H8.3.25	（いわゆる堤外民地））が、地方税法第３４８条第２項の非課税固定資産（「公共の用に供する固定資産」）に該当するか否か。
479	931		F	中間市長	福岡地裁	平成7年(行ウ)第15号	H8.5.27	・本件土地は、地方税法第３４８条第２項第１号に規定する「公共の用に供する固定資産」に該当するか否か。
480	932		G	筑紫野市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成6年(行ウ)第22号	H8.3.28	・本件評価は、地方税法が固定資産評価基準につき採用している時価主義に違反する違法なものか否か。
								・隣接地を一画地と認定したことは違法であるか否か。
								・本件評価は、固定資産税評価額と相続税評価額との均衡を失し、違法であるか否か。
481	933		A	筑紫野市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成9年(行ウ)第36号	H10.8.27	・本件標準宅地が原告の不服申立に十分な程度に特定されているか
	934		A	筑紫野市固定資産評価審査委員会	福岡高裁	平成10年(行コ)第31号	H11.7.23	ために必要と認められる範囲で、登録価格評価の手順、方法、根拠等を知らせるべきであるところ、被控訴人がこれを履践したかどうか
	935		筑紫野市固定資産評価審査委員会	A	最高裁	平成11年(行ツ)第254号 平成11年(行ヒ)第195号	H12.6.23	ために必要と認められる範囲で、登録価格評価の手順、方法、根拠等を知らせるべきであるところ、上告人がこれを履践したかどうか
482	936		H	太宰府市固定資産評価審査委員会	福岡地裁	平成10年(行ウ)第10号	H12.2.25	・本件家屋について、分離課税が適正に行われたかどうか

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
483	937		A	福岡県知事	福岡地裁	昭和63年(行ウ)第25号	S63.11.29	・不動産取得税の審査請求裁決において、理由を附した裁決書が出されたか否か
	938		A	福岡県知事	福岡高裁	昭和63年(行コ)第19号	H1.5.16	・不動産取得税の審査請求裁決において、理由を附した裁決書が出されたか否か
								・出訴期間を過ぎた当提訴が適法であるか否か
	939		A	福岡県知事	最高裁	平成元年(行ツ)第110号	H1.11.16	・不動産取得税の審査請求裁決において、理由を附した裁決書が出されたか否か
								・出訴期間を過ぎた当提訴が適法であるか否か
484	940		A	福岡県西福岡県税事務所長	福岡地裁	昭和60年(行ウ)第9号	H2.11.6	・本件不動産が評価基準及び再建築費評点基準評に基づき適正に評価されたか否か
	941		A	福岡県西福岡県税事務所長	福岡高裁	平成2年(行コ)第13号	H4.1.29	・本件不動産が評価基準及び再建築費評点基準評に基づき適正に評価されたか否か
	942		A	福岡県西福岡県税事務所長	最高裁	平成4年(行ツ)第76号	H6.1.31	・本件不動産が評価基準及び再建築費評点基準評に基づき適正に評価されたか否か
485	943		I	福岡県若松県税事務所長	福岡地裁	平成8年(行ウ)第6号	H9.4.25	・本件不動産の課税標準額が適正か否か
	944		I	福岡県若松県税事務所長	福岡高裁	平成9年(行コ)第5号	H9.12.11	・本件不動産の課税標準額が適正か否か
486	945	佐 賀 県	A	鳥栖市固定資産評価審査委員会	佐賀地裁	平成9年(行ウ)第3号	H10.7.17	土地及び家屋の評価額は適正に算出されたものか。
								課税標準額に関することは審査事項であるか。
								反論の機会は与えられたか。
								審査申出土地の周辺土地の評価額の開示はできないか。
	946		A	鳥栖市固定資産評価審査委員会	福岡高裁	平成10年(行コ)第29号	H10.12.22	土地及び家屋の評価額は適正に算出されたものか。
								課税標準額に関することは審査事項であるか。
								反論の機会は与えられたか。
								審査申出土地の周辺土地の評価額の開示はできないか。
487	947	長 崎 県	A	長崎市長	長崎地裁	平成6年(行ウ)第4号	H6.9.27	・登記簿上の共有名義人である原告に対する固定資産税及び都市計画税の課税処分の有効性
								・原告が、被告に対して不当利得返還請求権を有するか
	948		A	長崎市長	福岡高裁	平成6年(行ユ)第16号	H7.8.31	・登記簿上の共有名義人である原告に対する固定資産税及び都市計画税の課税処分の有効性
								・原告が、被告に対して不当利得返還請求権を有するか
	949		A	長崎市長	最高裁	平成7年(行ツ)第201号	H8.3.5	・登記簿上の共有名義人である原告に対する固定資産税及び都市計画税の課税処分の有効性
								・原告が、被告に対して不当利得返還請求権を有するか
488	950		A	長崎市長	長崎地裁	平成9年(行ウ)第4号	H9.7.15	・所在の確認できない土地への課税処分の有効性
								・前訴（平成６年（行ウ）第４号）の判決で確定した課税処分について無効を主張することができるか
489	951		A	長崎市	長崎地裁	平成6年(ワ)第483号	H9.3.25	・無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償請求の有効性
	952		A	長崎市	福岡高裁	平成9年(ネ)第385号	H10.1.16	・無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償請求の有効性
	953		A	長崎市	最高裁	平成10年(オ)第975号	H10.8.31	・無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償請求の有効性
490	954	熊 本 県	A	熊本市長	熊本地裁	平成12年(行ウ)第1号	H12.5.31	地目認定の妥当性
	955		A	熊本市長	福岡高裁	平成12年(行コ)第22号	H12.12.21	固定資産評価審査委員会の決定取消を求めて提起すべきものか、市長の課税処分取消を求めて提起すべきものか。

5 固定資産税に関する出訴等における判決について

案番	判番	都道府県名	原告(控訴人、上告人)	被告（被控訴人、被上告人）	裁判所名	事　件　番　号	判決年月日	争　　点
	956		A	熊本市長	最高裁	平成13年(行ツ)第88号	H13.6.12	同上
491	957		B	熊本市固定資産評価審査委員会	熊本地裁	平成10年(行ウ)第10号	H12.8.18	・７割評価通達による評価は租税法律主義に反するか。
								・都市計画補正率についての自治省通達は妥当か。
492	958		C	菊池市固定資産評価審査委員会	熊本地裁	平成3年(行ウ)第16号	H5.8.9	・適正な時価による価格決定及び路線価、奥行逓減率の適用は適正であったか。
493	959	大 分 県	A	大分市固定資産評価審査委員会	大分地裁	平成元年(行ウ)第2号	H8.12.3	・評価基準に基づく評価は租税法律主義に反するか
								・評価基準適用上の違法性の有無
								・地方税法408条、403条2項に係る手続き違反の有無
								・地方税法415条1項に係る手続き違反の有無
								・再建築価格方式による家屋の評価の適法性
	960		A	大分市固定資産評価審査委員会	福岡高裁	平成9年(行コ)第2号	H10.2.25	・評価基準に基づく評価は租税法律主義に反するか
								・再建築価格方式による家屋の評価の適法性
								・評価基準適用上の違法性の有無
494	961	鹿 児 島 県	A	鹿児島市固定資産評価審査委員会	鹿児島地裁	平成10年(行ウ)第7号	H11.10.18	地方税法３４９条２項１号の「特別の事情」に該当するか。
	962		A	鹿児島市固定資産評価審査委員会	福岡高裁	平成11年(行コ)第9号	H12.7.4	地方税法３４９条２項１号の「特別の事情」に該当するか。
	963		A	鹿児島市固定資産評価審査委員会	最高裁	平成12年(行サ)第1号、平成12年(行ノ)第1号	H12.11.30	地方税法３４９条２項１号の「特別の事情」に該当するか。
495	964	沖 縄 県	A	沖縄県知事	那覇地裁	平成3年(行ウ)第25号	H5.2.24	固定資産評価基準の適用において各部分別評点項目の補正は適正であったか
496	965		A	浦添市固定資産評価審査委員会	那覇地裁	平成6年(行ウ)第6号	H7.9.27	東京都と沖縄県の物価水準の違いが、考慮されていない
	966		A	浦添市固定資産評価審査委員会	福岡高裁	平成7年(行ウ)第8号	H8.3.19	東京都と沖縄県の物価水準の違いが、考慮されていない
497	967		B	宜野湾市固定資産評価審査委員会	那覇地裁	平成6年(行ウ)第7号	H8.12.3	東京都と沖縄県の物価水準の違いが、考慮されていない
498	968		C	那覇県税事務所長	那覇地裁	平成9年(行ウ)第4号	H10.3.24	７割評価の適法性について
499	969		D	那覇市長	那覇地裁	平成10年(行ウ)第11号	H11.6.16	小学校用地の共有持分に係る土地賃貸借契約を、平成５年以降契約に応じていない場合、地方税法第３４８条の非課税の範囲のただし書き、固定資産を有料で借り受けた場合に、当たらな

６ 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について（件数）

Ⅰ　事件区分

a	固定資産評価に関する審査決定取消請求に係るもの	544
b	固定資産税額等に関する賦課決定取消請求に係るもの	169
c	固定資産課税台帳の縦覧に係るもの	1
d	固定資産税に関する情報公開請求に係るもの	1
e	固定資産税に関する損害賠償請求に係るもの	25
f	固定資産税に関する住民訴訟に係るもの	15
g	固定資産税に影響を与えることとなる不動産取得税に係るもの	42
h	その他（a～gに該当しないもの）	172
		969

Ⅱ　判決における争点

１　評価（共通的事項）

ア	適正な時価（地方税法341条）	188
イ	固定資産評価基準の適法性（固定資産評価基準の法的拘束力）	80
ウ	租税法律主義（評価基準により評価することは、租税法律主義に反するか）	29
エ	実地調査	32

２　評価（土地）

オ	各市町村における取扱要領の適法性	25
カ	標準宅地の選定等	103
キ	価格調査基準日	206
ク	更地主義	3
ケ	７割評価通達	192
コ	収益還元法	14
サ	画地計算法（画地認定）	56
シ	画地計算法（補正率）	69
ス	下落修正（基準年度及び据置年度）	21
セ	地目の認定	61
ソ	地積の認定	7
タ	路線価の付設	35
チ	用途地区、状況類似地域（地区）の区分	21
ツ	特殊な利用形態の土地の評価（いみ施設、位置指定道路等の評価）	33

３　評価（家屋）

テ	再建築価格評価方式	30
ト	家屋評価における補正率の適用	26
ナ	再建築費評点基準表	13
ニ	比準評価方式	8
ヌ	課税客体たる家屋の範囲	13

４　固定資産税制度

ネ	固定資産税の性質（収益税か、財産税か）	8
ノ	特別の事情（地方税法349条２項又は３項ただし書に該当するか）	18
ハ	非課税の範囲	31
ヒ	小規模住宅用地の認定	7
フ	固定資産課税台帳の縦覧	16

５　固定資産評価審査委員会制度

ヘ	審査決定手続の適法性（口頭審理、実地調査の不備等）	107
ホ	審査委員会等の適法性（委員の兼職禁止等）	8

６　その他

マ	その他（上記ア～ホに該当しないもの）	460

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																															
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
1	札幌地裁・平成6年(行ウ)第26号	H9.7.25	○									○					○	○	○	○	○							○			○	○												
2	札幌高裁・平成9年(行コ)第10号	H11.11.24	○									○					○		○	○	○			○				○			○	○											
3	札幌地裁・平成10年(行ウ)第6号	H12.10.12	○									○	○					○						○							○	○											
4	旭川地裁・平成7年(ワ)第239号	H8.8.28					○																																			○	賦課決定の違法性及び原告の損害の有無
5	旭川地裁・平成12年(行ウ)第5号	H13.6.26								○	固定資産評価証明書交付請求拒否処分取消請求に係るもの																															○	固定資産評価証明書交付請求拒否処分の違法性
6	札幌地裁・平成12年(行ウ)第28号	H13.5.17	○																																					○		○	原告適格の有無
7	札幌地裁・平成7年(行ウ)第6号	H9.3.18							○													○																		○			
8	札幌地裁・平成11年(行ウ)第1号	H11.6.24							○			○																														○	地方税法第７３条の２１に該当するか
9	札幌地裁・平成12年(行ウ)第17号	H13.5.29	○									○	○																														
10	札幌地裁・平成9年(行ウ)第26号	H10.11.17	○									○																															
11	札幌高裁・平成10年(行コ)第21号	H11.6.16	○									○																															
12	青森地裁・昭和57年(行ウ)第3号	S58.6.28		○											○												○				○												○	固定資産の価格(評価額)の適法性を争う場合の争訟方法は地方税法上、限定されているものであるか
13	仙台高裁・昭和59年(行コ)第10号	S59.4.25		○																																							○	固定資産の価格(評価額)の適法性を争う場合の争訟方法は地方税法上、限定されているものであるか
14	最高裁・昭和60年(行ツ)第275号	S60.6.4		○																																							○	固定資産の価格(評価額)の適法性を争う場合の争訟方法は地方税法上、限定されているものであるか
15	青森地裁・昭和63年(行ウ)第1号	H2.3.20	○																			○	○				○				○												
16	仙台高裁・平成2年(行コ)第5号	H5.2.25	○									○			○							○	○				○				○												
17	最高裁・平成5年(行ツ)第79号	H5.12.17	○									○											○																				
18	盛岡地裁・平成10年(行ウ)第8号	H12.3.3	○									○								○																				○			
19	仙台地裁・平成6年(行ウ)第23号	H8.10.8	○									○	○	○				○																	○								
20	仙台地裁・平成6年(行ウ)第21号	H10.3.23	○																					○												○							
21	秋田地裁・平成3年(行ウ)第2号	H5.4.23	○																											○			○							○			・昭和５０年自治省告示第２５２号に基づく評点補正率を乗じた評価の違法性 ・第２年度の評価方法
22	仙台高裁・平成5年(行コ)第2号	H5.9.29	○																											○			○							○			・昭和５０年自治省告示第２５２号に基づく評点補正率を乗じた評価の違法性 ・第２年度の評価方法
23	最高裁・平成5年(行ツ)第192号	H6.6.21	○																											○			○							○			・昭和５０年自治省告示第２５２号に基づく評点補正率を乗じた評価の違法性 ・第２年度の評価方法
24	仙台高裁・平成6年(行ソ)第1号	H6.8.31	○																											○			○							○			・昭和５０年自治省告示第２５２号に基づく評点補正率を乗じた評価の違法性 ・第２年度の評価方法

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
25	秋田地裁・平成6年(行ウ)第4号	H7.12.25	○																													○											
26	仙台高裁・平成8年(行コ)第1号	H8.10.30	○																													○											
27	福島地裁・平成3年(行ウ)第10号	H8.4.22	○																																				○				
28	仙台高裁・平成8年(行コ)第8号	H10.5.19	○																																				○				
29	最高裁・平成10年(行ツ)第225号	H11.6.10	○																																						○		
30	福島地裁・平成3年(行ウ)第11号	H8.4.22	○																																				○				
31	仙台高裁・平成8年(行コ)第9号	H10.5.19	○																																				○				
32	最高裁・平成10年(行ツ)第226号	H11.6.10	○																																						○		
33	福島地裁・平成3年(行ウ)第12号	H8.4.22	○																																				○				
34	仙台高裁・平成8年(行コ)第10号	H9.10.29	○																																				○				
35	最高裁・平成10年(行ツ)第44号	H12.4.21	○																																						○		
36	福島地裁・平成11年(行ウ)第1号	H12.11.28		○																																○							
37	仙台高裁・平成12年(行コ)第17号	H13.6.26		○																																○							
38	福島地裁・平成12年(行ウ)第7号	H13.7.31	○									○	○																										○				
39	水戸地裁・平成6年(行ウ)第2号	H8.3.27							○			○																			○												
40	東京高裁・平成8年(行コ)第42号	H11.3.30							○			○																			○												
41	最高裁・平成11年(行ツ)第167号	H11.9.30							○			○																			○												
42	宇都宮地裁・平成4年(行ウ)第4号	H9.10.29								○	固定資産税の価格決定の違法確認等請求に係るもの													○																○	価格決定についての町長個人の損害賠償責任
43	東京高裁・平成9年(行コ)第194号	H11.12.27								○	固定資産税の価格決定の違法確認等請求に係るもの													○																○	価格決定についての町長個人の損害賠償責任
44	最高裁・平成12年(行ツ)第127号	H12.11.27								○	固定資産税の価格決定の違法確認等請求に係るもの													○																○	価格決定についての町長個人の損害賠償責任
45	宇都宮地裁・平成6年(行ウ)第5号	H7.6.28		○																																			○				
46	東京高裁・平成7年(行コ)第105号	H8.7.17		○																																			○				
47	宇都宮地裁・平成7年(ワ)第85号	H7.9.5					○				固定資産税の賦課徴収の違法確認等請求に係るもの																														○	訴訟手続の適法性
48	宇都宮地裁・平成9年(行ウ)第6号	H10.5.14								○	固定資産税の賦課徴収の違法確認等請求に係るもの																														○	課税免除の適法性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
49	東京高裁・平成10年(行コ)第92号	H11.9.21								○																																	○	課税免除の適法性
50	宇都宮地裁・昭和52年(行ウ)第1号	S56.10.15							○																																		○	新築工事中家屋が課税客体となる時期
51	東京高裁・昭和57年(行コ)第80号	S57.11.30							○																																		○	新築工事中家屋が課税客体となる時期
52	最高裁・昭和59年(行ツ)第19号	S59.12.7							○																																		○	新築工事中家屋が課税客体となる時期
53	前橋地裁・昭和62年(行ウ)第7号	H3.10.22		○																						○																		
54	前橋地裁・平成3年(行ウ)第5号	H4.12.4	○																													○												
55	東京高裁・平成4年(行コ)第147号	H5.8.23	○																													○												
56	前橋地裁・平成6年(行ウ)第5号	H8.9.10	○										○		○		○																							○				
57	東京高裁・平成8年(行コ)第117号	H10.1.27	○														○																											
58	前橋地裁・平成8年(行ウ)第4号	H8.7.23	○																																					○				
59	東京高裁・平成8年(行コ)第103号	H8.11.21	○																																					○				
60	前橋地裁・平成10年(行ウ)第2号	H12.9.29	○										○																															
61	東京高裁・平成12年(行コ)第284号	H13.2.6	○										○																															
62	浦和地裁・平成11年(行ウ)第39号	H12.9.4	○																																									原告取下げ
63	浦和地裁・平成11年(行ウ)第34号	H12.3.13	○																																					○			○	当該固定資産に対する課税自体が地方税法第５条第２項の規定に反しているか
64	東京高裁・平成12年(行コ)第149号	H12.8.1	○																																					○				
65	浦和地裁・平成7年(行ウ)第1号	H9.11.17	○									○					○						○	○	○																		○	介在山林の評価方法について
66	浦和地裁・平成8年(行ウ)第22号	H10.1.26	○																																	○				○				
67	東京高裁・平成10年(行コ)第46号	H10.9.30	○																																	○				○				
68	浦和地裁・平成元年(行ウ)第21号	H4.5.25	○												○															○										○				
69	浦和地裁・昭和63年(行ウ)第11号	H6.4.25	○									○																													○			
70	浦和地裁・平成2年(ワ)第170号	H4.2.24								○	不当利得返還請求事件																											○						
71	浦和地裁・平成9年(行ウ)第28号	H11.12.20	○														○																										○	・農業用施設用地の評価方法 ・造成費の算定について
72	東京高裁・平成12年(行コ)第35号	H12.4.26	○														○																										○	・農業用施設用地の評価方法 ・造成費の算定について

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
73	最高裁・平成12年(行ツ)第234号	H12.10.19	○														○																										○	・農業用施設用地の評価方法 ・造成費の算定について
74	浦和地裁・平成9年(行ウ)第29号	H11.12.20	○														○																										○	・農業用施設用地の評価方法 ・造成費の算定について
75	東京高裁・平成12年(行コ)第36号	H12.6.20	○														○																										○	・農業用施設用地の評価方法 ・造成費の算定について
76	最高裁・平成12年(行ツ)第277号	H12.10.19	○														○																										○	・農業用施設用地の評価方法 ・造成費の算定について
77	浦和地裁・平成9年(行ウ)第30号	H11.12.20	○														○								○																		○	・雑種地の評価方法 ・造成費の算定について
78	東京高裁・平成12年(行コ)第37号	H12.5.17	○														○								○																		○	雑種地の評価方法
79	最高裁・平成12年(行ツ)第285号	H12.10.19	○														○								○																		○	雑種地の評価方法
80	浦和地裁・平成9年(行ウ)第31号	H11.12.20	○														○								○																		○	・雑種地の評価方法 ・造成費の算定について
81	東京高裁・平成12年(行コ)第38号	H12.5.31	○														○								○																		○	雑種地の評価方法
82	最高裁・平成12年(行ツ)第284号	H12.10.19	○														○								○																		○	雑種地の評価方法
83	浦和地裁・平成9年(行ウ)第32号	H11.12.20	○														○								○																		○	・雑種地の評価方法 ・造成費の算定について
84	東京高裁・平成12年(行コ)第39号	H12.7.18	○																						○																			
85	最高裁・平成12年(行ツ)第281号	H12.10.19	○																						○																			
86	浦和地裁・平成9年(行ウ)第33号	H11.12.20	○														○																										○	・雑種地の評価方法 ・造成費の算定について
87	東京高裁・平成12年(行コ)第40号	H12.6.14	○														○								○																		○	雑種地の評価方法
88	最高裁・平成12年(行ツ)第265号	H12.10.19	○														○								○																		○	雑種地の評価方法
89	浦和地裁・平成11年(行ウ)第13号	H11.2.22	○															○		○			○																					
90	千葉地裁・平成11年(行ウ)第43号	H11.11.11	○																																								○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
91	東京高裁・平成11年(行コ)第258号	H12.3.6	○																																								○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
92	最高裁・平成12年(行ツ)第158号、平成12年(行ヒ)第103号	H12.6.27	○																																								○	
93	千葉地裁・平成12年(行ウ)第76号	H13.3.9	○																																								○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
94	東京高裁・平成12年(行コ)第84号	H13.6.12	○																																								○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
95	千葉地裁・平成10年(行ウ)第59号	H10.12.18	○																																								○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
96	東京高裁・平成11年(行コ)第6号	H11.4.13	○																																								○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
97	最高裁・平成12年(行ツ)第146号、平成12年(行ヒ)第43号	H11.10.8	○																																							○	
98	千葉地裁・平成11年(行ウ)第46号	H11.10.22	○																																							○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
99	東京高裁・平成11年(行コ)第247号	H12.2.24	○																																							○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
100	最高裁・平成12年(行ツ)第140号、平成12年(行ヒ)第73号	H12.6.13	○																																							○	
101	千葉地裁・平成12年(行ウ)第75号	H13.4.17	○																																							○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
102	千葉地裁・平成9年(行ウ)第47号	H9.12.24		○																																						○	賦課処分・督促処分の適法性
103	東京高裁・平成10年(行コ)第3号	H10.7.1		○																																						○	賦課処分・督促処分の適法性
104	最高裁・平成10年(行ツ)第262号、平成10年(行ヒ)第67号	H10.11.12		○																																						○	
105	千葉地裁・平成9年(行ウ)第32号	H9.10.15		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
106	東京高裁・平成9年(行コ)第158号	H10.4.13		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
107	最高裁・平成10年(行ツ)第192号、平成10年(行ヒ)第74号	H10.11.12		○																																						○	
108	千葉地裁・平成10年(行ウ)第56号	H10.10.15		○																																						○	賦課処分の適法性
109	東京高裁・平成10年(行コ)第184号	H11.3.16		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
110	最高裁・平成11年(行ツ)第141号、平成11年(行ヒ)第109号	H11.10.8		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
111	千葉地裁・平成11年(行ウ)第51号	H12.1.19		○																																						○	賦課処分の適法性
112	東京高裁・平成12年(行コ)第46号	H12.5.31		○																																						○	賦課処分の適法性
113	最高裁・平成12年(行ツ)第259号、平成12年(行ヒ)第260号	H12.11.10		○																																						○	
114	千葉地裁・平成12年(行ウ)第85号	H13.3.6		○																																						○	賦課処分の適法性
115	東京高裁・平成13年(行コ)第85号	H13.6.20		○																																						○	賦課処分の適法性
116	千葉地裁・平成10年(行ウ)第57号	H10.12.18		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
117	東京高裁・平成11年(行コ)第6号	H11.4.13		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
118	最高裁・平成11年(行ツ)第146号、平成11年(行ヒ)第112号	H11.10.8		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
119	千葉地裁・平成11年(行ウ)第50号	H11.11.10		○																																						○	賦課処分の適法性
120	東京高裁・平成11年(行コ)第259号	H12.2.28		○																																						○	賦課処分の適法性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
121	最高裁・平成12年(行ツ)第156号、平成12年(行ヒ)第150号	H12.6.22		○																																						○	賦課処分の適法性
122	千葉地裁・平成12年(行ウ)第87･88号	H13.4.17		○																																						○	賦課処分の適法性
123	千葉地裁・平成9年(行ウ)第44号	H9.12.17		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
124	東京高裁・平成10年(行コ)第2号	H10.5.21		○																																						○	地方税法第434条第2項の合憲性
125	最高裁・平成10年(行ツ)第231号、平成10年(行ヒ)第39号	H10.11.10		○																																						○	
126	千葉地裁・平成9年(行ウ)第50号	H10.2.27								○	督促処分取消請求事件																															○	賦課処分、督促処分の適法性
127	東京高裁・平成10年(行コ)第43号	H10.7.17								○	督促処分取消請求事件																															○	賦課処分、督促処分の適法性
128	最高裁・平成10年(行ツ)第288号、平成10年(行ヒ)第88号	H11.1.29								○	督促処分取消請求事件																															○	
129	千葉地裁・平成9年(行ウ)第85･90号	H10.1.26								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	賦課処分、督促処分の適法性
130	東京高裁・平成10年(行コ)第26号	H10.7.14								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	地方税法第434条第2項の合憲性
131	最高裁・平成10年(行ツ)第274号、平成10年(行ヒ)第80号	H10.12.17								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	地方税法第434条第2項の合憲性
132	千葉地裁・平成10年(行ウ)第6･16号	H10.5.29								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	督促処分の適法性
133	東京高裁・平成10年(行コ)第103号	H10.9.21								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	督促処分の適法性
134	最高裁・平成10年(行ツ)第307号、平成10年(行ヒ)第98号	H11.2.9								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
135	千葉地裁・平成10年(行ウ)第26･31号	H10.10.15								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	督促処分の適法性
136	東京高裁・平成10年(行コ)第181号	H11.2.24								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	督促処分の適法性
137	最高裁・平成10年(行ツ)第121号、平成10年(行ヒ)第79号	H11.9.17								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
138	千葉地裁・平成10年(行ウ)第75号	H10.11.25								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	納税通知書に各納期限別の納付税額を記載することの適法性
139	東京高裁・平成11年(行コ)第9号	H11.3.31								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	納税通知書に各納期限別の納付税額を記載することの適法性
140	最高裁・平成12年(行ツ)第152号、平成12年(行ヒ)第111号	H12.9.7								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
141	千葉地裁・平成11年(行ウ)第12号	H11.7.12								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
142	東京高裁・平成11年(行コ)第183号	H11.12.7								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
143	最高裁・平成12年(行ツ)第44号、平成12年(行ヒ)第48号	H12.3.21								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
144	千葉地裁・平成11年(行ウ)第45号	H11.9.27								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																		
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
145	東京高裁・平成11年(行コ)第233号	H12.1.19								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
146	最高裁・平成12年(行ツ)第90号、平成12年(行ヒ)第90号	H12.4.28								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
147	千葉地裁・平成11年(行ウ)第70号	H11.12.17								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
148	東京高裁・平成12年(行コ)第7号	H12.3.27								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
149	最高裁・平成12年(行ツ)第189号、平成12年(行ヒ)第181号	H12.9.7								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
150	千葉地裁・平成11年(行ウ)第89号	H12.2.18								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
151	東京高裁・平成12年(行コ)第87号	H12.6.22								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
152	最高裁・平成12年(行ツ)第279号、平成12年(行ヒ)第272号	H12.11.14								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
153	千葉地裁・平成12年(行ウ)第28･35号	H12.12.5								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
154	東京高裁・平成12年(行コ)第326号	H13.4.24								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
155	千葉地裁・平成12年(行ウ)第52号	H13.2.27								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
156	東京高裁・平成13年(行コ)第80号	H13.5.30								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
157	千葉地裁・平成12年(行ウ)第78号	H13.4.17								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
158	千葉地裁・平成12年(行ウ)第95号	H13.7.13								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性 ・納税通知書の記載の適法性 ・審査請求前置主義の適法性
159	千葉地裁・平成9年(行ウ)第45号	H9.11.10								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の適法性
160	東京高裁・平成9年(行コ)第179号	H10.2.26								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の適法性
161	最高裁・平成10年(行ツ)第148号、平成10年(行ヒ)第6号	H10.12.4								○	督促処分取消請求事件																															○	
162	千葉地裁・平成9年(行ウ)第61･91号	H10.2.23								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の適法性
163	東京高裁・平成10年(行コ)第47号	H10.9.10								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の適法性
164	最高裁・平成10年(行ツ)第306号、平成10年(行ヒ)第58号	H11.2.4								○	督促処分取消請求事件																															○	
165	千葉地裁・平成10年(行ウ)第7･17･23･30号	H10.10.15								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	督促処分の適法性
166	東京高裁・平成10年(行コ)第185号	H11.4.28								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	督促処分の適法性
167	最高裁・平成11年(行ツ)第189号、平成11年(行ヒ)第144号	H11.9.30								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
168	千葉地裁・平成10年(行ウ)第54号	H10.10.15								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	賦課処分・督促処分の処分の独立性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																		
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
169	東京高裁・平成10年(行コ)第184号	H11.3.16								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	賦課処分・督促処分の処分の独立性
170	最高裁・平成11年(行ツ)第141号、平成11年(行ヒ)第98号	H11.10.8								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
171	千葉地裁・平成11年(行ウ)第11号	H11.7.21								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
172	東京高裁・平成11年(行コ)第189号	H11.12.22								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
173	最高裁・平成12年(行ツ)第70号、平成12年(行ヒ)第74号	H12.4.28								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
174	千葉地裁・平成11年(行ウ)第44号	H11.10.20								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
175	東京高裁・平成11年(行コ)第248号	H12.3.28								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
176	最高裁・平成12年(行ツ)第182号、平成12年(行ヒ)第171号	H12.9.7								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
177	千葉地裁・平成11年(行ウ)第57号	H11.11.15								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
178	東京高裁・平成12年(行コ)第266号	H12.3.28								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
179	最高裁・平成12年(行ツ)第181号、平成12年(行ヒ)第170号	H12.9.12								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
180	千葉地裁・平成11年(行ウ)第90号	H12.1.24								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
181	東京高裁・平成12年(行コ)第44号	H12.5.24								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
182	最高裁・平成12年(行ツ)第253号、平成12年(行ヒ)第253号	H12.11.10								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	
183	千葉地裁・平成12年(行ウ)第27号	H12.11.7								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
184	東京高裁・平成12年(行コ)第297号	H13.3.29								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
185	千葉地裁・平成12年(行ウ)第54号	H12.12.22								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
186	東京高裁・平成13年(行コ)第31号	H13.3.28								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
187	千葉地裁・平成12年(行ウ)第84号	H13.2.27								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
188	東京高裁・平成12年(行コ)第85号	H13.6.20								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
189	千葉地裁・平成12年(行ウ)第94号	H13.4.17								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
190	東京高裁・平成13年(行コ)第127号	H13.8.28								○	督促処分及び裁決取消請求事件																															○	・地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性 ・賦課処分・督促処分の処分の独立性
191	千葉地裁・平成9年(行ウ)第49号	H9.11.10								○	督促処分等取消請求事件																															○	督促処分の正当性
192	千葉地裁・平成9年(行ウ)第69号	H9.12.22								○	督促処分等取消請求事件																															○	督促処分の正当性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																		
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
193	東京高裁・平成9年(行コ)第201号	H10.1.20								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
194	東京高裁・平成9年(行コ)第213号	H10.6.23								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
195	最高裁・平成10年(行ツ)第115号、平成10年(行ヒ)第1号	H10.6.16								○	督促処分等取消請求事件																															○	
196	最高裁・平成10年(行ツ)第253号、平成10年(行ヒ)第57号	H10.12.8								○	督促処分等取消請求事件																															○	
197	千葉地裁・平成9年(行ウ)第70号	H10.2.2								○	督促処分等取消請求事件																															○	督促処分の正当性
198	東京高裁・平成10年(行コ)第16号	H10.5.27								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
199	最高裁・平成10年(行ツ)第232号、平成10年(行ヒ)第40号	H10.10.22								○	督促処分等取消請求事件																															○	
200	千葉地裁・平成9年(行ウ)第74号	10.2.2								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
201	東京高裁・平成10年(行コ)第14号	H10.5.27								○	督促処分等取消請求事件																															○	督促処分の正当性
202	最高裁・平成10年(行ツ)第230号、平成10年(行ヒ)第38号	H10.11.10								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
203	千葉地裁・平成10年(行ウ)第73,77,81号	H10.1.26								○	督促処分等取消請求事件																															○	督促処分の正当性
204	東京高裁・平成10年(行コ)第25号	H10.6.22								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
205	最高裁・平成10年(行ツ)第260号、平成10年(行ヒ)第65号	H10.11.20								○	督促処分等取消請求事件																															○	
206	千葉地裁・平成9年(行ウ)第78号	H10.2.2								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
207	東京高裁・平成10年(行コ)第17号	H10.7.9								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
208	最高裁・平成10年(行ツ)第269号、平成10年(行ヒ)第72号	H10.11.20								○	督促処分等取消請求事件																															○	
209	千葉地裁・平成9年(行ウ)第82号	H10.2.2								○	督促処分等取消請求事件																															○	督促処分の正当性
210	東京高裁・平成10年(行コ)第15号	H10.6.30								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
211	最高裁・平成10年(行ツ)第261号、平成10年(行ヒ)第66号	H10.12.8								○	督促処分等取消請求事件																															○	
212	千葉地裁・平成9年(行ウ)第64,67,68,75,76,79,80号	H10.3.25								○	督促処分等取消請求事件																															○	督促処分の正当性
213	東京高裁・平成10年(行コ)第61号	H10.9.16								○	督促処分等取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
214	最高裁・平成10年(行ツ)第309号、平成10年(行ヒ)第100号	H11.2.4								○	督促処分等取消請求事件																															○	
215	千葉地裁・平成10年(行ウ)第9号	H10.4.24								○	督促処分取消及び無効確認請求事件																															○	督促処分の正当性
216	東京高裁・平成10年(行コ)第80号	H10.8.27								○	督促処分取消及び無効確認請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
217	最高裁・平成10年(行ツ)第305号、平成10年(行ヒ)第96号	H11.2.26								○	督促処分取消及び無効確認請求事件																															○	
218	千葉地裁・平成9年(行ウ)第27号	H10.7.27								○	督促処分取消及び無効確認請求事件																															○	督促処分の正当性
219	東京高裁・平成10年(行コ)第138号	H10.11.30								○	督促処分取消及び無効確認請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
220	最高裁・平成10年(行ツ)第62号、平成10年(行ヒ)第18号	H11.4.27								○	督促処分取消及び無効確認請求事件																															○	
221	千葉地裁・平成11年(行ウ)第28号	H11.8.9								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
222	東京高裁・平成11年(行コ)第196号	H11.11.18								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
223	最高裁・平成12年(行ツ)第12号、平成12年(行ヒ)第10号	H12.3.9								○	督促処分取消請求事件																															○	
224	千葉地裁・平成11年(行ウ)第27号	H11.9.27								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
225	東京高裁・平成11年(行コ)第229号	H12.2.23								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
226	最高裁・平成12年(行ツ)第177号、平成12年(行ヒ)第166号	H12.9.8								○	督促処分取消請求事件																															○	
227	千葉地裁・平成11年(行ウ)第72号	H11.11.24								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
228	東京高裁・平成11年(行コ)第271号	H12.3.28								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
229	最高裁・平成12年(行ツ)第201号、平成12年(行ヒ)第196号	H12.9.8								○	督促処分取消請求事件																															○	
230	千葉地裁・平成11年(行ウ)第71号	H12.1.20								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
231	東京高裁・平成12年(行コ)第47号	H12.4.26								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
232	最高裁・平成12年(行ツ)第223号、平成12年(行ヒ)第215号	H12.9.28								○	督促処分取消請求事件																															○	
233	千葉地裁・平成12年(行ウ)第11号	H12.3.27								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
234	東京高裁・平成12年(行コ)第138号	H12.7.4								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
235	最高裁・平成12年(行ツ)第290号、平成12年(行ヒ)第281号	H12.10.31								○	督促処分取消請求事件																															○	
236	千葉地裁・平成12年(行ウ)第13号	H12.6.15								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
237	東京高裁・平成12年(行コ)第229号	H12.10.24								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
238	最高裁・平成12年(行ツ)第20号、平成12年(行ヒ)第19号	H13.3.23								○	督促処分取消請求事件																															○	
239	千葉地裁・平成12年(行ウ)第23,34号	H12.11.21								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
240	東京高裁・平成12年(行コ)第328号	H13.2.27								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
241	最高裁・平成12年(行ツ)第139号、平成12年(行ヒ)第129号	H13.6.26								○	督促処分取消請求事件																															○	
242	千葉地裁・平成12年(行ウ)第64号	H13.2.27								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
243	東京高裁・平成12年(行コ)第82号	H13.6.7								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
244	千葉地裁・平成10年(行ウ)第65号	H10.11.25								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
245	東京高裁・平成11年(行コ)第8号	H11.4.22								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
246	最高裁・平成11年(行ツ)第184号、平成12年（行ヒ）第139号	H12.3.3								○	督促処分取消請求事件																															○	
247	千葉地裁・平成11年(行ウ)第4号	H11.5.24								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
248	東京高裁・平成11年(行コ)第150号	H11.9.29								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
249	最高裁・平成11年(行ツ)第278号、平成12年(行ヒ)第213号	H12.4.28								○	督促処分取消請求事件																															○	
250	千葉地裁・平成11年(行ウ)第13号	H11.7.9								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性
251	東京高裁・平成11年(行コ)第180号	H12.3.30								○	督促処分取消請求事件																															○	不服申立前置主義の正当性
252	最高裁・平成12年(行ツ)第203号、平成12年(行ヒ)第198号	H12.9.8								○	督促処分取消請求事件																															○	
253	千葉地裁・平成3年(行ウ)第6号	H4.3.27								○	不動産差押処分・参加差押処分取消請求事件																															○	滞納処分の正当性
254	東京高裁・平成4年(行コ)第42号	H4.11.26								○	不動産差押処分・参加差押処分取消請求事件																															○	滞納処分の正当性
255	最高裁・平成5年(行ツ)第36号	H5.6.24								○	不動産差押処分・参加差押処分取消請求事件																															○	
256	千葉地裁・平成6年(行ウ)第25号	H7.12.18								○	督促処分取消請求事件																															○	督促処分の正当性・異議申立ての正当性
257	千葉地裁・平成10年(行ウ)第11,15号	H10.7.16								○	滞納警告処分無効確認及び取消・異議却下決定取消請求事件																															○	警告処分・督促処分の正当性
258	東京高裁・平成10年(行コ)第131号	H11.1.27								○	滞納警告処分無効確認及び取消・異議却下決定取消請求事件																															○	警告処分・督促処分の正当性
259	最高裁・平成11年(行ツ)第99号、平成11年(行ヒ)第54号	H11.6.24								○	滞納警告処分無効確認及び取消・異議却下決定取消請求事件																															○	
260	千葉地裁・平成11年(行ウ)第56号	H11.11.24								○	参加差押通知処分取消及び異議決定取消請求事件																															○	参加差押処分の正当性
261	千葉地裁・平成12年(行ウ)第76,79号	H12.1.28								○	公売決定及び損害賠償等請求事件・差押処分解除決定請求事件																															○	公売申立てをした土地の維持管理責任・公売決定の不作為の違法確認
262	千葉地裁・平成11年(行ウ)第83号	H12.2.9								○	維持管理費用弁済請求事件																															○	公売申立てをした土地の維持管理責任
263	東京高裁・平成12年(行コ)第103号	H12.6.22								○	維持管理費用弁済請求事件																															○	公売申立てをした土地の維持管理責任
264	最高裁・平成12年(行ツ)第278号、平成12年(行ヒ)第271号	H12.10.27								○	維持管理費用弁済請求事件																															○	

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																		
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
265	千葉地裁・平成11年(行ウ)第49号	H11.12.6								○	督促処分違法確認請求事件																															○	督促処分の正当性・公売申立てをした土地の維持管理責任
266	東京高裁・平成12年(行コ)第5号	H12.4.12								○	督促処分違法確認請求事件																															○	督促処分の正当性・公売申立てをした土地の維持管理責任
267	最高裁・平成12年(行ツ)第206号、平成12年(行ヒ)第204号	H12.9.22								○	督促処分違法確認請求事件																															○	
268	千葉地裁・平成7年(行ウ)第20号	H8.1.26	○																																					○			
269	千葉地裁・平成11年(行ウ)第8,15号	H11.6.28	○																																					○		○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
270	東京高裁・平成11年(行コ)第168号	H11.12.22	○																																					○		○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
271	最高裁・平成12年(行ツ)第68号、平成12年(行ヒ)第97号	H12.5.30	○																																							○	
272	千葉地裁・平成12年(行ウ)第31号	H12.11.17	○																																					○		○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
273	千葉地裁・平成12年(行ウ)第53,65号	H13.2.27	○																																					○		○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
274	東京高裁・平成12年(行コ)第81号	H13.6.20	○																																					○		○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の適法性
275	千葉地裁・平成4年(行ウ)第20号	H5.3.31		○																																						○	市街化区域農地の宅地並課税の適法性
276	東京高裁・平成5年(行コ)第73号	H5.8.25		○																																						○	市街化区域農地の宅地並課税の適法性
277	最高裁・平成5年(行ツ)第181号	H6.2.3		○																																						○	
278	千葉地裁・平成5年(行ウ)第16号	H6.7.29		○																																						○	市外化区域農地の宅地並み課税の有無・税額算出過程の納税通知書への明示は必要か。
279	東京高裁・平成6年(行コ)第140号	H7.3.27		○																																						○	市外化区域農地の宅地並み課税の有無・税額算出過程の納税通知書への明示は必要か。
280	最高裁・平成7年(行サ)第29号	H7.4.13		○																																						○	市外化区域農地の宅地並み課税の有無・税額算出過程の納税通知書への明示は必要か。
281	千葉地裁・平成6年(行ウ)第18号	H7.12.18		○																																						○	審査申出却下決定・異議申立却下決定の正当性
282	東京高裁・平成7年(行コ)第165号	H8.3.8		○																																						○	賦課処分の正当性・異議申立却下決定の正当性
283	最高裁・平成8年(行サ)第4号	H8.6.19		○																																						○	賦課処分の正当性・異議申立却下決定の正当性
284	千葉地裁・平成7年(行ウ)第22号	H8.6.5		○																																						○	賦課処分の正当性・異議申立却下決定の正当性
285	千葉地裁・平成9年(行ウ)第43号	H9.12.24		○																																						○	賦課処分の正当性
286	東京高裁・平成9年(行コ)第197号	H9.12.25		○																																						○	控訴手続が原審判決前のため却下
287	東京高裁・平成9年(行コ)第211号	H10.6.30		○																																						○	賦課処分の正当性
288	最高裁・平成10年(行ツ)第181号	H10.10.13		○																																						○	

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
289	千葉地裁・平成10年(行ウ)第38号	H10.12.11								○	固定資産評価審査申出却下決定無効確認に係るもの																															○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
290	東京高裁・平成10年(行コ)第7号	H11.3.10								○	固定資産評価審査申出却下決定無効確認に係るもの																															○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
291	最高裁・平成11年(行ツ)第140号、平成11年(行ヒ)第97号	H11.9.9								○	固定資産評価審査申出却下決定無効確認に係るもの																															○	
292	千葉地裁・平成10年(行ウ)第48号	H10.11.27		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
293	東京高裁・平成10年(行コ)第5号	H11.3.30		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
294	最高裁・平成11年(行ツ)第154号、平成11年(行ヒ)第113号	H11.9.9		○																																						○	
295	千葉地裁・平成10年(行ウ)第46号	H10.11.27		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
296	東京高裁・平成10年(行コ)第4号	H11.3.17		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
297	最高裁・平成12年(行ツ)第145号、平成12年(行ヒ)第105号	H11.9.9		○																																						○	
298	千葉地裁・平成10年(行ウ)第47号	H10.10.15		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
299	東京高裁・平成10年(行コ)第183号	H11.6.2		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
300	最高裁・平成11年(行ツ)第201号、平成11年(行ヒ)第155号	H11.9.9		○																																						○	
301	千葉地裁・平成10年(行ウ)第49号	H10.9.28		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
302	東京高裁・平成10年(行コ)第170号	H11.1.26		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
303	最高裁・平成11年(行ツ)第100号、平成11年(行ヒ)第55号	H11.7.16		○																																						○	
304	千葉地裁・平成10年(行ウ)第50号	H10.11.27		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
305	東京高裁・平成10年(行コ)第3号	H11.4.15		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
306	最高裁・平成11年(行ツ)第168号、平成11年(行ヒ)第125号	H11.10.8		○																																						○	
307	千葉地裁・平成11年(行ウ)第25号	H11.10.1		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
308	東京高裁・平成11年(行コ)第232号	H12.2.29		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
309	最高裁・平成12年(行ツ)第157号、平成12年(行ヒ)第151号	H12.6.23		○																																						○	
310	千葉地裁・平成11年(行ウ)第24,32,36号	H11.10.4		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
311	東京高裁・平成11年(行コ)第236号	H11.12.21		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
312	最高裁・平成12年(行ツ)第66号、平成12年(行ヒ)第70号	H12.6.23		○																																						○	

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
313	千葉地裁・平成11年(行ウ)第29号	H11.9.24		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
314	東京高裁・平成11年(行コ)第234号	H12.1.25		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
315	最高裁・平成12年(行ツ)第107号、平成12年(行ヒ)第102号	H12.6.13		○																																						○	
316	千葉地裁・平成11年(行ウ)第23号	H11.9.22		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
317	東京高裁・平成11年(行コ)第228号	H12.2.21		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
318	最高裁・平成12年(行ツ)第150号、平成12年(行ヒ)第145号	H12.7.11		○																																						○	
319	千葉地裁・平成11年(行ウ)第31号	H11.9.22		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
320	東京高裁・平成11年(行コ)第230号	H12.2.8		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
321	最高裁・平成12年(行ツ)第138号、平成12年(行ヒ)第136号	H12.6.13		○																																						○	
322	千葉地裁・平成11年(行ウ)第35号	H11.9.22		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
323	東京高裁・平成11年(行コ)第231号	H12.1.19		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
324	最高裁・平成12年(行サ)第8号	H12.2.9		○																																						○	上告提起が控訴審判決言渡し前であるので却下
325	千葉地裁・平成11年(行ウ)第26号	H11.8.26		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
326	東京高裁・平成11年(行コ)第211号	H12.12.22		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
327	最高裁・平成12年(行ツ)第69号、平成12年(行ヒ)第73号	H12.4.13		○																																						○	
328	千葉地裁・平成11年(行ウ)第30号	H11.8.26		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
329	東京高裁・平成11年(行コ)第212号	H11.11.29		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
330	最高裁・平成12年(行ツ)第41号、平成12年(行ヒ)第45号	H12.4.13		○																																						○	
331	千葉地裁・平成11年(行ウ)第34号	H11.8.26		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
332	東京高裁・平成11年(行コ)第213号	H11.12.16		○																																						○	地方税法第432条第3項、第434条第2項の合憲性
333	最高裁・平成12年(行ツ)第65号、平成12年(行ヒ)第69号	H12.4.13		○																																						○	
334	千葉地裁・平成12年(行ウ)第74号	H13.4.17		○																																						○	賦課処分の正当性
335	千葉地裁・平成11年(行ウ)第73号	H12.9.12	○									○																														○	雑種地の評価について
336	東京高裁・平成12年(行コ)第276号	H13.4.12	○									○																														○	雑種地の評価について

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
337	千葉地裁・平成8年(行ウ)第30号	H8.12.25		○																																							○	土地の実勢価格が下落しているのに、負担調整措置により税額が上がるのは違法か。
338	千葉地裁・平成6年(行ウ)第19号	H10.12.10	○																										○															
339	東京高裁・平成11年(行コ)第19号	H11.9.16	○																										○															
340	千葉地裁・平成9年(行ウ)第22号	H11.3.19	○																												○													
341	東京地裁・平成7年(行ウ)第235号	H8.9.11	○									○								○			○																					
342	東京高裁・平成8年(行コ)第118号	H10.5.27	○									○								○			○																					
343	東京地裁・平成7年(行ウ)第247号	H8.9.20	○																																					○				
344	東京地裁・平成7年(行ウ)第273号	H9.3.27	○									○	○																															
345	東京高裁・平成9年(行コ)第56号	H9.7.30	○									○	○																															
346	東京地裁・平成8年(行ウ)第33号	H9.8.29	○									○																																
347	東京地裁・平成9年(行ウ)第129号	H9.12.18	○																												○													
348	東京地裁・平成8年(行ウ)第254号	H10.1.21	○															○		○																								
349	東京高裁・平成10年(行コ)第29号	H11.2.25	○															○		○																								
350	東京地裁・平成8年(行ウ)第206号	H10.1.22	○									○																			○													
351	東京地裁・平成8年(行ウ)第277号	H10.3.18	○									○										○																						
352	東京地裁・平成7年(行ウ)第150号	H10.4.30	○															○		○																								
353	東京高裁・平成11年(行コ)第105号	H12.2.23	○									○						○																										
354	東京地裁・平成9年(行ウ)第242号	H10.12.10	○									○												○				○																
355	東京地裁・平成8年(行ウ)第255号	H10.12.22	○															○		○		○	○																					
356	東京高裁・平成11年(行コ)第46号	H12.7.26	○									○						○																										
357	東京地裁・平成9年(行ウ)第111号	H11.3.30	○															○					○																					
358	東京高裁・平成11年(行コ)第113号	H12.8.30	○									○						○																										
359	東京地裁・平成9年(行ウ)第113号	H11.3.30	○															○					○																					
360	東京高裁・平成11年(行コ)第119・207号	H12.6.29	○									○																																

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																															
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
361	東京地裁・平成7年(行ウ)第129号	H11.3.30	○														○	○		○																								
362	東京高裁・平成11年(行コ)第114号	H12.5.18	○									○						○																									
363	東京地裁・平成7年(行ウ)第130号	H11.3.30	○									○					○	○		○																								
364	東京高裁・平成10年(行コ)第99号	H12.3.8	○									○						○																									
365	東京地裁・平成7年(行ウ)第133号	H11.3.30	○									○					○	○		○																								
366	東京高裁・平成11年(行コ)第115号	H12.3.8	○									○																															
367	東京地裁・平成7年(行ウ)第135号	H11.3.30	○									○					○			○																								
368	東京高裁・平成11年(行コ)第110号	H11.11.29	○									○																															
369	東京地裁・平成7年(行ウ)第140号	H11.3.30	○														○	○		○																								
370	東京高裁・平成11年(行コ)第132号	H12.8.30	○									○					○																											
371	東京地裁・平成7年(行ウ)第141号	H11.3.30	○									○					○			○																								
372	東京地裁・平成7年(行ウ)第142号	H11.3.30	○														○	○		○																								
373	東京高裁・平成11年(行コ)第120号	H12.2.23	○									○																															
374	東京地裁・平成7年(行ウ)第143号	H11.3.30	○														○	○		○																								
375	東京高裁・平成11年(行コ)第101号	H12.2.10	○									○																															
376	東京地裁・平成7年(行ウ)第144号	H11.3.30	○														○	○		○																								
377	東京高裁・平成11年(行コ)第118号	H11.11.24	○									○						○																									
378	東京地裁・平成7年(行ウ)第145号	H11.3.30	○														○	○		○																								
379	東京高裁・平成11年(行コ)第106号	H12.1.26	○									○																															
380	東京地裁・平成7年(行ウ)第147号	H11.3.30	○														○	○		○																								
381	東京高裁・平成11年(行コ)第121号	H12.5.24	○									○						○																									
382	東京地裁・平成7年(行ウ)第148号	H11.3.30	○									○					○	○		○																								
383	東京高裁・平成11年(行コ)第100号	H11.12.21	○									○																															
384	東京地裁・平成7年(行ウ)第190号	H11.3.30	○														○	○		○																								

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
385	東京高裁・平成11年(行コ)第135号	H12.3.8	○									○						○																										
386	東京地裁・平成7年(行ウ)第134号	H11.3.30	○														○	○		○																								
387	東京地裁・平成7年(行ウ)第137号	H11.3.30	○														○	○		○																								
388	東京地裁・平成7年(行ウ)第163号	H11.3.30	○														○	○		○																								
389	東京地裁・平成7年(行ウ)第173号	H11.3.30	○														○	○		○																								
390	東京地裁・平成7年(行ウ)第153号	H11.3.30	○														○	○		○																								
391	東京地裁・平成7年(行ウ)第175号	H11.3.30	○														○	○		○																								
392	東京地裁・平成7年(行ウ)第132号	H11.3.30	○														○	○		○																								
393	東京地裁・平成7年(行ウ)第152号	H11.3.30	○														○	○		○																								
394	東京地裁・平成7年(行ウ)第182号	H11.3.30	○														○	○		○																								
395	東京地裁・平成7年(行ウ)第164号	H11.3.30	○														○	○		○																								
396	東京地裁・平成7年(行ウ)第154号	H11.3.30	○														○	○		○																								
397	東京地裁・平成7年(行ウ)第183号	H11.3.30	○														○	○		○																								
398	東京地裁・平成7年(行ウ)第136号	H11.3.30	○														○	○		○																								
399	東京地裁・平成7年(行ウ)第186号	H11.3.30	○														○	○		○																								
400	東京地裁・平成7年(行ウ)第149号	H11.3.30	○														○	○		○																								
401	東京地裁・平成7年(行ウ)第158号	H11.3.30	○														○	○		○																								
402	東京地裁・平成7年(行ウ)第138号	H11.3.30	○														○	○		○																								
403	東京地裁・平成7年(行ウ)第139号	H11.3.30	○														○	○		○																								
404	東京地裁・平成7年(行ウ)第131号	H11.3.30	○									○					○			○																								
405	東京地裁・平成10年(行ウ)第2号	H11.4.30	○																											○														
406	東京高裁・平成11年(行コ)第145号	H12.2.17	○																											○														
407	東京地裁・平成8年(行ウ)第144号	H11.6.30	○															○		○			○								○													
408	東京高裁・平成11年(行コ)第169号	H12.6.29	○									○						○																										

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
409	東京地裁・平成7年(行ウ)第317号	H11.7.28	○													○	○		○			○																					
410	東京高裁・平成11年(行コ)第191・246号	H13.1.17	○														○		○																								
411	東京地裁・平成8年(行ウ)第268号	H11.8.2	○									○					○																						○			
412	東京高裁・平成11年(行コ)第197号	H12.4.19	○									○					○				○																					
413	東京地裁・平成8年(行ウ)第153号	H11.10.29	○									○					○				○																					
414	東京高裁・平成11年(行コ)第256号	H12.7.19	○									○					○		○		○	○																				
415	東京地裁・平成9年(行ウ)第164号	H11.10.29	○									○					○				○																					
416	東京高裁・平成11年(行コ)第257号	H12.9.28	○									○					○				○																					
417	東京地裁・平成10年(行ウ)第71号	H11.12.27	○																			○																			○	実効容積率を無視した評価の適否
418	東京高裁・平成11年(行コ)第18号	H12.7.28	○																			○																			○	実効容積率を無視した評価の適否
419	東京地裁・平成9年(行ウ)第275号	H12.1.31	○									○					○		○			○						○														
420	東京高裁・平成12年(行コ)第52号	H12.9.27	○									○					○																									
421	東京地裁・平成7年(行ウ)第146号	H12.1.31	○														○		○																								
422	東京高裁・平成12年(行コ)第60号	H13.1.30	○														○		○																								
423	東京地裁・平成7年(行ウ)第151号	H12.1.31	○														○		○																								
424	東京高裁・平成12年(行コ)第61号	H13.1.30	○														○		○																								
425	東京地裁・平成7年(行ウ)第155号	H12.1.31	○														○		○																								
426	東京高裁・平成12年(行コ)第62号	H13.1.30	○														○		○																								
427	東京地裁・平成7年(行ウ)第156号	H12.1.31	○														○		○																								
428	東京高裁・平成12年(行コ)第63号	H13.1.30	○														○		○																								
429	東京地裁・平成7年(行ウ)第157号	H12.1.31	○														○		○																								
430	東京高裁・平成12年(行コ)第64号	H13.1.30	○														○		○																								
431	東京地裁・平成7年(行ウ)第159号	H12.1.31	○														○		○																								
432	東京高裁・平成12年(行コ)第91号	H13.1.30	○														○		○																								

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
433	東京地裁・平成7年(行ウ)第160号	H12.1.31	○															○		○																								
434	東京高裁・平成12年(行コ)第92号	H13.1.30	○															○		○																								
435	東京地裁・平成7年(行ウ)第161号	H12.1.31	○															○		○																								
436	東京高裁・平成12年(行コ)第65号	H13.1.30	○															○		○																								
437	東京地裁・平成7年(行ウ)第162号	H12.1.31	○															○		○																								
438	東京高裁・平成12年(行コ)第66号	H13.1.30	○															○		○																								
439	東京地裁・平成7年(行ウ)第165号	H12.1.31	○															○		○																								
440	東京高裁・平成12年(行コ)第67号	H13.1.30	○															○		○																								
441	東京地裁・平成7年(行ウ)第166号	H12.1.31	○															○		○																								
442	東京高裁・平成12年(行コ)第93号	H13.1.30	○															○		○																								
443	東京地裁・平成7年(行ウ)第167号	H12.1.31	○															○		○																								
444	東京高裁・平成12年(行コ)第68号	H13.1.30	○															○		○																								
445	東京地裁・平成7年(行ウ)第168号	H12.1.31	○															○		○																								
446	東京高裁・平成12年(行コ)第69号	H13.1.30	○															○		○																								
447	東京地裁・平成7年(行ウ)第169号	H12.1.31	○															○		○																								
448	東京高裁・平成12年(行コ)第70号	H13.1.30	○															○		○																								
449	東京地裁・平成7年(行ウ)第170号	H12.1.31	○															○		○																								
450	東京高裁・平成12年(行コ)第71号	H13.1.30	○															○		○																								
451	東京地裁・平成7年(行ウ)第171号	H12.1.31	○															○		○																								
452	東京高裁・平成12年(行コ)第72号	H13.1.30	○															○		○																								
453	東京地裁・平成7年(行ウ)第172号	H12.1.31	○															○		○																								
454	東京高裁・平成12年(行コ)第73号	H13.1.30	○															○		○																								
455	東京地裁・平成7年(行ウ)第174号	H12.1.31	○															○		○																								
456	東京高裁・平成12年(行コ)第74号	H13.1.30	○															○		○																								

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																														
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
457	東京地裁・平成7年(行ウ)第176号	H12.1.31	○															○		○																								
458	東京高裁・平成12年(行コ)第75号	H13.1.30	○															○		○																								
459	東京地裁・平成7年(行ウ)第177号	H12.1.31	○															○		○																								
460	東京高裁・平成12年(行コ)第76号	H13.1.30	○															○		○																								
461	東京地裁・平成7年(行ウ)第178号	H12.1.31	○															○		○																								
462	東京高裁・平成12年(行コ)第77号	H13.1.30	○															○		○																								
463	東京地裁・平成7年(行ウ)第180号	H12.1.31	○															○		○																								
464	東京高裁・平成12年(行コ)第78号	H13.1.30	○															○		○																								
465	東京地裁・平成7年(行ウ)第181号	H12.1.31	○															○		○																								
466	東京高裁・平成12年(行コ)第79号	H13.1.30	○															○		○																								
467	東京地裁・平成7年(行ウ)第184号	H12.1.31	○															○		○																								
468	東京高裁・平成12年(行コ)第80号	H13.1.30	○															○		○																								
469	東京地裁・平成7年(行ウ)第185号	H12.1.31	○															○		○																								
470	東京高裁・平成12年(行コ)第81号	H13.1.30	○															○		○																								
471	東京地裁・平成7年(行ウ)第187号	H12.1.31	○															○		○																								
472	東京高裁・平成12年(行コ)第82号	H13.1.30	○															○		○																								
473	東京地裁・平成7年(行ウ)第188号	H12.1.31	○															○		○																								
474	東京高裁・平成12年(行コ)第83号	H13.1.30	○															○		○																								
475	東京地裁・平成7年(行ウ)第189号	H12.1.31	○															○		○																								
476	東京高裁・平成12年(行コ)第84号	H13.1.30	○															○		○																								
477	東京地裁・平成7年(行ウ)第191号	H12.1.31	○															○		○																								
478	東京高裁・平成12年(行コ)第94号	H13.1.30	○															○		○																								
479	東京地裁・平成7年(行ウ)第192号	H12.1.31	○															○		○																								
480	東京高裁・平成12年(行コ)第95号	H13.1.30	○															○		○																								

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																															
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
481	東京地裁・平成7年(行ウ)第203号	H12.1.31	○															○		○																								
482	東京高裁・平成12年(行コ)第85号	H13.1.30	○															○		○																								
483	東京地裁・平成7年(行ウ)第179号	H12.1.31	○															○		○																								
484	東京地裁・平成7年(行ウ)第196号	H12.3.31	○															○		○																								
485	東京高裁・平成12年(行コ)第140号	H12.10.16	○									○						○																										
486	東京地裁・平成7年(行ウ)第252号	H12.3.31	○															○		○																								
487	東京高裁・平成12年(行コ)第142･145号	H12.10.16	○									○						○																										
488	東京地裁・平成8年(行ウ)第127号	H12.3.31	○															○		○																								
489	東京高裁・平成12年(行コ)第139･147号	H12.10.16	○									○						○																										
490	東京地裁・平成8年(行ウ)第129号	H12.3.31	○															○		○																								
491	東京高裁・平成12年(行コ)第143･146号	H12.10.16	○									○						○																										
492	東京地裁・平成8年(行ウ)第202号	H12.3.31	○									○								○																								
493	東京高裁・平成12年(行コ)第141･150号	H.12.10.16	○									○						○																										
494	東京地裁・平成7年(行ウ)第281号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
495	東京高裁・平成12年(行コ)第191号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																
496	東京地裁・平成8年(行ウ)第19号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
497	東京高裁・平成12年(行コ)第192号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																
498	東京地裁・平成8年(行ウ)第54号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
499	東京高裁・平成12年(行コ)第184号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																
500	東京地裁・平成8年(行ウ)第98号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
501	東京高裁・平成12年(行コ)第188号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																
502	東京地裁・平成8年(行ウ)第204号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
503	東京高裁・平成12年(行コ)第187号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																
504	東京地裁・平成8年(行ウ)第218号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
505	東京高裁・平成12年(行コ)第189号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																	
506	東京地裁・平成8年(行ウ)第278号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
507	東京高裁・平成12年(行コ)第186号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																	
508	東京地裁・平成9年(行ウ)第10号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
509	東京高裁・平成12年(行コ)第185号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																	
510	東京地裁・平成9年(行ウ)第36号	H12.4.27	○										○				○	○		○																						○	鉄路から受ける騒音の減価の適否
511	東京高裁・平成12年(行コ)第184号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																	
512	東京地裁・平成9年(行ウ)第49号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
513	東京高裁・平成12年(行コ)第193号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																	
514	東京地裁・平成9年(行ウ)第55号	H12.4.27	○										○				○	○		○																								
515	東京高裁・平成12年(行コ)第190号	H12.7.19	○									○						○		○		○					○																	
516	東京地裁・平成8年(行ウ)第126号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
517	東京地裁・平成8年(行ウ)第128号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
518	東京地裁・平成9年(行ウ)第11号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
519	東京地裁・平成9年(行ウ)第35号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
520	東京地裁・平成9年(行ウ)第37号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
521	東京地裁・平成9年(行ウ)第50号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
522	東京地裁・平成8年(行ウ)第130号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
523	東京地裁・平成8年(行ウ)第203号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
524	東京高裁・平成12年(行コ)第332号	H13.8.27	○										○					○		○				○																		○	判決においての一部取消の違法性
525	東京地裁・平成8年(行ウ)第205号	H12.11.17	○										○				○	○		○																								
526	東京高裁・平成12年(行コ)第325号	H13.8.27	○									○	○					○		○				○																		○	判決においての一部取消の違法性
527	東京地裁・平成9年(行ウ)第82号	H12.11.17	○										○				○	○		○			○																					
528	東京高裁・平成12年(行コ)第329号	H13.8.27	○										○					○		○				○																		○	判決においての一部取消の違法性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																														
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
529	東京地裁・平成10年(行ウ)第119号	H12.11.30	○																	○		○																					
530	東京地裁・平成9年(行ウ)第126号	H13.2.20	○														○	○		○																							
531	東京地裁・平成10年(行ウ)第72号	H13.2.27	○																			○	○	○	○																	○	セットバックを要する土地の評価
532	東京地裁・平成10年(行ウ)第114号	H13.3.30	○									○										○																		○			
533	東京地裁・平成9年(行ウ)第276号	H13.5.31	○															○		○		○	○																			○	担税力の限界を超える評価の違法性
534	東京地裁・平成8年(行ウ)第288号	H13.9.25	○									○	○					○		○					○	○																	○	判決においての一部取消の違法性
535	東京地裁・平成11年(行ウ)第283号	H11.12.27						○																																		○	都知事の被告適格について
536	東京地裁・平成9年(行ウ)第42号	H13.3.15					○											○		○				○																			
537	東京地裁・平成12年(行ウ)第89号	H13.3.22		○																																						○	賦課期日における所有者の認定について
538	東京地裁・平成8年(行ウ)第13号	H10.9.30	○									○				○	○							○																		○	市街地近郊ゴルフ場の評価について
539	東京地裁・平成7年(行ウ)第251号	H13.1.30	○									○	○	○				○		○																							
540	東京地裁・平成8年(行ウ)第275号	H12.9.29	○										○																	○	○	○		○									
541	東京地裁・平成6年(行ウ)第281号	H7.11.27	○									○										○																○					
542	東京高裁・平成7年(行コ)第158号	H8.3.21	○									○										○																○					
543	東京地裁・平成7年(行ウ)第197号	H11.9.30	○									○	○	○		○		○		○	○	○	○	○			○	○							○								
544	東京地裁・平成6年(行ウ)第368号	H8.9.18	○									○						○		○			○																			○	評価額と課税標準額および税額の関係について
545	東京地裁・平成10年(行ウ)第166号	H13.3.29	○										○	○			○	○		○			○							○		○											
546	東京地裁・平成10年(行ウ)第93号	H13.1.31	○									○						○				○	○		○				○														○	雑種地の評価について
547	東京地裁・平成10年(行ウ)第219号	H13.1.31	○									○										○							○														
548	東京高裁・平成13年(行コ)第47号	H13.8.29	○									○						○				○	○		○				○														○	雑種地の評価について
549	東京地裁・平成7年(行ウ)第5号	H10.3.19	○									○						○				○	○		○				○														
550	東京高裁・平成10年(行コ)第81号	H10.12.10	○									○						○				○	○		○				○														
551	東京地裁・平成元年(行ウ)第181号	H3.3.27						○																																		○	公共施設用地として市が借りている土地に固定資産税を賦課せず、報償費を払うことの違法性
552	東京地裁・平成3年(行ウ)第164号	H4.3.19						○																																		○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
553	東京高裁・平成4年(行コ)第39号	H4.10.7						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
554	最高裁・平成5年(行ツ)第15号	H6.12.20						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
555	東京地裁・平成4年(行ウ)第100号	H5.7.16						○																																			○	個人立幼稚園の固定資産税を賦課期日が過ぎても賦課しないことの違法性
556	東京地裁・平成4年(行ウ)第110号	H4.12.17						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
557	東京高裁・平成4年(行コ)第149号	H5.5.31						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
558	最高裁・平成5年(行ツ)第157号	H6.12.20						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
559	東京地裁・平成5年(行ウ)第195号	H6.7.19						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
560	東京高裁・平成6年(行コ)第136号	H7.3.29						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
561	最高裁・平成7年(行ツ)第127号	H9.12.16						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
562	東京地裁・平成6年(行ウ)第236号	H7.10.19						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
563	東京高裁・平成7年(行コ)第136号	H8.10.31						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
564	最高裁・平成9年(行ツ)第54号	H9.12.12						○																																			○	公共施設用地として市が借用している土地について、賦課期日後も固定資産税を賦課しないことの違法性
565	東京地裁・平成9年(行ウ)第230号	H12.9.8	○									○																		○								○					
566	東京地裁・平成9年(行ウ)第212号	H13.4.26	○									○											○					○	○													○	セットバックを要する土地の評価について
567	東京地裁・平成7年(行ウ)第195号	H11.1.28	○									○	○	○			○			○					○			○	○													○	ゴルフ場通達の適否
568	東京地裁・平成7年(行ウ)第215号	H12.4.12	○									○					○											○	○													○	基準山林、標準山林選定の適否
569	東京高裁・平成11年(行コ)第60号	H8.9.30	○									○	○	○			○								○			○	○														
570	東京地裁・昭和54年(行ウ)第157号	S56,6.17	○									○																																
571	東京高裁・昭和56年(行コ)第49号	S57,5.26	○									○																												○			
572	最高裁・昭和57年(行ツ)第124号	S60,10.3	○									○																												○			
573	横浜地裁・平成11年(行ウ)第42号	H12.2.21		○																																						○	台帳課税主義の適否
574	東京高裁・平成12年(行コ)第126号	H12.6.14		○																																						○	台帳課税主義の適否
575	横浜地裁・平成11年(行ウ)第31号	H13.4.25	○															○							○																		
576	横浜地裁・平成12年(行ウ)第11号	H13.4.25								○	減免不許可取消請求に係るもの																															○	公開空地に係る減免の適否

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																															
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
577	横浜地裁・平成11年(行ウ)第10号	H13.8.29	○																								○	○															
578	横浜地裁・平成11年(行ウ)第11号		○																																							○	登録価格取消の訴えの適否
579	横浜地裁・平成11年(行ウ)第18号	H13.7.11								○	過誤納補填金に係るもの																															○	過誤納補填金の請求権の有無
580	横浜地裁・平成6年(行ウ)第8号	H8.3.25		○																																						○	区分所有家屋の床面積の算定方法
581	東京高裁・平成8年(行コ)第39号	H8.7.31		○																																						○	区分所有家屋の床面積の算定方法
582	横浜地裁・平成11年(行ウ)第47号	H12.2.21		○																																						○	台帳課税主義の適否
583	東京高裁・平成12年(行コ)第127号	H12.7.11		○																																						○	台帳課税主義の適否
584	最高裁・平成12年(行ツ)第307号	H12.12.8		○																																						○	台帳課税主義の適否
585	横浜地裁・平成11年(行ウ)第9号	H12.5.24	○																																○				○				
586	東京高裁・平成12年(行コ)第218号	H13.2.28	○																																○				○				
587	横浜地裁・平成9年(行ウ)第41号	H12.9.27	○																									○															
588	横浜地裁・平成9年(行ウ)第48号	H11.4.26	○																						○																	○	介在山林の評価について
589	横浜地裁・平成3年(行ウ)第26号	H5.11.29	○																				○																				
590	東京高裁・平成5年(行コ)第222号	H6.6.16	○																				○																				
591	最高裁・平成6年(行ツ)第195号	H6.11.24	○																				○																				
592	横浜地裁・平成6年(行ウ)第46号	H9.12.10	○												○			○		○			○																				
593	東京高裁・平成9年(行コ)第204号	H9.12.22	○												○			○		○			○																				
594	横浜地裁・平成7年(行ウ)第33号	H9.2.26		○																																						○	納税通知書の記載事項
595	東京高裁・平成9年(行コ)第51号	H9.6.25		○																																						○	納税通知書の記載事項
596	最高裁・平成9年(行ツ)第219号	H10.3.12		○																																						○	納税通知書の記載事項
597	横浜地裁・平成6年(行ウ)第46号	H8.10.9							○																																	○	固定資産課税台帳価格によらず固定資産評価基準により価格を決定したことの適法性
598	東京高裁・平成9年(行コ)第31号	H9.6.30							○																																	○	固定資産課税台帳価格によらず固定資産評価基準により価格を決定したことの適法性
599	横浜地裁・平成10年(行ウ)第46号	H12.6.21							○																								○										取り壊し目的家屋への課税の違法性
600	東京高裁・平成12年(行コ)第235号	H12.11.16							○																								○										取り壊し目的家屋への課税の違法性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
601	新潟地裁・平成6年(行ウ)第12号	H7.12.21	○															○		○																								
602	東京高裁・平成8年(行コ)第3号	H8.10.21	○															○		○																								
603	最高裁・平成12年(行ツ)第34号	H12.11.28	○															○		○																								
604	新潟地裁・平成12年(行ウ)第12号	H12.11.27	○																○															○						○				
605	東京高裁・平成13年(行コ)第1号	H13.4.17	○																															○					○				
606	新潟地裁・平成12年(行ウ)第14号	H13.4.27		○																																						○	不服申立教示の欠如
607	東京高裁・平成13年(行コ)第139号	H13.7.30		○																																						○	不服申立教示の欠如
608	新潟地裁・昭和60年(行ウ)第5号	S62.2.20	○																						○																		
609	東京高裁・昭和62年(行コ)第12号	S62.7.28	○																						○																		
610	最高裁・昭和62年(行ツ)第138号	S63.2.12	○																						○																		
611	新潟地裁・昭和63年(行ウ)第6号	S63.12.22	○																																				○				
612	新潟地裁・平成元年(行ウ)第5号	H2.2.20	○																																				○				
613	東京高裁・平成2年(行コ)第31号	H2.12.5	○																																				○				
614	最高裁・平成3年(行ツ)第48号	H3.6.13	○																																				○				
615	新潟地裁・平成5年(行ウ)第9号	H6.6.7	○												○																												
616	新潟地裁・平成6年(行ウ)第19号	H7.5.30	○																								○																
617	東京高裁・平成7年(行コ)第82号	H7.9.28	○																								○																
618	最高裁・平成8年(行ツ)第25号	H8.4.12	○																								○																
619	最高裁・昭和60年(行ツ)第104号	S60.10.15		○																					○																		
620	新潟地裁・昭和62年(行ウ)第6号	S62.10.19		○																					○																		
621	東京高裁・昭和62年(行コ)第92号	S62.12.23		○																					○																		
622	最高裁・昭和63年(行ツ)第63号	S63.9.19		○																					○																		
623	新潟地裁・平成2年(行ウ)第5号	H3.8.8		○																																						○	納税通知書の記載事項の適法性
624	東京高裁・平成3年(行コ)第102号	H3.12.18		○																																						○	納税通知書の記載事項の適法性

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
625	最高裁・平成4年(行ツ)第78号	H4.9.22		○																																						○	納税通知書の記載事項の適法性
626	新潟地裁・平成3年(行ウ)第5号	H4.2.4								○	滞納処分取消請求事件																															○	不服申立期間
627	東京高裁・平成4年(行コ)第16号	H4.6.29								○	滞納処分取消請求事件																															○	不服申立期間
628	最高裁・平成4年(行ツ)第166号	H4.12.4								○	滞納処分取消請求事件																															○	不服申立期間
629	新潟地裁・平成5年(行ウ)第10号	H6.3.22		○																																						○	納税通知の効力
630	東京高裁・平成6年(行コ)第70号	H6.12.20		○																																						○	納税通知の効力
631	新潟地裁・平成7年(行ウ)第2号	H7.5.30								○	滞納処分取消請求事件																															○	差押処分の適法性
632	東京高裁・平成7年(行コ)第88号	H7.9.27								○	滞納処分取消請求事件																															○	差押処分の適法性
633	最高裁・平成8年(行ツ)第22号	H8.4.12								○	滞納処分取消請求事件																															○	差押処分の適法性
634	新潟地裁・平成7年(行ウ)第3号	H7.4.27		○																																						○	賦課処分の適法性（負担調整措置）
635	東京高裁・平成7年(行コ)第77号	H8.2.29		○																																						○	賦課処分の適法性（負担調整措置）
636	新潟地裁・平成7年(行ウ)第4号	H7.10.17								○	滞納処分取消請求事件																															○	滞納処分の適法性
637	東京高裁・平成7年(行コ)第139号	H8.2.29								○	滞納処分取消請求事件																															○	滞納処分の適法性
638	最高裁・平成8年(行ツ)第148号	H8.9.17								○	滞納処分取消請求事件																															○	滞納処分の適法性
639	新潟地裁・平成7年(行ウ)第7号	H8.4.18		○																																						○	賦課処分の適法性
640	東京高裁・平成8年(行コ)第60号	H8.11.27		○																																						○	賦課処分の適法性
641	最高裁・平成9年(行ツ)第74号	H9.6.19		○																																						○	賦課処分の適法性
642	新潟地裁・平成8年(行ウ)第12号	H9.12.26		○																																						○	所有者の認定
643	東京高裁・平成10年(行コ)第18号	H10.5.27		○																																						○	所有者の認定
644	新潟地裁・平成9年(行ウ)第25号	H10.7.16		○																																						○	賦課処分の適法性
645	東京高裁・平成10年(行コ)第141号	H11.1.25		○																																						○	賦課処分の適法性
646	最高裁・平成10年(行ツ)第119号	H11.7.8		○																																						○	賦課処分の適法性
647	新潟地裁・平成11年(行ウ)第10号	H11.12.27		○																																						○	賦課処分の適法性（負担調整措置）
648	東京高裁・平成12年(行コ)第30号	H12.4.26		○																																						○	賦課処分の適法性（負担調整措置）

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
649	最高裁・平成12年(行ツ)第240号	H12.10.19		○																																						○	賦課処分の適法性（負担調整措置）
650	金沢地裁・平成10年(行ウ)第4号	H10.12.18	○																																				○			
651	名古屋高裁・平成11年(行コ)第1号	H11.5.10	○																																				○			
652	最高裁・平成11年(行ツ)第192号	H11.9.30	○																																				○			
653	金沢地裁・平成12年(行ウ)第5号	H12.11.20							○																																○	転用許可を受けた農地の評価について
654	金沢地裁・平成12年(行ウ)第6号	H12.11.20							○																																○	転用許可を受けた農地の評価について
655	名古屋高裁・平成12年(行コ)第28号	H13.3.21							○																																○	転用許可を受けた農地の評価について
656	名古屋高裁・平成12年(行コ)第29号	H13.3.21							○																																○	転用許可を受けた農地の評価について
657	福井地裁・平成10年(行ウ)第5号	H11.4.22							○																											○						
658	名古屋高裁金沢支部・平成11年(行コ)第11号	H12.3.13							○																											○						
659	最高裁・平成12年(行ツ)第195号、平成12年(行ヒ)第191号	H12.10.19							○																											○						
660	福井地裁・平成10年(行ウ)第4号	H11.4.22	○																																	○						
661	名古屋高裁金沢支部・平成11年(行コ)第10号	H12.3.13	○																																	○						
662	最高裁・平成12年(行ツ)第194号	H12.10.19	○																																	○						
663	福井地裁・平成10年(行ウ)第11号	H11.5.26		○																																○						
664	名古屋高裁金沢支部・平成11年(行コ)第12号	H12.3.13		○																																○						
665	最高裁・平成12年(行ツ)第196号	H12.10.19		○																																○						
666	福井地裁・平成6年(行ウ)第4号	H7.2.15	○																	○																						
667	名古屋高裁金沢支部・平成7年(行コ)第1号	H7.12.13	○																	○																						
668	長野地裁・平成8年(行ウ)第20号	H9.8.7	○																																○				○			
669	東京高裁・平成9年(行コ)第131号	H10.3.25	○																																○				○			
670	長野地裁・平成8年(行ウ)第23号	H9.9.26							○			○																							○							
671	東京高裁・平成9年(行コ)第136号	H10.4.15							○			○																							○							
672	最高裁・平成10年(行ツ)第210号	H10.9.24							○			○																							○							

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																															
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
673	長野地裁・平成11年(行ウ)第9号	H12.7.28							○			○																															
674	東京高裁・平成12年(行コ)第261号	H13.5.17							○			○																															
675	岐阜地裁・平成6年(行ウ)第10号	H9.4.17	○									○	○									○								○	○									○			
676	静岡地裁・平成元年(行ウ)第11号	H1.7.28	○									○	○	○																○										○			
677	静岡地裁・平成7年(行ウ)第2号	H10.3.26	○									○	○			○					○																						
678	東京高裁・平成10年(行コ)第72号	H11.4.28	○									○	○			○					○																						
679	東京地裁・平成5年(ワ)第7646号	H12.5.11					○					○													○																		
680	静岡地裁・平成9年(行ウ)第18号	H12.12.21	○									○						○																						○			
681	静岡地裁・平成9年(行ウ)第18号	H13.1.26	○										○					○		○		○												○									
682	東京地裁・平成13年(行コ)第5号	H13.8.22	○										○					○		○		○												○									
683	名古屋地裁・昭和52年(行ウ)第32号	S53.7.24	○																											○													
684	名古屋高裁・昭和53年(行コ)第23号	S54.1.25	○																											○													
685	最高裁・昭和54年(行ツ)第55号	S54.9.28	○																											○													
686	名古屋地裁・昭和61年(行ウ)第8号	S63.5.27	○									○	○																														
687	名古屋高裁・昭和63年(行コ)第11号	H1.7.27	○									○	○																														
688	名古屋地裁・平成2年(行ウ)第15号	H2.9.28		○																														○									
689	名古屋地裁・平成2年(行ウ)第40号	H3.9.18	○																																	○							
690	名古屋地裁・平成7年(行ウ)第18号	H8.6.28	○									○	○																											○			
691	名古屋地裁・平成4年(行ウ)第14号	H5.5.28	○									○										○						○												○			
692	名古屋高裁・平成5年(行コ)第19号	H6.3.29	○									○										○						○												○			
693	最高裁・平成6年(行ツ)第116号	H6.9.29	○																																							○	
694	名古屋地裁・平成7年(行ウ)第31号	H9.10.31	○									○										○						○												○			
695	名古屋高裁・平成9年(行コ)第25号	H10.7.8	○									○										○						○												○			
696	最高裁・平成10年(行ツ)第249号	H10.11.26	○																																							○	

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
697	名古屋地裁・平成11年(行ウ)第4号	H12.10.16	○									○											○						○											○			
698	名古屋高裁・平成12年(行コ)第54号	H13.4.18	○									○											○						○														
699	名古屋地裁・平成12年(行ウ)第44号～第49号	H12.11.15	○									○																															
700	名古屋高裁・平成12年(行コ)第58号	H13.3.22	○									○																															
701	名古屋高裁・平成13年(行サ)第6号	H13.6.1	○																																								
702	名古屋地裁・平成9年(行ウ)第10号	H13.5.23					○					○	○	○				○		○	○													○						○			
703	名古屋地裁・平成5年(行ウ)第28号	H6.9.28		○																																			○				
704	名古屋高裁・平成6年(行コ)第28号	H7.5.17		○																																			○				
705	最高裁・平成7年(行ツ)第149号	H7.12.5		○																																			○				
706	名古屋地裁・平成2年(行ウ)第32号 平成3年(行ウ)第24号	H4.6.12		○									○												○											○							
707	名古屋地方裁判所・平成9年(行ウ)第29号	H10.3.20		○								○																															
708	名古屋地裁・平成12年(行ウ)第32号・第33号	H12.11.15	○									○																		○					○								
709	名古屋高裁・平成12年(行コ)第57号	H13.3.22	○									○																		○					○								
710	名古屋高裁・平成13年(行サ)第5号	H13.6.1	○																																								
711	名古屋地裁・平成9年(行ウ)第22号	H9.8.29		○																																						○	賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。
712	名古屋地裁・平成10年(行ウ)第26号	H10.7.17		○																																						○	賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。
713	名古屋地裁・平成11年(行ウ)第26号	H11.9.22		○																																						○	賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。
714	名古屋高裁・平成11年(行コ)第29号	H12.1.19		○																																						○	賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。
715	最高裁・平成12年(行ツ)第175号	H12.9.8		○																																						○	賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。
716	名古屋地裁・平成10年(行ウ)第33号	H10.10.30	○																					○								○											
717	津地裁・平成元年(行ウ)第4号	H2.11.22								○	固定資産税の徴収猶予取消処分の取消請求事件																															○	地方税法附則第２９条の５第１項所定の耕作要件を満たしているか否か
718	名古屋高裁・平成2年(行コ)第28号	H3.5.30								○	同　上																															○	地方税法附則第２９条の５第１項所定の耕作要件を満たしているか否か
719	最高裁・平成3年(行ツ)第164号	H5.9.7								○	同　上																															○	地方税法附則第２９条の５第１項所定の耕作要件を満たしているか否か
720	津地裁・平成10年(行ウ)第16号	H11.7.15	○									○																															

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
721	津地裁・平成9年(行ウ)第11号	H10.1.22	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
722	名古屋高裁・平成10年(行コ)第2号	H10.4.24	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
723	最高裁・平成10年(行ツ)第202号	H10.9.11	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
724	津地裁・平成10年(行ウ)第20号	H10.12.17	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
725	名古屋高裁・平成11年(行コ)第2号	H11.5.27	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
726	最高裁・平成11年(行ツ)第188号 最高裁・平成11年(行ヒ)第143号	H11.9.28	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
727	津地裁・平成11年(行ウ)第14号	H11.10.29	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
728	名古屋高裁・平成11年(行コ)第41号	H12.2.29	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
729	最高裁・平成12年(行ツ)第153号	H12.6.22	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
730	津地裁・平成12年(行ウ)第10号	H12.9.29	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
731	名古屋高裁・平成12年(行コ)第47号	H13.1.17	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
732	最高裁・平成13年(行ヒ)第120号	H13.6.29	○																																							○	共有者である固定資産の所有者の一人に対し、固定資産税の全額を賦課することの適法性
733	大津地裁・平成2年ワ第328号	H3.12.9								○	不当利得返還請求事件																															○	過誤納金還付請求権の消滅時効
734	大津地裁・平成5年(ワ)第300号	H6.2.22					○																																			○	原告が主張する損害が、国賠法１条ないし民法709条により請求しうるか
735	大津地裁・平成12年(行ウ)第4号	H13.2.5	○																																				○				
736	大津地裁・平成10年(行ウ)第5号	H12.3.6	○									○	○	○			○			○			○																○				
737	大阪高裁・平成12年(行コ)第32号	H13.4.12	○									○	○	○			○			○			○																○				
738	京都地裁・昭和60年(行ウ)第28号	H3.6.26	○									○	○	○	○														○				○										
739	大阪高裁・平成3年(行コ)第31号	H4.4.22	○									○	○	○	○														○				○										
740	京都地裁・平成8年(行ウ)第29号	H10.1.23	○									○			○								○		○			○							○								
741	大阪高裁・平成10年(行コ)第11号	H10.7.15	○									○			○								○		○			○							○								
742	最高裁・平成10年(行ツ)第263号 最高裁・平成10年(行ヒ)第69号	H10.11.20	○									○			○								○		○			○							○								
743	京都地裁・平成7年(行ウ)第24号	H10.10.9	○									○	○	○		○		○					○	○				○														
744	大阪高裁・平成10年(行コ)第60号	H11.12.16	○									○	○	○		○		○					○	○				○														

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
745	最高裁・平成12年(行ヒ)第110号	H12.6.27	○									○	○	○		○		○					○	○					○															
746	京都地裁・平成10年(行ウ)第25号	H11.6.18	○																																			○						
747	大阪高裁・平成11年(行コ)第63号	H11.11.26	○																																			○						
748	最高裁・平成12年(行ツ)第124号	H12.6.9	○																																			○						
749	京都地裁・平成11年(行ウ)第3号	H12.2.16	○									○			○	○							○				○																	
750	大阪高裁・平成12年(行コ)第28号	H12.7.14	○									○			○	○							○				○																	
751	京都地裁・平成11年(行ウ)第4号	H12.2.16	○									○			○	○											○																	
752	大阪高裁・平成12年(行コ)第30号	H12.9.13	○									○			○	○							○		○		○	○																
753	最高裁・平成12年(行ツ)第361号 最高裁・平成12年(行ヒ)第344号	H13.5.29	○									○			○	○							○		○		○	○																
754	京都地裁・平成11年(行ウ)第5号	H12.2.16	○									○			○	○							○				○																	
755	大阪高裁・平成12年(行コ)第29号	H12.11.16	○									○			○	○							○				○																	
756	最高裁・平成13年(行ツ)第44号 最高裁・平成13年(行ヒ)第41号	H13.5.29	○									○			○	○							○				○																	
757	京都地裁・平成9年(行ウ)第6号	H13.3.30	○									○					○					○					○									○								
758	京都地裁・平成11年(行ウ)第11号	H11.9.17		○																																	○						
759	京都地裁・昭和63年(行ワ)第1090号	H2.6.5								○	不当利得返還請求事件														○																	○	審査申出事項である不服について、審査申出によらず、民法上の不当利得返還請求ができるか。
760	大阪高裁・平成2年(行ネ)第1641号	H3.5.31								○	不当利得返還請求事件																															○	審査申出事項である不服について、審査申出によらず、民法上の不当利得返還請求ができるか。
761	京都地裁・平成3年(行ワ)第1356号	H4.7.30					○																		○																			
762	大阪高裁・平成4年(行ネ)第2349号	H5.7.13					○																		○																			
763	京都地裁・平成6年(行ウ)第20号	H8.9.27	○									○	○				○		○																									
764	大阪高裁・平成8年(行コ)第50号	H9.12.25	○									○	○				○		○																									
765	大阪地裁・昭和41年(行ウ)第5号	S41.6.27	○													○																					○						
766	大阪高裁・昭和41年(行コ)第101号	S42.7.15	○													○																					○						
767	大阪地裁・昭和50年(行ウ)第7号	S53.4.29	○													○																					○						
768	大阪地裁・昭和51年(行ウ)第55号	S52.8.12	○																																							○	審査申出人の範囲について

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
769	大阪高裁・昭和52年(行コ)第24号	S53.3.30	○																																								○	審査申出人の範囲について
770	最高裁・昭和53年(行ツ)第77号	S54.6.21	○																																								○	審査申出人の範囲について
771	大阪地裁・昭和52年(行ウ)第48号	S56.11.17	○													○																				○			○				
772	大阪高裁・昭和56年(行コ)第54号	S58.3.30	○													○																				○			○				
773	大阪地裁・平成4年(行ウ)第50号	H5.6.24	○									○																															
774	大阪高裁・平成5年(行コ)第37号	H6.6.15	○									○																															
775	大阪地裁・平成8年(行ウ)第80号	H9.5.14	○									○																															
776	大阪地裁・平成8年(行ウ)第57号、第60号、第61号	H10.10.29	○									○																											○				
777	大阪地裁・平成11年(行ウ)第10号	H12.10.27	○									○																															
778	大阪地裁・平成8年(行ウ)第55号	H11.11.25	○									○																															
779	大阪高裁・平成11年(行コ)第110号	H13.2.13	○									○																															
780	大阪地裁・平成8年(行ウ)第61号	H10.10.29	○																				○																				
781	大阪高裁・平成11年(行コ)第6号	H13.5.25	○																				○																				
782	大阪地裁・平成7年(ワ)第9498号 平成8年(ワ)3576号	H11.2.26					○					○	○	○					○																								
783	大阪高裁・平成11年(ネ)第1983号	H13.2.2					○					○	○	○					○																								
784	大阪地裁・平成12年(行ウ)第19号	H13.3.8				○																																				○	固定資産税に関する文書類が吹田市公文書公開条例６条１項６号に定める非公開事由に該当するか否か。
785	大阪地裁・平成7年(行ウ)第3号ないし第7号	H11.9.29	○									○																											○				
786	大阪高裁・平成11年(行コ)第84号	H12.12.26	○									○																											○				
787	大阪地裁・平成10年(行ウ)第10号	H11.3.23	○																																		○					
788	大阪地裁・平成11年(行ウ)第47号、第49号、第50号	H13.2.8	○										○				○					○		○																			
789	大阪高裁・平成13年(行コ)第21号	H13.9.27	○										○				○					○		○																			
790	大阪地裁・昭和55年(行ウ)第48号	S55.8.22	○																																				○				
791	大阪地裁・昭和54年(行ウ)第39号	S56.10.29	○										○			○																										○	ゴルフ場に係る造成費の算定について
792	大阪高裁・昭和56年(行コ)第52号	S57.8.24	○										○			○									○																	○	ゴルフ場に係る造成費の算定について

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																															
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
793	大阪地裁・平成10年(行ウ)第46号	H11.6.8	○									○																															
794	大阪高裁・平成11年(行コ)第73号、平成11年(行ケ)第4号	H12.1.28	○									○																															
795	最高裁・平成12年(行ツ)第176号	H12.11.30	○									○																															
796	大阪地裁・平成3年(行ウ)第61号	H7.3.10	○									○																															
797	大阪地裁・平成10年(行ウ)第9号	H11.9.22	○									○																															
798	大阪高裁・平成11年(行コ)第83号	H13.2.20	○									○																															
799	大阪地裁・平成11年(行ウ)第58号	H12.10.13	○									○										○													○								
800	大阪高裁・平成12年(行コ)第96号	H13.4.26	○									○										○													○								
801	大阪地裁・平成9年(行ウ)第3号	H13.7.27	○									○			○			○		○				○																			
802	大阪地裁・平成9年(行ウ)第42号	H13.7.27	○									○			○			○		○				○																			
803	神戸地裁・昭和61年(行ウ)第24号	H2.10.31	○																																					○			
804	神戸地裁・昭和62年(行ウ)第2号	H2.10.31		○																																						○	原告適格
805	神戸地裁・昭和62年(行ウ)第32号	H2.10.31		○																																			○				
806	神戸地裁・昭和63年(行ウ)第2号	H2.10.31		○																																			○				
807	神戸地裁・昭和60年(行ウ)第15号	S63.8.8		○																																						○	神戸市長に被告適格があるか
808	大阪高裁・昭和63年(行コ)43号	H1.6.6		○																																						○	神戸市長に被告適格があるか
809	神戸地裁・平成元年(行コ)第20号	H7.7.18		○																																						○	所有者認定について
810	大阪高裁・平成7年(行コ)第51号	H8.11.1		○																																						○	所有者認定について
811	神戸地裁・平成6年(行ウ)第48号	H8.7.31	○																												○												
812	神戸地裁・平成8年(行ウ)第12号	みなし取下	○												○			○		○																							
813	神戸地裁・平成4年(行ウ)第3号	H5.9.27	○																				○				○													○			
814	神戸地裁・平成10年(行ウ)第3号	H10.10.28	○																																					○			
815	神戸地裁・平成7年(行ウ)第38号	H11.3.8	○																						○																		
816	大阪高裁・平成11年(行コ)第32号	H11.12.21	○									○													○																		

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
817	最高裁・平成12年(行ツ)第119号	H12.6.23	○											○						○																								
818	神戸地裁・平成8年(行ウ)第5号	H11.3.29	○											○			○	○		○	○		○														○						
819	神戸地裁・平成8年(行ウ)第6号	H11.3.29	○											○			○	○		○	○								○								○						
820	大阪高裁・平成11年(行コ)第41号	H12.6.15	○															○		○																				○			
821	神戸地裁・平成10年(行ウ)第37号	H12.8.8	○									○																			○												
822	神戸地裁・平成9年(行ウ)第15号	H11.2.8		○																																						○	震災により被害を受けた家屋の減免措置におけるその被害状況の判定方法について
823	神戸地裁・平成3年(行ウ)第42号	H5.1.25	○																										○														
824	大阪高裁・平成5年(行コ)第11号	H6.8.30	○																		○								○														
825	神戸地裁・平成4年(行ウ)第47号	H5.12.27	○																														○										
826	神戸地裁・平成10年(行ウ)第9号	H12.10.17	○															○		○			○																				
827	神戸地裁・平成11年(行ウ)第1号	H12.10.17	○											○				○				○																					
828	神戸地裁・平成11年(行ウ)第50号	H12.12.5	○											○				○				○																					
829	神戸地裁・平成6年(行ウ)第40号	H8.12.11	○											○			○	○																									
830	神戸地裁・平成6年(行ウ)第41号	H8.12.11	○											○			○	○																									
831	神戸地裁・平成6年(行ウ)第42号	H8.12.11	○											○			○	○			○																						
832	神戸地裁・平成7年(行ウ)第6号	H.9.2.24	○									○												○																		○	・審査請求前置主義（地方税法第432条第1項、434条）に反するか。 ・出訴期間（行政事件訴訟法第14条第4項）について
833	神戸地裁・平成6年(行ウ)第44号	H8.2.28	○													○				○				○																			
834	大阪高裁・平成8年(行コ)第16号	H8.7.23	○													○				○				○																			
835	最高裁・平成8年(行ツ)第232号	H9.9.18	○													○				○				○																			
836	奈良地裁・平成6年(行ウ)第10号	H8.9.4	○									○						○		○																							
837	奈良地裁・平成12年(行ウ)第17号	H12.12.20	○																																							○	納税義務者の配偶者の原告適格
838	大阪高裁・平成13年(行コ)第12号	H13.3.30	○																																							○	納税義務者の配偶者の原告適格
839	最高裁・昭和61年(行ツ)第177号	S62.7.17			○																																	○					
840	奈良地裁・平成10年(行ウ)第19号	H11.4.7		○								○																														○	市長の被告適格について

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																															
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
841	奈良地裁・昭和57年(行ウ)第6号	S59.12.26	○																																					○			
842	大阪高裁・昭和59年(行コ)第60号	S61.6.26	○																																					○			
843	最高裁・昭和61年(行ツ)第138号	H2.1.18	○																																					○			
844	大阪高裁・平成２年(行コ)第３号	H3.2.22	○																																					○			
845	和歌山地裁・平成10年(行ウ)第5号	H13.2.20	○										○	○						○	○						○													○			
846	和歌山地裁・昭和62年(行ウ)第2号	H3.7.31	○									○	○	○	○															○										○			
847	和歌山地裁・平成10年(行ウ)第4号	H12.7.18	○														○					○																						
848	鳥取地裁・昭和53年(行ウ)第1号	S54.9.27	○																						○															○			
849	広島高裁・昭和54年(行コ)第1号	S55.11.19	○																						○															○			
850	最高裁・昭和56年(行ツ)第14号	S56.11.12	○																						○															○			
851	松江地裁・平成9年(ウ)第6号	H11.2.17	○									○											○							○										○	○		
852	出雲簡易裁判所・平成元年(ハ)第99号	H3.3.26					○																																			○	被告人のなした課税誤り等と、原告がこの課税誤りを是正するために行った調査等により受けた損害の間に因果関係があるかどうか
853	松江地方裁判所・平成3年(レ)第2号	H4.11.25					○																																			○	被告人のなした課税誤り等と、原告がこの課税誤りを是正するために行った調査等により受けた損害の間に因果関係があるかどうか
854	広島高等裁判所・平成5年(ツ)第7号	H5.5.19					○																																			○	被告人のなした課税誤り等と、原告がこの課税誤りを是正するために行った調査等により受けた損害の間に因果関係があるかどうか
855	岡山地裁・平成10年(行ウ)第1号	H11.12.27	○									○											○					○															
856	岡山地裁・平成9年(行ウ)第19号	H12.6.9取下	○									○			○		○						○				○																○	本件家屋が評価基準に基づいた評価がされているか。
857	岡山地裁・平成9年(行ウ)第15号	H11.10.26		○																																						○	不服申立て前置主義
858	広島高裁岡山支部・平成11年(行コ)第13号	H12.5.11		○																																						○	不服申立て前置主義
859	岡山地裁・平成2年(行ウ)第10号	H3.11.12								○	行政事件訴訟における「無効確認の訴え」																															○	行政事件訴訟における「無効確認の訴え」
860	岡山地裁・平成3年(行ウ)第2号	H6.6.28		○																					○																	○	国土調査で判明するまでの間の実測地積と課税地積の差による過誤納金の返還請求の可否。
861	岡山地裁・平成6年(行ウ)第21号	H7.6.28	○										○																										○	○		
862	広島高裁岡山支部・平成7年(行コ)第5号	H7.12.21	○										○																										○	○		
863	最高裁・平成8(行ツ)第63号	H8.6.17	○										○																										○	○		
864	岡山地裁倉敷支部・平成11年(ワ)第253号	H12.4.26					○						○		○										○																		

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																													
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
865	広島高裁岡山支部・平成11年(ネ)第115号	H12.11.30					○						○		○										○																		
866	岡山地裁・平成9(行ウ)第17号	H11.9.21	○																									○															
867	岡山地裁・昭和63(行ウ)第7号	H7.1.31							○																			○															
868	岡山地裁・平成9(行ウ)第7号	H10.7.14							○																																○	住宅控除適用となる住宅の認定基準の改正に伴う経過措置の妥当性。
869	広島高裁・平成10(行コ)第5号	H11.11.25							○																																○	住宅控除適用となる住宅の認定基準の改正に伴う経過措置の妥当性。
870	大阪地裁・昭和62年(ワ)第4666号	H2.9.7							○																																○	・課税上の優遇措置の存否に関する錯誤は要素の錯誤か。・当該措置のパンフレットが不正確な場合の詐欺について
871	広島地裁・昭和62年(行ウ)第4号	H3.6.26							○																									○									
872	広島高裁・平成3年(行コ)第9号	H5.7.29							○																									○									
873	最高裁・平成5年(行ツ)第172号	H6.2.25							○																									○									
874	最高裁・昭和56年(行ツ)第126号	S57.4.15	○																						○																		
875	広島地裁・平成元年(ワ)第1407号	H6.2.17					○																			○																	
876	広島高裁・平成6年(ネ)第75号	H8.3.13					○																			○																	
877	広島地裁・平成3年(行ウ)第10号	H5.5.13								○	固定資産税等還付金請求事件																														○	・行政事件訴訟法上訴えに適法性があるか ・過納金の還付充当による当該過納金の還付請求権消滅について
878	広島地裁・平成4年(行ウ)第12号	H5.6.24								○	固定資産税等還付金請求事件																														○	・充当処分が抗告訴訟の対象としての行政処分性を有しているか否か ・過誤納金の還付を求める訴えの適否について
879	広島地裁・平成7年(行ウ)第9号	H7.11.1		○																																					○	取消訴訟の被告適格について
880	広島地裁・平成4年(ワ)第962号	H5.8.26					○																															○		○	固定資産税等の納税義務者について
881	広島高裁・平成5年(ネ)第412号	H6.4.18					○																															○		○	固定資産税等の納税義務者について
882	最高裁・平成6年(オ)第1392号	H6.10.25					○																																		○	
883	広島地裁・平成10年(行ウ)第8号	H11.3.23		○											○																											
884	広島地裁・昭和62年(行ウ)第3号	H2.9.18	○																				○		○		○															
885	広島地裁・昭和60年(行ウ)第17号	H2.9.26	○										○																○	○										○		
886	広島地裁・平成5年(行ウ)第19号	H10.1.27	○									○	○																											○		
887	広島高裁・平成10年(行コ)第2号	H10.11.30	○										○																											○		
888	広島地裁・平成10年(行ウ)第25号	H12.1.13	○																			○	○																	○		

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																														
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
889	広島高裁・平成12年(行コ)第3号	H13.4.13	○																			○	○																	○			
890	広島地裁・平成9年(行ウ)第16号	H9.10.29		○																																						○	固定資産評価審査委員会決定取消請求訴訟係属中の固定資産課税台帳登録価額修正の可否
891	広島地裁・平成10年(行ウ)第4号	H10.11.19		○																																						○	行政事件訴訟における取消理由の制限について
892	広島高裁・平成10年(行コ)第21号	H11.4.22		○																																						○	被告の求釈明は憲法が保障する法の下の平等に反しているか否か
893	最高裁・平成11年(行ツ)第178号	H11.10.8		○																																						○	
894	広島地裁・平成7年(行ウ)第19号･平成7年(行ウ)第20号・平成8年(行ウ)第3号	H10.2.5	○									○								○									○													○	・審査委員会決定前に価格修正することの違法性 ・市長に行われた異議申立ての適法性
895	広島高裁・平成10年(行コ)第3号	H12.5.25	○																																					○	○		
896	広島地裁・平成10年(行ウ)第15号	H12.3.1	○																					○		○	○														○	○	比準課税標準額適用の適否
897	広島高裁・平成12年(行コ)第11号	H12.9.14	○																																						○		
898	最高裁・平成13年(行ツ)第40号･ 平成13年(行ヒ)第38号	H13.3.23	○																																							○	
899	広島地裁・平成9年(行ウ)第9号･平成9年(行ウ)第12号	H11.3.23	○									○										○	○		○															○	○		
900	広島高裁・平成11年(行コ)第5号	H12.11.8	○																			○	○																		○		
901	最高裁・平成13年(行ツ)第73号･ 平成13年(行ヒ)第67号	H13.6.12	○																																							○	
902	広島地裁・平成11年(行ウ)第19号	H12.1.27	○																																					○			
903	広島地裁呉支部・平成9年(ワ)第200号	H10.3.2					○																																			○	地方税法第１７条の５は国家賠償法及び民法の特別法か
904	山口地裁・平成3年(行ウ)第4号	H6.6.28	○												○		○											○												○		○	比準山林の評点数の付設、固定資産課税台帳等の不備
905	広島高裁・平成6年(行コ)第7号	H7.10.26	○												○		○											○												○		○	比準山林の評点数の付設、固定資産課税台帳等の不備
906	山口地裁・平成8年(行ウ)第2号	H10.6.29					○																													○						
907	山口地裁・平成10年(行ウ)第7号	H11.10.26							○			○																														
908	広島高裁・平成11年(行コ)第18号	H12.9.28	○									○																														
909	徳島地裁・平成10年（行ウ）第11号	H11.7.16	○									○									○															○						
910	高松高裁・平成11年（行コ）第18号	H11.12.24	○									○									○															○						
911	最高裁・平成12年(行ツ)第112号･ 平成12年(行ヒ)第108号	H12.5.30	○																																							○	
912	徳島地裁・平成9年（行ウ）第12号	H11.10.29	○														○						○					○	○	○	○			○							○			

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
913	高松高裁・平成11年（行コ）第25号	H12.10.16	○														○						○					○	○	○	○			○						○			
914	最高裁・平成13年(行ヒ)第5号	H13.4.27	○																																							○	上告不受理
915	徳島地裁・平成13年（行ウ）第18号	H13.7.6	○									○									○						○		○														
916	高松地裁・平成12年(行ウ)第８号	H13.5.29	○									○										○	○																				
917	高松地裁・平成11年(行ウ)第６号	H13.7.3	○																																	○						
918	松山地裁・平成10年(行ウ)第7号	H11.6.18	○																																							○	据置年度の審査申出事項に該当するか否か
919	高松高裁・平成11年(行コ)第16号	H11.11.18	○																																							○	据置年度の審査申出事項に該当するか否か
920	最高裁・平成12年(行ツ)第32号 平成12年(行ヒ)第41号	H12.4.7	○																																							○	据置年度の審査申出事項に該当するか否か
921	福岡地裁・平成10年(行ウ)第34号	H12.9.25	○														○																							○			
922	福岡高裁・平成12年(行コ)第28号	H13.4.19	○														○																							○			
923	福岡地裁・平成10年(行ウ)第33号	H12.9.8	○														○																							○			
924	福岡高裁・平成12年(行コ)第26号	H13.6.28	○														○											○												○			
925	福岡地裁・平成12年(行ウ)第16号	H13.10.1	○														○																								○		
926	福岡地裁・平成9年(行ウ)第28号	H12.3.10	○																										○			○								○			
927	福岡地裁・平成11年(行ウ)第4号	H11.11.15	○																			○																					
928	福岡地裁・平成6年(行ウ)第29号	H9.3.28	○																			○														○							
929	福岡地裁・平成6年(行ウ)第34号	H7.9.8		○																																○							
930	福岡高裁・平成7年(行コ)第12号	H8.3.25		○																																○							
931	福岡地裁・平成7年(行ウ)第15号	H8.5.27		○																																○							
932	福岡地裁・平成6年(行ウ)第22号	H8.3.28	○									○										○																				○	相続税評価との均衡を失しているか否か
933	福岡地裁・平成9年(行ウ)第36号	H10.8.27	○																																					○		○	審査手続において標準宅地の地番を開示しなかったことの適法性
934	福岡高裁・平成10年(行コ)第31号	H11.7.23	○																																					○		○	審査手続において標準宅地の地番を開示しなかったことの適法性
935	最高裁・平成11年(行ツ)第254号、平成11年(行ヒ)第195号	H12.6.23	○																																					○		○	審査手続において標準宅地の地番を開示しなかったことの適法性
936	福岡地裁・平成10年(行ウ)第10号	H12.2.25	○																																							○	家屋の分離課税を適切に行ったか否か

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
937	福岡地裁・昭和63年(行ウ)第25号	S63.11.29							○																																		○	裁決書に理由が附されていたか否か
938	福岡高裁・昭和63年(行コ)第19号	H1.5.16							○																																		○	裁決書に理由が附されていたか否か
939	最高裁・平成1年(行ツ)第110号	H1.11.16							○																																		○	裁決書に理由が附されていたか否か
940	福岡地裁・昭和60年(行ウ)第9号	H2.11.6							○																							○												
941	福岡高裁・平成2年(行コ)第13号	H4.1.29							○																							○												
942	最高裁・平成4年(行ツ)第76号	H6.1.31							○																							○												
943	福岡地裁・平成8年(行ウ)第6号	H9.4.25							○																					○		○												
944	福岡高裁・平成9年(行コ)第5号	H9.12.11							○																					○		○												
945	佐賀地裁・平成9年(行ウ)第3号	H10.7.17	○																			○	○					○											○	○		○	課税標準額に関することは審査申出事項であるか
946	福岡高裁・平成10年(行コ)第29号	H10.12.22	○																			○	○					○											○	○		○	課税標準額に関することは審査申出事項であるか
947	長崎地裁・平成6年(行ウ)第4号	H6.9.27		○																																						○	所有者の認定について
948	福岡高裁・平成6年(行ユ)第16号	H7.8.31		○																																						○	所有者の認定について
949	最高裁・平成7年(行ツ)第201号	H8.3.5		○																																						○	所有者の認定について
950	長崎地裁・平成9年(行ウ)第4号	H9.7.15		○																																						○	賦課処分の適法性
951	長崎地裁・平成6年(ワ)第483号	H9.3.25					○																																			○	無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償請求の有効性
952	福岡高裁・平成9年(ネ)第385号	H10.1.16					○																																			○	無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償請求の有効性
953	最高裁・平成10年(オ)第975号	H10.8.31					○																																			○	無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償請求の有効性
954	熊本地裁・平成12年(行ウ)第1号	H12.5.31		○																					○																	○	本件は、市長に対する課税処分取消訴訟の対象となるのか
955	福岡高裁・平成12年(行コ)第22号	H12.12.21		○																					○																	○	本件は、市長に対する課税処分取消訴訟の対象となるのか
956	最高裁・平成13年(行ツ)第88号	H13.6.12		○																					○																	○	本件は、市長に対する課税処分取消訴訟の対象となるのか
957	熊本地裁・平成10年(行ウ)第10号	H12.8.18	○									○							○		○								○														
958	熊本地裁・平成3年(行ウ)第16号	H5.8.9	○									○											○				○																
959	大分地裁・平成元年(行ウ)第2号	H8.12.3	○											○	○															○	○								○				
960	福岡高裁・平成9年(行コ)第2号	H10.2.25	○											○	○															○	○												

7 固定資産税に関する出訴等における判決の争点について

判番	裁判所名及び事件番号(1)	判決年月日(2)	事件区分(3)									判決における争点(4)																																	
			a	b	c	d	e	f	g	h	「h」に該当の場合におけるその具体的な事件内容	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	「マ」に該当の場合における、その具体的な争点
961	鹿児島地裁・平成10年(行ウ)第7号	H11.10.18	○																																	○				○			
962	福岡高裁・平成11年(行コ)第9号	H12.7.4	○																																	○				○			
963	最高裁・平成12年(行サ)第1号 平成12年(行ノ)第１号	H12.11.30	○																																	○							
964	那覇地裁・平成3年(行ウ)第25号	H5.2.24							○				○																		○												
965	那覇地裁・平成6年(行ウ)第6号	H7.9.27	○										○																		○												
966	福岡高裁・平成7年(行ウ)第8号	H8.3.19	○										○																		○												
967	那覇地裁・平成6年(行ウ)第7号	H8.12.3	○										○																		○												
968	那覇地裁・平成9年(行ウ)第4号	H10.3.24							○			○								○																								
969	那覇地裁・平成10年(行ウ)第11号	H11.6.16		○																																	○						
（合　計）			544	169	1	1	25	15	42	172		188	80	29	32	25	103	206	3	192	14	56	69	21	61	7	35	21	33	30	26	13	8	13	8	18	31	7	16	107	8	460	

判番１

札幌市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

１　判決年月日　　平成９年７月25日

２　裁判所名及び事件番号　　札幌地裁・平成６年（行ウ）第26号

３　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

４　被告　　札幌市固定資産評価審査委員会

５　経過

平成　６年　５月　６日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　６年　９月29日　　審査委員会による棄却の決定

平成　６年12月27日　　審査決定取消訴訟提訴

６　争点

①　７割通達は適法であるのか。

②　収益還元法を考慮しないことは合理的であるか。

③　標準宅地からの比準は合理的であるか。

④　賦課期日前の日を価格基準日とすることは適法であるか。

⑤　更地主義は適法であるか。

⑥　状況類似地域の選定は相当であるか。

⑦　本件土地の固定資産評価額が時価を上回っているか否か。

⑧　家屋の評価の基準時は合理的であるか。

⑨　再建築費評点基準表は適法であるか。

⑩　減点補正は適法であるか。

⑪　本件建物の登録価格が取引価格又は時価を上回っているか否か。

７　原告の主張

①　前回（平成３年度）までの土地に係る固定資産評価は合理的な理由を有していた。

②　今回（平成６年度）の土地に係る固定資産評価額を地価公示価格、地価調査価格及び鑑定評価価格の７割程度をめどにするよう求める通達（「『固定資産評価基準の取扱いについて』の依命通達の一部改正について」）は、判断を誤ったものであり、違法である。

③　平成５年１月１日を価格基準日とする通達（「平成６年度評価替え（土地）に伴う取扱いについて」）は基準年度の土地建物に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、課税基準年度の賦課期日における価格であるとする地方税法第349条第１項に反し、違法である。

④　本件土地は、ホテルとして「特定街区」の指定を受けており、この指定に伴う法的規制のため、他の土地と比べて交換価値が下がるのは明らかなので、独立した状況類似地区を設定されなければならないが、これがなされずに本件土地に係る固定資産評価は行われており、このことは、固定資産評価基準で認めている市町村長の裁量の範囲を逸脱するものであり、違法である。

⑤　土地の面積が広くなるほど単位面積当たりの価格は低下するのが常識であるが、本件土地に係る固定資産評価では、このことをほとんど考慮しておらず、現実の時価にそぐわない。

⑥　本件土地が大型ホテルの敷地として利用されているといった具体的利用状況が、本件土地に係る固定資産評価では何ら考慮されていない。

⑦　本件土地に係る固定資産評価額は、平成５年10月から公売が開始された本件土地北側駐車場用地の平成６年６月の公売における見積価格に比較して高すぎる。

⑧　本件建物の取引価格の下落を考慮すると、本件建物に対する平成６年度特別補正（3%減価）では、少なすぎる。

⑨　平成６年度の建物に係る固定資産評価に用いた再建築費評点基準表は、平成４年１月現在の東京都特別区のものであり、評価基準日を法第349条第１項の賦課期日である平成６年１月１日としていないので、土地と同様に違法である。

⑩　本件土地に係る固定資産評価を更地主義によって行っているが、固定資産評価基準には、更地として評価する根拠がないので、違法である。建物の存する土地は建物と一体として評価されるべきである。

⑪　実際に使用して収益を挙げている土地建物の評価は市場価格を基準とすべきでなく、現在の収益に基づいて評価する収益方式によるべきであり、固定資産評価基準がかかる方式の採用を禁止しているとしたら、違法である。

⑫　現実に納税者が有している資産価値以上のものを基準にして課税することは、担税力に応じた負担配分ではなく、平等取扱原則にも違反し、法律違反を通り越して違憲である。

８　被告の主張

①　本件価格決定は、法令、固定資産評価基準及び依命通達等の規定に基づき適正に評価したうえでの決定であることから、妥当である。

②　原告らの主張は、原告ら独自の判断によるものであり、何ら理由のないものであること。

９　判決の要旨

本件価格決定は適法であり、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

①　７割通達の適法性について

登録価格の決定に当たって公示価格の７割程度を基準とすることは、一般的な基準としては格別不合理な点は認められず、地方税法（以下「法」という。）の定める「適正な時価」に合致する。

また、客観的な時価と比べて著しく低い価格を「適正な時価」とするべきことが慣習法化していたと認めるに足りる証拠はない。

②　収益還元法を考慮しないことの合理性について

固定資産税は、資産の保有に着目して課される財産税であるから、その課税標準は客観的な時価をいうものと解され、資産より生じる収益に左右されるものではない。また、収益と直接結びつかない価格を課税標準とするとすることの当否は立法政策の範疇に属する事項であり、直ちに違法の問題が生じることはない。

③　標準宅地からの比準の合理性について

評価基準は、標準宅地からの比準において、対象土地の地積の大小を直接には考慮すべきもの

とはしていないが、奥行価格逓減率補正によって間接的ながら対象土地の地積の大小を評価に反映させる方策がとられていること等から合理性を欠くとは認められない。

④　時点修正通知に従った評価の適法性について

賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡及した時点を価格調査の基準日とすることを法が禁止しているものとは解されない。

⑤　更地主義の適法性について

法が土地と建物について個別にその所有者に対して課税することを予定している以上、土地と建物とは別個に評価すること（更地主義）を採用することを禁止しているものとは解されない。

⑥　状況類似地域の選定の相当性について

本件土地と本件標準宅地との価格差が 2 割を超えていることを的確に認めるに足りる証拠はなく、かえって、本件土地の適正価格は標準宅地の適正価格を下回ってはいないことがうかがわれる。

⑦　本件土地の固定資産評価額が時価を上回っているか否かについて

大数的評価の方法として合理性を有する評価基準に従って本件土地の固定資産評価がなされた以上、本件土地の評価は「適正な時価」を実現しているものと推認される。

⑧　評価の基準時について

本件登録価格が賦課期日現在における本件建物の客観的な時価（「適正な時価」）の範囲内であれば、本件価格決定が平成 4 年 1 月 1 日以降の建築費用の変動を考慮していないとしても、そのことだけで本件登録価格を違法と即断することはできない。

⑨　再建築費評点基準表の適法性について

物価水準による建築費の補正率は、自治省において物価水準による地域差を調査した結果、格差がないということで全国一律に 1.00 と定められたものであり、この点に所論の不合理は存在しない。

⑩　減点補正の適法性について

原告らが主張するホテルであるが故に通常のビルより損耗が激しいという点は、経年減点補正率の設定において既に考慮済みの問題である。

⑪　本件建物の登録価格が取引価格又は時価を上回っているか否かについて

大数的評価の方法として合理性を有する評価基準に従って本件建物の固定資産評価がなされた以上、本件建物の評価は「適正な時価」を実現しているものと推認される。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

札幌市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　札幌高裁・平成 9 年（行コ）第 10 号
札幌地裁・平成 6 年（行ウ）第 26 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　札幌市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 6 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 6 年 9 月 29 日	審査委員会による棄却の決定
平成 6 年 12 月 27 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 9 年 7 月 25 日	札幌地裁にて判決言渡し
平成 9 年 8 月 6 日	札幌高裁に控訴

6　争点

①　7 割通達は適法であるのか。

②　収益還元法を考慮しないことは合理的であるか。

③　標準宅地からの比準は合理的であるか。

④　時点修正通知に従った評価は適法であるか。

⑤　更地主義は適法であるか。

⑥　状況類似地域の選定は相当であるか。

⑦　本件土地の固定資産評価額が時価を上回っているか否か。

⑧　家屋の評価の基準時は合理的であるか。

⑨　再建築費評点基準表は適法であるか。

⑩　減点補正は適法であるか。

⑪　本件建物の登録価格が取引価格又は時価を上回っているか否か。

7　控訴人の主張

①　前回（平成 3 年度）までの土地に係る固定資産評価は合理的な理由を有していた。

②　今回（平成 6 年度）の土地に係る固定資産評価額を地価公示価格、地価調査価格及び鑑定評価価格の 7 割程度をめどにするよう求める通達（「『固定資産評価基準の取扱いについて』の依命通達の一部改正について」）は、判断を誤ったものであり、違法である。

③　平成 5 年 1 月 1 日を価格基準日とする通達（「平成 6 年度評価替え（土地）に伴う取扱いについて」）は基準年度の土地建物に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、課税基準年度の賦課期日における価格であるとする地方税法第 349 条第 1 項に反し、違法である。

④　本件土地は、ホテルとして「特定街区」の指定を受けており、この指定に伴う法的規制のため、他の土地と比べて交換価値が下がるのは明らかなので、独立した状況類似地区を設定されなければならないが、これがなされずに本件土地に係る固定資産評価は行われており、このことは、固

定資産評価基準で認めている市町村長の裁量の範囲を逸脱するものであり、違法である。

⑤　土地の面積が広くなるほど単位面積当たりの価格は低下するのが常識であるが、本件土地に係る固定資産評価では、このことをほとんど考慮しておらず、現実の時価にそぐわない。

⑥　本件土地が大型ホテルの敷地として利用されているといった具体的利用状況が、本件土地に係る固定資産評価では何ら考慮されていない。

⑦　本件土地に係る固定資産評価額は、平成5年10月から公売が開始された本件土地北側駐車場用地の平成6年6月の公売における見積価格に比較して高すぎる。

⑧　本件建物の取引価格の下落を考慮すると、本件建物に対する平成6年度特別補正（3%減価）では、少なすぎる。

⑨　平成6年度の建物に係る固定資産評価に用いた再建築費評点基準表は、平成4年1月現在の東京都特別区のものであり、評価基準日を法第349条第1項の賦課期日である平成6年1月1日としていないので、土地と同様に違法である。

⑩　本件土地に係る固定資産評価を更地主義によって行っているが、固定資産評価基準には、更地として評価する根拠がないので、違法である。建物の存する土地は建物と一体として評価されるべきである。

⑪　実際に使用して収益を挙げている土地建物の評価は市場価格を基準とすべきでなく、現在の収益に基づいて評価する収益方式によるべきであり、固定資産評価基準がかかる方式の採用を禁止しているとしたら、違法である。

⑫　現実に納税者が有している資産価値以上のものを基準にして課税することは、担税力に応じた負担配分ではなく、平等取扱原則にも違反し、法律違反を通り越して違憲である。

8　被控訴人の主張

①　本件価格決定は、法令、固定資産評価基準及び依命通達等の規定に基づき適正に評価したうえでの決定であることから、妥当である。

②　原告らの主張は、原告ら独自の判断によるものであり、何ら理由のないものであること。

9　判決の要旨

本件登録価格は適正なものというべきであるから、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからいずれも棄却すべきものと判断する。

①　7割通達の適法性について

登録価格の決定に当たって公示価格の7割程度を基準とすることは、一般的な基準としては格別不合理な点は認められず、地方税法（以下「法」という。）の定める「適正な時価」に合致する。

また、地価公示価格に比して著しく低い価格をもって適正な時価とすべきことが規範的意識となる程に慣習法化していたと認めるに足りる証拠はない。

②　収益還元法を考慮しないことの合理性について

固定資産税の課税標準たる土地の価格、すなわち「適正な時価」とは、正常な条件のもとに成立する当該土地の取引価格をいうものと解されるのであるから、現実にいくらの収益を得ているかによって直接左右されるものではない。

③　標準宅地からの比準の合理性について

法は、大量の固定資産について反復継続的に評価する方法を自治大臣の定める評価基準によらしめ、各市町村の評価の均衡を確保し、個人差に基づく評価の不均衡を解消しようとしているものということができる。

評価基準は標準宅地からの比準において、奥行価格逓減率補正や状況類似地域の設定により、対象土地の地積の大小を評価に反映させることができるのであり、また、具体的利用状況の評価への反映を考慮することも予定されているのであるから、大数的評価の方法として合理性を欠くとは認められない。

④　時点修正通知に従った評価の適法性について

賦課期日における価格算定の資料とするための標準宅地等の価格評定について、賦課期日から評価事務に要する相当の期間をさかのぼった時点を価格調査の基準日として行うことを法が禁止しているものとは解されない。

⑤　更地主義の適法性について

法が土地と建物とは個別にその所有者に対して課税することを予定している以上、土地と建物とを別個に評価すること、すなわち、土地について更地主義をとることを禁止しているものとは解されないから、本件価格決定が本件土地を更地として評価したことに違法はない。

⑥　状況類似地域の選定の相当性について

本件土地と本件標準宅地との価格差が2割を超えていることを的確に認めるに足りる証拠はなく、かえって、本件土地の適正価格は標準宅地の適正価格を下回ってはいないことがうかがわれ、本件土地を独立の状況類似地域に区分しなかったことは、控訴人らに有利にこそなれ不利益なものではないから、本件土地に係る状況類似地域の設定は、結論として評価基準に従ったものといえる。

⑦　本件土地の固定資産評価額が時価を上回っているか否かについて

当審鑑定の結果によれば、平成11年1月1日時点の標準価格の査定、遡及率の査定、それに基づく平成6年1月1日時点の標準価格の査定、個性率の査定はいずれも合理的な査定方法と認められ、同鑑定の査定方法及び結果の相当性を左右するに足りる証拠はない。

⑧　評価の基準時について

本件の判断の対象は、本件登録価格が賦課期日における適正な時価（平成6年1月1日現在における本件建物の時価の範囲内）ということができるかどうかにあるのであって、本件登録価格が平成4年1月1日以降の建築費用の変動を考慮していないとしても、そのことだけで本件登録価格を違法と即断することはできない。

⑨　再建築費評点基準表の適法性について

非木造家屋については、地域における物価格差がほとんどないことから、物価水準による補正率係数が全国一律に1.00と定められたものであり、この点に所論の不合理は存しない。

⑩　減点補正の適法性について

ホテルであるが故に通常のビルより損耗が激しいとする点は、経年減点補正率の設定において既に考慮済みの問題であり、また、本件建物は損耗減点補正を施すべき場合には当たらないから、損耗の状況による減点補正は、評価基準に従ってなされたものといえる。

⑪　本件建物の登録価格が取引価格又は時価を上回っているか否かについて

評価基準の定める再建築費評点及び損耗状況による減点方法は建物の評価方法として合理性を有するものであること、本件建物について評価基準に基づいて再建築費評点数を求めると、平成6年度の評価については本則価格が改正前の評価基準による価額を超えたため同額を本件建物の評価額としたことが認められ、これらの認定及び事実を覆すに足りる証拠はない。

したがって、本件建物の本件登録価格は適正な価格であると認めるのが相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成6年度

判番3

札幌市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成12年10月12日

2　裁判所名及び事件番号　札幌地裁・平成10年（行ウ）第6号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人名　札幌市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9年 4月30日　審査委員会へ審査申出書提出

平成10年 1月23日　審査委員会による棄却の決定

平成10年 4月10日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　価格調査基準日及び時点修正の範囲の設定は適法であるか。

②　本件土地の登録価格が平成3年度の価格を上回っていることをもって、適正な時価を上回っていると言えるか。

③　平成9年度の評価基準が違憲、違法であるか。

④　平成9年度の再建築費評点基準表が適法であるか。

⑤　物価水準による補正率を1.00としたことに合理性があるか。

⑥　本件家屋の登録価格は、正常な条件の下における取引価格を上回っているか。

7　原告の主張

①　土地について

ア　価格調査基準日を平成9年1月1日としなかったこと及び時点修正を平成9年1月1日までとしなかったことは、地方税法（以下「法」という。）に違反する。

イ　本件土地の平成9年度の登録価格は、適正な時価であった平成3年度の評価額を上回っているから、適正な時価とはいえず違法である。なお、平成9年度の評価基準は、なんらの立法手当なく、従来よりも不利益な課税標準を設定するものであるから違憲、違法である。

②　家屋について

ア　平成9年度の再建築費評点基準表が、賦課期日である平成9年1月の物価水準ではなく平成7年1月現在の物価水準により算定した工事原価を反映させたにとどまることは法に違反する。

イ　本件家屋の評価額は、物価水準による補正率を東京都における建築物価に基づき一律に1.00として算定されていて、札幌市における建築物価を反映させていないから、適正な時価であり得ず、法に違反する。

ウ　本件家屋の登録価格は、正常な条件の下における取引価格を上回っており、法に違反するばかりか、違憲である。

8　被告の主張

①　土地について

ア　賦課期日から相当の期間をさかのぼった時点における価格を基準に評価することには合理的

な理由があり、法も当然にそのことを予定している。さらに時点修正により平成８年７月１日までの地価の下落は評価に反映されている。平成８年７月１日以降賦課期日までの間に、価格の変動があったとしてもそれは課税事務の物理的制約、限界に伴う誤差であり、違法ではない。

イ　固定資産評価基準は、市町村長に対する法的拘束力を有しており、平成９年度の登録価格は、評価基準に従った適正な時価である。また、平成３年度の評価額を上回るのは、適正な時価の算定方法が変更されたことによる結果に過ぎない。

②　家屋について

ア　再建築費評点基準表を改正し、登録価格の評価替えを実施するために合理的な期間をさかのぼり基準年度の２年前の１月時点の物価水準を基準とすることには必要かつ十分な根拠があり、法も当然に予定しているものであるから違法ではない。

イ　物価水準による補正率は、建築価格等の地域的格差などの諸要因を考慮し自治大臣が全国一律1.00と定めたものであるから、なんら不合理はない。

ウ　法的拘束力がある評価基準において採用されている再建築価額方式は、家屋の評価方法として合理的であって、固定資産の登録価格である適正な時価は、固定資産評価基準によってのみ算定され得るものであるから、評価基準によらない方法で算定することは、現行法の下では相容れない。

９　判決の要旨

①　土地について

ア　価格調査基準日が賦課期日より一年前であることは、評価事務に要する相当な期間をさかのぼった時点を調査基準日としたものであって地方税法が許容する範囲内であるということができる。そして、価格調査基準日における価格を基礎として評価する場合には想定され得る価格下落をあらかじめ折り込んだ上で評価をすることが可能であり、本件土地の評価においては賦課期日の半年前までの現実の地価変動状況が考慮されていることも併せると時点修正を平成８年７月１日までとし、同日以降の地価変動を考慮していないことをもって、本件土地の価格決定を違法ということはできない。

イ　地方税法が固定資産評価基準を自治大臣に定めさせ、市町村長が同基準に従った評価を行うこととしているのは、これによって、大量に存在する固定資産の評価を一定の期間内に適正に行い、各市町村の均衡を確保し、評価にたずさわるものの個人差による評価の不均衡が生ずることを防止しようとしているものと解される。

このような法の趣旨からすれば、評価基準自体が合理性を欠き違法であるというような事情がない限り、評価基準に従って適正に評価された価格は適切な価格とみるべきである。そして、平成９年度の評価基準は、合理性を欠くような事情は認められず適正なものである。

一方、固定資産評価基準による評価が客観的時価を上回る場合には、その限度において登録価格が違法となると解するべきである。

しかし、平成３年度の登録価格は、同年度の評価基準による評価であって適正な時価であるということはできても客観的時価に一致することを示すものではない。したがって、平成９年度の評価基準により評価された平成９年度の登録価格が平成３年度の登録価格を上回るからといって、平成９年度の登録価格が客観的時価を上回ることを認めるに足りる証拠はない。

②　家屋について

ア　固定資産税における家屋の評価方法としては、再建築価額方式が採用され再建築価格を求めるためには、再建築費評点基準表の作成が必要であり、再建築費評点基準表の改正には相当長期の期間が必要である。そうすると、再建築費評点基準表の作成時点を評価事務に要する相当な期間をさかのぼった時点とすることもやむを得ないことであり、このことを地方税法が禁止しているものとは到底解されない。そして、再建築費評点基準表の補正項目が膨大な量であることからすれば、賦課期日の二年前の物価水準により算定された再建築費評点基準表に基づいていることをもって、本件家屋の評価が違法であるとは到底解されない。

イ　物価水準による補正は、家屋の資材費、労務賃等の工事原価の地域格差等を考慮して定められるもので、非木造家屋の建築費は地域的格差の平準化傾向にあり、地域的格差が極めて少ない範囲にとどまっている。自治省から発せられた通達は、このような点を考慮して物価水準による補正率を 1.00 としたと認められ、明らかに不合理であるということはできない。そして、この通達にしたがって札幌市において物価水準による補正率を1.00としたことも明らかに合理性を欠くとまではいえない。

ウ　再建築価額方式は、家屋の価格の構成要素として建築費用を基本的なものとしてとらえる方式であって、その考え方自体が正当であるうえ、評価の方式化も比較的容易であるから合理性があり、法の委任の趣旨に従ったものと認めることができる。

そして、評価基準自体が違法であるというような特段の事情がない限り、評価基準に従って適正に評価が行われている以上、その価格は適切な価格と見るべきである。

一方、固定資産評価基準により算出された評価額が客観的な時価を上回る場合には、その限度において、登録価格が違法となると解するべきである。

しかし、本件家屋の登録価格が正常な条件の下における取引価格を上回っていることを認めるに足りる証拠は存しない。

③　結論

以上によれば、原告らの本件請求は理由がないから、いずれも棄却することとする。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成９年度

判番 4

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 8 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　　旭川地裁・平成 7 年（ワ）第 239 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　旭川市

5　経過

平成 7 年 7 月 11 日	第 1 次賦課決定
平成 7 年 8 月 22 日	損害賠償請求提訴
平成 7 年 9 月 11 日	第 2 次賦課決定

6　争点

①　第 1 次賦課決定及びその後の被告の対応の違法性の有無

②　第 1 次賦課決定及びその後の被告の対応が違法である場合、市長及び担当職員の過失の有無

③　原告の損害の有無

7　原告の主張

第 1 次賦課決定には事実誤認があり、公平、公正な課税業務を怠った違法なものである上、市長及び担当職員は、原告からその旨の指摘及び是正の申入れを受けたにもかかわらずこれを是正しようとせず、第 2 次賦課決定までの間、申入れを無視して第 1 次賦課決定を維持したため、原告は多大の精神的苦痛を被った。

精神的苦痛を慰謝する額としては 10 万円が相当である。

8　被告の主張

第 1 次賦課決定については、原告の説明に基づく調査結果によるものであり、担当職員及び市長に過失はない。そして、第 1 次賦課決定は原告から説明を受けて把握した事実に基づくものであるところ、その後課税の額に不満を抱いた原告から第 1 次賦課決定の取消しを求められ、それについての交渉が行われた結果、第 2 次賦課決定に至ったものであること、第 1 次賦課決定から第 2 次賦課決定まではわずか 2 か月足らずの期間であること、原告は現実に納税しておらず、実質的な損害は発生していないことからすると原告の慰謝料請求は失当である。

9　判決の要旨

①　第 1 次賦課決定には事実誤認があるが、この事実誤認の原因は、原告の誤った説明によるものであり、担当職員は通常行うべき調査を行っており、建主である原告の説明内容を疑うべき特別な事情もないことから、担当職員及び市長に過失はない。

②　第 1 次賦課決定から第 2 次賦課決定までの間の担当職員の対応についてもその態様に照らして違法な対応とはいえない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 5

固定資産評価証明書交付請求拒否処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 6 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　旭川地裁・平成 12 年（行ウ）第 5 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　旭川市長　菅原功一

5　経過

平成 12 年 5 月 10 日	固定資産評価証明書の交付請求拒否
平成 12 年 5 月 11 日	行政不服審査法第 57 条に基づく教示要求
平成 12 年 5 月 22 日	同教示要求に対する回答書送付
平成 12 年 7 月 27 日	固定資産評価証明書交付請求拒否処分取消訴訟提訴

6　争点

①　固定資産評価証明書交付請求拒否は行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」であるか否かその処分性について

②　地方税法における「裁判所に提出する場合の弁護士の評価証明書の交付請求権」の有無

7　原告の主張

①　弁護士による評価証明書の交付請求権は、地方税法上の権利である。評価証明書に記載された情報が開示されたとしても、納税義務者のプライバシーを侵害することにはならないし、地方税法上の権利として評価証明書の交付請求権が認められる以上、地方税法第 22 条の守秘義務は免除されるというべきである。

②　本件交付請求は破産申立てに利用するためになしたものであって、何ら正当な理由もなく拒否した本件処分は違法である。仮に評価証明書の交付請求ができるのが「訴えの提起等」の場合に限られるとしても、「破産の申立て」は「訴えの提起」に該当すると解すことができる。

8　被告の主張

①　評価証明書の交付は、住民の便宜のために各市町村の自治事務として行われているものであり、地方税法は弁護士の評価証明書の交付請求権を認めているわけではない。このことから、評価証明書の発行事務は単なる事実行為であり、証明書交付請求拒否は行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為には該当しない。

②　地方税法は次の点により第三者である弁護士に評価証明書の交付請求権を認めているとは考えられない。

・　固定資産課税台帳は、徴税目的のために作成された資料であり、本来それ以外の用途に利用されるものではない。

・　地方税法第 22 条及び地方公務員法第 34 条により、第三者に評価証明書を交付することは守秘義務に抵触する。

・　固定資産税台帳の縦覧は納税義務者となるべき者又はその代理人等納税義務者本人に準ずる者とされている。

・　地方団体の長に対し地方税に関する事項の証明書の交付を請求できる者は、当該地方税の納税義務者である。

③　評価証明書の発行事務は事実行為にすぎないが、仮に評価証明書の交付請求権が認められるとしても、「訴えの提起等」に使用する場合に限られ（最高裁判所、自治省及び日本弁護士連合会の協議による）、「破産の申立て」を使用目的とする本件交付請求を拒否した行為に裁量の逸脱はなく適法である。

9　判決の要旨

地方税法は次の点に照らすと、「裁判所に提出する場合の弁護士の評価証明書の交付請求権」なるものを認めているとは解しがたい。

したがって、証明書の交付請求拒否による原告の権利又は法律上の地位に変動は生じていないものといえ、行政処分に当たらないことからその取消しを求める原告の訴えは不適法であるからこれを却下する。

・　地方税法上、評価証明書の交付を請求する権利ないし法的地位についての個別の規定は設けられていない。

・　固定資産課税台帳は固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするためのもので、本来第三者に対する開示を予定したものではない。

・　評価証明書を正当な理由なく第三者に交付することは守秘義務に抵触する。

・　固定資産税の縦覧は納税義務者となるべき者又はその代理人等納税義務者本人に準ずる者に限ると解される。

・　地方団体の長に対し、地方税に関する事項の証明書の交付を請求できる者は、当該地方税の納税義務者と解される。

・　破産の申立てでは、評価証明書の提出が不可欠なものとはされていない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 6

苫小牧市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 5 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　札幌地裁・平成 12 年（行ウ）第 28 号

3　原告　[redacted]

4　被告　苫小牧市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年 6 月 15 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 12 年 9 月 13 日　審査委員会による棄却の決定

平成 12 年 12 月　日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　原告に原告適格があるか。

②　決定の根拠を具体的に知りうる程度の評価方法、計算根拠等が示されていない。

7　原告の主張

①　本件審査申出の申出人ではないが、法律上の利害関係を有する、そして現時点において、本件土地家屋の所有者であり、かつ所有権の登記名義人である。さらに、本件売買契約の合意に基づき、固定資産税及び都市計画税を負担している。

②　固定資産評価基準に基づき、適法かつ適正と認定しているが、その具体的な認定の根拠を示してくれなければ、納税者はその適否を判断できない。

8　被告の主張

①　審査申出をすることができるのは、固定資産税の納税者である。

平成 12 年度の審査申出は、賦課期日現在の[redacted]株式会社であり、賦課期日以降に所有権移転を受けた原告はこれに該当しない。

審査委員会の決定に対する不服の行政訴訟についても同様であり、本件訴えを提起する原告適格はない。

②　審査に置いて評価庁から、評価の根拠、評価額の算出計算式、評価基準の抜粋等の資料提出がされており原告にも送付している。

申出人の反論書でも、これに対する計算方法や法の逸脱等の指摘はなく、決定書はこれらを前提に重複を避けたにすぎず、実質的に原告には十分な理由が示されている。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

②　平成 12 年度の固定資産税の納税者は[redacted]であり、本件審査申出をしたのも同社である。したがって、本件決定の取消の訴えを提起することができるのは[redacted]であり、原告は、地方税法 434 条 1 項によって取消の訴えを提起することはできないと言わざるを得ない。

10　公刊の有無　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 7

不動産取得税賦課決定処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 3 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　札幌地裁・平成 7 年（行ウ）第 6 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　北海道札幌中央道税事務所長

5　経過

平成 6 年 8 月 26 日　　北海道知事に審査請求書提出

平成 7 年 2 月 6 日　　北海道知事による棄却の決定

平成 7 年 5 月 5 日　　賦課決定処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　土地の評価にあたって、所有者の具体的な利用目的等の主体的要素を加味すべきか。

②　当該不動産は角地となるか。

③　正面路線の認定は適正であったか。

④　不動産取得税と登録免許税の、課税標準となる価格の評価年次が異なるのは違法か。

⑤　固定資産課税台帳の縦覧期間に取得・評価された本件不動産の評価基準年次と、同時期に取得された台帳に価格登載された不動産の価格の評価年次に違いはあるか。

また、新たに評価された本件不動産の価格について、縦覧期間を設けなかったことは違法か。

7　原告の主張

①　土地に評価にあたっては、当該土地の利用可能性などの個別具体的な事情を考慮すべきである。

②　本件土地は形状は角地であるが、うち一面は実質的な利用度が低く、側方路線影響加算が行われる角地とすべきではないし、かつ、具体的な事情も考慮して評価額を算出すべきである。

③　正面路線は利用価値の高い面を採用し、かつ、側方路線影響加算はすべきではない。仮に角地とする場合も、実質的に利用できない部分を除いた路線価を用いて評価すべきである。

④　H.6･3･3 に登記申請（原因日：H.6･2･24）された本件土地への不動産取得税の課税標準の算定は平成 6 年の登録価格又は評価基準（約 5 千万円）が適用され、登録免許税の課税標準の算定は平成 3 年に定められた登録価格または評価基準（約 3 千万円）が適用される。双方の課税標準額が異なるのは税の公平と行政の統一性を害するものであり、不動産取得税の課税標準を登録免許税の課税標準に合わせるべきである。

⑤　登録価格のある土地が評価替えの年に取引された場合、新価格が登録されるまでは旧価格を基準として登録免許税及び不動産取得税が課税されるのに対し、取引時に登録価格のなかった本件土地の不動産取得税が平成6年度基準で評価されるのは､同時期の取引と比較して不公平である。

また、本件土地価格の縦覧や不服申出の機会が与えられなかったのは、土地権利者としての権利を奪ったものであり、憲法 14 条に違反する。

8　被告の主張

①　本件土地は固定資産台帳価格が登録されておらず、取得時点における評価基準を適用して知事が評価している。本件処分の価格は、不動産の所在する市町村の評価方法に基づき算出した価格を上回っておらず、違法不当な点はない。

なお､土地をどう利用するかは所有者の自由であり､価格決定にあたって考慮する必要はない。

②　側方路線影響加算は、出入りの便のほか、採光、通風等宅地としての有利性の増大を考慮して行うものであり、多少の利用度の低下があっても完全に利用が制限されているわけではないので、本件土地にも適用されるべきである。

③　正面路線は原則的には路線価の高い方の路線であるが、角地の利用状況及び隣接地との均衡を考慮して認定することが適当であり、側方路線影響加算もされる。

④　本件土地への不動産取得税の課税標準の算定は平成 6 年の登録価格又は評価基準が適用され、登録免許税の課税標準の算定は平成 3 年に定められた登録価格または評価基準が適用されることとなる。

⑤　課税台帳に価格が登録されている土地を本件と同時期に取得した場合も、平成 6 年の評価基準によって算出される価格によって不動産取得税が課されるものであり、台帳価格の有無により不公平となることはない。

また、固定資産税の賦課期日における所有者は前所有者であり、本件処分時に原告が課税台帳を縦覧し、不服申出をする権利はなかったのだから、原告の権利は侵害されておらず憲法 14 条違反とはならない。

9　判決の要旨

①　土地価格の算出にあたって本件処分では、市町村で定める評価方法により既に価格の決定している隣接地に比準する方法が用いられている。本件土地の所在する市町村で定める評価方法の合理性は妥当なものと認められるので、この価格が本件処分価格を下回らない限り、本件処分は適法である。

不動産取得税は土地の形状や立地条件等の客観的条件を考慮すべきであって、所有者の取得目的や具体的な利用予定等の主体的な条件は考慮すべきではない。

②　角地として評価するか否かの判断は、出入りの便のほか、採光、通風等宅地としての有利性の増大を考慮して行われるものである。本件土地は客観的にみて角地であり、著しく利用度を低下させる状況も存在しないので、角地として評価することが適切である。

③　正面路線は土地の形状や立地条件等の客観的事情を考慮して認定することが適当である。（この場合は被告の主張する方法となる。）

④　各課税標準額の相違は各法令の違いと平成 6 年に宅地評価方法が変更された結果であり、法令の規定の違いは立法政策上の問題であるし、宅地の評価方法の変更が許されない根拠はない。従って、各課税標準額を統一すべき理由はない。

⑤　不動産取得時に前年度の価格が登録されたままになっているときは、「課税台帳に価格が登録されていない不動産」となり、評価基準によって価格を決定すべきであり、前年の登録価格によることはない。原告の主張はその前提を欠き失当である。

本件処分は課税台帳に登録された価格を基にしたものではなく、不動産取得税の課税処分において固定資産税の課税上要求される手続を経ていないことをもって、その効力を争うことはできないものであり、原告の主張は主張自体失当である。しかも、原告は本件処分について審査請求及び本件訴訟で争う機会を与えられている。

⑥　以上、本件処分は適法と認められるので、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

無し

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成6年度

判番 8

課税処分取消請求事件（平成11年（行ウ）第1号）

1　判決年月日　　平成11年6月24日

2　裁判所名及び事件番号　　札幌地裁・平成11年（行ウ）第1号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　北海道札幌中央道税事務所長

5　経過

平成10年 8月11日　北海道知事に審査請求書提出

平成10年11月11日　北海道知事による棄却の決定

平成11年 2月18日　課税処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　不動産取得税の課税標準となる適正な時価とは、不動産の取得価額となるか。

②　当該不動産の立地条件の社会情勢変化は、地方税法第73条の21第1項但書きの規定に該当するか。

7　原告の主張

①　本件処分の課税標準額は平成10年度の固定資産台帳に登録された価格であるが、この価格は本件建物を取得した時点における適正な時価ではない。適正な時価とは本件売買代金額である3,400万円であると解され、本件における課税標準は地方税法第73条の21第1項但書きにより3,400万円と決定されるべきである。

②　本件建物は、昭和61年に建設地の地域コンセプトに沿ってファッションビルとして建築されたが、その後の社会環境の変化により借り手がつかず空きビルとなっていたものを取得したものである。このような建物の目的及び社会環境の変化を考慮すると、その変化は地方税法第73条の21第1項但書きの「特別の事情」に当たり、本件処分の課税標準については固定資産台帳登録価格によらず、売買代金額によるべきである。

③　以上から、本件処分のうち課税標準額3,400万円を超える部分は違法であり、その取消しを求める。

8　被告の主張

①　不動産取得税の課税標準は不動産取得時の不動産の価格であり、この価格とは適正な時価をいう。固定資産課税台帳に価格が登録されている不動産については、その登録価格が適正な時価であり、当該価格により難い特別の事情がある場合に、例外的に固定資産評価基準により不動産の価格を決定するものである。

②　地方税法第73条の21第1項但書きは、固定資産税の賦課期日後に増築、改築、地目の変換等の特別の事情が生じた結果、固定資産台帳登録価格が適正な時価を示しているといえなくなり、不動産取得税の課税標準とすることが適当でなくなった場合をいうものであるが、本件建物にそのような事実は認められない。

また、この但書きの趣旨は当該不動産に物理的、客観的な事実が生じた場合に再評価の余地が

あることを規定したものであり、原告の主張する社会環境の変化等、主観的認識による変動をもって判断要素とすることは想定されていない。

③　以上のとおり、固定資産台帳価格を課税標準とした本件処分は適法である。

9　判決の要旨

①　地方税法における不動産取得税の課税標準の規定は、「被告の主張①」のとおりである。

②　地方税法第 73 条の 21 第 1 項但書きは、固定資産税の賦課期日後に生じた事情により固定資産課税台帳の登録価格が適正な時価といえなくなり、不動産取得税の課税標準として不適当となる場合についてのものと解すべきである。

しかし、原告の主張する事由は本件建物を取得した当時の固定資産税の賦課期日前に既に生じていたことが明らかであり、その主張は失当である。

その他、本件において但書きの事情を認めるに足る証拠はない。

③　したがって、固定資産台帳価格を課税標準としてなされた本件処分は適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

無し

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 9

小樽市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 5 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　札幌地方裁判所　平成 12 年（行ウ）第 17 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　小樽市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年 5 月 30 日　　審査申出書提出

平成 12 年 7 月 13 日　　審査委員会による棄却決定

平成 12 年 8 月 8 日　　審査決定取消請求事件提訴

6　争点

・固定資産評価基準は、市町村長の税額決定に関して法的拘束力があるのか。

・「適正な時価」については、固定資産評価基準によるのではなく不動産鑑定評価された物件については、鑑定評価を尊重すべき。

7　原告の主張

固定資産税評価基準は、評価にあたり技術的、専門的、経費的な観点及び地方公共団体間の整合性を考慮して、国の援助、協力を定めたものに過ぎず、市町村長の税決定に法的な拘束力を有しない。

仮に評価基準を認めるにしても、極めて詳細で自治体の判断の余地を入れない評価基準は憲法第 92、94 条、地方税法第 3 条に違反する。従って評価基準にはなんら拘束力もなくこれに基づいてなされた建物の評価決定は違法である。

本件建物は、昭和 54 年に建築されたものであり 21 年経過後の平成 12 年の課税標準となる価格を比較すると建築当時のそれを上回っている。これは、評価基準を一律にすべての物件に適用する方式を採用しているからであり算出された価格は適正な時価には当たらない。

8　被告の主張

市町村長が固定資産税評価基準を尊守しなければならないことは、明らかである。また同基準が法的拘束力を有することは争いのないところである。

不動産の評価に当たっては、個々の鑑定評価を基準とする旨主張しているが評価基準尊守の法的義務を課している点を無視している。

原告の訴える「特別事情」がどの法令に基づくものなのか判然としない。この主張は単に固定資産評価基準を非難しているものに過ぎない。

9　判決の要旨

評価基準は、自治大臣が法第 388 条第 1 項に基づき定めた告示であり法第 403 条第 1 項は、市町村長は評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない旨を規定している。このことから評価基準により固定資産の価格を決定することを市町村長に義務付けたとしてもなんら問題ない。

当該固定資産の評価に当たり評価基準を適用することが不合理であるとか、算出された価格が当

該固定資産の適正な時価を上回るといった特段の事情がない限り適正な時価に当たるものとして認められる。

家屋の評価に当たっては、経年減価補正に付き家屋の用途別、構造別に経年減点補正率を定めており当該建物は65年、残価率20%としている。これに対しテナントとして賃貸する家屋には前記の価値が残存する家屋などないとする主張は、固定資産税を収益税と解することを前提としており的確な裏付けを伴っているものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　建物

12　本事件における評価年度　平成12年度

判番 10

伊達市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成10年11月17日

2　裁判所名及び事件番号　札幌地裁・平成9年（行ウ）第26号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　伊達市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9年　4月28日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9年　7月　3日　審査委員会による棄却の決定

平成　9年　9月19日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　当該家屋の固定資産評価額算出方法の適法性

7　原告の主張

①　昭和51年12月建築された当該物件を平成2年9月に競売手続きにより取得。

②　この時の競売評価書（昭和63年3月10日）における鑑定人の評価額12,372千円であるが、伊達市は、平成9年度の市固定資産税の課税標準となる価格として30,083,044円を決定し、固定資産課税台帳に登録した。

③　固定資産税の課税標準の価格30,000千円を超えるとする決定は納得できない。適正な価格としては、競売評価書記載の12,372千円を超えることはできない。

8　被告の主張

①　競売評価書には、鑑定人の評価額の他に、当時の固定資産評価額（35,248,457円）が明示されており、競売評価額（取得費）と固定資産評価額が異なることの認識を有していたものと思われる。

②　地方税法により評価は、固定資産評価基準に基づいて評価しなければならないとされており、家屋については通達により再建築価格を基準として評価するものであり、固定資産税の課税標準額の価格は妥当である。

9　判決の要旨

①　判決結論‥‥被告の本件判決は適法であり、原告の本訴訟請求は、理由がないからこれを棄却する。

②　本件建物の固定資産評価額を固定資産評価基準に基づき算出した価格によることは適法と認められる。

③　競売手続きにおける不動産の価格は、最低競売価格の適正な決定の基礎となるものであるが、その評価は一般市場の取引価格ではなく、不動産競売の社会的・手続的特殊性を十分考慮した正常価格を求めなければならないとされているのであり、競売手続きにおける不動産の評価額をもって、固定資産評価基準に基づいて算出された本件建物の価格が本件建物の適正な時価を上回ると推認することはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊　判例地方自治199号48頁

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成9年度

判番 11

平成 10 年（行コ）審査決定取消請求訴訟事件

1　判決年月日　平成 11 年 6 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　札幌高裁・平成 10 年（行コ）第 21 号
札幌地裁・平成　9 年（行ウ）第 26 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　伊達市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年 11 月 30 日	原告が 1 審判決不服で札幌高裁に控訴
平成 11 年　1 月 29 日	第 1 回口頭弁論
平成 11 年　3 月 24 日	第 2 回口頭弁論
平成 11 年　6 月 16 日	第 2 審判決

6　争点

①　当該家屋の固定資産評価額算出方法の適法性

7　控訴人の主張

①　当該物件は平成 2 年 9 月に競売手続きにより取得したものであるが、平成 9 年 1 月 1 日時点の鑑定評価額に比して、伊達市の平成 9 年度の固定資産税の課税標準となる価格は、明らかに適正な時価をはるかに超えている。

②　本件建物の価格算定に利用されている固定資産評価基準には問題がある。

8　被控訴人の主張

①　競売評価書には、鑑定人の評価額の他に、当時の固定資産評価額（35,248,457 円）が明示されており、競売評価額（取得費）と固定資産評価額が異なることの認識を有していたものと思われる。

②　地方税法により評価は、固定資産評価基準に基づいて評価しなければならないとされており、家屋については通達により再建築価格を基準として評価するものであり、固定資産税の課税標準額の価格は妥当である。

9　判決の要旨

①　判決結論‥‥原判決を取り消す。本件建物の平成 9 年度固定資産税課税台帳登録価格について平成 9 年 7 月 3 日付けでした控訴人の審査申出を棄却する旨の決定を取り消す。

②　控訴人が提出した不動産鑑定評価書には、評価の前提となる事実の確定に問題もなく計算過程等にも誤算があるとは窺えない上格別の反証もないことから、この価格を「適正な時価」と認定することが相当であり、伊達市長が定めた価格は「適正な時価」を超えるものであるから違法のそしりを免れない。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 199 号 48 頁

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 12

固定資産評価額決定取消事件

1　判決年月日　昭和 58 年 6 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　青森地裁・昭和 57 年（行ウ）第 3 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　八戸市

5　経過

昭和 57 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 57 年　5 月 27 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 57 年　8 月 28 日	固定資産評価額決定取消事件提訴

6　争点

①　本件訴えは、適法なものであるか。

②　私道に付設された路線価をもとに土地の評価額の算定をすることは、違法であるか。

③　本件家屋の評価方法は、適正であったか。

④　固定資産の実地調査を経ずに固定資産の評価をすることは、違法であるか。

7　原告の主張

①　私道に付設された路線価に基づいて算定された本件各土地の評価額の決定は違法である。

②　本件家屋の評価額は災害等により受けた損耗の程度に応じた減価をしていない。

③　地方税法により義務付けられた固定資産の実地調査を経ずに評価をすることは違法である。

④　地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会の決定に不服がある場合には、その取消の訴えを提起することができるとしているに過ぎず、固定資産評価審査委員会を相手方にしなければならないとするものではない。また、これが認められないのであれば、請求の趣旨を「被告が原告に対して行った固定資産税に関する決定は、これを取り消す。」に変更する。

8　被告の主張

①　地方税法は、固定資産の納税義務者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消の訴えを提起することができるとしているが、その訴訟の相手方たる被告は当然に固定資産評価審査委員会であって、市を被告とする本件訴えは却下されるべきである。

②　本件物件の評価額は、すべて適法に評価されたものである。

9　判決の要旨

①　固定資産課税台帳に登録された事項について不服のある固定資産の納税者が訴えを提起し、固定資産の価格（評価額）の適法性を争う場合には、法定期間内に固定資産評価審査委員会に審の申出をしたうえ、その申出に対して同委員会がなした決定の取消を求めるという方法によらなければならないのに、本件訴えは、市を被告として市長がなした固定資産の価格決定自体の取消を求めるものであるから、不適法であるといわなければならない。なお、本件土地については、同委員会への地方税法所定の審査の申出さえもなされていないので、本件土地についての本件訴えは、不適法であるといわざるをえない。

②　よって、本件訴えは不適法であるからこれを却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

判番 13

固定資産評価額決定取消事件

1　判決年月日　昭和 59 年 4 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　仙台高裁・昭和 58 年（行コ）第 10 号
青森地裁・昭和 57 年（行ウ）第　3 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　八戸市

5　経過

昭和 57 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 57 年　5 月 27 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 57 年　8 月 28 日	固定資産評価額決定取消事件提訴
昭和 58 年　6 月 28 日	固定資産評価額決定取消事件判決（被告勝訴）
昭和 58 年　7 月　9 日	固定資産評価額決定取消事件控訴

6　争点

①　固定資産課税台帳に登録された事項について不服のある固定資産の納税者が訴えを提起し、固定資産の価格（評価額）の適法性を争う場合の争訟方法は、地方税法上限定されているか。

7　控訴人の主張

①　固定資産の価格（評価額）の適法性を争う場合の争訟方法は、地方税法上限定されているとしたが、地方税法の規定は、公道に付設された路線価により算定された評価額について争う場合のものであって本件訴えには適用がなく、原判決は、法解釈を完全に誤ったものである。

8　被控訴人の主張

①　原判決は、すべて適法かつ妥当であって、控訴人の非難は全く当たらない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

判番 14

固定資産評価額決定取消事件

1　判決年月日　昭和 60 年 6 月 4 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・昭和 59 年（行ツ）第 275 号
青森地裁・昭和 57 年（行ウ）第　3 号
仙台高裁・昭和 58 年（行コ）第 10 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　八戸市

5　経過

昭和 57 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 57 年　5 月 27 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 57 年　8 月 28 日	固定資産評価額決定取消事件提訴
昭和 58 年　6 月 28 日	固定資産評価額決定取消事件判決（被告勝訴）
昭和 58 年　7 月　9 日	固定資産評価額決定取消事件控訴
昭和 59 年　4 月 25 日	固定資産評価額決定取消事件判決（被控訴人勝訴）
昭和 59 年　5 月 12 日	固定資産評価額決定取消事件上告

6　争点

①　原審判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違背があるか。

7　上告人の上告理由

①　被上告人は私有地の宅地に対し憲法の規定に基づく補償をせずに路線価を付設したが、地方税法にはこのような土地に路線価を付設する権限及び評価額の決定権を被上告人に与える根拠規定はない。それにもかかわらず、その明記されていない根拠規定を適用した原判決は、明らかに違法である。

②　評価額不服の申出及び取消を求める提訴に関する地方税法の規定は「公道」に付設された路線価により算定された評価額についてのものであって、「私道」に付設された路線価により算定されたものについては適用されるものではなく、地方税法の規定を適用し、訴えを却下した原判決は地方税法違反である。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。

よって、本件上告を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

判番 15

固定資産評価額決定取消変更請求事件

1　判決年月日　平成 2 年 3 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　青森地裁・昭和 63 年（行ウ）第 1 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　八戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 63 年　4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 63 年　5 月 23 日　審査委員会による棄却の決定

昭和 63 年　8 月 11 日　固定資産評価額決定取消変更請求事件提訴

6　争点

①　私道に付設された路線価をもとに土地の評価額の算定をすることは違法であるか。また、本件路線価が付設された道路は、市道として認定されたものであるか。

②　画地の認定は、適正であったか。

③　袋地補正率の適用は、適正であったか。

④　本件家屋の評価方法は、適正であったか。

7　原告の主張

①　本件路線価が付設された道路は、市道認定を受けていない私道であり、私道に付設された路線価に基づいて算定された本件各土地の評価額の決定は違法である。

②　本件 3 筆の土地は、一筆ごとに一画地として認定すべきものである。

③　仮に本件各土地が一画地として認定できるとしても、適用された袋地補正率が適正でない。

④　本件家屋の評価額は災害等により受けた損耗の程度に応じた減価をしておらず、また、昭和 50 年度以降、評価額が据え置かれたままであり、年数を経るに応じて通常伴う減価を考慮していない。

8　被告の主張

①　被告が私道であるとする道路は、市道路線の認定がなされている市道である。

②　本件 3 筆の土地は、一体をなして本件建物のために利用されていることから、評価基準の規定により一画地と認定したものである。

③　袋地補正率は、評価基準に基づいて市が定めた土地評価事務要領を適用したものである。

④　②及び③のとおり、本件土地の評価額は、評価基準に従って算出された適正なものである。

⑤　本件土地の評価額は、評価基準に従って算出された適正なものである。また、家屋の評価額の据置は地方税法に規定されている。

9　判決の要旨

①　本件各土地に隣接する道路は、市道路線と認定されたことが認められるから、原告の主張には理由がない。

②　本件各土地は、その形状及び利用状況からみて一体をなしているものと認められるから、本件各土地を一画地として認定して評価したことに違法はない。

③　袋地補正率は、評価基準附表を修正ないし補正して市が作成した土地評価事務要領の袋地補正率表によるものであり、評価基準に従った適正な評価といって妨げない。

④　本件家屋の損耗の程度や本件家屋の経年減点補正率等を考慮すれば、経年による損耗の状況による減点補正率を求めることが適当でないとして災害等による損耗の状況による減点補正率を認める必要のある場合には該当しないというべきである。また、本件家屋の評価額が据え置かれたままであることは、再建築価格を基準とする評価方法を採用している以上やむをえない結果であって、これを不合理であるとまでいうことはできない。

⑤　よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 16

固定資産評価額決定取消変更請求控訴事件

1　判決年月日　平成 5 年 2 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　仙台高裁・平成　2 年（行コ）第 5 号
青森地裁・昭和 63 年（行ウ）第 1 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　八戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 63 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 63 年 5 月 23 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 63 年 8 月 11 日	固定資産評価額決定取消変更請求事件提訴
平成　2 年 3 月 20 日	固定資産評価額決定取消変更請求事件判決（被告勝訴）
平成　2 年 4 月　3 日	固定資産評価額決定取消変更請求事件控訴

6　争点

①から④までは、第 1 審に同じ。

⑤　固定資産の実地調査が行われなかったことは、違法であるか。

⑥　再建築価格を基準とする評価方法は、適正な時価の算定方法と言えるか。

7　控訴人の主張

①から⑤までは、第 1 審に同じ。

⑥　地方税法により義務付けられた固定資産の実地調査がなされていないのは違法である。

⑦　地方税法は、適正な時価に基づく課税を定めているが、再建築価格を基準とする評価方法はこの規定に違反する方法である。

8　被控訴人の主張

①から④までは、第 1 審に同じ。

⑤　固定資産の実地調査に係る地方税法の規定は、訓示規定であると解される。

⑥　固定資産の評価にあたって求める適正な時価とは、具体的には、家屋では再建築価額を基準として評価するものとされている。

9　判決の要旨

①から④までは、第 1 審に同じ。

⑤　固定資産の実地調査に関する地方税法の規定が訓示規定であると解するのは相当でなく、実地調査がなされたことを認めるに足りる証拠はないが、不服審査の過程において調査が行われたことが認められることや、本件各土地等の実情に則した適正な評価がなされていることを考慮すると、評価の前に実地調査が行われなかった瑕疵があるとしても、それは評価の内容に影響を及ぼすものでなく、本件評価を違法として取り消すべき事由になるものではない。

⑥　よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地及び家屋

判番 17

固定資産評価額決定取消変更請求上告事件

1　判決年月日　平成 5 年 12 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 5 年（行ツ）第 79 号
青森地裁・昭和 63 年（行ウ）第 1 号
仙台高裁・平成　2 年（行コ）第 5 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　八戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 63 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 63 年　5 月 23 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 63 年　8 月 11 日	固定資産評価額決定取消変更請求事件提訴
平成　2 年　3 月 20 日	固定資産評価額決定取消変更請求事件判決（被告勝訴）
平成　2 年　4 月　3 日	固定資産評価額決定取消変更請求事件控訴
平成　5 年　2 月 25 日	固定資産評価額決定取消変更請求事件判決（被控訴人勝訴）
平成　5 年　3 月 10 日	固定資産評価額決定取消変更請求事件上告

6　争点

①　原審判決には、理由不備の違法があるか。

②　原審判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違背があるか。

7　上告人の上告理由

①　原審は「奥行長大な画地」としての評点補正も行われなければならないとした上告人の主張についての判断をしていないので、理由不備の違法がある。

②　地方税法は、適正な時価に基づく課税を定めているが、適正な時価とは「適正な交換価値、すなわち独立当事者間の自由な取引において成立すべき価格」をいうのであって、再建築価格を基準とする評価方法はこの規定に違反する方法である。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

原審の判断は正当として是認することができ、原判決に上告人の主張する違法はない。

よって、本件上告を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 18

盛岡市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 3 日

2　裁判所及び事件番号　盛岡地裁・平成 10 年（行ウ）第 8 号

3　原告　[redacted]

4　被告　盛岡市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　3 名が審査委員会へ審査申出書提出

同年　4 月 30 日　2 名が審査委員会へ審査申出書提出

＊　審査申出した 5 名は知り合いで、審査申出の内容もほぼ同じものであった。

平成 10 年　8 月　5 日　5 名とも審査委員会による棄却の決定

平成 10 年 11 月　2 日　5 名が審査決定取消訴訟提訴

6　争点　原告ら及び被告の主張のとおり

7　原告らの主張（5 名とも同じ主張）

①　適正な時価についての鑑定評価及び売買実例価格等に対する疑問に答えることなく、又鑑定評価をした不動産鑑定士の参考人尋問申請を、その必要を認めず却下する等、地方税法第 433 条に反する違法である。

②　本件決定額は、平成 9 年度の固定資産税の賦課期日である平成 9 年 1 月 1 日時点の原告らの各持分の適正な時価とする根拠を示すことなく一方的に行政庁の主張を取り入れたものであり違法である。

8　被告の主張

①　被告は、原告らに対して開示された鑑定評価書について評価庁に説明を求めるなどするとともに、本件評価の具体的な計算根拠や過程を評価庁をして、口頭審理の内外を通じて明らかにしたもので、よって不動産鑑定士など関係者の出席及び証言を求めなかったものであり、本件審査決定について、地方税法第 433 条に規定する審査の手続きに違法な点は存しない。

②　被告は、賦課期日である平成 9 年 1 月 1 日時点の原告らの各持分の適正な時価とする根拠については、各審査決定書で述べたとおり、行政実例（平成 6 年 6 月 24 日自治固第 48 号自治省税務局固定資産税課長回答）を支持し、判断したものであり、何ら違法な点は存しない。

9　判決の要旨

主文　一　原告らの請求は棄却する。

二　訴訟費用は原告らの負担とする。

＊　被告の主張が全面的に認められたものである。

10　公刊の有無及び判例評釈　無し。

11　固定資産の区分　5 名とも土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 19

固定資産税審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 10 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　仙台地裁・平成 6 年（行ウ）第 23 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

（訴訟代理人）　[redacted]

4　被告　仙台市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出（事案 7 件）

平成　6 年　8 月 26 日　事案 1 件について棄却決定（同年 9 月 3 日送達）

平成　6 年　9 月 19 日　事案 6 件について棄却決定（同年 9 月 30 日送達）

平成　6 年 12 月　1 日　棄却事案 7 件について、棄却決定取消訴訟提起

6　争点

①　固定資産税を収益税ととらえるべきではないか。また、これを考慮せず決定を行ったことは不公正ではないか。

②　地方税法第 388 条は「適正な時価」について、具体的な指針を与えておらず、白地的に委任を行っている。租税法律主義の観点から固定資産税評価基準は憲法違反であるかどうか。

③　通達によって基準日を前にずらすこと、評価額を一方的に引き上げることは、地方税法に違反し、租税法律主義に反するかどうか。

④　評価時期のずれによって、地価公示価格を上回る逆転現象か生じているのは、地方税法に反するかどうか。

7　原告の主張

①　固定資産税は、収益税であるにもかかわらず、収益可能性を考慮せず、決定を行ったことは不公正である。

②　固定資産税の非課税規定は収益性を否定するものを列挙しており、それは生存権を保障するために必要かつ有益なものであることを意味しており、このことからも固定資産税は実質収益税である。

③　しかしながら、固定資産評価基準は、土地の評価にあたって、売買実例価額を基礎としており、このことは地方税法、憲法に違反している

④　地方税法第 388 条は、「適正な時価」について具体的な指針を与えておらず、包括的、白地的な委任を行っていることから、租税法律主義の観点から、地方税法第 388 条及びこれに基づく固定資産評価基準は憲法違反である。

⑤　法律によって規定されている基準日を通達によって前にずらすことは許されず、通達による価格の算定は、地方税法に違反している。

⑥　固定資産税算定の基礎となる評価額を通達によって一方的に引き上げることは租税法律主義に反する。

⑦　地価が下落しているにもかかわらず、評価時期のずれのため、通達の示している公示価格の 7 割どころか上回る逆転現象が生じている。

8　被告の主張

①　固定資産税は、固定資産の価格を課税標準として課せられる財産税の性質を有するものである。

②　課税標準としていかなる評価方法を採用するかは立法政策の問題であり、原告の主張する生存権的財産権と非生存的財産権との区別は立法政策上の理念に過ぎず、また住宅用地については立法上軽減措置が講じられている。

③　課税上基本的重要事項は法律の形式で定め、細目的、技術的事項を命令に委ねることは、憲法の許容するところであり、固定資産評価基準は、細目的、技術的見地から全国統一基準を定めているに過ぎず、地方税法に反しない。

④　固定資産評価基準が売買実例価額を評価の基礎としていることは、法の趣旨に合致するものである。

⑤　土地の評価を行うには、種々の調査及びそれらを総合的に勘案する必要性、さらには全国規模での調整作業が必要であり、評価事務を行うために必要な期間を遡った時点における時価の基礎として賦課期日における価格を評価することは、地方税法上予定されているところである。

⑥　評価額が通達によって決定されたとしても、通達の内容は法の正しい解釈に合致するものであり、評価額は法の根拠に基づく適法なものである。

⑦　固定資産税における宅地の評価は、地価公示価格の 7 割を目途とし、評価の均衡化、適正化を図ることによって、公的土地評価相互の均衡と適正を図られるとともに、固定資産評価基準に基づいて決定された評価額が、地価下落により地価公示価格を上回ったとしても、地方税法により、その価格の適法性は何ら影響を受けるものではない。

9　判決の要旨

①　現行地方税法は、固定資産税は、固定資産の所有という事実自体に担税力を認め、所有の事実自体に着目する財産税と解するのが相当であり、利用形態にかかわらず、所有者を納税義務者とし、適正な時価を課税標準としていることから、現実的な収益を予定していると解することは困難である。

②　生存権的土地所有と非生存権的土地所有との間での評価の仕方について区別していないことについて、著しく不合理でない限り、合理性は否定できず、憲法違反ではない。

③　課税標準の基本事項については、地方税法自体が法定していることを前提に、具体的、技術的な細目について、固定資産評価基準に委任したものであり、課税要件について法律で包括的、白地的に委任しているものではない。

④　調査基準日評価法を採用することは地方税法上当然に予定されているところであり、通常考えられている以上に、地価が下落し、地方税法が予定していると考えられる範囲を超過したと評価されるような特別な場合は別とし、そうでない限りは地方税法に違反しているとはいえない。

⑤　法律の範囲内で、通達によって具体的な細目を決定することは、租税法律主義に反するものではなと解される。

⑥　公示価格の 7 割は、全国的な調査及び客観的な資料に基づいて決定されたものであり、不合理ではない。

⑦　平成 6 年度評価額が公示価格を上回る逆転現象が起きていたとしても、その程度が著しい場合を除き、単に逆転現象が発生したとしても地方税法に反しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 6 年度

判番 20

課税処分取消等請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 3 月 23 日判決

2　裁判所名及び事件番号　　仙台地裁・平成 6 年（行ウ）第 21 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　仙台市固定資産評価審査委員会

仙台市

5　経過

平成　6 年　4 月 14 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年 12 月 26 日　　棄却決定（配達証明　平成 6 年 12 月 31 日）

平成　7 年　2 月　3 日　　棄却決定取消訴訟提訴

6　争点

①　本件土地を区分し評価していたが、そのうちの一つを地目を変更して評価したのは違法かどうか。

②　本件土地内の通路部分が「公共の用に供する道路」に該当し非課税とできるかどうか。

③　本件土地を区分したうちの 1 つは、隣地を所有する法人が登記簿上の登録地に存在しないことから、開発行為許可が必要であるものの同意をえられず開発できない土地であるが、宅地に比準して評価したのは違法であるかどうか

④　上記③について、造成費相当額を控除しないのは違法かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　評価庁は本件 1 筆の土地を宅地部分（本件土地 1）とそれ以外の部分（本件土地 2）に分けて評価していたところ、従来は山林として評価してきた本件土地 2 について、現況に何らの変化もないにもかかわらず雑種地に地目変更したことは違法である。

②　本件土地 2 内の通路部分は、一般の利用に開放され、不特定多数の利用を予定しているから、地方税法第 348 条第 2 項第 5 号に規定する「公共の用に供する道路」として非課税とすべきである。

③　本件土地 2 は 1000 ㎡を超える土地であるため、宅地として開発するためには開発行為許可が必要であるが、仙台市は許可のためには本件土地 2 の北側に存する大西拓殖の同意が必要であるとする。しかし、登記簿上の登録地に同法人は存在せず、他にその所在を調査することもできないから、同意書を入手することは困難であり、実質上開発の不可能な土地であるのに、評価庁がこの土地を宅地並みの評価にしたことは違法である。

④　評価庁は、開発申請及び宅地造成に多大な費用がかかることを無視して、雑種地である本件土地 2 を宅地転用する際に必要となる造成費相当額の控除をおこなわず、また、被告委員会もこれを是認した違法がある。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　評価庁は、本件 1 筆の土地のうち居住用の家屋の敷地の用に供されている本件土地 1 を区分して宅地として評価し、本件土地 2 については、様々な用途に供されているところを、その現況に基づいて一体として雑種地として評価し、全体に占める崖地部分の割合によって評価上の補正を加えており、このような地目認定に違法はない。なお、傾斜地部分についても、樹木の飼育する部分は比較的僅少にとどまること等から、全体的には「山林」と認定することはできず、また、他の地目にも該当しないことから、雑種地として評価するのが相当である。

②　課税対象とならない「公共の用に供する道路」とは、道路であって、「何ら制約を設けない開放性」及び「不特定多数人が利用する状況」の二つの認定条件を満たすべきと考えられるが、原告が通路とする部分は現況において公共の用に供する道路にはなっていない。通路部分 1 及び 2 はどちらも行き止まりの通路であり、専ら当該通路に接する土地所有者及び関係者が通行するに過ぎず、広く不特定多数人が利用する状況にはなく、通路部分 3 は人が上がるも困難を伴う急勾配の斜面上にあり、現在通行利用するものがほとんどない状態である。

③　本件土地 2 の評価にあたっては、付近に適切な売買実例がないことから、評価基準に基づき付近の宅地より比準したものである。ところで、このような評価方法は短期間に膨大な数の土地を評価せざるを得ない現行制度において是認されるべきであり、このような制度の下で都市計画法上の開発許可の取得の難易度のように極めて専門的で、許可申請者の具体的計画によらなければ判断できない条件を斟酌することは、全く予定されていない。

④　本件土地 2 のうち、傾斜地部分以外の部分については、そのほとんどが簡易舗装されて現に通路の用に供されている土地、あるいは既に整地され宅地に転用するのに特に新たな造成を必要としない土地であると認められる。また、傾斜地部分については、本件評価決定は崖地補正による減価を考慮済みであり、同部分について更に造成費用を控除することは、同部分が存在することによる評価の減額を二重に行うことになり相当ではない。

9　判決の要旨

①　本件 1 筆の土地の現況及び利用状況は多岐にわたっているが、そのうち本件土地 1 は居住用建物の敷地として利用されていることが明らかで地積の特定が可能であり、宅地としての効用を果たすのに十分な規模を有していて、その余の部分（本件土地 2）とは明らかに利用状況を異にしていると認められる。そのため、本件土地 1 の地目を宅地として認定し、本件土地 2 と区分して評価したことは相当である。そのため、本件土地 1 の地目を宅地をして認定し、本件土地 2 と区分して評価したことは相当である。また、本件土地 2 は他の地目のいずれにもあたらないことから雑種地に該当するというべきである。そして、本件土地 2 は、宅地化が進んだ市街地に位置し、平地部分や駐車場部分など、雑種地ではあるが、概ね整地された個所がその中に少なからず存するところ、本件評価決定の当時において、これと類似する適切な雑種地の売買実例があったことは窺がわれないから、少なくともこれらの部分については、雑種地ではあっても、付近の宅地の価額に比準してその価額を定める方法によることが合理的である。傾斜地部分のうち、雑木が相当程度に育成している個所についても、おおよそ 100 ㎡程度にどどまり、その余の傾斜地部分と明確な区分もなく、仮にこの個所だけを区分して山林と認定したとしても、その価額は雑種地と

認定した場合と同様、付近の宅地の価額に比準してもとめるのが相当であるから、あえてそのような方法で評価をする実益にも乏しいと考えられる。

② 通路部分 3 については、そもそも道路としての外形を有しているといえるか疑問である上、原告自身が現在ほとんど通行者がないことを自認しているのであるから、「公共の用に供する道路」にあたらないことが明らかである。また、通路部分 1 及び 2 については、いずれも行き止まりとなっていて、これに接して居宅を有している特定のものの通行に供されているにとどまり、広く不特定多数人が利用する状況にあるとは言えないから、「公共の用に供する道路」にあたるとは言えない。

③ 本件土地 2 の現況地目は雑種地と認定されるが、宅地化の進んだ市街地に位置することや、有料駐車場部分、平地部分及び通路部分 1 及び 2 については相当程度に整地されており、宅地に類似する状況にあると窺がえることに照らすと、付近の宅地の価額に比準してその価額を算定すべく、本件土地 2 のうち傾斜地部分については、評価庁はいわゆる崖地補正を加えるという形で宅地化の可能性について考慮するのが適当であるところ、評価庁もこのような考え方に基づき本件評価を行っており、違法はない。原告は、本件土地は、開発行為許可を受けられる見込みがなく、宅地化は事実上不可能であるから、本件土地を宅地並みに評価したことは違法であるとする。しかしながら、傾斜地部分については崖地補正によって宅地化の困難性は既に評価されており、固定資産の評価が大量の土地を画一的な基準によって限られた期間内に評価しなければならないという課税技術上の制約の中で行われていることに鑑みると、上記補正に加えて、さらに都市計画上の開発行為許可の可能性といった個別的、専門的に事情を斟酌することは予定されておらず、相当でもない。

④ 本件土地 2 のうち、通路部分 1 及び 2 は簡易舗装等がなされており、有料駐車場部分及び平地部分は整地されていて、これらの土地について宅地に転用するのに特に新たな造成は必要としない状態であると認定しても不当とはいえない。また、傾斜地部分については、評価庁は、これを造成して宅地に転用することが困難であると判断して崖地補正を行っており、それにも関われず宅地化を前提とした場合に問題となる造成費相当額を控除することは、上判断と矛盾し、傾斜地の存在による減価を二重に行うこととなって相当でない。してみれば、本件土地 2 について、相当額の造成費を要する部分はないものとして、造成費相当額の控除をしなかった評価庁の判断に違法はないというべきである。

10 公刊の有無及び判例解釈

未公刊

11 固定資産の区分

土地（単独）

12 本事件における評価年度

平成 6 年度

田沢湖町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 5 年 4 月 23 日

2 裁判所名及び事件番号　秋田地裁・平成 3 年（行ウ）第 2 号

3 原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人）　田沢湖町固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 3 年 4 月 30 日付け	審査委員会へ審査申出書提出
平成 3 年 5 月 22 日	審査委員会による棄却の決定
平成 3 年 8 月 23 日	審査決定取消訴訟提訴（秋田地裁）
平成 5 年 4 月 23 日	棄却判決
平成 5 年 6 月 29 日	審査決定取消訴訟控訴（仙台高裁）
平成 5 年 9 月 29 日	棄却判決
平成 5 年 11 月 30 日	審査決定取消訴訟上告（最高裁）
平成 6 年 6 月 21 日	棄却判決
平成 6 年 7 月 15 日	再審請求（仙台高裁）
平成 6 年 8 月 31 日	再審却下判決

6 争点

① 昭和 50 年自治省告示第 252 号による改正後の評価基準により算定した再建築費評点数に更に同告示に基づく評点補正率を乗じて得た評価の違法性。

② 第二年次において部分別評価により算定した再建築費評点数をそのまま評価に用いたことの違法性。

③ 昭和 52 年度の家屋の再建築費評点数に、その後の標準建物の再建築費評点数の上昇率を連乗する方法により算出された評価の違法性。

④ 審査申出に基づき行われた口頭審理の際、原告の主張が充分に聴取されないまま決定がなされたこと。

7 原告（控訴人、上告人）の主張

① 固定資産税課税台帳に登載された家屋の価格は固定資産評価基準に違背するものである。

8 被告（被控訴人、被上告人）の主張

① 固定資産評価基準に基づき評価を行っており適正に処理している。

9 判決の要旨

① 昭和 52 年度の本件家屋の評価の方法を違法とするものであるが、昭和 50 年自治省告示 第 252 号により評価基準の一部改正においては、部分別評価点数の改正が行われていない。

また、同時にこの改正においては、昭和 51 年度から 53 年度までの家屋評価に限り、評価基準第二章第 2 節一及び第 3 節一の摘要に当たっては、再建築費評点数に自治大臣が別に指示する補正率を乗じて得た評点数をもって当該家屋の再建築費評点数とみなすことが定められている。

② 第二年度において新たに課税する建物について、部分別評価により算定した再建築費評点数をそのままに当該家屋の評価に用いることは、地方税法第 349 条第 4 項に違反するというものであるが、しかしながら、この規定の趣旨は、基準年度に課税対象となる建物が存在したのであるならば、当該家屋についてなされたであろう評価を第二年度、第三年度の課税標準とするというものと解するのが相当であり、それを課税標準とすることは地方税法第 349 条第 4 項に違反しないというべきである。

③ 昭和 52 年度以降平成 3 年度までの各基準年度において、本件家屋の評価について適用した総合比準方式自体の違法性を主張するものであるが、この方法は標準家屋の再建築費評点数の上昇率を比準家屋の再建築費評点数に反映させるものであり、適正な課税標準を把握する総合比準評価における比準方法として合理性を有するものと認められる。

④ 以上のことから本件家屋の固定資産の評価に違法の点はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　　家屋（単独）

12 本件における評価年度　　平成 3 年度

田沢湖町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　　平成 5 年 9 月 29 日

2 裁判所名及び事件番号　　仙台高裁・平成 5 年（行コ）第 2 号

3 原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　　[redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人）　　田沢湖町固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 3 年 4 月 30 日付け審査委員会へ審査申出書提出

平成 3 年 5 月 22 日　審査委員会による棄却の決定

平成 3 年 8 月 23 日　審査決定取消訴訟提訴（秋田地裁）

平成 5 年 4 月 23 日　棄却判決

平成 5 年 6 月 29 日　審査決定取消訴訟控訴（仙台高裁）

平成 5 年 9 月 29 日　棄却判決

平成 5 年 11 月 30 日　審査決定取消訴訟上告（最高裁）

平成 6 年 6 月 21 日　棄却判決

平成 6 年 7 月 15 日　再審請求（仙台高裁）

平成 6 年 8 月 31 日　再審却下判決

6 争点

① 昭和 50 年自治省告示第 252 号による改正後の評価基準により算定した再建築費評点数に更に同告示に基づく評点補正率を乗じて得た評価の違法性。

② 第二年次において部分別評価により算定した再建築費評点数をそのまま評価に用いたことの違法性。

③ 昭和 52 年度の家屋の再建築費評点数に、その後の標準建物の再建築費評点数の上昇率を連乗する方法により算出された評価の違法性。

④ 審査申出に基づき行われた口頭審理の際、原告の主張が充分に聴取されないまま決定がなされたこと。

7 原告（控訴人、上告人）の主張

① 固定資産税課税台帳に登載された家屋の価格は固定資産評価基準に違背するものである。

8 被告（被控訴人、被上告人）の主張

① 固定資産評価基準に基づき評価を行っており適正に処理している。

9 判決の要旨

① 昭和 52 年度の本件家屋の評価の方法を違法とするものであるが、昭和 50 年自治省告示第 252 号により評価基準の一部改正においては、部分別評価点数の改正が行われていない。

また、同時にこの改正においては、昭和 51 年度から 53 年度までの家屋評価に限り、評価基準第二章第 2 節一及び第 3 節一の摘要に当たっては、再建築費評点数に自治大臣が別に指示する補正率を乗じて得た評点数をもって当該家屋の再建築費評点数とみなすことが定められている。

② 第二年度において新たに課税する建物について、部分別評価により算定した再建築費評点数をそのままに当該家屋の評価に用いることは、地方税法第 349 条第 4 項に違反するというものであるが、しかしながら、この規定の趣旨は、基準年度に課税対象となる建物が存在したのであるならば、当該家屋についてなされたであろう評価を第二年度、第三年度の課税標準とするというものと解するのが相当であり、それを課税標準とすることは地方税法第 349 条第 4 項に違反しないというべきである。

③ 昭和 52 年度以降平成 3 年度までの各基準年度において、本件家屋の評価について適用した総合比準方式自体の違法性を主張するものであるが、この方法は標準家屋の再建築費評点数の上昇率を比準家屋の再建築費評点数に反映させるものであり、適正な課税標準を把握する総合比準評価における比準方法として合理性を有するものと認められる。

④ 以上のことから本件家屋の固定資産の評価に違法の点はない。

10 公刊の有無及び判例評釈 なし

11 固定資産の区分 家屋（単独）

12 本件における評価年度 平成 3 年度

田沢湖町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日 平成 6 年 6 月 21 日

2 裁判所名及び事件番号 最高裁・平成 5 年（行ツ）第 192 号

3 原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人 [redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人） 田沢湖町固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 3 年 4 月 30 日付け審査委員会へ審査申出書提出

平成 3 年 5 月 22 日 審査委員会による棄却の決定

平成 3 年 8 月 23 日 審査決定取消訴訟提訴（秋田地裁）

平成 5 年 4 月 23 日 棄却判決

平成 5 年 6 月 29 日 審査決定取消訴訟控訴（仙台高裁）

平成 5 年 9 月 29 日 棄却判決

平成 5 年 11 月 30 日 審査決定取消訴訟上告（最高裁）

平成 6 年 6 月 21 日 棄却判決

平成 6 年 7 月 15 日 再審請求（仙台高裁）

平成 6 年 8 月 31 日 再審却下判決

6 争点

① 昭和 50 年自治省告示第 252 号による改正後の評価基準により算定した再建築費評点数に更に同告示に基づく評点補正率を乗じて得た評価の違法性。

② 第二年次において部分別評価により算定した再建築費評点数をそのまま評価に用いたことの違法性。

③ 昭和 52 年度の家屋の再建築費評点数に、その後の標準建物の再建築費評点数の上昇率を連乗する方法により算出された評価の違法性。

④ 審査申出に基づき行われた口頭審理の際、原告の主張が充分に聴取されないまま決定がなされたこと。

7 原告（控訴人、上告人）の主張

① 固定資産税課税台帳に登載された家屋の価格は固定資産評価基準に違背するものである。

8 被告（被控訴人、被上告人）の主張

① 固定資産評価基準に基づき評価を行っており適正に処理している。

9 判決の要旨

① 昭和 52 年度の本件家屋の評価の方法を違法とするものであるが、昭和 50 年自治省告示第 252 号により評価基準の一部改正においては、部分別評価点数の改正が行われていない。

また、同時にこの改正においては、昭和 51 年度から 53 年度までの家屋評価に限り、評価基準第二章第 2 節一及び第 3 節一の摘要に当たっては、再建築費評点数に自治大臣が別に指示する補正率を乗じて得た評点数をもって当該家屋の再建築費評点数とみなすことが定められている。

② 第二年度において新たに課税する建物について、部分別評価により算定した再建築費評点数をそのままに当該家屋の評価に用いることは、地方税法第 349 条第 4 項に違反するというものであるが、しかしながら、この規定の趣旨は、基準年度に課税対象となる建物が存在したのであるならば、当該家屋についてなされたであろう評価を第二年度、第三年度の課税標準とするというものと解するのが相当であり、それを課税標準とすることは地方税法第 349 条第 4 項に違反しないというべきである。

③ 昭和 52 年度以降平成 3 年度までの各基準年度において、本件家屋の評価について適用した総合比準方式自体の違法性を主張するものであるが、この方法は標準家屋の再建築費評点数の上昇率を比準家屋の再建築費評点数に反映させるものであり、適正な課税標準を把握する総合比準評価における比準方法として合理性を有するものと認められる。

④ 以上のことから本件家屋の固定資産の評価に違法の点はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　　家屋（単独）

12 本件における評価年度　　平成 3 年度

田沢湖町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　　平成 6 年 8 月 31 日再審却下

2 裁判所名及び事件番号　　仙台高裁・平成 6 年（行ソ）第 1 号

3 原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　　[redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人）　　田沢湖町固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 3 年 4 月 30 日付け審査委員会へ審査申出書提出

平成 3 年 5 月 22 日　審査委員会による棄却の決定

平成 3 年 8 月 23 日　審査決定取消訴訟提訴（秋田地裁）

平成 5 年 4 月 23 日　棄却判決

平成 5 年 6 月 29 日　審査決定取消訴訟控訴（仙台高裁）

平成 5 年 9 月 29 日　棄却判決

平成 5 年 11 月 30 日　審査決定取消訴訟上告（最高裁）

平成 6 年 6 月 21 日　棄却判決

平成 6 年 7 月 15 日　再審請求（仙台高裁）

平成 6 年 8 月 31 日　再審却下判決

6 争点

① 昭和 50 年自治省告示第 252 号による改正後の評価基準により算定した再建築費評点数に更に同告示に基づく評点補正率を乗じて得た評価の違法性。

② 第二年次において部分別評価により算定した再建築費評点数をそのまま評価に用いたことの違法性。

③ 昭和 52 年度の家屋の再建築費評点数に、その後の標準建物の再建築費評点数の上昇率を連乗する方法により算出された評価の違法性。

④ 審査申出に基づき行われた口頭審理の際、原告の主張が充分に聴取されないまま決定がなされたこと。

7 原告（控訴人、上告人）の主張

① 固定資産税課税台帳に登載された家屋の価格は固定資産評価基準に違背するものである。

8 被告（被控訴人、被上告人）の主張

① 固定資産評価基準に基づき評価を行っており適正に処理している。

9 判決の要旨

① 昭和 52 年度の本件家屋の評価の方法を違法とするものであるが、昭和 50 年自治省告示第 252 号により評価基準の一部改正においては、部分別評価点数の改正が行われていない。

また、同時にこの改正においては、昭和 51 年度から 53 年度までの家屋評価に限り、評価基準第二章第 2 節一及び第 3 節一の摘要に当たっては、再建築費評点数に自治大臣が別に指示する補正率を乗じて得た評点数をもって当該家屋の再建築費評点数とみなすことが定められている。

② 第二年度において新たに課税する建物について、部分別評価により算定した再建築費評点数をそのままに当該家屋の評価に用いることは、地方税法第 349 条第 4 項に違反するというものであるが、しかしながら、この規定の趣旨は、基準年度に課税対象となる建物が存在したのであるならば、当該家屋についてなされたであろう評価を第二年度、第三年度の課税標準とするというものと解するのが相当であり、それを課税標準とすることは地方税法第 349 条第 4 項に違反しないというべきである。

③ 昭和 52 年度以降平成 3 年度までの各基準年度において、本件家屋の評価について適用した総合比準方式自体の違法性を主張するものであるが、この方法は標準家屋の再建築費評点数の上昇率を比準家屋の再建築費評点数に反映させるものであり、適正な課税標準を把握する総合比準評価における比準方法として合理性を有するものと認められる。

④ 以上のことから本件家屋の固定資産の評価に違法の点はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　　家屋（単独）

12 本件における評価年度　　平成 3 年度

田沢湖町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　　平成 7 年 12 月 25 日

2 裁判所名及び事件番号　　秋田地裁・平成 6 年（行ウ）第 4 号

3 原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　　[redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人）　　田沢湖町固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 4 月 28 日付け審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年 8 月 29 日　審査委員会による棄却の決定

平成 6 年 11 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴（秋田地裁）

平成 7 年 12 月 25 日　棄却判決

平成 8 年 1 月 8 日　審査決定取消訴訟控訴（仙台高裁）

平成 8 年 10 月 30 日　棄却判決

平成 8 年 11 月 8 日　審査決定取消訴訟上告（最高裁）

平成 8 年 12 月 26 日　上告取り下げ

6 争点

固定資産税課税台帳に登載された家屋の評価が固定資産評価基準に則っているものとしてこれを是認した審査決定が適法かどうか。

7 原告（控訴人、上告人）の主張

① 平成 6 年度固定資産税課税台帳に登載された価格は、固定資産評価基準に違背する算式で本件家屋の評価額を算定しており、不適法である。

8 被告（被控訴人、被上告人）の主張

① 本件家屋の平成 6 年度の評価に当たって基礎となる再建築費評点数は、固定資産評価基準の総合比準の方法によって求めており適正に処理している。

9 判決の要旨

① 田沢湖町は算定方法中の上昇率を算出するため、町内の在来家屋から平均的な木造家屋（専用住宅）を抽出して標準家屋として選定し、上昇率を算定してきており、平成 6 年度の評価替えにおいては 11 棟の標準家屋により上昇率を算出したことが認められる。

② さらに、昭和 51 年の家屋調査に基づいて付設された再建築費に昭和 50 年の評価基準の一部改正による自治大臣が別に指示する再建築費評点補正率を乗じて得られた昭和 52 年度の再建築費評点数に昭和 54・57・60・63 年度・平成 3・6 年度各評価替えによる上昇率を順次連乗し平成 6 年度再建築費評点数を算出しており、経年減点補正率・積雪寒冷補正率・評点 1 点当たりの価格を乗じて評価額を算出したことが認められる。

③ そして、その評価額と本件家屋の平成 5 年度の評価額に特別補正率を乗じて得た評価額とを比較し、評価基準に規定する経過措置により、低い方の評価額を課税標準としている。

④ 本件家屋の平成 6 年度の再建築費評点数の算出に当たって採用した上昇率方式は、標準家屋の

再建築費評点数の上昇率を比準家屋の前基準年度の再建築費評点数に乗ずることで、比準家屋の当該基準年度の再建築費評点数を求める方法であるが、実質的には標準家屋の再建築費評点数に比準する方法であり、総合比準評価の方法の範疇に入り、適正な課税標準を把握する比準方法として合理性と評価基準に対する適合性を有すると認められる。

⑤　以上のことから本件家屋の評価額算定のために採用した総合比準評価の方法としての上昇率方式に違法の点はなく、平成６年度の評価は評価基準に則っているものであり適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本件における評価年度　平成６年度

田沢湖町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成８年10月30日

2　裁判所名及び事件番号　仙台高裁・平成８年（行コ）第１号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　田沢湖町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6年 4月28日付け審査委員会へ審査申出書提出

平成 6年 8月29日　審査委員会による棄却の決定

平成 6年11月28日　審査決定取消訴訟提訴（秋田地裁）

平成 7年12月25日　棄却判決

平成 8年 1月 8日　審査決定取消訴訟控訴（仙台高裁）

平成 8年10月30日　棄却判決

平成 8年11月 8日　審査決定取消訴訟上告（最高裁）

平成 8年12月26日　上告取り下げ

6　争点

固定資産税課税台帳に登載された家屋の評価が固定資産評価基準に則っているものとしてこれを是認した審査決定が適法かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　平成 6 年度固定資産税課税台帳に登載された価格は、固定資産評価基準に違背する算式で本件家屋の評価額を算定しており、不適法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件家屋の平成 6 年度の評価に当たって基礎となる再建築費評点数は、固定資産評価基準の総合比準の方法によって求めており適正に処理している。

9　判決の要旨

①　田沢湖町は算定方法中の上昇率を算出するため、町内の在来家屋から平均的な木造家屋（専用住宅）を抽出して標準家屋として選定し、上昇率を算定してきており、平成 6 年度の評価替えにおいては11棟の標準家屋により上昇率を算出したことが認められる。

②　さらに、昭和 51 年の家屋調査に基づいて付設された再建築費に昭和 50 年の評価基準の一部改正による自治大臣が別に指示する再建築費評点補正率を乗じて得られた昭和52年度の再建築費評点数に昭和 54・57・60・63 年度・平成 3・6 年度各評価替えによる上昇率を順次連乗し平成 6 年度再建築費評点数を算出しており、経年減点補正率・積雪寒冷補正率・評点 1 点当たりの価格を乗じて評価額を算出したことが認められる。

③　そして、その評価額と本件家屋の平成 5 年度の評価額に特別補正率を乗じて得た評価額とを比較し、評価基準に規定する経過措置により、低い方の評価額を課税標準としている。

④　本件家屋の平成 6 年度の再建築費評点数の算出に当たって採用した上昇率方式は、標準家屋の

再建築費評点数の上昇率を比準家屋の前基準年度の再建築費評点数に乗ずることで、比準家屋の当該基準年度の再建築費評点数を求める方法であるが、実質的には標準家屋の再建築費評点数に比準する方法であり、総合比準評価の方法の範疇に入り、適正な課税標準を把握する比準方法として合理性と評価基準に対する適合性を有すると認められる。

⑤　以上のことから本件家屋の評価額算定のために採用した総合比準評価の方法としての上昇率方式に違法の点はなく、平成６年度の評価は評価基準に則っているものであり適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本件における評価年度　平成６年度

判番 27

郡山市固定資産税審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成８年４月22日

2　裁判所名及び事件番号　福島地裁・平成３年（行ウ）第10号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　３年　４月30日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　３年　７月22日　審査委員会による棄却決定

平成　３年　８月22日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　審査手続きの違法の有無

②　審理不尽の違法の有無

7　原告の主張

①　審査手続きが円滑にして公平に実施されるためには、予め登録価格の決定権者から評価の根拠と資料の提出を求めて、これを申出人側に交付・閲覧させることが必要であったにもかかわらず、そのような処置をとることなく口頭審理の期日のみを一方的に指定し、実質的に口頭審理を受ける機会を奪った。

②　再弁ばく書の提出期限の延期が認められず、実質的に弁ばくの機会を奪われた。

③　市長の提出した答弁書には評価の具体的な根拠や資料が示されていなかったのに、評価の算定資料等を取り寄せることなく、市長の答弁書を鵜呑みにして、決定しており、審理不尽である。

8　被告の主張

①　被告の二度にわたる期日指定に、原告は特段の意義を申し立てなかったうえ、審理方式を自らの意思で書面審理に変更したものであり、口頭審理の機会を奪ったとはいえない。

②　被告は再弁ばく書の提出期限をさらに延長したにもかかわらず、原告が再弁ばくしなかったものであり、弁ばくの機会を奪っていない。

③　評価基準に従って登録価格が算出されていることの説明がなされている答弁書が原告に送付されており、了知されている。委員会は当該土地の評価が評価基準に従って適正に行われたか否か審査した結果、算定過程に合理性が認められたから評価算定の資料を取り寄せることをせず審理を終結して判断したのである。

9　判決の要旨

①　固定資産評価に関する不服申し立ての処理を第三者機関である固定資産評価審査委員会の審理は、簡意迅速な納税者の権利利益の救済と課税行政の適正化を図ることを目的とした行政手続きであって、民事訴訟と同様の厳格な手続きの施行までを要求するものではない。

郡山市固定資産税審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 10 年 5 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　仙台高裁・平成 8 年（行コ）第 8 号
（原審：福島地裁・平成 3 年（行ウ）第 10 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　3 年　7 月 22 日	審査委員会による棄却決定
平成　3 年　8 月 22 日	審査決定取消訴訟提訴
平成　8 年　4 月 22 日	原告棄却
平成　8 年　5 月　7 日	審査決定取消請求控訴

6　争点

①　審査手続きの違法の有無
②　審理不尽の違法の有無

7　控訴人の主張

①　審査手続きが円滑にして公平に実施されるためには、予め登録価格の決定権者から評価の根拠と資料の提出を求めて、これを申出人側に交付・閲覧させることが必要であったにもかかわらず、そのような処置をとることなく口頭審理の期日のみを一方的に指定し、実質的に口頭審理を受ける機会を奪った。

②　再弁ばく書の提出期限の延期が認められず、実質的に弁ばくの機会を奪われた。

③　市長の提出した答弁書には評価の具体的な根拠や資料が示されていなかったのに、評価の算定資料等を取り寄せることなく、市長の答弁書を鵜呑みにして、決定しており、審理不尽である。

8　被控訴人の主張

①　被控訴人の二度にわたる期日指定に、控訴人は特段の異議を申し立てなかったうえ、審理方式を自らの意思で書面審理に変更したものであり、口頭審理の機会を奪ったとはいえない。

②　被控訴人は再弁ばく書の提出期限をさらに延長したにもかかわらず、控訴人が再弁ばくしなかったものであり、弁ばくの機会を奪っていない。

③　評価基準に従って登録価格が算出されていることの説明がなされている答弁書が控訴人に送付されており、了知されている。委員会は当該土地の評価が評価基準に従って適正に行われたか否か審査した結果、算定過程に合理性が認められたから評価算定の資料を取り寄せることをせず審理を終結して判断したのである。

9　判決の要旨

①　固定資産評価に関する不服申し立ての処理を第三者機関である固定資産評価審査委員会の審理

②　審査申出人に対し、早期にその不服事由を具体的に特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲の資料・情報を了知する義務があると解する。当該宅地の価格決定に至るまでの過程、少なくとも標準宅地の選定と価格決定の根拠にまで遡って具体的に説明を要する。

③　原告は、自己の都合をもって口頭審理期日に自らが出席できないために、書面審理への変更を申し立てたのであるから、被告が口頭審理の機会を奪ったとは認められない。

④　被告は原告の弁ばく延期申し立てを認め、都合 12 日間の猶予を与えており、また、口頭審理の期日も一度変更し、さらに審理方式の変更を認めるなど、原告の利益に配慮した経過が認められ、弁ばくの機会を奪ったとすることはできない。

⑤　市長に補充説明を促さなかった手続き運営に全く問題がなかったとはいえず、了知措置義務を尽くしたか疑問の余地はあるが、固定資産評価審査手続きは、前記８①のとおりであるから、原告の主張では評価基準に従った算出過程について合理性を疑わしめるに至らなかったと認められるので、さらに資料の提出を求めずに判断しても直ちに違法とは認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未　刊　行

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 3 年度

は、簡意迅速な納税者の権利利益の救済と課税行政の適正化を図ることを目的とした行政手続きであって、民事訴訟と同様の厳格な手続きの施行までを要求するものではないまでも、中立な第三者機関による審査というにふさわしい内容をもった手続きとして予定されている。

② 委員会は、自ら又は市町村長を通じて、審査申出人に対し、早期にその不服事由を具体的に特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順、方法、根拠等を了知する義務があると解する。さらに、委員会自らも、資料等に基づいて主張の当否を審査すべきである。

③ 被控訴人においては審議について調書を作成しなければならないところ、会議録には資料の提出を求めることを決めたり、何らかの事実調査をしたことを窺わせる記載は全く存在しない。

④ 市長の答弁書には、評価基準の抽象的な内容と選定した標準宅地及び付設した評点数の結論が記載されているだけであり、結論を出すに至る具体的な手順、方法、根拠の記載が全く無いのみならず、推測しうるような参考事項の記載もない。再答弁書も意見にすぎないに等しい。

⑤ 被控訴人の行った実地調査は、答弁書も提出されていない段階で本件土地を見分しただけであり、標準宅地も見分しておらず、実地調査であるにしては不十分である。

⑥ 被控訴人は、評価の根拠となる具体的資料の検討をなおざりにして、市長の結論的な意見をそのまま是認しただけであり、公正な審査は存在しないとせざるを得ず、審理不尽の違法があり、その程度も決して軽微なものとはできないから、本件決定は取消を免えない。

10 公刊の有無及び判例評釈

未 刊 行

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 3 年度

郡山市固定資産税審査決定取消請求上告

1 判決年月日　平成 11 年 6 月 10 日

2 裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 225 号

（原 審：福島地裁・平成 3 年（行ウ）第 10 号

控訴審：仙台高裁・平成 8 年（行コ）第 8 号）

3 上告人　郡山市固定資産評価審査委員会

4 被上告人　[redacted]

5 経過

平成 3 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 3 年 7 月 22 日	審査委員会による棄却決定
平成 3 年 8 月 22 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 8 年 4 月 22 日	原告棄却
平成 8 年 5 月 7 日	審査決定取消請求控訴
平成 10 年 5 月 19 日	審査決定取消（原審取消）
平成 10 年 6 月 2 日	上　　告

6 争点

① 審査手続きの違法の有無

② 審理不尽の違法の有無

7 上告人の主張

① 仙台高裁判決は、最高裁判例「特定の宅地の評価が公平の原則に反するものであるかどうかは、当該宅地の評価が固定資産評価基準に従って適正に行われているかどうか、当該宅地の評価に当たり比準した標準宅地と基準宅地との間で評価に不均衡がないかどうかを審査し、その限度で判断されれば足りる。」（平成 2 年 1 月 18 日判決）に違反する。

② さらに、「軽微な瑕疵が取消事由とならないことはもちろんであるし、そのような瑕疵がなければ委員会が異なった結論に到達する可能性がある場合にのみ決定の取消事由となるものである。」（昭和 50 年 5 月 29 日判決）との最高裁判例にも違反する。

8 被上告人の主張

上告却下のため、主張なし。

9 判決の要旨

民事事件について最高裁に上告することが許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲等をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10 公刊の有無及び判例評釈

未 刊 行

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 30

郡山市固定資産税審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 4 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　福島地裁・平成 3 年（行ウ）第 11 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　4 月 30 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　3 年　7 月 22 日　　審査委員会による棄却決定

平成　3 年　8 月 22 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　審査手続きの違法の有無

②　審理不尽の違法の有無

7　原告の主張

①　審査手続きが円滑にして公平に実施されるためには、予め登録価格の決定権者から評価の根拠と資料の提出を求めて、これを申出人側に交付・閲覧させることが必要であったにもかかわらず、そのような処置をとることなく口頭審理の期日のみを一方的に指定し、実質的に口頭審理を受ける機会を奪った。

②　再弁ばく書の提出期限の延期が認められず、実質的に弁ばくの機会を奪われた。

③　市長の提出した答弁書には評価の具体的な根拠や資料が示されていなかったのに、評価の算定資料等を取り寄せることなく、市長の答弁書を鵜呑みにして、決定しており、審理不尽である。

8　被告の主張

①　被告の二度にわたる期日指定に、原告は特段の意義を申し立てなかったうえ、審理方式を自らの意思で書面審理に変更したものであり、口頭審理の機会を奪ったとはいえない。

②　被告は再弁ばく書の提出期限をさらに延長したにもかかわらず、原告が再弁ばくしなかったものであり、弁ばくの機会を奪っていない。

③　評価基準に従って登録価格が算出されていることの説明がなされている答弁書が原告に送付されており、了知されている。委員会は当該土地の評価が評価基準に従って適正に行われたか否か審査した結果、算定過程に合理性が認められたから評価算定の資料を取り寄せることをせず審理を終結して判断したのである。

9　判決の要旨

①　固定資産評価に関する不服申し立ての処理を第三者機関である固定資産評価審査委員会の審理は、簡意迅速な納税者の権利利益の救済と課税行政の適正化を図ることを目的とした行政手続きであって、民事訴訟と同様の厳格な手続きの施行までを要求するものではない。

②　審査申出人に対し、早期にその不服事由を具体的に特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲の資料・情報を了知する義務があると解する。当該宅地の価格決定に至るまでの過程、少なくとも標準宅地の選定と価格決定の根拠にまで遡って具体的に説明を要する。

③　原告は、自己の都合をもって口頭審理期日に自らが出席できないために、書面審理への変更を申し立てたのであるから、被告が口頭審理の機会を奪ったとは認められない。

④　被告は原告の弁ばく延期申し立てを認め、都合 12 日間の猶予を与えており、また、口頭審理の期日も一度変更し、さらに審理方式の変更を認めるなど、原告の利益に配慮した経過が認められ、弁ばくの機会を奪ったとすることはできない。

⑤　市長に補充説明を促さなかった手続き運営に全く問題がなかったとはいえず、了知措置義務を尽くしたか疑問の余地はあるが、固定資産評価審査手続きは、前記８①のとおりであるから、原告の主張では評価基準に従った算出過程について合理性を疑わしめるに至らなかったと認められるので、さらに資料の提出を求めずに判断しても直ちに違法とは認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

行政事件裁判例集 47 巻 4・5 号 370 頁、西野敞雄・ジュリスト 1119 号 155 頁

團藤文士・平成 9 年度腫瘍民事判例解説（判例タイムズ臨時増刊 978）240 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 3 年度

判番 31

郡山市固定資産税審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 10 年 5 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　仙台高裁・平成 8 年（行コ）第 9 号
（原審：福島地裁・平成 3 年（行ウ）第 11 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 3 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 3 年 7 月 22 日	審査委員会による棄却決定
平成 3 年 8 月 22 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 8 年 4 月 22 日	請求棄却
平成 8 年 5 月 7 日	審査決定取消請求控訴

6　争点

①　審査手続きの違法の有無

②　審理不尽の違法の有無

7　控訴人の主張

①　審査手続きが円滑にして公平に実施されるためには、予め登録価格の決定権者から評価の根拠と資料の提出を求めて、これを申出人側に交付・閲覧させることが必要であったにもかかわらず、そのような処置をとることなく口頭審理の期日のみを一方的に指定し、実質的に口頭審理を受ける機会を奪った。

②　再弁ばく書の提出期限の延期が認められず、実質的に弁ばくの機会を奪われた。

③　市長の提出した答弁書には評価の具体的な根拠や資料が示されていなかったのに、評価の算定資料等を取り寄せることなく、市長の答弁書を鵜呑みにして、決定しており、審理不尽である。

8　被控訴人の主張

①　被控訴人の二度にわたる期日指定に、控訴人は特段の意義を申し立てなかったうえ、審理方式を自らの意思で書面審理に変更したものであり、口頭審理の機会を奪ったとはいえない。

②　被控訴人は再弁ばく書の提出期限をさらに延長したにもかかわらず、控訴人が再弁ばくしなかったものであり、弁ばくの機会を奪っていない。

③　評価基準に従って登録価格が算出されていることの説明がなされている答弁書が控訴人に送付されており、了知されている。委員会は当該土地の評価が評価基準に従って適正に行われたか否か審査した結果、算定過程に合理性が認められたから評価算定の資料を取り寄せることをせず審理を終結して判断したのである。

9　判決の要旨

①　固定資産評価に関する不服申し立ての処理を第三者機関である固定資産評価審査委員会の審理は、簡意迅速な納税者の権利利益の救済と課税行政の適正化を図ることを目的とした行政手続きであって、民事訴訟と同様の厳格な手続きの施行までを要求するものではないまでも、中立な第三者機関による審査というにふさわしい内容をもった手続きとして予定されている。

②　委員会は、自ら又は市町村長を通じて、審査申出人に対し、早期にその不服事由を具体的に特定して主張する為に必要と認められる合理的な範囲で評価の手順、方法、根拠等を了知する義務があると解する。さらに、委員会自らも、資料等に基づいて主張の当否を審査すべきである。

③　被控訴人においては審議について調書を作成しなければならないところ、会議録には資料の提出を求めることを決めたり、何らかの事実調査をしたことを窺わせる記載は全く存在しない。

④　市長の答弁書には、評価基準の抽象的な内容と選定した標準宅地及び付設した評点数の結論が記載されているだけであり、結論を出すに至る具体的な手順、方法、根拠の記載が全く無いのみならず、推測しうるような参考事項の記載もない。再答弁書も意見にすぎないに等しい。

⑤　被控訴人の行った実地調査は、答弁書も提出されていない段階で本件土地を見分しただけであり、標準宅地も見分しておらず、実地調査であるにしては不十分である。

⑥　被控訴人は、評価の根拠となる具体的資料の検討をなおざりにして、市長の結論的な意見をそのまま是認しただけであり、公正な審査は存在しないとせざるを得ず、審理不尽の違法があり、その程度も決して軽微なものとはできないから、本件決定は取消を免えない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未　刊　行

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 3 年度

判番 32

郡山市固定資産税審査決定取消請求上告

1　判決年月日　平成 11 年 6 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 226 号
（原　審：福島地裁・平成 3 年（行ウ）第 11 号
控訴審：仙台高裁・平成 8 年（行コ）第 9 号）

3　上告人　郡山市固定資産評価審査委員会

4　被上告人　[redacted]

5　経過

平成 3 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 3 年 7 月 22 日	審査委員会による棄却決定
平成 3 年 8 月 22 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 8 年 4 月 22 日	原告棄却
平成 8 年 5 月 7 日	審査決定取消請求控訴
平成 10 年 5 月 19 日	審査決定取消（原審取消）
平成 10 年 6 月 2 日	上　告

6　争点

①　審査手続きの違法の有無

②　審理不尽の違法の有無

7　上告人の主張

①　仙台高裁判決は、最高裁判例「特定の宅地の評価が公平の原則に反するものであるかどうかは、当該宅地の評価が固定資産評価基準に従って適正に行われているかどうか、当該宅地の評価に当たり比準した標準宅地と基準宅地との間で評価に不均衡がないかどうかを審査し、その限度で判断されれば足りる。」（平成 2 年 1 月 18 日判決）に違反する。

②　さらに、「軽微な瑕疵が取消事由とならないことはもちろんであるし、そのような瑕疵がなければ委員会が異なった結論に到達する可能性がある場合にのみ決定の取消事由となるものである。」（昭和 50 年 5 月 29 日判決）との最高裁判例にも違反する。

8　被上告人の主張

上告却下のため、主張なし。

9　判決の要旨

民事事件について最高裁に上告することが許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲等をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未　刊　行。

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 33

郡山市固定資産税審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 4 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　福島地裁・平成 3 年（行ウ）第 12 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 3 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 3 年 6 月 3 日、7 月 2 日、7 月 24 日	審査委員会による棄却決定
平成 3 年 8 月 31 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　審査手続きの違法の有無

②　審理不尽の違法の有無

7　原告の主張

①　弁ばく書の猶予期間として 5 日ないし 10 日位の猶予しか与えておらず実質的に原告らの弁ばくの機会を奪っていたものであり、重大な瑕疵がある。

②　市長が提出した各答弁書には評価の具体的な根拠や資料が示されていない。

③　不服申し立てに対する教示を欠いている。

④　口頭審理の延期が認められず、口頭審理を受ける機会を奪われた。

⑤　市長の提出した答弁書には評価の具体的な根拠や資料が示されていなかったのに、評価の算定資料等を取り寄せることなく、市長の答弁書を鵜呑みにして、決定しており、審理不尽である。

8　被告の主張

①　被告の期日指定に、原告は特段の意義を申し立てなかったのだから、口頭審理の機会を奪ったとはいえない。

②　被告は再弁ばく書の提出期限の延期を認め、提出までに約 20 日間の猶予を与えており、さらに、この期限内に全ての主張を尽くさねばならないということではないので、それにもかかわらず何らの弁ばくが行われないときは、簡易・迅速が求められている制度趣旨に照らして、審理を結審しても弁ばくの機会を奪ったことにはならない。

③　評価基準に従って登録価格が算出されていることの説明がなされている答弁書が原告に送付されており、了知されている。委員会は当該土地の評価が評価基準に従って適正に行われたか否か審査した結果、算定過程に合理性が認められたから評価算定の資料を取り寄せることをせず審理を終結して判断したのである。

9　判決の要旨

①　固定資産評価に関する不服申し立ての処理を第三者機関である固定資産評価審査委員会の審理

郡山市固定資産税審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 9 年 10 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　仙台高裁・平成 8 年（行コ）第 10 号
（原審：福島地裁・平成 3 年（行ウ）第 12 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 3 年 6 月 3 日、7 月 2 日、7 月 24 日
審査委員会による棄却決定

平成　3 年　8 月 31 日　審査決定取消訴訟提訴

平成　8 年　4 月 22 日　請求棄却

平成　8 年　5 月　7 日　審査決定取消請求控訴

6　争点

①　審査手続きの違法の有無

②　審理不尽の違法の有無

7　控訴人の主張

①　標準宅地の選定が価格差 20%以内の状況類似地区内の中で適正に選定されているか明らかでない。

②　不動産鑑定士による鑑定評価書は開示されていないが、売買取引事例法により鑑定しているようであり、不動産鑑定評価基準に適合しておらず、適正な鑑定でない。

③　格差率の認定が明らかでない。

④　各筆の地形の認定が不明であり、画地計算法の各補正率を適用して算定した評価額は時価とかけ離れており、補正率が合理性を欠いている。

8　被控訴人の主張

控訴人等は、原審において、手続き問題のみで十分であるとして、実体的な争点の審理を取り下げたものであり、原審判決の結果が自己に不利になったからといって、控訴審において再び実体的な争点の審理を追加することは、審級の利益を失わせるうえ、重過失による時期に後れた攻撃防御方法の提出であって、著しく訴訟手続きを遅延させるもので許されない。

9　判決の要旨

①　固定資産評価に関する不服申し立ての処理を第三者機関である固定資産評価審査委員会の審理は、簡意迅速な納税者の権利利益の救済と課税行政の適正化を図ることを目的とした行政手続きである。

②　委員会は、自ら又は市町村長を通じて、審査申出人に対し、早期にその不服事由を具体的に特は、簡意迅速な納税者の権利利益の救済と課税行政の適正化を図ることを目的とした行政手続きであって、民事訴訟と同様の厳格な手続きの施行までを要求するものではない。

②　審査申出人に対し、早期にその不服事由を具体的に特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲の資料・情報を了知する義務があると解する。当該宅地の価格決定に至るまでの過程、少なくとも標準宅地の選定と価格決定の根拠にまで遡って具体的に説明を要する。

③　不服申し立てに関する教示を欠いていても決定自体の効力を左右するものではない。

④　原告は、口頭審理の期日指定の通知を受けた日から期日までに 1 週間の猶予がありながら、全く異議を申し立てることないまま、当日に至って不都合を申し立てたうえ、審理変更申し立て書を作成したのであるから、書面審理への変更は原告の自発的な意思に基づくものであり、口頭審理の機会を奪ったとは認められない。

⑤　被告は原告に対し弁ばくのために相当の期間を与えていたのであるから、その機会を実質的に奪ったとは認められない。

⑥　固定資産評価審査手続きは、前記 8①のとおりであるから、原告の主張では評価基準に従った算出過程について合理性を疑わしめるに至らなかったと認められるので、さらに資料の提出を求めずに判断しても直ちに違法とは認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 166 号 56 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順、方法、根拠等を了知する義務があると解する。

③　委員会は、審査申出にかかる土地について評価の方法及び手続きが適正にされているかどうかについて審査の対象とし、必要であれば職権をもって調査その他事実審査をしたうえで決定すべきである。

④　被控訴人においては審議について調書を作成しなければならないところ、会議録には資料の提出を求めることを決めたり、何らかの事実調査をしたことを窺わせる記載は全く存在しない。

⑤　市長の答弁書には、評価基準の抽象的な内容と選定した標準宅地及び付設した評点数の結論が記載されているだけであり、結論を出すに至る具体的な手順、方法、根拠の記載が全く無いのみならず、推測しうるような参考事項の記載もない。再答弁書も意見にすぎないに等しい。

⑥　被控訴人の行った実地調査は、答弁書も提出されていない段階で本件土地を見分しただけであり、申出人の立ち会いもなく、実地調査書もなく、会議録にもその結果は記載されていない。この実地見分は申出土地の何箇所かを事実上見てまわったにすぎない。

⑦　市長から提出された答弁書の記載だけでは比準した標準宅地の選定及び価格の決定に関する説明が不十分であり、被控訴人が了知措置義務を尽くしたとはいえず、申出人が弁ばく書を提出しないからといって、答弁書記載の事実を認めた争わないものとみなすことができないのはいうまでもなく、被控訴人としては、職権をもって法 433 条 1 項の規定に従い、必要な調査その他の事実審査を行った上で決定すべきである。行政庁の処分を鵜呑みにするような審査判断をすることは、軽微な瑕疵とはいえず、本件審査決定は取消を免えない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1656 号 62 頁、判例自治 177 号 41 頁、税務経理（平成 10 年 5 月 22 日号）2 頁、判例タイムズ 984 号 143 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

郡山市固定資産税審査決定取消請求上告

1　判決年月日　　平成 12 年 4 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 44 号

（原　審：福島地裁・平成 3 年（行ウ）第 12 号

控訴審：仙台高裁・平成 8 年（行ウ）第 10 号）

3　上告人　　郡山市固定資産評価審査委員会

4　被上告人　　[redacted]

5　経過

平成　3 年　4 月 30 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　3 年　6 月　3 日、7 月 2 日、7 月 24 日

審査委員会による棄却決定

平成　3 年　8 月 31 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成　8 年　4 月 22 日　　原告棄却

平成　8 年　5 月　7 日　　審査決定取消請求控訴

平成　9 年 10 月 29 日　　審査決定取消（原審取消）

平成　9 年 11 月 10 日　　上　　告

6　争点

①　審査手続きの違法の有無

②　審理不尽の違法の有無

7　上告人の主張

①　仙台高裁判決は、最高裁判例「特定の宅地の評価が公平の原則に反するものであるかどうかは、当該宅地の評価が固定資産評価基準に従って適正に行われているかどうか、当該宅地の評価に当たり比準した標準宅地と基準宅地との間で評価に不均衡がないかどうかを審査し、その限度で判断されれば足りる。」（平成 2 年 1 月 18 日判決）に違反する。

②　さらに、「軽微な瑕疵が取消事由とならないことはもちろんであるし、そのような瑕疵がなければ委員会が異なった結論に到達する可能性がある場合にのみ決定の取消事由となるものである。」（昭和 50 年 5 月 29 日判決）との最高裁判例にも違反する。

8　被上告人の主張

上告却下のため、主張なし。

9　判決の要旨

民事事件について最高裁に上告することが許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲等をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未　刊　行

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 36

天栄村課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　福島地裁・平成 11 年（行ウ）第 1 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　天栄村長

5　経過

平成 11 年　3 月　7 日　取消訴訟を提訴

6　争点

①　個人所有地における非課税の是非。

7　原告の主張

①　別荘用地の個人所有地を流れている「沢」に、上流からの雑排水が流入しており、多数人の利用に供していることから、非課税地である。

②　税額 10,500 円の内 1,570 円を減額すべきである。

8　被告の主張

①　上記「沢」について、排水路として利用する用悪水路と主張するが、庭園の一部として利用し、人の出入りを拒んでいる。

②　公益上の理由による非課税地には該当しない。

9　判決の要旨

①　本件谷川は河川法、公図上にも表示もなく建設省所管の行政財産でもないことは明らかであり、景観の一部として利用し、他人が自由に出入りすることを拒んでることが認められることから、「公共のように供する固定資産」には該当しない。

②　この谷川に汚水、家庭用雑排水の排出方法として定められた制約に抵触したとしても、これは法的手続きにより是正が図られるべきであり、現状において「用悪水路に該当するものではない。

③　148 軒の別荘用地に建物建築された場合を主張するが、これによって平成 10 年度分の固定資産税の非課税の要件を判断する要素とは成り得ない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 37

天栄村課税処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　福島地裁・平成 11 年（行ウ）第　1 号

仙台高裁・平成 12 年（行コ）第 17 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　天栄村長

5　経過

平成 11 年　3 月　7 日　取消訴訟を提訴

平成 12 年 11 月 28 日　福島地裁判決言渡

平成 13 年　1 月 18 日　原告控訴

6　争点

①　個人所有地における非課税の是非。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　他人が自由に出入りすることを拒んでいるとの判決だが、何をもって他人が自由に出入りすることを拒んでいると判断したか解らない。

②　汚水、雑排水の「きれい、汚い」は別問題であり、流しているかが、地方税法第 348 条 2 項 6 号の「公共の用に供する用悪水路」に該当する。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本別荘地内に「沢」があることで、資産価値を高めているとさえ云え、自由な出入りを拒んでいることから、公共の用に供する土地とはいえない。

②　固定資産税において非課税地となるのは、誰もが利用可能にあり、公共性が認められることが要件であり、当該別荘地はごく一部の所有地の排水経路になっているに過ぎない。

9　判決の要旨

①　本件谷川に釣り人や、上流地域に存する別荘から家庭用雑排水が放流され、地方税法 348 条 2 項 6 号の「公共の用に供する用悪水路」に該当すると主張するが、それにより迷惑を被っていることが認められたにしても、これにて公共の用に供しているとはいえない。

②　148 軒の別荘用地に関する点については、将来の不確定的な事情であって、平成 10 年当時「公共の用に供する用悪水路」に該当したか否かを判断する要素とはなりえない。

③　控訴人は、原判決をるる批判するけれども、理由がなく採用できない。（地裁判決の時期が遅れたことについて地裁を批判した。）

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 38

表郷村固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 7 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　福島地裁・平成 12 年（行ウ）第 7 号

3　原告　[redacted]

4　被告　表郷村固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　4 月 28 日	審査委員会で審査申出書受理
平成 12 年　5 月 24 日	審査委員会による棄却の決定
平成 12 年　8 月 21 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 月 10 月 24 日	第 1 回口頭弁論
平成 12 月 12 月 19 日	第 2 回口頭弁論
平成 13 月　2 月 20 日	第 3 回口頭弁論
平成 13 月　3 月 30 日	平成 12 年 5 月 24 日付けの審査委員会決定の取消
平成 13 月　4 月 24 日	第 4 回口頭弁論

6　争点

①　ゴルフ場に係る土地について、平成 12 年度の固定資産の評価及び同年度の固定資産税の課税標準価格の決定等は適法であったか。また、適正な時価であったか。

②　固定資産評価審査委員会の審理・決定等の手続は適正であったか。

7　原告（控訴人）の主張

①　ゴルフ場用地についての固定資産評価基準を安易に適用し、違法に高額な評価である。

ア　実例売買価格が特定されておらず、評価は時価を超えており妥当でない。

イ　ゴルフ場造成費分は評価上加算されてはならない。

ウ　「ゴルフ場の収益等」は、間接的にゴルフ場の価格すなわちゴルフ場用地の「時価」を左右する一要素であり「評価額算定の一要素」とすべきである。

②　固定資産評価審査委員会に対し、登録価格が過大であること、その資産評価の体系とそれに基づく決定理由及びその計算根拠を明示するよう求めたが、所定の手続を履践せず、口頭審理すら開催せず、弁論・立証の機会を与えないまま一方的に審理を行ったもので、審理手続上に瑕疵が存在する。

8　被告（被控訴人）の主張

①　地方税法第 388 条第 1 項の規定に基づき定められた「固定資産評価基準」第 2 章第 10 節Ⅱに基づき評価したものである。

ア　村内にある既存のゴルフコース 3 コースとの均衡を考慮するとともに、郡内及び県内のゴルフコースを参考にしたものである。本地域の売買実例としては、1 ㎡当たり、小松方面 800 円（平成 3 年頃）、堀之内方面 750 円（平成 8 年頃）、八幡方面 1,000 円（平成 7 年頃）であり、時価を超えているとはいえない。

イ　固定資産評価基準に基づき評価したものであり、加算すべきものである。

ウ　固定資産税は、土地、家屋、償却資産の所有者に課税されるものであり、所得の有無は問わないものである。

②　地方税法第 433 条第 2 項には、「審理は書面による」と規定されている。原告からは、意見を述べる旨の求めがなかった。よって、書面による審理となった。また、同条第 3 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び行政不服審査法第 27 条、第 29 条、第 30 条については、固定資産評価審査委員会は必要とはしないとの判断のもとに、審理を行ったものである。平成 12 年 4 月 28 日付け固定資産税の評価額の引き下げについての申出書を同年 5 月 1 日受理し、同月 22 日固定資産評価審査委員会を開催し、同月 24 日付けにて決定書を送付した。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

証拠によれば、被告は平成 13 年 3 月 30 日、同 12 年 5 月 24 日付けの本件審査決定を地方税法第 433 条 11 項及び表郷村固定資産評価審査委員会条例第 6 条の規定による審理不尽を理由として取り消す旨決定し、本件審査申出に対し再度審議することにしたことが認められる。

実質的には裁判であると評価することができる行政処分は、他の一般行政処分とは異なり、特別の規定がない限り、処分庁自らにおいて取り消すことはできないが、手続きを欠く審査決定は審理不尽の違法があり実質的には裁判であると評価することができる行政処分とはいえないものとして、処分庁自ら当該処分を取り消すことができる場合に該当すると言うべきであり

上記「本件取り消し決定」は有効であるというべく、本件訴えはその取り消しの対象となる処分が存在しないことになるから、不適法な訴えとして却下を免れないことになる。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 39～41

不動産取得税賦課決定取消請求事件

1　判決年月日　　水戸地裁　平成 8 年 3 月 27 日
　　東京高裁　平成 11 年 3 月 30 日
　　最高裁　　平成 11 年 9 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　水戸地裁　平成 6 年（行ウ）第 2 号
　　東京高裁　平成 8 年（行コ）第 42 号
　　最高裁　　平成 11 年（行ツ）第 167 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　茨城県土浦県税事務所長

5　経過

平成 5 年 3 月 15 日　不動産取得税賦課決定処分
平成 4 年 4 月 10 日　審査請求提起
平成 5 年 11 月 4 日　裁決
平成 6 年 1 月 2 日　不動産取得税賦課決定取消請求訴訟提訴

6　争点

固定資産評価基準に係る評点数の付設の適否について

7　原告（控訴人、上告人）の主張

新築家屋の固定資産評価基準に係る評点数の付設に誤りがあり、評価額が過大で違法であるため、処分の一部取消しを求める。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

固定資産評価基準に基づき評点数を付設しており、評価に誤りはなく適法である。

9　判決の要旨

①　水戸地裁：原告が本件処分を違法とするのは、帰するところ本件建物の評価の付設が適性を欠くことをその理由としているが、各証拠及び弁論によれば被告主張のとおり、被告が付設した評点数が妥当を欠くものであったとは認められず、原告の請求を棄却する。

②　東京高裁：本件処分において課税の対象となった本件家屋の価格を上回るものではないから、本件処分は適法である。したがって、控訴人の本訴請求は理由がない。

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから本件控訴を棄却する。

③　最高裁：上告棄却の決定

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 159 号 43 頁

判番 42

固定資産税の価格決定の違法確認等請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 10 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　宇都宮地裁・平成 4 年（行ウ）第 4 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　河内町長（稲垣　稔）、稲垣　稔（町長個人）

5　経過

平成 4 年 3 月 28 日　監査委員へ住民監査を請求
平成 4 年 5 月 12 日　監査委員による棄却の決定
平成 4 年 6 月 8 日　宇都宮地裁へ固定資産税の価格決定の違法確認等を提訴

6　争点

(1) 梅の木が植栽されている土地について、町長が農地として固定資産の価格等を決定したことは、適法であるか。

(2) 当該土地の税額について、宅地として増額する賦課決定を行わなかった町長個人は、損害賠償責任を負うこととなるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

(1) 土地区画整理事業により住宅団地として造成された金井台地区の土地は、都市計画法上の第 1 種住居専用地域として線引きされており、不動産登記簿上の地目も宅地となっていることから、当該土地について、疎らに梅の木が植栽されていることのみをもって、町長が農地として固定資産の価格等の決定をし、宅地としての価格等の決定を怠った事実は、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、違法であることを確認する。

(2) 町長個人は、当該土地の税額について、宅地として増額する賦課決定を行うべきであるにもかかわらず、これを違法に怠っていることから、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、宅地課税した場合の税額と農地課税による税額との差額を町に対して損害賠償すべきである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

(1) 町長に対する訴えは、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項により認められる住民訴訟のいずれの類型にも該当しないことから、不適法である。

(2) 地方税法第 401 条に基づく固定資産の価格等の決定は、町決裁規程 9 条別表第 2 により、税務課長の専決事項とされており、町長個人が直接意思決定したものではないことから、町長個人は、税務課長が決裁した価格等の決定について、損害賠償責任を負うことはない。

9　判決の要旨

(1) 原告らが違法確認を求める町長の行為は、土地に係る固定資産の価格等の決定であり、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく違法確認請求の対象となる「公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」ないし「財産管理を怠る事実」に該当しないことから、町長に対する訴えは、いずれも却下する。

(2) 町長個人は、故意又は過失により、補助職員である税務課長が財務会計上の違法行為をするこ

とを阻止しなかったときに限り、指揮監督上の義務を違反したこととなり、損害賠償責任を負うこととなる。しかし、固定資産の評価及び価格の決定については、土地登記簿上の地目が現況と異なる場合、地方税法第 388 条第 1 項に基づく固定資産評価基準により、現況で地目を認定し、評価することとなっており、また、賦課期日における当該土地は、梅、夏ツバキ等の苗木畑及び野菜畑として利用され、耕うん、整地、施肥、除草等の肥培管理が継続的に施されており、この肥培管理の程度、態様等も不適切であったとまで認められないことから、当該土地の地目を農地として認定した上、価格等を決定し、それに基づいて課税処分をした税務課長の行為は、違法であるとはなし難く、町長個人の指揮監督上の義務違反についても、これが認められないため、町長個人に対する請求は、いずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

－

11　固定資産の区分

－

12　本事件における評価年度

－

固定資産税の価格決定の違法確認等請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 9 年（行コ）第 194 号
宇都宮地裁・平成 4 年（行ウ）第 4 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　河内町長（稲垣　稔）、稲垣　稔（町長個人）

5　経過

平成　4 年　3 月 28 日	監査委員へ住民監査を請求
平成　4 年　5 月 12 日	監査委員による棄却の決定
平成　4 年　6 月　8 日	宇都宮地裁へ固定資産税の価格決定の違法確認等を提訴
平成　9 年 10 月 29 日	宇都宮地裁による町長に対する訴えの却下及び町長個人に対する請求の棄却
平成　9 年 11 月 10 日	東京高裁へ固定資産税の価格決定の違法確認等を控訴

6　争点

(1) 梅の木が植栽されている土地について、町長が農地として固定資産の価格等を決定したことは、適法であるか。

(2) 当該土地の税額について、宅地として増額する賦課決定を行わなかった町長個人は、損害賠償責任を負うこととなるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

(1) 町長は、当該土地について、現況が宅地であるにもかかわらず、まばらに梅の木が植栽され、野菜が作られていることのみをもって、農地として価格等の決定をしたことから、町長が当該違法な価格等の決定に基づき行った賦課処分（税額を零円とする賦課処分を含む。）は、違法であり、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、取り消されるべきである。

(2) 町長個人は、当該土地について、違法な賦課処分をしていることから、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、宅地課税した場合の税額と農地課税による税額との差額を町に対して損害賠償すべきである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

(1) 税の賦課処分は、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく取消請求の対象となる「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは義務の履行若しくは債務その他の義務の負担」といった行政処分に該当せず、また、税額を零円とする賦課処分は、実際に行われておらず、行政処分としてもあり得ないことから、町長に対する新請求は、不適法である。

(2) 地方税法第 401 条に基づく固定資産の価格等の決定は、町決裁規程 9 条別表第 2 により、税務課長の専決事項とされており、町長個人が直接意思決定したものではないことから、町長個人は、税務課長が決裁した価格等の決定について、損害賠償責任を負うことはない。

9　判決の要旨

(1) 控訴人らが取り消しを求める町長の賦課処分は、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく取消請求の対象となる行政処分に該当せず、また、税額を零円とする賦課処分は、そもそも行政処分として存在しないことから、町長に対する新請求は、いずれも却下する。

(2) 町長個人は、故意又は過失により、補助職員である税務課長が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、指揮監督上の義務を違反したこととなり、損害賠償責任を負うこととなる。しかし、固定資産の評価及び価格の決定については、土地登記簿上の地目が現況と異なる場合、地方税法第 388 条第 1 項に基づく固定資産評価基準により、現況で地目を認定し、評価することとなっており、また、賦課期日における当該土地は、梅、夏ツバキ等の苗木畑及び野菜畑として利用され、耕うん、整地、施肥、除草等の肥培管理が継続的に施されており、この肥培管理の程度、態様等も不適切であったとまで認められないことから、当該土地の地目を農地として認定した上、価格等を決定し、それに基づいて課税処分をした税務課長の行為は、違法であるとはなし難く、町長個人の指揮監督上の義務違反についても、これが認められないため、町長個人に対する請求は、いずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

ー

11　固定資産の区分

ー

12　本事件における評価年度

ー

判番 44

固定資産税の価格決定の違法確認等請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 127 号
東京高裁・平成 9 年（行コ）第 194 号
宇都宮地裁・平成 4 年（行ウ）第　4 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　河内町長（稲垣　稔）、稲垣　稔（町長個人）

5　経過

平成　4 年　3 月 28 日	監査委員へ住民監査を請求
平成　4 年　5 月 12 日	監査委員による棄却の決定
平成　4 年　6 月　8 日	宇都宮地裁へ固定資産税の価格決定の違法確認等を提訴
平成　9 年 10 月 29 日	宇都宮地裁による町長に対する訴えの却下及び町長個人に対する請求の棄却
平成　9 年 11 月 10 日	東京高裁へ固定資産税の価格決定の違法確認等を控訴
平成 11 年 12 月 27 日	東京高裁による町長に対する新請求の却下及び町長個人に対する控訴の棄却
平成 12 年　1 月 18 日	最高裁へ固定資産税の価格決定の違法確認等を上告

6　争点

上告人の主張が不明であり、また、被上告人の主張もこれを行う前に判決が出てしまったことから、争点は不明。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

最高裁に提出した準備書面において上告理由を述べているものの、河内町には当該書面が送付されていないことから、原告の主張は不明。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

主張する前に判決が出てしまったことから、特になし。

9　判決の要旨

当該上告は、その理由が民事事件について最高裁に上告することが許される民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項に規定する事由を主張するものではないことから、却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈

ー

11　固定資産の区分

ー

12　本事件における評価年度

ー

判番 45

固定資産の課税台帳の登録事項に関する審査決定の取消等請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 6 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　　宇都宮地裁・平成 6 年（行ウ）第 5 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　藤岡町長及び藤岡町

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　　審査委員会へ審査申出書を提出

平成　6 年　6 月 23 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年　8 月 12 日　　宇都宮地裁へ固定資産の課税台帳の登録事項に関する審査決定の取消等を提訴

6　争点

(1) 道路と見なされる土地又は建物を建築することができない土地を固定資産課税台帳に登録された地積から控除すべき申出について、これを棄却した審査委員会の審査決定は、適法であるか。

(2) 当該土地の固定資産税については、町の不当利得となるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

(1) 原告が所有する土地のうち 111.9 ㎡は、建築基準法及び栃木県建築条例上、道路と見なされ土地又は建物を建築することができない土地であり、固定資産課税台帳に登録された地積から控除されるべきものであることから、審査委員会が同内容の申出を棄却したことは、違法であり、町長は、当該審査決定を取り消すべきである。

(2) 町は、当該 111.9 ㎡の土地について、固定資産税 3,825 円を不当に利得していることから、当該過誤納金を還付すべきである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

(1) 当該審査決定は、審査委員会が行ったものであり、町長が行ったものではないことから、町長には、被告適格がない。

(2) 町に対する還付請求は、これを争う。

9　判決の要旨

(1) 原告は、町長に対し審査決定の取り消しを求めているが、当該審査決定の取り消しは、これを行った審査委員会を被告として訴えを提起すべきものであり、当該審査決定に関与していない町長に被告適格を認めることができないことから、町長に対する訴えは、却下する。

(2) 原告は、町に対して、公法上の不当利得返還請求権に基づき、過誤納金の還付を求めているものと解されるが、課税処分には、公定力があり、これを取り消すことなく納税相当額の不当利得返還を請求することができないことから、審査決定の取り消しがない本件においては、町に不当利得が存在しないため、町に対する請求は、棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

－

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 6 年度

判番 46

固定資産の課税台帳の登録事項に関する審査決定の取消等請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 7 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 7 年（行コ）第 105 号

宇都宮地裁・平成 6 年（行ウ）第 5 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　藤岡町長

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　　審査委員会へ審査申出書を提出

平成　6 年　6 月 23 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年　8 月 12 日　　宇都宮地裁へ固定資産の課税台帳の登録事項に関する審査決定の取消等を提訴

平成　7 年　6 月 28 日　　宇都宮地裁による町長に対する訴えの却下及び町に対する請求の棄却

平成　7 年　7 月 25 日　　東京高裁へ固定資産の課税台帳の登録事項に関する審査決定の取消等を控訴

6　争点

道路と見なされる土地又は建物を建築することができない土地を固定資産課税台帳に登録された地積から控除すべき申出について、これを棄却した審査委員会の審査決定は、適法であるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

控訴人が所有する土地のうち 111.9 ㎡は、建築基準法及び栃木県建築条例上、道路と見なされる土地又は建物を建築することができない土地であり、固定資産課税台帳に登録された地積から控除されるべきものであることから、審査委員会が同内容の申出を棄却したことは、違法であり、町長は、当該審査決定を取り消すべきである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

当該審査決定は、審査委員会が行ったものであり、町長が行ったものではないことから、町長には、被告適格がない。

9　判決の要旨

控訴人は、町長に対し審査決定の取り消しを求めているが、当該審査決定の取り消しは、これを行った審査委員会を被告として訴えを提起すべきものであり、当該審査決定に関与していない町長に被告適格を認めることができないことから、町長に対する訴えは、却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈

－

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 6 年度

判番 47

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 9 月 5 日

2　裁判所名及び事件番号　　宇都宮地裁・平成 7 年（ワ）第 85 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　栃木県

5　経過

平成　7 年　2 月 22 日　　損害賠償請求出訴

6　争点

①　課税処分の違法を原因として損害賠償請求は可能か。

②　県税事務所長の課税処分には、重大かつ明白な瑕疵があり、無効なものか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

県税事務所長が、原告に対して課した不動産取得税に関し、課税の対象となった分譲マンションの取得について、当該区画の取得については前所有者と原告の間に所有権の争いがあり、当該課税物件は原告の所有となっていなかったものであり、県の課税は、重大かつ明白な瑕疵のあるものであり、無効である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　不動産取得税その他の地方税課税処分に過誤があった場合の救済は、地方税法、行政不服審査法、行政事件訴訟法に定める手続によるべきであり、この手続を経ることなく民事訴訟を提起することは、課税処分の違法性が重大かつ明白なものであること等、特段の事情がある場合を除いて不適法である。

②　原告と前所有者との間で交わした共同事業契約及び完成図面から、本件区画が原告の所有に帰属していると判断できる。

9　判決の要旨

①　課税処分に取消しを求め得る違法があるに過ぎない場合には、当該処分の取消しを得た後にその違法を理由として訴えを提起すべきであるが、行政処分の違法を理由とする民事訴訟について特別の訴訟要件は付されていないから、本件訴えを不適法とする根拠はない。

②　原告と前所有者との共同事業契約等の内容から、原告が本件不動産を取得したと判断したことは合理的なものと肯認できるものであるから、本件課税処分には重大かつ明白な違法は存在しないもので、課税処分を無効とする原告の主張は失当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

なし

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 48

固定資産税賦課徴収懈怠違法確認等請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 5 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　　宇都宮地裁・平成 9 年（行ウ）第 6 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人

[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）

野木町長（金澤　豊）、金澤　豊（町長個人）

5　経過

平成　9 年　3 月 14 日　　監査委員へ住民監査を請求

平成　9 年　5 月 13 日　　監査委員による合議が不調のまま終了

平成　9 年　6 月 12 日　　宇都宮地裁へ固定資産税賦課徴収懈怠違法確認等を提訴

6　争点

(1) 町が文化会館の用地として有料賃借している土地について、町長が平成 5 年度から平成 8 年度までの固定資産税を免除したことは、適法であるか。

(2) 当該土地について、賦課及び徴収を行わなかった町長個人は、損害賠償責任を負うこととなるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

(1) 町が文化会館の用地として有料賃借している土地は、平成 5 年度から平成 8 年度までの固定資産税が免除されているが、町税条例に課税免除の規定が存在しないこと、土地の所有者からの減免申請がない以上、減免が行われていないと解されること、減免の事実は秘匿されており、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」に該当すること等から、町長が賦課及び徴収を怠った事実は、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、違法であることを確認する。

(2) 町長個人は、当該土地について、本来、賦課及び徴収を行うべきであるにもかかわらず、これを違法に怠っていることから、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、徴収すべき税額を町に対して損害賠償すべきである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

(1) 町長に対する訴えは、町税条例第 72 条の減免規定には地方税法第 6 条に基づく課税免除が混在していること、減免申請は土地の所有者に代わって町教育長が行っていること、本件監査請求は請求期間を徒過しており、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」も存在しなこと等から、不適法である。

(2) 当該土地の賃料は、固定資産税を賦課しない代わりに、固定資産税相当額を上乗せしないものを支払っており、町に何ら損害を与えていないことから、町長個人は、損害賠償責任を負うことはない。

9　判決の要旨

(1) 平成 5 年度については、一旦確定した租税債権を放棄しており、地方税法第 367 条に基づく減

免が行われているといえることから、町長が徴収を怠る事実の存否は、減免という財務会計行為の違法の有無に帰着し、監査請求の期間制限も、当該減免を基準として適用することが相当であるため、本件監査請求は、請求期間を徒過していることが明白である。

また、町議会において町担当者が減免する方向で検討中である旨答弁していること、平成 6 年度予算に固定資産税相当額の支出が計上されていないこと等を勘案すると、当該減免の存在及び内容は、住民において相当の注意力をもって調査すれば知ることができたものと認めるのが相当であることから、監査請求期間を徒過したことについて、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」は存在しないというべきである。

したがって、町長に対する平成 5 年度の訴え及び町長個人に対する同年度の請求は、適法な監査請求を経たものではないことから、いずれも却下する。

(2) 平成 6 年度から平成 8 年度までについては、そもそも租税債権が成立していないことから、平成 5 年度と異なり、監査請求の期間制限の適用がなく、町長が賦課及び徴収を怠ったことの違法性が問題となる。

しかし、町税条例第 72 条の減免規定は、地方税法第 6 条に基づく課税免除を包括していると解されることから、町長が賦課及び徴収を行わなかった行為は、課税免除を行ったものであるというべきである。

また、当該課税免除には、町長の判断に裁量権の逸脱があったことを窺わせる証拠がなく、課税免除の申請も、土地の所有者に代わり町教育長が行っていることから、違法の問題は生じない。

したがって、町長に対する平成 6 年度から平成 8 年度までの訴え及び町長個人に対する同年度の請求は、町長が賦課及び徴収しなかったことについて違法性がないことから、いずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

－

11　固定資産の区分

－

12　本事件における評価年度

－

固定資産税賦課徴収懈怠違法確認等請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 9 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 92 号
宇都宮地裁・平成 9 年（行ウ）第 6 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人

[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）

野木町長（金澤　豊）、金澤　豊（町長個人）

5　経過

平成　9 年　3 月 14 日	監査委員へ住民監査を請求
平成　9 年　5 月 13 日	監査委員による合議が不調のまま終了
平成　9 年　6 月 12 日	宇都宮地裁へ固定資産税賦課徴収懈怠違法確認等を提訴
平成 10 年　5 月 14 日	宇都宮地裁による町長に対する平成 5 年度の訴え及び町長個人に対する同年度の請求の却下並びに町長に対する平成 6 年度から平成 8 年度までの訴え及び町長個人に対する同年度の請求の棄却
平成 10 年　5 月 27 日	東京高裁へ固定資産税賦課徴収懈怠違法確認等を控訴

6　争点

(1) 町が文化会館の用地として有料賃借している土地について、町長が平成 5 年度から平成 8 年度までの固定資産税を免除したことは、適法であるか。

(2) 当該土地について、賦課及び徴収を行わなかった町長個人は、損害賠償責任を負うこととなるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

(1) 町が文化会館の用地として有料賃借している土地は、平成 5 年度から平成 8 年度までの固定資産税が免除されているが、町税条例に課税免除の規定が存在しないこと、土地の所有者からの減免申請がない以上、減免が行われていないと解されること、減免の事実は秘匿されており、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」に該当すること等から、町長が賦課及び徴収を怠った事実は、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、違法であることを確認する。

(2) 町長個人は、当該土地について、本来、賦課及び徴収を行うべきであるにもかかわらず、これを違法に怠っていることから、地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、徴収すべき税額を町に対して損害賠償すべきである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

(1) 町長に対する訴えは、町税条例第 72 条の減免規定には地方税法第 6 条に基づく課税免除が混在していること、減免申請は土地の所有者に代わって町教育長が行っていること、本件監査請求は請求期間を徒過しており、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」も存在しなこと等から、不適法である。

(2) 当該土地の賃料は、固定資産税を賦課しない代わりに、固定資産税相当額を上乗せしないものを支払っており、町に何ら損害を与えていないことから、町長個人は、損害賠償責任を負うことはない。

9　判決の要旨

(1) 平成 5 年度については、一旦確定した租税債権を放棄しており、地方税法第 367 条に基づく減免が行われているといえることから、町長が徴収を怠る事実の存否は、減免という財務会計行為の違法の有無に帰着し、監査請求の期間制限も、当該減免を基準として適用することが相当であるため、本件監査請求は、請求期間を徒過していることが明白である。

また、町議会において町担当者が減免する方向で検討中である旨答弁していること、平成 6 年度予算に固定資産税相当額の支出が計上されていないこと等を勘案すると、当該減免の存在及び内容は、住民において相当の注意力をもって調査すれば知ることができたものと認めるのが相当であることから、監査請求期間を徒過したことについて、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」は存在しないというべきである。

したがって、町長に対する平成 5 年度の訴え及び町長個人に対する同年度の請求は、適法な監査請求を経たものではないことから、いずれも却下する。

(2) 平成 6 年度から平成 8 年度までについては、そもそも租税債権が成立していないことから、平成 5 年度と異なり、監査請求の期間制限の適用がない。

また、町税条例第 72 条の減免規定は、地方税法第 6 条に基づく課税免除を包括していると解されるが、土地所有者から課税免除の申請がないことから、町長が賦課及び徴収を行わなかった行為は、課税免除を行ったものではなく、違法な不作為というべきである。

仮に、土地所有者から申請があった場合であっても、当該土地は、町が公益のために有料で直接専用しており、町税条例第 72 条第 1 項第 2 号で「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」と規定されている以上、これを同条同項第 4 号の「前号に掲げるもののほか、特別な事由があると町長が認めたときは、・・・」との規定に該当させることができないことから、課税免除を行う余地はない。

したがって、町長に対する平成 6 年度から平成 8 年度までの訴えは、町長が賦課及び徴収しなかったことは違法な不作為となることから、これを認容する。

しかし、町長個人に対する同年度の請求は、町は賦課しない代わりに、土地所有者に対する当該相当額の支払いを免れており、何ら損害を被っていないことから、いずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

－

11　固定資産の区分

－

12　本事件における評価年度

－

判番 50

不動産取得税賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　昭和 56 年 10 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　宇都宮地裁・昭和 52 年（行ウ）第 1 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　栃木県宇都宮県税事務所長・栃木県

5　経過

昭和 52 年　1 月	栃木県知事に審査請求書提出
昭和 52 年　3 月 31 日	栃木県知事による棄却の裁決
昭和 52 年　6 月 27 日	賦課処分の取消と支払った税金の返還を求める訴訟提起

6　争点

①　新築工事中の家屋は、どの程度まで完成したときに不動産取得税及び固定資産税の課税客体となりうるか。

7　原告の主張

①　原告が昭和 51 年 8 月 18 日に訴外会社から承継取得した家屋について、被告県税事務所長は昭和 50 年 1 月 2 日以降に新築され、固定資産課税台帳に登録し得るようになったとの判断の下に、昭和 51 年度に適用される基準により課税標準を定めたが、本件家屋は、遅くとも昭和 49 年 11 月 28 日までに完成しているものであり、事実を誤認した課税である。

②　本件処分は、①のとおり違法であるから、原告が被告栃木県に対して納付した額の返還を求める。

8　被告の主張

新築中の家屋については、当該家屋がその種類、構造、用途等を考慮して、その本来の用途に現実に使用できる程度に完成した時点で、不動産取得税等の課税客体となると解され、「最初の使用が行われた日」とは、工事のために使用したり、工事中に仮使用したりする場合を除く、本来の用途に使用した日と解すべきであり、本件家屋については、その使用の実態等から、昭和 50 年 2 月 25 日というべきである。

9　判決の要旨

建物としての構造上必要不可欠とされる主要構造部を備え、社会通念上、土地から独立した 1 個の不動産として取引又は利用の対象とされ得る程度までに達したときは、必ずしも建築工事のすべてが完了していなくとも、固定資産税の課税客体となると解するのが相当であり、本件建物は、昭和 50 年 1 月 1 日当時、一部に工事の未了部分があったが、これらの条件を満たし、固定資産税の課税客体となりうる状態になっていた。よって、昭和 51 年度における固定資産評価基準にいう「新増分の家屋」にあたるとした被告県税事務所長の賦課決定は誤りであり、本件処分は全部違法として取消しを免れない。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 51

不動産取得税賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　昭和 57 年 11 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・昭和 56 年（行コ）第 80 号
宇都宮地裁・昭和 52 年（行ウ）第 1 号

3　控訴人及び訴訟代理人　栃木県宇都宮県税事務所長

4　被控訴人　[redacted]

5　経過

昭和 52 年　6 月 27 日	第 1 審訴訟提起
昭和 56 年 10 月 15 日	第 1 審宇都宮地裁判決 原告勝訴
昭和 56 年 10 月 27 日	被告宇都宮県税事務所長による控訴

6　争点

①　新築工事中の家屋は、どの程度まで完成したときに不動産取得税及び固定資産税の課税客体となりうるか。

7　控訴人の主張

固定資産評価基準においては、建物の評点数を算出するために、家屋の構造を各仕上げを含む各部分に区分した基準表を設定しており、この評価方法からも、建築途中の建物が固定資産税の課税の対象になるためには、当該家屋の建築にかかる一連の工事の段階においてそれ以上家屋の価格の増加を期待できない程度に工事を完了したと認められる状態に達したことを要すると解される。

8　被控訴人の主張

第 1 審と同様

9　判決の要旨

①　資産価値に着目して課税する固定資産税制のもとでは、建築途上の建物の課税対象となる時期を不動産登記法上建物として取り扱う時期と同一に解するのは相当でない。

②　固定資産評価基準による評価の方法等から、建築途中の建物が固定資産税の課税対象となるのは、当該家屋の一連の建築工事の過程において、課税目的に照らしこれ以上当該家屋に価格の増加が把握できない程度に工事が完了したと認められる状態、当該家屋の本来の用途に応じ現実に使用収益が可能な程度に工事が完了した状態に達することを要すると解する。

③　本件建物については、昭和 50 年 1 月 1 日現在、固定資産税の課税対象となり得る状態にはなく、控訴人がこれを前提として課した不動産取得税賦課決定に誤りはない。

④　原判決の控訴人に関する部分を取り消す。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 52

不動産取得税賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　昭和 59 年 12 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・昭和 58 年（行ツ）第 19 号
東京高裁・昭和 56 年（行コ）第 80 号
宇都宮地裁・昭和 52 年（行ウ）第 1 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　栃木県宇都宮県税事務所長

5　経過

昭和 52 年　6 月 27 日	第 1 審訴訟提起
昭和 56 年 10 月 15 日	第 1 審宇都宮地裁判決　原告勝訴
昭和 56 年 10 月 27 日	被告宇都宮県税事務所長による控訴
昭和 57 年 11 月 30 日	控訴審（東京地裁）判決　被告勝訴
昭和 58 年 12 月 16 日	原告、最高裁へ上告

6　争点

①　新築工事中の家屋は、どの程度まで完成したときに不動産取得税及び固定資産税の課税客体となりうるか。

7　上告人の主張

原判決は、建築途上の家屋がどの程度まで建築されたときに固定資産税の課税対象となるかについての判断を誤ったものである。

8　被上告人の主張

原判決の判断には誤りがないものである。

9　判決の要旨

①　固定資産税は、家屋等の資産価値に着目し、その所有という事実に担税力を認めて課する一種の財産税であるところ、家屋の新築の場合は、一連の新築工事が完了した段階において初めて家屋としての資産価値が定まり、その正確な評価が可能になる。

②　本件建物は、昭和 51 年 1 月 1 日現在においては、一連の新築工事が未だ完了しておらず、固定資産税の課税客体となっていなかったもので、昭和 51 年度においては固定資産評価基準にいう「新増分の家屋」に該当するものであり、これと同旨の原審の判断は是認することができる。

10　公刊の有無及び判例評釈

最高裁判所民事判例集 38 巻 12 号 1287 頁
裁判所時報 907 号 1 頁
判例時報 1143 号 60 頁
判例タイムズ 548 号 130 頁
金融・商事判例 714 号 45 頁

【参照法令】地方税法 73 条の 21

地方税法 341 条

【判例評釈】碓井光明・租税判例百選＜第 3 版＞（別冊ジュリスト 120）120〜121 頁 1992 年 12 月

菊池伸・税理 29 巻 10 号 131〜136 頁 1986 年 9 月

吉良実・判例評論 319（判例時報 1157）号 36〜41 頁 1985 年 9 月

佐藤英明・法学協会雑誌 106 巻 2 号 158〜172 頁 1989 年 2 月

税務事例 17 巻 3 号 25 頁 1985 年 3 月

泉徳治・ジュリスト 834 号 60〜61 頁 1985 年 4 月 15 日

泉徳治・法曹時報 38 巻 5 号 201〜214 頁 1986 年 5 月

法曹時報 57 巻 5 号 142 頁 1985 年 4 月

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

榛名町地方税賦課処分等取消請求事件

1　判決年月日　平成 3 年 10 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　前橋地裁　昭和 62 年（行ウ）第 7 号

3　原告　[redacted]

4　被告　榛名町長　石井　清一

5　経過

昭和 62 年　8 月 10 日	榛名町へ異議申立書提出
昭和 62 年　9 月　8 日	棄却決定通知
昭和 62 年 10 月　3 日	地方税賦課処分等取消請求提訴

6　争点

税の算出根拠となる地積の適法性について

7　原告の主張

昭和 47 年実施の国土調査に基づく地積は、不正な方法で行われているので無効であり、これに基づく固定資産税の課税並びに固定資産税額に基づく国民健康保険税資産割分の課税処分の取消を求めるものである。

1　被告の主張

地方税法により登記簿地積に基づき土地の固定資産税を算出し、国民健康保険税の資産割分も算出し課税処分しており、適法である。

2　判決の要旨

土地に対する固定資産税は、地方税法等諸法規により土地登記簿に記載されている所有者に対しては、その登記簿に登記されている所有者に対しては、その登記上の地積等を転記した土地課税台帳に登録されてた価格に従い賦課される旨規定され、その算出の基礎は、固定資産評価基準により、土地登記簿に記載されている地積によるものとされている。したがって、更正登記等により訂正されない限り適法性を具備すると解される。本件土地の登記簿記載に基づく原告への固定資産税賦課処分は適法である。　また、国民健康保険税の課税標準額の項目の 1 つである資産割額も同様適法である。したがって、原告の本訴請求は理由がないので棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土　　地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 62 年度

判番 54

水上町固定資産税課税不服の審査申出に対する決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成４年12月　４日

2　裁判所名及び事件番号　　前橋地裁・平成３年（行ウ）第５号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　水上町固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成３年　４月30日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成３年　６月　７日　　審査委員会による棄却の決定

平成３年　９月　２日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

１．家屋の固定資産評価の方法等について

（一）本件家屋の木造部分の評価が適法であるか。

（二）実際の建築費を超える評価が適法であるか。

（三）本件平成三年度評価の手続き及び方法が適法であるか。

２．次の部分別評価の適法性について

（一）屋根仕上げ

（二）天井仕上げ

（三）基礎工事

（四）外部仕上げ

（五）仮設工事

（六）その他の工事及び建物部

7　原告の主張

１．主体構造について

本件建物はコンクリートブロック造として評価されているが、この部分は全体の 31%を占めるのみで、本来は木造家屋と同様に評価されるべきものである。

２．衛生設備等について

本件建物の衛生設備について、建築費用を超える評価がなされている。その他の項目についても同様の評価がなされた。

３．屋根仕上げについて

施工されていない屋根仕上げについて、屋根仕上げがなされているものとして本件当初評価がなされた。

４．天井仕上げについて

吹き抜けのままの状態であるのに、天井仕上げがなされているものとして本件当初評価がなされた。

8　被告の主張

１．本件当初評価のうち原告が誤りとして指摘する点について

（一）主体構造について

本件建物は、その主体構造がコンクリートブロック造であって、非木造家屋として評価されるべきものであり、被告のした本件建物の主体構造についての評価は適法である。

（二）実際の建築費より評価が高い点について

家屋の評価基準は、家屋所有者個人の主観的事情を斟酌すべきでなく、客観的にどの程度の（再）建築費を要するかが評価の基準となるのもである。

（三）屋根仕上げについて

非木造基準表の定めるところによれば、陸屋根に関しては、防水仕上げの施工等をも評価の対象としている。したがって、陸屋根の構造を有する本件建物は、屋根仕上げを有するものである。

（四）天井仕上げについて

本件基準表に照らした本件再評価の結果、本件当初評価で把握されたとおりの状況が認められたものの、検算の結果、当初評価よりも高い評点とするのが正しい数字であったことが判明した。

２．本件当初評価の修正について

本件再評価の結果、次のとおり、本件当初評価よりも高い評点を付設するべき部分が存在する。

（一）基礎工事

（二）外部仕上げ

（三）仮設工事

（四）その他の工事

３．本件建物の再評価について、当初評価を上回るものであるから、本件建物についての平成三年度評価は適法なものであり、本件審査申出は理由がない。

9　判決の要旨

○主文

一、原告の請求を棄却する。

二、訴訟費用は原告の負担とする。

○争点についての判断

一、争点１について

１．争点１（一）について

本件建物は、主体構造を補強コンクリートブロック造とする民宿旅館と認められるから、非木造基準表のホテル等の構造の区分に従って再建築費評点を算出すべきものである。

そうすると、本件建物を他の木造家屋の評価額と対比させて、本件の評価方法を違法とする原告の主張は失当である。

２．争点１（二）について

家屋の評価基準は、家屋所有者個人の主観的事情を斟酌すべきでなく、客観的にどの程度の再建築費を要するかが評価の基準となるものである。

したがって、衛生設備をはじめとする各項目についての評価は、何ら違法ではなくこの点についての原告の主張も失当である。

３．争点１（三）について

本件当初評価を前提とする批准方式の固定資産評価の手続き及び方式は、いずれも適法と認められ、他に何らの瑕疵も認められない。

二、争点２について

１．争点２（一）について

再評価の評点は適法というべきである。

２．争点２（二）について

実際の評点数は、本件当初評価評点数及び被告の主張する評点数を下回るものであるから本件天井仕上げの評点数は実際の評点数の限度において維持されるものである。

３．争点３（三）について

再評価の評点は適法というべきである。

４．争点２（四）について

再評価の評点は適法というべきである。

５．争点２（四）について

再評価の評点は適法というべきである。

６．争点２（六）について

再評価の評点は適法というべきである。

また、その余りの部分の評価についても、本件当初評価の評点数が、正当なものと認められる。

三、以上のとおり、本件平成三年度評価において、一部減点すべきであったことが認められるものの、その他の項目については、前認定のとおり評点数を増加させるべきものがあり、結局総評点数が本件当初評価を上回ることになるから、評価は適正になされたというべきであり、これを前提にした被告の本件決定は適法と認められる。

よって、原告の請求は理由のないことからこれを棄却し、訴訟費用の負担について行政事件訴訟第七条、民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成３年度

判番 55

水上町固定資産税課税不服の審査申出に対する決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成５年８月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成４年（行コ）第 147 号
（前橋地裁・平成３年（行ウ）第５号）

3　控訴人及び訴訟代理者　[redacted]

4　被控訴人　水上町固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成　３年　４月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　３年　６月　７日	審査委員会による棄却の決定
平成　３年　９月　２日	審査決定取消訴訟提訴
平成　４年 12 月　４日	前橋地裁にて判決言渡
平成　４年 12 月 16 日	原告、東京高裁へ控訴

6　争点

本件建物の主体構造はコンクリートブロック造として評価されているが、これは適正な評価か。

7　控訴人の主張

コンクリート造の部分は本件建物の 31％を占めるのみで他は木造であるから、本件建物（少なくとも木造部分）は木造家屋と同様に評価されるべきものである。

8　被控訴人の主張

自治大臣の定めた固定資産評価基準によれば、家屋の評価額の決定は、まず家屋をその主体構造により木造、非木造に区別し、それぞれの評価基準の定める木造家屋再建築費評点基準表又は非木造家屋再建築費評点基準表に従って部分別に評点数を付設し、その合計により再建築評点を算出した上で、これに木造、非木造の区別により各別に定められた経年減点補正率を乗じて評点数を決定し、最後に評点一点あたりの価格を乗じてなされるのもである。本件建物は、その主体構造がコンクリートブロック造であって、非木造家屋として評価されるべきものである。

9　判決の要旨

○主文

一、本件控訴を棄却する。

二、控訴費用は控訴人の負担とする。

○結論

本件建物の評価は、水上町長の決定を是認し、控訴人の審査の申出を棄却した本件決定は、適法であるというべきである。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないことからこれを棄却することとし、行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第三八四条、九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 128 号 18 頁

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成３年度

判番 56

伊勢崎市固定資産税評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 9 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　　前橋地裁・平成 6 年（行ウ）第 5 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　伊勢崎市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　5 月 27 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年　7 月 20 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　固定資産評価基準の違憲性（法令違憲）

②　固定資産評価基準に基づく本件評価決定の違憲性（適用違憲）

③　立法形式からみた固定資産評価基準の違憲性

④　本件評価決定の固定資産評価基準違反

⑤　本件評価決定における評価の違法性

⑥　本件評価決定における手続違反（実地調査の欠陥）

⑦　審査手続の違法性

（一）審査手続（口頭審査）における説明不十分

（二）審査決定の理由不備、遺脱

7　原告の主張

①　別紙 1 のとおり

8　被告の主張

①　別紙 2 のとおり

9　判決の要旨

①　土地の評価は売買実例価格から求める正常売買価格に基づいて適正な評価を評定する方法によるとしている。

②　課税標準としていかなる評価方法をとるかは立法政策の問題であって、このことは、立法府の裁量に委ねられているので、固定資産評価基準が著しく不合理とはいえない。

③　固定資産評価基準の合理性が是認される以上、本件土地の評価を行ったことで違憲であるとはいえず、地価公示価格と同水準まで引き上げられたとしても、原告の生存権等を脅かすものであるとの事実については、その具体的な主張立証がない。

④　基準年度の前々年度の 7 月 1 日を調査基準日として賦課期日における価格を評価することは、技術的にやむを得ない措置というべきである。

⑤標準宅地の選択に不合理はなく、側方加算についても公衆用道路の地目であり認定の誤りはない。

10　公刊の有無及び判例評釈　　判例タイムス 937 号 129 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本件における評価年度　　平成 6 年度

別紙　1

原告側の主張

(1) 固定資産評価基準の違憲性（法令違憲）

生存権的財産であるので、利用価格（収益還元価格）により価格を決定すべき。

(2) 固定資産評価基準に基づく、本件評価決定の違憲性（適用違憲）

自治省の諸通知は、「適正な時価」を適用するにあたり、土地価格の高騰の影響を、生存権的土地所有にも及ぼし、著しく不合理である。

(3) 立法形式からみた固定資産評価基準の違憲性

固定資産税は、地方公共団体固有の税であり、租税条例主義によるべきであって、固定資産評価基準は、基準にならない。

又、固定資産評価基準及び依命通達は、租税法律主義に違反し、無効である。

(4) 固定資産評価基準違反

「適正な時価」は、平成 6 年 1 月 1 日時点のそれであるべきだが、平成 5 年 1 月 1 日時点の価格を基準としており、違反である。

(5) 評価の違憲性

①　標準宅地選択の判断誤り・・・・他に適切な土地がある。

②　側道加算における側道認定の誤り・・・・袋地の私有地を認定している。

(6) 手続違反（実地調査の欠陥）

法第 408 条の年 1 回の実地調査を実施していない。

(7) 審査手続の違法性

①　口頭審理の説明が不十分

又、標準宅地を〇〇付近とし、特定していない。

②　審査決定の理由不備・遺脱

評価庁の答弁を援用しているだけ。

又、側道認定の当否判断が遺脱している。

別紙　2

被告側の主張

(1) 課税標準として、いかなる評価方法をとるかは、立法政策の問題である。著しく不合理でない限り、違憲でない。

(2) 固定資産評価基準は、自治大臣の定めるものであり、市町村は、それにより価格を決定しなければならない。

(3) 地方公共団体は、国から完全に独立な存在ではありえず、租税法律主義の制限を受ける。

又、固定資産評価基準は、市町村長が固定資産の価格を決定するに当たって、法的に基準たりうる。

(4) 基準年度の賦課期日から評価事務に要する期間を遡った時点を基準として、賦課期日における価格を評価することは、地方税法上当然に予定している。

(5) ①不合理な点はない。又、原告主張の土地は適切でない。

②公衆用道路であり、誤っていない。

(6) 平成 4 年度に全棟全筆調査、平成 5 年度に新築家屋調査、土地現況調査、平成 6 年度に申出土地の実地調査を実施している。

(7) ①手順の概要、評価方法を説明している。

又、プライバシー保護の見地から、自治省通知に基づいて表現している。

②概略を具体的に知りうる程度の数値、根拠を記載している。

又、側方路線加算の数式は記載しており、瑕疵はない。

伊勢崎市固定資産税評価審査決定取消控訴事件

1　判決年月日　平成 10 年 1 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 8 年（行コ）第 117 号

（原審・前橋地裁・平成 6 年（行ウ）第 5 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　伊勢崎市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　8 年 10 月　7 日　口頭弁論期日呼出し状受理

平成　8 年 12 月　5 日　第 1 回口頭弁論

↓　↓

平成　9 年　9 月 30 日　第 5 回口頭弁論

6　争点

①　第一審判決を取消すこと

②　委員会の棄却決定を取消すこと

③　正面単価及び側方加算に誤りがあり、適正価格を超える部分を取消すこと

7　控訴人の主張

①　原判決の取消

②　棄却した被控訴人の決定を取消

③　価格について、超過部分を取消

8　被控訴人の主張

①　控訴人の主張に対して、いずれも争う。

9　判決の要旨

①　賦課期日である当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日であり、本件についていえば、平成 6 年 1 月 1 日時点における客観的価格をもって登録すべきこととなる。したがって、当該土地について固定資産評価基準に基づいてされた評価が賦課期日における土地の客観的価格を上回る場合には、その限度において違法となるものと言うべきである。本件については、平成 6 年 1 月 1 日の本件土地の客観的価格を上回るものとは認められない。

②　標準宅地の選択及び側方路線加算について、認定判断を不当とする証拠は見当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　税 1998 年 6 月号 100 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 58

桐生市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 7 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　　前橋地裁・平成 8 年（行ウ）第 4 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　桐生市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　7 年 10 月　5 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 11 月　2 日　　審査委員会による却下の決定

平成　8 年　2 月　1 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　原告の異議申立書による申立てが、行政不服審査法 58 条の規定に基づく不服申立てであって審査申出期間を定めた地方税法 432 条 1 項の規定の適用がないものであるかどうか。

②　審査申出期間経過を理由とする審査申出却下決定が権利の濫用に当たり無効であるかどうか。

7　原告の主張

①　固定資産課税台帳登録が広報に掲載されていない。したがって、本件訴訟は、教示がないため審査の法定申出期間は適用されず、直ちに審査請求ができる。

②　評価額が高く異議を申し出たが、同市職員から、本件建物は高層であるため、群馬県が評価したものであるから桐生市には関係がないと言われ、申出を拒絶された。しかし、評価をするのは被告であることが判明したので、同年 10 月 5 日付けで異議の申立てをした。市職員は、異議申立官庁が被告であるのを充分知りながら故意に群馬県であるなどと教示し、そのため、異議期間を経過したのである。また、地方税法 393 条が規定する通知がされていない。よって、この事実関係の下において被告が期間経過を主張するのは、納税義務者を軽視した権利の濫用行為であって無効である。

8　被告の主張

本件建物は、新築のため、群馬県知事が不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定し、桐生市長はそのその通知に基づき評価調書を作成し、固定資産評価額を決定し、その価格を固定資産課税台帳に登録した。

固定資産課税台帳の縦覧は法に基づき行われており、原告が異議の申出をした時は既に審査の申出期間は過ぎていた。

9　判決の要旨

①　固定資産課税台帳への価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対し審査の申出をする方法によってのみできる。したがって、原告の主張は、採用するこ　とができない。

②　固定資産課税台帳は毎年 3 月 1 日から同月 20 日までの間、関係者の縦覧に供さなければならないと規定し、さらに、市町村長は災害その他特別の事情の時は、毎年 3 月 21 日以後に縦覧期間を設けることができる。平成 7 年度は地方税法の改正のため、桐生市長は、群馬県内の他の 10 市と申し合わせを行い、縦覧期間を平成 7 年 4 月 3 日から　同月 24 日までの間と決定し、固定資産課税台帳を関係者の縦覧したことが認められる。

固定資産課税台帳に登録された事項について不服の場合は、縦覧期間の初日からその末日後 10 日までの間において、文書をもって、審査の申出をするが、原告が審査を行っのは同年 10 月 5 日であるから、審査の申出が不服申出期間経過後で、申出期間経過　を理由に原告の審査申出を却下した被告の決定は、相当である。

③　原告が本件に関し市職員に対し苦情を初めて述べたのは平成 7 年 6 月ころであり、審査申出期間が経過した後で、たとえ原告が主張する事実があったとしても、このことは前記結論を左右するものではない。

④　原告は、法 393 条に定める通知がなかった旨主張するが、同条の規定は、道府県知事又は自治大臣が法 389 条 1 項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、その価格等を当該固定資産の所有者に通知しなければならないとす　るものであるところ、本件価格決定は、同条項によって、固定資産の価格等を決定した　場合に該当しないことは明かであるから、原告の主張は採用することができない。

10　公刊の有無及び判例評釈　　無

11　固定資産の区分　　建物（単独）

12　本事件における評価制度　平成 7 年度

判番 59

桐生市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 8 年 11 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 8 年（行コ）第 103 号
（原審・前橋地裁・平成 8 年（行ウ）第四号）

3　控訴人　　[redacted]

4　被控訴人　　桐生市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　7 年 10 月　5 日　　審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年 11 月　2 日　　審査委員会による却下の決定
平成　8 年　2 月　1 日　　審査決定取消訴訟提訴
平成　8 年　7 月 23 日　　判決
平成　8 年　8 月 11 日　　控訴

6　争点

①　原告の異議申立書による申立てが、行政不服審査法 58 条の規定に基づく不服申立てであって審査申出期間を定めた地方税法 432 条 1 項の規定の適用がないものであるかどうか。

②　審査申出期間経過を理由とする審査申出却下決定が権利の濫用に当たり無効であるかどうか。

7　控訴人の主張

①　固定資産課税台帳登録の縦覧期間が広報に掲載されていない。したがって、本件訴訟は、教示がないため審査の法定申出期間は適用されず、直ちに審査請求ができる。

②　評価額が高く異議を申し出たが、同市職員から、本件建物は高層であるため、群馬県が評価したものであるから桐生市には関係がないと言われ、申出を拒絶された。しかし、評価をするのは被告であることが判明したので、同年 10 月 5 日付けで異議の申立てをした。市職員は、異議申立官庁が被告であるのを充分知りながら故意に群馬県であるなどと教示し、そのため、異議期間を経過したのである。また、地方税法 393 条が規定する通知がされていない。よって、この事実関係の下において被告が期間経過を主張するのは、納税義務者を軽視した権利の濫用行為であって無効である。

③　前橋地裁・平成 8 年（行ウ）第四号の判決につき、全部不服であるので控訴する。

8　被控訴人の主張

①本件建物は、新築のため、群馬県知事が不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定し、桐生市長はその通知に基づき評価調書を作成し、固定資産評価額を決定し、その価格を固定資産課税台帳に登録した。

固定資産課税台帳の縦覧は法に基づき行われており、原告が異議の申出をした時は既に審査の申出期間は過ぎておりました。

②　原審判決のとおりであり、主張はそのまま維持する。

9　判決の要旨

本件決定に取り消す事由がなく、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であるため、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　　無

11　固定資産の区分　　建物（単独）

12　本事件における評価制度　　平成 7 年度

判番 60

桐生市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 9 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　前橋地裁・平成 10 年（行ウ）第 2 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　桐生市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 25 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年 11 月 27 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　2 月 17 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

平成 9 年度の評価決定の適法性

7　原告の主張

①　評価基準による評価は、完成建物を対象としているところ、本件建物には[redacted]の手抜き工事による瑕疵が多数あるから、本件建物の評価については、評価基準は基準とならない。

②　また、本件建物に対する平成 9 年度の固定資産評価は、[redacted]が作成した本件見積書を算出の基礎としているところ、本件建物には多数の瑕疵があり、本件見積書に記載された数量と実際に施工された数量には相違があるから、評価額の算出にあたっては、本件見積書に記載された数量ではなく、実際の数量をあてはめて評価すべきである。

したがって、本決定は違法である。

8　被告の主張

①　本件建物は地方税法による評価基準によって評価を行ったので妥当である。

②　本件見積書による評価額の算出については、原告が鑑定書等の資料が未提出のため、この見積書を基礎とした被告の審査が違法となるものではない。

9　判決の要旨

①　新築により固定資産課税台帳に価格が登録されていない不動産は、県知事が不動産取得税の価格を決定しこれにより市の固定資産評価員が評価調書を作成し、評価額を決定し、固定資産課税台帳に登録する。

②　本件建物は屋根及び周壁を有し、土地に定着する一個の建造物であるため、課税対象となる家屋に該当し地方税法の規定により固定資産評価額が評価される。

③　本件建物の評価額は見積書、設計図面に記載された数量とすると、評価基準に則し適正なものである。

④　原告は、本件建物には瑕疵があり、評価額が高すぎると主張するが、上記のとおり評価額は、評価基準に則して評価しており合理性を有する。また、原告は、評価額が不相当である客観的な資料を出していない以上申出は認められない。

他に、本件決定に違法な点は見あたらない。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

11　固定資産の有無

建物（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度

判番 61

桐生市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 6 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 284 号
（原審：前橋地裁・平成 10 年（行ウ）第 2 号）

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　桐生市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 25 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年 11 年 27 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　2 月 17 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　9 月 29 日	判決
平成 12 年 10 月 11 日	控訴

6　争点

平成 9 年度の評価決定の適法性

7　控訴人の主張

①　評価基準による評価は、完成建物を対象としているところ、本件建物には[redacted]の手抜き工事による瑕疵が多数あるから、本件建物の評価については、評価基準は基準とならない。

②　また、本件建物に対する平成 9 年度の固定資産評価は、[redacted]が作成した本件見積書を算出の基礎としているところ、本件建物には多数の瑕疵があり、本件見積書に記載された数量と実際に施工された数量には相違があるから、評価額の算出にあたっては、本件見積書に記載された数量ではなく、実際の数量をあてはめて評価すべきである。

したがって、本決定は違法である。

③　本件建物の建築を請け負った[redacted]の控訴人に対する建築請負代金請求事件の判決では、瑕疵工事を認めている。よって公正で納得できる税負担を念願し控訴の申立をする。

8　被控訴人の主張

①　本件建物は地方税法による評価基準によって評価を行ったので妥当である。

②　本件見積書による評価額の算出については、原告が鑑定書等の資料が未提出のため、この見積書を基礎とした被告の審査が違法となるものではない。

③　控訴人の控訴理由については、第一審の被控訴人の主張に反する控訴人の、従前どおり、または新たな主張はすべて否認し、控訴人の法的見解について争う。

9　判決の要旨

①　控訴人の本件請求は理由がないので棄却する。

②　地方税法の規定に基づいて評価、算出しており、控訴人の主張は客観的裏付けに欠けている。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

11　固定資産の区分

建物（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度

判番 62

所沢市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 4 日　原告の取下により終了

2　裁判所名及び事件番号　さいたま地裁・平成 11 年（行ウ）第 39 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　所沢市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 11 年　6 月 18 日	審査委員会による却下の決定
平成 11 年　9 月 17 日	審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

争点の整理がされる前に原告の取り下げ

7　原告の主張

形式上、下落修正に対する申出に該当しないとして却下したことは違法である

8　被告の主張

補正命令に従わず、「審査の申出の趣旨及び理由」が不適法であり却下は正当である

9　判決の要旨　原告の取り下げ

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 63

本庄市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 3 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　　浦和地裁・平成 11 年（行ウ）第 34 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　本庄市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　4 月 28 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 11 年　6 月　5 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 11 年　8 月 10 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　本庄市長の答弁書に押捺された公印「埼玉県本庄市長之印税務課専用」が本庄市公印規程及び本庄市職務分担規程に違反し、作成手続に重大な違法があるのか。

②　固定資産税の課税自体が、地方税法第 5 条第 2 項の規定に違反し、違法であるのか。

7　原告の主張

①　固定資産評価審査委員会の決定に至る審査の段階において、本庄市長が提出した答弁書に押捺されている「埼玉県本庄市長之印税務課専用」の公印は、本庄市公印規程及び本庄市職務分担規程に違反しており、答弁書の作成手続に重大な違法があるから、このような違法で無効な答弁書を正式なものとして取り扱った決定は、その手続が違法で、無効である。

②　建築確認のできない利用価値のない土地の評価額は零に等しいから、この土地に対する固定資産税の課税自体が、地方税法第 5 条第 2 項の規定に違反し、違法である。

8　被告の主張

①　本件答弁書は、本庄市公印規程に定める税務課専用の本庄市長印が押印されている正式な公文書であるから、その効力になんら問題はなく、これを違法とする原告らの主張は、失当である。

②　現行制度では、法規制により建築制限を受ける土地の評価において、これを理由とする補正は行われないこととされている。また、地方税法第 5 条第 2 項は、市町村が行う課税制度に関する規定であり、原告ら個人の固定資産税のような市町村税の非課税等について定めたものではない。

9　判決の要旨

①　棄却の決定までの手続きの違法性について

本庄市長が提出した答弁書に押捺されている「税務課専用の本庄市長の印」については、税務課で市長名をもって発する文書に該当する以上、本庄市公印規程に定めるところに従って、本件公印を本件答弁書に押捺したことに違法性はない。

②　建築確認のできないような利用価値のない土地の評価額について

建築確認のできない利用価値のない土地であり、このような利用価値のない土地の評価額は零に等しいと主張するが、本件土地の登録価格は、評価基準に従って適正に算定されており、本件土地の価格が零に等しいと認めるに足りる証拠も存しないので、本件土地の登録価格が違法であると認めることはできない。

地方税法第 5 条第 2 項は、市町村が課するものとされる各種の市町村税を制度として課さないことができる場合がある旨を規定したものであって、個々の住民に対する個別の税の賦課、徴収について規定したものではないから、原告らの主張は失当である。

③　原告らの本訴請求は、いずれも理由がないので、これを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本件事件における評価年度

平成 11 年度

判番 64

本庄市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 8 月 1 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 149 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　本庄市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　3 月 22 日　　東京高等裁判所へ控訴

平成 12 年　7 月　4 日　　口頭弁論

6　争点

①　決定に至る審査の段階において本庄市長が提出した答弁書に押捺された公印「埼玉県本庄市長之印税務課専用」が本庄市公印規程に違反するのか

7　控訴人の主張

①　控訴人敗訴部分を取り消す。

②　審査決定の前提条件の「埼玉県本庄市長之印税務課専用印」の答弁書が本庄市公印規程等に違反し、不適法かつ無効な手続きであるから、これを取り消す。

③　登録価格は争わない。

8　被控訴人の主張

①　本件審査申出に対する棄却の決定は、本庄市固定資産評価審査委員会条例に基づく正当な審査手続きによってなされたものである。

9　判決の要旨

控訴人らは、本件土地の登録価格について争うものではないから、本件決定の取消しを求める利益はないといわざるを得ない。

そうすると、控訴人らの本件訴えは、不適法であって、却下を免れない。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 11 年度

判番 65

固定資産評価審査決定取消請求訴訟

1　判決年月日　　平成 9 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　浦和地方裁判所・平成 7 年（行ウ）第 1 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東松山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 20 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年 10 月 19 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　1 月 19 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　固定資産評価基準による評価の妥当性について

②　課税地目認定について

③　標準宅地からの比準方法の妥当性について

④　地価下落に対応して税額を引き下げることについて

⑤　介在山林の評価方法について

⑥　崖地補正率の適用について

⑦　標準宅地の鑑定評価額における環境条件について

7　原告の主張

①　固定資産評価基準により画一的に評価をするのではなく、個々の実情にあわせ、収益還元価格で評価すべきであり、告示である固定資産評価基準には法源性あるいは法的拘束力があるとは言えない。

②　本件各土地の形態、利用状況は山林であり、介在山林とはいえない。

③　標準宅地のうち 2 ケ所は、本件土地よりも駅に近い位置にあり、近傍類似地としてふさわしいとはいえない。

④　ここ数年は地価が下落しており、平成 5 年中の地価下落を考慮し減額すべきである。

⑤　傾斜地である本件各土地価格に対しての、造成費、伐採・伐採費は低額すぎるので、14,000 円/㎡を採用すべきである。

⑥　本件各土地において、2.8 度以上の傾斜地の占める割合は全面積の 28.9%にあたり、「崖地補正率表」を適用し 10%減額すべきである。

⑦　標準宅地の評価について、土地区画整理事業区域内であるため、建築制限があるにもかかわらず考慮されていない。本件各土地について、土地区画整理事業区域内にあることが考慮されていない評価は違法である。

8　被告の主張

①　固定資産税における土地の評価は、「固定資産評価基準」に基づき評価されなければならず、東

松山市長はその基準に基づき、通例通り評価したもので何ら問題はない。

② 市街化区域内農地の評価方法は地方税法等により、宅地並みとして評価しており、市街化区域山林を市街化区域農地と区別する理由もなく、納税の公平化の面から宅地介在山林として評価したので適正である。

③ 付近宅地の価格算定は、この標準地のままで評価しているのではなく、この標準から比準し価格決定しているので問題ない。

④ 地価の下落などについては、半年間の下落修正を行っている。

⑤ 標準的な工事概要及び添付図面に示されている造成方法により本件土地を更地にした場合は、3,024 円となり標準的造成費と標準的伐採費・伐根費の合計 3,680 円と比べても低い額であり、標準的造成費等はそれ程低くない。

⑥ 崖地部分は本件土地の南西部分の約 500 メートルのみであり、総面積の 10%未満で、評価基準の崖地補正率表においては、対象外である。なお、評価は標準的な 50cm 程度の盛土費用を差し引き計算している。

⑦ 本件土地は、「東松山都市計画事業和泉町土地区画整理事業」の区域内にある。

区画整理事業区域は、建築行為等に一定の制限が加えられているが、その制限の減価は売買実例に反映されており、当然に不動産鑑定価格によって求められた固定資産評価額にも反映されている。

9 判決の要旨

① 地方税法第 341 条第 5 項では価格を適正な時価としているが「適正な時価」とは通常は正常な取引条件のもとに成立する客観的な交換価値ないし再取得価格を意味する。

また、地方税法第 403 条では、市町村長が固定資産の価格を決定する場合、固定資産評価基準によって評価しなければならないと定め、全国的に画一的な基準で評価することを予定している。

よって、固定資産評価基準が合理性を有しているかぎり、これに従ってなされた評価は適法である。

② 市街化区域内に所在し、土地区画整理事業区域内に属していること、また周辺の地域状況から、周辺の宅地・農地等との評価の均衡上、介在山林と認定したことには合理性が認められる。

③ 三ヶ所の標準宅地の所在する場所は本件土地と地域状況が概ね類似しており各標準宅地から本件付近宅地に比準する際に諸要素を比較してから価格の比準をしており各標準宅地と本件付近宅地との格差は考慮されている。

④ 価格の調査基準日をある一定期間遡った時点にすることは，法が禁止しているとは解されない。しかし、価格基準日の適正な時価を上回らない範囲で認められていると解される。周辺の公示価格の 1 年間の下落率は 4.4%ないし 4.8%であり、客観的時価を上回ってはいないので、不合理な点は認められない。

⑤ 造成工事の積算資料などから、低額過ぎるということはない。

⑥ 崖地補正率表（第 1 章別表第三附表 8）の適用は「市街地宅地評価法」において適用される「画地計算法」に規定されているもので、「その他の宅地評価法」によって評価される本件各宅地の場合適用されない。

⑦ 標準宅地の場所はすべて区画整理事業区域内であり、価格の比準した土地も区画整理事業区域内にあり、この売買価格のなかに区画整理事業区域内であることの影響があるとすれば、反映されていると推測できる。よって、原告の主張は採用できない。

10 公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11 固定資産の区分　　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 66

越谷市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 1 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　浦和地裁・平成 8 年（行ウ）第 22 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　越谷市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 8 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 6 月 5 日　審査委員会による棄却の決定

平成 8 年 8 月 13 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　本件土地の平成 8 年度登録価格決定の適法性について

②　審査決定手続きの適法性について

7　原告の主張

①　利用上何ら変化ももたらさない単なる合筆であり、特別の事情に該当しないから 8 年度の評価額が 7 年度の評価額を上回る価格決定は違法である。

②　評価替えをした場合、通知義務がある。されていないことは決定手続きに瑕疵があり、これを前提でなされた委員会の決定は取り消されるべきである。

③　審査申出に対する手続き、手順には処分庁職員の合議を受けているなど、書記以外の処分庁職員も深く関与している。独立的、中立的機関として固定資産評価審査委員会を設置した立法趣旨に違反しており、その決定方法には重大な瑕疵があるといえるから、棄却決定は取り消されるべきである。

8　被告の主張

①　原則として、登記簿上の土地が 1 画地とされ土地が分合筆された場合「その他これに類する特別な事情」に該当し、本件価格決定は法及び固定資産評価基準に従ったもので違法ではない。

②　納税者の便宜を図るための補充制度であり、課税台帳の縦覧制度がある以上、通知がないことによって決定された価格等が無効となるものではない。

③　審査決定は、各委員の権限と責任において判断し、決定されたものであり取り消すべき違法はない。

9　判決の要旨

①　固定資産税の課税標準に係る法の規定は、税負担の安定及び課税事務の簡素化を図る目的で、課税標準となる土地の価格を原則として 3 年間据え置く制度を採用した上で、据置期間中に土地・の状況が変化して価格形成要因に大きな変化が生じたと認められる場合には、課税の公平を図るために、新たな価格を決定することとしたものと解される。

固定資産評価基準によれば、土地の評価においては原則として 1 画地ごとに評点数を求めることになる。この場合の 1 画地とは、土地課税台帳に登録された 1 筆の土地であり、土地登記簿における 1 筆が 1 台帳となり、かつ、評価の単位である 1 画地となるのが原則である。そして、隣接する 2 以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これらを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている部分ごとに 1 画地とするものとされている。

固定資産評価基準で定められる宅地の評価方法において、土地の形状が比準する際の重要な要素とされていることは当裁判所に顕著な事実である。そこで、宅地において、例えば合筆以前にその形状、利用状況等により 1 画地として評価されていた数筆の土地が一体をなしていなかったようなときは、合筆により通常 1 画地としての形状に変更を生じ、その際、評価単位としての 1 画地の形状が著しく変化すれば固定資産の課税標準の基礎となる価格について、課税の公平を損ねる事態が生じることは明らかである。従って、宅地の場合、合筆により当該土地の区画に著しい変化があった場合には、比準価格によるべき特別の事情があるというべきである。

本件合筆前に一体として使用されていたものではなかったところ、平成 7 年度の賦課期日において細長い 3 筆の宅地であったものが、平成 8 年度の賦課期日において正方形に近い形状の 1 筆の土地となったことが認められる。本件土地は、合筆により土地の区画に著しい変更があったものということができるから、処分庁が本件価格決定において、第 2 年度の価格で評価することが不適当な場合に該当すると認めたことに違法はない。

②　第 2 年度又は第 3 年度において新たに価格の決定がなされたかどうかを、当該年度の固定資産課税台帳等を閲覧したのみで判断することは困難である。したがって、納税者が前年度の固定資産課税台帳等と比較することが事実上不可能な場合に、市長村長より法 411 条 1 項の通知がされないと、納税者は新たな価格の決定についての不服申立ての機会を逸するおそれがないとはいえない。しかし、通知は事後的に新たに価格の決定がなされたこと及びその結果を納税義務者に通知するものに過ぎず、価格決定自体の要件を成すものではない。したがって、通知が欠如しているという瑕疵それ自体は、市長村長の価格決定の適否に影響を与えないというべきであり、通知がなされなかったことを理由として本件価格決定が違法であるとする原告の主張は失当である。

③　証人の証言によれば、次の事実が認めれる。

(1) 本件審査請求の口頭審理は平成 8 年 5 月 31 日午後 2 時から開催され、被告委員 3 名及び書記の他、審査申出人ら代理人として補助参加人、越谷市側として市職員がそれぞれ出席した。この口頭審理において、当事者の主張等、被告委員から当事者への質問及び当事者の回答がなされた、被告委員長は、代理人に既に提出したほかには意見がないことを確認し、後日決定書を郵送することを説明した上、同日午後 3 時 45 分に口頭審理を終了した。

(2) 同日午後 4 時から第 2 回固定資産評価審査委員会が開催され、被告委員 3 名及び書記が出席した、その際、越谷市職員数名が同席し、被告委員からの質問に対し回答した。その後、被告委員らは、合議の結果、本件審査請求を棄却することに決定した。そこでその案文を書記が朗読し、被告委員らはこれを確認して、午後 4 時 35 分に委員会は終了した。越谷市職員は、委員会の終了まで同席していた。

(3) 被告委員らの指示により、書記が同年 6 月 2 日頃までに決定書案を作成した。被告委員らは、

決定書案を各自検討した上で、正式な決定書を作成した。

認定のような経緯によれば、本件審査決定及び決定書の作成は、被告の権限と責任においてなされていることは明らかである。

原告は決定書案等の決裁過程の起案文書について、被告委員ら、書記以外の越谷市職員が合議しているとし、また、正式な決定書の決裁をしたのは被告委員長のみであり、他の 2 名の委員はその内容を十分認識していなかったと主張する。しかし、本件全記録を検討してみても原告が主張するような事実は認めるに足る証拠はない。

もっとも、本件審査請求に対する審査において、越谷市職員が同席している状態で、被告委員らの合議を行って、結論を決定しており、この点は、本来公正・中立であるべき固定資産評価審査委員会における審理の仕方としては、その公正・中立性について疑問を生じさせうるものであって、妥当とは言い難いところである。しかしながら、前認定のとおり、本件審査決定は、被告委員らの権限と責任においてなされているから、このことのみをもって直ちに本件審査決定を違法とすることはできない。

よって、本件審査手続きにおいて、本件審査決定を取り消すべき違法があるということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 186 号 49 頁

11　固定資産区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度

判番 67

越谷市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 10 年 9 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 46 号（浦和地裁・平成 8 年（行ウ）第 22 号）

3　原告(控訴人)及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　越谷市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 8 年 5 月 2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 8 年 6 月 5 日	審査委員会による棄却の決定
平成 8 年 8 月 13 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 10 年 1 月 26 日	浦和地裁による棄却の判決
平成 10 年 2 月 13 日	審査決定取消請求控訴提起

6　争点

①　本件土地の平成 8 年度登録価格決定の適法性について

②　審査決定手続きの適法性について

7　控訴人の主張

①　利用上何ら変化ももたらさない単なる合筆であり、特別の事情に該当しないから 8 年度の評価額が 7 年度の評価額を上回る価格決定は違法である。

②　審査申出に対する手続き、手順には処分庁職員の合議を受けているなど、書記以外の処分庁職員も深く関与している。独立的、中立的機関として固定資産評価審査委員会を設置した立法趣旨に違反しており、その決定方法には重大な瑕疵があるといえるから、棄却決定は取り消されるべきである。

8　被控訴人の主張

①　原則として、登記簿上の土地が 1 画地とされ土地が分合筆された場合「その他これに類する特別な事情」に該当し、本件価格決定は法及び固定資産評価基準に従ったもので違法ではない。

②　審査決定は、各委員の権限と責任において判断し、決定されたものであり取り消すべき違法はない。

9　判決の要旨

①　本件土地の分合筆等及び本件土地に対する固定資産税の課税の経過の概要は次のとおりである。

(1) 平成 6 年 1 月 1 日（基準年度の賦課期日）現在、旧本件土地は 1 筆の土地であり地上に居宅が存在した。

(2) 原処分庁は、旧本件土地の価格を 8046 万 2940 円と決定し土地課税台帳に登録された。

(3) 旧本件土地は、平成 6 年 7 月 27 日、3 筆の土地に分筆され同年 10 月 19 日、地上にあった居宅が取り壊された。

(4) 平成 7 年 1 月 1 日（第 2 年度の賦課期日）現在、本件土地は 3 筆の土地に分筆されたままで

あり、更地であった。

(5) 原処分庁は、本件土地について法 349 条 2 項 1 号にいう地目の変換その他これらに類する特別の事情があり、同項ただし書に該当するとして評価替えを行い、平成 7 年度の各価格を決定し、それらの価格（合計 7477 万 1852 円）が土地課税台帳に登録された。

(6) 控訴人らは、平成 7 年 2 月 3 日、3 筆の土地を合筆し、登記した。

(7) 平成 8 年 1 月 1 日（第 3 年度の賦課期日）現在、本件土地は 1 筆の土地であり、更地であった。

(8) 原処分庁は、本件土地について、法 349 条 2 項 1 号にいう地目の変換その他これらに類する特別の事情があり、同条 3 項ただし書に該当するとして評価替えを行い平成 8 年度の本件土地の価格を 8046 万 2940 円と決定し、土地課税台帳に登録された。

ところで、法 349 条 2 項 1 号に規定する「地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情」とは、土地に関しては、その土地の全部又は一部について、用途変更による現況地目の変更、又は浸水、土砂の流入、隆起、陥没、地滑り、埋没等によって当該土地の区画、形質に著しい変化があった場合等をいうものと解される。

そして、基準年度の賦課期日後において土地が合筆された場合には合筆後の土地についての基準年度の課税標準の基礎とされた価格は存しないので、特別の事情に該当し、新たに価格を求める必要があるが、土地の現実の利用状況の変化を伴わない単なる合筆がされたにすぎないときは、合筆後の土地の価格が当該合筆前の土地の基準年度の課税標準の基礎とされた価格の合計額と一致するように評価すべきものである。

また、土地の単なる合筆が第 2 年度の賦課期日の翌日から第 3 年度の賦課期日までの間に行われた場合において、第 2 年度において法 349 条 2 項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定によって当該土地に対して課する第 2 年度の課税標準とされた価格があるときは、当該土地に対して課する第 3 年度の課税標準は、当該合筆前の土地の第 2 年度の課税標準の基礎とされた価格の合計額と評価すべきである。

本件合筆は、法 349 条 2 項 1 号にいう特別の事情に該当するが、本件土地の第 2 年度の賦課期日の翌日から第 3 年度の賦課期日までの間に行われたものであり、この間、本件土地は更地のままでその利用状況には何らの変化もなかったのであるから、本件合筆は単なる合筆にすぎないものというべきである。

本件土地について、第 2 年度において法 349 条 2 項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定によって本件合筆前の土地に対して課する第 2 年度の課税標準とされた価格（合計 7477 万 1852 円）があったことは前記 2 のとおりであるから、本件土地に対して課する第 3 年度の課税標準は、その第 2 年度の課税標準の基礎とされた価格の合計額である 7477 万 1852 円と評価すべきものである。

そうとすれば、これと異なる解釈を前提としてされた本件価格決定を適正なものとした本件審査決定には、法 349 条 3 項の解釈を誤った違法があるといわなければならない。

② 本件審査決定の取消しを求める控訴人の請求は理由があるから認容すべきものと判断する。証拠によれば、次の事実が認められる。

(1) 被控訴人は、平成 8 年 5 月 31 日午後 2 時から、本件審査請求についての口頭審理を開催。口頭審理には被控訴人の委員 3 名の外、審査申出人代理人、市の税務部長、税務部次長兼主税課長、資産税課長その他職員数名が出席し、被控訴人の書記が立ち会った。この口頭審理においては、審査申出人代理人の意見陳述及び質問、資産税課長の応答、被控訴人委員の質問等がされ、最後に審査申出人代理人が意見ないし要望を述べて、同日午後 3 時 45 分、口頭審理が終了した。

(2) 同日午後 4 時から、平成 8 年度第 2 回委員会を開催。委員会には前記委員 3 名の外、審査申出人代理人を除く、市の職員が出席し書記が立ち会い、被控訴人の委員から資料の提出要求及び質問があり、資産税課長の補足説明等がなされた。

この後委員 3 名は、合議の結果、全員一致で本件審査請求を棄却することに決定し、書記が決定書の案文を朗読し、委員 3 名は同日午後 4 時 35 分、その原案について承認したが、この合議に移る前に、前記市の職員に対し退席を求めることをせず、これらの職員が出席したままの状態で合議を行った。

(3) その後書記は、委員 3 名の指示に基づき本件審査請求に対する決定書の案文を作成し、委員 3 名はこの案文を検討の上、承認して同年 6 月 5 日被控訴人名で決定書正副各 1 通作成された。書記は、同日、決定書の送付について伺いの文書を起案したが、税務部長、税務部次長兼主税課長、資産税課長が合議している。

(4) これに先立って、書記は被控訴人の平成 8 年度第 1 回委員会の招集についての伺いの文書、第 1 回委員会の会議結果についての報告文書、審査申出書の副本の送付及び答弁書の提出の要求についての伺いの文書等をそれぞれ起案しているが、いずれも税務部長等が合議している。

本件審査決定手続きは以上のとおりで、いささか一方の当事者にすぎない原処分庁に偏したとみられる審査決定手続であって、委員会の独立性、中立性に著しく反するものとの評価は免れず法 423 条、425 条 1 項の規定の趣旨に反する違法な手続きであるといわざるを得ない。

10 公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1667 号 20 頁

判例タイムズ 992 号 295 頁

東京高等裁判所（民事）判決時報 49 巻 1～12 号 20 頁

判例地方自治 186 号 45 頁

11 固定資産の区分　　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 8 年度

判番 68

固定資産税都市計画税賦課決定処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 4 年 5 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　浦和地裁　平成元年（行ウ）第 21 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　戸田市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成元年　7 月　5 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成元年　7 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成元年 11 月　2 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

固定資産価格を決定する際の実地調査等の方法は、適正であったか。

7　原告の主張

①　固定資産台帳登録の固定資産価格が異常に高額であるのは、戸田市の評価補助員が本件建物の実地調査等を十分に行わなかったためである。

②　地方税法所定の手続きを経ず、実質的な主張、立証の機会を与えずに手続きを打ち切った審査手続には、瑕疵がある。

8　被告の主張

①　固定資産台帳登録の固定資産価格は、「固定資産（家屋）評価基準」に従って算定されたものであり、評価補助員がした本件建物の実地調査の手続きはすべて地方税法の定めに従っている。

②　審査は、関係者から提出された資料を十分に検討し、慎重な審議を行い、また口頭審理により十分な意見陳述がなされた。

9　判決の要旨

①　固定資産台帳登録の固定資産価格は、「固定資産（家屋）評価基準」に従って算定されたものであり、違法性があるとは認められない。

②　審査手続は、評価審査委員会の運用上の問題であり、このことが直ちに決定の違法事由とはならない。また、口頭審理は、原告と戸田市側との間で評価の実体に立ち入った論議が交わされたことが認められ、その過程に手続きを違法とする事由を見出すことができない。

③　よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担は原告とする。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 106 号 94 頁

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成元年度

判番 69

新座市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 4 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　浦和地裁・昭和 63 年（行ウ）第 11 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　新座市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 63 年　5 月 10 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 63 年　6 月　8 日　審査委員会による棄却の決定

昭和 63 年　9 月　2 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　住宅専用宅地の固定資産の登録価格が、近隣地区の 2.4 倍となっていることは不均衡であり違法ではないのか。

②　審査請求の申出に対する固定資産評価審査委員会を構成する 3 人の委員は不適格であり地方税法第 423 条に違反するのではないのか。

③　固定資産評価審査委員会が市長部局から独立したものとして設置されていないのは地方税法第 423 条に違反するのではないのか。

7　原告の主張

①　住宅専用宅地の固定資産の登録価格が、近隣地区の 2.4 倍となっていることは不均衡であり違法である。

②　審査請求の申出に対する固定資産評価審査委員会を構成する 3 人の委員は不適格であり地方税法第 423 条に違反する。

③　固定資産評価審査委員会が市長部局から独立したものとして設置されていないのは地方税法第 423 条に違反する。

8　被告の主張

①　当該固定資産（土地）の評価は、地方税法第 388 条第 1 項の規定を基に宅地間の均衡のとれた評価を行い評価額の決定を行った。したがって、申出人の主張する評価が高いということは認められない。

②　固定資産評価審査委員会の委員は、議会の同意を得て市長によって任命されており、資格要件である市の住民であり市税の納税義務者であるので違法ではない。

③　新座市固定資産評価審査委員会条例第 3 条では、委員会の書記 2 名は委員長が市長の同意を得て市長部局の職員から任命すると定められており妥当である。

9　判決の要旨

①　当該宅地の固定資産の評価は、地方税法第 388 条第 1 項で規定の固定資産評価基準に基づき、「その他の宅地評価法」によって評価した標準宅地をベースに価格を決定し評価の均衡及び標準

宅地間の均衡のとれた評価及び形状による補正も行っており適法である。

② 固定資産評価審査委員会の委員は、議会の同意を得て市長によって任命されており、地方税法第 423 条第 3 項で規定の資格要件である市の住民で市税の納税義務者であるので違法ではない。

③ 新座市固定資産評価審査委員会条例第 3 条では、委員会の書記 2 名は委員長が市長の同意を得て市長部局の職員から任命すると定められており、したがって、市長部局の職員が職務を兼ねて書記になったことは違法ではない。

10 公刊の有無及び判例評釈 判例地方自治 130 号 26 号

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件における評価年度 昭和 63 年度

◎平成 6 年 5 月 9 日 原告人東京高等裁判所へ控訴（平成 6 年（行コ）第 108 号）

◎平成 7 年 9 月 1 日 和解により取り下げ

判番 70

不当利得返還請求事件

1 判決年月日 平成 4 年 2 月 24 日

2 裁判所名及び事件番号 浦和地裁・平成 2 年（ワ）第 170 号

3 原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人 [redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人） 八潮市 八潮市長 藤波彰

5 経過

昭和 61 年 10 月	埼玉県による行財政診断の実施で、「固定資産税に係る住宅用地に対する課税標準の特例があるものの適正処理を行う必要あり」という指摘
昭和 63 年 3 月	納税者の一部が 5 年を超え還付できなくなった加納金相当額の支払を求めて提訴
裁判	3 件に分けて提訴されたが、これら 3 件は併合審理となり、浦和地方裁判所越谷支部から本庁に回付 9 回の準備手続、17 回の口頭弁論
平成 4 年 2 月 24 日	浦和地方裁判所から「国家賠償法に基づき、過払い税額に相当する金員と民法所定の年 5 部の割合による遅延損害金を支払うよう」判決

6 争点

① 過失及び違法性の有無について

② 賠償責任の有無について

7 原告（控訴人、上告人）の主張

① 住宅用地の減税特例の適用を申告のみとした市長の固定資産税の賦課決定には、過失が有り、租税法規に違反された点で違法性を有する。

② 市長がした賦課決定により法定の限度を超えた納税をし、その超過部分に相当する損害を被ったのであるから、賠償すべきである。

8 被告（被控訴人、被上告人）の主張

① 市条例で義務づけられている所定事項の申告をしなかったため、固定資産税の賦課決定をするについて違法又は不当の目的はなく、違法性はない。

② 地方自治法第 236 条は、国家賠償法に基づく損害賠償請求権の消滅時効のような債権まで予定した規定ではなく、民法 724 条の特則ではない。時効による消滅する。

9 判決の要旨

① 市に対する過払いの固定資産税を不当課税されたとして求める損害賠償請求権の消滅時効には、民法 724 条が適用されるとされた事例。

② 小規模住宅用地の特例を適用しないでなされた賦課決定による固定資産税の過払分について、損害賠償請求を認容するに当り、民法 724 条が適用され、地方自治法 236 条は適用されない。

③ 固定資産税の過払い分について不当課税されたことに対する損害賠償請求権の消滅時効につき、

国家賠償法 4 条には、民法の規定による旨の定めがあり、地方自治法第 236 条の規程は適用しないとして、民法 724 条を適用した事例。

④　地方税法 349 条の 3 の 2 による減税の要件が備わったものについて、その適用をしないでされた課税処分は、違法であるが無効ではない。

⑤　地方税法 349 条の 3 の 2 による減税の要件が備わったものについてその適用をしないでされた課税処分が争いえなくなった後でも、その違法を主張して国家賠償法による損害賠償を求めることは許される。

⑥　減税の特例を適用しないで違法に過大な固定資産税を課税されたことを理由に、県方に請求する損害賠償請求権の消滅時効には、民法 724 条が適用されるとされた事例。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1429 号 105 頁

判例タイムズ 803 号 76 頁

判例地方自治 98 号 30 頁

江原勲・税 47 巻 7 号 62～69 頁 1992 年 7 月

山代義雄、大塚康男・判例地方自治 103 号 13～16 頁 1993 年 2 月

判番 71

平成 9 年（行ウ）第 28 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　浦和地裁・（平成 9 年（行ウ）第 28 号）

3　原告　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被告　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　岩崎昭壱

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　9 月　4 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　1 日	審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 28 号）
平成 11 年 12 月 20 日	浦和地裁　判決
	・原告の請求を棄却する。・訴訟費用は原告の負担とする。

6　争点

①　算定方法の選定について

②　標準地の選定について

③　個別補正等について

④　造成費算定について

⑤　利用状況による比準割合について

7　原告の主張

①　本件登録価格は「雑種地の評価方法」でなく、宅地の価格の算定方法の一つである「その他の宅地評価法」用いて算定されており違法。蓮田市には駐車場や資材置場等の雑種地の売買実例があるので売買実例比準方式によらねばならないのに近傍地比準方式を採用したことは違法。

②　本件地の標準地は田畑から選定すべきなのに宅地から選定した。本件土地には資産価値としての共通点がなく本件標準宅地を標準地として選定したことは違法。

③　本件土地の評点数の個別補正に関して画地計算方法を採用したことは本件土地が建物を建築しないことを前提とした土地なので違法。本件土地の奥行補正を評価基準の別表第 4 から適用しているが状況類似地区の状況に誤りがある。

④　本件登録価格の算定で控除されるべき造成費について本件土地の規模、形状に応じた修正がないのは違法。

⑤　本件登録価格において本件標準地と本件土地との利用状況を考慮して 1/3 の比準割合を乗じているが 1/3 の根拠がなく違法。

8　被告の主張

①　評価基準の売買実例比準方式によることが相当でなかったので近傍地比準方式によって価格を求めることとし、本件標準宅地を選定し、その価格を不動産鑑定士により鑑定した上で鑑定価格に本件土地との地域格差及び奥行、形状等による個別補正を行い、更に造成費の控除をした上で

平成 12 年（行コ）第 85 号　審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・（平成 12 年（行コ）第 35 号）
原審・浦和地裁・平成 9 年（行ウ）第 28 号

3　控訴人（原告）　[redacted]
訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人（被告）　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　岩崎昭壱
訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　9 月　4 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　1 日	審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 28 号）
平成 11 年 12 月 20 日	浦和地裁判決・原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。
平成　　年　　月　　日	控訴
平成 12 年　4 月 26 日	東京高裁判決・本件控訴を棄却する。・訴訟費用は控訴人の負担とする。

6　争点

①　算定方法の選定について

②　標準地の選定について

③　個別補正等について

④　造成費算定について

⑤　利用状況による比準割合について

7　控訴人の主張

①　本件登録価格は「雑種地の評価方法」でなく、宅地の価格の算定方法の一つである「その他の宅地評価法」用いて算定されており違法。蓮田市には駐車場や資材置場等の雑種地の売買実例があるので売買実例比準方式によらねばならないのに近傍地比率方式を採用したことは違法。

②　本件土地の標準地は田畑から選定すべきなのに宅地から選定した。本件土地には資産価値としての共通点がなく本件標準宅地を標準地として選定したことは違法。

③　本件土地の評点数の個別補正に関して画地計算方法を採用したことは本件土地が建物を建築しないことを前提とした土地なので違法。本件土地の奥行補正を評価基準の別表第 4 から適用しているが状況類似地区の状況に誤りがある。

④　本件登録価格の算定で控除されるべき造成費について本件土地の規模、形状に応じた修正がないのは違法。

⑤　本件登録価格において本件標準値と本件土地との利用状況を考慮して 1/3 の比準割合を乗じているが 1/3 の根拠がなく違法。

8　被控訴人の主張

利用状況等に照らして比準割合 1/3 を乗じて本件登録価格を算定したものである。本件土地について個々の売買実例価格を基準にして評価する方法を適用することが評価の実務から困難であったため本件標準宅地と本件土地との間の価格形成要因を考慮して本件標準宅地の価格に比準して本件登録価格を算定した。

②　評価基準では雑種地の価格の算定は「土地の位置、利用状況等を考慮して付近の土地の価格に比準してその価格を求める」ことと定められているから、状況類似地区内の標準宅地を選定した。本件土地は鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートで覆われているので雑種地である。

③　画地計算法は適用していない。評価基準では各筆の宅地の評点数は標準宅地の単位地積当たり評点数に「宅地の比準表」により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じて、これに各筆の宅地の地積を乗じて付設するものとされ、市町村長は宅地の状況に応じ必要があるときは個別の補正をし、これを適用するものとある。蓮田市は必凄に応じた補正をしている。

④　県の通知に基づいた造成費を控除した。

⑤　不動産鑑定士の意見、近隣市町の比準割合、市街化区域内農地の課税標準から蓮田市基準を作り、比準割合を 1/3 と決定した。

9　判決の要旨

①　本件登録価格を求めるにあたって本件土地の属する状況類似地区における本件標準宅地の価格を基礎としていることは否定できないが、本件土地の奥行、形状等による個別補正や造成費の控除をした上で本件土地の価格を算定したのであるから本件登録価格が「その他の宅地評価法」に従って算定されたと認めることは出来ない。蓮田市における雑種地の取引実態の意見を徴したうえで本件登録価格の算定方法として近傍地比準方式に基づく算定が違法とはいえない。

②　農業施設等の敷地である雑種地の価格は、通常付近の宅地から比準ずる価格によって決定されるものであるから、比準すべき標準地の選定にあたって状況類似地区内の標準宅地を選定したとしても、これが直ちに違法であるとは解せない。本件土地は雑種地であり、利用目的は農業用であっても純然たる農地とは明らかに異なり、本件土地の価格の算定に当たり農地を標準地としなければならない理由はない。

③　画地計算法が用いられたという証拠はない。蓮田市は評価基準別表第 4 の状況類似地区「商店が相当連たんしているときに該当させていない。本件標準宅地は標準的な土地であると認めるのが相当で、本件登録価格は本件標準宅地を基準として本件土地の個別的要素の間口、奥行等による補正をして算定したものであるから違法ではない。

④　蓮田市は県の標準的造成費見込で示された造成費をそのまま適用して本件登録価格を算定したことに違法はない。

⑤　蓮田市の比準割合自体や決定方法は相当。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

① 評価基準の売買実例比準方式によることが相当でなかったので近傍地比準方式によって価格を求めることとし、本件標準宅地を選定し、その価格を不動産鑑定士により鑑定した上で鑑定価格に本件土地との地域格差及び奥行、形状等による個別補正を行い、更に造成費の控除をした上で利用状況等に照らして比準割合 1/3 を乗じて本件登録価格を算定したものである。本件土地について個々の売買実例価格を基準にして評価する方法を適用することが評価の実務から困難であったため本件標準宅地と本件土地との間の価格形成要因を考慮して本件標準宅地の価格に比準して本件登録価格を算定した。

② 評価基準では雑種地の価格の算定は「土地の位置、利用状況等を考慮して付近の土地の価格に比準してその価格を求める」ことと定められているから、状況類似地区内の標準宅地を選定した。本件土地は鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートで覆われているので雑種地である。

③ 画地計算法は適用していない。評価基準では各筆の宅地の評点数は標準宅地の単位地積当たり評点数に「宅地の比準表」により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じて、これに各筆の宅地の地積を乗じて付設するものとされ、市町村長は宅地の状況に応じ必要があるときは個別の補正をし、これを適用するものとある。蓮田市は必要に応じた補正をしている。

④ 県の通知に基づいた造成費を控除した。

⑤ 不動産鑑定士の意見、近隣市町の比準割合、市街化区域内農地の課税標準から蓮田市基準を作り、比準割合を 1/3 と決定した。

9 判決の要旨

① 本件登録価格を求めるにあたって本件土地の属する状況類似地区における本件標準宅地の価格を基礎としていることは否定できないが、本件土地の奥行、形状等による個別補正や造成費の控除をした上で本件土地の価格を算定したのであるから本件登録価格が「その他の宅地評価法」に従って算定されたと認めることは出来ない。蓮田市における雑種地の取引実態の意見を徴したうえで本件登録価格の算定方法として近傍地比準方式に基づく算定が違法とはいえない。

② 農業施設等の敷地である雑種地の価格は、通常付近の宅地から比準する価格によって決定されるものであるから、比準すべき標準地の選定にあたって状況類似地区内の標準宅地を選定したとしても、これが直ちに違法であるとは解せない。本件土地は雑種地であり、利用目的は農業用であっても純然たる農地とは明らかに異なり、本件土地の価格の算定に当たり農地を標準地としなければならない理由はない。

③ 画地計算法が用いられたという証拠はない。蓮田市は評価基準別表第 4 の状況類似地区「商店が相当連たんしているとき」に該当させていない。本件標準宅地は標準的な土地であると認めるのが相当で、本件登録価格は本件標準宅地を基準として本件土地の個別的要素の間口、奥行等による補正をして算定したものであるから違法ではない。

④ 蓮田市は県の標準的造成費見込で示された造成費をそのまま適用して本件登録価格を算定したことに違法はない。

⑤ 蓮田市の比準割合自体や決定方法は相当。

10 公刊の有無及び判例解釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件における評価年度 平成 9 年度

判番 73

平成 12 年（行ツ）第 234 号　審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・（平成 12 年（行ツ）第 234 号）

原審・浦和地裁　平成　9 年（行ウ）第 28 号

二審・東京高裁・平成 12 年（行コ）第 35 号

3　上告人　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　9 月　4 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　1 日	審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 28 号）
平成 11 年 12 月 20 日	浦和地裁判決・原告の請求を棄却する。・訴訟費用は原告の負担とする。
平成　　年　　月　　日	控訴東京高裁・平成 12 年（行コ）第 35 号
平成 12 年 4 月 26 日	東京高裁判決・本件控訴を棄却する。・訴訟費用は控訴人の負担とする。
平成 12 年　5 月 11 日	上告　上告提起事件番号　平成 12 年（行サ）第 86 号
平成 12 年 10 月 19 日	最高裁決定・本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

6　争点

①　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 85 号審査決定取消請求控訴事件について平成 12 年 4 月 26 日に言渡された判決について

7　上告人の主張

①　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 35 号審査決定取消請求控訴事件について、平成 12 年 4 月 26 日に言渡された判決は、全部不服である。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 812 条 1 項または 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 74

平成 9 年（行ウ）第 29 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　浦和地裁・（平成 9 年（行ウ）第 29 号）

3　原告　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被告　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　岩崎昭壱

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　9 月　4 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　1 日	審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 29 号）
平成 11 年 12 月 20 日	浦和地裁　判決
	原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

6　争点

①　算定方法の選定について

②　標準地の選定について

③　個別補正等について

④　造成費算定について

⑤　利用状況による比準割合について

⑥　本件土地 2 の算定について

7　原告の主張

①　本件登録価格は「雑種地の評価方法」でなく、宅地の価格の算定方法の一つである「その他の宅地評価法」用いて算定されており違法。蓮田市には駐車場や資材置場等の雑種地の売買実例があるので売買実例比準方式によらねばならないのに近傍地比準方式を採用したことは違法。

②　本件土地の標準地は田畑から選定すべきなのに宅地から選定した。本件土地には資産価値としての共通点がなく本件標準宅地を標準地として選定したことは違法。

③　本件土地の評点敷の個別補正に関して画地計算方法を採用したことは本件土地が建物を建築しないことを前提とした土地なので違法。本件土地の奥行補正を評価基準の別表第 4 から適用しているが状況類似地区の状況に誤りがある。

④　本件登録価格の算定で控除されるべき造成費について本件土地の規模、形状に応じた修正がないのは違法。

⑤　本件登録価格において本件標準地と本件土地との利用状況を考慮して 1/3 の比準割合を乗じているが 1/3 の根拠がなく違法。

⑥　・本件土地 2 は市街地的形態を形成するに至らない地域にある宅地なので「その他の宅地評価方法」によって価格を算定されるべきところ、本件標準宅地の売買実例価格を求めず価格を算定

したことは違法。

・本件土地 2 の評価は通常の宅地である本件標準宅地を標準地に選定し、その価格に修正を加えないで決定したことは違法。

8　被告の主張

①　評価基準の売買実例比準方式によることが相当でなかったので近傍地比準方式によって価格を求めることとし、本件標準宅地を選定し、その価格を不動産鑑定士により鑑定した上で鑑定価格に本件土地との地域格差及び奥行、形状等による個別補正を行い、更に造成費の控除をした上で利用状況等に照らして比準割合 1/3 を乗じて本件登録価格を算定したものである。本件土地について個々の売買実例価格を基準にして評価する方法を適用することが評価の実務から困難であったため本件標準宅地と本件土地との間の価格形成要因を考慮して本件標準宅地の価格に比準して本件登録価格を算定した。

②　評価基準では雑種地の価格の算定は土地の位置、利用状況等を考慮して付近の土地の価格に比準してその価格を求める」ことと定められているから、状況類似地区内の標準宅地を選定した。本件土地は鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートで覆われているので雑種地である。

③　画地計算法は適用していない。評価基準では各筆の宅地の評点数は標準宅地の単位地積当たり評点数に「宅地の比準表」により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じて、これに各筆の宅地の地積を乗じて付設するものとされ、市町村長は宅地の状況に応じ必要があるときは個別の補正をし、これを適用するものとある。蓮田市は必要に応じた補正をしている。

④　県の通知に基づいた造成費を控除した。

⑤　不動産鑑定士の意見、近隣市町の比準割合、市街化区域内農地の課税標準から蓮田市基準を作り、比準割合を 1/3 と決定した。

⑥　・本件標準宅地の評点数は、不動産鑑定士による鑑定価格に基づいている。鑑定価格は売買実例価格を参考にしているし、評価基準も標準宅地の適正な時価を求める場合は地価公示価格や鑑定価格に基づいて算出することを前提としている。

・蓮田市は用途、状況が類似している土地毎に市域を 225 に分類し、本件標準地及び本件土地 2 はこの分類された土地の内、市街化調整区域にあり、かつ、農家集落が存する地域であり、標準的な土地の使用形態が農家住宅である区域に存すること、本件土地 2 は登記簿上の地目が宅地で現況も宅地で、その敷地の上には事務所兼作業所兼物置がある。よって農業用施設と認めることは困難。

9　判決の要旨

①　本件登録価格を求めるにあたって本件土地の属する状況類似地区における本件標準宅地の価格を基礎としていることは否定できないが、本件土地の奥行、形状等による個別補正や造成費の控除をした上で本件土地の価格を算定したのであるから本件登録価格が「その他の宅地評価法」に従って算定されたと認めることは出来ない。蓮田市における雑種地の取引実態の意見を徴したうえで本件登録価格の算定方法として近傍地比準方式に基づく算定が違法とはいえない。

②　農業施設等の敷地である雑種地の価格は、通常付近の宅地から比準する価格によって決定されるものであるから、比準すべき標準地の選定にあたって状況類似地区内の標準宅地を選定したとしても、これが直ちに違法であるとは解せない。本件土地は雑種地であり、利用目的は農業用であっても純然たる農地とは明らかに異なり、本件土地の価格の算定に当たり農地を標準地としなければならない理由はない。

③　画地計算法が用いられたという証拠はない。蓮田市は評価基準別表第 4 の状況類似地区「商店が相当連たんしているとき」に該当させていない。本件標準宅地は標準的な土地であると認めるのが相当で、本件登録価格は本件標準宅地を基準として本件土地の個別的要素の間口、奥行等による補正をして算定したものであるから違法ではない。

④　蓮田市は県の標準的造成費見込で示された造成費をそのまま適用して本件登録価格を算定したことに違法はない。

⑤　蓮田市の比準割合自体や決定方法は相当。

⑥　・本件標準宅地の評点数の付設の手続は適正。

・本件標準宅地の価格を基礎として比準したことは相当で本件土地 2 の評価額の算定が違法であるとする原告の主張はすべて理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件による評価年度　平成 9 年度

判番 75

平成 12 年（行コ）第 36 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 6 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・（平成 12 年（行コ）第 36 号）

原審・浦和地裁　平成 9 年（行ウ）第 29 号

3　控訴人　　[redacted]

訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇

訴訟代理人　　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 29 号）

平成 11 年 12 月 20 日　　浦和地裁　判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

平成 12 年 1 月 14 日　　控訴　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 86 号

平成 12 年 6 月 20 日　　東京高裁　判決

本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

6　争点

①　算定方法の選定について

②　標準地の選定について

③　個別補正等について

④　造成費算定について

⑤　利用状況による比準割合について

⑥　本件土地 2 の算定について

7　控訴人の主張

①　本件登録価格は「雑種地の評価方法」でなく、宅地の価格の算定方法の一つである「その他の宅地評価法」用いて算定されており違法。蓮田市には駐車場や資材置場等の雑種地の売買実例があるので売買実例比準方式によらねばならないのに近傍地比準方式を採用したことは違法。

②　本件土地の標準地は田畑から選定すべきなのに宅地から選定した。本件土地には資産価値としての共通点がなく本件標準宅地を標準地として選定したことは違法。

③　本件土地の評点数の個別補正に関して画地計算方法を採用したことは本件土地が建物を建築しないことを前提とした土地なので違法。本件土地の奥行補正を評価基準の別表第 4 から適用しているが状況類似地区の状況に誤りがある。

④　本件登録価格の算定で控除されるべき造成費について本件土地の規模、形状に応じた修正がないのは違法。

⑤　本件登録価格において本件標準地と本件土地との利用状況を考慮して 1/3 の比準割合を乗じているが 1/3 の根拠がなく違法。

⑥　・本件土地 2 は市街地的形態を形成するに至らない地域にある宅地なので「その他の宅地評価方法」によって価格を算定されるべきところ、本件標準宅地の売買実例価格を求めず価格を算定したことは違法。

・本件土地 2 の評価は通常の宅地である本件標準宅地を標準地に選定し、その価格に修正を加えないで決定したことは違法。

8　被控訴人の主張

①　評価基準の売買実例比準方式によることが相当でなかったので近傍地比準方式によって価格を求めることとし、本件標準宅地を選定し、その価格を不動産鑑定士により鑑定した上で鑑定価格に本件土地との地域格差及び奥行、形状等による個別補正を行い、更に造成費の控除をした上で利用状況等に照らして比準割合 1/3 を乗じて本件登録価格を算定したものである。本件土地について個々の売買実例価格を基準にして評価する方法を適用することが評価の実務から困難であったため本件標準宅地と本件土地との間の価格形成要因を考慮して本件標準宅地の価格に比準して本件登録価格を算定した。

②　評価基準では雑種地の価格の算定は「土地の位置、利用状況等を考慮して付近の土地の価格に比準してその価格を求める」ことと定められているから、状況類似地区内の標準宅地を選定した。本件土地は鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートで覆われているので雑種地である。

③　画地計算法は適用していない。評価基準では各筆の宅地の評点数は標準宅地の単位地積当たり評点数に「宅地の比準表」により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じて、これに各筆の宅地の地積を乗じて付設するものとされ、市町村長は宅地の状況に応じ必要があるときは個別の補正をし、これを適用するものとある。蓮田市は必要に応じた補正をしている。

④　県の通知に基づいた造成費を控除した。

⑤　不動産鑑定士の意見、近隣市町の比準割合、市街化区域内農地の課税標準から蓮田市基準を作り、比準割合を 1/3 と決定した。

⑥　・本件標準宅地の評点数は、不動産鑑定士による鑑定価格に基づいている。鑑定価格は売買実例価格を参考にしているし、評価基準も標準宅地の適正な時価を求める場合は地価公示価格や鑑定価格に基づいて算出することを前提としている。

・蓮田市は用途、状況が類似している土地毎に市域を 225 に分類し、本件標準地及び本件土地 2 はこの分類された土地の内、市街化調整区域にあり、かつ、農家集落が存する地域であり、標準的な土地の使用形態が農家住宅である区域に存すること、本件土地 2 は登記簿上の地目が宅地で現況も宅地で、その敷地の上には事務所兼作業所兼物置がある。よって農業用施設と認めることは困難。

9　判決の要旨

①　本件登録価格を求めるにあたって本件土地の属する状況類似地区における本件標準宅地の価格

を基礎としていることは否定できないが、本件土地の奥行、形状等による個別補正や造成費の控除をした上で本件土地の価格を算定したのであるから本件登録価格が「その他の宅地評価法」に従って算定されたと認めることは出来ない。蓮田市における雑種地の取引実態の意見を徴したうえで本件登録価格の算定方法として近傍地比準方式に基づく算定が違法とはいえない。

② 農業施設等の敷地である雑種地の価格は、通常付近の宅地から比準する価格によって決定されるものであるから、比準すべき標準地の選定にあたって状況類似地区内の標準宅地を選定したとしても、これが直ちに違法であるとは解せない。本件土地は雑種地であり、利用目的は農業用であっても純然たる農地とは明らかに異なり、本件土地の価格の算定に当たり農地を標準地としなければならない理由はない。

③ 画地計算法が用いられたという証拠はない。蓮田市は評価基準別表第 4 の状況類似地区「商店が相当連たんしているとき」に該当させていない。本件標準宅地は標準的な土地であると認めるのが相当で、本件登録価格は本件標準宅地を基準として本件土地の個別的要素の間口、奥行等による補正をして算定したものであるから違法ではない。

④ 蓮田市は県の標準的造成費見込で示された造成費をそのまま適用して本件登録価格を算定したことに違法はない。

⑤ 蓮田市の比準割合自体や決定方法は相当。

⑥ ・本件標準宅地の評点数の付設の手続は適正。

・本件標準宅地の価格を基礎として比準したことは相当で本件土地 2 の評価額の算定が違法であるとする原告の主張はすべて理由がない。

10 公刊の有無及び判例解釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地（単独〉

12 本事件による評価年度 平成 9 年度

平成 12 年（行ツ）第 277 号審査決定取消請求事件

1 判決年月日 平成 12 年 10 月 19 日

2 裁判所名及び事件番号 最高裁・(平成 12 年（行ツ）第 277 号)

原審・浦和地裁 平成 9 年（行ウ）第 29 号

二審・東京高裁 平成 12 年（行コ）第 86 号

3 上告人 [redacted]

訴訟代理人 [redacted]

4 被上告人 蓮田市固定資産評価審査委員会 委員長 吉川勇

訴訟代理人 [redacted]

5 経過

平成 9 年 4 月 28 日 審査委員会へ審査申出書提出

平成 9 年 9 月 4 日 審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 12 月 1 日 審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 29 号）

平成 11 年 12 月 20 日 浦和地裁 判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

平成 12 年 1 月 14 日 控訴 東京高裁 平成 12 年（行コ）第 36 号

平成 12 年 6 月 20 日 東京高裁 判決

本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

平成 12 年 6 月 22 日 上告 最高裁 平成 12 年（行ツ）第 277 号

平成 12 年 10 月 19 日 最高裁 決定

本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

6 争点

東京高裁平成 12 年（行コ）第 36 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 6 月 20 日に言渡された判決

7 上告人の主張

東京高裁平成 12 年（行ユ）第 36 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 6 月 20 日に言渡された判決は全部不服である。

8 被上告人の主張

9 判決の要旨

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は違憲及び理由の不備、食い違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10 公刊の有無及び判例解釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件による評価年度 平成 9 年度

判番 77

平成 9 年（行ウ）第 30 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　浦和地裁・（平成 9 年（行ウ）第 30 号）

3　原告　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被告　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　岩崎昭壱

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 30 号）

平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決

・原告の請求を棄却する。・訴訟費用は原告の負担とする。

6　争点

①　地目の認定について

②　算定方法選定について

③　標準地の選定について

④　個別補正等について

⑤　造成費の算定について

⑥　利用状況による比準割合について

7　原告の主張

①　本件土地は雑種地とされたが、かいわれ大根を栽培しているので田ないし畑と認定されるべきだ。

②　本件土地の現況地目は農地であるから農地の評価をしなければならないのに「その他の宅地評価法」よって評価したことは違法である，本件土地が仮に雑種地としても価格が雑種地の評価方法ではなく、宅地の評価方法の一つである「その他の宅地評価法」を用いたことは違法。本件土地を売買実例地比準方式によらず、近傍地比準方式で評価したのは違法。

③　本件土地の標準地は宅地とされたが、本件土地とは資産価値としての共通点がなく本件標準宅地を標準地として選定したことは違法。

④　本件土地の奥行補正を評価基準別表第 4 から適用しているが状況類似地区の状況に誤りがある。

⑤　本件登録価格の算定で控除されるべき造成費について本件土地の規模、形状に応じた修正がないので違法。

⑥　本件登録価格において本件標準宅地と本件土地との利用状況等を考慮して 1/3 の比準割合を乗じているが、1/3 の根拠がなく違法。

8　被告の主張

①　農地の認定は土地に労費を加え肥培管理を行なって作物を栽培しているかによって判断する。本件土地には鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートに覆われ床面上でかいわれ大根の水耕栽培をしているとしても農地とは認められない。

②　蓮田市は本件土地の現況地目を雑種地と認定している。本件土地の価格は本件土地の属する状況類似地区における標準地を選定し、その価格を不動産鑑定士の鑑定を受けた上に、本件土地の地域格差及び奥行、形状等による補正を行ない、更に造成費の控除をした上で利用状況等に照らして、比準割合 1/3 を乗じて価格を算定した。蓮田市は売買実例価格を基準にして評価する方法が困難であったため本件標準宅地と本件土地との間における価格形成要因としての格差を考慮して、本件標準宅地の価格に比準して価格を決定した。

③　評価基準では雑種地の価格の算定は「土地の位置、利用状況等を考慮して、付近の土地の価格に比準してその価格を求める」ことと定められているから、状況類似地区内の標準宅地を選定した。本件土地は鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートで覆われているので雑種地と認定した。

④　評価基準では各筆の宅地の評点数は標準宅地の単位当り表点数に「宅地の比準表」により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じて、これに各筆の宅地の地積を乗じて付設するものとされ、市町村長は宅地の状況に応じ必要があるときは個別の補正をし、これを適用するものとするとある。蓮田市は必要に応じた補正をしている。

⑤　県の通知に基づいた造成費を控除した。

⑥　不動産鑑定士の意見、近隣市町の比準割合、市街化区域内農地の課税標準から蓮田市基準を作り比準割合を 1/3 と決定した。

9　判決の要旨

①　農地の認定は土地に労費を加え肥培管理を行なって作物を栽培しているかによって判断する。本件土地には鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートに覆われ床面上でかいわれ大根の水耕栽培をしているとしても農地とは認められない。

②　蓮田市は本件土地を雑種地として評価しており、原告の主張はこの前提を欠いていて認められない。本件価格を求めるに当って本件土地の属する状況類似地区における本件標準宅地の価格を基礎としていることは否定し得ないが本件土地の奥行、形状等による個別補正や造成費の控除をした上で本件土地の価格を算定したのであるから「その他の宅地評価法」によって算定されたとは認められない，蓮田市は蓮田市の駐車場や資材置場である雑積地の取引の実態に関する意見を徴した上で本件価格の算定方法として近傍地比準方式に基づく算定は違法ではない。

③　標準地の価格は通常付近の宅地から比準する価格によって決定されるのであるから、比準すべき標準地の選定に当って状況類似地区内の標準宅地を選定したとしてもこれが直ちに違法であると解せない。本件土地は雑種地であり利用目的は農業用であっても純然たる農地とは明らかに異なり、本件土地の価格の算定に当り農地を標準地としなければならない理由はない。

④　蓮田市は評価基準別表第 4 の状況類似地区「商店等が相当連たんしているとき」に該当させて

いない。本件標準宅地は標準的な土地であると認めるのが相当で本件登録価格は本件標準地を基準として、本件土地の個別的な要素である間口、奥行等による補正をして算定したものであるから違法ではない。

⑤　蓮田市が県の標準的造成費見込で示された造成費をそのまま適用して本件登録価格を算定したことに違法はない。

⑥　蓮田市の比準割合自体や決定方法は相当。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件による評価年度　平成 9 年度

平成 12 年（行コ）第 37 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・（平成 12 年（行コ）第 87 号）
原審・浦和地裁　平成 9 年（行ウ）第 80 号

3　控訴人　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　9 月　4 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　1 日	審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 30 号）
平成 11 年 12 月 20 日	浦和地裁　判決 ・原告の請求を棄却する。・訴訟費用は原告の負担とする。
平成 11 年　1 月 14 日	控訴　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 37 号
平成 12 年　5 月 17 日	東京高裁　判決 ・本件控訴を棄却する。・控訴費用は控訴人の負担とする。

6　争点

①　地目について

②　類似土地との均衡について

③　算定方法の選定について

④　標準地の選定について

⑤　利用状況等による比準割合について

7　控訴人の主張

①　本件土地においての水耕栽培は肥培管理が行なわれている状況と同様であるので農地とすべきだ。よって雑種地としたのは違法。

②　本件類似土地はいずれも底地に労費を加える肥培管理を行っていないから本件土地と同様なのに農地として認定していることは公平の原則に反する。

③　蓮田市は売買実例があるにもかかわらず近傍地比準方式を採用したことは違法。評価の困難性を理由として近傍地比準方式を採用することは売買実例地比準方式を無意味とする。

④　本件価格は宅地比準土地に基づいている，本件土地は市街化調整区域内の農地であり利用制限があるので駐車場や資材置場とは資産価値を全く異にするので標準地の選定は農地とすべきである。

⑤　駐車場や資材置場等について利用状況による比準割合を 1/3 とするが、この割合に根拠はなく、仮にあったとしても、本件土地は駐車場や資材置場に比較して利用価値、財産的価値がはるかに

低いからこの割合を適用することは違法。また、近隣市町村における利用状況は本件土地とは経済的状況を異にしているからこれと比較することに意味がなく、市街化調整区域内にある本件土地に市街化区域農地の課税標準を当てはめることも意味がない。

8　被控訴人の主張

①　本件土地は土地に労費を加え肥培管理をしているとはいえないから農地といえず雑種地にあたる。

②　本件類似土地は土地そのものに形質変更行為がないので農地と認定し、本件土地は土地そのものをコンクリートで固めていることから雑種地と認定。よって土地の現況が異なるので異なった認定となる。

③　売買実例は多数存在するものではなく、また、存在する場合であっても、その価格から直ちにその適正な時価を求めることが評価の均衡を失する場合には近傍地比準方式を採用できる。

④　農業用施設用地は、利用目的が農業用であるものの建築物が存在し、土地利用の実態から見れば田畑から比準するのではなく、宅地から比準するのが適当。地目が宅地又は雑種地と認定される農業用施設については標準宅地を標準地として選定しても標準宅地との価格水準に格差がある場合には価格格差を価格に反映させるから標準宅地を標準地に選定しても違法ではない。

⑤　比準割合を 1/3 としたのは不動産鑑定士の意見、近隣市町の比準割合、市街化区域農地の課税標準の特例、市街化調整区域内で土地の土地利用制限等を総合的に勘案して決定したもので、その割合は適法。

9　判決の要旨

①　本件土地を含む一団の土地はその上にビニールハウスが設置され、その床は一面コンクリートで覆われているので、およそ耕作の用に供される土地とは言えず、農地にあたらないのは明らか. 地目の認定は利用目的と並んで現況も重視されるものとされているので利用目的がかいわれ大根の栽培であっても本件土地の現況より到底農地とは言えない。

②　本件類似土地の現況は土地の形質に変更が加えられておらず、現況からして耕作の用に供することが可能な土地であり、この点において本件土地と現況を異にするのであるから本件類似土地を農地と認定し、本件土地を雑種地と認定したことに違法はなく公平の原則に反するものとはいえない。

③　本件価格決定は近傍地比準方式を採用しているが売買実例比準方式であれ近傍地比準方式であれ、いずれも土地の適正な時価を算定するものであり、優劣があるとはいえない。仮に、売買実例価格があったとしても近傍地比準方式を採用したことをもって違法ということはできない。

④　本件土地の現況からすると、これを宅地の価格に比準する価格によって決定することが妥当な土地と判断できる。利用目的がかいわれ大根の栽培であるからといって農地を標準地としないことが直ちに違法とはいえない。土地の利用制限等の格差の問題は比準割合を決定する際に考慮すれば足りる事項というべき。

⑤　蓮田市内の取引事例や不動産鑑定士の鑑定価格から本件登録価格の算定にあたり比準割合を 3 割としたのは相当。比準割合を検討するにあたり他の市町村の状況や市街化区域農地の標準課税を参考にしたことをもって違法とはいえない。不動産鑑定士が市街化調整区域内の宅地から農地の基準価格を算定するに当り用いた標準化補正でも比準割合は 3 割を上回っているので本件において比準割合を 3 割としたことが高すぎるとの主張に理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件による評価年度　平成 9 年度

判番 79

平成 12 年（行ツ）第 285 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・（平成 12 年（行ツ）第 285 号）

原審・浦和地裁　平成 9 年（行ウ）第 30 号

二審・東京高裁　平成 12 年（行コ）第 37 号

3　上告人　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 30 号）

平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決

・原告の請求を棄却する。・訴訟費用は原告の負担とする。

平成 11 年　1 月 14 日　控訴　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 37 号

平成 12 年　5 月 17 日　東京高裁　判決

・本件控訴を棄却する。・控訴費用は控訴人の負担とする。

平成 12 年　5 月 25 日　上告

平成 12 年 10 月 19 日　最高裁　決定

・本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

6　争点

東京高裁平成 12 年（行コ）第 37 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 5 月 17 日に言渡された判決

7　上告人の主張

東京高裁平成 12 年（行コ）第 37 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 5 月 17 日に言渡された判決は全部不服である。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は違憲及び理由の不備、食い違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件による評価年度　平成 9 年度

判番 80

平成 9 年（行ウ）第 31 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　浦和地裁・（平成 9 年（行ウ）第 31 号）

3　原告　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被告　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　岩崎昭壱

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 31 号）

平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

6　争点

①　算定方法の選定について

②　標準地の選定について

⑧　個別補正等について

④　造成費の算出について

⑤　利用状況による比準割合について

7　原告の主張

①　本件登録価格は宅地の評価の算定方法の一つである「その他の宅地評価法」を用いて算定されているので違法。蓮田市には駐車場や資材置場等の雑種地の売買実例があるので売買実例比準方式によらねばならないのに近傍地比準方式を採用したことは違法。

②　本件土地は市街化調整区域にあり、建築等の制限があるにも関わらず、標準地とした本件標準宅地は宅地であり本件土地とはその資産価値としての共通点がなく違法。

③　建物の建築を前提としない市街化調整区域内の本件土地に画他計算法を用いたのは違法。本件土地の奥行補正を評価基準の別表第 4 から適用しているが状況類似地区の状況に誤りがある。

④　本件登録価格の算定で控除されるべき造成費について本件土地の規模、形状に応じた修正がないので違法。

⑤　本件登録価格において本件標準地と利用状況等を考慮しなければならないのに造成費の控除のみなのは違法。

8　被告の主張

①　評価基準の売買実例比率方式によることが相当でなかったので近傍地比準方式によって価格を求めることとし、本件標準宅地を選定し、その価格を不動産鑑定士により鑑定した上で鑑定価格に本件土地との地域格差及び奥行、形状等による個別補正を行い、更に造成費の控除をした上で

利用状況等に照らして比準割合 1/3 を乗じて本件登録価格を算定したものである。本件土地について個々の売買実例価格を基準にして評価する方法を適用することが評価の実務から困難であったため本件標準宅地と本件土地との間の価格形成要因を考慮して本件標準宅地の価格に比準して本件登録価格を算定した。

② 評価基準では鵜雑種の価格の算定は「土地の位置、利用状況等を考慮して付近の土地の価格に比準してその価格を求める」ことと定められているから、状況類似地区内の標準宅地を選定した。標準地と評価対象土地との利用制限等の格差は比準割合を決定する際に考慮している事項。本件土地はガラス温室建築のために都市計画法の開発許可を得たが建築工事を行わず更地としているので雑種地として付近の価格に比準して価格を求めることにした。

③ 画地計算法は適用していない。評価基準では各筆の宅地の評点数は標準宅地の単位当たり評点数に「宅地の比準表」により求めた宅地の比準割合を乗じて、これに各筆の宅地の地積を乗じて付設するものとされ、市町村長は宅地の状況に応じ必要があるときは個別の補正をし、これを適用するものとするとある。蓮田市は必要に応じた補正をしている。

④ 県の通知に基づいた造成費を控除した。

⑤ 本件土地は農地転用の許可、開発行為の許可を受けたがガラス温室は建設されず更地となっている。評価基準では「農地転用後はその土地と状況が類似する土地に比準し、造成費相当分を控除して価格を求める」と定められている。蓮田市は市の評価基準を定め宅地可能な土地の価格を「宅地一造成費」と定め、求めている。

9 判決の要旨

① 本件登録価格を求めるにあたって本件土地の属する状況類似地区における本件標準宅地の価格を基礎としていることは否定できないが、本件土地の奥行、形状等による個別補正や造成費の控除をした上で本件土地の価格を算定したのであるから本件登録価格が「その他の宅地評価法」に従って算定されたと認めることは出来ない。蓮田市における雑種地の取引実態の意見を徴したうえで本件登録価格の算定方法として近傍地比準方式に基づく算定が違法とはいえない。

② 本件土地は雑種地であることから本件価格は雑種地の算定方法に基づいて本件標準宅地の価格に本件土地の位置、形状等の要因を考慮して個別的な修正を加えた上で利用状況等を考慮して定めた比準割合を乗じて決定されたのであるから標準地をあえて田畑にする必要はなく、標準地を宅地にしたことに何ら違法はない。

③ 画地計算法が用いられた証拠がない。蓮田市は評価基準別表第 4 の状況類似地区「商店が相当連たんしているとき」に該当させていない。本件標準宅地は標準的な土地であると認めるのが相当で本件登録価格は本件標準宅地を基準として本件土地の個別的要素の間口、奥行等による補正をして算定したものであるから違法ではない。

④ 蓮田市が県の標準的造成費見込で示された造成費をそのまま適用して本件登録価格を算定したことに違法はない。

⑤ 本件土地が居宅を建築することが可能な土地であることに照らせば本件価格は付近の土地の価格に比準して求める方法として宅地である本件標準宅地から形状等による補正をした後、造成費を控除する方法を採用したことに違法はない。

10 公刊の有無及び判例解釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件における評価年度 平成 9 年度

判番 81

平成 12 年（行コ）第 38 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・（平成 12 年（行コ）第 38 号）
原審・浦和地裁　平成 9 年（行ウ）第 31 号

3　控訴人　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 31 号）

平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

平成　　年　　月　　日　控訴

平成 12 年　5 月 31 日　東京高裁　判決

本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

6　争点

①　算定方法の選定について

②　利用状況による比準割合について

③　標準地の選定について

7　控訴人の主張

①　本件土地の評価額を算定するにあたり売買実例が存在するか否かを問題としないまま売買実例地比準方式を採用せずに近傍地比率方式を採用したことを適法とした原判決は評価基準に違反する。

②　不動産鑑定が蓮田市における雑種地の取引価格は宅地の 80％から 50％であるとの意見をもって鑑定士の一般的知見を示したものと示したが、そのように判断できる証拠は提出されていない。

③　本件土地は農地等に類似する土地なのに原判決は本件土地を宅地比準地に該当することを当然の前提としており違法である。

8　被控訴人の主張

①　雑種地については多数の売買実例がないのが一般的で限られた売買実例価額から直ちにその適正な時価を求めることは慎重に行われるべきで売買実例地比準方式によらねばならないというものではなく、付近の土地の価額をも考慮してその適正な時価を評価するのが相当。

②　不動産鑑定士の鑑定評価書のとおり

③　本件土地は雑種地と認定される農業施設用地であり、将来、農業等を営む者の家屋を建築することも可能な土地なので、農地等を標準地とする必然性はない。

9　判決の要旨

①　蓮田市においては個々の売買実例価格を基準として評価する方法を適用することは評価の実務から困難であるとし、近傍地比準方式を採用したのであって、本件土地の価格に蓮田市が採用した方式が違法であると認めがたく、この方式を適法とした原判決は相当。

②　蓮田市が提出した証拠はまさに原判決判示の主旨に沿ったものと認めることが出来る。蓮田市においては本件土地を宅地価格の 1/3 と評価しており、鑑定士の一般的知見に照らしても控訴人に特段不利益な費用方法を採ったものでないことは明らか。

③　本件土地のように雑種地と認定される農業用施設用地については標準宅地を標準地としながらも、標準宅地との価格格差を的確に反映させることによって適正な価格評価が期待されるのであって、このような方法で標準地を選定したことを適法とした原判決は相当。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 82

平成 12 年（行ツ）第 284 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・（平成 12 年（行ツ）第 284 号）

原審・浦和地裁　平成 9 年（行ウ）第 31 号

二審・東京高裁　平成 12 年（行コ）第 38 号

3　上告人　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 31 号）

平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

平成　　年　　月　　日　控訴　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 38 号

平成 12 年　5 月 31 日　東京高裁　判決

本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

平成 12 年　6 月　5 日　上告　最高裁　平成 12 年（行ツ）第 284 号

平成 12 年 10 月 19 日　最高裁判所　決定

本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

6　争点

東京高裁平成 12 年（行コ）第 38 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 5 月 31 日に言渡された判決

7　上告人の主張

東京高裁平成 12 年（行コ）第 38 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 5 月 31 日に言渡された判決は全部不服である。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は違憲及び理由の不備、食い違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件による評価年度　平成 9 年度

判番 83

平成 9 年（行ウ）第 32 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　浦和地裁・（平成 9 年（行ウ）第 32 号）

3　原告　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被告　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　岩崎昭壱

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 82 号）

平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

6　争点

①　地目の認定について

②　算定方法の選定について

③　標準地の選定について

④　個別補正等について

⑤　造成費算定

⑥　利用状況等による比準割合

7　原告の主張

①　本件土地は、かいわれ大根を栽培しているのであるから地目は田畑と認定すべきだ。本件土地が不動産登記事務取扱手続準則に定める田畑に該当しないとしても、田畑の概念は社会通念や経済状況の変化によって変遷して解釈されるものであり、土壌栽培の方法に代替として考案したかいわれ大根の水耕栽培に使用される本件土地は田畑の意味に含まれる。本件類似土地は本件土地と同様、底地に肥培管理を行わず農作物を栽培しているにも関わらず畑と認定され、不均衡である。

②　本件土地の現況地目は農地であるから農地の評価をしなければならないのに「その他の宅地評価法」によって評価したことは違法。本件土地が雑種地としても価格が雑種地の評価方法でなく宅地の評価方法の一つである「その他の宅地評価法」を用いたのは違法。本件土地を売買実例地 h 比準方式によらず、近傍地比準方式で評価したのは違法。

③　本件土地の標準地は宅地とされたが、本件土地とは資産価値としての共通点がなく本件標準宅地を標準地として選定したことは違法。

④　本件土地の奥行補正を評価基準別表第 4 から適用しているが状況類似地区の状況に誤りがある。

⑤　本件登録価格の算定で控除されるべき造成費について本件土地の規模、形状に応じた修正がな

いので違法。

⑥　本件登録価格において本件標準宅地と本件土地との利用状況等を考慮して 1/3 の比率割合を乗じているが、1/3 の根拠がなく違法。

8　被告の主張

①　農地の認定は土地に労費を加え肥培管理を行なって作物を栽培しているかによって判断する。本件土地には鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートに覆われ床面上でかいわれ大根の水耕栽培をしているとしても農地とは認められない。平成 8 年の自治省の通達では「耕作とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培しているか否かで判断する」となっている。これが農地か雑種地の判断基準である。本件類似土地は、敷地を直接耕作の目的に利用し、トマトを栽培したり、土の上にケースを置いて水耕栽培をしたり、土の上に台を置いて花卉を栽培したりしているものであり、本件土地のように一面をコンクリートで覆ったり、農地の形質変更行為を行ったりしていないので農地と認定した。

②　蓮田市は本件土地の現況地目を雑種地と認定している。本件土地の価格は本件土地の属する状況類似地区における標準地を選定し、その価格を不動産鑑定士の鑑定を受けた上に、本件土地の地域格差及び奥行、形状等による補正を行ない、更に造成費の控除をした上で利用状況等に照らして、比準割合 1/3 を乗じて価格を算定した。蓮田市は売買実例価格を基準にして評価する方法が困難であったため本件標準宅地と本件土地との間における価格形成要因としての格差を考慮して、本件標準宅地の価格に比準して価格を決定した。

③　評価基準では雑種地の価格の算定は「土地の位置、利用状況等を考慮して、付近の土地の価格に比準してその価格を求める」ことと定められているから、状況類似地区内の標準宅地を選定した。本件土地は鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートで覆われているので雑積地と認定した。

④　評価基準では各筆の宅地の評点数は標準宅地の単位当り表点数に「宅地の比準表」により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じて、これに各筆の宅地の地積を乗じて付設するものとされ、市町村長は宅地の状況に応じ必要があるときは個別の補正をし、これを適用するものとするとある。蓮田市は必要に応じた補正をしている。

⑤　県の通知に基づいた造成費を控除した。

⑥　不動産鑑定士の意見、近隣市町の比準割合、市街化区域内農地の課税標準から蓮田市基準を作り比準割合を 1/3 と決定した。

9　判決の要旨

①　コンクリートの床面上に敷設された水耕容器でかいわれ大根を栽培しているのだから、本件土地において肥培管理を行っていると認めることはできないし、その床面上を水耕栽培用の培養体が敷設されているとしても、これを農地と認めることは困難。平成 8 年の自治省の通達が存在すること自体、未だ水耕栽培が土壌栽培と同視できるほど田畑の意味が変化したとは認められない。本件類似土地が本件土地と状況が類似していることを証明するに足りる証拠はないから地目の認定に不均衡があるとする原告の主張は認められない。

②　蓮田市は本件土地を雑積地として評価しており、原告の主張はこの前提を欠いていて認められない。本件価格を求めるに当って本件土地の属する状況類似地区における本件標準宅地の価格を基礎としていることは否定し得ないが本件土地の奥行、形状等による個別補正や造成費の控除をした上で本件土地の価格を算定したのであるから「その他の宅地評価法」によって算定されたとは認められない。蓮田市は蓮田市の駐車場や資材置場である雑種地の取引の実態に関する意見を徴した上で本件価格の算定方法として近傍地比準方式に基づく算定は違法ではない。

③　標準地の価格は通常付近の宅地から比準する価格によって決定されるのであるから、比準すべき標準地の選定に当って状況類似地区内の標準宅地を選定したとしてもこれが直ちに違法であると解せない。本件土地は雑種地であり利用目的は農業用であっても純然たる農地とは明らかに異なり、本件土地の価格の算定に当り農地を標準地としなければならない理由はない。

④　蓮田市は評価基準別表第 4 の状況類似地区「商店等が相当連たんしているとき」に該当させていない。本件標準宅地は標準的な土地であると認めるのが相当で本件登録価格は本件標準地を基準として、本件土地の個別的な要素である間口、奥行等による補正をして算定したものであるから違法ではない。

⑤　蓮田市が県の標準的造成費見込で示された造成費をそのまま適用して本件登録価格を算定したことに違法はない。

⑥　蓮田市の比準割合自体や決定方法は相当。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 84

平成 12 年（行コ）第 39 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・（平成 12 年（行コ）第 39 号）
原審・浦和地裁　平成 9 年（行ウ）第 32 号

3　控訴人　[redacted]
訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇
訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 32 号）
平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決
原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。
平成 12 年　1 月 14 日　控訴　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 39 号
平成 12 年　7 月 18 日　東京高等裁判所　判決
本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

6　争点

①　土地の地目の認定の誤りの有無
②　本件登録価格の算定方法における違法の有無について

7　控訴人の主張

①　土地上で水耕栽培が行なわれている以上、例え土地自体について肥培管理が行なわれていなくとも農地と見るのが相当。
②　本件鑑定書が標準宅地と本件土地との比準割合を 1/3 としたことについては根拠のない数値であり、もっと低い数償とするのが現実的。

8　被控訴人の主張

①　本件土地は一面コンクリートで舗装され、その上に置かれたケースでかいわれ大根の水耕栽培が行なわれている。本件土地の土地自体はコンクリートで舗装されているものであり、直接それが肥培管理の対象とされているわけではなく、その上に置かれたケースで水耕栽培が行なわれているにすぎないから、これを農地と見ることはできず、結局、雑種地と見るほかはない。本件土地六は駐車場として利用されているから雑種地にあたることは明らかである。
②　蓮田市長が別件で提出を受けた不動産鑑定士の鑑定書 3 通は駐車場、資材置場等の雑種地の平成 8 年 1 月 1 日から平成 10 年 2 月 1 日時点の価格を、いずれも宅地価格の 3 ないし 6 割としている。

9　判決の要旨

①　本件土地は直接肥培管理の対象とされているわけではなく、水耕栽培用のケースを取り除けば通常の雑種地と何ら変わりがないのであるから、農地と見ることは相当でない。
②　本件鑑定書が標準宅地と本件土地との比準割合を 1/3 としたことが根拠のない数値を採用したもので違法であるということはできない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 85

平成 12 年（行ツ）第 281 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・（平成 12 年（行ツ）第 281 号）

原審・浦和地裁　平成 9 年（行ウ）第 32 号

二審・東京高裁　平成 12 年（行コ）第 39 号

3　上告人　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 32 号）

平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

平成 12 年　1 月 14 日　控訴　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 39 号

平成 12 年　7 月 18 日　東京高等裁判所　判決

本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

平成 12 年　7 月 21 日　上告　最高裁　平成 12 年（行ツ）第 281 号

平成 12 年 10 月 19 日　最高裁判所　決定

本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

6　争点

東京高裁平成 12 年（行コ）第 39 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 7 月 18 日に言渡された判決

7　上告人の主張

東京高裁平成 12 年（行コ）第 39 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 7 月 18 日に言渡された判決は全部不服である。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は違憲及び理由の不備、食い違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件による評価年度　平成 9 年度

判番 86

平成 9 年（行ウ）第 33 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　浦和地裁・（平成 9 年（行ウ）第 33 号）

3　原告　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被告　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　岩崎昭壱

訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 12 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 33 号）

平成 11 年 12 月 20 日　浦和地裁　判決

原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

6　争点

・甲土地について

①　算定方法の選定について

②　標準地の選定について

③　個別補正等について

④　造成費算定について

⑤　利用状況による比準割合について

・乙土地について

⑥　算定方法の選定について

⑦　標準地の選定について

・丙土地について

⑧　算定方法の選定について

7　原告の主張

・甲土地について

①　本件登録価格は「雑種地の評価方法」でなく、宅地の価格の算定方法の一つである「その他の宅地評価法」用いて算定されており違法。蓮田市には駐車場や資材置場等の雑種地の売買実例があるので売買実例比準方式によらねばならないのに近傍地比準方式を採用したことは違法。

②　本件土地の標準地は田畑から選定すべきなのに宅地から選定した。本件土地には資産価値としての共通点がなく本件標準宅地を標準地として選定したことは違法。

③　本件土地の評点数の個別補正に関して画地計算方法を採用したことは本件土地が建物を建築しないことを前提とした土地なので違法。本件土地の奥行補正を評価基準の別表第 4 から適用しているが状況類似地区の状況に誤りがある。

④　本件登録価格の算定で控除されるべき造成費について本件土地の規模、形状に応じた修正がないのは違法,

⑤　本件登録価格において本件標準地と本件土地との利用状況を考慮して 1/3 の比準割合を乗じているが 1/3 の根拠がなく違法。

・乙土地について

⑥　本件土地は市街地的形態を形成するに至らない地域に存する宅地であるから、本件登録価格は「その他の宅地評価法」によって算定されるべきところ本件標準宅地の売買実例価格を求めずに価格を算定したことの違法。

⑦　本件土地は通常の宅地である本件標準宅地を標準地として選定し、かつ、本件標準宅地の価格に修正を施していない等、本件登録価格の決定は違法。

・丙土地について

⑧　本件土地は駐車場として利用される雑種地であるのに宅地として認定された上、宅地の評価方法により、その価格が算定されており違法。本件土地は通常の宅地である本件標準宅地を標準地として選定し、かつ、本件標準宅地の価格に修正を施していない等、本件登録価格の決定は違法。

8　被告の主張

・甲土地について

①　評価基準の売買実例比準方式によることが相当でなかったので近傍地比準方式によって価格を求めることとし、本件標準宅地を選定し、その価格を不動産鑑定士により鑑定した上で鑑定価格に本件土地との地域格差及び奥行、形状等による個別補正を行い、更に造成費の控除をした上で利用状況等に照らして比準割合 1/3 を乗じて本件登録価格を算定したものである。本件土地について個々の売買実例価格を基準にして評価する方法を適用することが評価の実務から困難であったため本件標準宅地と本件土地との間の価格形成要因を考慮して本件標準宅地の価格に比準して本件登録価格を算定した。

②　評価基準では雑種地の価格の算定は「土地の位置、利用状況等を考慮して付近の土地の価格に比準してその価格を求める」ことと定められているから、状況類似地区内の標準宅地を選定した。本件土地は鉄骨ビニールハウスが建ち地面がコンクリートで覆われているので雑種地である。

③　画地計算法は適用していない。評価基準では各筆の宅地の評点数は標準宅地の単位地積当たり評点数に「宅地の比準表」により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じて、これに各筆の宅地の地積を乗じて付設するものとされ、市町村長は宅地の状況に応じ必要があるときは個別の補正をし、これを適用するものとある。蓮田市は必要に応じた補正をしている。

④　県の通知に基づいた造成費を控除した。

⑤　不動産鑑定士の意見、近隣市町の比準割合、市街化区域内農地の課税標準から蓮田市基準を作り、比準割合を 1/3 と決定した。

・乙土地について

⑥　本件標準宅地の評点数は不動産鑑定士による鑑定価格に基づいて定められている。鑑定価格は売買実例価格を参考にして決定されるものであるし、また、評価基準も標準宅地の適正な時価を求める場合、地価公示価格及び鑑定価格に基づいて算出することを前提としている。

⑦　蓮田市は用途、状況が類似している土地毎に市城を 225 に分類し、本件標準宅地及び本件土地は、この分類された土地の内、市街化調整区域にあり、かつ、農家集落が存する区域であり、標準的な土地の利用形態が農家住宅である区域に存すること、本件土地の登記簿上の地目は宅地で現況地目も原告の居宅が建築されている宅地であるので、これが農業用施設用地であると認めることは困難。

・丙土地について

⑧　本件土地上には原告の居宅が建築され、生垣等もあって原告の居宅の敷地としての用にも供されているので全体的に判断すると宅地というべきである。蓮田市は用途、状況が類似している土地毎に市域を 225 に分類し、本件標準宅地及び本件土地は、この分類された土地の内、市街化調整区域にあり、かつ、農家集落が存する区域であり、標準的な土地の利用形態が農家住宅である区域に存すること、本件土地の登記簿上の地目は宅地で現況地目も原告の居宅が建築されている宅地であるので、これが農業用施設用地であると認めることは困難

9　判決の要旨

・甲土地について

①　本件登録価格を求めるにあたって本件土地の属する状況類似地区における本件標準宅地の価格を基礎としていることは否定できないが、本件土地の奥行、形状等による個別補正や造成費の控除をした上で本件土地の価格を算定したのであるから本件登録価格が「その他の宅地評価法」に従って算定されたと認めることは出来ない。蓮田市における雑種地の取引実態の意見を徴したうえで本件登録価格の算定方法として近傍地比準方式に基づく算定が違法とはいえない。

②　農業施設等の敷地である雑種地の価格は、通常付近の宅地から比準する価格によって決定されるものであるから、比準すべき標準地の選定にあたって状況類似地区内の標準宅地を選定したとしても、これが直ちに違法であるとは解せない、本件土地は雑種地であり、利用目的は農業用であっても純然たる農地とは明らかに異なり、本件土地の価格の算定に当たり農地を標準地としなければならない理由はない。

③　画地計算法が用いられたという証拠はない。蓮田市は評価基準別表第 4 の状況類似地区「商店が相当連たんしているとき」に該当させていない。本件標準宅地は標準的な土地であると認めるのが相当で、本件登録価格は本件標準宅地を基準として本件土地の個別的要素の間口、奥行等による補正をして算定したものであるから違法ではない。

④　蓮田市は県の標準的造成費見込で示された造成費をそのまま適用して本件登録価格を算定したことに違法はない。

⑤　蓮田市の比準割合自体や決定方法は相当。

・乙土地について

⑥　本件標準宅地の評点数の手続は適正に行なわれている。

⑦　登記簿上の地目も現況地目も宅地であるとされたのであるから、本件標準宅地の価格を基礎として比準したことは相当と認められる。

・丙土地について

⑧　本件土地の現況の地目を宅地として認定して、これに基づいて宅地の評価法により、その価格を定めたことに違法はない。登記簿上の地目も現況地目も宅地であるとされたのであるから、本件標準宅地の価格を基礎として比準したことは相当と認められる。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成９年度

判番 87

平成 12 年（行コ）第 40 号審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・（平成 12 年（行コ）第 40 号）

原審・浦和地裁　平成 9 年（行ウ）第 33 号

3　控訴人　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　蓮田市固定資産評価審査委員会　委員長　吉川勇

証訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　9 月　4 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　1 日	審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 33 号）
平成 11 年 12 月 20 日	浦和地裁　判決 原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。
平成 12 年　1 月 14 日	控訴　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 40 号
平成 12 年　6 月 14 日	東京高裁　判決 本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

6　争点

①　登録価格の算定方法について

②　宅地からの比年割合について

③　本件甲土地に関する標準地の選定及び本件丙土地に関する宅地認定について

7　控訴人の主張

①　本件土地の評価額を算定するにあたり売買実例が存在するか否かを問題としないまま売買実例地比準方式を採用せずに近傍地比準方式を採用したことを適法とした原判決は評価基準に違反する。

②　本件甲登録価格を算定するのに本件標準宅地からの比準割合を 1/3 としているが、その証拠がない。

③　本件甲土地は宅地比準土地には該当せず農地等にあたるので、農地を標準地として評価すべきだ。

本件丙土地は居宅がまたがって存在している範囲よりビニールハウスが占めている面積の方がはるかに大きいこと。特に本件丙土地 1，2 は主としてかいわれ大根の搬出入用の車両の出入りに使用されているので雑種地と認定すべきところを宅地として認定したことは違法。

8　被控訴人の主張

①　雑種地については多数の売買実例がないのが一般的で限られた売買実例価額から直ちにその適正な時価を求めることは慎重に行われるべきで売買実例地比準方式によらねばならないというも

のではなく付近の土地の価額をも考慮してその適正な時価を評価するのが相当。

② 本件標準宅地から本件土地の価格を算定するのに比準割合を 1/3 とするような考え方が多くの不動産鑑定士の一般的な知見であることは鑑定書の記載からも証明できる。本件甲土地は農地転用許可、建築物を建築する開発許可を得た上で鉄骨造のビニールハウスが建築され、本件丙土地 1, 2 には控訴人の居宅がまたがって建築されており一部は居宅の庭としても使用されている。更に本件丙土地 3 の上には事務所が建築されていて、これ以外の空地部分はコンクリートで舗装され、これらが一体としてかいわれ大根の搬出入用の車両のみならず事務所関係等の車両の駐車場や通路の用に供されている。

9 判決の要旨

① 蓮田市においては個々の売買実例価格を基準として評価する方法を適用することは評価の実務から困難であるとし、近傍地比準方式を採用したのであって、本件土地の価格に蓮田市が採用した方式が違法であると認めがたく、この方式を適法とした原判決は相当。

② 比準割合は不動産鑑定士の意見や近隣の市町村から得られた評価に関する情報を勘案して定められたものと認められるので原判決のとおり本件価格の算定は合理的なものといえる。

③ 本件甲土地の登録価格の算定に当って、これを宅地比準土地に該当するものとしてした評価には合理性がある。また、本件丙土地を宅地と認定してその評価を行なったことにも十分合理的な理由がある。

10 公刊の有無及び判例解釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件における評価年度 平成 9 年度

平成 12 年（行ツ）第 265 号審査決定取消請求事件

1 判決年月日 平成 12 年 10 月 19 日

2 裁判所名及び事件番号 最高裁・（平成 12 年（行ツ）第 265 号）
原審・浦和地裁 平成 9 年（行ウ）第 33 号
二審・東京高裁 平成 12 年（行コ）第 40 号

3 上告人 [redacted]
訴訟代理人 [redacted]

4 被上告人 蓮田市固定資産評価審査委員会 委員長 吉川勇
訴訟代理人 [redacted]

5 経過

平成 9 年 4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 9 年 9 月 4 日	審査委員会による棄却の決定
平成 9 年 12 月 1 日	審査決定取消請求訴訟提起（平成 9 年（行ウ）第 33 号）
平成 11 年 12 月 20 日	浦和地裁 判決 原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。
平成 12 年 1 月 14 日	控訴 東京高裁 平成 12 年（行コ）第 40 号
平成 12 年 6 月 14 日	東京高裁 判決 本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。
平成 12 年 6 月 20 日	上告 最高裁 平成 12 年（行ツ）第 265 号
平成 12 年 10 月 19 日	最高裁 決定 本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

6 争点

東京高裁平成 12 年（行コ）第 40 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 6 月 14 日に言渡された判決

7 上告人の主張

東京高裁平成 12 年（行コ）第 40 号審査決定取り消し請求控訴事件について平成 12 年 6 月 14 日に言渡された判決は全部不服である。

8 被上告人の主張

9 判決の要旨

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は違憲及び理由の不備、食い違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10 公刊の有無及び判例解釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件による評価年度 平成 9 年度

判番 89

妻沼町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 2 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　浦和地方裁判所・平成 7 年（行ウ）第 13 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　妻沼町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　4 月 27 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　8 月　4 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

②　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

③　画地計算法の適用は、適正であったか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　平成 6 年度の登録価額は平成 6 年 1 月 1 日の時価であるところ、妻沼町は 1 年前の平成 5 年 1 月 1 日の高い時価をもって賦課期日の時価にすり替えている。このような時価のすり替えは、賦課期日を誤っている違法な評価である。

②　平成 6 年度の評価替えにあたり、妻沼町は土地の評価額を 70%水準に大幅な引き上げを行った。この大幅な引き上げは、法令によらず通達によるものであり、通達によりこのような引き上げは違法であり許されない。

③　バブル崩壊後、毎年土地は値下がりが続いているので、登録価額は平成 6 年 1 月 1 日の時価はおろか平成 6 年 1 月 1 日の地価公示価格を上回る逆転現象を生じており、逆転現象は明らかに違法である。

④　本件土地は村落からなり離れた一画地の工場用地の一部で奥行長大・間口狭小な土地であり、下水道等のインフラも全然付設されていない。

一方、本件土地に係る標準宅地は村落の中心に所在し、上下水道、側溝も完備している宅地であるが、本件土地と標準宅地とは同じ価額（比準割合 100 分の 100）で評価しており、高い評価をしている。また、奥行きなどの形状による減価補正をしていないのは、評価基準に照らしても違反している高い評価である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　妻沼町は固定資産の課税に関する現行法体系の下で、評価基準や

②　通達の規定及び埼玉県の指導の趣旨に沿って適法且つ適正に本件土地に対する評価価格を決定したものである。従って、原告の主張する時価のすり替え、賦課期日を誤っていること、法令によらず通達によって 70%水準の大幅な評価価格の引き上げを行ったことを理由とする原告の違法の主張はいずれも失当である。

③　本件土地の鑑定評価額は 1 平方メートル当たり 22,000 円であり、妻沼町で 2 箇所ある地価公示価格は平成 6 年で 72,000 円と 67,000 円であり地価公示価格と逆転現象は生じていない。

④　本件土地を含む工場用地には、上下水道、側溝が存じており、接道状況等を考慮すれば、標準宅地に比準して評価したことは首肯できるものである。

また、本件土地は評価基準別表第 4 の「家屋の連たん度が低いとき」及び「奥行が 36.37 メートルを越える場合」に該当するので、比準表の当該数値 1.00 に基づいて比準したものであり、何ら違法の点はない。

9　判決の要旨

①　賦課期日の違法について

評価替えの際には、土地の区分、土地の鑑定、他の市町村との調整のため、相当の時間を要することは自明のことであるから、土地の評価の基準日を賦課期日より溯らせた時点と定めることは、法は、当然許容していたというべきである。また、本件 7 割評価通達によれば、賦課期日までの時点修正を定めてはいないものの、7 割評価による修正後の価格は、賦課期日における基準宅地の適正な時価とされるから、賦課期日における時価の当否は、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び本件 7 割評価通達による修正後の価格が、賦課期日における標準宅地の適正な時価、すなわち客観的時価の範囲内であるかどうかによって判断されるべきである。

よって、本件時点修正通知が平成 5 年 1 月 1 日から賦課期日までの価格変動を考慮していないことをもって、直ちに本件登録価格が違法であるという主張は、理由がない。

②　通達による違法について

固定資産税は、固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格を課税基準とすることを原則として（法三四九条一項、三四九条の二）、固定資産の所有者に対して資産の所有という事実に着目して課税される財産税であるから、このような固定資産税の性質からすると、その課税基準又はその算定基礎となる土地の「適正な時価」（法三四一条五号）とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいうものと解される。

しかし、課税対象となる土地は、全国に大量に存在することから、これらについて、反復、断続的にそれぞれ一定に時間的制約の中で課税の基礎となるべき価格の評価を実施することは、困難である。

そこで、法は、評価方式を自治大臣の定める評価基準によらしめ、もって大量の固定資産税について反復、断続的に実施される評価について、各市町村の評価の均衡を確保するとともに、評価に関与する者の個人差に基づく評価の不均衡を解消しようとすることとした。さらに、固定資産税の評価においては、その手続において、相当な時間を必要とすることから、賦課期日の時価が予測値にならざるを得ないことを考慮して「適正な時価」をあらかじめ控え目に設定することも、課税処分の謙抑性に反しない限度で許されるものと解するべきである、本件 7 割評価通達が標準宅地の鑑定価格の 7 割をもって、標準宅地の評点数の付設をすることは、合理性がないとはいえない。

もっとも、評価基準は、各筆の土地を個別評価することなく、諸制約の下において大量の土地について適正な時価を評価する技術的方法と基準を規定するものであって、各土地の価格に影響を及ぼすすべての事項を網羅するものではないから、標準宅地の評定及び評価基準による比準の手続に過誤がないとしても、個別的な評価と同様の正確性を有しないことは制度上やむを得ないものというべきであり、評価基準による評価と客観的時価とが一致しない場合が生ずることも当然に予定されていたというべきであるが、適正な時価とは、客観的に観念されるべき価格である以上、評価基準による評価が客観的時価を上回る場合には、その限度で、登録価格は違法となるものと解する。しかし、評価基準による評価が客観的時価を下回る場合には、納税者である原告に対して不利となるものではないから、価格決定の違法事由とはならないというべきである。

また、従前の評価価格が時価に比して著しく低額であったとしても、そのような低い価格をもって法における「適正な時価」と解することはできないから、本件 7 割評価通達が大幅な引き上げをもたらしたとしても、この点をもって租税法律主義違反であるとすることはできない。

なお、客観的時価に比して著しく低い価格が適正な時価であるとするべき程に慣習化していたものと認めるに足りる証拠は存しない。

したがって、本件 7 割評価通達による登録価格の引き上げは、結果として客観的時価を上回ることがない限り、法の趣旨により適合するものであるから、これをもって違法、違憲であるとは到底認められないことは、明らかである。

③④　本件土地の登録価格の違法について

ア状況類似地区の区分及び標準宅地の選定

原告は、本件標準宅地は、村落の中心に位置する宅地であるのに対し、本件土地は、本件標準宅地から約 600 メートル離れた利根川沿いの農地に囲まれた工場用地であり、このような状況の異なる土地を標準宅地として選定したことは、評価基準に反して違法である旨主張する。しかし、前記認定した事実によると、(1)妻沼町は、不動産鑑定士も交えて協議した上、市街化調整地域においては、県道太田熊谷線沿いか否か、また、従来、地域区分とされていた旧来の大字単位、地価水準を考慮して、状況類似地区ごとに妻沼町全体を 40 区分に区分けし、そのうち、本件類似地区は、市街化調整区域のなかで、東側、西側、中央に区分けした上、西側をさらに用水路の南北、市街地との距離、道水路関係等を考慮して旧集落を中心としてひとまとまりにできるものとして区分けした結果、本件土地を含む男沼、台、間々田、出来島を合わせた地域を同一の区域として区分した。

本件土地は、その北西側に住宅が数軒建っているが、周囲はおおむね農地に囲まれている。本件土地を含む一帯の本件一画地は、アリガが賃借しており、周囲をフェンスで囲んだ上舗装し、工場を建てている。本件一画地には上水道が通っており、排水溝は右土地の南側に設置されており、西側に幅員 9.0 メートルの町道と、南側に幅員 4.4 メートルの町道とそれぞれ接しており、JR 高崎線熊谷駅まで 13.30 キロメートル、あさひ銀行支店まで 2.8 キロメートル離れている。

これに対して、本件標準宅地は、本件土地と同一の状況類似地区内に存し男沼小学校北東約 50 メートルに位置し、農家住宅及び一般住宅が多い地域に存し、その南側に幅員 3.5 メートルの町道と接しており、JR 高崎線熊谷駅まで 13.30 キロメートル、あさひ銀行まで 2.6 キロメートル離れている。

また、本件類似地区内の工場地である埼玉県大里郡妻沼町大字出来島字東久保 346-1 の鑑定評価価格を算定したところ、右価格は標準宅地よりも高い 1 平方メートル当たり 39,100 円であったが、原告にとってより有利な標準宅地を標準宅地と選定したことが認められる。

右事実に照らすと、本件状況類似地区内の各地域は、位置的にはいずれも隣り合っており、市街地への距離もほぼ同様であるばかりか、かつての旧集落として、土地の状況は類似しており、本件標準宅地は、道路に沿接しており、間口、奥行及びその形状からみて、本件状況類似地区内における標準的な土地と認められる。その他、本件標準宅地を標準宅地であることに反する事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件標準宅地の選定の違法をいう原告の主張は、理由がない。

結論

以上によれば、原告の本件請求は、理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法六一条を適用して、主文のとおり判決する。

主文

原告の請求を棄却する。

10	公刊の有無及び判例評釈	なし
11	固定資産の区分	土地（単独）
12	本事件における評価年度	平成 6 年度

判番 90

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 43 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 11 年　4 月 30 日　審査申出書の提出

平成 11 年　6 月 18 日　却下の決定

平成 11 年　9 月　2 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　原告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 91

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 6 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 258 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 11 年　4 月 30 日　審査申出書の提出

平成 11 年　6 月 18 日　却下の決定

平成 12 年　2 月 14 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　控訴人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被控訴人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課

における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 92

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 158 号
（行ヒ）第 103 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 11 年　4 月 30 日　審査申出書の提出
平成 11 年　6 月 18 日　却下の決定
平成 12 年　3 月 28 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　上告人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被上告人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　民事事件について、最高裁判所に上告が許されるのは民事訴訟法第 312 条第 1 項及び同第 2 項所定の場合に限定されるところ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 93

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 76 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 12 年　4 月 17 日　審査申出書の提出
平成 12 年　7 月 25 日　却下の決定
平成 12 年　1 月 19 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　原告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 94

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 84 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 12 年　4 月 17 日　審査申出書の提出

　平成 12 年　7 月 25 日　却下の決定

　平成 13 年　5 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　控訴人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被控訴人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 95

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 59 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 10 年　4 月　7 日　審査申出書の提出

　平成 10 年　7 月 22 日　却下の決定

　平成 10 年　9 月 25 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　原告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 96

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 6 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 10 年　4 月　7 日　審査申出書の提出

平成 10 年　7 月 22 日　却下の決定

平成 11 年　2 月 19 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　控訴人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）第 59 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 97

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 146 号

（行ヒ）第 43 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 10 年　4 月　7 日　審査申出書の提出

平成 10 年　7 月 22 日　却下の決定

平成 11 年　4 月 16 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　上告人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被上告人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）第 59 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　民事事件について、最高裁判所に上告が許されるのは民事訴訟法第 312 条第 1 項及び同第 2 項所定の場合に限定されるところ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 98

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 46 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 11 年　4 月 30 日　審査申出書の提出

平成 11 年　6 月 18 日　却下の決定

平成 11 年　6 月 28 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　原告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 99

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 247 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 11 年　4 月 30 日　審査申出書の提出

平成 11 年　6 月 18 日　却下の決定

平成 12 年　1 月 27 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　控訴人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被控訴人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 100

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ツ）第 140 号
（行ヒ）第 73 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 11 年　4 月 30 日　審査申出書の提出
平成 11 年　6 月 18 日　却下の決定
平成 12 年　2 月 29 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　上告人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被上告人の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　民事事件について、最高裁判所に上告が許されるのは民事訴訟法第 312 条第 1 項及び同第 2 項所定の場合に限定されるところ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

両方とも無し

11　固定資産の区分

土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 101

審査申出棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 75 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市固定資産評価審査委員会

5　平成 12 年　4 月 17 日　審査申出書の提出
平成 12 年　7 月 25 日　却下の決定
平成 13 年　2 月 27 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　法 432 条 3 項 434 条 2 項の違法性

7　原告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　被告審査委員会のした本件審査決定について疑義がある。

8　被告の主張

①　法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件審査決定についての議決は適法に行われており、本件審査決定に違法はない。

9　判決の要旨

①　法が固定資産課税台帳登録事項のうち一定のものについては固定資産評価審査委員会に審査の申出ができるものとしたのは、固定資産税の賦課における最も重要な要素である評価額等について、賦課処分の前に処理するとの立法政策によるものである。固定資産の評価額等についての争いを賦課処分前に解決し、早期に事実関係を解決することは合理性がある。

②　本件審査決定の議決過程に疑義はない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

土地

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 102

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消等請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 47 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 8 年 5 月 13 日　審査請求書の提出

平成 9 年 4 月 4 日　8 年度 1～4 期督促処分に係る審査請求と併合

平成 9 年 7 月 7 日　市長による棄却の裁決

平成 9 年 9 月 3 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　納税通知処分・督促処分の違法性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　督促処分と賦課処分は別個の処分である。

8　被告の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

②　賦課処分が違法として取消されない限り、督促処分も有効である。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件督促処分も本件賦課処分が有効に存在する限り、有効である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 103

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消等請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 7 月 1 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 3 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 8 年 5 月 13 日　審査請求書の提出

平成 9 年 4 月 4 日　8 年度 1～4 期督促処分に係る審査請求と併合

平成 9 年 7 月 7 日　市長による棄却の裁決

平成 9 年 9 月 3 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分と督促処分別個の処分である。

7　控訴人の主張

①　納税通知処分・督促処分は違法な処分である。

②　督促処分と賦課処分は別個の処分である。

③　原判決を取消す。

8　被控訴人の主張

①　一審書面（平成 9 年（行ウ）47 号）のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件督促処分も本件賦課処分が有効に存在する限り、有効である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 104

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消等請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 262 号
（行ヒ）第 67 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成　8 年　5 月 13 日　審査請求書の提出
平成　9 年　4 月　4 日　8 年度 1～4 期督促処分に係る審査請求と併合
平成　9 年　7 月　7 日　市長による棄却の裁決
平成　9 年　9 月　3 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分と督促処分別個の処分である。

7　上告人の主張

②　督促処分と賦課処分は別個の処分である。

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

8　被上告人の主張

一審（平成 9 年（行ウ）47 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告出来るのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同条第 2 項で定められた場合に限られ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 105

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 10 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 32 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成　9 年　5 月　9 日　審査請求書の提出
平成　9 年　8 月　4 日　棄却の裁決
平成　9 年　8 月 27 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被告の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件督促処分も本件賦課処分が有効に存在する限り、有効である。

10　公刊の有無及び判例評釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 106

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 4 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 9 年（行コ）第 158 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成　9 年　5 月　9 日　審査請求書の提出

平成　9 年　8 月　4 日　棄却の裁決

平成 10 年　3 月 16 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　控訴人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 9 年（行ウ）第 32 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件督促処分も本件賦課処分が有効に存在する限り、有効である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 107

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 192 号

（行ヒ）第 74 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成　9 年　5 月 12 日　審査請求書の提出

平成　9 年　8 月　4 日　棄却の裁決

平成 10 年　9 月 10 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被告の主張

①　1 審（平成 9 年（行ウ）第 32 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告が許されるのは、民事訴訟法 312 条第 1 項及び同第 2 項所定の場合に限られるところ、本件についてはその条件に該当し無い。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 108

固定資産税・都市計画税の賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 56 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　4 月 21 日　審査請求書の提出

平成 10 年　7 月 15 日　市長による棄却の裁決

平成 10 年　8 月 27 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　督促処分と賦課処分は別個の処分である。

8　被告の主張

①　原告は不納付の事実を争わず、もっぱら納税通知処分の瑕疵ののみを主張している。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　不服申立前置主義には合理性がある。

10　公刊の有無及び判例評釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 109

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 184 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　4 月 21 日　審査請求書の提出

平成 10 年　7 月 15 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年　2 月　2 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被告の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）第 56）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 110

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 141 号
（行ヒ）第 109 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　4 月 21 日　審査請求書の提出
平成 10 年　7 月 15 日　市長による棄却の裁決
平成 11 年　3 月 29 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　上告人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被上告人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）第 56・54 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 111

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 51 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 11 年　4 月 13 日　審査請求書の提出
平成 11 年　7 月　9 日　市長による棄却の裁決
平成 11 年　9 月　8 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　本件課税標準額は適法に算出されていない。

8　被告の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されている。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 112

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 46 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 11 年　4 月 13 日　審査請求書の提出

平成 11 年　7 月　9 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年　4 月 24 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

8　被告の主張

①　1 審（平成 11 年（行ウ）第 51 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 113

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 259 号

（行ヒ）第 260 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 11 年　4 月 13 日　審査請求書の提出

平成 11 年　7 月　9 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年　6 月 29 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

賦課処分の違法性

7　上告人の主張

地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

8　被上告人の主張

1 審（平成 11 年（行ウ）第 51 号）書面のとおり。。

9　判決の要旨

上告人は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、上告の理由とならない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 114

固定資産税・都市計画税の賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 6 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 85 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 12 年　6 月　5 日　審査請求書の提出

平成 12 年　8 月 29 日　市長による棄却の裁決

平成 13 年　1 月 16 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　本件課税標準額は適法に算出されていない。

8　被告の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されている。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である

③　納税通知処分は賦課処分と同義として善解出来る

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 115

固定資産税・都市計画税の賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 13 年（行コ）第 85 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 12 年　6 月　5 日　審査請求書の提出

平成 12 年　8 月 29 日　市長による棄却の裁決

平成 13 年　5 月 28 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　本件課税標準額は適法に算出されていない。

8　被告の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されている。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 116

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 57 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　4 月 18 日　審査請求書の提出

平成 10 年　7 月 15 日　棄却の裁決

平成 10 年　9 月 25 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被告の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 117

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 6 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　4 月 18 日　審査請求書の提出

平成 10 年　7 月 15 日　棄却の裁決

平成 11 年　3 月 16 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　控訴人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）53・57・59 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 118

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 146 号
（行ヒ）第 112 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　4 月 18 日　審査請求書の提出
平成 10 年　7 月 15 日　棄却の裁決
平成 11 年　4 月 16 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　上告人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被上告人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）53・57・59 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 119

固定資産税・都市計画税の賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 50 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 11 年　4 月 13 日　審査請求書の提出
平成 11 年　7 月　9 日　市長による棄却の裁決
平成 11 年　9 月　2 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　本件課税標準額は適法に算出されていない。

8　被告の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されている。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 120

固定資産税・都市計画税の賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 259 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 11 年　4 月 13 日　審査請求書の提出

平成 11 年　7 月　9 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年　1 月 26 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　控訴人の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　本件課税標準額は適法に算出されていない。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 11 年（行ウ）第 50 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である

10　公刊の有無及び判例評釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 121

固定資産税・都市計画税の賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 156 号

（行ヒ）第 150 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 11 年　4 月 13 日　審査請求書の提出

平成 11 年　7 月　9 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年　3 月　9 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　上告人の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　本件課税標準額は適法に算出されていない。

8　被上告人の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されている。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 122

固定資産税・都市計画税の賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 88・87 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 12 年　6 月　5 日　審査請求書の提出

平成 12 年　8 月 29 日　市長による棄却の裁決

平成 13 年　2 月 27 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分の違法性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　本件課税標準額は適法に算出されていない。

8　被告の主張

①　地法税法は、固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出ができるのみとし、同委員会の決定に申出をしているが、しかしこれは課税標準額の不合理を主張したものではない。

②　本件課税標準額は適法に算出されている。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　課税標準額は適法に算出されており、本件賦課処分は適法である

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 123

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 44 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市中央区長

5　平成　9 年　6 月 30 日　督促処分

平成　9 年　9 月　3 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　納税通知書に評価額等については、審査請求することができない旨の記載があるのは違法である。

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被告の主張

①　原告は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

地方税法 434 条第 2 項は憲法に違反していない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 124

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 5 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 2 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市中央区長

5　平成　9 年　6 月 30 日　督促処分

平成 10 年　4 月 14 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　納税通知書に評価額等については、審査請求することができない旨の記載があるのは違法である。

7　控訴人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 9 年（行ウ）第 44 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は、憲法の趣旨に反し、不適法であるとの事由は認められない。

②　固定資産評価審査委員会に審査申出ができる旨の事項は、納税通知書の記載事項ではない。

10　公刊及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 125

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 231 号

（行ヒ）第 39 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成　9 年　6 月 30 日　督促処分

平成 10 年　8 月　3 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　納税通知書に評価額等については、審査請求することができない旨の記載があるのは違法である。

7　被上告人の主張

①　1 審（平成 9 年（行ウ）第 44 号）書面のとおり。

8　上告人の主張

①　上告人は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告出来るのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同条第 2 項で定められた場合に限られ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 126

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 2 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 62 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　千葉市中央区長

5　平成　9 年　8 月 29 日　　9 年度 2 期分の督促処分

　平成　9 年 11 月 28 日　　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　原告の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項について不服申立ができないと記載された納税通知書による賦課処分は重大明白な瑕疵がある。

8　被告の主張

①　原告は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条第 3 項の賦課処分の前に、審査の申出をすることができる機会を機会を与える制度は、合理性が認められる。

10　公刊の有無及び判例解釈

　両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 127

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 7 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 43 号

3　控訴人　　[redacted]

4　被控訴人　　千葉市中央区長

5　平成　9 年　8 月 29 日　　9 年度 2 期分の督促処分

　平成 10 年　6 月 17 日　　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の納税通知処分には重大明白な瑕疵がある。

7　控訴人の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項について不服申立ができないと記載された納税通知書による賦課処分は重大明白な瑕疵がある。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 9 年（行ウ）第 62 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

　地方税法 434 条第 2 項の規定は合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈

　両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 128

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 1 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 288 号
平成 10 年（行ヒ）第 88 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市中央区長

5　平成　9 年　8 月 29 日　9 年度 2 期分の督促処分
平成 10 年　8 月 17 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　上告人の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項について不服申立ができないと記載された納税通知書による賦課処分は重大明白な瑕疵がある。

8　被上告人の主張

①　上告人は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告出来るのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同条第 2 項で定められた場合に限られ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈
両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 129

固定資産税・都市計画税の督促処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 1 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 85・90 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長

5　平成　9 年　9 月　3 日　審査請求書の提出
平成　9 年 10 月　8 日　棄却の裁決
平成　9 年 12 月 15 日　督促処分裁決取消請求訴訟提訴

6　争点

①　納税通知処分の違法性

7　原告の主張

①　本件納税通知処分は重大明白な瑕疵があるので、その後行処分である本件督促処分も違法である。

8　被告の主張

①　本件裁決の前の本件賦課処分には瑕疵はないので、本件裁決は有効である。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件督促処分も本件賦課処分が有効に存在する限り、有効である。

10　公刊の有無及び判例解釈
両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 130

固定資産税・都市計画税の督促処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 7 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 26 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長

5　平成　9 年　9 月　3 日　審査請求書の提出

平成　9 年 10 月　8 日　棄却の裁決

平成 10 年　6 月 11 日　督促処分裁決取消請求訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　控訴人の主張

①　本件納税通知処分は重大明白な瑕疵があるので、その後行処分である本件督促処分も違法である。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 9 年（行ウ）第 85・90 号）のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件督促処分も本件賦課処分が有効に存在する限り、有効である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 131

固定資産税・都市計画税の督促処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 274 号

（行ヒ）第 80 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長

5　平成　9 年　9 月　3 日　審査請求書の提出

平成　9 年 10 月　8 日　棄却の裁決

平成 10 年　4 月 14 日　督促処分裁決取消請求訴訟提訴

6　争点

①　納税通知書に評価額等については、審査請求することができない旨の記載があるのは違法である。

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　上告人の主張

①　1 審（平成 9 年（行ウ）第 85・90 号）のとおり。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告が許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同第 2 項所定の場合に限られるところであるが、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 132

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 5 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 6・16 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　1 月 23 日　9 年度 3 期分の督促処分

平成 10 年　1 月 24 日　審査請求書の提出

平成 10 年　2 月 24 日　棄却の裁決

平成 10 年　3 月 13 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は違憲である。

8　被告の主張

①　原告は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

地方税法 434 条第 2 項の規定は合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 133

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 9 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 103 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　1 月 23 日　9 年度 3 期分の督促処分

平成 10 年　1 月 24 日　審査請求書の提出

平成 10 年　2 月 24 日　棄却の裁決

平成 10 年　8 月 26 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　控訴人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は違憲である。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）第 6・16 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

地方税法 434 条第 2 項の規定は合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 134

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 2 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 307 号
（行ヒ）第 98 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　1 月 23 日　9 年度 3 期分の督促処分
平成 10 年　1 月 24 日　審査請求書の提出
平成 10 年　2 月 24 日　棄却の裁決
平成 10 年 10 月 15 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　上告人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は違憲である。

8　被上告人の主張

①　上告人は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告出来るのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同条第 2 項で定められた場合に限られ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 135

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 26・31 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　3 月 28 日　9 年度 4 期分の督促処分
平成 10 年　4 月　3 日　審査請求書の提出
平成 10 年　4 月 30 日　棄却の裁決
平成 10 年　6 月　4 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　原告の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項について不服申立ができないと記載された納税通知書による賦課処分は重大明白な瑕疵がある。

8　被告の主張

①　原告は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

地方税法 434 条第 2 項の規定は合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 136

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 2 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 181 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　3 月 28 日　9 年度 4 期分の督促処分

平成 10 年　4 月　3 日　審査請求書の提出

平成 10 年　4 月 30 日　棄却の裁決

平成 11 年　1 月 20 日　督促処分及び裁決訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の納税通知処分には重大明白な瑕疵がある。

7　控訴人の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項について不服申立ができないと記載された納税通知書による賦課処分は重大明白な瑕疵がある。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）第 26・31 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

地方税法 434 条第 2 項の規定は合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 137

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 121 号

（行ヒ）第 79 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　3 月 28 日　9 年度 4 期分の督促処分

平成 10 年　4 月　3 日　審査請求書の提出

平成 10 年　4 月 30 日　棄却の裁決

平成 11 年　3 月 10 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　上告人の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項について不服申立ができないと記載された納税通知書による賦課処分は重大明白な瑕疵がある。

8　被上告人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）第 26・31 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告が許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同第 2 項所定の場合に限られるところであるが、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 138

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 75 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 10 年　8 月 31 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 10 年　9 月 30 日　市長による棄却の裁決

平成 10 年 10 月　6 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

7　原告の主張

①　賦課処分において納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納期限の納付額を記載している点に違法があるから、その後行処分である督促処分も違法である。

8　被告の主張

①　納税通知書に各納期限別の納付税額を記載することは、地方税法の規定に基づくものである。

9　判決の要旨

①　地方税法では、納税通知書には、その地方税の根拠法令、税額、納期、各納期における納付額等を記載するものとされているところ、本件納税通知書の各納期、納付額等の記載は地方税法の規定に基づくものである。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 139

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 9 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 10 年　8 月 31 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 10 年　9 月 30 日　市長による棄却の裁決

平成 10 年 10 月　6 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 10 年 11 月 25 日　第一審判決言渡

6　争点

①　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 140

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 9 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 152 号・平成 12 年（行ヒ）第 111 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 10 年　8 月 31 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 10 年　9 月 30 日	市長による棄却の裁決
平成 10 年 10 月　6 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 10 年 11 月 25 日	第一審判決言渡
平成 11 年　3 月 31 日	第二審判決言渡

6　争点

①　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②　本件は民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 141

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 7 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 12 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　1 月 25 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　3 月 12 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　4 月 10 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は違法であるか。

②　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

③　審査請求前置主義は違法か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は違法であるから、この規定を適用してなされた督促処分も違法である。

②　賦課処分において納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納期限の納付額を記載しているから、賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

③　審査請求を経た後でなければ、訴訟を提起できないのは、正義に反し、人権を重視しない違法がある。

8　被告の主張

①　督促処分は適法になされている。

②　裁決に違法はない。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は固定資産の評価の客観的合理性を担保し、納税者の権利を保護するとともに、固定資産税及び都市計画税の適正な賦課を期そうとするものであり、これには合理性がある。

②　納税通知書にすべての納期及び各納期における納付額を記載すべきものとされているのは、納税者に予め各納期及び納付額を認識させて納付の準備の機会を与え、納税者の便宜を図る為であり、合理性がある。また、このため賦課処分と督促処分とが別個の処分と言えないものではない。

③　地方税法が不服申立てを前置させているのは、行政庁に個別的に再検討をさせて、当該処分の妥当性を確保することにある。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 142

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 183 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　1 月 25 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　3 月 12 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　4 月 10 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年　7 月 12 日	第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は違法であるか。

②　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

③　審査請求前置主義は違法か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 143

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 3 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 44 号・平成 12 年（行ヒ）第 48 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　1 月 25 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　3 月 12 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　4 月 10 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年　7 月 12 日	第一審判決言渡
平成 11 年 12 月　7 日	第二審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は違法であるか。

②　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

③　審査請求前置主義は違法か。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②　本件は民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 144

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 45 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　4 月　1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 11 年　6 月 24 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年　6 月 28 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は違法であるか。

②　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

③　審査請求前置主義は違法か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は違憲である。

②　賦課処分において納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納期限の納付額を記載しているから、賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

③　審査請求を経た後でなければ、訴訟を提起できないのは迅速な裁判を受ける権利を侵害する。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は適正かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図るうえで合理的であり、何ら違憲と解されない。

②　納税通知書に各期別の納付額を記載することは地方税法の規定に基づくものである。

③　区長が行った督促処分に不服のある納税者は、市長に対して審査請求を行い、その裁決を経た後でなければ取消しの訴えを起こすことはできない。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項の規定は固定資産の課税に関する基本的な要素についての争いを賦課決定の前に解決して早期に事実関係を確定し、もって適正・迅速な徴税事務処理に資するための規定であって、合理性があり、憲法に違反しているものということはできない。

②　納税通知書にすべての納期及び各納期における納付額を記載すべきものとされているのは、納税者に予め各納期及び納付額を認識させて納付の準備の機会を与え、納税者の便宜を図る為である。賦課処分と督促処分が別個の処分であるということは何等不合理ではない。

③　不服申立前置主義を採用しているのは、租税に関する処分の行政的な解釈運用の統一の必要があることなどに鑑み、不服申立てがされた場合には行政に個別的に再検討させて、当該処分の妥当性を確保するためである。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 145

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 233 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　4 月　1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 11 年　6 月 24 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年　6 月 28 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 11 年　9 月 27 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は違法であるか。

②　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

③　審査請求前置主義は違法か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 146

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 4 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 90 号・平成 12 年（行ヒ）第 90 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　4 月　1 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　6 月 24 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　6 月 28 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年　9 月 27 日	第一審判決言渡
平成 12 年　1 月 19 日	第二審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定は違法であるか。

②　納税通知書に第 1 期ないし第 4 期の納付額を記載することは違法か。

③　審査請求前置主義は違法か。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　記録によれば、上告人兼申立人が上告状兼受理申立書を提出した日は、原判決言渡日の前である平成 12 年 1 月 18 日であるから、本件上告及び本件申立てが不適法なものであることは明らかである。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 147

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 70 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　5 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　8 月 20 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　8 月 23 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。

②　納税通知書に記載していた事項を削除した事は違法か。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、固定資産評価審査委員会への不服申出を規定し、固定資産税・都市計画税の課税庁である被告区長に対する不服申立権を奪っている。

②　従前、納税通知書に記載されていた地方税法の規定の趣旨が記載されなくなった。従って本件納税通知書による賦課処分は信義誠実、公序良俗及び禁反言の法理に反する違憲・違法なものである。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害する。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　納税通知書の記載事項は適法である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすことができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　納税通知書に従前教示していたものを教示しなくなったことをもって、賦課処分が信義則あるいは禁反言の法理に反する違法なものと解することもできない。

③　審査請求前置主義は行政処分について、司法判断に移る前にいったんは行政庁に再検討の機会を与え、その自主的解決を期待して設けられた制度であって、合理性が認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 148

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 7 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　5 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　8 月 20 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　8 月 23 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年 12 月 17 日	第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。

②　納税通知書に記載していた事項を削除した事は違法か。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 149

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 9 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 189 号・平成 12 年（行ヒ）第 181 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　5 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　8 月 20 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　8 月 23 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年 12 月 17 日	第一審判決言渡
平成 12 年　3 月 27 日	第二審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。

②　納税通知書に記載していた事項を削除した事は違法か。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②　本件は民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 150

都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 89 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　9 月　2 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 11 年 10 月 27 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年 10 月 28 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。

②　納税通知書に記載していた事項を削除した事は違法か。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、固定資産評価審査委員会への不服申出を規定し、固定資産税・都市計画税の課税庁である被告区長に対する不服申立権を奪っている。

②　従前、納税通知書に記載されていた地方税法の規定の趣旨が記載されなくなった。従って本件納税通知書による賦課処分は信義誠実、公序良俗及び禁反言の法理に反する違憲・違法なものである。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害する。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　納税通知書の記載事項は適法である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすことができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　納税通知書に従前教示していたものを教示しなくなったことをもって、賦課処分が信義則あるいは禁反言の法理に反する違法なものと解することもできない。

③　審査請求前置主義は行政処分について、司法判断に移る前にいったんは行政庁に再検討の機会を与え、その自主的解決を期待して設けられた制度であって、合理性が認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 151

都市計画税の督促処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 87 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　9 月　2 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 11 年 10 月 27 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年 10 月 28 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 12 年　2 月 18 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。

②　納税通知書に記載していた事項を削除した事は違法か。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 152

都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 11 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 279 号・平成 12 年（行ヒ）第 272 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　9 月　2 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年 10 月 27 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年 10 月 28 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 12 年　2 月 18 日	第一審判決言渡
平成 12 年　6 月 22 日	第二審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。

②　納税通知書に記載していた事項を削除した事は違法か。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②　本件は民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 153

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 12 月 5 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 28 号・平成 12 年（行ウ）第 35 号事件

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年　1 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 12 年　3 月 28 日	市長による棄却の裁決
平成 12 年　5 月 29 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。また、納税通知書に記載していた本事項を削除した事は違法か。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分で、賦課処分の違法性は督促処分に承継するか。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分をする権限のない固定資産評価審査委員会に固定資産税額等を決定する権限を与えている。従前、納税通知書に記載されていた地方税法の規定の趣旨が記載されなていないことから、本件納税通知書による賦課処分は違法であり、本件督促処分も違法である。

②　賦課処分と督促処分とが別個のものになっていないから、本件賦課処分は違法であり、本件督促処分も違法である。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害する。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。賦課処分に無効原因となるべき重大かつ明白な瑕疵があるか、取り消されない限り依然として督促処分は有効である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすことができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。納税通知書に従前教示していたものを教示しなくなったことをもって、賦課処分が違法なものとなると解することはできない。

②　賦課処分と督促処分はそれぞれ目的及び効果を異にする別個の処分であると認められる。

③　審査請求前置主義は行政処分について、司法判断に移る前にいったんは行政庁に再検討の機会を与え、その自主的解決を期待して設けられた制度であって、合理性が認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 154

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 326 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年 1 月 29 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年 3 月 28 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 5 月 29 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 12 年 12 月 5 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。また、納税通知書に記載していた

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分で、賦課処分の違法性は督促処分に承継するか。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 155

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 52 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年 5 月 8 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年 6 月 2 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 8 月 7 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。また、納税通知書に記載していた本事項を削除した事は違法か。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分で、賦課処分の違法性は督促処分に承継するか。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分をする権限のない固定資産評価審査委員会に固定資産税額等を決定する権限を与えている。従前、納税通知書に記載されていた地方税法の規定の趣旨が記載されなていないことから、本件納税通知書による賦課処分は違法であり、本件督促処分も違法である。

②　賦課処分と督促処分とが別個のものになっていないから、本件賦課処分は違法であり、本件督促処分も違法である。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害する。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。賦課処分に無効原因となるべき重大かつ明白な瑕疵があるか、取り消されない限り依然として督促処分は有効である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、固定資産の価格については、中立的で専門的知識を有するものにより構成された第三者機関である固定資産評価審査委員会にその審査を担わせるのが相当であるとの立法政策によるものということができ、その趣旨には合理性を認めることができる。納税通知書に従前教示していたものを教示しなくなったことをもって、賦課処分が違法なものとなると解することもできない。

②　賦課処分と督促処分はそれぞれ目的及び効果を異にする別個の処分であると認められる。

③　審査請求前置主義は行政処分について、司法判断に先立って簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする制度であって合理性が認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 156

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 5 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 13 年（行コ）第 80 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年　5 月　8 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年　6 月　2 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年　8 月　7 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 13 年　2 月 27 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。また、納税通知書に記載していた本事項を削除した事は違法か。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分で、賦課処分の違法性は督促処分に承継するか。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 157

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 78 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年　7 月　3 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年　9 月 26 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 10 月 12 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分で、賦課処分の違法性は督促処分に承継するか。

③　審査請求前置主義は憲法に反するか。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分をする権限のない固定資産評価審査委員会に固定資産税額等を決定する権限を与えており、憲法 30 条、31 条、最高裁判例に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法であり、賦課処分が違法であるから、督促処分も違法である。

③　審査請求前置主義は迅速な裁判を受ける権利を侵害される。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。賦課処分に無効原因となるべき重大かつ明白な瑕疵があるか、取り消されない限り依然として督促処分は有効である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。賦課処分及び督促処分に違法事由を窺わせるような事実は認められない。

③　審査請求前置主義は司法判断に先立って簡易迅速な手続きによる国民の権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする制度であって、このような規定が憲法に違反するという事はできない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 158

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 7 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 95 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年　9 月　1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年 11 月 20 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 12 月 15 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は憲法に反するか。また、納税通知書に記載していた本事項を削除した事は違法か。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分で、賦課処分の違法性は督促処分に承継するか。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害するか。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分をする権限のない固定資産評価審査委員会に固定資産税額等を決定する権限を与えている。従前、納税通知書に記載されていた地方税法の規定の趣旨が記載されなていないことから、本件納税通知書による賦課処分は違法であり、本件督促処分も違法である。

②　賦課処分と督促処分とが別個のものになっていないから、本件賦課処分は違法であり、本件督促処分も違法である。

③　審査請求前置主義は、迅速な裁判を受ける権利を害する。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。賦課処分に無効原因となるべき重大かつ明白な瑕疵があるか、取り消されない限り依然として督促処分は有効である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすことができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。納税通知書に従前教示していたものを教示しなくなったことをもって、賦課処分が違法なものとなると解することもできない。

②　賦課処分と督促処分はそれぞれ目的及び効果を異にする別個の処分であると認められる。

③　審査請求前置主義は行政処分について、司法判断に先立って簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを、目的とする制度であり合理性が認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 159

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 11 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 45 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市中央区長

5　平成　9 年　6 月 30 日　平成 9 年度固定資産税・都市計画税第 1 期分の督促処分

平成　9 年　8 月 25 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は違憲である。

8　被告の主張

①　原告は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

地方税法 434 条第 2 項の規定は合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 160

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 2 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 9 年（行コ）第 179 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市中央区長

5　平成　9 年　6 月 30 日　平成 9 年度固定資産税・都市計画税第 1 期分の督促処分

平成　9 年 11 月 22 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　控訴人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は違憲である。

8　被控訴人の主張

①　控訴人は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

地方税法 434 条第 2 項の規定は合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 161

固定資産税・都市計画税の 1 期督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 4 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 148 号

（行ヒ）第 6 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市中央区長

5　平成　9 年　6 月 30 日　平成 9 年度固定資産税・都市計画税第 1 期分の督促処分

平成 10 年　9 月 10 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　上告人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は違憲である。

8　被上告人の主張

①　原告は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告出来るのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同条第 2 項で定められた場合に限られ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 162

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 2 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 61・91 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市中央区長

5　平成　9 年　8 月 29 日　平成 9 年度固定資産税・都市計画税第 2 期分の督促処分

　平成　9 年　9 月 22 日　督促処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　原告の主張

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は違憲であり、その規定に基づいて行われた本件課税処分は違法である。

8　被告の主張

①　原告は、本件督促処分のどの点に重大明白な瑕疵を有するのか主張していない。

9　判決の要旨

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は合理性がある。

②　不服申立前置主義には合理性がある。

③　原告は、本件督促処分について、異議申し立てをしておらず、不適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈

　両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 163

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 9 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 47 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市中央区長

5　平成　9 年　8 月 29 日　平成 9 年度固定資産税・都市計画税第 2 期分の督促処分

　平成　9 年　9 月 22 日　督促処分取消請求訴訟提訴

　平成 10 年　2 月 23 日　第一審判決言渡（千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 61・91 号）

　平成 10 年　7 月　9 日　督促処分取消請求訴訟控訴

6　争点

①　平成 9 年度分の督促処分には重大明白な瑕疵がある。

7　控訴人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項の規定は違憲である。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 9 年（行ウ）第 61・91 号）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告出来るのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同条第 2 項で定められた場合に限られ、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

　両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 164

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 2 月 4 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 306 号
（行ヒ）第 58 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市中央区長

5　平成　9 年　8 月 29 日　平成 9 年度固定資産税・都市計画税第 2 期分の督促処分
平成　9 年　9 月 22 日　督促処分取消請求訴訟提訴
平成 10 年　2 月 23 日　第一審判決言渡（千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 61・91 号）
平成 10 年　7 月　9 日　督促処分取消請求訴訟控訴
平成 10 年　9 月 10 日　第二審判決言渡（東京高裁・平成 10 年（行コ）第 47 号）
平成 10 年 10 月　9 日　督促処分取消請求訴訟上告

6　争点

①督促処分の違法性

7　上告人の主張

①地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②督促処分と賦課処分は別個の処分である。

8　被上告人の主張

①　一審（平成 9 年（行ウ）61 号・91 号）のとおり。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告が許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同第 2 項所定の場合に限られるところであるが、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 165

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 7・17・23・30 号事件

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　1 月 24 日　審査請求書の提出
平成 10 年　2 月 24 日　市長による棄却の裁決
平成 10 年　6 月　4 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　督促処分の違法性

7　原告の主張

①　各処分・及び裁決は違法である。

②　督促処分と賦課処分は別個の処分である。

8　被告の主張

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件督促処分も本件賦課処分が有効に存在する限り、有効である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 166

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 185 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成 10 年　1 月 24 日　審査請求書の提出

平成 10 年　2 月 24 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年　3 月 17 日　納税通知処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　督促処分の違法性

7　控訴人の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反である。

②　督促処分と賦課処分は別個の処分である。

8　被控訴人の主張

①　1 審（平成 10 年（行ウ）第 7・17・23・30 号事件）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項、434 条第 2 項は憲法違反ではない。

②　本件督促処分も本件賦課処分が有効に存在する限り、有効である。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 167

固定資産税・都市計画税の督促処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 9 年（行ツ）第 189 号

（行ヒ）第 144 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　千葉市長　千葉市中央区長

5　平成　9 年　3 月 31 日　審査請求書の提出

平成　9 年　4 月 14 日　棄却の裁決

平成 11 年　6 月 14 日　督促処分取消請求訴訟提起

6　争点

①　地方税法 434 条第 2 項の違憲性

7　上告人の主張

①　地方税法 434 条第 2 項は憲法第 11 条、第 13 条、第 30 条、第 31 条、第 84 条、第 98 条第 1 項違反である。

8　被上告人の主張

①　1 審（行ウ（7・17・23・30 号）事件）書面のとおり。

9　判決の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告が許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は同第 2 項所定の場合に限られるところであるが、本件はその規定に該当しない。

10　公刊の有無及び判例解釈

両方とも無し。

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 168

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 54 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 10 年　6 月　8 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 10 年　7 月 13 日　市長による棄却の裁決

平成 10 年　7 月 25 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 169

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 184 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 10 年　6 月　8 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 10 年　7 月 13 日　市長による棄却の裁決

平成 10 年　7 月 25 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 10 年 10 月 15 日　第一審判決言渡

6　争点

①　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 170

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 11 年 10 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 141 号・平成 12 年（行ヒ）第 98 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 10 年　6 月　8 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 10 年　7 月 13 日	市長による棄却の裁決
平成 10 年　7 月 25 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 10 年 10 月 15 日	第一審判決言渡
平成 11 年　3 月 16 日	第二審判決言渡

6　争点

①　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②　本件は民訴 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 171

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 7 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 11 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　1 月 25 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　3 月 12 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　4 月 10 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分でない固定資産課税台帳の縦覧等で税額等を確定させてしまうを決定する権限を与えており、憲法に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項及び 702 条の 8 第 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 172

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 189 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　1 月 25 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　3 月 12 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　4 月 10 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年　7 月 21 日	第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 173

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 4 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 70 号・平成 12 年（行ヒ）第 74 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　1 月 25 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　3 月 12 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　4 月 10 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年　7 月 21 日	第一審判決言渡
平成 11 年 12 月 22 日	第二審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②本件は民訴 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 174

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 44 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　4 月　1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 11 年　6 月 24 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年　6 月 28 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分でない固定資産課税台帳の縦覧等で税額等を確定させてしまうを決定する権限を与えており、憲法に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項及び 702 条の 8 第 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 175

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 248 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　4 月　1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 11 年　6 月 24 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年　6 月 28 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 11 年 10 月 20 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 176

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 9 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 182 号・平成 12 年（行ヒ）第 171 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　4 月　1 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　6 月 24 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　6 月 28 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年 10 月 20 日	第一審判決言渡
平成 12 年　3 月 28 日	第二審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②　本件は民訴 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 177

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 57 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　5 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　8 月　5 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　8 月　9 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分をする権限のない固定資産評価審査委員会に固定資産税額等を決定する権限を与えており、憲法に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項及び 702 条の 8 第 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 178

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 266 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　5 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　8 月　5 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　8 月　9 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年 11 月 15 日	第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 179

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 9 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 181 号・平成 12 年（行ツ）第 170 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　5 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年　8 月　5 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年　8 月　9 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 11 年 11 月 15 日	第一審判決言渡
平成 12 年　3 月 28 日	第二審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②　本件は民訴 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 180

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 90 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　9 月　1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 11 年 10 月 27 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年 10 月 28 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分でない固定資産課税台帳の縦覧等で税額等を確定させてしまうを決定する権限を与えており、憲法に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項及び 702 条の 8 第 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 181

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 44 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　9 月　1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 11 年 10 月 27 日　市長による棄却の裁決

平成 11 年 10 月 28 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 12 年　1 月 24 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 182

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 11 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 253 号・平成 12 年（行ヒ）第 253 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 11 年　9 月　1 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 11 年 10 月 27 日	市長による棄却の裁決
平成 11 年 10 月 28 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 12 年　1 月 24 日	第一審判決言渡
平成 12 年　5 月 24 日	第二審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　上告人の主張

①　原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

②　本件上告を受理する。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

①　民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに各条項に規定する事由に該当しない。

②　本件は民訴 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 183

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 27 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年　1 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 12 年　3 月 28 日	市長による棄却の裁決
平成 12 年　5 月 29 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分でない固定資産課税台帳の縦覧等で税額等を確定させてしまうを決定する権限を与えており、憲法に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項及び 702 条の 8 第 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 184

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 297 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年　1 月 29 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 12 年　3 月 28 日	市長による棄却の裁決
平成 12 年　5 月 29 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴
平成 12 年 11 月　7 日	第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 185

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 12 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 54 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年　5 月　8 日	千葉市長へ審査請求書提出
平成 12 年　6 月　2 日	市長による棄却の裁決
平成 12 年　8 月 10 日	督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分でない固定資産課税台帳の縦覧等で税額等を確定させてしまうを決定する権限を与えており、憲法に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項及び 702 条の 8 第 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 186

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 13 年（行コ）第 31 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年 5 月 8 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年 6 月 2 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 8 月 10 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 12 年 12 月 22 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 187

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 84 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年 7 月 3 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年 9 月 26 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 11 月 6 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分でない固定資産課税台帳の縦覧等で税額等を確定させてしまうを決定する権限を与えており、憲法に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項及び 702 条の 8 第 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 188

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 85 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年 7 月 3 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年 9 月 26 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 11 月 6 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 13 年 2 月 27 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 189

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 94 号

3　原告　[redacted]

4　被告　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年 9 月 1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年 11 月 20 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 12 月 15 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は、行政処分でない固定資産課税台帳の縦覧等で税額等を確定させてしまうを決定する権限を与えており、憲法に違反する。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分になっていないから賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項の規定による争訟の制度は、適性かつ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和を図った合理的な制度であり、違憲ではない。

②　賦課処分と督促処分は目的を異にする別個の処分である。

9　判決の要旨

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項及び 702 条の 8 第 2 項は、固定資産の価格について、賦課処分の前に審査の申出をすることができる機会を与え、これに関する争いはできる限り賦課決定処分前に確定させるべきであるとの立法政策によるものということができ、このような立法政策は合理性がある。

②　賦課処分は、納税義務者の納税義務及び納税額等を確定させる行政処分であるのに対し、督促処分は、納税者が納期限までに租税を完納しない場合に滞納処分の前提要件としてその履行を催告する行政処分であると認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 190

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 8 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 13 年（行コ）第 127 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　千葉市長・千葉市中央区長

5　経過

平成 12 年　9 月　1 日　千葉市長へ審査請求書提出

平成 12 年 11 月 20 日　市長による棄却の裁決

平成 12 年 12 月 15 日　督促処分及び裁決取消訴訟提訴

平成 13 年　4 月 17 日　第一審判決言渡

6　争点

①　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違憲であるか。

②　賦課処分と督促処分は別個の行政処分か。

7　控訴人の主張

①　原判決の取消し。

②　督促処分の取消し。

③　督促処分に係る審査請求を棄却した裁決の取消し。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴の棄却。

9　判決の要旨

①　原審に同じ。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 191

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 11 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 49 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成　9 年　7 月 19 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であり、督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 192

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 69 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成　9 年 10 月　2 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 193

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 1 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 9 年行（コ）第 201 号

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 69 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成　9 年 12 月 11 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を却下する。

本件控訴は、地裁の判決の言渡し前に申し立てられており、不適法であり、補正する余地のないものであるから、却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 194

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 6 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 9 年行（コ）第 213 号

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 69 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 12 月 30 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 195

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 6 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 115 号

平成 10 年行（ヒ）第　1 号

東京高裁　平成　9 年行（コ）第 201 号

千葉地裁　平成　9 年行（ウ）第　69 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　2 月　9 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 196

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 253 号
平成 10 年行（ヒ）第 57 号
東京高裁　平成 9 年行（コ）第 213 号
千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 69 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 7 月 6 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 197

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 2 月 2 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 70 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 9 年 10 月 2 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であり、督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　無効確認の訴えは例外的なものであり、本件訴えは不適法である。

③　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

また、無効確認の訴えについては、不適法ではないが、利益の無い訴えなので、これは棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 198

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 5 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 16 号

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 70 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 2 月 3 日　訴状提出

6　争点原判決の正当性

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

7　控訴人の主張

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10 公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11 固定資産の区分

12 本事件における評価年度

判番 199

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 232 号

平成 10 年行（ヒ）第 40 号

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 16 号

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 70 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 6 月 2 日　訴状提出

6　争点原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10 公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11 固定資産の区分

12 本事件における評価年度

判番 200

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 2 月 2 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 74 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成　9 年 10 月　8 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であり、督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　無効確認の訴えは例外的なものであり、本件訴えは不適法である。

③　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

また、無効確認の訴えについては、不適法ではないが、利益の無い訴えなので、これは棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 201

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 5 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 14 号

千葉地裁　平成　9 年行（ウ）第 74 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　2 月　3 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 202

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 230 号
平成 10 年行（ヒ）第 38 号
東京高裁　平成 10 年行（コ）第 14 号
千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 74 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 5 月 25 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 203

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 1 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 73 号同 77、81 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 9 年 10 月 3 日　73 号　訴状提出
平成 9 年 10 月 13 日　77 号　訴状提出
平成 9 年 10 月 13 日　81 号　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であり、督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　無効確認の訴えは例外的なものであり、本件訴えは不適法である。

③　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

また、無効確認の訴えについては、不適法ではないが、利益の無い訴えなので、これは棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 204

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 6 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 25 号

千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 73 号同 77、81 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　2 月　3 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 205

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 260 号

平成 10 年行（ヒ）第　65 号

東京高裁　平成 10 年行（コ）第　25 号

千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第　73 号同 77、81 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　7 月　6 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 206

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 2 月 2 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 78 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成　9 年 10 月 13 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であり、督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　無効確認の訴えは例外的なものであり、本件訴えは不適法である。

③　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

また、無効確認の訴えについては、不適法ではないが、利益の無い訴えなので、これは棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 207

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 7 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 17 号

千葉地裁　平成　9 年行（ウ）第 78 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　2 月　3 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 208

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 269 号
平成 10 年行（ヒ）第 72 号
東京高裁　平成 10 年行（コ）第 17 号
千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 78 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 7 月 10 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 209

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 2 月 2 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 82 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 9 年 10 月 13 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であり、督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　無効確認の訴えは例外的なものであり、本件訴えは不適法である。

③　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

また、無効確認の訴えについては、不適法ではないが、利益の無い訴えなので、これは棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 210

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 6 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 15 号

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 82 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 2 月 3 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 211

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 261 号

平成 10 年行（ヒ）第 66 号

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 15 号

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 82 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 7 月 6 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 212

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 3 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 64 号同 67、68、75、76、79、80 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 9 年 9 月 24 日　64 号　訴状提出

平成 9 年 9 月 29 日　67 号　訴状提出

平成 9 年 9 月 29 日　68 号　訴状提出

平成 9 年 10 月 8 日　75 号　訴状提出

平成 9 年 10 月 13 日　76 号　訴状提出

平成 9 年 10 月 13 日　79 号　訴状提出

平成 9 年 10 月 13 日　80 号　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であり、督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　無効確認の訴えは例外的なものであり、本件訴えは不適法である。

③　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨服

①　原告の請求を棄却する。

専ら納税通知処分の瑕疵に対し先に不服申立てを経由したときは、督促処分について再度不服申立てを求める実益はないというべきであるから、不申立てを行わずとも、訴訟を起こす事はできる。

地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項の規定は何らの違法も無いので、本件請求には理由が無い。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 213

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 9 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 61 号

千葉地裁　平成 9 年行（ウ）第 64 号同 67、68、75、76、79、80 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 4 月 2 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審と同じ。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 214

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 2 月 4 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 309 号
平成 10 年行（ヒ）第 100 号
東京高裁　平成 10 年行（コ）第　61 号
千葉地裁　平成　9 年行（ウ）第　64 号同 67､68、75、76、79、80 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　9 月 22 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 215

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 4 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 9 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　1 月 28 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　無効確認の訴えは例外的なものであり、本件訴えは不適法である。

③　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

また、無効確認の訴えについては、不適法ではないが、利益の無い訴えなので、これは棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 216

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 8 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 80 号

千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 9 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 4 月 30 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 217

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 2 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 10 年行（ツ）第 305 号

平成 10 年行（ヒ）第 96 号

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 80 号

千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 9 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 9 月 4 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 218

固定資産税・都市計画税の督促処分無効確認及び取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 7 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　　平成 10 年行（ウ）第 27 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　4 月 17 日　　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

②　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

無効確認の訴えは例外的なものであり、本件訴えは不適法である。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

また、無効確認の訴えについては、不適法ではないが、利益の無い訴えなので、これは棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 219

固定資産税・都市計画税の督促処分無効確認及び取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 11 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

東京高裁　　平成 10 年行（コ）第 138 号

千葉地裁　　平成 10 年行（ウ）第　27 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　7 月 28 日　　訴状提出

6　争点　　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 220

固定資産税・都市計画税の督促処分無効確認及び取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 11 年行（ツ）第 62 号
平成 11 年行（ヒ）第 18 号
東京高裁　平成 10 年行（コ）第 138 号
千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 27 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 12 月　1 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 221

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 8 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 28 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　6 月　3 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知処分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知書分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 222

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 11 年行（コ）第 196 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 28 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年 8 月 9 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 223

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 12 号

平成 12 年行（ヒ）第 10 号

東京高裁　平成 11 年行（コ）第 196 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 28 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年 11 月 18 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 224

固定資産税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 27 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　6 月　3 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知処分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 225

固定資産税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 11 年行（コ）第 229 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第　27 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　9 月 29 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　記載無し。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 226

固定資産税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 177 号
平成 12 年行（ヒ）第 166 号
東京高裁　平成 11 年行（コ）第 229 号
千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 27 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年 3 月 6 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 227

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 72 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年 9 月 2 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知処分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 228

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 11 年行（コ）第 271 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 72 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年 11 月 24 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 229

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 201 号

平成 12 年行（ヒ）第 196 号

東京高裁　平成 11 年行（コ）第 271 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 72 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年 3 月 28 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 230

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び違法確認請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 71 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　9 月　2 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知処分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　公売申立をした不動産に対する督促処分は違法である。

⑤　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 231

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び違法確認請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁平成 12 年行（コ）第 47 号

千葉地裁平成 11 年行（ウ）第 71 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年　1 月 26 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 232

固定資産税・都市計画税の督促処分取消及び違法確認請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 223 号
平成 12 年行（ヒ）第 215 号
東京高裁　平成 12 年行（コ）第 47 号
千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 71 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年 5 月 1 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 233

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 11 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年 2 月 3 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知書分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 234

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 4 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 12 年行（コ）第 138 号

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第　11 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年　3 月 27 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 235

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 290 号

平成 12 年行（ヒ）第 281 号

東京高裁　平成 12 年行（コ）第 138 号

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第　11 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年　7 月　6 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 236

固定資産税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 13 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年　2 月　3 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知書分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 237

固定資産税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 12 年行（コ）第 229 号

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第　13 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年　6 月 19 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 238

固定資産税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 20 号
平成 12 年行（ヒ）第 19 号
東京高裁　平成 12 年行（コ）第 229 号
千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 13 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年 10 月 24 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 239

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 23 号
同　34

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年　5 月　8 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知書分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　公売申立をした不動産に対する督促処分は違法である。

⑤　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 240

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 12 年行（コ）第 328 号

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 23 号

同　34

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年 11 月 24 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 241

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 139 号

平成 12 年行（ヒ）第 129 号

東京高裁　平成 12 年行（コ）第 328 号

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 23 号

同　34

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 13 年 3 月 5 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 242

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 64 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年　8 月 28 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知書分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知書分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知書分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　公売申立をした不動産に対する督促処分は違法である。

⑤　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知書分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 243

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 12 年行（コ）第 82 号

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 64 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 13 年　3 月　1 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

当審における主張はいずれも独自の見解を述べるものであり採用することができない。

当裁判所の判断は原判決のとおりであるのでこれを引用する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 244

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 65 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　9 月　1 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知処分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　原告の請求を棄却する。

専ら納税通知処分の瑕疵に対し先に不服申立てを経由したときは、督促処分について再度不服申立てを求める実益はないというべきであるから、不服申立てを行わずとも、訴訟を起こす事はできる。

地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項の規定は何らの違法も無いので、本件請求には理由が無い。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 245

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 11 年行（コ）第　8 号

千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 65 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年 12 月　9 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから督促処分は違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 246①

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 3 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 11 年行（ツ）第 184 号
東京高裁　平成 11 年行（コ）第　8 号
千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第　65 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　4 月 23 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　原審判決は最高裁判所判例に反するものであり、その取消を求める。

②　原審判決は憲法に反する。

8　被上告人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。

②　本件訴えを却下する。

本件訴えは不服申立ての手続きをした後でなければ提起できないものであるのに、原審の判断はそれを適法として棄却をしている。

これは法令の適用解釈の誤りであるから、原判決を破棄し、本件訴えを却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 246②

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 6 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 11 年行（ヒ）第 139 号
東京高裁　平成 11 年行（コ）第　8 号
千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第　65 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　4 月 23 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　原審判決は最高裁判所判例に反するものであり、その取消を求める。

②　原審判決は憲法に反する。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件を上告審として受理しない。

本件は民法 318 条第 1 項の事件に当たらないので、上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 247

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 5 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　2 月　5 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知処分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 248

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 11 年行（コ）第 150 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第　4 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　5 月 26 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 249

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 11 年行（ツ）第 278 号
平成 12 年行（ヒ）第 213 号
東京高裁　平成 11 年行（コ）第 150 号
千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第　4 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　9 月 29 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 250

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 7 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 13 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　4 月 10 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知処分書分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法法 432 条第 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法であるから督促処分も違法である。

③　納税通知書分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 251

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 11 年行（コ）第 180 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第　13 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　7 月 12 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　不服申立ての前置が無いことを理由に却下をするのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 252

都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 203 号

平成 12 年行（ヒ）第 198 号

東京高裁　平成 11 年行（コ）第 180 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第　13 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年　4 月　3 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 253

不動産差押処分・参加差押処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 4 年 3 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　　平成 3 年行（ウ）第 6 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　佐倉市長　菊間　健夫

5　経過

平成　3 年　4 月　6 日　　訴状提出

6　争点

①　差押処分の取消

②　参加差押処分の取消

7　原告の主張

①　市街化区域内における農地の宅地並み課税は不公平課税となっているため、賦課処分及び滞納処分は違法である。

8　被告の主張

①　原告らの所有地については、農地の宅地並み課税をしている土地はない。

②　賦課処分と滞納処分は、目的の異なった別個の行政処分であるから、賦課処分の瑕疵は滞納処分に継承されないのが原則である。

9　判決の要旨

①　原告らの請求を棄却する。

賦課処分と滞納処分は、目的の異なった別個の行政処分であるから、賦課処分の瑕疵が滞納処分の効力まで影響を与えるのは、課税に重大かつ明白な瑕疵があって課税処分が無効と判断される場合等に限定されている。

本件課税処分を重大かつ明白な瑕疵があるとする理由に該当しないのは明らかであるから、原告らの主張はそれ自体失当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 254

不動産差押処分・参加差押処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 4 年 11 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

東京高裁　　平成 4 年行（コ）第 42 号

千葉地裁　　平成 3 年行（ウ）第　6 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　佐倉市長　菊間　健夫

5　経過

平成　4 年　4 月　4 日　　訴状提出

6　争点　　原審に同じ

7　控訴人の主張

①　課税処分には明白な瑕疵はなくても、重大な瑕疵はあるから、重大な瑕疵について審理を尽くすべきである。

8　被控訴人の主張

①　原告らの所有地については滞納処分の対象年度においても地方税法に基づき行なっており、適法である。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 255

不動産差押処分・参加差押処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 5 年 6 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所　　平成 5 年行（ツ）第 36 号

東京高裁　　平成 4 年行（コ）第 42 号

千葉地裁　　平成 3 年行（ウ）第　6 号

3　上告人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被上告人　　佐倉市長　　菊間　健夫

5　経過

平成　4 年 11 月 30 日　　訴状提出

6　争点　　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　原審判決理由は、絶対上告理由に当たる。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものにすぎず採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 256

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 12 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　　平成 6 年行（ウ）第 25 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　佐倉市長　　渡貫　博孝

5　経過

平成　6 年 10 月　7 日　　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

②　異議申立ての正当性

7　原告の主張

①　賦課処分が違法であるから、督促処分も違法である。

②　正当な異議申立てをしたのに却下をされた。

8　被告の主張

①　本件異議申立ては、不適法なものであるから却下した。

②　本件訴えは、不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

9　判決の要旨

①　本件訴えのうち、督促処分にかかる部分を却下する。

②　異議申立てに係る部分は棄却する。

賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

また、異議申立てについては、必要事項の記載のない不適法なものであったため、これを却下した決定は適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 257

固定資産税・都市計画税の滞納処分警告処分無効確認及び取消・異議却下決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 7 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 11 号同 15 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　2 月　4 日　11 号　訴状提出

平成 10 年　2 月 25 日　15 号　訴状提出

6　争点

①　警告処分の正当性

②　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　課税処分が違法であるから、滞納処分警告書も違法である。

②　差押処分が重複している。

③　滞納処分警告書に係る異議申立てを却下した決定は違法である。

8　被告の主張

①　滞納処分警告書は異議申立てできる行政処分ではないので、却下の決定は適法である。

9　判決の要旨

①　滞納警告処分に係る訴えを却下する。

②　その他の訴えについては棄却する。

滞納処分警告書は、行政処分に該当しない。

よって、異議申立てを却下した決定は適当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 258

固定資産税・都市計画税の滞納処分警告処分無効確認及び取消・異議却下決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 1 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 10 年行（コ）第 131 号

千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第　11 号同 15 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 10 年　7 月 17 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審と同じ。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 259

固定資産税・都市計画税の滞納処分警告処分無効確認及び取消・異議却下決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 6 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 11 年行（ツ）第 99 号
平成 11 年行（ヒ）第 54 号
東京高裁　平成 10 年行（コ）第 131 号
千葉地裁　平成 10 年行（ウ）第 11 号同 15 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年 2 月 2 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 260

参加差押通知処分取消並びに異議決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
東京高裁
千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 56 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年 8 月 9 日　訴状提出

6　争点

①　参加差押処分の正当性

7　原告の主張

①　公売申立てに対し決定がない。

②　公売申立てをした土地に対する参加差押通知処分及び異議決定処分は違法である。

③　別件で参加差押をしているので、超過差押えとなり違法である。

④　納税通知処分が違法なので、参加差押通知処分も違法である。

8　被告の主張

①　公売処分をする権利は被告の裁量であり、公売の申立てに拘束される筋合いはない。

②　先の参加差押えは、当時の税額の超過しない範囲であり、新たに発生した滞納税額に対し、再度参加差押えを行ったのは交付要求の意味合いであるから、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件請求を棄却する。

私人には公売申立権は認められていないので、原告の主張には理由がない。

参加差押えは、差押えと違い、重複してもそれがすぐに超過差押えにつながるものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 261

公売決定及び損害賠償等請求事件、差押処分解除決定請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 1 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　　平成 12 年行（ウ）76 号同 79 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　9 月 21 日　訴状提出

6　争点

①　公売申立てをした土地の維持管理責任

②　公売申立てをした土地の公売決定しないことの違法確認

7　原告の主張

①　原告らに対して、賠償金を支払え。

②　差押えられた土地の維持管理をせよ。

③　公売決定を速やかにせよ。

④　公売決定をしないことは、違法であることを確認する。

⑤　公売決定をしないのであれば、差押処分を解除せよ。

8　被告の主張

①　差押えは、処分権のみ被告らが有するものであり、維持管理責任を負ういわれはない。

②　公売決定を求める権利は原告らにはない。

③　差押え自体に何ら違法な点はなく、解除する理由が無い。

④　賠償金については、根拠を明らかにせよ。そのうえで必要ならば反論する。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

原告は、申立費用を納付しなかったため、本件訴えを不適法とし、却下することとする。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 262

維持管理費用弁済請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 2 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　　平成 11 年行（ウ）第 83 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　佐倉市長　　渡貫　博孝

東京国税局長　西川　和人

5　経過

平成 11 年 10 月 13 日　訴状提出

6　争点

①　公売申立てをした土地の維持管理責任

7　原告の主張

①　差押えられた土地の維持管理責任は被告らにあることの確認。

②　差押えられた土地の草刈り費用として、金 10 万円を支払え。

8　被告の主張

①　差押えは、処分権のみ被告らが有するものであり、維持管理責任を負ういわれはなく、草刈り費用を負担する理由はない。

②　確認の訴訟については、訴えの利益がないので却下を求める。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

内容に照らすと、民事訴訟の金銭支払いの訴えの前提となる確認の訴訟として解される。

被告らは当事者能力のない者なので、被告適格を有しないため、不適法な訴えである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 263

維持管理費用弁済請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 12 年行（コ）第 103 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第　83 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

東京国税局長　西川　和人

5　経過

平成 12 年　2 月 11 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審に同じ。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 264

維持管理費用弁済請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 278 号

平成 12 年行（ヒ）第 271 号

東京高裁　平成 12 年行（コ）第 103 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第　83 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

東京国税局長　福田　進

5　経過

平成 12 年　6 月 26 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 265

固定資産税・都市計画税の督促処分違法確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 6 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 49 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年　7 月　9 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

②　公売申立てをした土地の維持管理責任

7　原告の主張

①　公売申立てをした土地の維持管理責任は被告にあることの確認。

②　公売申立てをした土地に対して督促処分をするのは違法であることの確認。

8　被告の主張

①　確認の利益がないので、却下を求める。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

本件は、訴えの利益を欠くものであり、不適法であるから却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 266

固定資産税・都市計画税の督促処分違法確認請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁　平成 12 年行（コ）第　5 号

千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第 49 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 11 年 12 月　7 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審に同じ。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。

原判決の結論は相当であって、本件控訴は理由が無いから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 267

固定資産税・都市計画税の督促処分違法確認請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年行（ツ）第 206 号
　　平成 12 年行（ヒ）第 204 号
　　東京高裁　平成 12 年行（コ）第　5 号
　　千葉地裁　平成 11 年行（ウ）第　49 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

　平成 12 年　4 月 12 日　訴状提出

6　争点　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　記載無し。

8　被上告人の主張

①　上告審として受理されていないため無し。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。

②　本件を上告審として受理しない。

　本件上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、上告することができる理由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 268

固定資産評価審査申出に対する却下決定及び通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 1 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 7 年（行ウ）第 20 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　佐倉市固定資産評価審査委員会

5　経過

　平成　7 年　4 月　3 日付　審査委員会へ審査申出書提出

　平成　7 年　4 月 21 日付　審査委員会による却下の決定

　平成　7 年　7 月 12 日付　訴訟提訴

6　争点

①　審査委員会の審査申出却下決定は適法に行われているか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項については審査委員会に対して審査の申出をしなければならないのは違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　審査委員会の行った却下決定は、適法になされたものである。

9　判決の要旨

①　通知処分は、単に決定を通知するだけのもので、行政処分には当たらないので却下する。

②　審査委員会の却下決定は適法になされたものであるため、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　特定不能

判番 269

固定資産課税台帳に登録されている事項についての審査及び裁決をする権限がないことの確認請求事件　却下決定取消・無効請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 6 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 8 号
平成 11 年（行ウ）第 15 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　佐倉市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 3 月 13 日付　審査委員会へ審査申出書提出

平成 11 年 4 月 13 日付　審査委員会による却下の決定

平成 11 年 3 月 11 日付　訴訟提訴

平成 11 年 4 月 14 日付　訴えの追加的併合の申立

6　争点

①　地方税法第 432 条第 3 項及び第 434 条第 2 項の違法を訴える原告の主張は訴訟要件として成り立つか。

②　上記各法は違憲か。

③　審査委員会の審査申出却下決定は適法に行われているか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項については審査委員会に対して審査の申出をしなければならないのは違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　審査委員会の行った却下決定は、適法になされたものである。

9　判決の要旨

①　現行訴訟制度は具体的・現実的な争訟の解決を目的とするが、審査委員会に審査決定をする権限がないことを確認する請求は一般的・抽象的な請求であるため、不適法であるから却下する。

②　中立の立場にある委員会に審査させることは、客観的合理性を担保し、課税台帳の登録事項を早期に確定させるという趣旨であり、違憲と見るべき事情は認められない。

③　審査委員会のなした却下決定には違法はなく、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　不明

判番 270

固定資産税課税台帳に登録されている事項についての審査及び裁決をする権限がないことの確認、却下決定取消・無効請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 168 号
千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 8 号
平成 11 年（行ウ）第 15 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　佐倉市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 3 月 13 日付　審査委員会へ審査申出書提出

平成 11 年 4 月 13 日付　審査委員会による却下の決定

平成 11 年 3 月 11 日付　訴訟提訴

平成 11 年 4 月 14 日付　訴えの追加的併合の申立

平成 11 年 7 月 5 日付　控訴

6　争点

①　原審（平成 11 年（行ウ）第 8 号及び第 15 号）に同じ

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　原審に同じ

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　原審に同じ

9　判決の要旨

①　原審判決を引用し、本件控訴をいずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　不明

判番 271

固定資産税課税台帳に登録されている事項についての審査及び裁決をする権限がないことの確認、却下決定取消・無効請求控訴事件の判決に対する上告提起及び上告受理申立

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 68 号（平成 11 年（行サ）第 195 号）
平成 12 年（行ヒ）第 97 号（平成 11 年（行ノ）第 176 号）
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 168 号
千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第　8 号
平成 11 年（行ウ）第　15 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　佐倉市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　3 月 13 日付　審査委員会へ審査申出書提出
平成 11 年　4 月 13 日付　審査委員会による却下の決定
平成 11 年　3 月 11 日付　訴訟提訴
平成 11 年　4 月 14 日付　訴えの追加的併合の申立
平成 11 年　7 月　5 日付　控訴
平成 11 年 12 月 24 日付　上告提起及び上告受理申立

6　争点

①　上告することが許される内容にあたるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

「追って提出する」とされているのみで不明

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

なし

9　判決の要旨

①　上告人は単に法令違反を主張しているのみで憲法判断ではないため、上告を棄却し、上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　不明

判番 272

審査申出却下決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 31 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　佐倉市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　3 月　6 日付　審査委員会へ審査申出書提出
平成 12 年　4 月　3 日付　審査委員会による却下の決定
平成 12 年　6 月 12 日付　訴訟提訴

6　争点

①　選定当事者は他の 3 人の選定者の意志に基づいて選定されたのか。

②　地方税法第 432 条第 3 項及び第 434 条第 2 項は違憲か。

③　審査委員会の審査申出却下決定は適法に行われているか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　固定資産課税台帳に登録された価格については審査委員会に対して審査の申出をしなければならないのは違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　審査委員会の行った却下決定は、適法になされたものである。

9　判決の要旨

①　原告の選定行為は個々の訴えごとにされる必要があるが、本訴についてはそれが認められないので、選定者 3 人に関する部分は不適法であり、却下する。

②　中立の立場にある委員会に審査させることは、客観的合理性を担保し、課税台帳の登録事項を早期に確定させるという趣旨であり、違憲と見るべき事情は認められないので棄却する。

③　審査委員会のなした却下決定には違法はなく、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　不明

判番 273

審査申出却下決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 53 号
平成 12 年（行ウ）第 65 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　佐倉市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　4 月 17 日付　審査委員会へ審査申出書提出
平成 12 年　5 月　8 日付　審査委員会へ審査申出書提出
平成 12 年　5 月　9 日付　審査委員会による却下の決定
平成 12 年　5 月 22 日付　審査委員会による却下の決定
平成 12 年　8 月　7 日付　平成 12 年（行ウ）第 53 号訴訟提訴
平成 12 年　8 月 28 日付　平成 12 年（行ウ）第 65 号訴訟提訴

6　争点

①　[redacted]以外の原告 3 人はその意志に基づいて訴訟を提起したのか。
②　地方税法第 432 条第 3 項及び第 434 条第 2 項は違憲か。
③　審査委員会の審査申出却下決定は適法に行われているか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　固定資産課税台帳に登録された価格については審査委員会に対して審査の申出をしなければならないのは違法である。
②　決定の通知書の日付には重大な瑕疵があり違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　審査委員会の行った却下決定は、適法になされたものである。
②　決定書の謄本を送付する際に添付した通知書の日付が誤っていたことは、決定それ自体に影響を与える瑕疵ではない。

9　判決の要旨

①　過去の別件の裁判における原告らとの記録において、[redacted]以外の原告 3 人の意思を認めることはできないので、原告 3 人に関する部分を却下する。
②　中立の立場にある委員会に審査させることは、客観的合理性を担保し、課税台帳の登録事項を早期に確定させるという趣旨であり、違憲と見るべき事情は認められないので棄却する。
③　審査委員会のなした却下決定には違法はなく、原告の請求を棄却する。
④　決定書謄本の日付と照らしてみれば、通知書の日付は一見して誤記であることは明白なので、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　不明

判番 274

審査申出却下決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 13 年（行コ）第 81 号
千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 31 号
千葉地裁・平成 12 年（行ウ）第 53 号
平成 12 年（行ウ）第 65 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　佐倉市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　3 月　6 日付　審査委員会へ審査申出書提出
平成 12 年　4 月　3 日付　審査委員会による却下の決定
平成 12 年　4 月 17 日付　審査委員会へ審査申出書提出
平成 12 年　5 月　8 日付　審査委員会へ審査申出書提出
平成 12 年　5 月　9 日付　審査委員会による却下の決定
平成 12 年　5 月 22 日付　審査委員会による却下の決定
平成 12 年　6 月 12 日付　平成 12 年（行ウ）第 31 号訴訟提訴
平成 12 年　8 月　7 日付　平成 12 年（行ウ）第 53 号訴訟提訴
平成 12 年　8 月 28 日付　平成 12 年（行ウ）第 65 号訴訟提訴
平成 13 年　3 月　1 日付　控訴

6　争点

①　原審に同じ

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　原審に同じ
②　原審が平成 12 年（行ウ）第 53 号及び平成 12 年（行ウ）第 65 号を併合したのは違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　原審に同じ

9　判決の要旨

①　原審判決を引用し、本件控訴をいずれも棄却する。
②　原審が同種の 2 事件を併合して審理・判決することは訴訟利益にかなうものである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　不明

判番 275

賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 3 月 31 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 4 年（行ウ）第 20 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成　4 年　5 月 19 日　異議申立の提出

平成　4 年　5 月 28 日　異議申立却下

6　争点

①　賦課処分の正当性

7　原告の主張

①　市街化農地の宅地並課税は、不公平課税であり、違法である。

②　異議申立に対する本案審理がなされず、却下するのは違法である。

8　被告の主張

①　賦課期日現在において、当該土地は耕作の用に供されている状況にはなく、宅地としての形成を有していることから、本物件は、「宅地」として課税しているものであり、「市街化区域内農地の宅地並み課税」をしているものではない。

②　①の理由により、原告には訴えの利益はない。

9　判決の要旨

①　本件土地の現況は畑でなく宅地であり、被告は、本件土地については、右現況に基づき宅地と認定し、本件賦課処分をしたものであり、この認定を覆すに足りる証拠はない。

②　本件土地については、①の制度の適用はないから前提を欠き、採用することができない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 4 年度

判番 276

賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 8 月 25 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 5 年（行コ）第 73 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成　5 年　4 月　2 日　控訴状の提出

平成　5 年　6 月 30 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

①　原判決の正当性

7　控訴人の主張

（原審と同じ）

①　市街化農地の宅地並課税は、不公平課税であり、違法である。

②　異議申立に対する本案審理がなされず、却下するのは違法である。

8　被告の主張

①　原判決は正当であり、速やかに控訴棄却の判決を求める

9　判決の要旨

（原審の判決に一部補正を加えるが、要点は同じ）

①　本件土地の現況は畑でなく宅地であり、被告は、本件土地については、右現況に基づき宅地と認定し、本件賦課処分をしたものであり、この認定を覆すに足りる証拠はない。

②　本件土地については、①の制度の適用はないから前提を欠き、採用することができない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 4 年度

判番 277

賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 2 月 3 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 5 年（行ツ）第 181 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成　5 年　9 月　2 日　上告状の提出

6　争点

①　原判決の取消

7　控訴人の主張

（原審と同じ）

①　市街化農地の宅地並課税は、不公平課税であり、違法である。

②　異議申立に対する本案審理がなされず、却下するのは違法である。

8　被告の主張

①　原判決は正当であり、速やかに控訴棄却の判決を求める

9　判決の要旨

①　本件賦課処分に違法はないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当と是認することができ、原判決に所論の違法はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 4 年度

判番 278

賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 7 月 29 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 5 年（行ウ）第 16 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成　5 年　5 月 14 日　異議申立の提出

平成　5 年　5 月 26 日　異議申立却下

平成　5 年　8 月　6 日　訴状の提出

6　争点

①　賦課処分の正当性

7　原告の主張

①　市街化農地の宅地並課税は、不公平課税であり、違法であるから、本件賦課処分は違法である。

②　納税通知書に算出税額の算出過程の明細が記載されていないのは違法である。

③　固定資産評価審査委員会の審査申出の制度は、処分庁でないので違法である。

8　被告の主張

①　当該処分に「市街化区域内農地の宅地並み課税」をしているものはない。

②　固定資産課税台帳に記載された事項については、固定資産評価審査委員会に不服申立てをすべこものである。

9　判決の要旨

①　本件処分において、宅地並み課税をした土地は存在しないので、採用はできない。

②　算出税額の根拠が納税通知書に記載されていないことは、処分の違法事由とはならない。

③　納税通知書に固定資産課税台帳の縦覧期間に縦覧できる旨及び固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる旨の記載がされていなくとも、処分の違法事由とはならない。

④　固定資産課税台帳の縦覧において、他人所有の固定資産についても自由に閲覧を許されるべき事を前提とする主張は、理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 5 年度

判番 279

賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 7 年 3 月 27 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 6 年（行コ）第 140 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成　6 年　8 月　5 日　控訴状の提出

平成　7 年　2 月　8 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

①　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審と同じ

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに控訴棄却の判決を求める

9　判決の要旨

（原審の判決に一部補正を加えるが、要点は同じ）

①　原告の請求には理由がなく、これを棄却した原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 5 年度

判番 280

賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 7 年 4 月 13 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 7 年（行サ）第 29 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長

5　経過

平成　7 年　3 月 31 日　上告状の提出

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　原審と同じ

8　被上告人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに上告却下の判決を求める

9　判決の要旨

①　却下。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 5 年度

判番 281

裁決・賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 12 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　千葉地裁・平成 6 年（行ウ）第 18 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　佐倉市長

5　経過

平成 6 年 4 月 28 日付及び同年 5 月 1 日付　審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年 5 月 17 日付　　審査委員会による却下の決定

平成 6 年 8 月 18 日付　　訴訟提訴

6　争点

①　審査委員会の審査申出却下決定は適法に行われているか。

②　佐倉市の異議申立却下決定は適法に行われているか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　適法になした審査申出及び異議申立を却下したのは違法である。

②　固定資産課税台帳に登録された事項については審査委員会に対して審査の申出をしなければならないのは違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　審査委員会の行った却下決定は、適法になされたものである。

②　佐倉市の行った却下決定は、適法になされたものである。

9　判決の要旨

①　審査委員会の却下決定は適法になされたものであるため、原告の請求を棄却する。

②　佐倉市に対する訴えのうち、納税通知処分の取消を求める訴えは、異議申立が法的要件を満たしていないので却下する。

③　佐倉市に対する訴えのうち、その余の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　特定不能

判番 282

賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 3 月 8 日

2　裁判所及び事件番号　　東京高裁・平成 7 年（行コ）第 165 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　　佐倉市長

5　経過

6　争点

①　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審と同じ

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに控訴棄却の判決を求める

9　判決の要旨

①　原告の請求には理由がなく、これを却下した原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 283

賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成８年６月 19 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成８年（行サ）第４号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長

5　経過

平成　８年　４月 30 日　上告状の提出

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　原審と同じ

8　被上告人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに上告却下の判決を求める

9　判決の要旨

①　却下。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 284

固定資産税及び都市計画税の課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成８年６月５日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成７年（行ウ）第 22 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成　７年　５月 10 日　異議申立の提出

平成　７年　６月　６日　異議申立却下

平成　７年　７月 24 日　訴状の提出

6　争点

①　賦課処分の正当性

②　異議申立却下決定の正当性

7　原告の主張

①　本件納税通知書及び異議申立却下決定は違法である。

8　被告の主張

①　原告らの提出した審査申出書には、記載事項不備があり、補正命令を行ったが、原告はそれに応じなかった。よって、行政不服審査法第 40 条第１項に基づき、原告らの審査の申出は不適法である。

9　判決の要旨

①　原告らは、これらの補正命令に応じなかったため、被告側は、不適法として却下した本件異議却下決定は、適法である。

②　①の結果、原告の佐倉市長に対する本件納税通知処分の取消を求める訴えは不適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成７年度

判番 285

固定資産税・都市計画税納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 24 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 9 年（行ウ）第 43 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成　9 年　5 月 12 日　異議申立の提出

平成　9 年　6 月 11 日　異議申立棄却

平成　9 年　7 月 14 日　訴状の提出

6　争点

①　賦課処分の正当性

7　原告の主張

①　本件納税通知処分は、憲法に違反する地方税法に基づいてなされたものなので、重大かつ明白な瑕疵があるため無効である。

②　土地の評価額に合理的根拠がない。

8　被告の主張

①　地方税法は、憲法に違反するものではない。

②　固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、課税処分に対する不服申立て手続きにおいての不服の理由とすることはできない。

9　判決の要旨

①　地方税法が健保に違反しているとはいえない。

②　固定資産税の賦課決定に対する不服申立てにおいては、固定資産課税台帳に登録された事項については、その理由として主張することができない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 286

固定資産税・都市計画税納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 25 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 9 年（行コ）第 197 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成　9 年 12 月 13 日　訴状の提出

6　争点

①　賦課処分の正当性

7　控訴人の主張

（原審と同じ）

①　本件納税通知処分は、憲法に違反する地方税法に基づいてなされたものなので、重大かつ明白な瑕疵があるため無効である。

②　土地の評価額に合理的根拠がない。

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに控訴棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

①　控訴人が控訴状を提出した平成 9 年 12 月 13 日当時、原審判決の言渡はされていないため、本件控訴は不適法であり、却下とする。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 287

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 6 月 30 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 9 年（行コ）第 211 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　1 月　7 日　控訴状の提出

平成 10 年　4 月 16 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

①　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審と同じ

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに控訴棄却の判決を求める

9　判決の要旨

（原審の判決に一部補正を加えるが、要点は同じ）

①　原告の請求には理由がなく、これを棄却した原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 5 年度

判番 288

固定資産税・都市計画税納税通知処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 13 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 181 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月 21 日　上告状の提出

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　原審と同じ

8　被上告人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに上告却下の判決を求める

9　判決の要旨

①　本件控訴を不適法として却下した原審の判断は、正当として是認することができ、本件上告は、棄却とする。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 289

固定資産評価審査申出却下決定無効確認及び取消等請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 12 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 38 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月　7 日付　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　4 月 23 日付　審査委員会による却下の決定

平成 10 年　6 月 22 日付　訴訟提訴

6　争点

①　地方税法第 432 条第 3 項及び第 434 条第 2 項は違憲か。

②　審査委員会の審査申出却下決定は適法に行われているか。

③　納税通知書に全ての納期限及び納付税額を一括して記載することは違憲か。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　固定資産課税台帳に登録された事項については審査委員会に対して審査の申出をしなければならないのは違法であり、これを記載した納税通知書も違法であり無効である。

②　原告らは、評価額が課税台帳に登録された事実を知りえず、審査申出期間を知る手立てもなかったため、申出期間徒過を理由として審査申出を却下したのは違法である。

③　被告委員会は適法な決議を経ないで審査申出を却下したのであり、本決定は無効である。

④　納税通知処分が無効なので、督促処分も無効である。

⑤　固定資産税・都市計画税の納税通知処分とその督促処分は、それぞれ別個の行政処分である以上、各期分の納税通知処分とその各督促処分は、各期ごとに個別の処分でなされなければならない。然るに、本件納税通知書には平成 10 年度固定資産税・都市計画税の年税額のほかに、第 1 期ないし第 4 期分の各納付額が一括して記載されており、一個の処分としてなされているものであるから、憲法第 84 条に違反し無効である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　審査委員会の行った却下決定は、適法になされたものである。

②　佐倉市の行った納税通知処分に違法はない。

③　佐倉市の行った督促処分に違法はない。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項及び第 434 条第 2 項は、固定資産税の賦課に関する基本的な要素についての争いを賦課処分前に解決し、適正・迅速な徴税事務の処理に資するものであって、合理性があるので、原告の請求を棄却する。

②　審査委員会のなした却下決定並びに佐倉市のなした納税通知処分及び督促処分にはいずれも違法はなく、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 290

固定資産評価審査申出却下決定無効確認及び取消等請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 11 年 3 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 7 号

千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 38 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月　7 日付　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　4 月 23 日付　審査委員会による却下の決定

平成 10 年　6 月 22 日付　訴訟提訴

平成 10 年 12 月 24 日付　控訴

6　争点

①　原審（平成 10 年（行ウ）第 38 号）に同じ

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　原審に同じ

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　原審に同じ

9　判決の要旨

①　原審判決を引用し、本件控訴をいずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 291

固定資産評価審査申出却下決定無効確認及び取消等請求控訴事件の判決に対する
上告提起及び上告受理申立

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 140 号（平成 11 年（行サ）第 32 号）
平成 11 年（行ヒ）第　97 号（平成 11 年（行ノ）第 33 号）
東京高裁・平成 11 年（行コ）第　7 号
千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 38 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　佐倉市固定資産評価審査委員会
佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月　7 日付　審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　4 月 23 日付　審査委員会による却下の決定
平成 10 年　6 月 22 日付　訴訟提訴
平成 10 年 12 月 24 日付　控訴
平成 11 年　3 月 17 日付　上告提起及び上告受理申立

6　争点

①　上告することが許される内容にあたるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

「追って提出する」とされているのみで不明

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

なし

9　判決の要旨

①　上告人は単に法令違反を主張しているのみで憲法判断ではないため、上告を棄却し、上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 292

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 27 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 48 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月 13 日　異議申立の提出
平成 10 年　5 月 26 日　異議申立棄却
平成 10 年　7 月 21 日　訴状の提出

6　争点

①　賦課処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項及び地方税法第 434 条第 2 項は違憲なので、同条項を記載した本件納税通知処分は、違法である。

8　被告の主張

①　本件納税通知処分に違法はない。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項及び地方税法第 434 条第 2 項が憲法に違反する規定であるとはいえず、これらの規定に基づいて本件記載を付した本件通知処分に重大明白な瑕疵はない。棄却。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 293

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 5 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 10 年 12 月 9 日　控訴状の提出

平成 11 年　3 月 4 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

①　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審と同じ

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに控訴棄却の判決を求める

9　判決の要旨

①　原告の請求には理由がなく、これを棄却した原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 294

固定資産税・都市計画税納税通知処分取消請求及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 9 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 154 号

最高裁・平成 10 年（行ヒ）第 113 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　6 月　4 日　上告状の提出

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　原審と同じ

8　被上告人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに上告棄却の判決を求める

9　判決の要旨

①　本件は、民訴法第 318 条第 1 項の事件にあたらない。

②　本件上告は、棄却とする。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 295

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 27 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 46 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月 13 日　異議申立の提出

平成 10 年　5 月 26 日　異議申立棄却

平成 10 年　7 月 22 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分の無効確認及び取消

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項は、憲法 31、84、98 条 1 項に違反しているから本件条項を記載した賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産の評価に関する事項など専門的・技術的性格を有しているから、これらに関する不服申立ての方法を、賦課に関する不服申立ての方法から手続的に分離し、別個独立の機関である固定資産評価審査委員会の専権とすることで、紛争を公正かつ迅速に確定させ、その後の手続きの法的安定を図るものであり、合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 296

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 17 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 4 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　1 月 28 日　控訴状の提出

平成 11 年　2 月 24 日　口答弁論

平成 11 年　3 月 24 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 10 年度固定資産税・都市計画税の納税通知処分の無効及び取消

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。よって、棄却とする。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 297

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 9 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 145 号・平成 11 年（行ヒ）第 105 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　3 月 24 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 10 年度固資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 298

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 15 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 47 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月 13 日　異議申立の提出

平成 10 年　5 月 26 日　異議申立棄却

平成 10 年　7 月 17 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分の無効確認及び取消

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項は、憲法 31、84、98 条 1 項に違反しているから本件条項を記載した賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産の評価に関する事項など専門的・技術的性格を有しているから、これらに関する不服申立ての方法を、賦課に関する不服申立ての方法から手続的に分離し、別個独立の機関である固定資産評価審査委員会の専権とすることで、紛争を公正かつ迅速に確定させ、その後の手続きの法的安定を図るものであり、合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 299

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 6 月 2 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 183 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　7 月 17 日　控訴状の提出

平成 10 年　8 月 27 日　口答弁論

平成 11 年　6 月　4 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 10 年度固定資産税・都市計画税の納税通知処分の無効及び取消

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。よって、棄却とする。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 300

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 9 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 201 号・平成 11 年（行ヒ）第 155 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　6 月　4 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 10 年度固資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 301

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 9 月 28 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 49 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月 13 日　異議申立の提出

平成 10 年　5 月 26 日　異議申立棄却

平成 10 年　7 月 21 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分の無効確認及び取消

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項は、憲法 31、84、98 条 1 項に違反しているから本件条項を記載した賦課処分は違法である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産の評価に関する事項など専門的・技術的性格を有しているから、これらに関する不服申立ての方法を、賦課に関する不服申立ての方法から手続的に分離し、別個独立の機関である固定資産評価審査委員会の専権とすることで、紛争を公正かつ迅速に確定させ、その後の手続きの法的安定を図るものであり、合理性がある。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 302

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 1 月 26 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 170 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 10 年 10 月 29 日　控訴状の提出

平成 10 年 12 月 17 日　口答弁論

平成 11 年　2 月　2 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 10 年度固定資産税・都市計画税の納税通知処分の無効及び取消

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。よって、棄却とする。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 303

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 7 月 16 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 100 号・平成 11 年（行ヒ）第 55 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　2 月　2 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 10 年度固資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 304

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 27 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 10 年（行ウ）第 50 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 10 年　4 月 13 日　異議申立の提出

平成 10 年　5 月 26 日　異議申立棄却

平成 10 年　7 月 27 日　訴状の提出

6　争点

①　賦課処分の正当性

7　原告の主張

①　地方税法第 432 条第 3 項及び地方税法第 434 条第 2 項は違憲なので、同条項を記載した本件納税通知処分は、違法である。

8　被告の主張

①　本件納税通知処分に違法はない。

9　判決の要旨

①　地方税法第 432 条第 3 項及び地方税法第 434 条第 2 項が憲法に違反する規定であるとはいえず、これらの規定に基づいて本件記載を付した本件通知処分に重大明白な瑕疵はない。棄却。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 305

固定資産税・都市計画税の納税通知処分取消請求及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 15 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 3 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 10 年 12 月　9 日　控訴状の提出

平成 11 年　4 月 15 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

①　原判決の正当性

7　控訴人の主張

①　原審と同じ

8　被控訴人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに控訴棄却の判決を求める

9　判決の要旨

①　原告の請求には理由がなく、これを棄却した原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。棄却。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 306

固定資産税・都市計画税納税通知処分取消請求及び無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 8 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 168 号

最高裁・平成 11 年（行ヒ）第 125 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　4 月 16 日　上告状の提出

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人の主張

①　原審と同じ

8　被上告人の主張

①　原判決は正当であり、速やかに上告棄却の判決を求める

9　判決の要旨

①　本件は、民訴法第 318 条第 1 項の事件にあたらない。

②　本件上告は、棄却とする。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 307

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 1 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 25 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　4 月　9 日　異議申立の提出

平成 11 年　5 月 25 日　異議申立の棄却決定

平成 11 年　5 月 31 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分について

②　本件異議申立て棄却決定について

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項の規定はいずれも憲法に違反する規定であるから、本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産評価審査委員会は、適正且つ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和をはかる趣旨で設けられた合理的な制度といえるから、憲法に違反するものではない。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 308

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 29 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 232 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 11 月 11 日　控訴状の提出

平成 12 年　1 月 13 日　口答弁論

平成 12 年　3 月　6 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定の控訴はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 309

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 23 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 157 号・平成 12 年（行ヒ）第 151 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 12 年　1 月 27 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 310

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消各請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 4 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 24 号、同第 32 号、同第 36 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　4 月　9 日　異議申立の提出

平成 11 年　5 月 25 日　異議申立の棄却決定

平成 11 年　5 月 31 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分について

②　本件異議申立て棄却決定について

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項の規定はいずれも憲法に違反する規定であるから、本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産評価審査委員会は、適正且つ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和をはかる趣旨で設けられた合理的な制度といえるから、憲法に違反するものではない。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 311

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 21 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 236 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 11 月 9 日　控訴状の提出

平成 11 年 12 月 7 日　口答弁論

平成 11 年 12 月 24 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定の控訴はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 312

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 23 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 66 号・平成 12 年（行ヒ）第 70 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 12 月 24 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 313

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 24 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 29 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 4 月 9 日　異議申立の提出

平成 11 年 5 月 25 日　異議申立の棄却決定

平成 11 年 6 月 3 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分について

②　本件異議申立て棄却決定について

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項の規定はいずれも憲法に違反する規定であるから、本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産評価審査委員会は、適正且つ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和をはかる趣旨で設けられた合理的な制度といえるから、憲法に違反するものではない。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 314

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 25 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 234 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 11 月 11 日　控訴状の提出

平成 11 年 12 月 7 日　口答弁論

平成 12 年 1 月 27 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定の控訴はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 315

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 13 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 107 号・平成 12 年（行ヒ）第 102 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 12 年　1 月 27 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 316

都市計画税の納税通知処分等取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 22 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 23 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　4 月　9 日　異議申立の提出

平成 11 年　5 月 25 日　異議申立の棄却決定

平成 11 年　6 月 16 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分の適法性

②　本件異議申立て棄却決定の適法性

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項の規定はいずれも憲法に違反する規定であるから、本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産評価審査委員会は、適正且つ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和をはかる趣旨で設けられた合理的な制度といえるから、憲法に違反するものではない。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 317

都市計画税の納税通知処分等取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 21 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 228 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 11 月 24 日　控訴状の提出

平成 11 年 12 月 14 日　口答弁論

平成 12 年 2 月 28 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度都市計画税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定の控訴はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 318

都市計画税の納税通知処分等取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 11 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 150 号・平成 12 年（行ヒ）第 145 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 12 年　2 月 28 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度都市計画税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 319

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 22 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 31 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　4 月　9 日　異議申立の提出

平成 11 年　5 月 26 日　異議申立棄却

平成 11 年　6 月 16 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分の適法性

②　本件異議申立て棄却決定の適法性

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項は、憲法 31、84、98 条 1 項に違反しているから本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産の評価に関する事項など専門的・技術的性格を有しているから、これらに関する不服申立ての方法を、賦課に関する不服申立ての方法から手続的に分離し、別個独立の機関である固定資産評価審査委員会の専権とすることで、紛争を公正かつ迅速に確定させ、その後の手続きの法的安定を図るものであり、合理性がある。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 320

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 8 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 230 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 11 月 17 日　控訴状の提出

平成 11 年 12 月 14 日　口答弁論

平成 12 年　2 月　9 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定はいずれも適法であって、控訴人の本訴請求は理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 321

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 13 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 138 号・平成 12 年（行ヒ）第 136 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 12 年 12 月 29 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度固資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 322

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 22 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 35 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　4 月　9 日　異議申立の提出

平成 11 年　5 月 25 日　異議申立の棄却決定

平成 11 年　6 月 16 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分の適法性

②　本件異議申立て棄却決定の適法性

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項の規定はいずれも憲法に違反する規定であるから、本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産評価審査委員会は、適正且つ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和をはかる趣旨で設けられた合理的な制度といえるから、憲法に違反するものではない。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 323

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 19 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 231 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　6 月 16 日　控訴状の提出

平成 11 年　7 月 21 日　口答弁論

平成 12 年　1 月 24 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度湖底資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定の控訴はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 324

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求上告提起事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 9 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行サ）第 8 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　佐倉市長

5　経過

平成 12 年　1 月 24 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　判決言渡前に上告提起をするのは不適法であるので却下する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 325

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 8 月 26 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 26 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 4 月 9 日　異議申立の提出

平成 11 年 5 月 25 日　異議申立の棄却決定

平成 11 年 5 月 31 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分について

②　本件異議申立て棄却決定について

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項は、憲法 31、84、98 条 1 項に違反しているから本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産評価審査委員会は、適正且つ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和をはかる趣旨で設けられた合理的な制度といえるから、憲法に違反するものではない。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 326

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 12 月 22 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 211 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年 8 月 27 日　控訴状の提出

平成 11 年 11 月 15 日　口答弁論

平成 12 年 12 月 24 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 327

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 13 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 69 号・平成 12 年（行ヒ）第 73 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 12 年 12 月 24 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 328

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 8 月 26 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 30 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　4 月　9 日　異議申立の提出

平成 11 年　5 月 25 日　異議申立の棄却決定

平成 11 年　6 月　3 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分について

②　本件異議申立て棄却決定について

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項の規定はいずれも憲法に違反する規定であるから本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産評価審査委員会は、適正且つ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和をはかる趣旨で設けられた合理的な制度といえるから、憲法に違反するものではない。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 329

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 29 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 212 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　8 月 28 日　控訴状の提出

平成 11 年 11 月 10 日　口答弁論

平成 12 年 12 月　1 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 330

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 13 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 41 号・平成 12 年（行ヒ）第 45 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 12 年 12 月　1 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 331

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 8 月 26 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁・平成 11 年（行ウ）第 34 号

3　原告　[redacted]

4　被告　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　4 月　9 日　異議申立の提出

平成 11 年　5 月 25 日　異議申立の棄却決定

平成 11 年　6 月　7 日　訴状の提出

6　争点

①　本件賦課処分について

②　本件異議申立て棄却決定について

7　原告の主張

①　地方税法 432 条 3 項、434 条 2 項の規定はいずれも憲法に違反する規定であるから、本件条項を記載した賦課処分は違法である。

②　本件条項が違憲であるので、異議申立て棄却決定も違憲である。

8　被告の主張

①　本件賦課処分は適法である。

②　異議申立てに対する決定は適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産評価審査委員会は、適正且つ迅速な課税事務の実現と納税者の権利保護との調和をはかる趣旨で設けられた合理的な制度といえるから、憲法に違反するものではない。

②　異議申立て棄却決定に瑕疵はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 332

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 16 日

2　裁判所及び事件番号　東京高裁・平成 11 年（行コ）第 213 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　佐倉市長

5　経過

平成 11 年　6 月　7 日　控訴状の提出

平成 11 年　7 月 22 日　口答弁論

平成 12 年 12 月 21 日　上告の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　原告の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被告の主張

①　控訴棄却

9　判決の要旨

①　本件賦課処分及び本件決定の控訴はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 333

固定資産税の納税通知処分及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 13 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 41 号・平成 12 年（行ヒ）第 45 号

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　佐倉市長

5　経過

平成 12 年 12 月 1 日　上告状の提起

6　争点

①　原判決の正当性

7　上告人兼申立人の主張

①　平成 11 年度固定資産税の納税通知処分の取消。

②　棄却決定の取消。

8　被上告人の主張

9　判決の要旨

①　民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈　なし

11　固定資産税の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 334

固定資産税・都市計画税の督促処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所

東京高裁

千葉地裁　平成 12 年行（ウ）第 74 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　佐倉市長　渡貫　博孝

5　経過

平成 12 年 10 月 11 日　訴状提出

6　争点

①　督促処分の正当性

7　原告の主張

①　納税通知書分はされているが賦課決定はされていない。

②　地方税法 432 条 3 項及び 434 条 2 項は違法であるから納税通知処分は違法である。

③　納税通知処分と督促処分は別個の行政処分になっていない。

④　公売申立をした不動産に対する督促処分は違法である。

⑤　先行する納税通知処分に対しては不服申立てを前置しているので、督促処分については不要である。

8　被告の主張

①　本件訴は不服申立て前置の要件を欠く不適法なものであり、却下されるべきである。

②　本件督促処分は、納付額を納期限までに支払わなかったため行ったものであり、何らの違法もない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。

地方税法上納税通知処分なるものは存在しなので、賦課決定処分と善解するのが相当であり、そうすると、賦課決定処分と督促処分は別個不服申立ての対象となっているので、本件訴えは審査請求手続きを経てない不適法な訴えであるからこれを却下する。

なお、先行する処分に対し不服申立てをしたとしても、それが後行処分の不服申立をしなくてもよい理由にはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 335

固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁　平成 11 年（行ウ）第 73 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東金市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 5 月 20 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 11 年 7 月 19 日　審査委員会による棄却の決定

平成 11 年 9 月 2 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　土地の評価額が適正か否か。

7　原告の主張

①　当該土地は、雑種地であるから固定資産評価基準によれば売買実例価格額に基づき評価すべきを近傍地比準方式で評価したこと。

②　当該土地は、宅地並雑種地とされているが、土地の実情からみて雑種地としての評価がなされるべきこと。

よって、評価額が高額であること。

8　被告の主張

①　評価額決定は、地方税法、固定資産評価基準により行なわれ正当。

②　実務慣行上の分類として、土地の利用価値の有無をメルクマールとしているが、当該土地は利用価値があり、分類は正当。

9　判決の要旨

①　評価額決定は、地方税法、固定資産評価基準に拘束され、それによる評価は正当。

②　宅地並雑種地は法的規定は無いものの、土地の位置､利用状況から評価することは妥当。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 336

固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁　平成 11 年（行ウ）第 73 号

東京高裁　平成 12 年（行コ）第 276 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　東金市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 5 月 20 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 11 年 7 月 19 日　審査委員会による棄却の決定

平成 11 年 9 月 2 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年 9 月 12 日　第一審判決　棄却判決

平成 12 年 10 月 12 日　東京高裁へ控訴

平成 13 年 4 月 12 日　第二審判決　棄却判決

平成 13 年 4 月 25 日　最高裁へ上告

6　争点

①　土地の評価額が適正か否か。

7　控訴人の主張

①　当該土地は、雑種地であるから固定資産評価基準によれば売買実例価格額に基づき評価すべきを近傍地比準方式で評価したこと。

②　当該土地は、宅地並雑種地とされているが、土地の実情からみて雑種地としての評価がなされるべきこと。

よって、評価額が高額であること。

8　被控訴人の主張

①　評価額決定は、地方税法、固定資産評価基準により行なわれ正当。

②　実務慣行上の分類として、土地の利用価値の有無をメルクマールとしているが、当該土地は利用価値があり、分類は正当。

9　判決の要旨

①　評価額決定は、地方税法、固定資産評価基準に拘束され、それによる評価は正当。

②　宅地並雑種地は法的規定は無いものの、土地の位置､利用状況から評価することは妥当。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 337

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 12 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　　千葉地方裁判所　　平成 8 年（行ウ）第 30 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　四街道市長

5　経過

(1) 平成　8 年　6 月　1 日　　四街道市長へ固定資産税の賦課決定処分に対する異議申立書提出

(2) 平成　8 年　6 月 13 日　　四街道市長による棄却の決定

(3) 平成　8 年　6 月 25 日　　課税処分取消訴訟提起

6　争点

(1) 土地の評価額（実勢価格）が下がれば課税額は下がる。

(2) 平成 8 年度課税額の平成 7 年度を超える部分は無効である。

(3) 適正な土地の評価がされていないので違法である。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

(1) 土地の価格が下落しているにもかかわらず、課税標準額を負担調整率により前年より上昇させて課税することは、適正な土地の評価をしていないことであり違法である。

(2) 土地の評価が下がれば課税額も下がるはずである。

(3) 上記のことから、平成 8 年度の課税額の取消しを求める。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主眼

(1) 本件土地の税額の基礎となる課税標準額は、地方税法附則第 18 条及び四街道市税条例附則第 12 条の規定を適用して前年度課税標準額に負担調整率を乗じて得た額を平成 8 年度の課税標準額としたものであり適法に課税されている。

(2) 適正な土地の評価については、平成 8 年度の評価は地方税法の規定により基準年度（平成 6 年度）の評価額をもって当該年度の評価額とすることが規定されており、平成 6 年度の評価額については原告から固定資産評価審査委員会に対し審査申出はされていないことから適正な評価が行われている。

9　判決の要旨

(1) 地方税法上、土地に対して課する固定資産税の課税標準は、原則として当該土地に係る基準年度の固定資産税の基礎となった価格で固定資産土地台帳等に登録されたものとされ、本件土地に係る固定資産税の課税標準額については、基準年度たる平成 6 年度の登録価格をもって平成 7・8 年度の登録価格とみなされるところである。また原告は平成 6 年度の登録価格について固定資産評価審査委員会に対し審査申出をしなかったものであるため、本件決定の課税標準額の基礎となった土地の評価額に関する不服をもって本件決定の違法性を主張し得ない筋合いである。

(2) 原告は平成 6 年度及び平成 7 年度の固定資産税の課税標準額に負担調整率を乗じて平成 8 年度の課税標準額を算出する仕組みを違法と主張するが、平成 6 年度の評価替えに伴い、平成 6 年度から平成 8 年度までの各年度の固定資産税額が平成 5 年度分と比較して急激に上昇しないよう法律で特例措置が定められたことによるものであり違法性があるものとは認められない。

(3) 以上の次第であるから、本訴請求は失当として棄却を免れない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 338

固定資産評価額に関する審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　千葉地裁（平成 6 年（行ウ）第 19 号）

3　原告及び　[redacted]

4　被告　沼南町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査申出書の提出

6 月 8 日　審査決定通知書（棄却）の送付

平成 7 年 1 月 22 日　千葉地方裁判所へ「審査決定の取消し」を提訴

2 月 22 日　第 1 回公判

千葉地方裁判所（平成 6 年（行ウ）第 19 号）

原告：[redacted]

4 月 19 日　第 2 回公判

千葉地方裁判所へ準備書面を提出

被告：沼南町固定資産評価審査委員会

平成 8 年 5 月 22 日　第 8 回公判

千葉地方裁判所長の人事異動により判決予定を延期し、さらに準備書面の追加提出

12 月 18 日　第 13 回公判

白井町分との並行審理の影響により判決予定を延期

平成 9 年 7 月 9 日　第 14 回公判

過去の公判経緯による鑑定価格が原告より提示されたが、後日鑑定尋問を実施される。

《原告側》当初：　9,825,404 円

現在：　15,600,000 円

《被告側》　24,241,540 円

平成 10 年 9 月 17 日　第 18 回公判

審理終了し、結審

12 月 10 日　第 19 回公判（判決）

①原告の請求を棄却

②訴訟費用は原告の負担

12 月 18 日　原告側、東京高等裁判所へ「第 1 審判決の棄却及び審査決定取消し」を控訴

6　争点

固定資産評価額に関する審査決定の取消

(1) 状況類似地区の区分及び本件標準宅地選定の合理性の有無

(2) 評価方法及び評価額の合理性の有無

7　原告（控訴人）の主張

標準地と比べ評価額が高いとのことから町固定資産評価審査委員会に審査を申し出たが、棄却決定されたことによる審査決定取消し請求。

8　被告（被控訴人）の主張

評価額の決定は、法令に従い適法にされたものとして棄却決定されたもので、審査決定の取消しの理由には当たらない。

9　判決の要旨

1)　状況類似地区の区分は、宅地の沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他宅地の利用上の便等に対し、総合的に考慮されていること等をみても、認定の諸事情に照らし合わせれば本件状況類似地区の区分は相当である。

なお、本件標準宅地の相違点は、個別的事情に基づくものであるので、本件標準宅地との批准割合の算出において考慮すれば足りるものである。

2)　本件標準地及び本件土地は、いづれも町長の定める評価額は鑑定の結果を下回るものであり、本件土地に対する評価を不当に高額とすべき事情は見当らず、固定資産評価はいずれも正当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 339

沼南町固定資産評価審査委員会決定取消し請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁（平成 11 年(行コ)第 19 号）

3　原告（控訴人）及び　[redacted]

　控　訴　代　理　人　[redacted]

4　被告（被控訴人）　沼南町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日	審査申出書の提出
6 月 8 日	審査決定通知書（棄却）の送付
平成 7 年 1 月 22 日	千葉地方裁判所へ「審査決定の取消し」を提訴
2 月 22 日	第 1 回公判 千葉地方裁判所（平成 6 年（行ウ）第 19 号） 原告：[redacted] ★以降、平成 10 年 9 月 17 日までの第 18 回まで公判が続く
平成 10 年 12 月 10 日	判決（原告の請求を棄却）
12 月 18 日	東京高等裁判所へ「第 1 審判決の棄却及び審査決定の取消し」を控訴
平成 11 年 2 月 22 日	第 1 回公判 東京高等裁判所（平成 9 年（行コ）第 19 号） 控訴人：[redacted] ★以降、平成 11 年 7 月 27 日までの第 4 回まで公判が続く
平成 11 年 9 月 16 日	判決（原判決の取消し及び非控訴人の示した固定資産評価に対する審査を棄却した決定の取消し）
9 月 30 日	判決確定
10 月 1 日	再審査の決定

6　争点　法的に建築不能の土地の評価

7　原告（控訴人）の主張

①　道路条件について、現状を確認しないまま課税している。

②　原告所有地が違法建築による相違点を調査し、比準割合を見直すべきである。

③　以上のことにより、本件標準地に比べ原告所有地の評価額が不当に高い。

8　被告（被控訴人）の主張

被告は、評価基準により適正な評価を実施しているので正当である。

9　判決の要旨

1)　本件標準地が通り抜けのできる道路に接した土地であるのに対し、本件土地は、通り抜けできない幅員 3．6 メートルの道路に接した袋地であることが認められるにもかかわらず、この点について減価補正をしなかった。

2)　法的な制約条件

本件標準地及び本件土地は、いずれも市街化調整区域内の土地であるが、本件標準地は線引き前からの宅地で建物が建築されていることから建て替え可能地であるのに対し、本件土地にある建物は違法な建築物で、建物の建築は不可能であり、これが価格に少なからず相違をもたらすことから、本件土地の批准割合を定めるに当たっては、都市計画法上等の制約の相違も考慮すべきであった。

10　公刊の有無及び判例評釈　納税通信　第 2593 号 1 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 340

睦沢町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 19 日

2　裁判所及び事件番号　千葉地裁 平成 9 年（行ウ）第 22 号

3　原告　[redacted]

4　被告　睦沢町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 4 月 7 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 9 年 5 月 2 日	審査委員会による棄却の決定
平成 9 年 5 月 10 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

台風による浸水被害が大きく価格が低下したとする原告に対し被告は、評価基準に基づいたものであると主張し、浸水被害も短時間で軽微であったとした。

7　原告の主張

睦沢町長は本件家屋について、平成 9 年度の固定資産税の課税標準を 881 万 3,607 円と決定し、固定資産課税台帳に登録した。しかしながら、本件評価決定には次の違法がある。平成 8 年 9 月 22 日の台風 17 号により、床上浸水の被害を受けており、その時価が著しく低下したにもかかわらず、これがまったく考慮されていない。

8　被告の主張

地方税法により市町村長は固定資産評価基準により、固定資産の価格を決定しなければならない旨を規定しているのであって、固定資産評価基準は、市町村長が固定資産の価格を決定するに際し、法的な拘束力を有するものである。

9　判決の要旨

1　固定資産評価基準については、法的な拘束力があるものと解するのが相当であり、市町村長は固定資産の価格を決定するにあたっては、固定資産評価基準に拘束されるものというべきである。

2　睦沢町長は、固定資産評価基準に従い、平成 9 年 1 月 1 日現在の本件家屋の価格を 881 万 3,607 円と決定したのであるから、睦沢町長のした本件家屋の決定に違法はないというべきである。

10　公刊の有無　無

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 341

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 9 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年(行ウ)第 235 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 6 年 11 月 7 日	審査決定取消訴訟提訴（みなし却下）
平成 7 年 6 月 2 日	審査委員会による棄却の決定

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　都市計画街路予定地の減額割合の違法性について

7　原告の主張

①　評価額を従来の時価の 1～2 割から時価の 7 割に通達で変更したことは、租税法律主義に反し、これに基づく価格決定は違法である。

②　評価は賦課期日時点でしなければならない。遡った時点の評価のため賦課期日の公示価格を上回る逆転現象が生じ違法である。

③　都市計画街路予定地の評価は、実効容積率に応じた減額の補正率を適用すべきだ。（一般土地の 4 割程度。）

8　被告の主張

①　評価基準及び 7 割評価通達に基づく評価、事務取扱要領等による評価は適法である。また、7 割は土地研究委員会の提言で中央固定特産評価審議会を得た合理的なものである。

②　事務の手続き的制約から、法は賦課期日から評価事務に要する遡った時点の時価を基準とすることを予定しているのである。

③　大量評価のため、減価補正率は一律に定めざるを得ない。減価率も不整形地・無道路地の補正上限が 3 割であり、相続税の減価率も 3 割であることから合理性がある。

9　判決の要旨

①　評価手続上、賦課期日の時価が予想値に成らざる得ないこと等から、7 割評価通達には合理性がある。

②　法は賦課期日における価格としている。賦課期日から評価事務に要する期間を遡った価格調査基準日を設けることを法は禁止しているとは解せない。しかし、価格調査基準日で算定した価格を賦課期日の価格とみなすことまで許容するとは解せない。

③　評価基準の不整形地・無道路地の補正上限が 3 割であり、建築制限が価格に及ぼす影響は洋々であることから、3 割を不合理であるとは言えない

10　公刊の有無及び判例評釈

行政事件裁判例集 47 巻 9 号 771 頁、判例時報 1578 号 25 頁、判例地方自治 163 号 35 頁

碓井光明・判例評論 466（判例時報 1615）号 182～190 頁 1997 年 12 月 1 日

橋爪均・平成 8 年度主要民事判例解説（判例タイムズ臨時増刊 945）326～327 頁 1997 年 9 月

山村恒年・判例地方自治 164 号 109～111 頁 1997 年 10 月

品川芳宣・ジュリスト 1116 号 143～145 頁 1997 年 7 月 15 日

品川芳宣・税研 71 号 75～78 頁 1997 年 1 月

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 342

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 10 年 5 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 235 号

東京高裁・平成 8 年（行コ）第 118 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　8 年　9 月 11 日　一部決定取消判決

平成　8 年　9 月 24 日　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　都市計画街路予定地の減額割合の違法性について

7　控訴人の主張

①　適正な時価とは、評価基準に基づき評価した価格であり、客観的時価による価格をいうものではない。

②　法は、登録価格の基準日を特定しておらず、登録価格の基準日をいつにするかについては、評価基準に委ねている。評価基準と一体である通達によれば、価格算定の基準日は平成 5 年 1 月 1 日である。不動産の鑑定評価に当たって、将来の価格の下落や上昇要素は評価の要素にできない。よって、価格調査基準日以降の将来の日の価格は算定できない。

③　価格調査基準日で算定した登録価格と客観的時価が、一定の範囲内で差が生じることは当然許されるし、予定もされている。本件では、登録価格が客観的時価を上回ったとしても、税額に影響はない。本件各土地の客観的時価が平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までに 30%以下下落していないから、7 割評価通達に基づき算定された本件登録価格は、客観的時価を上回っていない。

④　平成 6 年度ないし平成 8 年度の台帳に登録された価格は、不動産取得税の算定基礎、登録免許税の算定の基礎等広く一般に利用されており、仮に 2%といえでも減額した場合には、全ての第三者との間において築かれていた法的安定性は著しく阻害され、その影響力は計り知れないものがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は租税法律主義に反し、これに従った価格の決定は違法である。

②　平成 5 年 1 月 1 日以降賦課期日までの地価変動を評価に反映させない本件価格決定は、法 349 条 1 項に違反する。

③　地価は実効容積率に比例するから、都市計画街路指定されている本件各土地について 3 割の減額しか認めないのは著しく不合理である。

9　判決の要旨

①　適正な時価とは、客観的時価を言うものである。評価基準によって算出されたものが、適正な時価である。法 349 条 1 項に規定する価格については、いつ時点の適正な時価かが問題であり客観的時価と対立的に判断するものではない。

②　賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることまで、法は禁止していない。しかし、適正な時価は基準年度の賦課期日について、算定されるべきである。賦課期日における適正な時価の算定は不可能でない。

③　登録価格が賦課期日における客観的時価を上回った場合は違法である。本件土地の価格が、平成5年1月1日から平成6年1月1日までに30%以上下落していないという主張は採用できない。

④　本件判決によっても、被控訴人の登録価格が変更されるのみである。行政判断により仮に関連する筆を変更するとしても 153 筆に止まるものであるから、本件処分の取消しが公共の福祉に適合しないと認める余地はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例自治 186 号 36 頁、判時 1657 号 31 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 9 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 247 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月 23 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　9 月 12 日　　審査決定取消訴訟提訴

（注）本件は審査委員会決定前に訴訟提起されたものである。

平成　8 年　6 月 14 日　　審査委員会による棄却の決定

6　争点

①　本件口頭審理手続きの違法性について

7　原告の主張

①　審査委員会評価規定の内容そのものの当否についても審査しなければならない。

②　委員会が評価基準等が著しく不当であるなどの「特段の事情の有無」の検討を拒絶したのは、十分な口頭審理を行ったといえない。

7　被告の主張

①　評価基準は地方税法により、まさに適正な時価を求めたものに他ならない。評価基準に従って決定された価格は、著しく不当であるなどの特段の事情がない限り適正な時価というべきである。

②　申出人は口頭審理にて特段の事情に関する主張を行っていない。

9　判決の要旨

①　口頭審理は、審査申出人に対し主張・立証の機会であって審査会の判断を示す場ではない。

②　委員会側が評価の内容についての意見を求めているにもかかわらず、原告が独自の見解に基づき評価内容の審理に入ることを拒絶している事実が認められる事から、口頭審理をその時点で終了させても口頭審理制度の趣旨には反しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地・家屋

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 344

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 3 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 273 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　7 月 17 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年 10 月 13 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　評価基準等による評価の違法性について

7　原告の主張

①　固定資産税の評価を交換価値により行うのはおかしい。特に、都市部においては、収益還元法によって評価されるべき。

②　評価基準及び取扱要領は、建築基準法、不動産鑑定評価基準に準拠するような形での改善を全く行っていない。

③　標準宅地は、状況類似地区内の最高価格点となるから、地区内の標準形態から乖離し、比較考慮する基準とはいえない。

④　適正な時価は、相続税路線価等公的地価の一元化を十分考慮して算定すべきである。

8　被告の主張

①　固定資産税は土地の収益の帰属に関わらず賦課期日における所有者を納税義務者として課するものである。

②　課税標準となる適正な時価は、売買実例価格に基づいた正常な条件の下において成立する取引価格である。

③　固定資産は評価基準及びそれに基づいた取扱要領により行うものである。

④　適正な時価の概念は他の公的地価と大きく異なるものではない。宅地の評価は、当分の間地価公示価格等の 7 割程度を目途とすることとされており、本決定もそれを前提として行ったものである。

9　判決の要旨

①　固定資産税は財産税であって収益税ではない。

②　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格（「客観的時価」）をいうものと解すべきである。

③　法でいう「適正な時価」は評価基準によって評定された価格である。

④　評価基準による評価が客観的時価を上回る場合には、その限度において違法となる。

⑤　評価基準による評価は、一般的合理性を有すると認める限り、個別的算出基礎が具体的な土地の実情や価格影響事項を総てを要求するものではない。客観的時価を超えないときは合理性を欠く違法とはいえない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 345

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 9 年 7 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 273 号
東京高裁・平成 9 年（行コ）第　56 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人及び訴訟代理人　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年　7 月 17 日　審査委員会による棄却の決定
平成　7 年 10 月 13 日　審査決定取消訴訟提訴
平成　9 年　3 月 27 日　棄却判決
平成　9 年　4 月　8 日　控訴

6　争点

原判決と同じ

7　控訴人の主張

①　7 割評価に妥当性がない

②　土地基本法制定の趣旨と地方税法改正の必然性の誤りがある

③　評価基準による評価と客観的時価に差が発生しても、直ちに違法とはならない。本件標準宅地の客観的時価との相違から生じた差（1.5%は、評価誤差の範囲である。

8　被控訴人の主張

原判決と同じ

9　判決の要旨

原判決のとおり。控訴審の控訴人の主張を考慮しても何ら変わることはない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 346

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成　9 年　8 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 33 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月 12 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年 12 月 20 日　審査委員会による棄却の決定
平成　8 年　2 月 19 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性

7　原告の主張

①　法 349 条に規定する価格とは賦課期日における「適正な時価」である。「適正な時価」とは正常な条件の下において成立する取引価格であり、基本的に収益還元法による価格というべきである。また取引事例に基づいて評定を行う場合においてもバブルによる値上がり部分は「正常と認められない条件」である。登録価格は賦課期日及びその後 3 年間の価格変動を見据えた上での評価であることを要する。

8　被告の主張

①　法 349 条に規定する価格とは賦課期日における正常な条件の下において成立する取引価格であるが原価法、取引事例比較法、収益還元法の三方法を総合的に考慮している。取引事例に基づいて「適正な時価」を求める際に取り除くべき不正常な条件とは、買い急ぎ、隣接地の買い足し等による割高価格による売買、知人、親戚等の特殊な関係にある者の間の売買等の個々の取引事例に付随した特殊条件に尽きるものでありバブル経済期の値上がりのように当時の全ての売買実例価格すべてに関係する条件を予定したものではない。平成 5 年 1 月 1 日の地価公示価格あるいは同日までの時点修正を加えた不動産鑑定価格の 7 割をもって算定し賦課期日における適正な価格としたものである。

9　判決の要旨

①　原価法、取引事例比較法及び収益還元法を総合した評価をもって不当ということは出来ない。登録価格の評定の時点において賦課期日の「適正な時価」とされたものが経済学的に不健全な事態において形成された価格を前提とするもであったことがその後の事情で判明しても不正常な条件に該当するとして考慮事項に取り入れるべきものでない。登録価格の決定にあたって賦課期日以降 3 年間の価格予測をして、賦課期日の価格を決定すべしとの趣旨を示す規定はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 347

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 129 号

3　原告　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 8 年 8 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 9 年 3 月 7 日　審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 5 月 12 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　家屋評価の違法性について

7　原告の主張

①　土地と家屋の資産の間で、価格と課税標準の比に著しく均衡を失し、法の下の平等あるいは租税法律主義に反する。

8　被告の主張

①　価格は評価基準によって適正決定され、時価を超えないことに争いがないのであるから、審査決定は適法である。

9　判決の要旨

①　土地と家屋で適用される特例減額を異にするは立法裁量の範囲内で、法の下の平等あるいは租税法律主義に反するものではない。。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度

判番 348

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 1 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 254 号

3　原告　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査申出書提出

平成 8 年 8 月 7 日　審査申出を棄却決定

平成 8 年 12 月 24 日　原告提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　原告の主張

①　評価の基準日はH6. 1. 1 である。また、H7、8 において価格が下落したのであるから、法 349 条ただし書きにより、 H6 の価格を見直すべきである。

②　固定資産税の登録価格は時価の 20%内外の価格として定着しており、これは事実たる慣習として規範となっている。また、課税実務においてかかる価額が「適正な時価」であるとの公権的な解釈が示されている。したがって 7 割評価通達は、租税法律主義に違反しこれに基づく価格決定は違法。

8　被告の主張

①　事務の手続き的制約から、法は賦課期日から評価事務に要する遡った時点の時価を基準とすることを予定。また、 法 349 条の 2、3 項による価格の見直しは地目変更等であり地価変動を予定していない。

②　固定資産税価格と時価の割合が慣習といえる程に一定していたかは疑問。租税法律主義の下において課税の用件につき事実たる慣習が成立する余地はない。また、7 割は閣議決定等を経ており法の趣旨に沿うものである。

9　判決の要旨

①　規範的効力を有する慣習が成立するためには、その内容が一議的に確定しうること。その内容が行政庁のみならず当該慣習の効力が及ぶ範囲の国民も拘束力ある規範として確信が必要であることであり本件の場合これに当たらない。また、評価手続上賦課期日の時価が予測値にならざるを得ないこと等から、7 割通達には合理性がある。

②　法は賦課期日における価格としている。賦課期日から評価事務に要する期間を遡った価格調査基準日を設けることは法は禁止しているとは解さない。しかし、価格調査基準日で算定した価格を賦課期日の価格とみなすことまで許容するとは解さない。また、本件の審理の対象は、H6 の登録価格に関する被告の決定の適否であってH7、8 の登録価格の変更の適否ではないから、H7、8 における地価下落を考慮しないことは本件決定を違法ならしめるものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 349

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 11 年 2 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 254 号

　　東京高裁・平成 10 年（行コ）第　29 号

3　控訴人・被控訴人　　[redacted]

4　被控訴人・控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

　平成 10 年　1 月 21 日　　判決（一部決定取消）

　平成 10 年　2 月　2 日　　原告・委員会控訴

6　争点

一審と同じ

7　控訴人・被控訴人の主張

一審と同じ

8　被控訴人・控訴人主張

①　「適正な時価」とは、評価基準によって評価した価格であり、客観的時価による価格をいうものではない。固定資産評価額と時価との割合が慣習といえる程に一定していたかは疑問。租税法律主義の下において課税の用件につき事実たる慣習が成立する余地はない。また 7 割評価通達は土地基本法に基づき「公的土地評価について相互の均衡と適正化」を図るために、地下公示価格の一定割合を目標にして、その目的を実現したものであり、法の趣旨に沿うものである。

②　登録価格と客観的時価が一致しない場合であっても、一定の範囲内でその価格に差が生じることは、当然許されるし、法が基準年度の制度を設けている以上かかる事態は当然予定されている。

③　評価事務の手続的制約から、法は賦課期日から評価事務に要する遡った時点の時価を基準とすることを予定しているものである。

9　判決の要旨

①　適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち客観的な交換価値（客観的時価）をいうものと解すべきである。

　評価基準は、固定資産の価格に影響を及ぼすべきすべての事項を網羅するものでもないから、評価基準による評価と客観的時価とが一致しない場合が生ずることも当然に予定されている。しかし、法が評価基準に委任したものは「適正な時価」を評価するための基準、方法及び手続きであるので、評価基準による評価が客観的時価を超える場合はその限度において、登録価格は法に反するものである。また、本件の審理の対象は、H6 の登録価格に関する被告の決定の適否であってH7、8 の登録価格の変更の適否ではないから、H7、8 における地価下落を考慮しないことは本件決定を違法ならしめるものではない。

②　登録価格が時価の 20%以下であったという信頼性が存在していたとしても、その信頼は急激な増税が納税者に不測の損害を被ることがないことが望ましいという限度で保護されるに止まる。それを越えて、適正な時価という法の趣旨等に従い、登録価格を客観的時価に近づけることは否定できないし、そのための法の改正が必要であるとはいえない。

③　賦課期日から評価事務に要する期間を遡った価格調査基準日を設けることは法は禁止しているとは解さない。しかし、価格調査基準日で算定した価格を賦課期日の価格とみなすことまで許容するとは解さない。価格調査基準日における価格を基礎として算定した価格では賦課期日における適正な時価を上回ると見込まれるときは、あらかじめ想定される価格下落率を織り込んで各土地の価格評定事務を遂行することは可能であり、このことは法あるいは評価基準が禁止しているものとは解すことはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 350

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 1 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 206 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　6 月 19 日　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　9 月 18 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　家屋評価の違法性について

7　原告の主張

①　適正な時価とは「客観的な交換価値」を意味すると解される。本件家屋は賦課期日現在、築後約 70 年経過しており朽廃の一歩手前という状態であり「客観的な交換価値」はマイナスと見るべきであり適正な時価は零円である。

②　経年減点補正率による評価では適正な時価を算出し得ない場合においては、需給事情による減点補正が行われるべきだ。

8　被告の主張

①　評価基準は再建築価格方式を採用している、再建築価格は家屋の価格の構成要素として基本的なものであり評価の方式化も比較的容易である、一定年数に達してなお使用されている家屋については通常考えられる維持補修を加えた状態において家屋の効果を発揮し得る最小限の状態をとらえその残存価格を 2 割程度とするのが妥当と判断されたことによる。

②　需給事情による減点補正は、建築様式が著しく旧式となっている家屋及び所在地域の状況により家屋の価格が減少すると認められる家屋について適用されるものであり本件家屋については該当しない。

9　判決の要旨

①　固定資産の適正な時価は正常な条件の下における取引価格とさている、家屋の評価方法は再建築価格方式以外の方法によると個別の特殊事情に左右されるなど評価の適正と均衡を図る上で欠陥があるので再建築価格方式を採用したことには合理性があり、経年減点補正率の適用も裁量権の範囲を逸脱するような不合理はない。

②　本件家屋は建築後の年数が経過したことによってその価値が減少したにすぎないとみるべきであり需給事情による減点補正を行う必要はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 351

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 3 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 277 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 27 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　8 月 30 日　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年 12 月　3 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　「適正な時価」と地価公示価格が一致することの適否について

②　旗状地における補正率の適否について

③　標準宅地の評価と本件土地の評価双方に価格形成要因の補正をすることの適否について

④　定期預金金利より固定資産税率が上回っていることの適否ついて

7　原告の主張

①　「適正な時価」とは売買実例価格であって、それが地価公示価格に準拠するとしても売買実例価格を超えることができないところ、本件土地の売買価格は登録価格より定額であることが違法である。

②　旗状地における袋地補正率が、売買時に時間を要することから低すぎる。

③　標準宅地の路線価決定において、価格形成要因の補正を行い、各対象地の路線価決定においても価格形成要因の補正を行うのは、重複評価であり違法である。

④　元本に対する収益の一例である定期預金金利より固定資産税率が上回っていることは不当である。

8　被告の主張

①　「適正な時価」とは、現実の売買実例価格から不整要素に基づく価額を除去したもので、地価公示価格とほぼ一致し、法は一致させることを容認している。

②　評価基準等の定めは、鑑定評価実務上の通常の方法に照らしても合理性を有するものであり、本件各土地の登録価格は、評価基準等に従って評定されたもので、正常な価格を超えるものではない。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、基準年度の賦課期日において正常な条件下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値（客観的時価）を言うものである。

②　本件土地に関わる　地価公示価格の下落率は、30％以上はなかったものと推認でき、賦課期日における「客観的時価」を超えるものではないと推認できる。

③　採用した袋地補正は、鑑定評価上、一般的に合理性があり、また、評価基準等は客観的時価に

接近する方法であるから、補正率の一部に具体的妥当性を欠いても、客観的時価の範囲にある限り、評価の違法を招来しない。

④　標準宅地の鑑定評価における補正は、標準宅地の価格を鑑定するものであり、他方、対象土地の評価額の決定における補正は、標準宅地との対比にて行うもので、重複評価ではない。

⑤　本件審査の対象は、登録価格が評価基準等に適合し、かつ、客観的時価以内にあるかどうかであり、税額の当否でないから、定期預金金利との対比は、本件決定の違法事由とはならない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例自治 181 号 55 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 4 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 150 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　6 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴（みなし却下）

平成　7 年　9 月 20 日　　審査委員会による棄却の決定

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　原告の主張

①　7 割評価通達による評価は、実質大増税であり、このような引き上げを「法律」によらないで「通達」で行うことは違憲、違法である。また、2 割評価は、広く一般国民の間にも法的意識を生じさせ、一般の法的確信を得て法規範となり慣習法の一種として行政先例法としてとらえることができる。

②　「適正な時価」の算定日は、平成 6 年 1 月 1 日現在である。

平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの 1 年間における本件土地付近の価格の下落率が 30%を超えているから違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達による評価は、同通達の内容が法令の正しい解釈に合致している。本件登録価格の決定は、法令の根拠に基づきなされた適法なものである。

②　「適正な時価」の算定日は、基準年度の賦課期日から価格評定事務に要する一定期間遡った過去の時点の価格調査基準日である。

③　「適正な時価」とは、一義的に定まる価格ではなくある程度の幅を持つ価格であり、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかでない限り、違法なものとはならない。

9　判決の要旨

①　登録価格に不服があり、審査委員会のした審査決定の取消訴訟において原告の請求が容認されれば固定資産税に変動が生じるか、あるいは生じる可能性があれば、取消を求める法律上の利益を有する。また、課税標準の調整措置等により、税額に変動をもたらさなくても、このことによつて、訴えの利益の有無が左右されることはない。本件についてみると、原告の請求が容認されれば、変動が生じることは明らかである。

②　7 割評価通達は、土地基本法 16 条の趣旨及び地価公示価格の一定割合を目標に、その均衡化・適正化を推進すべきものであり、また、評価の安全性等、課税の謙抑制の見地から地価公示価格

の７割程度としたもので法の趣旨に沿うものである。２割評価については、行政庁が法の許容する範囲内で、課税標準となる土地の価格を低く抑える政策をとっていることによるものであると解され、そのことから直ちに、国民の規範的意識となる程度に慣習法化していたということはできない。

③　本件標準宅地の鑑定評価は、３つの鑑定価格を総合的に勘案して決定されており、不合理な点はない。

④　平成５年１月１日以降も地価が下落傾向があったことは明らかであり、平成５年１月１日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わないものである。

⑤　標準宅地の価格が、仮に、平成５年１月１日から平成６年１月１日までの一年間の下落率が想定下落率を上回っても、標準宅地の価格が客観的な交換価値をこえていない限り、その価格を持って違法と言うことはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年２月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 10 年（行コ）第 105 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 10 年　4 月 30 日　　東京地裁一部取消判決

平成 10 年　5 月 12 日　　審査委員会・控訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　適正な時価の算定の違法性について

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定日は、基準年度の賦課期日から価格評定事務に要する一定期間遡った過去の時点の価格調査基準日である。

②　本件標準宅地の正面路線等の価格は、平成５年１月１日時点の正面路線等の相続税路線価のほぼ７／８に付設されており、時価算定の基礎となる標準宅地の正面路線等の平成６年１月１日時点の適正な時価は、平成６年度の評価額を上回るので、本件標準宅地の価格を批准して求められた本件土地の評価額は「適正な時価」に当たる。

8　被控訴人に主張の主張

①　「適正な時価」の算定日は、平成６年１月１日である。

②　控訴人主張の方法は、標準宅地を選定し、その適正な時価を評定し、街路路線価を付設し、それをもとに各土地の評価を行うという評価基準による評価のシステムと合致しないものである。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の１月１日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成５年１月１日までの時点修正及び７割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

②　本件鑑定評価書は本件標準宅地に係る規準価格を算出する基礎として基準地番号・中央 5-18 の価格を採用するのが相当であるとしているので、右基準地価格の変動率を参考に本件標準宅地の平成６年１月１日現在の価格を推認するのが相当である。その結果、本件標準宅地の評価額は賦課期日における適正な時価として相当性を欠くところはなく、これに基づいて評定した本件土地の評価に違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 354

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 12 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 242 号

3　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

4　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

5　経過

平成　9 年　5 月 19 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　6 月 30 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 10 月　3 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　都市計画街路予定地の減額割合の違法性について

②　適正な時価の算定の違法性について

③　地目認定の違法性について

7　原告の主張

①　本件土地は道路位置指定がされており、隣接建物が存立している限り道路として利用するしかない。都市計画街路予定地の減価補正 30%をするだけでは不十分である。

②　建物が建てられない本件土地に対しして単価 1,301,200 円という登録価格は、通常の取引価格を著しく超えるものであり、適正な時価といえない。

8　被告の主張

①　評価基準の他の理由による補正率、相続税法上の取り扱いと比較しても、都市計画街路予定地の土地評価の補正率 3 割は、合理性はある。

②　都知事が依頼した調査結果からも、住宅・工業系、普通商業系の地域における都市計画街路の予定地であることの格差率は最大 30%であるとの結果を得られており、都市計画街路予定地の補正率には十分な根拠がある。

③　本件土地は、道路位置指定を受けているものの、現況は駐車場であり、道路として利用されていないことは明らかである。評価基準は、土地の評価は現況によって行う旨規定しており、道路位置指定がされた土地であることだけで特別の取り扱いを行うことは求められていないものである。

9　判決の要旨

①　固定資産税は、財産税である。

②　固定資産の適正な時価とは、各資産ごとの正常な条件の下における取引価格、換言すれば、当該資産の客観的な交換価値をいうものと解される。

③　評価基準自体が違法であるという特段の事情がない限り、固定資産の価格の評価が評価基準に従って適切行われている以上、その価格は、法上は固定資産税の課税標準として適正な価格と見るべきである。

④　取扱要領の都市計画街路等の予定地の係る補正率は、信頼するに足りる調査結果を踏まえて決定されたものである。その補正率は、「所要の補正」を行う場合の評価基準の是認する基準として十分な合理性を有するものと認められる。

⑤　土地の評価における地目の認定は、現況によって行うものである。道路位置指定を受けている土地であっても、道路としての利用がなされずに宅地として利用されているものについては、宅地としての評価を受けるものである。。

⑥　評価基準が、道路位置指定を受けていることのみをもっては、特別な減価補正を行わないこととしていることは、評価の適正と均衡を確保しつつ、大量の固定資産を一定期間内に評価しなければならない評価事務の性質を考慮すれば、それなりに合理性を持つものであり、違法なものということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈　　判例地方自治 190 号 57 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 9 年度

判番 355

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 12 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 255 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　　審査申出書提出

平成　8 年　8 月　7 日　　審査申出を棄却

平成　8 年 11 月　6 日　　原告提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　同一画地認定と不整形補正の違法について

7　原告の主張

①　課税標準となるべき価格は平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価であり、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの時点修正が行われていないのは違法である。

②　7 割評価通達は、実質大幅増税であり、慣習規範、公権的解釈を変更するもので、租税法律主義に違反する。

③　同一画地認定、不整形地補正に誤りがある。

8　被告の主張

①　本来、法は固定資産税評価額を適正な時価にすることまで許容しているにもかかわらず、あえて時価の変動を見込んで約 7 割に補正した価格を評価額と決定している。すなわち、固定資産税評価額は「適正な時価」と比較して 3 割の余裕があるのでその範囲が許容範囲ということができる。

②　7 割評価通達による評価は、同通達の内容が法令の正しい解釈に合致しており、本件各登録価格の各決定が法令の根拠に基づきなされた適法なものである

③　評価基準では、原則として一筆の宅地を 1 画地とするものであるが、例外として、隣接する二筆以上の宅地にまたがり、恒久的建物等が存在する土地等については、二筆以上の宅地を合わせて評価するものと規定されており、本件土地については、1 画地と評価すべきである。また、不整形補正率適用する程度の土地はない。

9　判決の要旨

①　法は、登録価格を基準年度に係る賦課期日における価格、本件でいえば平成 6 年 1 月 1 日における価格としている。本件各土地付近の土地は、平成 5 年 1 月 1 日以降も地価が下落傾向にあったことは明らかであり、本件各土地の標準宅地の評価に当たり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。法の趣旨からすれば、地価が上昇傾向にある場合には、課税の謙抑性の観点からから基準年度に係る賦課期日より前の時点の価格をもって登録することは許容され、土地が下落傾向にある場合には、賦課期日までの地価の下落をできうる限り、評価に反映するよう配慮しなければならない。従って、一定期間遡った時点においてその直前における地価動向からその後の地価の下落率を想定し、評価にこれを反映させることが相当である。

②　7 割評価通達は、土地基本法 16 条の趣旨、及び相続税評価との均衡にも配慮しつつ、地価公示価格の一定割合を目標に、その均衡化・適正化を推進すべきものであり、また、適正な時価の評価の一定の幅の許容すべき誤差を考慮し、さらに、基準年度を含む 3 年度にわたり課税標準となることに鑑み、評価の安全性等、課税の謙抑性の見地から地価公示価格の 7 割程度としたもので法の趣旨に沿うものである。同通達に従って評価を行うことにより課税標準となる土地の価格が大幅に引き上げられる結果が生じたとしても、これをもって、直ちに租税法律主義に反するものということはできない。

③　土地の適正な時価は、正常な条件の下において成立する当該土地の取引価格をいうものであるが、右取引価格は、通常、土地の利用価値を考慮して定められているものであるから、隣接する二筆以上の宅地にまたがり、一個又は数個の建物があり、当該土地が一体として利用されているなどの場合には筆界にかかわらずその一体となすと認められる範囲をもって一画地と認定しその価格を評価し、各土地の価格を求めるのが、評価の均衡、公平図るゆえんであると解され、評価基準等の画地の認定関する定めは合理性を有し、法の趣旨に沿うものというべきである。

④　評価基準の定めの趣旨及び東京都特別区の特殊性を踏まえて定められた取扱要領の不整形地補正は、大量の固定資産の評価を一定期間内に集中的に行わなければならないこと、固定資産評価事務の性質に鑑み、円滑、迅速に評価事務を行うため簡易の不整形補正の方法を定めたものであり、それなりの合理性を有し、法及び評価基準の趣旨に沿うものと解される。そこで被告の主張する土地についてみるに、取扱要領にいう「不整形のもの」に該当すると認めることが相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 356

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 255 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第　46 号

3　控訴人・被控訴人　[redacted]

4　被控訴人・控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年 12 月 22 日　審査の申出に対する決定の一部取消

平成 11 年　1 月 25 日　委員会控訴

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　控訴人・被控訴人の主張

①　7 割評価通達は、実質大幅増税であり、慣習規範、公権的解釈を変更するもので、租税法律主義に違反する。

②　同一画地認定、不整形地補正に誤りがある。

③　課税標準となるべき価格は平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価であり、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの時点修正が行われていないのは違法である。

8　被控訴人・控訴人の主張

①　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

9　判決の要旨

①　評価時点と賦課期日との間に地価の下落傾向がある場合には、その点を配慮し地価の下落率を予測して算定しなければならないが、7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではないと解すべきである。

②　同一画地の認定については、一、二審とも一審原告の主張は否定されたが、本件土地 12 について、都知事は不整形地補正を行なわなかったが、一、二審とも「不整形のもの」に該当すると認めるのが相当とされ、不整形地補正を行うべきであるとされた。

③　各鑑定の規準地の平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落率を算定すると、本件各土地の内 7 カ所で 30%を超えるが、超過の程度が大きいものということはできず、土地の評価の性質上、ある程度の裁量性を認めざるを得ないことに鑑みれば、評価額が賦課期日における適正な時価を超えて違法といえるためには、明らかに下落率を反映していないといえる程度に大きな乖離があることを必要とすべきものと解するとして、下落率が 30%を超える（最大 34. 9%）本件各土地についても本件各決定に違法なところはないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 357

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 111 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査申出書提出

平成　9 年　1 月 22 日　一部容認

平成　9 年　4 月 22 日　取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性

②　交通・接近条件等の格差率、奥行補正率の適否について

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準は、賦課期日（本件では平成 6 年 1 月 1 日）における適正な時価である。

②　時点修正の誤り、交通接近条件に係る格差率適用の誤り、奥行価格補正率、不整形地補正に誤りがある。

8　被告の主張

①　基準年度に係る賦課期日における登録価格とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価額を求めその価格を基準年度の価格として登録すれば足りるものというべきである

②　時点修正、交通接近条件に係る格差率適用、奥行価格補正率、不整形地補正等適正に行われている

9　判決の要旨

①　法が予定している登録価格は、基準年度にかかる賦課期日（本件では平成 6 年 1 月 1 日）における適正な時価と解すべきである。評価時点（本件では平成 4 年 7 月 1 日）と賦課期日の間に地価の下落傾向がある場合には、地価の下落率を予測して算定しなければならない。将来の地価の下落率の予測は困難さが伴うから、客観的時価を超えるという事態を避けるため、予め減額した価格をもって適正な時価と扱うことは課税処分の謙抑性の観点から許容される。7 割評価通達は、結果的に控えめな算定の役割を果たしており、合理的である。7 割評価による修正を経た登録価格が、賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り違法ではないが、超えているときは右価格を超える部分は違法である。

②　標準宅地ａ～ｃの価額の適正さについて、ａ及びｂについて 30%以上の下落があったとされた

③　時点修正、交通接近条件に係る格差率適用、奥行価格補正率、不整形地補正等適正の個別的あてはめの違法性については原告の主張には理由がないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 358

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 8 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 111 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 113 号

3　控訴人兼附帯被控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人兼附帯控訴人及び訴訟代理人

[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　　審査の申出に対する決定の一部取消

平成 11 年　4 月 13 日　　委員会控訴

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　被控訴人兼附帯控訴人

①　同一画地認定、不整形地補正に誤りがある。

②　課税標準となるべき価格は平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価であり、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの時点修正が行われていないのは違法である。

8　控訴人兼附帯被控訴人

①　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

9　判決の要旨

登録価格を算定すべき基準日は賦課期日である当該年度の属する年の 1 月 1 日（平成 6 年 1 月 1 日）であり、価格調査基準日の価格を基礎として算定した価格では賦課期日における適正な時価を上回ると見込まれるときは、予め想定される価格下落率を織り込んで各土地の価格評定事務をし移行することは可能であり、7 割評価は適法であり、標準宅地の価格の適否は、7 割評価という修正を加えられた価格が賦課期日における客観的時価を超えないものであるかどうかによって判断すべきであるとされた。一方、標準宅地の価格の認定において、標準宅地 a ～ c について、原審では a 及び b について 30%以上の下落があったとされたが、控訴審では a のみ 30%以上の下落があったとされ、これに基ずいて各土地の価格が算定された。標準宅地 b については、以下の通り判断が変更された。

標準宅地 b の鑑定評価に当たり基礎とされた基準地渋谷－2 の価格は、右期間に約 35.3%下落していると認められるが、標準宅地 b と右基準地とは直線距離で 460㍍離れていると認められるから、右両土地が同一の需給圏内にあるということはできず、標準宅地 b についても、右基準地の下落率と同じ程度の地価下落があったと推認することはできない、として標準宅地 b の下落率が 30%を超える的確な証拠はないとされた。

したがって、標準宅地 b の価格は、委員会決定の価格をもって違法ではないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 359

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 113 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　1 月 22 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　4 月 22 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日について

②　標準宅地の基準容積率の差異に基づく補正・地域格差率補正等の適否について

7　原告の主張

①　課税標準となるべき価格は平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価である。

②　各標準宅地の価格は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの時点修正が行われておらず違法である。

③　標準宅地 a の鑑定評価において、規準地と比較した基準容積率の差異を過少評価している。また、標準宅地 b の鑑定評価価格は、時点修正率、地域格差率補正が不十分であり、収益価格を不当に軽んじており、過大評価になっている。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、価格評価基準日とすることを法が許容している。

②　土地の価格は、容積率のみによって形成されるものではないところ、容積率を過剰に重視して土地評価を論ずる原告の主張は失当である。

9　判決の要旨

①　適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格（「客観的時価」）をいうものと解すべきである。

②　適正な時価を算定すべき基準日は、賦課期日である当該年度の属する年の 1 月 1 日（平成 6 年 1 月 1 日）となる。

③　標準宅地 a 及び b の価格は、証拠及び弁論の全趣旨によれば、客観的時価であったことが推認される。

④　標準宅地 a は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日おける地価下落が少なくとも 37.79%、標準宅地 b は、少なくとも 36.54%あったと推認することができる。よって、本件土地の登録価格は、下落修正後の価格を超える限度において決定を取り消す。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 360

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　9 年（行ウ）第 113 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 119 号、第 207 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　1 月 22 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　4 月 22 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 11 年　3 月 30 日　一部決定取消判決

平成 11 年　4 月 13 日　委員会控訴

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日違法性について

7　控訴人の主張

①　法 341 条 5 号（適正な時価）の解釈誤り

②　法 349 条 1 号（適正な時価の算定基準日）の解釈誤り

③　法 388 条（評価基準による評価）の解釈誤り

④　評価基準による評価と客観的時価に差が発生しても、直ちに違法とはならない。本件標準宅地の客観的時価との相違から生じた差（1.5%）は、評価誤差の範囲である。

8　被控訴人の主張

①　課税標準となるべき価格は平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価である。

②　各標準宅地の価格は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの時点修正が行われておらず違法である。

③　標準宅地の基準容積率の差異に基づく補正、土地価格比準表の地域格差補正に誤りがある。

9　判決の要旨

①　価格調査基準日の適正な価格を前提として、その後の基準年度に係る賦課期日における適正な時価をあらかじめ想定される価格下落率を織り込んで価格評定事務を遂行することは不可能ではない。

②　本件土地の標準宅地に最も近い公示価格をもとに下落率を算定したことに対し、渋谷区内の公示地あるいは東京都基準地等の広範囲・多種の土地価格の平均値を価格算定の参考とすべき控訴人の主張は採用すべきものではないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 361

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 129 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7 年 10 月 9 日　審査委員会による棄却の決定

平成 7 年 6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 362

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 129 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 114 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年 3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年 4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率は 9.0%か 8.9%か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率は 8.9%である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率は 9.0%である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率は 8.9%と認めるのが相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 363

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 130 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　3 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 364

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 130 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第　99 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の価格が適正か否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の価格は「適正な時価」の範囲内である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は「適正な時価」を上回り、違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　「適正な時価」とは、客観的な交換価値であり、登録価格がこの客観的時価を上回るときは、その限度において違法となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 365

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 133 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　5 月 21 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 366

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 133 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 115 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の価格が適正か否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の価格は「適正な時価」の範囲内である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は「適正な時価」を上回り、違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　「適正な時価」とは、客観的な交換価値であり、登録価格がこの客観的時価を上回るときは、その限度において違法となるのであるから、たとえ地価変動の下落率にわずかの差があるに過ぎないとしても、登録価格が正当に算定された下落率に基づいて算出された客観的時価を上回るときは、上回る限度において違法となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 367

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 135 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 368

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 135 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 110 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があるか否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 369

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 140 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　9 月 25 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 370

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 8 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 140 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 132 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があるか否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地と基準地（規準地）の地域格差は、時点が異なれば表面上は地域性に変化がない場合であっても異なりうるものと認められるから、平成 4 年 7 月 1 日における標準宅地と基準地の地域格差がそのまま同年 7 月 1 日における両土地の地域格差に等しいものと直ちに断定することはできない。したがって、本件土地の登録価格は「適正な時価」の範囲内である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 371

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 141 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 372

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 142 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　3 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 373

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 142 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 120 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があるか否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 374

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 143 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 11 月 14 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 375

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 143 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 101 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年 3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年 4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があるか否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 376

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 144 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 11 月 14 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 377

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 144 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 118 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があるか否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1721 号 132 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 378

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 145 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 11 月 13 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 379

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 145 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 106 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があるか否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 380

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 147 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　9 月 19 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 381

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 147 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 121 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があるか否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地と基準地（規準地）の地域格差は、時点が異なれば表面上は地域性に変化がない場合であっても異なりうるものと認められるから、平成 4 年 7 月 1 日における標準宅地と基準地の地域格差がそのまま同年 7 月 1 日における両土地の地域格差に等しいものと直ちに断定することはできない。したがって、本件土地の登録価格は「適正な時価」の範囲内である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 382

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 148 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年 4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7 年 10 月 9 日　審査委員会による棄却の決定

平成 7 年 6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 383

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 148 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 100 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があるか否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の鑑定評価において、基準地価格に基づく比準価格には 100%の規範性はなく、本件土地の登録価格は「適正な時価」である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は、基準地価格に基づく比準価格に 100%の規範性があり、登録価格は「適正な時価」を超えており違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地と基準地（規準地）の地域格差は、時点が異なれば表面上は地域性に変化がない場合であっても異なりうるものと認められるから、平成 4 年 7 月 1 日における標準宅地と基準地の地域格差がそのまま同年 7 月 1 日における両土地の地域格差に等しいものと直ちに断定することはできない。したがって、本件土地の登録価格は「適正な時価」の範囲内である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 384

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 190 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 385

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 190 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 135 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　3 月 30 日　東京地裁・判決

平成 11 年　4 月 13 日　審査委員会控訴

6　争点

①　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

②　本件標準宅地の価格が適正か否か。

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　本件標準宅地の価格は「適正な時価」の範囲内である。

8　被控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　本件標準宅地の価格は「適正な時価」を上回り、違法である。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日である。

②　「適正な時価」とは、客観的な交換価値であり、登録価格がこの客観的時価を上回るときは、その限度において違法となるのであるから、たとえ地価変動の下落率にわずかの差があるに過ぎないとしても、登録価格が正当に算定された下落率に基づいて算出された客観的時価を上回るときは、上回る限度において違法となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 386

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 134 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 11 月　1 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 387

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 137 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　8 月 30 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 388

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 163 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　8 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 389

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 173 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　9 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 390

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 153 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　8 月　4 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 391

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 175 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　1 月 17 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 392

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 132 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　8 月 27 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 393

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 152 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 11 月 13 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 394

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 182 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 395

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 164 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　9 月 26 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 396

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 154 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 397

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 183 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 398

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 136 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　9 月 11 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 399

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 186 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 400

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 149 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 401

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 158 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 11 月　1 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 402

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 138 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　3 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 403

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 139 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7 年 3 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成 7 年 6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 404

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 131 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 27 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　8 月 27 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

③　標準宅地の鑑定評価の適否

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

③　本件鑑定の正確性、信用性の低さは明らかであり、これに基づく標準宅地の評定には誤りがある。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として賦課期日の価格を求め、その価格を基準年度の価格として登録すれば足りる。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

③　標準宅地の価格は、不動産鑑定士の鑑定を基礎として、合理的な根拠に基づいて算定されており適正である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。

②　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日である当該年度の 1 月 1 日である。価格調査基準日に価格評定事務を行うことを法は禁止していないが、このことは、価格調査基準日の価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものではない。また、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正及び 7 割評価を経た後の価格が賦課期日における標準宅地の適正な時価ということができるがどうかが判断の対象になる。

③　本件鑑定評価は適正であり、本件標準宅地の価格及び時点修正率は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 405

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 4 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 2 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 4 月 23 日　　審査申出書提出

平成 9 年 10 月 9 日　　審査申出を棄却

平成 10 年 1 月 8 日　　原告提訴

6　争点

①　家屋評価の違法性について

7　原告の主張

①　固定資産評価における家屋の「適正な時価」とは、当該家屋の「正常な条件の下における取引価格」、換言すれば、当該家屋の「客観的な交換価値」を意味すると解される。築後約 65 年を経過している木造家屋である本件家屋の正常な条件の下のおける価格は常識的に考えても零円である。

②　本件決定は登録価格が「適正な時価」を超えているかについて審理、判断せず、審理不尽の違法な決定である。

8　被告の主張

①　家屋の適正な時価とは、処分時の価格ではなく、当該家屋をその現況において取得する場合の価格と解すべきである。建物が劣化していても、人が所有し使用している限り何らかの効用が期待され、価値が生じていると考えられるから、建築後長期間が経過しても、資産価値は一定限度以下には減少しないというべきである。

②　本件審理決定には、何ら判断遺脱はない。

9　判決の要旨

①　法は、固定資産を評価し、その価格を決定するに当たって従うべき評価基準の作成を自治大臣に委任している。また、評価基準の具体的内容については、自治大臣の専門技術的な判断に基づく合理的な裁量にゆだねているものと解するのが相当である。

評価基準が家屋の評価について再建築価格方式を採用したことには十分な合理性がある。

老朽化した家屋については、取引価格を把握することは困難である。しかし、使用収益が可能である以上、一定の資産価値を認めることはできる。このような家屋は、利用価値等を一定の基準として評価した価額を時価とみるのが相当である。

評価基準では、家屋の残存価格を再建築価格の少なくとも二割としている。これは資産価値の把握の仕方として、直ちに合理性を欠くものではない。

②　全記録を精査しても、被告が、口頭審理を二回以上開催する旨を明示又は黙示に約束したことをうかがわせる証拠はない。したがって、被告が、口頭審理を二回以上開催することを前提としていたとしても審理不十分だとする原告の主張は、失当である。

審査委員会は一定の場合には口頭審理の手続きにより審査を行わなければならない。しかし口頭審理を何回開催するか、口頭審理に当たってどのような者の出席及び発言を求めるかといったことについては、審査委員会の合理的な裁量にゆだねられている。

③　「本件家屋の評価が評価基準に従って行われ、登録価格が決定されたといえる場合には、その決定は違法というべきである」。被告は、これと同様な見解に立って、本件登録価格が評価基準の定める手続に則って決定されたか否かを判断している。

建築後 60 年を超えている家屋の時価は、当然に零円であるとの審査申出人の主張に対し、委員会が直接答えていないからといって、登録価格が「適正な時価」を超えているか否かについて審理、判断しなかったといえない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 9 年度

判番 406

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第　2 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 145 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　4 月 30 日　判決（原告の請求棄却）

平成 11 年　5 月 19 日　原告控訴

6　争点

①　一審と同じ

7　控訴人の主張

①　固定資産評価における家屋の「適正な時価」とは、当該家屋の「正常な条件の下における取引価格」、換言すれば、当該家屋の「客観的な交換価値」を意味すると解される。築後約 65 年を経過している木造家屋である本件家屋の正常な条件の下のおける価格は常識的に考えても零円である。

②　本件決定は登録価格が「適正な時価」を超えているかについて審理、判断せず、審理不尽の違法な決定である。

8　被控訴人の主張

①　家屋の適正な時価とは、処分時の価格ではなく、当該家屋をその現況において取得する場合の価格と解すべきである。建物が劣化していても、人が所有し使用している限り何らかの効用が期待され、価値が生じていると考えられるから、建築後長期間が経過しても、資産価値は一定限度以下には減少しないというべきである。

②　本件審理決定には、何ら判断遺脱はない。

9　判決の要旨

①　原判決の一部を改訂し、高等裁判所の判断を付言したが、委員会が決定した当該家屋の価格は適法であるとして、原告（審査申出人）の請求を棄却したものである。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 407

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 6 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 144 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 18 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 4 月 17 日　審査委員会による棄却の決定

平成 8 年 7 月 16 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日について

③　奥行、間口距離の適否について

④　家屋の評価額の適否について

7　原告の主張

①　7 割評価により重要な課税要件である評価額を引き上げたことは租税法律主義に違反

②　賦課期日前 1 年間の時点修正がおこなわれていない。

③　奥行、間口の距離の測定は、短期間に大量の評価を行う必要があることから、評価決定の段階で所有者から任意に測量図が提出されれば別として、精密さに欠けるとしてもやむを得ない。

④　家屋の評価は、不動産取得税の評価額に比べ 1 年経過したにもかかわらず固定資産税の評価額のほうが高いことは社会通念上あり得ない

7　被告の主張

①　7 割評価通達は法の規定に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡る。

③　奥行及び間口の距離を誤認し、それを前提に評価しているのは違法である。

④　家屋の評価は再建築価格方式を採っており、評価時点の基準年度の違いによって、不動産取得税より固定資産税の評価額が高い場合もある。

9　判決の要旨

①　平成 5 年 1 月 1 日時点での本件標準宅地の価格については、合理性があると判断した上、法が、登録価格を基準年度に係る賦課期日における価格としている理由から平成 5 年 1 月 1 日時点の価格を平成 6 年 1 月 1 日時点の価格と見なすことはできない。したがって、賦課期日の価格（客観的時価）を超えている部分を取り消す。

②　7 割評価通達の趣旨は、公的土地評価の適正化を目指すもので、賦課期日までの時点修正を目的とするものではない。

7 割評価による登録価格が客観的時価を超えていない限り、違法とはいえない。

③　奥行及び間口の距離を実地の調査に基づかずに、公図等から距離を推認しこれを前提として評価したことはやむを得ない措置というべきである。

④　本件家屋の登録価格は、法及び評価基準に従って適法に決定されたものということができる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地・家屋

12　本事件における評価年度　平成６年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 6 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 144 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 169 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　4 月 17 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　7 月 16 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成 11 年　6 月 30 日　　一部決定取消判決

平成 11 年　7 月 12 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日について

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法の規定に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡る。

8　被控訴人の主張

①　7 割評価により重要な課税要件である評価額を引き上げたことは租税法律主義に違反

②　賦課期日前 1 年間の時点修正がおこなわれていない。

9　判決の要旨

①　評価時点から賦課期日まで間に地価の下落傾向がある場合には、地価の下落率を予測し算定しなければならない。

客観的時価を超えてしまう事態を避けるため、予め減額された評価額をもって標準宅地の適正な時価として取り扱うことは課税の謙抑性の見地からも許される。

②　7 割評価通達の趣旨は、公的土地評価の適正化を目指すもので、賦課期日までの時点修正を目的とするものではない。

7 割評価による登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法とはいえない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 409

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年　7 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 317 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　9 月　9 日　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年 12 月 20 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　格差率の違法性、不整形補正等の適否について

⑤　個別鑑定評価の違法性について

7　原告の主張

①　地価公示価格、相続税路線価を著しく上回るものであり価格を適正な時価とする法律に反する。

②　7 割評価とする根拠の説得力のある説明がなく、公示価格地点が限定されている、3 年に一度の評価にどの程度反映されるか不明確。

③　標準宅地の鑑定は、全く信頼性がない。

④　採用されている格差率が信頼性に欠け、不整形補正率、奥行き補正率は正しくない。

⑤　不動産鑑定士による本件土地の調査報告書による評価が適正な時価である。

8　被告の主張

①　固定資産税評価額が「適正な時価」の範囲内である以上適正である。

②　「『固定資産評価基準の取扱について』の依命通達の一部改正について」自治事務次官通達をうけて評価替えにあたったものである。

③　標準宅地の鑑定評価は、適正に行われている。

④　採用されている格差率、不整形補正率等は適正である。

⑤　評価基準等で行った評価が適正な価格である。

9　判決の要旨

①　法は登録価格を基準年度に係る賦課期日における価格、本件でいえば平成 6 年 1 月 1 日における価格としている、地価が下落傾向にある場合には賦課期日までの地価の下落を出来る限り標準宅地等の価格の評定に反映させるよう配慮しなければならない

②　7 割評価通達は法の趣旨に沿うものであり、通達に基づく土地の評価は法の趣旨に沿うものである。

③　その他の原告の主張は、採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 410

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 1 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 317 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 191 号、第 246 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 11 年　7 月 28 日　一部決定取消判決

平成 13 年　1 月 17 日　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　控訴人の主張

①　「適正な時価」の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

8　被控訴人の主張

①　7 割評価通達の違憲性、違法性、税率を変更したのと同一の効果があり「現行の租税を変更」するものであるから通達によって行うことは出来ない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は法の趣旨に沿うものであり、通達に基づく土地の評価は適法。

②　登録価格は、賦課期日における適正な時価でなければならない。7 割評価通達によって修正を加えられた価格が賦課期日の適正な時価を超えていなければ結果的には違法ではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 411

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 8 月 2 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 268 号

3　原告　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月 12 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　8 月 28 日　棄却決定

平成　8 年 11 月 25 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　本件決定に係る審査の手続に違法があるか否か

②　本件土地の価格の評価が適法であるか否か。具体的には、本件標準宅地の価格の評価に当たり時点修正通知に従ってした価格調査基準日の設定、時点修正等が評価方法として違法かどうか

③　本件土地の登録価格が賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日時点の適正な時価を上回るものであって違法であるか否か

7　原告の主張

①　被告は審査にあたって、原告の意見を排除し、主張ないし反論を行わなかった処分庁に有利となる決定を行っている

②　地価高騰時の評価方法及び基準を地価低落の時期にも機械的に適用したことは、法及び通達の運用解釈を誤っている

8　被告の主張

①　本件土地の評価は、評価基準等に基づいて適正な方法により決定されたものであるから、適法である。

9　判決の要旨

①　本件各土地に係る標準宅地の価格が違法性があるか否かで判断した上、平成 5 年 1 月 1 日時点の価格を下記の理由により、平成 6 年 1 月 1 日時点の価格とみなすことはできないと判示。

ア　法は、登録価格を基準年度にかかる賦課期日における価格、本件でいえば平成 6 年 1 月 1 日における価格としている。

イ　平成 5 年 1 月 1 日以降も地価が下落傾向があったことは明かであり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わないものである。法の趣旨からすれば、地価がの上昇傾向がある場合には、課税の謙抑性の観点から賦課期日より前の時点の価格をもって登録価格とすることは許容されるが、地価が下落傾向にある場合には、賦課期日までの地価の下落をでき得る限り標準宅地等の価格の評定に反映させるよう配慮しなければならない。

ウ　したがって、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの 1 年間の地価下落率をマイナス 22.7%（平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの下落率）であると想定して時点修正す

ることが相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 412

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 4 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 268 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 197 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人　　[redacted]

5　経過

平成 11 年　8 月　2 日　　一部取消

平成 11 年　8 月　9 日　　委員会控訴

6　争点

①　価格調査基準日の設定、時点修正通知が評価方法として違法か。違法とした場合その評価方法はいかにあるべきか

②　本件土地の登録価格が賦課期日（平成６年１月１日）時点の適正な時価を上回る違法なものか。違法である場合、固定資産評価額をどのように決定すべきか

7　控訴人の主張

①　法 341 条５号（適正な時価）の解釈の誤り

②　法 349 条１項（適正な時価の算定基準日）の解釈の誤り

③　法 388 条（評価基準による評価）の解釈適用の誤り

④　評価基準による評価と客観的時価に差が発生しても、直ちに違法とはならない。本件標準宅地の客観的時価との相違から生じた差 3.5%差は、評価誤差の範囲内である。

8　被控訴人の主張

①　被告は本件土地の価格の評価の基となった取引事例を開示せず、原告の十分な主張、立証の機会を与えておらず、審査手続きに瑕疵があり、本件決定は違法である

②　課税標準となるべき価格は平成６年１月１日の適正な時価であり、平成５年１月１日から平成６年１月１日までの時点修正が行われていないのは違法である。

③　本件土地の価格は、原告依頼の鑑定による価格とすべきである

9　判決の要旨

①　法が予定している登録価格は、基準年度にかかる賦課期日（本件では平成６年１月１日）における適正な時価と解すべきである。評価時点（本件では平成４年７月１日）と賦課期日の間に地価の下落傾向がある場合には、地価の下落率を予測して算定しなければならない。

将来の地価の下落率の予測は困難さが伴うから、客観的時価を超えるという事態を避けるため、予め減額した価格をもって適正な時価と扱うことは課税処分の謙抑性の観点から許容される。7 割評価通達は、結果的に控えめな算定の役割を果たしており、合理的である。

7 割評価による修正を経た登録価格が、賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り違法ではないが、超えているときは右価格を超える部分は違法である。

② 本件土地の半径 1 ㎞内の地価公示地・東京都基準地の平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価下落率は 33.5%であり、本件標準宅地については 33.5%の地価下落があったと推認する。評価基準に従い、平成 6 年 1 月 1 日時点の価格を求めると、17 億 8,094 万 0,700 円となり、本件登録価格のうち右金額を超える部分は違法であり、一部取消を免れない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　　平成 11 年 10 月 29 日

2 裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 153 号

3 原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4 被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 5 月 29 日　審査の申出棄却決定

平成 8 年 7 月 26 日　原告提訴

6 争点

① 所有者の異なる隣接地と同一画地の適否について

② 適正な時価の算定日の違法性について

③ 不整形補正等個別の評価の適否について

7 原告の主張

① 所有者の異なる隣接地と同一画地認定したことは、憲法 14 条等に違反し、一審被告が申立てた不服以外の範囲において審査を行ったことは、処分権主義（不告不理の原則）違反である。

② 平成 5 年 1 月 1 日の価格をもって平成 6 年 1 月 1 日の価格とするのは違法であり、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日まで、平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までと同様の下落があったとして、6 ヶ月ごとに 2 回下落率を乗じて時点修正すべきである。

③ 画地認定、正面路線の選定及び不整形地補正に誤りがある。

8 被告の主張

① 都知事の認定と異なり、原告の所有する土地と原告以外の所有する土地を合わせて一画地認定しても、課税の公平性を害しない。

② 法 349 条 1 項は、賦課期日から価格評定事務に要する一定期間を遡った時点を価格調査基準日とし、当該価格を「賦課期日における価格」とみなすことを許容している。

将来の価格変動を予測し、折り込むことは不可能である。

③ 画地計算は、評価基準等に基づき適正に行われている。

9 判決の要旨

① 原告が所有する土地（訴訟地）と原告以外のものが所有する土地（非訴訟地）とを合わせて一画地として評価することは、本件の場合、評価基準等に規定されている恒久的建物が存在する土地及びその土地と効用上一体として利用されている土地であることから合理性がある。

② 取扱要領に基づき作成された土地価格比准表は、評価基準の規定の趣旨に沿うものとして合理性を有するものである。

③ 本件各土地の平成 6 年度の賦課期日における価格について、本件各土地に係る標準宅地の価格が違法性があるか否かで判断。平成 5 年 1 月 1 日時点での本件標準宅地の価格については、合理

性があると判断した上、平成５年１月１日時点の価格を下記の理由により、平成６年１月１日時点の価格とみなすことはできないと判示。

ア　法は、登録価格を基準年度にかかる賦課期日における価格、本件でいえば平成６年１月１日における価格としている。

イ　平成４年７月１日から平成５年１月１日間での期間において地価が下落しており、その後において地価が上昇するという顕著な事情がなく、さらに下落する傾向がうかがわれる場合には、平成５年１月１日から平成６年１月１日までの間において少なくとも平成４年７月１日から平成５年１月１日までの地価下落率と同程度の下落があるものと想定してこれを評価に反映させるのが相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 414

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 153 号

東京高裁・平成 11 年（行コ）第 256 号

3　控訴人兼被控訴人　　[redacted]

4　被控訴人兼控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 10 月 29 日　審査の申出に対する決定の一部取消

平成 11 年 11 月 12 日　原告控訴

平成 11 年 11 月 11 日　委員会控訴

6　争点

①　「適正な時価」の算定の違法性について

②　「適正な時価」の算定日の違法性について

③　7 割評価通達の違法性について

④　同一画地、不整形地認定の適否について

7　原告の主張

①　所有者の異なる隣接地と同一画地認定したことは、憲法 14 条等に違反し、一審被告が申立てた不服以外の範囲において審査を行ったことは、処分権主義（不告不理の原則）違反である。

②　平成５年１月１日の価格をもって平成６年１月１日の価格とするのは違法であり、平成５年１月１日から平成６年１月１日まで、平成４年７月１日から平成５年１月１日までと同様の下落があったとして、6 ヶ月ごとに 2 回下落率を乗じて時点修正すべきである。

③　画地認定、正面路線の選定及び不整形地補正に誤りがある。

8　被告の主張

①　都知事の認定と異なり、原告の所有する土地と原告以外の所有する土地を合わせて一画地認定しても、課税の公平性を害しない。

②　法 349 条 1 項は、賦課期日から価格評定事務に要する一定期間を遡った時点を価格調査基準日とし、当該価格を「賦課期日における価格」とみなすことを許容している。

将来の価格変動を予測し、折り込むことは不可能である。

③　画地計算は、評価基準等に基づき適正に行われている。

9　判決の要旨

①(1) 評価時点と賦課期日との間に地価の下落傾向がある場合には、その点を配慮し地価の下落率を予測して算定しなければならない

(2) 評価に際し、客観的時価を超えるという事態を避けるため、予め減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と扱うことは課税処分の謙抑性の観点から許容される。

(3) 7 割評価通達は、公的土地評価の均衡化、適正化を目指すものであって、賦課期日までの時点

修正を直接の目的とするものではないが、7割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではないと解すべきである。

② 同一価格の認定、不整形地補正等について、一、二審とも一審原告の主張はいずれも否定された。なお、委員会が評価庁と異なる同一画地の認定を行ったことについて、二審は委員会は申立てのない事項について判断したものではなく、画地につき都知事の認定と異なる認定をする場合には、その点を明らかにして主張立証を尽くさせるのが望ましかったというべきであるが、それをしなかったからといって、委員会の画地認定が違憲、違法になるということはできない。

③ 地価公示価格等で最も下落率の大きいマイナス33.4%で平成6年1月1日現在の価格を求めると、本件各登録価格は右の価格を下回るから、『適正な時価』の範囲内である。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成11年10月29日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成9年（行ウ）第164号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 9年 5月 8日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 9年10月 8日　審査委員会による棄却の決定

平成 9年 7月 1日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 所有者の違う土地の同一画地認定の適否について

② 適正な時価の算定基準日について

7 原告の主張

① 別人が所有する数筆の土地を含めて一画地認定したことは、法の趣旨に違反する。

② 平成8年7月1日の価格をもって平成9年1月1日の価格とするのは違法であり、平成8年7月1日から平成9年1月1日までの間に平成8年1月1日から平成8年7月1日までと同様の下落があったとして、時点修正すべきである。

8 被告の主張

① 評価基準等は、同一画地と認定する場合を所有者が同一の場合に限定していない。

② 適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。将来の価格変動を予測し、折り込むことは不可能である。

9 判決の要旨

① 当初の登録価格の決定に画地の認定を誤るなどの評価基準に従っていない部分があり適正を欠く場合には、法第417条第1項の「価格に重大な錯誤がある」場合に該当するものとして、当該登録価格を修正することができる。本件各土地と隣接する土地6筆とを合わせて一画地と認定しないことは、重大な錯誤があったものである。

② 法は、登録価格を基準年度に係る賦課期日における価格としている。評価基準等は、平成8年1月1日から同年7月1日までの標準宅地等の価格が下落したと認める場合には、右価格に修正を加えることができるものとする旨定めているが、これは賦課期日までの地価の下落をできうる限り宅地の価格の評価に反映させるようとするものであり、法の趣旨に沿うものであって、合理性を有している。したがって、平成9年度の価格の評価に当たっては、平成8年1月1日から同年7月1日までの下落率を当該宅地の評価に反映させるべきであり、当該宅地の価格がこの下落率を反映させて評価している以上、平成8年7月1日以降の地価下落率を予想してこれにより時点修正を行うまでもなく、当該宅地の価格をもって適正な時価とみるべきである。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成9年度

判番 416

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　9 年（行ウ）第 164 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 257 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 10 月 29 日　原告の請求棄却

平成 11 年 11 月 12 日　原告控訴

6　争点　一審判決と同じ

7　控訴人の主張

①　別人が所有する数個の土地を含めて一画地認定したことは、法の趣旨に違反する。

②　平成 8 年 7 月 1 日の価格をもって平成 9 年 1 月 1 日の価格とすることは違法であり、平成 8 年 7 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日まで、平成 8 年 1 月 1 日から平成 8 年 7 月 1 日までと同様の下落があったとして、時点修正すべきである。

8　被控訴人の主張

①　評価基準等は、隣接する 2 以上の宅地を同一画地と認定する場合を所有者が同一の場合に限定していない。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。将来の価格変動を予測して、織り込むことは不可能である。

9　判決の要旨

①　2 筆以上の土地の上に建物が建てられ、一体として利用されている場合において、当該各土地が単独で利用されている場合と比較すると、その位置（接道状況を含む）、形状、地積等につき客観的な使用価値がたかまり、交換価値が上昇するときには、当該各土地を一画地と認定し、その上昇した交換価値相当分も加えて当該各土地の評価額とすることが相当である。（ただし、具体的事案においては、その交換価値の上昇の有無、程度につき慎重に検討しなければならない。）

②　本件の場合、本件各土地の使用価値・交換価値が上昇したか、上昇したとするとその程度はどうか、について的確に認定することができないとして、①本件各土地と隣接地 6 筆を合わせて一画地として認定した場合の本件格土地の価格と　②本件各土地のみを一画地と認定した場合の本件各土地の価格をそれぞれ算出し、それらの価格が本件各登録価格を下回るかどうかについて検討するとされ①、②の各価格を求めた結果、いずれもほ本件各登録価格は本件各土地の平成 9 年 1 月 1 日時点の価格を上回ることがないとして、本件審査申出棄却決定に違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 417

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 71 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 15 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　1 月 28 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　4 月 23 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　実効容積率を無視した評価の適否

②　不整形地認定の適否

③　奥行補正率をいくらとすべきか

7　原告の主張

①　本件土地の画地計算において、実効容積率を考慮する必要がある。

②　評価基準の蔭地割合方式により、不整形地補正率 0.98 を適用すべきである。

③　奥行距離は最短でも 36 ﾒｰﾄﾙを超えるから、補正率 0.93 を適用すべきである。

8　被告の主張

①　評価基準には実効容積率を考慮する定めがなく、本件土地の評価は適正である。

②　評価基準は必ずしも蔭地割合方式を原則としておらず、評価取扱要領による判定の結果、不整形地には該当しない。

③　奥行距離は公図による測定で 35.5 ﾒｰﾄﾙ、補正率は 0.95 である。

9　判決の要旨

①　評価基準によれば、容積率の異なる二以上の地域にわたる対象土地について、容積率の相違は価格に反映されないが、その相違が価格に与える影響はこれを捨象しても不合理とはいえない程度のものなので、実効容積率を考慮しないことをもって法の趣旨に反するものということはできない。

②　評価基準は、蔭地割合によらない方法も併記しており、評価基準に違反していない。

③　訴訟において提出された証拠により、奥行距離 37 ﾒｰﾄﾙが認定できる以上、これを前提に画地計算すべきであり、補正率は 0.93 である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 418

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 71 号
東京高裁・平成 11 年（行コ）第 18 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 12 月 27 日　審査の申出に対する決定の一部取消

平成 12 年　1 月　7 日　原告控訴

6　争点　一審と同じ

7　控訴人の主張　一審と同じ

8　被控訴人の主張　一審と同じ

9　判決の要旨

①　評価基準及び取扱要領は、いずれも対象土地の実行容積率を考慮した補正を行うべき旨の定めをおいていないため、対象土地が容積率の異なる 2 以上の地域にわたっているような場合には、容積率の相違はその価格に反映されないことになるが、容積率の相違が価格に与える影響はこれを考慮しなくても不合理といえない程度であると考えられるから、これをもって法の趣旨に反するということはできない。

②　都知事が取扱要領に照らして不整形地補正を要しないとしたことは不合理とは言えない。

評価基準は、陰地割合による不整形地補正率表を掲記するとともに、画地の形状等から不整形度を 5 段階に分けた陰地割合によらない不整形地補正率を定めることができるとしており、東京都においては、評価対象土地が大量であり、短期間に陰地割合を使用して評価することが困難であるから、陰地割合によらない不整形地補正率表を定めて評価を行っているのであって、評価基準に違反するものでないことは明らかである

③　自治省が、不整形地の奥行距離については、想定整形地の奥行距離を限度として地積を間口距離により除して得た平均奥行距離によると事務連絡したが、右事務連絡も、奥行距離の算定については、原則として正面路線に対して垂直的な奥行距離によるものとしているのであり、本件土地が不整形地補正の必要のない画地であることからすれば、取扱要領に定める測定法を採用したことも不合理といえない。証拠によれば、本件土地の正面路線からの奥行距離は 37㍍であると認められ、奥行価格補正率は 0.93 とすべきである。

（評価庁は、公図に基づき奥行距離を 35.5㍍、奥行価格補正率を 0.95 とし、委員会の審査においてもこれを覆す証拠は相手方から提出されなかったが、第 1 審において、控訴人らが地積測量図を提出したため、上記のように認定されるに至った。委員会は、この点については特に争わないとして控訴しなかったものである。）

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 419

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 275 号

3　原告　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日　審査申出書提出

平成　9 年　9 月　3 日　棄却

平成　9 年 11 月 26 日　原告提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　河川・高速道路の影響による減価、不整形の減価について

③　適正な時価の算定日の違法性について

④　客観的時価の 7 割を超える評価の違法性について

7　原告の主張

①　7 割評価通達は、実質大幅増税であり、慣習規範、公権的解釈を変更するもので、租税法律主義に違反する。

②　河川や首都高速道路が存在し、環境条件が劣っていることを考慮しない評価は不適正

③　不整形地補正に誤りがある

④　課税標準となるべき価格は平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価であり、平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの　時点修正が行われていないのは違法である。

⑤　固定資産税評価額は、適正な時価の 7 割として決定されるべき

8　被告の主張

①　評価基準の 7 割評価の定めに従い、評価替えにあたったものであるところ、右評価基準の定めは法の規定に合致している

②　河川や首都高速道路の存在の要因は地域の商況等に総合的に織り込まれているもので、本件土地の価格の評価にあたり、河川や高速道路の存在を特に考慮しないからといって違法とすることはできない、

③　本件土地の不整形補正率 0.95 は、他の手法で求めた補正率とほぼ同一で適正

④　法は基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間遡った過去の時点を価格調査基準日とし、右価格をして「賦課期日における価格」とみなすことまで、許容している

⑤　本来、法は固定資産税評価額を適正な時価にすることまで許容しているにもかかわらず、あえて時価の変動を見込んで約 7 割に補正した価格を評価額と決定している。すなわち、固定資産税評価額は「適正な時価」と比較して 3 割の余裕があるのでその範囲が許容範囲ということができる

9　判決の要旨

①　「適正な時価は、観念的には特定の価額を意味するとしても、実際には、その価額の評価、決定の方法や手続に関して合理的限度内での一定の幅が生ずることは事柄の性質上やむを得ないことであり、そのため、算出された評価額にも結果的に一定の差異が生ずるものである」として 7 割評価の定めは、右誤差を考慮し、評価の安全性、課税の謙抑性の見地から地価公示価格の 7 割程度を評価の基準としたものと解され、法の趣旨に添うものであり適法なものであるとされた。

②　当該河川の氾濫の可能性が高く、悪臭が著しい等の特段の事情がない限り、対象土地の評価の当たり、河川の存在をその近隣地域の土地の減価要因とみなくても不合理とはいえない。本件土地の近隣に存在する河川について、氾濫の可能性が高く、悪臭が著しい等の事情が存することを認めるに足りる証拠はなく、溢水危険地域に指定されており昭和 57 年に溢水被害があったとしても以上の認定判断は左右されない。

③　本件標準宅地ないし本件土地の近隣地域の北側には首都高速道路 5 号線が近接して存在するが、このことが環境に及ぼす悪影響は、既にその地域の商況に反映されており、本件鑑定はこれを前提に本件標準宅地と取引事例に係る土地の地域格差を認定しているものと認められる。右首都高速道路に何らかの欠陥があり、騒音、振動等の悪影響が著しい等の特別の事情がある場合を除き、右首都高速道路の存在をその近隣地域の土地の減価要因とみなくても不合理とはいえない。

④　本件土地は、（間口が約 19 ㍍、奥行き西側が約 19 ㍍、東側が約 3 ㍍の台形の画地であるが、）東側の一辺が約 3 ㍍しかないが、完全な三角形の土地と比較すれば、それよりも利用効率がよいことは明かであり、「やや不整形」に該当すると認めるのが相当であり「相当に不整形なもの」「不整形なもの」に該当するということはできない。

⑤　都知事が本件土地の価格の評価に当たり評価基準等に従ってした時点修正をもって違法なものと解することはできない。控訴人は、原判決は評価の基準日を平成 8 年 7 月 1 日に変更している旨非難するが、原判決は同日までの時点修正をした価格を賦課期日である同 9 年 1 月 1 日時点における適正な時価と認め得るか否かを判断してこれを肯定したものであり、基準日を変更しているものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　9 年（行ウ）第 275 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　52 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

　平成 12 年 1 月 31 日　　原告の請求を棄却

　平成 12 年 2 月 10 日　　原告控訴

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は、実質大幅増税であり、慣習規範、公権的解釈を変更するもので、租税法律主義に違反する。

②　同一画地認定、不整形地補正に誤りがある。

③　課税標準となるべき価格は平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価であり、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの　時点修正が行われていないのは違法である。

8　被控訴人の主張

①　一審と同じ

9　判決の要旨

①　「適正な時価は、観念的には特定の価額を意味するとしても、実際には、その価額の評価、決定の方法や手続に関して合理的限度内での一定の幅が主ずることは事柄の性質上やむを得ないことであり、そのため、算出された評価額にも結果的に一定の差異が生ずるものである」として 7 割評価の定めは、右誤差を考慮し、評価の安全性、課税の謙抑性の見地から地価公示価格の 7 割程度を評価の基準としたものと解され、法の趣旨に添うものであり適法なものであるとされた。

②　当該河川の氾濫の可能性が高く、悪臭が著しい等の特段の事情がない限り、対象土地の評価の当たり、河川の存在をその近隣地域の土地の減価要因とみなくても不合理とはいえない。本件土地の近隣に存在する河川（神田川）について、氾濫の可能性が高く、悪臭が著しい等の事情が存することを認めるに足りる証拠はなく、溢水危険地域に指定されており昭和 5 7 年に溢水被害があったとしても以上の認定判断は左右されない。

③　本件標準宅地ないし本件土地の近隣地域の北側には首都高速道路 5 号線が近接して存在するが、このことが環境に及ぼす悪影響は、既にその地域の商況に反映されており、本件鑑定はこれを前提に本件標準宅地と取引事例に係る土地の地域格差を認定しているものと認められる。右首都高速道路に何らかの欠陥があり、騒音、振動等の悪影響が著しい等の特別の事情がある場合を除き、

右首都高速道路の存在をその近隣地域の土地の減価要因とみなくても不合理とはいえない。

④　本件土地は、(間口が約 19 ㍍、奥行き西側が約 19 ㍍、東側が約 3 ㍍の台形の画地であるが、)東側の一辺が約 3 ㍍しかないが、完全な三角形の土地と比較すれば、それよりも利用効率がよいことは明かであり、「やや不整形」に該当すると認めるのが相当であり「相当に不整形なもの」「不整形なもの」に該当するということはできない。

⑤　都知事が本件土地の価格の評価に当たり評価基準等に従ってした時点修正をもって違法なものと解することはできない。控訴人は、原判決は評価の基準日を平成 8 年 7 月 1 日に変更している旨非難するが、原判決は同日までの時点修正をした価格を賦課期日である同 9 年 1 月 1 日時点における適正な時価と認め得るか否かを判断してこれを肯定したものであり、基準日を変更しているものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 1 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 146 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 22 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　8 月 30 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　6 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　原告の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

②　法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成 5 年 1 月 1 日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成 6 年 1 月 1 日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7 割評価通達は、土地の価格が 3 割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 422

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 146 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　60 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 423

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第151号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月26日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 424

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 151 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　61 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 425

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第155号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月13日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 426

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 155 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第　62 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 427

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第156号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月 4日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 428

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 156 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　63 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 429

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第157号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月 1日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 430

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 157 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　64 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 431

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第159号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年12月 7日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 432

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 159 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　91 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年 1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年 2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 433

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第160号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 8月30日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 434

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 160 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　92 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 435

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第161号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 8月 4日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 436

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 161 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　65 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年 1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年 2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 437

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第162号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年12月 7日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 438

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 162 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　66 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 439

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第165号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月 1日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 440

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 165 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　67 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 441

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第166号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月24日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 442

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 166 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　93 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年 1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年 2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 443

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第167号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年10月 9日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 444

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 167 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　68 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 445

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第168号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月25日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 446

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 168 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　69 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 447

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第169号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月 4日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 448

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 169 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　70 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 449

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第170号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年10月 9日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 450

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 170 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　71 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年 1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年 2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 451

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第171号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日 審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月 4日 審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日 審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 452

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 171 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第　72 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 453

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第172号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月27日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月 4日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 454

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 172 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　73 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年 1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年 2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 455

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第174号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年10月 9日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 456

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 174 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　74 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 457

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第176号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月26日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 176 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第　75 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 459

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第177号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月11日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 460

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 177 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第　76 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 12 年 1 月 31 日　　東京地裁・判決

平成 12 年 2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 461

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第178号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 5月 2日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月24日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 462

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 178 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　77 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 463

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第180号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年10月 9日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 464

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 180 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　78 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 465

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第181号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 8月30日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 466

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 181 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　79 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 467

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第184号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月11日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 468

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 184 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第　80 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 469

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第185号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 9月25日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 470

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 185 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第　81 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 471

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第187号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月27日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年10月 9日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 472

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 187 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　82 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 473

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第188号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月13日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 474

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 188 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　83 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 475

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第189号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月13日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 476

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 189 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 84 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 477

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第191号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年10月 9日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 478

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 191 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 94 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 479

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第192号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年11月13日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 192 号
　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 95 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 481

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第203号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年12月 7日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成 4 年 7 月 1 日現在の価格に平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成 6 年 1 月 1 日時点の価格の約 7 割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 482

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 203 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第　22 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成 12 年　1 月 31 日　　東京地裁・判決

　平成 12 年　2 月 10 日　　委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性

②　適正な時価の算定日の違法性

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

②　「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第 411 条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価を上回らない。

8　被控訴人の主張

①　固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の 7 割程度に引き上げたのは違法である。

②　平成 6 年度の固定資産税の賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、課税標準は平成 6 年 1 月 1 日における価格である。本件標準宅地の評定は、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの下落率が 30%を超えるものであるため、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達により登録価格を客観的時価に近づけることは違法ではない。法は、賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日とすることは許容しているが、評価時点と賦課期日の間の価格変動を無視して、評価時点の評価を常にそのまま賦課期日の評価とすることまでを許容していない。

　適正な時価は、賦課期日における客観的時価を意味するが、あらかじめ減額した価格をもって標準宅地の適正な時価と取り扱うことは、課税処分の謙抑性の観点から許容される。したがって、7 割評価通達による修正を経た登録価格が賦課期日における「適正な時価」を超えない限りは、違

法になることはない。

② 基準地価格と公示地価格の下落率からすると、本件標準宅地の平成5年1月1日から平成6年1月1日までの地価の下落率は、せいぜい30%程度であり、土地の評価にはある程度の幅があることを考えると本件標準宅地の賦課期日における適正な時価を超えるものではなく、本件土地の評価に違法はない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成6年度

判番 483

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成12年1月31日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成7年（行ウ）第179号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 4月22日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年12月 7日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年 6月28日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7割評価通達の違法性

② 適正な時価の算定日の違法性

7 原告の主張

① 固定資産税の課税標準の基礎となる価格を、法律に基づかずに通達に基づいて地価公示価格の7割程度に引き上げたのは違法である。

② 平成6年度の固定資産税の賦課期日は平成6年1月1日であり、課税標準は平成6年1月1日における価格である。また、本件標準宅地の評定は、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの下落率が30%を超えるものであるため、賦課期日である平成6年1月1日における適正な時価を上回るものであるから違法である。

8 被告の主張

① 7割評価通達は法令の正しい解釈に合致するものであり、法令の根拠に基づいて固定資産税評価額が決定されたのだから違法ではない。

② 「基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたもの」とは、基準年度の賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点における地価を基準として、当該基準年度の賦課期日における土地の価格を求め、その価格を法第411条により基準年度の価格として登録すれば足りるというべきである。また、本件土地の登録価格は、賦課期日である平成6年1月1日の適正な時価を上回らない。

9 判決の要旨

① 7割評価通達は、公的土地評価の均衡化・適正化を推進するという政策目標の実現・評価の安全性・課税の謙抑性の見地から公示価格の7割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うものであり、適法である。

② 法は、登録価格を基準年度の価格としており、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないことは法の趣旨に沿わない。平成5年1月1日まで地価が下落し、その後も下落傾向がみられる場合には、平成6年1月1日までの間に少なくとも同率程度の下落があると想定して評価に反映させるべきである。7割評価通達は、土地の価格が3割下落しても適正な時価を超えないよう

にとの配慮から定められたものではなく、本件標準宅地の価格は、平成４年７月１日現在の価格に平成５年１月１日までの時点修正率を乗じ、さらに同じ率を想定下落率として乗じて得られた平成６年１月１日時点の価格の約７割程度の価格となる。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 484

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年３月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成７年（行ウ）第 196 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　６年　４月　８日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　７年　３月 24 日	審査委員会による棄却の決定
平成　７年　６月 30 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　７割評価通達の違法性について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成６年１月１日であり、平成４年７月１日を地価調査基準日とし、平成５年１月１日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　７割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　７割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

9　判決の要旨

①　７割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の７割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成６年１月１日であり、平成５年１月１日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した６ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 485

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 196 号
東京高裁・平成 12 年（行コ）第 140 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月　8 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年　3 月 24 日	審査委員会による棄却の決定
平成　7 年　6 月 30 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　3 月 31 日	一部決定取消判決
平成 12 年　4 月 12 日	委員会控訴

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　控訴人の主張

①　適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格（客観的時価）をいうものと解すべきである。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

8　被控訴人の主張

①　適正な時価とは、固定資産の交換価値ではなく、収益価格を意味すると考える。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、土地基本法の趣旨等を受けて依命通達を改正する趣旨のものであったが、同時に従前の課税事務を賦課期日の適正な時価を基礎として課税を行うとする法の定めに合致する方向に是正変更するもので、租税法律主義に違反するということはできない。

②　法は、賦課期日から一定期間遡った時点を価格調査の基準日として評価を行い、登録価格を決定して固定資産税を課することを許容していると解される。予測に基づく土地の評価は鑑定評価実務上予定されておらず、課税方法としても不確実な予測に基づくものであって適切ではない。

③　相続税路線価との相互の均衡を保つことは必要であると同時に合理性を有しており、都知事が行った修正は妥当である。

④　土地の価格形成要因には様々なものがあって、適正な時価を一義的に把握ことは困難であり、評価には一定程度の誤差がつきものであるから、公示地等の下落率が 34%程度であっても、賦課期日における適正な時価を超えるものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 486

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 252 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年　6 月 15 日	審査委員会による棄却の決定
平成　7 年　9 月 18 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価は、それ自体その過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。しかし、相続税路線価との 7：8 修正はそれぞれの基礎資料が同一でないのでその必要はないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 487

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 252 号
東京高裁・平成 12 年（行コ）第 142・145 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日	審査委員会へ審査申出書提出	
平成 7 年 6 月 15 日	審査委員会による棄却の決定	
平成 7 年 9 月 18 日	審査決定取消訴訟提訴	
平成 12 年 3 月 31 日	一部決定取消判決	
平成 12 年 4 月 12 日	委員会控訴	（うち 2 名双方控訴）

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　控訴人の主張

①　適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格（客観的時価）をいうものと解すべきである。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

8　被控訴人の主張

①　適正な時価とは、固定資産の交換価値ではなく、収益価格を意味すると考える。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、土地基本法の趣旨等を受けて依命通達を改正する趣旨のものであったが、同時に従前の課税事務を賦課期日の適正な時価を基礎として課税を行うとする法の定めに合致する方向に是正変更するもので、租税法律主義に違反するということはできない。

②　法は、賦課期日から一定期間遡った時点を価格調査の基準日として評価を行い、登録価格を決定して固定資産税を課することを許容していると解される。予測に基づく土地の評価は鑑定評価実務上予定されておらず、課税方法としても不確実な予測に基づくものであって適切ではない。

③　相続税路線価との相互の均衡を保つことは必要であると同時に合理性を有しており、都知事が行った修正は妥当である。

④　土地の価格形成要因には様々なものがあって、適正な時価を一義的に把握ことは困難であり、評価には一定程度の誤差がつきものであるから、公示地等の下落率が 34%程度であっても、賦課期日における適正な時価を超えるものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 488

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 127 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 3 月 22 日　審査委員会による棄却の決定

平成 8 年 6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

④　本件土地については、台形であるにもかかわらず不整形地補正をしなかったことを不合理とはいえないが、標準宅地として選定され、個別的な鑑定により標準的画地との格差が明らかにされており、評価基準等による類型的不整形地補正に止めておく根拠は失われたと解すべきで、1%の減価をすべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 489

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 127 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 139・147 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 3 月 22 日　審査委員会による棄却の決定

平成 8 年 6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年 3 月 31 日　一部決定取消判決

平成 12 年 4 月 12 日　委員会控訴　（双方控訴）

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　控訴人の主張

①　適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格（客観的時価）をいうものと解すべきである。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

8　被控訴人の主張

①　適正な時価とは、固定資産の交換価値ではなく、収益価格を意味すると考える。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、土地基本法の趣旨等を受けて依命通達を改正する趣旨のものであったが、同時に従前の課税事務を賦課期日の適正な時価を基礎として課税を行うとする法の定めに合致する方向に是正変更するもので、租税法律主義に違反するということはできない。

②　法は、賦課期日から一定期間遡った時点を価格調査の基準日として評価を行い、登録価格を決定して固定資産税を課することを許容していると解される。予測に基づく土地の評価は鑑定評価実務上予定されておらず、課税方法としても不確実な予測に基づくものであって適切ではない。

③　相続税路線価との相互の均衡を保つことは必要であると同時に合理性を有しており、都知事が行った修正は妥当である。

④　土地の価格形成要因には様々なものがあって、適正な時価を一義的に把握ことは困難であり、評価には一定程度の誤差がつきものであるから、公示地等の下落率が 34%程度であっても、賦課期

日における適正な時価を超えるものではない。

⑤　本件土地と標準的画地の間に 1%の価格差があるが、この格差は不整形地の補正としてではなく画地計算による奥行逓減の補正として評価に反映していると解されるから、不整形地補正をする必要はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 490

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 3 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 129 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年　4 月 26 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 8 年　3 月 22 日	審査委員会による一部容認の決定
平成 8 年　6 月 28 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 491

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 129 号
東京高裁・平成 12 年（行コ）第 143・146 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　8 年　3 月 22 日	審査委員会による一部容認の決定
平成　8 年　6 月 28 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　3 月 31 日	一部決定取消判決
平成 12 年　4 月 12 日	委員会控訴　（双方控訴）

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　控訴人の主張

①　適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格（客観的時価）をいうものと解すべきである。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

8　被控訴人の主張

①　適正な時価とは、固定資産の交換価値ではなく、収益価格を意味すると考える。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、土地基本法の趣旨等を受けて依命通達を改正する趣旨のものであったが、同時に従前の課税事務を賦課期日の適正な時価を基礎として課税を行うとする法の定めに合致する方向に是正変更するもので、租税法律主義に違反するということはできない。

②　法は、賦課期日から一定期間遡った時点を価格調査の基準日として評価を行い、登録価格を決定して固定資産税を課することを許容していると解される。予測に基づく土地の評価は鑑定評価実務上予定されておらず、課税方法としても不確実な予測に基づくものであって適切ではない。

③　相続税路線価との相互の均衡を保つことは必要であると同時に合理性を有しており、都知事が行った修正は妥当である。

④　土地の価格形成要因には様々なものがあって、適正な時価を一義的に把握ことは困難であり、評価には一定程度の誤差がつきものであるから、公示地等の下落率が 34%程度であっても、賦課期日における適正な時価を超えるものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 492

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 202 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　8 年　6 月 11 日	審査委員会による一部容認の決定
平成　8 年　9 月 17 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 493

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 202 号
東京高裁・平成 12 年（行コ）第 141・150 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　8 年　6 月 11 日	審査委員会による一部容認の決定
平成　8 年　9 月 17 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　3 月 31 日	一部決定取消判決
平成 12 年　4 月 12 日	委員会控訴　（双方控訴）

6　争点

①　適正な時価の算定の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

7　控訴人の主張

①　適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格（客観的時価）をいうものと解すべきである。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

8　被控訴人の主張

①　適正な時価とは、固定資産の交換価値ではなく、収益価格を意味すると考える。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、土地基本法の趣旨等を受けて依命通達を改正する趣旨のものであったが、同時に従前の課税事務を賦課期日の適正な時価を基礎として課税を行うとする法の定めに合致する方向に是正変更するもので、租税法律主義に違反するということはできない。

②　法は、賦課期日から一定期間遡った時点を価格調査の基準日として評価を行い、登録価格を決定して固定資産税を課することを許容していると解される。予測に基づく土地の評価は鑑定評価実務上予定されておらず、課税方法としても不確実な予測に基づくものであって適切ではない。

③　相続税路線価との相互の均衡を保つことは必要であると同時に合理性を有しており、都知事が行った修正は妥当である。

④　土地の価格形成要因には様々なものがあって、適正な時価を一義的に把握ことは困難であり、評価には一定程度の誤差がつきものであるから、公示地等の下落率が 34%程度であっても、賦課期日における適正な時価を超えるものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 494

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 281 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 7 年 7 月 19 日	審査委員会による棄却の決定
平成 7 年 10 月 26 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 495

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　7 年（行ウ）第 281 号

　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 191 号

3　控訴人・被控訴人（一審被告）　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人・控訴人（一審原告）及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

　平成　6 年　5 月　2 日　　審査委員会へ審査申出書提出

　平成　7 年　7 月 19 日　　審査委員会による棄却の決定

　平成　7 年 10 月 26 日　　審査決定取消訴訟提訴

　平成 12 年　4 月 27 日　　一部決定取消判決

　平成 12 年　5 月 11 日　　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④　7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 496

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 19 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　1 月 30 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 497

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 19 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 192 号

3　控訴人・被控訴人（一審被告）　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人・控訴人（一審原告）及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 10 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　1 月 30 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年　4 月 27 日　一部決定取消判決

平成 12 年　5 月 11 日　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法

である。

② 法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④ 7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 54 号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 4 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7 年 12 月 22 日　審査委員会による一部容認の決定

平成 8 年 3 月 27 日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 適正な時価の算定日の違法性について

② 7 割評価通達の違法性について

③ 標準宅地の鑑定評価の適否について

④ 評価基準の拘束力の適否について

7 原告の主張

① 7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③ 本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④ 評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8 被告の主張

① 7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

② 適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③ 本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④ 評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9 判決の要旨

① 7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 499

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 54 号
東京高裁・平成 12 年（行コ）第 194 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 6 年 4 月 26 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 7 年 12 月 22 日	審査委員会による一部容認の決定
平成 8 年 3 月 27 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年 4 月 27 日	一部決定取消判決
平成 12 年 5 月 11 日	控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④　7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 500

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 98 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　3 月　5 日　審査委員会による一部容認の決定

平成　8 年　5 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 501

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 98 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 188 号

3　控訴人・被控訴人（一審被告）　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人・控訴人（一審原告）及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　3 月　5 日　審査委員会による一部容認の決定

平成　8 年　3 月 27 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年　4 月 27 日　一部決定取消判決

平成 12 年　5 月 11 日　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法

である。

② 法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④ 7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 204 号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 4 月 18 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 6 月 19 日　審査委員会による一部容認の決定

平成 8 年 9 月 17 日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 適正な時価の算定日の違法性について

② 7 割評価通達の違法性について

③ 標準宅地の鑑定評価の適否について

④ 評価基準の拘束力の適否について

7 原告の主張

① 7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③ 本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④ 評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8 被告の主張

① 7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

② 適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③ 本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④ 評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9 判決の要旨

① 7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 503

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 204 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 187 号

3　控訴人・被控訴人（一審被告）　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人・控訴人（一審原告）及び訴訟代理人　　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　6 月 19 日　　審査委員会による一部容認の決定

平成　8 年　9 月 17 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年　4 月 27 日　　一部決定取消判決

平成 12 年　5 月 11 日　　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④　7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 504

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 218 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　6 月 19 日　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　9 月 24 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 505

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 218 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 189 号

3　控訴人・被控訴人（一審被告）　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人・控訴人（一審原告）及び訴訟代理人

[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　6 月 19 日　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　9 月 24 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年　4 月 27 日　一部決定取消判決

平成 12 年　5 月 11 日　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の

謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

② 法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④ 7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 278 号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 4 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 9 月 3 日　審査委員会による棄却の決定

平成 8 年 12 月 9 日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 適正な時価の算定日の違法性について

② 7 割評価通達の違法性について

③ 標準宅地の鑑定評価の適否について

④ 評価基準の拘束力の適否について

7 原告の主張

① 7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③ 本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④ 評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8 被告の主張

① 7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

② 適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③ 本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④ 評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9 判決の要旨

① 7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 507

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 278 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 186 号

3　控訴人・被控訴人（一審被告）　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人・控訴人（一審原告）及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　9 月　3 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年 12 月　9 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年　4 月 27 日　　一部決定取消判決

平成 12 年　5 月 11 日　　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④　7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 508

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 10 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年 10 月 16 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　1 月 21 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 509

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　9 年（行ウ）第　10 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 185 号

3　控訴人・被控訴人（一審被告）　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人・控訴人（一審原告）及び訴訟代理人

[redacted]

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年 10 月 16 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　1 月 21 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年　4 月 27 日　一部決定取消判決

平成 12 年　5 月 11 日　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の

謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

② 法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④ 7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 36 号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 4 月 18 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 11 月 15 日　審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 2 月 14 日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7 割評価通達の違法性について

② 適正な時価の算定日の違法性について

③ 路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④ 適正な時価の算定の違法性について

7 原告の主張

① 7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③ 本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④ 評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8 被告の主張

① 7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

② 適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③ 本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④ 評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9 判決の要旨

① 7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、

適正なものと認めるべき。

④　鉄路から受ける騒音等の影響に対し、主要な街路と本件土地の正面路線とに格差を設けずに評価したことは評価基準等に反し違憲。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 511

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 36 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 184 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人　　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年 11 月 15 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　2 月 14 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年　4 月 27 日　　一部決定取消判決

平成 12 年　5 月 11 日　　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法

である。

② 法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④ 7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

⑤ 鉄路から受ける騒音等の影響に対し、主要な街路と本件土地の正面路線とに格差を設けずに評価したことは評価基準等に反し違憲。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 49 号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 11 月 28 日　審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 2 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7 割評価通達の違法性について

② 適正な時価の算定日の違法性について

③ 路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④ 適正な時価の算定の違法性について

7 原告の主張

① 7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③ 本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④ 評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8 被告の主張

① 7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

② 適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③ 本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④ 評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9 判決の要旨

① 7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

② 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 513

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　9 年（行ウ）第　49 号
東京高裁・平成 12 年（行コ）第 193 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成　8 年 11 月 28 日　審査委員会による棄却の決定
平成　9 年　2 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　4 月 27 日　一部決定取消判決
平成 12 年　5 月 11 日　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について
②　適正な時価の算定日の違法性について
③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否
④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。
②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。
③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。
④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。
②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。
③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。
④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。
②　法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。
③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。
④　7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 514

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 55 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 12 月 2 日　審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 3 月 3 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例の類似性に疑問があり、信用できない。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　本件鑑定は適正に行われている。取引事例が少ない場合は事例収集の範囲を拡大せざるを得ず、ある程度地域格差があってもやむを得ないとされる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは法の趣旨に沿わない。時点修正した 6 ヶ月間から更に下落する傾向がうかがわれる場合には少なくとも同率程度の地価下落があるものと想定し、評価に反映させなければならない。

③　本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべき。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 515

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 55 号

東京高裁・平成 12 年（行コ）第 190 号

3　控訴人・被控訴人（一審被告）　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人・控訴人（一審原告）及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 12 月 2 日　審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 3 月 3 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年 4 月 27 日　一部決定取消判決

平成 12 年 5 月 11 日　控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　路線価の付設、画地計算に関する評価の適否

④　適正な時価の算定の違法性について

7　一審被告の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致しており、適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　路線価の付設、画地計算に関する評価については、評価基準等に従って適正に行われている。

④　本件土地の固定資産税評価額が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」を超えないことを要するとしても、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落が 30%を超えなければ、平成 5 年 1 月 1 日時点の 7 割評価は適法である。

8　原告の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準による補正率は、不当に低く、その画一的な適用がいほうであることが周知の事実となっている。

④　適正な時価は、収益価格によるものでなくてはならない。

9　判決の要旨

①　7 割評価通達は、公的土地評価の適正化・均衡化という政策目標の実現、評価の安全性、課税の謙抑性、の見地から公示価格の 7 割程度を評価の基準としたもので、法の趣旨に沿うもので適法

である。

② 法は、土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準を、当該土地の基準年度に係る賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録したものとし、前記の価格とは適正な時価をいうものとしているから、土地課税台帳等に登録すべき価格は平成 6 年 1 月 1 日における客観的時価である。

③ 本件標準宅地の評定に当たり、前提となった鑑定評価はその過程及び内容に不合理な点はなく、適正なものと認めるべきである。

④ 7 割評価による修正を経た登録価格が賦課期日の価格（客観的時価）を超えていない限り、違法ではない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 12 年 11 月 17 日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 126 号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　東京都固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 4 月 18 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 3 月 22 日　審査委員会による棄却の決定

平成 8 年 6 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 適正な時価の算定日の違法性について

② 7 割評価通達の違法性について

③ 標準宅地の鑑定評価の適否について

④ 評価基準等の拘束力の適否について

7 原告の主張

① 賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

② 7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③ 本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④ 評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8 被告の主張

① 適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

② 7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③ 時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④ 評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9 判決の要旨

① 「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

② 価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③ 評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④ 評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　土地評価の個別的な画地認定・状況類似地区の区分・標準宅地選定の合理性等は、いずれも原告の主張は退けられ、3 割の評価誤差の許容範囲を超える地価下落はないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 128 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　3 月 22 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　6 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　土地評価の個別的な画地認定・状況類似地区の区分・標準宅地選定の合理性等は、いずれも原告の主張は退けられ、3 割の評価誤差の許容範囲を超える地価下落はないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 11 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 30 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年 10 月 16 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　1 月 21 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　土地評価の個別的な画地認定・状況類似地区の区分・標準宅地選定の合理性等は、いずれも原告の主張は退けられ、3 割の評価誤差の許容範囲を超える地価下落はないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 35 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年 11 月 15 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　2 月 14 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　土地評価の個別的な画地認定・状況類似地区の区分・標準宅地選定の合理性等は、いずれも原告の主張は退けられ、3 割の評価誤差の許容範囲を超える地価下落はないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 37 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年 11 月 15 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　2 月 14 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　土地評価の個別的な画地認定・状況類似地区の区分・標準宅地選定の合理性等は、いずれも原告の主張は退けられ、3 割の評価誤差の許容範囲を超える地価下落はないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 50 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年 11 月 28 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　2 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　土地評価の個別的な画地認定・状況類似地区の区分・標準宅地選定の合理性等は、いずれも原告の主張は退けられ、3 割の評価誤差の許容範囲を超える地価下落はないとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 130 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　3 月 22 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　6 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　本件標準宅地については、少なくとも 3 割を超える地価下落があったと推認できるが、さりとて、具体的な下落率を認定することは困難といわざるをえず、他に適正な時価を認めるに足る証拠もない。委員会決定が違法とされた場合、従前は一部取消の判決が下されていたが、今回初めて全部取消の判決が下った。価格の認定は、委員会の再決定に委ねられた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 203 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　6 月 19 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　9 月 17 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　本件標準宅地は公示地であり、その公示価格は 33.9%の下落率があったことから、3 割を超える 3.9%は違法である。

委員会決定が違法とされた場合、従前は一部取消の判決が下されていたが、今回初めて全部取消の判決が下った。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 8 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 203 号
東京高裁・平成 12 年（行コ）第 332 号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 18 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　8 年　6 月 19 日	審査委員会による棄却の決定
平成　8 年　9 月 17 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年 11 月 17 日	全部決定取消判決
平成 12 年 11 月 30 日	委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　評価基準等の拘束力の適否について

④　時点修正率の適否について

⑤　判決において一部取消の違法性について

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法する。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

④　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

8　被控訴人の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

④　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

9　判決の要旨

①　適正な時価を超える部分を特定し、その部分のみ取消しすることは可能である。このような一部取消判決がされたとしても、行政事件訴訟法第 33 条第 1 項により市町村長は審査決定の場合と同様の措置を執ることが義務づけられると解されるので、改めて審査委員会の審査決定を介在させる必要はないし、むしろ、一部取消をすることで紛争の早期解決につながる。

②　その他については、原判決のとおりとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 525

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 205 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　7 月 17 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　9 月 17 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的評価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　本件標準宅地 b の時点修正率を、相続税路線価に比準した価格をもとに算出しており、不動産鑑定士の鑑定よりも、より客観的時価に近いと認めるに足る証拠がない以上、この時点修正率を採用することはできない。

委員会決定が違法とされた場合、従前は一部取消の判決が下されていたが、今回初めて全部取消の判決が下った。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 526

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 8 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成　8 年（行ウ）第 205 号
東京高裁・平成 12 年（行コ）第 325 号

3　控訴人　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　8 年　7 月 17 日	審査委員会による棄却の決定
平成　8 年　9 月 17 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年 11 月 17 日	全部決定取消判決
平成 12 年 11 月 30 日	委員会控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　評価基準の拘束力の適否について

④　時点修正率の適否について

⑤　判決において一部取消の違法性について

7　控訴人の主張

①　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

④　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

8　被控訴人の主張

①　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

④　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

9　判決の要旨

①　適正な時価を超える部分を特定し、その部分のみ取消しすることは可能である。このような一部取消判決がされたとしても、行政事件訴訟法第 33 条第 1 項により市町村長は審査決定の場合と同様の措置を執ることが義務づけられると解されるので、改めて審査委員会の審査決定を介在させる必要はないし、むしろ、一部取消をすることで紛争の早期解決につながる。

②　その他については、原判決のとおりとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 527

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 82 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　8 年 12 月 18 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年　3 月 21 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

④　評価基準等の拘束力の適否について

7　原告の主張

①　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 4 年 7 月 1 日を地価調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

②　7 割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

③　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

④　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

8　被告の主張

①　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

②　7 割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

③　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

④　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する取引価格、すなわち客観的な交換価値をいう。

②　価格調査基準日が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえないが、賦課期日における客観的時価の算定に当たっては、その間の時点修正を行うべき。

③　評価基準等による評価方法には誤差が生じる恐れがあることからすれば、少なくとも評価額が客観的時価を超えるという事態が生じないよう、予め減額した数値を基礎として「適正な時価」を算出し取り扱うのは合理的な方法であり、7 割評価通達には合理性が認められる。

④　評価基準における市街地宅地評価法は、「適正な時価」への接近方法として合理的であり、取扱要領及び比準表の定めも、客観的時価へのアプローチとして合理性を有する。

⑤　不動産鑑定士の標準宅地鑑定に際し指摘した減価要因を考慮することなく価格算定しており、地価下落率を考慮するともはや3割の許容範囲を超えるので、その超えた部分が違法。

委員会決定が違法とされた場合、従前は一部取消の判決が下されていたが、今回初めて全部取消の判決が下った。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成6年度

判番 528

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成13年8月27日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成　9年（行ウ）第　82号
東京高裁・平成12年（行コ）第329号

3　控訴人　　東京都固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6年　4月26日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　8年12月18日	審査委員会による棄却の決定
平成　9年　3月21日	審査決定取消訴訟提訴
平成12年11月17日	全部決定取消判決
平成12年11月30日	委員会控訴

6　争点

①　7割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　評価基準の拘束力の適否について

④　時点修正率の適否について

⑤　判決において一部取消の違法性について

7　控訴人の主張

①　7割評価通達は、法の正しい解釈に合致し適法である。

②　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

③　評価基準等には、文理解釈・立法趣旨から法的拘束力が認められる。

④　時点修正率等の本件評価は十分合理性が認められる。

8　被控訴人の主張

①　7割評価通達による評価割合の大幅な引き上げは、租税法律主義に違反し、違憲、違法である。

②　賦課期日は平成6年1月1日であり、平成4年7月1日を地価調査基準日とし、平成5年1月1日までの時点修正しか行っていないのは違法である。

③　評価基準に法的拘束力はなく、法令適合性、合理性が証明されない場合は、違法である。

④　本件各土地の評価には、下落率の認定等において違法がある。

9　判決の要旨

①　適正な時価を超える部分を特定し、その部分のみ取消しすることは可能である。このような一部取消判決がされたとしても、行政事件訴訟法第33条第1項により市町村長は審査決定の場合と同様の措置を執ることが義務づけられると解されるので、改めて審査委員会の審査決定を介在させる必要はないし、むしろ、一部取消をすることで紛争の早期解決につながる。

②　その他については、原判決のとおりとされた。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成6年度

判番 529

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 119 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 21 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　3 月 31 日　　審査申出一部容認

平成 10 年　6 月 30 日　　原告控訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　「適正な時価」の算定日の違法性について

7　原告の主張

①　7 割評価通達は、実質大幅増税であり、慣習規範、公権的解釈を変更するもので、租税法律主義に違反する。

②　課税標準となるべき価格は平成 6 年 1 月 1 日の適正な時価であり、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの　時点修正が行われていないのは違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法の正しい解釈に合致し適法である。

②　「適正な時価」の算定基準日は賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

9　判決の要旨

①ａ、固定資産税の課税標準又はその課税標準又はその算定の基礎となる土地の「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値（「客観的時価」）をいう。

ｂ、法は評価基準自体が賦課期日における客観的な時価を求めるのにふさわしいものであることを要求しており、評価基準を忠実に適用した結果が客観的な時価を現さない場合は、その限度で評価基準に問題があるというべきであり、それによって決定された登録価格も又法の趣旨に反するものというほかない。もっとも、登録価格が適正な時価を下回る場合には、その程度が課税処分の謙抑性の範囲内であれば、違法に税金の賦課徴収を怠ったとまでは評価できない。評価基準が経過措置において地価公示価格の 7 割を目途として価格を評定すべきものとしていることは、客観的時価を下回るおそれがある点で問題ではあるが、このことは原告らにむしろ利益となるものであり、また、右経過措置によって評価が大幅に引き上げられと原告らは主張するが、右経過措置は登録価格を法の予定する適正な時価に近づけようとする努力の現れであって、租税法律主義に反するものと認めがたい。

②　評価基準は経過措置において、賦課期日の 1 年前である平成 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし、同年 7 月 1 日までの時点修正のみを予定しているが、価格調査時点に問題があったとしても、7 割評価の結果、登録価格が常に賦課期日における適正な時価を上回るとはいえず、この点のみをとらえて登録価格の取消しを求めることはできない。登録価格が賦課期日における客観的時価を超えるかどうかの判断は、第 1 に基準適合性、第 2 に基準の一般的合理性、第 3 に標準宅地の価格の適正さ、によるべきであるが、これらの点が立証されても、証拠上、当該登録価格が賦課期日における客観的時価を上回ると認められるときには、その限度で評価基準等は「適正な時価」の評定方法として機能せず、法が客観的時価の算定方法を委任した趣旨を全うしていないことになるから、当該登録価格の決定は違法になる。

③　本件各土地の登録価格については、本件各標準宅地の適正な価格の算定において、公示価格の 7 割程度の価格によって算定していること、標準宅地の価格から本件各土地の価格を算出する過程に合理性が認められることからすると、本件各土地の登録価格は、その客観的時価を上回らないことは明かである。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 9 年度

判番 530

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 126 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月 12 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　2 月　7 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　6 月　6 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　標準宅地の鑑定評価の適否について

7　原告の主張

①　登録価格は、規準年度の賦課期日である 1 月 1 日である。

②　憲法の租税法律主義に違反している。

③　評価額の上限は賦課期日の時価の 7 割か時価である。

④　収益価格のみを採用すること、時点修正の認定の誤り、土地の規模の大きい土地程価格が低くなるという誤り。

8　被告の主張

①　賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った、過去の時点の時価を基準とすることは地方税法は当然に予定している。

②　法令の根拠に基づいて評価額が決定されたことは明らか。

③　7 割評価は妥当。

④　評価基準等に基づいて適正な方法により決定されたもの。

9　判決の要旨

①　適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち客観的な交換価値（客観的時価）をいう。

②　登録価格は、賦課期日である当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日における客観的時価とすべきである。

③　7 割評価通達には合理性が認められ、これに従った評価を行ったことは合理性が認められる。

④　評価基準等に適合する評価をしたとしても登録価格が賦課期日における客観的時価を上回ることが立証されたときは、その限度で登録価格は違法。

⑤　当該土地の価格は土地上の建物の存在を所与の前提として評価すべきものとは解さない。

⑥　評価基準等は客観的時価への接近方法として合理性を有する。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 531

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 72 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 15 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　1 月 28 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　4 月 22 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　1 筆の分割評価の適否について

②　セットバックを要する土地の評価の合理性について

③　不整形補正率を不整形の度合に応じて算定することの合理性

④　貸し駐車場の地目の認定の適否について

⑤　都市計画緑地予定地の減価補正の合理性について

⑥　所有者の異なる土地の同一画地認定の適否について

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　1 筆の土地について一体として利用してないので、別々の画地として扱え。

②　セットバック部分は不動産取引価格に影響を与えるので、減価要素になる。

③　補正について、陰地割合方式で行え。

④　貸し駐車場の地目は建物の敷地として利用していないので雑種地が適当である。

⑤　利用制限を受けている土地については減額補正すべき。

⑥　所有者の異なる土地を同一画地で認定しているのはおかしい。

8　被告の主張

①　評価基準等の例外規定には本件土地は該当しない、個々の土地の利用形態に応じて短期間に大量評価を求められるので困難。

②　道路が拡幅され街路条件が良くなることもあり、一概に土地の価格が下がるとはいえない。

③　評価基準は、陰地割合、不整形の度合による方法を示している。

④　建物がいつでも建てられる状況にある土地なので宅地評価は妥当。

⑤　本件土地は都市計画公園予定地である、路線価算出段階で補正している。

⑥　一体として利用しているので、同一画地認定は正しい。

9　判決の要旨

①　利用状況からして一体をなす土地の範囲を明確に区分でき、利用状況に従って画地認定することが必要。

②　賦課期日現在セットバックされていず、宅地として利用している限り減額補正してないことが

不合理とはいえない。

③　不整形の度合の認定が適切に行われる限り評価方法として合理的である。

④　宅地として認定することは評価基準等に適合したものといえる。

⑤　10%減額補正して他に減額補正を行わなかったことは違法であるとは解せない。

⑥　一体として利用を前提とした処分が見込まれない場合は、同一画地で評価することは違法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成９年度

判番 532

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 114 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　3 月 24 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　6 月 23 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　同一画地の認定、各路線の選定、画地の認定の適否について

②　個別鑑定評価の違法性について

③　決定に至る手続的な瑕疵について

7　原告の主張

①　段差のある土地を取扱要領自体一画地と認定することは予定していない、近隣土地間の評価の均衡に配慮すべき。正面路線、二方路線の選定の誤り。袋地補正率を適用してない、不整形地補正が過小である、がけ地補正を適用してない。

②　登録価格が時価を超えている「[redacted]鑑定」

③　調査義務の不履行、参考人の陳述及び鑑定要求、検証等審査資料の収集に努めるなどの手続を十分履践せずロ頭審理は 1 回で終了した。

8　被告の主張

①　本件土地は一体利用されており一画地と認定される。路線の選定は評価基準等に従っている。袋地というには路地部分のみが路線に接していることが必要だが建物建築可能部分でも二方路線に接している、不整形割合は形状からして適正、宅地として利用ができない程度ではなく、がけ地補正の必要はない。

②　市街地宅地評価法は評価基準に規定された評価方法であり個別鑑定評価という評価基準とは異なる方法によって評価することは許されない。

③　評価額算定の基礎となる資料も検討し、実地調査も行いロ頭審理手続きにおいても何ら違法な手続きもなく行い決定している。

9　判決の要旨

①　同一画地の認定、各路線の選定、画地計算法の適用についての原告の主張は認められない。

②　原告提出の鑑定評価書書は不動産鑑定評価理論に従った手法を採用し具体的な適用についても合理的であり本件における証拠関係の下では各土地の平成 8 年 7 月 1 日時点の適正な時価を示すものと認められる。

③　本件土地の決定に係る手続きに瑕疵があるという原告の主張は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成９年度

判番 533

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 5 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 276 号

3　原告　[redacted]

4　被告　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 4 月 30 日　審査委員会に審査申出書提出

平成 9 年 9 月 3 日　棄却決定

平成 9 年 11 月 26 日　原告提訴

6　争点

①　7 割評価通達の違法性について

②　適正な時価の算定日の違法性について

③　担税力の限界を超える評価の違法性について

④　同一画地の認定、不整形地の認定等の適否について

7　原告の主張

①　7 割評価通達は、実質大幅増税であり、慣習規範、公権的解釈を変更するもので、租税法律主義に違反する。

②　課税標準となるべき価格は平成 9 年 1 月 1 日の適正な時価であり、平成 8 年 7 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日までの　時点修正が行われていないのは違法である。

③　本件土地の評価決定は、担税力の限界を超える税負担を課すものであり、憲法 29 条に違背るもので違法である。

④　同一画地認定、不整形地補正に誤りがある。

8　被告の主張

①　本来、法は固定資産税評価額を適正な時価にすることまで許容しているにもかかわらず、あえて時価の変動を見込んで約 7 割に補正した価格を評価額と決定している。すなわち、固定資産税評価額は「適正な時価」と比較して 3 割の余裕があるのでその範囲が許容範囲ということができる。

②　7 割評価通達による評価は、同通達の内容が法令の正しい解釈に合致しており、本件各登録価格の各決定が法令の根拠に基づきなされた適法なものである

③　評価基準では、原則として一筆の宅地を 1 画地とするものであるが、例外として、隣接する二筆以上の宅地にまたがり、恒久的建物等が存在する土地等については、二筆以上の宅地を合わせて評価するものと規定されており、本件土地については、1 画地と評価すべきである。また、不整形補正率適用する程度の土地はない。

9　判決の要旨

①　法は、土地に対して課する固定資産税の課税標準を基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳等に登録されたものとしつつ、課税標準は特例措置を講じているが、当該土地の賦課期日における適正な時価については、これをその一定の割合とするなどの変更を加えていないものであって、法が適正な時価について、その一定割合で評価するなどといったことを予定しているものとは解されない。そうすると、法が評価割合をも課税要件とするとの課税構造を採っているものとは解されない。また、7 割評価基準が、あくまで法の許容する価格の範囲内における評価を図るものであることはその内容からして明かであることから、この点をとらえて租税法律主義の違反をいう主張を採用することはできない。したがって、7 割評価基準に従って土地の価格決定を行うことが租税法律主義に違反するとの原告の主張は採用することはできない。

②　固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該固定資産の客観的時価であると解されるところ、平成 8 年 7 月 1 日から賦課期日までの時点修正を行わなかったとしても、結果としての価格が適正な時価を上回らないときには、これを違法と解すべき理由はない。

③　固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格と当該固定資産の所有者に課せられる固定資産税の税額とは、一致するものでないから、固定資産税の価格の多寡によって、直ちに原告の税負担額が決定される訳ではないことからすれば、原告の主張するとうな担税力の限界を超える税負担を課すことになるとの事由をもって、本件各決定が違法となると解する余地はないものといわざるを得ない。

④　同一画地の認定、不整形地補正等についての原告の主張はいずれも採用することができない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 534

東京都固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 9 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 288 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　東京都固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 11 日　　審査委員会に審査申出書提出

平成　8 年　9 月 18 日　　審査申出一部容認

平成　8 年 12 月 17 日　　原告控訴

6　争点

①　適正な時価の算定日の違法性について

②　7 割評価通達の違法性について

③　評価基準の合理性の有無

④　地目認定、用途地区区分、状況類似地域の選定等の適否について

⑤　判決においての一部取消の違法性について

7　原告の主張

①　従来の 1～2 割評価を 7 割評価通達により変更したことは、租税法律主義・徴税の信義則違反である。

②　本件各登録価格は、バブル期の投機等の不正常要素を排除し切れていない鑑定に基づくもので「適正な時価」を大幅に上回っており、違法である。

③　適正な時価の算定基準日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの時点修正が行われていないのは違法である。

④　取扱要領、比準表は合理的でなく、取引価格を適正に評定し得るものとなっておらず、本件決定は違法である。

8　被告の主張

①　7 割評価通達は法の規定に合致しており、適法である。

②　適正な時価を求める際に取り除くべき不正常な条件とは個々の取引事例に付随した特殊条件に限られ、全ての事例に関係するバブル期の値上がりは含まれない。

③　適正な時価の算定基準日は、賦課期日から評価事務に要する一定期間を遡った過去の時点に求めれば足りる。

④　本件各土地の価格は、合理的な補正率を定めた評価基準等に基づいて適正な方法により決定されたもので、適法である。

9　判決の要旨

①②固定資産税は、資産の所有という事実に着目して課税される財産税であり、その課税標準となる土地の「適正な時価」とは、基準年度に係る賦課期日の客観的な交換価値をいうものと解すべきである。そのため価格調査の基準日が、賦課期日の 1 年前であっても違法とはいえないが、その間の時点修正を行うべき必要があることは当然である。なお、時点修正通知は、時点修正を行うべき旨の技術援助と解され、これによって、さらに賦課期日までの時点修正を行うべき必要を否定する趣旨のものとは解されない。法により「適正な時価」の評価方法は評価基準によるものと定められ、この評価基準は、各筆の土地を個別評価することなく、諸制約の下において大量の土地について可及的に適正な時価を評価する技術的方法と基準を規定するものであるため、評価基準による評価方法には誤差が生じる恐れがあることから、公示価格の算定と同様の方法で評価した標準宅地の価格のおよそ 7 割をもって、その適正な時価として扱うことも、法が禁ずるものでないので、7 割評価通達には、合理性が認められ、これに従った評価を行ったことには違法がないというべきである。しかし、結果としての登録価格が賦課期日における対象土地の客観的時価を上回るときは、その限度で登録価格の決定は違法になるというべきである。

③　評価基準等における市街地宅地評価法は、全体として「適正な時価」への接近方法として合理的であって、法の委任の趣旨に従ったものであるということができ、また、取扱要領及び比準表の定めも、全体として客観的時価への接近方法として合理性を有するものということができる。

④　地目、用途地区区分及び状況類似地域の選定等の評価の個別的部分については、違法があると認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 535

固定資産税賦課徴収懈怠違法確認請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 11 年（行ウ）第 283 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都知事

5　経過

①　平成 11 年 11 月 11 日　住民監査請求

②　平成 11 年 12 月　3 日　監査を実施しない旨通知（不適法）

③　平成 11 年 12 月 27 日　提訴

6　争点

本件訴えにおいて、都知事は被告適格を有するか否か。

7　原告の主張

訴外[redacted]は、宗教法人としての適格性を有しないので、[redacted]が所有する不動産に対し、固定資産税の賦課及び徴収の権限を行使すべきあるのに、被告が当該権限を行しないのは違法である。

8　被告の主張

①　固定資産税の賦課徴収の権限は、都税事務所長に委任されているため、被告（都知事）は、本件訴えの被告適格がない。

②　原告らは、固定資産税の賦課徴収の権限がない都知事を対象とする不適法な住民監査請求を経た者ものとではなく、この点でも本件訴えは不適法である。

9　判決の要旨

本件訴えは、被告適格がない者を被告としたものとして、これを却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

判番 536

国家賠償請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 42 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都外 1 名

5　経過

平成　9 年　2 月 21 日　提訴

6　争点

①　時点修正通知に基づき賦課期日の 1 年半前に価格調査基準日を設定し、その半年後までしか時点修正しなかったことが国陪法上の違法行為と言えるか否か。

②　7 割通達に基づいて地価公示価格の 70%程度で土地の適正な時価と評価したことが、国陪法上の違法行為と言えるか否か。

③　平成 6 年度ないし平成 8 年度の各賦課期日における時価の 7 割を超える価格をもって、適正な時価とし、登録価格を決定することが、国陪法上の違法行為と言えるか否か。

7　原告の主張

相被告国及び被告都は、平成 6 年度評価替に際して、地方税法の規定により賦課期日の価格であるにもかかわらず、7 割通達で地価公示価格の 7 割に引き上げ、さらに時点修正通達で、価格変動を見込んで価格を修正し、固定資産税の賦課処分を行ったが、これらは違憲、違法のものなので、被告らに原告らに生じた損害について賠償を求める。

①通達による賦課期日のすり替えの違法性

②通達により評価額を引き上げて賦課処分を行うことの違法性

③財産権の保障の損害

8　被告の主張

7 割通達及び時点修正通達は違憲、無効ではなく、知事には何ら職務上の義務の違背はない。

9　判決の要旨

①　価格調査基準日を賦課期日の 1 年半前に設定したとしても、そのことのみで違法とはいえない。

②　平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの時点修正を行わないことが、直ちに国家賠償法上の違法を招来するとは言い得ない。

③　7 割通達に基づく固定資産税の賦課決定は、租税条例主義及び租税法律主義に違背するとは認められない。

④　7 割評価による修正を経て算定された価格が賦課期日における客観的時価を上回らない限り、価格決定に違法があるとはいえない。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

判番 537

固定資産税・都市計画税・不動産取得税賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 12 年（行ウ）第 89 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東京都中央都税事務所長

5　経過

平成 8 年 12 月 6 日　審査請求提起

平成 12 年 1 月 14 日　審査請求棄却の裁決

平成 12 年 4 月 10 日　提訴

6　争点

①　本件各賦課期日における本件建物の所有者は原告であるか否か。

②　本件処分は手続き的適正を欠いて行われたものとして違法となるか否か。

7　原告の主張

①　建物建築の請負契約において、注文者の所有する土地の上に請負人が材料を提供して建築した建物の所有権は、別段の定めがない限り、建物引渡しの時に請負人から注文者に移転すべきところ、本件請負契約において、特約はなく、請負人が所有権を完成時（平成 5 年）に取得したものである。原告が本件建物を取得したのは、平成 8 年に原告と請負人が協定書を締結した時である。

②　原告が本件建物の完成を知りながら、調査せず放置しており、遡及して課税したことは、手続的適正を欠く。

8　被告の主張

①　本件建物の所有権は、材料を提供したか否かにかかわらず、注文者に帰属する。したがって、原告は完成時に取得した。

②　原告と請負人との間で、本件建物完成時に原告がその所有権を取得する旨の明示又は黙示の合意があった。

9　判決の要旨

①　原告と請負人との間で、本件建物完成時に原告がその所有権を取得する旨の明示又は黙示の合意があったと認めるのが相当であり、原告の主張に理由がない。

②　原告が本件建物の完成を知りながら、調査せず放置しており、遡及して課税したことは、手続的適正を欠くという主張には理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

無

判番 538

八王子市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 9 月 30 日

2　裁判所及び事件番号　東京地方裁判所・平成 8 年（行ウ）第 13 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　八王子市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7 年 10 月 25 日　審査委員会による棄却の決定

平成 8 年 1 月 23 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　固定資産税の賦課期日の意義

②　争いの対象となったゴルフ場（以下「本件ゴルフ場」という。）を市街地近郊ゴルフ場と評価した点の適法性

③　評価方法における個別の違法性の有無

④　評価額が賦課期日の適正な時価を超えているか

7　原告の主張

①　法は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の時価を評価額として登録することを求めている。平成 4 年 7 月 1 日の価格調査基準日とし、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正を行っているだけで、その後の価格の変動を考慮していないのは、違法である。

②　本件ゴルフ場は、近傍に広大な山林を有しており、その周辺の大半が宅地化されているということはできず、市街地近郊ゴルフ場には該当しない。

③　国道に面した近傍宅地のひとつを標準地と選定したのは、合理的、適正なものではない。また、有効宅地化率を 60％としているのは不当である。

④　本件ゴルフ場周辺の平坦地の平成 6 年 5 月の買収提示価格、同土地の平成 6 年 9 月の売買価格からすると、1 ㎡当たりの価格は 15,000 円で、固定資産評価額はその 7 割の 10,500 円である。

8　被告の主張

①　土地の評価の見直しを、短期間で適正に行うことは実務上不可能であり、法は基準年度の賦課期日から評価事務に要する期間をさかのぼった時点の価格を基準として、賦課期日における価格を評価することも予定している。

②　本件ゴルフ場を市街地近郊ゴルフ場として評価したことにより、評価基準で定める「附近の土地の価額」を宅地に比准した評価額としたが、このことは、宅地が、ゴルフ場と同様に資本を投資して開発した土地であることから、評価基準の趣旨に沿うものである。

③　ゴルフ場のように、広大な土地に資本を投下し開発した土地であれば、その価格は市街化調整区域内の宅地の価格水準ではないので、市街化調整区域内のゴルフ場の取得価額を求めるために、国道と交差する地点の状況類似地区の標準宅地を近傍宅地の 1 つと選定した。

④　「附近の土地の価額」の過重平均を求める近傍宅地の選定は妥当であり、85,000 円／㎡は、時価を超えるものではない。

9　判決の要旨

①　「適正な時価」である客観的な交換価値を算定すべき基準日は、賦課期日である当該年度の属する年の 1 月 1 日である。あらかじめ想定される価格下落率を折り込んで価格評定事務を遂行することも、法及び評価基準は許容している。賦課期日の時価が予測値にならざるを得ないことを考慮し、「適正な時価」をあらかじめ控えめに評定することも許される。

②　周辺の状況に照らして、本件ゴルフ場を、その周辺地域の大半が宅地化されたゴルフ場と認めることはできず、市街地近郊ゴルフ場としてその価額を評定したことは、ゴルフ場通達に反する。

③　土地の周囲の状況、法的規制の有無等が本件ゴルフ場と相当異なっている近傍宅地を「附近の土地」と選定し、また、その近傍宅地の価格に適正な補正をすることなく本件ゴルフ場の評価額は算出されており、違法である。

④　「評価額が賦課期日の適正な時価を超えているか」については、特に言及していない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例自治　平成 11 年 191 号　29 ページ、判例タイムズ 1021 号 166

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本件事件における評価年度　平成 6 年度

※　本件は、委員会が東京高裁に控訴したが、裁判所において原告と訴外の評価庁・市長（資産税課）とで評価額について話合いをした結果、評価額を下げるという双方の了解のもと、原告が訴えを取り下げた。

判番 539

武蔵野市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判　決　年　月　日　　平成 13 年　1 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 251 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　武蔵野市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　6 年　5 月　2 日	〃
平成　7 年　6 月 22 日	審査委員会による棄却の決定
平成　7 年　9 月 18 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　時点修正通知に基づく本件各土地の評価の適法性の有無

②　7 割評価通達に基づく本件各土地の評価の適法性の有無

③　評価基準等の合理性の有無

④　本件各土地の評価の個別的違法の有無

7　原告の主張

①　平成 6 年度の登録価額は平成 6 年 1 月 1 日の時価でなければならないのに、平成 5 年 1 月 1 日の高い時価としているのは賦課期日を誤っている。

②　平成 6 年度の評価替えで、地価公示価格の 70%水準への大幅引上げを通達により行ったのは違法である。

③　評価基準は自治大臣告示であり、取扱要領は通達にすぎず、いずれも法令ではなく法的拘束力を持つものではない。

④　本件各土地に係る路線価の付設及び画地計算に誤りがある。

8　被告の主張

①　賦課期日とは別の日に価格調査基準日を設け、鑑定士による鑑定評価をして時点修正を行い、価格を決定したことは適法である。

②　評価基準によって評価するのに通達が合理的なものであるとして、その趣旨を斟酌して評価したことは妥当である。

③　法の定めにより、市町村長は評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならず、法規性があることは明らかである。

④　評価基準に基いて行った本件各土地の個別評価に誤りはなく、評価は適正になされている。

9　判決の要旨

主　文　　原告らの請求を棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする。

①　土地課税台帳に登録すべき価格は、賦課期日における「適正な時価（正常な条件の下に成立す

る当該土地の客観的な交換価値と解すべき)」であるが、課税対象となる固定資産が大量に存在することから、法が賦課期日における価格算定のために「価格調査の基準日」を設けて価格評定することを禁じている根拠も見当たらないので、「価格調査の基準日」が賦課期日の 1 年半前であったとしても違法とはいえない。

② 評価基準は各筆の土地を個別評価することなく、大量の土地について可及的に「適正な時価」を評価する技術的方法と基準を規定するものであり、評価と客観的時価とが一致しない場合が生ずることも当然に予定されているというべきであり、あらかじめ減額した数値をもって「適正な時価」として扱うことは合理的な方法といえ、このような趣旨において 7 割評価通達には合理性が認められる。

③ 固定資産税は、土地の所有に課税されるものであって、個々の具体的な収益に着目して課税されるものではない。7 割評価通達の本来の趣旨が賦課期日までの時点修正を目的とするものではないとしても、評価基準を適用し、7 割評価による修正を経て算定された価格が、賦課期日における客観的時価を上回らない限り、違法があるとはいえない。

④ 評価基準における市街地宅地評価法は、全体として適正な時価への接近方法として合理的であって、法の委任の趣旨に従ったものであるということができる。

⑤ 本件各土地は、評価基準における市街地宅地評価法に基づく評価がなされており、いずれの土地も評価基準等に適合したものと認められる。

10 公刊の有無及び判例評釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件における評価年度 平成 6 年度

武蔵野市固定資産評価審査決定取消請求事件

1 判決年月日 平成 12 年 9 月 29 日

2 裁判所名及び事件番号 東京地裁・平成 8 年（行ウ）第 275 号

3 原告及び訴訟代理人 [redacted]

4 被告 武蔵野市固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 8 年 5 月 7 日 審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 8 月 26 日 審査委員会による棄却の決定

平成 8 年 11 月 29 日 審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 持分ごとに価格を評価していないことは違法であるか。

② 建築設備及び建具を評価対象として家屋の評価に含めていることは違法であるか。

③ 再建築費基準法によって家屋の評価を行うことの合理性の有無。

④ 評価基準及び取扱い要領に基づかない標準評点数又は補正係数を適用したことは違法であるか。

⑤ 本件家屋を不平等、不公正に評価した違法があるか否か。

7 原告の主張

① 本件家屋は 3 名が共有するものであるのに、持分にしたがって評価せず、単独所有の家屋として評価していることは違法である。

② 建築設備及び建具を家屋に含めて評価したことは違法である。

③ 評価基準は、自治大臣が評価の内部指針として公示しているものにすぎず、法令ではない。したがって、評価基準及び取扱い要領に定めている、再建築費基準法を適用して評価したことは違法である。

④ 本件決定の採用した単位当たりの標準評点数、補正係数は、評価基準及び取扱い要領に適合していないから違法である。

⑤ 同時期に建築された隣接家屋の方が上質で高級な建物であるのに、本件家屋より 1 平方メートル当たりの評価額が低いのは、不平等で公正を欠く評価である。

8 被告の主張

① 地方税法及び評価基準によれば、家屋の評価は各個の家屋について評点数を付設し、評価額を求めることとしており、共有の場合についてのは定めはない。したがって、共有物を 1 個の物として評価したことは違法ではない。

② 家屋は、建物本体部分だけでは家屋としての機能を発揮することはできず、構造上一体となり家屋の機能を発揮するための、建築設備及び建具を評価の対象に加えてこそ、適正な評価が実現できるというべきである。

③ 評価基準の定める再建築費基準法は、客観的価値を算出できる点で、適正な時価を算出するた

めの最も合理的な方法であり、再建築費基準法による評価に違法はない。

④　本件家屋のように、各部分別の使用資材等の数量が明確な場合に、単位当たり標準評点数を用いることは、評価基準に反するものではなく、むしろ極めて合理的な方法である。また、使用した補正係数には何ら違法がない。

⑤　本件家屋の単位当たり再建築費評点数は、市内の同種建物における平成 6 年度ないし平成 8 年度の平均値より低く、平等公正を欠く評価ではない。また、隣接家屋とは、構造、使用資材、使用量等も全く異なり、その評価が異なることは当然である。

9　判決の要旨

主　文　　原告らの請求を棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする。

①　地方税法は、共有物たる固定資産について、各共有持分権を課税の対象とせず、全体を 1 個の課税客体としており、その前提としての評価についても、各共有持分ごとにするべきとは解されないので、原告の主張は採用できない。

②　建築設備及び建具は、構造及び機能の点において家屋と一体となって効用を発揮させる性質を有するものであり、評価に当たって家屋に含めて取扱うことは違法ではない。

③　適正な時価は、正常な条件の下に成立する取引価格（客観的時価）をいうものであり、適正な時価を求めるために評価基準が採用した再建築費基準法には、一般的な合理性がある。また、武蔵野市長が作成した家屋評価基準取扱要領にも合理性があり、原告の主張には理由がない。

④　評価で採用した単位当たり標準評点数は、いずれも評価基準違反はなく、補正係数の採用は、いずれも不合理であるということはできない。

⑤　本件家屋の評価が、不平等ないし不公正であるという原告の主張には理由がない。また、隣接家屋と比較して、本件家屋の評価は高額だという原告の主張には根拠がない。

⑥　武蔵野市長及び被告による弁論の全趣旨及び評価算出過程は、いずれも評価基準及び取扱い要領に適合したものというべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度

三鷹市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 11 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地方裁判所・平成 6 年（行ウ）第 281 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　三鷹市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 27 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　6 月　1 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年　8 月 26 日　　東京地方裁判所へ提訴

6　争点

①　固定資産課税台帳登録価格（以下「登録価格」という。）が実勢価格を上回るので違法ではないか。

②　住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）が適用されるべきではないか。

7　原告の主張

①　本件登録価格が実勢価格を上回るので違法である。

②　本件土地（地目：雑種地）は、原告所有の住宅用地（以下「訴外土地」という。）の南側に位置し、その延長として利用しているのだから、訴外土地と同一画地認定し、住宅用地の特例を適用すべきである。

8　被告の主張

①　本件登録価格は、評価基準及び実施要領にしたがって決定したものであり、適正な時価である。

②　本件土地（地目：雑種地）は、訴外土地と私道及び塀で隔てられているのだから、訴外土地と同一画地認定できないため、住宅用地の特例は適用しない。

9　判決の要旨

①　固定資産の価格が評価基準等にしたがって決定した場合には、特段の事情がない限り、適正な時価であると事実上推認するのが相当である。本件は特段の事情が認められないので、登録価格は適正な時価である。

②　本件土地と訴外土地は別筆の画地であり、外形的にも、私道により隔てられた別々の画地を構成していると認められるので、訴外土地と一体利用されているとは到底認められない。したがって、住宅用地の特例を適用する余地はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 542

三鷹市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 3 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高等裁判所・平成 7 年（行コ）第 158 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　三鷹市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 27 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 6 年 6 月 1 日	審査委員会による棄却の決定
平成 6 年 8 月 26 日	東京地方裁判所へ提訴
平成 7 年 11 月 27 日	原告の請求を棄却するとの判決言渡
平成 7 年 12 月 13 日	東京高等裁判所へ控訴

6　争点

①　固定資産課税台帳登録価格（以下「登録価格」という。）が実勢価格を上回るので違法ではないか。

②　住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）が適用されるべきではないか。

7　控訴人の主張

①　本件登録価格が実勢価格を上回るので違法である。

②　本件土地（地目：雑種地）は、原告所有の住宅用地（以下「訴外土地」という。）の南側に位置し、その延長として利用しているのだから、訴外土地と同一画地認定し、住宅用地の特例を適用すべきである。

8　被控訴人の主張

①　本件登録価格は、評価基準及び実施要領にしたがって決定したものであり、適正な時価である。

②　本件土地（地目：雑種地）は、訴外土地と私道及び塀で隔てられているのだから、訴外土地と同一画地認定できないため、住宅用地の特例は適用しない。

9　判決の要旨

①　標準宅地の選定、路線価の付設、画地計算法の適用は評価基準及び評価要領にしたがって算出されたものであり、三鷹市長が本件登録価格を算定した具体的な方法・過程に不合理な点があることは認められない。その結果得られた本件登録価格は適正であると推認され、この推認を覆すに足りる証拠はない。

②　本件土地と訴外土地は私道により隔てられ、全く別々の画地を構成していると認められるため本件土地に住宅用地の特例を適用する余地はない。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 543

三鷹市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地方裁判所・平成 7 年（行ウ）第 197 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　三鷹市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 7 年 3 月 28 日	審査委員会による棄却の決定
平成 7 年 6 月 30 日	東京地方裁判所へ提訴

6　争点

①　時点修正通知に基づく本件各土地評価の適法性の有無

②　七割評価通達に基づく本件各土地の評価の適法性の有無

③　固定資産評価基準等の合理性の有無

④　本件各土地の評価の個別的違法の有無

7　原告の主張

①　被告は、時点修正通知にしたがい平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正しか施していない。賦課期日（平成 6 年 1 月 1 日）までの時点修正を施さない評価は違法である。賦課期日の時価（地価公示価格）の七割水準を上回る評価は違法である。

②　通達により、評価額を地価公示価格の七割に引き上げる評価は租税条例主義に違反するものであり、違憲、違法である。

③　固定資産評価基準、実施要領及び取扱要領は法的拘束力をもつものではない。また、評価基準は不合理であり、評価基準等にしたがって評価をしても適法とはいえない。

④　本件各土地の評価に関しては、路線価の付設、画地の認定及び補正率の根拠・適用を誤っている。

8　被告の主張

①　時点修正通知に基づく評価作業過程は、賦課期日における適正な時価に接近するためのものであり、法がこの過程を許容していないとは解せない。また、賦課期日までの時点修正を施すことは実務上困難であり、強いて賦課期日までの地価の下落を最大限に考慮した謙抑的な評価を行えば、かえって、「適正な時価」を求める法の趣旨から遠のく。したがって、時点修正通知に違法はない。

②　適正な時価が賦課期日における地価公示価格の七割を意味するとの原告の主張には法令上の根拠がない。また、原告は固定資産評価を収益価格を前提にしていると主張するが、固定資産評価は土地の所有に着目して課税するものである。

③　適正公平な固定資産税の賦課を行おうとする場合、評価の基準並びに評価の実施方法及び手続

について、法律の委任により定められた評価基準を、その価格調査基準日を含めてより細目にわたって統一的に処理を確保するための固定資産評価の取扱基準を示す課税行政上の必要性がある。

④　本件各土地の評価は評価基準等にしたがって行われたもので適法・適正である。

9　判決の要旨

①　固定資産税は、収益の帰属が何人にあるかを問わず、賦課期日の所有者に対し課税されるものである。

「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、つまり客観的交換価値をいう。

また、賦課期日から評価事務に要する相当な期間をさかのぼった時点を「価格調査基準日」とすることを法は禁じていない。ただし、賦課期日における評価額が客観的時価を超える事態は違法である。

したがって、法の趣旨に反しない限度であらかじめ控えめに評定しても差し支えなく、あらかじめ賦課期日の客観的時価を低めに設定する七割評価通達には合理性が認められ、これに従った評価には違法がない。

②　評価基準の市街地宅地評価法は、全体として「適正な時価」への接近方法として合理的であって、法の委任の趣旨にしたがったものである。また、三鷹市長の定めた実施要領等は評価基準にしたがって、より具体的に価格の算定方法を規定したものであり、合理性を有するものである。

③　本件各土地の評価の過程は評価基準等に適合するものと認められる。

10　公刊の有無及び判例解釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

青梅市固定資産評価審査委員会決定処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 9 月 18 日

2　裁判所及び事件番号　東京地裁・平成 6 年（行ウ）第 368 号

3　原告　[redacted]

4　被告　青梅市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年 9 月 13 日　審査委員会による棄却の決定

平成 6 年 12 月 16 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価は正当か。

②　価格調査基準日と賦課期日が異なることは、適法か。

③　評価額と課税標準額および税額の関係について。

④　画地計算法の適用は適法であったか。

7　原告の主張

①　固定資産税における適正な時価（7 割評価）は不当である。

②　価格調査基準日を賦課期日としないことは不当である。

③　地価下落の中で税が増加することは納得できない。

④　個別評価について画地計算の補正が妥当でなく納得できない。

8　被告の主張

①　7 割評価については、公的土地評価の均衡・適正化を図るためのもので過去の固定資産の評価レベルで地価公示価格と固定資産との理論的差異（収益価格の 7 割程度）から合理性がある。

②　固定資産評価における現行の事務処理を前提とする限り、価格調査基準日を平成 5 年 1 月 1 日としたことは合理的であり、地方税法が許容するものである。

③　評価額と課税標準額との関係および従前の固定資産評価額の価格水準を理解していないものである。

④　個別評価については、地方税法で規定している固定資産評価基準ならびに青梅市土地評価事務要領により適正に評価したものである。

9　判決の要旨

①　適正な時価とは客観的な時価であり、客観的な時価とは客観的交換価値で判断するものである。

・評価額（登録価格）＝適正な時価

・適正な時価＝評価基準によって評定された時価

・固定資産税は財産税であって資産から生じる現実の収益に着目して課税される収益税ではない。

・公示価格の算定方法によって評価した標準宅地の価格の 7 割としたことは法の許容するところであり、かかる趣旨において 7 割評価通達に従った評価は適法である。

② 価格調査基準日を 1 年前とすることは、諸々の事情により理解できるが、賦課期日までの地価変動（特に地価下落の場合）については考慮すべきである。

③ 本件審理の対象となるものは、本件各土地の評価額（登録価格）が適正な時価であるか否かであり、課税標準や税額の当否ではない。したがって、税額の増額が適正な時価の意義に変容を加えるものでなく税額が増加したことは本件決定の違法理由となるものではない。

④ 個別評価にあたり固定資産評価基準（青梅市土地評価事務要領を含む）により評価していることは、合理性があり適法である。

また、評価基準等は固定資産の所有に関する財産税であり、相続や贈与という財貨の移転を機会に課する相続税と異なって当然である。

10 公刊の有無および判例評釈

11 固定資産の区分　　土地（単独）

12 本事件における評価年度　　平成 6 年度

調布市固定資産課税審査決定取消請求事件

1 判決年月日　　平成 13 年 3 月 29 日

2 裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 166 号

3 原告（控訴人、上告人）及び控訴代理人

[redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人）　　調布市固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 9 年 5 月 1 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年 5 月 20 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年 8 月 20 日　　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 7 割評価基準、時点修正基準に基づく評価の違法性

② 土地の評価における個別違法の有無

③ 再建築費を基準とする評価方法の合理性

④ 家屋の経年減点補正率を、経年減点補正率基準表の「店舗及び病院用建物」か「住宅、アパート用建物」によって求めるべきか。

7 原告（控訴人、被上告人）の主張

① 7 割評価基準が租税法律主義に反する。また、時点修正基準は、賦課期日までの地価変動を評価に反映させる方策を採っていない。

② 標準宅地の選定の不合理性並びに本件画地に沿接する正面路線及び側方路線の環境条件及び行政的条件の格差率において反映されていない。

③ 再建築費を基準とする評価方法が不合理である。

④ 「店舗」の経年減点補正率を適用するのは誤りであり、「居宅」で適用すべきである。

8 被告（被控訴人、被上告人）の主張

① 7 割評価基準の内容は法令の正しい解釈に合致するものであり、租税法律主義に反するものではなく、価格調査基準日を設定し、土地の登録価格を評定しても法 349 条に違反するものではない。

② 奥行価格補正率、側方路線影響加算率、二方路線影響加算率、不整形地補正率等によって適正に評価済みである。

③ 再建築費を基準とする評価方式は、家屋の価格の構成要素として基本的なものであり合理性がある。

④ 非木造家屋の経年減点補正率は、1 棟の中で占める割合が多いものの補正率によることとなっており、「店舗」を適用したもので、不当なものではない。

9 判決の要旨

① 7 割評価基準は、公示価格の算定と同様の方法で評価した標準宅地の 7 割をもって、その適正な

時価として扱うことも、法が禁ずるものではなく 7 割評価基準には合理性が認められる。そして、7 割評価基準の本来の趣旨が賦課期日までの時点修正を目的とするものでないとしても、7 割評価基準を含む評価基準の定めを適用して算定された価格が賦課期日における客観的時価を上回らない限り、違法があるとはいえないというべきである。

② 本件標準宅地として選定したことは、評価基準等に適合するものということができる。また、画地に沿接する正面路線及び側方路線の環境条件指数の認定は合理的であり、土地を標準宅地として選定して、格差率を認定しているのであるから、原告らの主張は失当である。

③ 再建築価格は、家屋の価格構成要素として基本的なものであると解されることからして、評価基準の採用した再建築費基準法には、一般的な合理性があるということができる。

④ 本件家屋は、総床面積の 9 割近くが店舗であり、「店舗及び病院用建物」についての経年減点補正率基準表によって、補正率を求めたことは評価基準に適合するものというべきである。

10 公刊の有無及び判例評釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地及び家屋

12 本事件における評価年度 平成 9 年度

町田市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日 平成 13 年 1 月 31 日

2 裁判所名及び事件番号 東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 93 号
（平成 10 年（行ウ）第 219 号と併合審理）

3 原告及び訴訟代理人 [redacted]

4 被告 町田市固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 9 年 4 月 28 日 審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年 2 月 26 日 審査委員会による棄却の決定

平成 10 年 5 月 21 日 審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 現況地目（雑種地）の認定及び補正率について

② 雑種地を宅地並に評価するには、諸々の補正が必要か

③ 位置指定道路（私道）と宅地の画地認定について

7 原告の主張

① 現況は、山林である。

② 急傾斜地の底地で宅地並に評価するには、諸々の補正が必要である。

③ 私道と宅地を一画地に認定したのは誤りである。

8 被告の主張

① 地目認定は、1 月 1 日現在の利用状況により認定したものである。

② 評価基準等に基づいて評価したものである。

③ 私道部分と宅地は一画地である。

9 判決の要旨

① 現況地目は雑種地であるが、市街化宅地評価法適用地区とその他の宅地評価法適用地区の中間に位置づけられるので 0.75 の補正率を適用すべきである。

② 評価は、賦課期日の客観的な交換価値によるべきでこれを越えるものは違法である。

③ 私道と宅地を一体評価したのは適正でない。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本件における評価年度 平成 10 年度

判番 547

町田市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 219 号
（平成 10 年（行ウ）第 93 号と併合審理）

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　町田市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　4 月 27 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　8 月 11 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年 11 月　6 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　位置指定道路（私道）を二分して異なった評価をしたことについて

7　原告の主張

①　私道は、これを二分して異なった評価をすることは妥当でなく単独の画地とし、私道として評価すべきである。

8　被告の主張

①　私道の一部は、原告所有の共同住宅の利用者の通行に供する部分で不特定多数の通行に供するものではない。

9　判決の要旨

①　私道部分は、一筆の土地として評価すべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本件における評価年度　　平成 10 年度

判番 548

町田市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 8 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・平成 10 年（行ウ）第 93 号、219 号併合審理
東京高裁・平成 13 年（行コ）第 47 号

3　控訴人　　町田市固定資産評価審査委員会
及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　[redacted]

5　経過

平成 13 年　1 月 31 日　　地裁判決言い渡し

平成 13 年　2 月 14 日　　高裁に訴状提出

平成 13 年　8 月 29 日　　高裁判決言い渡し

平成 13 年　9 月 11 日　　最高裁に上告受理申立書を提出

6　争点

①　適正な時価について

②　雑種地の補正について

③　位置指定道路（私道）の評価について

7　控訴人の主張

①　適正な時価は、評価基準等に基づいて求められた額が適正な時価である。

②　市街地宅地評価法適用地区とその他の宅地評価法適用地区の中間に位置づけられる雑種地として 0.75 の補正をすべきとするが、根拠のない減価率を採用することは適正でない。

③　私道は行き止まりの通路で不特定多数の利用に供されていないので公衆用道路でない。

8　被控訴人の主張

①　現況及び利用状況に照らした評価方法を相当とした原判決は正当である。

②　複数の者が利用する公衆用道路と認定した原判決は正当である

9　判決の要旨

①　適正な時価について

評価基準等を忠実に適用しても、その結果が賦課期日における客観的な時価を表さない場合は、評価基準等に問題があり、それによって決定された登録価格は、法の趣旨に反するもである。

②　雑種地の補正について

雑種地の所在のみを指標とする比準方法を機械的に適用することが相当でない場合は、雑種地の態様に応じて比準方法に相当な修正を加える必要があり、0.75 の補正は相当である。

③　位置指定道路について

私道と宅地を一体評価したのは違法である。私道部分を二つの画地に区分して評価すべきでない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本件における評価年度　　平成 9・10 年度

判番 549

町田市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年　3 月 19 日

2　裁判名及び事件番号　　東京地裁・平成 7 年（行ウ）第 5 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　町田市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年 10 月 20 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　1 月 24 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　課税地目を誤認している

②　評価が不当に高い

③　位置指定道路を公衆用道路として取り扱えるか

7　原告の主張

①　不動産登記簿上のみならず現況も山林であるが、課税上雑種地で評価し、課税地目を誤認している。

②　段差、日照等、土地の条件が悪く、造成費用も莫大にかかるなどを考慮すると価格が不当に高い。

③　位置指定を受けた道路であるので、道路として認定し課税すべきである。

④　公示価格、相続税価格、売買実例等を参考にすると高い。

8　被告の主張

①　地目認定は、1 月 1 日現在の利用状況により判断したものであり正当である。

②　評価基準及び要領に基づいて価格算定を行ったものであり正当である。

③　地方税法 348 条に規定する公衆用道路には該当しない。

④　自治省通達により価格調査基準日を平成 5 年 1 月 1 日とし、地価公示価格、不動産鑑定価格等に基づきそれらの 7 割程度を基本として価格を求めたものであり正当である。

9　判決の要旨

①　地目認定

土地評価上の地目は、土地の状況及び利用目的に重点を置いて認定し、土地全体としての状況を観察し、社会通念に従って判断すべきである。従って、本件土地 2 筆の 1 筆は、その一部が耕作に利用されているが 3 割程にすぎず、その外縁に樹木がまばらに生育しているほか雑草が繁茂している。他の 1 筆には、農具等収納の建物が建っているほか、比較的まばらに背の低い木が植わっているに止まる。

本件土地は、一体的に利用されるべき一画地の土地で、これを全体的に観察すればその現況は山林とも畑とも見ることができず、雑種地と認定するのが相当である。

②　評価が適正であるか否か

・造成費

市街地宅地評価法適用地区の雑種地は、宅地の画地評価法を適用し、造成費を控除する方法により、その他の宅地評価法適用地区の雑種地は、宅地価格に 0.5 を乗じる方法により評価するものとしている。本件土地は、市街地宅地評価法適用地区とその他の宅地評価法適用地区の中間に位置づけられるべき雑種地であり、宅地価格を求め、その価格に 0.75 の補正率（減価率 0.5 の 2 分の 1）を乗じ評価するのが相当である。

・時点修正

地価が下落傾向にある場合には、賦課期日までの地価の下落をできる限り標準宅地等の価格の評定に反映させるよう配慮しなければならないというべきである。

平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの間において少なくとも 6 カ月間（平成 4 年 7 月 1 日～平成 5 年 1 月 1 日）の地価下落率と同程度の下落があるものと想定してこれを評価に反映させるのが相当であり、本件価格の評定にあたっても、地価の下落率が約 3%であることを想定して時点修正を行うのが相当である。

・街路の格差

主要な街路の幅員が 1.8 メートルであるのに対し、本件正面街路の幅員が 3.8 メートルであることから街路の格差 9%と評価し、主な街路に 109%を乗じて正面街路の価格を求めているが、正面街路は、公道へ出るための私道であり増額要素とはならないというべきである。

・所要の補正

所要の補正は、宅地の状況に応じ、評価の均衡を図るため、補正を必要とする特別の事情がある場合に行うもので、補正を必要とする特別の事情に当たるかどうかは、市町村長の合理的な裁量に委ねられる。本件で、それらの事情に基づく補正を行っていないからといって、評価が適正を欠くということはできない。

③　位置指定道路に独自の路線価を付設すべきか、一画地として評価すべきか

本件土地は、位置指定道路として、不特定多数の者が制限なく通行できる道路の用に供されているものといえるから、「公共の用に供する道路」として非課税となるか仮に非課税の対象とならないとしても私道敷地たる雑種地として評価すべきこととなる。また、本件他 1 筆は、上記街路に独自の路線価を付設したうえ、画地計算法を適用して評価すべきである。よって、本件 2 筆を一体となす一画地の宅地としてした評価は、法及び評価基準に違反するものであり違法である。

④　時点修正

平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価下落率が約 10%であると想定して時点修正を行うのが相当である。

⑤　相続税評価額、売買実績と比較して不当に高いとの主張

評価基準に従って適正に評価されている限り、土地の適正な時価と認めるのが相当であり、一つの売買実績がたまたま考慮に入らないからといって、ただちに不適正ということはできない。

⑥　減価要素としての所要の補正

道路条件が悪く所要の補正を主張するが、所要の補正は、市町村長の合理的な裁量に委ねられており、本件において補正を行っていないからといって、評価が適正を欠くということはできない。

⑦　主要な街路に面する土地の評価が適正であるか否か

正面街路の路線価に、平成５年１月１日から平成６年１月１日までの地価下落率約 10％であると想定し、時点修正を行うのが相当であり、それにより本件土地の評価を行うべきであるが、一方、前記その他の街路となる位置指定道路に沿接しており、価格の増加要因となる。

上記、その他の街路に独自の路線価を付設して評価し直さなければ評価が適正であるかどうかの判断はできない。

したがって、本件価格決定は、法及び評価基準に違反した違法がある。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 179 号 22 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

町田市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 12 月 10 日

2　裁判名及び事件番号　　東京地裁・平成７年（行ウ）第５号

東京高裁・平成 10 年（行コ）第 81 号

3　控訴人　　町田市固定資産評価審査委員会

及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　[redacted]

5　経過

平成 10 年　3 月 19 日　　地裁判決言渡し

平成 10 年　4 月　1 日　　高裁に訴状提出

平成 10 年 12 月 10 日　　高裁判決言渡し

平成 10 年 12 月 28 日　　最高裁に上告受理申立書を提出

6　争点

①　雑種地の補正率の適用について

②　時点修正について

③　位置指定道路（私道）の評価について

7　控訴人の主張

①　原判決は、市街化宅地評価法適用地区の雑種地とその他の宅地評価法適用地区の中間に位置づけられた雑種地として、その評価にあたっては、標準宅地に比準して住宅地とした場合の価額を求め、その価額に 0.75 の率の補正率を乗じて評価するのが相当とするが、中間に位置づけられるべき雑種地はあり得ない。

②　時点修正について平成５年１月１日から平成６年１月１日までの間の地価下落率を前６か月間の地価下落率と同程度の下落があるものと想定して時点修正を行うのが相当であるとするが、それはあくまでも想定であって具体的な根拠を欠くものである。

③　位置指定道路は、不特定多数の者が制限なく通行できる道路であるから公共の用に供する道路として非課税となるか、非課税にならないとしてもその評価は、私道敷地たる雑種地として評価すべきである。しかし、当該土地は、行き止まり通路であり、一般公衆が何らの制約なく通り抜ける通路でないから公共の用に供する道路とはいえ

8　被控訴人の主張

①　原判決が、現況及び利用状況に照した評価方法を相当としたことは、正当である。

②　原判決は、適正な時価の算出に適合するものである。

③　控訴人は、位置指定道路を利用するものが特定されうる者であると主張するが、実際の利用者が、それほど単純に特定できるものではなく、原判決が複数の者が利用する公衆用道路であると認定したことは極めて常識的である。

9　判決の要旨

① 本件土地は、主として市街地形態を形成する地域に所在するけれども、宅地化が容易でなく、その現況、利用状況等土地の実情から宅地の価額に比準する方法を機械的に適用することが相当でなく、修正の方法として、その減価率をその他の宅地評価法適用地区の雑種地の減価率 0．5 の 2 分の 1 とみて、評価したもので、現況及び利用状況等に照らせば相当な評価方法である。

② 地価がかなりの程度下落傾向にある場合には、価格の評定に際して、賦課期日までの地価の下落を反映させ、評価額が客観的な取引き価格を上回ることのないように配慮しなければならないものであって、これをしない結果、評価額が賦課期日における客観的な取り引き価格を上回る場合には、その評価は違法というべきである。

③ 位置指定道路は、不特定多数人による通路の通行を妨げたことはないことが認められる。

10 公刊の有無及び判例評釈

11 固定資産の区分　　土地　（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

損害賠償請求事件

1 判決年月日　　平成 3 年 3 月 27 日

2 裁判所名及び事件番号　　東京地方裁判所

平成元年（行ウ）第 181 号

3 原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人）　東村山市長個人

5 経過

平成元年 6 月 12 日　　監査請求

6 争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、固定資産税等を賦課せず、報償費を支払ったことの適法性

7 原告（控訴人、上告人）主張

① 本件固定資産税の非課税措置は市税条例第 40 条の 6 に違反するな財務会計上の行為であり、これにより、本件固定資産税額と同額の被害を被った。

② 東村山市が本件各土地を有料で借り受けている場合には、その所有者らに対し固定資産を賦課しなければならないところ、東村山市本件各土地を有料で借り受けるについてその所有者らに対し報償費の名目のもとに使用料を支払っていたのであるから、本件各土地を有料で借り受けていたというべきである。

③ したがって、本件固定資産税を未だ賦課していないことは、市税条例第 40 条の 6 に違反し違法である。

8 被告（被控訴人、被上告人）主張

① 固定資産税の非課税措置が適法である根拠として、市税条例第 40 条の 6 にいう「有料で借り受けた」とは、固定資産を有償契約に基づいて借り受けたことを意味するのであり、東村山市は本件各土地に対して賃料相当額の 10 分に 1 以下の報償費しか支払っておらず使用貸借契約に基づいて本件各土地を借り受けていたにすぎないから、有料で借り受けた場合に当たらない。

② 固定資産の所有者に対して固定資産税を賦課するか否かについて裁量権があり本件固定資産税の非課税措置は裁量の範囲内である。

③ 本件固定資産税の非課税措置は「公益その他の事由により課税を不適当とする場合おいて、課税しないことができる。」とした地方税法第 6 条により適法である。

④ 本件固定資産税の非課税措置が、違法であるとすれば、東村山市としては、本件固定資産税を賦課しながら所有者らと賃貸借契約を締結して本件土地を借り受ける以外になかったが、そうなれば通常の水準の賃料を支払わざるえず、市の支出はかえって増大するから、市に損害は発生していない。

9 判決要旨

1．地方税法 348 条 2 項ただし書が、固定資産を有料で借り受けた者がこれを同項各号の固定資産

として使用する場合について「固定資産税を課することができる」と規定している趣旨は、市町村に対し、固定資産税を賦課するか、賦課しないか、賦課するとした場合にどの範囲で賦課するかの裁量を認めたものと解されるが、それはあくまでも、市町村が条例によって決めるべきものであって、市町村の条例において、右ただし書を受けて「固定資産税を課する」旨が規定されている場合についてまで、賦課権者に裁量を認めたものと解すべきではない。

2．市町村長が地方税法 6 条 1 項に基づいて固定資産税を非課税とするには、同法 3 条により、条例をもってその旨を定めなければならない。

3．市町村長が地方税法 6 条 1 項に基づいて固定資産税を非課税とするには、同法 3 条により条例をもってその旨を定めなければならない。

4．地方税法 348 条 2 項ただし書の「有料」とは、固定資産の貸借契約において、借主が貸主に対しその貸借に牽連性を有する一定の金員を支払う旨の合意をし、その合意に基づいて契約上の債務としてその金員を支払われれば足り、その金員の額がその貸借に見合うものとはいいえないときであっても、有料と解することに妨げはないというべきである。

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 4 年 3 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地方裁判所
　　平成 3 年（行ウ）第 164 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　東村山市長個人

5　経過

　平成元年 6 月 12 日　　監査請求

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　原告（控訴人、上告人）主張

①　固定資産を有料で借り受けた者が、これを法第 348 条第 2 項各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、その固定資産の所有者に対し固定資産税を課する旨を定めているから、東村山市が本件各土地を有料で借り受けている場合には、その各所有者に固定資産税を賦課しなければならない。

②　本件固定資産税を賦課しなかったことは違法であり、これによって、東村山市が損害を被った。

8　被告（被控訴人、被上告人）主張

①　所有者が、固定資産を貸し付けるについて固定資産税の額より低額の使用料しか得ていない場合に固定資産税を課したとすると、使用料の収入によってはこれを賄うことができないのであるから、そのような所有者は、その固定資産を公共目的のために提供したにもかかわらず課税上不利益を強いられることとなるのであって、このような場合に、所有者の負担能力について特段の配慮をする必要がないとはいえないことは、所有者が、全く無償で固定資産を貸し付けている場合と同様である。

②　本件各土地の借受けが「固定資産を有料で借り受けた」場合に当たるとしても、市町村の長には、固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第 348 条第 2 項各号に掲げた固定資産として使用する場合において、この固定資産に対して固定資産税を賦課するかどうかについての裁量権がある。

③　本件各固定資産税を賦課しなかったことは、右の裁量の範囲を出るものではないから、適法というべきである。同項ただし書の趣旨は、無料で固定資産の提供を受けた者がこれを同項各号所定の非課税用途に供している場合には、その固定資産の所有者自らが、いわば犠牲的精神でもってそれを非課税用途に供しているということができるので、その固定資産に対しては固定資産税を課さないこととする十分な理由があるという点にあるものと解されるところ、本件各土地の各所有者は、通常の賃料に比してはるかに低廉な報償費のみを受けてこれを非課税用途に提供しているのであるから、犠牲的精神によって固定資産を非課税用途に提供しているという点において

右と異なるところはないというべく、本件各土地に対しては固定資産税を課さないこととする十分な理由がある。

9　判決要旨

1．地方税法第 6 条第 1 項に基づき課税をしないとする場合は、条例にその旨の定めをしなければならない。

2．固定資産税の課税要件を充足するに拘わらず、市長がその賦課徴収を怠り課税決定をすることができる期間を徒過したときは、市にその課税相当額の損害が生じてるのであって、課税しないことで、市に便益が持たされていても損害が、填補されるものでない。

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 4 年 10 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高等裁判所
平成 4 年（行コ）第 39 号

3　控訴人（原告、上告人）　東村山市長個人

4　被控訴人（被告、被上告人）　[redacted]

5　経過

平成元年　6 月 12 日　監査請求

平成 4 年　3 月 19 日　東京地方裁判所 平成 3 年（行ウ）第 164 号

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　控訴人（原告、上告人）主張

①　原判決当事者の主張の付加、訂正の要約

・控訴人は、本件各土地について平成元年度は支払いをせず 2 年度は通常の賃料として支払ったものは課税し、支払わなかったものは非課税とする取扱いをした。

・報償費を 1 か月 50 円の割合で支払うことを約束し、非課税の扱いとするとの市の見解を示し、所有者もこれを信頼した。

・本件非課税措置により控訴人は、利益を得ていない。東村山市と控訴人の関係で控訴人に損害賠償責任を負わせるのは妥当でない。

8　被控訴人（被告、被上告人）主張

①　原判決当事者の主張のとおり。

9　判決要旨

1．東村山市通常の額から報償費を差し引いた額相当の利益を上げているのは明らかであるが、法律上固定資産税の徴収しないことと対価関係になく、対価関係に立たせるべきものでない。

2．報償費を支払ったものについては固定資産税を賦課すべきであり、賦課しなかったことは違法であることを認識していた過、知らなかったとしても過失があったというべきである。

判番 554

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 6 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

平成 5 年（行ツ）第 15 号

3　上告人（控訴人、原告）　東村山市長個人

4　被上告人（被控訴人、被告）　[redacted]

5　経過

平成元年 6 月 12 日　　監査請求

平成 4 年 3 月 19 日　　東京地方裁判所 平成 3 年（行ウ）第 164 号

平成 4 年 10 月 7 日　　東京高等裁判所 平成 4 年（行コ）第 39 号

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　上告人（控訴人、原告）主張

①　仮に固定資産税を賦課すべきであったとしても、禁反言の法理により賦課徴収することは許されず違法とはいえない。

②　本件各土地の所有者は、東村山市の示した見解、すなわち低額の報償を受けても固定資産税は非課税と信じた。所有者は、土地の貸渡しに世間並みの賃料を取って固定資産税の支払いに充てるか、非課税扱いを受けるかの選択できたのに、東村山市が上記の見解を示したので、本件の貸し方を選択した。

③　本件各固定資産税を賦課しないことによって、東村山市は、各土地を使用し、その使用利益を享受できたのであるから、賦課決定を行わなくとも少なくとも経済的に東村山市に損害は発生していない。

8　被上告人（被控訴人、被告）主張

①　固定資産を有料で借り受けた者が、これを同項各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、その固定資産の所有者に固定資産税を課することができるものとされ（同項ただし書）、これを受けて東村山市税条例（以下「市税条例」という。）第 40 条の 6 は、固定資産を有料で借り受けた者が、これを法第 348 条第 2 項各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、その固定資産の所有者に対し固定資産税を課する旨を定めているから、東村山市が本件各土地を有料で借り受けている場合には、その各所有者に固定資産税を賦課しなければならない。

9　判決要旨

1．一　地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づく住民訴訟において住民が代位行使する損害賠償請求権は、民法その他の私法上の損害賠償請求権と異なるところはないから、損害の有無、その額については、損益相殺が問題になる場合はこれを行った上で確定すべきである。

二　本件非課税措置を採ったことによる市の損害は、措置を採らなかった場合に必要とされる各土地の使用の対価の支払を免れたという市が得た差引利益は、対価関係にあり、また相当因果関係にあるというべきであるから、両者は損益相殺の対象となる。

2．地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づく住民訴訟において住民が代位行使する損害賠償請求権は、民法その他の私法上の損害賠償請求権と異なるところはない。

3．通常の取引上の固定資産の貸借の対価に相当する額に至らないとしても、その固定資産の使用に対する代償として金員が支払われている場合は、地方税法 348 条 2 項ただし書にいう「固定資産を有料で借り受けた」場合に当たる。

4．市が公共の用に供するために借り受けた土地につき、固定資産税を非課税とすることができないのに非課税措置を採ったことにより、通常の賃貸借における賃料額よりかなり低額の使用料を支払うにとどめる旨の合意に至った場合においては、この非課税措置により被った固定資産税相当額の損害と同措置を採らなかったならば必要とされる土地使用の対価の支払を免れたという利益とは、損益相殺の対象となる。

判番 555

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 5 年 7 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地方裁判所

平成 4 年（行ウ）第 100 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　東村山市長　市川一男

東村山市長個人

5　経過

平成　3 年　4 月　3 日　　監査請求

6　争点

個人立幼稚園の固定資産税を賦課期日が過ぎても賦課しないことの適法性

7　原告（控訴人、上告人）主張

①　地方税法第 367 条は、第 348 条の非課税事由と同様に、もっぱら納税者の担税力が薄弱であることに基づいて固定資産税の減免を許すものである。同法第 367 条を根拠としながらもっぱら公共性があるという理由で固定資産税を一律に免除することは許されない。実質において非課税と同一の結果になる減免についてその対象とすべき者の決定を市長に委ねることは、同法第 3 条第 1 項及び第 348 条第 2 項に照らして許されない。

②　東村山市税条例第 53 条第 1 項第 2 号の規定は、納税者の担税力を考慮せずに一律に固定資産税を減免するものと規定していること、納税者の担税力が薄弱であることを個別具体的に審査する手続きを規定していないこと、公益性の内容を具体的に定めていないこと並びに何が公益のため直接専用する固定資産であるかの認定をすべて市長に委任していることから地方税法に違反し無効である。

③　公益のため直接専用する固定資産について、その所有者の担税力が薄弱である場合に限り適用されるものと解すべきところ、本件の納税義務者は充分な担税力を有している。その建物及び土地は、園児以外を対象とする学習塾等の収益事業も行っていて、公益のため直接専用するものとはいえない。本件減免決定に際し、その建物及び土地の使用実態が真に公益のため直接専用するものであるかどうかについて調査や審査をしていない。また、地方税法第 348 条第 2 項は、非課税とする教育施設を学校法人及び専修学校に限定しているが、本件減免決定は、その余の教育施設のうちとくに個人経営の幼稚園を不合理に優遇するものであるから、憲法第 14 条に違反する。

8　被告（被控訴人、被上告人）主張

①　地方税法第 367 条にいう「その他特別の事情がある者」には、公益上の理由がある者が含まれる。

②　東村山市税条例第 53 条第 1 項第 2 号にいう「公益」とは広く社会一般の利益をいい、何が「公益」に該当するかは、市長が高度に政治的・技術的・総合的な見地からする判断に委ねられている。

③　個人経営の幼稚園も幼児の初期教育を担って社会一般の利益を増進させるものとして、現実に果たしている公共的役割やその社会的機能を無視することはできず、その本来の活動は、「公益」に該当する。同条例の規定にいう「直接専用する」とは、幼稚園の施設及びその敷地主として幼稚園の設置目的にそって利用されていればよい。時間的・場所的に幼稚園の障害にならない範囲で、各種の「おけいこごと教室」等を直接又は委託して実施していても「直接専用する」との要件が満たされなくなるものでない。

④　本件減免決定が違法であるとされるときは、被告市長においてこれを取り消して徴収することが可能となるので、市に損害は発生しない。

9　判決要旨

1．個人立の幼稚園の土地建物が市の税条例にいう「公益のため直接専用する固定資産」に当たるとしてなされた固定資産税及び都市計画税の免除処分について、事業の公益性や直接専用されている部分の認定は市長の裁量権に委ねられており、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと認められるときに限りこれを違法とすることができる。

2．東村山市税条例 53 条 1 項 2 号の規定は、地方税法 367 条・6 条 1 項に違反しない。

3．東村山市税条例 53 条 1 項 2 号の規定を適用した減免に関する市長の判断は、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと認められるときに限り、これを違法とすることができる。

判番 556

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 4 年 12 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地方裁判所
　　平成 4 年（行ウ）第 110 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　東村山市長個人

5　経過

　平成元年　6 月 12 日　　監査請求

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　原告（控訴人、上告人）主張

①　固定資産を有料で借り受けた者が、これを法第 348 条第 2 項各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、その固定資産の所有者に対し固定資産税を課する旨を定めているから、東村山市が本件各土地を有料で借り受けている場合には、その各所有者に固定資産税を賦課しなければならない。

②　本件固定資産税を賦課しなかったことは違法であり、これによって、東村山市が損害を被った。

8　被告（被控訴人、被上告人）主張

①　所有者が、固定資産を貸し付けるについて固定資産税の額より低額の使用料しか得ていない場合に固定資産税を課したとすると、使用料の収入によってはこれを賄うことができないのであるから、そのような所有者は、その固定資産を公共目的のために提供したにもかかわらず課税上不利益を強いられることとなるのであって、このような場合に、所有者の負担能力について特段の配慮をする必要がないとはいえないことは、所有者が、全く無償で固定資産を貸し付けている場合と同様である。

②　本件各土地の借受けが「固定資産を有料で借り受けた」場合に当たるとしても、市町村の長には、固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第 348 条第 2 項各号に掲げた固定資産として使用する場合において、この固定資産に対して固定資産税を賦課するかどうかについての裁量権がある。

③　本件土地借受けの当時に溯って固定資産税を賦課することは、禁反言の法理により許されないから、東村山市土地所有者に賦課しなかったことの措置は違法でない。

9　判決要旨

1．地方税法第 6 条第 1 項に基づき課税をしないとする場合は、条例にその旨の定めをしなければならない。

2．固定資産税の課税要件を充足するに拘わらず、市長がその賦課徴収を怠り課税決定をすることができる期間を徒過したときは、市にその課税相当額の損害が生じてるのであって、課税しないことで、市に便益が持たされていても損害が、填補されるものでない。

3．「固定資産を有料で借り受けた」の意義について「有料で」とは、一般に財貨や役務等の利益の提供について金員の支払いを必要とすることを意味するに止まり金員の額が提供される利益との対価性を有することまでを意味するとは解さない。

判番 557

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 5 年 5 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高等裁判所
　　平成 4 年（行コ）第 149 号

3　控訴人（原告、上告人）　東村山市長個人

4　被控訴人（被告、被上告人）　[redacted]

5　経過

　平成元年　6 月 12 日　　監査請求

　平成 4 年 12 月 17 日　　東京地方裁判所 平成 4 年（行ウ）第 110 号

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　原告（控訴人、上告人）主張

①　原判決当事者の主張の付加、訂正の要約

・土地使用契約書上固定資産を減免すると表現されているが、東村山市としては地方税法及び東村山市税条例上当然非課税の扱いを注意的に記載した。

・非課税を内容とする契約も住民の福祉の増進を目的とし不公平な結果が生じない限り有効。

・固定資産税の非課税は、報償費と合わせ、土地使用の反対給付となっていた。

8　被告（被控訴人、被上告人）主張

①　原判決当事者の主張のとおり。

9　判決要旨

1．固定資産税を課税しなかったことは違法である。

2．損害賠償請求について、一方において損失が生じても、他方において、これによって利益を得、又は支出を免れることによって利得している場合には、両者間に相当な因果関係が認められれば損益相殺した結果により、最終的損害の有無を確定すべきである。

判番 558

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 6 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所

平成 5 年（行ツ）第 157 号

3　上告人（原告、控訴人）　[redacted]

4　被上告人（被告、被控訴人）　東村山市長個人

5　経過

平成元年　6 月 12 日　　監査請求

平成 4 年 12 月 17 日　　東京地方裁判所 平成 4 年（行ウ）第 110 号

平成 5 年　5 月 31 日　　東京高等裁判所 平成 4 年（行コ）第 149 号

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことで、東村山市が被った損害と、そのことにより得た利益とが損益相殺できるか。

7　上告人（原告、控訴人）主張

①　固定資産を有料で借り受けた者がこれを同項各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、その固定資産の所有者に固定資産税を課することができるものとされ（同項ただし書）、これを受けて東村山市税条例（以下「市税条例」という。）第 40 条の 6 は、固定資産を有料で借り受けた者が、これを法第 348 条第 2 項各号に掲げる固定資産として使用する場合においては、その固定資産の所有者に対し固定資産税を課する旨を定めているから、東村山市が本件各土地を有料で借り受けている場合には、その各所有者に固定資産税を賦課しなければならないところ、その事実を怠ったため東村山市は損害を被った。

8　被上告人（被告、被控訴人）主張

①　所有者が、固定資産を貸し付けるについて固定資産税の額より低額の使用料しか得ていない場合に固定資産税を課したとすると、使用料の収入によってはこれを賄うことができないのであるから、そのような所有者は、その固定資産を公共目的のために提供したにもかかわらず課税上不利益を強いられることとなるのであって、このような場合に、所有者の負担能力について特段の配慮をする必要がないとはいえないことは、所有者が、全く無償で固定資産を貸し付けている場合と同様である。

②　本件各土地の借受けが「固定資産を有料で借り受けた」場合に当たるとしても、市町村の長には、固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第 348 条第 2 項各号に掲げた固定資産として使用する場合において、この固定資産に対して固定資産税を賦課するかどうかについての裁量権がある。

③　本件各固定資産税を賦課しなかったことは、裁量の範囲を出るものではないから、適法というべきである。同項ただし書の趣旨は、無料で固定資産の提供を受けた者がこれを同項各号所定の非課税用途に供している場合には、その固定資産の所有者自らが、いわば犠牲的精神でもってそれを非課税用途に供しているということができるので、その固定資産に対しては固定資産税を課さないこととする十分な理由があるという点にあるものと解されるところ、本件各土地の各所有者は、通常の賃料に比してはるかに低廉な報償費のみを受けてこれを非課税用途に提供しているのであるから、犠牲的精神によって固定資産を非課税用途に提供しているという点において右と異なるところはないというべく、本件各土地に対しては固定資産税を課さないこととする十分な理由がある。

9　判決要旨

1．一　地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づく住民訴訟において住民が代位行使する損害賠償請求権は、民法その他の私法上の損害賠償請求権と異なるところはないから、損害の有無、その額については、損益相殺が問題になる場合はこれを行った上で確定すべきである。

二　本件非課税措置を採ったことによる市の損害は、措置を採らなかった場合に必要とされる各土地の使用の対価の支払を免れたという市が得た差引利益は、対価関係にあり、また相当因果関係にあるというべきであるから、両者は損益相殺の対象となる。

2．地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づく住民訴訟において住民が代位行使する損害賠償請求権は、民法その他の私法上の損害賠償請求権と異なるところはない。

3．通常の取引上の固定資産の貸借の対価に相当する額に至らないとしても、その固定資産の使用に対する代償として金員が支払われている場合は、地方税法 348 条 2 項ただし書にいう「固定資産を有料で借り受けた」場合に当たる。

4．市が公共の用に供するために借り受けた土地につき、固定資産税を非課税とすることができないのに非課税措置を採ったことにより、通常の賃貸借における賃料額よりかなり低額の使用料を支払うにとどめる旨の合意に至った場合においては、この非課税措置により被った固定資産税相当額の損害と同措置を採らなかったならば必要とされる土地使用の対価の支払を免れたという利益とは、損益相殺の対象となる。

判番 559

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 7 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地方裁判所
平成 5 年（行ウ）第 195 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　東村山市長個人

5　経過

平成　5 年　4 月 23 日　監査請求

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　原告（控訴人、上告人）主張

①　本件規定における「固定資産を有料で借り受けた」場合とは貸主と借主との合意に基づき固定資産を借り受けるために何らかの金員を支払う場合をいうと解すべきところ、市は、本件各土地を借り受けるについて報償費を支払っていたから、本件土地を「有料」で借り受けたことになり、本件規定により、土地所有者に対し固定資産を課すべき場合に当たる。そして、市長には本件固定資産税を非課税とする裁量権はないから、本件固定資産税を賦課徴収しなかったのは本件規定に違反し違法であり、市に損害を与えた。

②　本件固定資産税を賦課することは禁反言の法理に照らして許されないというが本件各土地の所有者は、本件規定を潜脱して固定資産税の負担を免れようと考え、被告と通牒して有料の貸借事実を隠蔽しようとしたもの。

8　被告（被控訴人、被上告人）主張

①　法第 348 条第 2 項ただし書の趣旨は所有者が一定の公共のために固定資産を貸与している場合であってもこれに見合う使用料を得ている場合には、その収入によって固定資産税を負担することができるから、固定資産税を課しても特別の不利益を負わせることにならないことになる。ただし書を受けて定められた本件規定にいう固定資産を「有料で借り受けた」場合とは、固定資産税の額より高額の使用料を支払って借り受けた場合か、有償契約により使用の対価を得ている場合をいうものと解するべきであるところ、市が支払っていた報償費は本件固定資産税の額や近傍駐車場の賃料よりも低額であるから本件においていずれにせよ「有料で借り受けた」場合とはいえず、本件規定は適用されない。

②　本件各土地を借り受ける際、土地所有者に対して報償費を支払うことを約すとともに契約書に固定資産税等を減免する旨を表示して、固定資産税等は非課税であるとの見解を示しており土地所有者は、市の示した見解を信じて本件土地を課すことに同意したのであって、このような事情のもとでは、土地所有者に対し固定資産税を遡って賦課徴収することは禁反言の法理により許されないというべきであり、本件賦課徴収しなかったことは違法でない。

9　判決要旨

1．「固定資産を有料で借り受けた」とは、金員の支払が社会通念上無視しうる程度に少額なものでない限り有料で借り受けた場合に当たる。

2．固定資産税を賦課徴収しなかったことによって、市は、収入を得られなかったが、他方で土地の使用利益を得たもので、市に損害はない。

判番 560

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 7 年 3 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高等裁判所
平成 6 年（行コ）第 136 号

3　控訴人（原告、上告人）　[redacted]

4　被控訴人（被告、被上告人）　東村山市長個人

5　経過

平成　5 年　4 月 23 日　監査請求

平成　6 年　7 月 19 日　東京地方裁判所 平成 5 年（行ウ）第 195 号

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　控訴人（原告、上告人）主張

①　原判決当事者の主張の付加、訂正の要約

・一部ゲートボール場に関する請求にかかる訴えの取り下げ、施設駐車場に関する請求を追加。

8　被控訴人（被告、被上告人）主張

①　原判決当事者の主張の付加、訂正の要約

・体育施設用地として無償で借り受ける土地は、農地転用届に必要はなく、返還後は長期営農継続農地とて税法上の優遇措置を受けることができる。

9　判決要旨

1．報償費を支払って借受けことは本件土地を賃借した場合の賃料を下回るけれど、有料で借り受けた場合に当たり、賦課の対象をなるべきである。

2．固定資産税を賦課徴収しなかったことによって、市は、収入を得られなかったが、他方で土地の使用利益を得たもので、市に損害はない。

判番 561

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 12 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所
　　平成 7 年（行ツ）第 127 号

3　上告人（原告、控訴人）　[redacted]

4　被上告人（被告、被控訴人）　東村山市長個人

5　経過

　平成　5 年　4 月 23 日　　監査請求

　平成　6 年　7 月 19 日　　東京地方裁判所 平成 5 年（行ウ）第 195 号

　平成　7 年　3 月 29 日　　東京高等裁判所 平成 6 年（行コ）第 136 号

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　上告人（原告、控訴人）主張

①　本件規定における「固定資産を有料で借り受けた」場合とは貸主と借主との合意に基づき固定資産を借り受けるために何らかの金員を支払う場合をいうと解すべきところ、市は、本件各土地を借り受けるについて報償費を支払っていたから、本件土地を「有料」で借り受けたことになり、本件規定により、土地所有者に対し固定資産を課すべき場合に当たる。そして、市長には本件固定資産税を非課税とする裁量権はないから、本件固定資産税を賦課徴収しなかったのは本件規定に違反し違法である。

②　本件固定資産税を賦課することは禁反言の法理に照らして許されないというが本件各土地の所有者は、本件規定を潜脱して固定資産税の負担を免れようと考え、被告と通牒して有料の貸借事実を隠蔽しようとしたもの。

8　被上告人（被告、被控訴人）主張

①　法第 348 条第 2 項ただし書の趣旨は所有者が一定の公共のために固定資産を貸与している場合であってもこれに見合う使用料を得ている場合には、その収入によって固定資産税を負担することができるから、固定資産税を課しても特別の不利益を負わせることにならないことになる。ただし書を受けて定められた本件規定にいう固定資産を「有料で借り受けた」場合とは、固定資産税の額より高額の使用料を支払って借り受けた場合か、有償契約により使用の対価を得ている場合をいうものと解するべきであるところ、市が支払っていた報償費は本件固定資産税の額や近傍駐車場の賃料よりも低額であるから本件においていずれにせよ「有料で借り受けた」場合とはいえず、本件規定は適用されない。

②　本件各土地を借り受ける際、土地所有者に対して報償費を支払うことを約すとともに契約書に固定資産税等を減免する旨を表示して、固定資産税等は非課税であるとの見解を示しており土地所有者は、市の示した見解を信じて本件土地を課すことに同意したのであって、このような事情のもとでは、土地所有者に対し固定資産税を遡って賦課徴収することは禁反言の法理により許されないというべきであり、本件賦課徴収しなかったことは違法でない。

9　判決要旨

判決文のとおり

判番 562

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 10 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地方裁判所
　　平成 6 年（行ウ）第 236 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　東村山市長個人

5　経過

　平成　6 年　4 月 28 日　　監査請求

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　原告（控訴人、上告人）主張

①　市は、本件各土地を借り受けるについて報償費を支払っていたから、本件土地を「有料」で借り受けたことになり、本件規定により、土地所有者に対し固定資産を課すべき場合に当たる。そして、市長には本件固定資産税を非課税措置のため、賦課期間を徒過したことにより本件固定資産税相当額の損害を被った。

②　損益相殺することは、租税法律主義の原則を否定するから許されない。

③　土地所有者は非課税措置により長期営農継続農地制度の適用による莫大な利益を得るため使用利益は、農地を貸し付け場合とするのが相当。

8　被告（被控訴人、被上告人）主張

①　法第 348 条第 2 項ただし書の趣旨は所有者が一定の公共のために固定資産を貸与している場合であってもこれに見合う使用料を得ている場合には、その収入によって固定資産税を負担することができるから、固定資産税を課しても特別の不利益を負わせることにならないことになる。ただし書を受けて定められた本件規定にいう固定資産を「有料で借り受けた」場合とは、固定資産税の額より高額の使用料を支払って借り受けた場合か、有償契約により使用の対価を得ている場合をいうものと解するべきであるところ、市が支払っていた報償費は、本件固定資産税の額や近傍駐車場の賃料よりも低額であるから本件においていずれにせよ「有料で借り受けた」場合とはいえず、本件規定は適用されない。

②　本件各土地を借り受ける際、土地所有者に対して報償費を支払うことを約すとともに契約書に固定資産税等を減免する旨を表示して、固定資産税等は非課税であるとの見解を示しており土地所有者は、市の示した見解を信じて本件土地を課すことに同意したのである。本件土地を非課税措置とすることは報償費の支払いと併せて、土地使用の反対給付となっていることから、対価関係もある。

③　損害賠償責任を負うのは、故意又は重過失があるときに限るとするのが実定法の原則。

9　判決要旨

1．報償費の支払いは、土地使用の代償であることは明らかで、有料で借り受けた場合に該当する。本件非課税措置は、違法である。

2．本件非課税措置による市の損害と賦課措置をとらなかったに必要とされる差引き後の利益とは、相当因果関係にあり両者は、損益相殺の対象である。

固定資産税を賦課徴収しなかったことによって、市は、収入を得られなかったが、他方で土地の使用利益を得たもので、市に損害はない。

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 10 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高等裁判所
平成 7 年（行コ）第 136 号

3　控訴人（原告、上告人）　[redacted]

4　被控訴人（被告、被上告人）　東村山市長個人

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日　監査請求

平成　7 年 10 月 19 日　東京地方裁判所 平成 6 年（行ウ）第 236 号

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　控訴人（原告、上告人）主張

①　原判決当事者の主張の付加、訂正の要約

・租税法律主義の原則から、法律が容認していない以上相殺は許されない。

・本件土地の使用利益は、無視できる程小さく、市の差引き損害は固定資産相当額以上である。

・当審における予備的請求

8　被控訴人（被告、被上告人）主張

①　原判決当事者の主張の付加、訂正の要約

・本件予備的請求は、報償費の支出に関する住民監査請求を経ていない等により、不適法。

9　判決要旨

1．報償費を支払って借受けことは本件土地を賃借した場合の賃料を下回るけれど、有料で借り受けた場合に当たり、賦課の対象をなるべきであるから、本件非課税税措置は違法を前提に損害については損益相殺の適用を認める。

2．固定資産税を賦課徴収しなかったことによって、市は、収入を得られなかったが、他方で土地の使用利益を得たもので、市に損害はない。

3．当審における、予備的請求は、不適法であり却下。

判番 564

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所
平成 9 年（行ツ）第 54 号

3　上告人（原告、控訴人）　[redacted]

4　被上告人（被告、被控訴人）　東村山市長個人

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日　監査請求

平成　7 年 10 月 19 日　東京地方裁判所 平成 6 年（行ウ）第 236 号

平成　8 年 10 月 31 日　東京高等裁判所 平成 7 年（行コ）第 136 号

6　争点

公共施設用地として市が借用している土地の固定資産について、賦課徴収期日が過ぎても固定資産税等を賦課しなかったことの適法性

7　上告人（原告、控訴人）主張

①　市は、本件各土地を借り受けるについて報償費を支払っていたから、本件土地を「有料」で借り受けたことになり、本件規定により、土地所有者に対し固定資産を課すべき場合に当たる。そして、市長には本件固定資産税を非課税とする裁量権はないから、本件固定資産税を賦課徴収しなかったのは本件規定に違反し違法である。

②　本件固定資産税を賦課することは禁反言の法理に照らして許されないというが本件各土地の所有者は、本件規定を潜脱して固定資産税の負担を免れようと考え、被告と通牒して有料の貸借事実を隠蔽しようとしたもの。

8　被上告人（被告、被控訴人）主張

①　法第 348 条第 2 項ただし書の趣旨は所有者が一定の公共のために固定資産を貸与している場合であってもこれに見合う使用料を得ている場合には、その収入によって固定資産税を負担することができるから、固定資産税を課しても特別の不利益を負わせることにならないことになる。ただし書を受けて定められた本件規定にいう固定資産を「有料で借り受けた」場合とは、固定資産税の額より高額の使用料を支払って借り受けた場合か、有償契約により使用の対価を得ている場合をいうものと解するべきであるところ、市が支払っていた報償費は、本件固定資産税の額や近傍駐車場の賃料よりも低額であるから本件においていずれにせよ「有料で借り受けた」場合とはいえず、本件規定は適用されない。

②　本件各土地を借り受ける際、土地所有者に対して報償費を支払うことを約すとともに契約書に固定資産税等を減免する旨を表示して、固定資産税等は非課税であるとの見解を示しており土地所有者は、市の示した見解を信じて本件土地を課すことに同意したのであって、このような事情のもとでは、土地所有者に対し固定資産税を遡って賦課徴収することは禁反言の法理により許されないというべきであり、本件賦課徴収しなかったことは違法でない。

9　判決要旨

判決文のとおり

判番 565

固定資産税賦課決定処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 9 年（行ウ）第 230 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　国立市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 25 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　6 月 27 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　9 月 24 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点　18,615,984 円

本件決定に係る本件家屋の価格評価は、評価基準に適合したものか。

本件決定は、地方税法 433 条第 1 項に定める期限内に決定されなかったとの理由で違法となるか。

本件決定が、相当の理由が付記されていないとの理由で違法となるか。

本件決定は、原告が当時の国立市長佐伯有行個人の所有する固定資産に係る固定資産課税台帳の縦覧を拒否されたとの理由で違法となるか。

7　原告の主張

本件家屋に関する平成 9 年度評価額は、本件建物の素材・工賃の価格を上回り、政府の方針である「新築家屋素材の値下がりを加味して評価額を引き下げる。」に反する。

当該審査委員会は、地方税法第 433 条第 1 項に定められた期限内に審査決定していないので本件審査決定は、違法である。

本件審査決定には、決定理由が付記されていないが、審査請求の性質からみて、相当の理由を付記するべきであるから本件決定は、違法である。

土地・建物の評価の公平が保たれているか否かを知るため、当時の市長佐伯有行所有の土地建物の評価の縦覧を申し出たが拒否されたことは、法律で縦覧と規定し情報公開をするとした趣旨に反するので違法である。

8　被告の主張

本件家屋の評価は、評価基準により、家屋の再建築費評点数の算出につき、当該家屋に適用すべき木造家屋評点基準表によって、標準点数を求め、これに補正係数を加味して評価しているので適正なものである。

地方税法第 433 条第 1 項の規定は、固定資産の評価についての不服手続きを速やかに行うとの見地から規定されたものであり、30 日以内という極めて短い期間を定めていることからしてもいわゆる訓示規定であって、その不遵守が直ちに決定の効力に影響を及ぼすことはない。

審査決定の理由付記については、地方税法第 433 条第 7 項は、特に行政不服審査法第 41 条第 1 項の規定の準用を明記しておらず、固定資産の評価に関する不服審査手続きについて、地方税法は、明らかに行政不服審査法第 41 条第 1 項の準用を排除しているものと解する。

課税台帳を縦覧できる者は、地方税法第 415 条第 1 項において当該資産の「関係者」と定めており、「関係者」の解釈については、地方税法第 343 条の規定により納税義務者、納税管理人等の固定資産税の課税に直接関係を有する者に限られることが明確にされている。

9　判決の要旨

本件決定は、部分別柱、部分別造作、部分別建具、部分別天井及び部分別床の各評点数の付設において、平成 8 年改正前の評価基準に適合しない評価を行ったもので、本件家屋の平成 8 年改正前の評価基準に基づく単位当たりの再建築評価点数は、99,905 点であり、これにより算出された本件家屋の平成 9 年度の評価額は、18,310,541 円となる。

本件決定は、地方税法第 433 条第 1 項に違反してなされたとの原告の主張については、法第 433 条第 1 項は、申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならないと定めているが、この期間が 30 日と比較的短期であること、期間内に審査の決定がない場合には、却下の決定があったとみなすとされていることからすれば、期間を経過して審査決定がされたとしても、これによって違法になるものではない。

本件決定に相当の理由が付記されていないので違法であるとの原告の主張については、平成 11 年法律第 15 号による改正前の地方税法は、審査決定書に審査決定の理由を附記すべきことを義務付けていないし、評価審査手続を全体としてみれば、被告の行った評価額決定の根拠、方法、手順は、原告に明らかであり、仮に、原告の主張のとおり審査決定に理由を付記すべきであると解する余地があるとしても、本件決定には、これを取り消すべき程度の瑕疵があるとはいえないので、原告の主張は理由がない。

本件決定は、当時の国立市長佐伯有行個人の所有する固定資産に係る固定資産課税台帳の縦覧を拒否されたので違法であるとの原告の主張については、固定資産課税台帳の縦覧は、地方税法第 415 条に定める関係者である固定資産に係る納税義務者又はその代理人等納税義務者に準ずる者に対して行うものである。原告が縦覧を求めた固定資産は、当時の国立市長佐伯有行個人の所有に係るものであることからすれば、原告は、当該固定資産課税台帳の固定資産に係る納税義務者又はその代理人等納税義務者に準ずる者に当たらないことは明らかであるから、国立市職員が原告の縦覧請求を拒否したことは何ら違法がないと解すべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈　該当なし

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

東久留米市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成九年（行ウ）第 212 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　東久留米市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 9 年 5 月 26 日	審査委員会による棄却の決定
平成 9 年 8 月 27 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　路線価格に評価が適正であったか。

②　位置指定道路の路線価の評価が適正であったか。

③　不整形地ではないか。

④　セットバックの土地は減額補正するのが妥当ではないか。

7　原告の主張

①　市道 1094 号線と市道 1095 号線を結ぶ道路に接続している土地で、市道 1094 号線は幅員 2.7 メートルの農道であり、角切りもなく軽自動車が通行できる程度である。よって、両市道路線価との整合性からしても市道 1095 号線と同額の評価で高い。

②　申出人の自宅と一体となって利用されているその一部である。このため・課税評価上、仮に分筆したもので、申出人所有の共同住宅の敷地及び公衆用道路として利用されている。(1)評価基準にある側方路線影響加算率を適用し、平成 8 年度の見直しをしない限り平成 9 年度の固定資産課税標準額が前年度に比べ上ることはあり得ない。(2)位置指定道路の相続税路線価は 10 年以上前から存続している。その相続路線価を考慮すれば路線価の評価が高い。

③　相続評価（平成 8 年度）では明らかに不整形地と認定されているにもかかわらず、不整形地でないと評価している。

④　固定資産評価に場合、都市施設（計画道路等）の予定地のように制限を受ける十地には、減額補正がある。セットバックを要する土地も同じ考えで減額補正するのが妥当であり、社会通念上にも合致する。

8　被告の主張

①　市道 1094 号線と市道 1095 号線を結ぶ道路の路線価をもって評価されたものであり、この道路は、市道 1095 号線と同等であり、いずれにも差異はない。また、評価基準及び相続税路線価等により適正名運用によって評価されている。

②　(1)側方路線影響加算率を適用し、平成魯年度の評価をした事実はなく、また、それにより税額についても変更を加え、賦課した事実もない。(2)土地に接する路線価については、不動産鑑定士に依頼した標準地であり、相続路線価、近隣標準地との整合も十分調整済みである。

③　不整形地とは認めがたく、路線価についていえば・正面路線は不動産鑑定士に依頼した標準地と同等な路線であり、また、側方路線についても相続税路線価及び付近の路線と調整され適法である。

④　固定資産の評価は、正常売買価格を基準として・評価することになっている。

したがって、評価上、補正するための基準はない。また・減免については・地方自治法第 367 条第 1 項で規定し、これを受け、市でも規定しているが・申出人の主張は適用しない。

9　判決の要旨

①　正面路線の路線価を付帯するに際して、接近条件中「最寄り駅までの距離」の格差をなしとせず、プラス 1%と認定した点において違法である。

②　相続税路線価及び固定資産税路線価が、それぞれ地価公示価格の一定割合を目途として、付設すべきとされているとしても、そうであるからといって、固定資産税路線価が適正な時価に比して高くなっているとは即断できないというべきであるから原告の主張は採用できない。

③　正面路線の単位地積当たり評点数を算定するに際して、間口狭小補正率 0.90 及び奥行長大補正率 0.92 の適用をすべきであるのに、これをしなかった点及び側方路線を正面路線とみなした場合の単位地積当たり評点数を算出するに際して奥行価格補正率 0.95 を適用すべきであったのにこれをしなかった点において違法である。

④　セットバックを要する部分の面積割合について認めるに足りる証拠はないほか、建築物の立替時期の見込み等の各事情についても、これを認めるに足りる証拠ななく、標準宅地の適正な時価の算定に際して、鑑定評価の 7 割により評価していることにより生じる評価差の許容範囲を考慮すると、評価基準等にしたがって算定した価格が、適正な時価を超えるとまでは推認することはできない。

＊　争点 2 として

今回の固定資産評価審査委員会の運営については、著しく評価庁側に偏したものというべきであり、法第 423 条が固定資産の評価の客観的合理性を担保し、納税者の権利を保護するとともに固定資産税の適正な賦課を期そうとする趣旨に著しく反するものと言わざるを得ないと結論づけている。

10　公判の有無及び判例評釈　無し

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本件における評価年度　平成 9 年度

あきる野市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 1 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁　平成 7 年行ウ第 195 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　あきる野市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7 年 3 月 30 日　審査委員会による棄却の決定

平成 7 年 6 月 30 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　ゴルフ場通達の適否

②　ゴルフ場用地を一律に評価することの妥当性

③　市街地近郊ゴルフ場の適用適否

④　標準地の適否

7　原告の主張

①　平成 6 年度の固定資産評価額は、「適正な時価」を超えている。また、7 割評価通達に基づいてゴルフ場通達において、「宅地の評価割合」が 7 割とされたことは、租税法律主義に反し、評価基準を逸脱する違法なものである。

②　ゴルフ場用地中に使用方法の異なる土地が含まれている場合には、ゴルフ場用地を一律に評価すべき合理的根拠は存しない。

③　土地周辺において、「取得後若しくは造成後において価額事情に変動があるとき」に該当する事由はあり得ない。また、周辺は山林であり、ゴルフ場通達にいう「その周辺地域の大半が宅地化されている」という状況にはない。

④　本件標準地は、平成 6 年度の宅地の固定資産評価額が対前年比平均 4.6 倍であるのに対して、本件土地の固定資産評価額が対前年比で 10.32 倍にも上昇しており、標準地として不適当である。

8　被告の主張

①　評価基準及びゴルフ場通達に基づいて、適正に評価されたものである。

②　ゴルフ場は、その利用形態を異にする複数の土地が一体となって初めて効用を有するものであるから、全体を一団としてゴルフ場用地として評価すべきである。

③　直接隣接している地域は、山林であるが、宅地造成が可能であり、将来宅地として開発が見込まれる土地である。近接している地域の多くの部分は宅地化されているから、市街地近郊ゴルフ場に該当する。

④　状況類似地区内において標準的な宅地として選定されたものである。

9　判決の要旨

①　法が自治大臣の策定する評価基準に委任したものは「適正な時価」を評価するための基準、方

法及び手続であるから、評価基準による評価が客観的時価を上回る場合には、その限度において、登録価格は法に反するものになる。

② ゴルフ場は、その利用形態を異にする複数の土地が一体となって初めて効用を有するものであるから、全体を一団としてゴルフ場用地の価額を評価することは合理性があり、一体として評価することは不当ではない。

③ ゴルフ場の周辺に宅地が存在していること又は、付近の宅地化された地域から、ゴルフ場への進入路があること、宅地化され得る潜在的、抽象的な可能性があるというだけでは「その周辺地域の大半が宅地化されているゴルフ場」ではない。

④ 標準地を「附近の土地」として選定し、価格形成要素の相違点を評定の過程において考慮して適切な補正をすることなく、市街地近郊ゴルフ場の評定方法を適用して算定された評価額は、算定方法において評価基準の予定しないところであり、違法である。

10 公刊の有無及び判例解釈

なし

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成６年度

判番 568

あきる野市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成８年９月30日

2 裁判所名及び事件番号　東京地裁　平成７年行ウ第215号

3 原告　[redacted]

4 被告　あきる野市固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6年 5月 2日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 7年 4月27日　審査委員会による棄却の決定

平成 7年10月31日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 標準山林選定の適否

② 評点数付設の適否

③ 岩石地に対する評価の適否

④ 基準山林の選定の適否

7 原告の主張

原告所有の山林の評価額の決定に至る各手続並びに比準評価手法に違法性がある。

① 標準山林選定に違法性がある。

② 各筆の山林の評点数付設について違法性がある。

③ 岩石地に対する評価減をしないのは違法である。

④ 基準山林の選定に誤りがある。

8 被告の主張

① 地勢と土層及び林産物の搬出の便等を総合的に考慮して選定している。

② 山林比準表をそのまま採用していないが、標準山林に比準している。

③ 岩石地の補正は行っていないが、標準山林の価格に比準する際に総合的に勘案している。

④ 町内に所在する標準山林のうち、上級に属するものとして選定されたものであり、誤りはない。

9 判決の要旨

① 決定の賦課期日において地勢、土層、林産物の搬出の便等を適切に反映した結果であると解することはできず、状況類似地区の区分が、評価基準の定めに適合しているものと認める証拠はない。

② 決定における標準山林の選定は、その方法において評価基準の要求する手続を履践していない。

③ 基準山林と比較して無視できない程度に岩石地、崩壊地を含むと認められる山林については、評価基準はこれらの事情を減価要因として補正することを予定していると解される。標準山林と比較して無視できない程度岩石地を含むものと認められる山林について補正していないのなら、評価基準の適用を誤ったものということになる。

④ 基準山林が標準山林のうち上級に属する山林とは言えない等については、決定にかかる状況類

似地区の区分が評価基準に適合しているとは言えない以上、本件標準山林も標準山林としての適格を有するかどうか明らかではないし、本件決定を全体として取り消して再度被告による判断をさせるのが相当であるから、標準山林の選定が適正であると仮定してこれらを判断する必要はない。

⑤　固定資産評価審査委員会に再度審査のやり直しを求める。

10　公刊の有無及び判例解釈

判例タイムズ 957 号 187 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 569

あきる野市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 4 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁　平成 11 年行コ第 60 号

（原審　東京地裁　平成 7 年行ウ第 195 号）

3　控訴人　　あきる野市固定資産評価審査委員会

4　被控訴人　　[redacted]

5　経過

平成 11 年　1 月 28 日　　平成 7 年行ウ第 195 号固定資産評価審査決定請求事件の棄却判決

平成 11 年　2 月　9 日　　判決を不服とし控訴

6　争点

①　市街地近郊ゴルフ場の認定の適否

②　標準地の適否

7　控訴人の主張

①　本件ゴルフ場については市街地近郊ゴルフ場と認定することも認められるべきである。

②　本件標準地は何ら違法ではない。

③　予め想定される価格下落率を織り込んで価格評定事務を遂行することは不可能である。不確かな価格下落率により算出した価格を、賦課期日における適正な時価とすることを、法が許容しているとは考えられない。

8　被控訴人の主張

①　市街地近郊ゴルフ場にあたらないことは明らかである。

②　価格形成要因が明らかに異なる「状況類似地区」にはなく、標準地として不適切である。

9　判決の要旨

①　本件ゴルフ場に接する地域は依然として市街化調整区域とされている森林が大部分であること、また、鑑定結果によると、本件ゴルフ場の近隣地域及びその周辺地域が予測可能な将来において大規模に宅地化する蓋然性はほとんど無いと判断される。

②　本件標準地と本件ゴルフ場用地とは価格形成要素が異なっているといわざるを得ないから、本件標準地を「附近の土地」として選定し、価格形成要素の相違点を評価の過程において考慮して適正な補正をすることなく、市街地近郊ゴルフ場の評定方法を適用して算出された本件評価額は、その算出方法において評価基準の予定しないところであって、違法というほかはない。

10　公刊の有無及び判例解釈

なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 570

田無市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 56 年 6 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・昭和 54 年（行ウ）第 157 号

3　原告　[redacted]

4　被告　田無市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 54 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 54 年 10 月　5 日　審査委員会による棄却の決定

昭和 54 年 12 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　本件土地の固定資産評価額は、近隣の土地の売買価格と比較して高すぎるか。

7　原告の主張

①　原決定における標準宅地の選定及び路線価の付設は恣意的である。本件土地付近の土地の売買価格と比べて本件土地の固定資産評価額は 70％程度であり、これは一般に、固定資産評価額は、売買価格と比較して 20％程度であるので、本件土地の固定資産評価額は、過大に評価されている。

8　被告の主張

①　本件土地の価格は、固定資産評価基準及び田無市固定資産評価事務取扱要領に基づき適正に決定したものである。田無市長が乙土地（本件土地の近隣土地）の取引実例を昭和 54 年度の標準宅地の適正な時価評定の資料としていないことはみとめる。

9　判決の要旨

①　田無市長は、本件土地の価格を決定するに当たり、固定資産評価基準並びに田無市固定資産評価事務取扱要領に則り、適正な評価方法によったものであることが認められる。また、標準宅地の選定及び路線価の付設が恣意的であることを認むべき証拠もない。

②　昭和 54 年頃の宅地の固定資産評価上の価格は取引価格の 20％内外であるのが一般的であるということを認めるに足る的確な証拠はない。

③　昭和 54 年の評価替事務の手続上、標準宅地の適正時価の評定は昭和 52 年 11 月までに行わざるを得なかったため、乙土地の取引実例（昭和 53 年 4 月 3 日売買）を適正時価の評定に反映させなかったことに、格別の違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 54 年度

判番 571

田無市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 57 年 5 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・昭和 54 年（行ウ）第 157 号

東京高裁・昭和 56 年（行コ）第　49 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　田無市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 54 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 54 年 10 月　5 日　審査委員会による棄却の決定

昭和 54 年 12 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

昭和 56 年　6 月 17 日　一審判決（請求棄却）

昭和 57 年　7 月　3 日　控訴

6　争点

①　本件土地の固定資産評価額は、近隣の土地の売買実例をどこまで反映すべきか。

②　審査委員会の決定は違法か

7　控訴人の主張

①　乙土地の近隣の土地で、昭和 52 年 11 月 17 日に田無市が買い受けた土地（丙土地という）があり、丙土地の鑑定評価書も昭和 52 年 9 月に市に提出されているのだから、この鑑定結果が本件土地の標準宅地の評定に考慮されるべきである。

②　審査の決定には、具体的な理由を付記すべきなのに、形式的説明のみあった。また、口頭審理において、審査委員会は、処分庁である田無市長に売買実例調査表、標準宅地調査表、標準宅地の評定に関する資料等を提出させておらず、審理は不十分であり、従って本審査の決定は違法である。

8　被控訴人の主張

①　昭和 54 年度の評価替えの事務的期限から、売買実例をすべて標準宅地の評定の参考とすることはできない。

②　田無市長は、本件審査にあたり評価の根拠を記載した答弁書を提出し、口頭審理に課税課長（当時）を出頭させ、評価の根拠を説明しており、審理は十分であり、適法である。

9　判決の要旨

①　丙土地の鑑定評価は、都市計画法第 56 条第 1 項による買取の時価を決定するためになされたもので、その趣旨・目的を異にする本件土地の価格の評定にあたって参酌しなかったからといってそのために原決定が違法であるとはいえない。

②　固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価に必要な資料の提出をその所持者に対し求めることができるものであり（地方税法第 430 条）、関係者は、提出された資料を閲覧することができるが（同法第 433 条第 5 項）、委員会がこの規定により資料の提出をもとめるかどうかは、具体的事

件の審査の実情に応じ委員会において判断されるべき事柄であり、必ずしもつねに関係書類のすべてを提出させなければならないものではない。評価が固定資産評価基準等に則り適正に行われていると認められるときは、必ずしも具体的な売買実例等についての資料を逐一提出及び説明させなければいけないものではない。

本件審査決定は、具体的な理由の記載を欠いているという控訴人の主張については、本件審査の決定書によれば、本件土地の評価が固定資産評価基準及び取扱要領に基づいて適正にされたこと、その手続及び計算方法に違法がないこと、乙地の価格の対比現地調査の結果の検討、売買実例を援用することの要否、控訴人が指摘する東村山市における評価例との比較の要否にも言及し、結局審査申出人の主張は理由がないと判断したことは明らかであり、本件審査決定が具体的理由を欠くものということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和54年度

判番572

田無市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　昭和60年10月3日

2　裁判所名及び事件番号　　東京地裁・昭和54年（行ウ）第157号
東京高裁・昭和56年（行コ）第　49号
最高裁　・昭和57年（行ツ）第124号

3　上告人　　[redacted]

4　被上告人　　田無市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和54年　4月28日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和54年10月　5日	審査委員会による棄却の決定
昭和54年12月28日	審査決定取消訴訟提訴
昭和56年　6月17日	一審判決（請求棄却）
昭和56年　7月　3日	控訴
昭和57年　5月26日	二審判決（控訴棄却）
昭和57年　6月21日	上告

6　争点

①　本件土地の固定資産評価額は、近隣の土地の売買実例をどこまで反映すべきか。

②　審査委員会の決定は違法か

7　上告人の主張（基本的に控訴審と同様。別添上告理由参照）

①　乙土地の近隣の土地で、昭和52年11月17日に田無市が買い受けた土地（丙土地という）があり、丙土地の鑑定評価書も昭和52年9月に市に提出されているのだからこの鑑定結果が本件土地の標準宅地の評定に考慮されるべきである。

②　この審査の決定には、具体的な理由を付記すべきなのに、形式的説明のみあった。また、口頭審理において、審査委員会は、処分庁である田無市長に売買実例調査表、標準宅地調査表、標準宅地の評定に関する資料等を提出させておらず、審理は不十分であり、従って本審査の決定は違法である。

8　被上告人の主張（控訴審と同様）

①　昭和54年度の評価替えの事務的期限から、売買実例をすべて標準宅地の評定の参考とすることはできない。

②　田無市長は、本件審査にあたり評価の根拠を記載した答弁書を提出し、口頭審理に課税課長（当時）を出頭させ、評価の根拠を説明しており、審理は十分であり、適法である。

9　判決の要旨

①　所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解若しくは原審の認定しない事項に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和54年度

判番 573

課税処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 2 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　　横浜地裁・平成 11 年（行ウ）第 42 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　横浜市青葉区長

5　経過

平成 11 年　5 月 19 日　　横浜市長へ審査請求書提出

平成 11 年　6 月 25 日　　横浜市長による棄却の裁決

平成 11 年　7 月 16 日　　課税処分取消訴訟提訴

6　争点

①　台帳課税主義の適否

②　台帳課税主義に例外を認めることの適否

7　原告（控訴人）の主張

①　原告は相続放棄をしており登記簿上の名義は無効である。

②　台帳課税主義の例外を認めるべきであり、本件においては家庭裁判所の審判書という公文書によって真実の所有者が証明されており、課税処分を取り消すべきである。

8　被告（被控訴人）の主張

①　課税台帳主義から、賦課期日現在登記簿上所有名義人であった原告に対する課税処分は適法である。

②　課税台帳主義は一義的で明確な課税を目的とするものであり、例外を認めることはかえって課税の不公平を生ずる。真実の所有者に対する民事上の不当利得返還請求権の行使により解決すべき問題である。

9　判決の要旨

①　平成 11 年度の固定資産税等の賦課期日である平成 11 年 1 月 1 日現在、原告らが本件物件の登記簿上所有名義人とされており、台帳課税主義に従った本件処分は適法である。

②　租税法規は一義的明確に定められることが要請されており、台帳課税主義の例外は、賦課期日において登記簿上の所有名義人が死亡している場合だけである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 574

課税処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 6 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 126 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　横浜市青葉区長

5　経過

平成 11 年　5 月 19 日　　横浜市長へ審査請求書提出

平成 11 年　6 月 25 日　　横浜市長による棄却の裁決

平成 11 年　7 月 16 日　　課税処分取消訴訟提訴

平成 12 年　2 月 21 日　　横浜地裁判決言渡（本市勝訴）

平成 12 年　3 月　7 日　　東京高裁に控訴

6　争点

①　台帳課税主義の適否

②　台帳課税主義に例外を認めることの適否

7　原告（控訴人）の主張

①　原告は相続放棄をしており登記簿上の名義は無効である。

②　台帳課税主義の例外を認めるべきであり、本件においては家庭裁判所の審判書という公文書によって真実の所有者が証明されており、課税処分を取り消すべきである。

8　被告（被控訴人）の主張

①　課税台帳主義から、賦課期日現在登記簿上所有名義人であった原告に対する課税処分は適法である。

②　課税台帳主義は一義的で明確な課税を目的とするものであり、例外を認めることはかえって課税の不公平を生ずる。真実の所有者に対する民事上の不当利得返還請求権の行使により解決すべき問題である。

9　判決の要旨

①　平成 11 年度の固定資産税等の賦課期日である平成 11 年 1 月 1 日現在、原告らが本件物件の登記簿上所有名義人とされており、台帳課税主義に従った本件処分は適法である。

②　租税法規は一義的明確に定められることが要請されており、台帳課税主義の例外は、賦課期日において登記簿上の所有名義人が死亡している場合だけである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 575

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　横浜地裁・平成 11 年（行ウ）第 31 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　横浜市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 11 年　3 月 11 日	審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　5 月 31 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　公開空地の扱いの適法性。

②　時価に関する制度の適法性。

7　原告の主張

①　公開空地を宅地として評価した分、本件土地の価格を過大に評価しており、違法である。

②　平成 9 年度の価格算出に平成 8 年 1 月 1 日時点の地価を用いることは違法である。

8　被告の主張

①　公開空地は、建築物の建築制限の緩和を受ける条件として確保されるもので,建物の敷地の一部を構成する。

②　本件評価額は、評価基準に基づき標準宅地の路線価を前年 1 月 1 日の 7 割として付設し、平成 8 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの価格下落率を考慮しており適正である。

9　判決の要旨

①　本件公開空地は非課税の公園でも道路でもないばかりか、宅地の性格を残しているものであるから、これを宅地として評価して本件登録価額を決定した本件棄却判決は適法である。

②　本件土地の評価は平成 8 年 7 月 1 日現在の価格で評価額を決定している問題があるとの原告らの主張は採用できず、その他の原告らの主張も採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 576

市税減免不許可決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　横浜地裁・平成 12 年（行ウ）第 11 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　横浜市神奈川区長

5　経過

平成 11 年 12 月 22 日	横浜市長へ審査請求書提出
平成 12 年　2 月 14 日	横浜市長による棄却の裁決
平成 12 年　4 月 10 日	課税処分取消訴訟提訴

6　争点

①　公開空地に係る減免の可否

7　原告（控訴人）の主張

①　公開空地は実体としては公園及び道路であり、歩道部分は非課税、全体としては減免するべきである。

8　被告（被控訴人）の主張

①　公開空地は横浜市市税条例及び同施行規則に定める減免対象のいずれにも該当しないため、減免不許可は適法である。

9　判決の要旨

①　公開空地が減免の対象となる明示的規定は存在せず、また、公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産にはなお当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 577，578

固定資産税審査決定取消請求事件等

1　判決年月日　平成 13 年 8 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　横浜地裁・平成 11 年（行ウ）第 10 号
固定資産税審査決定取消請求事件
〃　平成 11 年（行ウ）第 11 号
固定資産税課税台帳登録処分取消請求事件
〃　平成 11 年（行ウ）第 64 号
請求追加申立事件

3　原告　[redacted]

4　被告　横浜市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 11 月　5 日　審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　2 月　4 日　審査決定取消請求訴訟等を提訴

6　争点

①　本件登録価格取消請求に係る訴えの適否。
②　本件登録価格（状況類似地区の区分、本件状況類似地区における主要な街路及び標準宅地の選定の適否、本件標準宅地の評価、本件路線価算出の際の計数設定）の適否。
③　本件審理の手続的適否。

7　原告の主張

①　本件登録価格は被告が審査すべき事項であるから、本件登録価格取消請求は違法ではない。
②　状況類似地区の区分、本件状況類似地区における主要な街路及び標準宅地の選定の適否、本件標準宅地の評価、本件路線価算出の際の計数設定について、評価基準に基づき適正に評価されていない。
③　実地調査立会の保証の要否及びその配慮の有無、一方当事者からの聴取による違法の有無、調書の不存在等による違法の有無、本件審理決定理由の適否など、審理の手続が違法である。

8　被告の主張

①　地方税法により評価は固定資産評価基準によって評価しなければならないとされており、通達は固定資産評価基準と一体のものであることから、これに基づいて評価を行ったことは妥当である。
②　本件土地の評価については、評価基準に基づき適正に行われている。
③　審理の手続きについては、法に基づき適正に行われている。

9　判決の要旨

①　原告が提起することの許される訴訟の形式は本件審査決定の取消しの訴えのみであり、本件登録価格の取消しの訴えは提起することができない。
②　本件標準宅地と他の標準宅地の評価の間には不均衡があり、その原因は、平成 9 年度における公示地の選定替えの際に必要な修正を施した価格算定ができなかった点にあった。これは評価基準を適正に適用しなかったために不均衡な価格を算定したもので違法であり、この価格に基づき算出された本件土地の登録価格の評価も違法である。
③　その余の争点については判断するまでもなく、その全部が違法である。

※本件については、控訴予定です。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 579

過誤納金補填金請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 7 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　　横浜地裁・平成 11 年（行ウ）第 18 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　横浜市外 2 名

5　経過

　平成 11 年　3 月　1 日　　過誤納補填金支払訴訟提訴

6　争点

①　過誤納があった場合の補填金請求権の有無

②　補填金請求権の発生と支払決定の要否

③　本件補填金に係る支払決定の有無、撤回の可否

④　納税相談の際の教示義務違反の有無

7　原告（控訴人）の主張

①　過誤納金は不当利得であり、これを市民に返還するために過誤納補填金支払要綱（以下「要綱」という。）があるので、過誤納があった場合は例外なく当然に納税者に返還するべきであり区長の裁量はない。

②　補填金請求権は要綱自体によって発生するのであり、区長の支払決定は補填金請求権の発生要件ではない。

③　担当課長から補填金支払決定について口頭で通知されており、これを後日撤回することは許されない。

④　平成 3 年に納税相談に行った際に補填金制度について教示すべきであったのにこれを怠り、納税を続けるべき旨の誤った教示を行った。

8　被告（被控訴人）の主張

①　過誤納補填金は補助金の交付として支払われるものであることから、支払要綱において公益上不適切と認められるときは支払わないものと定められている。

②　要綱は補助金交付に係る行政内部の事務取扱要領に過ぎず、支払いは区長の支払決定を納税者等が承諾して成立する。

③　担当課長から口頭で通知することはありえず、したがって撤回もしていない。

④　納税相談の際の誤った教示の有無については争う。

9　判決の要旨

①　過誤納補填金は、補助金の交付として支払われるものであり、地方自治法第 232 条の 2 所定の補助金の交付要件を踏まえたものでなければならないことから、補填金を支払うことが公益上不適切であると認められるとき支払われないことは不合理ではない。

②　要綱は、誤納者に直接の請求権を与えたものではなく、支払決定は市の判断による。

③　未だ支払決定はされていないものの、事実の進行状況を表明したに過ぎないと解するのが相当である。見通しの表明は、見通しが違えば変更撤回することができるのは当然である。

④　原告は自己の納税義務を履行しているわけではなく、自己に置いて支払う必要のないことを承知しており、納付がいやなら自由に止めれば良かったのであり、市に教示義務はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 580

川崎市過払固定資産税還付請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 3 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　　横浜地裁・平成 6 年（行ウ）第 8 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　川崎市川崎区長小室正吾及び川崎市代表者市長高橋清[redacted]

5　経過

　平成　5 年　7 月　3 日　　川崎市長へ審査請求提起

　平成　6 年　1 月 18 日　　川崎市長による棄却の裁決

　平成　6 年　3 月 17 日　　過払固定資産税還付請求提起

6　争点

本件区分所有家屋の床面積の算定に当たって、本件廊下及び階段あるいは本件建物の 1 階部分の面積を按分して算入すべきか否か。

7　原告の主張

①　本件建物においては、本件廊下及び階段は、建物区分所有法の規定により、区分所有者の共有にかかるものであるから、区分家屋の床面積に按分して算入すべきであり、これにより、本件区分家屋の床面積は 35 平方メートルを超えるから、減額措置の適用を受けることができたはずである。

②　本件建物の 1 階部分 211.11 平方メートルは、各区分所有者により共有されているものであるから、この部分の床面積を本件区分家屋の床面積に按分して算入すれば、本件区分家屋の床面積は 35 平方メートルを超えるから、減額措置の適用を受けられるはずである。

8　被告の主張

①　固定資産税における床面積の取扱いは不動産登記法における取扱いと同様にすべきであり、本件廊下及び階段は建物に付属する屋外階段とそれの延長部分としての廊下であることから、床面積に算入されるものではなく、現に、本件廊下及び階段は本件建物の登記上、床面積に算入されていない。

②　本件建物の 1 階部分についても、単に共同で使用されているだけでは、法施行令 54 条の 26 第 4 項により按分されるべき「共用部分」に該当しない。

9　判決の要旨

①　固定資産税の課税につき、法がいわゆる台帳課税主義の原則を採用していること及び家屋課税台帳上の建物の算定については不動産登記簿上のそれと原則として一致すべき建前になっているので、固定資産評価基準、不動産登記事務取扱手続準則に従い、本件廊下及び階段を床面積に算入せずに、本件区分所有家屋にかかる固定資産税を賦課している本件処分は、適法なものというべきである。

②　また、本件建物の 1 階部分は、原告の単独所有として登記されているところ、これが実質的に

区分所有者により共有されていると認めるべき何らの証拠も存しないから、原告の主張は失当である。

③　そして、被告川崎市に対する誤納付金の返還を求める部分は、その前提となる本件処分が取り消されれば当然に還付加算金を賦課して返還されることとなるから、誤納金の返還を併合して提起する訴えの利益がなく、不適法である。

④　よって、本件訴えのうち、被告川崎市に対し、誤納金の返還を求める部分を却下し、その余の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未刊行

判番 581

川崎市過払固定資産税還付請求控訴事件

1　判決年月日　平成 8 年 7 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁平成 8 年（行コ）第 39 号（原審・横浜地裁平成 6 年（行ウ）第 8 号）

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　川崎市川崎区長小室正吾及び川崎市代表者市長高橋清[redacted]

5　経過

平成　5 年　7 月　3 日	川崎市長へ審査請求提起
平成　6 年　1 月 18 日	川崎市長による棄却の裁決
平成　6 年　3 月 17 日	過払固定資産税還付請求提起
平成　8 年　3 月 25 日	横浜地裁による棄却（一部却下）の判決
平成　8 年　4 月　2 日	過払固定資産税還付請求控訴提起

6　争点

本件区分所有家屋の床面積の算定に当たって、本件廊下及び階段あるいは本件建物の 1 階部分の面積を按分して算入すべきか否か。

7　控訴人の主張

――――――

8　被控訴人の主張

――――――

9　判決の要旨

①　争点に対する当裁判所の判断は、その一部について補正、付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第二項記載の理由説示のとおりであるから、これを引用する。

②　以上によれば、控訴人の本訴請求は理由がなく棄却すべきであるので、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未刊行

判番 582

川崎市課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 2 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　　横浜地裁平成 11 年（行ウ）第 47 号

3　原告ら　　[redacted]

4　被告　　川崎市宮前区長中村英彦[redacted]

5　経過

平成 11 年　6 月　9 日　　課税処分取消審査請求提起

平成 11 年　7 月 27 日　　川崎市長による棄却裁決

平成 11 年　8 月 12 日　　課税処分取消請求提訴

6　争点

①　真実の所有者でない者を納税者とする台帳課税主義は違法ではないか。

②　公文書によって真実の所有者が証明された場合には、台帳課税主義の例外を認められるか。

③　不当利得返還請求権を行使しても、納税額回収が事実上困難である場合、台帳課税主義の例外を認められるか。

7　原告らの主張

①　原告らは相続放棄しており、登記簿上の原告らの所有名義は完全に無効となったので、賦課期日において、所有名義人でなかったことになるのであるから、本件処分は違法である。

②　法律は、家庭裁判所の審判書等の公文書により登記簿上の所有名義人以外の者が真実の所有者であることが証明された場合にまで、課税庁がその誤りを是正することを禁止しているとは解されない。

③　不当利得返還請求権を行使しても、真実の所有者が無資力であった場合には、原告らが実質的には納税義務を負うことになり、極めて不当な結果となる。

8　被告の主張

①　台帳課税主義は、課税庁の事務処理上の困難を除くために採用されたものであり、最高裁も、その当否は立法の過程において審議決定されるところに任されている旨判示している。

②　登記簿上の所有名義人以外の者に対する課税処分は、仮にこの者が真実の所有者であったとしても違法となる。

③　不当利得返還請求権を行使することにより、納税額の負担の調整を行う方法が残されているから、台帳課税主義が著しく正義に反することにはならない。

9　判決の要旨

①　固定資産税を課すべき「所有者」を登記簿上の所有名義人としたのは、私法上の所有権の帰属の判定には困難が伴うことから、徴税の便宜を図る必要があるという理由によるもので、いわゆる台帳課税主義を採用しているが、これの一部例外として、所有者として登記されている個人が死亡している場合に「現に所有する者」を所有者とする規定がが設けられている。本件では、平成 11 年の賦課期日現在、原告らが登記簿上の所有名義人とされ、かつ、生存しているので、被告が原告らに台帳課税主義にしたがって本件処分をしたのは、適法である。

②　租税法規に定められた課税要件を充たす場合には、租税を減免する自由はなく、当該法規で定められたとおりの税額を徴収しなければならないと解される（合法性の原則）。本件では、賦課期日時点において登記に示されていた所有権を遡及的に失ったというのであるところ、このような場合に、賦課期日時の所有名義人に対し課税額を減免する旨の明文の規定はなく、また、減免を認める旨の拡大解釈を許すと、いかなる場合に減免を認めるか否かの解釈上の基準を明確にすることが困難で、円滑な徴税事務の執行が妨げられるおそれがあり、法の趣旨に反する。以上により、本件は、台帳課税主義の例外を認めることはできないと解するのが相当であり、原告らの主張は採用できない。

③　本件では、原告らが相続財産法人から、納税額分の弁済を受けることによって、調整を受けることになるが、その回収には事実上困難が予想される。しかし、このような事態も、立法段階で当然に予想されたものであるところ、法が特段の措置を講じていない以上、本件に限って例外を認めるべき理由はない。

④　以上により、本件訴えをいずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 583

川崎市課税処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 127 号（原審・横浜地裁平成 11 年（行ウ）第 47 号）

3　控訴人ら　[redacted]

4　被控訴人　川崎市宮前区長中村英彦[redacted]

5　経過

平成 11 年　6 月　9 日	課税処分取消審査請求提起
平成 11 年　7 月 27 日	川崎市長による棄却裁決
平成 11 年　8 月 12 日	課税処分取消請求提起
平成 12 年　2 月 21 日	横浜地裁による棄却判決
平成 12 年　3 月　7 日	課税処分取消請求控訴提起

6　争点

①　真実の所有者でない者を、納税者とする台帳課税主義は違法ではないか。

②　公文書によって真実の所有者が証明された場合には、台帳課税主義の例外を認められるか。

③　不当利得返還請求権を行使しても、納税額回収が事実上困難である場合、台帳課税主義の例外を認められるか。

7　控訴人らの主張

原判決の判断は、次の 2 点で極めて公正を欠き、著しく正義に反する。

①　相続放棄は、職権主義的色彩の濃い事項である上、その効力が後日争われることが少ないので、台帳課税主義の例外として認めても、私法上の争いの裁定を課税庁等が行ったり、円滑な徴税事務の執行が妨げられるおそれはない。

②　相続放棄がされるのは、被相続人が債務超過に陥っている場合が多いから、課税された者が真実の所有者に対して不当利得返還請求をしても、課税相当額の返還を受けることは困難である。

8　被控訴人の主張

――――――

9　判決の要旨

①　控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断するが、その理由は、一部の付加、訂正のほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第三争点に対する判断」欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

②　以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がないので、これを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であるので、本件控訴をいずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 584

川崎市課税処分取消請求控訴事件の判決に対する上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 12 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁平成 12 年（行ツ）第 307 号（控訴審・東京高裁平成 12 年（行コ）第 127 号、原審・横浜地裁平成 11 年（行ウ）第 47 号）

3　上告人ら　[redacted]

4　被上告人　川崎市宮前区長中村英彦[redacted]

5　経過

平成 11 年　6 月　9 日	課税処分取消審査請求提起
平成 11 年　7 月 27 日	川崎市長による棄却裁決
平成 11 年　8 月 12 日	課税処分取消請求提起
平成 12 年　2 月 21 日	横浜地裁による棄却判決
平成 12 年　3 月　7 日	課税処分取消請求控訴提起
平成 12 年　7 月 11 日	東京高裁による棄却判決
平成 12 年　7 月 21 日	上告提起

6　争点

――――――

7　上告人らの主張

――――――

8　被上告人の主張

――――――

9　決定の要旨

①　本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに最高裁判所に上告をすることが許されている民訴法に規定する事由に該当しない。

②　よって、本件上告を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 585

川崎市固定資産課税台帳の登録事項に関する審査申出却下決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 5 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　　横浜地裁・平成 11 年（行ウ）第 9 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　川崎市固定資産評価審査委員会 [redacted]

5　経過

平成 10 年　4 月　2 日　　審査委員会へ審査の申出提起

平成 10 年 11 月　2 日　　審査委員会による却下の決定

平成 11 年　1 月 28 日　　審査申出却下決定取消請求提起

6　争点

①　審査申出事由の存否、すなわち原告らの主張する日照阻害が第 2 年度の特別の事情に該当するか否か。

②　第 2 年度の価格の審査申出において、基準年度の登録価格が不適正であることを理由にできるか否か。

③　審査申出についての審査手続の違法の有無、すなわち原告らの審査申出に対する審査手続や本件却下決定には違法があるか否か。

7　原告らの主張

①　日照阻害は、法第 349 条第 2 項第 1 号に規定する地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情に該当する。

②　平成 9 年度の賦課期日には、すでに日照阻害が生じていたので、平成 9 年度の価格が間違いであり、平成 9 年度の価格をもって平成 10 年度の価格としたのは、納得いかない。

③　審査決定は、委員会審理手続きに瑕疵があり違法である。

8　被告の主張

①　日照阻害は、法第 349 条第 2 項第 1 号に規定する地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情に該当しない。

②　平成 9 年度の価格については、平成 9 年度の審査申出期間内に審査申出がなければ、そこで確定され、平成 10 年度においては、平成 9 年度の価格について審査をすることができない。

③　被告が行った本件審査は、地方税法、委員会事務取扱要領に基づく適法、適正なものであり、その手続には何らの瑕疵もない。

9　判決の要旨

①　本件における日照阻害が「特別の事情」に該当するか否かは、 a 基準年度と同一にすることができない程度に当該土地又は家屋に大きな価格変動要因があったか、 b その変動が価格面で数量的に比準しやすいような態様の定型的なものであるか、 c その変動が例示としての地目の変更、家屋の改築又は損壊その他これに類するものといえるかという要件を満たすかどうかの観点から考える。

a の要件については、本件日照阻害による固定資産価格の変動の大きさは少なからぬようにみえる。 b の要件については、土地の浸水、隆起等に比較すると、日照阻害は個別的に扱う必要が高く、他のケースに比準することがしにくい価格変動要因である。 c の要件については、類するというのはやや無理がある。そうすると、原則の例外としての「特別の事情」に該当しない。

②　地方税法は、基準年度の価格によって第 2 年度の課税標準を定めることについて、基準年度の価格が正確であることは要件とはされていない。基準年度の価格の適否は基準年度の価格決定の段階で別途争うべきであった。この点を現時点で問題としようとしても、行政事件訴訟法 14 条による出訴期間の制限から現実には困難である。このような結果は、行政行為に一応の有効性を付与することで行政を安定的に進めることを目的とした出訴期間の制限等によるものであり、合理性があるからやむを得ない。

③　原告らは、手続上等の暇疵があると主張しているが、被告が行った審査における事情蒐集方法に違法はなく、口頭審理は委員会事務取扱要領に沿って適正に行われているので、本件却下決定を取り消す理由とはならない。

④　よって、原告らの請求をいずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　　判例地方自治　215 号　32 頁

11　固定資産の区分　　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　　平成 9 年度

判番 586

川崎市固定資産課税台帳の登録事項に関する審査申出却下決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁平成 12 年（行コ第 218 号）（原審・横浜地裁平成 11 年（行ウ）第 9 号）

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　川崎市固定資産評価審査委員会　[redacted]

5　経過

平成 10 年　4 月　2 日　審査委員会へ審査の申出提起

平成 10 年 11 月　2 日　審査委員会による却下の決定

平成 11 年　1 月 28 日　審査申出却下決定取消請求提起

平成 12 年　5 月 24 日　横浜地裁による棄却の判決

平成 12 年　5 月 30 日　審査申出却下決定取消請求控訴提起

6　争点

①　審査申出事由の存否、すなわち控訴人らの主張する日照阻害が第 2 年度の「特別の事情」に該当するか否か。

②　審査申出についての審査手続の違法の有無、すなわち控訴人らの審査申出に対する審査手続や本件却下決定には違法があるか否か。

7　控訴人らの主張

①　本件土地建物に生じた日照阻害は、地方税法 349 条 2 項 1 号にいう「特別の事情」に該当するのであって、本件に審査申出の事由があるから、本件却下決定は違法である。

②　固定資産評価審査委員会は、口頭審理の手続によるときは、行政不服審査法所定の審尋手続にのっとり、参考人の陳述及び鑑定、検証、審尋等の方法で審査資料の蒐集に努め、これらを公開の手続で行われなければならないところ、前記手続を全く履践せず、また、控訴人らに反論、立証の機会を与えないまま、審理を打ち切るなど本件審査手続及び本件却下決定には、違法がある。

8　被控訴人の主張

①　第 2 年度である平成 10 年度の賦課期日である同年 1 月 1 日において、本件土地建物について日照阻害等生活妨害の事由があったとしても、かかる事由は「特別の事情」ではないから、本件却下決定は適法である。

②　本件の口頭審理は「委員会事務取扱要領」に沿って適正に行われているから、本件審査手続には瑕疵はない。

9　判決の要旨

①　第 2 年度の固定資産税の課税標準は、原則として基準年度の固定資産税の課税標準によるところ、本件土地又は本件建物に日照阻害が加わったとしても、原則の例外としての「特別の事情」に該当するということはできない。

②　本件審査手続は「委員会事務取扱要領」に従って行われており、控訴人らの審査申出に対して行われた被控訴人の本件審査手続には瑕疵があるとは認め難くこれに違法があるとはいえない。

③　よって、本件却下決定は適法であって、控訴人らの被控訴人に対する本件各請求はいずれも理由がない。

④　以上により、本件各控訴をいずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 586 関連

川崎市固定資産課税台帳の登録事項に関する審査申出却下決定取消請求控訴事件の判決に対する上告の提起及び上告受理の申立て事件

1　決定年月日　平成 13 年 5 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁平成 13 年（行サ）第 41 号及び同年（行ノ）第 37 号（控訴審・東京高裁平成 12 年（行コ）第 218 号、原審・横浜地裁平成 11 年（行ウ）第 9 号）

3　上告人兼申立人　[redacted]

4　被上告人兼相手方　川崎市固定資産評価審査委員会 [redacted]

5　経過

平成 10 年　4 月　2 日	審査委員会へ審査の申出提起
平成 10 年 11 月　2 日	審査委員会による却下の決定
平成 11 年　1 月 28 日	審査申出却下決定取消請求提起
平成 12 年　5 月 24 日	横浜地裁による棄却の判決
平成 12 年　5 月 30 日	審査申出却下決定取消請求控訴提起
平成 13 年　2 月 28 日	東京高裁による棄却の判決
平成 13 年　3 月 28 日	上告提起及び上告受理の申立て

6　争点

――――――

7　上告人兼申立人らの主張

――――――

8　被上告人兼相手方の主張

――――――

9　決定の要旨

本件上告状兼上告受理申立書には理由の記載がない。また、法定の期限内に上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出がない。よって、本件各上告及び上告受理申立てをいずれも却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 587

固定資産評価額に関する審査決定の取消等請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　横浜地方裁判所・平成 9 年（行ウ）第 41 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　横須賀市固定資産評価審査委員会
横須賀市長

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　7 月 16 日	審査委員会による決定
平成　9 年 10 月 14 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　被告委員会のした本件価格が適正かどうか。

②　被告市長に対する請求について、そのような訴えが適法かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　誤った状況類似地域の区分等を前提として算出した評価額は違法なものである。

②　近傍の県道との比較等から原告が算出した評価額を超える額について取消すことを求める。

③　市長は評価額と課税標準額を適正に是正せよ

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

状況類似地域の区分等については、固定資産評価基準に基づいた適正なものであり、委員会が決定した減額後の評価額も、口頭審理及び実地調査等を踏まえたものであり、適正なものである。

9　判決の要旨

①　状況類似地域の設定及び標準宅地の選定について違法はない。

②　標準宅地の鑑定において最寄りの商店街距離を 750m とすべきところ 200m とする誤りがあった。商店街距離を訂正して求めた標準宅地の価格から被告委員会の算定方式により本件価格を求めれば 41,055 円が相当である。

③　被告市長に対する訴えは被告委員会への訴えが勝訴すれば当然に効力を生じるから不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 210 号 29 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 588

（別記様式 2）

鎌倉市固定資産審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　横浜地裁・平成 9 年（行ウ）第 48 号

3　原告　[redacted]

4　被告　鎌倉市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年　5 月　1 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 9 年　8 月 19 日　審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 11 月 17 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

本件係争地部分について、

(1) 宅地として評価することの適否

(2) 介在山林補正（雑種地補正）率 0.10 を適用しなかったことの適否

7　原告の主張

本件土地の一部で擁壁に支えられている部分は地盤が軟弱で崩落の危険があることから、介在山林補正率 0.10 を適用すべきである。

8　被告の主張

①　本件土地はその形状に応じ土地を三分し、宅地 112.50 ㎡・雑種地 21.45 ㎡・介在山林 34.05 ㎡としてそれぞれ評価した。

②　①の評価における補正率については、「固定資産評価基準」及び「鎌倉市固定資産評価事務取扱要領」に定められたものを適用し、宅地部分は 1.0・雑種地部分及び介在山林部分は 0.10 としたもので、固定資産評価基準に基づき現況に即した正当な評価である。

9　判決の要旨

①　鎌倉市長は、宅地部分及び雑種地部分の双方の形状や擁壁部分の強度を考慮して、雑種地部分が宅地部分の支えとして機能すること等に照らして、雑種地部分に介在山林補正を適用しているものである。したがって、宅地部分の状況が固定資産評価額に全く反映されているとはいえない。

②　原告らは、鎌倉市長が宅地部分に補正を適用しないのは不均衡であるかのように主張するが、しかしながら、雑種地部分を宅地部分の支えとなる擁壁と機能的に同一視したからであり、原告らの主張は一面的なものであって採用できない。

③　以上のとおり鎌倉市長が宅地部分に補正を適用しなかったことが違法であるとはいえず、鎌倉市長のした本件各土地の評価額決定に違法はない。したがって、被告が本件審査の申出を棄却したことに違法はなく、原告らの請求は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 201 号　平成 12 年 8 月号　38 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 589

藤沢市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 11 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　横浜地裁・平成 3 年（行ウ）第 26 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　藤沢市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　4 月 23 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　3 年　6 月 19 日　審査委員会による棄却の決定

平成　3 年　9 月 13 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　自治大臣が定めた固定資産評価基準別表第三の画地計算法の三方路線地であるか否か。

②　北間口で接している街路が評価基準の独立路線といえるか否か

7　原告の主張

市長が本件土地を三方路線地と認定したことは誤りであり、北間口が接している駅前広場側街路は、独立の路線ではなく区画整理の際の角切り部分に過ぎず、東間口が接する街路の一部であって、本件土地は角地または二方路線地である。また、これを方面路線として東間口側及び西間口側を側方路線とするのは現実の立地条件、形状、利用状況を無視した認定である。

8　被告の主張

本件土地の北間口が接する街路は独立した路線であり、三つの異なる系統の路線が形成する二つの交差する角に位置した土地であって、市長が三方路線地と認定したことは適正である。また、評価基準に基づく評価においては、個々の特殊事情としての現実の利用状況までを斟酌することはできない。

9　判決の要旨

本件土地の北間口が、東間口側及び西間口側街路と異なった路線に接しているといえるか、また、その結果角地または二方路線地よりもその価額が高くなるかを本件土地の形状及び立地条件等から客観的、合理的に判断することになる。

北間口の長さは、東間口及び西間口と比較して特に短いとはいえず、出入口としての利用が十分可能であること、北間口側にある歩道は、駅前広場における周辺街路の一部を構成し、その街路部分は東間口側及び西間口側街路と異なる路線であり、その形状、利用可能状況等からすると、角地または二方路線地よりも価額が高くなるものと認められることなどから、本件土地は三方路線地であると認められる。

評価基準及び画地計算法は、客観的評価が求められるものであるから、特殊事情がある場合にもそれが客観的なものと認められる場合にのみ考慮の対象とされるきであるが、土地の個別的、具体的利用状況については、いわば主観的なものであるので考慮すべき特殊事情とすることはできない。また、北間口が角切り部分であるとしてもそのこと自体が土地の評価に影響を及ぼすものではなく、

本件土地が駅及び駅前広場を中心として放射状に区画整理された土地の一角にあり、北間口が駅に向かって正面に位置することを考えると、北間口側街路を正面路線とすることは不合理とまではいえない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 130 号 23 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 590

藤沢市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 6 年　6 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 5 年（行コ）第 222 号

横浜地裁・平成 3 年（行ウ）第　26 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　藤沢市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　4 月 23 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　3 年　6 月 19 日	審査委員会による棄却の決定
平成　3 年　9 月 13 日	審査決定取消訴訟提訴
平成　5 年 11 月 29 日	請求棄却判決
平成　5 年 12 月　1 日	判決を不服として控訴

6　争点

①　自治大臣が定めた固定資産評価基準別表第三の画地計算法の三方路線地であるか否か。

②　北間口で接している街路が評価基準の独立路線といえるか否か

7　控訴人の主張

原判決には次のような事実誤認の違法があり、取消しを免れない。

①　本件の争点を、極めて不正確に捉えている。

②　藤沢市発行の認定道路証明書によれば、本件土地の北間口が接する街路は、東間口が接する路線の一部であることが明らかで、本件土地は角地または二方路線地である。

③　三方路線地該当性の判断において、経済評価に重点をおき過ぎている。

④　相続税財産評価においても三方路線地であるとするが、独自の評価基準をもつ固定資産評価では根拠にならない。

8　被控訴人の主張

原判決における判断はいずれも正当であり、控訴人はその判断内容を正当に把握していない。藤沢市発行の認定道路証明書については、その内容は意味不明である。

9　判決の要旨

藤沢市発行の認定道路証明書は、藤沢市役所備付けの認定路線網図と対比すると不正確であると認められ、右認定路線網図によれば、本件土地の北間口が接しているのは東間口が接する道路の一部ではないことが明らかである。その他事案の概要、争点に対する判断は、一部付加、訂正するほかは原判決のとおりである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 591

藤沢市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 11 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　・平成 6 年（行ツ）第 195 号
東京高裁・平成 5 年（行コ）第 222 号
横浜地裁・平成 3 年（行ウ）第 26 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　藤沢市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 3 年 4 月 23 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 3 年 6 月 19 日	審査委員会による棄却の決定
平成 3 年 9 月 13 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 5 年 11 月 29 日	請求棄却判決
平成 5 年 12 月 1 日	判決を不服として控訴
平成 6 年 6 月 16 日	控訴棄却判決
平成 6 年 7 月 1 日	判決を不服として上告

6　争点

①　自治大臣が定めた固定資産評価基準別表第三の画地計算法の三方路線地であるか否か。

②　北間口で接している街路が評価基準の独立路線といえるか否か

7　上告人の主張

原判決の認定判断には、次のとおり経験則ないし採証法則の適用を誤ったか又は審理不尽、理由不備の違法があり、是認できない。

原判決によれば、「藤沢市役所備付けの認定路線網図によれば、本件土地の北間口が接するのは東間口が接する道路の一部ではないことが明らかである。」とするが、同図は、路線と本件土地の北間口との接触の有無、係わりを明確に認定できる性格のものではなく、藤沢市長もその旨を明言している。これに対し、藤沢市発行の認定道路証明書では、土地と土地との境界を明確に図示しており、本件土地の北間口が如何なる土地に接しているかの判定に際しては、認定路線網図に比較して正確かつ明解にその関係を示しており、原判決が如何なる部分において「不正確なもの」としたのか理解できない。

8　被上告人の主張

原判決における判断はいずれも正当であり、控訴人はその判断内容を正当に把握していない。藤沢市発行の認定道路証明書については、その内容は意味不明である。

9　判決の要旨

原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 592

藤沢市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　横浜地裁・平成 6 年（行ウ）第 46 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　藤沢市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 26 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 6 年 8 月 12 日	審査委員会による棄却の決定
平成 6 年 11 月 11 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 9 年 12 月 10 日	原告の請求を棄却

6　争点

①　価格の評価時点を平成 5 年 1 月 1 日としたことは適法か。

②　価格決定手続は適法に行われたか。

③　価格は適正か。

7　原告の主張

①　平成 6 年度の価格は平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価により評価すべきところを、平成 5 年 1 月 1 日時点の価格で評価したことは違法である。

②　実地調査を行わずに評価を行ったのは違法である。

③　法律ではない通達により評価を引上げたのは違法である。

④　標準宅地の鑑定価格が不当に高い。

⑤　個別的要因による補正を怠っており、違法である。

⑥　実測図によれば奥行距離測定に誤りがある。

8　被告の主張

①　地方税法に定める評価事務の手続きを鑑みれば、賦課期日からこれらに要する期間を遡った時点を基準として評価せざるを得ず、同法においても予定されているものである。

②　賦課期日における現況について、国からの指導に基づく航空写真による調査と、従前からのデータに基づき評価が行われており、審査の結果、実地の現況に基づき適正であると認められた。単に現地調査をせずに評価が行われたというだけで評価が無効であるとはいえない。

③　固定資産評価基準及び依命通達に基づき評価が行われており違法ではない。

④　鑑定士がその専門的知識に基づき行った鑑定評価を違法とするに足りる証拠は認められない。

⑤　評価基準に基づく補正要因は認められない。

⑥　当該実測図は採用できない。公図により評価したことは現状では適切なものである。

9　判決の要旨

①ア　地方税法は、基準年度の土地は基準年度の賦課期日における「適正な時価」により評価しなければならないと定め、この賦課期日について別段の例外規定もないから、通達等でこれを遡

らせることは許されない。評価事務に長期間を要する事情があるとしても、賦課期日において時点修正すれば対応できるのであるから、法が賦課期日を遡らせた時点を評価時点とすることを許容しているものと解することはできず、本件価格の決定は、評価時点を誤った違法があるものといわなければならない。もっとも、賦課期日を遡らせた違法があっても、直ちに当該評価が違法となるとはいえず、それが賦課期日の適正な時価を上回るものでなければ、それによる価格も違法とはいえない。

イ　市長は、通達に従い、標準宅地の鑑定価格の 7 割をもって平成 5 年 1 月 1 日時点における価格により評価したものであるが、その後本件土地の時価が平成 6 年 1 月 1 日までに 3 割を超えて下がったとすれば、違法になるものといわなければならない。しかし、証拠によれば、その間、地価は下落傾向にあったことが認められるが、本件土地の時価が 3 割を超えて下落したと認めるには至らず、他にこれを認めるに足りる証拠もないから、違法な価格であるということはできない。

②　法のいうような意味での実地調査は行われていないが、航空写真を利用した調査はこれに準じた調査といえるし、本件価格は、現実の土地の利用状況を正しく把握したうえで決定され、かつ、価格内容も適正であるといえるから、本来の実地調査のないまま決定されたからといって、手続きに違法があるとはいえない。

③　固定資産税は、資産の所有という事実に着目して課される財産税であるから、法にいう「適正な時価」とは、地価公示法における「正常な価格」と同義であると解すべきであり、7 割通達が、公示価格を基準としてその 7 割としたことをもって適正な時価の解釈を誤ったものということはできず、7 割という格差に合理的根拠がないともいえない。また、多数の不動産の時価の算定に際し、あらかじめ一律に、一定割合を減じて算定するよう通達で命じたとしても、租税法律主義等に反し、違法ということはできない。

④　主要な標準宅地の鑑定評価は、通常の鑑定手法に従い、かつ、基準価格を考慮してなされたものであり、そこに格別不合理ないし不当な点は認められない。また、その他標準宅地の鑑定評価についても、主要な標準宅地との価格形成要因の比較によりなされた内容が不合理、不当とまではいえない。

⑤　市長が、本件土地を無道路地ではなく、路線に接する画地として評価したこと、画地面積が一定規模以上であるとして不整形地補正を行わなかったこと、評価基準に定めのない面大地補正を行わなかったことは、いずれも違法ということはできない。

⑥　法は、奥行距離等をどのような図面を用いて計測すべきかについて格別の規定を置いていないから、不動産登記法にいう地図が作成されるまでは、それに準じた図面として公図を利用することを禁じていないというべきであり、多くの市町村において利用されているところである。そして公図によれば、本件土地の奥行距離を、普通地に準じて間口から画地の最深部までの距離とし、42 メートルと認定したことはいずれも相当というべきであり、これに基づく奥行価格逓減率を適用したことに違法はない。

［結論］

以上によれば、本件価格の決定には、評価時点を誤った点で違法があるが、その価格は、平成 6 年度の賦課期日における適正な時価を上回るものではないうえ、原告の主張するような手続的及び内容的違法もないから、本件価格を適正とした本件審査決定は適法であり、その取消しを求める原告の請求は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 593

藤沢市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 12 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 9 年（行コ）第 204 号
　　横浜地裁・平成 6 年（行ウ）第　46 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　藤沢市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 26 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　6 年　8 月 12 日	審査委員会による棄却の決定
平成　6 年 11 月 11 日	審査決定取消訴訟提訴
平成　9 年 12 月 10 日	原告の請求を棄却
平成　9 年 12 月 22 日	原告が判決を不服として東京高裁へ控訴
平成 10 年　9 月 25 日	判決　控訴人の請求を一部容認

6　争点

①　価格の評価時点を平成 5 年 1 月 1 日としたことは適法か。

②　価格決定手続は適法に行われたか。

③　価格は適正か。

7　控訴人の主張

原審における主張を援用するほか、次のとおり主張を追加ないし補正する。

(1) 原判決の、賦課期日を遡った時点の評価をしても、その価格が賦課期日における適正な時価を上回るものでなければ違法とはいえないとし、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落率が 3 割以内であれば、その価格をもって「適正な時価」と言い得るとする判断は誤りである。7 割評価通達は、法が要求する「適正な時価」を求めるための指示（技術的援助）であるはずであり、原判決の考え方によれば、「鑑定評価価格」の 7 割をもって「適正な時価」とすることを指示していることになるから、「鑑定評価価格」よりも 1 年間に下落した分だけ低い価格の 7 割に相当する価格が平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」となる。また、仮に「鑑定評価価格」の 3 割を超えて下がったか否かを問題にするとしても、固定資産の評価が 3 年毎の基準年度のみ見直されることに照らすと、3 年間に 3 割を超えて下がったか否かが問題にされなければならない。7 割評価通達を前提としつつ評価の基準日を誤ったことは、評価そのものを違法ならしめるものであり、評価時点を誤った違法を認定しておきながら、評価自体を違法と判断しなかったのは明らかに不合理である。

(2) 原判決の、法にいう「適正な時価」を地価公示法にいう「正常な価格」と同義であるとする判断は、最有効使用を前提とする地価公示価格と通常の使用を前提とすべき固定資産税評価との相違を見過ごすものである。法にいう「適正な時価」とは、その「取引価格」ではなく、「収益価格」を基礎として評価された価格であると解すべきであり、収益税ではなく財産税たる課税構造であるとしても、その価格を交換価値に求めなければならない論理必然性はない。そして、平成 9 年 6 月 5 日東京高裁判決においても、土地の収益力を無視した固定資産税評価は違法であることを明言している。

(3) 不動産鑑定士による標準宅地の鑑定評価は、取引事例比較法による比準価格を偏重し、収益価格を極めて軽視しており、土地の収益力を無視した違法、不当な評価である。

(4) 本件土地の奥行価格逓減補正において、奥行距離を 42 メートルと認定し、原判決もこれを是認しているが、奥行の取り方に違法があるうえ、仮にその取り方が正しいとしても、実際の奥行距離は 42 メートルではなく 46 メートル以上あり、逓減率に誤りがある。奥行距離の算定が公図により行われ、原判決もこれを是認しているが、公図と現況に不明な点がある以上、正確性に乏しい公図などによらず、実測するなり、より正確な測量図面等を用いるなどの、より適法・適正な方法によるべきである。

原判決には次のような事実誤認の違法があり、取消しを免れない。

8　被控訴人の主張

(1) 原判決は、

①　平成 5 年 1 月 1 日時点の鑑定評価価格である「客観的時価」に 7 割評価通達を適用した「適正な時価」が、平成 6 年 1 月 1 日時点の「客観的時価」を上回ることがなければ平成 5 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」をもって賦課期日における「適正な時価」とすることに違法はない、との趣旨を説くものである。

②　評価基準による価格が「正常な価格」を超えることのないよう、鑑定評価価格から予め一定割合を減じた数値をもって、固定資産税での評定価格とすることは、大量評価方法に内在する誤差の是正方法として合理性を有し、また、財産税としての性格を考慮して、課税客体である固定資産の価格について調整を加えることも課税処分の方法として許容されるべきで、その意味から 7 割評価通達は合理性があり、これによる価格は適法である、との趣旨を説くものである。

(2) 法は、奥行距離をどのような図面を用いて計測すべきかについて格別の規定を置いていないから、登記法 17 条の地図が作成されるまでは、それに準じた図面として公図を利用することを禁じていないというべきであり、本件はこの方法によった。他方、法は公図以外の図面の利用も禁じていないから、その図面が信頼すべき要件を満たすものであれば、その図面によることも違法ではないと解される。しかし、控訴人から提出された図面はその要件を満たしていない。

9　判決の要旨

本件土地の奥行距離は、現況の道路敷の端から画地の最深部までの距離をもって計測すべきところ、証拠及び証言並びに弁論の全趣旨によれば、その距離は 46 メートルを下らないと認められる。被控訴人は、本件においては奥行距離につき公図により判断する以外に適当な方法がなかったと主張するが、証拠によれば、客観的な距離が上記のとおりであると認められる以上、これを前提として本件価格の決定の適否を判断すべきものであることは当然である。

以上により、本件価格の決定は、奥行価格逓減率として 0.91 を適用すべきところ 0.92 を適用したために、3 億 7,229 万 3,831 円とすべきところ 3 億 7,638 万 4,972 円とした限度においては違法であるが、その余は適法であると認められる。したがって、本件価格を適正として控訴人の審査の申出を棄却した本件審査決定も、その違法と認められる限度においては違法として取消しを免れないが、その余は適法であると認められる。

付言

控訴人は、平成 6 年 1 月 1 日時点における「適正な時価」は、平成 5 年 1 月 1 日時点における「鑑定評価価格」よりも 1 年間に下落した分だけ低い価格の 7 割に相当する価格とみるべきであると主張するが、平成 5 年 1 月 1 日時点における「客観的時価」はあくまで当該鑑定評価価格であってその 7 割に相当する額ではない。したがって、平成 6 年 1 月 1 日時点における「客観的時価」は、当該鑑定評価価格より 1 年間に下落した分だけ低い価格ということになり、その 7 割に相当する額ではなく、そうすると、1 年間に 3 割を超えて下がったか否かを問題にすればよいことになるから、控訴人の主張は失当である。なお、控訴人は、仮に 3 割を超えて下がったか否かを問題にするとしても、3 年間に 3 割を超えて下がったか否かが問題にされなければならないと主張するが、本件は、基準年度である平成 6 年度の価格を　決定するものであるから、この主張も失当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 594

大和市固定資産税課税処分取消等請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 2 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　横浜地裁　平成 7 年（行ウ）第 33 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　大和市長　土　屋　侯　保

5　経過

平成　7 年　6 月 30 日　大和市長に異議申立

平成　7 年　7 月 31 日　大和市長による棄却の決定

平成　7 年 11 月　9 日　横浜地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成　9 年　2 月 26 日　横浜地裁判決

主文：1　被告が原告に対し、平成 7 年 7 月 31 日付けでした、原告の同年 6 月 30 日付け異議申立てを棄却する旨の決定を取り消す。

2　原告のその余の請求を棄却する。

3　訴訟費用はこれを二分し、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

6　争点

①　本件課税処分の根拠

②　本件納税通知書に大和市市税条例の規定の掲載がないことは、本件課税処分の違法をもたらすか。

③　被告が本件納税通知書に、地方税法附則 18 条の負担調整率の算出の方式を記載した別紙書面を添付する一方、実際の税額の算定に際しては、これにより得られる負担調整率の数値と異なる数値を用いたことには、信義則ないし禁反言の法理に違反があるか。

④　本件棄却決定には、理由不備の違法があるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　本件課税処分となる地方税法附則 18 条の負担調整率は、別紙書面に記載された方式により算出すべきである。

②　課税の根拠になった地方公共団体の条例の規定は、納税通知書の必要的記載事項でであり、この記載を欠いた納税通知書による本件課税処分は違法である。

③　原告は、本件納税通知書添付の別紙書面記載の表示を信頼して、固定資産税を算出したものであり、それについて責めに帰すべき事由もない。したがって、本件課税処分は、信義則ないし禁反言の法理に反し、違法なものであって、取消しを免れない。

④　本件棄却決定は、本件土地の負担調整率がなぜ納税通知書の式で算出されないのかについて何ら説明していない上、具体的な適用法条も全く示しておらず、不服の事由に対応して結論に至った過程を明らかにしているとはいえないから、違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　原告の主張する上昇率等を算出する数式は、自治省等が行政サービスとして、複雑な固定資産税の特例措置や負担調整率等を一般市民向けに分かりやすく説明したパンフレットの中で早見表

として作成したものであり、あくまでも便法としての原則的な方式に過ぎず、別紙書面にも「原則として」と記載されている。本件課税処分は、地方税法及び大和市市税条例の規定により固定資産税を算定している。

② 地方税1条6号が規定する納税通知書の記載内容は、その全部が不可欠の記載要件とはいえず、少なくとも、納税者の住所、税種目、税額、納期、納付額、納付場所等の要件の記載があれば、納税通知書としての必要事項は具備しているといえる。大和市市税条例の規定が納税通知書に記載を欠いたとしても、本件課税処分の違法をもたらすものではない。

③ 本件納税通知書の税額の記載こそが被告の公的見解なのであり、別紙書面の記載は、税額算出のための目安となる簡易算出方法であり、厳密に租税法令を適用した場合の税額と異なるものであることは一見して明らかである。

④ 不服申立ての事由として主張していない本件土地に対する固定資産税の法令上の算出根拠について、本件異議決定の理由に記載がないからといって、理由不備とはいえない。

9 判決の要旨

① 本件課税処分の根拠、その算出方式は、被告が主張するとおりであり、原告の支払うべき本件土地の平成 7 年度固定資産税となることが認められる。本件納税通知書に記載された方式は、固定資産の評価替えに伴い極めて複雑となった固定資産税の算出方式について、その前提となる特例措置や負担調整率等を一般市民向けに分かりやすく説明した行政サービスによる早見表というべきであり、あくまで便法としての原則にすぎないのでその方式を適用することができないことが明らかである。

② 納税通知書は、賦課額を確定し、かつ、納付を命令することにその本旨があるから、納税者氏名、税額、納期限等、これに基づく賦課処分は無効ないし取消しうべきものになると解されるにしても、本件のような大和市市税条例の規定は、このような納税通知書の趣旨からしても必要不可欠な部分とはいえないから、納税通知書にこの記載を欠いたとしても、課税処分の違法をもたらすものとはいえない。

③ 原告は、本件納税通知書添付の別紙書面の記載に従い税額を計算すると4万3089円となるのに、本件課税処分によるとその税額は4万4114円となって、1025円多く課税されるという不利益をうけたというに止まり、何ら、この表示を信頼しその信頼に基づいて行動し、後に本件課税処分が行われたことにより、経済的不利益を受けたというものではないから、本件に信義則ないし禁反言の法理を適用することはできない。

④ 本件異議申立ては、行政不服審査法6条1号に基づく申立てであり、これに対する決定書の記載事項については、理由書を付することが要求されている。これを単に地方税法及び同法附則の規定に基づき算出しており適法であるというのでは、理由を付記したことにはならず、理由不備というべきであり、法令の根拠をも示しながら、その算出過程を具体的に明らかにすべきであった。

10 公刊の有無及び判例評釈 なし

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件における評価年度 平成7年度

大和市固定資産税課税処分取消等請求事件

1 判決年月日 平成9年6月25日

2 裁判所名及び事件番号 東京高裁 平成9年（行コ）第51号
横浜地裁 平成7年（行ウ）第33号

3 控訴人 [redacted]

4 被控訴人 大和市長 土 屋 侯 保

5 経過

平成 7年 6月30日 大和市長に異議申立

平成 7年 7月31日 大和市長による棄却の決定

平成 7年11月 9日 横浜地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 9年 2月26日 横浜地裁判決

主文：1 被告が原告に対し、平成7年7月31日付けでした、原告の同年6月30日付け異議申立てを棄却する旨の決定を取り消す。
2 原告のその余の請求を棄却する。
3 訴訟費用はこれを二分し、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

平成 9年 3月10日 東京高裁へ控訴

趣旨：原告のその余の請求を棄却する判決を取り消す。

平成 9年 5月 2日 横浜地裁の判決に基づき、大和市長による棄却の再決定をする。

平成 9年 6月25日 東京高裁判決

主文：1 本件控訴を棄却する。
2 控訴費用は控訴人の負担とする。

6 当事者の求めた裁判

一 控訴人

1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

2 被控訴人が控訴人に対し、平成7年5月1日付けでした原判決別紙物件目録記載の土地に対する固定資産税の課税処分を取り消す。

3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

二 被控訴人

主文同旨。

7 本件事案の概要

一 本件事案の概要は、原判決の「事実及び理由」欄の第二項記載のとおりであるから、これを引用する。

8 争点に対する判断

当裁判所の判断は、原判決の「事実及び理由」欄の第三項記載の理由説示のとおりであるから、

これを引用する。

9　結論

以上によれば、控訴人の本件課税処分の取消しを求める本訴請求は理由がなく棄却すべきである。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、主文のとおり判決する。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成７年度

大和市固定資産税課税処分取消等請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 3 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成９年（行ツ）第 219 号

東京高裁　平成９年（行コ）第 51 号

横浜地裁　平成７年（行ウ）第 33 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　大和市長　土　屋　侯　保

5　経過

平成 7 年 6 月 30 日　大和市長に異議申立

平成 7 年 7 月 31 日　大和市長による棄却の決定

平成 7 年 11 月 9 日　横浜地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 9 年 2 月 26 日　横浜地裁判決

主文：１　被告が原告に対し、平成７年７月 31 日付けでした、原告の同年６月 30 日付け異議申立てを棄却する旨の決定を取り消す。

２　原告のその余の請求を棄却する。

３　訴訟費用はこれを二分し、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

平成 9 年 3 月 10 日　東京高裁へ控訴

趣旨：原告のその余の請求を棄却する判決を取り消す。

平成 9 年 5 月 2 日　横浜地裁の判決に基づき、大和市長による棄却の再決定をする。

平成 9 年 6 月 25 日　東京高裁判決

主文：１　本件控訴を棄却する。

２　控訴費用は控訴人の負担とする。

平成 9 年 7 月 3 日　最高裁へ上告

平成 10 年 3 月 12 日　最高裁判決

主文：本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

6　上告人の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、違憲をいう点を含め独自の見解に立って原判決の法令違背をいうものにすぎず、採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

7　公刊の有無及び判例評釈　なし

8　固定資産の区分　土地（単独）

9　本事件における評価年度　平成７年度

判番 597

不動産取得税賦課決定等取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 10 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　横浜地裁・平成 6 年（行ウ）第 46 号

3　原告　[redacted]

4　被告　神奈川県知事
神奈川県戸塚県税事務所長

5　経過

平成 7 年 1 月 23 日	第 1 回口頭弁論
平成 7 年 3 月 20 日	第 2 回口頭弁論
平成 7 年 5 月 8 日	第 3 回口頭弁論
平成 7 年 8 月 28 日	第 4 回口頭弁論
平成 7 年 10 月 2 日	第 5 回口頭弁論
平成 7 年 11 月 20 日	第 6 回口頭弁論
平成 8 年 1 月 22 日	第 7 回口頭弁論
平成 8 年 3 月 4 日	第 8 回口頭弁論
平成 8 年 5 月 27 日	証人尋問
平成 8 年 10 月 9 日	判決言い渡し（原告の請求棄却）

6　争点

①　固定資産評価基準により本件建物の課税標準額を決定したことが適法であるか。

7　原告の主張

①　被控訴人（県税事務所長）は、固定資産課税台帳登録価格（以下「登録価格」という。）によらず、固定資産評価基準によって課税標準額を決定しており、しかも、当該課税標準額は登録価格よりも高額なものとなっており、違法である。

②　被控訴人（知事）は、審査請求の裁決をするに当たり、行政不服審査法で認められている口頭による意見陳述や課税標準額算出内容の閲覧等の機会の付与を行っておらず、本件裁決は違法である。

8　被告の主張

①　本件家屋については、控訴人が本件家屋を新築により取得した平成元年 11 月において、その価格が固定資産課税台帳に登録されていなかったことから、地方税法第 73 条の 21 第 2 項を適用し、固定資産評価基準により本件家屋の価格を決定し、本件賦課決定処分をなしたものであり、したがって、本件家屋につき地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書に規定する「特別の事情」があるとして、同項を適用すべきとの控訴人の主張は失当である。

②　審査庁の事務吏員は、3 回にわたり、控訴人の事務所に赴いて審尋を実施し、主張、意見を述べる機会を与え、更には、審尋において示された控訴人の申立てに応じ、本件家屋に係る価格について再評価を行っているところであり、控訴人の主張は失当である。

9　判決の要旨

①　原告取得の不動産は、その取得時において台帳に登録されておらず、よって、その課税標準額は固定資産評価基準によって決定すべきであり、本件賦課決定処分は適法である。

なお、本件賦課決定処分に係る課税標準額が登録価格よりも高額となっているのは、経年減点補正によるものである。

②　被告（知事）は、原告の申立てに即した意見陳述の機会を付与しており、また、課税標準額算出内容の閲覧等については、原告からその申立てがなかったものであり、本件裁決は適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 165 号

判番 598

不動産取得税賦課決定等取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 9 年 6 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高等裁判所平成 9 年（行コ）第 31 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　神奈川県知事

神奈川県戸塚県税事務所長

5　経過　控訴審

平成　9 年　5 月 19 日　第 1 回口頭弁論（弁論終結）

6　争点

①　固定資産評価基準により本件建物の課税標準額を決定したことが適法であるか。

7　控訴人の主張

①　被控訴人（県税事務所長）は、固定資産課税台帳登録価格（以下「登録価格」という。）によらず、固定資産評価基準によって課税標準額を決定しており、しかも、当該課税標準額は登録価格よりも高額なものとなっており、違法である。

②　被控訴人（知事）は、審査請求の裁決をするに当たり、行政不服審査法で認められている口頭による意見陳述や課税標準額算出内容の閲覧等の機会の付与を行っておらず、本件裁決は違法である。

8　被控訴人の主張

①　本件家屋については、控訴人が本件家屋を新築により取得した平成元年 11 月において、その価格が固定資産課税台帳に登録されていなかったことから、地方税法第 73 条の 21 第 2 項を適用し、固定資産評価基準により本件家屋の価格を決定し、本件賦課決定処分をなしたものであり、したがって、本件家屋につき地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書に規定する「特別の事情」があるとして、同項を適用すべきとの控訴人の主張は失当である。

②　審査庁の事務吏員は、3 回にわたり、控訴人の事務所に赴いて審尋を実施し、主張、意見を述べる機会を与え、更には、審尋において示された控訴人の申立てに応じ、本件家屋に係る価格について再評価を行っているところであり、控訴人の主張は失当である。

9　判決の要旨

①　控訴人取得の不動産は、その取得時において台帳に登録されておらず、よって、その課税標準額は固定資産評価基準によって決定すべきであり、本件賦課決定処分は適法である。

なお、本件賦課決定処分に係る課税標準額が登録価格よりも高額となっているのは、経年減点補正によるものである。

②　被控訴人（知事）は、控訴人の申立てに即した意見陳述の機会を付与しており、また、課税標準額算出内容の閲覧等については、控訴人からその申立てがなかったものであり、本件裁決は適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 599

不動産取得税課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 21 日

2　裁判所及び事件番号　横浜地裁・平成 10 年（行ウ）第 46 号

3　原告　[redacted]

4　被告　神奈川県神奈川県税事務所長

5　経過　原　審（横浜地方裁判所）

平成 10 年 12 月　2 日　第 1 回口頭弁論

平成 11 年　2 月　3 日　第 2 回口頭弁論

平成 11 年　4 月　7 日　第 3 回口頭弁論

平成 11 年　7 月　7 日　第 4 回口頭弁論

平成 11 年　9 月 22 日　第 5 回口頭弁論

平成 11 年 11 月 24 日　第 6 回口頭弁論

平成 12 年　2 月　2 日　第 7 回口頭弁論

平成 12 年　4 月 12 日　第 8 回口頭弁論（弁論終結）

平成 12 年　6 月 21 日　判決言い渡し（原告の請求棄却）

6　争点

①　取壊し目的の建物取得に課税することの違法性

②　固定資産課税台帳登録価格によって課税したことの違法性

7　原告の主張

①　不動産取得税の実務においては、土地建物を一括して取得し、取得した旧建物を取り壊してそこに新建物を新築する場合には、旧建物には不動産取得税を課さない扱いをしており、本件建物は、取り壊して建て替える目的で購入したものであり、現に取り壊した後に建物を新築している。このような場合に、旧建物に課税し、新建物にも課税するのは、二重課税をすることとなり、地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書に違反し、違法である。

②　固定資産課税台帳登録価格が賦課期日における対象不動産の客観的な時価を上回るときは、登録価格は当該不動産の具体的な適正な時価の評定方法として機能せず、これを不動産取得税の時価と見ることは、適正な時価を課税標準にしている法の趣旨に反しており、地価下落期である昨今、固定資産税評価額は実際の取引価格と著しく乖離しているのが通常であって、地方税法第 73 条の 21 の規定をそのまま適用することは違法である。

8　被告の主張

①　不動産取得税は、不動産の取得によって得られる経済的な価値の増加を直接その課税客体とするものではなく、法律上有効な不動産の取得すべてを課税客体とするものであるところ、本件のように、旧建物を取得した後これを取り消し、新建物を取得した場合であっても、旧建物の取得と新建物の取得は、不動産取得税の課税客体としては、それぞれ別個のものであるから、そこに不動産の所有権がある以上、各取得に対し不動産取得税を課税することは当然であって、原告の

不動産取得税課税処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 16 日

2　裁判所及び事件番号　東京高等裁判所平成 12 年（行コ）第 235 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　神奈川県神奈川県税事務所長

5　経過　控訴審

平成 12 年 10 月 12 日　第 1 回口頭弁論（弁論終結）

6　争点

①　取壊し目的の建物取得に課税することの違法性

②　固定資産課税台帳登録価格によって課税したことの違法性

7　控訴人の主張

①　不動産取得税の実務においては、土地建物を一括して取得し、取得した旧建物を取り壊してそこに新建物を新築する場合には、旧建物には不動産取得税を課さない扱いをしており、本件建物は、取り壊して建て替える目的で購入したものであり、現に取り壊した後に建物を新築している。このような場合に、旧建物に課税し、新建物にも課税するのは、二重課税をすることとなり、地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書に違反し、違法である。

②　固定資産課税台帳登録価格が賦課期日における対象不動産の客観的な時価を上回るときは、登録価格は当該不動産の具体的な適正な時価の評定方法として機能せず、これを不動産取得税の時価と見ることは、適正な時価を課税標準にしている法の趣旨に反しており、地価下落期である昨今、固定資産税評価額は実際の取引価格と著しく乖離しているのが通常であって、地方税法第 73 条の 21 の規定をそのまま適用することは違法である。

8　被控訴人の主張

①　不動産取得税は、不動産の取得によって得られる経済的な価値の増加を直接その課税客体とするものではなく、法律上有効な不動産の取得すべてを課税客体とするものであるところ、本件のように、旧建物を取得した後これを取り消し、新建物を取得した場合であっても、旧建物の取得と新建物の取得は、不動産取得税の課税客体としては、それぞれ別個のものであるから、そこに不動産の所有権がある以上、各取得に対し不動産取得税を課税することは当然であって、原告の主張は失当である。

②　地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の規定は、固定資産税の賦課期日以後、不動産の取得の日までの間に、増築、改築、損壊その他特別な事情が生じ、その結果、賦課期日現在における右課税台帳の登録価格をもって不動産取得税の課税標準となるべき価格とすることが適当でなくなった場合に適用されるものであって、本件家屋のように、取得後、一年以上を経過した時点で取り壊しがされたようなものについて右規定が適用されないことは明らかである。

9　判決の要旨

①　不動産取得税は、不動産の取得に対して課税するものであるから、旧建物を取得したときには

主張は失当である。

②　地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の規定は、固定資産税の賦課期日以後、不動産の取得の日までの間に、増築、改築、損壊その他特別な事情が生じ、その結果、賦課期日現在における右課税台帳の登録価格をもって不動産取得税の課税標準となるべき価格とすることが適当でなくなった場合に適用されるものであって、本件家屋のように、取得後、一年以上を経過した時点で取り壊しがされたようなものについて右規定が適用されないことは明らかである。

9　判決の要旨

①　不動産取得税は、不動産の取得に対して課税するものであるから、旧建物を取得したときには

これに課税され、取壊し後に建物が新築されたときには、新建物につき不動産取得税が課される。このようなことを当然の前提としている。したがって、旧建物の取得、取壊し及び建物の新築が比較的短期間に連続して行われる場合にも、旧建物の取得と新建物の取得についてそれぞれ不動産取得税が課税される。このことは、旧建物を取壊し目的で取得したかどうかにかかわらないというべきである。

②　道府県知事が不動産取得税を決定するについては、固定資産課税台帳に当該不動産の価格が登録されている場合は、地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書に該当しない限り、みずから客観的に適正な時価を認定することなく、専ら右登録価格によりこれを決定すべきものとしていると解するのが相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

これに課税され、取壊し後に建物が新築されたときには、新建物につき不動産取得税が課される。このようなことを当然の前提としている。したがって、旧建物の取得、取壊し及び建物の新築が比較的短期間に連続して行われる場合にも、旧建物の取得と新建物の取得についてそれぞれ不動産取得税が課税される。このことは、旧建物を取壊し目的で取得したかどうかにかかわらないというべきである。

② 道府県知事が不動産取得税を決定するについては、固定資産課税台帳に当該不動産の価格が登録されている場合は、地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書に該当しない限り、みずから客観的に適正な時価を認定することなく、専ら右登録価格によりこれを決定すべきものとしていると解するのが相当である。

10 公刊の有無及び判例評釈 未公刊

判番 601

長岡市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日 平成 7 年 12 月 21 日

2 裁判所名及び事件番号 新潟地裁・平成 6 年（行ウ）第 12 号

3 原告及び訴訟代理人 [redacted]

4 被告 長岡市固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 6 年 4 月 27 日 審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年 6 月 4 日 審査委員会による棄却決定通知

平成 6 年 8 月 22 日 審査決定取消請求訴訟提起

6 争点

① 7 割評価通達が憲法 84 条、地方税法 349 条等に違反するか。

② 平成 6 年度の固定資産評価に当たって、平成 4 年 7 月 1 日を評価時点としたことが違法事由になるか。

③ 固定資産評価は適法であったか。

7 原告の主張

① 地価公示の 7 割評価の通達は、憲法 84 条、地方税法 349 条等に違反している。

② 平成 6 年度の固定資産評価に当たって、平成 4 年 7 月 1 日を評価時点としたことは違法である。

③ 本件土地に関する評価庁の固定資産評価は、違法である。

8 被告の主張

① 地方税法により評価は固定資産評価基準によって評価しなければならないとされており、通達は評価基準と一体のものであることから、これに基づいて評価を行ったことは妥当である。

② 賦課期日とは別に価格調査基準日を設けることは、所要の調整等から地方税法上当然予定されているものである。

③ 評価庁は、固定資産評価基準に則り市街地宅地評価法によって適法に評価したものである。

9 判決の要旨

① 本件通達は全国的な実情調査及び客観的資料に基づいて決定されたものであって特別不合理な点は認められず、固定資産登録価格についての地方税法の定めに合致する正しい解釈であると認められる。

② 土地の固定資産評価に当たっては、固定資産評価基準に基づき全国の土地を同一の基準で評価すること、都道府県間及び市町村間の評価の均衡や所要の調整を行うこと等から、一連の評価事務には相当の期間を要するもので、平成 4 年 7 月 1 日にさかのぼった評価時点で評価することは地方税法上当然に予定しており、何等違法事由を構成するものではない。

③ 本件土地の固定資産評価は、固定資産評価基準に則り行われたものであり、地方税法上市町村長は、この評価基準に従って評価することが義務付けられていると解されるので、格別不合理な点は認められなく、適法なものというべきである。

10 公刊の有無及び判例解釈

判例タイムズ 903 号 130 頁

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件における評価年度 平成 6 年度

判番 602

長岡市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 10 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁・平成 8 年（行コ）第 3 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　長岡市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 27 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　6 年　6 月　4 日	審査委員会による棄却決定通知
平成　6 年　8 月 22 日	審査決定取消請求訴訟提訴
平成　7 年 12 月 21 日	審査決定取消請求訴訟第一審判決
平成　7 年 12 月 22 日	審査決定取消請求訴訟東京高裁へ控訴

6　争点

①　7 割評価通達が憲法 84 条に違反するか。

②　平成 6 年度の固定資産評価に当たって、平成 4 年 7 月 1 日を評価時点としたことが違法事由になるか。

③　固定資産評価は適法であったか。

7　原告の主張

①　地価公示の 7 割評価の通達に基づいた本件土地の評価の決定及びその登録は、憲法 84 条に違反し、無効である。

②　平成 6 年度の固定資産評価に当たって、平成 4 年 7 月 1 日を評価時点としたことは、地方税法 359 条、同法 349 条、憲法 13 条、憲法 14 条に違反する。

③　平成 6 年度の本件土地の固定資産税及び都市計画税の合計額は 1,675,900 円であり、適正税額の 2 倍の税金を賦課しているため、憲法 13 条、憲法 14 条に違反している。

8　被告の主張

①　原判決も認定の通り、適法であり違憲違法はない。

②　原判決も認定の通り、適法であり違憲違法はない。

③　本件土地の評価は、適法な固定資産評価基準に則り行ったもので、控訴人の主張は理由がない。

9　判決の要旨

①　本件通達は、全国一律の基準をもって課税の平等性を確保する必要性等から、地価公示価格等を調査時の一応の適正な時価と想定し、その間の時価の変動を考慮して、その内輪での一定割合の価格を適正な時価とする旨の行政運用の指針を示したものであり、通達の内容が法令に違反しているとは認められない。また、本件の評価の過程は固定資産評価基準に則ったものであり、不当な点はない。

②　原判決に記載のとおりである。（土地の固定資産評価に当たっては、固定資産評価基準に基づき全国の土地を同一の基準で評価すること、都道府県間及び市町村間の評価の均衡や所要の調整を行うこと等から、一連の評価事務には相当の期間を要するもので、平成 4 年 7 月 1 日にさかのぼった評価時点で評価することは地方税法上当然に予定しており、何等違法事由を構成するものではない。）

③　本件土地の登録価格の決定は、固定資産評価基準に則り適正に行われており、大手不動産業者の収益中の固定資産税の比率を根拠に本件登録価格が平等原則に反することを論証することはそもそも無理であり、控訴人の主張はおよそ理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 603

長岡市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 9 年（行ツ）第 34 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　長岡市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 27 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　6 年　6 月　4 日	審査委員会による棄却決定通知
平成　6 年　8 月 22 日	審査決定取消請求訴訟提訴
平成　7 年 12 月 21 日	審査決定取消請求訴訟第一審判決
平成　7 年 12 月 22 日	審査決定取消請求訴訟東京高裁へ控訴
平成　8 年 10 月 21 日	審査決定取消請求訴訟第二審判決
平成　8 年 11 月　5 日	審査決定取消請求訴訟最高裁へ上告

7　上告人の主張

①　平成 6 年度の評価替えに当たって、平成 4 年 7 月 1 日の価格をもとに時点修正を行い、平成 5 年 1 月 1 日の高い時価を賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の時価にすり替えていることは、地方税法 349 条、同法 341 条第 5 号に違反している。

②　平成 6 年度の評価替えに当たって、法令のよらず通達によって土地に対する評価額を地価公示価格の 7 割まで引き上げていることは、憲法 30 条、憲法 80 条の租税法律主義に違反している。

③　原判決は、7 割評価通達が法令に適合しているか、合理性を有しているかをまったく確かめておらず、虚構なものとすら言われている 7 割評価通達により評価を是認しているのは違法な評価である。

④　評価額の上限は賦課期日の時価であり、賦課期日の時価を上回る評価額は違法な評価である。

⑤　固定資産評価基準には法的拘束力がなく、市町村に対する技術的援助として定められているにすぎないにもかかわらず、評価基準を法的拘束力のあるものとして運用していることは誤りである。

⑥　原審において、本件の争点が憲法違反という重要な問題を含んでいるにもかかわらず、1 回の弁論期日だけで結審し判決を言渡したことは、審理不尽である。

9　判決の要旨

本件土地の評価は固定資産評価基準に則ったものでその過程に不当な点はなく、本件登録価格が固定資産税の賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価を上回らないものとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 604

固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　平成 12 年（行ウ）第 12 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　4 年 19 日	「平成 12 年度課税台帳登録事項の固定資産評価格を全部取消せ」との審査申出
平成 12 年　5 年 30 日	審査委員会は、「申出を棄却する」旨の決定
平成 12 年　8 年 28 日	新潟地裁提訴
平成 12 年 11 年 27 日	棄却

6　争点

①　本件審査決定手続きの適法性ないし違法性について

②　本件決定額の適法性ないし違法性について

7　原告の主張

①　本件決定書には、被告委員長の記名押印がなされているのみで署名がされていない。本件審査決定の決定書は被告委員以外の者が作成した無効なもので違法。

②　課税台帳の縦覧を求めたが、原告所有の資産の評価のみ記載した名寄帳の交付又は写しの閲覧しか許さなかった。しかし納税義務者の関係者には固定資産課税台帳を縦覧する権利があり、縦覧の対象は納税者個人の資産に限られず、台帳記載の全資産である。また、価格の決定は市長の裁量処分であるから、守秘すべき事項でもなく、公開して不公平のないことを確認させるべきである。したがって所定の縦覧手続きを経ていない以上決定価格は取り消されるべきで、これらについて判断していないのは違法。

③　固定資産税評価基準に課税対象を土地の更地価格とする規定はない。固定資産における課税標準額は土地の収益性を評価するもので、所有権の対価でない。

8　被告の主張

①　固定資産評価審査委員会の決定書において、作成を証するのは委員長の記名押印でたり、署名捺印を要する根拠はない。本件決定書は、適正に作成されたものである。

②　原告の所有する土地以外の部分で紙で覆い縦覧を許容しようとしたが、原告は台帳全体の縦覧ができなければ縦覧せず、名寄帳の交付を求めたので交付した。

固定資産課税台帳を縦覧に共さなければならない関係者とは、納税義務者となるべき者又はその代理人等納税義務者本人に準ずる者に限られる。

9　判決の要旨

①　本件審査決定手続きは適法に行われたことが認められる。被告が原告の縦覧手続きを経ていない旨の申出理由について判断しなかったことについてなんら違法な点はない。

② 本件土地の固定資産評価は、固定資産評価基準に則り行われたもので、適法である。

③ 固定資産税は、固定資産を所有することに担税力を見出し課税する物税で、その価値が所有者に実質的に帰属するかを問わないもので、借地権や地上権等が設定されている土地であっても、固定資産評価に当たっては、これら権利の目的となっていないもの、すなわち更地として評価するのが相当と解すべきで、更地価格を前提として評価した本件決定額は適法である。

10 公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11 固定資産の区分

土地（単独）

12 本件における評価年度

平成 12 年度

固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 13 年 4 月 17 日

2 裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 13 年（行コ）第 1 号

3 控訴人　[redacted]

4 被控訴人　加茂市固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 12 年 4 年 19 日	「平成 12 年度課税台帳登録事項の固定資産評価格を全部取消せ」との審査申出
平成 12 年 5 年 30 日	審査委員会は、「申出を棄却する」旨の決定
平成 12 年 8 年 28 日	新潟地裁提訴　平成 12 年（行ウ）第 12 号
平成 12 年 11 年 27 日	棄却
平成 13 年 1 年 24 日	東京高裁控訴
平成 13 年 4 年 17 日	棄却

6 争点

① 本件審査決定手続きの適法性ないし違法性について

② 本件決定額の適法性ないし違法性について

7 控訴人の主張

① 本件土地にかかる平成 12 年度分の固定資産税の固定資産課税台帳は縦覧手続きを経ておらず、登録された価格は無効。

② 土地については、地上権、借地権等の価格分のみ課税すべきであり、利用収益権の価格を評価すべきである。

8 被控訴人の主張

審査委員会に対する不服申立事項は、固定資産課税台帳に登録された価格についての事項に限られており、評価の手続きは、固定資産の賦課処分を争う方法によるべき。被控訴人が判断しなくても、審査決定手続きの瑕疵にはあたらない。

9 判決の要旨

① 控訴人の主張①は採用することができない。

② 固定資産評価基準によって評価されたというだけでは、常に評価の妥当性が保証されるものでない。

固定資産税のように、課税の根拠を土地の所有に置く税金の場合は、その税額は、土地の収益力の範囲内に限定されなければならない。

③ 本件土地の税額と付近の賃貸事例の賃料と割合から、本件土地の評価額は本件土地の収益性を考えて一応適法のものと認められる。

10 公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1744 号

11 固定資産の区分

土地（単独）

12 本件における評価年度

平成 12 年度

判番 606

昭和 58 年度固定資産税等賦課決定処分無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　平成 12 年（行ウ）第 14 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

平成 11 年 7 年 13 日	「昭和 58 年度固定資産税都市計画税納税通知書 5126 号による賦課処分を取り消す」異議申立て
平成 11 年 8 年 11 日	異議申出期間徒過により却下決定
平成 11 年 11 年 1 日	新潟地裁提訴　平成 11 年（行ウ）第 10 号
平成 11 年 12 年 27 日	却下
平成 12 年 1 年 22 日	東京高裁控訴　平成 12 年（行コ）第 30 号
平成 12 年 4 年 22 日	棄却
平成 12 年 5 年 22 日	最高裁上告　平成 12 年（行ツ）第 240 号
平成 12 年 10 年 19 日	棄却
平成 12 年 10 年 30 日	新潟地裁提訴
平成 13 年 4 年 27 日	棄却

6　争点

①　昭和 58 年度固定資産税の賦課決定に対する不服申立て方法の教示をしなかったからこの賦課決定は無効。

②　課税標準額決定に当り、事実誤認、法の適用を誤ったものであり無効。

7　原告の主張

①　本件賦課決定は、その後の年度の賦課決定の際「前年度課税標準額」とされ、その効果は現在にもおよぶものであるから、その無効を確認する法律上の利益がある。

②　本件賦課決定に基づく滞納処分が完結しておらず、この点でも訴えの利益がある。

③　本件賦課決定に対する取消し訴訟は、不適法として、訴えの却下がなされたに過ぎず、本件賦課決定の当否については一度も審理されていないものであるから無効確認を求める訴えの利益がある。

8　被告の主張

①　地方税法では、評価は固定資産評価基準により評価しなければならないとされており、本件土地は、固定資産評価基準に従って適正に決定された。

②　原告の本訴請求は、既に受けている滞納処分の取消訴訟を提起できるのであるから、行政事件訴訟法第 36 条の「現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」場合に該当せず、訴えの利益を欠く。

9　判決の要旨

①　行政事件訴訟法第 36 条の「現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」とするところの「現在の法律関係に関する訴え」とは、取消訴訟を含まないものであるから、滞納処分に対する取消し訴訟が可能でも上記要件を欠くことにならない。

②　地方税法第 434 条第 2 項の規定は、必ずしも固定資産評価審査委員会を相手方とする取消しの訴えの他に、行政処分一般につき明白な瑕疵がある場合に通常認められる無効確認の訴えを、賦課決定処分の主体である市町村長に対して提起することを排除すべきものではないと解するべきである。

③　不服申立ての教示の欠如について、本件賦課決定を無効とするだけの重大性・明白性を有するものと解せない。原告の主張は失当。

④　課税標準額決定手続きについて、重大かつ明白な瑕疵を認めるべき証拠はないから、本件賦課決定の無効を求める原告の請求は失当。

⑤　以上のことから原告の請求は理由がないから棄却。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 607

昭和 58 年度固定資産税等賦課決定処分無効確認請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 7 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 13 年（行コ）第 139 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

平成 12 年 10 年 30 日	新潟地裁提訴　平成 12 年（行ウ）第 14 号
平成 13 年　4 年 27 日	棄却
平成 13 年　5 年 23 日	東京高裁控訴
平成 13 年　7 年 30 日	棄却

6　争点

①　昭和 58 年度固定資産税の賦課決定に対する不服申立て方法の教示をしなかったからこの賦課決定は無効。

②　課税標準額決定に当り、事実誤認、法の適用を誤ったものであり無効。

7　控訴人の主張

①　原判決と同じ。

②　本件土地は昭和 51 年までに地目の変換があった。被控訴人は、その時点で評価替えを行うべきで、昭和 58 年まで遅らせたのは、地方税法第 408 条ないし 411 条違反。

③　昭和 58 年度の課税標準額を決定する際、比準する土地は本件土地（3）を選択すべき。

8　被控訴人の主張

原判決と同じ。

9　判決の要旨

①　当裁判所も、控訴人の被控訴人に対する本件請求は、理由がないものと判断する。

②　地方税法第 408 条ないし 411 条に違反する事実は認められない。

③　本件控訴は理由がないから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 608

固定資産税等賦課取消請求事件

1　判決年月日　昭和 62 年 2 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　昭和 60 年（行ウ）第 5 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 60 年　4 月 13 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 60 年　5 月 21 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 60 年　5 月 23 日	審査決定取消訴訟提訴
昭和 62 年　2 月 20 日	新潟地裁　棄却
昭和 62 年　3 月　2 日	東京高裁　控訴

6　争点

非農地（宅地）として路線価方式で評価したのは違法であるか。

7　原告の主張

・本件土地には、栗、柿、いちぢく等の果樹が 100 本以上植栽され、現況は農地である。

・昭和 57 年度評価替の年次と現況は変わっていないのに昭和 58 年度から本件の土地の評価が従前の評価の 407 倍と急増しているのは誤りがある。

・本件土地を雑種地として認定し、路線価方式を基礎に評価したのは違法である。

8　被告の主張

・固定資産評価基準によれば、地目別に定める評価方法によって行うものとして地目を 10 種類に分類し、土地の地目は土地の現況によるものとする。（第 1 章第 1 節 1）

・本件土地は、農地としての手入れがされないため、ここ 2〜3 年は雑草が密生している状況で、土地全体を畑としての利用、肥培管理したことはなく現況では雑草が繁茂している状況である。

・本件土地は田、畑でもなく、他の地目にも該当するものがないから、本件土地全体の客観的利用状況から雑種地として認定、固定資産評価基準に基づき適正に行われている。

9　判決の要旨

①　本件の価格は近隣の宅地（市街化宅地）に比準して算定され、沿接する街路の昭和 60 年度路線価格を基礎として画地計算法を適用したことは正当である。

②　地方税法に基づく固定資産たる土地の評価は、あくまでも当該土地の現況によってなされるべきものであると解せらる。例えば仮に登記簿上の地目が農地のまま違法に非農地化された土地であっても、利用状況により土地を評価しても支障はない。

③　本件評価は正当であり、本件決定も適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本件における評価年度　昭和 60 年度

判番 609

固定資産税等賦課取消請求控訴事件

1　判決年月日　昭和 62 年 7 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　昭和 62 年（行コ）第 12 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 60 年　4 月 13 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 60 年　5 月 21 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 60 年　5 月 23 日	審査決定取消訴訟提訴
昭和 62 年　2 月 20 日	新潟地裁　棄却
昭和 62 年　3 月　2 日	東京高裁　控訴
昭和 62 年　7 月 28 日	東京高裁　棄却
昭和 62 年　9 月 10 日	上告

6　争点

非農地（宅地）として路線価方式で評価したのは違法であるか。

7　控訴人の主張

・農地、非農地について現況によって判断するのは違法である。

本件土地が昭和 51 年において、田から雑（宅地）又は田から畑のいずれかに変更されたものとしても、その後加茂市が、昭和 57 年度まで低く評価するのは自由であるが、その後昭和 58 年に地目変更があったとするのは不当で違法である。（税法 408 条）

・現状は変化がないものであるから、当該前年度の価格に基づくものを採用すべきである。（但し、負担調整率 1.3 倍）即ち、この時点での比準価格の採用は違法である。

・果樹（栗、75 本、くるみ 2 本、柿 5 本、梅、もも等）が植栽され、樹高五米程度まで育成しているものであるから、全面的に植栽されていなくとも、地質が同一である以上「耕作の目的に供される」ことが可能であります。

・課税台帳とは登記簿に基づいて作成され登記簿と一致するものである。

・被告の現地見分調査は、法所定の納税者と共にする実地調査ではない。

8　被控訴人の主張

事実主張は全部否認し、法律主張はは全部争う。

9　判決の要旨

本件請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本件における評価年度　昭和 60 年度

判番 610

固定資産税等賦課取消請求事件

1　判決年月日　昭和 63 年 2 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　昭和 62 年（行ツ）第 138 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 60 年　4 月 13 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 60 年　5 月 21 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 60 年　5 月 23 日	審査決定取消訴訟提訴
昭和 62 年　2 月 20 日	新潟地裁　棄却
昭和 62 年　3 月　2 日	東京高裁　控訴
昭和 62 年　7 月 28 日	東京高裁　棄却
昭和 62 年　9 月 10 日	上告
昭和 63 年　2 月 12 日	最高裁　棄却

6　争点

非農地（宅地）として路線価方式で評価したのは違法であるか。

7　上告人の主張

・現況がいかなる状態であろうとも、農地法の制約がある以上、本来、宅地（農地以外）として利用出来ないものであり、憲法第 30 条、地方税法第 2 条等によつて農地としてしか評価はできない。

8　被上告人の主張

・特になし。

9　判決の要旨

①　本件土地を雑種地として市街地宅地評価方法により算定した本件評価に違法がないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程の所論に違法はない。

②　本件土地が農地であることを前提とする所論違憲の主張はその前提を欠く。論旨は、ひつように、原審の先専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本件における評価年度　昭和 60 年度

判番 611

裁決取消請求事件

1　判決年月日　　昭和 63 年 12 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　新潟地裁　昭和 63 年（行ウ）第　6 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 63 年　4 月 27 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 63 年　6 月　2 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 63 年　8 月 26 日	審査決定取消訴訟提訴
昭和 63 年 12 月 22 日	新潟地裁判決　認容

6　争点

審査申出に対し口頭審理を申出していたが口頭審理を経ないで、棄却決定したことは違法である。

7　原告の主張

審査申出に対し口頭審理を申出していたが口頭審理を経ないで審査委員会は棄却の決定したのは誤りである。

8　被告の主張

事実を認める。

9　判決の要旨

①　本件審査決定は手続上に瑕疵が存し違法である。

②　原告の本訴請求は理由があるから認容、審査申出の棄却はこれを取消す。

（新潟地裁）

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 612

更正処分無効確認及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　　平成 2 年 2 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　　新潟地裁　平成元年（行ウ）第　5 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　加茂市固定資産評価審査委員会

加茂市長

5　経過

平成　元年　4 月 17 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　元年　5 月 25 日	審査委員会による却下決定通知
平成　元年　8 月 26 日	審査決定取消訴訟提訴
平成　2 年　2 月 20 日	新潟地裁判決　委員会分棄却、市長分却下
平成　2 年　3 月　5 日	東京高裁控訴

6　争点

被告加茂市固定資産評価審査委員会がなした平成元年 5 月 25 日付けの原告に対する「審査申立は、これを却下する。」との決定の取消を求めている。併せ、原告は加茂市長をも被告として取消訴訟を提訴した。

昭和 58 年度の固定資産課税台帳の登録事項の無効確認。

7　原告の主張

・固定資産評価委員会へ固定資産課税台帳登録事項に関する審査申出を却下した決定は誤りがある。

・市長がした昭和 58 年度の固定資産課税台帳の登録価格の決定（評価替え）は無効である。

8　被告の主張

・固定資産評価審査委員会 ― 昭和 58 年度の価格については、固定資産課税台帳の関係者の縦覧に供しており、価格等の審査申出の期間が経過している。
課税標準額は委員会の審査申出事項ではない。

・加茂市長 ―――――――― 固定資産課税台帳の縦覧に供した際、審査の申出をし、固定資産評価審査委員会の決定に不服があって、当方への訴えは不適法である。

9　判決の要旨

①　本件の申出は不服申立期間を経過した後に不服申立が提出されたものであり、加茂市固定資産評価審査委員会に対する請求は理由がない。

②　加茂市長に対する訴えは不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

判番 613

更正処分無効確認及び裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 2 年 12 月 5 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 2 年（行コ）第 31 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市固定資産評価審査委員会

〃　加茂市長

5　経過

平成 元年 4 月 17 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 元年 5 月 25 日	審査委員会による却下決定通知
平成 元年 8 月 26 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 2 年 2 月 20 日	新潟地裁判決　委員会分棄却、市長分却下
平成 2 年 3 月 5 日	東京高裁控訴
平成 2 年 12 月 5 日	東京高裁判決　棄却
平成 2 年 12 月 6 日	上告

6　争点

加茂市固定資産審査委員会が決定した固定資産課税台帳登録事項に関する審査申出を却下した決定の取り消し。

7　控訴人の主張

加茂市長が縦覧に供しているものは当人の「名寄帳の閲覧」のみであり、縦覧の趣旨から離れる。したがって、課税台帳の縦覧にも供していないものである。

8　被控訴人の主張

固定資産評価審査委員会 ― 原判決摘示のとおりであるから、全部援用する。よって、本件控訴は棄却されるべきである。

加茂市長 ―――― 原判決事実摘示のとおりである。

9　判決の要旨

①　加茂市固定資産評価審査委員会に対する請求は失当として判断する。本件控訴は理由がない。

②　加茂市長に対する訴えは不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

判番 614

更正処分無効確認及び裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 3 年 6 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成 3 年（行ツ）第 48 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成元年 4 月 17 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成元年 5 月 25 日	審査委員会による却下決定通知
平成元年 8 月 26 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 2 年 2 月 20 日	新潟地裁判決　委員会分棄却、市長分却下
平成 2 年 3 月 5 日	東京高裁控訴
平成 2 年 12 月 5 日	東京高裁判決　棄却
平成 2 年 12 月 6 日	上告
平成 3 年 6 月 13 日	最高裁判決　棄却

6　争点

昭和 58 年度の固定資産課税台帳の閲覧後の審査申出期間に制限がある旨の教示がない。

7　上告人の主張

審査申出が適法にできる教示がされなかった為申出期間が経過した。他に救済の方法はないのか。

8　被上告人の主張

特になし。

9　判決の要旨

①　所論の点に関する原審は、正当として是認する。

②　論旨は、違憲をいう点を含め独自の見解に経って原審の右判断における法令の解釈適用の誤りをいうにすぎず、採用することができない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

判番 615

固定資産登録価格却下裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 6 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　平成 5 年（行ウ）第　9 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 63 年　4 月 27 日	審査委員会へ審査の申出書提出
平成 63 年　6 月　2 日	審査委員会による棄却の決定
平成 63 年　8 月 26 日	審査決定取消訴訟提訴

上記の経過で口頭審理を経ないで委員会が決定したと、新潟地方裁判所　昭和 63 年（行ウ）第 6 号で提訴され、新潟地方裁判所は原告の主張を一部認めた裁決取消の判決があった。

その後委員会を開いているにもかかわらず、決定の音沙汰がないのを不服とし、平成 5 年 7 月 16 日新潟地方裁判所に提訴した。

平成　5 年　7 月 16 日	新潟地方裁判所に提訴
平成　6 年　6 月　7 日	新潟地裁判決　土地価格修正する部分は却下、その余は棄却
平成　6 年　6 月 29 日	東京高裁控訴　東京高裁　平成 6 年（行コ）第 131 号
平成　6 年 ― 月 ― 日	控訴取下

6　争点

本件土地に係る土地課税台帳の昭和 63 年度登録価格の取消と価格の修正。

7　原告の主張

本件土地に係る土地課税台帳の昭和 63 年度登録価格は、地方税法第 408 条の実地調査を経ずに評価された価格を基礎として決定したのは違法である。

固定資産の価格は、その取得原価の 3 分の 1 が相当である。

8　被告の主張

審査のための口頭審理は開催した。その余は認める。

地方税法第 388 条によって自治大臣が定める固定資産評価基準により市街地宅地評価法を適用して評価したものである。

9　判決の要旨

①　本件訴えのうち、本件土地に係る土地課税台帳の昭和 63 年度登録価格を取り消して価格を修正する決定をすることを求める部分については、いわゆる義務づけ訴訟といわざるをえず、ゆるされない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 616

固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 7 年 5 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地方裁　平成 6 年（行ウ）第 19 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 27 日	審査申出書提出
平成　6 年　8 月　4 日	異議申立に対し棄却の決定
平成　6 年 11 月　4 日	新潟地裁提訴
平成　7 年　5 月 30 日	新潟地裁　棄却決定
平成　7 年　6 月 24 日	東京高裁控訴

6　争点

平成 6 年度固定資産評価替えに伴う評価額の判定に誤りがあるかどうか。

7　原告の主張

①　本件土地の価格の決定に対し、納税者と共に実施調査をしなかった。また、その路線価を求めるに当たって、所定の手続きをしなかった。

②　本件土地の価格を算定するに当たって、算定方法のことなる土地を一区画として画地計算法により評価したのは、違法である。

③　画地計算は、その対象物とする土地の所有関係の如何に拘わらず算定するもので、売買価格の 2 分の 1 又は 35%が妥当である。

④　公示価格算定に於ける売買価格は土地一筆毎に行われるものであり、一括して為される画地計算方式に基づく価格算定、7 割評価は公売価格を上回り、違法である。

8　被告の主張

①　本件土地は、固定資産評価補助員が毎年実地調査している。

②、③　画地計算はその対象とする土地の所有関係如何に拘わらず算定するものである（利用状況からみて同一区画として評価妥当）

④　本件土地の平成 6 年度の評価は、地方税法第 341 条、第 408 条、第 409 条に基づき宅地、雑種として認定した。同法 403 条第 1 項、388 条第 1 項に基づく固定資産評価基準に基づいて評価したことは、妥当である。

9　判決の要旨

加茂市長は、本件登録価格を評価、決定するに際し、固定資産評価補助員に、当該土地の地目変換、利用状況や市内の土地全体について、随時調査させており、必要に応じて評価時においても確認されていることが認められる。固定資産評価に際しては、市長が納税者と共に実施調査しなければならない点は独自の見解である。

固定資産の評価は、自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価されている。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 617

固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成７年９月28日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成７年（行コ）第82号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　６年　４月27日	審査申出書提出
平成　６年　８月　４日	異議申立に対し棄却の決定
平成　６年11月　４日	新潟地裁提訴
平成　７年　５月30日	新潟地裁　棄却決定
平成　７年　６月24日	東京高裁控訴
平成　７年　９月28日	東京高裁　棄却決定
平成　７年11月28日	最高裁上告

6　争点

平成６年度固定資産評価替えに伴う評価額の判定に誤りがあるかどうか。

7　控訴人の主張

実地調査のしたとの、証拠はない。路線価による計算は誤りなど評価手続きに誤りがある。

8　被控訴人の主張

法、通達などにより適正に評価されているので、妥当である。

9　判決の要旨

控訴人の本訴請求に理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 618

固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成８年４月12日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成８年（行ツ）第25号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　６年　４月27日	審査申出書提出
平成　６年　８月　４日	異議申立に対し棄却の決定
平成　６年11月　４日	新潟地裁提訴
平成　７年　５月30日	新潟地裁　棄却決定
平成　７年　６月24日	東京高裁控訴
平成　７年　９月28日	東京高裁　棄却決定
平成　７年11月28日	最高裁上告

6　争点

平成６年度固定資産評価替えに伴う評価額の判定に誤りがあるかどうか。

7　上告人の主張

固定資産税の課税客体は、課税対価格は更地価格から借地権等の価格を控除したものとすべきで、更地価格を課税対象とするのは違法である。

8　被上告人の主張

特になし、

9　判決の要旨

独自の見解に立って原判決の法令解釈の誤りをいうものにすぎず、採用するこはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 619

裁決取消請求事件

1　判決年月日　昭和 60 年 10 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　昭和 60 年（行ツ）第 104 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市長

5　経過

昭和 58 年　4 月 20 日	口頭により異議議申立。
昭和 58 年 10 月 15 日	内容証明で「課税取消申出書」の回答を求められ、昭和 58 年度の固定資産税の課税取消出来ない旨、文書「回答」する。 その後、固定資産評価審査委員会に審査申出をしたが、委員会は、地方税法第 432 条第 1 項ただし書きの規定により、審査申出事項とはならず不適法であると「却下」した。
昭和 58 年 12 月 15 日	賦課処分取消訴訟提訴
昭和 59 年　9 月 11 日	新潟地裁　棄却
昭和 59 年　9 月 19 日	東京高裁控訴
昭和 60 年　1 月 28 日	東京高裁　棄却
昭和 60 年　2 月 13 日	上告
昭和 60 年 10 月 15 日	最高裁　棄却

6　争点

昭和 58 年度固定資産税及び都市計画税賦課処分は適法であるか。

土地課税台帳を農地から雑種地へ地目変換したのは適法であるか。

7　上告人の主張

本件土地は、土地改良に対する賦課金を払っており、地目及び現況とも畑地である。異議申立は適法である。

8　被上告人

地方税法第 19 条各号に規定する処分の取消の訴えは同法第 19 条の 12 により、裁決前置主義がとられている。本件処分の通知は昭和 58 年 4 月 16 日受け取り同年 10 月 17 日に「課税取消申出書」を受付、同月 25 日付けにて文書「回答」と題する書面で「課税の取消はできないと」する旨の通知をした。（不服申立による回答ではない）不服申立の 60 日の期間内の異議申立はなく、異議申立期間経過後に提出されたもので不適法な訴えである。

また、固定資産課税台帳の縦覧は同年 3 月 1 日から 20 日まで行われたが、不服申立期間内に固定資産評価審査委員会に対する不服申立もなかった。

9　判決の要旨

①　昭和 58 年 4 月 16 日本件処分を行い。同月 17 日本件処分のあったことについては、当事者間に争いがない。

②　同月、口頭で異議申立した旨を主張するが、特別の定めがある場合を除き、書面で提出しなければならない。同年 10 月 15 日付け「課税取消申出書」に対し 10 月 25 日付けの書面での応答したにすぎず、当事者間に争いはない。

③　その他、不服申立期間内に適法な不服申立てをなしたことを認めるに足りる主張立証はない。

④　以上の理由により、本件処分の取消を求める訴えは、裁決前置主義に反するものであるから、本件各訴えはいずれも不適法であるから却下する。（新潟地裁）

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 620

固定資産税等賦課取消請求事件

1　判決年月日　昭和 62 年 10 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　昭和 62 年（行ウ）第　6 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

昭和 62 年　4 月 28 日	異議申立書の提出
昭和 62 年　7 月 28 日	異議申立に対し棄却の決定
昭和 62 年　8 月　6 日	賦課処分取消訴訟提訴
昭和 62 年 10 月 19 日	新潟地裁判決　却下
昭和 62 年 10 月　　日	東京裁判所　控訴

6　争点

地目変更により評価したことは、適法か。

7　原告の主張

本件土地は農地であり、ここ数年現況は変わりない。昭和 62 年度の賦課処分について、固定資産課税台帳の課税標準額及び都市計画税の課税標準額が大幅に上昇したことは不当である。原告の計算した額以上（地目変更による評価額の差）の部分の取消を求める。

8　被告の主張

固定資産課税台帳の登録された事項のうち価格に関しては、固定資産評価審査委員会に不服の申出をして決定に不服がある場合は、被告を固定資産評価審査委員会とすべきである。

9　判決の要旨

原告は固定資産評価審査委員会に審査の申出をした上で、取消の訴えを提起すべきである。本件訴えは不適法であり却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 621

固定資産税等賦課取消請求控訴事件

1　判決年月日　昭和 62 年 12 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　昭和 62 年（行コ）第 92 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

昭和 62 年　4 月 28 日	異議申立書の提出
昭和 62 年　7 月 28 日	異議申立に対し棄却の決定
昭和 62 年　8 月　6 日	賦課処分取消訴訟提訴
昭和 62 年 10 月 19 日	新潟地裁判決　却下
昭和 62 年 10 月　　日	東京裁判所　控訴
昭和 62 年 12 月 23 日	東京高裁　　棄却
昭和 63 年　1 月 27 日	上告

6　争点

市長を被控訴人としたことは、適法か。

7　控訴人の主張

負担調整率の制限を大幅に越え違法に算定されたものである。

本件土地は農地であり、農地として認定すべきである。

8　被控訴人の主張

特になし。

9　判決の要旨

本件訴えを却下した原判決は相当であって、取消を求める本件控訴は理由がないので、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 622

固定資産税等賦課取消請求事件

1　判決年月日　昭和 63 年 9 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　昭和 63 年（行ツ）第 63 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市長

5　経過

昭和 62 年　4 月 28 日	異議申立書の提出
昭和 62 年　7 月 28 日	異議申立に対し棄却の決定
昭和 62 年　8 月　6 日	賦課処分取消訴訟提訴
昭和 62 年 10 月 19 日	新潟地裁判決　却下
昭和 62 年 10 月　　日	東京裁判所　控訴
昭和 62 年 12 月 23 日	東京高裁　　棄却
昭和 63 年　1 月 27 日	上告
昭和 63 年　9 月 19 日	最高裁判決　棄却

6　争点

市長を上告人としたことは、適法か。

7　上告人の主張

本件を新潟地裁に差し戻す。

課税標準額の負担調整率を争うものである。

8　被上告人の主張

特になし。

9　判決の要旨

本件訴えを不敵法とした原審の判断は正当である。独自の見解に基づいて原判決を論難するものであって、採用することはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 623

固定資産税等賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 3 年 8 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　平成 2 年（行ウ）第　5 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

平成　2 年　5 月 16 日	異議申立書提出
平成　2 年 10 月 18 日	固定資産税賦課処分訴訟提訴
平成　3 年　8 月　8 日	新潟地裁判決　却下、一部棄却
平成　3 年　8 月 26 日	東京高裁控訴

6　争点

平成 2 年度の固定資産税賦課処分及び滞納処分による差押えが違法かどうか。

7　原告の主張

納税通知書に賦課に対する救済の方法が記載されていない。よって賦課処分を取消と、現在、賦課処分については、係争中であり額は確定していない。

昭和 62 年 3 月 9 日付けでした差押え処分及び昭和 63 年 11 月 17 日付けの参加差押処分を取り消せ。（原告の売出し中の土地を差し押さえている。）

8　被告の主張

滞納処分を知ったにもかかわらず、3 年 6 月以上経過し、提訴しているので不適法な訴えである。

納税通知書よる賦課処分のには、不服申立の方法が記載されているので適法である

9　判決の要旨

①　本件の差押処分の取消を求める部分は不適法であり、その余の部分は理由がないから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 624

固定資産税等賦課処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成　　平成 3 年 12 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁　平成 3 年（行コ）第 102 号

3　控訴人　　[redacted]

4　被控訴人　　加茂市長

5　経過

平成　2 年　5 月 16 日	異議申立書提出
平成　2 年 10 月 18 日	固定資産税賦課処分訴訟提訴
平成　3 年　8 月　8 日	新潟地裁判決　却下、一部棄却
平成　3 年　8 月 26 日	東京高裁控訴
平成　3 年 12 月 18 日	東京高裁　　棄却
平成　4 年　1 月 30 日	上告

6　争点

不服申立の教示の有無。

7　控訴人の主張

不服申立については、地方税法第 17 条の 6 第 1 項第 1 号又は同法第 3 号により処分の異動があり得るものであるから、訴えの利益がある。

8　被控訴人の主張

・本件控訴を棄却する。

・訴訟費用は 1．2 審とも控訴人の負担する。

との裁判を求める。

控訴の理由に対する答弁は全て争う。

9　判決の要旨

①　納税通知書に記載すべき救済の方法について、固定資産税の納付すべき税額を確定する処分（賦課決定）いうものと解すべきであり、納税通知書に記載すべき不服申立の教示は、賦課決定についてなされれば足りる。

②　差押え処分の取消しを求める部分を却下し、その余の請求は棄却。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 625

固定資産税等賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 4 年 9 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁　　平成 3 年（行ツ）第 78 号

3　上告人　　[redacted]

4　被上告人　　加茂市長

5　経過

平成　2 年　5 月 16 日	異議申立書提出
平成　2 年 10 月 18 日	固定資産税賦課処分訴訟提訴
平成　3 年　8 月　8 日	新潟地裁判決　却下、一部棄却
平成　3 年　8 月 26 日	東京高裁控訴
平成　3 年 12 月 18 日	東京高裁　　棄却
平成　4 年　1 月 30 日	上告
平成　4 年　9 月 22 日	最高裁判決　棄却

6　争点

賦課処分に対しての異議申立は市長に行うか。

7　上告人の主張

原判決によれば、本件「賦課決定は」市長に対し、異議申立できるとの判断と認められるが、地方税法にはその旨の規定がない。（行政不服審査法第 6 条）本件処分は地方税法第 19 条第 1 項で定める、加茂市徴税吏員（税務課長）為すべき処分である。

8　被上告人の主張

特になし。

9　判決の要旨

①　論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものにすぎず、採用することができない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 626

滞納処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 4 年 2 月 4 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　平成 3 年（行ウ）第　5 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

平成　3 年　8 月 28 日	不服申立書提出
平成　3 年 10 月 28 日	異議申立に対し却下決定
平成　3 年 11 月　8 日	滞納処分裁決取消訴訟提訴
平成　4 年　2 月　4 日	新潟地裁判決　棄却
平成　4 年　2 月 20 日	東京高裁控訴

6　争点

不服申立について、行政不服審査法第 45 条に決定したが、地方税法第 19 条の 4 によるかどうか。

滞納処分による土地の差押の違法性の有無。

7　原告の主張

不服申立の決定は地方税法第 19 条の 4 が適用されるもので、平成 3 年 10 月 28 日の不服申立の決定を取消し。

昭和 62 年 3 月 9 日付けでした差押え処分及び昭和 63 年 11 月 17 日付けの参加差押処分を取消し。

なお、不服申立の期間については、地方税法第 19 条の 4 第 2 号により、徒過していない。

8　被告の主張

本件決定は行政不服審査法第 45 条が適用され適法である。

9　判決の要旨

①　本件差押処分と参加差押の処分の決定を受けて、60 日以内になされていないことが認められる。本件不服申立てが行政不服審査法第 45 条の定める異議申立期間を徒過していることをことを理由に却下決定をしたことは違法はなく、原告の主張は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 627

滞納処分裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 4 年 6 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 4 年（行コ）第 16 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

平成　3 年　8 月 28 日	不服申立書提出
平成　3 年 10 月 28 日	異議申立に対し却下決定
平成　3 年 11 月　8 日	滞納処分裁決取消訴訟提訴
平成　4 年　2 月　4 日	新潟地裁判決　棄却
平成　4 年　2 月 20 日	東京高裁控訴
平成　4 年　6 月 29 日	東京高裁　　棄却
平成　4 年　7 月 14 日	上告

6　争点

本件処分の適用法令について、

○行政不服審査法か。

○地方税法か。

7　控訴人の主張

地方税法第 19 条の 4 の差押えは、債権確定後に於ける強制徴収処分であるから、本来、要望等除く外不服申立はできない。つまり差押えの前提たる。強制換価手続き（滞納処分）の開始決定（通知）に於いて、地方税法第 19 条 2 号についての不服申立を 60 日以内に受理すべきものであり、その後の差押えに於いて受理すべきものであり、第 19 条の 4 のみが適用されるべきである。

本件に関しては、昭和 63 年 3 月 10 日口頭で不服ある旨意思表示しており、行審第 58 条第 5 項によっても本件不服申立は有効となるものである。

8　被控訴人の主張

原判決摘示のとおりである。

9　判決の要旨

①　本件請求は理由がないから棄却すべきと判断する。

②　争いのない事実。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 628

滞納処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　　平成 4 年 12 月 4 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁　平成 4 年（行ツ）第 166 号

3　上告人　　[redacted]

4　被上告人　　加茂市長

5　経過

平成　3 年　8 月 28 日	不服申立書提出
平成　3 年 10 月 28 日	異議申立に対し却下決定
平成　3 年 11 月　8 日	滞納処分裁決取消訴訟提訴
平成　4 年　2 月　4 日	新潟地裁判決　棄却
平成　4 年　2 月 20 日	東京高裁控訴
平成　4 年　6 月 29 日	東京高裁　　棄却
平成　4 年　7 月 14 日	上告
平成　4 年 12 月　4 日	最高裁判決　棄却

6　争点

差押処分は違法か。

7　上告人の主張

差押え処分のは、徴税吏員の職務であり加茂市長名義で出来ない。被上告人名義で為された処分は違法である。

加茂市長は固定資産税を徴収出来ない。

8　被上告人の主張

特に主張なし。

9　判決の要旨

①　所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、違憲をいう点を含め、独自の見解に立って原判決を非難するものにすぎず、採用することができない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 629

税納税通知書交付処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 6 年 3 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　新潟地裁　　平成 5 年（行ウ）第 10 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　加茂市長

5　経過

平成　5 年　4 月 19 日	異議申立書の提出
平成　5 年　9 月 14 日	異議申立てに対し棄却の決定
平成　5 年 10 月　8 日	新潟地裁提訴
平成　6 年　3 月 22 日	新潟地裁　一部却下・一部棄却
平成　6 年　4 月　1 日	東京高裁控訴

6　争点

(1) 平成 5 年度の納税通知書の記載事項は有効か。

7　原告の主張

(1) 納税通知書に次の事項が記載されていないか、記載が不備である。

①　賦課の根拠となった法律及び条例の規定

②　本件不動産の明細

③　課税標準額及び税額

④　課税標準額についての不服申し立ての方法（教示）

⑤　督促手数料

(2) 納税通知書は、加茂市作成でなく、また徴税吏員名義でなく、市長名義で作成されている。

など、原告の主張どおりに納付書に記載すべきである。

8　被告の主張

(1)、①について

根拠法令は明記してある。それ以外の記載の必要はない。

②について

固定資産の明細については、毎年 3 月に縦覧を供し、関係者に課税標準となる固定資産の価格等明細について知らしめている。したがって通知書に期す必要はない。

③について

課税標準額、税額、賦課の根拠については記載してある。

④について

納税通知書には不服申立の方法を教示している。

⑤について

記載の必要はない。

(2) について

法の規定により徴税吏員である。

9　判決の要旨

(1) 平成 5 年度の固定資産税納税通知書について「原告請求のとおり記載する」との決定を求める部分について、

・裁判所に対し、被告加茂市長において、何らかの原告の妥当と考えるような内容の決定をすることの給付を求める、いわゆる義務づけ訴訟であるところ、本件において、いわゆる義務づけ訴訟を認めなければならないような特段の事情について主張、立証はない。

・「平成 5 年度の納税通知書の交付処分の取消と原告請求の記載のとおり記載する」

との判決を求める部分は不適法。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

税納税通知書交付処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 6 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 6 年（行コ）第 70 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

平成 5 年 4 月 19 日	異議申立書の提出
平成 5 年 9 月 14 日	異議申立てに対し棄却の決定
平成 5 年 10 月 8 日	新潟地裁提訴
平成 6 年 3 月 22 日	新潟地裁　一部却下・一部棄却
平成 6 年 4 月 1 日	東京高裁控訴
平成 6 年 12 月 20 日	東京高裁判決　（最高裁上告なし）

6　争点

平成 5 年度固定資産税・都市計画税納税通知書に賦課決定は適法か。

7　控訴人の主張

(1) 縦覧は自治法における監査請求制度と同様に、課税事務のうち評価が適正に行われていることを一般納税者に対し、開示することが目的であって、納税義務者に対する処分とすることはできない。

(2) 納税通知書に次の事項が記載されていないか、記載が不備である。

①　賦課の根拠となった法律及び条例の規定

②　本件不動産の明細

③　課税標準額及び税額

④　課税標準額についての不服申し立ての方法（教示）

⑤　督促手数料

③　納税通知書は、加茂市作成でなく、また徴税吏員名義でなく、市長名義で作成されている。

8　被控訴人の主張

(1)について

固定資産は、固定資産の所有者に課せられる。所有者とは、土地又は家屋については土地建物登記簿若しくは土地建物補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。したがって、所有者は縦覧の機会があるので、改めて通知の必要はない。

(2)①について

根拠法令は明記してある。それ以外の記載の必要はない。

②について

固定資産の明細については、毎年 3 月に縦覧を供し、関係者に課税標準となる

固定資産の価格等明細について知らしめている。したがって通知書に期す必要はない。

③について

課税標準額、税額、賦課の根拠については記載してある。

④について

納税通知書には不服申立の方法を教示している。

⑤について

記載の必要はない。

③について

法の規定により徴税吏員である。

9　判決の要旨

(1)について

基準年度に価格等を決定して固定資産課税台帳に登録し、法定の期間これを縦覧に供したことが認められ、その手続きには何らの違法もないと解される。

(2)

①について

納税通知書には、課税の根拠として、地方税法並びに市条例の規定により、固定資産税課税台帳に所有者として登録されている納税義務者に対して、所在する固定資産（都市計画税にあっては土地及び家屋）に対して、標記のとおり固定資産税及び都市計画税が課せられる。

②について

本件不動産の明細について、固定資産税課税台帳の縦覧により、これを容易に知ることができることから、本件決定は違法とならない。

③について

記載に瑕疵は認められない。

④について

納税通知書の不服申し立ての教示は、正しい記載である。

⑤について

納税通知書に督促手数料についての記載がないからといって、処分を違法とするに足りない。

③について

本件通知書の名義人が加茂市長となっていても、加茂市が作成したものとみることに何らの妨げはなく、加茂市名義の通知書により固定資産税及び都市計画税の徴収をすることができるのは当然である。

以上により、本件決定を違法とすることはできないから、控訴人の請求は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

滞納処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成７年５月30日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地方裁　平成７年（行ウ）第２号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

平成　６年　８月10日	滞納処分として、土地を差押
平成　６年　８月22日	異議申立書提出
平成　６年11月　２日	異議申立に対し棄却決定
平成　７年　１月30日	新潟地裁提訴
平成　７年　５月30日	新潟地裁　棄却決定
平成　７年　６月24日	東京高裁控訴

6　争点

差押処分は違法か。

7　原告の主張

①　滞納処分に係る請求額は係争中で未だ確定していない。

②　充分な担保提供している。

③　平成元年度分は時効が完成し、請求権は消滅している。

8　被告の主張

①　平成６年度分の固定資産税、都市計画税及びこれに対する督促手数料、延滞金については、原告において、その賦課決定処分に異議申立て中であるが、賦課決定処分に対する不服申立ては賦課・徴収の続行を妨げない。

②　地方団体の長が担保を徴する場合は、徴収の猶予又は換価の猶予を許可する場合である。地方税法の規定により徴収が猶予され、担保を提供したとき、滞納処分による差押え解除を求められるものである。

③　一部納付しており、平成元年度の固定資産税、都市計画税を承認したものである。

④　本土地の所有者は、６名の共有名義のため、申立代表者たる証としての委任状の提出をもとめたところ、委任状の提出がなかった。

9　判決の要旨

原告の本訴請求には、理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 632

滞納処分裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成７年９月27日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成７年（行コ）第88号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

平成　６年　８月10日	滞納処分として、土地を差押
平成　６年　８月22日	異議申立書提出
平成　６年11月　２日	異議申立に対し棄却決定
平成　７年　１月30日	新潟地裁提訴
平成　７年　５月30日	新潟地裁　棄却決定
平成　７年　６月24日	東京高裁控訴
平成　７年　９月27日	東京高裁　棄却決定
平成　７年10月25日	最高裁上告

6　争点

差押処分の取消請求に理由があるかどうか。

7　控訴人の主張

①　滞納処分に係る請求額は係争中で未だ確定していない。

②　十分な担保提供している。

③　平成元年度分は時効が完成し、請求権は消滅している。

④　何ら理由が無く当該申立を理由無しとして棄却したのは違法、不当で原判決の決定の取消を求めることができるものである。

8　被控訴人の主張

①　原判決判示のとおりである。

9　判決の要旨

控訴人の請求には、理由がなく棄却すべきものと判断する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 633

滞納処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成８年４月12日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成８年（行ツ）第22号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市長

5　経過

平成　６年　８月10日	滞納処分として、土地を差押
平成　６年　８月22日	異議申立書提出
平成　６年11月　２日	異議申立に対し棄却決定
平成　７年　１月30日	新潟地裁提訴
平成　７年　５月30日	新潟地裁　棄却決定
平成　７年　６月24日	東京高裁控訴
平成　７年　９月27日	東京高裁　棄却決定
平成　７年10月25日	最高裁上告

6　争点

差押処分の取消請求に理由があるかどうか。

7　上告人の主張

①　滞納処分に係る請求額は係争中で未だ確定していない。

②　十分な担保提供している。

③　平成元年度分は時効が完成し、請求権は消滅している。

④　決定取消のりゆうとしては、その記載された判断の是非を争うより外に理由がない。

8　被上告人の主張

特になし

9　判決の要旨

所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。

論旨は、独自の見解に立って原判決を非難するものであり、採用するこはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 634

固定資産税等裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成７年４月27日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地方裁　平成７年（行ウ）第３号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

平成　６年　７月14日	異議申立書の提出
平成　６年11月　２日	異議申立に対し棄却決定
平成　７年　２月　１日	新潟地裁控訴
平成　７年　４月27日	新潟地裁　棄却決定
平成　７年　５月22日	東京高裁控訴

6　争点

本件各決定及び納税通知処分が違法であるかどうか。

7　原告の主張

①　平成６年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を取り消せ。

②　課税標準額、税額（賦課決定）を取り消せ。

8　被告の主張

法令に則って適法に平成６年度の固定資産税・都市計画税額と決定したうえ、納税通知書を送付して賦課したもので、賦課決定手続きは何ら違法はない。

なお、原告は平成５年度賦課の納税通知書に関しても、同様の異議申立て、行政訴訟を提起し、これについては、既に東京高等裁判所が判示をしているところである。原告の本訴請求は平成６年度において同一の理由で争いをしているものであり、濫訴である。

行政訴訟の提起は行政処分の効力、処分の執行を妨げるものでない。（行政訴訟法第25条）請求は理由を欠く。

9　判決の要旨

本件処分の取消請求については、決定固有の瑕疵を主張することが必要とされ、本件処分に内在する違法を主張し、これを維持した決定の取消を求めることはできないというべであるから、原告の主張はそれ自体理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 635

固定資産税等裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成８年２月29日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成７年（行コ）第77号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

平成　６年　７月14日	異議申立書の提出
平成　６年11月　２日	異議申立に対し棄却決定
平成　７年　２月　１日	新潟地裁控訴
平成　７年　４月27日	新潟地裁　棄却決定
平成　７年　５月22日	東京高裁控訴　（最高裁上告なし）

6　争点

本件各決定及び納税通知処分が違法であるかどうか。

7　控訴人の主張

①　平成６年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を取り消せ。

②　課税標準額、税額（賦課決定）に誤りがあり、取り消せ。

8　被控訴人の主張

賦課決定処分については、法令に則って適法に平成６年度の固定資産税・都市計画税額と決定したうえ、納税通知書を送付して賦課したもので、賦課決定手続きは何ら違法はない。

原判決の判断のとおりである。請求は取消理由を欠いている。

9　判決の要旨

本件処分及び本件通知処分は、正当であってこれを取消すべき瑕疵があると認めることができない。また課税通知書に記載の課税標準額には、計算等に誤りがあるとは認められない。また、他に本件通知処分を取り消すべき瑕疵があるとは認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 636

滞納処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 10 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　新潟地裁　平成 7 年（行ウ）第 4 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　加茂市長

5　経過

平成　7 年　3 月 31 日　　差押財産公売予告通知に対し処分の取消訴訟提訴

（提訴後に申立書提出）

平成　7 年　4 月　3 日　　差押財産公売予告通知に対し異議申立書提出

平成　7 年　5 月　1 日　　異議申立に対する却下決定

平成　7 年 10 月 17 日　　新潟地裁判決　一部却下、一部棄却

平成　7 年 11 月　1 日　　東京高裁控訴

6　争点

公売予告通知には違法性があるかどうか。

7　原告の主張

公売予告通知に係る固定資産税は、未だ昭和 58 年度以降の課税標準が確定していない。現在、係争中で課税標準額が確定していないというもの。

本処分の取消とその後の差し止めを求める旨の却下決定は誤りである。

8　被告の主張

滞納処分に係る固定資産税・都市計画税の滞納金額に関する一切の行政不服申立（異議、審査請求）は全て決定ないし裁決済みである。地方税法第 19 条の 7 第 1 項に該当しない。

9　判決の要旨

①　本件予告通知書は行政不服審査法にいう処分に該当しない。

②　本件予告通知及びその後の行政処分の取消を求める部分は不適法であるから却下しその余の請求は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 637

滞納処分裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 8 年 2 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　東京高裁　平成　7 年（行コ）第 139 号

3　控訴人　　[redacted]

4　被控訴人　　加茂市長

5　経過

平成　7 年　3 月 31 日　　差押財産公売予告通知に対し処分の取消訴訟提訴

（提訴後に申立書提出）

平成　7 年　4 月　3 日　　差押財産公売予告通知に対し異議申立書提出

平成　7 年　5 月　1 日　　異議申立に対する却下決定

平成　7 年 10 月 17 日　　新潟地裁判決　一部却下、一部棄却

平成　7 年 11 月　1 日　　東京高裁控訴

平成　8 年　2 月 29 日　　東京高裁　棄却

平成　8 年　3 月 25 日　　上告

6　争点

公売予告通知には違法性があるかどうか。

7　控訴人の主張

公売予告通知に係る固定資産税は、未だ昭和 58 年度以降の課税標準が確定していない。現在、係争中で課税標準額が確定していないというもの。

本処分の取消とその後の差し止めを求める旨の却下決定は誤りである。

8　被控訴人の主張

滞納処分に係る固定資産税・都市計画税の滞納金額に関する一切の行政不服申立（異議、審査請求）は全て決定ないし裁決済みである。地方税法第 19 条の 7 第 1 項に該当しない。

よって本件訴えは、不適法である。

9　判決の要旨

①　一審と同じ判断である。

②　原告の異議申立てに委任状は不必要である旨の主張については、独自の見解であり、採用しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 638

滞納処分裁決取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 9 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁　平成 8 年（行ツ）第 148 号

3　上告人　　[redacted]

4　被上告人　　加茂市長

5　経過

平成　7 年　3 月 31 日　　差押財産公売予告通知に対し処分の取消訴訟提訴

（提訴後に申立書提出）

平成　7 年　4 月　3 日　　差押財産公売予告通知に対し異議申立書提出

平成　7 年　5 月　1 日　　異議申立に対する却下決定

平成　7 年 10 月 17 日　　新潟地裁判決　一部却下、一部棄却

平成　7 年 11 月　1 日　　東京高裁控訴

平成　8 年　2 月 29 日　　東京高裁　棄却

平成　8 年　3 月 25 日　　上告

平成　8 年　9 月 17 日　　最高裁判決　棄却

6　争点

公売予告通知には違法性があるかどうか。

7　上告人の主張

事実、理由とも原審主張のとおりのほか

・差押え公売予告通知は処分には「やむを得ない場合」が明らかならず、滞納処分として換価決定通知処分で行政処分であります。

・却下決定違法事由の内「委任状不提出理由」については、本件審査請求は上告人が共有者外 5 名の代理人として為したもので、その決定の名宛人は上告人であり、従って、その決定の取消を求める訴えの利益があり。上告人の代理権を無視したもので違法である。

8　被上告人の主張

特になし。

9　判決の要旨

原判決に所論の違法はない。論旨は、違憲をいう点をを含め、独自の見解に立って原審の判断における法令の解釈適用の誤りをいうか、原審の判断と関係ない事項を挙げて原判決の不当をいうものにすぎず、採用することができない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 639

固定資産税等裁決取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 4 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　新潟地裁　平成 7 年（行ウ）第　7 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　加茂市長

5　経過

平成　7 年　7 月 14 日　　「平成 7 年度固定資産税・都市計画税」納税通知書交付及び賦課決定処分について異議申立

平成　7 年 10 月　3 日　　加茂市長は、異議申立に対し一部却下、一部棄却の決定

平成　8 年　1 月　4 日　　新潟地裁提訴

平成　8 年　4 月 18 日　　新潟地裁提訴判決　　一部却下、一部棄却

平成　8 年　5 月 15 日　　東京高裁控訴

6　争点

①　本件異議申立の代理権について

②　本件賦課決定の適法性ないし違法性について

7　原告の主張

①　本件異議申立の代理権を証明する書面は昭和 63 年 9 月 30 日提出している。

②　被告の決定に理由はなく裁量権の乱用で違法であるので取り消されるべき。

8　被告人の主張

①　本件異議申立の代理権はない。

②　本件訴えのうち、代理権を主張する部分は却下、その他は棄却を求める。

9　判決の要旨

①　代理権の証明文書は個々の不服申立毎にその都度書面で行われること必要とする。代理権の証明を欠くとして異議申立を却下した決定については、何ら違法は存在しない。

②　異議申立棄却決定に対し、その取消し訴訟を提起するためには、原告において決定固有の瑕疵を主張することが必要であり、原告の主張は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 640

固定資産税等裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 8 年 11 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 8 年（行コ）第 60 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

平成 7 年 7 月 14 日	「平成 7 年度固定資産税・都市計画税」納税通知書交付及び賦課決定処分について異議申立
平成 7 年 10 月 3 日	加茂市長は、異議申立に対し一部却下、一部棄却の決定
平成 8 年 1 月 4 日	新潟地裁提訴
平成 8 年 4 月 18 日	新潟地裁提訴判決　一部却下、一部棄却
平成 8 年 5 月 15 日	東京高裁控訴
平成 8 年 11 月 27 日	東京高裁判決　棄却
平成 9 年 4 月 21 日	最高裁上告

6　争点

①　本件異議申立の代理権について

②　本件賦課決定の適法性ないし違法性について

③　宗教法人団体の宗教執行役員は徴税吏員となれないか。

7　控訴人の主張

①　本件異議申立の代理権を証明する書面は昭和 63 年 9 月 30 日提出している。

②　被告の決定に理由はなく裁量権の乱用で違法であるので取り消されるべき。

③　宗教法人団体の宗教執行役員は徴税吏員となれない。

④　控訴人は納税通知書によって金融機関に対し、納付手続きが取れない。

8　被控訴人の主張

①　本件異議申立の代理権はない。

②　本件訴えのうち、代理権を主張する部分は却下、その他は棄却を求める。

9　判決の要旨

①　代理権を主張する部分は却下する。

②　異議申立棄却決定に対し、その取消し訴訟を提起するためには、原告において決定固有の瑕疵を主張することが必要であり、原告の主張は理由がないく棄却。

③　市長は地方税法第 1 条により、当然に徴税吏員であり違法性はない。

④　納税通知書により、金融機関で納付の手続きをすることが認められる。

⑤　控訴人は、昭和 58 年度分賦課決定、昭和 63 年度価格が確定していない旨主張する。しかしながら、弁論の全趣旨によると、控訴人に対しては、各年度につき納税通知書が交付され、また、固定資産課税台帳の縦覧の機会が与えられきたことが認められ、したがって特段の違法は認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 641

固定資産税等裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 6 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成　9 年（行ツ）第 74 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市長

5　経過

平成 7 年 7 月 14 日	「平成 7 年度固定資産税・都市計画税」納税通知書交付及び賦課決定処分について異議申立
平成 7 年 10 月 3 日	加茂市長は、異議申立に対し一部却下、一部棄却の決定
平成 8 年 1 月 4 日	新潟地裁提訴
平成 8 年 4 月 18 日	新潟地裁提訴判決　一部却下、一部棄却
平成 8 年 5 月 15 日	東京高裁控訴
平成 8 年 11 月 27 日	東京高裁判決　棄却
平成 9 年 4 月 21 日	最高裁上告
平成 9 年 6 月 19 日	棄却

6　争点

①　本件異議申立の代理権について

②　本件賦課決定の適法性ないし違法性について

7　上告人の主張

①　証明書の提出しなかった点は、その初期における代利権はは停止去れないかぎり有効であり改めて提出は不要である。

②　宗教団体の職員が公共団体の行政職（特に徴税吏員）兼務することは憲法第 20 条及び第 89 条に違背する。

8　被上告人の主張

特になし、

9　判決の要旨

①　原判決は正当として、是認する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 642

固定資産税等裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　平成 8 年（行ウ）第 12 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

平成 8 年 7 月 9 日	異議申立書提出
平成 8 年 9 月 2 日	異議申立に対する却下、一部棄却決定
平成 9 年 3 月 25 日	新潟地裁提訴
平成 9 年 12 月 26 日	新潟地裁　棄却決定
平成 10 年 1 月 30 日	東京高裁　控訴

6　争点

平成 8 年度の固定資産税等賦課処分の取消

7　原告の主張

本件土地は市が差押したもので納税義務者は市にあり、差押所有地の部分は納税の義務はない。

8　被告の主張

土地の納税義務者は、土地登記簿に登記された者若しくは土地補充課税台帳に登録された者が納税義務者と規定しているので、理由がない。

平成 8 年度固定資産税等の賦課取消異議申立の手続きに何ら違法はない。

9　判決の要旨

①　地方税法第 343 条第 1 項の「所有者」とは、土地又は家屋について、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳に所有者又は家屋登記簿若しくは家屋補充課税台調に所有者として登録されている者をいう（同法同条第 2 項）原告は所有者として登録されていることが認められる。

②　賦課処分は適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 643

固定資産税等裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 10 年 5 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 10 年（行コ）第 18 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

平成 8 年 7 月 9 日	異議申立書提出
平成 8 年 9 月 2 日	異議申立に対する却下、一部棄却決定
平成 9 年 3 月 25 日	新潟地裁提訴
平成 9 年 12 月 26 日	新潟地裁　棄却決定
平成 10 年 1 月 30 日	東京高裁　控訴
平成 10 年 5 月 27 日	東京高裁　判決　（最高裁上告なし）

6　争点

平成 8 年度の固定資産税等賦課処分の取消

7　控訴人の主張

①　本件土地は市が差押したもので納税義務者は市にあり、差押所有地の部分は納税の義務はない。

②　固定資産税は、使用収益権者でなく、所有権者に課せられる。

③　百年以上の地上権は所有者とみなされると規定がある。なお、質権には使用収益権はない。即ち、質権とは、使用収益権のない条件付き売買権であり、差押えを受けた土地については、それが停止され、その売買権は差押え権者にあるから、質権者即ち所有者といえ、質権者同様納税義務を有する。

8　被控訴人の主張

土地の納税義務者は、土地登記簿に登記された者若しくは土地補充課税台帳に登録された者が納税義務者と規定しているので、理由がない。

平成 8 年度固定資産税等の賦課取消異議申立の手続きに何ら違法はない。

9　判決の要旨

①　控訴人の請求はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 644

昭和 58 年度固定資産税等裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 7 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　平成 9 年（行ウ）第 25 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

平成 9 年 9 月 8 日	異議申立書提出
平成 9 年 10 月 1 日	異議申立に対する却下決定
平成 10 年 1 月 9 日	決定取消訴訟提訴
平成 10 年 7 月 16 日	新潟地裁判決　却下
平成 10 年 8 月 10 日	東京高裁控訴

6　争点

昭和 58 年度固定資産税等賦課処分の適法か。

7　原告の主張

・昭和 58 年度固定資産税等の賦課処分について、前年度と現況に変化がないのに課税標準額が大幅に急騰したことは課税標準額に誤りがある。

また、この度の申立について、申立期間徒過と却下決定したのは、誤っている。

8　被告の主張

・課税標準額の取消を求めているもので、固定資産課税台帳の登録事項は、地方税法第 432 条第 1 項により縦覧の初日から末日 10 日以内に固定資産評価審査委員会に対して審査請求できるものとしており、同法附則 28 条第 5 項で規定している。

課税台帳等登録事項については審査の申出は出来ないと規定していることから適法性を欠く。

・賦課の決定については、納税通知書により了知した翌日から 60 日以内に異議申立書を提出しなければならないので不適法な申立である。

・同賦課決定の取消請求は、既に昭和 60 年 10 月 15 日最高裁（昭和 60 年（行ツ）第 104 号事件）の上告棄却の判決の言い渡しで一審の新潟地方裁判所（昭和 58 年（行ウ）第 5 号事件）の請求却下判決が確定している。

・この裁判は、前記事件と同一であるから、同一の請求権であり、一事不再理により本件請求は不適法である。

9　判決の要旨

①　原告の訴えは、地方税法第 434 条の手続きによらないで固定資産課税台帳の登録事項を争うものであるから、同条第 2 項に違反し、不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 645

昭和 58 年度固定資産税等裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 1 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 10 年（行コ）第 141 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　加茂市長

5　経過

平成 9 年 9 月 8 日	異議申立書提出
平成 9 年 10 月 1 日	異議申立に対する却下決定
平成 10 年 1 月 9 日	決定取消訴訟提訴
平成 10 年 7 月 16 日	新潟地裁判決　却下
平成 10 年 8 月 10 日	東京高裁控訴
平成 11 年 1 月 25 日	東京高裁　棄却
平成 11 年 2 月 22 日	上告

6　争点

昭和 58 年度固定資産税等賦課処分の適法か。

7　控訴人の主張

本件賦課決定の取消しを求める理由として、本件土地「課税標準額」の認定に誤りがあることを主張するものであるから適法だ。

8　被控訴人の主張

固定資産課税台帳の登録事項は、地方税法第 432 条第 1 項により縦覧の初日から末日 10 日以内に固定資産評価審査委員会に対して審査請求できるものとしており、同法附則 28 条第 5 項で規定している。課税台帳等登録事項については審査の申出は出来ないと規定していることから適法性を欠く。

賦課の決定については、納税通知書により了知した翌日から 60 日以内に異議申立書を提出しなければならないので不適法な申立である。

9　判決の要旨

①　賦課決定の決定取消の訴えは、賦課決定があったことを知った日からの翌日から起算して 60 日以内に異議申立をし、これに対する決定を又は裁決を経たあとでなければ提起できないところ、適法な異議申立はしていない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 646

昭和 58 年度固定資産税等裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 7 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成 10 年（行ツ）第 119 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市長

5　経過

平成 9 年 9 月 8 日	異議申立書提出
平成 9 年 10 月 1 日	異議申立に対する却下決定
平成 10 年 1 月 9 日	決定取消訴訟提訴
平成 10 年 7 月 16 日	新潟地裁判決　却下
平成 10 年 8 月 10 日	東京高裁控訴
平成 11 年 1 月 25 日	東京高裁　棄却
平成 11 年 2 月 22 日	上告
平成 11 年 7 月 8 日	最高裁判決　棄却

6　争点

昭和 58 年度固定資産税等賦課処分の適法か。

7　上告人の主張

原判決は、法の適用及び事実認定を怠っている。

8　被上告人の主張

特になし。

9　判決の要旨

本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 647

昭和 58 年度固定資産税等賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　新潟地裁　平成 11 年（行ウ）第 10 号

3　原告　[redacted]

4　被告　加茂市長

5　経過

平成 11 年 7 月 12 日	異議申立書提出
平成 11 年 8 月 11 日	異議申立に対する却下決定
平成 11 年 11 月 1 日	決定取消訴訟提訴
平成 11 年 12 月 27 日	新潟地裁判決　却下
平成 12 年 1 月 22 日	東京高裁控訴

6　争点

・昭和 58 年度固定資産税・都市計画税納税通知書（納税通知書番号第 5126 号）による賦課処分（課税標準額）の取消し。

7　原告の主張

・本件処分は地方税法第 18 条第 1 項の負担調整措置を誤っている。

8　被告の主張

・行政不服審査法第 45 条の異議申立期間は、処分があったことを知った日の昭和 58 年 4 月 17 日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。この申立は異議申立期間を徒過しており、不適法である。

・原告の本請求は、新潟地方裁判所平成 9 年（行ウ）第 25 号事件と同一請求であり、同事件は 2 審、3 審で却下が確定している。

9　判決の要旨

①　本件訴えは不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 648

昭和 58 年度固定資産税等賦課処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁　平成 12 年（行コ）第 30 号

3　控訴人　[redacted]

4　被上告人　加茂市長

5　経過

平成 11 年　7 月 12 日	異議申立書提出
平成 11 年　8 月 11 日	異議申立に対する却下決定
平成 11 年 11 月　1 日	決定取消訴訟提訴
平成 11 年 12 月 27 日	新潟地裁判決　却下
平成 12 年　1 月 22 日	東京高裁控訴
平成 12 年　4 月 26 日	東京高裁　棄却
平成 12 年　5 月 22 日	上告

6　争点

平成 11 年 7 月 13 日の異議申立が適法か。

7　控訴人の主張

・本件異議申立は適法である。

・一事不再理について、行政不服審査法第 58 条により、教示を受けるまで何度でも提訴できる。

・行政事件訴訟法により、訴えの利益がある限り、提訴できる。

8　被控訴人の主張

・行政不服審査法第 45 条の異議申立期間は、処分があったことを知った日の昭和 58 年 4 月 17 日の翌日から起算して 60 日以内にしなければならない。この申立は異議申立期間を徒過しており、不適法である。

・原告の本請求は、新潟地方裁判所平成 9 年（行ウ）第 25 号事件と同一請求であり、同事件は 2 審、3 審で却下が確定している。

9　判決の要旨

①　本件訴えが適法である理由を種々主張するが、いずれも控訴人の独自の見解である。採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 649

昭和 58 年度固定資産税等賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成 12 年（行ツ）第 240 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　加茂市長

5　経過

平成 11 年　7 月 12 日	異議申立書提出
平成 11 年　8 月 11 日	異議申立に対する却下決定
平成 11 年 11 月　1 日	決定取消訴訟提訴
平成 11 年 12 月 27 日	新潟地裁判決　却下
平成 12 年　1 月 22 日	東京高裁控訴
平成 12 年　4 月 26 日	東京高裁　棄却
平成 12 年　5 月 22 日	上告
平成 12 年 10 月 19 日	最高裁判決　棄却

6　争点

処分の取消し適法か。

7　上告人の主張

・原判決には、法解釈、法適用に誤りがある。

・本件の訴えは処分の取消しの訴えであり、行政事件訴訟法第 9 条により、処分の取消による、法律上の訴えの利益があるといえ、訴えは適法である。

8　被上告人の主張

・特になし。

9　判決の要旨

①　本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、各事項に規定する事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 650

加賀市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　金沢地裁　平成 10 年（行ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　加賀市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　6 月 11 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　6 月 30 日　審査委員会による却下の決定

平成 10 年　7 月 27 日　審査決定取消訴訟提起

平成 10 年 10 月 30 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

固定資産評価審査委員会への審査申出期間

7　原告の主張

納税通知書を受け取った日以降 30 日

8　被告の主張

縦覧期間の末日後 10 日

9　判決の要旨

納税者は、固定資産課税台帳に不服がある場合、縦覧期間の初日からその末日後 10 日までの間、又は地方税法 417 条第 1 項所定の通知を受けた場合は、通知を受けた日から 30 日以内に審査委員会に申し出をすることが認められており、原告は 417 条第 1 項の通知を受けていない事実からすると、審査委員会の決定は適法であり、原告の請求を棄却する。

10　固定資産の区分　建物（単独）

11　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 651

加賀市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 5 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　金沢地裁　平成 10 年（行ウ）第 4 号

名古屋高裁　平成 11 年（行コ）第 1 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　加賀市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　1 月　4 日　原告控訴

平成 11 年　3 月 17 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

固定資産評価審査委員会への審査申出期間

7　控訴人の主張

納税通知書を受け取った日以降 30 日

8　被控訴人の主張

縦覧期間の末日後 10 日

9　判決の要旨

納税者は、固定資産課税台帳に不服がある場合、縦覧期間の初日からその末日後 10 日までの間、又は地方税法 417 条第 1 項所定の通知を受けた場合は、通知を受けた日から 30 日以内に審査委員会に申し出をすることが認められており、原告は 417 条第 1 項の通知を受けていない事実からすると、審査委員会の決定は適法であり、原告の請求を棄却する。

10　固定資産の区分　建物（単独）

11　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 652

加賀市固定資産評価審査委員会決定取消請求上告事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　金沢地裁　平成 10 年（行ウ）第 4 号
名古屋高裁　平成 11 年（行コ）第 1 号
最高裁　平成 11 年（行ツ）第 192 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　加賀市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　5 月 21 日　上告受理申立

平成 11 年　9 月 30 日　最高裁上告不受理の決定

6　判決の要旨

上告人は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法第 312 条第 1 項又は第 2 項に該当する事由ではないため、受理しない。

7　固定資産の区分　建物（単独）

8　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 653

不動産取得税の賦課決定処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　金沢地裁　平成 12 年（行ウ）第 5 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]
[redacted]

4　被告　石川県金沢県税事務所長

5　経過

平成 12 年　8 月 10 日　取消訴訟提起

平成 12 年　9 月 25 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

農地法第 5 条第 1 項の転用許可を受けた農地の宅地並評価に関する税法 73 条の 21 第 1 項但書き「特別の事情」の解釈について

7　原告の主張

①　原告の取得した土地は農地であるが、課税標準となるべき不動産の価格は市町村の固定資産課税台帳の価格によるべきであるにもかかわらず、被告が宅地並に評価しているのは法の拡大解釈であり違法である。

②　原告は農地法第 5 条第 1 項の宅地転用許可を受けているが、現在も農地として利用しており宅地並課税は違法である。

8　被告の主張

①　宅地転用許可を受けた農地は、法第 73 条の 21 第 1 項但し書きにいう「特別の事情」に該当するものであり、固定資産評価基準に基づき宅地並に評価したものである。

②　農地法第 5 条第 1 項を受けていつでも宅地転用が可能な以上、宅地並に課税されるのは当然である。

9　判決の要旨

宅地転用許可を受けた農地は、農地法に定める土地の利用制限を受けなくなることにより、当該不動産の客観的価値に大きな変動が生じるといえるから、農地であることを前提に定められた固定資産課税台帳の価格によることは、許可を受けていない農地、既に宅地に転用された土地との公平な税負担という観点から、著しく不合理であると認められるので、法第 73 条の 21 第 1 項但書きにある「特別の事情」に該当するというべきである。

10　固定資産の区分　土地（単独）

判番 654

（参考・表になし）

不動産取得税の賦課決定処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　金沢地裁　平成 12 年（行ウ）第 6 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　石川県金沢県税事務所長

5　経過

平成 12 年　8 月 10 日　取消訴訟提起

平成 12 年　9 月 25 日　第 1 回口頭弁論

6　争点

農地法第 5 条第 1 項の転用許可を受けた農地の宅地並評価に関する税法 73 条の 21 第 1 項但書き「特別の事情」の解釈について

7　原告の主張

原告の取得した土地は農地であるが、課税標準となるべき不動産の価格は市町村の固定資産課税台帳の価格によるべきであるにもかかわらず、被告が宅地並に評価しているのは法の拡大解釈であり違法である。

原告は農地法第 5 条第 1 項の宅地転用許可を受けているが、現在も農地として利用しており宅地並課税は違法である。

8　被告の主張

宅地転用許可を受けた農地は、法第 73 条の 21 第 1 項但し書きにいう「特別の事情」に該当するものであり、固定資産評価基準に基づき宅地並に評価したものである。

農地法第 5 条第 1 項を受けていつでも宅地転用が可能な以上、宅地並に課税されるのは当然である。

9　判決の要旨

宅地転用許可を受けた農地は、農地法に定める土地の利用制限を受けなくなることにより、当該不動産の客観的価値に大きな変動が生じるといえるから、農地であることを前提に定められた固定資産課税台帳の価格によることは、許可を受けていない農地、既に宅地に転用された土地との公平な税負担という観点から、著しく不合理であると認められるので、法第 73 条の 21 第 1 項但書きにある「特別の事情」に該当するというべきである。

10　固定資産の区分　土地（単独）

金沢市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　取下年月日　平成 8 年 10 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　金沢地方裁判所

平成 6 年（行ウ）第 6 号審査決定取消請求事件

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　金沢市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年　5 月 10 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年　8 月 22 日　審査決定書の送付

平成 6 年 11 月 21 日　審査決定取消訴訟提起

平成 7 年　1 月 20 日　第 1 回口頭弁論

平成 8 年　5 月 24 日　第 9 回口頭弁論

平成 8 年 10 月 14 日　原告訴の取下同意書提出

6　原告の主張

当該地は、急傾斜地、崩落防護工事の不備、建築不許可地域、日照不足、多湿等の土地であり、これら悪条件を考慮しないでされた評価は不適正である。

7　被告の主張

当該地における諸条件については、鑑定評価で地域格差として考慮されており、評価は適正である。

8　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 655

不動産取得税の賦課決定処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　平成 12 年（行コ）第 28 号
　　金沢地裁　平成 12 年（行ウ）第 5 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　石川県金沢県税事務所長

5　経過

平成 12 年 11 月 29 日　[redacted]控訴

平成 13 年　2 月　5 日　第 1 回口頭弁論[redacted]

6　争点

農地法第 5 条第 1 項の転用許可を受けた農地の宅地並評価に関する税法 73 条の 21 第 1 項但書き「特別の事情」の解釈について

7　控訴人の主張

①　原告の取得した土地は農地であるが、課税標準となるべき不動産の価格は市町村の固定資産課税台帳の価格によるべきであるにもかかわらず、被告が宅地並に評価しているのは法の拡大解釈であり違法である。

②　原告は農地法第 5 条第 1 項の宅地転用許可を受けているが、現在も農地として利用しており宅地並課税は違法である。

8　被控訴人の主張

①　宅地転用許可を受けた農地は、法第 73 条の 21 第 1 項但し書きにいう「特別の事情」に該当するものであり、固定資産評価基準に基づき宅地並に評価したものである。

②　農地法第 5 条第 1 項を受けていつでも宅地転用が可能な以上、宅地並に課税されるのは当然である。

9　判決の要旨

宅地転用許可を受けた農地は、農地法に定める土地の利用制限を受けなくなることにより、当該不動産の客観的価値に大きな変動が生じるといえるから、農地であることを前提に定められた固定資産課税台帳の価格によることは、許可を受けていない農地、既に宅地に転用された土地との公平な税負担という観点から、著しく不合理であると認められるので、法第 73 条の 21 第 1 項但書きにある「特別の事情」に該当するというべきである。

10　固定資産の区分　土地（単独）

判番 656

不動産取得税の賦課決定処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　平成 12 年（行コ）第 29 号
　　金沢地裁　平成 12 年（行ウ）第 6 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　石川県金沢県税事務所長

5　経過

平成 12 年 11 月 27 日　原告[redacted]控訴

平成 13 年　2 月 14 日　第 1 回口頭弁論[redacted]

農地法第 5 条第 1 項の転用許可を受けた農地の宅地並評価に関する税法 73 条の 21 第 1 項但書き「特別の事情」の解釈について

7　控訴人の主張

原告の取得した土地は農地であるが、課税標準となるべき不動産の価格は市町村の固定資産課税台帳の価格によるべきであるにもかかわらず、被告が宅地並に評価しているのは法の拡大解釈であり違法である。

原告は農地法第 5 条第 1 項の宅地転用許可を受けているが、現在も農地として利用しており宅地並課税は違法である。

8　被控訴人の主張

宅地転用許可を受けた農地は、法第 73 条の 21 第 1 項但し書きにいう「特別の事情」に該当するものであり、固定資産評価基準に基づき宅地並に評価したものである。

農地法第 5 条第 1 項を受けていつでも宅地転用が可能な以上、宅地並に課税されるのは当然である。

9　判決の要旨

宅地転用許可を受けた農地は、農地法に定める土地の利用制限を受けなくなることにより、当該不動産の客観的価値に大きな変動が生じるといえるから、農地であることを前提に定められた固定資産課税台帳の価格によることは、許可を受けていない農地、既に宅地に転用された土地との公平な税負担という観点から、著しく不合理であると認められるので、法第 73 条の 21 第 1 項但書きにある「特別の事情」に該当するというべきである。

10　固定資産の区分　土地（単独）

不動産取得税賦課決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年　4 月 22 日（第一審）
　　平成 12 年　3 月 13 日（控訴審）
　　平成 12 年 10 月 19 日（上告審）

2　裁判所名及び事件番号　　福　井　地　裁・平成 10 年（行ウ）第 5 号
　　名古屋高裁金沢支部・平成 11 年（行コ）第 11 号
　　最　高　裁・平成 12 年（行ツ）第 195 号
　　平成 12 年（行ヒ）第 191 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　・原　告 [redacted]
　　訴訟代理人弁護士 [redacted]
　　〃 [redacted]
　　〃 [redacted]
　　・控　訴　人 [redacted]
　　訴訟代理人弁護士 [redacted]
　　・上　告　人 [redacted]
　　訴訟代理人弁護士 [redacted]
　　〃 [redacted]
　　〃 [redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　福井県税事務所長

5　経過

平成　9 年　9 月　5 日	知事へ審査請求提出
平成 10 年　3 月 18 日	知事による棄却の裁決
平成 10 年　4 月 10 日	賦課決定処分取消訴訟提訴（福井地裁）
平成 11 年　4 月 22 日	判決（棄却）
平成 11 年　4 月 30 日	控訴（名古屋高裁金沢支部）
平成 12 年　3 月 13 日	判決（控訴棄却）
平成 12 年　3 月 23 日	上告（最高裁）
平成 12 年 10 月 19 日	判決（棄却）

6　争点
　非課税の範囲

7　原告（控訴人、上告人）の主張
　宿泊施設、浴槽及び食堂は、「寄宿舎」又は「直接教育の用に供する不動産」に当たるため、非課税である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張
　本件家屋は、地方税法 73 条の 4 第 1 項第 3 号にいう「寄宿舎」、「直接教育の用に供する不動産」のいずれにも当たらない。

9　判決の要旨
　①　利用形態は、一時的な宿泊にあることは明白であり、宿泊者の生活の本拠として使用されるものではないため、「寄宿舎」には当たらない。
　②　「大学設置基準」に定める施設が、「直接教育教育の用に供する不動産」に当たるものではない。また、教育のためのみに使用されることを常態とするものではないため、「直接教育の用に供する不動産」には当たらない。

10　公刊の有無及び判決解釈　未公刊

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年　4 月 22 日（第一審）
　　平成 12 年　3 月 13 日（控訴審）
　　平成 12 年 10 月 19 日（上告審）

2　裁判所名及び事件番号
　　福井地裁・平成 10 年(行ウ) 第 4 号
　　名古屋高裁金沢支部・平成 11 年(行コ)第 10 号
　　最高裁・平成 12 年(行ツ)第 194 号

3　控訴人（原告、上告人）　[redacted]
　　原告訴訟代理人　[redacted]
　　控訴人訴訟代理人　[redacted]
　　上告人訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人（被告、被上告人）　　福井市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年 12 月 15 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　3 月 11 日	福井地裁へ審査決定取消の訴え
平成 11 年　4 月 22 日	福井地裁　棄却判決
平成 11 年　4 月 30 日	名古屋高裁金沢支部へ控訴
平成 12 年　3 月 13 日	名古屋高裁金沢支部控訴棄却判決
平成 12 年　3 月 23 日	最高裁へ上告
平成 12 年 10 月 19 日	上告棄却決定

6　争点

本件家屋が、地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「寄宿舎」又は「直接教育の用に供する施設」であるか。

7　控訴人（原告・上告人）の主張

①　本件家屋は、地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「寄宿舎」に当り非課税である。

②　本件家屋は、大学設置基準（昭和 31 年 10 月 22 日文部省令第 28 号）第 36 条第 5 項に規定する「厚生補導に関する施設」であり、この「厚生補導に関する施設」が地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「直接教育の用に供する固定資産」であることは明らかであり、非課税である。

③　福井市固定資産評価審査委員会が本件家屋を非課税物件と認めず、審査申出を棄却した決定は違法である。

8　被控訴人（被告・被上告人）の主張

①　地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「寄宿舎」とは特定の多数人が共同生活するところをいい、寄宿舎に寄宿するとは、寄宿舎を生活の本拠とし、居所とすることをいう。

人が生活の本拠又は居所を離れこれら以外の場所に一時的に寝泊まりするのは、単なる宿泊であって寄宿ではなく、このような単なる宿泊に供される場所は寄宿舎とは認めがたい。

本件宿泊施設への宿泊は、生活の本拠又は居所を別に持つ県外の教員等が一時的に宿泊するものに過ぎず、寄宿するものではない。

②　学校教育法第 3 条や大学設置基準第 36 条第 5 項の規定は「学校」にとって必要な設備、施設を定めるものであって、「教育」にとって何が必要かを直接定めるものではなく、ましてや何が直接教育の「用に供する」設備、施設であるかを 定めるものではない。

③　地方税法第 348 条第 2 項第 9 号にいう教育は学校教育を指すことは明らかであり、さらに学校教育法に照らせば、学校教育とは、組織的に編成された教育課程に基づき教科を実施することを中心とする組織的な教育活動であることも明らかであり、学校がこの意味での教育の用に直接供する固定資産に限って非課税とするというのが地方税法の趣旨である。

従って本件宿泊施設への宿泊自体は地方税法第 348 条第 2 項第 9 号にいう教育ではない。

④　本件宿泊施設は、旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可を受けたものであり、その構造、設備、料金体系等から、いわゆるホテルとみるべきものである。

9　判決の要旨

本件家屋の実態・利用状況に照らせば、本件家屋は通常のホテルその他の宿泊施設と異ならないものであるから、これをもって、地方税法 348 条 2 項 9 号にいう「寄宿舎」あるいは「直接保育または教育の用に供する固定資産」に該当するとみることは到底無理である。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

固定資産税等賦課決定処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年　5 月 26 日（第一審）
　　平成 12 年　3 月 13 日（控訴審）
　　平成 12 年 10 月 19 日（上告審）

2　裁判所名及び事件番号
　　福井地裁・平成 10 年(行ウ) 第 11 号
　　名古屋高裁金沢支部・平成 11 年(行コ)第 12 号
　　最高裁・平成 12 年(行ツ)第 196 号

3　上告人（控訴人、原告）　[redacted]
　　原告訴訟代理人　[redacted]
　　控訴人訴訟代理人　[redacted]
　　上告人訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人（被控訴人、被告）　福　井　市　長

5　経過

平成 10 年　6 月 12 日	市長へ平成 10 年度賦課処分の異議申立て
平成 10 年　7 月　8 日	市長が異議申立てを却下
平成 10 年　9 月 18 日	福井地裁へ賦課処分取消の訴え
平成 11 年　5 月 26 日	福井地裁　棄却判決
平成 11 年　6 月　2 日	名古屋高裁金沢支部へ控訴
平成 12 年　3 月 13 日	名古屋高裁金沢支部控訴棄却判決
平成 12 年　3 月 23 日	最高裁へ上告
平成 12 年 10 月 19 日	上告棄却決定

6　争点

本件家屋が、地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「寄宿舎」又は「直接教育の用に供する施設」であるか。

7　上告人（原告、控訴人）の主張

①　本件家屋は、地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「寄宿舎」に当り非課税である。

②　本件家屋は、大学設置基準（昭和 31 年 10 月 22 日文部省令第 28 号）第 36 条第 5 項に規定する「厚生補導に関する施設」であり、この「厚生補導に関する施設」が地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「直接教育の用に供する固定資産」であることは明らかであり、非課税である。

③　福井市長が本件家屋を非課税物件と認めず、課税台帳に登録したのは違法である。

8　被上告人（被告、被控訴人）の主張

①　地方税法第 348 条第 2 項第 9 号に規定する「寄宿舎」とは特定の多数人が共同生活するところをいい、寄宿舎に寄宿するとは、寄宿舎を生活の本拠とし、居所とすることをいう。

人が生活の本拠又は居所を離れこれら以外の場所に一時的に寝泊まりするのは、単なる宿泊であって寄宿ではなく、このような単なる宿泊に供される場所は寄宿舎とは認めがたい。

本件宿泊施設への宿泊は、生活の本拠又は居所を別に持つ県外の教員等が一時的に宿泊するものに過ぎず、寄宿するものではない。

②　学校教育法第 3 条や大学設置基準第 36 条第 5 項の規定は「学校」にとって必要な設備、施設を定めるものであって、「教育」にとって何が必要かを直接定めるものではなく、ましてや何が直接教育の「用に供する」設備、施設であるかを 定めるものではない。

③　地方税法第 348 条第 2 項第 9 号にいう教育は学校教育を指すことは明らかであり、さらに学校教育法に照らせば、学校教育とは、組織的に編成された教育課程に基づき教科を実施することを中心とする組織的な教育活動であることも明らかであり、学校がこの意味での教育の用に直接供する固定資産に限って非課税とするというのが地方税法の趣旨である。

従って本件宿泊施設への宿泊自体は地方税法第 348 条第 2 項第 9 号にいう教育ではない。

④　本件宿泊施設は、旅館業法に基づく簡易宿所営業の許可を受けたものであり、その構造、設備、料金体系等から、いわゆるホテルとみるべきものである。

9　判決の要旨

本件家屋の実態・利用状況に照らせば、本件家屋は通常のホテルその他の宿泊施設と異ならないものであるから、これをもって、地方税法 348 条 2 項 9 号にいう「寄宿舎」あるいは「直接保育または教育の用に供する固定資産」に該当するとみることは到底無理である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年

判番 666　667

固定資産評価額に関する審査決定の取消請求事件

1　判決年月日平成　　平成 7 年 2 月 15 日（第一審）
　　平成 7 年 12 月 13 日（控訴審）

2　裁判所名及び事件番号　　福　井　地　裁・平成 6 年（行ウ）第 4 号
　　名古屋高裁金沢支部・平成 7 年（行コ）第 1 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　織田町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 6 年 7 月 7 日	審査委員会による棄却の決定
平成 6 年 10 月 13 日	審査決定消訴訟提訴（福井地裁）
平成 7 年 2 月 15 日	判決（棄却）
平成 7 年 3 月 1 日	控訴（名古屋高裁金沢支部）
平成 7 年 12 月 13 日	判決（控訴棄却）

6　争点

7 割評価通達

7　原告（控訴人、上告人）の主張

平成 6 年評価替により、従来の地価公示価格の 3〜4 割程度であった土地評価額を 7 割評価まで引き上げた。平成 3 年度と平成 6 年度では評価の尺度が異なるため、お互いの評価額を比較したのでは合理性に欠ける上昇率が算定される。それに基づく負担調整率及び課税標準額の算定は誤りである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

自治省通達に基づき、地価公示価格の 7 割程度とした評価替え作業を行なったものであり、織田町長の評価額・課税標準額の決定は、相当であると判断し、何ら違法は存しない。

9　判決の要旨

①　固定資産の評価に当たっては、評価基準に定められた方法が合理的なものである限り評価基準に従って評価を行なうべきである。織田町長は、認定のごとく評価替え作業を行なっており、何ら違法は認められない。

②　課税標準としていかなる評価方法をとるかは立法上の問題であり、立法府の裁量にゆだねられているところ、地方税法の課税標準額算出の規定は不合理とは認められない。

10　公刊の有無及び判決解釈　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 668

長野市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 8 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　　長野地裁・平成 8 年（行ウ）第 20 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　　長野市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 8 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 8 年 7 月 19 日	審査委員会による却下の決定
平成 8 年 10 月 17 日	審査決定取消請求提訴

6　争点

(1) 都市計画事業の施行による環境条件の変化は地方税法第 349 条第 2 項第 1 号の「特別な事情」に該当するか。

(2) 審査申出を受けた日から 30 日を過ぎてした決定は違法か。

7　原告の主張

(1) 土地区画整理事業の公告により本件各土地における建築物の新築、増改築等が著しく制限され、また、事業の進展により、本件各土地の周辺の土地の形状が著しく変化している。これらは地方税法第 349 条第 2 項第 1 号の規定の「特別な事情」に該当するから、これに該当しないとして審査の申出を却下した本件決定は違法である。

(2) 跨線橋が自転車と歩行者の専用道となったため商店はさびれ、また、不便を強いられている。これも「特別な事情」に当たる。

(3) 審査の申出に対し 30 日以内に決定しなかった本件各決定は違法である。

8　被告の主張

(1) 土地区画整理事業の施行地区内にある土地についても仮換地指定がなされ使用収益が開始されないうちは土地の区画形質には何らの変化もきさないから、土地区画整理事業の進行により環境条件が変化することがあっても「特別な事情」には当たらない。

(2) 跨線橋の取り壊しも、土地の区画、形質に著しい変化があった場合には該当しない。

(3) 地方税法第 433 条第 1 項は訓示規定と解すべきであり違法ではない。

9　判決の要旨

(1) 都市計画事業の施行により環境条件が変化した場合など、当該土地固有の条件に基づかない一般的な価格形成要因によって、価格に変動を生ずるような場合は「特別な事情」に該当しないので原告の主張は失当である。

(2) 審査の決定の期間の不遵守によって固定資産評価審査委員会の決定が直ちに取り消されるべき瑕疵を帯びるという趣旨まで含むものとは解されないので、原告の主張は失当である。

(3) 原告の主張はいずれも理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度（平成 6 年度基準年度）

判番 669

長野市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 10 年 3 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 9 年（行コ）第 131 号
（1 審：長野地裁・平成 8 年（行ウ）第 20 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被 控 訴 人　長野市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 8 年 4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成 8 年 7 月 19 日　審査委員会による却下の決定
平成 8 年 10 月 17 日　審査決定取消請求提訴（長野地裁平成 8 年（行ウ）第 20 号）
平成 9 年 8 月 7 日　棄却
平成 9 年 8 月 21 日　審査決定取消請求控訴

6　争点（1 審と同様）

(1) 都市計画事業の施行による環境条件の変化は地方税法第 349 条第 2 項第 1 号の「特別な事情」に該当するか。

(2) 審査申出を受けた日から 30 日を過ぎてした決定は違法か。

7　控訴人の主張（1 審原告主張と同様）

(1) 土地区画整理事業の公告により本件各土地における建築物の新築、増改築等が著しく制限され、また、事業の進展により、本件各土地の周辺の土地の形状が著しく変化している。これらは地方税法第 349 条第 2 項第 1 号の規定の「特別な事情」に該当するから、これに該当しないとして審査の申出を却下した本件決定は違法である。

(2) 跨線橋が自転車と歩行者の専用道となったため商店はさびれ、また、不便を強いられている。これも「特別な事情」に当たる。

(3) 審査の申出に対し 30 日以内に決定しなかった本件各決定は違法である。

8　被控訴人の主張（1 審被告主張と同様）

(1) 土地区画整理事業の施行地区内にある土地についても仮換地指定がなされ使用収益が開始されないうちは土地の区画形質には何らの変化もきさないから、土地区画整理事業の進行により環境条件が変化することがあっても「特別な事情」には当たらない。

(2) 跨線橋の取り壊しも、土地の区画、形質に著しい変化があった場合には該当しない。

(3) 地方税法第 433 条第 1 項は訓示規定と解すべきであり違法ではない。

9　判決の要旨（1 審と同様）

(1) 都市計画事業の施行により環境条件が変化した場合など、当該土地固有の条件に基づかない一般的な価格形成要因によって、価格に変動を生ずるような場合は「特別な事情」に該当しないので原告の主張は失当である。

(2) 審査の決定の期間の不遵守によって固定資産評価審査委員会の決定が直ちに取り消されるべき瑕疵を帯びるという趣旨まで含むものとは解されないので、原告の主張は失当である。

(3) 控訴人らの請求を棄却した原判決は正当であるから、控訴人らの本件各控訴をいずれも棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度（平成 6 年度基準年度）

判番 670

不動産取得税賦課決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 9 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　長野地裁・平成 8 年（行ウ）第 23 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　長野県佐久地方事務所長

5　経過

平成 8 年 11 月 20 日	提訴
平成 9 年 1 月 17 日	第 1 回口頭弁論
平成 9 年 3 月 5 日	第 2 回口頭弁論
平成 9 年 5 月 16 日	第 3 回口頭弁論
平成 9 年 7 月 7 日	第 4 回口頭弁論
平成 9 年 9 月 26 日	判決言渡し

6　争点

納税義務者の取得時に、不動産所在市町村の固定資産課税台帳に当該不動産の価格が　既に登録されていた場合、地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固　定資産税の賦課期日以後不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されるか否か。

7　原告の主張

地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後　不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されず、固定資産課税台帳登録の価格が適　正でない場合にも該当するので、道府県知事は同項ただし書により、別途評価し賦課決　定すべきである。

8　被告の主張

地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後　不動産の取得日までの間に生じたことを要すると解するべきであり、本件においてはそ　のような事情はなく、本件賦課決定は適法である。

9　判決の要旨

固定資産税の納税者が地方税法所定の争訟の方式（432 条、434 条）に従って登録価格　の違法を争い、その取消変更を受けない限り、当該価格は適法なものとして確定し、争えなくなる。仮にその後当該不動産を取得した者が、賦課期日より前に生じた事情を持ち出して登録価格を争えるとすることは、租税法律関係の不安定を招き相当でない。よって地方税法 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」には、賦課期日より前に生じた事情は含まないと解するべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 671

不動産取得税賦課決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 10 年 4 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 9 年（行コ）第 136 号
（1 審：長野地裁・平成 8 年（行ウ）第 23 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　長野県佐久地方事務所長

5　経過

平成 9 年 10 月 2 日	控訴
平成 9 年 12 月 15 日	第 1 回口頭弁論
平成 10 年 1 月 26 日	第 2 回口頭弁論
平成 10 年 2 月 25 日	第 3 回口頭弁論
平成 10 年 4 月 15 日	判決言渡し、控訴棄却

6　争点（1 審と同様）

納税義務者の取得時に、不動産所在市町村の固定資産課税台帳に当該不動産の価格が　既に登録されていた場合、地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固　定資産税の賦課期日以後不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されるか否か。

7　控訴人の主張（1 審原告主張と同様）

地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後　不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されず、固定資産課税台帳登録の価格が適　正でない場合にも該当するので、道府県知事は同項ただし書により、別途評価し賦課決　定すべきである。

8　被控訴人の主張（1 審被告主張と同様）

地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後　不動産の取得日までの間に生じたことを要すると解するべきであり、本件においてはそ　のような事情はなく、本件賦課決定は適法である。

9　判決の要旨（1 審と同様）

固定資産税の納税者が地方税法所定の争訟の方式（432 条、434 条）に従って登録価格　の違法を争い、その取消変更を受けない限り、当該価格は適法なものとして確定し、争　えなくなる。仮にその後当該不動産を取得した者が、賦課期日より前に生じた事情を持　ち出して登録価格を争えるとすることは、租税法律関係の不安定を招き相当でない。よ　って地方税法 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」には、賦課期日より前に生じた　事情は含まないと解するべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 672

不動産取得税賦課決定取消請求上告事件

1　判決年月日　平成 10 年 9 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 210 号

（1 審：長野地裁・平成 8 年（行ウ）第 23 号）

（2 審：東京高裁・平成 9 年（行コ）第 136 号）

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　長野県佐久地方事務所長

5　経過

平成 10 年　4 月 28 日　上告

平成 10 年　9 月 24 日　決定、上告棄却

6　争点（1 審、2 審と同様）

納税義務者の取得時に、不動産所在市町村の固定資産課税台帳に当該不動産の価格が既に登録されていた場合、地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されるか否か。

7　上告人の主張（1 審、2 審と同様）

地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後不動産の取得日までの間に生じた事情に限定されず、固定資産課税台帳登録の価格が適正でない場合にも該当するので、道府県知事は同項ただし書により、別途評価し賦課決定すべきである。

8　被上告人の主張（1 審、2 審と同様）

地方税法第 73 条の 21 第 1 項ただし書の「特別の事情」は、固定資産税の賦課期日以後不動産の取得日までの間に生じたことを要すると解するべきであり、本件においてはそのような事情はなく、本件賦課決定は適法である。

9　判決の要旨

本件は民事訴訟法 312 条第 1 項又は第 2 項所定の場合に該当しないから上告を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 673

不動産取得税賦課決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　長野地裁・平成 11 年（行ウ）第 9 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　長野県知事及び長野県佐久地方事務所長

5　経過

平成 11 年　9 月 14 日　提訴

平成 11 年 11 月　4 日　第 1 回口頭弁論

平成 12 年　1 月 13 日　第 2 回口頭弁論

平成 12 年　2 月 24 日　第 3 回口頭弁論

平成 12 年　4 月 14 日　第 4 回口頭弁論

平成 12 年　6 月　8 日　第 5 回口頭弁論

平成 12 年　7 月 28 日　判決言渡し

6　争点

(1) 納税義務者の取得時に、不動産所在市町村の固定資産課税台帳に当該不動産の価格が未登録である場合に、知事がこれを評価せず、後に登録されるに至った市町村の課税台帳登録価格により不動産取得税の賦課決定をするのは違法か。

(2) 市町村の固定資産課税台帳登録価格が適正か否か。

7　原告の主張

(1) 地方税法第 73 条の 21 第 2 項により知事が評価すべきであり、違法である。

(2) 不動産鑑定士の評価額は、御代田町の課税台帳登録価格の半分に満たないので、当該価格は適正な時価とは言えない。

8　被告の主張

(1) 本件賦課決定は、御代田町の課税台帳登録価格により行ったものであるが、御代田町長も知事も固定資産評価基準という同一の基準で評価するのであり、また昭和 50 年 12 月 18 日最高裁第 1 小法廷判決（判例時報 802 号 77 頁）の趣旨からしても違法ではない。

(2) 本件賦課処分の課税標準は、御代田町が固定資産評価基準及び地方税法附則 17 条の 2 の修正基準に基づき平成 10 年 1 月 1 日現在の価格を評価、登録したものであり、同日から不動産の取得までの間に、地方税法 73 条の 21 第 1 項ただし書にいうような特別の事情もないから、これによった賦課処分に違法性はない。

9　判決の要旨

(1) 不動産取得時に登録されていた価格（平成 9 年度評価額）でなく、後に地方税法附則 17 条の 2 の修正基準により修正した価格（平成 10 年度評価額）によっている点で、地方税法 73 条の 21 第 2 項の価格決定が実質的にあったとみることができる。

(2) 本件土地の価格は、御代田町が平成 10 年 1 月 1 日現在の価格として決定したものであり、この賦課期日から原告取得まで期間的な隔たりも少ないので、適正な時価とみることができる。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1755 号 55 頁

判番 674

不動産取得税賦課決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 5 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 12 年（行コ）第 261 号
（1 審：長野地裁・平成 11 年（行ウ）第 9 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　長野県知事及び長野県佐久地方事務所長

5　経過

平成 12 年 8 月 10 日	控訴
平成 12 年 12 月 5 日	第 1 回口頭弁論
平成 13 年 2 月 1 日	第 2 回口頭弁論
平成 13 年 3 月 15 日	第 3 回口頭弁論
平成 13 年 5 月 10 日	第 4 回口頭弁論
平成 13 年 5 月 17 日	判決言渡し

6　争点

(1) 納税義務者の取得時に、不動産所在市町村の固定資産課税台帳に当該不動産の価格が未登録である場合に、知事がこれを評価せず、後に登録されるに至った市町村の課税台帳登録価格により不動産取得税の賦課決定をするのは違法か。

(2) 市町村の固定資産課税台帳登録価格が適正か否か。

7　控訴人の主張

(1) 地方税法第 73 条の 21 第 2 項により知事が評価すべきであり、違法である。

(2) 不動産鑑定士の評価額は、御代田町の課税台帳登録価格の半分に満たないので、当該価格は適正な時価とは言えない。

8　被控訴人の主張

(1) 本件賦課決定は、御代田町の課税台帳登録価格により行ったものであるが、御代田町長も知事も固定資産評価基準という同一の基準で評価するのであり、また昭和 50 年 12 月 18 日最高裁第 1 小法廷判決（判例時報 802 号 77 頁）の趣旨からしても違法ではない。

(2) 本件賦課処分の課税標準は、御代田町が固定資産評価基準及び地方税法附則 17 条の 2 の修正基準に基づき平成 10 年 1 月 1 日現在の価格として登録したものであるが、当該価格は固定資産評価基準及び修正基準に照らし適正に評価されており違法性はない。

9　判決の要旨

(1) 納税義務者の取得時に、不動産所在市町村の固定資産課税台帳に当該不動産の価格が未登録である場合に、知事がこれを評価せず、後に登録されるに至った市町村の課税台帳登録価格により不動産取得税の賦課決定をしても違法ではない。

(2) 係争土地は別荘地としては失敗した別荘区域に所在しているので、別荘用地と、山林（平米単価 100 円）の中間を取り、別荘区域内利用率で加重平均した価格が係争土地の適正な時価であり、本件賦課処分のうち、これを超える部分を取り消す。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1755 号 55 頁

判番 675

岐阜市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 4 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　岐阜地裁・平成 6 年（行ウ）第 10 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　岐阜市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 6 年 8 月 31 日	審査委員会による棄却の決定
平成 6 年 11 月 28 日	審査決定取消し訴訟提訴

6　争点

①　画地計算法の適用は、適正であったか。

②　家屋の評価方法、再建築価格の評点は、適正であったか。

③　それぞれ価格は、適正な時価であったか。

7　原告の主張

①　本件土地は無道路地であるにも拘らず画地評価がなされた結果、高くなっており、資産価値課税に違反している。固定資産評価基準は、本来一ごとに評価すべきであり、画地評価は評価の均衡上必要があるときに認められる。あくまで例外的措置であり、本件土地は適用すべきでない。

②　本件建物は、昭和 60 年に建築された鉄筋の打放構造となっており、平成 6 年度の固定資産評価額は帳簿価格を上回っており、時価が資産価格に反映していない、違法な評価である。評価額計算明細書の開示を求めたが、廃棄処分のため、昭和 60 年当時の評価の再計算を求め、資料を提出したのにもかかわらず、まったく別の理由による再計算不能の根拠は。

8　被告の主張

①　本件土地は前面に事務所が建築されており、隣接地がその事務所の駐車場として使用されている。従ってこれらの土地は、その形状、利用状況等からみて、一体をなしていると認められ、本件土地と隣接地を合わせて一画地と評価したもので、妥当である。

②　本件建物の現状と設計図に相違点があり、これが当初からのものか後からの改造によるものか、確認することは不可能である。一般的に、建物評価の際には設計図とおりに建築されているとは限らないことや使用されている材料の品質を確認する必要があることから必ず現地を調査して評価されている。

従って資料からの再計算は不可能であり、当初賦課の成否を確認することは困難であると認める。

9　判決の趣旨

①　本件土地の評価は、評価基準における市街地宅地評価法を適用してなされたもので、本件土地は、その全面に本件建物が建築され、本件隣接地がこの建物の駐車場として使用されていることから、その形状、利用状況からみて一体をなしているとして評価されたこと、固定資産税は、資

産の保有を前提としていることから現実の利用状況をより重視した評価を行うのが合理的であると解される。

また、評価基準に基づいて評価がされており、本件土地価格が時価を上回ることを窺わせるような具体的な特別の事情がない以上、本件評価が「適正な時価」であるというべきである。

② 評価基準では、家屋の評価方法として、再建築価格方式を採用しており、この評価方式では資産の保有の継続を前提にして課税されるものであるという固定資産税の特質にあった「適正な時価」を算出する最も妥当な方法であると考えられる。

本件建物価格は、評価基準に従って評価されたものというべきで、本件建物価格が時価を上回ることを窺わせる具体的な事情について立証をしていないから原告の主張を採用することはできない。

10 公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11 固定資産の区分　土地及び家屋

12 事件における評価年度　平成 6 年度

静岡市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　平成元年 7 月 28 日

2 裁判所名及び事件番号　静岡地裁・昭和 60 年(行ウ)第 11 号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　静岡市固定資産評価審査委員会

5 経過

昭和 60 年 5 月 9 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 60 年 6 月 5 日　審査委員会による棄却の決定

昭和 60 年 9 月 4 日　審査決定取消訴訟提訴

6 争点

① 自治大臣が決定し、告示した固定資産税の評価の基準並びに評価の実施方法及び手続きは、憲法 84 条に違反するか。

② 固定資産評価審査委員会による審査決定について、手続き違法が存在するか。

③ 固定資産評基準に基づく建物の評価は違法か。

7 原告の主張

① 地方税法の諸規定は、租税の賦課等に関して、規則に対する白紙委任を禁じた憲法 84 条に違反する。

審査委員会の決定は、具体的、詳細な計算根拠や数式、手順などを静岡市長に対して明示させなかったこと、原告に対して反論の機会を与えなかったこと、また、決定について理由付記が十分でなかった等の手続き違法が存在する。

③ 本件建物の評価は請負工事費用の 8 割と異常に高額であって、他に比較して不均衡であり、違法である。

8 被告の主張

① 自治大臣の告示は、固定資産評価基準並びに評価の実施の方法及び手続きに関してて委任を受けたものであって、憲法 84 条に違反するものではなく、本件建物は固定資産評価基準に基づいて適正に評価されているものであって違法ではない。

地方税法により評価は固定資産評価基準によって評価しなければならないとされており、通達は固定資産評価基準と一体のものであることから、これに基づいて評価を行ったことは妥当である。

② 原告は審査手続に至るまでに静岡市の職員から一部説明を受けていること、また原告は、審査手続における静岡市長の答弁書の内容が分かりにくい場合には、口頭審理手続きを求めることも可能であるにもかかわらず、このような手続きを求めなかった等に照らすと、審理手続きに違法があったとはいえない。

③ 請負建築費は注文主と請負人との関係、その他建築時の事情によって当該家屋の有する客観的価格とは必ずしも一致するとは限らず固定資産評価基準に基づく本件建物の評価に違法はない。

9　判決の要旨

①　自治大臣の告示は、固定資産評価基準並びに評価の実施の方法及び手続きに関して委任を受けたものであって、憲法 84 条に違反するものではない。

②　原告は審査手続に至るまでに静岡市の職員から一部説明を受けていること、また原告は、審査手続における静岡市長の答弁書の内容が分かりにくい場合には、口頭審理手続きを求めることも可能であるにもかかわらず、このような手続きを求めなかった等に照らすと、審理手続きに違法があったとはいえない。

③　固定資産評価基準に基づく本件建物の評価については、違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 67 号 15 頁

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 60 年度

固定資産評価審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 11 年 4 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　　静岡地方裁判所　平成 7 年（行ウ）第 2 号

東京高等裁判所　平成 10 年（行コ）第 72 号

3　原告（被控訴人）及び訴訟代理人[redacted]

（訴訟代理人：[redacted]）

4　被告（控訴人）

浜松市固定資産評価審査委員会　代表者　委員長　山本　正一郎

（訴訟代理人：[redacted]　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 27 日～同年 5 月 6 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年 12 月 19 日　　審査員会による棄却の決定

平成　7 年　3 月 18 日　　審査決定取消訴訟提起

平成　7 年　5 月 11 日～平成 9 年 10 月 21 日　　口頭弁論等（15 回）

平成 10 年　3 月 26 日　　第 1 審静岡地裁判決言渡し

平成 10 年　4 月　9 日　　被告委員会側から控訴を提起

平成 10 年　8 月　5 日～同年 12 月 21 日　口頭弁論（4 回）

6　争点

・平成 6 年度固定資産課税台帳の登録事項に関する審査申出について

三方原・都田地区の個人 33 名からの審査申出の趣旨

①　市街化調整区域内の農業用・分家用の許可宅地（用途限定宅地）の評価が、何ら制約を受けていない昭和 47 年の線引き以前からの既存宅地と同じ評価では納得できない。

②　居住用の宅地は、収益を生むものではないので収益還元方式の評価にすべき。

③　地価下落の折から 3 倍も 4 倍もの評価額引き上げは違法かつ不当なものだ。

④　この評価額が 3 年間固定（措置）されるのは不当だ。

⑤　登記簿上の地目が畑であるのに現況宅地として評価するのは、時価と掛け離れており違法だ。農地並の評価にすべき。

⑥　この違法な評価は相続税等にハネ返るから引き下げるべきだ。

うち 21 名がこの決定に対してその取消を求め、委員会を被告として静岡地方裁判所に出訴がなされた。

7　原告の主張

第 1 審における原告の主張

①　法律によらず、通達により土地の評価を地価公示価格等の 7 割程度としたことの違法性

②　農業用宅地等の限定宅地を一般宅地と同一に評価し、また、宅地への転用が不可能な農地を現況が宅地または雑種地であるとして一般宅地と同一に評価することの違法性

8　被告の主張

第１審における被告の主張

①　地方税法により評価は固定資産評価基準によって評価しなければならないとされており、通達は評価基準と一体のものであることから、これに基づいて評価を行ったことは妥当である。

②　課税現況地目の認定方法及びそれぞれの地目ごとにおける評価額の算定方法は、固定資産評価基準及び浜松市固定資産評価基準要領等に基づき行われ、従来からも市町村長の定める所要の補正などには係る事項・項目がなく、適正に評価されたものである。

※平成９年10月21日に原告側から上記７の①に係る部分についての取り下げある。

9　判決の要旨

第１審判決の要旨

(1) 原告の審査申出につき、被告（委員会）が棄却した各決定の取消をする。

①　農業用宅地等の限定宅地を一般宅地と同一に評価し、「宅地の比準表」を適用するにあたって「所要の補正」をしなかった違法がある。

②　登記簿上の地目は「畑」であるが、課税上は農業施設用地としての現況により雑種地と認定されている土地の評価にあたっては、標準宅地（比準する土地）として限定宅地（農業用施設用地）を選定すべきで、違法である以上、総合補正率 0.6 を適用している評価方法が適法となるものではない。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

控訴の趣旨

(1) 原判決を取消す。

(2) 原告（被控訴人）らの請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は、一、二審ともに原告（被控訴人）らの負担とする。との判決を求める。

控訴理由の概要

(1) 「既存宅地」に係る委員会の審査決定に違法はないこと。

「限定宅地」であるとされている訴訟対象土地に「既存宅地」の確認を得た土地のあることが判明し、少なくともその部分については委員会の審査決定に違法はない。

(2) 固定資産税の定義から土地の適正な時価は、同じ使用状態・状況にあれば同じ評価とすべきであり、同じ税負担を求めるものと解されること。

固定資産税の性格として「資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、その保有の継続を前提として、資産の使用収益し得る価値に応じて、毎年経常的に負担を求めるものである。」と定義され、その税負担は「固定資産の処分によって支払われるのではなく、資産の保有継続を暗黙の前提として資産の使用収益し得る価値に応じて負担を求めるもの。」であるとされている。

したがって、限定宅地の処分価格が既存宅地と比較して一般的に低いことから、直ちに固定資産税の評価において所要の補正等を採用して評価額が低くなくてはならないと結論づけるべきではなく、固定資産税における土地の適正な時価は、同じ使用状態・状況にあれば同じ評価とすべきであり、同じ税負担を求めるものと解される。

(3) 「所要の補正」の一項目ではなかったこと。

「所要の補正」を用いるべき事案であるのかどうかについては、平成 6 年当時の自治省税務局資産評価室編集の「固定資産評価基準解説」や「各種の論説」等には、全国的に広く存在し、また、その格差を反映するにしても僅かかなものではない「限定宅地」について何も言及しておらず、その後（平成８年２月等）において自治省資産評価室長から、平成９年度評価替えに向けて、または、平成12年度評価替えに向けての留意事項として通知がなされているが、平成６年度当時は、平成６年12月静岡県議会での質問・答弁の内容からも、浜松市の評価方法が他の多くの自治体と違っているものではなかった。

さらに、最新の解説等も従来と同様であり、平成 9 年度において農業用施設用地以外の限定宅地等について所要の補正を採用している自治体を知っておらず、まして、平成 6 年度において浜松市が所要の補正を採用していないことを是認して原告らの審査申出を棄却とした審査決定が、直ちに違法となるものではない。

なお、限定宅地または限定宅地の区分・判定は極めて困難であり、また、課税庁にその権限はないことから、区分しての評価には無理があり、また、線引き以後に農地法上の許可を得て宅地に変更された土地（限定宅地と呼ばれる土地）が、その後に既存宅地の確認を得ている土地もあり、結果的に限定宅地ではなかったものもある。

(4) 雑種地の評価の際に限定宅地を標準宅地としなかったことに違法性はないこと。

雑種地の評価方法について、標準宅地の価格に比準する際に 40%減額する補正をしていることから評価額が高すぎる結果にはなっておらず、標準宅地として限定宅地を選定しなかったことに違法性はない。

(5) 訴状における主張に矛盾点があること。

被控訴人（原告）は、その訴状において土地の利用状況を「養豚施設用地」または「農業用施設用地」等であるとし、「将来的にもその用途にしか利用できないという制約を受けている」というが、平成６年当時の土地の利用状況が自己住宅、事務所、倉庫、工場またはバラス(砕石）敷更地等であったものであり、その主張と矛盾している。

控訴理由の概要　に対する被控訴人（原告）の反論等

(1) 既存宅地の確認を受けた土地については、その訴えを取り下げる。なお、既存宅地の確認を受けるまでは全て限定宅地である。潜在的既存宅地といえども確認がなされた既存宅地と同一に評価することは到底納得できるものではない。

また、本来の限定宅地（許可宅地）が既存宅地と同一に評価されることと、潜在的既存宅地が限定宅地と同一に評価されることとでは、浜松市が採用している前者の評価方法がはるかに不公正である。

(2) 農業用施設用地または畜舎用地に係る所要の補正（評価上の考慮）をしている市町村が平成 6

年度当時にそれぞれ 114 と 86 自治体あり、平成 9 年度では 119、147 自治体に増加していることから、浜松市が所要の補正（評価上の考慮）をしなかったこと、基準がなかった旨の主張は、固定資産税に関する限り課税庁たる浜松市において専断すべき事柄でもあり、許される理由は存在しない。

控訴審判決の要旨

(1) 雑種地の評価に係る部分については、「標準宅地として既存宅地を選定し、その価格に比準して評価額を求めた本件雑種地の評価方法については、既存宅地の選定を誤った違法がある。」とした第一審の判決を取り消し、違法性はないとする控訴人の主張を認める。（該当土地 1 筆）

(2) 上記(1)以外の部分（45 筆）については、本件の評価において「『所要の補正』をしなかった違法がある。」とした第一審の判決を支持し、控訴を棄却する。

① 土地の評価は、売買実例価格から求める正常売買価格に基づいて適正な時価を評定するものであることとされていることから、控訴人の主張は採用することはできない。

② 市街化調整区域内の各土地が既存宅地か限定宅地等であるかについては、土地の現況、建築確認申請の有無、都市計画法上の既存宅地の認定の有無等を調査することにより、多くの場合は各市町村において把握することが可能であり、本件宅地の場合を調査することは不可能であるとはいえないというべきである。

(3) 控訴人と被控訴人〇〇〇〇との間に生じた控訴費用は、第 1、2 審を通じて 10 分し、その 9 を控訴人の、その余を同被控訴人の各負担とし、控訴人とその余の被控訴人らとの間に生じた控訴費用は控訴人の負担とする。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

熱海市損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　東京地裁・平成 5 年（ワ）第 7646 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　熱海市長・勝俣　信一

5　経過

平成　3 年 10 月 18 日	熱海簡易裁判所へ調停申立
平成　5 年　4 月 15 日	調停不調
平成　5 年　4 月 27 日	損害賠償請求訴訟提訴
平成 12 年　5 月 11 日	判決

6　争点

固定資産の課税地目及び評価額が固定資産評価基準に基づいて評価されていたか。

7　原告の主張

固定資産の評価にあたり、第三者の要請に応じて恣意的に引き上げた。

8　被告の主張

固定資産の評価にあたり、いかなる要請も受けたことはなく、固定資産評価基準に基づいて評価を行ったことは、妥当である。

9　判決の要旨

① 原告らの被告らに対する各請求をいずれも棄却する。

第三者の要請に応じ、評価額を決定したことを認めるに足りる証拠はなく、固定資産の課税手続（地目認定・価格の決定）に違法はない。

② 訴訟費用は原告らの負担とする。

10　公刊の有無及び判例解釈　無し

判番 680

富士宮市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 12 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　　静岡地裁・平成 9 年（行ウ）第 18 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　富士宮市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 30 日　　審査委員会に審査申出書提出

平成　9 年　5 月 29 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　8 月 26 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　土地の評価手法は適法か。

②　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

③　審査決定手続は適法か。

7　原告の主張

①　バブル崩壊後、毎年土地価格の下落が続いているにもかかわらず、時価を不当に高く評価している。また、傾斜地の価格補正をしていない。

②　平成 8 年 1 月 1 日の価格を平成 9 年度評価額としていることは、地方税法第 349 条に違反している。

③　弁ばく書作成には十分な期間を保証せず、実地調査後に反論・反証の機会を与えず、委員会に被告と直接関係のない納税課長を出席させたことは違法である。

8　被告の主張

①　地価が下落しているか否かは、近隣の公的評価（県基準値）の動向からも明らかなように、ほとんど横ばい傾向であり、下落の事実はない。また、評価は固定資産評価基準に基づいて評価したものであり適法である。

②　賦課期日と別に価格調査基準日を設けることは、地方税法上予定されていると考える。

③　弁ばく書作成には実質 3 日の期間を与え、実地調査時には、反証の機会を与えた上、それ以上の主張の意思がないことを確認した。また納税課長が委員会に出席したのは、事務方の責任者としてであり、これをもって審査決定手続が違法とはいえない。

9　判決の要旨

①　本件土地の属する青木平地区においては、地区内に国道等の基幹道路は通っておらず、道路の幅員に大きな差異はなく、宅地の接する街路の相違が価格に敏感に影響を及ぼすものとは認められない。また、同地区は元々山林であったところを、開発して宅地分譲された地区であり、同地区に所在する宅地の価格事情はほぼ同等と認められ、その画地条件の相違が価格に敏感に影響を及ぼすといえる程度の状況ではない。従って、市長が本件土地について但書きの定めを適用しなかったことに違法はない。

②　なお、本件土地は宅地造成され、建物が建築されているため、純然たるがけ地とは、認められず、所要の補正を行わなかったことにつき、裁量権の逸脱は認められない。本件土地の賦課期日である平成 9 年 1 月 1 日時点における客観的時価は 1、836 万円と認められ、本件登録価格はこれを上回るものとは認められないから、これを是任した本件審査決定は適法である。

③　弁ばく書作成期間は妥当であり、実地調査後には反証の機会を与えていないもののそれ以前に十分な反論・反証の機会を与えていたと認められる。また納税課長が委員会に出席したことについては、富士宮市行政組織規則上、事務の担当主幹課長としての立場での出席であり、被告の中立性が損なわれたということは認められず、被告の本件審査決定手続は適法である。

10　公刊の有無及び判例解釈　　な　　し

11　固定資産の区分　　土　　地

12　本事件における評価年度　　平成 9 年度

判番 681

固定資産税審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　静岡地裁・平成 9 年（行ウ）第 18 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　富士宮市固定資産評価審査委員会

5　概要

[redacted]氏は、平成 9 年度の自分の土地及び家屋の評価額について不服があり、平成 9 年 4 月 30 日、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出を行ったが、同年 5 月 29 日、棄却の決定がなされ、6 月 7 日付けで通知した。これを不服として、その決定の取消を求めて同年 9 月 4 日、静岡地方裁判所に訴えを起こしたもの。

静岡地方裁判所において審理の結果、平成 13 年 1 月 26 日に[redacted]氏の請求を一部却下し、その他を棄却する、という被告全面勝訴の判決が出された。

なお、平成 13 年 2 月 8 日、[redacted]氏は東京高等裁判所に控訴したが、審理の結果、同年 8 月 22 日に[redacted]氏の請求を一部認め、その他を棄却または却下するという判決が出された。

その後、平成 13 年 9 月 3 日、[redacted]氏は最高裁判所に上告し、現在審理中である。

6　評価額と審査申出価額

①　大宮町 306 番 3、314 番 15 及び 314 番 16 の宅地　3 筆
計 384.49 ㎡について

・評価額　　48,494,184 円

・審査申出価額　　－　円

②　大宮町 306 番 3 の家屋　2 棟　計 821.02 ㎡について

・評価額　　86,466,267 円

・審査申出価額　　－　円

7　原告側の主張

①　土地は平成 8 年 1 月 1 日の価格を、家屋については平成 7 年 1 月 1 日の価格をもって平成 9 年度評価額としていることは地方税法第 349 条に違反している。

②　告示による土地評価額の引き上げは違法である。

③　家屋の課税対象に建築設備を含めることは違法である。

④　所得税法における減価償却を行い、帳簿価格に計上している価格を評価額が上回ることは違法である。

8　被告側の主張

①　賦課期日と別に価格調査基準日を設けることは、地方税法上予定されていると考える。

②　地方税法により、評価は固定資産評価基準によって行わなければならないものとされており、この規定に従って評価を行ったことは適法である。

③　固定資産評価基準では家屋の所有者が所有する建築設備で家屋に取りつけられ、家屋と構造上一体となっているものについては家屋に含めて評価するものとされており適法である。

④　固定資産評価基準により、家屋の評価は再建築費価格を基準として評価するものとされており、この評価の基準に従った評価は適法である。

9　主文

①　原告の訴えのうち、物件目録の記載を訂正するとの部分を却下する。

②　上記の部分を除くその余の請求を、いずれも棄却する。

③　訴訟費用は原告の負担とする。

10　裁判所の判断

①　土地について

①　賦課期日のすり替えについて

固定資産税の賦課期日から市町村長による固定資産課税台帳登録価格決定までの期間である約 2 か月間のうちに、評価事務の全てを行うことが事実上不可能であることを念頭において定められたものということはできないから、法は賦課期日や時点修正を一定期間遡った時点において行うことを許容しているものというべきであり、原告の主張は採用することができない。

②　固定資産評価基準による評価割合の大幅な引き上げについて

法は、固定資産税の課税標準は固定資産の価格としているところ、固定資産評価基準は、前記固定資産の価格について専ら具体的・細目的・技術的な評価の基準を定めるものであることに鑑みると、その作成を自治大臣に委任することは租税法律主義に反するものということはできず、固定資産評価基準は固定資産の評価にあたって法的基準となるものというべきである。

従って、富士宮市長が固定資産評価基準に依拠して、本件各土地の各価格を評価したことは何ら違法ではない。

宅地の固定資産税の評価額について、標準宅地の適正な時価を求める場合には、地価公示価格等の 7 割を目途として評定することにした平成 4 年 1 月 22 日の依命通達「固定資産評価基準の取扱いについて」の一部改正及び平成 8 年の固定資産評価基準の一部改正は、市場価格と大幅に乖離した価格を課税評価の基準に据えてきた従来の課税実務を、法の趣旨に沿うものに改めるものというべきであり、十分に合理性を有するものというべきである。なお、法の趣旨と乖離した課税実務が長期間行われていたとしても、このような課税実務が法規範性を有するに至ったものとは解されない。

従って、富士宮市長が平成 8 年に一部改正された固定資産評価基準に依拠して、本件各土地の評価を行ったことに違法はないものというべきである。

③　固定資産評価基準の 7 割評価について

固定資産税の課税標準である賦課期日における固定資産の価格とは、あくまでも適正な時価であるから、本件各土地の評価額については、賦課期日における時価の 7 割ないし地価公示価格の 7 割が上限となると解することはできず、かえって、より客観的な時価に一致するように評価することは法の趣旨に沿うものというべきであるから、原告の主張は理由がない。

④　平成８年７月１日から平成９年１月１日まで時点修正していないことについて

富士宮市長は固定資産評価基準を用いることにより、平成８年７月１日から賦課期日である平成９年１月１日までの間についての時点修正も当然考慮した上で、平成９年度の本件各土地の固定資産課税台帳登録価格の評価をなしたものというべきであるから、その評価額が本件各土地の平成９年１月１日の適正な時価を上回るものでない限り、違法ということはできず、原告の主張は理由がない。

⑤　本件各土地を一画地としたことについて

本件各土地は、いずれも原告の営む病院の敷地として、一体として利用されているものと認められることに照らすと、これらの土地を合わせる必要がある場合に該当するものであるから、これらを一画地として評価した被告の判断は適切というべきであり、これを違法とすることはできない。

⑥　セットバック規制の考慮について

静岡県富士土木事務所長の回答に係る調査嘱託の結果中には、建築主から河川敷地に近い位置に建物を建てることについて、河川管理者に相談があれば河川施設に影響を及ぼすことのないように、必要に応じてセットバックをお願いする場合もある旨の記載部分が存在するが、本件各土地について、このようなセットバックのお願い等が存在したことを裏付けるに足りる客観的な証拠は存在しない。

⑦　風致地区規制の考慮について

本件各土地は、家屋新築時の昭和51年、増築時の昭和58年とも静岡県風致地区条例により、第２種風致地区の「神田川・潤井川地区」に所在したことから、高さ15m以下、建ぺい率40％以下等の行政規制を受けている。なお、この条例は昭和61年３月28日に廃止されている。

しかしながら、平成９年度における本件各土地の価格の評価は、賦課期日である平成９年１月１日時点における本件各土地の客観的な価格を評価して行うものであり、過去の時点における状態を基に評価するものではないから、原告の主張は採用することができない。

⑧　画地計算について

本件各土地のように普通商業地区に所在する奥行10m以上12m未満の範囲の土地について、補正率の基準となる奥行12m以上20m未満の範囲の土地と比較して、その土地利用に支障が生じたり、その価額が減少するとはいえないものというべきであり、また補正率の絶対値の偏差配列全体を見ても、地価下落傾向を考慮した上で補正率を0.99としている固定資産評価基準は相当なものであり、不合理なところは存在しない。

本件各土地全体を見るならば、一画地として規模を相当程度有している上、一画地としての間口も広く、現実に敷地利用率も高く、接道が確保されるものであり、第２・第３土地の各分は、一画地全体の中のごく一部に過ぎないことが認められ、本件各土地全体について、画地の形状が悪いことによって当該画地の全部が宅地として充分に利用することができないという利用上の制約を受けるものと評価することはできない。

となれば、本件各土地について、減価しなかったことは相当な評価というべきであり、富士宮市長の前記評価には違法は存在しない。

⑨　本件各土地の固定資産課税台帳登録価格とその客観的時価について

固定資産課税台帳登録価格は賦課期日における時価ないし地価公示価格の７割が上限であると解することはできないから、原告の主張は採用することができない。

本件各土地の平成９年１月１日当時の客観的時価については１㎡あたり14万円を下るものではないことが認められるから、本件各土地の固定資産課税台帳登録価格を１㎡あたり12万6,126円としたことには違法はないというべきである。

②　家屋について

①　本案前の答弁について

「固定資産評価基準」第２章第１節４は、一棟の家屋に増築された部分がある場合には、当該家屋を増築された部分とその他の部分に区分して評価するものとしており、原告所有の家屋についても、本件家屋と増築部分を区分して独立に評価し、固定資産課税台帳上も別個に登録されているものである。しかし原告は平成９年４月30日、本件家屋と増築部分の双方について、平成９年度の固定資産課税台帳登録価格に不服があるとして審査申し出をしていたものであるが、この申し出に係る棄却決定を不服とした原告は、本件訴状においては本件各土地に関するもののほか本件家屋の固定資産課税台帳登録価格についてのみ、審査決定の取消を求めたものであることが認められ、また原告が平成10年12月24日付準備書面において、請求の趣旨①アについて本件家屋から訂正することを求めた別紙物件目録記載３の家屋が、本件家屋に増築部分を加えたものであることは明らかである。

このことから、原告は訴状において、原告所有の家屋のうち殊更増築部分を除外した本件家屋の固定資産課税台帳登録価格についてのみ、審査決定の取消を求めたものといわざるをえない。

そうであれば、原告の平成10年12月24日付準備書面における訂正申立てについては、新たな訴えの提起にほかならず、訴状における請求とは訴訟物を異にしているから、訴えの追加的変更に該当するものというほかはない。証拠によれば、原告は平成９年６月７日付で本件審査申出棄却決定を受けているものと認められ、このことを知ってから前記訴えの追加的変更をするまでに、既に３か月以上が経過していることは明らかであり、また前記の期間内に出訴できなかったことについての正当な理由に関する原告の主張立証はないことから、前記訴えの追加的変更については出訴期間を徒過した後になされた不適法なものというほかはなく、却下を免れない。

②　総合比準評価法による評価について

原告が総合比準評価法のうち具体的にいかなる部分について、評価方法として不合理であるとして、富士宮市長が本件家屋について、総合比準評価法を採用したことを論難しているかは詳らかではないが、認定に係る総合比準評価法については、膨大な事務量を削減する効能を有

するものであり、膨大な数に上る家屋を限られた期間内に評価する評価方法としては、相当かつ合理的なものというべきである。

従って、富士宮市長が本件家屋につき、総合比準評価法によって評価したことは違法ということはできない。

また、富士宮市長が本件家屋を総合比準評価法によって評価するにあたっての、標準家屋の所在・種類・構造・規模等の類似性、上昇率の根拠、標準評点、補正係数、経年減点補正率等の根拠については、不透明・不明であるということはできず相当かつ合理的なものというべきである。

③　課税客体に建築設備を含めていることについて

固定資産税の課税標準である賦課期日における固定資産の価格とは適正な時価であるところ、造作や建築設備は家屋に付属し、当該家屋と構造上一体となっていることによって当該家屋の効用を全うし、その機能を充分に発揮するものであることから、当該家屋の客観的な交換価値を把握するためには、家屋の所有者が所有する電気設備、給排水設備、衛生設備等の建築設備を除外し、純粋に家屋についてのみ評価することは相当ではなく、前記建築設備で当該家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっているものについては、これを家屋に含めて評価するのが相当である。

従って、本件家屋の評価において、建築設備を課税客体の中に含めたことについては違法とすることはできない。

なお、前記のとおり、家屋と建築設備を一体のものとして、同じ耐用年数、経年減点補正率で損耗減価することは相当な評価というべきであり、これを違法とすることはできない。

④　課税客体に衛生設備を含めていることについて

原告本人の宣誓供述書中に、平成 9 年 1 月 1 日現在、浄化槽設備は撤去され存在していないとの記載部分があるが、これを客観的に裏付ける証拠は存在しないからこれを採用することはできない。

80 人分の浄化槽設備の設置後に、原告がこれを撤去したり埋め戻したりして、本件家屋との構造上の一体性が失われたものと認めることはできず、平成 9 年 1 月 1 日現在、浄化槽設備は残存していたものと認められる。

従って、富士宮市長が 80 人分の浄化槽を含めて本件家屋を評価したことに違法はない。

⑤　本件家屋の登録価格とその客観的時価について

富士宮市長は、本件家屋について総合比準評価法に基づき適法に評価し、平成 9 年度の固定資産課税台帳登録価格を 6,942 万 423 円としたものであり、法は固定資産税の課税標準は固定資産の価格としているところ、減価償却により計上される帳簿価格は、会計上適正な期間の損益計算を実施するためのものであって、その価格が適正な時価を反映するものではないから、本件家屋の客観的時価が多くとも減価償却後の帳簿価格（残存価格）である 5,549 万 9,130 円を上回るものではないとする原告の主張は理由がない。

固定資産税審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 8 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　東京高裁・平成 13 年（行コ）第 5 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　富士宮市固定資産評価審査委員会

5　主文

①　被控訴人が控訴人に対して、平成 9 年 6 月 7 日付けでした家屋の決定のうち、増築部分については審査の申し出に対する決定の取消しを求める部分を却下する。

②　同じ家屋のうち、既存部分については、衛生設備（浄化槽）のからみで、審査の申し出に対する決定を取消す。

③　控訴人の、その余の請求をいずれも棄却する。

④　訴訟費用は、第 1・2 審を合計し、10 分の 1 を被控訴人の、それ以外を控訴人の各負担とする。

6　裁判所の判断

①　土地について

①　賦課期日のすり替えについて

地方税法第 349 条第 1 項で、基準年度の固定資産税の課税標準は、その土地または家屋の基準年度における価格で、固定資産課税台帳に登録されたもの、と規定し、同法第 341 条第 5 号で価格とは適正な時価をいう、と定めており、「適正な時価」とは、土地については、正常な条件の下に成立するその土地の取引価格すなわち客観的な交換価値をいうものと解する。

これを前提として、限られた人員で、膨大な数の土地についての評価事務や価格登録の手続きを短期間に行うことは事実上不可能なため、賦課期日よりも相当な期間を遡った時点を価格調査の基準日とし、この基準日における時価を基に、賦課期日における時価を評価することは適法であるとして、[redacted]氏の主張を退けている。

なお、登録価格が賦課期日におけるその固定資産の客観的時価を上回るものでなく、かつ、合理的な評価方法に基づくものならば、その登録価格の決定は違法ではない。

②　固定資産評価基準による評価割合の大幅な引き上げについて及び

③　固定資産評価基準の 7 割評価について、の 2 件について

変動する地価と登録価格との格差が拡大し、適正な課税が実施されないようになったため、各種の政策が出され、現在は、当分の間、基準年度の前年の 1 月 1 日の公示価格等の 7 割を目途として評定する。

また、適正な時価とは、正常な条件の下に成立するその土地の取引価格、すなわち客観的な交換価値をいうものである。

7 割評価基準については、7 割評価基準は登録価格が賦課期日における客観的時価を上回ることを防止する機能を有しており、その意味で課税実務上の取扱いとして、合理性を有している。

また、7 割評価基準は、法の定める固定資産の課税標準額が、賦課期日における適正な時価で

あることを前提に、課税の適正化を図ることを目的として、従前の低い評価割合を引き上げ、登録価格を客観的時価に近づけるものであって、むしろ法の趣旨にかなうものというべきであるから、7割評価基準により登録価格が引き上げられたとしても違法はなく、7割評価基準に従ったことが違法であるとはいえない。

さらには、7割評価基準は、従前の低い評価割合を引き上げ、登録価格を客観的時価に近づけるという、法の趣旨に沿う方向に是正・変更するための行政上の措置というべきであり、7割評価基準によって登録価格の上限が公示価格等の7割に画されることはできない。

④　平成8年7月1日から平成9年1月1日まで時点修正していないことについて

評価事務等に要する期間を考慮すると、時点修正の方法として、すべての土地について一律に減額する措置をとることも不合理とはいえない。

⑤　本件各土地を一画地としたことについて

⑥　セットバック規制の考慮について

⑦　風致地区規制の考慮について及び

⑧　画地計算について、の4件について

この4件ともに、いずれも理由がない。

⑨　本件各土地の固定資産課税台帳登録価格とその客観的時価について

不動産鑑定士による平成8年1月1日時点におけるこの土地の鑑定評価額は、この土地の相続税路線価や近隣の地価公示価格及び地価調査価格と比較しても適当であり、これらの価格の平成9年における価格の平成8年の価格に対する下落率と比べると、この土地についての登録価格は、平成9年1月1日時点におけるこの土地の客観的時価を上回るものとは到底認められない。

以上の結果、本件各土地に係る本件登録価格は、賦課期日における客観的時価を上回るものではなく、かつ、その算定方法も合理的なので、本件登録価格の決定は適法である。

②　家屋について

①　総合比準評価法による評価について

富士宮市における総合比準評価法と部分別評価法の適用について述べたあと、浄化槽設備を含めて評価している点を除いては、賦課期日におけるこの家屋の価格の評価方法としては合理的であり、賦課期日における客観的時価を上回らないもの。

②　課税客体に建築設備を含めていることについて

建築設備は家屋に付属し、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を全うしその家屋の機能を十分に発揮するものであるから、家屋についての適正な時価の評価に当たっては、建築設備を含めて評価するのが合理的である。

③　課税客体に衛生設備を含めていることについて

浄化槽設備が撤去されていなくても、社会通念上もはや建築設備としての効用を果たす余地がない場合は、これを家屋に含めて評価し、登録価格を決定することは合理性を欠き、許されない。

その上で、浄化槽設備を除外した場合の価額は証拠上認定できないので、既存家屋についての登録価格の決定に係る審査申し出棄却決定の全部を取り消す。

④　本件家屋の登録価格とその客観的時価について

減価償却により計上される帳簿価格は、会計上適正な期間の損益計算をするためのものであり、その価格が適正な時価を反映するものとは認められない。

判番 683

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 53 年 7 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地裁　昭和 52 年（行ウ）第 32 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 52 年 7 月 18 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 52 年 9 月 28 日　審査委員会による減額修正の決定

昭和 52 年 10 月 6 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）

6　争点

本件台帳登録価格は適正な時価か。

7　原告の主張

本件家屋は、雨漏り・ひび割れがひどいにもかかわらず、こうした損耗の状況が評価上考慮されていない。

8　被告の主張

本件家屋の評価額は、評価基準の定める手続に従って適正に求められている。

9　判決の要旨

本件家屋の評価額は、評価基準の定める手続に従って適正に求められており、違法な点はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　昭和 52 年度

判番 684

固定資産評価審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　昭和 54 年 1 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　昭和 53 年（行コ）第 23 号

名古屋地裁　昭和 52 年（行ウ）第 32 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 52 年 10 月 6 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）

昭和 53 年 7 月 24 日　第一審判決（請求棄却）

昭和 53 年 10 月 3 日　控訴

6　争点

本件台帳登録価格は適正な時価か。

7　控訴人の主張

本件家屋は、雨漏り・ひび割れがひどいにもかかわらず、こうした損耗の状況が評価上考慮されていない。

8　被控訴人の主張

本件家屋の評価額は、評価基準の定める手続に従って適正に求められている。

9　判決の要旨

本件家屋の評価額は、評価基準の定める手続に従って適正に求められており、違法な点はない。

控訴人の主張する亀裂等は、その性質・時期からみて本件処分の適否には関係ないものである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　昭和 52 年度

判番 685

固定資産評価審査決定取消請求上告事件

1　判決年月日　昭和 54 年 9 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　昭和 54 年（行ツ）第 55 号
名古屋高裁　昭和 53 年（行コ）第 23 号
名古屋地裁　昭和 52 年（行ウ）第 32 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 52 年 10 月　6 日	審査決定取消訴訟提訴（第一審）
昭和 53 年　7 月 24 日	第一審判決（請求棄却）
昭和 53 年 10 月　3 日	控訴
昭和 54 年　1 月 25 日	第二審判決（請求棄却）
昭和 54 年　2 月　6 日	上告

6　争点

本件台帳登録価格は適正な時価か。

7　上告人の主張

本件家屋は、雨漏り・ひび割れがひどいにもかかわらず、こうした損耗の状況が評価上考慮されていない。

8　被上告人の主張

本件家屋の評価額は、評価基準の定める手続に従って適正に求められている。

9　判決の要旨

原審の認定判断及び措置は、正当として是認することができ、原判決に違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　家屋

12　本事件における評価年度　昭和 52 年度

判番 686

審査決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 63 年 5 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地裁　昭和 61 年（行ウ）第 8 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 60 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 61 年　1 月 11 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 61 年　4 月　2 日	審査決定取消訴訟提訴（第一審）

6　争点

本件登録価格は適正な時価を超えているか。

7　原告の主張

本件各土地の評価額は、3 年間で 25.7%上昇したとあるが、次の理由により 20%を超える理由はない。

①　前基準年度からの各種物価指数の上昇は、10%である。

②　この間の市街地価格指数は、各種別上昇率のうち最高でも六大都市住宅地にみる 13.5%にとどまっており、地価公示価格についても名古屋市内で 8.7%止まりである。

③　評価基準に従いさえすれば適正な時価が算定できるというものではない。

8　被告の主張

①　原告は、原告の一方的な都合により定めた調査時点を基準として比較しており、意味がないものである。

②　本件各土地の評価額は、評価基準の定める手続に従って適正に求められている。

9　判決の要旨

①　本件各土地の評価額の上昇率は、調査時点を基準とする限り、他指標の地価上昇率を下回っており、実勢価格を相当下回っているので、違法な点は認められない。

②　被告を相手に評価基準が不当であるとする原告の主張は、採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　昭和 60 年度

判番 687

審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 1 年 7 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　昭和 63 年（行コ）第 11 号
名古屋地裁　昭和 61 年（行ウ）第 8 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 61 年 4 月 2 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）

昭和 63 年 5 月 27 日　第一審判決（請求棄却）

昭和 63 年 6 月 11 日　控訴

6　争点

本件登録価格は適正な時価を超えているか。

7　控訴人の主張

本件各土地の評価額は、3 年間で 25.7%上昇したとあるが、次の理由により 20%を超える理由はない。

①　前基準年度からの各種物価指数の上昇は、10%である。

②　この間の市街地価格指数は、各種別上昇率のうち最高でも六大都市住宅地にみる 13.5%にとどまっており、地価公示価格についても名古屋市内で 8.7%止まりである。

③　評価基準に従いさえすれば適正な時価が算定できるというものではない。

8　被控訴人の主張

原判決は妥当である。

9　判決の要旨

地価の形成には、種々複雑な要素が関連しあうものであり、とりわけ、特定の土地の地価に関し、全国的な地価高騰の要素のうち、どの要素がどの程度の影響を与えているかといった点については、これを証拠上確定することは極めて困難というべきであること等を考慮すれば、結局、控訴人主張の点は、少なくとも本件の結論を左右するものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　昭和 60 年度

判番 688

審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 2 年 9 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地裁　平成 2 年（行ウ）第 15 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　名古屋市長・名古屋市北区長

5　経過

平成 1 年 4 月 22 日　市長へ審査請求書提出

平成 2 年 3 月 20 日　審査請求に対する棄却の裁決

平成 2 年 5 月 30 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

原告の理由は、本件訴えの理由とすることができるか。

7　原告の主張

区分所有家屋の敷地の用に供されている土地について、いわゆるあん分課税が行われるためには、当該土地に係る納税義務者全員の合意が必要である。しかしながら、原告は、同意していないから、原処分は違法である。

8　被告の主張

裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由とすることができないとされているところ、原告の主張は、いずれも原処分の違法を主張するものである。

9　判決の要旨

①　原告が取消しを求める裁決は市長がしたものであり、被告北区長は原告適格を有しない。よって、被告区長に対する本件訴えは不適法である。

②　裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由とすることができないとされているところ、原告の主張は、いずれも原処分の違法を主張するものであり、理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 689

固定資産税等賦課決定処分取消等請求事件

1　判決年月日　　平成 3 年 9 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地裁　　平成 2 年（行ウ）第 40 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　名古屋市固定資産評価審査委員会・名古屋市千種区長

5　経過

平成　2 年　4 月 11 日　　市長へ審査請求書提出

平成　2 年　3 月 26 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　2 年　8 月 28 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　2 年 10 月 19 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成　2 年 11 月　8 日　　審査請求に対する棄却の裁決

6　争点

本件土地は、地方税法上、非課税に該当するか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

本件土地は、墓地として使用しているのであるから、地方税法第 348 条第 2 項第 4 号により非課税である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

本件土地は、墓地法上の墓地として市長の許可を受けていないので、非課税には該当しない。

9　判決の要旨

①　非課税に該当するか否かは、審査委員会に審査の申出をすることができる事項ではない。よって、被告審査委員会に対する本件訴えは　不適法である。

②　地方税法上の「墓地」は、墓地法に規定する「墓地」と同義であるところ、本件土地は、「墓地」として同法の許可を受けた区域ではないから、地方税法にいう「墓地」に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　　判例タイムズ 774 号 167 頁

11　固定資産の区分　　土地

12　本事件における評価年度　　平成 2 年度

判番 690

審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 6 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地裁　　平成 7 年（行ウ）第 18 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 27 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　3 月 31 日　　審査委員会による減額修正の決定

平成　7 年　6 月　9 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　本件登録価格は適正な時価を超えているか。

②　本件訴えは適法か。

7　原告の主張

①　評価基準によって求められた価格が、現実の時価と著しく差異がある場合には、現実の時価によって価格を算定すべきである。

②　原告[redacted]は、共有者を代表して本件審査の申出をしたものであるから、本件審査の申出は、原告ら 3 名によってされたものということができる。

8　被告の主張

①　地方税法には、市町村長は、評価基準によって価格を決定しなければならないと規定されている。

本件修正後の価格は、評価基準によって算定された正当なものである。

②　原告[redacted]及び原告[redacted]は、審査の申出をしていないから、本件訴えは不適法である。

9　判決の要旨

①　固定資産の価格は、評価基準によって決定しなければならないものとされており、本件修正後の価格も評価基準に従って算定されている。

原告の主張からは、評価基準が妥当性を欠き、それによって算定された価格が、時価と著しく差異があると認めることはできない。

②　本件審査申出は、原告[redacted]のみがしたものというべきであり、原告[redacted]及び原告[redacted]は、本件審査決定の取消しを求める利益はない。よって、原告[redacted]及び原告[redacted]の請求に係る部分は不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈　　判例時報 1485 号 29 頁

11　固定資産の区分　　家屋

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

判番 691

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 5 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地裁　平成 4 年（行ウ）第 14 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 3 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 3 年 12 月 18 日　審査委員会による棄却の決定

平成 4 年 3 月 21 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）

6　争点

①　本件登録価格は適正な時価を超えているか。

②　本件審査決定は適法になされているか。

7　原告の主張

①　本件各土地は正面路線が近隣商業地にあるため商業地の価格として評価されているが、本件各土地は広い住宅団地であり、近隣商業地と住宅地とにまたがっており、その割合は住宅地の方が大きいので、住宅地としての価格を求めるべきである。

②　本件登録価格は、売買実例価額と比較して高額である。

②　被告は、十分な審理をしないまま本件審査決定を行った。

8　被告の主張

①　本件各土地の評価額は、固定資産評価基準に定められた手続に従って適正に求められている。

③　被告は、必要で適正な審査を行っており、原告の主張するような瑕疵はない。

9　判決の要旨

①　原告は、独自の計算式をもってそれが評価基準に定める評価方法であると主張するが、評価基準が原告の主張するような評価方法を定めているとは考えられず、原告独自の見解というべきである。

②　原告の比較する売買価額は、共有持分権の時価に基づいて主張しているから、その前提において理由がない。

③　本件審査手続は、適法に行われている。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 121 号 31 頁

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 692

固定資産評価審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 6 年 3 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　平成 5 年（行コ）第 19 号

名古屋地裁　平成 4 年（行ウ）第 14 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 4 年 3 月 21 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）

平成 5 年 5 月 28 日　第一審判決（請求棄却）

平成 5 年 6 月 8 日　控訴

6　争点

①　本件登録価格は適正な時価を超えているか。

②　本件審査決定は適法になされているか。

7　控訴人の主張

①　審査申出土地は、商業地の路線価で評価されているが、マンション敷地として利用されており住宅地区の価値しかない。

②　本件登録価格は、売買実例価額と比較して高額である。

③　被控訴人は、十分な審理をしないまま本件審査決定を行った。

8　被控訴人の主張

①　本件各土地の評価額は、固定資産評価基準に定められた手続に従って適正に求められている。

②　被控訴人は、必要で適正な審査を行っており、控訴人の主張するような瑕疵はない。

9　判決の要旨

①　控訴人は、独自の計算式をもってそれが評価基準に定める評価方法であると主張するが、評価基準が控訴人の主張するような評価方法を定めているとは考えられず、控訴人独自の見解というべきである。

②　控訴人の比較する売買価額は、共有持分権の時価に基づいて主張しているから、その前提において理由がない。

③　本件審査手続は、適法に行われている。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 693

固定資産評価審査決定取消請求上告事件

1　判決年月日　平成 6 年 9 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成 6 年（行ツ）第 116 号
　名古屋高裁　平成 5 年（行コ）第 19 号
　名古屋地裁　平成 4 年（行ウ）第 14 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 4 年 3 月 21 日	審査決定取消訴訟提訴（第一審）
平成 5 年 5 月 28 日	第一審判決（請求棄却）
平成 5 年 6 月 8 日	控訴
平成 6 年 3 月 29 日	第二審判決（請求棄却）
平成 6 年 4 月 12 日	上告

6　争点

原判決は妥当であるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

原審において、評価方法について適切な解釈が行われず、適性を欠く判断で判決がなされた。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

なし

9　判決の要旨

原審の認定判断及び措置は、正当として是認することができ、原判決に違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 694

審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 10 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地裁　平成 7 年（行ウ）第 31 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 18 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 7 年 6 月 5 日	審査委員会による一部修正の決定
平成 7 年 9 月 13 日	審査決定取消訴訟提訴（第一審）

6　争点

①　本件審査決定は適法になされているか。

②　本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。

7　原告の主張

①　本件各土地は正面路線が近隣商業地にあるため商業地の価格として評価されているが、本件各土地は広い住宅団地であり、近隣商業地と住宅地とにまたがっており、その割合は住宅地の方が大きいので、住宅地としての価格を求めるべきである。

②　画地計算に誤りがある。

③　本件土地の一部は私道があるにもかかわらず、補正がなされていない。

④　被告は不動産鑑定士の鑑定結果を参考にして減額修正したと主張するが、審査決定前に右鑑定がなされたか疑わしい。

8　被告の主張

①　本件各土地の評価額は、固定資産評価基準に定められた手続に従って適正に求められている。

②　控訴人の主張する「私道」とは、団地の住民が公道に出入りするために設けられた「通路」であって、補正の対象とはならない。

③　鑑定手続は適法になされている。

9　判決の要旨

①　原告は、独自の計算式をもってそれが評価基準に定める評価方法であると主張するが、評価基準が原告の主張するような評価方法を定めているとは考えられず、原告独自の見解というべきである。

②　本件鑑定書にまつわる原告の主張は、いずれも根拠のない憶測であり、右鑑定を覆すに足りない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 695

審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 10 年 7 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　平成 9 年（行コ）第 25 号
　名古屋地裁　平成 7 年（行ウ）第 31 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　7 年　9 月 13 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）
平成　9 年 10 月 31 日　第一審判決（請求棄却）
平成　9 年 11 月 12 日　控訴

6　争点

本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。

7　控訴人の主張

①　本件各土地は正面路線が近隣商業地にあるため商業地の価格として評価されているが、本件各土地は広い住宅団地であり、近隣商業地と住宅地とにまたがっており、その割合は住宅地の方が大きいので、住宅地としての価格を求めるべきである。

②　画地計算に誤りがある。

③　本件土地の一部は私道があるにもかかわらず、補正がなされていない。

8　被控訴人の主張

①　本件各土地の評価額は、固定資産評価基準に定められた手続に従って適正に求められている。

②　控訴人の主張する「私道」とは、団地の住民が公道に出入りするために設けられた「通路」であって、補正の対象とはならない。

9　判決の要旨

控訴人は、独自の計算式をもってそれが評価基準に定める評価方法であると主張するが、評価基準が控訴人の主張するような評価方法を定めているとは考えられず、控訴人独自の見解というべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 696

審査決定取消請求上告事件

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成 10 年（行ツ）第 249 号
　名古屋高裁　平成 9 年（行コ）第 25 号
　名古屋地裁　平成 7 年（行ウ）第 31 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　7 年　9 月 13 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）
平成　9 年 10 月 31 日　第一審判決（請求棄却）
平成　9 年 11 月 12 日　控訴
平成 10 年　7 月　8 日　第二審判決（請求棄却）
平成 10 年　7 月 21 日　上告

6　争点

原判決は妥当であるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

原審において、評価方法について適切な解釈が行われず、適性を欠く判断で判決がなされた。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

なし

9　判決の要旨

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 697

審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地裁　平成 11 年（行ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 5 月 1 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年 10 月 21 日　審査委員会による一部修正の決定

平成 11 年 1 月 27 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）

6　争点

本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。

7　原告の主張

①　本件各土地は正面路線が近隣商業地にあるため商業地の価格として評価されているが、本件各土地は広い住宅団地であり、近隣商業地と住宅地とにまたがっており、その割合は住宅地の方が大きいので、住宅地としての価格を求めるべきである。

②　側方加算や二方加算の計算に誤りがある。

③　本件土地の一部は私道があるにもかかわらず、補正がなされていない。

8　被告の主張

①　本件各土地の評価額は、固定資産評価基準に定められた手続に従って適正に求められている。

②　原告の主張する「私道」とは、団地の住民が公道に出入りするために設けられた「通路」であって、補正の対象とはならない。

9　判決の要旨

①　原告は、独自の計算式をもってそれが評価基準に定める評価方法であると主張するが、評価基準が原告の主張するような評価方法を定めているとは考えられず、原告独自の見解というべきである。

②　原告は、原告提出の売買事例と比較するが、これは競売物件であり、本件売買事例が正常な時価を反映したものであるかどうか疑問である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 698

審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　平成 12 年（行コ）第 54 号

名古屋地裁　平成 11 年（行ウ）第 4 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 1 月 27 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）

平成 12 年 10 月 16 日　第一審判決（請求棄却）

平成 12 年 10 月 27 日　控訴

6　争点

本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。

7　控訴人の主張

①　本件各土地は正面路線が近隣商業地にあるため商業地の価格として評価されているが、本件各土地は広い住宅団地であり、近隣商業地と住宅地とにまたがっており、その割合は住宅地の方が大きいので、住宅地としての価格を求めるべきである。

②　側方加算や二方加算の計算に誤りがある。

③　本件土地の一部は私道があるにもかかわらず、補正がなされていない。

④　大規模画地補正は違法である。

8　被控訴人の主張

①　本件各土地の評価額は、固定資産評価基準に定められた手続に従って適正に求められている。

②　控訴人の主張する「私道」とは、団地の住民が公道に出入りするために設けられた「通路」であって、補正の対象とはならない。

③　大規模画地補正は、所要の補正として定めているものであり、違法な点はない。

9　判決の要旨

①　控訴人は、独自の計算式をもってそれが評価基準に定める評価方法であると主張するが、評価基準が控訴人の主張するような評価方法を定めているとは考えられず、控訴人独自の見解というべきである。

②　控訴人は、控訴人提出の売買事例と比較するが、これは競売物件であり、本件売買事例が正常な時価を反映したものであるかどうか疑問である。

③　控訴人は、大規模画地補正が違法であると主張するが、この補正によって本件画地の台帳登録価格が増加した事実は認められないから、本件訴訟においては、大規模画地補正の違法性について評価基準が控訴人の主張するような評価方法を判断する必要はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 699

固定資産の評価についての審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地裁　　平成 12 年（行ウ）第 44 号～第 49 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　4 月 17 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 12 年　7 月 24 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 12 年　8 月　8 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。

②　本件各家屋の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。

7　原告の主張

①　本件各土地の登録価格は、近隣の市有地の公売価格と比較しても、適正な時価を超えている。

②　本件各家屋のうち、評価床面積が登記床面積と異なっているものがある。

③　本件各家屋の再建築費評点数の付設に誤りがある。

8　被告の主張

①　本件各土地及び本件各家屋の評価額は、固定資産評価基準に定められた手続に従って適正に求められている。

②　本件家屋の床面積は、現況を確認したうえで算定している。

③　本件家屋は、建築当初に現地調査等を行い、使用資材等の状況を確認したうえで、適正に評価している。

9　判決の要旨

本件各土地について

①　本件各土地については、評価基準等に基づいて適正に評価がなされているものと認められる。

②　原告らは、本件各土地の近隣の市保留地の売買価格と比較して本件各土地の固定資産税の価格が高額であると主張するが、右主張を認めるに足りる証拠はなく、かえって固定資産税の価格より高額となっている。

③　原告らは、更地を前提とする評価基準の評価方法は疑問であると主張するが、固定資産評価は、固定資産そのものが有する資産価値に着目して課される物税であり、建物の有無などの使用状況を考慮することはできない。

本件各家屋について

①　本件各家屋については、評価基準等に基づいて適正に評価がなされているものと認められる。

②　原告らは、再建築価格方式は相当ではなく、取得価格によるべきであると主張するが、固定資産評価は、固定資産そのものが有する資産価値に着目して課される物税であり、構造、用途、規模等が同一と評価される家屋は、同一の資産価値があるものとみられ、建築費によってその価値が左右されるものではないから、取得価格によるのは相当ではなく、再建築価格方式の方が評価方式として合理的であるというべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　　平成 12 年度

判番 700

固定資産の評価についての審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　平成 12 年（行コ）第 58 号
名古屋地裁　平成 12 年（行ウ）第 44 号～第 49 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年 8 月 8 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）
平成 12 年 11 月 15 日　第一審判決（請求棄却）
平成 12 年 11 月 16 日　控訴

6　争点

①　本件各土地の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。
②　本件各家屋の台帳登録価格は適正な時価を超えているか。

7　控訴人の主張

①　本件各土地の台帳登録価格は、近隣の市有地の公売価格と比較しても、適正な時価を超えている。
②　本件各家屋のうち、評価床面積が登記床面積と異なっているものがある。
③　本件各家屋の再建築費評点数の付設に誤りがある。

8　被控訴人の主張

①　本件各土地及び本件各家屋の評価額は、固定資産評価基準に定められた手続に従って適正に求められている。
②　本件家屋の床面積は、現況を確認したうえで算定している。
③　本件家屋は、建築当初に現地調査等を行い、使用資材等の状況を確認したうえで、適正に評価している。

9　判決の要旨

①　控訴人らは、本件各土地の適正な時価は本件登録価格の 50 パーセント程度にすぎない旨主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。
②　本件登録価格により課税される固定資産税等は多額に過ぎて、不況の中細々と家具店等を経営する控訴人らを廃業、倒産に追い込むものであり、到底認められない等主張するが、同主張は、本件各登録価格の決定及び本件各審査決定の違法事由となるものではないから、採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 701

固定資産の評価についての審査決定取消請求上告提起事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 1 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁　平成 13 年（行サ）第 6 号
名古屋高裁　平成 12 年（行コ）第 58 号
名古屋地裁　平成 12 年（行ウ）第 44 号～第 49 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年 8 月 8 日　審査決定取消訴訟提訴（第一審）
平成 12 年 11 月 15 日　第一審判決（請求棄却）
平成 12 年 11 月 16 日　控訴
平成 13 年 3 月 22 日　第二審判決（請求棄却）
平成 13 年 3 月 26 日　上告

6　争点

7　原告（控訴人、上告人）の主張

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

9　判決の要旨

行政事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告状等には民事訴訟法第 312 条第 1 項及び第 2 項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 702

固定資産評価審査決定取消等請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 5 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地裁　平成 9 年（行ウ）第 10 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　国、名古屋市、名古屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 12 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 12 月 11 日　審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 3 月 19 日　審査決定取消等訴訟提訴

6　争点

①　評価基準及び通達に基づく課税は、租税法律主義に反するか。

②　評価基準及び通達に基づく課税は、地方公共団体の課税権を侵害するものか。

③　現行の固定資産税制は、民主的課税原則に反するか。

④　本件価格決定は、生存権の保障や法の下の平等に反するか。

⑤　本件価格決定は、法に反しているか。

⑥　本件審査申出に対する審理は、適正手続に反するものであったか。

⑦　本件価格の当否

7　原告の主張

①　評価基準及び通達に基づく課税は、租税法律主義に違反する。

②　地方税の課税は自治体固有の権利であり、これを評価基準及び通達で拘束することは憲法違反である。

③　不動産を所有しているがゆえに固定資産税が課税されるという現行の税制は民主的課税原則に反している。

④　生存権的土地の評価は、収益還元法によるべきである。また、基準宅地が地価公示の 7 割でなく、大土地所有者優遇であり、法の下の平等に違反する。

⑤　本件価格決定は、賦課期日の価格を求めておらず、地方税法に違反している。

⑥　審査申出の際に、審査委員会が鑑定資料を不開示としたことや、参考人招致を不採用としたこと等は適正手続違反である。

⑦　本件標準宅地の鑑定評価には信用性がなく、本件各土地の評価にも影響を与えている。

8　被告の主張

①　租税法が対象とする多様な経済事象について法律では全て対応できず、固定資産評価の技術的、細目的な事項を命令に委任することは合理的である。

②　法律の制限内で各地方公共団体の実情に即した課税を自主的に行わせるのが法の趣旨である。

③　所得の再分配、実質的平等の実現という観点からは、資産の所有という事実に着目して課税することはむしろ合理的である。

④　売買実例比較法が著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定することはできない。また、本件基準宅地の価格が　地価公示の 7 割とならなかったのは、本件基準宅地が個性率の高い土地であったため、標準化補正を行っているためである。

⑤　賦課期日から評価事務に要する期間をさかのぼった時点の地価を基礎として評価することは法も許容している。

⑥　本件審査申出における審理手続には、違法な点はない。

⑦　本件標準宅地の鑑定評価は適正に求められており、その価格を基礎として求められた本件価格決定も適正である。

9　判決の要旨

①　租税の賦課徴収に関する手続については、細目的事項を命令に委任することは法の許容するところであり、評価基準及び通達の内容は、法の委任の趣旨に合致しているというべきである。

②　地方公共団体の課税については、国法でこれを規制し、一定の枠を定め、この法律の範囲内で各地方公共団体の実情に即した課税を自主的に行わしめることとしたものであり、市町村が法の委任に基づく評価基準等に拘束されるとしても、そのことは憲法が許容しているというべきである。

③　固定資産税は、その資産価値に着目して課される物税であり、富の再分配を実質的に実現するという観点からは、資産を所有しているという事実に着目して課税することはむしろ合理的であり、民主的課税原則にも適合する。

④　収益還元法に有利な面があるとしても、それをもって売買実例比較法が著しく不合理とまではいえない。また、本件基準宅地は、個性率の高い土地であったため、補正の結果 7 割とならなかったものである。

⑤　本件の場合、適正な時価は賦課期日における価格を意味するものであるが、価格調査基準日を基礎に求められた価格が賦課期日における客観的時価を超えていない限り違法ではないと解されるところ、本件価格は賦課期日における客観的時価を超えていない。

⑥　審査委員会の審理においては、裁量権を逸脱又は濫用したという格段の事情がある場合を除いては違法となることはないと解されるところ、被告審査委員会の措置は適法というべきである。

⑦　本件標準宅地の鑑定評価は何ら不合理な点は認められず、その信用性は優に認められる。したがって、同価格を基礎に算定された本件価格決定は適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 703

課税処分無効確認等請求訴訟事件

1　判決年月日　　平成 6 年 9 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地方裁判所・平成 5 年（行ウ）第 28 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　豊橋市長　髙橋　アキラ

5　経過

平成　5 年　1 月 21 日　　差し押さえ処分

平成　5 年　2 月　8 日　　差し押さえ処分に対する異議申し立て

平成　5 年　4 月　2 日　　異議申し立て棄却決定

平成　5 年　7 月　2 日　　課税処分無効確認等事件提訴

6　争点

①　所有権の登記名義人の住所及び氏名が登録されていない土地課税台帳は固定資産課税台帳か。

②　住所及び氏名の記載がない土地名寄帳を固定資産課税台帳に代えて縦覧に供することは適法か。

③　定められた様式に従った土地名寄帳を備え付けているか。

④　共有分納税通知書には、共有土地名義の価額合計が記載されているが、単独所有土地価額が記載されていないのは適法か。

⑤　法定納期限の翌日から 3 年を経過した日以後の課税処分は適法か。

⑥　共有土地を持分課税でなく一括課税することは適法か。

⑦　課税処分は有効か、無効か。またこれに伴って行われた滞納による差押処分は適法か。

⑧　滞納税額を上回る財産の差押は超過差押えに当たるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　土地課税台帳には、登記名義人の住所及び氏名が登録されていないため、固定資産課税台帳を備えていない。

②　住所及び氏名の記載がない土地名寄帳を固定資産課税台帳に代えて縦覧に供することはできない。

③　住所及び氏名の記載がないため、定められた様式に従った土地名寄帳を備え付けていない。

④　納税通知書に共有土地と単独所有土地の価額が個別に記載されているのは違法である。

⑤　法定納期限の翌日から 3 年を経過した日以後の課税処分は違法である。

⑥　共有者である原告に対し、その持分について課税するのではなく、各土地全体について一括課税することは違法である。

⑦　課税処分は無効であるから、差押処分は違法である。

⑧　差押土地の原告の持分価額は滞納税額を大幅に上回っており、差押え土地以外に適当な価額の不動産があり超過差押えに当たる。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　地方税法に定められた様式による土地課税台帳が備えてある。台帳自体には、住所・氏名の記載はないが、土地共有一覧リストに住所及び氏名の記載がある。

②　固定資産課税台帳を関係者の縦覧に供しており、土地名寄帳も固定資産課税台帳に代えて縦覧に供することができるため違法ではない。

③　土地名寄帳には、すべての共有者の住所及び氏名を記載する必要はなく、代表者の住所及び氏名のみで足りる。

④　共有地の場合は、共有者は共有地全体について連帯して納税義務を負ことから、単独所有の土地と個別に合計額を記載しても違法ではない。

⑤　法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過した日までに行われた課税処分であるから適法である。

⑥　共有者は共有地全体について連帯して納税義務を負い、個々の持分について納税義務を負うのではないから、各土地全体について一括課税することは違法ではない。

⑦　課税処分は無効ではない。

⑧　原告は、他に差押えが可能な適当な物件を所有しておらず、差押え処分は超過差押えには当たらない。

9　判決の要旨

①　土地課税台帳に一部記載されていない事項があるが、そのことをもって土地課税台帳でないとすることはできない。従って豊橋市は固定資産課税台帳を備えており原告の主張は失当である。

②　土地名寄帳には、土地課税台帳の記載事項が記載されており縦覧に供したと認められる。名寄帳の縦覧は、縦覧の手続き上の違反にはなるが、課税処分の無効を来す重大な違法には当たらない。

③　土地名寄帳は、徴税上必要な内部資料であり、その記載は納税義務者の権利義務に影響を及ぼすものではなく、原告の住所及び氏名がなくとも課税処分は違法とはならない。

④　共有土地と単独所有の土地とは納税義務の態様が異なり納税通知書の発送に当たりそれぞれを区別して、個別に合計額を記載することには合理的根拠があり違法ではない。

⑤　各課税処分は、法定期限の翌日から起算して 5 年を経過した日までにされたことが認められるから、除斥期間を徒過下した後にされたものではない。したがって原告の主張は失当である。

⑥　共有地の場合は、自己の持分についてのみ納税義務を負うのでなく、他の共有者と連帯して納税義務を負うのことから、各土地全体について一括して課税しても違法ではない。

⑦　以上のことから、各課税処分は無効ではない。

⑧　本件土地の原告持分 3 分の 1 に対する本件差押処分が超過差押えに当たるとすべき理由は、これを認めることができない。

以上の次第で、原告の請求は、いずれも理由がないから、これを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（共有）

12　本事件における評価年度

判番 704

課税処分無効確認等請求訴訟事件

1　判決年月日　　平成 7 年 5 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋高等裁判所・平成 6 年（行コ）第 28 号

名古屋地方裁判所・平成 5 年（行コ）第 28 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　豊橋市長　髙橋　アキラ

5　経過

平成　6 年　9 月 28 日　　名古屋地方裁判所判決

平成　6 年 10 月 11 日　　名古屋高等裁判所へ原告が控訴

6　争点

①　固定資産課税台帳の備付けについて

②　固定資産課税台帳の縦覧について

③　土地名寄帳の備付けについて

④　納税通知書の記載について

⑤　一括課税方式による課税について

⑥　差押処分の取消請求について

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　土地課税台帳の様式が法に定められており勝手に様式を変更することは租税法律主義に反し無効であり、土地課税台帳を備えているとする原審の認定判断は誤りである。

②　法定の土地課税台帳は存在しない。また共有者リストをも縦覧に供したとの原審の認定は誤りであり、共有者リストが縦覧に供されなかったことは重大かつ明白な違法である。

③　名寄帳が土地課税台帳に代えて縦覧に供されたとすべき場合、名寄帳の不備は、土地課税台帳の縦覧の違法を来すこととなる。

④　納税通知書の記載は合計額とされており、共有地と単独所有地と個別に記載することの合理的根拠は存在せず、むしろ、土地課税台帳が存在しないため、合計額の記載ができないにすぎない。

⑤　連帯納税義務を理由とする一括納税の認容は、共有者全員を単一の所有者として擬制するものであり、他人の税を負担しなければならない法的根拠はなく、財産権の侵害に当たる。

⑥　固定資産税を満足する他の土地を所有しているにもかかわらず、はるかに高額である本件土地の差押えは、超過差押えであることは明らかである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　地方税法施行規則 14 条は、標準的な様式を定めたものであり、非控訴人の土地課税台帳がその要件を満たしていることは、原審認定のとおりである。

②　被控訴人は土地課税台帳及びその補助簿である共有者リストを縦覧に供したものである。

③　控訴人の主張は争う。

④　共有地と単独所有地とは納税義務の態様が異なっており、それぞれ個別に合計額を記載することに合理的な根拠があることは、原審の認めるとおりである。

⑤　共有地の場合は、共有者は共有地全体について連帯して納税義務を負い、自己の持分について納税義務を負うのではないから、一括課税をしても財産権の侵害には当たらない。

⑥　控訴人の主張は争う。

9　判決の要旨

①　法で定めた様式は、土地課税台帳を 1 葉の書面に 1 筆の土地を記載するよう指定しているとは解せない。また共有者氏名表がないことをもって土地課税台帳でないとすることはできない。

②　土地課税台帳を備えていたことは認定のとおりである。また共有者リストが縦覧に供されたことについても原審の認定判断は正当であり事実誤認は認められない。

③　土地課税台帳の備付け及び縦覧に供されたことは認定したとおりであり, 控訴人の主張は採用できない。

④　納税通知書を発するにあたり、共有地と単独所有地を区分して合計額を記載することには合理的根拠があるとする原審の認定判断は正当であり、控訴人の主張は失当である。

⑤　共有地全体について共有者全員が連帯して納税義務を負うことについて、ある程度財産上の負担を課する結果となっても、財産権を侵害したものとはいえない。

⑥　差押え土地の控訴人持分 3 分の 1 の価格は、本件固定資産税の合計額を満たしていないのは明らかで、超過差押に当たるとすべき事由を認めるに足りる証拠はない。

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（共有）

12　本事件における評価年度

判番 705

課税処分無効確認等請求訴訟事件

1　判決年月日　　平成 7 年 12 月 5 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所第三小法廷・平成 7 年（行ツ）第 149 号
名古屋高等裁判所・平成 6 年（行コ）第 28 号
名古屋地方裁判所・平成 5 年（行コ）第 28 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　豊橋市長　髙橋　アキラ

5　経過

平成　6 年　9 月 28 日　　名古屋地方裁判所判決
平成　6 年 10 月 11 日　　名古屋高等裁判所へ原告が控訴
平成　7 年　5 月 17 日　　名古屋高等裁判所判決
平成　7 年　6 月　1 日　　最高裁判所へ原告が上告

6　争点

①　固定資産税課税台帳の備付けについて
②　一括課税方式による課税について
③　差押え処分の取消について

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　地方税法施行規則 14 条（第 24 条書式）の原審判断は、租税法律主義に違反し、並びに地方税法施行規則の解釈を誤った違法がある。

共有者一覧リストを土地課税台帳と共に縦覧に供しているとの第一審の判断を是認した原審判断は、経験則に違反した違法がある。

②　連帯納税義務は、課税確保の便宜性によるものであり公共性に基づくものではない。また分割合意のない共有関係まで連帯義務を課すのは財産権を保護した憲法第 29 条に違反する。

共有・単独所有により納税形態が異なることで個別に合計額を記載することについては何ら合理的理由はなく、地方税法 364 条 2 項に違反する。

③　連帯納税義務があるとしても、超過差押えとなるか否かは各自の連帯納税額によるのではなく、差押える土地価格が納税金額を満たすかどうかである。

他に納税金額を満たす土地が存在する本件は、超過差押えとなり取り消されるものである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

9　判決の要旨

①　原審の認定判断は、正当として是認できる、その過程に所論の違法はない。
②　所論違憲の主張は、共有土地に係る固定資産税の納税義務者とその納税義務に関する立法政策の当否を争うものにすぎず、違憲の問題を生ずるものではないことは、すでに明らかである。

よって、本件上告を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（共有）

12　本事件における評価年度

判番 706

固定資産税・都市計画税賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 4 年 6 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地方裁判所　　平成 2 年行ｳ第 32 号　平成 3 年行ｳ第 24 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　春日井市長　鵜飼　一郎　代理人弁護士　[redacted]

5　経過

平成　2 年　5 月 26 日　　固定資産税・都市計画税の賦課処分に対する異議申立てを春日井市長に提起
平成　2 年　7 月 28 日　　同上異議申立てを却下
平成　2 年　9 月　5 日　　賦課処分取消請求事件として名古屋地裁へ提訴
平成　3 年　5 月 23 日　　固定資産税・都市計画税の賦課処分に対する異議申立てを春日井市長に提起
平成　3 年　6 月 13 日　　同上異議申立てを却下
平成　3 年　7 月　5 日　　賦課処分取消請求事件として名古屋地裁へ提訴
平成　3 年　9 月　4 日　　平成 2 年度賦課処分取消請求事件と併合審理に決定
平成　4 年　6 月 12 日　　名古屋地裁で第 13 回公判・判決

6　争点

1　本件土地は地方税法第 348 条第 2 項第 3 号及び同法第 702 条の 2 第 2 項により固定資産税及び都市計画税が非課税とされる「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第 3 条に規定する境内地」に当たるか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

1　本件土地に関し、固定資産税・都市計画税の賦課決定処分をなしこの通知を受けた。

この処分を不服とし異議の申立をしたところこれを却下しその決定書謄本を送付した。しかしながら本件処分は次の理由により違法である。

本件土地は原告が専らその本来の用に供する宗教法人法第 3 条に規定する境内地であり、地方税法第 348 条第 2 項第 3 号及び同法第 702 条の 2 第 2 項により、

固定資産税・都市計画税を賦課することができない土地である。

2　被告は本件土地の現況を誤認し、又は地方税法の上記条文の解釈を誤って本件処分をなしたものである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

1　宗教法人法第 3 条に規定されているように「境内地とは、同条第 2 号から第 7 号までに揚げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう」ものである。

ところで平成 2 年 1 月 1 日現在及び現在においてこのような趣旨のもとに宗教法人たる原告の

目的に必要な原告に固有の土地とは、

別紙図面の赤斜線部分（全土地 4,665．82 ㎡のうち 3,155.82 ㎡）を除いた部分と認めるのが相当である。

2　赤斜線部分は、原告が自認しているように単に資材物置にすぎないものであり、いまだ地方税法第 348 条第 2 項第 3 号（第 70 条の 2 第 2 項）に規定する「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第 3 条に規定する境内地」と見ることは、とうていできないものである。

9　判決の要旨

1　被告が別紙物件目録記載の土地について、平成 2 年 2 月末日付け及び平成 3 年 2 月末日付けで原告に対してした各固定資産税及び都市計画税賦課決定をいずれも取り消す。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例時報 1485 号 29 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 2 年度、　平成 3 年度

判番 707

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 3 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地方裁判所　平成 9 年(行ウ)第 29 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　小牧市長　中野直輝

5　経過

平成 9.5.8 審査申出書提出、平成 9.5.30 審査委員会開催、平成 9.6.2 審査委員会開催、平成 9.6.6 審査申出口頭審理、平成 9.6.6 異議申立棄却決定通知、平成 9.7.11 抗議文受取り、平成 9.8.7 名古屋地方裁判所へ「課税処分取消請求事件」訴状提出

6　争点

1　平成 9 年 5 月 1 日付けの小牧市小木地内に係る平成 9 年度固定資産税賦課決定のうち課税標準額 2,668,220 円税額 37,300 円を超える部分の取消請求が認められるか。

7　原告の主張

1　住宅用地に対する課税標準額の特例適用前の課税標準額を求めると本件土地の近隣の土地に対して著しく高く不公平であり法の元の平等に反する。

2　平成 8 年度以前において、本件土地が誤って高く評価されているため、平成 8 年度の課税標準額を基に算出されたため、平成 9 年度課税標準額が高くなりすぎている。

8　被告の主張

1　本件賦課決定における課税標準額及び税額は法の規定に従って適法に算出。

2　地方税法第 417 条第 1 項の規定は重大な錯誤と認められる場合に限り、この土地においては適用外。

3　審査委員会は原処分の諮問機関ではない。

4　期間内に異議の申立を提起し、教示と決定の間に関連はない。また審査委員会の決定については被告不適格。

9　判決の要旨

1　処分の取消しの訴えは、処分をした行政庁を被告として提起しなければならない。

2　小牧市長を被告として、審査委員会の審査決定の取消しの訴えを提起できない。

3　負担水準は全国平均、市内平均と比較しても特に高くない。平均値に近い。

4　申立期間内に異議申立てをしていることから、特段の不利益を被ったことは認められない。

5　審査委員会は市長から独立した機関であり、審査手続きも異議申立とは別個独立の手続きである。賦課決定は審査会の答申に基づいたものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　「土地(単独)」

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 708

審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地方裁判所　　平成 12 年（行ウ）第 32 号・第 33 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　師勝町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　4 月 17 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 12 年　5 月 31 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 12 年　6 月　7 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

(1) 本件土地の本件登録価格は適正な時価を超えているか。

(2) 本件家屋の本件登録価格は適正な時価を超えているか。

7　原告の主張

(1) 土地

ア　土地の登録価格は東隣の農地（田）の評価額と比較して高額すぎる。

イ　土地上に家屋があるのに、更地として評価している。

ウ　地価が下落しているのに、評価額は上昇している。

(2) 家屋

ア　家屋の登録価格は建築費より高い。

イ　家屋の登録価格は法人税法による期末簿価よりも高い。

ウ　再建築費評点数付設内訳表に誤認がある。

エ　家屋の床面積に誤認がある。

8　被告の主張

(1) 土地

ア　水田と宅地とでは評価方法が異なるため、隣地水田が本件土地に比して評価が安くなる。

イ　評価基準においては、土地上に存在する権利が設定されている土地の評価についても、これらの権利が設定されていない土地として評価するとされている。

ウ　土地の時価が上昇していない場合でも課税標準額が上昇するという点については、課税標準額を土地の固定資産評価額の一定割合とするための調整措置によるものであり、課税標準額が不適法に設定されたわけではない。

(2) 家屋

ア　評価基準においては再建築費評価方式によることが定められており、各個の家屋の実際の建築費は考慮されない。

イ　法人税とは課税の目的、趣旨が全く異なるものであるから、同一には論じられない。

ウ　評価基準において、主体構造の補正項目に地盤強度は入っていないし、杭打工事の補正項目にも土壌強度は入っていない。評価基準においては各資材等について標準点数が定められ、これによって再建築費を算定するものとされている。

エ　登記簿の床面積にベランダや塔屋の面積を加えて評価床面積としており、これによって各適用上有利になっても不利とはならない。

9　判決の要旨

(1) 固定資産の評価は、評価基準及び評価基準を根拠として市町村長が定めた取扱要領に従ってなされておれば、特段の事情がない限り、適正な時価が算定されているというべきである。

(2) 証拠によれば、本件宅地については、評価基準に従って適正になされたというべきであり、これによって算定された評価額は適正な時価であるということができる。

ア　更地として評価している点で適正な時価評価ではないと主張するが、固定資産税は固定資産そのものが有する資産価値に着目して課される物税であり、建物の有無などの使用状況を考慮すべきではないから、原告の主張は理由がない。

イ　地価が下落しているのに、評価額は上昇していると主張するが、固定資産税の課税標準は、適正な時価であり、評価額が時価を超えていなければ、違法となることはない。本件土地について、平成 11 年 1 月 1 日から 1 年間に 3 割を超えるような大幅な地価の下落があったとの証拠はないから、本件評価額が時価を超えることはないものと認められる。なお、土地の時価が上昇していない場合でも課税標準額が上昇するという点については、課税標準額を土地の固定資産評価額の一定割合とするための調整措置によるものであり、課税標準額が不適法に設定されたわけではない。

ウ　土地の登録価格は東隣の農地（田）の評価額と比較して高額すぎると主張するが、評価基準においては、水田と宅地とでは評価方法が異なり、本件宅地の評価が隣地の田と比較して評価額が高いとしても、これが本件宅地の評価額が高額すぎるということにはつながらない。

(3) 証拠と弁論の全趣旨によれば、本件家屋については、評価基準に従って適正になされたというべきであり、これによって算定された評価額は適正な時価であるということができる。

ア　家屋の登録価格は建築費より高いし、法人税法による期末簿価よりも高いと主張する。しかしながら、評価基準においては再建築費評価方式によることが定められており、同方式においては、各個の家屋の実際の建築費額が具体的にいくらであったかは考慮されない。また、法人税法に規定する減価償却資産と固定資産税とは、課税の目的、趣旨が全く異なるものであるから、同一には論じられない。

イ　再建築費評点数付設内訳表に誤認があると主張するが、評価基準おいて、主体構造の補正項目に地盤強度は入っていないし、杭打工事の補正項目にも土壌強度は入っていない。評価基準においては各資材等について標準点数が定められ、これによって再建築費を算定するものとされており、原告の主張は失当である。

ウ　家屋の登録価格が登記簿上の床面積と異なる床面積を用いて評価している点で違法であると主張するが、評価額算定の基礎となる再建築費評点数は、各部分の標準評点数を課税床面積で

除し、その後同一床面積を乗じて求めるから、理論上、評価床面積の増減は再建築費評点数に影響しないから、原告の主張は理由がない。この点を別としても、評価基準には、評価床面積は必ずしも登記簿上の床面積と同一ではなく、塔屋は評価基準の適用上は床面積に加えるべきものとされている。なお、評価床面積にベランダなどの通路部分を加えたことにより各適用上有利になっても、評価床面積の違いは原告の不利には働いていないので、この点の違法をいう利益はない。

(4) 師勝町長が行った本件土地、家屋についての価格の各決定は適法であり、各決定を是認し、原告らの審査申出を棄却した本件各審査決定は適法である。

原告らの本訴請求は理由がないから、いずれもこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高等裁判所　平成 12 年（行コ）第 57 号
名古屋地方裁判所　平成 12 年（行ウ）第 32 号・第 33 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　師勝町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　4 月 17 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 12 年　5 月 31 日	審査委員会による棄却の決定
平成 12 年　6 月　7 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年 11 月 15 日	名古屋地方裁判所による棄却判決
平成 12 年 11 月 16 日	審査決定取消訴訟控訴
平成 13 年　3 月 22 日	名古屋高等裁判所による棄却判決

6　争点

(1) 名古屋地方裁判所による第一審判決を取り消してよいか。

(2) 土地の平成 12 年度固定資産課税台帳の価格についての審査申出を棄却する旨の決定を取り消してよいか。

(3) 家屋の平成 12 年度固定資産課税台帳の価格に係る審査決定のうち、1 億 5,105 万 7,590 円を超える部分を取り消してよいか。

7　控訴人の主張

(1) 名古屋地方裁判所による第一審判決を取り消してもらいたい。

(2) 土地の平成 12 年度固定資産課税台帳の価格についての審査申出を棄却する旨の決定を取り消してもらいたい。

(3) 家屋の平成 12 年度固定資産課税台帳の価格に係る審査決定のうち、1 億 5,105 万 7,590 円を超える部分を取り消してもらいたい。

8　被控訴人の主張

(1) 第一審時の主張と同内容である。

9　判決の要旨

(1) 当裁判所も、控訴人らの請求は理由がないものと判断するが、その理由は、第一審の原判決において説示されたとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人らは、本件登録価格により課税される固定資産税等は多額に過ぎて、不況の中細々と家具店等を経営する控訴人らを廃業、倒産に追い込むものであり、到底認められない等縷々主張するけれども、同主張は本件登録価格の決定及び本件各審査決定の違法事由となるものではないから、採用の限りではない。

(3) 控訴人らの請求はいずれも理由がないとして棄却した原判決は相当であり、本件控訴はいずれ

も理由がないから、これを棄却する。

＊　平成 13 年 6 月 1 日最高裁判所への上告却下により判決確定

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 710

審査決定取消請求上告提起事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 1 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高等裁判所　平成 13 年（行サ）第 5 号

名古屋高等裁判所　平成 12 年（行コ）第 57 号

名古屋地方裁判所　平成 12 年（行ウ）第 32 号・第 33 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　師勝町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　4 月 17 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 12 年　5 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成 12 年　6 月　7 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 12 年 11 月 15 日　名古屋地方裁判所による棄却判決

平成 12 年 11 月 16 日　審査決定取消訴訟控訴

平成 13 年　3 月 22 日　名古屋高等裁判所による棄却判決

平成 13 年　3 月 26 日　審査決定取消訴訟上告提起

平成 13 年　6 月　1 日　名古屋高等裁判所による最高裁判所への上告却下

6　争点

7　原告（控訴人、上告人）の主張

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

9　判決の要旨

行政事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告状等には民事訴訟法第 312 条第 1 項及び第 2 項に規定する事由の記載がないから、本件上告は不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 711

固定資産税等不服申立請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 8 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地裁　　平成 9 年（行ウ）第 22 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　三好町長

5　経過

平成　9 年　5 月 19 日　　町長へ審査申出書提出

平成　9 年　6 月 13 日　　町長による却下の決定

平成　9 年　6 月 25 日　　固定資産税等不服申立請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　平成 9 年度固定資産税・都市計画税の賦課決定を取り消す。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件訴えは、異議申立てを経ていない不適法な訴えである。

9　判決の要旨

①　本件訴えは、異議申立てに対する決定を経ていない不適法なものである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 712

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 7 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地裁　　平成 10 年（行ウ）第 26 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　三好町長

5　経過

平成 10 年　5 月 20 日　　損害賠償請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　平成 10 年度固定資産税賦課決定について、固定資産の評価が高いことを理由にその取消しを求める。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件訴えは、異議申立てを経ていない不適法な訴えである。

9　判決の要旨

①　本件訴えは、異議申立てに対する決定を経ていない不適法な訴えである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 713

課税額確認請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 9 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋地裁　　平成 11 年（行ウ）第 26 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　三好町長

5　経過

平成 11 年　6 月 12 日　　課税額確認請求訴訟提訴

6　争点

①　賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　平成 6 年度から同 10 年度までの固定資産税、都市計画税、町県民税及び国民健康保険税の賦課決定について、課税の計算根拠が間違っており、課税金額が高いとして、その取消しを求める。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件訴えは、異議申立てを経ていない不適法な訴えである。

9　判決の要旨

①　本件訴えは、異議申立てを行っていない訴訟要件を欠く不適法なものである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 714

課税額確認請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 1 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋高裁　　平成 11 年（行コ）第 29 号

名古屋地裁　　平成 11 年（行ウ）第 26 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　三好町長

5　経過

平成 11 年　6 月 12 日　　課税額確認請求訴訟提訴

平成 11 年　9 月 22 日　　同　　判決

平成 11 年　9 月 25 日　　課税額確認請求控訴

6　争点

①　賦課決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経ていなければ提訴できないか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　違法な課税である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件訴えは、異議申立てがなされていないから、訴訟要件を欠く不適法なものである。

②　控訴人の主張は、原判決を不当とする理由とは全く無関係のものである。

9　判決の要旨

①　本件訴えは、異議申立てがなされていない訴訟要件を欠く不適法なものである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 715

課税額確認請求上告事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 8 日

2　裁判所名及び事件番　号最高裁　平成 12 年（行ツ）第 175 号

名古屋高裁　平成 11 年（行コ）第 29 号

名古屋地裁　平成 11 年（行ウ）第 26 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　三好町長

5　経過

平成 11 年　6 月 12 日　課税額確認請求訴訟提訴

平成 11 年　9 月 22 日　同　判決

平成 11 年　9 月 25 日　課税額確認請求控訴

平成 12 年　1 月 19 日　同　判決

平成 12 年　1 月 25 日　課税額確認請求上告

6　争点

①　民事事件について、上告ができる理由は。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　違法な課税処分である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

9　判決の要旨

①　本件上告理由は、法令違反の主張であり、最高裁判所に上告する事由に該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 716

裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋地裁　平成 10 年（行ウ）第 33 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　三好町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　3 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　4 月 27 日　口頭審理

平成 10 年　4 月 28 日　審査委員会による建物に係る審査申出却下の決定

平成 10 年　5 月　1 日　審査委員会による土地に係る審査申出棄却の決定

平成 10 年　7 月　7 日　裁決取消請求訴訟提訴

6　争点

①　第 2 年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に係る訴えの要件は。

7　原告の主張

①　建物の価格が高い。

②　土地は、生活のために使用しているから売買価格を基準に固定資産税課税台帳登録価格を決めるべきでなく、土地の価格が高い。

8　被告の主張

①　本件建物の審査申出は、第 2 年度の固定資産税の価格に係るもので不適法なものである。

②　本件土地の審査申出は、第 2 年度の固定資産税の価格に係るものであるが、価格修正に係る主張はないので棄却される。

③　土地の評価については、固定資産評価基準及び自治大臣の定めた修正基準により適正に算出されている。

9　判決の要旨

①　第 2 年度の建物の価格の審査申出において、原告の主張自体失当であり、原告の請求には理由がない。

②　第 2 年度の土地の価格の審査申出において、原告は価格修正に係る主張はないので、原告の請求には理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 717

固定資産税、都市計画税の徴収猶予取消処分の取消請求事件

1　判決年月日　　平成 2 年 11 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　地裁・平成元年（行ウ）第 4 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　四日市市長　加　藤　寛　嗣

5　経過

平成　元年　7 月 11 日　異議申立

平成　元年　8 月 28 日　異議申立棄却の決定

平成　元年　　月　　日　地裁へ提訴

6　争点

四日市市内にある[redacted]所有の土地が地方税法附則第 29 条の 5 第 1 項所定の耕作要件を満たしているか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

[redacted]は本件土地を農地として保全する意思があり、地方税法附則第 29 条の 5 の規定に基づく、耕作要件を満たしており、固定資産税、都市計画税徴収猶予に該当している。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

耕作要件とは、当該農地を「常に耕作可能な状態に保つこと」であり、そのためには、少なくとも耕起、除草、整地、害虫防除等の保全管理がなされているべきであるが、原告には本件土地につき、管理保全の意思がみられず、地方税法附則第 29 条の 5 の 7 の税の徴収猶予に該当しない。

9　判決の要旨

原告の請求を棄却する。

本件土地につき耕作要件を充足していないことは明白であって地方税法附則第 29 条の 5 第 7 項の規定に基づく固定資産税、都市計画税の徴収猶予の取消処分に何ら違法な点はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 718

固定資産税、都市計画税の徴収猶予取消処分の取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 3 年 5 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋高裁・平成 2 年（行コ）第 28 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　四日市市長　加　藤　寛　嗣

5　経過

平成　元年　7 月 11 日　異議申立

平成　元年　8 月 28 日　異議申立棄却の決定

平成　元年　　月　　日　地裁へ提訴

平成　2 年 11 月 22 日　地裁において原告請求棄却判決

平成　元年　7 月 11 日　異議申立

平成　2 年　　月　　日　高裁へ控訴

6　争点

四日市市内にある[redacted]所有の土地が地方税法附則第 29 条の 5 第 1 項所定の耕作要件を満たしているか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

[redacted]は本件土地を農地として保全する意思があり、地方税法附則第 29 条の 5 の規定に基づく、耕作要件を満たしており、固定資産税、都市計画税徴収猶予に該当している。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

耕作要件とは、当該農地を「常に耕作可能な状態に保つこと」であり、そのためには、少なくとも耕起、除草、整地、害虫防除等の保全管理がなされているべきであるが、原告には本件土地につき、管理保全の意思がみられず、地方税法附則第 29 条の 5 の 7 の税の徴収猶予に該当しない。

9　判決の要旨

控訴を棄却する。

本件土地につき耕作要件を充足していないことは明白であって地方税法附則第 29 条の 5 第 7 項の規定に基づく固定資産税、都市計画税の徴収猶予の取消処分に何ら違法な点はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 719

固定資産税、都市計画税の徴収猶予取消処分の取消請求事件

1　判決年月日　　平成 5 年 9 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁・平成 3 年（行ツ）第 164 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　四日市市長　加　藤　寛　嗣

5　経過

平成　元年　7 月 11 日	異議申立
平成　元年　8 月 28 日	異議申立棄却の決定
平成　元年　　月　　日	地裁へ提訴
平成　2 年 11 月 22 日	地裁において原告請求棄却判決
平成　元年　7 月 11 日	異議申立
平成　2 年　　月　　日	高裁へ控訴
平成　3 年　5 月 30 日	高裁において控訴棄却判決
平成　3 年　　月　　日	最高裁へ上告

6　争点

四日市市内にある[redacted]所有の土地が地方税法附則第 29 条の 5 第 1 項所定の耕作要件を満たしているか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

[redacted]は本件土地を農地として保全する意思があり、地方税法附則第 29 条の 5 の規定に基づく、耕作要件を満たしており、固定資産税、都市計画税徴収猶予に該当している。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

耕作要件とは、当該農地を「常に耕作可能な状態に保つこと」であり、そのためには、少なくとも耕起、除草、整地、害虫防除等の保全管理がなされているべきであるが、原告には本件土地につき、管理保全の意思がみられず、地方税法附則第 29 条の 5 の 7 の税の徴収猶予に該当しない。

9　判決の要旨

上告を棄却する。

本件土地につき耕作要件を充足していないことは明白であって地方税法附則第 29 条の 5 第 7 項の規定に基づく固定資産税、都市計画税の徴収猶予の取消処分に何ら違法な点はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 720

家屋課税標準額取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 7 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　　津地裁・平成 10 年（行ウ）第 16 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　津市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　3 月 25 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　6 月 30 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　8 月 13 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

新家屋の価格は適正であるかどうか。

7　原告の主張

①　新家屋の課税標準額が、旧家屋の 12．55 倍になった。

②　昭和 48 年度から平成 9 年度までの 24 年間の国内卸売物価指数は 183 パーセントしか上昇していないのに、同時期の固定資産評価基準は 421 パーセントも値上げされている。

8　被告の主張

固定資産の価格は自治大臣が告示した「固定資産評価基準」によって行われなければならないのであり、家屋課税台帳に登録された新家屋の価格は、当該基準に基づいて決定されたものであるから適正であって、原告の申出を棄却した審査決定は適法である。

9　判決の要旨

原告の請求を棄却する。

津市長の行った評価は、固定資産評価基準に基づく評価であり、当該評価基準が著しく不当であるなどの特段の事情を認めるべき証拠はない。よって、津市長が定めた登録価格は適正であって、被告の審査の決定は適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 721

固定資産税三重賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 1 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　津地裁・平成 9 年（行ウ）第 11 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人 [redacted]

4　被告（被上告人）　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成　9 年　5 月 30 日　東員町に異議申立書提出

平成　9 年　6 月 24 日　東員町による棄却の決定

平成　9 年　9 月 17 日　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は、地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

地方税法第 10 条の 2 第 1 項は、地方団体の徴収金の徴収の確保の観点から、共有者は他の共有者と連帯して固定資産税の全額を納付する義務を負うと解される。

よって、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 722

固定資産税三重賦課処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 10 年 4 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　名古屋高裁・平成 10 年（行コ）第 2 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人 [redacted]

4　被告（被上告人）　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成　9 年　5 月 30 日　東員町に異議申立書提出

平成　9 年　6 月 24 日　東員町による棄却の決定

平成　9 年　9 月 17 日　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 10 年　1 月 22 日　地裁において原告請求棄却判決

平成 10 年　2 月　3 日　高裁へ控訴

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原　告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は、地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

地方税法第 10 条の 2 第 1 項は、地方団体の徴収金の徴収の確保の観点から、共有者は他の共有者と連帯して固定資産税の全額を納付する義務を負うと解される。

よって、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 723

固定資産税三重賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 9 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 202 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成　9 年　5 月 30 日　東員町に異議申立書提出

平成　9 年　6 月 24 日　東員町による棄却の決定

平成　9 年　9 月 17 日　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 10 年　1 月 22 日　地裁において原告請求棄却判決

平成 10 年　2 月　3 日　高裁へ控訴

平成 10 年　4 月 24 日　高裁において控訴棄却判決

平成 10 年　4 月 28 日　上告

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は、地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

本件は民訴法第 312 条 1 項又は 2 項に当たらない。

よって、本件を上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 724

固定資産税倍額賦課処分及び納税義務者代表者指命処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 12 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　津地裁・平成 10 年（行ウ）第 20 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 10 年　6 月　8 日　東員町に異議申立書提出

平成 10 年　7 月　1 日　東員町による棄却の決定

平成 10 年　9 月 14 日　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は、地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

地方税法第 10 条の 2 第 1 項は、地方団体の徴収金の徴収の確保の観点から、共有者は他の共有者と連帯して固定資産税の全額を納付する義務を負うと解される。

よって、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 725

固定資産税倍額賦課処分及び納税義務者代表者指命処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 11 年 5 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋高裁・平成 11 年（行コ）第 2 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 10 年　6 月　8 日　　東員町に異議申立書提出

平成 10 年　7 月　1 日　　東員町による棄却の決定

平成 10 年　9 月 14 日　　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 10 年 12 月 17 日　　地裁において原告請求棄却判決

平成 10 年 12 月 25 日　　高裁へ控訴

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は､地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

地方税法第 10 条の 2 第 1 項は、地方団体の徴収金の徴収の確保の観点から、共有者は他の共有者と連帯して固定資産税の全額を納付する義務を負うと解される。

よって、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 726

固定資産税倍額賦課処分及び納税義務者代表者指命処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 9 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 188 号

最高裁・平成 11 年（行ヒ）第 143 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 10 年　6 月　8 日　　東員町に異議申立書提出

平成 10 年　7 月　1 日　　東員町による棄却の決定

平成 10 年　9 月 14 日　　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 10 年 12 月 17 日　　地裁において原告請求棄却判決

平成 10 年 12 月 25 日　　高裁へ控訴

平成 11 年　5 月 27 日　　高裁において控訴棄却判決

平成 11 年　6 月　2 日　　上告

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は､地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

本件は民訴法第 312 条 1 項又は 2 項に当たらない。

よって、本件を上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 727

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 10 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　津地裁・平成 11 年（行ウ）第 14 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 11 年　5 月 24 日　　東員町に異議申立書提出

平成 11 年　6 月　9 日　　東員町による棄却の決定

平成 11 年　8 月 19 日　　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は、地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

地方税法第 10 条の 2 第 1 項は、地方団体の徴収金の徴収の確保の観点から、共有者は他の共有者と連帯して固定資産税の全額を納付する義務を負うと解される。

よって、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 728

課税処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 12 年 2 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋高裁・平成 12 年（行コ）第 41 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 11 年　5 月 24 日　　東員町に異議申立書提出

平成 11 年　6 月　9 日　　東員町による棄却の決定

平成 11 年　8 月 19 日　　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 11 年 10 月 29 日　　地裁において原告請求棄却判決

平成 12 年 11 月　5 日　　高裁へ控訴

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は、地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

地方税法第 10 条の 2 第 1 項は、地方団体の徴収金の徴収の確保の観点から、共有者は他の共有者と連帯して固定資産税の全額を納付する義務を負うと解される。

よって、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 729

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 6 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 153 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 11 年　5 月 24 日　　東員町に異議申立書提出

平成 11 年　6 月　9 日　　東員町による棄却の決定

平成 11 年　8 月 19 日　　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 11 年 10 月 29 日　　地裁において原告請求棄却判決

平成 12 年 11 月　5 日　　高裁へ控訴

平成 12 年　2 月 29 日　　高裁において控訴棄却判決

平成 12 年　6 月 26 日　　上告

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は､地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

本件は民訴法第 312 条 1 項又は 2 項に当たらない。

よって、本件を上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 730

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 9 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　津地裁・平成 12 年（行ウ）第 10 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 12 年　5 月 22 日　　東員町に異議申立書提出

平成 12 年　6 月　9 日　　東員町による棄却の決定

平成 12 年　7 月 13 日　　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は､地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

地方税法第 10 条の 2 第 1 項は、地方団体の徴収金の徴収の確保の観点から、共有者は他の共有者と連帯して固定資産税の全額を納付する義務を負うと解される。

よって、原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 731

課税処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 1 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　名古屋高裁・平成 12 年（行コ）第 47 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 12 年　5 月 22 日　　東員町に異議申立書提出

平成 12 年　6 月　9 日　　東員町による棄却の決定

平成 12 年　7 月 13 日　　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 12 年　9 月 29 日　　地裁において原告請求棄却判決

平成 12 年 10 月　4 日　　高裁へ控訴

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したことが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は､地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

地方税法第 10 条の 2 第 1 項は、地方団体の徴収金の徴収の確保の観点から、共有者は他の共有者と連帯して固定資産税の全額を納付する義務を負うと解される。

よって、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 732

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 6 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁・平成 13 年（行ヒ）第 120 号

3　原告（上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被上告人）　　東員町長　伊藤　仁實

5　経過

平成 12 年　5 月 22 日　　東員町に異議申立書提出

平成 12 年　6 月　9 日　　東員町による棄却の決定

平成 12 年　7 月 13 日　　地裁へ課税処分取消訴訟提訴

平成 12 年　9 月 29 日　　地裁において原告請求棄却判決

平成 12 年 10 月　4 日　　高裁へ控訴

平成 13 年　1 月 17 日　　高裁において控訴棄却判決

平成 13 年　1 月 26 日　　上告

6　争点

共有物件である固定資産の所有者の一人に対し、その固定資産税の全額を賦課したこ　とが適当かどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 では、本件土地の 2 分の 1 の持分を有するのみ原告に対して本件固定資産税の全額を賦課し、当該納期限までにこれを納付すべき義務を課する根拠とはならないから違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法第 10 条及び第 10 条の 2 は､地方税の徴収の確保を図るため連帯納税義務の制度を定め、共有物に対する地方団体の固定資産税など徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負うとしているので、本件土地の共有者である原告は、他の共有者と連帯して本件固定資産税の全額を納付する義務を負うのは明らかで、適法である。

9　判決の要旨

本件は民訴法第 318 条第 1 項の事件には当たらない。

よって、本件を上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 733

草津市不当利得返還請求事件

1　判決年月日　　平成 3 年 12 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　　大津地方裁判所・平成 2 年ワ第 328 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　草津市、草津市長　高田三郎

5　経過

昭和 57 年 1 月　　原告所有の家屋滅失

9 月　　滅失登記

昭和 59 年度～平成元年度　　当該滅失家屋に固定資産税課税

平成 2 年 3 月　　課税誤り発見、昭和 60 年度から平成元年度までの固定資産税（還付加算金）を還付

平成 2 年 7 月 11 日　　不当利得返還請求訴訟提訴

6　争点

①　過誤納金還付請求権の消滅時効について

②　権利濫用について

③　国家賠償請求権の消滅時効について

7　原告の主張

①　既に滅失した建物については、課税処分が存在せず、仮に課税処分が存在したとしても無効である。

②　主位的には、地方税法に基づき、納付金相当額の還付と還付加算金の支払を求める。予備的に、国家賠償請求権に基づき、納付金相当額と民法所定の年利 5%の割合の遅延損害金の支払を求める。

8　被告の主張

①　本件の請求権は民法第 703 条の不当利得返還請求権ではなく、地方税法第 17 条の過誤納金還付請求権であり、その消滅時効期間は同法第 18 条の 3 第 1 項により 5 年である。

②　課税処分は無効であるから、その返還請求権の起算日はその納付のあった日である。

③　国家賠償請求は実質的に地方税の過誤納金の返還を請求することとなるので、地方税法第 18 条の 3 が優先し、国家賠償法は適用されない。

9　判決の要旨

①　本件課税処分には、課税客体の存否という課税処分の根幹に関する重大かつ明白な過誤が存している。

原告には、固定資産課税台帳の縦覧の機会はあっても期間が短く、かつ、縦覧する義務はない。また、課税手続き等について専門的知識を欠いており、さらに、登記手続は適切に済ませていることから、本件課税処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるので、本件課税処分は無効である。

②　納付された租税につき納付の当初から納付すべき理由がなく、あるいは納付後に納付すべき理由が消滅したとすれば、その納付金は、地方税法第 17 条にいう過誤納金に当たる。地方税法には徴税行政の安定とその円滑な運営という租税関係の特殊性にかんがみ民法とは異なった特別の規定がおかれていることから、本件過誤納金還付請求権については地方税法の規定が適用され、消滅時効期間は 5 年である。

③　消滅時効期間の起算点は、請求権を行使するについて法律上の障害がなくなったときと解すべきであり、本件課税処分は無効であって法律上は納付後直ちにその返還を請求できるのであるから、消滅時効期間の起算点は本件納付のあった日である。

④　地方税法第 18 条の 3 は過誤納金還付請求権及び同法の規定による還付金に係る請求権の消滅時効について規定したものであり、公務員に故意過失がある場合まで、短期の消滅時効期間を定めて徴税行政の安定とその円滑な運営を被害者の不利益救済に優先させる趣旨とは解されない。したがって、本件国家賠償請求権には民法第 724 条の適用があり、時効消滅していない。

⑤　原告の主張は、草津市に対し国家賠償請求権に基づき納付金相当額及び民法所定の年 5%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり認容する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 734

大津市損害賠償等請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 2 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　大津地裁・平成 5 年（ワ）第 300 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　大津市、大津市長

5　経過

平成　5 年　6 月　1 日　提訴

平成　6 年　2 月 22 日　判決

6　争点

・　原告が主張する損害が、国家賠償法 1 条ないし民法 709 票により賠償請求しうるか。

7　原告の主張

・　大津市がした固定資産税の賦課処分について、地目認定誤り、補正漏れ等が見つかったが、その問題の円満な処理等に当たり、大津市長のおごりや横柄さが障害となって、長年月に及ぶ遺恨の争いに発展したことについて、大津市長の重大な過失は看過できないので、これらについて更正をした以前の年度分について税を還付し、あわせて慰謝料を支払うことを請求する。

8　被告の主張

・　当時、申出により、適切に評価額及び税額の更正を行っており、遡及して税額を更正することは、地方税法上不可能である。また、原告が損害を被った事実はない。

9　判決の要旨

①　慰謝料を除く部分については、原告が、地方税法等の法令の規定に基づく税務争訟手続により違法な賦課徴収処分等を是正することで回避でき、これを怠った以上、公定力によりその効力は否定できない。

②　原告が未還付金として主張している部分に係る大津市がした賦課処分の取消の事実につき何ら主張立証のない本件においては、損害は未発生というべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈未公刊

判番 735

石部町固定資産評価審査決定書取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 5 日

2　裁判所名及び事件番号　大津地方裁判所・平成 12 年（行ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　石部町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　4 月　7 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 12 年　3 月 15 日　審査委員会による棄却の決定（一部減額修正決定）

平成 12 年　6 月 19 日　審査決定取消訴訟提起

6　争点

・　固定資産評価審査委員会の審査の範囲はどこまでか。

7　原告の主張

・　固定資産課税台帳に登録された価格を修正し、これに基づき賦課決定をすることは、納税者に納付すべき税額をいったん明示し、納税者がこれを信頼して納税した後は違法である。

・　価格修正を経年減点補正分を除いては認めた固定資産評価審査委員会の決定は、これを容認しており、違法である。

8　被告の主張

①　固定資産評価委員会の決定は、客観的判断である。

②　価格は、地方税法第 403 条第 1 項の規定により自治大臣が告示した評価基準に基づき評価し、修正したものである。

9　判決の要旨

・　固定資産評価審査委員会において審査しうる事項は固定資産課税台帳に登録された価格に限定されており、原告の主張する、納税通知書に記載されたとおりの税額を納付した原告の信頼と利益を保護すべきであるとする点は、審査の対象とならない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 736

安土町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 6 日

2　裁判所名及び事件番号　大津地裁・平成 10 年（行ウ）第 5 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　安土町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年 4 月 3 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年 7 月 23 日　審査決定取消訴訟提起

6　争点

①　本件審査手続は適法であるか。

②　本件登録価格は適正であるか。

③　評価基準の変更に従って評価の方法を変更し、本件登録価格を決定したことは、憲法 84 条、92 条、94 条に反するか。

7　原告の主張

①　審査申出から決定までに約 11 ヶ月以上経ており、地方税法第 433 条第 1 項に違反する。

②　弁ばく書の提出を求められたが、提出がないときは答弁書に異議がないものと認めるとされたことは、書面審理の際にのみ弁ばく書の提出請求を認める審査委員会条例に反する上、口頭審理を原則とする地方税法第 433 条第 2 項の趣旨に反する。

③　本件宅地の適正な時価を算定するに当たり、鑑定価格から求められた価格の 7 割を目途としたことは不合理である。

④　農業用施設用地に係る減価補正を一律 0.70 としたことは不合理である。

⑤　鑑定価格の 7 割を目途として適正な時価を評定したことは、法律にも条例にも根拠をおかない自治大臣の告示の変更によって課税方法を変更したものであり、憲法第 84 条、第 92 条及び第 94 条に違反する。

8　被告の主張

①　審理の開始が遅れたのは、県や他市町に対し相談したり、資料を収集していたためである。

②　口頭審理であるからといってすべて口頭でやらなければならないわけではなく、当事者の主張内容の正確性、迅速性を期するために、当事者に対して答弁書や弁ばく書等の書面の提出を求めることは許される。

③　固定資産評価基準に基づく評価であり、県内、特に隣接市町の評価の状況等諸般の事情を考慮の上で鑑定評価価格の 7 割としたものであり、合理的である。

④　町長は、比準割合を決めるについて裁量権を有しており、日本不動産鑑定協会滋賀部会の報告、過去の経緯、県内、特に隣接市長の評価の状況当初藩の事情を参考にして、比準割合を 0．70 としたものであり適法である。

9　判決の要旨

①　決定が審査の申出から 11 ヶ月以上を経過した後になされたことは、地方税法第 433 条第 1 項の趣旨に照らすと不当であるが、同項の所定の期間はこれを徒過しても直ちに審査手続きが違法となることはないと解すべきである。また、2 回にわたり口頭審理を開催し、本件土地の評価方法、手続、根拠等について十分な説明をしたので審理を終結し、決定に至ったものであり、本件審査手続は違法とまではいえない。

②　弁ばく書を提出しないからといって、審査申出人が答弁書記載の主張及び事実を認めて争わないとみなすことはできない。

③　鑑定評価から求められた価格の 7 割を目途とすることについては、全国的な実情調査及び客観的資料に基づいて決定されたものであって、格別不合理な点は認められない。

④　農業用施設用地であることから、自治省通知に基づき、社団法人日本不動産鑑定協会滋賀部会作成の宅地比準表にしたがって 0.70 の比準割合により所要の補正を加えたことは、標準宅地と本件土地との間に存する価格水準の差異を評価に反映したものとみることができる。

⑤　市町村の課税権は、地方税法第 2 条に定められている範囲でのみ認められており、地方税法は固定資産税の課税標準を適正な時価と定め、その細目的事項といえる評価の方法等につき自治大臣の告示に委任し、右委任に基づき固定資産評価基準が評価の方法について細目的事項を定めているのであって、評価基準自体は市町村の有する課税権を否定するものではないから、市町村長が評価基準に従って評価することも、その変更に伴い評価方法を変更することも、何ら憲法に反するものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 737

安土町固定資産評価審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 12 年（行コ）第 32 号
（大津地裁・平成 10 年（行ウ）第 5 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　安土町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 22 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　4 月　3 日　審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　7 月 23 日　審査決定取消訴訟提起
平成 12 年　3 月　6 日　第一審判決（棄却）
平成 12 年　3 月 15 日　大阪高裁へ控訴

6　争点

①　本件審査手続は適法であるか。

②　本件登録価格は適正であるか。

③　評価基準の変更に従って評価の方法を変更し、本件登録価格を決定したことは憲法 84 条、92 条、94 条に反するか。

7　控訴人の主張

①　審査申出から決定までに約 11 ヶ月以上経ており、地方税法第 433 条第 1 項に違反する。

②　弁ばく書の提出を求められたが、提出がないときは答弁書に異議がないものと認めるとされたことは、書面審理の際にのみ弁ばく書の提出請求を認める審査委員会条例に反する上、口頭審理を原則とする地方税法第 433 条第 2 項の趣旨に反する。

③　審査委員会の事務局が税務課の中にあり、固定資産税係長が事務局委員を兼ねており、審査委員会が中立的立場になかったので、違法である。

④　本件宅地の適正な時価を算定するに当たり、鑑定価格から求められた価格の 7 割を目途としたことは不合理である。

⑤　農業用施設用地に係る減価補正を一律 0．70 としたことは不合理である。

⑥　本件土地は、市街化調整区域にあり、都市計画法により農業施設用地として用途が制限され、用途変更の際には規制を受ける宅地（限定宅地）であるから、本件標準宅地として限定宅地を選定しなかったのは違法である。また、0．70 の補正をしただけでは、標準宅地と限定宅地の価格の格差が考慮されているとはいえない。

⑦　平成 12 年度の評価替えによると農地と宅地の価格差は歴然としており、客観的にこのような価格差が存在していたことは否定できないのに、どうして評価方法に違法がないといえるのか。

⑧　鑑定価格の 7 割を目途として適正な時価を評定したことは、法律にも条例にも根拠をおかない自治大臣の告示の変更によって課税方法を変更したものであり、憲法 84 条、92 条、94 条に反する。

8　被控訴人の主張

①　審理の開始が遅れたのは、県や他市町に対し相談したり、資料を収集していたためである。

②　口頭審理であるからといってすべて口頭でやらなければならないわけではなく、当事者の主張内容の正確性、迅速性を期するために、当事者に対して答弁書や弁ばく書等の書面の提出を求めることは許される。

③　審査委員会の事務局員は、口頭審理の段階では、課長より上位の職である総務部主監と税務課主事が担当し、中立、公正を期した。

④　固定資産評価基準に基づく評価であり、県内、特に隣接市町の評価の状況等諸般の事情を考慮の上で鑑定評価価格の 7 割としたものであり、合理的である。

⑤　町長は、比準割合を決めるについて裁量権を有しており、日本不動産鑑定協会滋賀部会の報告、過去の経緯、県内、特に隣接市長の評価の状況当初藩の事情を参考にして、比準割合を 0．70 としたものであり適法である。

9　判決の要旨

①　次のとおり付加するほか、原判決のとおりである。

②　委員会の委員と異なり、書記その他委員会の事務を行う事務職員に関しては、法令上の規制はなく、担当職務も実質的、内容的な面に関わるものではなく、決定権限もない以上、課税担当職員がこれを兼任することも当然に違法とはいえない。

③　本件土地が限定宅地であるからといって、標準宅地も限定宅地から選定すべきであるとはいえない。また、全国的にみて、平成 9 年度評価替えに際し、評価上格差を考慮しているのは、14.8％の市町村にとどまるのみならず、この「考慮」中には宅地比準表に従った補正程度のものも含まれると思われるので、町が標準宅地と限定宅地の価格格差を考慮をしなかったとはいえない。

④　短期間に全国統一的に大量的な処理を要求され、また、時価の事前予測を要求される固定資産評価の性質上、「適正な時価」というのもある程度幅のあるものと考えて差し支えないことを合わせ考えるときは、平成 12 年度の評価替えによる登録価格が下がったことから直ちに、それより 3 年前の本件登録価格の評価が違法であったとはいえない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 738

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 3 年 6 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　京都地裁・昭和 60 年（行ウ）第 28 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 60 年　4 月 23 日　　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 60 年　6 月 25 日　　審査委員会による修正の決定

昭和 60 年　9 月 18 日　　審査決定取消訴訟提訴

市長評価額　　233,294,500 円

申出価格　　150,000,000 円

委員会決定　　222,626,900 円

6　争点

①　審査決定の恣意性について

②　評価額と取得価格の比率について

③　実地調査について

④　事実誤認の有無

7　原告の主張

①　審査決定は、評価の基準を明らかにしないで恣意的になされたもので違法である。

また、京都市長の主張を鵜呑みにして審査らしい審査をしないで行われた違法なものである。

②　他の建物の評価額と取得価格の比率が 72.1%、63.1%であるのに対して、本件建物のそれは 96.79%となり租税法律主義を潜脱し、違法である。

③　実地調査は 30 分しか行われず、調査した事実を作るだけの違法なものである。

④　事実の誤認がある。

8　被告の主張

①　審査決定は、本件建物に係る調査資料及び固定資産評価基準に基づき検討して行われたものであり、適法である。

②　具体的な各個の建物の取得価格はそれぞれの事情によって異なるものであり一律に論ずることはできないから、評価額と建築費の割合を論ずることは、審査決定の適否とは無関係である。

③　事実誤認はない。

9　判決の要旨

①　評価基準等によって評価し、審査決定をしたものであり、審査決定においてその個別的な具体的評価基準を明確にしなければならないものではない。

②　価格決定が評価基準によって行われていると認められる場合であっても、決定された価格が実額を超過するか否かを審査すべきである。評価額が取得価格を下回るものであることを自認しており、また、具体的な各個の建物の取得価格はそれぞれの事情により一律に論ずることができないことは経験則上明らかであり、評価額と建築費の割合により審査決定の適否を論ずることはできない。

③　設計図面の提出、被告方の対応、市長側の調査の状況等から実地調査は適法である。

④　屋根仕上げ、建具、電気設備の評価に誤りがあり、221,931,200 円を超える部分は違法であり、取り消すべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　　昭和 60 年度

判番 739

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 4 年 4 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪高裁・平成 3 年（行コ）第 31 号
（京都地裁・昭和 60 年（行ウ）第 28 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 60 年　4 月 23 日　　審査委員会へ審査申出書提出
昭和 60 年　6 月 25 日　　審査委員会による修正の決定
昭和 60 年　9 月 18 日　　審査決定取消訴訟提訴
平成　3 年　6 月 26 日　　請求一部認容判決
平成　3 年　7 月　9 日　　大阪高裁へ控訴

市長評価額　　233,294,500 円
申出価格　　150,000,000 円
委員会決定　　222,626,900 円
地裁判決　　221,931,200 円

6　争点

①　審査決定の恣意性について
②　評価額と取得価格の比率について
③　実地調査について
④　事実誤認の有無

7　控訴人の主張

①　審査決定は、評価の基準を明らかにしないで恣意的になされたもので違法である。
また、京都市長の主張を鵜呑みにして審査らしい審査をしないで行われた違法なものである。
②　他の建物の評価額と取得価格の比率が 72.1%、63.1%であるのに対して、本件建物のそれは 96.79%となり租税法律主義を潜脱し、違法である。
③　実地調査は 30 分しか行われず、調査した事実を作るだけの違法なものである。
④　事実の誤認がある。

8　被控訴人の主張

①　審査決定は、本件建物に係る調査資料及び固定資産評価基準に基づき検討して行われたものであり、適法である。
②　具体的な各個の建物の取得価格はそれぞれの事情によって異なるものであり一律に論ずることはできないから、評価額と建築費の割合を論ずることは、審査決定の適否とは無関係である。
③　事実誤認はない。

9　判決の要旨

①　評価基準等によって評価し、審査決定をしたものであり、審査決定においてその個別的な具体的評価基準を明確にしなければならないものではない。
②　価格決定が評価基準によって行われていると認められる場合であっても、決定された価格が実額を超過するか否かを審査すべきである。評価額が取得価格を下回るものであることを自認しており、また、具体的な各個の建物の取得価格はそれぞれの事情により一律に論ずることができないことは経験則上明らかであり、評価額と建築費の割合により審査決定の適否を論ずることはできない。
③　設計図面の提出、被告方の対応、市長側の調査の状況等から実地調査は適法である。
④　外部仕上げ、屋根仕上げ、具、電気設備、衛生設備の評価に誤りがあり、219,612,200 円を超える部分は違法であり、取り消すべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　　昭和 60 年度

判番 740

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 1 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　　京都地裁・平成 8 年（行ウ）第 29 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 8 年　4 月 30 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年　9 月 26 日　　審査委員会による却下の決定

平成 8 年 12 月 24 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　地目認定及び画地計算について

②　実地調査について

7　原告の主張

①　土地の大部分が畑で水はけの悪い低湿地で立地条件が悪いにもかかわらず、雑種地として評価され、低湿地としての減額もされていない。周辺の土地と比べて評価額が不当に高い。恣意的な課税で租税法律主義に反し、生存権、財産権を侵害されている。

②　実地調査は 1 回だけあり内部への立入りもなされておらず、法の規定に反する。

8　被告の主張

「特別の事情」がないことが明らかであり、審査申出は不適法であるため、却下したものである。審査決定は適法である。

9　判決の要旨

①　「特別の事情」があるとは認められないから原告の主張は採用できない。

②　法の趣旨は固定資産の実情を的確に把握して適正な評価に寄与することを目的としたものであると解される。原告の主張は、違法事由にならない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 8 年度

判番 741

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 10 年 7 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪高裁・平成 10 年（行コ）第 11 号

（京都地裁・平成 8 年（行ウ）第 29 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　8 年　4 月 30 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　8 年　9 月 26 日　　審査委員会による却下の決定

平成　8 年 12 月 24 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成 10 年　1 月 23 日　　請求棄却の判決

平成 10 年　2 月 12 日　　大阪高裁へ控訴

6　争点

①　地目認定及び画地計算について

②　実地調査について

7　控訴人の主張

①　土地の大部分が畑で水はけの悪い低湿地で立地条件が悪いにもかかわらず、雑種地として評価され、低湿地としての減額もされていない。周辺の土地と比べて評価額が不当に高い。恣意的な課税で租税法律主義に反し、生存権、財産権を侵害されている。

②　実地調査は 1 回だけあり内部への立入りもなされておらず、法の規定に反する。

8　被控訴人の主張

原審の判断は妥当であり、控訴人の主張は「特別の事情」に当たらないことは明らかである。

9　判決の要旨

控訴人の請求は失当であり、その理由は原審のとおりである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 8 年度

判番 742

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求上告及び上告申立事件

1　決定年月日　平成 10 年 11 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 10 年（行ツ）第 263 号、
平成 10 年（行ヒ）第 69 号
（大阪高裁・平成 10 年（行コ）第 11 号）
（京都地裁・平成 8 年（行ウ）第 29 号）

3　上告人・上告申立人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人・被申立人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 8 年 4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 8 年 9 月 26 日	審査委員会による却下の決定
平成 8 年 12 月 24 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 10 年 1 月 23 日	請求棄却の判決
平成 10 年 2 月 12 日	大阪高裁へ控訴
平成 10 年 7 月 15 日	請求棄却の判決
平成 12 年 7 月 31 日	最高裁へ上告・上告受理の申立

6　争点

①　地目認定及び画地計算について

②　実地調査について

7　上告人・上告申立人の主張

上告受理申立を受理する。

原判決を取り消し更に相当の裁判を求める。

8　被上告人・被申立人の主張

9　決定の要旨

上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の規定する事由に該当しないため、上告を棄却し、上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度

判番 743

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　京都地裁・平成 7 年（行ウ）第 24 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 7 年 5 月 22 日	審査委員会による修正の決定
平成 7 年 8 月 18 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　評価額の算定時点について

②　土地利用制限の価格への反映について

③　裁判所の行った鑑定評価の取扱いについて

市長の決定価格	1,484,486,600 円
委員会の審査決定価格	1,336,037,900 円
裁判所の鑑定価格	1,045,000,000 円

7　原告の主張

①　賦課期日までの地価下落を反映させるべきである。

②　著しい土地利用制限が十分考慮されていない。

③　裁判所の行った鑑定評価に基づき、評価額を算定すべきである。

8　被告の主張

①　賦課期日から評価事務に要する期間をさかのぼった時点の時価を基準として賦課期日における価格を評価することは法が当然に予定していたことである。

②　市町村長が評価基準の補正率を超える補正率を設けることはできない。

③　当該鑑定は、各市町村間の均衡が無視され、階層別・位置別効用比較差の判定等に誤りがある。京都市内特有の路地の効用を勘案し、店舗として盛業していることを考慮すべきである。

9　判決の要旨

①　賦課期日から評価事務に要する期間をさかのぼった時点の時価を基準として賦課期日における価格を評価することは技術的にやむを得ない措置である。

②　評価基準は、土地の「適正な時価」を算定するための一手段に過ぎず、鑑定人の鑑定結果が存するので、評価基準による必要はなく、鑑定結果を超える部分を取り消す。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 744

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 10 年（行コ）第 60 号
（京都地裁・平成 7 年（行ウ）第 24 号）

3　控訴人　京都市固定資産評価審査委員会

4　被控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年　5 月 22 日	審査委員会による修正の決定
平成　7 年　8 月 18 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 10 年 10 月　9 日	請求認容判決
平成 10 年 10 月 22 日	大阪高裁へ控訴

6　争点

①　土地利用制限の価格への反映について

②　裁判所の行った鑑定評価の取扱いについて

③　評価額の算定時点について

委員会の審査決定価格	1,336,037,900 円
第一審判決の価格	1,045,000,000 円

7　控訴人の主張

①　評価基準に基づき、実情に即した所要の補正が適用されており、審査決定は適正。

②　評価基準が「適正な時価」を算定するための一手段にすぎないのであれば、個別の鑑定も絶対的な評価ではなく、その一手段にすぎない。

③　賦課期日から評価替えの作業に要する期間をさかのぼった時点を価格調査基準日とすることは、法が当然予定しているものである。

8　被告の主張

①②　利用制限が著しく、評価基準を機械的に運用するだけでは適切に評価できず、原審の価格まで「所要の補正」をするべきである。

③　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、平成 5 年 1 月 1 日を課税評価の基準日としたことは違法である。

9　判決の要旨

①②　原審裁判所の鑑定評価は個性率（袋地減価率等による個性的価格算定率）を不当に低く評価しており、妥当性を欠く。

③　平成 6 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」が、平成 5 年 1 月 1 日時点の「適正な時価」の 7 割以上であり、評価基準による算定上の違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 745

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求上告申立事件

1　決定年月日　平成 12 年 6 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ヒ）第 110 号
（大阪高裁・平成 10 年（行コ）第 60 号）
（京都地裁・平成 7 年（行ウ）第 24 号）

3　上告申立人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被申立人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年　5 月 22 日	審査委員会による修正の決定
平成　7 年　8 月 18 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 10 年 10 月　9 日	請求認容判決
平成 10 年 10 月 22 日	大阪高裁へ控訴（委員会が控訴）
平成 11 年 12 月 16 日	委員会勝訴判決（原審の委員会敗訴部分の取消し）
平成 11 年 12 月 27 日	最高裁へ上告受理の申立て

6　争点

①　土地利用制限の価格への反映について

②　裁判所の行った鑑定評価の取扱いについて

③　評価額の算定時点について

7　上告申立人の主張

上告申立を受理する。（原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。）

8　被申立人の主張

9　決定の要旨

民事訴訟法第 318 条第 1 項の事件に当たらず、上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 6 年度

判番 746

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 6 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　京都地裁・平成 10 年（行ウ）第 25 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　8 月 20 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年 11 月 24 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

昭和 63 年度から平成 5 年度分までの住宅用地の特例の適用について

7　原告の主張

昭和 63 年度から平成 5 年度分までの住宅用地の特例の適用がなされていないことは違法である。

8　被告の主張

①　人の居住の用に供する家屋は存在しておらず、住宅用地の特例が適用されていないことは適正である。

②　過年度分の課税標準額については、審査委員会の審査の対象外である。

9　判決の要旨

①　平成 9 年度の賦課期日現在、旧建物の壁面が存在するにすぎないから、住宅用地には該当しない。

②　平成 8 年度以前の事由が本件処分の適法性に影響を与えることはない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度（昭和 63 年度から平成 5 年度まで）

判番 747

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 11 年（行コ）第 63 号
（京都地裁・平成 10 年（行ウ）第 25 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　8 月 20 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年 11 月 24 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年　6 月 18 日	請求棄却判決
平成 11 年　7 月 30 日	大阪高裁へ控訴

6　争点

昭和 63 年度から平成 5 年度分までの住宅用地の特例の適用について

7　控訴人の主張

①　本件土地に対する差押えの取消しを求める別訴が係争中であり、本件の結論は別訴に重要な影響を与える。

②　土地の状況が平成 2 年以前から同じであるにもかかわらず、平成 5 年度までは非住宅用地として、平成 6 年度以降は住宅用地として課税されている。

8　被控訴人の主張

①　差押えの取消しを求める訴訟との関連性はなく、別訴が係争中であることを理由として本訴を提起することは誤りである。

②　人の居住の用に供する家屋は存在しないことから、住宅用地の適用されていないことは適正である。

9　判決の要旨

①　控訴人の主張が、審査決定の違法性の有無についての判断とどのような関係にあるか不明であり、主張自体失当である。

②　平成 9 年度の賦課期日現在、家屋が存在しないので、住宅用地には該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度（昭和 63 年度から平成 5 年度まで）

判番 748

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 6 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 124 号（大阪高裁・平成 11 年（行コ）第 63 号）
（京都地裁・平成 10 年（行ウ）第 25 号）

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 5 月 1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 8 月 20 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年 11 月 24 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年 6 月 18 日	請求棄却判決
平成 11 年 7 月 30 日	大阪高裁へ控訴
平成 11 年 11 月 26 日	請求棄却の判決
平成 11 年 12 月 17 日	最高裁へ上告

6　争点

昭和 63 年度から平成 5 年度分までの住宅用地の特例の適用について

7　上告人の主張

原判決を破棄し更に相当の裁判を求める。

8　被上告人の主張

9　決定の要旨

上告理由は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであり、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の規定する事由に該当しないため、上告を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度（昭和 63 年度から平成 5 年度まで）

判番 749

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　京都地裁・平成 11 年（行ウ）第 3 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 5 月 2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 10 月 22 日	審査委員会による棄却の決定
平成 11 年 1 月 25 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　法に定める実地調査について

②　路線価の信頼性、相続路線価との比較について

③　不整形地補正率の適用、側方加算について

7　原告の主張

①　法の定める「納税者と共にする実地調査」が行われておらず、過大評価され違法。

②　路線価に信頼性がなく、相続税路線価と比較して標準宅地の時価の方が高い。

③　隅切りがあり、利用効率の減少に見合う補正率が適用されていない。側方加算ではなく、減算すべきである。

8　被告の主張

①　法の趣旨は、適正な評価を行うための一手段として規定されているに過ぎず、評価自体が適正を欠くものでない限り違法とはならない。

②　標準宅地の価格は不動産鑑定士によって求められており、不合理な点も認められない。相続税路線価とはその割合が必ずしも一致しなければならないものではない。

③　評価基準に則り適正に評価されており、原告の主張には理由がない。

9　判決の要旨

①　限定された短期間に全ての固定資産について納税者を伴って実地調査を行うことは困難であり、そのことのみをもって違法と解することはできない。

②　標準宅地の時価は不動産鑑定士の鑑定結果に基づくものであり、一応の信頼性を有し、その手法に不合理な点もうかがえないことから信頼性を否定することはできない。また、相続税路線価との比較は、合理的範囲内の価格差であれば適正な時価と認めて良いと解され、原告の主張には理由がない。

③　評価基準に基づき適正に評価され、原告の主張には理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度

判番 750

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 12 年（行コ）第 28 号
（京都地裁・平成 11 年（行ウ）第 3 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 10 月 22 日	審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　1 月 25 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　2 月 16 日	請求棄却の判決
平成 12 年　3 月　1 日	大阪高裁へ控訴

6　争点

審査決定に要する期日について（法第 433 条第 1 項違反）

7　控訴人の主張

審査申出後審査決定まで 1 年 6 箇月を要しており、法第 433 条第 1 項に違反する。

8　被控訴人の主張

期限の徒過をもって取り消されるべき違法があるとはいえず、決定の効力に影響を与えるものではない。

9　判決の要旨

①　法の規定は訓示規定に過ぎず、期限が遵守されないことが直ちに取消事由にはならない。

②　提出、援用された全証拠を精査しても、当審の認定判断を覆すほどのものはない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度

判番 751

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　京都地裁・平成 11 年（行ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 10 月 22 日	審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　1 月 25 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　法に定める実地調査について

②　路線価の信頼性、相続路線価との比較について

7　原告の主張

①　法の定める「納税者と共にする実地調査」が行われておらず、過大評価され違法。

②　路線価に信頼性がなく、相続税路線価と比較して標準宅地の時価の方が高い。街路の幅員や立地状況等からして高い。

8　被告の主張

①　法の趣旨は、適正な評価を行うための一手段として規定されているに過ぎず、評価自体が適正を欠くものでない限り違法とはならない。

②　標準宅地の価格は不動産鑑定士によって求められており、不合理な点も認められない。相続税路線価とはその割合が必ずしも一致しなければならないものではない。京都市長が定めた土地価格比準表に基づき適正に算定されており、妥当である。

9　判決の要旨

①　限定された短期間に全ての固定資産について納税者を伴って実地調査を行うことは困難であり、そのことのみをもって違法と解することはできない。

②　標準宅地の時価は不動産鑑定士の鑑定結果に基づくものであり、一応の信頼性を有し、その手法に不合理な点もうかがえないことから信頼性を否定することはできない。また、相続税路線価との比較は、合理的範囲内の価格差であれば適正な時価と認めて良いと解され、原告の主張には理由がない。土地価格比準表が定めている格差率は合理的なものと認められ、原告の主張には理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度

判番 752

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 12 年（行コ）第 30 号
（京都地裁・平成 11 年（行ウ）第 4 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 10 月 22 日　審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　1 月 25 日　審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　2 月 16 日　請求棄却の判決
平成 12 年　3 月　1 日　大阪高裁へ控訴

6　争点

①　法に定める実地調査について
②　地目認定（市街化区域内農地）について
③　路線価の信頼性、平成 12 年価格との比較について
④　沿接する街路による建築制限について

7　控訴人の主張

①　法の定める「納税者と共にする実地調査」が行われておらず、重大な違法がある。
②　通風等の悪い低湿地で大部分は畑ではなく、市街化区域農地との地目認定は誤り。
③　類似土地の平成 12 年度路線価は周辺に比べ大幅に下落しており、平成 9 年度の路線価が適正でなかったことの証左である。
④　沿接する街路は建基法上の道路でなく、単独で宅地化は不可能であり、市街化区域ということはできない。

8　被控訴人の主張

①　法の趣旨は、適正な評価を行うための一手段として規定されているに過ぎず、評価自体が適正を欠くものでない限り違法とはならない。年 1 回の現況確認を行っており、控訴人の主張には理由がない。
②　畑として肥培栽培されていることは、証拠より明らかである。
③　路線価は評価基準に従い適正に算定されており、妥当なものである。
④　市街化区域の認定は府知事が行い、被控訴人が審査できる事項ではない。

9　判決の要旨

①　限定された短期間に全ての固定資産について納税者を伴って実地調査を行うことは困難であり、そのことのみをもって違法と解することはできない。
②　地目は、証拠から畑と認定するのが妥当である。
③　評価基準及び評価要項等に基づき適正に評価されており、控訴人の主張する価格が合理的と認められる証拠はないから、控訴人の主張には理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 753

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求上告及び上告申立事件

1　決定年月日　平成 13 年 5 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 13 年（行ツ）第 44 号、
平成 13 年（行ヒ）第 41 号
（大阪高裁・平成 12 年（行コ）第 29 号）
（京都地裁・平成 11 年（行ウ）第 5 号）

3　上告人・上告申立人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人・被申立人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 10 月 22 日	審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　1 月 25 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　2 月 16 日	請求棄却の判決
平成 12 年　3 月　1 日	大阪高裁へ控訴
平成 12 年 11 月 16 日	請求棄却の判決
平成 12 年 11 月 28 日	最高裁へ上告・上告受理の申立

6　争点

①　審査決定に要する期日について（法第 433 条第 1 項違反）

②　法に定める実地調査について

③　土地の形状、地積について

7　上告人・上告申立人の主張

上告受理申立を受理する。

原判決を取り消し更に相当の裁判を求める。

8　被上告人・被申立人の主張

9　決定の要旨

上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の規定する事由に該当しないため、上告を棄却し、上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 754

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　京都地裁・平成 11 年（行ウ）第 5 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 10 月 22 日	審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　1 月 25 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　法に定める実地調査について

②　路線価の信頼性、相続路線価との比較について

③　画地計算法（造成費）の適用について

7　原告の主張

①　法の定める「納税者と共にする実地調査」が行われておらず、過大評価され違法。

②　路線価に信頼性がなく、相続税路線価と比較して標準宅地の時価の方が高い。街路の幅員や立地状況等からして高い。

③　宅地化するには多額の造成費を要する。

8　被告の主張

①　法の趣旨は、適正な評価を行うための一手段として規定されているに過ぎず、評価自体が適正を欠くものでない限り違法とはならない。

②　標準宅地の価格は不動産鑑定士によって求められており、不合理な点も認められない。相続税路線価とはその割合が必ずしも一致しなければならないものではない。京都市長が定めた土地価格比準表に基づき適正に算定されており、妥当である。

③　評価基準に基づく評価要領により造成に係る経費は適正に反映されている。

9　判決の要旨

①　限定された短期間に全ての固定資産について納税者を伴って実地調査を行うことは困難であり、そのことのみをもって違法と解することはできない。

②　標準宅地の時価は不動産鑑定士の鑑定結果に基づくものであり、一応の信頼性を有し、その手法に不合理な点もうかがえないことから信頼性を否定することはできない。また、相続税路線価との比較は、合理的範囲内の価格差であれば適正な時価と認めて良いと解され、原告の主張には理由がない。土地価格比準表が定めている格差率は合理的なものと認められ、原告の主張には理由がない。

③　評価要領の造成費相当額は合理的であり、市長が控除した額は妥当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 755

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 12 年（行コ）第 29 号
（京都地裁・平成 11 年（行ウ）第 5 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 10 月 22 日　審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　1 月 25 日　審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　2 月 16 日　請求棄却の判決
平成 12 年　3 月　1 日　大阪高裁へ控訴

6　争点

①　審査決定に要する期日について（法第 433 条第 1 項違反）
②　法に定める実地調査について
③　土地の形状、地積について

7　控訴人の主張

①　審査申出後審査決定まで 1 年 6 箇月を要しており、法第 433 条第 1 項に違反する。
②　法の定める実地調査が行われておらず、重大な違法がある。
③　土地の形状が市長の認定と異なり、地積も狭小である。

8　被控訴人の主張

①　期限の徒過をもって取り消されるべき違法があるとはいえず、決定の効力に影響を与えるものではない。
②　法の趣旨は、適正な評価を行うための一手段として規定されているに過ぎず、評価自体が適正を欠くものでない限り違法とはならない。年 1 回の現況確認を行っており、控訴人の主張には理由がない。
③　市長は、航空写真を基に作成した地番図を基に土地の画地認定を行っており、その手順に不合理な点は認められないことから、妥当であると認めたたものであり、違法な点はない。

9　判決の要旨

①　法の規定は訓示規定に過ぎず、期限が遵守されないことが直ちに取消事由にはならない。
②　平成 8 年 6 月頃に現況の確認を行っていることが認められ、控訴人の主張には理由がない。
③　土地の形状及び地積が原判決の認定するものとは異なることを認めるに足る証拠はなく、控訴人の主張には理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 756

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求上告及び上告申立事件

1　決定年月日　平成 13 年 5 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 361 号、
平成 12 年（行ヒ）第 344 号
（大阪高裁・平成 12 年（行コ）第 30 号）
（京都地裁・平成 11 年（行ウ）第 4 号）

3　上告人・上告申立人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人・被申立人　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 10 月 22 日　審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　1 月 25 日　審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　2 月 16 日　請求棄却の判決
平成 12 年　3 月　1 日　大阪高裁へ控訴
平成 12 年　9 月 13 日　請求棄却の判決
平成 12 年　9 月 25 日　最高裁へ上告・上告受理の申立

6　争点

①　法に定める実地調査について
②　地目認定（市街化区域内農地）について
③　路線価の信頼性、平成 12 年価格との比較について
④　沿接する街路による建築制限について

7　上告人・上告申立人の主張

上告受理申立を受理する。
原判決を取り消し更に相当の裁判を求める。

8　被上告人・被申立人の主張

9　決定の要旨

上告理由は単なる法令違反を主張するものであり、民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の規定する事由に該当しないため、上告を棄却し、上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 757

京都市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　京都地裁・平成 9 年（行ウ）第 6 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 8 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 8 年 11 月 13 日　審査委員会による棄却及び却下の決定

平成 9 年 2 月 17 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　第 3 年度における審査申出事項について

②　現状変更のない土地の分筆と土地の評価について

7　原告の主張

①　路線価の選定に誤りがある。

②　画地の認定に誤りがある。

8　被告の主張

①　第 3 年度において価格が据え置かれているときには、「特別の事情」を主張する場合を除いて審査申出することはできず、これら事情の主張がなかったので却下したことは適法である。

②　分筆されたが土地の形状や利用状況等に何ら変更がないため、従前から合画され、分筆されなかった土地を類似土地として当該土地の 1 ㎡当たり価格により評価替えしたことは適法かつ妥当である。

9　判決の要旨

①　第 3 年度における審査申出事項は被告主張のとおりであり、「特別の事情」について具体的な主張がなかったため、本件却下決定は適法である。

②　土地の利用状況等の具体的変化を伴わず、単なる分筆を理由とする評価替えにおいては、原則として分筆前の 1 ㎡当たりの価格によることは違法、不当ではない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地及び家屋

12　本事件における評価年度

平成 8 年度

判番 758

固定資産税等賦課決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 17 日

2　裁判所名及び事件名　京都地裁・行（ウ）第 11 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市伏見区長

5　経過

平成 10 年 6 月 4 日　京都市長へ審査請求書提出

平成 11 年 1 月 25 日　京都市長による棄却の決定

平成 11 年 3 月 17 日　固定資産税等賦課決定取消訴訟提訴

6　争点

本件土地が平成 10 年 1 月 1 日（賦課期日）時点において、非課税とされる境内地であったかどうか。

7　原告の主張

本件土地は、教会堂新築のために購入したものであり、その後、平成 10 年 8 月に同土地上に教会堂が建築されていることから、境内地である。

8　被告の主張

本件土地は、平成 10 年 1 月 1 日（賦課期日）時点において、教会堂が存在していなかったので、境内地とは認められない。

9　判決の要旨

①　境内地該当性の判断においては、その適用の不公平を避けるため、外形的, 客観的になされるべきで、購入目的等の主観的な要素を考慮すべきではない。

②　地方税法が賦課期日を設けたのは、課税要件を一定の時点に固定し、課税漏れや二重課税を防ぎ、公平な税務行政を達成するためであり、賦課期日から半年以上経過後の事情を考慮すべきではない。

10　公刊の有無及び判例解釈

未公刊

判番 759

固定資産税に係る過誤納金還付請求事件

1　判決年月日　平成 2 年 6 月 5 日

2　裁判所名及び事件名　京都地裁・昭和 63 年（行ワ）第 1090 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市

5　経過

昭和 63 年 5 月 13 日　固定資産税に係る過誤納金還付請求事件提訴

6　争点

審査申出事項である不服について、審査申出によらず民法上の不当利得返還請求ができるか。

7　原告の主張

①　昭和 51 年度以降、本件土地が畑として使用されているにもかかわらず、現況を雑種地として認定し、同土地の価格を過大に評価したことは明白かつ重大な違法があり、当然無効である。

②　上記価格をもとになされた賦課決定により支払った昭和 51 年度分から昭和 61 年度分の固定資産税（過誤納金）について民法の不当利得返還請求権に基づいて還付を求める。

8　被告の主張

原告の主張する地目認定及び価格に関する不服は審査申出によってのみ争えるものであり、一般の民事上の不当利得返還請求による訴えは不適法なものである。

9　判決の要旨

地目認定及び価格に関する事項は課税台帳の登録事項であり、これに関する不服は地方税法特別の不服申立が用意され、これにより実質的に不当利得返還請求の方法が講じられており、

一般法たる民法の不当利得の規定の適用は排除されているものと解するのが相当であり、原告の主張には理由が認められないことから、棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈

判例時報 1400 号 15 頁

判番 760

固定資産税に係る過誤納付金還付請求事件

1　判決年月日　平成 3 年 5 月 31 日

2　裁判所名及び事件名　大阪高裁・平成 4 年（行ネ）第 1641 号

（京都地裁・昭和 63 年（行ワ）第 1090 号）

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　京都市

5　経過

昭和 63 年　5 月 13 日　固定資産税に係る過誤納金還付請求事件提訴

平成　2 年　6 月　5 日　第 1 審判決言渡（原告の請求を棄却）

平成　2 年　6 月 21 日　固定資産税に係る過誤納金還付請求事件控訴

6　争点

審査申出事項である不服について、審査申出によらず民法上の不当利得返還請求ができるか。

7　原告の主張

地方税法第 434 条第 2 項の規定は固定資産の価格決定という行政処分が「ある程度」の瑕疵を有する場合に限り、民法上の不当利得返還請求権を排除する趣旨であり、一般に民法上の不当利得返還請求権を排除するものであるとする地裁の判断は、法律解釈を誤ったものであり、原判決の破棄差戻しを求める。

8　被告の主張

原告の主張する地目認定及び価格に関する不服は審査申出によってのみ争えるものであり、一般の民事上の不当利得返還請求による訴えは不適法なものである。

9　判決の要旨

地方税法第 434 条第 2 項の規定は固定資産課税台帳に登録された事項についての不服は、固定資産税賦課処分に対する行政不服申立て及び取消訴訟における審理、審査の対象から除外する趣旨を定めたものであり、市長の地目の認定に重大かつ明白な誤りがあり、そのことによって、課税処分自体が無効である場合まで、審理、審査の対象から除外する趣旨とは認められない。

したがって、原審に差し戻し、当該事項について審理、判断させるのが相当である。

10　公刊の有無及び判例解釈

未公刊

判番 761

固定資産税に係る過誤納付金還付請求事件

1　判決年月日　　平成 4 年 7 月 30 日

2　裁判所名及び事件名　　京都地裁・平成 3 年（行ワ）第 1356 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　京都市

5　経過

昭和 63 年　5 月 13 日	固定資産税に係る過誤納金還付請求事件提訴
平成　2 年　6 月　5 日	第 1 審判決言渡（原告の請求を棄却）
平成　2 年　6 月 21 日	固定資産税に係る過誤納付金還付請求事件控訴
平成　3 年　5 月 31 日	控訴審判決言渡（原審へ差戻し）
平成　3 年 10 月　8 日	差戻審　口頭弁論

6　争点

本件土地の地目認定について、重大かつ明白な誤り（違法）があるのか。

7　原告の主張

①　昭和 51 年度以降、本件土地が畑として使用されているにもかかわらず、現況を雑種地として認定し、同土地の価格を過大に評価したことは明白かつ重大な違法があり、当然無効である。

②　上記価格をもとになされた賦課決定により支払った昭和 51 年度分から昭和 61 年度分の固定資産税（過誤納金）について民法の不当利得返還請求権に基づいて還付を求める。

8　被告の主張

本件土地は肥培管理がなされておらず、農地としての適性を有しているとはいえず、本件土地の一部において耕作がなされていたとしても、大部分の残地は雑木が生育している状況であったことから、地目の認定に誤りはない。

9　判決の要旨

被告が固定資産税を賦課する前提として、本件土地を雑種地と認定したことには、相当の根拠があったというべきであり、本件処分に重大かつ明白な違法があったという旨の原告の主張は採用できないので、本件請求には理由がなく失当であるとして棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈

未公刊

判番 762

固定資産税に係る過誤納付金還付請求事件

1　判決年月日　　平成 5 年 7 月 13 日

2　裁判所名及び事件名　　大阪高裁・平成 4 年（行ネ）第 2349 号
（京都地裁・平成 3 年（行ワ）第 1356 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　京都市

5　経過

昭和 63 年　5 月 13 日	固定資産税に係る過誤納金還付請求事件提訴
平成　2 年　6 月　5 日	第 1 審判決言渡（原告の請求を棄却）
平成　2 年　6 月 21 日	固定資産税に係る過誤納付金還付請求事件控訴
平成　3 年　5 月 31 日	控訴審判決言渡（原審へ差戻し）
平成　3 年 10 月　8 日	差戻審口頭弁論
平成　4 年　7 月 30 日	差戻審判決言渡（原告の請求を棄却）
平成　4 年　8 月 13 日	固定資産税に係る過誤納付金還付請求事件控訴

6　争点

本件土地の地目認定について、重大かつ明白な誤り（違法）があるのか。

7　控訴人の主張

①　原判決を取り消す。

②　本件土地の地目は畑と認定すべきであり、仮に全体として畑と認められないとしても、原野として認定すべきであり、宅地に準じて評価した課税標準額に基づいてした本件処分は重大かつ明白な瑕疵のある処分として無効というべきである。

③　上記価格をもとになされた賦課決定により支払った固定資産税（過誤納金）について還付を求める。

8　被控訴人の主張

本件土地は肥培管理がなされておらず、農地としての適性を有しているとはいえず、本件土地の一部において耕作がなされていたとしても、大部分の残地は雑木が生育している状況であったことから、地目の認定に誤りはなく、また、本件土地の位置及び利用状況を考慮してこれを宅地に準じて評価し、その評価に基づいてした本件処分には何ら重大かつ明白な瑕疵はない。

9　判決の要旨

被告が固定資産税を賦課する前提として、本件土地を雑種地と認定したことには、一般に行われている行政解釈に基づくものであり、また、付近の宅地から比準して評価額を算出したことについても、評価基準に則したものであるので、本件処分に重大かつ明白な違法があったという旨の原告の主張は採用できないので、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例解釈

未公刊

判番 763

加茂町固定資産評価額審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　京都地裁・平成 6 年（行ウ）第 20 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　加茂町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年　5 月 24 日　審査委員会による棄却の決定

平成 6 年　8 月　1 日　審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　本件各通達の違憲・違法性

②　固定資産評価の賦課期日と価格調査基準日の時間的懸隔による違法性

③　本件各土地の具体的価格評価における違法性

7　原告の主張

①　地価公示の 7 割程度を定めた通達は違憲ないし違法である。

②　価格調査基準日と賦課期日との時間的懸隔はこの間に地価の値下がりがないことが前提であり、賦課期日時点の時価を上回る評価額は違法である。

③　本件評価額は裁量権の逸脱等により不当に高額であり違法である。

8　被告の主張

①　地価公示価格等が「適正な時価」であり、本来はこれをさらに 7 割評価する必要はないものであるが、価格の変動を考慮して、7 割評価を行い、賦課期日時点での適正時価を越えないよう配慮したものであり、違憲･違法ではない。

②　価格調査基準日と賦課期日との間に時間的懸隔があることは地方税法上当然に予定されている。

③　評価額決定にあたっては、固定資産評価基準に基づいて行っており恣意的な評価は行っていない。

9　判決の要旨

①　各通達については、固定資産評価基準と一体のものとして扱われるものであると認められる。

法律等、その制定手続きに時間を要する形式ではなく、迅速性のある通達の形式を用いる必要性も合理性もあるものと認められる。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する期間をさかのぼった時点の地価を基準として賦課期日における価格を評価することは、不合理とはいえず、地方税法上当然予定ないし容認されている。

③　評価の過程においては、固定資産評価基準及び関連通達に則っていることが認められ、これに反する証拠はない。

造成工事費以外の点については、本件鑑定に、何ら不合理ないし疑問となる点は存しないので、その鑑定結果を採用することとする。本件鑑定の鑑定方法に依拠しつつ、造成工事費を公簿地積に基づいて試算した場合、平成 6 年 1 月 1 日時点の本件各土地の時価は、平方メートル当たり 6,437 円であると認められる。平方メートル当たり 4,542 円とした登録価格は、その結論において、賦課期日における「適正な時価」よりも低額であったと認められる。してみれば、原評価は、その余の点について判断するまでもなく適正であり、裁量権の範囲の逸脱等による違法は認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 764

加茂町固定資産評価額審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 8 年（行コ）第 50 号
（原審・京都地裁・平成 6 年（行ウ）第 20 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　加茂町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年　4 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 6 年　5 月 24 日	審査委員会による棄却の決定
平成 6 年　8 月　1 日	審査決定取消請求訴訟提訴
平成 8 年　9 月 27 日	京都地方裁判所による請求棄却の決定
平成 8 年 10 月 16 日	大阪高等裁判所へ控訴

6　争点

①　本件各通達の違憲・違法性

②　固定資産評価の賦課期日と価格調査基準日の時間的懸隔による違法性

③　本件各土地の具体的価格評価における違法性

7　控訴人の主張

①　地価公示の 7 割程度を定めた通達は違憲ないし違法である。

②　価格調査基準日と賦課期日との時間的懸隔はこの間に地価の値下がりがないことが前提であり、賦課期日時点の時価を上回る評価額は違法である。

③　本件評価額は裁量権の逸脱等により不当に高額であり違法である。

8　被控訴人の主張

①　地価公示価格等が「適正な時価」であり、本来はこれをさらに 7 割評価する必要はないものであるが、価格の変動を考慮して、7 割評価を行い、賦課期日時点での適正時価を越えないよう配慮したものであり、違憲･違法ではない。

②　価格調査基準日と賦課期日との間に時間的懸隔があることは地方税法上当然に予定されている。

③　評価額決定にあたっては、固定資産評価基準に基づいて行っており恣意的な評価は行っていない。

9　判決の要旨

①　各通達については、固定資産評価基準と一体のものとして扱われるものであると認められる。法律等、その制定手続きに時間を要する形式ではなく、迅速性のある通達の形式を用いる必要性も合理性もあるものと認められる。

②　基準年度の賦課期日から評価事務に要する期間をさかのぼった時点の地価を基準として賦課期日における価格を評価することは、法の許容しないところであるとはいえず、本件の場合、平成 4 年 7 月 1 日を価格調査基準日として平成 6 年度の固定資産税評価額を決定したとしても、そのことを自体をもって決定が違法であるとすることはできない。土地の価格調査基準日の評価額が賦課期日における客観的時価を超えていると認められない以上、税負担の公平は害されていないのであるから、固定資産税評価額の決定は違法ではないと解すべきである。

③　評価の過程においては、固定資産評価基準及び関連通達に則っていることが認められ、これに反する証拠はない。

造成工事費以外の点については、本件鑑定に、何ら不合理ないし疑問となる点は存しないので、その鑑定結果を採用することとする。本件鑑定の鑑定方法に依拠しつつ、造成工事費を公簿地積に基づいて試算した場合、平成 6 年 1 月 1 日時点の本件各土地の時価は、平方メートル当たり 6,437 円であると認められる。平方メートル当たり 4,542 円とした登録価格は、その結論において、賦課期日における「適正な時価」よりも低額であったと認められる。また、控訴人提出の鑑定評価書について同様の方法により造成工事費を求めるとするならば、平成 6 年 1 月 1 日時点の本件各土地の価格を上回ることは明らかである。したがって、この点からも、本件登録価格が賦課期日における「適正な時価」よりも低額であったことが裏付けられる。

してみれば、原評価は、その余の点について判断するまでもなく適正であり、裁量権の範囲の逸脱等による違法は認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 765

大阪市固定資産評価審査委員会修正決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 41 年 6 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪地裁・昭和 41 年（行ウ）第 5 号

3　原告　[redacted]

4　被告　大阪市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 40 年　7 月　4 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 40 年 12 月 13 日　審査委員会による評価価格のみ修正による決定

昭和 41 年　6 月 27 日　固定資産評価修正決定取消請求事件判決

6　争点

私道が「公共の用に供する道路」に当たるか否かの判断基準

7　原告の主張

所有土地の南側に私道が東西に、西側に私道が南北にそれぞれ通じているが、西側私道部分は公共の用に供する道路に該当するので、非課税規定の適用をしない決定は違法である。

8　被告の主張

西側私道部分については、公道間の距離を短縮させるような位置関係になく、公道に対するバイパス的機能を果たしているものではないため、非課税規定の適用は認められない。

9　判決の要旨

①　固定資産税の非課税規定は固定資産の公共的用途に着目したものであるから、私道であっても、それが公共の用に供する道路である限り非課税となる。

②　「公共の用に供する道路」とは、所有者において何等の制約を設けず、ひろく不特定多数人の利用に供するものをいう。つまり、「公共の用に供する道路」の認定基準は、「開放性」及び「不特定多数人が利用する状況」の二つであると解する。

③　係争西側私道は南側私道を経由して公道と私道とを結ぶものであり、当該道路の一般人の通り抜けに何等の制約を設けるものではなく、また、事実一般人の通行も行われているのであるから、「開放性」、「不特定多数人が利用する状況」の二つの要件に該当するものと認定される。したがって、「公共の用に供する道路」に該当するものであり、固定資産税を課することはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

行政裁判例集　17 巻 6 号 691 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 40 年度

判番 766

大阪市固定資産評価審査委員会修正決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 42 年 7 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・昭和 41 年（行コ）第 101 号

3　控訴人　大阪市固定資産評価審査委員会

4　被控訴人　[redacted]

5　経過

昭和 40 年　7 月　4 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 40 年 12 月 13 日　審査委員会による評価価格のみ修正による決定

昭和 42 年　7 月 15 日　固定資産評価修正決定取消請求事件判決

6　争点

私道が「公共の用に供する道路」に当たるか否かの判断基準

（大阪地裁第 1 審判決（昭和 41 年 6 月 27 日判決）において、原告の主張をいれて大阪市固定資産評価審査委員会の修正した決定を取り消したため、敗訴した委員会側が控訴したのが本件である）

7　控訴人の主張

西側私道部分については、公道間の距離を短縮させるような位置関係になく、公道に対するバイパス的機能を果たしているものではないため、非課税規定の適用は認められない。

8　被控訴人の主張

所有土地の南側に私道が東西に、西側に私道が南北にそれぞれ通じているが、西側私道部分は公共の用に供する道路に該当するので、非課税規定の適用をしない決定は違法である。

9　判決の要旨

①　固定資産税の非課税規定は固定資産の公共的用途の着目したものであるから、私道であっても、それが公共の用に供する道路である限り非課税となる。

②　「公共の用に供する道路」とは、所有者において何等の制約を設けず、ひろく不特定多数人の利用に供するものをいう。つまり、「公共の用に供する道路」の認定基準は、「開放性」及び「不特定多数人が利用する状況」の二つであると解する。

③　係争西側私道は南側私道を経由して公道と私道とを結ぶものであり、当該道路の一般人の通り抜けに何等の制約を設けるものではなく、また、事実一般人の通行も行われているのであるから、「開放性」、「不特定多数人が利用する状況」の二つの要件に該当するものと認定される。したがって、「公共の用に供する道路」に該当するものであり、固定資産税を課することはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

注釈　地方税判例

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 40 年度

判番 767

固定資産税賦課決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 53 年 4 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪地裁・昭和 50 年（行ウ）第七号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　大阪市平野区長

5　経過

昭和 49 年　5 月　2 日	土地非課税適用申告書を東住吉区（行政区変更により平野区）長へ提出
昭和 49 年　6 月　6 日	東住吉区長より非課税の否認について通知
昭和 49 年　8 月　3 日	大阪市長に非課税否認処分の一部取消を求める審査請求
昭和 49 年 11 月 30 日	審査請求を棄却の裁決
昭和 50 年　2 月 28 日	昭和 49 年度固定資産税及び都市計画税の賦課決定取消請求訴訟提訴（以下、「旧訴」という。）
昭和 50 年　9 月　8 日	原告 1 名が第 3 回口頭弁論において非課税否認処分取消請求訴訟に交換的に変更（以下、「新訴」という。）
昭和 50 年 11 月 10 日	他 1 名も第 4 回口頭弁論において非課税否認処分取消請求訴訟に交換的に変更（以下、「新訴」という。）

6　争点

①　出訴期間経過後における訴えの交換的変更の効力は適法であるのか。

②　地方税法 348 条第 2 項第 5 号に規定する「公共の用に供する道路」の範囲は適法であるのか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　原告らの所有するマンションの用に供する土地のうち、市道に接した約 600 ㎡については、自動車以外は通行に制限を設けていないため、本件土地は、法 348 条第 2 項第 5 号に規定する「公共の用に供する道路」に該当する。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件旧訴が交換的に変更された後の新訴は出訴期間を徒過した不適法な訴えである。

②　本件土地は、道路としての形態を呈しておらず、一般人の通行の用に供する目的で設けられたものではないことから「公共の用に供する道路」には該当しない。

9　判決の要旨

①　訴えの交換的な変更は旧訴の取下げ及び新訴の提起と考えられることから、本件新訴は形式的に行政事件訴訟法第 13 条に規定する 3 カ月の出訴期間を経過した後に提起されたものと考えられなくもないが、本件旧訴及び本件新訴はいずれも、本件土地が法第 348 条第 2 項第 5 号に規定する「公共の用に供する道路」に該当するものであることをその理由としているものであって、実質的には、同一請求と解することができるものである。

したがって、本件新訴が不適法である旨の被告の主張は理由がない。

②　法第 348 条第 2 項第 5 号に規定する「公共の用に供する道路」とは、道路であって所有者において一般的利用について何らの制限を設けず、開放されている状態にあり、かつ、不特定多数人の利用に供されているものを指すと考えられる。

本件土地は、本来建物の敷地内の一部であって、当該建物居住者及び店舗への買物客の利用に供することを目的として設けられた通路ではあるが、現在では、当該居住者及び買物客に限らず、広く不特定多数人の利用に供されており、かっ、自動車以外の通行についてはその所有者である原告らによって何らの制限も加えられていない現状にあることから、これを「公共の用に供する道路」に該当すると認めるのが相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

注釈　地方税判例

判番 768～770

大阪市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　昭和 54 年 6 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪地裁・昭和 51 年（行ウ）第 55 号
　　大阪高裁・昭和 52 年（行コ）第 24 号
　　最高裁・昭和 53 年（行ツ）第 77 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　大阪市固定資産評価審査委員会

5　経過

　昭和 51 年　5 月 22 日　　審査委員会へ審査申出書提出
　昭和 51 年　7 月 22 日　　審査委員会による却下の決定
　昭和 51 年 10 月 27 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

　登記されている土地に係る固定資産評価審査委員会の審査申出権者の中に所有者として登記されていない実質上の所有者が含まれるか否か。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　地方税法第 432 条にいう納税者すなわち所有者には、登記簿上所有者として登記されている者のみでなく、所有者として登記されていない実質上の所有者をも含めるべきであるから、本件土地の実質上の所有者である原告は、地方税法第 432 条の規定による審査の申出をする権限を有する。

②　地方税法第 432 条により審査の申出をすることができる者に真実の所有者も含まれると解するのでなければ、同条は憲法第 32 条の規定及び第 76 条第 2 項の趣旨に違反する。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　地方税法は、統一的に登記簿上の所有名義人を納税義務者又は納税者として規定しており、同法第 432 条に定める納税者のみを別異に解釈することはできない。

②　地方税法第 432 条の「納税者」に真実の所有者に含めて解さなければ同条の規定が違憲となると結論付けるのは不適当であり、そこには論理の飛躍がある。

9　判決の要旨

①　登記のなされている土地、家屋につき、固定資産評価審査委員会に対し審査の申出ができるのは登記簿上、所有者として登記されている者に限られると解するのが相当である。

②　地方税法第 432 条により審査の申出をすることができる者が登記簿上所有者として登記されている者に限られることによる制約については、地方税法が固定資産税の納税義務者を決定するのに課税の便宜のため形式的な標準を採用したことの一環として、その合理性を認めうるのであるから、同条が憲法第 32 条、第 76 条第 2 項の趣旨に違反するということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

　注釈　地方税判例　　シュトイエル 187 号 45 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 51 年度

判番 771　772

大阪市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　昭和 58 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪地裁・昭和 56 年（行コ）第 54 号
　　大阪高裁・昭和 52 年（行ウ）第 48 号

3　控訴人（原告）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人（被告）　　大阪市固定資産評価審査委員会

5　経過

　昭和 46 年　3 月 29 日　　審査委員会へ審査申出書提出
　昭和 52 年　3 月 23 日　　審査委員会による棄却の決定
　昭和 52 年　6 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　高架道路を主要構造部で支える建物に係る固定資産税は非課税か。

②　一般人の通行の用に供されている建物内の廊下等は、公共の用に供する道路に該当するか。

③　非課税規定適用の有無について、固定資産評価審査委員会が審査すべきか否か。

7　控訴人（原告、上告人）の主張

①　建物の主要構造物が高架道路の構成部分と一体となっているから、主体構造部及び基礎の再建築費評点数のうち高速道路に属する部分は除外すべきである。

②　主要構造物の非課税について

　本件建物の主要構造物は高架道路の脚注と一体となっており、高架道路は、本件主要構造物全体を利用している。大阪市が高架道路の存続期間中無償で公共の道路に供しているから、主要構造物中、本件建物に属する部分は、市が公共の用に供する固定資産に該当し、非課税である。また、仮に主要構造物全体が本件建物に属するとすると、本件建物の主要構造物を大阪市が無償で公共の道路の用に供していることになるから、全体が非課税物件となる。

③　廊下等の非課税について

　本件廊下等は、単なる建物内廊下でなく、道路としての機能を負わされており、現に多くの歩行者に利用されているので公共の用に供する道路に該当する。

　仮に、公共の用に供する道路に該当しないとしても、設置目的、市の規制、及び利用実態からみて、国又は地方公共団体が公共の用に供する固定資産に該当する。他の地下街と区別する理由はない。

④　非課税規定適用の有無は固定資産税課税台帳に登録された価格に直接重大な影響を与えるから、被告はこれを審査すべきである。

⑤　本件建物につき登記簿上 3 棟からなる建物を、機能的に一体であるからといって 3 棟を一括して扱っていることは違法である。また、固定資産評価基準 2 章 1 節 5 項で、1 棟の家屋について固定資産税を課することができる部分とこれを課することができない部分とがある場合、区分して

価額を求めるという定めにも反することになる。なお、仮に区分不可能の場合には基準2章1節5項但書きの方法によって評価すべきである。

⑥　公共の用に供される固定資産税の非課税の取扱いについて、少しでも所有者側に受益の可能性が残っておれば課税されるというのでは、全く受益の可能性がない場合に比しあまりに不利益で不公平である。所有者に受益の可能性のある保安林が非課税とされるのに比し不公平である。

⑦　建物内の通路の利用が道路占用許可の条件になっていないことを理由として、非課税としないことは道路としての実態にそわない。

⑧　時価は、取引事例比較法によるべきである。本件建物は高速道路を支えているので使用処分が制限されるから、制限による下落を考慮すべきである。

⑨　自治大臣（当時）の定める評価基準は、立地条件・環境を考慮しないからそれ自体不十分なものであり、弾力的に運用すべきところ、本件建物には高速道路からの騒音、振動があるから、1点当りの金額を低廉にするほか経年減点補正率は住宅のそれによるべきである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件建物の上に高架道路が設置されているが、主要構造物は、構造上まさに本件建物の主要構造物であり、機能面からも管理面からも、本件建物の一部であり、主要構造物は、本件建物の一部となっており、原告らの所有権の及ぶ部分である。

②　本件廊下等は、道路としての形態性、開放性、公共性の要件をいずれも欠いているので、公共の用に供する道路に該当しない。

③　公共の用に供するとは、国及び地方公共団体が何らの制約を設けず、不特定多数の一般公衆の使用に供することによって公の行政の目的を達成するものをいい、こうした固定資産が非課税とされる理由は、所有者が何ら受益したり収益したりする可能性がない点にあるのであり、本件建物の主要構造物、本件廊下等、本件便所等は、いずれもこれに当たらない。

④　他の地下街の公共地下歩道については、行政上の目的から公共の用に供されているものについて非課税としており、本件建物の通路とはその性格を異にする。他の地下街でも非課税としていないものもある。

⑤　本件訴訟は、建物の価格決定の当否を争うものであるが、被告に対して審査申出することができ、かつ本件訴訟で争うことのできる事項は、家屋の価格のみである。非課税規定の適用の有無については、被告の審査申出事項ではないから、本件訴訟では争い得ない。

⑥　損耗と適用すべき経年減点補正率について、固定資産評価基準は、通常の損耗率である経年減点補正率によることができない場合等には、損耗減点補正率を定めており、これにより減点補正をして評価するものとされているところである。しかしながら、本件建物については、そのような損耗が存しなかったのであるから、原告の主張は失当である。

⑦　固定資産の価格決定は、固定資産評価基準によるべく義務づけられている。本件建物の評価は、地方税法 403 条に基づく評価基準に定める再建築価格方式によって客観的に行われており何らの違法の点もない。

9　判決の要旨

①　主要構造物を含む建物全体が原告らの所有物であり、高架道路の所有者の所有ではないので、建物を評価するときに主要構造物の一部又は全部を評価の対象から除外することはできない。

②　本件訴訟の対象は、原則としては家屋の価格のみということになるが、1棟の家屋について課税部分と非課税部分とがある場合には、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めるものであることから、被告は、課税部分と非課税部分の区分、すなわち非課税規定の適用の有無を判断せざるを得ない。よって、本件建物の非課税規定の適用の有無も、本件訴訟の対象となる。

③　主要構造物の非課税部分の有無について

主要構造物は、本件建物の主要な構成部分として原告らが現に受益している。高架道路の使用に供する制約はあるが、高架道路を維持するためのものであり、建物としての使用収益権が制約されるわけではない。よって、主要構造物が公共の用に供される固定資産には該当しない。

地方税法には、公共の用に供される固定資産につき、所有者が全く受益しない場合にのみ非課税とするというような限定はない。よって、保安林に比して不公平であるとの主張は当たらない。

④　廊下等の非課税部分の有無について

廊下等は、一般人の通行の用に供されてはいるが、建物の所有者の利益のために利用されている要素も多く、もっぱら不特定多数人の利用に供されているとすることはできないし、その一部は、終日開放されているわけではなく、何らの制約を設けずに一般人の通行の用に供されているわけではないので、公共の用に供する道路、及び公共の用に供される固定資産に該当するとはいえない。

また、非課税になっている他の地下街については、いずれも道路占用許可を受け、公道として一般通行の用に供することが義務づけられており、このような制約のない本件廊下等と同一に論じることはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

注釈　地方税判例　行集 34 巻 3 号 572 頁

（原審大阪地裁昭和 56 年 11 月 17 日　判決・行集 32 巻 11 号 1965 頁）

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 46 年度

判番 773

大阪市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

大阪地裁（平成４年（行ウ）第 50 号）

１　判決年月日　　平成５年６月 24 日

２　被告　　大阪市固定資産評価審査委員会

　原告　　[redacted]

３　経過

　平成　３年　６月 12 日　　審査委員会へ審査申出書提出

　平成　４年　６月　３日　　審査委員会による棄却の決定

　平成　４年　９月　７日　　審査決定取消訴訟提訴

４　本件土地の評価額（平成３年度）

本件土地１	47,881,000 円	「本件土地 A」という。
本件土地２	55,443,000 円	
本件土地３	21,361,000 円	
本件土地４	14,187,000 円	
本件土地５	20,485,000 円	
本件土地５	1,351,000 円	
本件土地６	4,324,000 円	
本件土地７	24,255,000 円	
本件土地 9～11	23,536,000 円	⇨「本体土地 B」という。

５　原告の主張

①　固定資産の価格が全市的に均衡していない。

②　本件土地 A 土地は、接する道路が狭い住宅地であるにもかかわらず、広い道路に接する商業地と価格に差異がない。

③　本件土地 A について、一筆ごとに評価するのではなく、利用単位で評価すべきである。

④　本件土地 A の評価は、他の街路に先立って路線価を付す主要な街路の選定を誤っているうえ、主要な街路に路線価を付すにあたって、売買事例から不正常要素を 92%として減価しており、不合理である。

⑤　本件土地 B は、下水処理場に面しているがそのことが考慮されていない。

６　被告の主張

①　各路線価は、基準宅地との評価の均衡及び市内の標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮して標準宅地の適正な時価を評定し、これに基づいて主要な街路に付設された路線価を基礎として街路の状況当の相違を総合的に考慮して適正に付設されているものであるから、市内の各路線価は相互に全市的な均衡が保たれている。

②　本件土地 A 付近の各街路の路線価は必要に応じ格差が設けられている。

③　宅地の評価は、固定資産評価基準により、原則として一筆ごとに行うこととされており、本件土地を一画地として評価している。

④　訴外大阪市長が選定した街路は、地価公示法に基づく標準地や国土利用計画法に基づく都道府県基準地の所在する街路ではないものの、普通住宅地区である当該地域における街路の状況及び価格事情等からみて当該地域において標準的で宅地評価の指標となるものであり、その選定は適正である。

　さらに、固定資産税における宅地の評価においては、売買実例地の正常売買価格については、現実の売買実例価額そのものによるものではなく、現実の売買実例価額に正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して求めているものである。

⑤　本件売買実例地の売買価格は、すでに下水処理場の影響が反映されていると認められるところである。

７　判決の趣旨

①　原告が挙げる各例について、路線価に影響を及ぼす種々の条件についての厳密な検討は何らなされていないので、全市的に均衡していないことの根拠とすることはできない。

②　近隣の路線価に照らしても、原告が主張するように路線価に不合理な点はない。

③　評価は、一筆ごとにするのが原則であるとされており、原告の主張からは、一筆ごとに評価したことが相当でないと認めることはできない。

④　本件土地 A の主要な街路は、比較的小規模な住宅が連続している地域であり、普通住宅地区内における指標となる街路であると認めることができ、その選定に誤りがあるということはできない。また、売買事例から不正常要素の 92%減価したことについても、地価が急激に上昇していた当時の状況や大阪市における基準宅地の価格に基づいて付された路線価が時価よりも大幅に低いことからすると、不合理であるということはできない。

⑤　売買事例では、すでに下水処理場の影響は考慮されているということができるから、それをもとに、算出された標準宅地及び本件土地 B の価格は、特段下水処理場の影響による減価をしなくとも、すでに下水処理場の影響は考慮されている。

判番 774

大阪市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

大阪高裁（平成５年（行コ）第 37 号）

大阪地方裁判所・平成４年（行ウ）第 50 号

１　判決年月日　　平成６年６月 15 日

２　被告　　大阪市固定資産評価審査委員会

　原告　　[redacted]

３　経過

　平成　４年　９月　７日　　審査決定取消訴訟提訴

　平成　５年　６月 24 日　　審査決定取消訴訟判決言渡

　平成　５年　７月　２日　　控訴

４　本件土地の評価額（平成３年度）

本件土地１	47,881,000 円	「本件土地 A」という。
本件土地２	55,443,000 円	
本件土地３	21,361,000 円	
本件土地４	14,187,000 円	
本件土地５	20,485,000 円	
本件土地５	1,351,000 円	
本件土地６	4,324,000 円	
本件土地７	24,255,000 円	
本件土地 9～11	23,536,000 円⇨「本件土地 B」という。	

５　控訴人の主張

①　課税要件は法令に拠るべきである。

②　固定資産の価格が全市的に均衡していなければならず、著しい不均衡は公平・妥当を欠き違法である。

③　本件土地 A の評価は、他の街路に先立って路線価を付す主要な街路の選定を誤っているうえ、主要な街路に路線価を付すにあたって、売買事例から不正常要素を 92%として減価しており、不合理である。

④　本件土地 A 土地は、接する道路が狭い住宅地であるにもかかわらず、広い道路に接する商業地と価格に差異がないのは著しい不均衡である。

⑤　本件土地 A について、一筆ごとに評価するのではなく、利用単位で評価すべきである。

⑥　本件土地 6 は資産価値ゼロであるのに、これをゼロにあらずと設定するのは、課税処分に課税要件の根幹を欠く重大な錯誤あり、無効である。

⑦　本件土地 B は、下水処理場に面しているがそのことが考慮されていない。

６　被控訴人の主張

①　固定資産の価格の決定については、地方税法第 388 条第 1 項に基づく固定資産評価基準及びこれを受けて定められた固定資産評価実施要領に従い行われるべきものである。

②　各路線価は、基準宅地との評価の均衡及び市内の標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮して標準宅地の適正な時価を評定し、これに基づいて主要な街路に付設された路線価を基礎として街路の状況当の相違を総合的に考慮して適正に付設されているものであるから、市内の各路線価は相互に全市的な均衡が保たれている。

③　訴外大阪市長が選定した街路は、地価公示法に基づく標準地や国土利用計画法に基づく都道府県基準地の所在する街路ではないものの、普通住宅地区である当該地域における街路の状況及び価格事情等からみて当該地域において標準的で宅地評価の指標となるものであり、その選定は適正である。

　さらに、固定資産税における宅地の評価においては、売買実例地の正常売買価格については、現実の売買実例価額そのものによるものではなく、現実の売買実例価額に正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して求めているものである。

④　本件土地 A 付近の各街路の路線価は必要に応じ格差が設けられている。

⑤　宅地の評価は、固定資産評価基準により、原則として一筆ごとに行うこととされており、本件土地を一画地として評価している。

⑥　本件土地 6 の価格は固定資産評価基準に従い適正に算定されているところであり、控訴人の主張は失当である。

⑦　本件売買実例地の売買価格は、すでに下水処理場の影響が反映されていると認められるところである。

７　判決の趣旨

①　固定資産評価基準は、自治大臣が地方税法 388 条に基づき定めた告示であって、一種の委任立法であるが、課税用件法定主義を定めた憲法 84 条、地方税法 3 条は、課税上基本となる事項は法律ないし条例で定め、細目事項は命令渡欧に委任することも許容していると解されるところ、地方税法は固定資産の課税標準を適正な時価と定めたうえ、その価格の具体的、細目的、技術的な算定基準として固定資産評価基準を定めることについて自治大臣の合理的な裁量に、また、固定資産評価基準は全国的統一基準を定めていることから、各市町村の実情に応じてこれを補完ないし補正するため実施要領等を定めることについて市町村長の合理的な裁量にそれぞれ委ねることとしているものであるから、地方税法 388 条の委任に基づき定められた固定資産評価基準はもとより、これに基づき制定された固定資産評価実施要領についても固定資産評価基準の作成を自治大臣に委任した同条の趣旨を逸脱するものではなく、憲法 84 条、地方税法 3 条に違反するものではない。

②　控訴人が挙げる各例について、路線価に影響を及ぼす種々の条件についての厳密な検討は何らなされていないので、全市的に均衡していないことの根拠とすることはできない。

③　主要な街路とは、各街路に路線価を付設する際における拠点となるものであるから、当該状況類似地区内において、街路の状況等及び価格事情が標準的で宅地評価の指標となる街路が選択さ

れるべきであり、大阪市長が本件標準宅地の沿接する街路を主要な街路として選択したのは妥当と認められる。

また、固定資産評価基準によれば、標準宅地の適正な時価を評定する場合においては基準宅地との評価の均衡及び標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮すべきものとされているところ、大阪市における平成 3 年度の基準宅地の適正な時価に基づいて付設された路線価は、時価よりも大幅に低いことに照らしても、これが不合理であるとは認められない。

④　近隣の路線価に照らしても、控訴人が主張するような路線価に不均衡は認められない。

⑤　評価は、一筆ごとにするのが原則であるとされており、控訴人の主張からは、一筆ごとに評価したことが相当でないと認めることはできない。

⑥　本件土地 6 の価格の評定は、固定資産評価基準等に従って、その沿接する街路条件が劣っていること、また、間口狭小な土地であることが考慮されて評定されており、その価格の評定は適正と認められ、控訴人の主張は理由がない。

⑦　売買事例では、すでに下水処理場の影響は考慮されているということができるから、それをもとに、算出された標準宅地及び本件土地 B の価格を評定するに際し、更に特段の減価を要するとは思わない。

大阪市固定資産評価審査決定取消請求事件（平成 8 年（行ウ）第 80 号事件）大阪地裁

1　判決年月日　　平成 9 年 5 月 14 日判決

2　被告　　大阪市固定資産評価審査委員会

　原告　　[redacted]

3　経過

平成　6 年　5 月　9 日	大阪市固定資産評価審査委員会へ審査申出書提出
平成　8 年　3 月　1 日	大阪市固定資産評価審査委員会による棄却の決定
平成　8 年　4 月 19 日	審査申出決定取消訴訟提起

4　本件土地の評価額　　20 億 6,862 万 4 千円（1 筆）平成 6 年度

5　原告の主張

原告は、平成 6 年度の土地の評価額について不服があるため、大阪市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出を行ったが、平成 8 年 3 月 1 付で棄却の決定がなされた。これを不服として、その決定の取消を求める訴えを起こしたものである。

6　被告の主張

評価の基準日は賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日とすべきであり、自治省資産評価室長通達によって平成 5 年 1 月 1 日とした評価替えは違法である。

7　判決の要旨

(1) 土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、基準年度の 1 月 1 日時点における適正な時価である。

(2) 適正な時価の評価のための価格調査基準日は、基準年度の賦課期日と同時点か少なくともできる限りこれに近接した時点であることを要する。

(3) 評価基準と各種通達（7 割評価を定めた自治省事務次官依命通達、価格調査基準日を定めた自治省税務局長通達、時点修正を定めた自治省資産評価室長通達）は、評価基準と一体のものとみることができない。

(4) 価格調査基準日を平成 5 年 1 月 1 日としたとしても、賦課期日からあまりにかけ離れており、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月までの我が国における地価下落傾向に鑑みれば、法の趣旨を著しく逸脱した違法なものである。

また、地価公示価格の 7 割を目途にするとの処理方針自体も直接法律上の根拠はない。

(5) 地価の下落局面にあたっては、価格調査基準日から賦課期日までの地価の予想下落率を幾分大きめに見積もるか、あるいは、予め土地の価格自体を控え目に算出することは十分に可能である。

現に、平成 9 年度においては、賦課期日の半年前までの地価変動状況を考慮することが実際の手続き上も可能となっている。

(6) 本件土地の賦課期日における客観的時価については、（本件土地の付近にある地価調査基準地の平成 5 年価格（基準日は平成 5 年 7 月 1 日）をもとに平成 6 年 1 月 1 日までの時点修正を行って平成 6 年 1 月 1 日時点における時価を求め、それに基づき本件土地の価格を算定したうえで）当該価格が決定価格を下回るものではないから、本件決定は適正である。

公刊の有無

判タ 960 号 106 頁、判例地方自治 172 号 27 頁

判番 776

固定資産評価審査決定取消請求事件

大阪地裁（平成８年（行ウ）第57号、第60号、第61号）

１　判決年月日　　平成10年10月29日

２　被告　　大阪市固定資産評価審査委員会

３　経過

平成６年　５月６日、９日　審査委員会へ審査申出書提出

平成７年12月５日　　審査委員会による棄却の決定

平成８年　３月６日　　審査決定取消訴訟提訴

４　本件土地の評価額（平成６年度）及び原告

[redacted]　69,156千円（３筆）、164,837千円（２筆）

[redacted]　130,612千円

[redacted]　124,166千円

５　原告及び被告の主張並びに判決の要旨

		原告の主張	被告の主張	判決の要旨
１　基準年度における土地の登録価格の意義	⑴　適正な時価とは	賦課期日の時価に７割を乗じた価格である。	固定資産評価基準や実施要領、依命通達に従って評価された価格である。	土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価額は、基準年度の１月１日時点における適正な時価である。 この法の内容を、課税庁側において評価事務に要する日時や地価の動向などの経済情勢や政策的判断によって変更することはできない。
	⑵　価格時点について	平成６年１月１日時点である。	平成４年７月１日を価格調査基準日とし、平成５年１月１日までの価格変動（下落）による修正を加えた。	価格調査基準日は、基準年度の賦課期日と同時点か少なくともできる限りこれに近接した時点であることを要する。 価格調査基準日を賦課期日の１年半前の７月１日とするのは、賦課期日からあまりにもかけ離れた時点である。 仮に平成５年１月１日までの価格変動（下落）による修正を加えたとしても、平成６年１月１日までの我が国における地価下落傾向に鑑みても、何らかの是正措置が採られないのであれば、法及び評価基準の趣旨を逸脱した違法なものといわざるを得ない。
	⑶　依命通達等について	本来法律によって行うべき実質的な増税を通達によって行ったもので、租税法律主義に反し違法である。 依命通達及び室長通達は、評価基準と一体となるものではなく、課税当局内部における運用の基準を示すものに過ぎない。	依命通達等各通達は、評価基準の内容をより明確にするとともに、その運用に際しての必要事項を示し、評価基準の解釈運用の指針となるものであるから、評価基準と一体のものとして取り扱われるべきものであり、法的拘束力を有する。	依命通達で７割とすることについては、直接の法的な根拠はなく、価格調査の基準日から賦課期日までの地価の変動を考慮して定められたとは認められないが、結果的に、登録価格を低めに算定することになる。
	⑷　[redacted]	関係標準宅地の価格に７割を乗じて算定する。	平成５年１月１日から平成６年１月１日までの間の価格の下落率は30％を超えないから、下落率を反映させて評価した賦課期日である平成６年１月１日時点の土地の時価は、決定額を上回る。	平成５年１月１日から平成６年１月１日までの地価公示価格の下落率は24.0％であり、この下落率を考慮して算出した賦課期日における時価は、登録価格を上回る。
	⑸　[redacted]	⑷に同じ。	⑷に同じ。	⑷に同じ（ただし、下落率は29.4％である。）。
	⑹　[redacted]	（[redacted]不動産鑑定士の鑑定意見書に基づき） 路地の奥にあって、その地上では建築基準法上家屋の建替えができず、商業地としての高度利用ができない。 住宅地としての価格水準に戻すため(0.4)×西側部分の全部又は北側街路への通路部分を買収する場合のリスク(0.4)×不動産業者が購入する場合の仲介手数料、登録免許税、不動産取得税等の諸経費、購入者の適正な利潤(0.23)を控除すべきである。	公簿上の地積349.56㎡の１筆の土地の一部で、原告所有の建物が所在し、東側の画地部分である。 当該画地について、袋・無道路地奥行価格逓減率(0.94)×無道路地補正率(0.15)×その他補正(0.1)を減じている。	地上建物の建替えができず、高度利用ができないからといって商業地のメリットを全く享受できないわけでなく、また、隣地の買収のリスクとして40％もの減額をすることははなはだ疑問であるのみならず、更に、通常の取引に必要となる諸経費や相手方の利益について23％もの減額をすることははなはだ疑問であって、結局、鑑定評価書の結果を採用することはできない。

	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	判　決　の　要　旨
2 口頭審理手続きについて	本件各審査決定は、被告が、鑑定評価書、路線価図及び売買実例価格調査票等の資料を送付することや口頭審理を打ち切らないと原告に約束しながら、一方的に審査手続を打ち切ってしまったもので、違法な手続によってされたものであるから違法である。	（被告は、口頭審理に先立ち、訴外大阪市長からの弁明書を審査申出人全員に送付したところであり、当該弁明書には、評価の方法及びその手順の概要、関係標準宅地の路線価、当該審査申出土地の固定資産路線価、画地計算法等が記載されていた。 また、第3回目固定資産の併合に係る口頭審理を開催しなかったのは、2回にわたる口頭審理より判断し、更に開催する必要があると認められる特段の事情がないと判断したためであるが、第3回目の併合に係る口頭審理を開催する必要があるかどうかを判断するためにも、原告らに主張の機会を与えるべく文書の提出を促してきたところであるが、原告らからは何ら主張はなかった。 以上のことから、被告は、原告らにおいて不服事由を特定して主張するために必要と認められる範囲に事実を明らかにし、原告らが充分に反論及び立証が可能となるような措置を講じてきたところであり、第3回目の併合に係る口頭審理を開催しなかったという一事をもって、本件決定の手続きが違法であるとの原告らの主張には理由がない。）	依命通達等に従って行った各不動産の評価が、従来の評価方法に比して高い価格を決定することになるとして、それが憲法に違反し、又は、違法であるとの点についての判断は、最終的には、司法機関である裁判所が決すべきものであることに照らしても、被告が第二回以降の口頭審理を開催せずに本件審査決定をしたことは、その裁量の範囲内の措置として適法である。

大阪市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

大阪地裁（平成11年（行ウ）第10号）

1　判決年月日　　平成12年10月27日

2　被告　　大阪市固定資産評価審査委員会

　原告　　[redacted]

3　経過

(1) 平成6年度分　　平成　6年　4月30日　　審査委員会へ審査申出書提出

　　平成10年11月26日　　審査委員会による棄却の決定

(2) 平成7年度分　　平成　7年　7月12日　　審査委員会へ審査申出書提出

　　平成10年11月26日　　審査委員会による却下の決定

(3) 平成8年度分　　平成　8年　5月　2日　　審査委員会へ審査申出書提出

　　平成10年11月26日　　審査委員会による却下の決定

(4) 平成9年度分　　平成　9年　5月　6日　　審査委員会へ審査申出書提出

(5) 平成10年度分　　平成10年　3月30日　　審査委員会へ審査申出書提出

(6) 平成11年2月24日　　審査決定取消訴訟提訴

※平成9年度分及び平成10年度分については、提訴日現在、審査委員会の決定がなされていないため、原告は平成11年法律第15号による改正前の地方税法第433条第8項によるみなし却下の決定があったものとして、その取消を求めたものである。

4　本件土地及び家屋の評価額

　別紙1のとおり

5　原告及び被告の主張並びに判決の要旨

　別紙2のとおり

別紙１

本件土地及び家屋の評価額

１　本件土地 1[redacted]

平成６年度　3,673,329 千円

平成７年度　3,673,329 千円

平成８年度　3,673,329 千円

平成９年度　1,148,524 千円

平成 10 年度　976,905 千円

２　本件土地 21[redacted]

平成６年度　18,065 千円

平成７年度　18,065 千円

平成８年度　18,065 千円

平成９年度　13,770 千円

平成 10 年度　13,060 千円

３　本件家屋 321[redacted]

平成９年度　2,480 千円

平成 10 年度　2,480 千円

４　本件家屋 4[redacted]

平成９年度　1,346 千円

平成 10 年度　1,346 千円

別紙２

４　原告及び被告の主張並びに判決の要旨

		原告の主張	被告の主張	判決の要旨
平成六年度について	資料開示違反	地方税法に定める評価手順・評価方法・評価手続・計算根拠等の具体的資料の開示がないまま決定を行ったことは審査手続に瑕疵がある。	大阪市長に弁明書を求め、口頭審理を開催するとともに、原告からの資料要求、弁明要求にも応え、原告及び大阪市長の主張の争点を明らかにしたうえで、関係資料も検討し、決定したものである。	本件各土地の登録価格算定に必要な資料等は相当程度開示されており、原告らが不服事由を特定して主張するための合理的な範囲の事実は開示され明らかにされていたものと認められるため原告の主張は理由がない。
	期間遵守違反	平成６年度の審査申出に対する決定は、法に定められる期間遵守規定（法第 433 条第１項）に違反している。	法第 433 条第１項は訓示規定であり、30 日を過ぎて行った決定も有効とされている。	法は審査申出人にそのまま決定が出されまで待つか、却下とみなして取消訴訟を提起するかを委ねる趣旨と解されるから、審査申出人は、決定が出されるまで待つことを選択しておきながら、審査決定の取消事由とすることは背理というほかなく、法第 433 条第１項に違反したことをもって審査決定を取り消すことはできない。
	租税法律主義違反	法及び評価基準等の変更がないまま、依命通達改正により、地価公示価格等の７割水準で評価したことは、評価基準を改変して課税要件を変更したに等しく、憲法に定める租税法律主義に反して違法である。	平成 11 年２月 26 日大阪地裁判決において判示されたように、本件依命通達も昭和 38 年通達と同様に、評価基準についての解釈を統一するための通達と位置づけられ、評価基準の具体的取扱いを説明し、評価基準の公的な解釈指針を示したにすぎないということができるため、依命通達それ自体によって評価基準を改変したとか新たに課税要件を定めたというものではないから、租税法律主義に反するということはできない。	被告の主張（判例）を支持し、７割通達は、租税法律主義に反するものではない。
	７割評価、拠する評価手続の違法	本件土地の決定価格は、法上何ら職務権限を有しない不動産鑑定士が求めた鑑定結果を基礎とするものであり、法の規定しない評価手続によって求められた価格は違法である。	本件依命通達において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格を活用することとすると示され、それに従っているため、合理性を有する。	法又は評価基準において、不動産鑑定士はなんら明示的に権限を与えられている者ではないが、不動産鑑定士の評価方法が、適正な時価を求めるために合理的な方法と認められる以上、評価手続が不動産鑑定士による標準宅地の価格の算定を前提としているからといって決定価格が直ちに違法となるべきものではない。 不動産鑑定士は土地の評価に関して高度の専門性を有する専門家であるから、その鑑定結果を計算の基礎とすることは合理性がある。

		原告の主張	被告の主張	判決の要旨
平成六年度について	7割評価、拠する評価手続の違法	不動産鑑定評価基準に従って鑑定評価が求められていることは、評価基準によって価格を決定しなければならないとする法第403条第1項に反する。	不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準に依りながら鑑定評価を行うにあたり、合理的かつ現実的な認識と判断に基づいた一定の秩序的な手順の中に考慮されており、適正である。	評価基準の売買実例価額方式は、不動産鑑定で用いられる手法となんら矛盾するものではなく、むしろいずれの手法も正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的交換価値の把握を目的とするのであり、標準宅地の価格を算定するにあたり不動産鑑定士の鑑定結果を用いることは、それに基づいて算定された登録価格を違法とするものでない。
		地価公示法の正常な価格はその目的や基準等において適正な価格とは全く別のものであり、これを固定資産評価の基礎とすることは違法である。	平成11年2月26日大阪地裁判決において、地価公示法は、適正な時価の形成に寄与することを目的として、標準地を選定し、その正常な価格を公示するものとし、正常な価格とは、土地について、自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格をいうと規定しているから、法にいう適正な時価と正常な価格とは同一の価格を志向する概念ということができると判示されている。	被告の主張（判例）を支持し、適正な時価と正常な価格は相矛盾するものではなく、また全く異なる概念というわけでもなく、むしろ非常に近い概念であると理解されるから、正常な価格を基礎として適正な時価を算定することは合理性が認められ、何ら違法となるものではない。
		地価公示価格等の7割程度とされた経緯や根拠について、何ら合理的な根拠がない。	本件依命通達は国会をはじめ政府税制調査会、閣議決定等での相当の期間をかけた議論を経て、政府全体の方針として決定、実施されてきたものであり、評価基準と一体のものとして取り扱われるべきものであって、これらに従って評価を行ったことは、法の根拠に基づく適法なものである。	7割程度という割合は、全国的な実情調査及び客観的資料に基づき総合的に検討された上で決定されたものであるから、合理的な理由があり、原告の主張に理由がない。
		地価公示価格が大幅に下落している状況で、固定資産の評価額だけが数倍にも上昇することは異常であり、違法である。	依命通達に従って評価を行っており、平成6年度の価格の決定は適正に行われており、何ら違法な点は存しない。	それまでの固定資産評価が客観的時価からかけ離れて低かったからに過ぎないのであり、固定資産評価額が地価の下落傾向に反して数倍になったことにつき、何ら違法とすべき理由はない。

		原告の主張	被告の主張	判決の要旨
平成六年度について	価格調査基準日の違法	平成6年度において、平成5年1月1日の価格（平成4年7月1日を価格調査基準日とし、平成5年1月1日で時点修正したもの）をもって、賦課期日（平成6年1月1日）における適正な時価としたことは違法である。	評価事務の手続的な制約を考慮すると、法は賦課期日から評価事務に要する合理的な期間を遡った時点の時価を賦課期日における当該土地の価格とすることを当然予定している。	登録価格を算定すべき基準日は、賦課期日である当該年度の初日の属する年の1月1日であることは明らかであり、他の時点をもって登録価格の算定基準日とする規定を見いだすことはできないから、被告の主張を採用できない。 もっとも、評価事務に相当の期間を要することは当然であって、賦課期日からこれらの評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査基準日として取り扱うことは法が全く禁止しているものとは解されない。しかし、価格調査基準日から賦課期日までの間に、著しい価格の下落が生じ、時点修正措置及び7割通達による3割の減額部分を考慮してもなお価格が賦課期日における客観的時価を超えてしまう場合には、それに基づく登録価格は違法となるものと解される。 本件についてみると、平成5年1月1日から平成6年1月1日までの間の価格下落分は、30パーセントを超える価格の下落はなかったものと認められるから、違法は認められず、原告の主張は理由がない。
	本件土地一の価格決定	本件土地1の平成6年度の価格として1億7,606万8,000円から4億946万1,000円までの間の価格が適切な価格である。	法、評価基準、評価実施要領、依命通達等の通達に拠らない独自のものであり、到底容認できない。	原告独自の見解に基づくもので採用することはできない。
		本件土地1について、建築基準法上、商業地域と住宅地域が混在しており、固定資産評価上も1つの宅地に2つの地区（商業地区と住宅地区）が混在し、その場合の取扱いが不明であり、宅地の利用状況を基準とするのであれば、宅地毎で区分する必要がある。	固定資産評価における用途地区は、評価基準で定める市街地宅地評価法を適用することを目的として、宅地の実際の利用状況を基準として区分されたものであり、本件土地1を含む地域は、大阪市中央区内の普通商業地区に区分されており、原告が主張するように商業地区と住宅地区が混在し取扱いが不明であるということはできない。	固定資産評価における本件土地1の用途地区は、普通商業地区に区分されていると認められ、原告の主張に理由がない。

		原告の主張	被告の主張	判決の要旨
平成六年度について	本件土地一の価格決定	本件土地1に係る標準宅地の選定に係わって、標準的なものの根拠が不明である。	標準宅地は、状況類似地区の主要な街路に沿接する宅地のうちから奥行、間口、形状等の状況が当該地域において標準的なものと認められるとして選定された宅地であり、不明であるということはできない。	標準宅地は、被告の主張のとおりであり、どの土地を標準宅地として選定するか否かについては市町村長に当然に裁量が認められ、その選定が明らかに不合理であるなど特段の事情がない限り違法とはならないと解されるところ、本件土地1の標準宅地は標準宅地として不適当であるような事情は何ら認められない。
		標準宅地1の価格を求める際に不正常要素を修正したかどうか不明である。	不動産鑑定士の行った標準宅地の鑑定評価書における取引事例比較法の事情補正において適正に補正されている。	不動産鑑定士が行った鑑定評価書における取引事例比較法の事情補正等にお適正に補正されていると認められ、違法な点は認められない。
		本件土地1は不整形であり、不整形補正率0.8を適用するべきである。	本件土地1については、整形地とはいえないが、地積は1,115.00㎡であり、敷地の上には、地下1階付9階建延床面積6,337.21㎡の建物が建てられており、建物の敷地として有効に利用されているので、利用上の制約を受けるとして、減価補正を要するものとは判断されない。	不整形地補正率を数値的にいかなるものと評価するかについては、評価基準は上限を定めるだけで特段の定めをおかず、これを評価庁の裁量的判断に委ねているものと解され、本件土地1については、被告の主張のとおり、利用上の制約はほとんどなく、現実に建物の敷地として有効に利用されているものであるから、市長が減価補正をする必要がないと判断したことは何ら不合理なものではなく、裁量の範囲内であって違法とはならないというべきである。
		本件土地1の間口距離は36.62m、奥行距離は34.74mであり、奥行価格逓減率は90%である。	原告が主張する間口距離及び奥行距離の算出の根拠は不明であり、当該距離は、中央区役所に保管されている地籍図の縮尺を基に算定されたものであり、また、大阪法務局今宮出張所において地積測量図を調査した結果、奥行距離は34mと確認された。したがって、本件土地1の奥行価格逓減率91%は適正である。	事実と比較して軽微な相違であるにすぎなければ、評価手続に伴う誤差の範囲内として違法とはならず、仮に、原告の主張どおりの奥行距離であったとしても、この程度の軽微な差異は評価手続に伴う誤差の範囲内のものというべきであって、この点のみをもって違法とはならないものというべきである。
	本件土地二の価格決定	平成3年度価格を基に、本件土地2の平成6年度の価格として302万1,000円から693万1,000円までの間の価格が適切な価格である。	法、評価基準、評価実施要領、依命通達等の通達に拠らない独自のものであり、到底容認できない。	原告独自の見解に基づくもので採用することはできない。
		本件土地2と標準宅地2の格差率が基準年度により異なっており、いずれが正しいのか不明である。	固定資産の土地の評価にあたっては、3年度に1年度を基準年度とし、3年間の状況類似地域内における価格形成要因は不変であるとはいえず、各基準年度における主要な街路の路線価とその他の街路の路線価の格差率は必ず一定になるとは言い切れないものである。	被告の主張を支持し、各基準年度の各格差率について、その合理性を疑わせる事情は認められず、原告の主張は採用できない。

		原告の主張	被告の主張	判決の要旨
平成七・八年度について	審理、却下したことの違法	平成7年度、平成8年度の審査手続において、被告が審理をすることなく審査申出を却下したことは違法である。	平成7年度及び平成8年度は、それぞれ第2年度及び第3年度に該当し、本件土地の価格は、基準年度である平成6年度の価格が据え置かれているところであるが、申出人の主張がいずれも、法第349条第2項ただし書並びに第3項ただし書に掲げる事情のため基準年度の価格によることが不適当であることを理由としているものとは認められず、本件審査申出を被告が却下したことは適正であり、何ら違法な点は存しないものである。	被告の主張を支持し、原告の審査申出をいずれも不適法なものとして却下したことは適法であり、原告の主張は理由がない。
平成九年度について	本件土地一の決定価格	本件土地1の平成9年度の価格として8,114万4,000円から4億7,732万円までの間の価格が適切な価格である。	法、評価基準、評価実施要領等に拠らない独自のものであり、到底容認できない。	原告独自の見解に基づくもので採用することはできない。
		標準宅地1は傾斜地にあり、また、個別要因により減価もしているような土地であるため、到底標準的な土地とはいえない。	標準宅地が沿接する主要な街路と本件土地1が沿接する街路はともに谷町筋にあり、同筋は全体に勾配がある上町台地に位置するために、両方の街路の勾配に差が認められるため、路線価の付設において格差を考慮したが、本件標準宅地自体は画地計算法上の補正を要するような傾斜地ではなく、本件土地1に係る標準宅地の選定は適正である。	どの土地を標準宅地として選定するか否かについては市町村長に当然に裁量が認められ、その選定が明らかに不合理であるなど特段の事情がない限り違法とはならないと解されるところ、本件土地1の標準宅地は標準宅地として不適当であるような事情は何ら認められない。
		都市計画法上は本件土地1内に商業地域と住宅地域が混在しており、建築基準法上、商業地域は容積率600%、住宅地区は容積率300%であるにもかかわらず、固定資産評価においては本件土地1すべてを商業地区として評価し、かつ本件土地1のその他の街路の路線価を付設する際に基準容積率を600%として計算しているから違法である。	建築基準法上の用途規制については、本件土地1が都市計画法に規定する2種類の用途地域にわたるため、全敷地について過半を占める用途地域の用途規制が適用されている。用途規制による容積率等土地利用上の公法上の規制については、固定資産評価において、主要な街路の路線価からその他の街路の路線価を付設する際に総合的に考慮されており、適正である。	固定資産評価における用途地区は評価基準で定める市街地宅地評価法を適用することを目的として、宅地の実際の利用状況を基準に区分けされている一方、都市計画法上の用途地域は部市計画区域における合理的な土地利用計画に適合するよう定められているものであり、立法趣旨が異なることから、両者の区分に差異があるとしても何ら違法はない。 路線価の付設にあたって考慮する基準容積率は市町村長の裁量の下にあるものというべきであり、同時に評価上の誤差は当然ある程度許容されるものであるところ、本件土地1の大部分が容積率600%であることを考慮すると誤差の範囲もしくは裁量の範囲に十分収まるものであって、何ら違法は認められない。

		原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	判　決　の　要　旨
平成九年度について		本件土地 1 の奥行距離は 34.74m である。	平成 6 年度と同じ	平成 6 年度と同じ
	本件土地二	本件土地 2 の平成 9 年度の価格として 331 万 2,000 円から 630 万 3,000 円までの間の価格が適切な価格である。	法、評価基準、評価実施要領等に拠らない独自のものであり、到底容認できない。	原告独自の見解に基づくもので採用することはできない。
	本件各家屋	本件家屋 3 の平成 9 年度の価格として 179 万 5,000 円、本件家屋 4 は 97 万 4,000 円が適切な価格である。	法、評価基準、評価実施要領等に拠らない独自のものであり、到底容認できない。	原告独自の見解に基づくもので採用することはできない。
		家屋の価格が昭和 49 年度から平成 5 年度まで同一であること、再建築費評点数の算出根拠、乗率等が疑問である。	家屋の評価方法は、再建築価額を基礎として評価する方式、いわゆる再建築価額方式によることとされており、固定資産評価基準に定められた家屋の評価方法に従い、適正に評価が行われている。	法や評価基準に反する点を認めることはできず、特に不合理なものとも認められないから、これらの点につき違法はない。
平成一〇年度について	本件土地一	本件土地 1 の平成 10 年度の価格として 8,114 万 4,000 円から 4 億 7,732 万円までの間の価格が適切な価格である。	法、評価基準、評価実施要領等に拠らない独自のものであり、到底容認できない。	原告独自の見解に基づくもので採用することはできない。
	本件土地二	本件土地 2 の平成 10 年度の価格として 331 万 2,000 円から 630 万 3,000 円までの間の価格が適切な価格である。	法、評価基準、評価実施要領等に拠らない独自のものであり、到底容認できない。	原告独自の見解に基づくもので採用することはできない。
	本件各家屋	建物が通常の維持管理をしている状況において、新築時より物理的に社会的に経済的に陳腐化し減価していないはずがない。	本件家屋の価格については、基準年度である平成 9 年度の価格が据え置かれているところであり、審査の申出における原告の主張は、いずれも法第 349 条第 2 項第 1 号に掲げる事情があるため基準年度である平成 9 年度の価格によることが不適当であることを理由にしているものとは認められないことから、本件家屋に係る平成 10 年度分の審査の申出は不適法なものとして却下されるべきものである。	本件各建物の平成 10 年度登録価格は、基準年度である平成 9 年度の価格が据え置かれているものであるから、法第 349 条第 2 項第 1 号に掲げる特別の事情があるため、同条第 2 項ただし書の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができないとされ、本件各建物の審査申出書の主張の中に、本件各建物に法第 349 条第 2 項第 1 号に掲げる特別の事情があるため、基準年度の価格によることが不適当であることを理由としているものが含まれているとは認められないから、原告の審査申出は不適法なものとして却下されるべきであり、その余の点を判断するまでもなく、原告の主張は理由がない。

住吉区不動産事業協同組合の訴訟概要（平成 8 年（行ウ）第 55 号）大阪地裁

1　判決年月日　　平成 11 年 11 月 25 日

2　原告　　[redacted]

　被告　　大阪市固定資産評価審査委員会

3　訴訟経過

・平成　8 年　2 月 29 日　　大阪地方裁判所へ訴状提出

　（請求の趣旨）　　原告が平成 6 年度固定資産評価額（土地）について行った審査申出に対する、被告の平成 7 年 12 月 26 日付けの棄却決定の取消請求

・平成 8 年　6 月 13 日　　第 1 回口頭弁論

　以後　平成 11 年 6 月 10 日の結審まで 20 回の口頭弁論

・平成 11 年 11 月 25 日　　判決言渡

　棄却

・平成 11 年 12 月　7 日　　大阪高等裁判所へ控訴状提出

本件土地の評価額　　124,200,000 円（平成 6 年度）

原告及び被告の主張並びに判決の要旨は別紙 1 のとおり

別紙１

４　原告・被告の争点と裁判所の判断

	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　判　断
⑴ 租税条例主義違反	固定資産税は地方公共団体の租税であるから租税条例主義の適用を受け、条例のみが課税権の根拠となるものである。しかるに、本件評価決定は条例に依拠することなく評価基準によりなされたものであることからして違憲である。	地方公共団体の課税権は地方自治制度の財政的裏付けとして憲法上の要請に基づくものであるが、具体的な課税権は法律の定めによって生じるものであるから、憲法上当然に地方公共団体に付与された課税権に基づき、条例のみにより課税を行うべきであるという原告の租税条例主義の見解は誤りである。	憲法の各規定に照らしても、憲法上、地方税の課税権の根拠が条例のみであるとか、その基本的な課税要件は必ず条例で定めることが要請されているとは解されない。
⑵ 固定資産評価基準及び依命通達と租税法律主義違反	固定資産評価基準及び「固定資産評価基準の取扱いについての依命通達」は、租税法律主義に違反する。 固定資産評価基準は単なる行政法規に過ぎず、このような単なる行政機関の告示によって課税要件を定めることは租税法律主義に反している。	租税法律主義は、国民の経済生活の安定を図り、経済活動の予測可能性を与えようとするものであり、その見地からすれば、租税の種類や根拠はもとより、納税義務者、課税物件、課税標準及び税率といった課税要件についても法律自体で細目まですべて定められていることが望ましいものの、複雑多様な経済事象に対処し、事態の変遷に応じて的確かつ公平な課税の目的を達成するためには、課税上の基本的な事項は法律で定めたうえで、細目的又は技術的事項について命令等に委任し、法律の規定を補充することは租税法律主義に違反するものではない 固定資産評価基準は固定資産評価の実施の方法及び手続きについての基本的な事項を定めたものであるが、実際の評価にあたっては、同基準の内容をより明確にする必要から、従前から依命通達により必要に応じて固定資産評価基準の運用に際しての必要事項を示し、解釈運用の指針としてきたところである。したがって、固定資産評価基準と依命通達は一体のものとして取り扱われるべきものであり、法的拘束力を有するものであるから、これらは租税法律主義に違反するものではない。	課税上の基本的かつ重要な事項について法律で明確に定めた上で、法律が細目的・技術的な事項について命令その他の下位法規に委任することは、その下位法規が委任の趣旨を逸脱しない限り、租税法律に違反するものではないと解される。 固定資産評価基準は、大量の固定資産の評価を反覆・継続的に、また客観的・統一的に行うための技術的な要請の下にされたもので、評価基準の内容に照らしても、法の趣旨を逸脱するものとは解されない。

	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　判　断
⑶ 価格時点	賦課期日である平成６年１月１日ではなく、平成５年１月１日を価格調査基準日として評価したことは違法。	評価替えの手続きは、大量の事務作業を要求されるうえ、各市町村間の調整手続きが必要なことから、基準年度の価格の評価については、賦課期日から１年半遡った時点を価格調査基準日として評価する方法が従前からとられてきたところであり、このような方法は地方税法も当然予定しているところである。平成６年度の評価替えについても従前のとおり賦課期日の１年半前である平成４年７月１日を価格調査基準日としていたものであるが、その後の地価の下落傾向に鑑み価格修正を行うこととされ、評価替えに伴う事務作業及び調整手続きに必要な期間を考慮して平成５年１月１日で時点修正を行ったものであり、判例上も平成４年７月１日を価格調査基準日として平成６年度の固定資産評価額を決定したことは適法とされている。	土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価額は、法において、賦課期日、すなわち当該年度の１月１日の時点における適正な時価であると定められていることは明らかであって、法その他の法律における特段の定め、あるいは法の改正によらない限り、この法の内容自体を、課税庁側において評価事務に要する日時や地価の動向などの経済情勢や政策的判断によって変更することはできない。 価格調査の基準日は、各土地の評価のための膨大な事務処理作業を考慮しても、基準年度の賦課期日と同時点か少なくともできる限りこれに近接した時点であることを要すると解さざるを得ない。 評価基準自体に価格調査の基準日についての規定はない。そして局長通達及び室長通達は、法規範たる性質を有するものではなく、評価基準ともその性格を異にする。 価格調査の基準日を賦課期日の１年６ヵ月前の平成４年７月１日とするのは、賦課期日からあまりにかけ離れた時点であって、仮に平成５年１月１日までの価格変動による修正を加えたとしても、右時点から平成６年１月１日までの我が国における地価下落傾向に鑑みると、何らかの是正措置がとられないのであれば、法及び評価基準の趣旨を逸脱したものといわざるを得ない。 ただし、この点に違法があるとしても、本件審査決定の取消事由とまではならない。 賦課期日以前のできる限りこれに近接した時点を価格調査の基準日として各土地の価格を評価し、これに賦課期日までの価格変動要因を想定して賦課期日における土地の時価を算出することは、少なくとも、何らかの資料に基づく予想される価格変動による修正を加味することによって、可能なことであり、このような方法により登録価格を決定することをこそ法は要求し

	原告の主張	被告の主張	裁判所の判断
			ているものと解される。 もとより、将来の地価の変動を確実に予測することに困難な面があることは否定し難いし、まして個々の土地についてそのような予測を正確に行うことには困難を伴うが、登録価格を決定するに当たっては、それが賦課期日における客観的時価を上回ることのないよう、評価事務手続に要する期間を考慮しつつ、できる限り賦課期日に近接して価格調査の基準日を設定し、とりわけ地価の下落局面にあっては、価格調査の基準日から賦課期日までの地価の予想下落率を幾分大きめに見積もるなどの方法により登録価格を控え目に算出することは可能であり、法も評価基準も一定の限度ではこれを許容しているものと考えられる。
(4) 7割評価について	本件決定額は、賦課期日である平成6年1月1日時点の本件土地の適正な時価を上回るもので、登録価格として過大であって違法である。	各通達は評価基準の内容をより明確にするとともに、その運用に際しての必要事項を示し、評価基準の解釈運用の指針となるものであるから、評価基準と一体のものとして取り扱われるべきものであり、法的拘束力を有する。	一定割合を7割とすることについては、直接の法的な根拠はなく、また、価格調査の基準日から賦課期日までの地価の変動をおり込むことを考慮して定められたものとは認められないが、登録価格が賦課期日の時価を上回るものかどうかの判断にあたっては、結果的に、登録価格を低めに算定することになる。 改正次官通達の宅地評価について、地価公示価格等の7割を目途とするという点については、法的な根拠はないが、本件土地の時価を評価する方法として不合理な点は認められず、むしろ、合理性を有していると認められる。
(5) 関係標準宅地の鑑定評価	本件土地の関係標準宅地である大阪市住吉区[redacted]の土地の鑑定評価は、本件関係標準宅地の約500m以内に所在する地価公示地の地価公示価格を規準とせず、約1,500m離れた都道府県地価調査地の標準価格に比準して行われたものであるため、甚だしく大きな地域格差となっており不当である。	本件関係標準宅地は幹線道路である府道沿いにあり、固定資産評価基準で定めるところの併用住宅地区に所在するものであるが、住吉区及び隣接する住之江区内において、評価時点（平成4年7月1日）当時に幹線道路沿いの併用住宅地区に設定された地価公示地（以下「標準地」という。）及び都道府県地価調査地（以下「基準地」という。）は存在しない。このような場合、併用住宅地区が普通商業地域と普通住宅地域の性格を併せ持つものであることから、幹線道路沿いの普通商業地域か幹線道路に近接した普通住宅地域における標準地・基準地を規準・比準とすることが考えられ、これを踏まえたうえで、本件関係標準宅地の鑑定評価は、標準地を規準とせず、本件基準地（本件関係標準宅地からは離れているものの、幹線道路沿いの普通商業地域に所在する）に比準して行われたものである。	被告の評価方法における標準価格も、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補によって算出される価格であって、必ずしも、地価公示価格より精度において劣るということもできない。 本件標準宅地の鑑定評価は、取引事例法による比準価格を算出するに際して、併用住宅地区の取引事例1例に加えて、普通住宅地域内の取引事例2例を用いているが、普通住宅地域内の2例も一般住宅・共同住宅の中に事務所・店舗等が混在する併用住宅地区に類似する地区の事例であるから、これらの事例を用いたことが不合理とまではいえない。
(6) 時点修正率（平成4年7月1日から5年1月1日）	本件関係標準宅地の平成4年7月1日から平成5年1月1日までの時点修正率13%について、本件基準地（住之江[redacted]）の価格が平成4年7月1日から平成5年7月1日までの間で31%下落しているのであるから、これを単純に平均して算出しても半年間の下落率は15.5%であり、時点修正率は15.5%にするべきである。	本件関係標準宅地周辺の土地の利用の現況と本件基準地周辺の土地の利用の現況は類似しているものの、両周辺土地の価格形成に影響する地域要因には大きな格差があり、両土地の地価変動率は同一とはならないから、本件基準地の下落率をもって、直ちに本件関係標準宅地の下落率とすることはできない。 住吉区における標準地と基準地が同一の地点における地価変動より勘案すれば、平成4年7月1日から平成5年1月1日までの半年間の下落率より、平成5年1月1日から平成5年7月1日までの半年間の下落率の方が大きく、本件基準地の平成4年7月1日から平成5年7月1日までの1年間の下落率の2分の1をもって、平成4年7月1日から平成5年1月1日までの半年間の下落率とすることはできない。	本件基準地の標準価格が平成4年7月1日から平成5年7月1日までに31%下落したからといって、必ずしも、平成4年7月1日から平成5年1月1日までの6か月間の下落率が単純にその半分といえるものでもない。しかも、時点修正率の数値は、一義的に明らかにすることが困難な性質のものであって、本件標準宅地の鑑定評価においてマイナス13%としたことが特に不合理なものとはいえない。
(7) 不動産価格報告書	[redacted]鑑定（平成8年12月10日） 1 価格 103,600,000（1㎡当たり430,350円） 2 価格時点 平成6年1月1日 3 783000×(1-23%)×(1+5.5%) 標準宅地の時価 時点修正 地域要因 ×(1-7%)×(1-25%)×(1-3%) 都市計画道路 地形 嫌悪施設 ＝430,350 対象地は商業系の土地である。 住吉区及びそれに隣接する市内4区における平成5年、6年の商業系の土地に関する地価公示価格の全ての継続標準地（10地点）をみると、この1年間の	平成6年度評価額 124,200,000円（240.68㎡） (578,000×0.96×0.93×240.68) 固定資産評価基準以外の評価方法は認められるべきでないのであるが、仮に、その点はおくとしても、不動産価格報告書の本件土地の評価額は、①平成5年1月1日から平成6年1月1日までの時点修正を行っている点、②標準宅地と本件土地の個別的要因の比較に際し、本件土地の形状のような画地計算において考慮すべき要因まで比較を行っている点、③本件土地の形状の影響を極めて過大に評価している点、④本件土地に対する	[redacted]鑑定には、不合理な点があり、これを本件土地の賦課期日の時価の評価に採用することはできない。 本件土地及び標準宅地のいずれも、住宅と店舗が混在する地域、すなわち、併用住宅地区に存在すると認められ、商業系の土地のみの地価下落率を基にした[redacted]鑑定の時点修正率は不合理である。 [redacted]鑑定は、本件土地の間口が面積に比して狭いことを理由に、利便性、風格、市場流通性において劣るなどして、形状・面積によるマイナス補正を17%としているが、奥行が長大であ

	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　判　断
	平均下落率は22.52%であった。 　最も重視すべき地点である対象地至近（約300m）で地価水準も近似している標準地（住吉5-3）の変動率は22.88%の下落であった。 　したがって、この1年間の地価変動率を23%と判定した。 　地形については、間口狭小、奥行長大（対象地一帯の近隣地域は沿道業務サービス用地であり、土地の効用・価値は駐車スペースの広狭により少なからぬ影響をうけ、間口の狭い対象地はこの点でかなり不利となる。）を総合的に勘案した結果25%劣るものと判定した。 　嫌悪施設は、墓地により 3%劣るものと判定した。 　[redacted]鑑定（平成10年12月20日） 1 価格　114,600,000（1㎡当たり476,250円） 2 価格時点　平成6年1月1日 3 783000×(1−23%)×(1＋5.5%) 標準宅地の時価　時点修正　地域要因 ×(1−7%)×(1−17%)×(1−3%) 都市計画道路　地形-面積　地域要因 ＝476,250 　本件土地は、平成6年1月1日既に路線商業地となっていたのであるから、その下落率は、住吉区内の3商業地のみの公示価格を平均すると 21.86%となる。特に至近に所在する、公示価格住吉[redacted]は、平成5年1月1日から平成6年1月1日まで22.9%下落している。更に、標準宅地の鑑定評価において採用された基準地住之江府[redacted]は、平成4年7月1日から平成5年7月1日まで31%下落し、平成6年7月1日にはさらに27%も下落している。これを単純平均すると29%下落していることからみても、[redacted]鑑定の23%は極めて控えめな算定である。 　嫌悪施設としての 3%減についても、平成9年度の評価替えから導入された大阪市土地価格比準表も 2%の減価を認めている。[redacted]鑑定は路線商業地において店舗、事務所の連たん性を分断するので、至近の墓地の影響がより大であることから 3%	霊園の影響を同じく過大に評価している点、の4点において、固定資産の評価方法として算定の根拠を欠くものといわねばならない。 　自動車利用を前提とした地積が広い沿道サービス施設といえるものは、千躰交差点に散見されるだけで、むしろ、固定資産評価基準の手続にしたがい、関係標準宅地が当該地域で標準的な宅地であるとして選定されたように、本件土地の近隣地域は関係標準宅地と同様の画地規模及び併用住宅の用途に供されている地域であるというべきであり、現況をまったく把握していないものである。 　時点修正率については、本件土地は住吉区の中心付近に存するところ、本件土地からはるか離れた西成区、阿倍野区、東住吉区、住之江区の地価公示価格を基に算定すること自体、何ら合理性を有しないものである。さらに、本件土地は住宅地区を細区分した併用住宅地区に存するのであるから、商業系の土地だけを用いて下落率を算定するというのは、併用住宅地区の住宅地域としての性格を全く無視するものである。 　被告は、住吉区内の平成5年と平成6年の全地価公示価格の住宅地と商業地をもとに、平均変動率を17.8%と算出するものであり、その算出方法は合理的なものである。 　仮に、関係標準宅地の鑑定評価価格が算定される際に比準された府基準地住之江[redacted]が存する住之江区内の地価公示価格を考慮したとしても、同区内の変動率は12.6%（同区内における地価公示地には商業地がなく、住宅地と工業系の土地から構成されているため、工業系の土地を除いて住宅地だけから算出した。）となり、住吉区と住之江区の平均変動率も15.7%となるものである。 　また、都市計画法上の用途地域が変更されたことをもって、実際の利用状況に基づき定められた固定資産税の用途地区が変	ることを減価要因として過大に評価し過ぎたもので合理性を欠く。 　[redacted]鑑定は、本件土地の北側約20mの位置に基地が存在することによってマイナス 3%の補正をすべきであるとする。しかし、付近に基地が存在することによりマイナス補正をするとしても、マイナス 3%の補正をするのは過大であるというべきである。

	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　判　断
	としたものである。 　本件土地の属する用途的地域性をみると、いわゆる路線商業地域である。 　かかる用途的地域にあっては、自動車利用を前提とした地積の広い沿道サービス施設の利用が最も有効使用であるが、本件土地のように間口が狭いと、このような最有効の利用を前提とした使用が困難となる。これらを考慮し17%減としている。また、国土庁の作成した土地価格比準表からも森田鑑定が17%減としたことは検証される。	更されるものであると判断することはできない。	

判番 779

大阪市固定資産評価審査決定取消請求控訴事件

大阪高裁（平成 11 年（行コ）第 110 号）

大阪地方裁判所・平成 8 年（行ウ）第 55 号

1　判決年月日　　平成 13 年 2 月 13 日

2　被控訴人　　大阪市固定資産評価審査委員会

　控訴人　　[redacted]

3　経過

　平成　8 年　2 月 29 日　　審査決定取消訴訟提訴

　平成 11 年 11 月 25 日　　審査決定取消訴訟判決言渡

　平成 11 年 12 月　7 日　　控訴

4　本件土地の評価額

　124,200,000 円（平成 6 年度）

5　控訴人及び被控訴人の主張並びに判決の趣旨

　別紙のとおり

13 年 4 月に提出済み

5　控訴人及び被控訴人の主張並びに判決の趣旨

	控訴人の主張	被控訴人の主張	判決の趣旨
本件基準地の地価下落率	本件基準地は、平成 4 年 7 月 1 日から翌 5 年 7 月 1 日までに 31%下落し、さらに、同 6 年 7 月 1 日までに 27%下落しており、平成 4 年 7 月 1 日から同 6 年 1 月 1 日までの本件土地価格の下落率は少なくとも 40.3%になるのに、原判決の計算では 28.5%に止まることになり、誤りである。	平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの半年間の下落率より、平成 5 年 1 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日までの半年間の下落率の方が大きく、本件基準地の平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの 1 年間の下落率の 2 分の 1 をもって、平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの半年間の下落率とすることはできないはずであり、平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価の下落率を算定するにあたり、平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 7 月 1 日までの 1 年間の下落率を単純平均することは明らかな誤りであり、算定の根拠を欠くものである。 原判決においても本件基準地の標準価格が平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日までに 31%下落したからといって、必ずしも、平成 4 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの 6 ヵ月間の下落率が単純にその半分といえるものではない。しかも、時点修正率の数値は、一義的に明らかにすることが困難な性質のものであって、本件標準宅地の鑑定評価においてマイナス 13%としたことが特に不合理なものとはいえないと判示されているところである。	本件決定額の基礎となった路線価は、平成 5 年分の国税局の路線価の約 86%の水準にあり、国税局の路線価は、毎年、公示価格の 8 割を目処に決定しているから、平成 5 年度の地価下落を考慮しても、公示価格等との逆転現象が生じていないことの裏付けであるとともに、本件決定額は固定資産評価基準等に沿った合理的な内容のものであり、平成 5 年 1 月 1 日から翌 6 年 1 月 1 日までの本件土地の下落率が 30%を超えるとは考えられないため、本件決定額が賦課期日現在の地価公示価格を上回っている等の特別事情があるともいえないため、法の要請する「適正な時価」に適うものと認められる。
用途地区の認定	本件土地は併用住宅地域とはいえ、幹線道路沿いに店舗、営業所が連なり、その間に存する中高層共同住宅も全て 1 階が店舗として利用されている典型的な路線商業地域である。	本件関係標準宅地に係る状況類似地域は併用住宅地区である。	本件土地周辺が併用住宅地区とされた点についても、本件土地は平成 6 年当時、都市計画法上の住居地域に属していたものの、本件街路に沿って区役所や学校等のほか、商店も相当数存在していたから、本件街路部分のみを普通住宅地区に続く併用住宅地区と位置づけたことには合理性が認められる。

	控訴人の主張	被控訴人の主張	判決の趣旨
鑑定評価における本件基準地の採用	地価公示法８条では「都市計画区域において土地の正常価格を求めるときは公示価格を規準しなければならない」旨規定しているが、大阪市長は全く状況の異なる基準地を採用しており、基準地の価格よりも公示価格の方が信頼できるものであることはその制度根拠自体からも明らかであり、公示価格ではなく、基準地の価格を比準として採用したことは誤りである。	本件関係標準宅地は幹線道路である府道沿いにあり、固定資産評価基準で定めるところの併用住宅地区に所在するものであるが、住吉区及び隣接する住之江区内において、評価時点（平成４年７月１日）当時に幹線道路沿いの併用住宅地区に設定された地価公示地及び都道府県地価調査地は存在しない。このような場合、併用住宅地区が普通商業地域と普通住宅地域の性格を併せ持つものであることから、幹線道路に近接した普通住宅地域における標準地・基準地を規準・比準とすることが考えられ、これを踏まえたうえで、本件関係標準宅地の鑑定評価は、標準地を規準とせず、本件基準地（本件関係標準宅地からは離れているものの、幹線道路沿いの普通商業地域に所在する）に比準して行われたものであり、合理的な理由がある。	登録価格には公平性・均衡性が要求されていることに照らすと、住吉区内に主要街路に面した適切な地価公示点がなかったため、区が異なるといえども類似性の認められる近隣の本件基準地の価格を斟酌することには合理性があり、本件標準宅地の価格評価の基礎となった鑑定評価書の判断が不合理であるとはいえない。
	基準地の価格から本件標準宅地の価格を算出する際、地域補正として239分の100を採用している。このような甚だしい価格補正をせざるを得ないこと自体が異常であり、国土庁監修の土地価格比準表で価格がより近似した地域を選択するよう要請していることからみても、本件標準宅地の価格算出方法に誤りがある。		
	本件標準宅地の価格算定のため採用されている取引事例はその土地の丁番から考えて中規模の普通住宅地域であることが推測できるが、そうであれば用途地域が共通する近隣３ 箇所の標準地の公示価格を採用すべきであり、大阪市長が行った価格算定の方法に一貫性を欠き、不合理である。		
補正率等の適用	本件関係標準宅地が二方路線地であるので、本件土地の評価額を算定する場合、5%の減額をするのが当然の理である。	背面路の現況から判断して、二方路線の影響を考慮する必要は何ら存しない。	本件標準宅地の路線価を算出するに当たり二方路線の影響が考慮されていない以上、同路線価を基に本件上地の路線価を算定するに当たって、二方路線の影響を考慮する必要がない。
	墓地の存在による減価についても、大阪市の土地価格比準表に定めているところであり、現に大阪市長の平成 9 年度の評価の際にはこれを認めて評価しているのであるから、本件においても当然考慮されなければならない。	本件訴訟は、平成６年度の評価について提起されたものであり、平成９年度の評価は本件訴訟とは関係がない。 固定資産税における土地の価格が「適正な時価」とあるとされ、固定資産評価基準が「適正な時価」を算定するうえで合理的かつ適正な基準であることが求められている以上、常にその内容に検討が加えられ、そのときの社会、経済情勢を反映した価格形成要因を把握し、見直しが図られることは当然である。かつての地価が高騰した時期と比べて昨今のように経済状況が悪化し、不動産市況が長期に渡って低調なときであれば、少しでも減価要因を伴う土地はその他の土地に比べて著しい影響を受けることになり、引いては、固定資産評価における路線価の付設方法等の見直しに繋がるものである。 固定資産評価においては、地域的に地価に影響を及ぼすと考えられる要因については、売買実例価額に反映され、ひいては標準宅地の適正な時価を通じて路線価の付設において反映されるものであり、本件墓地と関係標準宅地及び本件土地の位置関係を考慮すれば、本件基地の本件土地の価格への影響については、関係標準宅地の適正な時価を通じて路線価に反映されているものである。	墓地の影響についても墓地と本件土地とは隣接せず、その間には駐車場が存在し、その間の距離が 20m もある以上、その影響を考慮しなかったことが不当であるとは言えない。控訴人は、平成９年度には、これを考慮していることを根拠として不当であるというが、時点を異にし、不動産を取り巻く状況にも変化がみられる平成 9 年度を基準に論じることは相当ではない。
賦課期日における「適正な時価」	固定資産評価基準は一定の事実に一定の算式を適用するのみで何ら判断作用が働いていない。土地の価格は、一般的要因、地域要因、個別的要因等、多数の価格形成要因の相互作用によって形成されるもので、その要因は時々刻々変化するものである。これを正当に反映した鑑定により初めて明らかになるものである。本件の争いになっているのは、平成６年１月 1 日の適正な時価が幾らかということであり、固定資産評価基準に則っているということのみで適正であるということはできない。	固定資産の評価額が「適正な時価」であるか否かは、あくまで、その評価方法が固定資産評価基準及び固定資産評価実施要領に照らして妥当であるか否かにより判断されるべきである。仮に本件のような訴訟になったケースのみについて、控訴人が主張する私的な鑑定に基づき、固定資産評価基準等に従わず価格を決定し得るとすれば著しく不合理な結果を招くものといわざるを得ない。	法は、固定資産を評価するに当たって、自治大臣が定めた固定資産評価基準のみを適用して評価を実施することによって、全国的に統一がとれた形で「適正な時価」の算出が可能になるとの立場をとっているものと解され、このような法の立場からすれば、法が固定資産評価基準の内容について、上記目的を達成するうえで合理的な内容のものであることを要求していることも当然である。固定資産評価基準による市街地宅地の評価方法は全国規模で均衡がとれた土地価格を算出する方法としては合理的なものであると評価できる。
			法は３年に一度、全国の土地の評価替えを行うことを予定し、全国的な均衡を強く要請しており、そのために膨大な事務手続きを要することは自明のことであるから、調査時点と賦課期日との間に一定のずれが

	控訴人の主張	被控訴人の主張	判決の趣旨
			生じることは当然であって、自由主義経済を採用している以上、経済変動等によって、その間に価格変動を生じることも法は予想しているところであると解される。仮にその間に異常な価格変動が生じたとしても、土地所有者に過重な税負担を生じることは考えられず、実質的に違法状態を生じることは考えられない。 　したがって、当該土地の登録価格算定の基礎となった路線価が賦課期日現在の地価公示価格を逆転している等の特別事情が認められない限り、固定資産評価基準及びその解釈基準として示された合理的内容を持った通達にしたがって算出された登録価格は、法が要求する「適正な時価」に適ったものになるというべきである。
			通達の合理性については、法は固定資産評価基準による評価を市町村長に義務づけ、全国的な統一基準によって運用するため、自治大臣に技術的援助を行うよう要請しているのであるから、合理的内容をもった通達による、統一的運用基準が示されることは法が当然許容しているところであり、合理的根拠をもっているから違法であるとはいえない。 　もっとも、控訴人は、価格変動の修正時点を少なくとも平成5年7月1日時点にすべきと主張しているが、当時としては、その後も価格が下落し続けるか否かを見極めることは困難であったものと認められるから、7割補正をしていることをも考慮すれば、平成5年1月1日時点を基準としたことが合理性を欠く違法なものであったと解する
			賦課期日における「適正な時価」を基準に課税するよう要求されていることが明らかであるため、税の謙抑性の見地等から地価公示価格や鑑定価格の7割としたことは、合理的根拠をもっているから違法ではない。

	控訴人の主張	被控訴人の主張	判決の趣旨
控訴人提出の鑑定評価書の信用性	控訴人提出の[redacted]鑑定及び[redacted]鑑定は適正なものであり、これによれば、本件土地の平成6年1月1日現在の適正な時価は1億0902万8000円となり、本件決定額をはるかに下回る。	控訴人提出の鑑定評価書は、客観的妥当性、合理性を有するものとは到底言えないものであることは明らかで、その鑑定評価額は全く信頼性に欠ける不当なものである。	控訴人提出の鑑定評価書の信用性は乏しく、同鑑定に従って本件決定額に疑問があるとはいえない。

判番 780

固定資産評価審査決定取消請求事件

大阪地裁（平成８年（行ウ）第57号、第60号、第61号）

1　判決年月日　　平成10年10月29日

2　被告　　大阪市固定資産評価審査委員会

3　経過

平成６年５月６日、９日　審査委員会へ審査申出書提出

平成７年12月５日　　審査委員会による棄却の決定

平成８年３月６日　　審査決定取消訴訟提訴

4　本件土地の評価額（平成６年度）及び原告

[redacted]　69,156千円（3筆）、164,837千円（2筆）

[redacted]　130,612千円

[redacted]　124,166千円

5　原告及び被告の主張並びに判決の要旨

		原告の主張	被告の主張	判決の要旨
1 基準年度における土地の登録価格の意義	(1) 適正な時価とは	賦課期日の時価に７割を乗じた価格である。	固定資産評価基準や実施要領、依命通達に従って評価された価格である。	土地に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となる価額は、基準年度の1月1日時点における適正な時価である。 この法の内容を、課税庁側において評価事務に要する日時や地価の動向などの経済情勢や政策的判断によって変更することはできない。
	(2) 価格時点について	平成６年１月１日時点である。	平成4年7月1日を価格調査基準日とし、平成５年１月１日までの価格変動（下落）による修正を加えた。	価格調査基準日は、基準年度の賦課期日と同時点か少なくともできる限りこれに近接した時点であることを要する。 価格調査基準日を賦課期日の1年半前の7月1日とするのは、賦課期日からあまりにもかけ離れた時点である。 仮に平成5年1月1日までの価格変動（下落）による修正を加えたとしても、平成６年１月１日までの我が国における地価下落傾向に鑑みても、何らかの是正措置が採られないのであれば、法及び評価基準の趣旨を逸脱した違法なものといわざるを得ない。

		原告の主張	被告の主張	判決の要旨
1 基準年度における土地の登録価格の意義	(3) 依命通達等について	本来法律によって行うべき実質的な増税を通達によって行ったもので、租税法律主義に反し違法である。 依命通達及び室長通達は、評価基準と一体となるものではなく、課税当局内部における運用の基準を示すものに過ぎない。	依命通達等各通達は、評価基準の内容をより明確にするとともに、その運用に際しての必要事項を示し、評価基準の解釈運用の指針となるものであるから、評価基準と一体のものとして取り扱われるべきものであり、法的拘束力を有する。	依命通達で７割とすることについては、直接の法的な根拠はなく、価格調査の基準日から賦課期日までの地価の変動を考慮して定められたとは認められないが、結果的に、登録価格を低めに算定することになる。
	(4) [redacted]	関係標準宅地の価格に７割を乗じて算定する。	平成５年１月１日から平成６年1月1日までの間の価格の下落率は 30%を超えないから、下落率を反映させて評価した賦課期日である平成６年１月１日時点の土地の時価は、決定額を上回る。	平成５年１月１日から平成６年1月1日までの地価公示価格の下落率は 24.0%であり、この下落率を考慮して算出した賦課期日における時価は、登録価格を上回る。
	(5) [redacted]	(4)に同じ。	(4)に同じ。	(4)に同じ（ただし、下落率は29.4%である。）。
	(6) [redacted]	（[redacted]不動産鑑定士の鑑定意見書に基づき） 路地の奥にあって、その地上では建築基準法上家屋の建替えができず、商業地としての高度利用ができない。 住宅地としての価格水準に戻すため(0.4)×西側部分の全部又は北側街路への通路部分を買収する場合のリスク(0.4)×不動産業者が購入する場合の仲介手数料、登録免許税、不動産取得税等の諸経費、購入者の適正な利潤(0.23)を控除すべきである。	公簿上の地積 349.56 ㎡の１筆の土地の一部で、原告所有の建物が所在し、東側の画地部分である。 当該画地について、袋・無道路地奥行価格逓減率(0.94)×無道路地補正率(0.15)×その他補正(0.1)を減じている。	地上建物の建替えができず、高度利用ができないからといって商業地のメリットを全く享受できないわけでなく、また、隣地の買収のリスクとして40%もの減額をすることははなはだ疑問であるのみならず、更に、通常の取引に必要となる諸経費や相手方の利益について 23%もの減額をすることははなはだ疑問であって、結局、鑑定評価書の結果を採用することはできない。

	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	判　決　の　要　旨
2 口頭審理手続きについて	本件各審査決定は、被告が、鑑定評価書、路線価図及び売買実例価格調査票等の資料を送付することや口頭審理を打ち切らないと原告に約束しながら、一方的に審査手続を打ち切ってしまったもので、違法な手続きによってされたものであるから違法である。	（披告は、口頭審理に先立ち、訴外大阪市長からの弁明書を審査申出人全員に送付したところであり、当該弁明書には、評価の方法及びその手順の概要、関係標準宅地の路線価、当該審査申出土地の固定資産路線価、画地計算法等が記載されていた。 また、第３回目固定資産の併合に係る口頭審理を開催しなかったのは、２回にわたる口頭審理より判断し、更に開催する必要があると認められる特段の事情がないと判断したためであるが、第３回目の併合に係る口頭審理を開催する必要があるかどうかを判断するためにも、原告らに主張の機会を与えるべく文書の提出を促してきたところであるが、原告らからは何ら主張はなかった。 以上のことから、被告は、原告らにおいて不服事由を特定して主張するために必要と認められる範囲に事実を明らかにし、原告らが充分に反論及び立証が可能となるような措置を講じてきたところであり、第３回目の併合に係る口頭審理を開催しなかったという一事をもって、本件決定の手続きが違法であるとの原告らの主張には理由がない。）	依命通達等に従って行った各不動産の評価が、従来の評価方法に比して高い価格を決定することになるとして、それが憲法に違反し、又は、違法であるとの点についての判断は、最終的には、司法機関である裁判所が決すべきものであることに照らしても、披告が第二回以降の口頭審理を開催せずに本件審査決定をしたことは、その裁量の範囲内の措置として適法である。

6　公刊の有無及び判例評釈　無し

7　固定資産の区分　土地（単独）

8　本事件における評価年度　平成６年度

大阪市固定資産評価審査決定取消請求控訴事件

大阪高裁（平成 11 年（行コ）第６号）

1　判決年月日　平成 13 年５月 25 日

2　被控訴人　大阪市固定資産評価審査委員会

控訴人　[redacted]

3　経過

平成　8 年　3 月　6 日　審査決定取消訴訟提訴

平成 10 年 10 月 29 日　審査決定取消訴訟判決言渡し

平成 10 年 11 月 11 日　控訴

4　本件土地の評価額

124,166,000 円（平成６年度）

5　控訴人及び被控訴人の主張並びに判決の趣旨

別紙のとおり

6　公刊の有無及び判例評釈

無し

7　固定資産の区分　土地（単独）

8　本事件における評価年度　平成６年度

控訴人及び被控訴人の主張並びに高裁判決の要旨

	控訴人の主張	被控訴人の主張	高裁判決の要旨
第二年度・第三年度の登録価格の適法性	地方税法第349条の規定は、基準年度の固定資産評価額を確定しておけば、第二年度、第三年度において地価が上昇することはあっても下落することはないという、いわば「右肩上がり」を前提とした規定である。また、地方税法は、評価の不服と税額の不服をおのおの別々に採用しており、第二年度、第三年度において評価に逆転が発生すれば税額での調整でなく評価の是正をするのが法の趣旨である。したがって、地方税法第349条の規定は、基準年度のみならず第二年度、第三年度の賦課期日の時価よりも固定資産評価額が上回ることを許容するものではない。登録価格が賦課期日における対象土地の客観的時価を上回るときは、評価基準等は当該土地の具体的な「適正な時価」の評定方法として機能せず、地方税法が客観的時価の算定方法を委任した趣旨を全うしていないことになるから、その限度で登録価格の決定は違法となる。	控訴人の主張は、地方税法の予定しないものであり、独自の見解であるといわざるを得ず、原判決は正当である。その他の判例においても、第二年度及び第三年度の価格は、原則として、基準年度の価格を据え置くとすることは、適法であるとされている。 仮に、登録価格が賦課期日における対象土地の客観的時価を上回るときはその限度で登録価格の決定は違法となるとするならば、すべての土地について違法か否かの問題を生じ、しかも価格と時価の相違が問題である以上、具体の土地の時価如何の問題が生じ、法律関係が極めて不安定となることは避けられない。	基準年度に係る賦課期日における登録額が客観的な時価を上回っておれば、当該登録額は、違法となる。 しかし、本件画地の算出経過からすれば、本件決定額が基準年度に係る賦課期日における時価を下回っていることは明らかであって、控訴人の主張する違法は認められない。 基準年度の登録額が賦課期日の時価を上回らない場合でも、第二年度、第三年度において登録額がその賦課期日の時価を上回れば違法である旨の主張は採用できない。
賦課期日における「適正な時価」	「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち客観的な交換価値(客観的時価)をいう。 登録価格の適否については、評価基準や自治省の通達等による評価方法とは別に、賦課期日の時価を算定するための他の評価方法も主張立証することができ、裁判所は審理の結果、より適切合理的な最良の評価方法による価格評価を使用して賦課期日における時価を認定することができる。	「適正な時価」とは、客観的な時価を意味するものではなく、自治大臣が定めた評価基準や実施要領、更には改正次官通達等の通達に従って評価された価格をいう。 市町村長が固定資産の価格の決定について、自治大臣が定めた固定資産評価基準によって行わなければならないと定められている以上、固定資産評価審査委員会が法の趣旨を超えて固定資産評価基準以外の方法で評価額を審査し決定を行うこと、さらには、訴訟において固定資産評価基準以外の評価方法とそれにより算出される価格が適正であることを主張することはできない。 仮に、本件のような訴訟となったケースのみについて、評価基準等に従わずに評価しうると	地方税法第341条第5号の「適正な時価」とは、正常な条件において成立する賦課期日における取引価格であり、基準年度に係る賦課期日における登録額が客観的な時価を上回っておれば、当該登録額は、違法となる。 また固定資産税は、資産から生ずる収益に課税される収益税ではなく、資産の所有という事実に着目して課税される財産税であり、時価とは、通常、正常な取引条件の下での取引価格を意味することから、「適正な時価」とは、正常な条件下において成立する取引価格をいうものと解される。

	控訴人の主張	被控訴人の主張	高裁判決の要旨
		すれば、課税の公平性を維持し得ず、固定資産評価基準という定型的、統一的な基準に従ってその評価を行わせることとした地方税法の趣旨を没却することとなる。	
賦課期日と価格調査基準日との関係	地方税法第349条は、固定資産税の課税標準は基準年度に係る賦課期日における価格で土地台帳に登録されたものと規定しており、同法第341条第5号は価格とは適正な時価をいうと規定している。したがって、文言上、基準年度に係る賦課期日における価格すなわち適正な時価を土地台帳に登録したものを課税標準とすることは明らかである。	地方税法は、賦課期日に所在する土地の課税標準は土地課税台帳に登録された基準年度の価格であるという関係を規定するのみであって、固定資産税の課税標準を賦課期日「時点」における適正な時価とまで規定したものとは解せられない。 原判決は、賦課期日と価格調査基準日のいずれが価格時点なのかが判然とせず、ある一時点を価格時点と定めて評価を行うという不動産評価の原則を無視している点で失当である。大量の土地の評価を短期間に行おうとすれば、賦課期日よりも遡った時点を価格調査基準日と定めて評価をせざるを得ない。 価格調査基準日以降の地価の変動を評価に反映しようとすれば、簡易な修正方法を採用せざるを得ず、しかも、簡易な修正方法によっても、賦課期日の半年前の時点地価を反映することしかできない。このような簡易な修正方法は平成9年度の評価替えから行われたものであり、平成6年度の評価替えにおいては制度化されていなかった。	地方税法第349条は、固定資産税の課税標準は基準年度に係る賦課期日における価格と規定しているのであるから、同法第341条第5号にいう「適正な時価」の算出基準日は、評価事務に時間を要するから一定期間過去に遡ることが許されるとの被控訴人の見解とは異なり、正常な条件において成立する賦課期日における取引価格であるべきであろう。 価格調査期日を平成4年7月1日としたことは改正次官通達、室長通知によって価格下落が考慮され、本件決定額が時価を下回るものなので、かかる評価方法を採用したことをもって違法とはならない。
各通達の法的根拠	依命通達は違法である。 固定資産税は市町村税であり、課税権者・評価権者はあくまで市町村長である。自治大臣は原則として技術的援助等を行う立場にとどまる。依命通達は都道府県知事に対するものであって、市町村長への拘束力はない。	固定資産評価基準は、評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続について基本的な事項を定めたものであり、実際の評価替えにおいて具体的に運用するに当たっては、同基準の内容を明確にするとともに、実施のために必要な事項を明らかにしておく必要があるため、依命通達、自治省税務局長通達及び資産評価室長通達が定められた。	地方税法が固定資産評価基準による評価を市町村長に義務付け、388条等で全国的統一基準によって運用するために自治大臣に技術的援助をすることを要請していることに鑑み、大量に反復・継続的に均衡を維持しながら算出評価するための手続を定めることは、結果的に登録額が時価より低額に算定されるものである限り、評価基準を明らかにし、統一的

	控訴人の主張	被控訴人の主張	高裁判決の要旨
		上記の各通達は固定資産評価基準と一体のものとして取り扱われるべきものであって、固定資産評価基準は法的拘束力を有し、しかも各通達の内容は法の正しい解釈に合致するものである以上、これらに従って評価を行ったことは、法の根拠に基づくものとして適法なものである。	運用をするものとして、法によって許容されているところと解される。そして、これら通達は、この趣旨に合致する合理的なものであることは明らかである。
評価基準の合理性	評価基準が評価誤差を吸収しうるような基準となっていない場合には、評価基準そのものも合理性を失っている。	固定資産評価基準自体が違法であるというような特段の事情は何ら存しないのであって、特に、画地計算法に係る部分については、地価高騰期、地価下落期の前後を問わず、地方税法が自治大臣に委ねた裁量権の行使として十分合理性を有しており、裁量権を逸脱・濫用したものということはできない。	（判示せず）
評価基準の適合性	評価基準は「適正な時価」を超える評価が発生するような場合（いわゆる「逆転現象」）など、「必要があるとき」は、市町村長は適宜「所要の補正」を行い、逆転現象を発生させることのないようにせよ、と定めている。 しかし自治大臣は、平成 6 年の「公示 7 割化」に際し、評価基準を何ら改正せず、それ以降もほとんど修正していないのであるから、市町村長は独自に、少なくとも逆転現象を発生させない程度までの大幅な所要の補正を行わなければならなかった。これを怠ったことにより時価を超える評価を行うこととなった場合には、それがいかに従来から全国的に実施されていたとおりの評価であっても、それは評価基準に適合する評価とはいい得ない。 本件に則していえば、無道路地、不整形地等、およそ取引の実態を無視した補正率が設定されている場合には、補正率を引き上げる等の特別の措置を講ずるか、あるいは補正率を最大限適用する方針を採用することによって「適正な時価」を算定すべきであった。	固定資産税における土地の価格が「適正な時価」であるとされ、固定資産評価基準が「適正な時価」を算定する上で合理的かつ適正な基準であることが求められている以上、常にその内容に検討が加えられ、そのときの社会、経済情勢を反映した地価形成要因を把握し、見直しが図られることは当然である。かつて地価が高騰した時期には、減価要因を伴った不整形地や無道路地等でさえも非常な高値で取引された事例があったが、昨今のように経済状況が悪化し、不動産市況が長期にわたって低調なときであれば、不整形地や無道路地等少しでも減価要因を伴う土地はその他の土地に比べて著しい影響を受けることになり、引いては固定資産評価における補正率等の見直しや新たな項目の追加につながるものである。 控訴人が固定資産評価基準による評価を不当とし、不動産鑑定書で独自の主張を行いながら、一方で固定資産評価基準の改正を根拠に自己の主張を正当化することは相矛盾するものであり、失当である。	改正次官通達の趣旨から賦課期日の時価の 7 割をもって登録額としなかったのは違法であるとか無道路補正率等が違法であるとか、平成 9 年度の評価替えと同様の補正をしなかったのは所要の補正をしなかった違法である等の控訴人の主張は、結局のところ、本件決定額が時価を上回っていることを前提とするものであるところ、本件決定額は賦課期日の時価を下回っており、控訴人の主張する違法事由は、いずれも採用できない。
控訴人提出の鑑定評価書の信用性	控訴審における鑑定は、資料を整備充実して、所要の鑑定手法の精緻化・厳格化を図ったものである。原審と控訴審の鑑定評価の鑑定価格の差は許容範囲内に収まる程度のものであり、何ら問題となるものでない。	同一の対象不動産に対し、同一の価格時点で、同一の不動産鑑定士が鑑定評価を行っているにもかかわらず、評定された鑑定評価価格が相違していることは不可解であり、控訴人が両鑑定価格のいずれが正しいと考えているかも明らかでなく、両鑑定価格の信頼性は甚だ疑問である。 控訴人提出の鑑定評価書は、当然考慮されるべきことが考慮されていないなど、客観的妥当性、合理性を有するとは到底いえないものであり、その鑑定評価額は全く信頼性に欠ける不当なものである。	控訴人提出の鑑定評価書の鑑定結果は極めて疑問で、採用することはできない。
本件土地の画地計算	本件土地そのものは道路に接しておらず、公道に通じる路地部分を併せても、建築基準法上の接道義務を充足できない。原判決が本件土地を無道路地でないというのは誤りであり、少なくとも「無道路地に準じた袋地」というべき土地である。 本件土地は建替え不能というだけでなく、道路接面、土地の形状、複雑な共有関係等で負荷を負わされている土地で、商品価値・市場性を大きく損なっており、客観的な交換価値（客観的時価）は著しく低い。	訴外大阪市長は、本件土地の評価について、その実情にかんがみ、袋・無道路地奥行価格低減率 0.94 及び無道路地補正率 0.85 を適正に適用したものであり、さらに、無道路地補正が減価要因としても受けられている趣旨にかんがみれば、建替えが不能な土地であることによる建築基準法上の規制も考慮されている。	本件画地は、控訴人が共有持分を有して 1 筆の土地である本件土地の東側部分で、本件土地は幅員 11 メートルの街路に接しているが、本件画地から西側街路への通路はなく、本件画地は控訴人も共有持分を有する通路によって幅員 8 メートルの北側街路に通じているところ、このような本件画地の状況を前提に、本件画地の関係標準宅地は北側街路に沿接するものとして選定されて路線価が付設され、そのうえで、奥行価格逓減率 94 パーセント、その他補正率（日照補正）10 パーセント、無道路地補正率 85 パーセントをそれぞれ控除して算出されている。 このような決定価格の算出経過からすると、本件決定額は客観的な時価を明らかに下回っていると推認される。
本件土地の特	本件土地は、登記簿上は共有に係る 1 筆の土地であるが、分割合意がなされ、その後それに基づいて単独所有を前提として売買等がなされてきた経過があり、一体としての土地利用	本件土地については、平成 6 年度の固定資産評価における賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日現在において土地登記簿に登記されている共有名義人を土地課税台帳の所有者として	本件画地は分筆されていないのであるから、控訴人の主張は採用できない。

	控訴人の主張	被控訴人の主張	高裁判決の要旨
殊性	の可能性が絶無である。	登録している。 　したがって、所有者間において分割合意がなされているとしても、土地課税台帳の所有者を単独名義に変更すべき理由はない。	

判番 782

大阪地方裁判所平成７年（ワ）第9498号、平成８年（ワ）第3576号

固定資産税過大評価替国家賠償請求事件

1　原告　[redacted]

2　被告　大阪市　外15名

（国、高槻市、茨木市、吹田市、門真市、八尾市、河内長野市岸和田市、泉南市、泉佐野市、西脇市、加古川市、姫路市、大内町及び奈良市）

3　事件概要

被告らは原告各市町に土地を所有する固定資産税の納税義務者であるが、公的土地評価の均衡化・適正化の観点から、地価公示価格等の７割程度を目途として被告各市町が行った平成６年度の土地の評価替えを違憲・違法なものであるとし、平成５年度分と平成６年度分の固定資産税の差額を損害額として、国及び各市町に国家賠償法による損害賠償を求める訴えを提起した。

なお、地方税法の規定では、固定資産税の評価に関する不服は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行い、その決定に不服がある場合は取り消し訴訟が提起できることになっているが、本件訴訟はこの手続きによらず国家賠償法による損害賠償を求めている点に特徴がある。本件訴訟に引き続いて、東京及び名古屋においても同様の国家賠償訴訟が提起され、係争中である。

4　訴訟経過　・訴　訟　提　起　　平成７年９月21日

・口　頭　弁　論　　14回

・判 決 年 月 日　　平成11年２月26日

5　争点　　平成６年度の評価替えに関して、被告らに国家賠償法上の違法行為が存するか。

6　原告の主張

(1) 租税法律主義違反

平成６年度の評価替えにおける地価公示価格の７割程度までの固定資産税の土地評価額の引上げは、条例改正等の手続きを踏まず、一片の通達（固定資産評価基準の取扱いについての依命通達）によって実施されており、租税法律主義・租税条例主義に反する。

(2) 評価方式（売買実例方式）の不合理

売買が本来的に予定されていない居住用資産や生業としての事業用資産（生存権的土地）は収益還元方式で評価されるべきであるのに一律に売買実例方式で評価するのは不合理であり、それを規定する評価基準は憲法違反である。

(3) 今回の評価替えの違憲性・違法性

地価公示価格の７割を目標とすることによって、大都市圏の不正常な地価高騰の影響を、居住用や生業用の土地に対してまで及ぼすことになり、これは適正な時価の評定方法として著しく不合理なものである。従ってこの依命通達改正は違憲・違法である。

(4) 賠償責任（共同不法行為）

以上から、国は違法な通達に対して責任を負うべきであり、被告各市町は違法な通達に基づい

て評価替えを行っている点に過失があるので、これによる固定資産税の過剰徴収分（平成 5 年度と平成 6 年度の固定資産税額の差）を賠償する責任がある。

7　被告の主張

(1) 憲法上、課税のための細目の定めを具体的、個別的に下位規範に委任することは許容される。固定資産評価基準は地方税法の委任の範囲内にある。また、いわゆる「7 割評価」を定めた依命通達は、法が定める「適正な時価」の評価方法を示したものであり、新たな課税要件を定めたものではないので、租税法律主義に反しない。

(2) 法は、固定資産の評価方法の決定を自治大臣に委ねているところ、売買実例の把握が比較的容易であり、過大、不均衡な評価が行われた場合に比較的容易に察知することができるので、納税者の立場を保護することになる等の観点から売買実例方式が採用されたものであり、法の委任の範囲を逸脱したものではない。

(3) 固定資産税の土地の評価を地価公示価格等の 7 割程度とすることについては、公的土地評価相互間の乖離及び地域間の評価の不均衡を是正する観点から、国会、税制調査会等での相当な期間をかけた議論を経て、政府全体の方針として決定、実施されたものであり、合理性を有する。

(4) 以上から、国が行った依命通達の改正及び本件依命通達に沿って市町が行った平成 6 年度評価替えには何らの違法もない。

8　判決の概要

(1) 主文

ア　原告の請求をいずれも棄却する。

イ　訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 争点及び裁判所の判断の概要`

ア　固定資産評価基準及び依命通達について

固定資産の評価に関して専門的事項について固定資産評価基準に委任することは憲法上許容される。

また、「7 割評価」を定めた依命通達は新たな課税要件を定めたものではなく、評価基準の公的な解釈指針を示したものにすぎない。

イ　売買実例価額方式について

固定資産税の課税に当たっては、大量の土地を迅速に評価することが要請されていることから、一律の評価方式を採用する必要性が認められ、すべての土地を売買実例方式により評価したとしても憲法に違反するとは言えない。

ウ　「7 割評価」について

公的土地評価の均衡化・適正化を図るべきであるという社会的要請を受けて、全国的な評価の統一均衡を図るため、固定資産評価額を地価公示価格の 7 割とすることは合理的であるといえる。

エ　賦課期日の適正な時価と価格調査基準日について

固定資産評価事務には一定の期間を要することから、賦課期日を遡る一定時点を価格調査時点とすることは地方税法に反しないものの、地方税法上の適正な時価の算定基準日は基準年度の賦課期日であるというべきである。

なお、本件評価替えは基準年度の賦課期日（平成 6 年 1 月 1 日）の 1 年前の地価公示価格の 7 割の水準で実施されているが、訴訟対象土地について 1 年間に 3 割以上の地価の下落は認められないので、平成 6 年度価格が適正な時価を上回るとは認められない。

9　公刊

判タ 1026 号 114 頁、訟務月報 47 巻 5 号 977 頁

判番 783

大阪高等裁判所平成 11 年（ネ）第 1983 号
固定資産税過大評価替国家賠償請求控訴事件
大阪地方裁判所・平成 8 年（ワ）第 3576 号

1　控訴人（原告）　[redacted]

2　被控訴人（被告）　大阪市　外 15 名
（国、高槻市、茨木市、吹田市、門真市、八尾市、河内長野市
岸和田市、泉南市、泉佐野市、西脇市、加古川市、姫路市、
大内町及び奈良市）

3　事件概要

控訴人らは被控訴人各市町に土地を所有する固定資産税の納税義務者であるが、公的土地評価の均衡化・適正化の観点から、地価公示価格等の 7 割程度を目途として被控訴人各市町が行った平成 6 年度の土地の評価替えを違憲・違法なものであるとし、平成 5 年度分と平成 6 年度分の固定資産税の差額を損害額として、国及び各市町に国家賠償法による損害賠償を求める訴えを提起した。

なお、地方税法の規定では、固定資産税の評価に関する不服は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行い、その決定に不服がある場合は取り消し訴訟が提起できることになっているが、本件訴訟はこの手続きによらず国家賠償法による損害賠償を求めている点に特徴がある。本件訴訟に引き続いて、東京及び名古屋においても同様の国家賠償訴訟が提起され、係争中である。

4　訴訟経過

(1) 一審

・判　　決　平成 11 年 2 月 26 日（大阪地裁）
被告側勝訴

(2) 二審

・控　訴　提　起　平成 11 年 7 月 6 日
・口　頭　弁　論　4 回
・判 決 年 月 日　平成 13 年 2 月 2 日

5　争点

平成 6 年度の評価替えに関して、被控訴人らに国家賠償法上の違法行為が存するか。

6　控訴人の主張

(1) 租税法律主義違反

平成 6 年度の評価替えにおける地価公示価格の 7 割程度までの固定資産税の土地評価額の引上げは、条例改正等の手続きを踏まず、一片の通達（固定資産評価基準の取扱いについての依命通達）によって実施されており、租税法律主義・租税条例主義に反する。

(2) 評価方式（売買実例方式）の不合理

売買が本来的に予定されていない居住用資産や生業としての事業用資産（生存権的土地）は収益還元方式で評価されるべきであるのに一律に売買実例方式で評価するのは不合理であり、それを規定する評価基準は憲法違反である。

(3) 今回の評価替えの違憲性・違法性

地価公示価格の 7 割を目標とすることによって、大都市圏の不正常な地価高騰の影響を、居住用や生業用の土地に対してまで及ぼすことになり、これは適正な時価の評定方法として著しく不合理なものである。従ってこの依命通達改正は違憲・違法である。

(4) 個別評価の不当性

ラフな評価基準の改訂もせず、7 割通達を実施させた行為は、告示により適正な評価基準による評価を実施する義務を負っている自治大臣としては、およそ許容することのできない職務上の法的義務違反があったというべきである。同じく各市町村長としても、時価に極めて近い 7 割通達に対し所要の補正もせず漫然と従って評価を為し、その結果逆転を発生させた行為は、許容できない法的義務違反である。

(5) 賠償責任（共同不法行為）

以上から、国は違法な通達に対して責任を負うべきであり、各市町村長は違法な通達に基づいて評価替えを行っている点に過失があるので、これによる固定資産税の過剰徴収分（平成 5 年度と平成 6 年度の固定資産税額の差）を賠償する責任がある。

7　被控訴人の主張

(1) 憲法上、課税のための細目の定めを具体的、個別的に下位規範に委任することは許容される。固定資産評価基準は地方税法の委任の範囲内にある。また、いわゆる「7 割評価」を定めた依命通達は、法が定める「適正な時価」の評価方法を示したものであり、新たな課税要件を定めたものではないので、租税法律主義に反しない。

(2) 法は、固定資産の評価方法の決定を自治大臣に委ねているところ、売買実例の把握が比較的容易であり、過大、不均衡な評価が行われた場合に比較的容易に察知することができるので、納税者の立場を保護することになる等の観点から売買実例方式が採用されたものであり、法の委任の範囲を逸脱したものではない。

(3) 固定資産税の土地の評価を地価公示価格等の 7 割程度とすることについては、公的土地評価相互間の乖離及び地域間の評価の不均衡を是正する観点から、国会、税制調査会等での相当な期間をかけた議論を経て、政府全体の方針として決定、実施されたものであり、合理性を有する。

(4) 全国の土地の評価の均衡化・適正化を目的に、地価公示価格等の 7 割程度を目途に評価を行うことと、土地の個別事情に着目して行われる所要の補正を行う又は行わないことは、互いに全く異なった目的の行為であり、所要の補正の問題はあくまで土地の個別事情に着目した技術的な問題にすぎず、所要の補正をしても地価公示価格等の 7 割程度は前提とされるので、控訴人らが主張するような違法性が生じる余地はない。

(5) 以上から、国が行った依命通達の改正及び本件依命通達に沿って市町村長が行った平成 6 年度評価替えには何らの違法もない。

8　控訴審判決（平成 13 年 2 月 2 日判決）の概要

(1) 主文

ア　本件控訴を棄却する。

イ　控訴費用は原告の負担とする。

(2) 争点及び裁判所の判断の概要

ア　固定資産評価基準及び依命通達について（原審のとおり）

固定資産の評価に関して専門的事項について固定資産評価基準に委任することは憲法上許容される。

また、「7 割評価」を定めた依命通達は新たな課税要件を定めたものではなく、評価基準の公的な解釈指針を示したものにすぎない。

イ　売買実例価額方式について（原審のとおり）

固定資産税の課税に当たっては、大量の土地を迅速に評価することが要請されていることから、一律の評価方式を採用する必要性が認められ、すべての土地を売買実例方式により評価したとしても憲法に違反するとは言えない。

ウ　「7 割評価」について（原審のとおり）

公的土地評価の均衡化・適正化を図るべきであるという社会的要請を受けて、全国的な評価の統一均衡を図るため、固定資産評価額を地価公示価格の 7 割とすることは合理的であるといえる。

エ　賦課期日の適正な時価と価格調査基準日等について

・　適正な時価

適正な時価であるかどうかは、固定資産評価基準や通達等による評価方法とは別途、個別具体的に鑑定その他のより適切かつ合理的な評価方法によりこれを算定することを妨げないものというべきである。

・　適正な時価の算定基準日

固定資産評価事務には一定の期間を要することから、賦課期日から遡る一定時点を価格調査時点としたとしても、そのこと自体が地方税法に反するものではないが、地方税法上の適正な時価の算定基準日は基準年度の賦課期日であるというべきである。

・　控訴人小森、川邉及び安田（以下「3 名」という。）にかかる本件評価替えの違法性

3 名に係る鑑定評価書を検討した結果、平成 6 年度の固定資産税評価額は、いずれも平成 6 年 1 月 1 日における客観的な交換価値、すなわち地方税法所定の適正な時価を上回っていることになるから、上回る限度で合理性を失ったものというべきであり、地方税法第 341 条第 5 号に違反する違法な評価であるというほかない。

・　据置制度について

固定資産税評価額は、第 2 年度及び第 3 年度においても基準年度における適正な時価であると解することが地方税法の文理解釈としては最も正当である。

オ　自治大臣の義務違反

・　職務上の法的義務違反

本件通達の内容に不合理とすべき点は認められなく、自治大臣が自治事務次官に本件通達を発遣させた行為にはなんらの違法もないし、その他職務上の法的義務違反に該当するような行為はない。

・　賦課期日までの時点修正を行わなかった不作為

3 名以外については平成 6 年度固定資産税評価額が賦課期日における適正な時価を上回っていると認めるに足りる証拠はないから、価格調査基準日後の地価の下落を考慮して時点修正を行うべき義務が自治大臣にあったということはできない。

3 名の平成 6 年度固定資産税評価額が賦課期日における適正な時価を上回っているのは、固定資産評価と、不動産鑑定評価における技術的手法の相違や、不動産鑑定評価人の主観的判断に基づく個人差に起因するものと推認され、逆転現象の発生と自治大臣の不作為との間には因果関係も認め難いというべきである。

カ　大阪市長の義務違反

大阪市長は、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件評価替えを行ったものと認め得るような事情は見い出し難い。

また、3 名において逆転現象が発生したのは、固定資産評価と不動産鑑定評価における技術的手法の相違や、不動産鑑定評価人の主観的判断に基づく個人差に起因するものと推認されるから、大阪市長は固定資産税評価額が適正な時価を上回る事態を認識し又は認識し得たというにも無理がある。

大阪市長は、評価の均衡を図るため、所要の補正をして 3 名の固定資産評価額を算出しているから、そこに職務上の法令義務違反を見い出すことはできない。

基準年度における評価基準の見直しは、従前の評価基準の不備を推認させるものではない。所要の補正の問題は、時間的経過とか地価の下落傾向とかとは異なり、当該土地の個別事情に着目した技術的な問題である。したがって、大阪市において、逆転現象の防止のために所要の補正率を引き上げる等の特別の措置等を講じたりしなかったとしても、職務上の法令義務違反があったとまではいえない。

公刊

判タ 1026 号 114 頁

判番 784

公文書非公開決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 3 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪地裁・平成 12 年（行ウ）第 19 号

3　原告　　[redacted]

4　被告及び訴訟代理人　　吹田市長　阪口　善雄（訴訟代理人 [redacted] 弁護士）

5　経過

平成 12 年　2 月 25 日　　吹田市長へ公文書公開請求書提出

平成 12 年　3 月 10 日　　吹田市長による公文書非公開決定

平成 12 年　3 月 21 日　　公文書非公開決定取消請求訴訟提訴

6　争点

「財団法人大阪府千里センターが吹田市内に所有する物件に係る固定資産税に関する文書類」に記載されている情報が、吹田市公文書公開条例 6 条 1 項 6 号に定める非公開事由に該当するか。

7　原告の主張

財団法人大阪府千里センターは、大阪府が 100％出資している公益法人であることに鑑みれば、「財団法人大阪府千里センターが吹田市内に所有する物件に係る固定資産税に関する文書類」に記載されている情報は、実質的に秘密として保護するに値するものとはいえず、地方税法 22 条の秘密に該当しないというべきである。

8　被告の主張

吹田市公文書公開条例 6 条は、公開しないことができる公文書が列挙されており、その 1 項 6 号で「法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報」が挙げられている。「財団法人大阪府千里センターが吹田市内に所有する物件に係る固定資産税に関する文書類」に記載されている情報は、税務調査で知り得た情報で実質秘であるから地方税法 22 条により明らかに公開することができないとされている情報に該当する。

9　判決の要旨

地方税法 22 条は、地方税の賦課徴収に必要な限度を越え、私人の秘密が漏示されることはプライバシーの権利を侵害することとなるため、このような基本的人権の侵害を未然に防止することを目的として規定されたものと解される。このような規定の趣旨に照らすと、同条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、いわゆる実質秘、すなわち一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと解するのが相当である。

不動産の価値や固定資産税額が明らかになる情報は、一般に知られていない情報であり、不動産の所有者である私人にとって、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する情報に当たるといえる。しかし、財団法人大阪府千里センターは、大阪府が 100％出資している財団法人であり、公益性、公共性の高い団体であることに鑑みると、その資産である不動産に関する情報は広く府民に公開されるべきものと考えられ、したがって、千里センターは、所有不動産の評価等に関する情報を他人に知られないことにつき客観的に相当の利益を有しないものというべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 216 号 32 頁

判番 785

泉大津市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 9 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪地裁・平成 7 年（行ウ）第 3 乃至 7 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　泉大津市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年　5 月 10 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年 10 月 28 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 7 年　1 月 26 日　　審査決定取消訴訟提起

6　争点

①　審査決定の手続は適法であったか。

②　価格決定は適法であったか。

7　原告の主張　　別紙のとおり

8　被告の主張　　別紙のとおり

9　判決の要旨　　別紙のとおり

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 6 年度

別　　紙

7　原告らの主張

(1) 手続違反

①　了知措置義務違反

委員会には、申出人に対し、主張や証拠提出の機会を与えるため、申出人が不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で、評価の手順、根拠等を知らせる義務があるにもかかわらず、本件では、決定謄本とともに鑑定評価書を送付し、鑑定評価書に対する反論の機会を与えなかった。

②　審査義務違反

委員会には、審査申出にかかる土地について、その評価の方法、及び手順が適正になされているかどうかについて、その根拠にまで遡って審査の対象とし、必要があれば職権をもって調査その他の事実心理をしたうえで、審査の決定をすべき義務があるにもかかわらず、具体的な資料に基づく検討を行わずに審査決定をした。また、少なくとも鑑定評価書の 2 枚目（評価決定にあたって採用した公示地やその公示価格から標準宅地の価格を導き出した過程が記載されている）を審査せずに決定を行った。

(2) 本件価格決定の違法

①　固定資産評価基準の違法

固定資産税は固定資産利用に担税力の根拠があり、地方税法 341 条 5 号が定める「適正な時価」とは、収益還元価格をいうものであるにもかかわらず、固定資産評価基準は売買実例価格から標準宅地の適正な時価を算出するよう定めており、同基準は地方税法に違反している。

よって、かかる違法な基準に従ってなされた本件価格決定は違法である。

②　7 割評価通達の違法

同通達は、それまで長年にわたりとられていた「正常売買価格」により土地の評価を行うという基準を、高額な地価公示価格等の 7 割程度にまで著しく増額変更するものであり、かかる変更を一片の通達をもって行うことは租税法律主義に反し違法である。

よって、かかる違法な通達に従ってなされた本件価格決定は違法である。

③　適正な時価に基づかず、画地計算法に基づかない違法

例えば、千原町の土地（訴状添付物件目録三の 5 及び五の 8 ないし 12）では、隣接する和泉市の土地の評価と比較して、同一の街路の路線価を基礎として評価がなされているにもかかわらず標準宅地の鑑定評価額が 1 割以上高く、正当性に疑問がある不動産鑑定士の鑑定評価を採用しており、また無道路補正及び奥行長大補正を行っていない。

④　標準宅地鑑定の不適正

伊藤鑑定士の鑑定は、土地価格比準表に準拠しない恣意的なものであり、かつ短期間にもかかわらず件数も多く、杜撰である（例えば標準宅地番号 82 の土地については、用途地区区分の認定を誤っているのみならず、そもそも標準宅地の選定をも誤っている。）。

従って、かかる不適正な鑑定に基づいて行われた本件価格決定は違法である。

⑤　客観的時価の超過

原告らの鑑定によれば、我孫子の土地（同目録三の５ないし８）及び千原町の土地（同目録三の５及び五の８ないし12）の評価額は固定資産評価額より安い。また、いずれも評価時点における取引価格を基準とし、手法も類似している固定資産評価と相続税路線価は一致しなければならないところ、本件固定資産評価額は末広町の土地をはじめとして相続税路線価と均衡がとれていない。

従って、本件価格決定には客観的時価を上回っている合理的疑いがあるというべきであり、委員会側で客観的時価について立証を行っていない以上、本件各審査決定は取り消されるべきである。

８　当方の主張

(1) 審査手続面について

本件審査決定に判断の遺脱はなく、手続に何らの違法もない。

委員会は２回にわたる口頭審理を経て本件各申出について判断し得る状況に至っていたものであり、これとは別に原告らの要求に応じて鑑定評価書を開示するかどうかについて別途協議のうえ連絡する旨、返答していたに過ぎない。

なお委員会は、鑑定評価書についても審理したうえ、本件登録価格が適切であるとの判断を下したものである。

(2) 本件価格決定（実体面）について

本件価格決定はいずれも固定資産評価基準に従って適正に行われており、適法である。地方税法は固定資産評価基準に従って評価を行うことを要求しており、同基準に従って行われた評価こそが地方税法341条５号に定める「適正な時価」である。

仮に客観的時価を算定し得るとしても、それを固定資産評価基準に基づく評価が大幅に超過して明らかに不合理となる場合を除いて、固定資産評価基準に基づく評価が違法になるものではない。

９　第１審判決の判断

(1) 手続違反の主張について

①　了知措置義務違反の主張について

委員会は、自ら又は市町村を通じて、申出人が不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順、方法、根拠等を知らせる措置を講じることが要請されている。

宅地の登録価格についての不服の審査は、宅地の登録価格が適正な時価を超えていないかどうかについてなされるべきであり、特定の宅地の評価が公平の原則に反するものであるかどうかは、当該宅地の評価が固定資産評価基準等に従って適正に行われているかどうか、当該宅地の評価に当たり比準した標準宅地と基準宅地との間で評価に均衡がないかどうかを審査し、その限度で判断されれば足りる。

本件については、泉大津市は答弁書及び２回の口頭審理において標準宅地の価格、評点数、その評価の方法及び手順の概要、本件各土地の標準宅地に対する比準割合を説明しており、かつ、どの地価公示価格又は地価調査価格を基準にしたかは答弁書に明記されていたのであるから、原告らにおいて不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的範囲の事実は明らかにされており、さらに鑑定評価書を開示してその鑑定評価の成り立ちを検討させ、口頭審理において反論をさせるべき必要があったとは認め難い。

また、原告らが鑑定評価書の開示を求めた真の理由は相続税路線価との乖離を論証するためであったことは原告らの本訴における主張からも明らかであるが、そもそも両者は趣旨も判断権者も異なるのであって、委員会における審査にとっては意味のない争点であり、この意味からも原告らに鑑定評価書に基づき反論させる必要はなかったというべきである。

②　審査義務違反の主張について

原告らに送付された鑑定評価書の写しに２枚目が添付されていなかったからといって、被告が２枚目を見ずに審査したとは即断できない。[redacted]鑑定士は２枚目も作成して泉大津市に送付しており、経験則上、委員会は２枚目も提出を受けていると認められる。

委員会の審査手続は行政救済手続であって、職権主義の働く部分が大きく、また処理の迅速性が法により要求されており、いったん適式の口頭審理が開かれた以上、さらに口頭審理を開催する必要があると認められる特段の事情がない限り、これを再び開催するか否かは審査権限を有する委員会の裁量に委ねられている。

この点、原告らにおいて不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲の事実は既に明らかにされており、鑑定評価書開示の必要はなかったこと、２回の口頭審理における原告ら代理人は全く準備不足であり、専ら資料収集のために出席したと受け取られても仕方のない態度に終始していたこと等からすれば、委員会が２回の口頭審理で十分と判断し、11日後に審査決定を行ったことは適切な処理ということができる。

委員会は泉大津市から送付された資料及び２回の口頭審理の結果を総合して決定を行ったものであり、審査義務違反は認められない。

(2) 本件価格決定の違法の主張について

①　固定資産評価基準の違法の主張について

地方税法341条５号にいう「適正な時価」とは社会通念上正常な取引において成立する当該土地の取引価格すなわち客観的な交換価値をいうものと解すべきである。

現行法の規定を前提とする限り、法は収益還元方式の採用を断念したものとみることができ、「適正な時価」とは取引価格とする考え方が採用されているものと見るのが最も自然である。

よって、売買実例価格から標準宅地について適正な時価を算出すると定める固定資産評価基準は、法に違反するものではなく、同基準に従って行われた本件価格決定は適法である。

②　７割評価通達の違法の主張について

7 割評価通達は、固定資産評価基準の公的な解釈を定めた通達である昭和 38 年の自治事務次官の依命通達と同様、固定資産評価基準についての解釈を統一するための通達と位置づけることができる。

7 割評価通達は、固定資産評価基準の公的な解釈指針を示したものに過ぎないということができ、それ自体によって新たに固定資産の評価額すなわち課税要件が定められたものであるとか、固定資産評価基準を改変したものであるとして租税法律主義に反するものということはできない。

③　適正な時価に基づかず、画地計算法に基づかない違法の主張について

千原町の土地（同目録三の 5 及び五の 8 ないし 12）は和泉市の土地と併せて一画地を形成しており、無道路地とは認定できないし、要綱上、不整形地については奥行長大補正は原則として適用しないことになっており、これらの補正を適用しなかったことに誤りはない。

和泉市の土地は泉大津市の中に存在する飛び地のようなものであり、公共施設利用にあたって不利な状況にあることが認められ、標準宅地の評価額に差を設けた[redacted]鑑定士の鑑定手法は合理的なものということができる。

よって、千原町の土地についての価格決定に誤りはない。

④　標準宅地鑑定の不適正の主張について

原告らが恣意的な鑑定の例として挙げる標準宅地番号 82 の土地についての用途地区区分の認定及び標準宅地の選定に誤りはなく、[redacted]鑑定士は、大量の土地を短時日の内に評価しなければならないという制約の下において誠実に鑑定評価の作業を行っていると認められる。

従って、原告らの主張は採用できない。

⑤　客観的時価の超過の主張について

原告らの鑑定は固定資産評価基準等の宅地評価法として採られている路線価式評価法とはその手法を異にするものであるから、これをもって客観的時価ということはできない。

地価下落期においては地価上昇に対する期待等の不正常要素は減少し、地価公示価格と「適正な時価」とは近接する傾向にあると考えられるところ、泉大津市内において平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日にかけて価格が 3 割以上下落した地価公示標準地はなく、本件各土地の地価は 3 割以上は下落していないものと推認される。また、相続税路線価との間で価格が同一でなければならないことも各街路間の割合が一致しなければならないこともなく、本件固定資産評価額と相続税路線価と均衡を主張する原告らの主張は失当である。他に本件各土地の固定資産評価額が適正な時価を上回ると認めるに足りる証拠はない。

また、法文上、第 2、第 3 年度においても固定資産税の課税標準は基準年度にかかる賦課期日における適正な時価とされているのであって、平成 7 年度及び平成 8 年度における地価の下落を勘案して行うことは要求されていない（第 2、第 3 年度においてさらにそれぞれ適正な時価か否かを検討する必要はない）。

よって、本件各土地についての価格決定が平成 6 年 1 月 1 日時点における適正な時価を上回ったと認めることはできない。

泉大津市固定資産評価審査決定取消請求控訴事件

1	判決年月日	平成 12 年 12 月 26 日
2	裁判所名及び事件番号	大阪高裁・平成 11 年（行コ）第 84 号 大阪地方裁判所・平成 7 年（行ウ）第 3 号・第 7 号
3	控訴人及び訴訟代理人	[redacted]
4	被控訴人	泉大津市固定資産評価審査委員会
5	経過	
	平成　6 年　5 月 10 日	審査委員会へ審査申出書提出 0
	平成　6 年 10 月 28 日	審査委員会による棄却の決定
	平成　7 年　1 月 26 日	審査決定取消訴訟提起
	平成 11 年　9 月 29 日	判決言渡
	平成 11 年 10 月 18 日	控訴提起
6	争点	
	①　審査決定の手続は適法であったか。	
	②　価格決定は適法であったか。	
7	控訴人の主張	別紙のとおり
8	被控訴人の主張	別紙のとおり
9	判決の要旨	別紙のとおり
10	公刊の有無及び判例評釈	未公刊
11	固定資産の区分	土地（単独）
12	本事件における評価年度	平成 6 年度

7　控訴人の主張

(1) 手続違反の主張について

①　審査義務違反の主張について

被控訴人が本件第2回の口頭審理から11日後に本件各審査決定を行った事実は、控訴人ら審査申立人に対する不意打ちであり、裁量権の濫用として違法である。

(2) 本件価格決定の違法の主張について

①　固定資産評価基準の違法の主張について

固定資産税の税負担は、当該土地等の長期的な収益力と無関係なものであってはならず、法は取引価格のような変動の激しいものを課税の基礎とすることを、元々予定していない。また、固定資産税における評価額は、土地の利用の経常的な収益の中から支払われるべきものであると解されており、従前の固定資産評価の実務は、固定資産評価を収益還元価格に近いものと理解している。

②　標準宅地鑑定の不適正の主張について

[redacted]鑑定士は、標準宅地の評価を固定資産評価基準ではなく、一般鑑定と同様の鑑定手法で行わなければならないにもかかわらず、固定資産評価基準に依拠した誤った鑑定を行っている。

9　第2審判決の判断（次のとおり付加するほかは第1審判決と同じ。）

(1) 手続違反の主張について

①　審査義務違反の主張について

控訴人が本件第2回の口頭審理から11日後に本件各審査決定を行った事実は、控訴人らにとって唐突であり、意外であると感ぜられる対応であったとはいえるものの、これまでに認定・説示した各事情（本件各審査決定がなされるまでの控訴人らの姿勢及びこれに対する被控訴人の対応等を含む。）一切を勘案すると、被控訴人の行為は、（相当不相当の問題ではあっても）裁量権の濫用として違法であるとまでいうことはできず、控訴人らの主張も理由がない。

(2) 本件価格決定の違法の主張について

①　固定資産評価基準の違法の主張について

固定資産税が不動産の継続的な使用を前提にして課される物税であり、固定資産税における評価額は土地利用の経常的な収益の中から支払われるべきものであるという見解が存在し、また、従来、固定資産税につき、そのような観点・要素をも含んで課税及び負担がなされてきたとしても、右立論が直ちに、適正な時価を算定するにつき収益還元方式を採用すべき根拠となし得るものではない。

②　標準宅地鑑定の不適正の主張について

[redacted]鑑定士は、広義の不動産鑑定の評価基準の枠内で鑑定したものということができ、控訴人らは、一般の不動産鑑定評価基準と固定資産評価基準の違いにつき、被控訴人らの理解が誤っている旨主張するが、両者は、いずれも広義の不動産鑑定の評価基準の内で、狭義の相違があるにすぎず、両基準の一方だけに依拠しなければ広義の不動産鑑定評価基準に違背するものであるということはできず、右点についての控訴人らの主張は採用できず、伊藤鑑定士の鑑定手法に問題があるということはできない。

判番 787

高槻市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1	判決年月日	平成11年3月23日
2	裁判所名及び事件番号	大阪地裁・平成10年（行ウ）第10号
3	原告	[redacted]
	被告	高槻市固定資産評価審査委員会
4	経過	
	平成　9年　4月25日	審査委員会へ審査申出書提出
	平成　9年11月26日	審査委員会による決定(評価額については4筆1画地として一部容認、小規模住宅用地割合については未決定)
	平成10年　2月27日	審査決定取消訴訟提起
5	本件土地の評価額	116,363,625円、37,317,225円、267,374,406円
	（一部容認前の評価額）	85,076,216円（4筆、1画地評価）

6　原告の主張

本件1画地の土地の利用方法として駐車場用地（建物を車庫の用途として使用している部分を含む）があり、賃貸マンション居住者用の駐車場として利用しているもので、住宅用地として含まれるべきものである。しかるに、被告委員会は、原告の主張する駐車場部分を住宅用地とは評価せず本件決定に至っており、本件決定は、住宅用地部分の認定について違法であって取消されるべきである。

7　被告の主張

平成9年12月1日付けの決定書では、小規模住宅用地割合について決定していないものであり、具体の率として何%が妥当な小規模住宅用地割合であるかの結論には至っていない。、

しかし、原告の主張する53%の根拠となる考え方には以下のような矛盾点、無理があり、委員会としては原告の主張をそのまま容認することはできない。

固定資産の評価は、固定資産評価基準によってされなければならない。本件土地の評価にあたっての画地認定は、4筆が利用状況等から見て一体をなしていると認められるため、4筆を1画地と見るべきものである。また、小規模住宅用地の範囲についても、宅地の価格が基準となるのであるから、宅地の評価の場合と同様4筆を1画地として認定すべきものである。そして、この1画地の土地には、併用住宅と店舗が建てられておりそれぞれの敷地区分が明確でないため、小規模住宅用地部分は割合的に（「新内かん」による住宅率で）定めるしかない。

原告は、本件土地を1画地とすることについては、何ら争っていない。しかし、原告の主張する53%の根拠は、原告提出図面の赤線実線部分が住宅用地であることであり、これは本件土地が3画地として明確に区分できることを前提としており原告の主張は矛盾するものである。

8　判決の要旨

被告の主張である「小規模住宅用地割合については未決定」については、主文において「その余を棄却する」と記載されており、小規模住宅用地割合について棄却決定したと判断する。

原告の主張にかかわらず、本件各土地は、1 画地の上に住宅その他の家屋が混在する場合であって、当該土地のうち住宅の敷地である部分を明確に区分することが困難なときに当たるものである。

原告の主張のうち、小規模住宅用地割合 33.1%以下の部分については、課税庁がすでに賦課変更しており訴えの利益がなく却下する。

原告の主張のうち、小規模住宅用地割合 33.1%を超える部分については、理由がないため棄却する。

守口市固定資産評価審査却下決定取消請求事件

（平成 11 年（行ウ）第 47、第 49、第 50 号）

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪地方裁判所・平成 11 年（行ウ）第 47 号、49 号、50 号

3　原告　[redacted]

4　被告　守口市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年 3 月 26 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 11 年 4 月 27 日　審査委員会による棄却の決定

平成 11 年 7 月　1 日　審査決定取消訴訟提訴

本件土地　37 筆

6　原告の主張

1　地方税法では、固定資産税の課税標準を賦課期日における価格（平成 10 年 1 月 1 日現在の価格）と規定しているが、守口市長は、平成 9 年 7 月 1 日までしか評価していないのは、違法な決定である。

2　守口市長は、平成 10 年度の土地の価格の修正を行ったときに際しては、基準年度の標準宅地調査数の 10 分の 1 以下の 23 地点の鑑定調査しかしていないのは、杜撰な算定方法であり、租税負担の公平さを欠くものである。

3　第 1 物件目録記載 1 の土地（守口市[redacted]）の路線価の基準となる標準宅地の価格について、「4.3%」の時点修正を行ったとしているが、平成 10 年度の登録価格は平成 9 年度の登録価格に対して「1.6%」減にとどまっており、減少率が反映されていないので、違法である。また、別表 1 から 3 のすべての土地ついても同様であり、違法である。

4　画地の評価方法について

他人所有の土地を含めて、一体とする画地認定は法的根拠がなく違法である。

7　被告の主張

1　平成 10 年度における土地の価格の修正の法的根拠は、地方税法附則 17 条の 2 の規定及び同条 1 項に基づいて自治大臣が定めた「修正基準」であり、それによれば、平成 10 年度修正は平成 8 年 1 月 1 日から平成 9 年 7 月 1 日までの下落状況を把握して行うこととされており、守口市長はこれにしたがったものである。

2　修正基準においては、市街地宅地評価法における用途地区を基本として地価下落による修正を行うこととしている。ただし、市長は用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不適当であると認められる場合には、更に区分することができるとされている。そこで、守口市長は、用途地区を 23 地区に区分し、鑑定評価を行ったものであるので、違法とされる理由はない。

3　第 1 物件目録記載 1 の土地（守口市[redacted]）の価格について、平成 8 年 1 月

1 日から平成 9 年 7 月 1 日までの 1 年 6 ヶ月間の修正率「4.3%」となるが、平成 8 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの 6 ヶ月の修正率「3%」を平成 9 年度に減額しているので、平成 10 年度の登録価格は平成 9 年に対して「1.6%」減にとどまっているものである。

4　この事項については、審査の申出の理由にはならないものである。

8　判決の趣旨

1　守口市長が、本件価格等を決定するに当たり、平成 9 年 7 月 1 日までの評価しか鑑定しなかったのは、法の委任に基づく修正基準に従ったものであり、大量の事務を処理するためには一定時点までの評価しか行い得ないこと等を考慮すると、違法であるとはいえない。

2　平成 10 年度修正は、修正基準に基づいて行われ、基準年度における鑑定とは目的を異にするので、対象地点の選定についても差違が生じるものと考えられる。守口市長は、修正基準に従って、地区の区分及び鑑定評価対象地点の選定を行ったものであり、これを違法とは認められない。

3　平成 9 年度修正を行った後の価格と平成 10 年度修正を行った後の価格を対比すると、「1.6%」の減となるにすぎないが、平成 8 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの修正率「3%」が減額されているから、平成 9 年度修正を行った後の価格と平成 10 年度修正を行った後の価格を対比した場合には、「1.6%」減となるにすぎないものである。

4　この点についても、被告が主張するとおり、審査の申出の理由とすることはできないから、同旨の本件各決定に違法はない。

守口市固定資産評価審査却下決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号

大阪高等裁判所　平成 13 年（行コ）第 21 号

大阪地方裁判所・平成 11 年（行ウ）第 47 号、第 49 号、第 50 号

3　原告（控訴人、上告人）及び　[redacted]

訴訟代理人　[redacted]

4　被告　　守口市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年 3 月 26 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 11 年 4 月 27 日	審査委員会による棄却の決定
平成 11 年 7 月　1 日	審査決定取消訴訟提訴（大阪地方裁判所）
平成 13 年 2 月　8 日	原審（地裁）判決言渡し
平成 13 年 2 月 19 日	大阪高等裁判所控訴

6　争点

1　守口市長が、本件価格を平成 9 年 7 月 1 日までの評価鑑定しかしてないことは違法か。

2　下落修正の標準宅地の鑑定を 23 地区でしか行っていないこと又は、その地点の選定が違法であるか。

3　標準宅地の時点修正率が反映されていないか。

4　画地計算に違法があるか。

7　原告の主張

1　地方税法では、固定資産税の課税標準を賦課期日における価格（平成 10 年 1 月 1 日現在の価格）と規定しているが、守口市長は、平成 9 年 7 月 1 日までしか評価していないのは、違法な決定である。

2　守口市長は、平成 10 年度の土地の価格の修正を行ったときに際しては、基準年度の標準宅地調査数の 10 分の 1 以下の 23 地点の鑑定調査しかしていないのは、杜撰な算定方法であり、租税負担の公平さを欠くものである。

3　第 1 物件目録記載 1 の土地（守口市[redacted]）の路線価の基準となる標準宅地の価格について、「4.3%」の時点修正を行ったとしているが、平成 10 年度の登録価格は平成 9 年度の登録価格に対して「1.6%」減にとどまっており、減少率が反映されていないので、違法である。また、別表 1 から 3 のすべての土地ついても同様であり、違法である。

4　画地の評価方法について

他人所有の土地を含めて、一体とする画地認定は違法である。

8　被告の主張

1　平成 10 年度における土地の価格の修正の法的根拠は、地方税法附則 17 条の 2 の規定及び同条 1

項に基づいて自治大臣が定めた「修正基準」であり、それによれば、平成10年度修正は平成8年1月1日から平成9年7月1日までの下落状況を把握して行うこととされており、守口市長はこれにしたがったものである。

2　修正基準においては、市街地宅地評価法における用途地区を基本として地価下落による修正を行うこととしている。ただし、市長は用途地区内の宅地の価格の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不適当であると認められる場合には、更に区分することができるとされている。そこで、守口市長は、用途地区を23地区に区分し、鑑定評価を行ったものであるので、違法とされる理由はない。

3　標準宅地である守口市小春町63番3の価格について、平成8年1月1日から平成9年7月1日までの1年6か月間の修正率は「4.3%」となるが、平成8年1月1日から同年7月1日までの6ヶ月の修正率「3%」を平成9年度に減額しているので、平成10年度の登録価格は平成9年度価格に比して「1.6%」減にとどまっているものである。

4　この事項については、審査の申出の理由にはならないものである。

9　判決の趣旨

1　守口市長は平成10年度における本件土地の課税標準額を決定するに当たり、法及び法の規定に基ずく自治大臣の定めた「固定資産評価基準」及び「修正基準」に則って評価作業を行ったものであり、平成9年7月1日までの価格の趨勢を基礎にして本件土地の路線価、登録価格を決定したこともその一例にすぎず、これを違法ということはできない。

2　守口市長が選定した23か所は、各地域の代表的なものであり、修正基準の定めからして、土地の価格の下落状況は、地区の区分ごとに把握する必要があると理解されるが、各区分についての調査方法等は、同基準には規定するところがなく、市長の裁量に委ねられていると考えられる。

　また、守口市長の評価手続・方法が「修正基準」に違反するものになるわけではないし、守口市長が定めた本件各土地の登録価格がただちにその「適正な時価」を上回るに至るとも認められないので、これを違法ということができない。

3　例えば、別紙第1物件目録記載1の土地についての登録価格が平成9年度と平成10年度で、控訴人らの主張するような割合関係に立つとしても、このことから守口市長の評価手続が「修正基準」に違反するとの結論が導かれるわけではないし、本件各土地の平成10年度の登録価格がその「適正な時価」を上回るものになるものでもない。むしろ、守口市長の行った評価手続・方法が適法であったことの結果にすぎないものである。

4　控訴人が挙げる各土地について平成10年度に評価替えが行われたとは言えないことから、前年度の登録価格について不服をいうことができない。

10　公刊の有無及び判例評釈　なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成10年度

判番 790

1　判決年月日　昭和55年8月22日

2　裁判所名及び事件番号　大阪地方裁判所　昭和55年（行ウ）第48号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　茨木市固定資産評価審査委員会

5　経過

①　昭和55年5月22日

　昭和54年度固定資産課税台帳登録価格につき、昭和54年5月7日付の審査申出を却下したとみなされる決定を取消しを求め提訴

②　公判　昭和55年7月11日

6　争点

①　審査申出の却下決定取消しについて

7　原告の主張

①　昭和54年度固定資産課税台帳登録価格につき、昭和54年5月7日の審申出を却下したとみなされる決定取消しを求める

②　訴訟費用は、被告の負担とする。

8　被告の主張

①　委員会の審査をする予定である

9　判決の要旨

①　昭和54年5月7日付の審査申出を却下した決定を取消す

②　訴訟費用は、被告の負担とする

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地・家屋

12　本事件における評価年度　昭和54年度

判番 791

1　判決年月日　　昭和 56 年 10 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪地方裁判所　昭和 54 年（行ウ）第 39 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　茨木市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 51 年 5 月 10 日　　固定資産評価審査申出

昭和 54 年 2 月 14 日　　審査決定

昭和 54 年 5 月 11 日　　審査決定取消を求めて提訴

公　判　第 1 回　昭和 54 年 7 月 6 日　～　第 15 回　昭和 56 年 7 月 28 日

6　争点

①　安威川ゴルフ場の造成費の計算が、本件通達に合致するものであるか否か

②　これを原告ゴルフ場に適用するについては合理性があるか

7　原告の主張

①　安威川ゴルフ場の造成費の計算は、本件通達における造成費の概念とはズレがあり、これが本件通達の趣旨にかなうものとはいえない。

②　安威川ゴルフ場と原告ゴルフ場の相違点について

8　被告の主張

①　本件は、固定資産評価基準に定める「最近における造成費から評定した価額として適正な価額である

②　本件ゴルフ場の評価に際し適用した造成費は評価基準に照らした適正な価格である

9　判決の要旨

①　被告の不動産に対する昭和 51 年度固定資産税台帳登録価格につき、昭和 54 年 2 月 14 日付決定の各価格のうち裁判所が認める価格を越える部分を取消す。

②　原告のその余の請求を棄却する

③　訴訟費用は、二分し、原告、被告の各負担とする。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地・家屋

12　本事件における評価年度　昭和 51 年度

判番 792

1　判決年月日　　昭和 57 年 8 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪高等裁判所　昭和 56 年（行コ）第 52 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　茨木市固定資産評価審査委員会

5　経過

①　昭和 56 年 11 月 12 日

大阪地方裁判所　昭和 54 年（行ウ）第 39 号について、昭和 56 年 10 月 29 日に言渡された判決を不服として控訴を提起した。

②　公　判　　第 1 回　昭和 57 年 3 月 4 日

第 2 回　昭和 57 年 4 月 1 日

第 3 回　昭和 57 年 5 月 6 日

6　争点

①　ゴルフ場の造成費は、平方米単価か総額かについて

②　床造工、排水設備、諸経費について

③　公簿面積と実測面積について

7　控訴人の主張

①　原判決中控訴人敗訴部分を取消す。

②　被告の不動産に対する昭和 51 年度固定資産課税台帳登録価格につき、昭和 54 年 2 月 14 日付決定の各価格のうち、控訴人主張額を越える部分を取消す。

③　訴訟費用は、第一審、第 2 審とも被控訴人の負担とする。

8　被控訴人の主張

①　本件控訴を棄却する

②　控訴費用は控訴人の負担とする。

9　判決の要旨

①　本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する

②　控訴費用は控訴人の、附帯控訴費用は附帯控訴人の各負担とする

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地・家屋

12　本事件における評価年度　昭和 51 年度

判番 793

固定資産税等課税処分取消等請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 6 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪地方裁判所
平成 10 年（行ウ）第 46 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　八尾市長　西辻　豊

5　経過

平成 9 年 7 月 3 日　八尾市長に対し、異議申立て
平成 9 年 7 月 31 日　棄却
平成 10 年 5 月 11 日　八尾市固定資産評価審査委員会に対し、審査請求
平成 10 年 6 月 3 日　却下（家屋分）
平成 10 年 6 月 29 日　棄却（土地分）
平成 10 年 7 月 3 日　八尾市長に対し、異議申立て
平成 10 年 7 月 31 日　棄却

6　争点

平成 6 年度ないし同 10 年度の固定資産税等の課税処分の適法性について

7　原告（控訴人、上告人）の主張

課税されている家屋には重大な欠陥があり、その結果、敷地である土地共々利用価値がない。その原因は、行政庁の欺罔行為や公権力の違法不当な乱用の結果であり、課税処分は、違法不当な行政処分、公権力の乱用等によるものである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

取得原因がいかなるものであろうが、原告は、登記簿・固定資産課税（補充）台帳に所有者として、登記・登録されており、現に固定資産を所有しており、違法不当な課税処分ではない。

9　判決の要旨

①　平成 6 年度から平成 8 年度分について
不服申立前置の用件を満たしておらず、不適法であり、却下。

②　平成 9 年度分
出訴期間の経過により、不適法であり、却下。

③　平成 10 年度分について
公権力を違法に濫用した等の事実を認めるに足る証拠はなく、棄却。

④　損害賠償について
被告不適格により、不適法であり、却下。

10　公刊の有無及び判例評釈
無

11　固定資産の区分　土地・家屋

12　本事件における評価年度　平成 6 年度ないし平成 10 年度

判番 794

固定資産税等課税処分取消等請求控訴事件
損　害　賠　償　請　求事件

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高等裁判所　（大阪地方裁判所 平成 10 年（行ウ）第 46 号）
平成 11 年（行コ）第 73 号
平成 11 年（行ケ）第 4 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　（行コ）第 73 号事件　八尾市長　仲村　晃義
（行ケ）第 4 号事件　八尾市　代表者　八尾市長　仲村　晃義

5　経過

平成 11 年 6 月 8 日　大阪地方裁判所判決
平成 11 年 6 月 23 日　大阪高等裁判所に控訴　（行コ）第 73 号
平成 11 年 11 月 5 日　追加的併号の申立　（行ケ）第 4 号
平成 12 年 1 月 28 日　大阪高等裁判所判決

6　争点

平成 6 年度ないし同 10 年度の固定資産税等課税取消請求の適法性について

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　控訴人の再三の苦情・異議申立・審査請求に対し、被告の各課担当職員の欺罔作為や、たらい回し、誤った教示や回答を行うとの事実があり、不服申立前置の要件を満たしている。

②　被告職員と被控訴人とが、結託・共謀して公権力の濫用により、権利行使が妨害された。

③　被告担当職員らは、買収交渉等に際し、故意過失により控訴人の権利を侵害した。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

本市の課税処分その他に、違法性はない。

9　判決の要旨

平成 6 年度分から平成 8 年度の異議申立ては、滞納処分に対するものであり、賦課処分に対するものとは認められない。

その他、控訴人主張を認めるに足る証拠はない。

10　公刊の有無及び判例評釈
無

11　固定資産の区分　土地・家屋

12　本事件における評価年度　平成 6 年度ないし平成 10 年度

判番 795

固定資産税等課税処分取消等請求控訴事件
損　害　賠　償　請　求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 30 日
2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　平成 12 年（行ツ）第 176 号
（大阪地裁　平成 10 年（行ウ）第 46 号
大阪高裁　平成 11 年（行コ）第 73 号
同年（行ケ）第 4 号）
3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]
4　被告（被控訴人、被上告人）　八尾市長　仲村　晃義
八 尾 市　代表者　市長　仲村　晃義
5　経過
平成 12 年　1 月 28 日　大阪高等裁判所判決
平成 12 年　3 月 24 日　最高裁判所に上告提起
平成 12 年 11 月 30 日　最高裁判所決定
6　争点
平成 6 年度ないし同 10 年度の固定資産税等課税取消請求の適法性について
7　原告（控訴人、上告人）の主張
①　控訴審判決は、事実誤認歪曲・隠蔽等の憲法違反等が明らかである。
②　控訴審判決は、証拠隠滅・職権濫用等の犯罪が複合している。
8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

9　決定の要旨
本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食い違いを言うが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、最高裁判所に上告する事由に該当しない。
10　公刊の有無及び判例評釈
無
11　固定資産の区分　土地・家屋
12　本事件における評価年度　平成 6 年度ないし平成 10 年度

判番 796

泉佐野市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 7 年 3 月 10 日
2　裁判所名及び事件番号　大阪地裁・平成 3 年（行ウ）第 61 号
3　原告及び訴訟代理人　[redacted]
4　被告　泉佐野市固定資産評価審査委員会
5　経過
平成　3 年　4 月 23 日　審査委員会へ審査申出書提出
平成　3 年　5 月 31 日　審査委員会口頭審理
平成　3 年　6 月　6 日　審査委員会による棄却の決定（決定書送付）
平成　3 年　9 月　4 日　審査決定取消訴訟提訴
平成　3 年 10 月 22 日　口頭弁論
平成　3 年 11 月 26 日　口頭弁論
平成　4 年　2 月 12 日　口頭弁論
平成　4 年　3 月 18 日　口頭弁論
平成　4 年　5 月 20 日　口頭弁論
平成　4 年　8 月 26 日　口頭弁論
平成　4 年 10 月 14 日　口頭弁論
平成　4 年 11 月 11 日　口頭弁論
平成　5 年　1 月 13 日　証拠の申出
平成　5 年　3 月 30 日　証拠の提出
平成　5 年　6 月 16 日　被告証人尋問
平成　5 年　9 月　8 日　被告証人尋問
平成　5 年 11 月 24 日　被告証人尋問
平成　6 年　2 月　9 日　被告証人尋問
平成　6 年　4 月 13 日　被告証人尋問
平成　6 年　8 月 31 日　口頭弁論
平成　6 年 11 月　2 日　原告証人尋問
平成　7 年　2 月 22 日　原告の請求を棄却する判決言渡し
平成　7 年　3 月 10 日　判決確定
6　争点
本件価格決定が適法になされたか否か。
7　原告の主張
標準宅地の選定に適性を欠くなど誤りを犯し、その標準宅地から比準した本件土地に係る固定資産の評価についての審査申出を棄却した決定は違法であるから取り消さなければならない。
8　被告の主張

標準宅地の選定は、固定資産評価基準により用途区分を行ない、状況の類似した地域に区分し、その中から標準的なものを選び出すという方法により行なっている。

本件土地付近は商業的小集団を形成しているが、その背後地には分譲地、府営住宅という地理的なまとまりのある集団が存在しているため、その地域と連続した地域として区分し、標準宅地を選定することは正当である。

9　判決の要旨

原告の請求を棄却する。

固定資産の価格とは適正な時価をいうもの（地方税法第 349 条、同法第 341 条第 1 項第 5 号）とし、固定資産の価格は市町村長が地方税法第 338 条第 1 項の規定により自治大臣が定める固定資産評価基準によって決定しなければならないとしている。

本件土地の価格決定においても、上記手法によって行われたものと認められ、状況類似地域の設定についても、分譲地、府営住宅に近接していて地理的にその一部を構成していると見られない事も無く、主としてそこの消費者集団を対象とする商業地区を形成しつつあり、機能的にも分譲地、府営住宅と密接に結びついている。環境条件に関しては、分譲地、府営住宅は宅地として開発したものであるが、本件土地付近は田園地帯が自然発生的に各個人によって徐々に宅地化された地域なので違いが認められるものの、総体的に見れば本件土地と分譲地、府営住宅との間で、状況の類似性を欠くとまでいえるような条件面の違いがあるとはいえない事。

また、不動産鑑定士等の精通者意見によれば、本件土地は商業地区を形成しつつある地域にあって、価格的には本件標準宅地付近よりむしろやや高い結果が出ている。

よって、価格の形成要因が同等と認められる地域的に連続する一の地域に含められ、固定資産評価基準の定める基準に照らしてみても、本件状況類似地域の設定地域の設定に何ら適性、妥当性を欠く点はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

門真市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 9 月 22 日

2　裁判所及び事件番号　　大阪地方裁判所・平成 10 年（行ウ）第 9 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　門真市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　3 月 11 日　審査委員会へ審査申出提出

平成　9 年 11 月 27 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　2 月 26 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

固定資産課税台帳に登録された価格は、賦課期日における適正な価格を上回っている。

7　原告の主張

平成 9 年度の固定資産課税台帳に登録された価格は、平成 9 年度の固定資産税の賦課期日である平成 9 年 1 月 1 日時点での適正な価格を上回るもので、登録価格は過大であって違法である。

8　被告の主張

登録価格は、平成 9 年 1 月 1 日時点での適正な価格を上回るものではなく、固定資産評価基準に基づき適法且つ適正におこなわれたものである。

9　判決の要旨

手続的違法については、原告の主張事実を認めるに足りる証拠は無く原告の主張する事実は、いずれも採用することはできない。

実体的違法については、登録価格が、適正な時価を上回ることを認めるに足りる証拠は無く原告の主張は、採用することはできない。

よって、本件決定は、手続的違法及び実体的違法のいずれも認められない。

結論、原告の請求は、いずれも理由がないから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 798

門真市固定資産評価審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 20 日

2　裁判所及び事件番号　大阪高等裁判所・平成 11 年（行コ）第 83 号
大阪地方裁判所・平成 10 年（行ウ）第 9 号

3　控訴人及び控訴代理人　[redacted]

4　被控訴人　門真市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 10 月　5 日	審査決定取消請求控訴
平成 12 年　1 月 21 日	第 1 回口頭弁論
平成 12 年　2 月 25 日	第 2 回口頭弁論（結審）

6　争点

固定資産課税台帳に登録された価格は、賦課期日における適正な価格を上回っている。

7　控訴人の主張

原判決を取り消す。

8　被控訴人の主張

原判決を支持する。

9　判決の要旨

手続き的違法について、本件審査決定をするに当たり必要な審理を行ったものと認められる。控訴人のこの点の主張は採用することはできない。

実体的違法について、標準宅地の選定自体が不適切とはいえない。本件登録価格が適正な時価を上回るとはいえない。控訴人のいずれの主張も採用することはできない。

よって、控訴人らの本件請求は理由がなく失当として棄却すべきである。これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却する。

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 799

高石市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　平成 11 年（行ウ）第 58 号固定資産税審査決定取消請求事件
（大阪地方裁判所）

3　原告　[redacted]

4　被告　高石市固定資産評価審査委員会　委員長　幸野陸紀

5　経過

平成 11 年　3 月 31 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 11 年　6 月 18 日	審査委員会による棄却の決定
平成 11 年　8 月　3 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年 10 月 13 日	第 1 回口頭弁論
平成 11 年 12 月 15 日	第 2 回口頭弁論
平成 12 年　2 月 23 日	第 3 回口頭弁論
平成 12 年　4 月 21 日	第 4 回口頭弁論
平成 12 年　6 月　2 日	第 5 回口頭弁論
平成 12 年　7 月 14 日	第 6 回口頭弁論
平成 12 年 10 月 13 日	判決（被告敗訴）

6　争点

7　原告の主張

地方税法第 349 条第 3 項本文は、第 3 年度（平成 11 年度）の固定資産税の課税標準は当該土地に対して課税する第 2 年度（平成 10 年度）の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては当該価格とすると定めている。本件については法第 349 条第 3 項ただし書に規定する法第 349 条第 2 項に掲げるような事情はないから、平成 11 年度固定資産評価額は平成 10 年度の登録価格と同額でなければならない。

8　被告の主張

当該地に隣接する千代田[redacted]と同[redacted]が、平成 10 年 2 月 23 日売買で所有権が移転している。このことにより形状、利用状況が同地と一体をなしているので、評価基準別表第 3 画地の認定により一画地と認定し算出されたもので、法第 349 条第 3 項ただし書に規定する法第 349 条第 2 項に掲げられた「1 号　地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情」に該当するものである。よって、平成 11 年度固定資産評価額は適正に評価されている。

9　判決の要旨

主文　被告が平成 11 年 6 月 18 日付けでした別紙物件目録記載 1 及び 2 の土地の平成 11 年度固定資産課税台帳登録価格について、原告の審査申出を棄却した決定を取り消す。控訴費用は被告の負担とする。

要旨　当該地に隣接する、千代田[redacted]と同[redacted]が、平成 10 年 2 月 23 日、売買で所有権が

移転している。このことにより、形状、利用状況から千代田[redacted]と同[redacted]の宅地との一体性は、より強固なものになっているが、このことは法的な権原の問題にとどまり、物理的性状が変動したものではない。一体化は前所有者時代から同様の利用がなされていたもので、物理的な変動に比べ価値の大幅な変動があったといえない。法第 349 条ただし書き、第 2 項 1 号に定める特別の事情が存在するといえず、法第 349 条ただし書きによる評価替えの要件は充たしていない。以上からすると、その余の点について判断するまでもなく、原告の審査申出を棄却した本件審査決定は違法として取消を免れない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

高石市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　平成 12 年（行コ）第 96 号固定資産税審査決定取消請求控訴事件（原審大阪地方裁判所平成 11 年（行ウ第 58 号））

3　控訴人　高石市固定資産評価審査委員会　委員長　幸野　陸紀

4　被控訴人　[redacted]

5　経過

平成 12 年 10 月 24 日　控訴状提出

平成 13 年　1 月 25 日　第 1 回口頭弁論

平成 13 年　3 月　1 日　第 2 回口頭弁論

平成 13 年　4 月 26 日　判決

6　争点

7　控訴人の主張

当該地に隣接する千代田[redacted]と同[redacted]が、平成 10 年 2 月 23 日売買で所有権が移転している。このことにより形状、利用状況が同地と一体をなしているので、評価基準別表第 3 画地の認定により一画地と認定し算出されたもので、法弟 349 条第 3 項ただし書に規定する法第 349 条第 2 項に掲げられた「1 号地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情」に該当するものである。よって、平成 11 年度固定資産評価額は適正に評価されている。

8　被控訴人の主張

地方税法第 349 条第 3 項本文は、第 3 年度（平成 11 年度）の固定資産税の課税標準は当該土地に対して課税する第 2 年度（平成 10 年度）の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては当該価格とすると定めている。本件については法第 349 条第 3 項ただし書に規定する法第 349 条第 2 項に掲げるような事情はないから、平成 11 年度固定資産評価額は平成 10 年度の登録価格と同額でなければならない。

9　判決の要旨

主文　本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

地方税法第 349 条第 2 項第 1 号の「地目の変換、家屋の改築又は損壊、その他これらに類する特別の事情」の「その他これらに類する特別の事情」が当該土地の区画、形質の変更等、内在的な価格形成要因に影響を及ぼす要因の変更があった場合をいい、被控訴人らの同族会社である疎外会社が公道上に面した本件土地の所有権を取得して一画地となったことにより評価が前年度より上昇したとしても、本件のように土地利用自体が基準年度の平成 9 年度と変化がない場合、いまだ、当該土地の区画、形質の変更等、内在的な価格形成要因に影響を及ぼす変更があった場合に該当しない。また、いまだ、原判決のいう例外的に物理的変動の大幅な増加をもたらすような場合に該当しない。

なお、登記簿上の地積更正がされた実例は、基準年度に基礎とした地積数量が地積更正により変更された場合の例と考えられ、土地評価額算定の基礎となる数字そのものの変化がある場合である

から、土地利用自体につき基準年度の平成 9 年度と変化がない本件の参考とならない。よって、原判決は正当であり本件控訴は理由がないから、主文のとおり判決する。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地

12　本事件における評価年数　平成 11 年度

判番 801

東大阪市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 7 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪地裁・平成 9 年（行ウ）第 3 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　東大阪市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 7 年 5 月 9 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 8 年 5 月 7 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 8 年 10 月 18 日	審査委員会による棄却の決定
平成 9 年 1 月 24 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　鑑定評価価格を用いることは売買実例に基づき適正な時価を求めるとする評価基準と照らして固定資産評価上適法か

②　鑑定価格の 7 割程度を目途とすることは合理的な根拠がなく不合理か

③　不動産鑑定士が標準宅地を評価することは固定資産評価員や評価補助員が実地調査をして評価するという地方税法第 408 条に反するか

④　賦課期日より 1 年前を調査基準日とし、それ以後半年間の時点修正しか行っていないのは法に反するか

7　原告の主張

①　審査手続きでの違法

②　価格決定の具体的な算出根拠及び計算方法の開示がない決定は、手続き上の瑕疵がある

③　原告の主張の事実誤認での検討は失当である

④　依命通達改正部分は、固定資産評価基準と相違している

⑤　価格基準日は地方税法の規定の賦課期日でなければならない

8　被告の主張

①　審査手続きに瑕疵はない

②　依命通達（地価公示価格・地価調査価格及び鑑定評価を活用し、7 割程度を目途とすること）は法に定める評価基準を補完するものである

③　価格基準日は、税の公平性から全国的に一定の日でなければならず、事務量並びに賦課期日の適正な評価手段として認められる範囲のものである

9　判決の要旨

①　不動産鑑定の手法は評価基準に云う売買実例価額方式と矛盾するものではなく、正常条件下の取引価格の把握を目的とするものであるから、適正な時価を求めるために不動産鑑定結果を用いることは違法ではない。

② 7割程度を目途とすることは（財）資産評価システムセンターの調査結果と提言に基づき、中央固定資産評価審議会が了承したことから定められたものであり、全国的な実状調査及び客観的な資料に基づき総合的に検討された上で決定されたものであるから合理的な根拠がある。

③ 固定資産評価の手続きはそれ自体が目的ではなく、「適正な時価」を求めることが目的である。鑑定評価が①で述べたように「適正な時価」を求める合理的な方法と認められる以上、法が明示していないことを理由に鑑定士による鑑定価格を前提とした決定価格が違法と云うことはできない。

④ 大量の課税対象を評価するには相当の期間を要することは当然であって、賦課期日からこれらに要する事務期間をさかのぼった時点を価格調査基準日として扱うことを法が禁止しているものとは解されない。ただし、登録価格は賦課期日現在の客観的時価でなければならないから価格調査基準日から賦課期日までの間に著しい地価下落が生じ、時点修正及び 3 割減額を考慮しても、価格が賦課期日における客観的時価を超える場合は違法となると解される。

本件土地の場合、近隣の地価公示価格及び標準宅地の価格動向をみても客観的時価を超えているとは認められず、違法とは認められない。

10 公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11 固定資産の区分

土地及び家屋

12 本事件における評価年度

平成 6～8 年度

東大阪市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1	判決年月日	平成 13 年 7 月 27 日
2	裁判所名及び事件番号	大阪地裁・平成 9 年（行ウ）第 42 号
3	原告	[redacted]
4	被告	東大阪市固定資産評価審査委員会
5	経過	
	平成 9 年 5 月 5 日	審査委員会へ審査申出書提出
	平成 9 年 6 月 20 日	審査却下取消訴訟提訴
	平成 9 年 12 月 12 日	審査委員会による棄却の決定
	平成 10 年 1 月 22 日	審査決定取消訴訟提訴（訴変更申し立て）

6 争点

① 鑑定評価価格を用いることは売買実例に基づき適正な時価を求めるとする評価基準と照らして固定資産評価上適法か

② 鑑定価格の 7 割程度を目途とすることは合理的な根拠がなく不合理か

③ 不動産鑑定士が標準宅地を評価することは固定資産評価員や評価補助員が実地調査をして評価するという地方税法第 408 条に反するか

④ 賦課期日より 1 年前を調査基準日とし、それ以後半年間の時点修正しか行っていないのは法に反するか

7 原告の主張

本件土地の決定価格は地方税法に基づいた評価方法で算出していない。

8 被告の主張

本件土地の決定価格は地方税法第 388 条第 1 項に基づく実施方法、手続きに従うものである。

9 判決の要旨

① 不動産鑑定の手法は評価基準に云う売買実例価額方式と矛盾するものではなく、正常条件下の取引価格の把握を目的とするものであるから、適正な時価を求めるために不動産鑑定結果を用いることは違法ではない。

② 7割程度を目途とすることは（財）資産評価システムセンターの調査結果と提言に基づき、中央固定資産評価審議会が了承したことから定められたものであり、全国的な実状調査及び客観的な資料に基づき総合的に検討された上で決定されたものであるから合理的な根拠がある。

③ 固定資産評価の手続きはそれ自体が目的ではなく、「適正な時価」を求めることが目的である。鑑定評価が①で述べたように「適正な時価」を求める合理的な方法と認められる以上、法が明示していないことを理由に鑑定士による鑑定価格を前提とした決定価格が違法と云うことはできない。

④ 大量の課税対象を評価するには相当の期間を要することは当然であって、賦課期日からこれらに要する事務期間をさかのぼった時点を価格調査基準日として扱うことを法が禁止しているもの

とは解されない。ただし、登録価格は賦課期日現在の客観的時価でなければならないから価格調査基準日から賦課期日までの間に著しい地価下落が生じ、時点修正及び 3 割減額を考慮しても、価格が賦課期日における客観的時価を超える場合は違法となると解される。

本件土地の場合、近隣の地価公示価格及び標準宅地の価格動向をみても客観的時価を超えているとは認められず、違法とは認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土地（単独）

12　本事件における評価年度

平成 9 年度

地方税審査決定取消事件

1　判決年月日　平成 2 年 10 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・昭和 61 年（行ウ）第 24 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 61 年　3 月 25 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 61 年 11 月 26 日	審査委員会による一部認容決定
昭和 61 年　9 月 16 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

本件審査決定の過程における手続きの瑕疵及び決定書に決定理由が附記されていない事を主張して審査決定を違法といえるか。

7　原告の主張

本件審査決定には、以下の手続的瑕疵がある。

①　口頭審理において、近隣家屋に比べて過大である旨の主張に対し、区役所から必要な書類を取り寄せ、原告に対し反論と立証の機会を与えるべきであったのに、これを怠った。

②　審査決定に、原告の主張についての理由が附記されていない。

8　被告の主張

①　本件建物の評価の決定方法については、被告から資料を送付し、かつ十分に説明してあり、審査手続きに瑕疵はない。

②　審査決定の理由は決定書理由欄に記載してあり、理由附記を怠ったというものではない。なお、法第 433 条第 7 項は行政不服審査法第 41 条第 1 項を準用していないので、理由が附記されていなくても直ちに違法となるものではない。

9　判決の要旨

以下の理由により、棄却。

①　原告は評価額の積算根拠を知ったうえ、これに反論し立証する機会を与えられている。委員会には、口頭審理において、他の納税者の家屋の評価額と比較検討するため、その家屋の評価額等を了知できるような措置を講ずることまでは要請されていないというべきである。

②　法第 433 条第 7 項は行政不服審査法第 41 条第 1 項を準用しておらず、他に理由附記を明文で命ずる法令は存しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 61 年度

判番 804

地方税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 2 年 10 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・昭和 62 年（行ウ）第 2 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　神戸市灘区長

5　経過

昭和 61 年　4 月 10 日	被告が原告に対し合計税額 4 万 6190 円の賦課処分（第 1 次処分）
昭和 61 年　6 月　7 日	原告は第 1 次処分について神戸市長に審査請求
昭和 61 年　6 月 18 日	被告が原告に対し合計税額 4 万 2030 円の賦課処分（第 2 次処分）
昭和 61 年 11 月 27 日	神戸市長は審査請求を棄却する旨の裁決
昭和 62 年　1 月 14 日	本件訴訟提訴

6　争点

第 1 次処分取消の訴えについては、昭和 62 年 9 月 4 日に初めてなされたため、出訴期間について、第 2 次処分取消の訴えについては、審査請求を前置していないため、訴えが適法か。

7　原告の主張

第 1 次、第 2 次処分とも課税手続きに違法がある。

8　被告の主張

第 1 次処分取消しの訴えは出訴期間を経過しているため、第 2 次処分取消しの訴えについては審査請求を前置していないため、不適法である。

9　判決の要旨

第 1 次処分取消しの訴えは出訴期間を経過しているため、第 2 次処分取消しの訴えについては審査請求を前置していないため、不適法であり、いずれも却下。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 805

地方税課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 2 年 10 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・昭和 62 年（行ウ）第 32 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　神戸市灘区長

5　経過

昭和 62 年　4 月 10 日	被告が原告に対し賦課処分
昭和 62 年　5 月 29 日	原告は賦課処分について神戸市長に審査請求
昭和 62 年　9 月 17 日	本件訴訟提訴

6　争点

他の納税者に関する固定資産課税台帳の縦覧申請を拒絶してなした賦課処分が違法といえるか。

7　原告の主張

原告は固定資産課税台帳の縦覧を申請したのに被告はこれを拒絶した。したがって本件賦課処分は課税手続きに適法性を欠く。

8　被告の主張

台帳縦覧ができる「関係者」とは、納税義務者、納税管理人、代理人等に限定される。原告は、原告が閲覧申請した家屋の納税義務者及びその代理人等ではなく、関係者に該当しない。

9　判決の要旨

原告は閲覧申請に係る家屋の所有者でないことは自ら主張するところであり、特別の利害関係を有する旨の主張もない。よって閲覧申請の拒絶には違法がなく、したがって本件賦課処分は適法であるため、棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 806

地方税裁決取消請求事件

1　判決年月日　平成 2 年 10 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・昭和 63 年（行ウ）第 2 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　神戸市長

5　経過

昭和 62 年　4 月 10 日	被告が原告に対し賦課処分
昭和 62 年　5 月 29 日	原告は賦課処分について神戸市長に審査請求
昭和 62 年 10 月 26 日	神戸市長は棄却する旨の裁決
昭和 63 年　1 月 18 日	本件訴訟提訴

6　争点

裁決の違法事由として主張するところが原処分の違法を主張するものである場合の裁決取消しの訴えが適法か。

7　原告の主張

原告は固定資産課税台帳の縦覧を申請したのに被告はこれを拒絶した。

8　被告の主張

原処分の違法を主張して、裁決の違法を主張することは行政事件訴訟法第 10 条第 2 項によりできない。

9　判決の要旨

原処分の違法を主張して、裁決の違法を主張することは行政事件訴訟法第 10 条第 2 項によりできないため、本件裁決の違法事由の主張はなく、本件裁決は適法であるため、棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 807

所有者認定（固定資産税課税処分）取消請求事件

1　判決年月日　昭和 63 年 8 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・昭和 60 年（行ウ）第 15 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　神戸市長

5　経過

昭和 59 年　8 月 13 日	本件固定資産の登記簿上の所有者が既に死亡していることが判明したため、 神戸市垂水区長は、この者に対する賦課済の固定資産税賦課処分を総て取り消し、改めて法定相続人である原告らを納税義務者と認定して賦課替えを行った。
昭和 59 年 10 月 12 日	神戸市長へ審査請求書提出
昭和 60 年　1 月　9 日	神戸市長による却下の裁決
昭和 60 年　4 月 27 日	固定資産税課税処分取消訴訟提訴

6　争点

神戸市長に被告適格があるか。

7　原告の主張

被告は固定資産税課税処分において原告らを所有者と認定したが、原告らは登記簿上の所有者ではい。私有財産の所有者認定行為は、直ちに差押えを要する場合のように切迫した状況においてのみ許されるべきもので、本件においてはこの要件を満たすものではなく、行政権による私有財産の侵害で、憲法違反である。

地方税の賦課徴収権は地方団体の長に存在し、その義務もこれに存する。

8　被告の主張

原告らが主張する固定資産税課税処分の処分庁は垂水区長であって神戸市長ではなく、被告には適格がない。

9　判決の要旨

原告らが主張する固定資産税課税処分の処分庁は垂水区長であって神戸市長ではなく、被告には適格がないため、却下。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 808

所有者認定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成元年 6 月 6 日
　　（被告変更申請許可・神戸地裁へ移送決定）

2　裁判所名及び事件番号　　大阪高裁・昭和 63 年（行コ）第 43 号
　　（神戸地裁・昭和 60 年（行ウ）第 15 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　神戸市長

5　経過

昭和 60 年 4 月 27 日	神戸地裁へ控訴人が固定資産税課税処分取消訴訟提訴
昭和 63 年 8 月　8 日	神戸地裁による却下の判決
昭和 63 年 9 月 17 日	控訴人が本件控訴提訴

6　争点

原審において神戸市長に被告適格があるか。

7　控訴人の主張

行政事件訴訟法第 15 条により、被控訴人「神戸市長」をとしたのを被控訴人「神戸市垂水区長」と変更することを申請

8　被控訴人の主張

特に主張せず

9　判決（決定）の要旨

原審の被告を神戸市長から神戸市垂水区長に変更することを許可する。控訴人は素人であって、行政組織上の権限委任規定に通じていないのも当然であるから、被告を誤ったことにつき、故意・重大な過失はない。（被告を神戸市垂水区長とした上で神戸地裁に移送）

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 809

所有者認定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 7 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成　元年（行ウ）第 20 号
　　（大阪地裁・昭和 63 年（行コ）第 43 号）
　　（神戸地裁・昭和 60 年（行ウ）第 15 号）

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　神戸市垂水区長

5　経過

昭和 60 年 4 月 27 日	神戸地裁へ原告が固定資産税課税処分取消訴訟提訴
昭和 63 年 8 月　8 日	神戸地裁による却下の判決
昭和 63 年 9 月 17 日	原告が大阪高裁に控訴
平成　元年 6 月　6 日	大阪高裁が被告変更申請を許可し神戸地裁へ移送を決定

6　争点

所有者認定に処分性があるか。

7　原告の主張

被告は固定資産税課税処分において原告らを所有者と認定したが、原告らは登記簿上の所有者ではい。固定資産税は課税台帳主義がとられており、課税台帳には登記簿上の所有者が登録されるものである。納税義務者を便宜上定めるのならまだしも、所有者認定などもってのほかで、私有財産権への侵害もはなはだしい。

8　被告の主張

所有者を認定し課税台帳に登録する手続きは、賦課決定処分にいたるまでの過程の 1 つの段階に過ぎず、処分性がないので、取消訴訟の対象とはならない。仮に処分性があったとしても当該認定は法の規定に従って行われており何ら違法な点はない。

9　判決の要旨

所有者の課税台帳への登録に不服のある場合は、固定資産評価審査委員会による審査の申出及びその審査決定に対する取消訴訟において争うべきであり、このような手続きによらず、課税権者である垂水区長を相手に所有者認定の取消を求める訴えは不適法であり、却下。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 810

所有者認定取消請求控訴事件

1　判決（取下）年月日　　平成 8 年 11 月 1 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪高裁・平成　7 年（行コ）第 51 号
（神戸地裁・平成 元年（行ウ）第 20 号）
（大阪高裁・昭和 63 年（行コ）第 43 号）
（神戸地裁・昭和 60 年（行ウ）第 15 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　神戸市垂水区長

5　経過

平成元年 6 月　6 日　　大阪高裁から神戸地裁へ昭和 63 年（行コ）第 43 号控訴事件が移送される

平成 7 年 7 月 18 日　　神戸地裁による却下の判決

平成 7 年 9 月　8 日　　控訴人が本件控訴提訴

6　争点

「所有者認定」という表現の趣旨如何。

7　控訴人の主張

所有者認定における所有者とは、法第 343 条の条文内での所有者を指し、実質的には納税義務者のことである。つまり、ここでいう所有者とは民法の私的所有権に関わる所有者を意味するものではない。

8　被控訴人の主張

特に主張せず

9　判決の要旨

控訴人が控訴を取り下げたため、神戸地裁判決が確定

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 811

神戸市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 7 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地方裁判所・平成 6 年（行ウ）第 48 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　9 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　9 月 13 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年 12 月　8 日　　本件訴訟提起

平成　7 年　4 月 10 日　　第 1 回口頭弁論

平成　7 年　5 月 15 日　　第 2 回口頭弁論

平成　7 年　7 月　3 日　　第 3 回口頭弁論

平成　7 年　8 月 21 日　　第 4 回口頭弁論

平成　7 年 10 月　2 日　　第 5 回口頭弁論

平成　7 年 11 月 13 日　　第 6 回口頭弁論

平成　8 年　2 月 14 日　　第 7 回口頭弁論

平成　8 年　4 月 24 日　　第 8 回口頭弁論

平成　8 年　7 月 31 日　　判決言い渡し

6　争点

本件家屋の評点数（価格）は適正かどうか。

7　原告の主張

①　昭和 57 年のピロティ部分等の増築に伴い、既設部分の評点項目に変更が生じているのに、評点数の見直しがなされていない。

②　既設部分及び増設部分を合わせた 1 棟全体を評価する方法に基づく各区分ごとの再建築費評点数の算出は、固定資産評価基準によるべきであり、これを適用しない被告の決定は違法である。

8　被告の主張

①　市町決定価格の単位当たり再建築費評点数については、評価基準の適用、算出の手法において格別不当とすべき点はなく、本件家屋の単位当たり再建築費評点数として妥当なものである。

②　増築部分の平成 6 年度単位当たり再建築費評点数を、平成 5 年度の 1 棟全体の評点数を基に算出する過程にも誤謬はなく、既設部分の再建築費評点数との比較においても妥当なものである。

③　本件家屋の価格と周辺地域の類似家屋の価格との比較を行なったところ、本件家屋の価格は、類似家屋の価格との比較において均衡を失するものではない。

④　本件家屋については、建築後、数年も経ており現実の家屋の状況を反映させた価格を求める飢えでは、再調査に基づく部分別評価の方法により算出されるのがより適正である。

⑤　本件家屋の平成 5 年度以前の価格については、審査申出事項の対象外である。

9　判決の要旨

本件家屋は、建築後相当の年月を経たものであり再調査に基づく部分別評価の方法採用することは、現実の家屋の状況を反映させるものであって適正である上、本件家屋が既設部分と増築部分とを区別して再建築費評点数を算出するのは、困難でなることに鑑みれば、神戸市長の本件家屋の平成 6 年度評価額の算出方法は相当なものである。したがって、神戸市長の定めた本件家屋の登録価格は、評価基準、通達及び家屋評価事務取扱要領に従って適正に行なわれたものといことができ、適正な時価を超えていないということができる。

10　公刊の有無及び判例解釈

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 812

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成 8 年（行ウ）第 12 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月 11 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年 12 月 14 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　8 年　3 月　8 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成　9 年 11 月 25 日の経過により「みなし取り下げ」

6　争点

①　価格調査日を設けることの適法性

②　7 割評価の適法性

③　課税庁による実地調査を行なわずに評価していることの違法性

7　原告の主張

①　平成 6 年度の評価替えは平成 4 年 7 月 1 日の時価に平成 5 年 1 月 1 日時点におけるわずかな時点修正を加えたのみで、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日の時価にすり替えているのは、賦課期日を誤っている違法な手続きであり、又違法な評価である。

②　地価公示価格の 7 割評価は、法律でなく通達に基いて行なわれたものであり、租税条例主義に反する。

③　神戸市は、実地調査を実施せずに評価を行なっており、地方税法第 403 条第 2 項及び第 408 条に違反する。

8　被告の主張

①　賦課期日とは別に価格調査基準日を設けることは、地方税法上当然に予定されているといえること、平成 6 年度の評価替えにおいては、その評価時点以降の価格変動を一定の範囲で勘案し、価格変動に伴う修正を行なうこととされていることから、平成 4 年 7 月 1 日の評価に基き平成 6 年度の固定資産評価額を決定することは、なんら違法な点はない。

②　7 割通達は、評価基準に定められた正常な売買価格の評価について、解釈指針を示したものであって、新たな課税要件を定めたものではない。また、評価基準と依命通達は一体として取り扱われるべきものであるから、これに基いて評価を行なったことは、妥当である。

(1) 地方税法第 403 条第 2 項及び第 408 条は訓示規定であり、実地調査をしなかったというだけで、平成 6 年度の本件価格の決定の効力が否定されるものではない。

9　判決の要旨

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 813

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 5 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地方裁判所・平成 4 年（行ウ）第 3 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　5 月　9 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　3 年 10 月 14 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　4 年　1 月 16 日　　本件訴訟提起

6　争点

①　審査手続に重大な瑕疵があり、違法なものとして取り消されるべきか。

②　理由が具体的に記載されておらず、違法なものとして取り消されるべきか。

③　本件土地の評価が不適正・不公正であり、取り消されるべきか。

④　評価基準は租税法律主義に違反するかどうか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　本件決定には、次のように審査手続に重大な瑕疵がある。

ア　30 日以内に審査決定していない。

イ　答弁書等の資料について原告に閲覧の機会を与えなかったばかりか、存在さえも原告に教示しなかった。

②　本件決定において計算根拠等を明らかにしていない。

③　本件土地の評価額は次のとおり不適正、不公正である。

ア　間口狭小補正率による補正がなされていない。

イ　本件土地が面する私道の路線価について、公道より 15％減だが、20％減の評価をしている私道もあり、両者の相違について合理性が明らかでない。

ウ　国の評価からみて本件土地の路線価は適正でない。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①

②　租税法律主義において、課税上重要な事項は法律の形式で定めることが要求されるが、憲法上、具体的･個別的に命令にその細目を委任することは許容されると解され、地方税法第 388 条は、固定資産の評価に際して、主観的を極力排除し公正で合理的な評価ができるように統一的な評価基準の制定を自治大臣に委ねているところ、評価基準は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きを詳細に規定しているものであり委任の範囲内である。

③　憲法上課税標準をいかに定めるかは法律によるものとされており、課税対象の資産についていかなる評価方法をとるのかは、立法政策の問題であって、立法府の裁量に委ねられている。また、売買実例額を基準として評価する方法は、売買実例の把握が比較的容易であり、かつ、課題又は不均衡な評価が行なわれた場合には比較的容易に察知することができ、納税者の保護することになる等の観点から、最も妥当な土地の評価基準である。さらに、住宅用地については、税負担の軽減を図るための措置が講じられており、著しく不合理なものといえない。

④　7 割通達は、評価基準に定められた正常売買価格の評価について一つの解釈指針を示したものであって、新たな課税要件を定めたものでなく、むしろ法の定める適正な時価を実現するものである。

⑤　評価要領は、評価基準に基いて市内に存在する土地を評価するための細目基準を定めたものであるから、評価基準は租税法律主義に反するものではなく法的拘束力を有すものであるから、評価基準及び評価要領に基く固定資産の評価は適法である。

⑥　賦課期日とは別に価格調査基準日を設けることは、地方税法上当然に予定しているといえること、平成 6 年度の評価替えにおいては、その評価時点以降の価格変動を一定の範囲で勘案し、課買う変動に伴う修正を行なうこととされていることから、平成 4 年 7 月 1 日の評価に基き平成 6 年度の固定資産評価額を決定することはなんら違法ではない。

⑦　本件土地に係る標準宅地の鑑定評価は正当性、合理性、信頼性に欠けるところはない。また、本件土地の評価は、評価基準及び評価要領にしたがって適正になされたものである。

9　判決の要旨

①　30 日以内に審査決定しなければならない規定は訓示規定に過ぎない。

答弁書等を審査申出人に送付することが望ましいものの、送付するか否かは、委員会の裁量に委ねられており、また、本件では、原告が主張している不服事由が特定し、かつ具体的であったと認められるから、資料等を送付せず、存在を知らせなかったとしても、そのことをもって、直ちに違法ということはできない。

また、審査申出人は、審査の記録を閲覧でき、課税庁側の主張内容や証拠資料を知ることができるから、実質的に何ら不利益はない。

②　本件では、抽象的な内容ながら、一応、理由が付記されていると認められるから、法律上理由を付することが必ずしも要求されていない以上、本件決定に付された理由が具体的かつ詳細でないことをもって重大な瑕疵があるとはいえない。

③　本件決定による本件土地の間口 8m は、500 分の 1 ないし 1000 分の 1 の地番参考図に三角スケールを当てて割り出したものであり、その正確性には多分に疑問がある。これに対し、地積測量図の信用性は高く、当該間口は原告主張のとおり 7.13m とみることができる。しかし、当該距離に誤差があったとしても、平成 3 年度～5 年度の固定資産税及び都市計画税の額に何ら影響を及ぼすものではない。したがって、本件土地の距離の誤差は僅少であり、これをもって違法とまではいうことはできず、これにより本件決定が取り消されるべきものになるとはいえない。

本件土地と標準地の各私道については、街路の状況、公共施設等の接近の状況等各種要因を総合的に考慮して路線価を定めたことが窺われるから、原告の主張する評価の違いをもって不均衡、不合理であるとはいえない。

路線価につき、国の計算方式を採用すべきであるという原告の主張も次のとおり採用できない。

（ア）　当該事項は被告の審査事項に含まれない。

（イ）　国税と市税とは、異なった立場、目的でなされるものであるから、必ずしも同一の評価が要求されるものではない。

10　公刊の有無及び判例解釈　判例地方自治第 130 号 18 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 814

神戸市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 10 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地方裁判所・平成 10 年（行ウ）第 3 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月 20 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年 11 月 10 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　2 月　6 日	本件訴訟提起
平成 10 年　4 月 15 日	第 1 回口頭弁論
平成 10 年　5 月 20 日	第 2 回口頭弁論
平成 10 年　6 月 24 日	第 3 回口頭弁論
平成 10 年　7 月 22 日	第 4 回口頭弁論（本人尋問）結審
平成 10 年 10 月 28 日	判決言い渡し

6　争点

本件土地の固定資産評価額の算定方法及び法的根拠を定量的かつ詳細に提示したかどうか。

7　原告の主張

①　本件土地に係る平成 9 年度固定資産課税台帳登録価格につき、被告が原告に対し平成 9 年 11 月 10 日付けでした原告の審査申出を棄却するとの決定を取り消せ。

②　被告は原告に対し、本件土地の固定資産評価額の算定方法及び法的根拠を定量的かつ詳細に提示せよ。

8　被告の主張

（本案前の主張）

①　本件土地に係る評価額の算定方法及び法的根拠を定量的かつ詳細に提示することを求める訴えは不適法である。

（本案の主張）

②　神戸市長は、地方税法 388 条 1 項に基づき自治大臣が定めて告示した固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続と、評価基準に基づいて神戸市内に存する土地を評価するための実施の細目的基準として定めた神戸市固定資産（土地）評価要領に基づき、敷設した路線価を基礎として、画地計算法を適用して、各宅地の適正な時価を評定した。

よって、本件土地の評価は評価基準及び評価要領に従った適正なものであり、固定資産税特例課税標準額も地方税法の規定に基づいて算定されたものであるから、本件審査申出を棄却した本件決定は適法である。

③　被告が原告に対し、文書で土地に係る評価額の算定方法及び法的根拠を定量的かつ詳細に提示する旨の約束をした事実はない。

9　判決の要旨

①　本件土地の固定資産評価額の算定方法及び法的根拠を定量的かつ詳細に提示することを求める訴えは無名抗告訴訟としての義務付け訴訟であるとしても、義務付け訴訟の要件を欠き不適法。

②　地方税法第 388 条第 1 項は評価基準を定めるについてこれを自治大臣の合理的な裁量に、評価基準を定めるについてこれを市町村長たる神戸市長の合理的な裁量に、それぞれ委ねていると解されるから、固定資産の価格評価が評価基準ないし評価要領に基づいて行われていれば、原則として違法の問題は生じないというべきである。

③　標準宅地の鑑定評価価格は平成 8 年 1 月 1 日を価格調査日として算定されたものであるから、震災による土地価格の下落が反映されていないということはできない。

④　住宅建築が不可能という事情についても、本件土地の評価額算定にあたって、無道路地として比準割合を 0.712 として仮の路線価が算定されており、画地計算法においては建築基準法による制限に係る補正として、評価要領で認められる最大 2 割の減額修正がなされている。

→本件土地の評価は、適正なものと認められるから、審査申出の決定に何ら違法はない。

⑤　本件土地に係る路線価の敷設、評価額から固定資産税特例課税標準額を算定する手順が法令に基づいてなされていることが明らかでないとするが、本件審査申出による口頭審理に先立ち、神戸市長は本件土地に係る標準宅地の価格、評点数、本件土地の評価方法及び手順の概要等を明示した答弁書を被告に提出し、被告も受領したことが認められる。

→口頭審理において明示しなかったとしても、何ら違法はないというべきである。

10　公刊の有無及び判例解釈

判例地方自治 190 号 103 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 815

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 3 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成 7 年（行ウ）第 38 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月 10 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　7 年　6 月 21 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　9 月 20 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

本件土地の課税地目を「宅地」としたことが適正であったか。

7　原告の主張

本件土地の登記地目は「山林」で、平成 5 年度までは、山林の評価がなされていた。ところが、平成 6 年度から「宅地」の評価がなされ、一挙に 2、656 倍になった。本件土地は建物の建築が不可能な土地であり、「宅地」ではない。

8　被告の主張

宅地は、建物の敷地及びその維持若しくは効用を果たすために必要な土地をいうものであり、これに該当するものであれば、現に建物のない土地でもその現況及び利用目的によって宅地となるものである。

本件土地は、建物は建築されていないが、以下の現況により、宅地であるというべきである。

(1) 付近一帯に住宅及び中層の共同住宅が建てられている。

(2) 本件土地の隣接地は昭和 33 年に地目が山林から宅地に変更され、その頃住宅が建てられているが、本件土地との区画が外観上明確でなく、差異がない。

(3) 仮に木造 2 階建建物を建築する場合には建築基準法による建築確認を得ることは可能である。

9　判決の要旨

(1) 本件土地の地目は宅地である。

(2) 本件土地は、建築基準法上の建築確認を得ることが困難な土地であるので、取引的価値は顕著に減少する。したがって、本件土地の適正な時価は 937 万 8600 円であり、被告の決定価格（1865 万 1633 円）のうち、937 万 8600 円を超える部分は取り消す。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 816

固定資産審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 11 年（行コ）第 32 号
（神戸地裁・平成 7 年（行ウ）第 38 号）

3　控訴人　神戸市固定資産評価審査委員会

4　被控訴人　[redacted]

5　経過

平成 7 年 9 月 20 日　神戸地裁へ被控訴人が審査決定取消請求訴訟提起

平成 11 年 3 月 8 日　神戸地裁による一部認容判決

平成 11 年 3 月 19 日　控訴人が本件控訴提起

6　争点

①　本件土地の課税地目は「宅地」といえるか。

②　審査決定価格が本件土地の適正な時価といえるか。

7　控訴人の主張

審査の申出により、控訴人が審査すべき範囲は、市長決定価格が法、評価基準、評価要領に従って適正に行われたかどうか、標準宅地との間で不均衡がないかどうかに限られ、かつ、その限度で足りるものというべきであって、個別的に不動産鑑定士による鑑定価格と市長決定価格を比較して違法を論ずることはそもそも想定されていない。

原判決は法及び評価基準、評価要領によらないで本件土地の価格を認定し、また、本件土地を宅地と認定しながら、建築が不可能な土地として鑑定した鑑定価格を採用しているため、違法、不当な判決である。

8　被控訴人の主張

固定資産評価における「適正な時価」は、経済的交換価値（＝市場価格）の 70%を目途として設定されているが、不動産鑑定士による個別の鑑定価格は経済的交換価値（＝市場価格）それ自体を意味するので、原判決の考え方は控訴人にとってむしろ有利なものである。

本件土地の建築可能性について、個々の土地によって抱える問題点は異なるので近隣で建築確認事例が存在するからといって、本件土地の建物の建築が可能となるものではない。

9　判決の要旨

(1) 本件土地の地目は宅地である。(原判決どおり)

(2) 以下の理由により、原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

①　固定資産評価基準によらない固定資産価格の決定は違法であるが、評価基準に従った決定がなされたからといって、それのみで直ちに「適正な時価」となのものではない。決定価格が「適正な時価」と著しく異なると主張するものは個別的に不動産鑑定評価書を提出し、乖離を立証して決定価格の変更を求めることができると解される。

②　本件土地の適正な時価は、本件土地に建物の建築は可能であると認められるので、これによる減価を行うべきではないと考える。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 817

固定資産審査決定取消請求上告事件

1　決定年月日　平成 12 年 6 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 12 年（行ツ）第 119 号
（大阪高裁・平成 11 年（行コ）第 32 号）
（神戸地裁・平成 7 年（行ウ）第 38 号）

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　3 月 19 日　被上告人が大阪高裁に審査決定取消請求控訴提起

平成 11 年 12 月 21 日　大阪地裁による原判決取消判決

平成 12 年　1 月　7 日　上告人が本件上告提起

6　争点

本件土地の 7 割評価は租税条例主義に反し、違憲・違法である。

7　上告人の主張

依命通達のみによって固定資産評価額を大幅に引き上げたことは、租税条例主義に違反するものである。

8　被上告人の主張

（なし）

9　決定の要旨

上告人は違憲をいうが、実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、上告を許される場合に該当しないため、本件上告を却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 818

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地方裁判所・平成 8 年（行ウ）第 5 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 9 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 7 年 11 月 17 日	審査委員会による棄却の決定
平成 8 年 2 月 21 日	本件訴訟提起
平成 11 年 3 月 29 日	判決言い渡し

6　争点

①　評価基準は租税法律主義に違反するかどうか。

②　土地の評価は収益還元法によるべきかどうか。

③　7 割評価の違法性

④　価格調査日を設けることの適法性

⑤　標準宅地の鑑定評価の正当性

⑥　道路部分の非課税の適用の有無

⑦　不整形地の補正率の適用の有無

7　原告の主張

①　価格を決定する評価基準は課税要件であり、その内容は、固定資産税の根幹をなすもので、法律または条例で定められるべき事項であり、課税の基準となる固定資産評価基準に関し、地方税法第 388 条は行政機関の内部的規律にすぎない自治大臣の告示（評価基準）に委ねていることは、法規性をもたない告示に立法を委任することになり憲法の認めるところでなく租税法律主義に反する。つまり、固定資産税が市町村税である以上、市町村の条例に課税根拠、固定資産評価基準をもたないのは、租税法律（条例）主義に反する。仮に政令等に委任が認めれるとしても、個別具体的に委任されなければならない、にも、かかわらず、地方税法は固定資産評価基準の内容全てを告示に委ねており、これは包括的一般的な立法の委任であって憲法上許された委任立法の範囲を超えるものである。

②　土地は、日常生活を営むについて不可欠な土地（生存権的土地）とそうでない土地（非生存的土地）に区分される。生存権的土地はその利用にこそ土地の価値があるのであって売買等による交換価値は本来的に想定されていないのであるから、収益還元法によって評価がなされるべきである。それにもかかわらず、評価基準が一律に売買実例方式を採用していることは、憲法第 13 条、25 条、29 条に違反しているし、各土地に対する質的担税力を無視し著しく不平等な結果をもたらすものであるから、憲法第 14 条が定める応能負担の原則にも違反する。

③　固定資産評価額は、従来公示価格の 2 割程度とされていたところ、「固定資産評価基準の取り扱いについて」（7 割通達）により、時価の 7 割に大幅に引き上げることとなったが、これは、憲法第 84 条、92 条、94 条に違反する。地価が下落している状況において、固定資産税の負担の増加を余儀なくされていることから、適正な時価の評価方法として著しく不合理であり、国民生活に大きな打撃を与える大衆課税の強化という点で憲法第 25 条にも違反している。

④　条例に評価基準を制定するとの委任規定もないにもかかわらず、内規にすぎない評価要領により評価を行なうことは、租税条例主義に反している。また、当該評価要領平成 6 年 2 月 1 日に定められており、一部の宅地にのみにしか適用されていないので、租税公平の原則に違反している。

⑤　平成 4 年 7 月 1 日を調査基準日として評価を行い、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正を行なっただけという方法によったのは、固定資産の評価基準日を賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日と定めた地方税法第 349 条第 1 項、359 条に違反する。

⑥　本件土地に係る標準宅地の鑑定評価は正当性、合理性、信頼性に乏しく、採用することはできない。

・取引事例比較法において、サンプル事例とされた 3 つの取引事例について、不適当な物件である。

・参考とされている収益還元法で採用された還元利回りについて、通常の不動産の鑑定に採用される還元利回りとの格差が著しく参考にならない。

⑦　原告の主張する不整形地における画地計算法を採用していない。

⑧　道路部分は、本件審査申出の際添付された敷地図面において明らかであるので、当該道路部分は非課税にすべきである。

8　被告の主張

①　租税法律主義において、課税上重要な事項は法律の形式で定めることが要求されるが、憲法上、具体的･個別的に命令にその細目を委任することは許容されると解され、地方税法第 388 条は、固定資産の評価に際して、主観的を極力排除し公正で合理的な評価ができるように統一的な評価基準の制定を自治大臣に委ねているところ、評価基準は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きを詳細に規定しているものであり委任の範囲内である。

②　憲法上課税標準をいかに定めるかは法律によるものとされており、課税対象の資産についていかなる評価方法をとるのかは、立法政策の問題であって、立法府の裁量に委ねられている。また、売買実例額を基準として評価する方法は、売買実例の把握が比較的容易であり、かつ、課題又は不均衡な評価が行なわれた場合には比較的容易に察知することができ、納税者の保護することになる等の観点から、最も妥当な土地の評価基準である。さらに、住宅用地については、税負担の軽減を図るための措置が講じられており、著しく不合理なものといえない。

③　7 割通達は、評価基準に定められた正常売買価格の評価について一つの解釈指針を示したものであって、新たな課税要件を定めたものでなく、むしろ法の定める適正な時価を実現するものである。

④　評価要領は、評価基準に基いて市内に存在する土地を評価するための細目基準を定めたもので

あるから、評価基準は租税法律主義に反するものではなく法的拘束力を有すものであるから、評価基準及び評価要領に基く固定資産の評価は適法である。

⑤　賦課期日とは別に価格調査基準日を設けることは、地方税法上当然に予定しているといえること、平成 6 年度の評価替えにおいては、その評価時点以降の価格変動を一定の範囲で勘案し、課買う変動に伴う修正を行なうこととされていることから、平成 4 年 7 月 1 日の評価に基き平成 6 年度の固定資産評価額を決定することはなんら違法ではない。

⑥　本件土地に係る標準宅地の鑑定評価は正当性、合理性、信頼性に欠けるところはない。また、本件土地の評価は、評価基準及び評価要領にしたがって適正になされたものである。

⑦　本件道路部分は、道路部分の分筆がなされておらず、その地積があきらかでないため、評価要領の補正率を適用し補正を行なったものである。

9　判決の要旨

①　地方税の賦課徴収について法律で定めることは、地方自治の本旨に反しない限り、憲法上容認されていると解される。そうすると、固定資産税について、地方税法が市町村長に対し評価基準によって資産の価格を決定することを義務付けていることは、固定資産の評価について、全国的な統一を図り、市町村間の均衡を保つ必要があると解されることにも鑑みると、地方自治の本旨に反するということもできないから、評価基準を適用することが憲法第 92 条、94 条、地方税法第 2 条、3 条に違反するということはできない。

憲法第 84 条は、課税上基本的な重要事項は法律で定めたうえ、具体的･細目的な事項は命令等に委任することを許容していると解される。地方税法第 388 条第 1 項は「適正な時価」の具体的、細目的、技術的な算定基準の作成を委任しているに過ぎないこと及び評価基準の内容が相当程度に専門的技術的なものとならざるを得ないことを考え合わせると、評価基準を適用して評価することは、憲法 84 条に違反するということはできない。

②　いかなる課税標準をとるか、また、課税標準としていかなる評価方法をとるかは、立法政策の問題であって、立法府の裁量に委ねられているところであるから、評価基準は、それが著しく不合理であると認められるものでない限り違憲の問題は生じない。土地の「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格すなわち客観的な交換価値をいうものと解すべきであり、売買実例価格を基礎とする評価基準には合理性がる。

③　本件登録価格が 7 割通達に依拠して決定され､その結果従前に比べ税負担が増大したとしても、本件通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである限り、本件登録価格の決定は法の根拠に基くものとして適法であると解される。評価基準等による評価方法に内在する評価結果の幅を考慮すれば評価額が客観的時価を超えることがないように、ある程度控えめに評価し、地価公示価格等の 7 割を目途として土地の評価を行なうことには合理性がある。7 割評価は客観的時価を上回るものでないと考えられる以上、違法とはいえない。

④　評価要領における評価方法も法及び評価基準に従ったものであるということができ、評価要領に従って評価したこと自体は違法とはいえない。また、神戸市土地評価要領は基準年度ごとに改正されてきており、本件評価要領は平成 6 年 2 月 1 日に定められたものであるが、2 月 1 日より以前に行なわれた評価作業においても、改正内容を見越して作業がなされ、最終的に市長が価格を決定したのは平成 6 年 4 月 12 日であることが認められるので、評価要領に従って評価がなされたのは一部の土地についてのみであるという被告の主張は採用することができない。

⑤　登録価格を算定すべき基準日は、賦課期日である当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日であると解され、本件については平成 6 年 1 月 1 日における「適正な時価」をもって登録価格とすべきである。賦課期日から評価事務に要する相当の期間をさかのぼった時点を価格調査の基準日とし、時点修正率の決定も一定期間をさかのぼった時点までの地価動向を勘案してこれを行なわざるをえず、法もこれを許容しているものと解される。しかし、当該土地の価格が、結果的に賦課期日における土地の客観的時価を上回った場合には、その限度において当該価格は違法と評価されるべきである。

⑥　本件標準宅地の価格決定が評価基準に適合しないということはない。

⑦　被告は不整形地補正率を適用せず、奥行長大補正率を適用しているが、不整形地補正率を適用しなかった理由が明らかでないうえ、本件土地の形状からすると評価基準における不整形地補正率を適用するのが合理的である。また、原告の主張する不整形地における画地計算法は採用することができない。

⑧　私道部分の地積が明らかでないので、評価要領における補正率を適用することになる。

⑨　本件価格算定過程には一部妥当でない点があるが、評価過程の個別的要因について、合理性が欠ける点があるとしても、結果として評価額が客観的時価を上回らなければ、登録価格自体は違法とならないと解すべきである。

また、被告決定による本件評価額は、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日時点における客観的時価を上回らないということができる。

10　公刊の有無及び判例解釈　判例地方自治 194 号 76 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 819

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 3 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地方裁判所・平成 8 年（行ウ）第 6 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　9 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年 11 月 17 日	審査委員会による棄却の決定
平成　8 年　2 月 21 日	本件訴訟提起
平成 11 年　3 月 29 日	判決言い渡し
（平成 11 年 4 月 12 日	原告控訴）

6　争点

①　評価基準は租税法律主義に違反するかどうか。

②　土地の評価は収益還元法によるべきかどうか。

③　7 割評価の違法性

④　価格調査日を設けることの適法性

⑤　標準宅地の鑑定評価の正当性

⑥　道路部分の非課税の適用の有無

⑦　街路幅等

7　原告の主張

①　価格を決定する評価基準は課税要件であり、その内容は、固定資産税の根幹をなすもので、法律または条例で定められるべき事項であり、課税の基準となる固定資産評価基準に関し、地方税法第 388 条は行政機関の内部的規律にすぎない自治大臣の告示（評価基準）に委ねていることは、法規性をもたない告示に立法を委任することになり憲法の認めるところでなく租税法律主義に反する。つまり、固定資産税が市町村税である以上、市町村の条例に課税根拠、固定資産評価基準をもたないのは、租税法律（条例）主義に反する。仮に政令等に委任が認めれるとしても、個別具体的に委任されなければならない、にも、かかわらず、地方税法は固定資産評価基準の内容全てを告示に委ねており、これは包括的一般的な立法の委任であって憲法上許された委任立法の範囲を超えるものである。

②　土地は、日常生活を営むについて不可欠な土地（生存権的土地）とそうでない土地（非生存的土地）に区分される。生存権的土地はその利用にこそ土地の価値があるのであって売買等による交換価値は本来的に想定されていないのであるから、収益還元法によって評価がなされるべきである。それにもかかわらず、評価基準が一律に売買実例方式を採用していることは、憲法第 13 条、25 条、29 条に違反しているし、各土地に対する質的担税力を無視し著しく不平等な結果をもたらすものであるから、憲法第 14 条が定める応能負担の原則にも違反する。

③　固定資産評価額は、従来公示価格の 2 割程度とされていたところ、「固定資産評価基準の取り扱いについて」（7 割通達）により、時価の 7 割に大幅に引き上げることとなったが、これは、憲法第 84 条、92 条、94 条に違反する。地価が下落している状況において、固定資産税の負担の増加を余儀なくされていることから、適正な時価の評価方法として著しく不合理であり、国民生活に大きな打撃を与える大衆課税の強化という点で憲法第 25 条にも違反している。

④　条例に評価基準を制定するとの委任規定もないにもかかわらず、内規にすぎない評価要領により評価を行なうことは、租税条例主義に反している。また、当該評価要領平成 6 年 2 月 1 日に定められており、一部の宅地にのみにしか適用されていないので、租税公平の原則に違反している。

⑤　平成 4 年 7 月 1 日を調査基準日として評価を行い、平成 5 年 1 月 1 日までの時点修正を行なっただけという方法によったのは、固定資産の評価基準日を賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日と定めた地方税法第 349 条第 1 項、359 条に違反する。

⑥　具体的評価内容の違法

・「主たる標準宅地」の鑑定評価のみを行い、その余の標準宅地については、この数値を基に、価格形成要因の比較を行なって標準地の評価がなされているのは、評価基準の要請する主たる街路の路線価の設定方法と異なるものであって、正当性、妥当性に欠けた違法なものといわざるを得ない。

・参考とされている収益還元法で採用された還元利回りについて、通常の不動産の鑑定に採用される還元利回りとの格差が著しく参考にならない。

・本件土地 1 に沿接する街路は測量図面で 4 メートルであるからといって、現実に 4 メートル存在することにはならない。

・本件土地 1 の私道について、私道に面した宅地はその維持管理が土地所有者の負担となっていること等から公道に直接面した宅地に比較して低価格で取引されるのが通例であるのに、評価基準及び評価要領には、私道に路線価を敷設するための補正率等の定めがなく、敷設した路線価にその点の配慮がない。

・比準価決定に至る過程で、各種の補正を行なっているが、それらの試算値が 36 万円になるように誘導されたものと思われ、このような不明瞭な鑑定評価の数値を基に、価格形成要因の比較をおこない評価がなされていることは、土地 2 の評価もまた、正当性、妥当性に欠けたものといわざるを得ない。

・土地 2 における公共の用に供する道路について、審査の申出の際に添付した地籍図及び垂水区役所の評価補助員の計測により明らかであるので、当該部分を非課税に認定するべきである。

・本件土地 2 が沿接する街路と標準宅地が沿接する街路とはその形成要因に差があり、本件土地 2 の存在する地域の方の評価が低くて当然である。

8　被告の主張

①　租税法律主義において、課税上重要な事項は法律の形式で定めることが要求されるが、憲法上、具体的･個別的に命令にその細目を委任することは許容されると解され、地方税法第 388 条は、固

定資産の評価に際して、主観的を極力排除し公正で合理的な評価ができるように統一的な評価基準の制定を自治大臣に委ねているところ、評価基準は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きを詳細に規定しているものであり委任の範囲内である。

② 憲法上課税標準をいかに定めるかは法律によるものとされており、課税対象の資産についていかなる評価方法をとるのかは、立法政策の問題であって、立法府の裁量に委ねられている。また、売買実例額を基準として評価する方法は、売買実例の把握が比較的容易であり、かつ、課題又は不均衡な評価が行なわれた場合には比較的容易に察知することができ、納税者の保護することになる等の観点から、最も妥当な土地の評価基準である。さらに、住宅用地については、税負担の軽減を図るための措置が講じられており、著しく不合理なものといえない。

③ 7割通達は、評価基準に定められた正常売買価格の評価について一つの解釈指針を示したものであって、新たな課税要件を定めたものでなく、むしろ法の定める適正な時価を実現するものである。

④ 評価要領は、評価基準に基いて市内に存在する土地を評価するための細目基準を定めたものであるから、評価基準は租税法律主義に反するものではなく法的拘束力を有すものであるから、評価基準及び評価要領に基く固定資産の評価は適法である。

⑤ 賦課期日とは別に価格調査基準日を設けることは、地方税法上当然に予定しているといえること、平成 6 年度の評価替えにおいては、その評価時点以降の価格変動を一定の範囲で勘案し、課買う変動に伴う修正を行なうこととされていることから、平成 4 年 7 月 1 日の評価に基き平成 6 年度の固定資産評価額を決定することはなんら違法ではない。

⑥ 本件土地に係る標準宅地の鑑定評価は正当性、合理性、信頼性に欠けるところはない。また、本件土地の評価は、評価基準及び評価要領にしたがって適正になされたものである。

9 判決の要旨

① 地方税の賦課徴収について法律で定めることは、地方自治の本旨に反しない限り、憲法上容認されていると解される。そうすると、固定資産税について、地方税法が市町村長に対し評価基準によって資産の価格を決定することを義務付けていることは、固定資産の評価について、全国的な統一を図り、市町村間の均衡を保つ必要があると解されることにも鑑みると、地方自治の本旨に反するということもできないから、評価基準を適用することが憲法第 92 条、94 条、地方税法第 2 条、3 条に違反するということはできない。

憲法第 84 条は、課税上基本的な重要事項は法律で定めたうえ、具体的･細目的な事項は命令等に委任することを許容していると解される。地方税法第 388 条第 1 項は「適正な時価」の具体的、細目的、技術的な算定基準の作成を委任しているに過ぎないこと及び評価基準の内容が相当程度に専門的技術的なものとならざるを得ないことを考え合わせると、評価基準を適用して評価することは、憲法 84 条に違反するということはできない。

② いかなる課税標準をとるか、また、課税標準としていかなる評価方法をとるかは、立法政策の問題であって、立法府の裁量に委ねられているところであるから、評価基準は、それが著しく不合理であると認められるものでない限り違憲の問題は生じない。土地の「適正な時価」とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格すなわち客観的な交換価値をいうものと解すべきであり、売買実例価格を基礎とする評価基準には合理性がある。

③ 本件登録価格が 7 割通達に依拠して決定され､その結果従前に比べ税負担が増大したとしても、本件通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである限り、本件登録価格の決定は法の根拠に基くものとして適法であると解される。評価基準等による評価方法に内在する評価結果の幅を考慮すれば評価額が客観的時価を超えることがないように、ある程度控えめに評価し、地価公示価格等の 7 割を目途として土地の評価を行なうことには合理性がある。7 割評価は客観的時価を上回るものでないと考えられる以上、違法とはいえない。

④ 評価要領における評価方法も法及び評価基準に従ったものであるということができ、評価要領に従って評価したこと自体は違法とはいえない。また、神戸市土地評価要領は基準年度ごとに改正されてきており、本件評価要領は平成 6 年 2 月 1 日に定められたものであるが､2 月 1 日より以前に行なわれた評価作業においても、改正内容を見越して作業がなされ、最終的に市長が価格を決定したのは平成 6 年 4 月 12 日であることが認められるので、評価要領に従って評価がなされたのは一部の土地についてのみであるという被告の主張は採用することができない。

⑤ 登録価格を算定すべき基準日は、賦課期日である当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日であると解され、本件については平成 6 年 1 月 1 日における「適正な時価」をもって登録価格とすべきである。賦課期日から評価事務に要する相当の期間をさかのぼった時点を価格調査の基準日とし、時点修正率の決定も一定期間をさかのぼった時点までの地価動向を勘案してこれを行なわざるをえず、法もこれを許容しているものと解される。しかし、当該土地の価格が、結果的に賦課期日における土地の客観的時価を上回った場合には、その限度において当該価格は違法と評価されるべきである。

⑥ 評価基準等に基く本件各土地の評価方法に格別不合理な点はなく、また、平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの地価下落状況も 7 割評価で解消することができるので、本件各価格が平成 6 年 1 月 1 日時点における客観的時価を上回るとは認められず、各決定価格は適法である。

・標準宅地の鑑定評価は、売買実例地と標準宅地の位置、利用上の便等の相違を考慮する際の具体的方法として、標準宅地及び売買実例地と「主たる標準宅地」の各相違を判断材料として評価したものといえ、評価基準に適合しないとはいえない。

・不動産鑑定士が使用した数値が不合理であることを認められるに足る証拠はないうえ、鑑定評価は信頼性の高い豊富な資料により試算された価格であるとして比準価格を重視してなされていることから、還元利回りの数値の相違によって鑑定評価が不合理となるものではない。

・土地 1 に沿接する街路について、4 メートル未満であるとの主張は採用できない。

・ある街路の路線価が他の街路の路線価と比較して厳密には均衡がとれていないとしても、路線価の敷設が評価基準等に基いてなされている以上、その評価が違法であるとはいえない。

私道の路線価を敷設するために特別な補正を施さなかったとしても、評価庁の裁量の範囲を

逸脱しているということはできない。

・売買実例の不正常要素たる事情をどの程度のものと評価するかについて、また、標準宅地と売買実例地との格差を数値的にいかなるものと評価するかについて、評価基準は、これを処分庁の裁量的判断に委ねているものと解され、補正率、修正率及び格差の数値が不合理であるとするなどの特段の事情がない限り、裁量の範囲であると解するのが相当である。

・私道部分の地籍があきらかになっていると認められない。

・路線価の付設が評価庁の裁量の範囲を逸脱しているということはできない。

10　公刊の有無及び判例解釈

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 820

固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 6 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪高等裁判所・平成 11 年（行コ）第 41 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　神戸市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　9 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　7 年 11 月 17 日	審査委員会による棄却の決定
平成　8 年　2 月 21 日	本件訴訟提起
平成 11 年　3 月 29 日	判決言い渡し(棄却)
平成 11 年　4 月 12 日	原告控訴
平成 12 年　6 月 15 日	判決言い渡し

6　争点

①　7 割通達の違法性

②　7 割通達の法的拘束力の有無

③　価格調査日を設けることの適法性

④　委員会の決定書の理由不備

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　自治省は、平成 9 年度の固定資産評価基準の改正に際し、平成 6 年度の評価替えにおいて依拠した 7 割通達を「評価基準」に格上げしたことは、当該通達による評価替えが違法性を帯びることを自認したからである。

②　7 割通達は、評価基準の公的な解釈指針を示したものにすぎず、各都道府県知事名をもって出されたものであり、固定資産の価格の決定者である市町村長を法的に拘束しない。よって、本件通達に拘束されるとして評価事務を行なった市長には重大な錯誤があり、これを前提とした委員会の決定にも違法性がある。

③　地方税法は、評価事務に少なからず日数を要することから、課税期間から 3 ヶ月を先行させて賦課期日を定め、かつ、評価事務の遅れが生じたときの救済措置を規定しているものであるのに、価格基準日を平成 5 年 1 月 1 日としたことは、通達で自由に賦課期日を遡らせるものであって、租税法律主義に反し、違憲である。

④　審査決定において、本件土地について減額修正をしているが、減額理由について、具体的に示していないことは違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　自治省が平成 9 年度の評価替えに際して、「7 割通達」を固定資産評価基準として定めたのは、その方が望ましいと判断したからにすぎず、依命通達に基く評価替えが違法性を帯びることを認めたからではない。

② 本件通達の内容が固定資産評価基準の解釈として合理性を有することを考慮すれば、市町村が固定資産の評価替えに際して、本件通達に依拠して評価したことは違法性があるとは言えない。

③ 賦課期日から評価事務に要する相当な期間をさかのぼった時点を価格調査日とし、時点修正率を加えざるを得ず、法もこれを許容しているもので違法ではない。

④ 相当の理由とは、一般的に審査申出人が決定の結論に至る概略が判れば足るものであり、固定資産評価額の算定に至る概略を知りうる程度の数値及び根拠が記載されている。

9 判決の要旨

① 特段の事情があればともかく、「依命通達」の内容を「評価基準」に格上げしたことのみをもって、本件通達による評価替えが違法であったことを自治省が自認したとまではいえない。

② 本件通達の内容は、地方税法の正しい解釈の範囲内にあるというべきであって、市長が本件各土地の評価を行なうにあたって、本件通達に依拠したこと自体は違法性があるといえない。したがって、これを前提とした委員会の決定にも違法性はない。

③ 賦課期日から評価事務に要する相当な期間をさかのぼった時点を価格調査基準日とし、時点修正率を加えるという手法が取られており、法律の形式によらず行なうことは、法も許容しているものであって、それが著しく不合理な内容でない限り違憲であるとはいえないと解される。そして、前記手法が著しく不合理であるとはいえない。

④ 審査の決定の理由付記については、地方税法において、特に行政不服審査法第 41 条第 1 項の規定の準用を明記していないが、審査の申出の性質等からみて、相当の理由を附することを要すると解するのが相当である。ただし、相当の理由とは、一般的に審査申出人が決定の結論に至る概略が判れば足るものであり、詳細な理由までは不要であると解するのが相当である。

本件については、一応の理由が記載されていることが認められるから、理由不備の違法があるとはいえない。

10 公刊の有無及び判例解釈

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

芦屋市固定資産評価審査決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 12 年 8 月 8 日

2 裁判所名及び事件番号　神戸地裁・平成 10 年（行ウ）第 37 号

3 原告及び訴訟代理人　[redacted]

4 被告　芦屋市固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 9 年 5 月 1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 5 月 13 日	審査委員会による一部容認の決定
平成 10 年 8 月 8 日	審査決定取消請求提訴

6 争点

阪神大震災で甚大な被害を受けた家屋に対する損耗減点評価の妥当性

7 原告の主張

本件家屋は、阪神大震災により甚大な被害を受けており、その評価は建物としての残存価値を喪失しており、被告委員会の決定は「適正な時価」であるとはいえず違法である。

8 被告の主張

市長は経年減点補正（震災の被害については、すでに平成 8 年度で損耗評価による評価替えを行った。）により評価額を決定したが、被告委員会は口頭審理及び現地調査の上、当該家屋を評価基準の「天災、火災その他家屋の改築等の理由により経年減点補正率によって当該家屋の損耗の状況による減点補正率を求めることが適当でない」ものと認め、損耗減点補正率を適用し評価額を決定したもので適正である。

9 判決の要旨

法は、固定資産の評価について、自治大臣が定める評価基準によらしめることとし右評価基準による家屋の評価は、評価客体たる家屋と同一のものを再建築する場合に必要とされる建築費を求め、これに各種増減価を施して価格を決定するものであって建物の特殊事情に左右されることなく適正な時価を算出する相当な方法で、それを元にして当てはめた数値に特に問題がない限り、それによって算出された価格は、「適正な時価」と一応推定される。

被告が認定した本件家屋の損耗状況は、電気設備部分を除いて、評価額の算定に違いが生じる程度の事実誤認があったとは認められない。

10 公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11 固定資産の区分　家屋（単独）

12 本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 822

固定資産税等賦課処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 2 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・平成 9 年（行ウ）第 15 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　芦屋市長　北村　春江

5　経過

平成　7 年　3 月 31 日	平成 6 年度第 4 期分固定資産税・都市計画税の減免処分
平成　7 年　5 月 26 日	同処分に対する異議申立て
平成　7 年　7 月　7 日	平成 7 年度固定資産税・都市計画税の賦課決定（減免）処分
平成　9 年　4 月　8 日	異議申立て棄却決定
平成　9 年　5 月　2 日	平成 6 年度第 4 期分賦課決定処分取消を求め提訴

6　争点

震災により被害を受けた家屋の減免措置について、その被害状況の判定方法の是非

7　原告の主張

芦屋市長が行った減免処分は、罹災証明が「一部損壊」となっていることのみから行われており、本件建物が全壊であることが明らかであるにも拘わらず認めなかったことは違法である。

8　被告の主張

原告らが取消を求めている当該処分は、新たな課税処分ではなく、賦課決定処分によって確定した納税義務の一部を免除する処分であり、納税者に利益のみを与え何ら不利益を課さないものであるので、原告らには当該処分の取消を求める訴えの利益がない。

9　判決の要旨

行政処分の取消を求める訴えは、法律上の利益を有する者に限り提起することができ、法律上の利益を有する者とは、当該処分の法的効果として、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解される。そうすると、本件処分は、いったん確定した納税義務について、第 4 期分の 5 分の 1 を減免したのみであって、原告らは、本件処分の法的効果として自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者にはあたらず、原告適格を有しないというべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 823

芦屋市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 1 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・平成 3 年（行ウ）第 42 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　芦屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　5 月 10 日	平成 3 年度評価額に対し審査申出書提出
平成　3 年　9 月 26 日	審査委員会による棄却の決定
平成　3 年 12 月 25 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

崖地等の災害危険防止地域内に所在する土地の評価方法

7　原告の主張

本件土地は災害危険防止地域に指定されており、宅地としての通常の用途に供することができず、不動産鑑定においても、付近の土地に比べ 100 分の 24 の時価評価がなされているにもかかわらず、被告委員会が容認した芦屋市の固定資産税評価額は高過ぎ、これは、租税の公平原則に反し不当である。

8　被告の主張

本件土地が、山崩れの生じた崖地に接近していること、兵庫県建築基準条例第二条第一項本文には、崖に接する敷地に建築物を建築する場合には、崖の高さの 1．5 倍の間隔をとらなければならない旨の規定があり、本件土地はこの制約を受けることは認めるが、同条第一項ただし書きに、「崖が岩盤若しくは擁壁等で構成されているため安全上支障がない場合又は建築物の用途若しくは構造により安全上支障がない場合においては、この限りではない。」と定められている。したがって、本件土地は人の住むことができない土地であるとの主張、宅地として通常の用途に供することのできない土地との主張は否認する。

9　判決の要旨

被告及び市長は、本件土地の接する路線価に、宅地造成等規制法に関する補正率 0.9 を適用している。この 0.9 という補正率は、本件土地においてことさら高い率を適用したのではなく、芦屋市における土地の価格の評価に際して宅地造成等規制法の制限がある土地について一律に適用される基準であり、その内容についても、本件土地については建築が制限されているものの、全面的に建築が禁止されているわけではなく、安全措置を講じさえすれば建物の建築は可能なのであるから、この補正率が高過ぎるということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例タイムズ 822 号 199 頁
判例地方自治 112 号 27 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 824

固定資産評価額決定処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 6 年 8 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 5 年（行コ）第 11 号
神戸地裁・平成 3 年（行ウ）第 42 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　芦屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　5 年　2 月 10 日　平成 5 年 1 月 25 日神戸地裁判決を不服として控訴

6　争点

崖地等の災害危険防止地域内に所在する土地の評価方法

7　控訴人の主張

固定資産税は、その所有の事実に着目して課される財産税の性格を有するとともに収益性も有し、例えば農地にあっては交換価値だけではなく、農業の収益還元価値で評価すべきであり、現にそのような課税方式がとられている。このような収益税的財産税性を認めなければ、収益を予想できないような固定資産に対し、それを売却してまで租税を負担しなければならないというような課税も予測され、許されるべきではない。

8　被控訴人の主張

本件土地は、間口 25m、奥行 24m の比較的整った台形状の土地であり、建築が制限されているものの全面的に禁止されているわけではなく、崖又は建物に安全措置を講じれば建築が可能であり、本件土地を宅地として評価することが、他の土地との評価上の均衡を失するものではない。

9　判決の要旨

本件土地は、兵庫県建築基準条例により建物の建築が規制されているものの、建物の建築が全くできないとはいうことができないものである。したがって、本件土地を現況宅地と見得ないものといいきるわけにはいかない。かえって、本件土地の所在する位置、交通アクセスとの関係、土地周囲の状況、特に南側の状況、宅地として取引されたことなどの事実を総合してみると、本件土地は、購入以来何の手も加えられず放置されたままであったことから、現在では一見宅地以外のもののような外観を呈してはいるものの、明らかに現況宅地とみて妨げはない。しかも、主として市街地的形態を形成する地域における宅地として「市街地宅地評価法」によって評価すべき宅地であると認めることができる。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 136 号 21 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 825

芦屋市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 12 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・平成 4 年（行ウ）第 47 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　芦屋市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　4 年　3 月　2 日　本件家屋の平成 4 年度価格決定

平成　4 年　4 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　4 年　7 月 28 日　審査委員会による棄却の決定

平成　4 年 10 月 29 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

本件家屋に設置されたシステムキッチンを家屋評価に含めたことの是非。

7　原告の主張

本件家屋の評価額の決定に際して、流し台に対しても評価を行い固定資産税を課したことについて、課税客体（不動産登記法にいう家屋）ではない流し台を課税したことは違法である。

8　被告の主張

本件課税処分の課税客体はあくまでも家屋であり、流し台そのものを課税客体として課税したものではない。

固定資産の評価は固定資産評価基準に基づき行わなければならないとされており、同評価基準によれば、家屋と構造上一体となっている建築設備については家屋の評価に含めるものと規定されている。

9　判決の要旨

本件流し台の評価額が本件家屋の評価額に含まれているといっても、それはあくまで本件家屋の評価方法に過ぎず、原告の主張は、本件流し台の評価額を家屋の評価額に「含める」ということの意味を曲解したものと言わざるを得ない。

本件流し台は、家屋の給排水設備、給湯設備、ガス設備、電気設備と連結されて設置されているから、本件家屋と一体となってその機能を発揮し、家屋の効用を高めるものといえること、本件流し台の購入費は 867 万円、その設置費用は 169 万円であるから、本件流し台は、本件家屋の経済的価値を相当程度高めるものであること本件流し台は、床や壁にコーキング等によって固定されており、物理的な接着の程度もかなり高いことなどから、固定資産評価基準にいう「家屋に取りつけられ、構造上一体となっているもの」に該当する。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 124 号 36 頁

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 4 年度

判番 826

加古川市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 10 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成 10 年（行ウ）第 9 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人 [redacted]（訴訟代理人 [redacted]）

4　被告（被控訴人、被上告人）　　加古川市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　8 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年 12 月 18 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　3 月 21 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

②　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

③　画地計算法の適用は、適正であったか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

奥行価格補正について附表 1 を適用しているのはおかしい。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

附表 1 を適用した理由は、附表 8 を適用するのは評価額が相当に上昇する土地が多数存在する等の理由により緩和措置が必要であると認められる場合等が考えられ、本市においては普通商業地における路線価の平均下落率と各筆の総評価額の下落率に大幅な格差が認められないため附表 1 を適用した。

9　判決の要旨

①　平成 9 年度固定資産課税台帳登録価格は、原告不動産鑑定価格を上回っておらず、違法とは言えない。

②　附表 1 の選択についても 1 を採用することによって上昇した筆が 6%にすぎなく、かつ上記①のとおり客観的時価を超えるものでなく、また、普通住宅地区の補正率は 1 でも 8 でも同率である事から考え、附表 1 の適用に裁量権の逸脱があったとまでは言えない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 827

加古川市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 10 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成 11 年（行ウ）第 1 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人 [redacted]（訴訟代理人 [redacted]）

4　被告（被控訴人、被上告人）　　加古川市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　4 月　1 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年 10 月 14 日　　審査委員会による一部却下、一部棄却の決定

平成 11 年　1 月 11 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

②　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

③　画地計算法の適用は、適正であったか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

加古川市内の商業地における平成 9 年と平成 10 年の公示価格の下落率の平均 6．68%と比べて本件土地は 1.5%しか下落していない

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

同じ用途地区内でも下落率にばらつきがある場合、より正確に、また公平に時点修正率を把握するため、用途地区をさらに区分し市内の全標準宅地の鑑定を求め、その結果得られた各標準宅地の下落率をもとにそれぞれの土地の路線価を時点修正し、評価額を算出しており、この方法は妥当である。

9　判決の要旨

①　標準宅地が 2%下落しているのに本件土地が 1.5%しか下落していないことについては、単に端数処理の結果にすぎず、端数処理の仕方が不合理であるとも解されない。

②　仮に本件土地が原告が主張する平均下落率▲6.68%であるにしても平成 10 年度固定資産課税台帳登録価格は、原告不動産鑑定価格を上回っておらず、原告主張には理由ない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 828

加古川市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 12 月 5 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成 11 年（行ウ）第 50 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人 [redacted]　（訴訟代理人 [redacted]）

4　被告（被控訴人、被上告人）　　加古川市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年　4 月　2 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 11 年　8 月 12 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 11 年 11 月 14 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

②　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

③　画地計算法の適用は、適正であったか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

加古川市内の商業地における平成 9 年から平成 11 年の間の公示価格の平均下落率は 19.4％であるが、本件土地は 7％しか下落していない

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

同じ用途地区内でも下落率にばらつきがある場合、より正確に、また公平に時点修正率を把握するため、用途地区をさらに区分し市内の全標準宅地の鑑定を求め、その結果得られた各標準宅地の下落率をもとにそれぞれの土地の路線価を時点修正し、評価額を算出しており、この方法は妥当である。

9　判決の要旨

加古川市長は、加古川市の普通商業地区内でも下落率にばらつきがあるという状況を考慮し、用途地区をさらに区分したうえ、平成 8 年 1 月 1 日から平成 10 年 7 月 1 日までの加古川市内すべての標準宅地（地価調査地と同一地を除く）における価格の下落状況について不動産鑑定士による鑑定評価を求め、その結果得られた各標準宅地の下落率をもとにそれぞれの土地の路線価を時点修正する等、地方税法に基づき自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて、本件各土地の評価額（本件各登録価格）を算定したものであって、違法とすべき点はなく、適法というべきである。したがって、本件各登録価格を是認した本件決定も適法ということになる。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 829

加古川市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 12 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成 6 年（行ウ）第 40 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人 [redacted]　（訴訟代理人 [redacted]）

4　被告（被控訴人、被上告人）　　加古川市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　6 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　7 月 27 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年 11 月　2 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

②　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

③　基準宅地を明示せず、また、標準宅地を恣意的に選定したのは違法ではないのか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

本件通達により、従来固定資産評価額が地価公示価格の 2 割以下だったのが、同価格の 7 割程度に引き上げられたが、これは、租税法律主義を定める憲法 84 条並びに地方公共団体の独自の課税権を保障する同法 92 条、94 条、地方税法 2 条及び同法 3 条 1 項から導かれる「地方税の賦課徴収は、地方公共団体の自らが制定する条例にその根拠をもたねばならず、その租税要件、手続規定等を条例によって定めることを要する」とする租税条例主義に反するものである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法 403 条 1 項が「市町村長は、第 388 条第 1 項の固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない。」と規定し、同法 341 条 5 号が「価格は適正な時価をいう。」と規定しているところ、本件通達が宅地の評価に当たっては地価公示価格の 7 割程度を目途とすると定めたのは、固定資産評価基準（昭和 38 年 12 月 25 日自治省告示 158 号）にいう「標準宅地の適正な時価」の評価の指針を示したものであるから、何ら租税法律主義、租税条例主義に反するものではない。

9　判決の要旨

①　本件通達は、宅地の固定資産評価にあたっては、地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）による地価公示価格、国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）による都道府県地価調査価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格を活用することとし、これらの価格の一定割合（当分の間この割合を 7 割程度とする。）を目途とすること等を内容とすること、本件通達は固定資産税評価基準と一体として取り扱われるべきものであること、本件評価は、固定資産税評価基準及び本件通達に依拠して行われたことが認められる。

②　ところで、本件評価が本件通達に依拠して行われたものであっても、同通達の内容が法の正し

加古川市固定資産評価審査決定取消請求事件

1 判決年月日　平成 8 年 12 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・平成 6 年（行ウ）第 41 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　有限会社 [redacted]（訴訟代理人 [redacted]）

4　被告（被控訴人、被上告人）　加古川市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年 7 月 27 日　審査委員会による棄却の決定

平成 6 年 11 月 2 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

②　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

③　基準宅地を明示せず、また、標準宅地を恣意的に選定したのは違法ではないのか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

本件通達により、従来固定資産評価額が地価公示価格の 2 割以下だったのが、同価格の 7 割程度に引き上げられたが、これは、租税法律主義を定める憲法 84 条並びに地方公共団体の独自の課税権を保障する同法 92 条、94 条、地方税法 2 条及び同法 3 条 1 項から導かれる「地方税の賦課徴収は、地方公共団体の自らが制定する条例にその根拠をもたねばならず、その租税要件、手続規定等を条例によって定めることを要する」とする租税条例主義に反するものである。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

地方税法 403 条 1 項が「市町村長は、第 388 条第 1 項の固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない。」と規定し、同法 341 条 5 号が「価格は適正な時価をいう。」と規定しているところ、本件通達が宅地の評価に当たっては地価公示価格の 7 割程度を目途とすると定めたのは、固定資産評価基準（昭和 38 年 12 月 25 日自治省告示 158 号）にいう「標準宅地の適正な時価」の評価の指針を示したものであるから、何ら租税法律主義、租税条例主義に反するものではない。

9　判決の要旨

①　本件通達は、宅地の固定資産評価にあたっては、地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）による地価公示価格、国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）による都道府県地価調査価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格を活用することとし、これらの価格の一定割合（当分の間この割合を 7 割程度とする。）を目途とすること等を内容とすること、本件通達は固定資産税評価基準と一体として取り扱われるべきものであること、本件評価は、固定資産税評価基準及び本件通達に依拠して行われたことが認められる。

②　ところで、本件評価が本件通達に依拠して行われたものであっても、同通達の内容が法の正しい解釈に合致するものであれば、本件評価は法の根拠に基づくものと解され、憲法 84 条に規定する租税法律主義及び原告のいう租税条例主義に反するものとはいえない。

③　本件通達が、宅地の固定資産評価に当たって、地価公示価格の 7 割程度を目途とすること等を内容としたのは、土地基本法 16 条の規定の趣旨を踏まえ、学識経験者、不動産鑑定機関の代表、地方公共団体の代表等固定資産評価に関する専門家が全国的な実地調査及び客観的な資料を検討した結果である報告書に依拠したものであり、その決定過程及びその内容につき何ら不合理な点は認められず、固定資産評価額に関する規定である地方税法 349 条 1 項及び同法 341 条 5 号の正しい解釈に合致するものであると認められる。

④　本件通達は、鑑定評価額の 7 割程度をもって固定資産評価の評価基準とするという指針を示したものであるが、固定資産税評価額は、本来適正な時価である（地方税法 341 条 5 号）から、対象不動産の固定資産評価額が賦課期日の時価を上回っていなければ適法であると解するのが相当であるところ、鑑定によれば、平成 6 年 1 月 1 日現在、本件土地の時価は、いずれも固定資産評価額を超えていることが認められる。そうすると、平成 6 年度の固定資産評価額は賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日現在の時価を上回っておらず、違法とはいえない。

よって、本件評価が憲法 84 条に規定する租税法律主義及び租税条例主義に反するとする原告の主張は採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

い解釈に合致するものであれば、本件評価は法の根拠に基づくものと解され、憲法 84 条に規定する租税法律主義及び原告のいう租税条例主義に反するものとはいえない。

③　本件通達が、宅地の固定資産評価に当たって、地価公示価格の 7 割程度を目途とすること等を内容としたのは、土地基本法 16 条の規定の趣旨を踏まえ、学識経験者、不動産鑑定機関の代表、地方公共団体の代表等固定資産評価に関する専門家が全国的な実地調査及び客観的な資料を検討した結果である報告書に依拠したものであり、その決定過程及びその内容につき何ら不合理な点は認められず、固定資産評価額に関する規定である地方税法 349 条 1 項及び同法 341 条 5 号の正しい解釈に合致するものであると認められる。

④　本件通達は、鑑定評価額の 7 割程度をもって固定資産評価の評価基準とするという指針を示したものであるが、固定資産税評価額は、本来適正な時価である（地方税法 341 条 5 号）から、対象不動産の固定資産評価額が賦課期日の時価を上回っていなければ適法であると解するのが相当であるところ、鑑定によれば、平成 6 年 1 月 1 日現在、本件土地の時価は、いずれも固定資産評価額を超えていることが認められる。そうすると、平成 6 年度の固定資産評価額は賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日現在の時価を上回っておらず、違法とはいえない。

よって、本件評価が憲法 84 条に規定する租税法律主義及び租税条例主義に反するとする原告の主張は採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

加古川市固定資産評価審査決定取消請求事件

1 判決年月日　　平成 8 年 12 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成 6 年（行ウ）第 42 号

3　原告　　有限会社 [redacted]　（訴訟代理人 [redacted] [redacted]）

及び訴訟代理人

4　被告　　加古川市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　6 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　7 月 27 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年 11 月　2 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

②　賦課期日前に価格調査基準日を設けることは、適法であるのか。

③　基準宅地を明示せず、また、標準宅地を恣意的に選定したのは違法ではないのか。

9　原告の主張

本件通達により、従来固定資産評価額が地価公示価格の 2 割以下だったのが、同価格の 7 割程度に引き上げられたが、これは、租税法律主義を定める憲法 84 条並びに地方公共団体の独自の課税権を保障する同法 92 条、94 条、地方税法 2 条及び同法 3 条 1 項から導かれる「地方税の賦課徴収は、地方公共団体の自らが制定する条例にその根拠をもたねばならず、その租税要件、手続規定等を条例によって定めることを要する」とする租税条例主義に反するものである。

8　被告の主張

地方税法 403 条 1 項が「市町村長は、第 388 条第 1 項の固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない。」と規定し、同法 341 条 5 号が「価格は適正な時価をいう。」と規定しているところ、本件通達が宅地の評価に当たっては地価公示価格の 7 割程度を目途とすると定めたのは、固定資産評価基準（昭和 38 年 12 月 25 日自治省告示 158 号）にいう「標準宅地の適正な時価」の評価の指針を示したものであるから、何ら租税法律主義、租税条例主義に反するものではない。

9　判決の要旨

①　本件通達は、宅地の固定資産評価にあたっては、地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）による地価公示価格、国土利用計画法施行令（昭和 49 年政令第 387 号）による都道府県地価調査価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格を活用することとし、これらの価格の一定割合（当分の間この割合を 7 割程度とする。）を目途とすること等を内容とすること、本件通達は固定資産税評価基準と一体として取り扱われるべきものであること、本件評価は、固定資産税評価基準及び本件通達に依拠して行われたことが認められる。

②　ところで、本件評価が本件通達に依拠して行われたものであっても、同通達の内容が法の正し

い解釈に合致するものであれば、本件評価は法の根拠に基づくものと解され、憲法 84 条に規定する租税法律主義及び原告のいう租税条例主義に反するものとはいえない。

③　本件通達が、宅地の固定資産評価に当たって、地価公示価格の 7 割程度を目途とすること等を内容としたのは、土地基本法 16 条の規定の趣旨を踏まえ、学識経験者、不動産鑑定機関の代表、地方公共団体の代表等固定資産評価に関する専門家が全国的な実地調査及び客観的な資料を検討した結果である報告書に依拠したものであり、その決定過程及びその内容につき何ら不合理な点は認められず、固定資産評価額に関する規定である地方税法 349 条 1 項及び同法 341 条 5 号の正しい解釈に合致するものであると認められる。

④　本件通達は、鑑定評価額の 7 割程度をもって固定資産評価の評価基準とするという指針を示したものであるが、固定資産税評価額は、本来適正な時価である（地方税法 341 条 5 号）から、対象不動産の固定資産評価額が賦課期日の時価を上回っていなければ適法であると解するのが相当であるところ、鑑定によれば、平成 6 年 1 月 1 日現在、本件土地の時価は、いずれも固定資産評価額を超えていることが認められる。そうすると、平成 6 年度の固定資産評価額は賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日現在の時価を上回っておらず、違法とはいえない。

よって、本件評価が憲法 84 条に規定する租税法律主義及び租税条例主義に反するとする原告の主張は採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

三木市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 2 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　　神戸地裁・平成 7 年（行ウ）第 6 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　三木市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　5 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年 11 月 29 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　7 年　3 月　1 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　本件訴えは、審査請求前置主義（地方税法第 432 条第 1 項、434 条）に反するか。

②　本件訴えは、出訴期間（行政事件訴訟法第 14 条第 4 項）の経過後に提起されたものか。

③　本件土地の価格の評価方法は、固定資産評価基準に従った適法なものか。

7　原告の主張

①　本件土地は、地目を雑種地と評価し、近傍地比準方式に従い、宅地に比准して評価しているが、市街化調整区域にあり、宅地として利用することができない土地である。

②　本件土地の現況地目（登記地目は雑種地）は、原野であるから、農地に比准して評価すべきである。

③　本件土地の造成費は 5,300 円と算定してるが、適正な額とはいえない。

④　本件審査決定は、固定資産評価基準に反して本件土地の価格を過大に評価した違法がある。

8　被告の主張

①　本件土地の地目は、状況から見て雑種地というべきである。

②　本件土地の評価は、固定資産評価基準に基づき近傍地比準方式により宅地に比准して評価することは相当である。

③　本件土地の造成費は、固定資産評価基準解説に示された標準的な金額の 7 割であり、相当である。

④　本件審査決定は、固定資産評価基準に従って本件土地の価格を決定したものであり、適法である。

9　判決の要旨

①　本件訴えは、地方税法第 432 条第 1 項、434 条に定める審査請求前置主義に反しない。

②　本件訴えは、民事訴訟法第 159 条第 1 項に定める訴訟行為の追完をすることができる期間内に提起されたものというのが相当である。

③　本件土地の現況地目は、雑種地ではなく、原野に当たるとみるのが相当である。

④　本件審査決定における宅地に比準した近傍地比準方式の適用方法は不適切である。

⑤　本件登録価格は、平成 6 年 1 月 1 日時点における適正な時価を超える違法な評価であると認め

られるから、本件審査申出を棄却した本件審査決定は違法というべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1639 号 40 頁、判例タイムズ 959 号 167 頁、

判例地方自治 164 号 63 頁

山田二郎・ジュリスト 1133 号 209 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

川西市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 9 年 9 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号

神戸地方裁判所	平成 6 年（行ウ）第 44 号
大阪高等裁判所	平成 8 年（行コ）第 16 号
最高裁	平成 8 年（行ツ）第 232 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　　川西市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 6 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 6 年 9 月 1 日	審査委員会による棄却の決定
平成 6 年 11 月 24 日	神戸地方裁判所へ審査決定取消訴訟提訴
平成 8 年 2 月 28 日	神戸地方裁判所　判決
平成 8 年 3 月 7 日	大阪高等裁判所へ控訴
平成 8 年 7 月 23 日	大阪高等裁判所　判決
平成 8 年 7 月 31 日	最高裁判所へ上告

6　争点

地目認定及び評価額の算定は、固定資産評価基準に従い適正であったか。

7　原告の主張

①　昭和 47 年度までは原野で評価されていたが、昭和 48 年度から雑種地の評価にされた。また、本件土地に水道管を引く許可が下りないのに宅地並みの課税をしているのは不当である。

②　評価替えで評価額が 4 倍以上になっているのは不当である。

8　被告の主張

①　本件土地は、月極駐車場として利用されており、その利用状況から公簿地目は原野であるが、課税地目は雑種地に認定し、近傍地比準方式により付近の宅地から批准して評価をしている。また、水道管の引き込み可能性の有無により評価を異にしているものでなく、現に水道施設がない点に着目して 40%の減額補正をし考慮しているので、決定した価格は適正であり、原告の主張には理由がなく棄却されるべきである。

②　地価公示の 7 割に評価額を引き上げるという土地基本法の趣旨等に従って評価替えを実施したことによるものであり妥当である。

9　判決の要旨

①　本件土地の現況及び利用目的からみて、課税上雑種地としたことは、固定資産評価基準に適正に従ったものである。

②　本件土地は、原告の相当の負担にて、水道を引くことは可能であるため、有効宅地化率を 60%とし、40%の減価補正がされており、水道が引かれていない点を考慮されている。

③　平成 6 年度の評価替えにより、平成 5 年度に比して 4 倍以上に上昇したのは、公的土地評価について相互の均衡と適正化を図るという土地基本法第 16 条の趣旨等を踏まえて、評価額を公示価格の 7 割にしたことによるものであり、税額についても負担調整措置が採られ、平成 5 年度に比して 1.1 倍に抑えられており、急激な負担増とならないよう配慮されている。

④　以上のとおり、本件土地の評価額は、固定資産評価基準に従った適正な時価であり、原告の請求を棄却する。

⑤　訴訟費用は原告の負担とする。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

（参考）

（様式 2）

高砂市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 12 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　神戸地裁・平成 6 年（行ウ）第 44 号

大阪高等裁判所　平成 8 年（行コ）第 16 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　高砂市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　6 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　6 月 28 日　審査委員会による棄却及び修正の決定

平成　6 年 10 月　5 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　地方税法 338 条 1 項に基づき自治大臣が定めた固定資産評価基準（昭和 38 年 12 月 25 日自治省告示 158 号、以下「評価基準」という。）は、違法なものであるか。またこれより定められた土地の評価方法には不合理なものがあるか。

7　原告（被控訴人、上告人）の主張

①　口頭審理を行わなかった。

②　審査決定に 50 日以上かかった。

③　基準揖斐後の地価下落分が反映されていない。

④　補正が不適切である。

⑤　借地権や低地価格を考慮していない。

⑥　不動産鑑定士による鑑定評価がなされていない。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　書面管理は原告が求めたものである。

②　条例の規定により市長が期間を延長している。

③　固定資産評価基準により評価している。

④　③と同じ

⑤　借地権価格等は考慮するを要しない。

⑥　不動産鑑定士による鑑定評価は行っている。

9　判決の要旨

①　原告は、被告（高砂市固定資産評価審査委員会）に対し、書面審理の手続きによる審査を請求しており、被告が本件審査申出に対し書面審査手続で審理したことは、適法である。

②　地方税法第 433 条第 8 項により、期限内に決定がない場合には、却下する旨規定していることからすると、期限の超過をもって本件各決定に取消すべき違法があるということはできないと解

する。

③　賦課期日から評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格審査の基準日として行うこと自体は、地方税法及び評価基準が許容しているところと考えられる。

本件評価において、平成５年１月１日以降の時点修正は行なわれていないが、平成６年１月１日までの時点修正を要するとすれば、前期と同様の評価事務処理上の困難が生じることからすると、地価動向を勘案し勘案した時点修正を平成５年１月１日までとすることについても、地方税法及び評価基準が禁止しているとまではいえず何ら違法はないというべきである。

⑤　評価基準は、「地上権、借地権等が設定されている土地については、これらの権利が設定されていない土地として評価するものとする。」と定めている。

固定資産税は、固定資産の所有という事実に着目して課税される税であるから、適正な時価の評価を行う際に売買実例価格を中心として評価し、借地権価格や底地価格を考慮しないこととしても、それを不合理ということはできない。

⑥　評価基準の土地の評価方法の概略をみると、標準的な土地と諸条件を比較した結果に照らして標準的な価格を補正して評価を行うという手法を採用している。

土地は全国的に多数存在するものであり、個別的にそれぞれ一定の時間的、財政的、人的制約の中で価格の鑑定評価を実施することは困難であることは明らかであり、評価基準が採用している手法は、多数の土地にいて公平かつ統一的に適正な評価を実施しようとするものとして合理的であり地方税法により許容されているというべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

奈良市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成８年９月４日

2　裁判所名及び事件番号　奈良地裁・平成６年（行ウ）第10号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　奈良市固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成６年５月　２日　審査委員会へ審査申出書提出

平成６年８月26日　審査委員会による棄却の決定（９月１日　通知）

平成６年９月22日　審査決定取消訴訟提起

6　争点

①　各通達に基づき、価格調査基準日を設け、時点修正をして、賦課期日現在の土地価格を評価したことが、固定資産評価基準に従ったものといえるか。

②　本件土地の評価額が、地方税法（以下「法」という。）第341条第５号の定める適正な時価といえるか。

7　原告の主張

①　平成５年１月１日時点の地価公示価格の70パーセントを基準として平成６年度の土地の価格を決定したのは、法第349条に違反している。

②　「固定資産評価基準の取扱いについての一部改正について」（平成４年１月22日自治固第３号。以下「通達①」という。）は、固定資産評価基準を一部改正するものといえるが、この中でも、価格調査基準日についての定めはない。

③　「土地及び家屋に係る平成６年度（基準年度）の評価の運営について」（平成４年５月22日自治評第６号。以下「通達②」という。）及び「平成６年度評価替え（土地）に伴う取扱いについて」（平成４年11月26日自治評第28号。以下「通達③」という。）は、委任命令としての通達ではなく、課税当局内部の単なる連絡文書にすぎないから、固定資産評価基準と一体のものということはできず、前記各通達に基づいて土地の価格の基準日を定めることは違法である。

④　本件土地の価格は、地価公示の標準地（本件土地の評価に係る標準宅地と同一地点）の公示価格と比較して５パーセント上回っているが、そのような格差は認められない。

8　被告の主張

①　一連の評価事務には相当の長期間を要し、かつ、２月末日までに価格を決定しなければならない等の点を考慮すれば、基準年度の賦課期日から評価事務に要する期間をさかのぼった時点の地価を基準として評価せざるを得ず、価格調査基準日の設定は、法が当然予定しているところである。

②　通達①、同②及び同③（以下、これらを合わせて「本件各通達」という。）は、固定資産評価基準と一体のものとして取り扱われるべきものであり、同基準が法的に基準たり得るものである以上、本件各通達もまた、法的に基準たり得るものである。

③　本件土地は、標準宅地と比較して、歩道及び街路樹の有無、最寄り駅からの距離及び公民館か

らの距離において格差が認められる結果、本件土地の路線価は標準宅地の路線価より 5 パーセント上回ったものである。

9　判決の要旨

①　一連の評価事務には、賦課期日を当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日にさかのぼらせただけでは対応しきれない相当の長期間を要するものと考えられ、基準年度の賦課期日から評価事務に要する期間をさかのぼった時点の地価を基準として賦課期日における適正な時価を評価することは、法が当然に予定しているところと考えられる。

②　本件各通達は、税負担の適正化・均衡化を図るため、全国の固定資産の価格を同一の基準で評価することとした法の正しい解釈に合致するものと考えられ、これらに従って土地の価格を評価したことは、法の根拠に基づくものとして適法というべきである。

③　歩道及び街路樹の有無については、利用上・景観上において格差が認められ、最寄り駅からの距離及び公民館からの距離については、評価庁が選定した系路等が路線価を付設する上で不合理・不適切であることを認めるに足りる証拠はないから、本件土地の価格は、法第 341 条 5 号の定める適正な時価ということができる。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件に係る評価年度　　平成 6 年度

13　備考

確定

判番 837

奈良市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 12 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　　奈良地裁・平成 12 年（行ウ）第 17 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　奈良市固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成 12 年　4 月　5 日　　審査委員会へ原告の妻（固定資産税の納税者）が審査申出書提出

平成 12 年　6 月 21 日　　審査委員会による棄却の決定（6 月 28 日通知）

平成 12 年　7 月 27 日　　審査決定取消訴訟提起

6　争点

①　固定資産税の納税者の配偶者は、審査決定の取消訴訟の原告適格を有するか。

7　原告の主張

①　平成 9 年に、原告は一戸建住宅（土地付き）を売却し、敷地権（所有権）付きマンションを売却価額の 3 分の 1 の価額で購入した（所有権名義人は妻）ところ、固定資産税等は逆に 17 パーセント高額になっており、このような評価額は、地域の実情と実勢価格を無視するものであって、不法である。

②　共同住宅であるマンションより庭付き一戸建住宅を優遇して評価額を決定するよう、自治大臣が告示しているとは思わない。

③　本件土地及び家屋は、相続税法第 21 条の 6 の規定の適用を受け妻の名義にしたのみであり、固定資産税等及び国民健康保険料は原告が負担しているから、原告は、本件決定の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者であって、原告適格を有すると考える。

8　被告の主張

（本案前の答弁）

①　固定資産評価審査委員会の決定の取消しの訴えを提起できるのは固定資産税の納税者――固定資産の所有者（本件では原告の妻）――であるから、原告が本件決定の取消しを求める原告適格を有しないことは明らかである。

②　原告が主張するような事情によっては、原告が本件決定の取消しについて法律上の利益を有するといえないことも明らかである。

9　判決の要旨

①　本件不動産登記簿に所有者として登記されている者は原告の妻であるので、固定資産税の納税者も原告の妻であると認められ、したがって、審査申出をすることができる者も、審査決定の取消しを求めることができる者も、原告の妻であると認められる。

②　原告自身が本件不動産の固定資産税の支払いを事実上行っているという事実によっては、原告がする本件決定の取消しを求める適格を有するものということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地及び家屋

12　本事件に係る評価年度　　平成 12 年度

13　備考

平成 12 年 12 月 28 日、控訴の提起

判番 838

奈良市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 13 年 3 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪地裁・平成 13 年（行コ）第 12 号

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

2　被控訴人　　奈良市固定資産評価審査委員会

3　経緯

平成 12 年　4 月　5 日　　審査委員会へ原告の妻（固定資産税の納税者）が審査申出書提出

平成 12 年　6 月 21 日　　審査委員会による棄却の決定（6 月 28 日通知）

平成 12 年　7 月 27 日　　審査決定取消訴訟提起

平成 12 年 12 月 20 日　　奈良地裁が「却下」の判決言渡し

平成 12 年 12 月 28 日　　原告が控訴の提起

6　争点

①　固定資産税の納税者の配偶者は、審査決定の取消訴訟の原告適格を有するか。

7　控訴人の主張

①[redacted]（控訴人の妻）は、相続税法第 21 条の 6（贈与税の配偶者控除）の適用を受け、夫から居住用財産の贈与手続を受けただけの単なる所有権名義人であり、ほとんど無収入のため、控訴人である夫が固定資産税等を支払っているから、控訴人が実質的な所有者である。

②　控訴人は、固定資産評価審査法定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者であり、取消判決をするにつき具体的利益がある者に当たることは、行政事件訴訟法第 9 条及び判例により明らかである。

8　被控訴人の主張

①　原審の原告適格についての判断は正当であり、本件控訴は理由がない。

9　判決の要旨

①　本件決定の効力は、名宛人である佐藤節子に及ぶけれども、審査申出において同人の代理人にすぎなかった控訴人には及ばないから、控訴人は、本件決定によりその権利利益が侵害されあるいは侵害されるおそれがあるということはできない。

②　したがって、控訴人は本件決定の取消しを求めるにつき法律上の利益を有しないから、本訴につき原告適格を有せず、控訴人の本件訴えは、原告適格を欠く不適法なものである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地及び家屋

12　本事件に係る評価年度　　平成 12 年度

13　備考

①　平成 13 年 4 月 13 日、控訴人が上告の提起及び上告受理の申立て

②　平成 13 年 9 月 28 日、最高裁第二小法廷が「上告を棄却」及び「上告審として受理しない」と決定し（詳細は、別添決定書写しのとおり）、控訴審判決が確定

判番 839

固定資産税等無効確認請求事件

1　判決年月日　昭和 62 年 7 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・昭和 61 年（行ツ）第 177 号
（大阪高裁・昭和 59 年（行コ）第 62 号）
（奈良地裁・昭和 56 年（行ウ）第 14 号）

3　上告人　奈良市長　西田　栄三　外 1 名

4　被上告人　[redacted]

5　経過

昭和 59 年 12 月 21 日	奈良地裁判決
昭和 61 年　5 月 30 日	大阪高裁判決
平成 62 年　7 月 17 日	最高裁第三小法廷判決・上告棄却

6　争点

地方税法第 415 条にいう「関係者」の範囲について

7　上告人の主張

資料がないため不明

8　被上告人の主張

資料がないため不明

9　判決の要旨

地方税法第 415 条第 1 項の「関係者」とは、一葉ごとの固定資産課税台帳の固定資産について、同法第 343 条の規定により納税義務者となるべき者又はその代理人等納税義務者本人に準ずる者をいう。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1262 号 93 頁、判例タイムズ 657 号 76 頁

判例タイムズ 706 号 322 頁、租税判例百選（第 3 版）122 頁

ジュリスト 924 号 89 頁、ジュリスト 904 号 84 頁

判番 840

固定資産税及び都市計画税賦課決定処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　奈良地裁・平成 10 年（行ウ）第 19 号

3　原告　[redacted]

4　被告　奈良市長

5　経緯

平成 10 年　6 月 24 日	奈良市長へ固定資産税及び都市計画税賦課決定処分についての異議申立書提出
平成 10 年　7 月 21 日	奈良市長による棄却の決定
平成 10 年 10 月 21 日	賦課決定処分取消訴訟提起

6　争点

①　市長が行った固定資産税及び都市計画税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）は、適法か。

②　市長に対して誤納金の返還請求ができるか。

㊟　原告は、当初本件処分の取消し及び 6 万円の支払（誤納金の返還請求の趣旨と解する。）を求めていたが、結果的に請求の趣旨を返還請求のみに変更したので、争点は②のみとなった。

7　原告の主張

①　平成 9 年に、原告の夫は一戸建住宅（土地付き。以下「旧居宅」という。）を売却し、マンション（敷地権（所有権）付き。以下「新居宅」という。）を売却価額の 3 分の 1 の価額で購入した（所有権名義人は原告）ところ、固定資産税等は逆に 17 パーセント高額になっており、本件処分の税額は、実勢相場に比し著しく不公平である。

②　被告は、本件処分の税額の合計から旧居宅の固定資産税及び都市計画税の税額の合計の 3 分の 1 を超える部分である 6 万円を原告に返還すべきである。

8　被告の主張

①　本件処分は、地方税法（以下「法」という。）及び奈良市税条例（以下「条例」という。）に基づいて固定資産税及び都市計画税の税額を算出したものであって、適法なものである。

②　6 万円の返還請求は奈良市を相手方とすべきであり、被告を誤っている。

9　判決の要旨

①　奈良市長は行政機関であるから、6 万円の支払義務を負担するものではなく、本件訴えは、被告の適格を誤っており、不適法である。

②　本件処分に重大かつ明白な瑕疵があるということはできず、また、被告が法及び条例に基づき、固定資産課税台帳記載の新居宅の評価額（評価額についての不服申立ては固定資産評価審査委員会に対してのみすべきことが法定されており、本件についてそのような形跡はない。）を前提にして算出した固定資産税及び都市計画税の税額が違法であるということはできないから、仮に被告が奈良市であったとしても、原告の請求は理由がなく、棄却を免れないことが明らかである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　備考

確定

判番 841

固定資産税審査決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 59 年 12 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　奈良地裁・昭和 57 年（行ウ）第 6 号

3　原告　[redacted]

4　被告　大和郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 57 年 4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 57 年 6 月 3 日　審査委員会による棄却の決定

昭和 57 年 8 月 21 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　手続における違法はあるのか。

②　実体における違法はあるのか。

7　原告の主張

(1) 手続における違法

①　被告は、公正な判断をなすために必要な第三者性を欠いていた。

②　被告は、市長の答弁書の写を原告に送付せず、原告の要求にもかかわらず、市に交付させる措置をとらなかった。

③　口頭審理において市にさせた説明で、原告の審査申出に対する回答を求める措置をとらなかった。

④　被告は、現地調査の際、原告に立会いの機会を与えなかった。

⑤　協議会に現地調査の結果を上程しなかった。また、原告が主張する本件標準地と状況類似地の差異について、明らかにする措置をとらなかった。

⑥　原告が市内の他の固定資産の登録価格と比較検討できる判断資料の提出を求めたにもかかわらず、措置をとらなかった。

(2) 実体における違法

①　本件標準地と状況類似地とは、用途地域、面積、埋立地と丘陵地の違い、バス路線の有無、行政サービスの有無に差異がある。

②　固定資産評価が、市内全域にわたり、公平、均等になされていない。（旧市内は新興住宅地に比べ評価が低い。）

8　被告の主張

(1) 手続における違法

①　審査委員会の構成に違法性はない。

②　答弁書の送付は、被告の自由裁量に委ねられており、違法の問題を生じない。

③　どのような方法で評価されたかを明らかにしており、審査申出の個々の理由について、回答を求める必要はなかった。反論の主張・立証の機会は協議会で与えられている。

④　現地調査への原告の立会い、調査結果の上程については、被告の自由裁量に委ねられている。

⑤　本件標準地と状況類似地の差異について、審査申出の個々の理由に、回答を求める必要はなかった。

⑥　市内の他の固定資産の登録価格と比較検討できる判断資料は、守秘義務から公表できない。

(2) 実体における違法

①　状況類似地は適当である。

②　新興住宅地では、不動産鑑定評価額の増加が著しいため、具体的決定額の増加率が旧市内を上回っているものである。

9　判決の要旨

①　原告の主張(1)①について

審査委員会の構成に違法性はない。

②　原告の主張(1)②について

市の提出した答弁書は審査申出に対する応答として適切かつ明確なものとなっていないため送付されなかった。また答弁書の送付は、条例により、審査委員会の裁量に委ねられており違法はない。

③　原告の主張(1)③について

口頭審理において市に評価の根拠・方法を明らかにさせ、また、不服事由に対し市に回答をさせている事実が認められ、口頭審理手続きに瑕疵は認められない。

④　原告の主張(1)④について

口頭審理外の調査・資料の収集にあたって、審査請求者に立会いの機会を与えることは、適切な処置ではあるが、法律上規定されているものではない。

⑤　原告の主張(1)⑤について

実地調査の結果を口頭審理に上程しなかったことは、法の要請を充たさないものとして違法であるが、協議会において、実質上口頭審理と同様な状態で原告及び市の主張、意見や双方の反論を聴取し、資料の検討をしたことが認められ、被告は原告の主張を考慮して決定をしたのであるから、取消しうべき瑕疵にあたらない。

また、審査請求者の具体的・個別的な不服事由に対し、適切な回答を処分庁に促すことは審理の充実のために相当であるとしても、回答を明らかにする措置をするべき義務があるものと解することは委員会の第三者性及び行政救済手続きの一環としての口頭審理手続きの性質に照らすと相当でない。

⑥　原告の主張(1)⑥について

審査委員会は審査請求者の不服事由を特定するためには、審査請求の対象の土地の評価の根拠、方法、手順等を了知できるような措置をとれば足りる。

⑦　原告の主張(2)について

実体上の違法について、状況類似地の選定は適正であるとした被告の判断は相当であり、固定資産評価が、市内全域にわたり、公平、均等になされていない、という点については、原告主張のように合理性を欠き不相当であるとするには足らない。

10　公刊の有無及び判例評釈

最高裁判所民事判例集 44 巻 1 号 292 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

判番 842

大和郡山市固定資産税審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　　昭和 61 年 6 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪高裁・昭和 59 年（行コ）第 60 号

　　奈良地裁・昭和 57 年（行ウ）第　6 号

3　控訴人　　[redacted]

4　被控訴人　　大和郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

　昭和 57 年　4 月 30 日　　審査委員会へ審査申出書提出

　昭和 57 年　6 月　3 日　　審査委員会による棄却の決定

　昭和 57 年　8 月 21 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

　口頭審理手続きに違法があるのか。

7　控訴人の新たな主張

①　審理手続に口頭審理を要求する法の趣旨からすると、控訴人の要求があったにもかかわらず、基準宅地及び標準宅地それぞれの場所と評価額、路線価、比較検討の資料として市内各土地の評価の根拠、方法、手順を了知できるよう措置しなかったのは、口頭審理手続の重大な瑕疵である。

②　市長が提出した答弁書が審査申出に対する回答になっていなかったことを理由に控訴人に送付しなかった措置は、控訴人から主張立証の機会を奪った違法がある。また口頭審理外における調査と資料収集の場に控訴人の立会を拒否して被控訴人と市長のみで行い、その結果や収集資料を控訴人に示さなかったことは、控訴人から弁駁と反証の機会を奪ったものであり、口頭審理の重大な瑕疵である。

③　口頭審理に瑕疵がある場合は決定自体の取消事由になる。

④　本件土地の評価額を市内地域の評価額と比べると不当に高額であり、適正な時価の範囲内であっても、他の土地と対比して著しく高額すぎる場合には、憲法 14 条の平等原則に違反して違法というべきである。

8　被控訴人の主張

①　口頭審理において、評価額の計算方法を市の担当者に説明させたものであるから、控訴人に対する了知措置を完全に尽くしたものである。

②　他の土地の評価額と比較して高いか安いかの比較を検討判断するためには他の土地の評価額を知る必要があるが、一方でプライバシー保護の要請がある。

③　口頭審理は行政手続の一環であって、司法作用とは決して同一でない。

9　判決の要旨

①　審査委員会の口頭審理は方法及び内容自体が実質的に法の要請を満足するようなものでなければならず、かつ、決定自体もこのような審理結果に基づいてされなければならない。

②　被控訴人委員会は、控訴人が評価額に対する不服事由を特定するに足る合理的に必要な範囲で評価の手順、方法、特に根拠を明らかにさせず、また、他の納税者の宅地の評価額と比較検討するため、状況類似地における標準宅地等合理的に必要な範囲の土地評価額を明らかにする措置を講ぜず、更に口頭審理外で職権により収集した資料や調査結果を口頭審理に上程しなかったのであるから、控訴人が的確な主張及び証拠を提出することを可能ならしめるような形で手続きを実施しなかったものといわざるを得ず、判断の基礎及び手続きの客観性と公正が充分にはかられなかった瑕疵があり違法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

　判例タイムズ 626 号 136 頁、最高裁判所民事判例集 44 巻 1 号 299 頁

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　昭和 57 年度

判番 843

大和郡山市固定資産税審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 2 年 1 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　・昭和 61 年（行ツ）第 138 号
大阪高裁・昭和 59 年（行コ）第　60 号
奈良地裁・昭和 57 年（行ウ）第　6 号

3　上告人　大和郡山市固定資産評価審査委員会

4　被上告人　[redacted]

5　経過

昭和 57 年　4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出
昭和 57 年　6 月　3 日　審査委員会による棄却の決定
昭和 57 年　8 月 21 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

口頭審理手続きに違法があるのか。

7　上告人の主張

①　原判決は、本件審査請求決定の取消事由につき（昭和 42 年（行ツ）第 84 号・昭和 50 年 5 月 29 日・第 1 小法廷判決・判決要旨第 4 項）に違背する。

②　原判決は、判決に影響を及ぼすことが明らかな、地方税法第 433 条の解釈を誤った違法があり、かつ、その解釈には憲法に定められた三権分立・行政権の独立に違背する憲法違反がある。

③　原判決には、判決理由の中に、明らかな矛盾というべき、内容の相反する判示があって、齟齬があり、かつ、判決に影響を及ぼすことが明らかな、地方税法第 22 条の解釈を誤った違法がある。

8　判決の要旨

①　口頭審理制度の趣旨及び公平の見地から、委員会は、審査申出人が不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順、方法、根拠等を知らせる措置を講ずることが要請されているものと解されるが、委員会は審査申出人において他の納税者の宅地の評価額と対比して評価が公平であるかどうかを検討することができるように、他の状況類似地域における宅地の評価額等を了知できるような措置を講ずることまでは要請されていない。

②　実地調査の結果等の取扱いに関して、委員会は、口頭審理を行う場合においても、口頭審理外において、職権で事実の調査を行うことを妨げられるものではないところ、その場合にも審査申出人に立会いの機会を与えられることを法律上要求されていない。また、審査申出人は、法 430 条の規定によって提出された資料や条例の定めるところによって作成された審査の議事及び決定に関する記録を閲覧できるのであるから、委員会はこれら調査結果等を口頭審理に上程するなどの手続きを経ることは要しない。

9　公刊の有無及び判例評釈

裁判所時報 1019 号 3 頁、最高裁判所民事判例集 44 巻 1 号 253 頁、判例時報 1357 号 50 頁、判例タイムズ 734 号 72 頁、金融・商事判例 841 号 38 頁、行政法実務研究会・税 48 巻 9 号 130 頁、斎藤誠・行政判例百選Ⅱ（第 4 版）（別冊ジュリスト 151）374 頁、斎藤誠・租税判例百選（第 3 版）（別冊ジュリスト 120）196 頁、水野忠恒・地方自治判例百選（第 2 版）（別冊ジュリスト 125）138 頁、青柳馨・平成 2 年度主要民事判例解説（判例タイムズ臨時増刊 762）322 頁、青柳馨・法曹時報 43 巻 6 号 150 頁、石島弘・判例評論 385（判例時報 1370）号 188 頁、田中舘照橘・法令解説資料総覧 107 号 82 頁、藤原淳一郎・法学セミナー36 巻 1 号 130 頁

10　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

判番 844

大和郡山市固定資産税審査決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 3 年 2 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　大阪高裁・平成 2 年（行コ）第 3 号
最 高 裁・昭和 61 年（行ツ）第 138 号
大阪高裁・昭和 59 年（行コ）第 60 号
奈良地裁・昭和 57 年（行ウ）第 6 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　大和郡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 57 年 4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出
昭和 57 年 6 月 3 日　審査委員会による棄却の決定
昭和 57 年 8 月 21 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　手続きにおける違法はあるのか。

②　実体における違法はあるのか。

7　控訴入の主張

(1) 手続き上の違法事由

口頭審理手続きにおいて、調査と資料の収集に控訴人を立会わせず、また、口頭審理外の調査結果等を口頭審理に上程しなかったことは、手続きの根幹というべき審査申出人の主張立証活動の機会を与えなかったことになるので、このことは、口頭審理手続きの重大な瑕疵であり、違法があるものとして、本件決定の取消事由にあたるものである。

(2) 実体上の取消事由

①　市長が売買実例を一切調査せず、不動産鑑定士による鑑定をしたのみである点について、固定資産評価基準に違反する。また不動産鑑定の内容にも問題がある。

②　本件の土地の評価は固定資産評価基準に従って適正に行われておらず、基準宅地と標準宅地との間で評価に重大な不均衡がある。また、他の土地の評価額と対比して著しく高額である。

8　被控訴人の主張

①　口頭審理において、本件土地の適正な時価を評定するにいたった経過を市の担当者をして説明させたものであるから、控訴人に対する了知措置は、完全に尽くしており、何ら違法な点はない。

②　本件土地の評価は固定資産評価基準に従って適正に行われており、違法な点はない。また、総合的にみて、当該宅地の評価にあたり比準した標準宅地との間で評価に不当な不均衡がなく、公平の原則に反するものではない。

③　控訴人が著しい不均衡があると主張する事例においても、その状況にそれぞれ差異が認められるのであるから、不合理な著しい不均衡があるとは認められない。

④　固定資産税評価と相続税評価とは自ずから性格を異にするものであり、相続税評価額への到達率にある程度の差異が生ずるのは、当然のことであって、何ら不当ではない。

9　判決の要旨

①　口頭審理制度の趣旨及び公平の見地から、委員会は、審査申出人が不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順、方法、根拠等を知らせる措置を講ずることが要請されているものと解されるが、委員会は審査申出人において他の納税者の宅地の評価額と対比して評価が公平であるかどうかを検討することができるように、他の状況類似地域における宅地の評価額等を了知できるような措置を講ずることまでは要請されていない。

②　実地調査の結果等の取扱いに関して、委員会は、口頭審理を行う場合においても、口頭審理外において、職権で事実の調査を行うことを妨げられるものではないところ、その場合にも審査申出人に立会いの機会を与えられることを法律上要求されていない。また、審査申出人は、法 430 条の規定によって提出された資料や条例の定めるところによって作成された審査の議事及び決定に関する記録を閲覧できるのであるから、委員会はこれら調査結果等を口頭審理に上程するなどの手続きを経ることは要しない。

さらに、被控訴人は協議会において、現地調査の事実を知らせ、その結果等を踏まえて、これについての控訴人及び市の担当者の意見等を述べさせたことが認められ、本件の口頭審理を違法とするものではない。

③　本件土地の評価は固定資産評価基準に従った適正なものということができ、評価の結果も、「適正な時価」の範囲内にあって、基準宅地や比準した標準宅地との間に評価の不均衡もないから、評定の過程及び結果に、実体上、何ら違法な点はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例自治 103 号 30 頁、判例時報 1357 号 50 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 57 年度

和歌山市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 2 月 20 日

2　裁判所名及び事件番号　和歌山地裁・平成 10 年（行ウ）第五号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告人　和歌山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 6 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 9 年 10 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年 1 月 30 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　評価基準及び七割評価通達を前提とする本件決定は適法か。

②　本件登録価格に合理性があるのか。

③　審査手続きは、適法であったか。

7　原告の主張

①　評価基準は、土地の評価方法として、取引実例法を採用しているところ、生活に不可欠な土地（生存的土地）については、投機的な値動き等に影響されない収益還元法に従って評価すべきであり、生存権、財産権の不可侵及び平等原則に違反する。

七割通達は、地価公示価格の七割を目途として、標準宅地の価格を決定するとの内容を含んでおり、評価額が格段に引き上げられ、課税標準を変更するものにほかならず、租税法律主義に違反する。

②　本件登録価格の算定に当たり、その前提とされた標準宅地の価格や路線価は、その算定根拠が不明確であり、本件登録価格も合理性を欠くものである。

平成 6 年 1 月 1 日の時点で、本件各土地の時価を算出したところ、本件登録価格を下回っている。固定資産評価額は原則として、価格決定年度から三年間据え置かれ、この間、同評価額が時価を上回ることがあれば、当該評価額自体が違法になると解される。

③　本件審査手続きにおいて、標準宅地の選定やその評価額等の妥当性を検討するため、原告らからの提出要求を待つまでもなく、鑑定書を審査対象とした上、鑑定人の事情聴取等を実施すべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは本件審査手続きに違法がある。

8　被告の主張

①　土地について生存権的土地と非生存権的土地に区分して評価すべき必要性・合理性はなく、憲法もそのような区分を予定していない。また、固定資産税が収益説ではなく、資産の所有という事実に着目して課税される財産税であることから、生存権的土地について収益還元方式によるべきとする理由も見出し難い。

七割通達は、統一的な運用を行うことによって全国的な均衡化、適正化を図り租税負担の公平を確保するという目的のもとに、単なる運用解釈指針を示たものにすぎず、評価基準の内容を修正ないし変更したものでない。

②　審理手続において、標準宅地の場所及び価格、対象物件の路線価の算出、画地計算の内容等算出根拠が明らかにしており、明確な根拠に基づいて算出された標準宅地の価格を踏まえて、評価基準に基づいて本件各土地の価格を決定したことは明らかであり、本件評価額は合理的なものである。

平成 6 年 1 月 1 日時点における本件登録価格は、客観的時価を越えることは到底いえない。

地価は、土地対策、景気の動向や土地需要の程度等によって変わり得るものであり、第二、第三年度における地価の動向まで基準日において予測することは困難であり、地方税法が据置制度を採用していることからも、そのような予測してまで評価額を算出することが要求されているとは解されない。基準年度における評価替えに当たっては基準年度の賦課期日における適正な時価をもって評価すれば足りるものである。

③　審査委員会の審理において、不服事由を特定するに足りる合理的な範囲の評価の手順、方法、根拠等を明らかにしている。

標準宅地にかかる鑑定価格の算出根拠は、不服事由の特定のために必要な事項とは解されず、また、鑑定評価の開示がなされているから鑑定書の閲覧を認めなかったとしても違法とはいえない。

9　判決の要旨

①　本件評価当時、評価基準が著しく不合理であるとまではいえず、原告ら主張の憲法の各条項に違反するとは言えない。原告らは、生存権的土地と非生存権的土地とを区分すべきであるというが、憲法がかかる区分をし、その保護を定めるべきであるとした十分な根拠はない。評価基準が生存件、財産権の不可侵及び平等原則に違反するとの原告らの主張は採用することができない。

七割通達は、評価基準の具体的な取扱いを説明し、評価基準の公的な解釈指針を示したものであり、七割通達それ自体によって新たに課税標準たる固定資産評価額が定められ、評価基準が変更されたとは言えない。本件登録価格が地方税法及びその委任を受けた評価基準の合理的な解釈に基づいた適法なものと解釈される以上、本件決定が七割通達を前提としたとしてもそれだけで違法ということはできない。七割通達がなされたことだけで租税法律主義に違反し、本件が違憲、違法であるとの原告らの主張は採用することができない。

②　法の規定からみると、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服に理由があるというのは、固定資産税の課税標準たる価格が客観的時価を超過することにほかならず、本件登録価格は評価基準に則って算定されたことは明らかであり、客観的時価を下回っていると認められる。

固定資産の課税標準は原則として基準年度に係る賦課期日における適正な時価と規定しているから、第二年度及び第三年度においても、固定資産税評価額は基準年度における適正な時価（本件でいえば平成 6 年 1 月 1 日における適正な時価）と解することがその文言に最も適合する。本件においても平成 6 年度の評価替えに当たっては、平成 7 年度及び平成 8 年度における地価の下落をも勘案して行うべきであったということはできなず、原告らの主張は採用することができな

い。本件登録価格はすべて合理的なものであるということができる。

③　被告が、自ら又は評価庁を通じて、原告らが不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順、方法、根拠等を知らせる措置を講じたかを判断した場合、被告は了知措置義務を果たしたといってよく、手続きには何らの違法もない。

被告が、原告らに対し、標準宅地を特定し、その鑑定評価額等を明らかにしたことにより、原告らは不服事由を特定して主張することが可能であると思料される。したがって、被告は、原告らに価格について了知措置義務を果たしたから、鑑定書まで提出する必要はなかったというべきであり、原告らの主張は採用することができない。

結論

以上、本件決定について違法をいう原告らの主張はいずれも失当であり、本件決定は適法にされたものというべきであり、原告らの本件請求は理由がないから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無し

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成6年度

海南市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成3年7月31日

2　裁判所名及び事件番号　和歌山地裁・昭和62年（行ウ）第二号

3　原告　[redacted]

4　被告　海南市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和60年　5月　7日　審査委員会へ審査申出書提出

昭和62年　5月　6日　審査委員会による棄却の決定

昭和62年　8月　3日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

(1) 本件登録価格の違法性

(2) 本件審査手続の違法性

7　原告の主張

(1) ①　固定資産税の税額を決定する中心的要素である評価額の決定につき、自治大臣の告示たる固定資産評価基準においてその基準等を定めることとする税法388条は、租税法律主義に違反する。

売買実例価格・再建築費を評価の基礎とする現行の評価基準は、憲法の趣旨に反し、違法である。

②　生存の基礎となる財産についても、売買実例価格及び再建築費を評価の基礎とする現行の評価基準は、憲法の趣旨に反し、違法である。

③　本件評価額決定には、現地調査を怠り、また、その前提となる鑑定が簡略すぎ、信用性に乏しいなど違法である。

(2) ④　固定資産評価審査委員会は基準宅地並びに標準宅地の地番、時価及び路線価の算出根拠を明らかにしなかった違法がある。

8　被告の主張

(1) ①　税法342条及び343条において、固定資産所在地の市町村が当該固定資産の所有者に固定資産税を課しうる旨を定め、349条において課税標準を定め、かつ、350条で標準税率等をも定めているのであるから、租税法主義の要求は満たされている。個々の物件の価格の決定は広義、事実認定であり、評価方法を細部にわたって決定することは不可能であって、かえって客観的に正当な価格決定を妨げる。

②　市場価格は、財産の収益力を示す客観的な指標となりうるから、土地についての売買実例価格及び家屋についての再建築価格を基礎とすることは、固定資産税課税の前提たる価格の算出方法として問題ない等。

③　税法408条は訓示規定であり、決定された価格が正当であるかぎり、同条違反はその無効・取消事由にはならない。本件土地は、近時あらたに商業地として造成区画された繁華街であり、その時点で実態が明確に把握されており、しかも市役所から至近距離にあるため、担当職員において状況把握している。また、本件家屋については新築時に立入調査を行っている。評価額決定にあたっては、鑑定価格のみを基礎としているのではない等。

・原告主張のように、到達率を各標準宅地の鑑定価格に乗じて得た価格をそのままそれぞれの標準宅地評価額とするのではなく、到達率を基礎に、上昇率を 50%に抑えつつ、各標準宅地間のバランスを考慮しながら評価するものである。

・精通者とは、不動産鑑定士に限られたものではない。

・昭和 53 年度以降三回にわたって鑑定額が反映されているから、少なくとも現時点では、公平な評価額が算出されているものである。

・評価の主体は固定資産評価員であり、鑑定人の鑑定は、固定資産を適正に評価するに必要なものであれば足りる。

(2) ④　基準宅地及び標準宅地の地番、時価及び路線価の算出根拠等原告から釈明を求められた事項については、本件口頭審理中に明らかにしている。

9　判決の要旨

(1) ①　税法 341 条 5 号は、固定資産の課税標準たる「価格」につき「適正な時価」をいうと定めており、388 条は、課税上の基本的事項が法定されていることを前提に、具体的、技術的細目について自治大臣の定める評価基準に委任したものであって、租税法律主義に違反しない。

②　固定資産税は、資産価値に着目して課せられる物税であると解すべきところ、これような課税標準額をとることが立法裁量の域を超えたものであるということはできず、また、土地については売買実例価格を、家屋については再建築費を評価の基礎としていることは法の趣旨に合致する。

③　現場調査をしないでなされた評価は、直ちに取り消されるべき瑕疵を有するものでなく、本件土地建物の評価に影響を及ぼすとまでいうことはできない。

また、海南市における標準宅地の価格決定方法は、簡略にすぎるのではないかとの疑いを禁じ得ないが、鑑定は不動産鑑定士によって行われていること等から、鑑定方法に関し、本件評価決定の取消事由になるような瑕疵があるとまでいうことはできない。

(2) ④　固定資産評価審査委員会は、審査申出人に対し、不服事由を特定して主張するために必要とみとめられる合理的な範囲で評価の手順、方法、根拠等を知らせる措置を講ずるべきところ、本件においてはは、口頭審理で基準宅地の地番及び時価が明らかにされ、本件土地に係る標準宅地の地番及び価格（若干明確を欠くものの）も開示されており、本件審査手続に違法性はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 96 号 23 頁、判例時報 1431 号 118 頁

山村恒年・判例地方自治 105 号 77 頁 1993 年 3 月

石島弘・判例評論 411（判例時報 1449）号 172 頁 1993 年 5 月 1 日

田中治・租税法研究 21 号 267 頁 1993 年 10 月

判例地方自治 82 号 24 頁

大場民男・判例地方自治 92 号 59～61 頁 1992 年 3 月

11　固定資産の区分　　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　昭和 60 年度

かつらぎ町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 7 月 18 日

2　裁判所名及事件番号　　和歌山地方裁判所　平成 10 年（行ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　かつらぎ町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 30 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年 10 月 16 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　1 月 13 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

1　宅地介在農地でまだ土地利用が確定していない土地の画地認定は適正であるか。

2　造成費は適正であるか。

7　原告側の主張

①　課税地目を宅地転用目的で農地法第 5 条の許可を受けていると云うことで宅地介在農地として宅地比準評価をし、さらにその評価算定においての宅地造成費相当額は、定率（30%）で本件土地の場合には、到底この造成費では、小さく実態に即さない。

②　全体を一画地として宅地比準評価の対象としているが未だ造成をしていない現在、一画地として同一評価をする手法は、適当ではない。

8　被告側の主張

①　地方税法第 403－1 により市町村長は、同法 388 条の固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならないと規定されている。このことに関して「固定資産評価基準の取扱いについての依命通達」によれば農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の許可を受けた農地は、その利用目的からみて農地としての価格によって評価することは評価の均衡を失することとなるので、転用後における当該土地とその状況が類似する土地の価格を基準として求めた価格から通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価格によって求める方法によるものとされている。

以上の理由により本件の転用後は、配送センターであり宅地介在農地として宅地比準評価法が適正である。

又、宅地造成費相当額として一定率を用いる方法も認められており定率法による 30 を通常必要とされる造成費に相当するものとして控除しており適正である。

②　造成費相当額を控除すると云うことは、造成後の状態で評価するものであり、又、本件土地は広大で草木が生い茂り筆数も多く現場で各土地の特定は、出来ない。これらの理由ににより一体評価が妥当である。

9　判決の要旨

1　固定資産の評価方法について

固定資産の課税標準となる固定資産の価格は、適正な時価をいうものとされており（地方税法第 341－5)、この点のみをみれば、価格の算定においては、鑑定評価理論に従って個々の固定資産

について個別的、具体的に鑑定評価することが最も望ましい方法といえる。しかしながら、極めて多数の固定資産についてすべて個別的な鑑定を行うことが現実的に不可能ないし著しく困難であることは明らかであるため、地方税法は、自治大臣が固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きを定め（同法第 388－1。固定資産評価基準《昭和 38 年自治省告示第 158 号》。以下単に「評価基準」という。)、市町村長はその評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない（同法 403－1）としている。そうすると、評価基準が適正な時価を算定する基準として合理的なものである限り、市町村長はそれに従って固定資産の価格を算定すれば足りるのであって、結局、固定資産の価格が適正な時価を越えているか否かの判断は、その算定が評価基準に従ってなされたか否かに帰着することになると解するが相当である。

以上の観点に従って、本件の争点について以下判断する。

① 本件土地を一画地として認定した点

1 評価基準においては、宅地介在田畑につき、「利用上の便等からみて、転用後における当該田及び畑とその状況が類似する土地の価格を基準として求めた価格から当該田及び畑を宅地等に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価格によってその価格を求める方法によるものとする。」とされているのであるから（評価基準第 1 章第 2 節 1 ただし書)、本件の宅地介在田畑が宅地比準評価されることは、当然である。

2 雑種地について本件各土地全体を一体として利用されることとなっていることからすると「土地の位置、利用状況等を考慮し、付近の土地の価格に比準」（評価基準第 1 章第 10 節 1 ただし書）するには、本件の雑種地に隣接する本件の宅地介在田畑を近傍地として選定することが最も適切であると思料される。したがって、評価庁が前記のとおり本件の雑種地の価格を宅地介在田畑と同様、宅地比準評価するのが相当である。

3 宅地における画地認定については、評価基準上、「その形状、利用状況等からみて、これを一体をなしていると認められる部分に区分し、又は、これらを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地ごとに一画地とする」とされている。

これを本件各土地についてみると、前記のような現況、今後の利用計画等に照らせば、本件各土地全体を合わせる必要があり、その全体が一体をなしていると認められるので、本件各土地の価格を評価するに当たっては、転用後における当該土地と状況が類似する土地の価格を基準とするのであって、これに比して現況がどうかということは必ずしも重要性を有しないというべきであるから、原告の主張は、採用することができない。

4 以上によれば、評価基準に基づき、本件各土地を一画地とした評価庁の判断は、正当であり、これを是認した原決定は、適法である。

② 本件各土地を宅地等に転用するに通常必要と認められる造成費用相当額として、

1 評価基準は、宅地介在田につき、造成費として「通常必要と認められる造成費に相当する額」と規定するのみであり（評価基準第 1 章第 2 節 1 ただし書き)、具体的な金額はもとより、その算出方法も明らかにはしていないが、自治事務次官通達「固定資産評価基準の取扱いについて（依命通達)」（昭和 38 年自治乙固発第 30 号以下単に「通達」という。）によれば、造成費の範囲は、土砂購入費、土盛整地費、擁壁費及び法止、土止費に限られ、通常必要と認められる造成費がおおむね同一と認められる地域ごとに金額によって定めることができるものの、金額によって定めることが不適当であると認める場合においては、基本価格に一定率を乗じて算出する方法によることができるものであるとされている（通達第 2 章第 2 節の 2、14－3)。

通達は、個々の土地ごとに造成費相当額を決定することが実務上不可能ないし極めて困難であるため、実務上可能な一定額ないし一定率による方法を採用した上で、造成費は、基本価額に必ずしも相関するものではないことから、一定額をもって定めることを原則としながら基本価額が著しく定額である場合にまで一定額を控除する方法によることは不適当であるので、そのような場合には、一定率をもって算出することができるとしたものである。これらは、いずれも合理的な根拠に基づくものであって、通達の内容が地方税法及び評価基準に反するものでない。そして前記のとおり、評価庁は、この通達に基づき造成費相当額を当該土地の価格の 3 割とする旨定め、これに従って本件各土地の価格を決定しているのであるから、これを是認した被告の本件決定が違法か否かは、造成費相当額を当該土地の価格の 3 割とすることが相当か、上述の内容が相当であるとしても、これを本件各土地に適用したことが著しく合理性を欠くものであるかを検討すべきである。

2 (1) 上述の 3 割の控除率は、近隣市町村と比較しても低率であるとはいえない。また、本件においては、3 割に相当する 3,360 円（点）が 1 当たりの造成費相当額となり、その額は、和歌山県と比較しても不当に低額であるとは、いえない。

(2) また、本件各土地につき、上述の規定によったのでは造成費控除として不十分であり、著しく合理性を欠くとうかがわせる事情は、認められない。原告は、具体的な造成計画に基づいて実際に要する造成費を前提に、控除された額が不当に低廉すぎると主張するが、造成費控除は、前記のとおり個々的に判断することが不可能であるという現実において、税の基本原則である公平性を確保すべく、通常必要と認められる造成費がおおむね同一と認められる地域ごとに定額ないし低率をもって定めるとされているのであって原告の主張によるとかえって公平性を欠くことにもなりかねないから、その主張を採用することはできない。

3 以上によれば、評価基準等に基づき、造成費相当額として本件各土地の基本価格からその 3 割を控除した評価庁の判断は正当であり、これを是認した本件決定は、適法である。

2 結論

以上によれば、本件決定について違法をいう原告の主張はすべて失当であり、本件決定は適法にされたものというべきである。よって、原告の請求は理由がないから棄却とする。

10 公刊の有無　　なし
及び判例解釈

11 固定資産の区分　　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 848

倉吉市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　昭和 54 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　鳥取地方裁判所・昭和 53 年（行ウ）第　1 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　倉吉市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 53 年　4 月 28 日　　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 53 年　6 月　3 日　　審査委員会による棄却の決定

昭和 53 年　8 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　昭和 52 年度賦課期日の評価（評価地目雑種地）は、適正であったか。

②　昭和 53 年度賦課期日の評価（評価地目宅地介在畑）は、適正であったか。

③　審査決定の手続きが、適正であったか。

7　原告の主張

①　昭和 52 年度土地の現況及び登記地目が、畑であるにもかかわらず、評価（地目）を雑種地としたことは、違法である。

②　昭和 53 年度土地の現況及び登記地目が、畑であるにもかかわらず、評価（地目）を宅地介在畑としたことは、違法である。

③　審査決定までに、口頭審理を開かず弁論等の機会を与えなかったこと、また、課税庁の答弁書を原告に送付しなかったことは、違法である。

8　被告の主張

②　地方税法により評価は、固定資産評価基準によって評価しなければならないこととされており、これに基づいて、昭和 53 年度土地の評価（地目）を宅地介在畑としたことは正当である。

③　審査決定までに、本人の都合を確認した上で口頭審理を行うことを決定・通知したもので当日に出頭出来ない旨の連絡をしてきたが、欠席のまま口頭審理を行ったが、その手続きは正当である。

9　判決の要旨

①　昭和52年度は､法定の申出期間を過ぎてからなされたもので審査決定取消請求には理由がなし。

②　昭和 53 年度の審査決定について、本件土地は、昭和 48 年農地法 4 条 1 項による転用許可を受けてその全面を埋め立て、これを青空駐車場として使用したこと、国道の路面及び隣接の土地と同一の高さであつて、格別の造成工事等をしなくても容易に宅地として利用しうる状況にあること、土地の一部に住宅を建築この部分は現実にも宅地に転用されていること、その余の部分も昭和 53 年中に、一時的にもせよ耕作以外の目的に利用されたこと、土地の一部を植木市に賃貸していること、国道沿いの本件土地の周りは宅地であり近隣はほとんど市街地となっていること等の状況を総合して考えると、「固定資産評価基準」第 1 章第 2 節 1 ただし書きの評価方法の、宅地に転用することが確実と認めるに十分なものというべきで、本件審査決定が本件土地の評価（地目）を宅地介在畑と認定したことは相当である。

③　審理期日をあらかじめ知らされていたにもかかわらず、原告の自己都合により期日に出頭しなかったが、審査は税の迅速な賦課・徴収という公益目的を達するため審査申出の日から 30 日の法定期間内に完了させなければいけないことから、期日を変更ないし延期しなけばならないものとはとうてい解しがたく、原告が欠席のまま開催した措置はやむをえなかったもので原告の立会権を無視したものとはいえない。また、答弁書の不送付についても、この経過のもとでは、それ自体が手続きの違法とはいえない。

④　原告の本訴請求はいずれも理由がないのでこれを棄却。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本件における評価年度　　昭和 52 年度

昭和 53 年度

判番 849

倉吉市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　昭和 55 年 11 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島高等裁判所松江支部・昭和 54 年（行コ）第　1 号

　　鳥取地方裁判所　　・昭和 53 年（行ウ）第　1 号

3　控訴人　　[redacted]

4　被控訴人　　倉吉市固定資産評価審査委員会

5　経過

　昭和 53 年　4 月 28 日　　審査委員会へ審査申出書提出

　昭和 53 年　6 月　3 日　　審査委員会による棄却の決定

　昭和 53 年　8 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　昭和 53 年度賦課期日の評価（評価地目宅地介在畑及び額）は、適正であったか。

②　審査決定の手続きが、適正であったか。

7　控訴人の主張

①　昭和 48 年非農地転用許可後埋立たが、その後、再び農地として利用賦課期日現在の土地の現況は畑であり「宅地に転用することが確実」として、評価（地目）を宅地介在畑としたことは、違法である。

②　審査決定までの、審理期日について申出より 30 日を越えた日を指定したこと、口頭審理期日に用務で出頭できないからといって主張・立証の機会を与えなかったこと、十分審理を尽くさなかったことは、違法である。

8　被控訴人の主張

①　地方税法により評価は、固定資産評価基準によって評価しなければならないこととされており、本件土地は、昭和 48 年非農地転用許可を受け、土地の一部に昭和 52 年中に住宅が建築されたことなど、控訴人の自由意思でいつでも宅地として利用できる状況にあり、これらに基づき、昭和 53 年度土地の評価（地目）を宅地介在畑としたことは正当である。

②　審査決定までに、本人の都合を確認した上で口頭審理を行うことを決定・通知したもので審理当日に自己の都合で欠席したような場合に必ず期日を変更する必要があるとは考えられない。なお、審理期日において委員全員出席のうえ口頭審理を行い、さらに課税庁に答弁書の提出を求める等おこなっており、その手続きは正当である。

9　判決の要旨

①　原判決の理由以外、

「宅地に転用することが確実」とは、当該土地の現況のほか、宅地としての利用の便、近隣の市街地化の状況のいかん等諸般の事情に照らして、当該土地につき類似宅地に準ずる評価をすることが社会通念上相当であるかどうかの観点からこれを決すれば足りるものと解すべきである。

賦課期日に現況が畑であったこと及び昭和 51 年に利用目的を普通畑に変更、畑作可能な作土を本件土地に入れ、また、そのころ倉吉市農業委員会が畑として耕作台帳に載せている事実を考慮にいれても宅地に転用することが確実と認められる。

なお、植木市への賃貸の事実は本件賦課期日後の事情である旨主張するが、仮にこの事実を考慮に入れなくても結論に消長を来すものではないと考えられる上、この植木市への賃貸の事実は宅地への転用が確実との判断が間接的に裏付けられる結果となった。

②　原判決の理由以外、

申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならない旨の規定は、訓示規定と解すべきであるから、指定された口頭審理期日あるいは審査決定の日が所定期間経過後であったからといって、直ちにその審査の手続自体が違法となるものではない。

③　本件審査決定のち昭和 53 年度の本件土地の評価地目及び評価額に関する審査の申出を棄却した部分の取消を求める控訴人の請求は失当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本件における評価年度　　昭和 53 年度

判番 850

倉吉市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　昭和 56 年 11 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁判所　・昭和 56 年（行ツ）第 14 号
広島高等裁判所松江支部・昭和 54 年（行コ）第　1 号
鳥取地方裁判所　・昭和 53 年（行ウ）第　1 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　倉吉市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 53 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出
昭和 53 年　6 月　3 日　審査委員会による棄却の決定
昭和 53 年　8 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　昭和 53 年度賦課期日の評価（評価地目宅地介在畑及び額）及び審査決定の手続きを正当として棄却した判決について

7　上告人の上告理由

①　法令に違背している・審理不尽及び理由不備（民事訴訟法 395 条 6 項に違反している）・憲法に違反している・裁判に対する不信と失望。

9　判決の要旨

①　所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。右違法のあることを前提とする所論違憲の主張は、前提を欠く。論旨は、採用することができない。よって、行政事件訴訟法第 7 条、民訴法 401 条、95 条、89 条に従い、裁判官一致の意見で主文のとおり判決する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本件における評価年度　昭和 53 年度

判番 851

固定資産評価額法定処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 2 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　松江地裁・平成九年（行ウ）第 6 号

3　原告　[redacted]

4　被告　浜田市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日　審査委員会に審査申出書提出
平成　9 年　6 月 24 日　審査委員会による棄却の決定
平成　9 年　9 月 24 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　審査会委員の選任が、地方税法第 423 条第 3 項に違反しているのか。

②　土地及び家屋の価格が時価を上回っているのか。

③　口頭審理で、審理不尽があったのか。

7　原告の主張

①　浜田市固定資産評価審査委員会委員は、専門的な知識を有していないため適正な判断をすることは不可能である。

②　土地、家屋とも時価を固定資産評価額が上回っている。

③　2 回に及ぶ口頭審理で、審理不尽があった。

以上の理由で、浜田市固定資産評価審査委員会の決定は無効である。

8　被告の主張

①　地方税法第 423 条及び浜田市固定資産評価審査委員会条例を示すことにより、審査委員会委員の構成に違法性の無いことを主張した。

②　土地及び家屋の評価について、固定資産評価基準に基づき算出されていることを評価過程を示しながら主張した。

③　2 回の口頭審理の経過を追いながら説明し、審理不尽の違法性の無いことを主張した。

9　判決の要旨

①　本件土地及び家屋の登録価格は、評価基準に基づき算出されたものであり、土地については、平成 9 年 1 月 1 日時点の客観的時価を上回るものではない。また、家屋についても、平成 9 年 1 月 1 日時点の客観的時価であったと推認される。

原告が主張するように当該土地及び建物の売買実例から直ちに当該固定資産評価額がその客観的時価を上回ると推認することはできない。またその他の的確な証拠もない。

以上から、本件土地、建物の本件登録価格は、適法である。

②　本件審査は、浜田市長から答弁書及び評価資料の提出を受け、これを検討し、口頭審理における双方の意見を考慮し、決定したものと認められ、これに反する証拠はないので原告の主張は採用できない。

③　固定資産評価審査委員会委員は、専門的知識に欠け、主体的審査をしていないとの原告の主張には具体的な主張はなく、証拠もない。

また、委員が税法に基づき選任されていることは明かであるから、委員の構成に違法があるかのごとき原告の主張は採用できない。

以上により、本件決定は適法であり、原告の請求は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成９年度

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成３年３月26日

2　裁判所名及び事件番号　出雲簡易裁判所　平成元年（ハ）第99号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　大社町

5　経過

①　平成元年　３月22日　原告より課税台帳に誤りがあるとの指摘あり、是正する。

②　平成元年　３月　原告より課税誤りの原因等につき調査依頼あり。

③　平成元年　５月12日　課税誤りの原因等についての調査結果を文書により回答。

④　平成元年　６月　１日　原告が来町し、再度調査を依頼。

⑤　平成元年　６月　④に対する回答をしたが、理解が得られず。

⑥　平成元年　６月20日　原告が再度来町し、様々な不平、不満を述べて帰る。

⑦　平成元年10月31日　損害賠償請求訴訟提訴

6　争点

被告によりなされた課税誤り等（土地については所有者誤り、家屋については納税通知書の送付先誤り）のために、関係人への調査等を要し、交通費、宿泊費等の無用な出費を余儀なくされたかどうか。

（課税誤りと、この損害の間に因果関係があるかどうか）

7　原告の主張

被告が原告にかかる固定資産課税台帳に誤った記載をしたため、その調査及び是正を図るため交通費、宿泊費等の調査費用の支出を余儀なくされ損害を被った。

8　被告の主張

土地については、納税義務者を誤ってはいたが、これにより所有権になんの影響もなく、原告が所有者であることにかわりはなく損害の発生の余地がない。また、本土地は免税物件であり、経済的不利益ももたらしてない。

家屋については、所有者に誤りはなく、納税通知書の送付先が本家屋の使用者になっていただけであり所有権はもちろんのこと、経済的不利益ももたらしていない。

9　判決の要旨

①　固定資産課税台帳等は徴税上作成される資料であり、実体法上の権利関係を公示するものでない。よって、固定資産課税台帳等に誤った記載がされたことにより、この土地に関し原告が直ちに実体法上の権利侵害を受けたり、課税行政上何らかの不利益を受ける恐れがあったとは認められない。

②　家屋の固定資産税につき、納税通知書を遠縁者に送付し、また同人が立替納付することを容認していたことにより、原告が直ちに本件家屋に対する実体法上の権利侵害を受けたり、課税行政上何らかの不利益を受ける恐れがあったとは認められない。

③　過誤により、特段の損害や不利益を被ることがない場合は、所有者又は関係者にとりこの過誤の是正を図る必然性がないから、この過誤があっても、是正のために調査等を余儀なくされることはない。

よって、被告人による過誤と、原告人のいう損害の間には相当因果関係はなく

1　原告の請求を棄却する

2　訴訟費用は原告の負担とする

10　公刊の有無及び判例評釈　不明

11　固定資産の区分　土地、家屋

12　本事件における評価年度

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 4 年 11 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　松江地方裁判所　平成 3 年（レ）第 2 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　大社町

5　経過

平成 3 年 4 月 6 日　出雲簡易裁判所の判決を不服とし、損害賠償請求訴訟控訴

9　判決の要旨

1　原告の請求を棄却する

2　訴訟費用は原告の負担とする

判番 854

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 5 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高等裁判所　平成 5 年（ツ）第 7 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　大社町

5　経過

平成 4 年 12 月 10 日　松江地方裁判所の判決を不服とし、損害賠償請求訴訟上告

9　判決の要旨

1．原告の請求を棄却する

2．訴訟費用は原告の負担とする

判番 855

岡山市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　岡山地裁・平成 10 年（行ウ）第 1 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　岡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年 12 月 22 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　3 月 24 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

本件土地に係る平成 9 年度の固定資産課税台帳登録価格が適正な時価であるか否か。

7　原告の主張

本件土地は介在田として宅地並に評価されているが、道路に接しておらず、隣接する宅地より一段と高い位置にあること等の状況が評価額に反映されていない。

8　被告の主張

無道路地補正を適用するなど固定資産評価基準に基づき適正に評価されている。

9　判決の要旨

無道路地補正だけでなく、他の比準項目による補正も適用するべきである。

本件土地の評価額は、実際の取引価格の 5 倍を超えており、「適正な時価」とは相当に乖離している。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 856

岡山市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 6 月 9 日取下げ

2　裁判所名及び事件番号　岡山地裁・平成 9 年（行ウ）第 19 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　岡山市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　9 月　3 日	みなし却下の規定により訴訟提訴
平成　9 年 11 月 21 日	審査委員会による棄却の決定(土地)
平成　9 年 12 月　1 日	審査委員会による棄却の決定(家屋)
平成 11 年　6 月　8 日	訴訟請求の趣旨を審査決定取消に変更

6　争点

本件土地及び家屋に係る平成 9 年度の固定資産課税台帳登録価格が適正な時価であるか否か。

7　原告の主張

（土地）標準宅地の鑑定評価が適正でない。路線価の付設が適正でない。本件土地に適用された補正が適正でない。

（家屋）本件家屋の実地調査が行われていない。固定資産評価基準に基づいた評価がされていない。

8　被告の主張

（土地）固定資産評価基準に基づき適正に評価されている。

（家屋）固定資産評価基準に基づき適正に評価されている。

9　判決の要旨

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 857

岡山市長に対する課税処分の一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　岡山地方裁判所・平成 9 年（行ウ）第 15 号

3　原告（控訴人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人）　岡山市長

5　経過

平成　9 年　4 月 30 日	審査委員会へ平成 3 年度から平成 8 年度までの評価額及び課税標準額の修正と平成 9 年度の審査申出書を提出
平成　9 年　7 月 23 日	岡山市長を被告として、課税処分の一部取消訴訟を提起
平成　9 年　8 月 29 日	審査委員会による、平成 3 年度から平成 8 年度分については却下、平成 9 年度分については棄却の決定
平成 11 年 10 月 26 日	岡山地方裁判所による却下判決

6　争点

本件土地に対する課税処分の一部取消訴訟は、固定資産評価審査委員会の決定及び岡山市長に対する異議申立てを経ずして提起することができるか否か。

7　原告の主張

被告が平成 3 年度の課税処分にあたり、評価額を誤っているので、それ以後の課税処分にはいずれも違法な部分があり、したがって違法部分の課税処分を取り消すべきである。

8　被告の主張

原告は審査委員会への審査申出及び岡山市長に対する異議申立てを経ていないため、不適法な訴訟提起であり、申立却下の判決を求める。

9　判決の要旨

原告は審査請求及び異議申立てを経ていないため、訴訟提起することはできない。

よって、本件申立を却下する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度

判番 858

岡山市長に対する課税処分の一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 11 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高等裁判所岡山支部・平成 11 年（行コ）第 13 号
（原審・岡山地方裁判所・平成 9 年（行ウ）第 15 号）

3　原告（控訴人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人）　岡山市長

5　経過

平成　9 年　4 月 30 日　審査委員会へ平成 3 年度から平成 8 年度までの評価額及び課税標準額の修正と平成 9 年度の審査申出書を提出

平成　9 年　7 月 23 日　岡山市長を被告として、課税処分の一部取消訴訟を提起

平成　9 年　8 月 29 日　審査委員会による、平成 3 年度から平成 8 年度分については却下、平成 9 年度分については棄却の決定

平成 11 年 10 月 26 日　岡山地方裁判所による却下判決

平成 11 年 11 月 10 日　原告が広島高等裁判所岡山支部へ控訴

平成 12 年　5 月 11 日　広島高等裁判所岡山支部による控訴棄却判決

平成 12 年　5 月 18 日　上告受理の申立て

平成 12 年　9 月 28 日　最高裁判所第一小法廷による上告不受理の決定

6　争点

本件土地に対する課税処分の一部取消訴訟は、固定資産評価審査委員会の決定及び岡山市長に対する異議申立てを経ずして提起することができるか否か。

7　原告（控訴人）の主張

被控訴人（被告）が平成 3 年度の課税処分にあたり、評価額を誤っているので、それ以後の課税処分にはいずれも違法な部分があり、したがって違法部分の課税処分を取り消すべきである。

8　被告（被控訴人）の主張

控訴人（原告）は審査委員会への審査申出及び岡山市長に対する異議申立てを経ていないため、不適法な訴訟提起であり、棄却の判決を求める。

9　判決の要旨

被控訴人は審査請求及び異議申立てを経ていないため、訴訟提起することはできない。

よって、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度

判番 859

固定資産税減免措置無効確認等請求事件

1　判決年月日　平成 3 年 11 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　岡山地裁・平成 2 年（行ウ）第 10 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　倉敷市長　渡邊行雄

5　経過

減免申請除外処分に対して平成 2 年 9 月 8 日不服申し立てを原告が行うが、同年 10 月 9 日被告の出した回答も不満として、同年 10 月 25 日原告訴状提出。平成 3 年 1 月 22 日第 1 回口頭弁論。同年 9 月 3 日第 5 回口頭弁論を経、同年 11 月 12 日判決。

6　争点

①　行政事件訴訟における「無効確認の訴え」の適法性

②　固定資産税の減免を受けた者に対し、その減免額と同額の「金員返還請求の訴え」の適法性

7　原告の主張

①　減免対象地域の線引きは違法であり、無効であることの確認を請求。

②　倉敷市同和対策市税減免要綱により減免を受けた者に対して、昭和 51 年度以降その減免額と同額の金員返還を倉敷市に対して行うことを求める。

8　被告の主張

①　減免対象地域の線引き自体を無効であると考えるのは、原告の具体的権利義務に関するものではないから、訴えの利益を欠き不適法。

②　減免を受けた者に対し、その返還を求める訴えを求めるなら、被告は倉敷市ではなく被告を誤っており不適法。

9　判決の要旨　被告主張が支持され、原告訴えをいづれも却下。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地及び家屋（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 51 年度～昭和 63 年度までの各規準年度

判番 860

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 6 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　岡山地裁・平成 3 年（行ウ）第 2 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　倉敷市長　渡邊行雄

5　経過

平成　3 年　3 月 25 日　課税処分取消を求め住民監査請求

平成　3 年　4 月 12 日　原告訴状提出　（口頭弁論 25 回）

平成　6 年　6 月 28 日　判決

6　争点

①　課税処分による過誤納金の還付返還請求権が原告に発生しているか否か。

②　還付返還請求権の行使を地方団体の長に対してすることの適法性。

7　原告の主張

国土調査で判明した実測地積と課税地積の差より生じる過誤納金及び、年 5 分の割合による金員の返還を市長に求める。

8　被告の主張

①　分筆登記手続は法務省通達に従い適切に処理。

②　登記は昭和 45 年 8 月 20 日にされており、仮に過誤納が存在していて、更に還付請求権を有しているにしても、地方税法上その権利は時効消滅している。(5 年経過)

9　判決の要旨　原告訴えを却下。

10　公刊の有無及び判例評釈

11　固定資産の区分　土地（3 名の共有）

12　本事件における評価年度　昭和 39 年度～昭和 63 年までの各規準年度

判番 861

笠岡市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 7 年 6 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　岡山地裁・平成 6 年（行ウ）第 21 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　笠岡市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　5 月 26 日　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年　9 月　1 日　岡山地方裁判所に提訴

平成　7 年　6 月 28 日　原告の請求棄却判決

6　争点

①　固定資産評価審査委員会の決定した審査申出を棄却する旨の決定を取り消す。

7　原告の主張

①　固定資産課税台帳及び土地補充課税台帳並びに根拠を閲覧させなかったことは、法を無視した不当な行政で審査請求の具体的要求を困難にした。

②　地方税法に基づいて行うべき口頭審理の手続きに誤りがある。

③　本件の土地は、都市計画法第 7 条第 2 項の規定の中の「概ね 10 年以内に、優先的にかつ計画的に、市街化を図るべき区域」として、市街化区域に指定された土地で都市計画税を賦課されているが、本件の地区に投資される都市計画税は非常に少なく、現在も市街化が形成されていない状況にあるので、本件地区内の農地を宅地並みに評価することは不適切である。

④　自由に固定資産評価審査申出の審査の議事録を修正することは公文書偽造になると考える。

⑤　評価の基準としている標準地が適当ではない。

8　被告の主張

①　上記①の主張の事実は認める。

②　上記②の主張は否認する。

③　上記③の主張は否認する。

④　上記④の主張は否認する。

⑤　上記⑤の主張は否認する。

9　判決の要旨

審査決定は適法に行われており、原告の請求は理由がないから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未刊行

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 862

笠岡市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 7 年 12 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高裁・平成 7 年（行コ）第 5 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）笠岡市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　5 月 26 日　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年　9 月　1 日　岡山地方裁判所に提訴

平成　7 年　6 月 28 日　原告の請求棄却判決

平成　7 年　7 月　6 日　広島高等裁判所岡山支部に原告が控訴

平成　7 年 12 月 21 日　原告の控訴棄却判決

6　争点

①　岡山地裁の判決が全部不服であり、固定資産評価審査委員会の決定した審査申出を棄却する旨の決定を取り消す。

7　原告の主張

①　固定資産課税台帳及び土地補充課税台帳並びに根拠を閲覧させなかったことは、法を無視した不当な行政で審査請求の具体的要求を困難にした。

②　地方税法に基づいて行うべき口頭審理の手続きに誤りがある。

③　本件の土地は、都市計画法第 7 条第 2 項の規定の中の「概ね 10 年以内に、優先的にかつ計画的に、市街化を図るべき区域」として、市街化区域に指定された土地で都市計画税を賦課されているが、本件の地区に投資される都市計画税は非常に少なく、現在も市街化が形成されていない状況にあるので、本件地区内の農地を宅地並みに評価することは不適切である。

④　自由に固定資産評価審査申出の審査の議事録を修正することは公文書偽造になると考える。

⑤　評価の基準としている標準地が適当ではない。

8　被告の主張

①　上記①の主張の事実は認める。

②　上記②の主張は否認する。

③　上記③の主張は否認する。

④　上記④の主張は否認する。

⑤　上記⑤の主張は否認する。

9　判決の要旨　審査決定は適法に行われており、原告の請求は理由がないから棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　未刊行

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 863

笠岡市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 8 年 6 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 8 年（行ツ）第 63 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）笠岡市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　5 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　5 月 26 日　審査委員会による棄却の決定

平成　6 年　9 月　1 日　岡山地方裁判所に提訴

平成　7 年　6 月 28 日　原告の請求棄却判決

平成　7 年　7 月　6 日　広島高等裁判所岡山支部に原告が控訴

平成　7 年 12 月 21 日　原告の控訴棄却判決

平成　8 年　1 月　8 日　最高裁判所に原告上告

平成　8 年　6 月 17 日　上告棄却　結審

6　争点

広島高裁の判決が全部不服であり、判決を破棄し、広島高裁に差し戻す。

7　原告の主張

①　固定資産課税台帳及び土地補充課税台帳並びに根拠を閲覧させなかったことは、法を無視した不当な行政で審査請求の具体的要求を困難にした。

②　地方税法に基づいて行うべき口頭審理の手続きに誤りがある。

③　本件の土地は、都市計画法第 7 条第 2 項の規定の中の「概ね 10 年以内に、優先的にかつ計画的に、市街化を図るべき区域」として、市街化区域に指定された土地で都市計画税を賦課されているが、本件の地区に投資される都市計画税は非常に少なく、現在も市街化が形成されていない状況にあるので、本件地区内の農地を宅地並みに評価することは不適切である。

④　自由に固定資産評価審査申出の審査の議事録を修正することは公文書偽造になると考える。

⑤　評価の基準としている標準地が適当ではない。

8　被告の主張

①　上記①の主張の事実は認める。

②　上記②の主張は否認する。

③　上記③の主張は否認する。

④　上記④の主張は否認する。

⑤　上記⑤の主張は否認する。

9　判決の要旨

原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、上告を棄却する。

11　公刊の有無及び判例評釈　未刊行

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 864

総社市損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 4 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　岡山地方裁判所倉敷支部平成 11 年(ワ)第 253 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　総社市（同代表者市長　竹内洋二）

5　経過

平成 11 年 11 月 10 日　　第 1 回公判

平成 11 年 12 月 22 日　　第 2 回公判

平成 12 年　2 月　2 日　　第 3 回公判

平成 12 年　4 月 26 日　　判決（原告の請求を棄却）

6　争点

固定資産評価額の修正について

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　固定資産税評価を誤った。ないしは虚偽の固定資産税評価証明書を交付した。

②　被告が評価を誤らなければ、修正後の固定資産税評価額以下の値段で購入しえたはずである。したがって、原告は同評価修正前と修正後の差額分につき被害をこうむった。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　固定資産税評価額は地方税法所定の手続きに則って決定されたものであり、修正前の評価及び修正後の評価についても違法性はない。また虚偽の固定資産税証明書を交付したこともない。

②　原告の融資枠拡大が不可能になったことによる損害と、土地の固定資産税評価額との間に相当因果関係はない。

9　判決の要旨

①　被告の行った固定資産税評価の方法は他の市町村が行うものと同様であり、本件土地の評価につき、なんら違法な点は認められない。

②　減額修正の手続は、本件土地の現況を調査し、修正評価したものであり合理性、相当性が認められ、同手続、評価になんら違法な点は認められない。

③　被告ないし被告担当職員が虚偽の固定資産評価証明書を被告に交付した事実は認められない。

④　以上の次第であり、被告の行為にはなんら違法な点は認められない。よって、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 7 年度

判番 865

総社市損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 11 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島高等裁判所岡山支部平成 12 年(ネ)第 115 号

3　控訴人（原告、上告人）　[redacted]

4　被控訴人（被告、被上告人）総社市（同代表者市長　竹内洋二）

5　経過

平成 12 年　5 月　9 日　　控訴

平成 12 年　9 月　7 日　　第 1 回公判

平成 12 年 10 月 24 日　　第 2 回公判

平成 12 年 11 月 30 日　　判決（控訴棄却）

6　争点

固定資産評価額の修正について

7　控訴人（原告、上告人）の主張

①　固定資産税評価を誤った。ないしは虚偽の固定資産税評価証明書を交付した。

②　被告が評価を誤らなければ、修正後の固定資産税評価額以下の値段で購入しえたはずである。したがって、原告は同評価修正前と修正後の差額分につき被害をこうむった。

8　被控訴人（被告、被上告人）の主張

①　固定資産税評価額は地方税法所定の手続きに則って決定されたものであり、修正前の評価及び修正後の評価についても違法性はない。また虚偽の固定資産税証明書を交付したこともない。

②　原告の融資枠拡大が不可能になったことによる損害と、土地の固定資産税評価額との間に相当因果関係はない。

9　判決の要旨

①　被控訴人の行った固定資産税評価の方法は他の市町村が行うものと同様であり、本件土地の評価につき、なんら違法な点は認められない。

②　減額修正の手続は、本件土地の現況を調査し、修正評価したものであり合理性、相当性が認められ、同手続、評価になんら違法な点は認められない。

③　被控訴人ないし被控訴人担当職員が虚偽の固定資産評価証明書を被告に交付した事実は認められない。

④　以上の次第であり、被控訴人の行為にはなんら違法な点は認められない。よって、その余の点を判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 7 年度

判番 866

久世町固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 9 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　岡山地裁　・平成 9 年（行ウ）第 17 号

3　原　告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　久世町固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　5 月 28 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　8 月 27 日　審査委員会取消訴訟提訴

6　争点

①　比準する標準地が適正であったか。

7　原告の主張

標準地番号 4 から比準して評価されているが、標準地番号 1 又は 2 から比準すべきである。

8　被告の主張

国道からしか出入りができないため、国道沿いの土地を評価する標準地番号 4 から比準すべきである。

9　判決の要旨

国道からの出入りしかできないため標準地番号 4 の商業地区に組み入れることは地形的特色や商業地として利用が困難な土地であるので、標準地番号 1 の住宅地区または標準地番号 2 の集落地区に組み入れるべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土　地

12　本事件における評価年度

平成 9 年度

判番 867

岡山県不動産取得税課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 7 年 1 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　岡山地裁・昭和 63 年（行ウ）第 7 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　岡山県倉敷地方振興局長

5　経過

昭和 62 年 12 月　8 日　岡山県倉敷地方振興局長が本件家屋について不動産取得税の課税処分

昭和 63 年　2 月 18 日　岡山県知事に対して審査請求を提起

昭和 63 年　4 月 18 日　岡山県知事による棄却の裁決

昭和 63 年　7 月　1 日　不動産取得税課税処分取消訴訟提訴

6　争点

①　固定資産評価基準の適用の妥当性

7　原告の主張

①　本件家屋の再建築費評点数は、固定資産評価基準に従えば、55,848,391 点であり、これに補正率 1.07 及び 1 点当たり 1.1 円をを乗じて得られるところの、67,545,000 円が本件家屋の適正価格となる。

②　被告の主張は、本件課税処分のための調査時に評価していなかったことを評価の対象として主張するなど、原告に不利益に変更追加しており信義則違反である。

8　被告の主張

①　本件家屋の再建築費評点数は、固定資産評価基準により、90,133,989 点となり、これに補正率 1.07 及び評点 1 点あたり 1.1 円を乗じて算出されるところの、106,087,000 円が課税標準となるべき価格であるから、本件課税処分ついては、これを下回っている部分において適法である。

9　判決の要旨

①　本件家屋の課税標準額の積算について、固定資産評価基準により個別に検証したところ、106,087,000 円となるものと認められる。

②　被告が、課税標準総額の把握をより正確に訂正するものとして、新たに知り得た課税根拠を主張することは、原告の有利不利になるに関わらず、何等信義則に反しない。

③　よって、原告の請求には理由がないから、これを棄却する

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 62 年度

判番 868

岡山県不動産取得税課税処分等取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 7 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　岡山地裁・平成 9 年（行ウ）第 7 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　岡山県岡山地方振興局長、岡山県知事

5　経過

平成 6 年　3 月 15 日　原告が本件家屋について岡山市に対して建築確認申請

平成 6 年　4 月　1 日　改正地方税法施行令第 37 条の 16 第 2 号が施行

・共同住宅で独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものである場合の床面積要件が 35 ㎡以上とされた。

・ただし、経過措置が設けられ、平成 6 年 12 月 31 日までの取得については、30 ㎡以上とされた。

平成 6 年　4 月 20 日　岡山市が原告に対し建築確認通知

平成 7 年　3 月 13 日　原告が本件家屋について「平成 7 年 3 月 10 日新築」を原因として表示登記

平成 8 年　3 月 15 日　岡山地方振興局長が不動産取得税賦課決定処分

平成 8 年　5 月 17 日　岡山県知事に対して審査請求を提起

平成 9 年　2 月 17 日　岡山県知事による棄却の裁決

平成 9 年　5 月 14 日　不動産取得税課税処分及び当該処分に係る審査請求の裁決の取消訴訟提訴

6　争点

①　住宅取得の特例控除の対象となる住宅の認定基準の改正に伴う経過措置の妥当性

7　原告の主張

①　賃貸マンションの建築を目的としている場合の住宅控除に係る改正政令の経過措置は、その施行日である平成 6 年 4 月 1 日以前に建築確認申請がなされた場合には適用が受けられるよう措置を講ずるべきであり、適用を平成 6 年 12 月 31 日までに限定したことは、当該適用を受けられるよう建築計画を立て、建築確認申請を行った国民の税の減額の期待権を侵害しており憲法第 29 条第 1 項に違反する。

（なお、当初本件家屋評価の違法を併せ主張していたが、審理中に撤回した。）

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　県は、改正政令の規定に従って賦課決定を行っており、違法不当はない。

9　判決の要旨

①　租税立法の合憲性については、立法府の裁量的判断が尊重されるものであり、その立法目的が正当性を欠き、又著しく不合理な結果となると認められる場合等でない限り、当該立法が憲法違反ということはできない。

この点、良質な住宅取得の促進を図る施策目的は正当であり、当該改正措置、経過措置は立法における裁量により定められたのであって、著しく不合理な結果をもたらすものとは認められないから、本件課税処分及び課税裁決に関して憲法 29 条 1 項に違反するということはできない。

よって原告の請求には理由がないから、これを棄却する。

判番 869

岡山県不動産取得税課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高裁・平成 10 年（行コ）第 5 号
（第一審　岡山地裁・平成 9 年（行ウ）第 7 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　岡山県岡山地方振興局長

5　経過

平成　8 年　3 月 15 日	岡山地方振興局長が不動産取得税賦課決定処分
平成　8 年　5 月 17 日	岡山県知事に対して審査請求を提起
平成　9 年　2 月 17 日	岡山県知事による棄却の裁決
平成　9 年　5 月 14 日	不動産取得税課税処分及び当該処分に係る審査請求の裁決の取消訴訟提訴
平成 10 年　7 月 14 日	第一審棄却判決
平成 10 年　7 月 24 日	広島高裁へ控訴

6　争点

①　本件家屋の取得時期

7　控訴人の主張

①　賃貸マンションの建築を目的としている場合の住宅控除に係る改正政令の経過措置は、その施行日である平成 6 年 4 月 1 日以前に建築確認申請がなされた場合には適用が受けられるよう措置を講ずるべきであり、適用を平成 6 年 12 月 31 日までに限定したことは、当該適用を受けられるよう建築計画を立て、建築確認申請を行った国民の税の減額の期待権を侵害しており憲法第 29 条第 1 項に違反する。

②　本件家屋は平成 6 年 12 月末頃には不動産取得税の課税対象である不動産となっているから、改正政令の経過措置により住宅控除の適用対象となる。

8　被控訴人の主張

①　県は、改正政令の規定に従って賦課決定を行っており、違法不当はない。

②　家屋が新築された場合の不動産の取得は当該家屋の最初の使用又は譲渡がなされた日に家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲渡人を取得者とみなし、これに不動産取得税を課するとされている（法第 73 条の 2 第 2 項）から、改正政令の経過措置の適用はない。

9　判決の要旨

①　租税立法の合憲性については、立法府の裁量的判断が尊重されるものであり、その立法目的が正当性を欠き、又著しく不合理な結果となると認められる場合等でない限り、当該立法が憲法違反ということはできない。

この点、良質な住宅取得の促進を図る施策目的は正当であり、当該改正措置、経過措置は立法における裁量により定められたのであって、著しく不合理な結果をもたらすものとは認められないから、本件課税処分及び課税裁決に関して憲法 29 条 1 項に違反するということはできない。（第一審判決の引用）

②　本件家屋は平成 7 年 3 月 10 日に控訴人はその引き渡しを受けたものであるから、仮に本件家屋が不動産となった日が平成 6 年 12 月末であっても、法第 73 条の 2 第 2 項により本件家屋は平成 7 年 3 月 10 日に控訴人が取得した者とみなされるから、その不動産取得税の課税標準の算定については、改正政令の経過措置の適用はない。

よって原告の請求には理由がないから、これを棄却する。

判番 870

損害賠償請求事件〔広島県〕

1　判決年月日　　平成 2 年 9 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　　大阪地裁・昭和 62 年（ワ）第 4666 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　広島県

5　経過

昭和 62 年　5 月 19 日　　損害賠償請求訴訟提訴

6　争点

①　土地売買契約において、工場誘致のための課税上の優遇措置の存否に関する錯誤は、要素の錯誤にあたるか

②　契約時において課税上の優遇措置を記載した「パンフレット」の記載の一部が不正確であった場合詐欺にあたるか

7　原告の主張

①　不動産取得税の非課税・事業税 3 年間免除・固定資産税 3 年間免除等の記載のある「パンフレット」を信じて工業団地に進出したが、不動産取得税・固定資産税とも非課税ではなかったため、契約は「要素の錯誤」により無効である

②　税の優遇措置について詐欺により誤信させたのであるから契約を取消す。

8　被告の主張

①　錯誤無効といえるためには、税金が免除されれば他の諸条件が如何にあれ購入申込をし、免除されないのであれば他の諸条件が如何にあれ購入申込をしないという、税金のみが購入申込の決定的要因であることが必要。

②　本件契約の交渉時「パンフレット」等を手交し、説明をした際に税の優遇措置についての質問は一切なく税の優遇措置について詐欺により誤信させる意図はない。

9　判決の要旨

①　税の免除についての錯誤がなければ、取引通念上、本件土地の選択がなかったことが当然予想されるとはいえないとし、要素の錯誤にはあたらない。

②　交渉過程において原告から税の減免について特に質問はなく、また、所定の免除申告手続を経れば課税額の約 72%は免除されうること等も併せて考えると、職員においてパンフレット等の記載が一部正確でないこと、及び原告らが税の減免措置について誤解したことにつき、悪意でなく気付かなかった可能性も十分にあるといえる。その他被告の欺瞞の意思の存在を認める証拠はなく、詐欺による契約取消しの主張は認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1403 号 81 頁

判番 871

不動産取得税賦課処分取消請求事件〔広島県〕

1　判決年月日　　平成 3 年 6 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島地裁・昭和 62 年（行ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　広島県三原県税事務所長

5　経過

昭和 61 年　3 月 10 日　　広島県へ審査請求提起

昭和 61 年　3 月 18 日　　審査請求棄却の決定

昭和 62 年　1 月 29 日　　不動産取得税賦課処分取消請求提訴

6　争点

①　都市再開発法の規定に基づく権利変換処分による持分取得があったかどうか。

②　各専有部分と共有部分の計算の方法が適正か。

③　建具等で区切られている場合に、区分所有権の目的となるか。

7　原告の主張

①　事業の施行に伴い、市に対して増床の申込みをしたが、契約書等の取り交しはしていない。

②　各専有部分と共有部分の持分割合に応じた面積を算出していない。

③　区分所有権の目的として構造上他の部分との区分がなされていない。

8　被告の主張

①　事業の施行者が都市再開発法第 72 条第 1 項の規定により広島県知事の認可を受け権利変換処分をしている、よって増床の取得も権利変換処分によって効力を生じる。

②　地方税法第 73 条の 2 第 5 項に基づき算出している。

③　構造上他と区分され独立した部分の範囲が明瞭に識別できる状況にあるから、区分所有権の目的となる。

9　判決の要旨

①　増床の取得は権利変換処分によって効力を生じ、契約の締結は必要でない。

②　建物の床面積は実測面積であることが認められ、地方税法第 73 条の 2 第 5 項によれば、専有部分の床面積を基に計算して不動産取得税を課することとされており、共用部分の面積を算出する必要はない。

③　原告主張の設備は、原告が持分を有する専有部分の専門店が専ら利用するためのものであることが認められ、当該設備のある部分を区分所有権の目的とすることができる。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 872

不動産取得税賦課処分取消請求事件〔広島県〕

1　判決年月日　　平成 5 年 7 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島高裁・平成 3 年（行コ）第 9 号
（広島地裁・昭和 62 年（行ウ）第 4 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被控訴人　　広島県尾道県税事務所長（旧広島県三原県税事務所長の事務承継者）

5　経過

昭和 61 年　3 月 10 日	広島県へ審査請求提起
昭和 61 年　3 月 18 日	審査請求棄却の決定
昭和 62 年　1 月 29 日	不動産取得税賦課処分取消請求提訴
平成　3 年　6 月 26 日	判決（所長勝訴）
平成　3 年　7 月 12 日	控訴

6　争点

①　都市再開発法の規定に基づく権利変換処分による持分取得があったかどうか。

②　各専有部分と共有部分の計算の方法が適正か。

③　建具等で区切られている場合に、区分所有権の目的となるか。

7　控訴人の主張

①　事業の施行に伴い、市に対して増床の申込みをしたが、契約書等の取り交しはしていない。

②　各専有部分と共有部分の持分割合に応じた面積を算出していない。

③　区分所有権の目的として構造上他の部分との区分がなされていない。

8　被控訴人の主張

①　事業の施行者が都市再開発法第 72 条第 1 項の規定により広島県知事の認可を受け権利変換処分をしている、よって増床の取得も権利変換処分によって効力を生じる。

②　地方税法第 73 条の 2 第 5 項に基づき算出している。

③　構造上他と区分され独立した部分の範囲が明瞭に識別できる状況にあるから、区分所有権の目的となる。

9　判決の要旨

①　本件事業施行区域内に従前所有していた土地及び建物に対応して、権利変換期日に不動産を取得したが、それ以外に市に対し、本件事業の権利変換基準の規定により、増床の申込みを行っており、これに基づき、本件増床部分についても権利変換期日にこれを取得している。

②　地方税法第 73 条の 2 第 5 項により、建物の区分所有等に関する法律に基づき、専有部分の床面積の割合によってあん分して得た額に相当する価格の取得があったものとみなすから、取得した共用部分の面積を考慮する必要はない。

③　取得した専有部分に一部に構造上他と区分されていない部分が一部あるとしても、不動産の評価額に影響を及ぼすとは認め難い。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 873

不動産取得税賦課処分取消請求事件〔広島県〕

1　判決年月日　　平成 6 年 2 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁・平成 5 年（行ツ）第 172 号
（広島高裁・平成　3 年（行コ）第 9 号）
（広島地裁・昭和 62 年（行ウ）第 4 号）

3　上告人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被上告人　　広島県尾道県税事務所長（旧広島県三原県税事務所長の事務承継者）

5　経過

昭和 61 年　3 月 10 日	広島県へ審査請求提起
昭和 61 年　3 月 18 日	審査請求棄却の決定
昭和 62 年　1 月 29 日	不動産取得税賦課処分取消請求提訴
平成　3 年　6 月 26 日	判決（所長勝訴）
平成　3 年　7 月 12 日	控訴
平成　5 年　7 月 29 日	控訴審判決（所長勝訴）
平成　5 年　8 月 10 日	上告

6　争点

（事件が上告審で実質審理されなかったためなし）

7　上告人の主張

憲法違反

8　被上告人の主張

（事件が上告審で実質審理されなかったためなし）

9　判決の要旨

原審の認定判断は正当として是認することができ、違憲の主張は、独自の見解に立って原審の判断における法令の解釈適用の誤りをいうものにすぎない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 874

行政処分取消、不当利得返還請求事件

1　判決年月日　昭和 57 年 4 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　・昭和 56 年（行ツ）第 126 号
広島高裁・昭和 54 年（行コ）第 9 号
広島地裁・昭和 47 年（行ウ）第 31 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　広島市固定資産評価審査委員会、広島市長

5　経過　（第 1 審以外）

昭和 47 年　3 月 28 日	審査委員会へ審査申出書提出
昭和 47 年　8 月 31 日	審査委員会による棄却の決定
昭和 47 年 10 月 24 日	提訴
昭和 54 年 10 月 17 日	第 1 審判決言渡し（委員会勝訴）
昭和 54 年 10 月 25 日	控訴提起
昭和 56 年　3 月 24 日	第 2 審判決言渡し（委員会・市長勝訴）
昭和 56 年　4 月　8 日	上告

6　争点

①　土地区画整理事業施行中の土地の地目は、従前の土地の地目が農地であり、かつ、換地後も農地としていた場合にあっても雑種地としての認定が可能か。

②　評価額の算定にあたって、完成後の宅地の価額から、減歩率、造成費を考慮して評価することの是非。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　土地区画整理事業施行地区内に存する宅地造成中の畑及び山林につき、雑種地への地目の変換があったとして市長がした類似宅地の基準年度の価格に比準する価格の決定並びにその価格に基づいてした固定資産税課税標準額の決定は、いずれも違法である。

②　固定資産評価審査委員会に対する前記の各決定に関する審査申出棄却決定の取消訴訟の控訴審において、追加的に併合提起した市長に対する各課税標準額に基づく税額の不当利得返還を求める訴えは、適法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　上記価格決定及び固定資産税課税標準額の決定はいずれも適法である。

9　判決の要旨

原審（控訴審）の判断は正当であり、上告人の上告理由はすべて採用することができない。

10　公刊の有無及び判例評釈

注釈 地方税判例第 2 巻 4699･97 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 47 年度

判番 875

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 2 月 17 日

2　裁判所名及び事件番号　広島地裁・平成元年（ワ）第 1407 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　国、広島県及び広島市

5　経過

平成元年　4 月 18 日	調停申立て
平成元年 12 月 22 日	調停不調
平成元年 12 月 27 日	提訴

6　争点

①　損害賠償請求訴訟において課税処分について争うことの可否

②　登記地積の誤りを確認せず当該地積により課税した場合の責任の有無

7　原告の主張

①　課税処分についての取消訴訟を提起しなくても国家賠償請求訴訟は提起できる。

②　本件土地の場合、現況地積は明らかであったから、現況地積により課税すべきであった。
法務局からの通知があった時点で、当該通知内容である登記地積の誤りに容易に気付き得た。

8　被告の主張

①　本件の場合、取消訴訟と国家賠償請求訴訟の目的が同じであるから、国家賠償請求訴訟によって課税処分について争うことはできない。

②　課税は登記地積が原則であり、本件土地の場合、現況地積自体も明らかではなかった。
法務局からの通知は、それ自体に不適切な部分がなく、また、当時は尺貫法からメートル法への移行時期であったため、当該通知内容の誤りに気付くことは困難であった。

9　判決の要旨

①　国家賠償法に基づく請求と課税処分の取消訴訟とは、その目的、要件を異にする別個の訴訟であり、また、同請求は、行政処分の法的効力を問題とせず、行政処分の公定力に抵触しないので許される。

②　課税を登記地積によるものとされているのは、登記地積は一応正しいと考えられるからであり、同地積の記載が誤っていると疑われる場合においても、何ら調査することなく課税すべき旨を定めたものではない。
登記所から通知を受けた職員は、登記所に照会してその疑問を解決し、正しい地積を課税台帳に記載すべき注意義務があるのにこれを怠り、漫然と通知書記載の地積を同台帳に記載したことに過失がある。

10　公刊の有無及び判例評釈

シュトイエル 385 号 1 頁、判例地方自治 128 号 23 頁、富岡淳・民事研修 448 号 28 頁

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

馬場損害賠償請求事件の概要

1　事件名　平成元年（ワ）第1407号損害賠償事件

2　原告　[redacted]

（代理人）　[redacted]

3　被告　広島市、広島県、国

4　管轄裁判所　広島地方裁判所

5　提訴年月日　平成元年12月27日

6　請求の趣旨

(1) 被告らは各自、国家賠償法第1条に基づき、原告[redacted]に対して、昭和46年度から昭和58年度までの固定資産税・都市計画税の過剰徴収に係る損害金 1,014,143 円及び当該損害金に係る各年度の末日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 被告らは各自、国家賠償法第 1 条に基づき、原告[redacted]に対して相続税の過剰納付に係る損害金 1,120,200 円、原告[redacted]に対して相続税の過剰納付に係る損害金 906,600 円及びこれらの損害金に係る昭和 55 年 7 月 17 日から支払い済みに至るまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払え。

(3) 被告らは各自、原告らに対して、原告らが弁護士と報酬契約を結ぶこととなったことに基づく損害額20万円及びこの損害金に係る訴状送達の日の翌日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金を支払え。

(4) 仮執行宣言を認める。

(5) 訴訟費用は被告らの負担とする。

7　請求の原因

(1) 被告らの責任

①　被告広島県の責任

昭和45年11月に分筆登記手続きを行った広島県広島土木建築事務所長は、本件土地（[redacted]）の登記地積が昭和 41 年に㎡表示に変更されていることが明らかであるのに、登記簿表題部の地積の記載を十分確認せず坪表示と誤解し、㎡表示であったものを更に㎡換算して分筆登記申請を行った。その結果、分筆後の本件土地の登記地積は正しくは244.20㎡となるところ、842.32㎡となった。

②　被告国の責任

前記①の分筆登記申請を受けた広島可部出張所登記官は、分筆前の登記地積と照合すれば申請地積が誤りであることに容易に気付き得たにもかかわらず、この確認を怠り、本件土地の登記地積を842.32㎡と書き換え、当時の高陽町長に通知した。

③　被告広島市の責任

前記②の通知を受けた高陽町長は、登記地積が一挙に 3 倍以上となったことについて一見して疑念を抱くべきところ、漫然とその誤りを看過し、何らの調査もせず、固定資産課税台帳の地積を増加させて評価額を上げ、実際の税額をはるかに超える固定資産税・都市計画税を課し、[redacted]及び原告[redacted]から過剰徴収を行った。その後、高陽町を合併した被告広島市も同様の過剰徴収を継続した。

(2) 原告らの損害

①　被告広島市は、昭和 46 年度から昭和 58 年度までの固定資産税・都市計画税の過剰徴収分1,014,143円について還付せず、原告[redacted]は同額の損害を被ったままである。

②　原告[redacted]及び原告[redacted]は、昭和55年7月17日に相続税を納付したが、これを正しい地積による固定資産税評価額に基づいて計算し直すと、原告[redacted]は1,120,200円、原告[redacted]は906,600円の相続税を過剰納付したこととなり、原告[redacted]及び原告[redacted]は同額の損害を被った。

③　原告らは、被告らの不法行為により本件訴訟を提起したが、その際、原告ら各自は訴訟代理人らとそれぞれ20万円の報酬契約を結んだので、原告ら各自はそれぞれ同額の損害を被った。

平成元年（ワ）第１４０７号損害賠償請求事件〔馬場事件〕に係る争点（本市分）

平成６年２月17日

争　　点	原告らの主張	被告（広島市）の主張	広島地方裁判所判決
1　固定資産税について ①　取消訴訟と国家賠償請求訴訟との関係について	課税処分についての取消訴訟を提起しなくとも国家賠償請求訴訟は提起できる。	本件の場合、取消訴訟と国家賠償請求訴訟の目的が同じであるから、国家賠償請求訴訟によって課税処分について争うことはできない。	国家賠償法に基づく請求と課税処分の取消訴訟とは、その目的、要件を異にする別個の訴訟であり、また、同請求は、行政処分の法的効力を問題とせず、行政処分の公定力に抵触しないので、同請求は許される。
②　課税地積について	本件土地の場合、現況地積は明らかであったから、現況地積により課税すべきであった。	課税は登記地積が原則であり、本件土地の場合、現況地積自体も明らかではなかった。	課税を登記地積によるものとされているのは、登記地積は一応正しいと考えられるからであり、同地積の記載が誤っていると疑われる場合においても、何ら調査することなく同地積で課税すべき旨を定めたものではない。
③　実地調査について	実地調査においては、各土地の現況地積についての調査も必要である。	実地調査は、固定資産の状況を知り得る程度に行われれば足り、現況地積についての調査までは必要とされていない。	判断せず。
④　法務局からの分筆登記の通知に伴う事務について	法務局からの通知があった時点で、当該通知内容である登記地積の誤りに容易に気付き得た。	法務局からの通知は、それ自体に不適切な部分がなく、また、当時は尺貫法からメートル法への移行時期であったため、当該通知内容の誤りに気付くことは困難であった。	登記所から、通知を受けた高陽町の職員は、台帳地積259.40㎡が通知書では857.52㎡（259.40坪）と記載されていることに疑問を抱き、いずれが正しいかをそれ以前の課税台帳を調査するなり、登記所に照会してその疑問を解決し、正しい地積を同台帳に記載すべき注意義務があるのにこれを怠り、漫然と通知書記載の地積を同台帳に記載したことに過失がある。
⑤　被告市の職員の対応について	原告らが被告市の職員に対して固定資産税が高いことの説明を求めた際に、被告市の職員は適切な調査をしなかった。	被告市の職員は、原告らが固定資産税が高いことの説明を求めて来た際に、課税資料に基づき適切な調査を行った。	判断せず。
2　相続税について	被告市の誤った課税証明書により相続税を納付したのであるから、被告市の過失と相続税の損害との間には相当因果関係がある。	課税証明書は相続税を算出するためのものではなく、また、相続税は現況地積を基礎に算出することとなっているから、原告らの主張は失当である。	相続税における土地の価額は、課税台帳上の地積と実際の地積とが一致するか否かを検討した上で算出する仕組みになっており、同台帳の地積が実際と違っていても、課税時期における実際の地積で算出すれば、誤った価額を算定することはないから、相当因果関係はなく、また、相続税の損害は、原告らが同台帳の地積と実際の地積との対比を怠った結果生じたものである。

判番 876

損害賠償請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 8 年 3 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島高裁・平成 6 年（ネ）第 75 号

　　広島地裁・平成元年（ワ）第 1407 号

3　控訴人（原告、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人（被告、被上告人）　　国、広島県及び広島市

5　経過

　平成元年 12 月 26 日　　提訴

　平成 6 年　2 月 17 日　　判決言渡し

　平成 6 年　3 月　3 日　　控訴提起

6　争点

別紙のとおり

7　控訴人（原告、上告人）の主張

別紙のとおり

8　被控訴人（被告、被上告人）の主張

別紙のとおり

9　判決の要旨

別紙のとおり

10　公刊の有無及び判例評釈

判例地方自治 156 号 48 頁

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

馬場控訴事件概要

[redacted]、[redacted]及び[redacted]は、広島県が道路用地を買収する際に、[redacted]が所有する[redacted]の土地（以下「本件土地」という。）の分筆登記手続きにおいて広島県及び国に過失があり（坪と㎡の誤記）、その結果、高陽町（合併前）及び広島市は固定資産税及び都市計画税を過剰徴収し、国は相続税を過剰徴収したとして、国、広島県及び広島市に対し、国家賠償法第 1 条に基づき、①昭和 48 年度から昭和 58 年度までの固定資産税及び都市計画税の過剰徴収に係る損害金等（[redacted]の請求）並びに②相続税の過剰徴収に係る損害金等（[redacted]及び[redacted]の請求）の支払いを求めて、平成元年 12 月 27 日に広島地裁に提訴した。

平成 6 年 2 月 17 日、広島地裁は、広島市に過剰徴収に係る固定資産税及び都市計画税等の支払いを命じ、その他の請求を棄却する判決を言い渡した。広島市は、平成 6 年 3 月 18 日に[redacted]に 186 万 4,082 円を支払い、[redacted]に係る部分は確定した。

今回、[redacted]及び[redacted]は、相続税の過剰徴収に係る損害金等の支払いを求めて、国、広島県及び広島市に対して、平成 6 年 3 月 3 日に控訴を提起したものである。

争　点　整　理　表

争　点	控訴人らの主張	被控訴人（広島市）の主張	広島高等裁判所判決
1　取消訴訟と国家賠償請求との関係について	課税処分についての取消訴訟を提起しなくとも国家賠償請求訴訟は提起できる。	本件の場合、取消訴訟と国家賠償請求訴訟の目的が同じであるから、国家賠償請求訴訟によって課税処分について争うことはできない。	国家賠償法に基づく請求と課税処分の取消訴訟とは、その目的、要件を異にする別個の訴訟であり、また、同請求は、行政処分の法的効力を問題とせず、行政処分の公定力に抵触しないので、同請求は許される。
2　控訴人らの相続税過剰納付について	次のことから、被控訴人広島市の固定資産課税台帳の地積と控訴人らの相続税過剰納付との間には相当因果関係がある。	次のことから、被控訴人広島市の固定資産課税台帳の地積と控訴人らの相続税過剰納付との間には相当因果関係がない。	被控訴人広島市が本件登記地積を用いて算出した本件土地の固定資産評価額を固定資産課税台帳に登録したことは、登記官の過失に起因する結果にすぎず、控訴人らが固定資産評価額に基づき相続税を過剰納付したことにつき被控訴人国とは別に独立の過失責任を認めるのは相当でない。
(1) 相続税の分野における信義則の法理の適用について	相続税の分野においても、信義則の法理の適用があることから、相続税が申告税であることのみを理由に被控訴人広島市の過失と控訴人らの相続税の過剰納付との間に相当因果関係がないとはいえない。	相続税の分野においては、租税法律主義に基づき課税要件等は法律によって定めなければならないことから、信義則は原則、適用されない。	判断せず。
(2) 被控訴人広島市の過失について	被控訴人広島市の職員は、登記所から本件土地についての登記地積の異動の通知を受けたときに、登記地積の誤りが容易に分かるはずなのに、それに気付かずそのまま固定資産課税台帳に記載したものである。	登記所から市町村への土地の地積に関する通知は、専門官である登記官の実質審査を経た上で行われるものであり、その地積をそのまま固定資産課税台帳に記載したことについて被控訴人広島市の職員に過失があるとはいえない。	①　本件相続税の過剰納付は不動産登記の専門官である登記官の登記地積の誤りという重大な過失に端を発しており、登記官による実質審査を経た本件登記地積を信じたに過ぎない被控訴人広島市（担当者）の固定資産課税台帳への記載行為は、登記官の過失行為に包摂される。 ②　本件相続税の過剰納付の根本の原因となったのは本件土地の面積の誤りであり、相続税の申告にあたり土地の面積を把握するのは登記簿の記載によるのが通常で、本件においてもその方法がとられたのであるから、被控訴人広島市（担当者）の固定資産課税台帳への記載行為と本件過剰納付との間に相当因果関係があるかどうかは疑問。
(3) 被控訴人らの過失について	証明力の高い公文書である固定資産評価証明書の地積及び価格を基礎とすることが、相続税申告の一般的な取扱である。 また、控訴人らは、長く東京で生活していたため、本件土地の地積は分かりにくいものであり、相続税申告を委任された三木税理士も、現地には建物、築山等があるため、現地を見ただけではその地積を知りえない状況にあった。	相続税は申告納税方式（納税者自らが税額等を算定し申告する方式）を採っており、納税者は申告義務とともに、申告のために自ら遺産を調査する義務を負うこととなるが、控訴人らは、この義務を怠り、本件土地の登記簿謄本を調査することをしなかった。 また、三木税理士も、現地確認を行った上で、登記簿の地積が「実際の面積」に相当すると判断して、本件相続税の申告手続をしている。	判断せず。

判番 877

固定資産税・都市計画税還付等請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 5 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　広島地裁・平成 3 年（行ウ）第 10 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　広島市

5　経過

平成　3 年　5 月 22 日　提訴

6　争点

①　行政事件訴訟法上訴えに適法性があるか。

②　過納金の還付充当による当該過納金の還付請求権消滅について。

7　原告の主張

①　市が作成した固定資産税・都市計画税納税通知書兼納付書は正しい公文書ではないことを確認請求する。また、被告が法務局に本件家屋に係る虚偽の価格を通知したことを確認請求する。

②　本件家屋の床面積の認定を誤りなされた固定資産税等賦課処分は無効であるから、市は、固定資産税等の納付金全額を還付すべきである。

8　被告の主張

①　固定資産税・都市計画税の賦課取消処分を求めるものとしても、出訴期間を徒過している。また、本件家屋の価格を修正すべきとの主張であると解しても、固定資産税における固定資産の価格に対する不服については、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出及び同申出に対する同委員会の決定の取消訴訟によってのみ争うことができる。

②　原告主張の違法事由は、本件家屋の床面積の認定に誤りがあるというものであり、固定資産税等が課税されるべきことについては原告も認めるところであるから、賦課決定が無効であるとは到底いえず、原告は過納金の還付請求をしているものと解される。

既に減額の賦課決定を行っており、同賦課決定により生じた過納金を、原告の未納の延滞金に充当したのであるから、原告の請求には理由がない。

9　判決の要旨

①　このような類型の確認訴訟は、行政事件訴訟法上認められていない。原告は、確認を求める法律上の利益を有するということはできないし、単に事実の確認を求めるものであって、一般の確認訴訟としても対象とすることのできない事項を対象とするものである。

②　原告が本件家屋の納税義務者であること自体は、原告自身の認めるところであって、仮に、賦課決定に原告主張の違法があったとしても、これをもって重大かつ明白な瑕疵があるとは到底認められず、単に取り消し得べき瑕疵が存するにすぎないと認められる。原告の主張は、固定資産税等賦課決定において、本件家屋の床面積の認定を誤り、税額を過大に算定した違法があることを理由として、固定資産税等に係る過納金の還付請求をしているものと解される。

原告は中区長が減額の賦課決定を行ったことにより過納金還付請求権を取得したが、同区長は未納の延滞金に充当したため原告の還付請求権は消滅しており、原告の請求には理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

丸山税還付請求事件の概要

原告[redacted]は、広島市[redacted]の家屋（昭和 51 年 4 月新築。以下「本件家屋」という。）を所有している。本件家屋に対して、昭和 52 年度から同 54 年度までは広島市長が、昭和 55 年度から平成 3 年度までは広島市中区長が、それぞれ固定資産税・都市計画税（以下「税」という。）を課税している。本件家屋の税の評価の基となる床面積は、昭和 52 年度当初から、調査により、186.30 平方メートルとなっている。一方、原告は、昭和 61 年 12 月に、本件家屋の保存登記をしている（それまでは未登記であった。）が、同家屋の登記簿上の床面積は、183．78 平方メートルとなっている。

今回・原告は、登記簿上の床面積と異なった床面積(186.30 平方メートル)を基にして計算された税額を記載した納付書（昭和 62 年度分から平成 3 年度分まで）が、正しい公文書ではないことの確認及び同納付書で納付した金員の全額還付等を求める訴えを提起してきたものである。

固定資産税・都市計画税還付等請求事件　争点整理表

一　請求の趣旨第一項

(1) 請求の趣旨　被告が本件家屋及び本件土地(合わせて「本件固定資産」)について作成した昭和62年度から平成3年度までの各年度分の固定資産税・都市計画税納税通知書兼納付書は正しい公文書でないことを確認する。

(2) 判決主文　原告の請求を却下する。

争点	原告の主張	被告の主張	裁判所の認定・判断
訴えの適法性について	特に主張はなし。	本請求が、昭和62年度から平成3年度までの本件固定資産に係る固定資産税等の賦課処分の取消しを請求するものとしても、出訴期間を徒過している。また、被告は、右処分をした行政庁ではなく、右取消訴訟につき被告適格を有しないから、いずれにしても本請求は不適法である。	①　このような類型の確認訴訟は、行政事件訴訟法上認められていない。 ②　原告が、例えば納付書による賦課処分を争ったのでは回復し難い重大な損害を被るおそれがある等の特段の事情があるものとはいえない。 ③　原告は右確認を求める法律上の利益を有するということはできないし、また、右確認請求は、単に事実の確認を求めるものであって、一般の確認訴訟としても対象とすることのできない事項を対象とするものである。よって、同請求に係る訴えは、いずれにしても不適法である。

二　請求の趣旨第二項

(1) 請求の趣旨　被告は原告に対し88万4,620円及び内金37万3,520円に対する平成元年2月17日から、内金1,000円に対する平成2年1月23日から、内金33万8,200円に対する平成3年3月13日から、内金17万1,900円に対する同年11月1日から各支払済みまで年複利14.6パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 判決主文　原告の請求を棄却する。

争点	原告の主張	被告の主張	裁判所の認定・判断
(1) 訴えの適法性について	特に主張はなし。	被告は既に減額の賦課決定を行い、同賦課決定により生じた過納金を、原告の未納の延滞金に充当したのであるから、原告の請求は既に訴えの利益を失っている。	被告は、右請求に係る訴えは不適法であると主張するが、右主張は原告主張の過誤納金及び還付加算金が存在しないというのであって、右は、請求の当否に関することであり、本案の問題に帰することであるから、被告の、右本案前の主張は採用しない。
(2) 請求の内容について	昭和62年度から平成3年度までの各年度の本件家屋に係る固定資産税等の賦課処分は、本件家屋の床面積の認定を誤り、存在しない家屋についてされたものであって、無効であるから、被告は、同各年度の固定資産税等の納付金88万4,620円を全額還付すべきである。	原告が主張する違法事由は、本件家屋の床面積の認定に誤りがあるというものであり、本件固定資産につき、原告を納税義務者として、昭和52年度以降の各年度分の固定資産税等が課税されるべきことについては、原告も認めるところであるから、同賦課決定が無効であるとは到底いえず、原告は、過納金の還付請求をしているものと解される。	原告が本件家屋の固定資産税等の納税義務者であること自体は、原告自身の認めるところであって、仮に、賦課決定に原告主張の違法があったとしても、これをもって重大かつ明白な瑕疵があるものとは到底認められず、単に取り消しうべき瑕疵が存するにすぎないと認められ、原告の主張は、昭和62年度から平成3年度までの各年度の本件固定資産に係る固定資産税等について、その各賦課決定に本件家屋の床面積の認定を誤り、税額を過大に算定した違法があることを理由として、法17条の規定に基づき、右固定資産税等に係る過納金の還付請求をしているものと解される。
(3) 過納金の還付請求について	昭和62年度から平成3年度までの各年度の固定資産税等の賦課処分は、本件家屋の床面積の認定を誤り、存在しない家屋についてされたものであって、無効であるから、被告は、同各年度の固定資産税等の納付金88万4,620円を全額還付すべきである。	被告は既に減額の賦課決定を行い、同賦課決定により生じた過納金を、原告の未納の延滞金に充当したのであるから、原告の請求には理由がない。	中区長が、平成4年2月27日付で減額の賦課決定を行ったことにより、原告は合計6,820円の過納金の還付請求権を取得したが、同区長は、同日付けで右過納金を原告の未納の延滞金に充当したため、原告の還付請求権は、同充当により既に消滅しているから、原告の請求に理由がない。

三　請求の趣旨第三項
(1) 請求の趣旨　　被告が広島市法務局に対し昭和62年度から平成3年度まで本件家屋について虚偽の価格を通知したことが違法であることを確認する。
(2) 判決主文　　請求を却下する。

争　　点	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　認　定　・　判　断
訴えの適法性について	特に主張はなし。	原告の主張は、結局、本件家屋の価格を登記床面積に基づいて算出した価格に修正すべきとの主張に帰すると解されるところ、固定資産税における固定資産の価格に対する不服については、法432条1項及び434条2項の規定により、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出及び同申出に対する同委員会の決定の取消訴訟によってのみ争うことができるとされていることから、広島市を被告とした本件訴訟においては争うことができないことは明らかである。	①　このような類型の確認訴訟は、行政事件訴訟法上認められていない。 ②　原告が、例えば、法432条の規定に基づいて本件家屋の価格について争ったのでは、回復し難い重大な損害を被るおそれがある等の特段の事情があるものとはいえないから、原告は、右確認を求める法律上の利益を有するということはできない。 ③　同確認請求は、単に事実の確認を求めるものであって、一般の確認訴訟としても対象とすることのできない事項を対象とするものである。 よって、右請求に係る訴えは、いずれにしても不適法である。

四　請求の趣旨第四項
(1) 請求の趣旨　　被告は原告に対し500万円を支払え。
(2) 判決主文　　請求を却下する。

争　　点	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　認　定　・　判　断
(1) 賦課決定について	被告は、昭和52年度以降、本件家屋の床面積を186.30㎡として過大な固定資産税等を賦課してきた。	一の家屋において部分的に一間の長さが異なることは通常考えられず、また、原告が署名捺印した「家屋所有権の申立書」に、本件家屋の床面積は186.30㎡と記載され、原告においても認めるところであるとの前提に立ったこと、本件家屋の床面積は186.30㎡と記載した「昭和52年度固定資産（土地・家屋）の評価額の決定について（通知）」に対し、原告は何ら不服を申し立てていないこと、及び昭和52年度から家屋補充課税台帳を縦覧に供したが、原告から何の申立てもなかったことから、被告に過失はない。	評価員は、固定資産の評価に関する事務に従事する職員として職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、本件家屋の床面積を誤って算出し、広島市長は、これに依拠して本件家屋の価格を決定したのであって、同市長及び中区長の同各固定資産税等の賦課決定には、国家賠償法1条1項にいう違法があるものといわざるを得ず、また、同違法な賦課決定をするについて過失があったものというべきであるから、被告は、原告がこれにより被った損害を賠償する義務がある。 しかし、原告は、同違法な賦課決定により精神的損害を被ったとして慰謝料の支払いを請求しているが、同賦課決定により原告にとって特別の主観的・精神的価値の存する財産が侵害されたことの主張立証はなく、また、同人が害意をもってことさら床面積を過大に計算したような事情はもとよりなく、同賦課決定が社会通念上到底容認し難いような態様のものであるといった特段の事情は認められないから、原告がこれにより社会通念上慰謝料をもって償うことを要するほどの精神的苦痛を被ったものとは認めがたい。
(2) 昭和62年度以降の賦課決定について	昭和61年2月に本件家屋の表示登記がなされ、昭和62年度以降の本件家屋の家屋課税台帳に床面積183.78㎡と登録したにもかかわらず、価格については、従前どおり床面積を186.30㎡として算出した額を登録し、原告に依然として過大な固定資産税等を賦課し続けたのは、違法である。	中区長は、原告からの申入れ以来、原告に対して、実地調査に応じるよう再三にわたり申し入れているものであるが、原告は、独自の解釈に立って同実地調査が不要である旨主張し、かたくなに実地調査に応ずることを拒みつづけてきたものである。このため、中区長は、申出後の平成元年度分以降の年度分の本件家屋に対する固定資産税等の課税においても、当初税額によって賦課決定を行うほかはなかった。	原告が正当な理由なく実地調査を拒否したからといって、疑義のある評価床面積により原告に不利に価格を決定し、過大な固定資産税等を賦課することが正当化されるものということはできない。広島市長及び中区長は、原告に実地調査を申し入れ、これが拒否されたため、疑義のある床面積により漫然と価格を決定し、これにより賦課処分に及んだのであるが、もとより原告に対する害意に出たものではなく、同賦課決定が社会通念上到底容認し難いような態様のものであるといった特段の事情は認められないから、原告がこれにより財産的損害以外に社会通念上慰謝料をもって償うことを要するほどの精神的苦痛を被ったものとは認めがたい。

(3) 中区長との応接について	原告は、平成元年2月以降、再三にわたり、本件家屋の登録価格の修正を申し入れたが、中区長らは、原告に違法な実地調査に応じるよう繰り返し申し入れて脅迫し、過大な賦課決定を続けた。	中区長が、原告からの申出に応じることなく、その後も当初税額による固定資産税等の課税を行ったことにより精神的苦痛を被ったとしても、実地調査による本件家屋の評価床面積の確認を拒んだ原告自身がその原因者であるというべきであり、同精神的苦痛と中区長との行為との間には、因果関係はない。	原告が中区長との応接により心労を受けたことは推測に難くないが、床面積に係る疑義については、原告が実地調査に応じていれば容易に解決できたのに、これを正当な理由なく拒否したこと、最終的に中区長は、減額の賦課決定を行って懸案が解決するに至ったこと等を考慮すると、原告が金銭賠償を求め得るほどの客観的な精神上の苦痛を被ったものとは認めがたい。

五　請求の趣旨第五項

(1) 請求の趣旨　　被告は昭和60年度から平成3年度までの本件家屋に係る家屋課税台帳の価格及び税額を修正せよ。

(2) 判決主文　　請求を却下する。

争　　点	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　認　定　・　判　断
訴えの適法性について	特に主張はなし。	原告の主張は、結局、本件家屋の価格を登記床面積に基づいて算出した価格に修正すべきとの主張に帰すると解されるところ、固定資産税における固定資産の価格に対する不服については、法432条1項及び434条2項の規定により、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出に対する同委員会の決定の取消訴訟によってのみ争うことができるとされていることから、広島市を被告とした本件訴訟においては争うことができないことは明らかである。	①　このような作為請求は、行政事件訴訟法上認められた訴訟類型に該当しない。 ②　このような訴訟を認めなければ原告が回復しがたい重大な損害を被るおそれがある等の特段の事情があるものとはいえないから、いわゆる無名抗告訴訟としてもその要件を具備しない。 よって、本請求は不適法である。

判番 878

固定資産税等還付金請求事件

1　判決年月日　　平成５年６月24日

2　裁判所名及び事件番号　　広島地裁・平成４年（行ウ）第12号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　広島市中区長

5　経過

　平成４年12月25日　　提訴

6　争点

充当処分が抗告訴訟の対象としての行政処分性を有しているか否かについて。

過誤納金の還付を求める訴えの適否について。

7　原告の主張

固定資産税等に係る過誤納金の還付充当処分の取消しを求める。

被告を中区長としているのは、被告に権限を委任している市長も被告に含める趣旨である。

8　被告の主張

本件処分の取消請求は出訴期間を徒過してなされたものであり、不適法である。

租税に係る過誤納金の還付請求訴訟は、一種の不当利得の返還を請求するものであるから訴えの被告適格を有するのは権利主体である課税団体である。被告は行政庁であって被告適格を有さないから、本件過誤納金の還付請求は、被告を誤った不適法なものである。

9　判決の要旨

①　本件充当行為は実質的に民法上の相殺であり、行政庁たる地方公共団体の長の優越的な地位に基づく公権力の行使といえないことから、取消訴訟の対象たる行政処分に当たらない。したがって、本件充当処分の取消しを求める訴えは不適法である。

②　本件過誤納金の還付請求は、公法上の不当利得返還請求権に基づくものであるが、この訴えについて地方公共団体の機関たる行政庁に当事者能力を認める規定は存しないから、被告は当事者能力を有しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

丸山還付充当事件の概要

広島市中区長（以下「中区長」という。）は、原告丸山忠春の所有する広島市中区江波東一丁目158番地１の家屋（以下「本件家屋」という。）に対して、昭和55年度から、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）を、同税の評価の基となる床面積（以下「評価床面積」という。）を186.30㎡として、課税していた（昭和52年度から昭和54年度までは、広島市長が課税していた。）。

ところが、最近になって原告は、本件家屋の評価床面積は183.78㎡であり、本件家屋に対する固定資産税等が取り過ぎになっているという不服を申し立て、平成３年に、広島市に対して、固定資産税等の還付等を求める訴訟を提起したが、同訴訟において、裁判所が本件家屋の検証を行い、本件家屋の評価床面積が、新築当初から、183.78㎡であることが判明した。

以上のことから、中区長は、平成４年２月27日付けで、本件家屋に対する昭和62年度から平成３年度までの各年度分の固定資産税等の減額の賦課決定処分を行い、これにより生じた過納金計6,820円を、当時未納であった原告の延滞金（平成元年度から平成３年度までの各年度分の固定資産税等の延滞金計52,900円）に充当した（以下「本件充当処分」という。）。

今回、原告は、中区長を被告として、①本件充当処分の取消し及び②昭和59年度から平成３年度までの各年度分の過誤納金計9,380円の返還を求めて、本訴を提起したものである。

固定資産税等還付金請求事件争点整理表

1　請求の趣旨第1項について（以下判決における整理に従う）

(1) 請求の趣旨　　被告が、原告に対して平成4年2月27日付けをもってした、別紙物件目録記載の土地及び建物（以下合わせて「本件固定資産」という。）に係る昭和62年度から平成3年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税（以下固定資産税等」という。）に係る過納金を、本件固定資産に係る平成元年度から平成3年度までの各年度分の固定資産税等（平成3年度の第4期を除く。）の延滞金に充当した処分（以下「本件充当処分」という。）を取り消す。

(2) 判決主文　　本件訴えを却下する。

争点	原告の主張	被告の主張	裁判所の認定・判断
①　本案前の主張について 本件充当処分の取消しを求める訴えの適否について	（主張なし）	本件処分の取消請求は出訴期間を徒過してなされたものであり、不適法である。	本件充当行為は実質的に民法上の相殺であり、行政庁たる地方公共団体の長の優越的な地位に基づく公権力の行使といえないことから、取消訴訟の対象たる行政処分に当たらない。 したがって、本件充当処分の取消しを求める訴えは不適法である。
②　本案の主張について 本件充当処分の取消請求について	（明確な主張なし）	本件充当処分は、本件過納金が生じた時点で、原告が納付すべき本件遅滞金を納付していなかったために行ったものであり、適法である。	
	本件固定資産に係る平成元年度から平成3年度までの各年度分の納税通知書等を被告に返還したことにより、原告は右年度の固定資産税等を納付するこ占ができなかったのであるから、原告に本件延滞金に係る納付義務は生じていない。	本件固定資産に係る元年度以後の納税通知書等は原告に送達されており、原告に係る平成元年度から平成3年度までの各年度分の固定資産税等の納付義務は生じている。 原告は、各年度分の固定資産税等を、それぞれの納期限までに納付しなったことから、本件遅滞金の納付義務が生じたものである。	

2　請求の趣旨第2項について

(1) 請求の趣旨　　被告は、原告に対し、9,380円を支払え。

(2) 判決主文　　本件訴えを却下する。

争点	原告の主張	被告の主張	裁判所の認定・判断
①　本案前の主張について 過誤納金の還付を求める訴えの適否について	被告を中区長としているのは、被告に権限を委任している市長も被告に含める趣旨である。	租税に係る過誤納金の還付請求訴訟は、一種の不当利得の返還を請求するものであるから、右訴えの被告適格を有するのは権利主体である課税団体である。しかし、被告は、行政庁であって被告適格を有しないから、本件過誤納金の還付請求は、被告を誤った不適法なものである。	本件過誤納金の還付請求は、公法上の不当利得返還請求権に基づくものであるが、右訴えについて地方公共団体の機関たる行政庁に当事者能力を認める規定は存しないから、被告は当事者能力を有しない。
②　本案の主張について 本件還付請求について	（明確な主張なし）	本件充当処分は、本件過納金が生じた時点で、原告が納付すべき本件遅滞金を納付していなかったために行ったものであり、適法である。	
	昭和59年度から平成3年度までの固定資産税等の課税処分は、本件建物の評価床面積を過大に認定してなされたものであり、過大な課税に係る部分は無効である。 被告は過誤納金である9,380円を原告に還付すべきである。	昭和59年度分から昭和61年度分については、本件固定資産に係る固定資産税等の減額処分をしていないから、過誤納金は発生していない。 昭和62年度分から平成3年度分までの各年度分の固定資産税等の減額賦課決定処分により発生した過納金は、平成元年度から平成3年度までの被告の固定資産税等の延滞金に充当する処分を行っており、本件過納金は既に消滅している。	

判番 879

賦課処分取消等請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 11 月 1 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島地裁・平成 7 年（行ウ）第 9 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　広島市長

5　経過

　平成　7 年　5 月 11 日　　提訴

6　争点

別紙のとおり

7　原告（控訴人、上告人）の主張

別紙のとおり

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

別紙のとおり

9　判決の要旨

別紙のとおり

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

事件概要（賦課処分取消等請求事件）

原告[redacted]は、中区[redacted]の家屋（以下「本件家屋」という。）に係る固定資産税・都市計画税（以下「税」という。）について、登記簿上の床面積（183.78 平方メートル）と異なった床面積（186.30 平方メートル）を基にして計算された税額を記載した納付書が正しい公文書ではないことの確認等を求める訴えを平成 3 年に提起した。

上記訴訟については、本市が勝訴したものの、本件家屋の床面積については、検証によって 183.78 平方メートルであることが明らかになったため、中区長は、本件家屋の木造家屋調査票を修正するとともに昭和 60 年度から平成 3 年度までの税に係る価格を修正し、原告に通知した。

今回原告は、本市は本件家屋に係る木造家屋調査票を偽造しており、偽造した木造家屋調査票に基づき税を賦課するのは違法であるとして、固定資産税及び都市計画税の賦課処分取消、固定資産課税台帳の修正通知書兼固定資産税・都市計画税賦課決定（減額）通知書の修正を求め、訴えを提起してきたものである。

なお、本件訴えのうち、賦課処分の取消しを求める部分については、平成 7 年 7 月 31 日付け決定により、被告が広島市から広島市長へ変更され、その余の部分については取下げがなされた。

争点整理表

争　　点	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　判　断
被告適格	市長は区長に委任したから一切の責任はないのではなく、全責任は市長にある。地方税法でも広島市長に賦課決定処分の権限があると規定されている。	取消訴訟は処分を行った行政庁を被告として提起しなければならないところ、本件賦課決定処分を行った行政庁は、広島市長から賦課決定処分の権限を委任された広島市中区長であり、広島市長は本件賦課決定処分を行った行政庁ではないから、広島市長を被告として本件賦課決定処分の取消しを求めることはできない。	行政処分取消訴訟において、委任を受けた行政庁が委任された権限に基づいて行った行政処分の取消しを争う場合、被告適格を有するのは右委任を受けた行政庁であって、委任をした行政庁を被告として訴えを提起することは許されない、と解するのが相当である。 これを本件についてみると、原告に対する本件固定資産税・都市計画税賦課決定の処分は、広島市長より委任を受けて広島市中区長が行ったものであるから、右賦課決定処分の取消しを求める訴えは広島市中区長を被告とすべきである。

判番 880

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 5 年 8 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島地裁・平成 4 年（ワ）第 962 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　広島市

5　経過

　平成　4 年　7 月 13 日　　提訴

6　争点

損害賠償請求訴訟において課税処分について争うことの可否。

固定資産税等の納税義務者について。

縦覧期間経過後に固定資産税課税台帳の記載内容を変更して行った課税処分の適否。

7　原告の主張

①　租税の賦課処分が違法であることを理由とする国家賠償請求は、租税の賦課処分の効力を問うのではなく、違法な租税の賦課処分によって被った損害の回復を図ろうとするものであって、処分の取消請求とは、その趣旨、目的を異にしているから、租税の賦課処分に関することだからといって、その要件を具備する限り国家賠償請求が許されないと解すべき理由はない。

②　固定資産税等は、賦課期日現在で固定資産課税台帳に登録されている所有者に対し賦課されるものであるが、原告は、同課税台帳に登録されていなかったのであるから、西区長は原告に対し本件土地につき固定資産税等を賦課することはできない。

③　固定資産税等は、固定資産課税台帳を各賦課年度の縦覧期間内に縦覧に供した上で納税通知書を納税義務者に交付しない限り賦課徴収することはできず、縦覧期間後に固定資産課税台帳の所有者を修正して賦課処分をすることはできない。

8　被告の主張

①　課税処分の違法を理由として当該処分を取り消すことなく課税額相当額の損害賠償を請求することは、原則として行政処分の公定力に反し、当該課税処分が無効な場合以外は許されない。

　本件課税処分には課税要件の根幹を欠くような重大な錯誤を存せず、無効とはいえない。したがって、本件訴えは不適法である。

②　地方税法においては、土地登記簿に登記されている土地に係る固定資産税等は、賦課期日において土地登記簿に所有者として登記されている者を納税義務者として課税することとされており、原告が賦課期日において本件土地所有者として土地登記簿に登記されていたことから、原告は本件土地の固定資産税等の納税義務を有するものであり、原告が固定資産課税台帳に所有者として登録されていたか否かは関係ない。

③　固定資産課税台帳の縦覧期間後であっても、固定資産の登録価格等に重大な錯誤があることなどを発見した場合には、直ちに同価格等を決定してこれを登録し、それに基づいて賦課決定を行うことができるのであるから、縦覧期間内に原告が所有者として固定資産課税台帳に登録されていなかったとしても、縦覧期間後であっても、当然同台帳の記載を変更した上、本件賦課処分を行い得る。

9　判決の要旨

①　行政処分の違法を理由とする国家賠償請求は、当該処分の法的効果を直接に否定し、当該処分によって形成された権利義務関係に変動を及ぼそうとするものではなく、違法な公権力の行使によって被った損害の回復を図ろうとするものであるから、あらかじめ当該処分の取消訴訟を経ていない場合であっても、また、不服申立期間の徒過により、当該処分が確定し、不可争的効果が発生した後においても、これをなし得るものというべきであり、これは課税処分の違法を理由として納税額と同額の損害賠償を請求する場合も同様と解するのが相当である。

②　固定資産税等は賦課期日における当該固定資産の所有者に課されるものであるが、所有者とは、登記されている土地については当該土地の登記簿に所有者として登記されている者をいうものであり、原告が納税義務者であることは明らかである。

③　地方税法第 382 条の規定からも、固定資産税等の賦課徴収に当たり固定資産課税台帳に登録された所有者と登記簿上の所有者が一致しない場合に、後日固定資産課税台帳の方を更正し得ることは当然の前提となっている。

　原告は、法定納期限の 10 日以上前までに納税通知書を交付しない限り、固定資産税の賦課徴収はできないと主張するもののようであるが、それでは真の所有者に対する課税漏れはおよそ更正できないこととなるのであって、その不当なことはいうまでもなく、原告の主張は失当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

固定資産税等損害賠償事件の概要

原告[redacted]は、昭和59年に土地（西区[redacted]）を取得したが、当該土地に係る固定資産税及び都市計画説（以下「固定資産税等」という。）が、取得当初から課税もれとなっていた。広島市西区長は、土地課税台帳と土地登記簿との照合によりこのことが判明したため、平成元年7月14日、原告に対し、昭和60年度分から平成元年度分までの5年間分の固定資産税等計13万5,900円の賦課決定処分を行った。原告は、代理人（義父）を通じて、同年8月30日付けで、平成元年度分の前納報償金を除いた全額計13万5,760円を納付した。

今回、原告は、昭和60年度から平成元年度までの各年度の4月20日までに、納税通知書が原告に到達していないこと及びこれらの各年度の固定資産税等の課税台帳を縦覧する機会を与えられなかったことから、西区長の行った徴収手続きは、期間を遵守せず、かつ、原告の縦覧権等を侵害した違法なものであるとし、これらのいずれの年度についても、固定資産税等の徴収権は発生していないにもかかわらず、同区長は、それを知りながら、原告に対して賦課決定処分を行ったとして、納付額相当の損害金13万5,360円の支払いを求め、訴えを提起したものである。

〈参考〉

本件に関し、原告の知人である[redacted]は、原告への徴収権が消滅したのは、西区長が地方税法上の告知等を怠ったためだとして、同区長に対して、原告への徴収金計13万5,900円を補てんするために必要な措置を求める監査請求等を行っている。

9月7日付けで、原告は広島高裁に控訴した。

固定資産税等損害賠償請求事件・争点整理票

争　　点	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	裁　判　所　の　認　定　・　判　断
(1) 訴えの適法性について	租税の賦課処分が違法であることを理由とする国家賠償請求は、租税の賦課処分の効力を問うのではなく、違法な租税の賦課処分によって被った損害の回復を図ろうとするものであって、処分の取消請求とは、その趣旨、目的を異にしているから、租税の賦課処分に関することだからといって、その要件を具備する限り国家賠償請求が許されないと解すべき理由はない。	課税処分の違法を理由として、当該処分を取り消すことなく課税額相当額の損害賠償を請求することは、原則として行政処分の公定力に反し、当該課税処分が無効な場合以外は許されないというべきである。 本件課税処分には課税要件の根幹を欠くような重大な過誤は存せず、無効とはいえない。したがって、本件訴えは不適法である。	行政処分の違法を理由とする国家賠償請求は、当該処分の法的効果を直接に否定し、当該処分によって形成された権利義務関係に変動を及ぼそうとするものではなく、違法な公権力の行使によって被った損害の回復を図ろうとするものであるから、あらかじめ当該処分の取消訴訟を経ていない場合であっても、また、不服申立期間の徒過により、当該処分が確定し、不可争的効果が発生した後においても、これをなし得るものというべきであり、この理は、課税処分の違法を理由として納税額と同額の損害賠償を請求する場合も同様と解するのが相当である。 よって、本件損害賠償請求が本件賦課処分の公定力に反する不適法な訴えである旨の被告の本案前の主張は採用しない。
(2) 固定資産税等の納税義務者について	固定資産税等は、当該年度の初日の属する年の１月１日現在で固定資産税課税台帳に登録されている所有者に対し賦課されるものであるが、原告は、昭和60年度から平成元年度までの各年度の賦課期日現在の本件土地の所有者として課税台帳に登録されていなかったのであるから、西区長は、原告に対し、本件土地につき固定資産税等を賦課することはできない。	地方税法（以下「法」）においては、土地登記簿に登記されている土地に係る固定資産税等は、賦課期日において、土地登記簿に所有者として登記されている者を納税義務者として課税することとされており、原告が賦課期日において本件土地の所有者として土地登記簿に登記されていたことから、原告は本件土地の固定資産税等の納税義務を有するものであり、原告が固定資産課税台帳に所有者として登録されていたか否かは関係ない。	固定資産税等は賦課期日における当該固定資産の所有者に課されるものであるが、右所有者とは、登記されている土地については、当該土地の登記簿に所有者として登記されている者をいうものであり、原告が納税義務者であることは明らかである原告の主張は、独自の見解であって採用の限りではない。
(3) 縦覧期間後の賦課処分について 法第382条第3項＝「市長村長は、前2項の規定による登記所からの通知（登記名義人の表示変更等）を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地・・についての異動を土地課税記台帳・・に記載し、又はこれに記載された事項を訂正しなければならない。」	固定資産税等は、固定資産課税台帳を各賦課年度の縦覧期間内に縦覧に供した上、4月20日までに納税通知書を納税義務者に交付しない限り、賦課徴収することはできず、縦覧期間後に固定資産課税台帳の所有者を修正して賦課処分をすることはできない。	固定資産課税台帳の縦覧期間後であっても、固定資産の登録価格等に重大な錯誤があることなどを発見した場合には、直ちに同価格等を決定してこれを登録し、それに基づいて賦課決定を行うことができるのであるから、縦覧期間内に原告が所有者として固定資産課税台帳に登録されていなかったとしても、法第17条の5所定の制限期間内であれば、縦覧期間後であっても、当然、同台帳の記載を変更した上、本件賦課処分を行い得る。	法第382条の規定からも、固定資産税等の賦課徴収に当たり、固定資産課税台帳に登録された所有者と登記簿上の所有者が一致しない場合に、後日、固定資産課税台帳の方を更正し得ることは当然の前提となっている。 （法第417条第1項は、固定資産課税台帳における固定資産の価格等についての登録の修正等に関する規定であるが、これも、固定資産税等の賦課徴収に当たり、縦覧期間内における固定資産課税台帳の登録事項が変更し得ないものではないことを示している。） 原告は、法定納期限の10日以上前までに納税通知書を交付しない限り、固定資産税等の賦課徴収はできないと主張するもののようであるが、それでは真の所有者に対する課税漏れはおよそ更正できないことになるのであって、その不当なことはいうまでもなく、原告の主張は失当である。
法第417条第1項＝「市長村長は・・固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において・・登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては・・決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。」			
(4) 「納期限」について 法第364条第7項＝「第2項（固定資産税の徴収）・・の納税通知書は、遅くとも、納期限10日前までに納税者に交付しなければならない。 広島市市税条例第7条＝「課税洩に係る市税又は詐偽その他不正の行為に因り免れた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度・・の税率によってその金額を直ちに徴収する。」	法第364条第7項の「納期限」は、法定納期限に限り、広島市市税条例第7条の規定に基づいて市税を賦課徴収する場合において納税通知書に定める納期限を含まない。	法第364条第7項の「納期限」は、法定納期限に限らず、広島市市税条例第7条によって賦課徴収する場合において定める場合を含む。	法第364条第7項の「納期限」は、法定納期限に限らず、広島市市税条例第7条の規定に基づいて市税を賦課徴収する場合において納税通知書に定める納期限を含む。
(5) 縦覧権の侵害について	西区長は、縦覧期間中に原告を所有者とする固定資産課税台帳を備え付けないで、原告の縦覧権を侵害した。	固定資産課税台帳は、当該固定資産の関係者の縦覧に供しなければならないが、関係者には当該固定資産の所有者が含まれ、原告は、昭和60年度以降、本件土地の所有者であり、固定資産課税台帳を縦覧し得たものであるから、原告の縦覧権を何ら侵害するものではない。	固定資産課税台帳の縦覧は、関係者に対してしなければならず、これに当該固定資産の所有者が含まれることは明らかであり、原告は、昭和60年度以降、本件土地に係る土地課税台帳を縦覧することができたのであるから、土地課税台帳に原告が所有者として登録されていなかったからといって、原告の縦覧権を侵害したものということはできない。
(6) 過誤納金の還付について	西区長は、本件土地の前所有者である訴外会社（以下「訴外会社」）に対して、昭和63年度分及び平成元年度分の固定資産税等は返還したが、昭和60年度分から昭和62年度分については返還しておらず、違法な二重課税を行っている。	西区長は、訴外会社に対し、誤って徴収した固定資産税等について、減額の賦課決定を行い、同減税額を返還しているのであって、原告主張のような二重課税は行っていない。	そもそも、訴外会社に対する過誤納金の還付の有無は、原告の法律上の利益に関係のない事項である上、訴外会社に対して過誤納金は還付されているのであるから、原告の主張は失当である。

判番 881

損害賠償請求控訴事件

1　判決年月日　平成 6 年 4 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高裁・平成 5 年（ネ）第 412 号
広島地裁・平成 4 年（ワ）第 962 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　広島市

5　経過

平成　4 年　7 月 13 日　提訴

平成　5 年　8 月 26 日　判決言渡し（市勝訴）

平成　5 年　9 月　7 日　控訴提起

6　争点

①　損害賠償請求訴訟において課税処分について争うことの可否。

②　固定資産税等の納税義務者について。

③　縦覧期間経過後に固定資産税課税台帳の記載内容を変更して行った課税処分の適否。

7　控訴人の主張

①　租税の賦課処分が違法であることを理由とする国家賠償請求は、租税の賦課処分の効力を問うのではなく、違法な租税の賦課処分によって被った損害の回復を図ろうとするものであって、処分の取消請求とは、その趣旨、目的を異にしているから、租税の賦課処分に関することだからといって、その要件を具備する限り国家賠償請求が許されないと解すべき理由はない。

②　固定資産税等は、賦課期日現在で固定資産課税台帳に登録されている所有者に対し賦課されるものであるが、被控訴人は、同課税台帳に登録されていなかったのであるから、西区長は控訴人に対し本件土地につき固定資産税等を賦課することはできない。

③　固定資産税等は、固定資産課税台帳を各賦課年度の縦覧期間内に縦覧に供した上で納税通知書を納税義務者に交付しない限り賦課徴収することはできず、縦覧期間後に固定資産課税台帳の所有者を修正して賦課処分をすることはできない。

8　被控訴人の主張

①　課税処分の違法を理由として当該処分を取り消すことなく課税額相当額の損害賠償を請求することは、原則として行政処分の公定力に反し、当該課税処分が無効な場合以外は許されない。

本件課税処分には課税要件の根幹を欠くような重大な錯誤を存せず、無効とはいえない。したがって、本件訴えは不適法である。

②　地方税法においては、土地登記簿に登記されている土地に係る固定資産税等は、賦課期日において土地登記簿に所有者として登記されている者を納税義務者として課税することとされており、控訴人が賦課期日において本件土地所有者として土地登記簿に登記されていたことから、控訴人は本件土地の固定資産税等の納税義務を有するものであり、控訴人が固定資産課税台帳に所有者として登録されていたか否かは関係ない。

③　固定資産課税台帳の縦覧期間後であっても、固定資産の登録価格等に重大な錯誤があることなどを発見した場合には、直ちに同価格等を決定してこれを登録し、それに基づいて賦課決定を行うことができるのであるから、縦覧期間内に控訴人が所有者として固定資産課税台帳に登録されていなかったとしても、縦覧期間後であっても、当然同台帳の記載を変更した上、本件賦課処分を行い得る。

9　判決の要旨

①　行政処分の違法を理由とする国家賠償請求は、当該処分の法的効果を直接に否定し、当該処分によって形成された権利義務関係に変動を及ぼそうとするものではなく、違法な公権力の行使によって被った損害の回復を図ろうとするものであるから、あらかじめ当該処分の取消訴訟を経ていない場合であっても、また、不服申立期間の徒過により、当該処分が確定し、不可争的効果が発生した後においても、これをなし得るものというべきであり、これは課税処分の違法を理由として納税額と同額の損害賠償を請求する場合も同様と解するのが相当である。

②　固定資産税等は賦課期日における当該固定資産の所有者に課されるものであるが、所有者とは、登記されている土地については当該土地の登記簿に所有者として登記されている者をいうものであり、控訴人が納税義務者であることは明らかである。

③　地方税法第 382 条の規定からも、固定資産税等の賦課徴収に当たり固定資産課税台帳に登録された所有者と登記簿上の所有者が一致しない場合に、後日固定資産課税台帳の方を更正し得ることとは当然の前提となっている。

控訴人は、法定納期限の 10 日以上前までに納税通知書を交付しない限り、固定資産税の賦課徴収はできないと主張するもののようであるが、それでは真の所有者に対する課税漏れはおよそ更正できないこととなるのであって、その不当なことはいうまでもなく、控訴人の主張は失当である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

固定資産税等損害賠償事件の概要

原告[redacted]は、昭和59年に土地（西区[redacted]）を取得したが、当該土地に係る固定資産税及び都市計画説（以下「固定資産税等」という。）が、取得当初から課税もれとなっていた。広島市西区長は、土地課税台帳と土地登記簿との照合によりこのことが判明したため、平成元年7月14日、原告に対し、昭和60年度分から平成元年度分までの5年間分の固定資産税等計13万5,900円の賦課決定処分を行った。原告は、代理人（義父）を通じて、同年8月30日付けで、平成元年度分の前納報償金を除いた全額計13万5,760円を納付した。

今回、原告は、昭和60年度から平成元年度までの各年度の4月20日までに、納税通知書が原告に到達していないこと及びこれらの各年度の固定資産税等の課税台帳を縦覧する機会を与えられなかったことから、西区長の行った徴収手続きは、期間を遵守せず、かつ、原告の縦覧権等を侵害した違法なものであるとし、これらのいずれの年度についても、固定資産税等の籔収権は発生していないにもかかわらず、同区長は、それを知りながら、原告に対して賦課決定処分を行ったとして、納付額相当の損害金13万5,360円の支払いを求め、訴えを提起したものである。

〈参考〉

本件に関し、原告の知人である[redacted]氏は、原告への徴収権が消滅したのは、西区長が地方税法上の告知等を怠ったためだとして、同区長に対して、原告への徴収額計13万5,900円を補てんするために必要な措置を求める監査請求等を行っている。

固定資産税等損害賠償請求事件・争点整理表（第１審判決）

争　　点	控訴人の主張	被控訴人の主張	裁判所の認定・判断
(1) 訴えの適法性について	租税の賦課処分が違法であることを理由とする国家賠償請求は、租税の賦課処分の効力を問うのではなく、違法な租税の賦課処分によって被った損害の回復を図ろうとするものであって、処分の取消請求とは、その趣旨、目的を異にしているから、租税の賦課処分に関することだからといって、その要件を具備する限り国家賠償請求が許されないと解すべき理由はない。	課税処分の違法を理由として、当該処分を取り消すことなく課税額相当額の損害賠償を請求することは、原則として行政処分の公定力に反し、当該課税処分が無効な場合以外は許されないというべきである。 本件課税処分には課税要件の根幹を欠くような重大な過誤は存せず、無効とはいえない。したがって、本件訴えは不適法である。	行政処分の違法を理由とする国家賠償請求は、当該処分の法的効果を直接に否定し、当該処分によって形成された権利義務関係に変動を及ぼそうとするものではなく、違法な公権力の行使によって被った損害の回復を図ろうとするものであるから、あらかじめ当該処分の取消訴訟を経ていない場合であっても、また、不服申立期間の徒過により、当該処分が確定し、不可争的効果が発生した後においても、これをなし得るものというべきであり、この理は、課税処分の違法を理由として納税額と同額の損害賠償を請求する場合も同様と解するのが相当である。 よって、本件損害賠償請求が本件賦課処分の公定力に反する不適法な訴えである旨の被控訴人の本案前の主張は採用しない。
(2) 固定資産税等の納税義務者について	固定資産税等は、当該年度の初日の属する年の１月１日現在で固定資産税課税台帳に登録されている所有者に対し賦課されるものであるが、控訴人は、昭和60年度から平成元年度までの各年度の賦課期日現在の本件土地の所有者として課税台帳に登録されていなかったのであるから、西区長は、控訴人に対し、本件土地につき固定資産税等を賦課することはできない。	地方税法（以下「法」）においては、土地登記簿に登記されている土地に係る固定資産税等は、賦課期日において、土地登記簿に所有者として登記されている者を納税義務者として課税することとされており、控訴人が賦課期日において本件土地の所有者として土地登記簿に登記されていたことから、控訴人は本件土地の固定資産税等の納税義務を有するものであり、控訴人が固定資産課税台帳に所有者として登録されていたか否かは関係ない。	固定資産税等は賦課期日における当該固定資産の所有者に課されるものであるが、右所有者とは、登記されている土地については、当該土地の登記簿に所有者として登記されている者をいうものであり、控訴人が納税義務者であることは明らかである。 控訴人の主張は、独自の見解であって採用の限りではない。
(3) 縦覧期間後の賦課処分について 法第382条第3項＝「市長村長は、前2項の規定による登記所からの通知（登記名義人の表示変更等）を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地・・についての異動を土地課税記台帳・・に記載し、又はこれに記載された事項を訂正しなければならない。」	固定資産税等は、固定資産課税台帳を各賦課年度の縦覧期間内に縦覧に供した上、4月20日までに納税通知書を納税義務者に交付しない限り、賦課徴収することはできず、縦覧期間後に固定資産課税台帳の所有者を修正して賦課処分をすることはできない。	固定資産課税台帳の縦覧期間後であっても、固定資産の登録価格等に重大な錯誤があることなどを発見した場合には、直ちに同価格等を決定してこれを登録し、それに基づいて賦課決定を行うことができるのであるから、縦覧期間内に控訴人が所有者として固定資産課税台帳に登録されていなかったとしても、法第17条の5所定の制限期間内であれば、縦覧期間後であっても、当然、同台帳の記載を変更した上、本件賦課処分	法第382条の規定からも、固定資産税等の賦課徴収に当たり、固定資産課税台帳に登録された所有者と登記簿上の所有者が一致しない場合に、後日、固定資産課税台帳の方を更正し得ることは当然の前提となっている。 （法弟417条第1項は、固定資産課税台帳における固定資産の価格等についての登録の修正等に関する規定であるが、これも、固定資産税等の賦課徴収に当たり、縦覧期間内における固定資産課税台帳の登録事項が変更し得ないものではないことを示している。）

争　　点	控訴人の主張	被控訴人の主張	裁判所の認定・判断
法第417条第1項＝「市長村長は・・固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において・・登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては・・決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。」		を行い得る。	控訴人は、法定納期限の10日以上前までに納税通知書を交付しない限り、固定資産税等の賦課徴収はできないと主張するもののようであるが、それでは真の所有者に対する課税漏れはおよそ更正できないことになるのであって、その不当なことはいうまでもなく、控訴人の主張は失当である。
(4) 「納期限」について 法第364条第7項＝「第2項（固定資産税の徴収）・・の納税通知書は、遅くとも、納期限10日前までに納税者に交付しなければならない。 広島市市税条例第7条＝「課税洩に係る市税又は詐偽その他不正の行為に因り免れた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度・・の税率によってその金額を直ちに徴収する。」	法第364条第7項の「納期限」は、法定納期限に限り、広島市市税条例第7条の規定に基づいて市税を賦課徴収する場合において納税通知書に定める納期限を含まない。	法第364条第7項の「納期限」は、法定納期限に限らず、広島市市税条例第7条によって賦課徴収する場合において定める場合を含む。	法第364条第7項の「納期限」は、法定納期限に限らず、広島市市税条例第7条の規定に基づいて市税を賦課徴収する場合において納税通知書に定める納期限を含む。
(5) 縦覧権の侵害について	西区長は、縦覧期間中に控訴人を所有者とする固定資産課税台帳を備え付けないで、控訴人の縦覧権を侵害した。	固定資産課税台帳は、当該固定資産の関係者の縦覧に供しなければならないが、関係者には当該固定資産の所有者が含まれ、控訴人は、昭和60年度以降、本件土地の所有者であり、固定資産課税台帳を縦覧し得たものであるから、控訴人の縦覧権を何ら侵害するものではない。	固定資産課税台帳の縦覧は、関係者に対してしなければならず、これに当該固定資産の所有者が含まれることは明らかであり、控訴人は、昭和60年度以降、本件土地に係る土地課税台帳を縦覧することができたのであるから、土地課税台帳に控訴人が所有者として登録されていなかったからといって、控訴人の縦覧権を侵害したものということはできない。
(6) 過誤納金の還付について	西区長は、本件土地の前所有者である訴外会社（以下「訴外会社」）に対して、昭和63年度分及び平成元年度分の固定資産税等は返還したが、昭和60年度分から昭和62年度分については返還しておらず、違法な二重課税を行っている。	西区長は、訴外会社に対し、誤って徴収した固定資産税等について、減額の賦課決定を行い、同減税額を返還しているのであって、控訴人主張のような二重課税は行っていない。	そもそも、訴外会社に対する過誤納金の還付の有無は、控訴人の法律上の利益に関係のない事項である上、訴外会社に対して過誤納金は還付されているのであるから、控訴人の主張は失当である。

判番 882

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成 6 年 10 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁・平成 6 年（オ）第 1392 号

広島高裁・平成 5 年（ネ）第 412 号

広島地裁・平成 4 年（ワ）第 962 号

3　上告人（原告、控訴人）及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被上告人（被告、被控訴人）　　広島市

5　経過

平成　4 年　7 月 13 日　　提訴

平成　5 年　8 月 26 日　　第 1 審判決言渡し

平成　5 年　9 月　7 日　　控訴提起

平成　6 年　4 月 18 日　　第 2 審判決言渡し

平成　6 年　5 月　2 日　　上告提起

6　争点

別紙のとおり

7　上告人（原告、控訴人）の主張

別紙のとおり

8　被上告人（被告、被控訴人）の主張

別紙のとおり

9　判決の要旨

別紙のとおり

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

固定資産税等損害賠償上告事件の概要

[redacted]は、昭和 59 年に土地（西区[redacted]）を取得したが、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）が、取得当初から課税もれとなっていた。広島市西区長は、土地課税台帳と土地登記簿との照合によりこのことが判明したため、平成元年 7 月 14 日、[redacted]に対し、昭和 60 年度分から平成元年度分までの 5 年間分の固定資産税等計 13 万 5,900 円の賦課決定処分を行った。[redacted]は、代理人（義父）を通じて、同年 8 月 30 日付けで、平成元年度分の前納報償金を除いた全額計 13 万 5,760 円を納付した。

このため、[redacted]は、昭和 60 年度から平成元年度までの各年度の 4 月 20 日までに、納税通知書が[redacted]に到達していないこと及びこれらの各年度の固定資産税等の課税台帳を縦覧する機会を与えられなかったことから、西区長の行った徴収手続きは、期間を遵守せず、かつ、[redacted]の縦覧権等を侵害した違法なものであるとし、これらのいずれの年度についても、固定資産税等の徴収権は発生していないにもかかわらず、同区長は、それを知りながら、[redacted]に対して賦課決定処分を行ったとして、平成 4 年 7 月 13 日付けで、納付額相当の損害金 13 万 5,360 円の支払いを求めて提訴に及んだが、平成 5 年 8 月 26 日に本市勝訴の判決が言い渡された。

[redacted]は、上記判決を不服として平成 5 年 9 月 7 日付けで控訴を提起したが、平成 6 年 4 月 18 日に控訴を棄却する判決が言い渡された。

今回、[redacted]は、上記控訴審判決を不服として、上告を行ったものである。

＜参考＞

本件に関し、[redacted]の知人である[redacted]氏は、[redacted]への徴収権が消滅したのは、西区長が地方税法上の告知等を怠ったためだとして、同区長に対して、[redacted]への徴収金計 13 万 5,900 円を補てんするために必要な措置を求める監査請求等を行っている。

上告審判決概要

1　事件名

平成6年（オ）第1392号損害賠償請求上告事件

2　当事者

(1) 上告人　[redacted]

(2) 被上告人　広島市

3　判決言渡し年月日

平成6年10月25日

4　判決主文

(1) 本件上告を棄却する。

(2) 上告費用は上告人の負担とする。

5　判決理由

上告人に対する本件土地に係る昭和60年度から平成元年度までの固定資産税及び都市計画税の賦課処分は違法とはいえないとした原審の認定判断は、現判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、違憲をいう点を含め、独自の見解に立って原審の右認定判断における法令の解釈適用の誤りをいうものにすぎず、いずれも採用することができない。

固定資産税等損害賠償請求事件・争点整理表（第１審判決）

争　　点	控訴人の主張	被控訴人の主張	裁判所の認定・判断
(1) 訴えの適法性について	租税の賦課処分が違法であることを理由とする国家賠償請求は、租税の賦課処分の効力を問うのではなく、違法な租税の賦課処分によって被った損害の回復を図ろうとするものであって、処分の取消請求とは、その趣旨、目的を異にしているから、租税の賦課処分に関することだからといって、その要件を具備する限り国家賠償請求が許されないと解すべき理由はない。	課税処分の違法を理由として、当該処分を取り消すことなく課税額相当額の損害賠償を請求することは、原則として行政処分の公定力に反し、当該課税処分が無効な場合以外は許されないというべきである。 本件課税処分には課税要件の根幹を欠くような重大な過誤は存せず、無効とはいえない。したがって、本件訴えは不適法である。	行政処分の違法を理由とする国家賠償請求は、当該処分の法的効果を直接に否定し、当該処分によって形成された権利義務関係に変動を及ぼそうとするものではなく、違法な公権力の行使によって被った損害の回復を図ろうとするものであるから、あらかじめ当該処分の取消訴訟を経ていない場合であっても、また、不服申立期間の徒過により、当該処分が確定し、不可争的効果が発生した後においても、これをなし得るものというべきであり、この理は、課税処分の違法を理由として納税額と同額の損害賠償を請求する場合も同様と解するのが相当である。 よって、本件損害賠償請求が本件賦課処分の公定力に反する不適法な訴えである旨の被告の本案前の主張は採用しない。
(2) 固定資産税等の納税義務者について	固定資産税等は、当該年度の初日の属する年の１月１日現在で固定資産税課税台帳に登録されている所有者に対し賦課されるものであるが、控訴人は、昭和60年度から平成元年度までの各年度の賦課期日現在の本件土地の所有者として課税台帳に登録されていなかったのであるから、西区長は、控訴人に対し、本件土地につき固定資産税等を賦課することはできない。	地方税法（以下「法」）においては、土地登記簿に登記されている土地に係る固定資産税等は、賦課期日において、土地登記簿に所有者として登記されている者を納税義務者として課税することとされており、控訴人が賦課期日において本件土地の所有者として土地登記簿に登記されていたことから、原告は本件土地の固定資産税等の納税義務を有するものであり、控訴人が固定資産課税台帳に所有者として登録されていたか否かは関係ない。	固定資産税等は賦課期日における当該固定資産の所有者に課されるものであるが、右所有者とは、登記されている土地については、当該土地の登記簿に所有者として登記されている者をいうものであり、控訴人が納税義務者であることは明らかである控訴人の主張は、独自の見解であって採用の限りではない。
(3) 縦覧期間後の賦課処分について 法第382条第3項＝「市長村長は、前2項の規定による登記所からの通知（登記名義人の表示変更等）を受けた場合においては、遅滞なく、当該土地・・についての異動を土地課税記台帳・・に記載し、又はこれに記載された事項を訂正しなければならない。」	固定資産税等は、固定資産課税台帳を各賦課年度の縦覧期間内に縦覧に供した上、4月20日までに納税通知書を納税義務者に交付しない限り、賦課徴収することはできず、縦覧期間後に固定資産課税台帳の所有者を修正して賦課処分をすることはできない。	固定資産課税台帳の縦覧期間後であっても、固定資産の登録価格等に重大な錯誤があることなどを発見した場合には、直ちに同価格等を決定してこれを登録し、それに基づいて賦課決定を行うことができるのであるから、縦覧期間内に控訴人が所有者として固定資産課税台帳に登録されていなかったとしても、法第17条の5所定の制限期間内であれば、縦覧期間後であっても、当然、同台帳の記載を変更した上、本件賦課処分を行い得る。	法第382条の規定からも、固定資産税等の賦課徴収に当たり、固定資産課税台帳に登録された所有者と登記簿上の所有者が一致しない場合に、後日、固定資産課税台帳の方を更正し得ることは当然の前提となっている。 （法弟417条第1項は、固定資産課税台帳における固定資産の価格等についての登録の修正等に関する規定であるが、これも、固定資産税等の賦課徴収に当たり、縦覧期間内における固定資産課税台帳の登録事項が変更し得ないものではないことを示している。） 控訴人は、法定納期限の10日以上前までに納税通知書を交付しない限り、固定資産税等の賦課徴収はできないと主張するもののようであるが、それでは真の所有者に対する課税漏れはおよそ更正できないことになるのであって、その不当なことはいうまでもなく、控訴人の主張は失当である。
法第417条第1項＝「市長村長は・・固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において・・登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては・・決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。」			
(4) 「納期限」について 法第364条第7項＝「第2項（固定資産税の徴収）・・の納税通知書は、遅くとも、納期限10日前までに納税者に交付しなければならない。 広島市市税条例第7条＝「課税洩に係る市税又は詐偽その他不正の行為に因り免れた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度・・の税率によってその金額を直ちに徴収する。」	法第364条第7項の「納期限」は、限り、広島市市蜘列第7条の規定に基づいて市税を1騰果徴収する場合において納税通知書に定める納期限を含まない。	法第364条第7項の「納期限」は、法定納期限に限らず、広島市市税条例第7条によって賦課徴収する場合において定める場合を含む。	法第364条第7項の「納期限」は、法定納期限に限らず、広島市市税条例第7条の規定に基づいて市税を賦課徴収する場合において納税通知書に定める納期限を含む。
(5) 縦覧権の侵害について	西区長は、縦覧期間中に原告を所有者とする固定資産課税台帳を備え付けないで、控訴人の縦覧権を侵害した。	固定資産課税台帳は、当該固定資産の関係者の縦覧に供しなければならないが、関係者には当該固定資産の所有者が含まれ、控訴人は、昭和60年度以降、本件土地の所有者であり、固定資産課税台帳を縦覧し得たものであるから、控訴人の縦覧権を何ら侵害するものではない。	固定資産課税台帳の縦覧は、関係者に対してしなければならず、これに当該固定資産の所有者が含まれることは明らかであり、原告は、昭和60年度以降、本件土地に係る土地課税台帳を縦覧することができたのであるから、土地課税台帳に原告が所有者として登録されていなかったからといって、原告の縦覧権を侵害したものということはできない。
(6) 過誤納金の還付について	西区長は、本件土地の前所有者である訴外会社（以下「訴外会社」）に対して、昭和63年度分及び平成元年度分の固定資産税等は返還したが、昭和60年度分から昭和62年度分については返還しておらず、違法な二重課税を行っている。	西区長は、訴外会社に対し、誤って徴収した固定資産税等について、減額の賦課決定を行い、同減税額を返還しているのであって、控訴人主張のような二重課税は行っていない。	そもそも、訴外会社に対する過誤納金の還付の有無は、原告の法律上の利益に関係のない事項である上、訴外会社に対して過誤納金は還付されているのであるから、原告の主張は失当である。

判番 883

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 3 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島地裁・平成 10 年（行ウ）第 8 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　広島市中区長

5　経過

　平成 10 年　5 月 6 日　　提訴

6　争点

別紙のとおり

7　原告（控訴人、上告人）の主張

別紙のとおり

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

別紙のとおり

9　判決の要旨

別紙のとおり

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

[redacted]に係る訴訟の概要

1　事件名　　平成 10 年（行ウ）第 8 号課税処分取消請求事件

2　原告　　[redacted]

3　被告　　広島市中区長

4　管轄裁判所　　広島地方裁判所民事第三部

5　提訴年月日　　平成 10 年 5 月 6 日

6　請求の趣旨

(1) 被告が平成 9 年 5 月 1 日付けで行った原告の平成 9 年度分の固定資産税の賦課決定を取り消せ。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

7　請求の原因

被告がした賦課決定は、公平な課税決定を受ける原告の権利を著しく侵害した違法なものである。

・　広島市においては、償却資産については実地調査を行うことなく課税を行っている。このことは違法状態であるとともに、正直に申告する者が損をするといった状態になっている。

・　自治大臣の助言により作成された固定資産課税台帳の様式を勝手に改ざんして、それに納税者に送付したものとは異なる金額を記載している。

8　口頭弁論期日

平成 10 年　7 月 14 日　第 1 回弁論

（平成 10 年　9 月 16 日　被告変更の決定（広島市長→広島市中区長））

平成 10 年 11 月 10 日　第 2 回弁論

平成 11 年　1 月 26 日　第 3 回弁論（結審）

平成 11 年　3 月 23 日　判決言渡し〔棄却（確定）〕

※　指定代理人に係る兼務について

本件訴訟の指定代理人として、財政局税務部及び企画総務局総務課の職員 4 名に対し、兼務辞令を発令しているところであるが、そのうち[redacted]主事及び[redacted]主事については、平成 11 年 4 月 1 日付けの人事異動により既に当該兼務は免じられたところである。

判番 883

償却資産課税処分取消請求事件争点整理表

争　　点	原　告　の　主　張	被　告　の　主　張	判　　決
本件賦課決定処分は違法か		・本件処分は法の規定に従った適正なもの。	・本件処分は適法になされたものである。
	原告主張の違法事由は以下のとおり。 (1)原告が地方税法403条2項の実地調査等を要請したにもかかわらずこれを行っていないのは不当。	・原告提出の申告書の記載内容の調査等を行っている。 ・地方税法 403 条 2 項は登録価格決定の前段階の手続であるから同手続に関する不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出、当該審査申出に対する同委員会の決定の取消しの訴えによってしか争うことはできない。	・地方税法 403 条 2 項は登録価格決定の前段階の手続であるから同手続に関する不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出、当該審査申出に対する同委員会の決定の取消しの訴えによってのみ争うことができるのであり、本訴において主張することは許されない。
	(2)原告所有の償却資産について、原告が被告から送付を受けた「課税台帳」の表題のある書類の金額欄は未記入であるのに課税台帳には金額が記載されているのは不当。	・原告が送付を受けた書類は、原告が被告に提出した償却資産申告書の内容が複写されたものを控えとして送付したもにすぎない。 ・固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出、当該審査申出に対する同委員会の決定の取消しの訴えによってしか争うことはできない。	・原告が送付を受けた書面は、申告書を複写したものを便宜のために送付したものであり、その内容により、課税台帳の登録価格が左右されるのものではない。 ・固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服は、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出、当該審査申出に対する同委員会の決定の取消しの訴えによってしか争うべきである。
	(3)申告書の書式が、地方自治法で使用が義務づけられた施行規則で定める書式と異なっているのは不当。	・原告主張の施行規則様式は古いもので、現行の様式とは異なっており、被告は現在、原告の施行規則の様式を使用していることから、原告の主張は事実に反する。	・被告に書式の誤用はない。 ・書式の相違が処分の適否に直結する法的根拠は見いだしがたい。
	(4)課税処分の不服に関しては、地方税法により 30 日以内の裁決が義務づけられているのに 9 か月を要したのは不当。	・本件処分の適否とは直接関わりのない事項である。	・裁決に関する問題である。 ・行訴法 8 条 2 項により手続を省略して訴え提起ができるのであり、裁決の遅れが直ちに違法事由となるものではない。

判番 884

固定資産評価額審査決定処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 2 年 9 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島地裁・昭和 62 年（行ウ）第 3 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　広島市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 61 年　5 月 14 日　　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 61 年 10 月 31 日　　審査委員会による棄却の決定

昭和 62 年　1 月 28 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　地目認定について

②　評価方法について

③　路線価について

④　地積過大による補正について

⑤　不整形地補正について

⑥　造成費相当額の控除について

7　原告の主張

①　本件土地内には、広い池部分と広い雑種地が存するから、それぞれ区分して地目認定すべきである。

②　評価基準によると、遊園地等用地の評価額は、取得価額に造成費を加算した額を基準とし、位置、利用状況等を考慮して求めることとされている。

しかるに、被告は、本件土地の取得価額、造成費を調査しておらず、評価上も考慮していない。

③　路線価は売買実例価額と整合するものであるが、過去の付近の土地の売買価額から推測しても、その２倍以上となる不当に高いものである。

④　本件土地の地積は極めて過大であり、不動産鑑定評価では標準地に比べて規模過大として減価が行われるのが通常であること、分譲宅地として利用する場合には道路等の用地が必要であること　から、地積が過大であることを評価上考慮すべきである。

⑤　本件土地は、その全体の形状が不整形であるほか、北端及び南端・東側に建築等に不便な箇所があり、土地利用を阻害しているから、不整形地補正が適用されるべきである。

⑥　評価基準によれば、造成費相当額は「最近における造成費」とされており、池部分の実際の造成費用を基準として算定すべきであるのに、被告はこのことを全く考慮しておらず、被告が算定した　造成費相当額は極めて低額である。

8　被告の主張

①　評価基準によれば、遊園地等用地の地目は雑種地とされており、水族館も遊園地も同様である。また、遊園地用地は、一部に建物があるときでも、建物敷地以外の利用を主としているものは、その全部を雑種地として地目認定することとされている。

本件土地は、水族館施設である池、その付属家屋敷地として、一体的に利用されていたことから、本件土地全部が雑種地として地目認定されており、妥当なものである。

②　遊園地等用地の評価額は、取得後価額事情に変動があるときは付近の土地の価額を基準として求めることとされている。本件土地の評価額は、取得後価額事情に変動があることが明らかであるから、付近の宅地の価額を基準として求めることとなる。したがって、本件土地の実際の取得価額の調査は必要ない。

③　路線価は基準年度ごとに付設されるものであるから、仮に過去の土地の売買実例価額と本件土地の路線価が原告の主張するようなものであったとしても、このことをもって本件土地の路線価の不当を主張することは失当である。

④　固定資産税の評価は、評価基準により行うものであり、評価基準には、単に地積が過大であることに着目した補正はない。

⑤　評価基準に定める不整形地補正は、画地の形状が悪いことによる利用上の制約を考慮するための減価補正であるから、家屋の建築等が通常の状態で行い得るものは、この補正の適用はない。本件土地は、形状は矩形ではないが、面積は広く、利用上の制約が著しいものとは認められないから、不整形地補正の適用はない。

⑥　造成費相当額は、実際の造成費用をいうものではなく、評価額中に含まれる造成費とされている。また、造成費相当額は、大量の土地の評価に当たって各筆ごとに算定するのは実務上不可能に近いこと、地域ごとに同一金額である場合が多いことから、市町村等の地域単位ごとに定めることができるものとされている。

市においては、自治省が示した実際の造成費用に、市の宅地の評価割合等を考慮して市域全体に適用される造成費相当額を定めており、妥当なものである。

9　判決の要旨

①　本件土地全体が水族館の用に供する土地として利用されていた事実に照らすと、本件土地全体を雑種地として評価することには合理性があるというべきである。

②　本件土地については、取得後価額事情に変動があることが明らかであるから、本件土地の取得価額を基準としてではなく、付近の土地価格から評定するのが相当と解せられる。したがって、本件土地の取得価格や水族館施設の造成費を調査することなく、本件土地を評価したことに違法はない。

③　本件土地の路線価の付設は、評価基準の定めに従った適正なものである。なお、原告は過去の付近土地の売買実例等を理由に路線価が不当に高いと主張するが、実例がかなり以前のものであることに照らすと、この実例が存在したとしても、本件決定の適法性を左右するものとは言い難い。

④　不動産鑑定評価では、別の土地の規模が過大であることを理由に価格の逓減を行っていることが認められるが、評価基準には単に地積が過大であることによる価格の逓減についての定めがな

いことに照らすと、本件土地の評価に当たって、価格の逓減を行うことが合理的であるとは認められない。

⑤　不整形地補正の趣旨からすれば、画地の形状が不整形地であっても、画地が十分な広さを有し、家屋の建築等が通常の状態において行い得るなど不整形による利用上の制約が認められない場合には、その補正の必要性を欠くものというべきである。本件土地の評価に当たり、不整形地補正をしなかったことに違法性はない。

⑥　造成地相当額は、実際の造成費ではなく、評価額中に含まれている造成費相当額であって、一定地域ごとに金額によって定めることができると解することには合理性がある。広島市長は、この解釈を前提とした取扱要領に基づき、本件土地の造成費相当額の算定を行ったものであるから、その算定に違法はない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 56 年度から昭和 61 年度

濱本事件（一審）　判決等の内容

争　　点	原告（[redacted]）の主張	被告（固定資産評価審査委員会）の主張	第 一 審 の 判 決 内 容
1　被告の決定について	本件決定は、違法なものである。	本件決定は、適法なものである。	本件決定には、何ら違法はない。
2　地目認定について	本件土地内には、広い池部分と広い雑種地が存するから、それぞれ池沼と雑種地とに区分して地目認定をすべきである。	評価基準によれば、遊園地等用地の地目は雑種地とされており、水族館も遊園地と同様である。 また、遊園地等用地は、一部に建物があるときでも、建物敷地以外の利用を主としているものは、その全部を、雑種地と地目認定することとされている。 本件土地は、水族館施設である池、その付属家屋の敷地として、一体的に利用されていたことから、本件土地全部が雑種地と地目認定されており、妥当なものである。	本件土地全体が水族館の用に供する土地として利用されていた事実に照らすと、本件土地全体を雑種地として評価することには合理性があるというべきであり、池部分を池沼として個別に評価しなかったことをもって違法とする原告の主張は失当である。
3　評価方法について	評価基準によると、遊園地等用地の評価額は、取得価額に造成費を加算した額を基準とし、位置、利用状況等を考慮して求めることとされている。 しかるに、被告は、本件土地の取得価額（昭和 32 年に 300 万円で取得）、造成費を調査しておらず、評価上も考慮していない。 また、水族館が休眠状態であるという利用状況も考慮していない。	遊園地等用地の評価額は、取得後価額事情に変動があるときは付近の土地の価額を基準として求められることとされている。 本件土地の評価額は、取得後価額事情に変動（取得時の昭和 32 年～係争時の 56 年の地価上昇は約 24 倍）があることが明らかであるから、付近の住宅の価額を基準として求めることとなる。したがって、本件土地の実際の取得価額の調査は必要ない。 また、本件土地内には、池部分が存するから、付近の住宅の価額を基準として求めた価額から、池部分の造成費相当額を控除して本件土地の評価額が求められており、妥当なものである。 なお、位置、利用状況等については、本件土地は、水族館用地として利用されており、立地条件も良いので、考慮する必要はない。	本件土地については、評価時点において、取得後 20 数年を経過し価格事情に変動があったことは明らかであるから、本件土地の取得価額を基準としてではなく、付近の土地の価格から評定するのが相当と解せられる。したがって、本件土地の取得価額や水族館施設の造成費を調査することなく、本件土地を評価したことに違法はない。 また、本件土地においては、昭和 61 年 5 月の連休ころまで水族館の営業が現実になされていたものであるから、利用者数等の具体的な営業内容にまで立ち入って考慮しなくとも、そのことをもって評価基準にいう「利用状況」を考慮しない違法があるとは認め難い。

争　　点	原告（[redacted]）の主張	被告（固定資産評価審査委員会）の主張	第 一 審 の 判 決 内 容
4　路線価について	路線価は売買実例価額と整合するものであるが、昭和 43 年当時、付近の土地の売買実例価額 20 千円／坪に対し、本件土地の路線価は 13 千円／㎡～15 千円／㎡（43 千円／坪～50 千円／坪）と推測されるから、路線価が売買実例価額の 2 倍以上となり、不当に高いものとなっている。	路線価は基準年度ごとに付設されるものであるから、仮に、昭和 43 年当時の付近の土地の売買実例価額と本件土地の路線価が原告の主張するようなものであったとしても、このことをもって、昭和 56 年度～昭和 61 年度の本件土地の路線価の不当を主張することは失当である。	昭和 56 年度～昭和 61 年度の本件土地の路線価の付設は、評価基準の定めにしたがった適正なものである。 なお、原告は、昭和 43 年度当時の付近の土地の売買実例等を理由に、路線価が不当に高いと主張するが、実例の年度がかなり以前のものであることに照らすと、この実例が存在したとしても、本件決定の適法性を左右するものとは言い難い。
	本件土地の評価額の算定に当たっては、200 ㎡～300 ㎡の売買宅地の正常売買価格が大きな要素となっているが、その価格をそのまま、地積が 9,467 ㎡と過大な本件土地に当てはめて評価するのは、違法である。	本件土地の路線価は、標準的な画地（画地計算法上補正の必要がない画地）の 1㎡当たりの評価額となっており、妥当なものである。	
5　地積過大について	本件土地の地積（9,467 ㎡）は、極めて過大であり、不動産鑑定評価では、標準値に比べて規模過大として減価（15～30%）が行われるのが通常であること、分譲宅地として利用する場合には、道路等の用地が必要であることから、地積が過大であることを評価上考慮すべきである。	固定資産税の評価は、評価基準により行うものであり、評価基準には、単に地積が過大であることに着目した補正はない。	不動産鑑定評価では、別の土地の規模が過大であることを理由に価格の逓減を行っていることが認められるが、評価基準には、単に地積が過大であることによる価格の逓減についての定めがないことに照らすと、本件土地の評価に当たって、価格の逓減を行うことが合理的であるとは認められない。
6　不整形地補正について	本件土地は、その全体の形状が不整形であるほか、北端及び南端・東側（14～15m の窪みがある）に建築等に不便な箇所があり、土地利用を阻害しているから、不整形地補正が適用されるべきである。	評価基準に定める不整形地補正は、画地の形状が悪いことによる利用上の制約を考慮するための減価補正であるから、家屋の建築等が通常の状態で行い得るものは、この補正の適用はないと解されている。 また、利用上の不便は面積が広くなるに従って次第に減少していくものであるから、画地の面積が適正規模以上の広さであるものについては、この補正の適用を要しない。 本件土地は、形状は短形ではないが、面積は広く、利用上の制約が著しいものとは認められないから、不整形地補正の適用はない。	不整形地補正の趣旨からすれば、画地の形状が不整形であっても、画地が十分な広さを有し、家屋の建築等が通常の状態において行い得るなど不整形による利用上の制約が認められない場合には、その補正の必要性を欠くものというべきである。。 本件土地の地積は、9,467 ㎡と広大であって、宅地として利用するための十分な広さがあると認められるから、本件土地の評価に当たり、不整形地補正をしなかったことに違法はない。

争　　点	原告（[redacted]）の主張	被告（固定資産評価審査委員会）の主張	第 一 審 の 判 決 内 容
7　池部分の造成費について	評価基準によれば、造成費相当額は「最近における造成費」とされており、池部分の実際の造成費用２万円／㎡を基準として算定するべきであるのに、被告はこのことを全く考慮しておらず、被告が算定した造成費相当額は極めて定額である。	造成費相当額は、実際の造成費用をいうものではなく、評価額中に含まれる造成費（具体的には、実際の造成費用に宅地の評価割合を乗じて算定される。）とされている（自治事務次官通達）。 また、造成費相当額は、大量の土地の評価に当たって各筆ごとに算定するのは実務上不可能に近いこと、地域ごとに同一金額である場合が多いことから、市町村等の地域単位ごとに定めることができるものとされている。 広島市においては、自治省が示した実際の造成費用に、同市の宅地の評価割合等を考慮して、市域全域に適用される造成費相当額を定めており、妥当なものである。	広島市は、自治事務次官通達に基づき、自治省固定資産税課長内かんを参考の上、固定資産（土地）評価事務取扱要領において、造成費相当額に関する定めを設けている。 この造成費相当額は、実際の造成費ではなく、評価額中に含まれている造成費相当額であって、一定地域ごとに金額によって定めることができると解することには合理性がある。 広島市長は、この解釈を前提とした取扱要領に基づき、本件土地の造成費相当額の算定を行ったものであるから、その算定に違法はない。
	池部分の造成費相当額について、その深さが6mあるから、3mの造成費相当額を単純に２倍した金額を適用するという方法は、埋め立て部分が深いほど余分な費用が必要であるということを考慮していないものであるから、違法である。	池部分の造成費相当額は、その深さが6mであるため、広島市が定めた3m低い土地の造成費相当額の２倍の額を適用して算出されており、妥当なものである。	
8　被告の実地調査等について	本件土地は、道路に沿接する北側の一部に本件土地以外の土地があるため、本件土地の形状は、被告が認定したものとは異なることとなるから、実地調査を前提とした被告の決定は誤っている。	本件土地内に本件土地以外の土地があるということについて、原告は何ら立証していないし、被告の口頭審理における原告の陳述等においても主張していない。 また、被告は、原告から提出された図面等により、本件土地の形状を認定したものである。 仮に、本件土地内に本件土地以外の土地があったとしても、本件土地と合わせて１画地として評価されるものであるから、本件土地の１㎡当たりの評価額は変わらない。また、本件土地の評価上の地積は登記地積が用いられている。 したがって、本件土地の評価額が異なることにはならず、被告の決定には、何ら影響はないものである。	被告が認定した本件土地のうち公道に面している一部の土地が含まれているとしても、他の土地の登記地積には 104,23 ㎡であって、本件土地の地積9,467.00㎡の1%程度でしかないことに照らすと、他の土地を本件土地として認定された箇所から除外したとしても、その形状の変化はわずかであり、不整形地補正に当たり特段考慮すべきものとは認められない。

判番 885

審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 2 年 9 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島地裁・昭和 60 年（行ウ）第 17 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　広島市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 60 年　4 月 30 日　　審査委員会へ審査申出書提出

昭和 60 年　9 月 13 日　　審査委員会による棄却の決定

昭和 60 年 12 月 12 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　評価基準の法的拘束性について。

②　税務局長通達（再建築費評点補正率等）の法的性格について。

③　損耗減点補正等の適用について。

④　口頭審理手続等における違法性について。

7　原告の主張

①　評価基準は、家屋評価の参考基準であって法的拘束力はない。

地方自治の見地から、自治体の判断の余地を入れない評価基準は、憲法第 92 条、第 94 条に違反する。また、課税標準は法律により定められるべきであり、それを自治大臣が定めた評価基準は租税法律主義（憲法第 84 条）に違反する。

②　税務局長通達は、評価基準に基づき示達されたものであり、法律の委任によることなく自治大臣が課税標準を定めたものであるから、租税法律主義に違反し無効である。

③　本件家屋の東側及び南側に高層ビルが建築され日照がなくなった。そのため、本件家屋の収益力が低下している。固定資産税を収益税とする判例もあり、日照阻害による収益力、価値の低下については、損耗減点補正や需給事情補正を適用すべきである。

④　被告の書記が作成した資料は、被告の決定の基礎とされたにもかかわらず、口頭審理において原告の批判にさらして反論の機会を与えていない。

また、僅か１回の口頭審理を行ったのみで十分な反論の機会を与えておらず、実地調査等も行っていない。

8　被告の主張

①　地方税法上、家屋評価は評価基準によって行わなければならないとされていることから、評価基準には法的拘束力がある。

租税法律主義とは、租税を賦課するには法律によることを必要とするが、細目的事項を命令などに委任することを排除する趣旨ではなく、それを予定していると解すべきである。また、課税標準については、地方税法第 349 条に明記されており、評価基準は単にその算定基準を定めたものである。

②　税務局長通達は、評価基準に規定する「自治大臣が別に指示する」とされている事項を明らかにしたものであり、評価基準の一部を構成し、これと一体となって評価の適正・均衡を担保しているものであるから、法的拘束力がある。

③　固定資産税は、固定資産の有する資産価値に着目して課する物税であり家賃収入の減少といった事情は、評価基準上考慮されない。

本件家屋には、災害等による特別な損耗は認められないことから、損耗減点補正の適用はない。

原告からは、日照阻害による収益力の低下についての具体的立証がなく、また、本件家屋は、生活の利便性が高い地域に所在し、若干の日照阻害によって家屋の価値が減少するとは認められないことから、需給事情補正の適用はない。

④　被告の書記が作成した資料は、原告の審査申出の内容を確認するための資料にすぎず、評価基準によって決定された本件家屋の評価額とは関連がないものである。被告の書記が作成した資料は、必ずしも口頭審理に上程することを要しない。

被告は原告に対し、口頭審理前に弁明書等を送付し、それに対する反論書の提出を求める等、十分な反論の機会を与えている。また、被告の実地調査については、原告からの要請はなく、本件家屋については災害等の特別な事情がなかったことから、行わなかったものである。

9　判決の要旨

①市町村長は評価基準によって評価することが義務付けられている。評価基準が不合理なものであれば、これに法的拘束力を認めるのは相当でないが、評価基準が不合理であることを窺わせる事情は認められないから、評価基準は法的拘束力を有する。

評価基準により評価することを市町村長に義務付けたとしても、何ら地方自治の本旨に反せず、憲法第 92 条、第 94 条に違反しない。租税法律主義は、課税上基本的な重要は法律で定め、細目的事項は命令などに委任することも許容していると解すべきであるから、自治大臣の告示に委任した評価基準は、租税法律主義に違反しない。

②　税務局長通達は、自治大臣の告示に委任した趣旨を逸脱するとはいえず、評価基準を補充する効力を有するというべきであるから、同通達は租税法律主義に違反しない。

③　評価基準は、家屋の収益力の低下について考慮しておらず、またそれをしなくても、家屋の評価において特段不合理であるとはいえない。

本件家屋には天災、火災等の事情はないから、損耗の状況による減点補正率は経年減点補正率が適用される。

日照がほとんど全部阻害される程度に至っていれば、需給事情補正を適用すべきと解するが、本件家屋程度の日照阻害は、同補正を適用すべき場合に当たらない。

④　被告の書記が作成した資料は、その内容からみても、口頭審理に上程して原告に反論の機会を与えるのを相当とする資料とはいえない。原告は審査資料を閲覧することが認められており、これにより同資料に関する反論等ができるから、同資料を口頭審理に上程するなどの手続を経ることは要しないものと解すべきである。

原告が十分な反論の機会を与えられなかったという主張には理由がなく、被告の口頭審理手続における違法は認められない。実地調査を行うか否かは被告の判断に委ねられているから、同調査をしなかったからといって違法な措置ということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

行政事件裁判例集 41 巻 9 号 1574 頁、判例タイムズ 773 号 118 頁、判例地方自治 82 号 24 頁

大場民男・判例地方自治 92 号 59 頁

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 60 年度

[redacted]事件（第一審）　判決の内容等

争　　点	原告（[redacted]）の主張	被告（固定資産評価審査委員会）の主張	第一審の判決内容
1　本件家屋の評価額について	昭和 60 年度においては、広島市における建築費は下降しており、また、昭和 57 基準年度から 3 年を経過して家屋は古くなっているのであるから、本件家屋の評価額は下がるべきである。	本件家屋の評価額は、評価基準によって決定された適正なものである。 過去 3 年間（昭和 55～58 年）の広島市における建築費は下降しておらず、本件家屋の時の経過による損耗も、評価基準に定める経過減点補正率により考慮されている。	広島市長は、評価基準に従い適正に本件家屋の価格を決定している。 過去 3 年間（昭和 55～58 年）広島市における建築費は、上昇していることが認められ、年数の経過により通常生じる減価は、評価基準上、経年減点補正率基準表により補正される。
2　評価基準の法的性格	評価基準は、家屋評価の参考基準であって、法的拘束力はない。 （家屋評価は、市長の適正な裁量の下で行われる。）	地方税法上、家屋評価は、評価基準によって行わなければならないとされている（地方税法 403 条 1 項）ことから、評価基準には法的拘束力がある。 （家屋評価に当たっては、市長は、必ず評価基準に従わなければならない。）	市町村長は評価基準によって評価することが義務付けられている。 評価基準が不合理なものであれば、これに法的拘束力を認めるのは相当でないが、評価基準が不合理であることを窺わせる事情は認められないから、評価基準は法的拘束力を有する。
	地方自治の見地から、自治体の判断の余地を入れない評価基準は、憲法 92 条（地方自治の基本原則）、94 条（地方公共団体の権能）により違反する。 また、課税標準は、法律により定められるべきであり、それを自治大臣が定めた評価基準は租税法律主義（憲法 84 条）に違反する。	租税法律主義とは、租税を賦課するには法律によることを必要とするが、細目的事項を命令などに委任することを排除する趣旨ではなく、それを予定していると解すべきである。（福岡高裁判決）。 また、課税標準については、地方税法 349 条に明記されており、評価基準は、単にその算定基準を定めたものである（千葉地裁判決）。	評価基準により評価することを市町村長に義務付けたとしても、何ら地方自治の本旨に反せず、憲法 92 条、94 条に違反しない。 租税法律主義は、課税上基本的な重要事項は法律で定め、細目的事項は命令などに委託することも許容していると解すべきであるから、自治大臣の告示に委任した評価基準は、租税法律主義に違反しない。
3　税務局長通達（再建築費評点補正率等）の法的性格	税務局長通達は、評価基準（自治省告示）に基づき示達されたものであり、法律の委任によることなく自治大臣が課税標準を定めたものであるから、租税法律主義に違反し、無効である。	税務局長通達は、評価基準に規定する「自治大臣が別に指示する」とされている事項を明らかにしたものであり、評価基準の一部を構成し、これと一体となって評価の適正・均衡を担保しているものであるから、法的拘束力がある。	税務局長通達は、自治大臣の告示に委任した趣旨を逸脱するとはいえず、評価基準を補充する効力を有するというべきであるから、同通達は租税法律主義に違反しない。

争　　点	原告（[redacted]）の主張	被告（固定資産評価審査委員会）の主張	第一審の判決内容
4　日照阻害による収益力の低下に伴う損耗減点補正や需給事情補正の適用	本件家屋の東側及び南側に高層ビル（10 階建）が建築され、日照が零になった。そのため、本件家屋の収益力（家賃収入）、価値が低下した。 固定資産税を収益税とする判例（京都地裁判決）もあり、日照阻害による収益力、価値の低下については、損耗減点補正や需給事情補正を適用すべきである。 損耗減点補正は、部分別損耗減点補正と総合損耗減点補正とに分かれて減点が行われる。	固定資産税は、固定資産の有する資産価値に着目して課する物税であり（最高裁判決）家賃収入の減少といった事情は、評価基準上考慮されない。 本件家屋には、災害等による特別な損耗は認められないことから、損耗減点補正の適用はない。 原告からは、日照阻害による収益力の低下についての具体的立証がなく、また、本件家屋は、生活の利便性が高い地域に所在し、若干の日照阻害によって家屋の価値が減少するとは認められないことから、需給事情補正の適用はない。 非木造家屋について損耗減点補正を適用する場合には、評価基準上、部分別損耗減点補正のみ適用される。	評価基準は、家屋の収益力の低下について考慮しておらず、また、それをしなくても、家屋の評価において、特段不合理であるとはいえない。 本件家屋には天災、火災等の事情はないから、損耗の状況による減点補正率は経年減点補正率が適用される。 日照が殆ど全部阻害される程度に至っていれば、需給事情補正を適用すべきと解するが、本件家屋程度の日照阻害は、同補正を適用すべき場合に当たらない。
5　被告（固定資産評価審査委員会）の権限	被告は、固定資産評価審査委員会の権限を、家屋の評価計算が評価基準に従って行われているか否かの範囲に限って審査決定できると、不当に狭く解釈している。	家屋評価は、評価基準によって行われなければならないとされていることから、被告の権限も家屋評価が評価基準によって適正になされているか否かの判断に限られる。	広島市長は、評価基準に従い適正に本件家屋の価格を決定しており、また、被告の審理手続きにおける違法は認められないから。本件審査決定は適法なものである。
6　口頭審理手続き等の違法性	被告の書記が作成した資料（現況写真等）は、被告の決定の基礎とされたにもかかわらず、口頭審理において、原告の批判にさらして反論の機会を与えていない。	被告の書記が作成した資料は、原告の審査申出の内容を確認するための資料にすぎず、評価基準によって決定された本件家屋の評価額とは関連がないものである。 被告の書記が作成した資料は、必ずしも口頭審理に上程することを要しない。	被告の書記が作成した資料は、その内容からみても、口頭審理に上程して原告に反論の機会を与えるのを相当とする資料とはいえない。 原告は審査資料を閲覧することが認められており、これにより同資料に関する反論等ができることから、同資料を口頭審理に上程するなどの手続きを経ることは要しないものと解すべきである。
	被告は、僅か 1 回の口頭審理を行ったのみで、しかも、単に原告の陳情を聞くのみで十分な反論の機会を与えず口頭審理を終了しており、また、実態調査等も行っていない。	被告は原告に対し、口頭審理前に、弁明書等を送付し、それに対する反論書の提出を求める等、十分な反論の機会を与えている。 また、被告の実地調査については、原告からの要請はなく、また、本件家屋については災害等の特別な事情がなかったことから、行わなかったものである。	原告が充分な反論の機会を与えられなかったという主張には理由がなく、被告の口頭審理手続きにおける違法は認められない。 実地調査を行うか否かは被告の判断に委ねられているから、同調査をしなかったからといって違法な措置ということはできない。

争　　点	原告（[redacted]）の主張	被告（固定資産評価審査委員会）の主張	第 一 審 の 判 決 内 容
7　広島市の実地調査等	評価に当たっては、実地調査（地方税法408条）を毎年1回行われなければならないとされているが、広島市は、新築時を除き、本件家屋の実地調査を行っていない。 また、評価調書（地方税法409条4項）も作成されていない。	広島市は、本件家屋の実地調査を毎年 1 回行っており、また、評価調書も作成している。 以上の事実を考慮して、被告は決定したものである。	広島市は、在来分の家屋について、年に 1 度現地に赴いて、家屋の状況を外部から観察する等の調査を行っていることが認められる。 また、評価調書についても、自治省令の定めにより、家屋の所有権者等を記載した調書を作成していることが認められる。
	広島市の実地調査は、地方税法403条2項（納税者とともにする実地調査等）に違反しているから、本件家屋の評価は適正に行われていない。	地方税法403条2項の規定は、同法408条の実地調査に当たって、同項の手続きによることを義務付けたものではない。	広島市は、増改築、滅失等の異動が認められた家屋について、所有者に対する質問や内部調査を行っていることが認められる。
8　本案前の主張	原告は当初固定資産評価額の訂正（旧請求）を求めて出訴したが、その後審査決定の取消し（新請求）を求める訴えに変更したが、これは被告に対する請求を正確なものに訂正したものであり、訴訟物の同一性もあるから、本件訴えは適法なものである。	旧請求は被告にその権限がない不適法な訴えであり、新請求も出訴期間を徒過した不適法な訴えであるから、本件訴えは却下されるべきである。	原告は出訴時から被告に対し審査決定の取消しを求める趣旨を表明していたということができるから、新請求には出訴期間の遵守に欠けるところはないと解するのが相当である。

判番 886

裁決取消請求事件

1	判決年月日	平成 10 年 1 月 27 日
2	裁判所名及び事件番号	広島地裁・平成 5 年（行ウ）第 19 号
3	原告及び訴訟代理人	[redacted]
4	被告	広島市固定資産評価審査委員会
5	経過	
	平成 3 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
	平成 5 年　9 月　2 日	審査委員会による棄却の決定
	平成 5 年 12 月　2 日	審査決定取消訴訟提起
6	争点	
	別紙のとおり	
7	原告の主張	
	別紙のとおり	
8	被告の主張	
	別紙のとおり	
9	判決の要旨	
	別紙のとおり	
10	公刊の有無及び判例評釈	
	未公刊	
11	固定資産の区分	土地及び家屋
12	本事件における評価年度	平成 3 年度

[redacted]外 5 名に係る取消訴訟の概要

1	事件名	平成 5 年（行ウ）第 19 号裁決取消請求事件
2	原告	[redacted]
3	被告	広島市固定資産評価審査委員会
		[redacted]
4	管轄裁判所	広島地方裁判所民事第三部
5	提訴年月日	平成 5 年 12 月 2 日

6　請求の趣旨

(1) 被告が平成 5 年 9 月 2 日付けで行った、各原告の平成 3 年度の固定資産課税台帳登録事項に関する審査の申出を棄却した各決定を取り消す。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

7　請求の原因

被告は、平成 5 年 9 月 2 日付けで、各原告の平成 3 年度の固定資産課税台帳登録事項に関する審査の申出をいずれも棄却決定しているが、訴外広島市長が行った各原告所有の土地及び家屋に係る平成 3 年度の評価には、次のような違法があることから、その決定は誤りである。

(1) 登録価格の違法について

固定資産税における固定資産の価格は「適正な時価」であるが、一方、地価公示価格も「正常な価格」であることから、固定資産税価格と地価公示価格との間には、一定の比例関係があるべきであり、固定資産税の基準宅地に係る路線価と地価公示最高価格とを比較すると、京都市は 14.6%、大阪市は 15.9%、神戸市は 16.5%であるのに対して、広島市では 30.0%となっている。

このことからすると、広島市における各宅地についても同等の比率にあると考えられ、広島市の土地所有者は、これらの諸都市に比べて異常に高い固定資産税を負担させられていることになることから、広島市長が行った土地の評価は、固定資産評価基準によらない評価をしたものか、又は裁量権の甚だしい逸脱による違法なものである。

(2) 評価手続の違法について

地方税法第 403 条は、評価に際しては納税者とともにする実地調査等、あらゆる方法によって公正な評価をすべきことを定めているが、訴外広島市長は、次のとおり、この規定に違反してい

る。

ア　国の減反政策により畑に転作しているものを登記地目が田であるからといって田で評価している。

イ　現況が原野となっている田畑でも田畑として評価している。

ウ　農産物の価格（特に米）が昭和46年以降据え置かれ、現実に収益のほとんどない農地に不釣合の高い評価を行っている。

エ　建物についても、実情を見ない評価を行っている。

８　口頭弁論期日

第 1 回　平成 6 年　2 月　1 日
第 2 回　平成 6 年　4 月 26 日
第 3 回　平成 6 年　6 月 28 日
第 4 回　平成 6 年　8 月　9 日
第 5 回　平成 6 年 10 月 18 日
第 6 回　平成 6 年 12 月　6 日
第 7 回　平成 7 年　2 月　7 日
第 8 回　平成 7 年　5 月 23 日
第 9 回　平成 7 年　6 月 27 日
第 10 回　平成 7 年　9 月 12 日
第 11 回　平成 7 年 11 月　7 日
第 12 回　平成 7 年 12 月 19 日
第 13 回　平成 8 年　2 月 13 日
第 14 回　平成 8 年　5 月　7 日
第 15 回　平成 8 年　7 月　2 日
第 16 回　平成 8 年　9 月 17 日
第 17 回　平成 8 年 11 月　5 日
第 18 回　平成 8 年 12 月 17 日
第 19 回　平成 9 年　2 月 18 日

９　判決言渡し

平成 10 年 1 月 27 日

固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件（大谷事件）に係る判決の概要

（平成５年（行ウ）第19号裁決取消請求事件・平成10年１月27日広島地方裁判所判決）

争　　点	原　告　の　主　張	被告（委員会）の主張	裁　判　所　の　判　断
１　固定資産評価基準の違法性について	売買目的でない財産まで売買価格を基に評価することとしている固定資産評価基準は、違憲又は違法である。	固定資産評価基準は、地方税法の委ねるところにより定められたものであり、租税法律主義に従ったものである。	租税法律主義によると、いかなる課税標準を規定するかは立法政策の問題であり、地方税法及びこれに基づく固定資産評価基準が憲法に違反するとはいえない。
２　固定資産税評価と地価公示価格との比較について	広島市は、固定資産税の基準宅地の路線価の地価公示最高価格に対する割合が他都市に比べて極端に高い。	地価公示価格と固定資産税における価格とは、その目的等が異なり、単純に割合を比較しても意味をなさない。	基準宅地の価格は、固定資産評価基準に従って、自治大臣が調整した価格を基に決定されている。また、大都市の土地取引は地方都市に比べて投機的要素が高いこと等から、基準宅地の価格の地価公示最高価格に対する割合が大都市で低く地方都市で高くなっているからといって、著しく不当とはいえない。
３　評価の手続について	個々の土地及び家屋については、現況地目、使用資材等の誤認があり、実情を見ないで評価されている。	個々の土地及び家屋については、固定資産評価基準に基づき適正に評価されている。	個々の土地及び家屋の価格決定は、固定資産評価基準に適合しており、また、客観的時価を超えているという原告の主張もないことから、適法なものと推認できる。
４　委員会の審査手続について	審査手続において、原告には評価の根拠、計算方法等が明らかにされていない。	原告から請求のあった資料については、守秘義務に抵触しない範囲内で提供している。	原告の申出理由等に照らせば、被告は、原告から請求のあった資料の提供により、評価の根拠、計算方法等を了知させる措置をとる義務を尽くしたといえる。
	口頭審理において、参考人として税務部長の出席を求めたが、被告は理由も示さずにこれを却下した。	いかなる関係人の出席を求めるかは委員会の裁量に委ねられており、税務部長の出席を求めるより市長の文書回答を得る方が円滑な審査に資すると判断した。	いかなる関係人の出席を求めるかは委員会の裁量によって決定できるものであり、被告のとった措置が著しく不当とはいえない。

判番 887

裁決取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 10 年 11 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島高裁・平成 10 年（行コ）第 2 号

広島地裁・平成 5 年（行ウ）第 19 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人 [redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　広島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 3 年 4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 5 年 9 月 2 日　審査委員会による棄却の決定

平成 5 年 12 月 2 日　第 1 審提訴

平成 10 年 1 月 27 日　第 1 審提訴判決言渡し

平成 10 年 2 月 10 日　控訴提起

6　争点

別紙のとおり

7　原告（控訴人、上告人）の主張

別紙のとおり

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

別紙のとおり

9　判決の要旨

別紙のとおり

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地及び家屋

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

大谷事件（控訴審）の概要

1　事件の表示

平成 10 年（行コ）第 2 号裁決取消請求控訴事件

2　控訴人（第 1 審原告）

[redacted]

3　被控訴人（第 1 審被告）

広島市固定資産評価審査委員会

上記代表者　委員長　門前　豊巳

[redacted]

4　控訴年月日

平成 10 年 2 月 10 日

5　管轄裁判所

広島高等裁判所第三部

6　事件の概要

控訴人（第 1 審原告）らは、平成 3 年 4 月 30 日、被控訴人（第 1 審被告）に対し、平成 3 年度固定資産課税台帳登録価格の減額を求めて審査の申出を行ったが、平成 5 年 9 月 2 日、被控訴人が当該審査の申出を棄却する決定を行ったため、これを不服として当該棄却決定の取消しを求めて訴訟を提起した。

これに対し、本件訴訟の第 1 審においては、控訴人らの請求をいずれも棄却する判決が示され、控訴人らは、当該判決を不服として控訴した。

7　訴訟の経緯

平成 10 年 1 月 27 日　第 1 審判決言渡し

同年　2 月 10 日　控訴

同年　7 月 1 日　第 1 回口頭弁論

同年　9 月 16 日　第 2 回口頭弁論（結審）

同年　11 月 30 日　判決言渡し

8　判決の内容

(1) 主　文　1　本件控訴をいずれも棄却する。

2　訴訟費用は控訴人らの負担とする。

3　ただし、原判決添付別紙物件目録二 8 記載の土地の「地目」が「宅地」とあるのを「畑」と更正する。

(2) 理由等　　別紙のとおり。

大谷事件（控訴審）に係る判決の概要

（平成 10 年（行コ）第 2 号裁決取消請求控訴事件・平成 10 年 11 月 30 日広島高等裁判所判決）

項　　目	原審裁判所の判断	控訴人の主張	被控訴人の主張	控訴審裁判所の判断
1　固定資産評価基準の違法性について	憲法 25 条等の規定から生存権的財産権と資本的財産権の区別を明確に行うことはできず、また、租税法律主義からすれば、これらを区別して固定資産税の課税標準を規定するか否かは立法政策の問題であると解される。 したがって、法及びこれに基づく評価基準が憲法 25 条等に違反するとはいえない。、	固定資産税の課税標準は、収益還元価格と解することにより、憲法 25 条の生存権保障にも適合するといいうるのに、原判決は、このことについては判断していない。 現行の売買実例価格を基準とする方式は不合理であり、立法裁量の範囲を逸脱している。	原判決は、租税法律主義からすれば、固定資産税の課税標準を「適正な時価」とする旨規定する法及び評価基準が憲法 25 条等に違反するということはできない旨、及び「適正な時価」とは、正常売買価格をいうものと解するのが相当である旨を、いずれも判断している。	租税法律主義からすれば、課税標準としていかなる評価方法を採用するかは立法府の合理的な裁量に委ねられており、当該評価方法が著しく不合理なものでない限り、違憲の問題は生じないところ、収益還元価格について具体的に基準としての客観的な数値を算定することが困難であること等からすれば、評価基準が著しく不合理であるとはいえない。
2　委員会の審査手続について	原告の申出理由等に照らせば、被告は、原告から請求のあった資料の提供により、評価の根拠、計算方法等価格決定の理由を了知させる措置をとる義務を尽くしたといえ、付近の売買実例価格等についてまで提供することは要しなかった。	被控訴人は売買実例価格等を明らかにすることについて何ら支障がないはずであり、控訴人はそれらが示されなければ価格決定の根拠等を知ることができないのに、これらの資料を提供する必要がないとする原判決は、その理由が明らかでない。	価格決定理由の了知措置は、申出理由等に照らし、合理的な範囲内でなせば足りると解され、被控訴人が弁明書や控訴人から請求のあった資料を提出したのに対し、控訴人が何ら具体的な申出理由を述べることもなかったこと等からすれば、被控訴人には、控訴人に対して売買実例価格等を了知させるまでの合理的必要性はなかった。	（「原審裁判所の判断」と同じ。）
3　本件各価格決定の評価基準適合性等について	個々の土地及び家屋の価格決定は、固定資産評価基準に適合していることが認められ、また、客観的時価を超えているという原告の主張・立証もないことから、本件各価格決定は、適法なものと推認できる。	本件各価格決定は、評価基準に適合していない。	本件各価格決定は、いずれも評価基準に適合しており、適正なものである。	個々の土地及び家屋の価格決定は固定資産評価基準に適合していることが認められ、また、被控訴人から客観的時価を超えているという主張・立証も原審に引き続き、ないことから本件各価格決定は適法なものと推認できる。

判番 888

（別紙様式 2）

固定資産課税処分取消等請求事件〔尾道市〕

1　判決年月日　　平成 12 年 1 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　　広島地裁・平成 10 年（行ウ）第 25 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　尾道市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　3 月 18 日　　審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳修正登録価格について審査申出書提出

平成 10 年　8 月 20 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　9 月 25 日　　課税処分取消請求訴訟提訴

6　争点

①　審査申立ての事由について

②　画地の認定について

③　画地計算法の適用について

④　審理不尽等について

7　原告の主張

①　登録等の価格に重大な錯誤があるときは、納税義務者は路線価の価格を含めて適正な時価であるかどうかの審査を求めることができるべき。

②　本件土地全筆を一画地認定しているが、段差があり、宅地としての物理的連続性はない。また、未利用地は宅地ではなく雑種地とすべきである。

③　画地認定及び地目認定を変更し、画地計算による補正率を見直し、評価額を修正すべきである。

④　原告に連絡なく無断で現地調査を行う等審理が尽くされていない。

8　被告の主張

①　路線価自体は固定資産課税台帳に登録された事項ではなく、審査申出をすることはできない。

②　建物敷地及び未利用地は、建物の建築状況及び段差の状況から判断して物理的連続性が認められ、宅地として一体利用されている。

③　一体利用されている宅地として適正な画地計算を行っている。

④　現地調査は職権により行ったもので原告に立会いの機会を与えなくとも違法ではなく、審理も尽くしている。

9　判決の要旨

①　納税義務者が、当初登録価格に対して不服申立てを行わず、修正登録に対して不服を申し立てる場合には、固定資産の価格等それ自体が一旦適法に確定して争い得ないものになっているのであり、納税義務者は当該修正の当否に限ってこれを争うことが認められているに過ぎない。

②　未利用地は客観的に宅地利用と認めるのが相当である。建物敷地部分と未利用地部分とはその形状、利用状況等から一体をなしており、一画地として認定したのは妥当。

③　評価基準によれば、宅地の状況に応じ、必要があるときは、画地計算法における評価基準別表 3 の附表等について所要の補正をして適用するものとされており、接面道路との高低差を理由として所要の補正をすることは一般的に行われていると認められる。

④　現地調査等審査手続に違法性はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　　未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 9 年度

判番 889

固定資産課税処分取消等請求事件〔尾道市〕

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 13 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高裁・平成 12 年（行コ）第 3 号
（広島地裁・平成 10 年（行ウ）第 25 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　尾道市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　3 月 18 日　審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳修正登録価格について審査申出書提出

平成 10 年　8 月 20 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　9 月 25 日　課税処分取消請求訴訟提訴

平成 12 年　1 月 13 日　判決（審査委員会勝訴）

平成 12 年　1 月 25 日　控訴

6　争点

①　審査申立ての事由について

②　画地の認定について

③　画地計算法の適用について

④　審理不尽等について

7　控訴人の主張

①　登録等の価格に重大な錯誤があるときは、納税義務者は路線価の価格を含めて適正な時価であるかどうかの審査を求めることができるべき。

②　本件土地全筆を一画地認定しているが、段差があり、宅地としての物理的連続性はない。また、未利用地は宅地ではなく雑種地とすべきである。

③　画地認定及び地目認定を変更し、画地計算による補正率を見直し、評価額を修正すべきである。

④　控訴人に連絡なく無断で現地調査を行う等審理が尽くされていない。

8　被控訴人の主張

①　路線価自体は固定資産課税台帳に登録された事項ではなく、審査申出をすることはできない。

②　建物敷地及び未利用地は、建物の建築状況及び段差の状況から判断して物理的連続性が認められ、宅地として一体利用されている。

③　一体利用されている宅地として適正な画地計算を行っている。

④　現地調査は職権により行ったもので控訴人に立会いの機会を与えなくとも違法ではなく、審理も尽くしている。

9　判決の要旨

①　審査の申出をすることができる事項は、修正登録価格に限られ、当初登録価格に対して審査の申出をすることはできず、当該修正事由以外の当初登録価格に関する事由を不服の理由として主張することもできない。本件において、当初登録価格が修正された理由は道下補正がなされたことによるものであり、この当否に関する事由に限り修正登録価格に対する審査の申出において不服の理由として主張することはできるが、それ以外の路線価の価格はもとより、地目の認定、一画地の認定等を不服の理由とすることはできない。

②　未利用地は客観的に宅地利用と認めるのが相当である。建物敷地部分と未利用地部分とはその形状、利用状況等から一体をなしており、一画地として認定したのは妥当。

③　未利用地部分が路線価の付設されている街路と接せずに低地にあるという個別的要因が存することから所要の補正をして適正な価格を算出しようとした道下補正の適用は相当である。

④　現地調査等審査手続に違法性はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 890

固定資産課税台帳登録価額修正登録取消請求事件〔因島市〕

1　判決年月日　平成 9 年 10 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　広島地裁・平成 9 年（行ウ）第 16 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　因島市長

5　経過

平成 9 年　7 月　3 日	固定資産評価審査委員会の決定通知により固定資産課税台帳登録価額の修正
平成 9 年　7 月 16 日	固定資産課税台帳登録価額修正登録取消訴訟提訴

6　争点

固定資産評価審査委員会決定取消請求訴訟係属中の固定資産課税台帳登録価額修正の可否

7　原告の主張

固定資産評価審査委員会決定での修正評価額でもなお不服であるため、当該決定取消請求訴訟を提起している。登録価額修正は未だその結果をみない段階でなされたものであり違法である。

8　被告の主張

（改正前）地方税法第 435 条第 1 項の規定により登録価額修正を行ったものであり適法。

9　判決の要旨

地方税法の諸規定に従って適法になされたものであり、本件修正登録に何ら違法な点はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 891

決定取消請求事件〔因島市〕

1　判決年月日　平成 10 年 11 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　広島地裁・平成 10 年（行ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　因島市長

5　経過

平成　9 年　8 月 14 日	固定資産評価審査委員会の決定通知により固定資産課税台帳に比準課税標準額の登録
平成　9 年　9 月 16 日	更正処分
平成　9 年 11 月 13 日	更正処分の異議申立て
平成　9 年 12 月 10 日	異議申立て棄却の決定
平成 10 年　3 月　2 日	決定取消請求訴訟提訴

6　争点

行政事件訴訟における取消し理由の制限について

7　原告の主張

①　2 区画の土地に分割評価した上で算出された比準課税標準額には地方税法適用等について違法がある。

②　小規模住宅用地の特例の適用を誤っている。

8　被告の主張

①　本件土地は、それぞれその利用状況から区画を分けて評価を行ったものであり適法。

②　小規模住宅用地の特例の適用に誤りはない。

9　判決の要旨

本件請求は、行政事件訴訟法第 3 条第 3 項にいう「裁決の取消し」を求めるものであり、かつ、原告は本件更正処分の取消しを提起することができるから、原告が本件決定の違法事由として主張できるのは、裁決主体の瑕疵及び裁決形式の瑕疵等のいわゆる裁決固有の瑕疵に限られる。原告の主張はいずれもこの瑕疵の主張に該当せず、主張自体失当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 892

決定取消請求事件〔因島市〕

1　判決年月日　平成 11 年 4 月 22 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高裁・平成 10 年（行コ）第 21 号
（広島地裁・平成 10 年（行ウ）第 4 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　因島市長

5　経過

平成 9 年 8 月 14 日	固定資産評価審査委員会の決定通知により固定資産課税台帳に比準課税標準額の登録
平成 9 年 9 月 16 日	更正処分
平成 9 年 11 月 13 日	更正処分の異議申立て
平成 9 年 12 月 10 日	異議申立て棄却の決定
平成 10 年 3 月 2 日	決定取消請求訴訟提訴
平成 10 年 11 月 19 日	判決（市長勝訴）
平成 10 年 12 月 2 日	控訴

6　争点

本人訴訟における求釈明と憲法が保障する法の下の平等

7　控訴人の主張

原審は口頭弁論期日に、被控訴人に対して求釈明をしたが、原告がいわゆる本人訴訟であり被告（被控訴人）には弁護士が代理人として付いていること、求釈明の内容が重要なものであることを考えると、当該求釈明は法の下の平等をうたった憲法第 14 条に反する。

8　被控訴人の主張

（控訴人の主張が裁判所の審理指揮についてであるため特段なし）

9　判決の要旨

当事者に対して釈明を求めることは裁判所の権利であるとともに義務である。いわゆる本人訴訟であり被告（被控訴人）には弁護士が訴訟代理人として付いていることを十分考慮しても、原審の求釈明が憲法第 14 条に反するものでないことは明らかである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 893

決定取消請求事件〔因島市〕

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 11 年（行ツ）第 178 号
（広島高裁・平成 10 年（行コ）第 21 号）
（広島地裁・平成 10 年（行ウ）第 4 号）

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　因島市長

5　経過

平成 9 年 8 月 14 日	固定資産評価審査委員会の決定通知により固定資産課税台帳に比準課税標準額の登録
平成 9 年 9 月 16 日	更正処分
平成 9 年 11 月 13 日	更正処分の異議申立て
平成 9 年 12 月 10 日	異議申立て棄却の決定
平成 10 年 3 月 2 日	決定取消請求訴訟提訴
平成 10 年 11 月 19 日	判決（市長勝訴）
平成 10 年 12 月 2 日	控訴
平成 11 年 4 月 22 日	控訴審判決（市長勝訴）
平成 11 年 5 月 1 日	上告

6　争点

（事件が上告審で実質審理されなかったためなし）

7　上告人の主張

憲法違反

8　被上告人の主張

（事件が上告審で実質審理されなかったためなし）

9　判決の要旨

上告理由は違憲をいうが、その実質は単なる法令違反の主張であり、上告事由に該当しない。（上告棄却）

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

判番 894

因島市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求、
D因第 437 号決定書決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 2 月 5 日

2　裁判所名及び事件番号　広島地裁・平成 7 年（行ウ）第 19 号・平成 7 年（行ウ）第 20 号・平成 8 年（行ウ）第 3 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　因島市固定資産評価審査委員会・因島市長

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日	審査委員会へ平成 6 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出
平成　7 年　8 月 23 日	審査委員会による棄却の決定
平成　7 年 11 月　5 日	審査決定取消訴訟提訴 （平成 7 年（行ウ）第 19 号事件・第一事件）
平成　6 年　4 月 28 日	審査委員会へ平成 6 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出
平成　7 年　8 月 23 日	審査委員会による価格の決定及び棄却の決定
平成　7 年 11 月　5 日	審査決定取消訴訟提訴 （平成 7 年（行ウ）第 20 号事件・第二事件）
平成　7 年　9 月　6 日	平成 7 年 8 月 23 日付けの審査委員会決定を受け固定資産課税台帳登録価格等の修正及び減額の賦課決定
平成　7 年 10 月 30 日	因島市長に対して異議申立て
平成　7 年 12 月 18 日	因島市長異議申立て却下
平成　8 年　2 月 10 日	却下処分取消訴訟提訴 （平成 8 年（行ウ）第 3 号事件・第三事件） 【上記第一事件、第二事件及び第三事件は併合】

6　争点

①　審査委員会決定前に価格修正することの違法性

②　適正な時価について

③　いわゆる 7 割評価通達にしたがって評価したことの違法性

④　価格評価に事実誤認があったか否か（公道接道の有無等）

⑤　市長に行われた異議申立ての適法性

7　原告の主張

①　審査委員会の決定前に、市長から地方税法第 417 条の適用により評価額を修正した旨の通知があった。審査申出がなされれば、審査委員会の決定に委ねるべきであり、市長の減額賦課決定は違法である。

②　平成 6 年度の評価替えについて、市長は 1 年半前の平成 4 年 7 月 1 日を賦課期日としており、これは賦課期日を誤った違法な評価である。

③　平成 6 年度の評価替えに当たり、市長は自治事務次官通達によって土地に対する評価額を地価公示価格の 20%から一挙に 70%に大幅な値上げを行った。国民生活に大きな影響を与える評価額の大幅な引上げを法令によることなく通達によって行ったことは違法である。

④　標準地の路線は幅員 4 メートルの県道に接続しており車の進入が可能な道であるのに対して、本件土地は袋地である。審査委員会は、標準地も本件土地も袋地として同じ比準割合で価格決定しており、その他事実誤認に基づく計算がある。

⑤　原告は本件土地に係る審査委員会決定取消訴訟を提起しており、繋属中である。法的に最終結論が出ていないにもかかわらず、市長が固定資産課税台帳の修正をして賦課決定をすることは違法であり、その違法を認めて原告の異議を容れなかった市長の本件却下処分には違法がある。

8　被告の主張

①　地方税法の規定により評価額を修正したものであり適法である。

②　賦課期日は平成 6 年 1 月 1 日であり、価格調査の基準日が平成 4 年 7 月 1 日である。

③　市長は自治事務次官通達により土地評価を行わなければならない。

④　審査委員会は標準地を「袋地・行き止まり」に分類しているが、標準地前の道路の一方が潮留で止まっているので「行き止まり」としたのであり、「袋地」としたわけではない。本件土地の接している比準先街路も「行き止まり」である。

⑤　本件土地に係る審査委員会決定取消訴訟が繋属中であることは、本件却下処分の違法事由とはならない。

9　判決の要旨

①　地方税法第 417 条第 1 項の規定は、円滑な課税事務を実現するための登録価格等の修正を早急にできる権限を特に市町村長に付与したものであるから、同規定中の「直ちに」との文言は、その文理からもその規定の趣旨からも、審査委員会の決定や取消訴訟の判決を待つことなく直ちにとの意味に解される。

②　賦課期日から価格評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査の基準日とすることを地方税法は特に禁止はしていないと解される。ただし、このことは価格調査の基準日における価格から比準、算定した価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものと解することはできない。そこで、市町村長は、価格調査の基準日における適正な価格を上回ると見込まれるときには、予め想定される価格下落率を織り込んで各固定資産の評定事務を遂行すべきである。

市所在の不動産価格は、平成 6 年 1 月 1 日の価格が平成 4 年 7 月 1 日の価格から 3 割以上減価したとは認められないので、標準地の平成 6 年 1 月 1 日の時価が平成 4 年 7 月 1 日の時価に 7 割を乗じた価格を上回ると推認することはできない。したがって、本件で標準地の平成 4 年 7 月 1 日の時価に 7 割を乗じて算出された価格は「適正な時価」であると認めることができる。

③　固定資産税の登録価格が違法であるか否かは、登録価格が「適正な時価」であるかどうかの判断によりなされるものであり、また通達は市町村長の固定資産の評価を拘束するものではないから、市長が本件土地の評価額を 7 割通達に従って算出したことは直ちに違法の問題を生じさせるものではない。

④　本件土地は、直接接道しておらず、私有地を通らなければ道路に達することができないことが認められる。この認定事実からすれば、本件土地は袋地と認定すべきであり、標準地と同様に公道に接するが行き止まりであると認定した審査委員会の判断には事実誤認がある。したがって、審査委員会の決定は違法であるといわざるを得ない。

⑤　①のとおり、違法とすべき理由はない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

下記合併審理 3 事件の判決骨子（広島地方裁判所：平成 10 年 2 月 5 日判決）

判決整理番号	取　消　請　求　事　件　名	被告名
第 1 事件	平成 7 年（行ウ）第 19 号　因島市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件	審査委員会
第 2 事件	平成 7 年（行ウ）第 20 号　因島市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件	審査委員会
第 3 事件	平成 8 年（行ウ）第　3 号　因 D 第 437 号決定書決定取消請求事件	因島市長

主文

1　別紙物件目録(5)記載の土地に対する平成 6 年度固定資産課税台帳登録価額につき、被告因島市固定資産評価審査委員会が平成 7 年 8 月 23 日にした価格決定を取り消す。

2　別紙物件目録(6)ないし(8)記載の各土地に対する平成 6 年度固定資産課税台帳登録価額につき、被告因島市固定資産評価審査委員会が平成 7 年 8 月 23 日にした原告の審査請求の申出を棄却する旨の決定を取り消す。

3　原告の被告因島市固定資産評価審査委員会に対するその余の請求及び被告因島市長に対する請求をいずれも棄却する。

4　訴訟費用は、第 2 事件について生じた費用の 2 分の 1 を被告因島市固定資産評価審査委員会の負担とし、その余を原告の負担とする。

争点及び裁判所の判断

争点 1（第 1 事件）

因島市長が、被告審査委員会の決定又は裁判所の判決が出る前に、本件土地(1)ないし(4)の価格を修正したことは違法か。

法弟 417 条第 1 項は、市町村長は「固定資産課税台帳を縦覧に供した日以降において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に録しなければならない。」と規定している

右規定は円滑な裸税事務を実現するための登録価格等の修正を早急にできる権限を特に市町村長に付与したものであるから、右規定の「直ちに」との文言は、その文理からもその規定の趣旨からも、固定資産評価審査委員会の決定や取消訴訟の判決を待つことなく直ちにとの意味に解されるし、また、前記規定の趣旨からすると、登録価格が適正時価でないことは、重大な錯誤にあたると評価できる。

したがって、本件で、被告審査委員会の決定又はその取消訴訟の判決が出る前に本件土地の登録価格を修正した処分には違法はなく、原告の争点 1 についての主張は採用できない。

争点 2（第 1 事件及び第 2 事件）

本件土地(1)から(11)の価格は「適正な時価」か。

1　土地の評価に関する法の規定等

自治事務次官は、平成 6 年度の評価替えにあたり取扱通達を一部改正する旨の通知

争点及び裁判所の判断	（平成4年1月22日自治固第3号。以下「7割評価通達」という。）を各部道府県知事宛てに発した。右通達によれば、土地の評価は売買実例価格から求める正常売買価格に基づいて適正な時価を評定する方法によるものであるとしていた従前の規定に、宅地の評価にあたっては、地価公示法による地価公示価格、国土利用計画法施行令による都道府県地価調査価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定価格から求められた価格を活用することとし、これらの価格の一定割合（当分の間この割合を7割程度とする。）を目途とする旨が付け加えられた。 また、自治省税務局資産評価室長は、平成6年度の評価替えにあたり、「平成6年度評価替え（土地）に伴う取り扱いについて」と題する通達（平成4年11月26日自治評第28号）を各都道府県総務部長及び東京都主税局長宛てに発した。右通達は、平成6年度の評価替えは、平成4年7月1日を評価調査基準日として標準宅地について鑑定評価額を求め、その価格の7割程度を目標に評価の均衡化、適正化を図ることとしているが、最近の地価の下落傾向に鑑み、平成5年1月1日時点における地価動向も勘案し、地価変動に伴う修正を行うこととしている。 2　「適正な時価」の算定手続き (1) 賦課期日からこれらの価格評価事務に要する相当な期間を遡った時点を価格調査の基準日とすることを法は特に禁止はしていないと解される。ただし、このことは、右価格調査の基準日における価格から比準、算定した価格をもって賦課期日における価格とみなすことまで許容するものと解することはできない。 そこで、市町村長は、価格調査の基準日における価格を基礎として算定した価格では賦課期日における適正な価格を上回ると見込まれるときには、予め想定される価格下落率を織り込んで各固定資産の評定事務を遂行すべきである。 (2) 評価基準は、各筆の土地を個別具体的に鑑定評価することなく、人的・時間的な諸制約下において大量の土地について可及的に適正な時価を評価する技術的方法と基準を規定するものであって、個別的な評価と同様の正確性を有しないことは制度上止むを得ないというべきであり、評価基準による評価と客観的時価とが一致しない場合が生ずることも当然予定されているというべきである。 そして、評価基準による評価と客観的時価とが一致しない場合には、評価額が客観的時価を下回る場合と上回る場合があるが、前者の場合は、課税処分の謙抑性の見地からすると「適正な時価」と解されるが、後者の場合は、その限度において登録価格は違法となると解される。 (3) 登録価格の違法性に関する判断においては、標準宅地の価格が賦課期日における「適正な時価」であるかどうかを審理することになる。 ここでいう「適正な時価」であるか否かの審査は、評価基準日における価格が適正な不動産鑑定理論に従って評価されているかどうか、評価基準日から賦課期日の価格変動が適正に考慮されているかどうかの検討を要すると解される。

争点及び裁判所の判断	3　本件土地の登録価格の違法性の有無 (1) 因島市長は、標準宅地209については、価格調査の基準日である平成4年7月1日時点の不動産鑑定価格の1㎡あたり57,200円を基に、その7割程度の価格である1㎡あたり40,000円をもってその時価したこと、標準宅地210については、価格調査の基準日である平成4年7月1日時点の不動産鑑定価格の1㎡あたり58,200円を基に、その7割程度の価格る1㎡あたり40,700円をもってその適正な時価したことがいずれも認められる。 右認定事実によれば、因島市長は、標準地209及び標準地210の価格を不動産鑑定価格によって評価していることが認められる。 (2) 証拠によれば、因島市所在の不動産価格は、平成6年1月1日の価格が平成4年7月1日の価格から3割以上減価したとは認められないので、標準地209及び同210の平成6年1月1日の時価が右各土地の平成4年7月1日の時価に7割を乗じた価格を上回ると推認することはできない。 したがって、本件で標準地209及び同210の平成4年7月1日の時価に7割を乗じて算出された価格は「適正な時価」であると認めることができる。 (3) したがって、本件各土地の登録価格は適正なものであるということができ、争点2についての原告の主張は採用できない。 争点3（第1事件及び第2事件） 本件土地(1)から(11)の価格を自治事務次官通達によって評価したこことに違法はあるか。 固定資産税の登録価格が違法であるか否かは、登録価格が「適正な時価」であるかどうかの判断によりなされるものであり、また、通達は市町村長の固定資産の評価を拘束するものではないから、因島市長が本件各土地の評価額を7割通達に従って算出したことが直ちに違法の問題を生じさせるものではない。 したがって、争点3についての原告の主張は採用できない。 争点4-1（第2事件） 本件土地(9)ないし(11)の土地の価格評価に事実誤認があるか。 1　土地(9)ないし(11)の価格決定について (1) 原告は、標準地209である[redacted]は道路に接しておらず標準地として不適正であると主張するが、証拠によれば、右土地は道路に接していることが認められるので、原告の主張は認められない。 (2) 原告は、標準地209を[redacted]の土地として計測していると主張するが、証拠及び答弁の全趣旨によれば、因島市長は、金融機関、店舗等までの距離を計測するに際して、標準地209の面する標準地路線209の中央点を起点して計測しており、右中央点は1279番地3の土地前となっているが、これは標準地路線に接する各土地からの平均的距離を計測するために、中央点を基点として計測したものであって、[redacted]の土地を標準地209とした趣旨ではないことが認められるから、原告の右主張は採用できない。

争点及び裁判所の判断	(3) 地価形成要因について 本件では、宅地の利便性の基準となる公共施設等として、金融機関、バス停、店舗が選択されているが、具体的にどの金融機関、バス停、店舗を基準とするかは、一義的に決定されるものではないので、市町村長の合理的裁量に委ねられていると解される。 ○バス停までの距離 証拠によれば、標準地 209 から内海造船バス停までは 554.5m、市役所前バス停までは 577.9m であることが認められ、右認定によれば、標準地 209 から直近のバス停は内海造船バス停であると認められる。 したがって、因島市長が標準地 209 からバス停までの距離を計測するためのバス停として内海造船前バス停を選択したことについて裁量権の逸脱は認められない。 ○店舗までの距離 原告は、組合員しか利用できない生協を基準とするのは不適切であるから、近所の店舗を基準にすべきであると主張するが、市民の生協利用実態からするならば、生活の利便性を比較するにあたり生協店舗を一般店舗と区分すべき合理的理由はない。 したがって、因島市長が店舗として生協を選択したことについて裁量権の逸脱は読められない。 ○金融金までの距離 店舗について述べたのと同様の理由により、因島市長が金融機関として農協を選択したことに載量権の逸脱は認められない。 ○病院までの距離 原告は、標準地209から村上医院までは47mであり、本件土地(9)ないし(11)からは321mであると主張するが、右主張を認めるに足りる証拠はない。 よって、本件土地(9)ないし(11)価格決定の違法性をいう原告の主張は採用できない。
	争点 4-2（第 2 事件） 本件土地(5)ないし(8)の土地の価格評価に誤認があるか。（(5)～(8)の土地は袋地か否か） 1　道路の幅員 (1) 証拠によれば、因島市長は、標準地 210 と本件土地(5)ないし(8)を比準ずるに際して、標準地路線 210 の街路の幅員を 2m 以上 4m 未満とし、本件土地(5)ないし(8)までの街路の幅員を 1m 以上 2m 未満として比準を行ったことが認められる。 本件土地(5)ないし(8)の街路の幅員は 1.09m であることは当事者間に争いがないから因島市長の右比準に不適切な点はない。 (2) 原告は、本件土地(5)ないし(8)までの街路は県道に接していないので比準割合が不適切であると主張するが、街路が本件県道に接しておらず利便性に劣る点は幅員の比準において考慮されるべき要素ではないので、原告の主張は採用できない。

争点及び裁判所の判断	2　比準の適正 (1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、因島市長は、標準地 210 と本件土地(5)ないし(8)を比準するに際して、標準地 210 及び本件土地(5)ないし(8)をいずれも行き止まりと限定し、街路区分を「袋路・行き止まり」と区分して比準割合を 1.0 として比準したこと、本件土地(5)ないし(8)について街路幅員狭小補正率 0.8 をかけて比準したことがいずれも認められる。 (2) 証拠及弁論の全趣旨によれば、別紙図面のとおり、本件土地(5)ないし(8)の街路は本件県道に直接接道しておらず、市有地である広島県因島市田熊町字扇新開 1128 番 2（ただし、公道ではない。以下「1128 番 2」という。）及び私有地である[redacted]という。）の一部を通らなければ県道に達することができないことが認められる。 (3) 右認定事実からすれば、本件土地(5)ないし(8)は、袋地と認定すべきであり、標準地 210 と同様に公道に接するが行き止まりであると認定した被告審査委員会の判断には事実誤認あるというべきところ、この事実誤認は、土地評価においては重要な事実であり、誤認がなければ、評価について異なった結論となる蓋然性が大きい。 したがって、本件土地(5)ないし(8)の評価についての被告審査委員会の決定は違法であるといわざるを得ない。 (4) この点、被告審査委員会は、1128 番 2 の土地及び[redacted]の土地は、住民の生活道路して使用されている実態から右各土地は課税上公道とみることができると主張するが、[redacted]の土地は、私有地であるから、右土地の所有者に現在事実上道路として使用されている部分を保存する義務はなく、したがって、閉鎖される可能性があり、このような土地の一部を公道とみなすことはできない。
	争点 5（第 3 事件） 被告因島市長の本件却下処分に違法はあるか。 1　原告は、本件土地(12)ついての異議審査について減額の賦課決定が原告に通知された事実がないとして事実誤認を主張するが、証拠によれば、原告が右通知の書面受領を拒否したため原告はその内容を確認していないものの、被告因島市長は、原告宛てに右通知書の書面を送付し、原告がその内容を知ろうと思えば直ちに知りうる状態になったことは認められるから、被告因島市長は、減額の賦課決定と登録価格の修正原告に通知したということができる。 したがって、原告の事実誤認の主張は認められない。 2　また、原告は、取消訴訟の繋属中に被告因島市長が固定資産課税台帳登録事項を修正し、かつ、原告の賦課決定を行ったことを違法とするが、前記説示のとおり、これを違法とすべき理由はない。
結　　論	原告の被告審査委員会に対する本訴請求は、本件土地(5)ないし(8)についての被告審査委員会の決定を違法とする限度で理由があるから容認し、被告審査委員会に対するその余の請求及び因島市長に対する請求はいずれも理由がないからこれらを棄却し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第 7 条、民事訴訟法 61 条、64 条を適用して主文のとおり判決する。

物　件　目　録					
物件番号	訴訟物件所在地番	地　目	地　積	備　考	
1	[redacted]	宅　地	50.57 ㎡	第１事件、第２事件	勝　訴
2	[redacted]	宅　地	69.68 ㎡	第１事件、第２事件	勝　訴
3	[redacted]	宅　地	65.45 ㎡	第１事件、第２事件	勝　訴
4	[redacted]	宅　地	53.09 ㎡	第１事件、第２事件	勝　訴
5	[redacted]	宅　地	132.72 ㎡	第１事件、第２事件	☆第２事件敗訴
6	[redacted]	宅　地	139.78 ㎡	第１事件、第２事件	☆第２事件敗訴
7	[redacted]	宅　地	100.52 ㎡	第１事件、第２事件	☆第２事件敗訴
8	[redacted]	宅　地	11.34 ㎡	第１事件、第２事件	☆第２事件敗訴
9	[redacted]	宅　地	138.84 ㎡	第１事件、第２事件	勝　訴
10	[redacted]	宅　地	178.51 ㎡	第１事件、第２事件	勝　訴
11	[redacted]	宅　地	224.23 ㎡	第１事件、第２事件	勝　訴
12	[redacted]	宅　地	132.72 ㎡	第３事件	勝　訴

判番 895

因島市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求、
Ｄ因第 437 号決定書決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高裁・平成 10 年（行コ）第 3 号
（広島地裁・平成 7 年（行ウ）第 19 号・平成 7 年（行ウ）第 20 号・平成 8 年（行ウ）第 3 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　因島市固定資産評価審査委員会・因島市長

5　経過

平成　6 年　4 月 28 日　審査委員会へ平成６年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出
平成　7 年　8 月 23 日　審査委員会による棄却の決定
平成　7 年 11 月　5 日　審査決定取消訴訟提訴
（平成 7 年（行ウ）第 19 号事件・第一事件）
平成　6 年　4 月 28 日　審査委員会へ平成 6 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出
平成　7 年　8 月 23 日　審査委員会による価格の決定及び棄却の決定
平成　7 年 11 月　5 日　審査決定取消訴訟提訴
（平成 7 年（行ウ）第 20 号事件・第二事件）
平成　7 年　9 月　6 日　平成７年８月 23 日付けの審査委員会決定を受け固定資産課税台帳登録価格等の修正及び減額の賦課決定
平成　7 年 10 月 30 日　因島市長に対して異議申立て
平成　7 年 12 月 18 日　因島市長異議申立て却下
平成　8 年　2 月 10 日　却下処分取消訴訟提訴
（平成 8 年（行ウ）第 3 号事件・第三事件）
【上記第一事件、第二事件及び第三事件は第一審において併合】
平成 10 年 2 月 5 日　判決（審査委員会一部敗訴，市長勝訴）
平成 10 年 2 月 19 日　原告控訴（審査委員会控訴せず）

6　争点

①　自治省課長内かんの法的拘束力について

②　法定審査期間経過後の決定の違法性

7　控訴人の主張

①　平成 8 年 4 月 11 日付け自治省税務局固定資産税課長の各都道府県総務部長宛「内かん」は、固定資産評価審査委員会の中立性の要請から、同委員会の事務局は原則として固定資産税の評価・賦課を担当する課以外の課等において行うべきものとされているにもかかわらず、審査委員会事

務局は市税務課固定資産税係に設置されていた。違法処分がなされた原因は、市が内かんを無視し、市税務課固定資産税係長が審査委員会の事務を行っていることにある。

② 地方税法第 433 条第 1 項には、審査委員会は審査の申出を受けた日から 30 日以内に審査の決定をしなければならないと定めているのに、審査委員会が決定をしたのは期間経過後であった。

8 被控訴人の主張

① 「内かん」は、審査委員会に対する納税者の信頼をさらに確保するための努力目標を定めた依頼文書であり、「通達」とは異なり強い拘束力を有するものではない。したがって、これに反しても違法の問題が生ずることはない。

② 地方税法第 433 条第 1 項の法定期間を経過したことは認めるが、その理由は、審査申出書の記載不備による補正を要したこと、地方税法第 417 条第 1 項適用の是非に協議を要したこと、口頭審理を 3 回開催したこと等によるものである。

9 判決の要旨

① 固定資産税の登録価格についての不服の審査を評価・課税の主体である市町村長とは独立した第三者機関である審査委員会に行わせることとしているのは、中立の立場にある審査委員会の行う固定資産評価の客観的合理性を担保し、納税者の権利を保護するとともに，固定資産税の適正な賦課を期そうとするものであることからすれば、市町村における固定資産税の担当者が審査委員会の事務を行う者を兼ねることのないように努めることが期待されるが、他方で「内かん」は「通達」とは異なり法的拘束力を有するものではなく、したがって賦課担当者が審査委員会の事務局員を兼ねることが直ちに違法を来たすものではない。

② 地方税法第 433 条第 1 項に定める 30 日の期間は、もとより遵守されるものではあるが、最終的には一つの努力目標であり、この期間の後になされた決定であっても当然に違法となるものではないと解されていること及び被告主張の事実認定の経過に鑑みると、決定が 30 日を大幅に上回ったことも違法事由とならないというべきである。

10 公刊の有無及び判例評釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地（単独）

12 本事件における評価年度 平成 6 年度

平成 10 年（行コ）第 3 号事件判決の要旨

平成 12 年 5 月 25 日 広島高等裁判所第 4 部

原審：広島地方裁判所 平成 7 年（行ウ）第 19 号、第 20 号
平成 8 年（行ウ）第 3 号

主 文	1 本件控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
争点に対する判断	1 控訴人の本訴請求は原判決において容認した限度（字扇新開 1128 番 3 ほか 3 筆の無道路地評価の誤認）において理由があるからこれを容認し、その余は理由がないから棄却するべきものと判断するが、その理由とするところは、原判決の「第 6 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これをここに引用する。 2 控訴審における新たな争点 (1) 「内かん」違反について 固定資産税の登録価格についての不服の審査を評価・課税の主体である市町村長とは独立した第三者機関である固定資産評価審査委員会に行わせることとしているのは、中立の立場にある右委員会の行う固定資産評価の客観的合理性を担保し、納税者の権利を保護するとともに、固定資産税の適正な賦課を期そうとするものであることからすれば、市町村における固定資産税の担当者が固定資産評価審査委員会の事務を行う者を兼ねることのないように努めることが期待されるが、他方で「内かん」は、「通達」とは異なり法的拘束力を有するものではなく、したがって賦課担当者が審査委員会の事務局員を兼ねることが直ちに違法を来すものではない。 そうすると、右「内かん」に反する事態が違法であることを前提とする控訴人の主張は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。 なお、被控訴人審査委員会は、因島市固定資産評価審査委員会条例第 5 条第 4 項により、控訴人の審査申出書を点検し、適法な方式を備えていると認め、これを受理したことを被控訴人因島市長に通知し、併せて、答弁書作成に資するため、審査申出書を送付していることが認められるので、因島市が審査申出書の内容を知るのは当然のことである。 (2) 「審査決定が法定期間を経過したこと」について 被告審査委員会は、平成 6 年 5 月 2 日、控訴人の審査申出書を受理し、事務局で事前書面点検をした後、同月 12 日に審査委員会（第 1 回）を開催し、控訴人の審査申出書について協議したこと。しかし、右審査申出書に補正を要する箇所があったので書面不備として審査申出を保留し、同月 13 日控訴人に電話で修正を依頼したこと。同月 25 日、被控訴人審査委員会は修正した審査申出書を受け取ったこと。同被控訴人は同年 6 月 3 日に因島市長に対して審査申出書（副本）を送付したところ、同市長は平成 6 年 9 月 1 日付けで、法第 417 条第 1 項に基づき、本件(1)ないし(4)及び(12)土地について画地計

	算法の適用に明らかな誤りがあるしとて平成6年度固定資産課税台帳登録事項の修正及び減額の賦課決定を行ったこと。被控訴人審査委員会は控訴人主張の違法事由や右経過をふまえて3回にわたって口頭審理を行い（3回目の審理は平成7年7月25日）、同年8月23日に審査の決定をしたことがそれぞれ認められる。 　そして、法第433条第1項に定める30日の期間は、もとより遵守されるものではあるが、最終的には一つの努力目標であり、この期間の後になされた決定であっても当然に違法となるものではないと解されていること及び認定の経過に鑑みると、決定が30日を大幅に上回ったことも違法事由とならないというべきである。 3　当審におけるその他の主張立証も前記認定判断を左右するに足りない。
結　論	よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。
物件目録	(1) [redacted] 宅地　50.57㎡ (2) [redacted] 宅地　69.68㎡ (3) [redacted] 宅地　65.45㎡ (4) [redacted] 宅地　53.09㎡ (9) [redacted] 宅地 138.84㎡ (10) [redacted] 宅地 178.51㎡ (11) [redacted] 宅地 224.23㎡ (12) [redacted] 宅地　29.25㎡

平成10年（行コ）第3号事件争点整理一覧表

（平成7年（行ウ）第19号、平成7年（行ウ）第20号及び平成8年（行ウ）第3号事件控訴審）

控訴年月日：平成10年2月19日　控訴人：[redacted]　被控訴人：因島市固定資産評価審査委員会・因島市長

控訴審物件目録					第一審事件番号		
(1)	田熊町字扇新開	1131番地9	宅地	50.57㎡	7年第19号		平8年　第3号
(2)	田熊町字扇新開	1131番地11	宅地	69.68㎡	7年第19号		平8年　第3号
(3)	田熊町字扇新開	1131番地13	宅地	65.45㎡	7年第19号		平8年　第3号
(4)	田熊町字扇新開	1131番地17	宅地	53.09㎡	7年第19号		平8年　第3号
(9)	田熊町字天満	1025番地4	宅地	138.84㎡		7年第20号	
(10)	田熊町字天満	1025番地5	宅地	178.51㎡		7年第20号	
(11)	田熊町字天満	1025番地10	宅地	224.23㎡		7年第20号	
(12)	田熊町字扇新開	1131番地4	宅地	29.25㎡			平8年　第3号

裁判進捗状況	第1回口頭弁論　平成10年 6月 4日 第2回口頭弁論　平成10年 8月20日 第3回口頭弁論　平成10年11月 5日 第4回口頭弁論　平成11年 3月15日 第5回口頭弁論　平成11年 8月 2日 第6回口頭弁論　平成11年 9月30日 判　　決　平成12年 5月25日

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
1　物件目録(1)ないし(4)、(9)ないし(11)の各土地に対する平成6年度固定資産課税台帳登録価額につき、被控訴人因島市固定資産評価審査委員会が平成7年8月23日にした、控訴人の審査の申出を棄却する旨の決定をいずれも取り消す。 2　物件目録(1)ないし(4)、(12)の各土地に対する平成6年度固定資産課税台帳登録事項につき被控訴人因島市長岡野敬一が行った修正および賦課決定処分につき、控訴人が平成7年10月30日にした異議申立を、平成7年12月18日に被控訴人因島市長岡野敬一がした、控訴人の異議申立てを却下する旨の決定をいずれも取り消す。 3　訴訟費用は第1、第2審を通じて被控訴人等の負担とする。 （平成10年2月19日　控訴状ー控訴の趣旨）	1　本件控訴を棄却する。 2　訴訟費用は、第1、2審とも控訴人の負担とする。 （平成10年4月23日　控訴状に対する答弁書）
○平成7年（行ウ）第19号事件関係 1　平成7年（行ウ）第19号事件は、自治省税務局固定資産課長の内かんに完全に抵触して、審査委員会事務局を税務課固定資産係においたことから発生している。 （平成10年4月11日　控訴理由書第1項）	自治省税務局固定資産税課長の「内かん」は、努力目標を定めたものであり、広島県下の半数以上の市の審査委員会と課税担当課は同一である。 （平成10年6月3日　準備書面第1-1-1）
2　被控訴人「因島市固定資産評価審査委員会に審査の申出をした処、・・・・・審査委員会で決定を	(1) 平成6年9月1日、因島市から被控訴人因島市固定資産評価審査委員会（以下「被控訴人審査委

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
せず、税務課で修正をし、審査委員会は審査委員会は審査請求を棄却する決定を下した。・・・・・・棄却の決定は納得がいかない。 （平成10年4月11日　控訴理由書第1項）	員」という。）に、山熊町字扇新開証1131番地4外4件の土地について，地方税法（以下「法」という。）第417条第1項に基づき、課税台帳登録価格を修正した旨、乙7-2の送付があった。 （平成10年6月3日　準備書面第1-1-2-(1)） (2) この修正により、田熊町字新開1131番地9、同1131番地11及び同1131番地13は審査申出目的の全部が、また、同1131番地4及び同1131番地17は審査申出の目的の一部が達成された。 （平成10年6月3日　準備書面第1-1-2-(2)） (3) ところが、控訴人が、原告は審査申出の目的の全部を達成した右3件について、審査申出を取り下げなかったため、控訴人審査委員会は、審査申出に理由がないとして棄却したものである。（乙1-4、2-4、3-4、4-4、第2事件の乙1-3） （平成10年6月3日　準備書面第1-1-2-(3)）
3　控訴人の固定資産評価審査委員会への審査の申し出は、平成6年4月28日であり、審査の決定は平成7年8月23日で実に481日も経過している。・・・・・審査委員会はこの法律違反を侵している。 （平成10年4月11日　控訴理由書第1項）	(1) 乙35.36のとおり、審査申出書の記載不備による補正を要したこと、法第417条第1項適用の是非に関する協議を要したこと、口頭審理を3回開催したこと等理由により、法第433条第1項の法定期間を超えたものである。 （平成10年6月3日　準備書面第1-1-3-(1)） (2) なお、控訴人は、審査申出から1ヵ月経過した平成6年5月27日まで何の音沙汰もなかった旨主張しているが、被控訴人審査委員会は控訴人に対し、同年5月13日に電話で審査申出書の修正を依頼しており（乙35）、また、乙37のとおり、同月25日には、麓税務課長外2名が被控訴人審査委員会委員長の命を受け、控訴人の自宅へ出向き、審査申出書の差し替え等について控訴人と協議している。 （平成10年6月3日　準備書面第1-1-3-(2)）
標準地は、田熊町字三ツ石1235番地1の「ミツイシヤパーキング」であり、路線価計算書でづつまが合わなくなってきて、標準地を田熊町字大田1275番地2に変更した経緯がある。 （平成10年4月11日　控訴理由書第2項）	1-(1) 標準宅地の選定については、第2事件の乙32-2（50～51頁「(2)標準宅地の選定」）のとおり、「当該地域の主要な街路に沿接する宅地のうち、奥行、間口、形状等その画地条件が当該地域において標準的なものを選定する。」とされ、「次のような宅地」を目標として選定することになる。 ア　画地計算法でいう奥行各補正率が1.0であり、他の各種加算率、補正率の適用がない宅地及び鑑定評価においても各種の補正率等の適用のない宅地 ・沿接している主要な街路以外の街路に接していない宅地 ・形状が矩形である宅地 ・間口がその宅地の所在する用途地区からみて適度な広さがある宅地 ・奥行がその宅地の所在する用途地区からみて適度な長さのある宅地 ・間口と奥行との釣り合いがとれいる宅地 ・その他崖地補正等の補正を要しない宅地 イ　適正な時価の評定にあたって判断を誤らせる要素のない宅地 ・その主要な街路の属している用途地区の用途と同一の用途に供されている宅地 ・上物である家屋の規模、程度等がその街路で標準的な宅地 ウ　当該主要街路の中心付近にある宅地（乙38. 28頁の3(2)） 1-(2) 以上の選定基準に基づき、主要街路（路線番号209-16）に沿接する大田1257番地2（地目：宅地、地積：219.84㎡）を標準宅地に選定したものである。 1-(3) 田熊町字三ツ石1235番地1（地目：雑種地、地積215㎡）が沿接している街路（路線番号209-71）は、路線番号209-16（標準宅地路線）から比準して路線価を付設する「その他の街路」（比準先路線）」あり、また、前記標準宅地選定基準のとおり、雑種地や畑など「宅地以外の地目の土地」を標準宅地として選定することはない。 従って，山熊町字三ツ石1235番地1（ミツイシヤパーキング）を標準宅地として選定することはあり得ない。（平成10年6月3日　準備書面第2-2-1）
乙第15号証の1（標準地付近の現況図）には、1725番地2の地番の記載はなく、1725番地2の土地は特定出来ないため証拠価値はない。 （平成10年4月11日　控訴理由書第2項）	乙39.40等のとおり、田熊町太田1235番2の標準宅地は、主要な街路（標準宅地路線）に接している。 （平成10年6月3日　準備書面第2-2-2）
比準先の土地の評価額を算出する際、比準元の標準地を距離測定の起点とすることが一般的な市町村の常識である。 （平成10年4月11日　控訴理由書第2項）	3-(1) 比準元路線（標準宅地路線）から比準先路線（その他の街路）の価格を比準させる場合、因島市は、宅地の価格形成要因を分析し、それを統計的に分析して比準項と比準点を決定した土地価格比準表を用い、より客観的に路線価を比準させていくシステム評価方法を採っている。 3-(2) 「街路」とは、通常、道路の一部である交差点から交差点までをいうものであるが、その街路延長は10数ｍの街路もあれば、100ｍを超える街路もあるため、これら街路の価格に公共施設等の接近の状況を反映させる必要があり、この場合、街路の両端付近に沿接する宅地の評価の均衡も考慮する必要がある。 そして、街路の中央部から隔たった場所にある宅地を標準宅地に選定せざるを得ない場合において、当該標準地を起点とした計測をもって、当該街路の公共施設等までの接近の状況とすれば、街

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
	路に沿接する各宅地の評価に均衡を欠くことになる。 そこで、これを是正する補完的手法として、全ての街路の中央部を起点として、公共施設等までの距離を計測し、土地価格比率表により、比準元路線価と比準先路線価の適正な比準割合を算出している。 （平成10年6月3日　準備書面第2-2-3）
○平成7年（行ウ）第19号関係	
事務局は、審査委員会へ審査申出書をいつ回したのか。　（平成10年5月25日　準備書面第1）	乙35のとおり、被控訴人審査委員会は、平成6年5月2日、控訴人の審査申出書を収受し、事務局で事前書面点検した後、乙36のとおり、平成6年5月12日に、平成6年第1回審査委員会を開催し、審査委員に審査申出書（写）を配付し、記載内容が適正であるか否か協議した。 ところが、この審査申出書に補正を要する箇所があったので、書類不備として審査申出を保留し、平成6年5月13日、控訴人に電話で修正依頼し（乙35）、同月25日、倉敷市の控訴人の自宅へ出向き、修正した審査申出書を受領した（乙35、37）。 そして、被控訴人審査委員会から因島市への審査申出書（副本）の送付は、乙41のとおり、平成6年6月3日に行っている。 （平成10年6月3日　準備書面第2-1）
審査委員会で審査せず、固定資産賦課担当課が法第417条第1項を適用して、審査申出日から125日経過した平成6年9月1日付けで修正している。 （平成10年5月25日　準備書面第1）	因島市は、平成6年6月3日に審査申出書（副本）を収受後（乙41）、申出内容を検討した結果、田熊町字扇新開1131番地4外4件の土地について、両地計算法の適用に明らかな誤りがあるとが判明した。 そして、審査申出中の土地について、法第417条第1項の適用ができるか否か、広島県地方課への照会や、被控訴人審査委員会との調整等に時間を要したものである。
平成7年（行ウ）第20号事件関係	
[redacted]氏の所有のうち、道路に接しているのは、甲第37号証（1275番1、畑、205㎡）、甲第39号証（1276番2、畑、34㎡）、甲第41号証（1279番4、畑、8.75㎡）だけである。 標準宅地（209）1275番2、宅地、219㎡84は道路に接していない。標準宅地としては不適切である。 （平成10年8月20日付け準備書面第1）	平成10年6月3日付け、被控訴人審査委員会準備書面第1の第2項における主張及び 平成7年（行ウ）第20号事件に係る乙第9号証（鑑定評価書）のとおり、標準宅地（209）が主要な街路に接する田熊町字大田1275番2に存在し、本件土地を標準宅地に選定したことが適切であるのは明らかである。 （平成10年8月20日付け準備書面第1-一-1）
[redacted]氏に、公開番号「36」、標準宅地番号「209」の標準宅地は何処ですかと聞くと、「ミツイシヤ、パーキング」と答えられた。	被控訴人因島市が公開しているのは、標準宅地が沿接する主要な街路の路線価及び主要な街路の路線価から比準して付設するその他の街路の路線価である。 地価公示法による地価公示地点及び国土利用計画法施行令による県地価調査地点と異なり、標準宅地の具体的所在等の開示は、乙第42号証（質疑応答集抜粋）のとおり、プライバシー保護の観点から適当でないとされている。 但し、被控訴人因島市は、審査申出あるいは訴訟事件に関連して、関係機関から土地鑑定評価書の提出を求められた場合等の特別な事情が認められる場合に限って、標準宅地の所在等が判断できる最小限度の範囲を関係機関へ提出している。 控訴人は、「[redacted]氏は田熊町の専門員で他の係員より田熊町のことは、もっともよく知っておられた。」と主張するが、田熊町のことを最も知っている[redacted]専門員が、土地評価の根幹である標準宅地の位置を間違えるこはないし、また、単に窓口説明の段階において、納税者の標準宅地位置の問いに対して具体的な所在を示すこともない。 （平成10年11月5日付け準備書面第1-一-2）

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
（平成10年8月20日付け準備書面第2）	
平成7年（行ウ）第19号関係	
いずれにしましても、平成6年4月、納税者の縦覧に供した課税台帳に登録された評価類には、間口狭小補正が行なわれていなく、補正の必要がある事を、被控訴人の審査委員会は認めている。 従って、被控訴人の、平成7年8月23日付け、決定書の主文「本件申し出を．棄却する。」は・・・・・「本件申し出を、容認する。」とすべき処である。従って、被控訴人、委員会が平成7年8月23日にした控訴人の審査請求を棄却する旨の決定はいずれも取消されるべきである。 （平成10年8月20日付け準備書面第3）	平成10年6月3日付け、被控訴人準備書面第1第1項第2号において主張のとおり、被控訴人因島市は、事実審理に入る前（第1回口頭審理開催日：平成6年11月15日）に、評価に錯誤があることを認め、地方税法第417条第1項の規定により、価格を修正して課税課税台帳に登録した。 被控訴人審査委員会は、乙第7号証の2〈課税台帳登録価格修正通知書）と控訴人審査申出書（平成7年（行ウ）第19号事件に係る乙第1号証の1、乙第2号証の1、乙第3号証の1、乙第4号証の1、及び平成8年（行ウ）第3号に係る乙第1号証の1）を照査し、田熊町字扇新開1131番地9、同1131番地11及び同1131番地13については、被控訴人因島市が修正して課税台帳に登録した価格が、控訴人の審査申出の理由である画地補正係数を適用して算出しており、申出価格と同額であるため、控訴人の不服の全部を達成していると判断した。 不服の全部を既に達成したものに対して審理を係属する必要性はなく、一般的には審査申出は取り下げられるものであるが、控訴人は審査申出を取り下げず、またこの修正登録価格に不服があるとして、新たに控訴人から審査の申出がなかったため、被控訴人審査委員会は、平成7年（行ウ）第19号事件に係る乙第1号証の4、乙第2号証の4及び乙第3号証の4のとおり、「棄却」の審査決定を下した。 また、田熊町字扇新開1131番地17及び同1131番地4については、控訴人の申出価格と被控訴人因島市が修正して登録した価格に格差があるので、審査の結果、被控訴人審査委員会は、平成7年（行ウ）

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
	第19号事件に係る乙第4号証の4、及び平成8年(行ウ)第3号事件に係る乙第1号証の3のとおり、「棄却」の審査決定を下した。 なお、地方税法第417条第1項には「市町村長は、固定資産課税台帳を縦覧に供した日以降において、登録した価格等に重大な錯誤がある場合においては、直ちに決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。」と規定されており、審査係属中を理由として、本条項の適用が排斥されるものではなく、被控訴人因島市が課税台帳に修正して登録された価格等は、適正な手続きのもとにされたものであることは明らかである。 （平成10年11月11日付け準備書面第1-二-1）
「修正した審査申出書を受領した。」とあるが、控訴人の平成6年4月28日付け、固定資産評価審査申出書に補正を要する箇所等全然なく、被控訴人は乙号証としてこのことを認めている。 「当委員会は、平成6年4月28日付けで上記審査申出人から提起された・・・・・・・」とあり、被控訴人は平成6年4月28日付け、提起を認められている。 （平成10年8月20日付け準備書面第4）	平成10年6月3日付け、被控訴人ら準備書面第1の第1項における主張のとおり、控訴人が審査申出書を補正していることは明らかである。 控訴人は「審査申出書に補正を要する箇所は全然なく、被控訴人はこのことを認められている。」と主張するが、乙第37号証（出張復命書）の復命内容の通りであり、補正を要しない審査申出書に対して、わざわざ倉敷市の控訴人宅へ出向く必要はない。 なお、審査申出書に記載事項に欠陥があるため補正させた場合において、審査の申出をした日は、乙第43号証（地方財政委員会事務局市町村税課長回答書）のとおり、最初に審査申出書を提出した日として取り扱うことになっている。 （平成10年11月11日付け準備書面第1-二-2）
審査員委員会の書記併任に関する自治省税務局固定資産税課長の「内かん」の論旨について （平成10年8月20日付け準備書面第5）	本件物件目録に係る審査の決定日は平成7年8月23日であり、また、訴え提起の日も内かん通知日の前であるので、本事件の争点とは直接関係ない。 本争点については、控訴人は、現在係属中の広島地方裁判所民事第3部平成9年（行ウ）第9号固定資産評価審査決定取消請求事件（原告：控訴人、被告：被控訴人）において、全く同一の争いをしている。 （平成10年11月11日付け準備書面第1-二-3）
因島市は完全に、この内かんに違反して、・・・・・・・・・・・税務課固定資産税係長、[redacted]氏が評価審査委員会の事務を行なっている。 （平成10年10月30日付け準備書面第1）	(1) 自治省税務局固定資産税課長の「内かん」の趣旨は、固定資産評価審査委員会に対する納税者の信頼をさらに確保するための、努力目標を定めた依頼文書であり、「通達」とは異なり、強い拘束力を有する性格を有するものではなく、賦課担当者が審査委員会書記を併任することを違法とするものではない。 なお、「内かん」は、本控訴事件に係る審査の決定日及び本事件一審提起日後の、平成8年4月11日付けで通知されたものであり、本事件とは直接関係ないものである。 (2) 審査委員会の書記は、因島市固定資産評価審査委員会条例第3条の規定により、市職員のうちから、市長の同意を得て委員長が任命しており、書記は委員長の指揮を受けて調書を作成し、委員会の庶務を処理する。と定められている。 書記は、審査申出書の収受及び形式審査等、審査委員会の庶務事務を行なうものであり、審査申出について自ら判断することはない。 (3) 審査決定は、審査申出人提出の審査申出書、弁ばく書及び因島市提出の答弁書、関係資料並びに審査委員会が職権により収集した関係書類、現地調査に基づき、審査委員会を構成する三人の委員の合議により、厳に中立性を保った審査を経て行なっている。 （平成10年11月5日付け準備書面第1-一-1）
此の内かんに違反した、因島市の制度により、・・・・・・・・・・・・・控訴人の審査の申し出の内容を、固定資産税を課税する税務課の知るところになり、 （平成10年10月30日付け準備書面第1）	乙第41号証（審査申出書受理決定通知書）のとおり、被控訴人審査委員会は、因島市固定資産評価審査委員会条例第5条第4項の定めるところにより、控訴人の審査申出書を点検し適法な方式を備えていると認めこれを受理したことを被控訴人因島市へ通知し、併せて、被控訴人因島市の答弁書作成に資するため、被控訴人因島市へ審査申出書の副本を送付しているので、被控訴人因島市が審査申出書の内容を知ることは当然のことである。 （平成10年11月5日付け準備書面第1-一-2）
地方税法第433条第1項に違反して、一ヵ月以内に審査委員会としての決定を出さず、・・・・・ （平成10年10月30日付け準備書面第1）	乙第35号証及び、乙第36号証のとおり、審査申出書の記載不備による補正を要したこと、法第417条第1項適用の是非に係る協議を要したこと、並びに口頭審理を3回開催したこと等理由により、法第433条第1項の法定期間を超えたものである。 （平成10年11月5日付け準備書面第1-一-3）
地方税法第417条第1項を適用して、固定資産評価審査委員会の決定によらず登録価格を修正した。此の処分は裁量権の範囲を超え、載量権の濫用である.（平成10年10月30日付け準備書面第1）	(1) 市町村長が法第417条第1項により、職権で修正できる事由があれは、審査申出の審理中であっても、市町村長の権限行使は妨げられない。 (2) 被控訴人因島市は、審査委員会の決定を待つまでもなく、本条項の適用により遅滞なく評価の修正を行なうことが審査申出人（控訴人）に利益をもたらすことになると判断したものである。 （平成10年11月5日付け準備書面第1-一-4）
申出人の申出を棄却するということは、間口狭小補正を否定したことになり、重大な錯誤として、法第417条第1項を適用した処置と論理的に相反する。 （平成10年10月30日付け準備書面第2）	(1) 平成6年9月1日、因島市から被控訴人審査委員会に、田熊町字扇新開1131番地4外4件の土地について、地方税法第417条第1項の規定に基づき、課税台帳登録価格を修正した旨、乙第7号証の2の（写）の送付があった。 この法第417条第1項による修正は、間口狭小補正の適用及び補正率の修正を行なう内容であった。

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
消費生活協同組合法によると、生協は組合員が利用することになっている。・・・・・・・・・・・・・。法を遵守しなければならない立場にある因島市が違法行為を容認する事は裁量権の範囲を越えている。 （平成 10 年 10 月 30 日付け準備書面第 3）	(2) 被控訴人審査委員会は、この修正により、田熊町字扇新開 1131 番地 9、同 1131 番地 11 及び、同 1131 番地 13 は審査申出の目的の全部を、また同 1131 番地 4 及び同 1131 番地 17 は審査申出の目的の一部が達成されたと判断した。 (3) しかし、控訴人は審査申出の目的の全部を達成した 3 件について、審査申出を取り下げなかったため、被控訴人審査委員会は、審査申出に理由がないとして「棄却」したものである。 (4) なお、被告審査委員会が、控訴人の審査申出書を適法な方式を備えているものとして受理する前の段階で、被控訴人因島市が法第 417 条第 1 項の修正を行なっていたならば、被控訴人審査委員会は、この審査申出を「却下」していた。 （平成 10 年 11 月 5 月付け準備書面第 2）
平成6年度の固定資産評価額の調査基準日である、平成 4 年 7 月 1 日、現在の代理金融機関でなく、第一審の判決の誤認である。 （平成 10 年 10 月 30 日付け準備書面第 4）	(1) 因島市は、路線の比準価格算出にあたって、店までの利便性を評価に反映させるため、食料品等日常の生活用品を販売している店舗（一般的に「スーパー」と呼ばれている店舗に類似するもの〉として、日立因島生協を対象店舗の一つとして選定している。 (2) 多数の市民がよく利用する市内有数の店舗である日立生協の本部・支店を、最寄りの店舗として選定することは、被控訴人因島市の裁量権の範囲である。 (3) 因島市の基幹産業は造船関連産業であり、その中核をなす日立造船関連企業に勤務する者及び日立因島生協を利用することが必要とする者は、1,000 円の出資金で組合員の資格を有することが出来ると日立因島生協の定款で定められており、組合員の資格取得制限は緩やかなものであり、日立因島生協は、現在約 8,000 人の組合員を擁している。 日立因島生協は市内に11店を有している市内有数の日常生活用品を扱う店舗であり、その利用者は組合員の家族を含めると市民の大半が利用している。 (4) また、組合員以外の多くの者も利用しているのも事実であり、全国各地の生協において、組合負のみしか利用することができないとする極めて厳格に利用制限をした事業運営をして生協は、稀ではないかと考える。 （平成 10 年 11 月 5 日付け準備書面第 3） (1) この点は、本事件の争点とは直接関係のないことであるる。 (2) 平成 6 年 3 月 25 日に、指定金融機関が「株式会社広島銀行」に変更されるまでは、因島農業協同組合は因島市の指定金融機関であった。 因島農業協同組合は、指定金融機関の変更後、今日に至るまで、因島市の指定金融機関である。

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
甲第 13 号証、「市税・・・・・・・・・・・・・広島銀行、広島総合銀行・・・・・・・・・・・・・広島県労働金庫の本支店が指定されているのみで、因島農業協同組合の名は見当らない。 （平成 10 年 10 月 30 日付け準備書面第 4）	(3) なお、地方公共団体の公金を取り扱う金融機関について付言すれば、次のとおりである。 ① 地方自治法第 235 条第 2 項に「市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払い事務を取り扱わせることができる。」と規定されている。 ② 市町村の公金を扱う金融機関は、取り扱い事務の内容により、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に区分される。 ア 指定金融機関とは、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を統括し、地方公共団体に対して代表して責任を有する。 イ 指定代理金融機関とは、指定金融機関の取り扱う事務の一部を代理して取り扱う金融機関である。 ウ 収納代理金融機関とは、指定金融機関の収納事務のみを取り扱う金融機関である。 （平成 10 年 11 月 5 日付け準備書面 4-1）
甲第 13 号証は、「市外」に在住する・・・・・・・・・・・・・・市外在住者は、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税の納税義務者でなく、この「お知らせ文」は、因島市税の納税義務者全員に配布したものである。 （平成 10 年 10 月 30 日付け準備書面第 4）	(1) この点は、本事件の争点とは直接関係のないことである。 (2) 因島市の公金を取り扱う金融機関として定められている金融機関（本店及び市外の各市町村に存在する支店含む。）から市税を送金する場合は、無料の取り扱いとなっている。 因島農業協同組合は、市外に支所を有していないため、「お知らせ文」に因島農業協同組合の名が記載されていないのは当然のことである。 (3) 他市町村の農協から市税等公金を振込む場合、送金料が無料であることは不知。 （平成 10 年 11 月 15 日付け準備書面第 4-2）
同法によると農協を利用できるのは組合員のみである。・・・・・・・・・・法律により限定された特定の人しか利用できないところを、・・・・・評価の比準に適用するのは不適切である。 （平成 10 年 10 月 30 日付け準備書面第 5）	(1) この点は、本事件の争点とは直接関係のないことである。 (2) 各税の賦課要件の定めるところにより、市外在住者及び賦課期日後に市外へ転出した者も因島市税の納税義務を負う。 （平成 10 年 11 月 5 日付け準備書面 4-3） (1) 組合員以外の一般の者も、因島農業共同組合本所・支所を金融機関として広く利用出来る。 (2) 金融機関までの利便性を路線価の評価に反映させるため、身近に利用できる因島農業協同組合の本所・支所を最寄りの金融機関に選定することは、被控訴人因島市の裁量権の範囲である。 （平成 10 年 11 月 5 日付け準備書面第 4-4）

判番 896

因島市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 3 月 1 日

2　裁判所名及び事件番号　広島地裁・平成 10 年（行ウ）第 15 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　因島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 9 月 11 日　審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳登録比準課税額について審査申出書提出

平成 10 年 3 月 29 日　審査委員会へ平成 10 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出

平成 10 年 5 月 18 日　いずれも審査委員会による棄却の決定

平成 10 年 8 月 27 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　比準課税標準額適用の適否

②　路線価の適否について

③　地積の適否について

④　下落修正の特例を適用しなかったことの適否

⑤　自治省課長内かんの法的拘束力について

7　原告の主張

①　地方税法附則第 18 条第 2 項第 2 号は比準課税標準額を適用する宅地の要件として、新たに固定資産税を課することとなったこと又は地目の変換等があることを定めるが、本件土地は従前から宅地でありこの要件のいずれにも該当しない。

②　幹線道路の路線価は、平成 9・10 年度は平成 6 年度に比し下落しているにもかかわらず、本件土地が接する路線価は高くなっている。

③　課税地積が実際の地積と異なっている。本件土地上の建物は二世帯住宅としてそれぞれ独立して区画利用されており、本件土地全体について小規模住宅用地の課税標準特例が適用されるべきである。

④　市内の地価低下が続いているにもかかわらず、②のとおり路線価が高くなっているが、価格の下落修正をすべきである。

⑤　平成 8 年 4 月 11 日付け自治省税務局固定資産税課長の各都道府県総務部長宛「内かん」は、固定資産評価審査委員会の中立性の要請から、同委員会の事務局は原則として固定資産税の評価・賦課を担当する課以外の課等において行うべきものとされているにもかかわらず、審査委員会事務局は市税務課固定資産税係に設置されていた。違法処分がなされた原因は、市が内かんを無視し、市税務課固定資産税係長等が審査委員会の事務を行っていることにある。

8　被告の主張

①　本件土地は、従前一画地として評価していたものの、住宅用宅地と賃貸車庫敷地にそれぞれ用途が明確に区分されているため、登録価格審査決定において、二区画とする画地認定がなされた。よって、本件土地は地方税法附則第 18 条第 2 項第 2 号の「地目の変換等がある土地」、すなわち当該土地自体に内在する原因により価格に大幅な増減をもたらす土地であるため、市長は地方税法附則第 28 条第 1 項の規定により、当該土地の比準課税標準額を土地課税台帳に登録しなければならなくなった。

②　路線価は固定資産課税台帳登録事項ではなく、地方税法第 432 条に定める審査申出事項ではない。

③　課税地積の不服については、原告において登録価格審査決定の取消を請求して争うべきものであり、本件各決定とは無関係である。原告は、登録価格審査決定の取消請求事件において課税地積を争い敗訴している。

なお、本件土地の境界線については、市と原告との間で合意に至っておらず、分筆登記がなさていない段階では住宅用宅地と非住宅用地とに課税地積を分割せざるを得ない。

④　路線価については②のとおりであり、原告の主張はどの範囲の地域に地価下落があると考えているのか、その下落修正率が不明。

⑤　「内かん」は、審査委員会に対する納税者の信頼をさらに確保するための努力目標を定めた依頼文書であり、「通達」とは異なり、強い拘束力を有する性格のものでなく、賦課担当者が審査委員会書記を併任することを違法とするものではない。

9　判決の要旨

①　一区画の土地が用途を別にした二区画に分割されたことは地目の変換に類する価格の大幅な増減をもたらす特別な事情に当たると認めるのが相当であるから、本件土地が地方税法附則第 18 条第 2 項第 2 号の土地に当たるものとして比準課税標準額を算出し、これを土地課税台帳に登録したことは適正なものと認められる。

②　標準宅地の価格及び主要な路線価は、通達及び評価基準によれば地価公示価格等を活用して求められる価格の 7 割を目途にするとされているが、本件土地が接する路線価は適正に付設されている。

③　登録価格審査決定取消訴訟が提起されたが棄却判決が確定するに至っており、市長としてはこの判断に拘束され、本件土地については分筆や地目の変換があった場合と同様に比準課税標準額を土地課税台帳価格等に登録することが義務づけられるのであり、原告ももはや審査決定の効力を争うことができない。

④　平成 10 年度は地方税法第 341 条第 7 号に規定する第 2 年度であるから、地方税法第 432 条第 1 項ただし書の事情があるため基準年度の価格によることが不適当であるという場合と、同法附則第 17 条の 2 第 1 項特例の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合のみに審査対象事項が限定される。

県地価調査価格においては、地価の下落はなく、横ばいないし微増が認められ、国土庁土地鑑

定委員会の地価公示価格は1地点に0.5%の下落は認められるが、他の調査地点には地価の下落はなく、横ばいないし微増が認められるので、下落修正の特例を適用しないとした判断には違法はない。

⑤　固定資産税の登録価格についての不服の審査を、評価、課税の主体である市町村長と独立した第三者機関である審査委員会に行わせることとしているのは、中立の立場にある審査委員会に固定資産の評価額の客観的合理性を担保し納税者の権利を保護するとともに、固定資産税の適正な賦課を期そうとするものであることからすれば、審査委員会の書記が課税担当課の職を兼務しないことがより好ましいといえるが、「内かん」が法的拘束力を有しない以上、「内かん」の要請に応ずるか否かは各地方公共団体の判断に任されているというべきであり、審査委員会の書記が課税担当課の職を兼務していても、審査手続が直ちに違法となるとは認め難く、兼務する書記が複数であっても同様である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成9年度

※　判決文の写しについては、平成12年度調査時に提出済

平成10年（行ウ）第15号事件判決の要旨 平成12年3月1日　広島地方裁判所民事第1部	
主　文	1　原告の請求を棄却する。 2　訴訟の費用は原告の負担とする。
争点に対する判断	争点1　平成9年度決定の実体的違法事由の有無 (1) 比準課税標準額を適用したことの適否 原告は、本件各土地は従前から宅地であって地目の変換等がないのに、法附則第18条2項2号の比準課税標準額を適用したことは違法であると主張するが、本件各土地は、登録価格審査決定により用途を明確に区分して画地認定の変更がされたものであり、一画地の土地が用途を別にした二画地に分割されたことは地目の変換に類する価格の大幅な増減をもたらす特別な事情に当たると認めるのが相当であるから、本件各土地が法附則第18条2項2号の土地に当たるものとして、比準課税標準額を算出し、これを土地課税台帳に登録したことは適正なものと認められ、この点に関する原告の主張は理由がない。 (2) 路線価の適否 標準宅地の価格及び主要な街路の路線価は、通達及び評価基準によれば地価公示価格等を活用して求められる価格の7割を目途にするとされているが、本件での標準宅地の価格及び主要街路の路線価は適正に評価され、主要街路以外（路線①：路線番号204-23及び路線②：路線番号：204-33）については、主要な街路と相違する程度を項目別に比準割合を求めて路線価を定めており、平成6年度の路線価をみても、項目別に比準割合を定め、路線①の近隣の路線番号204-26、路線番号②の近隣の路線番号204-27と比較しても地域の傾向に従って路線価が付設されており、何ら誤認があるとも認められないから、その比準割合は裁量により適正に算出されたものと認められる。 よって、路線①、同②の平成6年度及び平成9年度の路線価は適正に付設されており、平成9年度の路線価が高額すぎるとの原告の主張を肯認しうる事情は、本件証拠上認められない。 (3) 地積の適正について 本件各土地は、従来一画地として評価されていたが、平成9年度に関しては、登録価格審査決定において土地(1)を住宅用宅地、土地(2)を非住宅用宅地（賃貸車庫敷地）として明確に区分して、二画地に区分して評価すべきであるとの画地認定を変更する判断がなされ、原告は右審査決定に対する取消訴訟を提起したが棄却判決が確定するに至っており、したがって因島市長としては右判断に拘束され、本件各土地について、分合筆や地目の変換があった場合と同様に比準課税標準額を土地課税台帳等に登録することが義務づけられるのであり、原告も、もはや右審査決定の効力を争うことはできない。 因島市長が右判断に係る本件各土地の地積を前提に比準課税標準額を算出し、これを固定資産課税台帳に登録したことは適法というべきであり、地積の不当をいう原告の主張は、失当である。

	(4) 比準課税標準額の算出根拠及びその過程 本件各土地の平成 9 年度の比準課税標準額の算出根拠及びその過程は、別紙のとおりとなるから、同旨の平成 9 年度決定には何ら違法な点は認められない。 2　争点２（平成 10 年度決定の実体的違法事由の有無：平成 10 年度におけると土地価格の特例について） 平成 10 年度は法 341 条 7 号に規定する第 2 年度であるから、法第 432 条 1 項但書の事情があるため基準年度の価格によることが不適当であるという場合と、法附則第 17 条の 2 第 1 項の特例の適用を受けるべきものであることを申立てる場合のみに審査対象事項が限定される。 よって、課税地積の誤りを理由として登録価格について審査の申出をすることもできない。 平成 10 年度の右特例については、自治大臣の定めた土地の価格に関する修正基準を適用し、平成 8 年 1 月 1 日から平成 9 年 7 月 1 日の間の県地価調査価格を活用することとなる。 証拠によれば、県地価調査価格においては、右の期間、地価の下落はなく、横ばいないし微増が認められ、国土庁土地鑑定委員会の地価公示価格は、右の期間に普通商業地区の 1 地点に 0.5%の下落は認められるが、他の調査地点には地価の下落はなく、横ばいないし微増が認められるので、下落修正の特例を適用しないとした判断には違法はない。 よって、下落修正の特例を適用すべきでないとした平成 10 年度決定の違法をいう原告の主張は、理由がない。 争点３（平成 9 年度決定及び平成 10 年度決定の手続き上の違法事由の有無：「内かん」の法的拘束力について） 固定資産税の登録価格についての不服の審査を、評価、課税の主体である市町村長と独立した第三者機関である固定資産評価審査委員会に行わせることとしているのは、中立の立場にある右委員会に固定資産の評価額の客観的合理性を担保し納税者の権利を保護するとともに、固定資産税の適正な賦課を期そうとするものであることからすれば、固定資産評価審査委員会の書記が課税担当課の職を兼務しないことがより好ましいといえるが、「内かん」が法的拘束力を有しない以上、「内かん」の要請に応ずるか否かは各地方公共団体の判断に任されているというべきであり、右委員会の書記が課税担当課の職を兼務していても、審査手続きが直ちに違法となるとは認め難く、兼務する書記が複数であっても同様である。 また、実質的にも巻幡唯水及び新家拓が被告の口頭審理において書記を務めたことにより被告の審査の中立性を損なうような事情は見当らない。 固定試算評価審査委員会の書記が固定資産税の課税担当課の職員を兼ねているからといって、それ自体で直ちに違法ということはできず、平成 9 年度決定及び平成 10 年度決定の手続上の違法をいう原告の主張は、理由がない。
結　　論	よって、原告の本件各請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法第 7 条、民訴法第 61 条を適用して、主文のとおり判決する。

平成 10 年（行ウ）第 15 号固定資産評価審査決定取消請求事件

出訴年月日：平成 10 年 8 月 27 日　原告名：[redacted]　被告名：因島市固定資産評価審査委員会

裁判進捗状況	第 1 回口頭弁論　平成 10 年 10 月 21 日 第 2 回口頭弁論　平成 10 年 12 月　2 日 第 3 回口頭弁論　平成 11 年　1 月 27 日 第 4 回口頭弁論　平成 11 年　4 月 21 日 第 5 回口頭弁論　平成 11 年　6 月 25 日 第 6 回口頭弁論　平成 11 年　8 月　2 日 第 7 回口頭弁論　平成 11 年 12 月 15 日（平成 11 年 9 月 24 日台風のため期日変更） 判　　決　平成 12 年　3 月　1 日

物件目録	田熊町字島前　5437 番地 3-2　宅　地 田熊町字島前　5437 番地 3-3　宅　地

原 告 主 張 の 要 旨	被 告 主 張 の 要 旨
（請求の趣旨） 1　固定資産評価審査決定（添付書類、甲第 1 号証、号第 2 号証、甲第 3 号証、甲第 4 号証）審査決定、決定事項「棄却」を取り消す。 （訴状請求の趣旨 1） 2　訴訟費用は被告の負担とすること。 （訴状請求の趣旨 2）	1　原告の請求を棄却する。 2　訴訟費用は、原告の負担とする。 との判決を求める。 （平成 10 年 9 月 23 日答弁書第 1）
（請求の原因） 1　原告は物件目録の土地（以下「本件宅地」という。）の所有者であり、本件宅地の納税義務者である。 （訴状請求の原因 1）	認める。（平成　年　　月　　日準備書面 1）
2　本件審査で原告は固定資産評価審査申出書で、口頭審理を申し出ています。 （固定資産評価審査委員会の審査の決定手続き） 地方税法第 433 条② 前項の場合において審査の申し出た者の申請があったときは、特別の事情がある場合を除き、口頭審理の手続きによらなければならない。とある。 （訴状請求の原因 2）	認める。（平成　年　　月　　日準備書面 2）
原告は口頭審理を申し出ているにもかわらず、被告は口頭審理を開催をせず、地方税法第 433 条第 2 項に反して、審査申出の棄却の決定を出された。違法行為である。審査決定は取消されるべきである。 （訴状請求の原因 3）	(1) 原告から、平成 10 年 3 月 29 日付けで、乙第 1 号証（審査申出書）のとおり、本 2 件の土地について審査の申出があり、被告審査委員会は、審査の申出理由を「平成 10 年度評価には地価の下落が反映されていない。」と解し、審査申出を受理した。 (2) 乙第 1 号証の審査申出書には、口頭審理開催希望について記載されていなかったので、書面審理により審査を行なうこともできたが、乙第 18 号証（平成 10 年 9 月 11 日付け審査申出書）と同じ物件であるため、合併して口頭審理を行なうことが審査の運営上効率的であると考え、乙第 2 号証の

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	とおり、平成10年4月17日付けで、口頭審理を平成10年4月30日に開催することを通知した。（原告：平成10年4月18日受領） なお、本通知書の第4に掲げる日程変更のなお書きにおいて、原告に開催希望日の提示依頼をしている。 (3) また、被告審査委員会は、因島市の答弁書に対する原告の弁ばく書作成に資するため、平成10年4月22日付けで、乙第3号証（答弁書送付書）のとおり、原告に因島市の答弁書を送付している。（原告：平成10年4月23日受領） (4) 乙第3号証の通知に対して、原書から、乙第4号証（口頭審理開催日程回答書）のとおり、平成10年4月23日付けで、平成10年5月18日、同年6月1日及び同年6月8日の3案の日程が提示されたので、被告審査委員会は、平成10年5月18日に合併口頭審理を開催することを決定し、乙第5号証（口頭審理日変更通知書）のとおり、平成10年4月27日付けで、原告に口頭審理催の通知をした。（原告：平成10年4月28日受領） (5) しかし、原告は、甲第6号証のとおり、口頭審理に欠席すると通知してきた。 この欠席通知に対して、被告審査委員会は、甲第6号証に掲げる理由には合理性は認められないと判断し、及び原告の意向に沿った開催日程にもかかわらず理由なく欠席したことは、口頭審理開催の希望を放棄したと判断した。 この状況は、地方税法（以下「法」という。）第433条第2項の「特別の事情がある場合」に該当するものであり、被告審査委員会が、原告及び因島市から提出の書面により事実審理入りし、審査の決定を行なったことは適法である。 なお、乙第6号証、乙第7号証（平成9年9月11日付け審査申出に対する審査決定書）、及び乙第8号証、乙第9号証（平成10年3月29日付け審査申出に対する審査決定書）のとおり、原告の主張には理由がなく、原告の審査申出を棄却したことが適正であるのは明らかである。 （平成10年　　月　　日準備書面第　　） 乙第7号証及び乙第8号証（平成9年9月11日付け審査申出に対する審査決定書）に関する、口頭審理の開催状況 次の状況から、原告が口頭審理の運営に対して極めて非協力的であるため、審査運営に多大の支障を及ぼしていることは明らかである。 (1) 乙第11号証（審査申出書）のとおり、平成9年9月11日付けで、原告から審査の申出があり、また、乙第12号証（口頭審理開催希望追記書）のとおり、平成9年9月12日付けで、口頭審理開催希望の通知があった。 (2) 審査申出書の記載事項を点検したところ、補正を要するところが認められたので．被告審査委員会は、乙第13号証（審査申出書補正依頼通知書）のとおり、平成9年9月30日付けで、原告に審査申出書の補正を依頼した。（原告:平成9年10月1日受領） (3) 平成9年10月2日に、原告から乙第14号証（申出理由追加書）を収受したが、点検した結果、補正を要すると認められたので、被告審査委員会は、乙第15号証（再補正依頼書）のとおり、平成9年10月3日付けで、原告に審査申出書の再補正の依頼をした。（原告：平成9年10月3日受領） (4) 平成9年10月14日に、原告から補正した審査申出書（乙第16号証）を収受するが、なお補正を要する点が認められるため、乙第17号証（最補正依頼書）を、平成9年10月15日付けで、原告に送付した。（原告：平成9年10月17日受領） (5) 平成9年10月22日に、原告から再補正した審査申出書（乙第18号証）を収受し、被告審査委員会は、審査申出書は適正であると認め、これを受理した。 (6) 被告審査委員会は、原告と口頭審理開催日の調整を図るべく、乙第19号証（口頭審理開催日程案通知書）のとおり、平成9年10月30日付けで、原告に口頭審理開催日程案を通知した。（原告：平成9年11月1日受領） (7) 平成9年10月30日に、原告から課税地積を末梢する旨の審査申出訂正書（乙第20号証）を収受したが、被告審査委員会は、課税地積の末梢は、原告が不服の対象として課税地積を除いたと解し、この訂正通知書を受理した。 (8) 被告審査委員会は、因島市の答弁に対する原告の弁ばく書作成に資するため、乙第21号証（因島市答弁書送付書）のとおり、平成9年11月4日付けで、原告に因島市の答弁書を送付した。（原告：平成9年11月6日受領） (9) 平成9年10月6日、原告から、乙第22号証（口頭審理日程回答書〉のとおり、平成9年11月5日付けで本審査委員会提示の日程案から約1ヵ月後の日程案を回答してきた。 (10) 被告審査委員会の日程案は、審査申出書受理日から約1ヵ月後の日程案を提示し、かつ原告が弁ばく書作成に資するため、乙第21号証のとおり、平成9年11月4日付けで、因島市から提出された答弁書及び関係資料を送付しており、被告審査委員会の日程案に無理な点はない。原告と被告審査委員会は、本事件の外に、審査決定取消請求事件事件が係属中であるが、原告は平成9年（行ウ）第9号及び第12号事件の裁判展開（審査決定法定

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	期限の是非に係る争点）を絡め、故意に口頭審理開催の引き伸ばしを図っていることは明らかである。 (11) 被告審査委員会は、これらの点を総合的に考慮し、口頭審理を 1 ヵ月延期する合理的理由は認められないと判断して、乙第 23 号証（口頭審理開催日程回答書）のとおり、平成 9 年 11 月 7 日付けで、審査委員会が提示した日程案のいずれかを平成 9 年 11 月 12 日までに連絡するよう、原告に通知した。（原告：平成 9 年 11 月 9 日受領） (12) この日程案通知に対して、原告から連絡期限日である平成 9 年 11 月 12 日までに開催希望日の連絡がなかったため、被告審査委員会は、乙第 24 号証（口頭審理開催通知書）のとおり、平成 9 年 11 月 13 日付けで、平成 9 年 11 月 18 日に口頭審理を開催する旨、原告に通知した。（原告：平成 9 年 11 月 15 日受領） (13) 原告は平成 9 年 11 月 18 日開催の口頭審理に出席したが、原告は「今日は口頭審理のために来たのではない。審査委員会の口頭審理の在り方と書記の併任問題について委員長に説明を求めるために来た。」など、独善的な理論により審査対象でない事項を等々と述べた。 被告審査委員会は、「裁判係属中の事項について発言は差し控えたい。」と説明するが、繰り返し持論を展開し、執拗に説明を求めたため、この状態では口頭審理入りが困難と判断し、口頭審理を流会とした。 (14) 平成 9 年 11 月 18 日開催の口頭審理が流会になったため、次回の口頭審理の開催日程について、乙第 25 号証（第 2 回口頭審理開催日程案通知書）のとおり、平成 9 年 12 月 25 日付けで、平成 10 年 1 月 16 日から同年 1 月 30 日の間で、原告が希望する日程により開催する旨原告に通知（原告：平成 9 年 12 月 27 日受領）し、この通知に対して、原告から、乙第 26 号証（第 2 回口頭審理日程回答書）のとおり、平成 10 年 1 月 13 日付けで、同年 1 月 28 日、29 日、30 日の 3 案の回答があった。 (15) 被告審査委員会は、原告提示の平成 10 年 1 月 29 日に口頭審理を開催することを決定し、乙第 27 号証（第 2 回口頭審理開催通知書）のとおり、平成 10 年 1 月 16 日付けで、原告に通知した。（原告：平成 10 年 1 月 17 日受領） (16) 原告は平成 10 年 1 月 29 日開催の第 2 回口頭審理に出席したが、審査申出人席に着かず、傍聴人席に着席し、「書記[redacted]は市の評価担当職員を併任しており、内かんに反している。書記の中立制が保たれていないので書記[redacted]を解任すること。」、「書記[redacted]に質問したいことがあるので、答弁席の方に座らすこと。」、「税務課長が欠席して

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	おり、ヒョコでは審理ができない。」、「審査委員も市から報酬をもらっているので中立でない。」、並びに「これらの事項が解決しない限り、裁判が終わるまでは口頭審理に応じられない。」等、第 1 回口頭審理と同様に、独善的かつ暴論を等々と延べたため、再び口頭審理は流会となった。 請求の原因　第 4～第 8 について 本事項は、すでに平成 9 年（行ウ）第 9 号事件及び第 12 号事件において係属中である。 (1) 乙第 10 号証（審査申出決定書送付書）のとおり、乙第 6 号　証～乙第 9 号証（審査決定書）を、原告が平成 10 年 5 月 31 日に受領したことは認める。 (2) 被告審査委員会が、審査決定書を、平成 10 年 5 月 27 日に配達証明付き速達により、原告に送付したにもかかわらず、原告が受領するまで 4 日間を要した理由について、被告審査委員会は、平成 10 年 6 月 4 日、電話により倉敷市郵便局配達担当部署に照会したところ、「5 月 28 日に[redacted]宅に配達したが、留守のため郵便物が来ている旨の書面をポストに差し置いた。5 月 29 日及び 30 日は郵便局で保管していたが[redacted]は取りに来なかったため、5 月 31 日に配達した。」旨回答があった。 （平成 10 年　　月　　日付け準備書面第　　）
甲第 1 号証、甲第 2 号証、甲第 3 号証、甲第 4 号証を原告は平成 10 年 5 月 31 日に受領しました。 （平成 10 年 9 月 1 日準備書面第 1）	
請求の趣旨を「原告の、別紙物件目録 1 及び 2 記載の土地かかる、それぞれ平成 9 年度及び平成 10 年度固定資産課税台帳登録事項に関する審査の申出に対し、被告が平成 10 年 5 月 18 日付けでなした原告の審査の申出を棄却する旨の決定を取り消す。」と訂正 （平成 10 年 10 月 14 日第 1 回口頭弁論陳述）	「変更後の請求の趣旨」に対する認否 1　原告の請求を棄却する。 2　訴訟費用は原告の負担とする。 とり判決を求める。 （平成 10 年 11 月 24 日付け準備書面第 1） 審査委員会の中立性の確保について 「被告審査委員会の担当書記が因島市税務課長補佐兼固定資産税係長であり、審査体制の中立性が確保されておらず、固定資産評価審査の手続きに適法性を欠いている。」との原告の主張について （平成 10 年 10 月 15 日付け裁判所要請事項） 1　自治省税務局固定資産税課長の「内かん」の趣旨は、固定資産評価審査委員会に対する納税者の信頼をさらに確保するための、努力目標を定めた依頼文書であり、「通達」とは異なり、強い拘束力を有する性格を有するものではなく、賦課担当者が審査委員会書記を併任することを違法とするものではない。 2　乙第 28 号証（「固定資産評価審査委員会に関する調」（平成 9 年 5 月 1 日現在））のとおり、「内かん」の通知以降、1114 市町村（約 34%）は審査委員会事務局を評価・賦課担当課、係以外の部課へ設置替えしているが、1,768 市町村（約 55%）の審査委員会事務局は、なお課税担当課と同一であ

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	る。 3　乙第29号証（「県下市における平成9年度固定資産評価替えに係る審査申出状況調べ」）のとおり、広島県内の半数以上の市は審査委員会事務局を課税担当課に設置している。 4　現在、因島市は行財政改革の一環として、事務事業の見直しや課・係の統廃合及び定員管理の適正化等による行政事務の効率化・スリム化を推進しており、乙第30号証（「因島市行政機構別人員配置図（平成9.4.1現在）」及び乙第31号証（「因島市行政機構別人員配置図（平成10.4.1現在）」のとおり、職員の現員数は、各部局を通じて、配置定数に比べ、大幅に縮小されている。 　このような職員数に余裕のない状況下では、審査委員会事務局を評価・賦課担当課以外の課へ設置替え若しくは専任職員を配置することは、事実上困難である。 5　審査委員会の書記は、因島市固定資産評価審査委員会条例第3条の規定により、「市職員のうちから、市長の同意を得て委員長が任命しており、書記は委員長の指揮を受けて調書を作成し、委員会の庶務を処理する。」と定められている。（乙第32号証） 　書記は、審査申出書の収受及び形式審査等審査委員会の庶務事務を行なうものであり、審査申出について自ら判断することはない。 6　審査決定は、審査申出人提出の審査申出書、弁ばく書及び因島市提出の答弁書、関係資料並びに審査委員会が職権により収集した関係書類、現地調査に基づき、審査委員会を構成する三人の委員の個々の判断により、厳に中立性を保った審査を経て行なっている。 7　審査申出人に対して、併任書記が評価・賦課担当職員の立場に立ち、評価に関する説明を厳に慎んでおり、審査申出人（原告）に書記の中立性に対する不信感を与え （平成10年11月24日付け準備書面第2）
請求の原因追加申出 「課税標準額の算出根拠である評価額と算出手法（比準課税）に錯誤がある。 評価額の算出根拠である課税地積と、路線価に重大なる錯誤がある。」 課税標準額算出手法に比準課税を適用したことは重大なる錯誤であり、違法行為である。 （平成10年12月2日付け：請求の原因申出書）	平成10年12月2日付「請求の原因追加申出書」に対する認否 否認ないし争う。 （平成11年1月18日付け準備書面第1） 平成10年12月2日付け「準備書面」に対する釈明等

原告主張の要旨	被告主張の要旨
いかなる法により、比準課税標準額を適用したか、明示願いたい。 （平成10年12月2日付け：準備書面第1、イ）	(1) 被告審査委員会は、乙第33号証（平成9年6月16日付け審査決定書）のとおり、本件土地は、住宅と賃貸車庫の敷地に用途が明確に区分されているため、因島市が一画地として評価していたものを、二画地とする画地認定の変更を内容とする審査の決定をした。 (2) 審査決定に基づき、課税上、二筆に分割された本件土地は、地方税法（以下「法」という。）附則第18条第2項第2号の「地目の変換等がある土地（地目の変換その他これらに類する特別の事情がある土地）」、すなわち当該土地自体に内在する原因（例えば、分合筆が行なわれた結果、土地の区画、形質に変更を生じた場合）により価格に大幅な増減をもたらす土地（乙第34号証）であるため、因島市は、法附則第28条第1項の規定により、当該土地の比準課税標準額を土地課税台帳に登録しなければならない。 （平成11年1月18日付け準備書面第2-一-1）
平成9年度は平成6年度に比し、4.6%下落している。 処が、本件土地Aの評価額は、16.3%増額されていた。理論的に説明がつかないので、固定資産評価審査委員会に審査の申出をした。審査決定は乙第1号証のとおりである。 （平成10年12月2日付け：準備書面第1-ロ）	乙第1号証は、原告が平成10年3月29日付けで申し出た「地価下落に関する審査申出書」である。この地価下落に関する審査決定書は乙第8号証乃至乙第9号証である。 （平成11年1月18日付け準備書面2-一-2）
本件土地Aの課税地積356.57㎡を、3-2,200㎡、3-3,156.57㎡と分割した地積の算出根拠を明示されたい。 （平成10年12月2日付け：準備書面第1-ハ）	(1) 本件土地の課税地積については、県道側賃貸車庫用地（田熊町字島前5437番地9及び同番地3-1）も併せて説明する必要がある。 (2) 乙第35号証（田熊町字島前5437番地9の登記簿）及び乙第36号証（田熊町字島前5437番地3の登記簿）のとおり、田熊町字島前5437番地9の登記地積は95.50㎡、同番地3の登記地積は410.57㎡であり、合わせて506.07㎡が課税地積となる。 (3) 原告は、昭和57年の評価替え時にも本件土地に係る審査を申し出され、これを取り下げられた経緯がある。 　乙第37号証（土地評価の改正通知書）によれば、昭和57年度当初賦課において、田熊町字島前5437番地9（95.50㎡）と同番地3（410.57㎡）を一画地として評価していたものを、一画地の県道側賃貸車庫用地として同番地3の内54.00㎡を同番地9へ合算することを承諾されていることが認められる。 　このことから、因島市は、田熊町字島前5437番地3-2の住宅用地（200.00㎡）及び非住宅用地（156.57㎡）の課税按分においても、併せて承諾されたものと理解し、昭和57年度から平成9年度当初評価（審査決定前）まで、住宅用地と非住宅用地を併せ持つ一画地の土地として評価してい

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	た。 (4) 乙第38号証（平成9年12月10日、広島地方裁判所民事第1部、平成7年（行ウ）第21号事件判決書）のとおり、県道側賃貸車庫用地（田熊町字島前5437番地9及び同番地3-1の合算一画地）の奥行距離は7.27m以上ある。 (5) しかし、県道側賃貸車庫用地と住宅用地・非住宅用地（田熊町字島前5437番地3-2及び同番地3-3）との境界線については、原告と因島市との間では未だ合意するに至っていなく、また、分筆登記がなされていない現段階では、住宅用地の課税地積を200.00㎡、非住宅用地の課税地積を156.57㎡として、分割せざるを得ない。 (6) なお、乙第39号証（平成10年11月20日、広島高等裁判所第2部、平成10年（行コ）第7号事件判決書）のとおり、「控訴人は、本件住宅用地の地積は221.9㎡であるというが、本件住宅用地について測量による正確な面積の測定がされた形跡はなく、これを200㎡とした被控訴人の認定を覆すに足りる証拠はない。したがって、控訴人の主張は採用できない。」（控訴人は、本件原告である土肥英一である。） （平成11年1月18日付け準備書面第2-一-3）
露地②の路線価。平成9年度、平成10年度の路線価が平成6年度に比し、16.64%、大幅に増加している。その評価の算定根拠を明示されたい。 露地③の路線価。平成9年度、平成10年度の路線価が平成6年度に比し、4.9%、増加している。その評価の算定根拠を明示されたい。 （平成10年12月2日付け準備書面第1-ニ） 露地②と露地③の路線価は、昭和58年度から平成8年度まで13年間、同額であったが、平成9年度になって、周囲の状況に何らの変化が無いのに、なぜ露地②が露地③に比して、11.23%も高額になったのか、評価の算出根拠を明示されたい。 （平成10年12月2日付け準備書面第1-ホ）	(1) 法第381条（固定資産課税台帳の登録事項）の規定により、路線価は課税台帳登録事項ではないため、法第432条（固定資産課税台帳の登録事項に関する審査の申出）に規定の審査申出事項ではない。（乙第40号証） 従って、路線価については、審査委員会を被告とする本裁判の争点とは関係がない。 (2) また、被告審査委員会は、審査の申出があった場合、審査申出日が属する年の課税台帳に登録された事項のうち、審査対象事項について審査申出人の申出に相当の理由があるか否か、又は因島市長が法及び固定資産評価基準等関係法令等に基づき適正に評価しているか否かを審査決定する機関であるため、前回の評価替え（平成6年度）で付設された路線価と比較して、平成9年度の付設路線価の適否を判断することはない。 (3) 原告とは、本事件の外、数件の同種訴訟が係属中であるが、審査申出の事実審査及びこれら裁判の経緯のなかで、証拠書類及び職権で収集した資料によれば次のことがいえる。 ア　甲第8号証記載の平成6年度の露地②及び露地③の数値は不正確である。付設路線価は、平成3年度評価替えまでは、下2桁は50円単位、平成6年度評価替えからは下3桁は100円単位とした端数整理を行なっている。 イ　平成3年度については、露地②及び露地③の

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	路線価は共に34,600円の同額である。 なお、平成2年度以前の路線価については不知。 ウ　平成6年度露地②の路線価は50,200円、及び露地③の路線価は45,100円である。 エ　乙第33号証（平成9年6月16日付け審査決定書）のとおり、因島市が、平成9年度において露地②の路線価を50,500円、及び露地③の路線価を45,400円としたことは、固定資産評価基準等に定める手続きのもと適正に付設されているいことは明らかである。 オ　路線価の算出根拠及び路線価の価格差については、乙第41号証（平成6年度土地鑑定評価書）、乙第42号証（平成9年度土地鑑定評価書）、乙第43号証（田熊町字島前5437番地3-3が接する正面路線価計算書）及び乙第44号証（田熊町字島前5437番地3-2が接する正面路線価計算書）のとおりである。 (4) 平成10度の露地②及び露地③の路線価は、乙第8号証、乙第9号証（地価下落の修正に関する審査決定書）のとおり、本件土地が存在する状況類似地域に地価下落がないことは明らかであるため、平成9年度路線価と同額である。 （平成11年1月18日付け準備書面第2-一-4）
乙第29号証、・・・・・・・・・・原告が広島県より受領した、審査体制についての回答と異なる。	不知。 原告が広島県より受領したという審査体制についての回答書を証書として提出願いたい。 （平成11年1月18日付け準備書面第2-二）
甲第11号証は平成9年（行ウ）第9号、第12号事件の乙号証の写しで作成者として、・・・・・・・・・甲第12号証は平成9年（行ウ）第9号、第12号事件の乙号証の写しで作成者として、因島市役所固定資産税係課長補佐巻幡唯水と明記されている。 乙第2号証、・・・・・・・・・・・乙第27号証、に因島市固定資産評価審査委員会、担当書記、巻幡唯水、と明記されている。 ・・・・・・・・・・・訴訟の勝敗を決する書証の作成者と固定資産審査委員会の担当者を兼務していて、・・・・・・・・・・・固定資産評価審査体制に中立性の担保された納税者と中立性が担保されていない納税者では法の下の平等が保たれていない。憲法第14条①違反である。	争う。 （平成11年1月18日付け準備書面第2-三）
〈平成11年3月30日付け準備書面〉	〈平成11年6月15日付け準備書面〉
第1　本件は、因島市長が、原告所有の因島市田熊町字島前5437-3-2課税面積357.57㎡の土地の平成9年度の固定資産税課税台帳への登録価格を	平成11年3月30日付け原告準備書面に対する反論 1　第1及び第2の「審査決定内容の適法性の立証」について 本事件は、乙第6号証乃至乙第9号証の審査決

原告主張の要旨	被告主張の要旨
17,950,803円と決定し土地課税台帳に登録したことに対して、原告がこれを不服として被告因島市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出を行い、被告が、本件土地の評価額を16,986,785円、課税標準額を7,625,244円とする旨の決定を行い、平成10年度の土地課税台帳に登録したので、被告に審査請求したが、棄却されたので、これを不服としてその取消を求めている取消訴訟である。 しかるに、被告は本件決定についての適法性を基礎づける事実を全く主張していない。 また、被告が本件土地を住宅敷地として利用されている200㎡と賃貸車庫敷地に利用されている156.57㎡に分割して画地を認定して評価の適法性が争点となっていたのに、被告はこの点について、何らの立証もしていない。 第２　土地を状況類似地区に区分し、状況類似地区の中から標準宅地を選定し、標準宅地を選定し、標準宅地の価額を評価して主要な街路の路線価を定め、これらの路線価と画地認定法に基づいて土地を評価するという一連の過程における資料は、すべて被告＝行政庁が所持しているのであるから、固定資産課税台帳に登録された事項の適法性は、被告＝行政庁が立証責任を負わなければならない。 地方税法は、同定資産税における価額の決定及び固定資産課税台帳への価額の登録を市町村長の権限・責任としながら、固定資産課税台帳に登録された事項に不服のある納税者は、固定資産評価審査委員会に審査申出が出来ることとし、固定資産評価審査委員会の決定のみに対してのみ訴訟を提起できるとされている。 したがって、固定資産課税台帳に登録された事項に関する訴訟については、固定資産賦課徴収権者が被告となるわけではないが、固定資産課税台帳に登録された事項が基本的課税要件事実である以上、その立証責任は被告＝固定資産評価審査委員会が負わなければならないことは、当然である。 第３　平成8年4月11日付け、自治省税務局固定資産税課長[redacted]の「内かん」によると、「固定資産評価審査委員会の事務局は、原則として固定資産税の評価・賦課を担当する課以外の課等において行うよう、また、町村にあっては少なくとも固定資産税の課税担当者が、固定資産評価審査委員会の事務を行う者を兼ねることのないよう努めていただきたいと考えています。」とある。 甲第7号証の1、平成8年4月23日付け、各市町村長（固定資産税主管課長）宛の広島県企画振興部長の固定資産評価審査体制について（通知）	定の取消請求事件であるため、「本件土地の平成9年度課税標準額を、因島市が比準課税標準額により登録したこと及びその額は適正か否か。」及び「平成10年度の本件土地評価について、因島市は地価の下落を適用すべきか否か。」の、二つの争点に限られるべきものである。 本事件に係る審査決定内容の適法性に関する立証全般については、被告準備書面及び乙号証のとおりである。本件土地の課税地積の不服については、平成9年6月16日付け本件土地の審査決定書（乙第33号証）の審査決定取消請求事件で争うべきものであり、本事件とは関係ない。 なお、乙第33号証の審査決定取消請求事件（広島高等裁判所二部、平成10年（行コ）第7号事件、控訴人：[redacted]、被控訴人：因島市固定資産評価審査委員会）において、本件土地の課税地積に関して争っていたが、乙第39号証（平成10年10月20日付け判決書）のとおり、「控訴人は、本件住宅用地の面積は221.9㎡であるというが、本件住宅用地について測量による正確な面積が測定された形跡はなく、これを200㎡とした被控訴人の認定を覆すに足りる証拠はない。したがって、控訴人の主張は採用できない。」旨の判断がされ、控訴人の請求は棄却されている。 ２　第3の「内かん違反」について 審査委員会書記の併任についても、平成9年（行ウ）第9号事件（広島地方裁判所民事第三部、原告人：[redacted]、被告人：因島市固定資産評価審査委員会）において争っていたが、乙第45号証（平成11年3月23日付け判決書）のとおり、「地方税法に兼職禁止の規定はなく、書記が固定資産の評価を担当する部課の職員を兼ねることが直ちに法律上の禁止事項に触れるものではなく、また内かんは要請であり、法的拘束力を有しないことはそれ自体明らかであり、内かんに従うか否かは地方

原告主張の要旨	被告主張の要旨
と題する通達により、内かんの趣旨は周知されている。 ところが、因島市固定資産評価審査委員会の事務局は因島市税務課固定資産税係におかれていて、内かんに完全に違反している。 原告の居住する岡山県倉敷市はもとより、広島県内備後地区でも因島市の隣の市、尾道市、因島市と同規模の府中市、福山市は内かんの趣旨を理解され、厳守されている。 自治省の内かんの趣旨を厳守している市町村と、内かんの趣旨を守っていない市町村では、固定資産評価審査委員会の中立性の点で固定資産税納税者の法のもとの平等が保たれていない。 日本国憲法第14条に「全ての国民は法の下に平等」ある。憲法第14条違反である。 また、このように中立性が保たれていない固定資産評価審査委員会における審査は、適正手続きを定めた憲法第31条にも違反している。 〈平成11年6月25日付け準備書面〉 第１　「内かん違反」について 内かんは要請で、拘束力はないとあるが、法令であり、法的拘束力はある。 因島市税務課長補佐、兼固定資産税係長、[redacted]氏が固定資産評価審査委員会の担当書記とあるが、甲第13号証に示すがごとく、平成11年3月30日施行の平成11年度第1回因島市固定資産評価審査委員会の議事録の閲覧に平成11年4月26日に因島市を原告は訪れた。 処が、開催依頼1ヵ月もたっているのに、甲第14号証の示すごとく議事録は完成して無い。 審査委員会の管理が如何に杜撰であるかを、示すものである。 亦担当書記は、[redacted]で無く、因島市税務課固定資産税係員で[redacted]氏がしている。 [redacted]氏は固定資産税係長として、委員会に出席している。とても因島市固定資産評価審査委員会が中立性を担保しているとは、思えない。	公共団体の判断に任されているものというべきである。その他因島市税務課課長補佐兼固定資産税係係長[redacted]が被告の書記を務めていることが、被告の審査の中立性を損なうような事情は見当らない。」旨の判断がされ、原告の請求は棄却されている。 〈平成11年7月26日付け準備書面〉 １　平成11年6月25日原告準備書面中の「平成11年第1回審査委員会議事録が完成していない。」について この議事録が作成されているか否かは、本事件の争点と関係ない。 第1回審査委員会は、原告から審査の申出があった平成11年度の固定資産評価に対する審査の申出の書面点検と如何なる補正命令を決定するかの協議、並びに原告との係属中事件の応訴協議のため開催したものであり、この委員会の会議は因島市固定資産評価審査委員会条例（乙第47号証参照）第九条の所謂「委員会の議事」にあたるため、その公開を要しないものであり、右議事録調書は審査委員会の運営に支障を生じない期日までに作成すれば足り、いつまでに作成するかは審査委員会の裁量に委ねられている。 ２　「路線価は審査対象事項か否か」について（☆裁判所からの求釈明事項） (1) 固定資産評価審査委員会に審査申出ができる事項は、次に掲げるとおり、市町村長が自己本来の権限に基づいて決定して、固定資産税課税台帳に登録した価格等に限定されているため、路線価は審査の申出ができる事項に該当しない。 ①　地方税法（以下「法」という。）第432条第1項の規定により土地課税台帳に登録した事項のうち審査の申出ができる事項 ア　基準年度の価格又は比準価格 イ　法第343条第2項後段及び同条第4項により固定資産税を

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	課される場合は、現に所有している者の住所及び氏名又は名称 ウ　法第349条の3、法附則第15条、法附則第15条の2、法附則第15条の3、法附則第38条又は法附則第39条の規定の適用を受ける固定資産税については、当該資産の価格に同条各項に定める率を乗じて得た金額 エ　法第349条の3の2（住宅用地に対する固定資産税の課税標準額の特例）の適用を受ける住宅用地については、評価額の3分の1の額及び6分の1の額 オ　法第411条第2項の規定により、第2年度又は第3年度の価格がすでに登録されている基準年度又は第2年度の価格（据え置き価格）をもって固定資産課税台帳に登録された価格とみなされている場合、地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これに類する特別の事情があるため、この価格によらず新たに比準価格によるべきものであることを申し出る場合 ②　法附則第17条第の2の規定により、平成10度又は平成11年度においてさらに地価に関する諸指標から下落傾向が見られる場合には、価格に修正を加えることができる特例措置が講じられているため、この措置により土地課税台帳に登録された修正価格については審査の申出をすることができる。 ただし、この場合においては、法附則第17条の2第8項の規定により、当該土地に係る当該年度の固定資産税の課税標準額の基礎となった価格についての不服審査の申出とすることができない。すなわち、審査の申出は修正に関する部分に限定される。 なお、この特例措置による価格の修正を受けない固定資産税の所有者は、法第17条の2第9項の規定により、本来修正の適用を受けるべきものであることを申し出る場合には審査の申出をすることができる。 (2) 評価制度或いは評価制度上における評価庁の裁量権の範囲に係る問題については、審査委員会でその是非を判断する権限を有しない。 すなわち、用途区分、状況類似区分、主要な街路の選定、標準宅地の選定、主要な街路の路線価の付設、及び路線価格比準率の決定並びに路線価比準率に基づくその他の街路の路線価の付設は、評価庁である因島市の評価制度上における裁量権の範囲である。 なお、主要な街路の路線価の付設に際して、固定資産評価基準第12節（経過措置）の定めるところにより、「標準宅地の適正な時価の求める場合、当分の間、地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとする。」とされているが、この土地鑑定評価は、資格を有する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補により作成されたものであり、基本的にはその価格は適正なものという前提に立ち、個々の土地の審査を行っている。 (3) 固定資産課税台帳の意義及び登録事項に関して付言すれば、次のとおりである。 ①　地方税法第380条第1項に定めるとおり、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、市町村に備え付けなければならないとされている。

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	固定資産税は、この固定資産課税台帳に登録されている固定資産の価格等を課税標準とし、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者を納税者として課するものである。すなわち、固定資産税においては台帳課税主義が採用されている。 ②　法第381条第1項の規定により、土地登録簿に登録されている土地について行われる登録事項は、次に掲げるとおりである。 ア　不動産登記法第78条各号に掲げる事項（当該土地所在地の郡、市、区、町、村及び字、地番、地目、地積、所有者が2人以上あるときはその持ち分） イ　所有権、質権及び百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称 ウ　基準年度の価格又は比準価格 エ　法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定による課脱標準額の特例の適用を受ける土地にあっては、価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額（法第381条第6項、法附則第15条の4） オ　土地登記簿に所有者として登記されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記している法第348条第1項の非課税団体が同日前に所有者でなくなっているときは、賦課期日においてその土地を現に所有している者の住所及び氏名又は名称 カ　所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合において、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課するときは、その使用者の住所及び氏名又は名称
第2　甲第15号証、平成6年度の路線価計算書に示すとおり、甲第8号証に示す、露地②と③の路線価は同額の43,295円である。 平成10年度は、因島市は毎年500人名の人口減と不況の為に、地価は低下を続けてている。 処が、平成10年度の甲第8号証の露地②の路線価は50,500円である。 甲第16号証の路線価計算書で交通接近条件の地価形成要因のバス停迄の距離、病院迄の距離、金融機関迄の距離で、標準宅地との比準割合で、説明がつかない。路線価の計算をせずに、出されているとしか思えない。 ［求釈明］で地価形成要因のうち、交通接近条件の各項目、内訳、比準割合を明示されたい。	3　「甲号証の認否」について 甲第15号証　不知　露地②及び露地③の平成6年度路線価は、43,295円ではない。 甲第16号証　不知　平成9年度路線価計算書は、乙第49号証（答弁書の資料送付書：原告平成9年5月21日受領）のとおり、平成9年度審査申出にあたり、被告審査委員会は、因島市の答弁に対する原告の弁ばくに資するため、原告に送付している。 路線価格及び路線価格比準割合等については、乙第43号証及び乙第44号証（路線価計算書）のとおりである。 なお、如何なる価格形成要因を採用し、如何なる比準割合を用いるかは評価制度上認められる評価庁の裁量権の範囲であり、審査委員会は、この裁量権の範囲に属する事項に対して是非を判断する権限を有していない。 4　求明事項 (1) 原告は「内かんは法令であり、法的拘束力はある。」と主張しているが、法体系を踏まえて、内かんが法的拘束力を有することの根拠を明らかにされたい。

原告主張の要旨	被告主張の要旨
平成11年8月3日付け原告準備書面 第1　求釈明 甲第20号証、平成6年度田熊町字島前5437-3-3の名寄せ台帳の評価額は15,438,054であるが、乙第43号証、5437番地1-1に接する正面路線価計算書、乙第44号証5437番地3-2に接する正面路線価計算書による、甲第8号証、甲第15号証の露地③、②の路線価を適用して、評価額を算出すると、16,878,814となり、名寄せ台帳の評価額と1,441,768円の差が出る。釈明を求める。 第2　「内かん」違反について 甲第13号証に示す、平成11年5月29日第43657号、書留内容証明郵便物とし郵送せる、貴委員会の出席者の役職（資格）につきお尋ねの件につき、甲第17号証に示すがごとく、平成11年5月30日付け、5月31日に配達完了で、地方税法第433条第5項の規定に基づき、平成6年度、7年度、9年度、10年度、11年度第2回の議事録の閲覧を申し入れたが、50日を経過するも、何らの回答もないので、平成11年7月20日第48947号書留郵便物として郵送した。 甲第19号に示す、平成11年7月26日付け、委員会出席資格者の照会について（回答）によると、税務課固定資産税係主任津島英一郎氏は委員会の書記として出席されたとの事である。 今まで、固定資産評価審査委員会の公文書に書記としてご姓名は記載されたことはなく、その回答に何故60日もかかったのですか。 固定資産評価審査委員会の委員が3名で、書記が2名とは不釣り合いである。従来主張されてきた書記の業務では1名で充分だ。 乙第57号号証の最高裁判所の判決は、委員会の担当書記は税務課長補佐兼固定資産税係長[redacted]氏1名の場合のもので、担当書記が2名では前提条件が異なり、何の意味もない。 乙第56号証の地方裁判所の判決も前述のごとく何の意味もない。	(2) 原告は、本件土地の平成10年度評価には地価下落修正を適用すべきと訴えているが、「どの範囲の地域に地価下落があると考えているのか、またその下落修正率」を明らかにし、かつ本件土地の鑑定評価書等証拠書類を以て具体的にその根拠を立証することを求める。 平成11年9月14日付け被告準備書面 〈平成11年8月3日付準備書面に対する認否等〉 一　平成6年度の路線価について (1) 用途区分、状況類似地域区分及び標準宅地の選定について 標準宅地の選定にあたっては、固定資産評価基準第1章第3節二2(1)に定める手続きにより宅地の利用状況を基準として区割りしている。 本件二画地の土地は、状況類似地域番号240内に存在しているが、この状況類似地域の区割りは、乙第58号証（本件土地が存在する状況類似地域付近の航空写真）乙第59号証（本件土地が存在する状況類似地域の区割り図）及び乙第60号証（平成1995年度版住宅地図：本件土地が存在する状況類似地域付近）のとおり、街路の状況、公共施設等の接近状況、家風の疎密度及びその他宅地の利用状況の便から相当に相違するところにより、普通住宅地区にある状況類似地域として区割りしている。 この状況類似地域の主要な街路として、街路条件等を勘案し路線番号204-20を選定し、この主要な街路に沿接する宅地のうち標準的画地である田熊町字扇新開1119番地14を標準宅地として選定している。 (2) 標準宅地の鑑定評価額及び主要な街路の路線価について 乙第61号証（「固定資産評価基準の取扱いについて」の依命通達の一部を改正する依命通達）により、「宅地の評価にあっては、地価公示価格及び不動産鑑定評価から求められた価格等を活用し、これらの価格の7割を目途とする。」旨の規定がされた。 この依命通達に基づき、主要な街路である路線番号204-20の平成六年度の路線価は、標準宅地鑑定評価額63,100円（乙第41号証：平成6年度標準宅地の鑑定評価調書参照）の7割である44,100円（100円未満切り捨て。）と決定している。 (3) 路線価比準表の採用について この7割評価の自治事務次官依命通達を契機に、平成6年度評価替えから地価形成比準要因を客観的に行うべく土地価格比準表（乙第62号証：平成6年度路因島市土地価格比準表参照）を用いた土地評価システム（路線価方式により評価する宅地等を対象）を導入し、主要な街路の路線価を比準元に、その価格形成要因の比準率等からその他街路の路線価を決定している。 (4) 平成6年度の露地②及び露地③の路線価について 乙第43号証（田熊町字島前5437番地3-3〈非住宅用地〉が接する正面路線価計算書）及び乙第44号証（田熊町字島前5437番地3-2〈住宅用地〉が接する正面路路線価計算書）のとおり、比準元路線である路線番号204-20の地価形成要因との比準割合、及び近傍路線価との整合性を図り、非住宅用地が接する露地②（路線番号204-33）の路線価は、比準割合1,1384の50,200円（100円未満切り捨て）と、また住宅用地が接する露地③（路線番号204-23）の路線価は、比準割合1,0237の45,100円（100円未満切り捨て）と決定している。 なお、最寄りの公共施設等として、病院は田熊巻幡医院、店舗は因島市スーパー田熊店、金融機関は広島総合銀行因島支店、バス停は因島市役所前を選定している。 なお、平成3年度に非住宅用地が接する露地②（路線番号203-33）及び露地③（路線番号203-23）の路線価格が同じ34,600円となっているが、平成3年度評価替え以前においては、地価公示価格、県地価調査価格、近傍土地の鑑定評価額の動向及び不動取引産業者等の意見並びに評価担当者の経験則を基に路線価を決定していたことによる。 二　平成9年度比準課税標準額算出にあたって、新たに平成5年度まで遡って再算定する必要性について (1) 負担調整について 固定資産税の課税標準は、地方税法（以下「法」という。）第349条に「土地等に対して課する固定資産の課税標準は、当該土地等に係る賦課期日における価格で、課税台帳に登録されたもの。」と規定されているが、税負担の増加を緩和するために、法附則第18条第1項に「当該宅地等の課税標準（当該年度の評価額×課税標準の特例×税率：本則課税）による税額が宅地等調整固定資産税額（前年分の固定資産税の課税標準額×負担調整率×税率）を超える場合は、当該宅地調整固定資産税をもって当該宅地等の固定資産税額とする。」旨の負担調整措置が講じられている。

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	(2) 比準課税標準額の算出について 平成 9 年度税制改正において負担水準の均衡化を基本的な考えとした税負担の調整措置が講じられることになり、法附則第 17 条第 1 項第 6 号に規定より算出される負担水準値に応じた負担調整率が適用されることになったため、審査決定の価格を本件二画地の土地の平成 9 年度比準価格及び近傍類似の土地の平成九年度比準価格とし、前年度比準課税標準額を算出し、これにより求められる負担水準値に応じた負担調整率により平成 9 年度比準課税標準額を課税を算出することになる。(乙第 63 号証:「平成 9 年度版地方税ハンドブック」400 頁～402 頁参照) (3) 近傍類似の土地について 比準課税標準額は、法附則第 17 条第 1 項第 5 号の規定により近傍類似の土地に比準して算出することになるが、本件二画地の土地の場合は宅地から畑等の地目の変換を伴うものではなく画地認定の変更による適用正面路線及び画地係数を修正するものであるため、本件土地が過去に存在していたものとみなし、この土地を近傍類似の土地としている。 (4) 平成 5 年度賦課期日まで遡ることについて 負担調整措置が講じられている土地の課税標準額は、過去の課税標準の特例及び負担調整率を積み重ねて算出されるものであるが、本件二画地の土地は「地目の変換その他これらに類する特別の事情がある土地」で、新たに再評価すべき土地であるため、過去の課税標準額を有していない。 平成 5 年度税制改正において、評価の上昇割合が高い土地は、その税負担が急増しないよう平成 6 年度から平成 8 年度までの三年間に限り、評価の上昇割合に応じた課税標準の暫定特例措置が講じられた。 この暫定特例措置による「負担調整率」は、当該土地の平成 6 年度評価額を当該土地の平成 5 年度課税標準額で除して得た数値(評価の上昇割)に応じて求めることになる。(乙第 63 号証:「平成 9 年度版地方税ハンドブック」392 頁～399 参照、旧法附則第 17 条第 5 号、第 17 条の 2 関係) 従って、(2)に記述の前年度(平成 8 年度)比準課税標準額を算出するには、平成 5 年度賦課期日に遡り二画地が存在していたとみなして、平成 5 年度の比準評価額及び本則比準課税標準額を算出し、これを基に平成 6 年度以降の各年度の本則比準課税標準額及び負担調整後の比準課税標準額を算出したうえ、法附則第 18 条第 1 項の規定により、いずれか小額の方を当該年度の比準課税標準額とする必要がある。 (5) 平成 8 年度比準課税標準額及び平成 9 年度負担水準 これにより、住宅用地(田熊町字島前 5437 番地 3-2)の平成 8 年度比準課税標準額は 1,503,333 円で、負担水準は 0.933 となり、また非住宅用地(田熊町字島前 5437 番地 3-3)の平成 8 年度比準課税標準額は 6,121,911 円で、負担水準は 0.77 と算出され、法附則第 18 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項により、課税台帳に登録すべき平成 9 年度比準課税標準額は、前年度(平成 8 年度)比準課税標準額を据え置いた額となる。(乙第 64 号証:各年度比準課税標準額算出一覧表参照) 三 「平成 6 年度田熊町字島前 5437 番地 3-2 の評価額は、15,438,054 円であるが、乙第 43 号証及び乙第 44 号証の路線価を適用して評価額を算出すると、16,878,814 円になり、1,441,768 円の差が出る。」ことの釈明について (1) 一画地としての平成 6 年度評価 平成 6 年度においては、本件土地を住宅用地と非住宅用地の複数の用途を有する一画地の土地(奥行 26m)として評価している。(乙第 65 号証:画地認定・適用路線・画地係数是正参照) 乙第 66 号証(平成 6 年度評価基準の別表 3、付表 1 及び別表 3 参照)の画地係数等の適用に錯誤がなければ、平成 6 年度の一画地評価額は、18,198,263 円になっている。 (正面路線価)　(奥行補正) 50,200 円 × 0.99 ＝ 49,698 円① (裏路線価)　(奥行補正)(二方加算率) 45,100 円 × 0.99 × 0.03 ＝ 1,339 円② (①＋②:1 ㎡当たり価格)　(課税地積) 51,037 円 × 356.57 ㎡ ＝18,198,263 円 しかし、平成 6 年度評価実績では、本件一画地の土地が二方の路線に接しているので二方路線影響加算率適用して評価することが適正であったが、二方路線影響加算の遺漏、路線価の低い方の路線(路線番号 204-23)を正面路線とし、更に併用住宅地区に係る奥行価格補正を適用していた錯誤が認められる。このため、平成 6 年度の評価額は 15,438,054 円となっている。 (正面路線価)　(奥行正率)　(課税地積) 45,100 円 × 0.96 × 356.57 ㎡ ＝15,438,054 円 (2) 審査決定に基づく二画地としての平成 6 年度比準評価額 審査決定(乙第 33 号証:平成 9 年 6 月 16 日

原告主張の要旨	被告主張の要旨
平成11年10月3日原告準備書面 第１　平成11年9月24日、15時30分、開催予定の口頭弁論について 　当日は台風18号の中国地方への接近で、午前10時頃より新幹線は博多、広島間が不通となったので、広島地裁☎082-228-0421、に電話したが、この地方への電話は通話は出来ませんとのことであった。 　午前11頃になり、博多、広島間が新幹線が不通になったが、在来線は運転されているので、在来線で広島に行こうと思い、駅に行き、自宅に電話しましたら、裁判所から、被告が新幹線が不通でいけないと連絡があり、口頭弁論は中止との事なので、裁判所に電話で、確認をとり、原告は広島に行くのを中止しました。 第２　期日の調整について 　甲第21号証に示す、首題の連絡をファクシミリで受け取りました。それによると、職権で原告本人尋問が行う予定とありますが。被告の原告本人の人証の証拠申し出はされていません。 　原告は代理人による、訴訟ではなく、所謂、本人訴訟で、訴状、準備書面で、原告の主張、思料は裁判官にお分りになっている筈です。裁判官が何をお聞になりたいか、原告には判断がつかない。 　広島地方裁判所、広島高等裁判所で、訴訟を本	付け審査決定書参照）により住宅用地（200.00㎡：奥行16m）及び非住宅用地（156.57㎡：奥行10m）の二画地の土地を評価する場合は、それぞれの土地が接している路線を正面路線として、画地補正を適用することになる。 　これにより、住宅用地については路線番号204-23が、非住宅用地については路線番号204-33が正面路線となり、かつ、その奥行が奥行価格補正の適用外距離になったので、平成六年度比準評価額は16,879,814円となる。 　従って、平成6年度課税台帳に登録されている一画地の評価額に比べ1,441,760円の増となる。 （備考：原告は1,441,768円と主張） 　住宅用地分 　（正面路線価）　（課税地積） 　45,100円　×　200.00㎡ 　＝9,020,000円① 　非住宅用地分 　（正面路線価）　（課税地積） 　50,200円　×　156.57㎡ 　＝7,859,814円② 　①＋②　＝　16,879,814円

原告主張の要旨	被告主張の要旨
人訴訟で、平成6年より、数多く行っていますが、職権による原告の本人尋問は初めてであります。 　いずれにしましても、裁判官、被告の尋問事項の提示がなければ、原告は戦前、[redacted]で、航空機、戦後は自動車の技術者で、法律、地価の評価の専門家ではありませんので、本人尋問の準備に要する日数は判断がつきかねます。したがって、期日の調整に応ずることは不可能です。 　平成11年9月30日、10時10分、204号法廷で同じ原告被告で他の訴訟の口頭弁論が行われました。 　その後、204号法廷の前で、被告の代理人、弁護士[redacted]氏が原告に、民事第1部に同行して、本事件の期日調整を行おうと、原告に言われましたが、前記の理由で、原告には、同行しても、期日の決定はできませんし、他の人と会う先約をしていましたのでの、民事第1部に同行出来ないと言いますと、[redacted]氏は「職権で期日を決めますよ。」と言われた。 　職権は裁判官が行使するもので、いくら弁護士でも、被告の代理人は職権は行使できません。こんな発言をされることは、裁判官と弁護士河[redacted]氏との関係を如実に物語っている。 　被告が証拠申し出をしていない、原告の本人尋問が職権で行われる予定です。 平成11年10月16日付け原告準備書面 原告の本人尋問及び期日の調整について 　平成11年10月14日午後5時頃、御庁民事第1部、裁判所書記官[redacted]氏より電話があり、次回の期日の調整をしたい、と言われ、その際に、原告の本人尋問は行わず、口頭弁論を言うと言われた。 　甲第21号証、期日の調整についての文書によると、次回は原告本人尋問の予定となっているので、原告の本人尋問を口頭弁論に変更する旨の裁判長の文書による明示方懇願致します。 　期日については、被告訴訟代理人、[redacted]氏の都合も聞いた期日として、平成11年11月24日、12月8日、12月15日、12月22日、いずれも午後1時20分を提示された。 　原告は、平成12年1月12日を希望します。 平成11年12月10日付け原告準備書面 　本件棄却決定は、平成10年5月18日、因島市固定資産評価審査委員会においてなされたもであるが、同委員会は訴外[redacted]及び訴外[redacted]が出席して開催されたものである。	平成11年12月15日付被告準備書面 　平成11年12月10日付け原告準備書面に対して １　[redacted]及び[redacted]は、それぞれ因島市税務課課長補佐兼固定資産税係長（固定資産評価補助員湯、同市同係主事の身分を有するところ、原告は

原告主張の要旨	被告主張の要旨
しかして、訴外[redacted]は、因島市税務課課長補佐兼固定資産税係係長であり、同[redacted]は因島市税務課固定資産税係主事である。 ところが、地方税法第 423 条が固定資産税の登録価格についての不服の審査を、評価・賦課の主体である市町村長とは独立した第三者機関である固定資産評価審査委員会に行わせることとしているのは、中立の立場にある委員会に固定資産り評価額を客観的合理性を担保し納税者の権利を保護すると共に、固定資産税の適正な賦課を期そうとするものである。(最判平成 2 年 1 月 18 日民集 44 巻 1 号 253 頁)。 しかるに、本件審査決定に至る手続きには一方の当事者である因島市の固定資産評価員または評価補助員が同席しており、このような場で合議したうえ、審査申出人の請求を棄却する旨の決定をしているのである。 したがって、本件審査は、委員会の独立性、中立性に反した手続きでなされたものであり、地方税法第 423 条、第 425 条 1 項に反するものといわなければならない。 (東京高裁平成 10 年 9 月 30 日判例時報 1667 号 20 頁)	両名が審理に出席し、請求を棄却する合議の場に同席していたことを問題とするが、両名はいずれも被告委員会の書記を兼務していることからその資格で出席していたのである。 両名が、被告委員会の審査、合議に同席していたことは、何ら被告委員会の中立性を損なうものではない。 2　原告は、東京高裁判決を引用するが、同判決は、原処分の主税課長、資産税課長等が審査請求の適否についての合議の場に同席する等のあった事案に関するもので、本件とは著しく相違ものである。 本件の棄却決定の合議には被告委員会の書記を兼務する者以外の因島市の担当職員は出席していないし、被告委員会の遂行すべきその他の審査手続において担当書記の外に因島市職員が関与することはなかった。

判番 897

（別紙様式 2）

因島市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 14 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高裁・平成 12 年（行コ）第 11 号
（広島地裁・平成 10 年（行ウ）第 15 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　因島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　9 月 11 日	審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳登録比準課税額について審査申出書提出
平成 10 年　3 月 29 日	審査委員会へ平成 10 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出
平成 10 年　5 月 18 日	いずれも審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　8 月 27 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年　3 月　1 日	判決（審査委員会勝訴）
平成 12 年　3 月 22 日	控訴

6　争点

自治省課長内かんの法的拘束力について

7　控訴人の主張

審査委員会の事務局は原則として固定資産税の評価・賦課を担当する課以外の課等において行うべきものとされている自治省課長内かんの論旨を否定することはできない。

8　被控訴人の主張

審査委員会の手続に違法性はない。

9　判決の要旨

控訴人の本訴請求はいずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成９年度

平成 12 年（行コ）第 11 号固定資産評価審査決定取消請求事件

（平成 11 年（行ウ）第 15 号事件の控訴審事件）

出訴年月日：平成 12 年 3 月 17 日　控訴人：[redacted]　被控訴人：因島市固定資産評価審査委員会

裁判進捗状況	第 1 回口頭弁論　平成 12 年　6 月 22 日　（結　　審） 判　　決　平成 12 年　9 月 14 日

物 件 目 録	田熊町字島前　5437 番地 3-2　宅　地 田熊町字島前　5437 番地 3-3　宅　地

控 訴 人 の 主 張 の 要 旨	被 控 訴 人 の 主 張 の 要 旨
平成 12 年 3 月 17 日付け控訴状 （控訴の趣旨） 原判決を取り消す。 訴訟費用は第一審とも被控訴人の負担とする。 （控訴の理由） 追って、理由書を提出する。 平成 12 年 5 月 6 日付け控訴理由書 1　被控訴人は[redacted]及び[redacted]は担当書記の資格で、本件審査申出を棄却した、固定資産評価審査委員会に出席したもので、被控訴人委員会の中立性、独立性を損なうものでないと主張されている。 2　審査委員会の委員は 2 名ですが、1 名は病気で欠席されており、委員長 1 名、委員 1 名、担当書記 2 名では、余りにも不釣り合いである。 3　[redacted]は、委員会の議事の筆記、議事録のまとめ等、書記の実務をされていた。[redacted]は税務課課長補佐であり、課長補佐といえば、固定資産評価の最高実力者であり、委員会合議の主導的立場にあった言わざるをえぬ。 4　これで、委員会の中立性、独立性が担保できるなら、平成 8 年 4 月 11 日付、自治省税務局固定資産税課長、[redacted]氏の「内かん」の論旨を完全に否定することになる。 5　お役人の世界では、裸長補佐といえば実務の最高実力者であり、担当書記の実務を、1 名でされていることに従来疑問を感じていた。ところが、平成 11 年度の審査委員会で、[redacted]以外に担当書記の実務をされている、税務課固定資産税係の職員が、他に 1 名おられることが暴露された。 6　平成 11 年度の評価審査委員会決定取消訴訟では、控訴人が完全勝訴したが、それ以前の控訴人が敗訴せる訴訟では担当書記が[redacted]、1 名の前提である。担当書記が 2 名では、判決の内容も変わっていたと思料する。	平成 12 年 4 月 25 日付け答弁書 第 1　控訴の趣旨に対する答弁 1　本件控訴を棄却する。 2　控訴費用は、控訴人の負担とする。 との判決を求める。 第 2　控訴の理由に対する答弁 控訴人の主張を待って陳述する。 平成 12 年 6 月 9 日付け準備書面 1　因島市固定資産評価審査委員会条例第 3 条で「委員会に、書記若干名を置く」、と規定されていて、被控訴人ではかねてから 2 名の書記を置いてきた。 なお、控訴人は、平成 11 年になって書記が 2 名であることを初めてのごとく述べているが、口頭審理には常時 2 名の書記が出席いてきたことから措信し難い。 2　控訴人は、控訴人提出の準備書面が陳述扱いにならなかったこと、職権で控訴人本人尋問の決定がなされなかったこと等を非難するが、いずれも原審の右処置になんら違法な点がなく、的はずれな主張である。 3　控訴人は、控訴人代理人[redacted]が、控訴人に対し、「職権で期日を決めますよ。」と発言したと言うが、当代理人は「職権で期日を入れてもらいますよ。」と申し述べたのであって、控訴人の聞き間違えである。

控 訴 人 の 主 張 の 要 旨	被 控 訴 人 の 主 張 の 要 旨
7　甲第 21 号証として、広島地方裁判所民事第 1 部に送付し、平成 11 年 10 月 4 日付、裁判所の受付印のある、平成 11 年 9 月 24 日付、広島地方裁判所民事第 1 部、裁判所書記官[redacted]氏の「期日の調整について」と題する書簡、内容は次回口頭弁論で職権で 60 分にわたって、原告本人尋問を行う、都合のよい日時をファクシミリで送信されたいというものであるが、平成 11 年 12 月 15 日開催の口頭弁論で裁判長より、本事件と関係がないという理由で、不提出として処理されたことは違法である。 裁判所書記官から、原告、被告代理人に送付された公文書が本事件と関係がないということになり、裁判所書記官が本事件に関係にない公文書を発送したことになる。 この公文書に、次回口頭弁論で、裁判長の職権で、60 分の長時間にわたり、原告（控訴人）の本人尋問がなされるとなっているが、被告代理人からは、原告本人の人証の申出はない。 控訴人は、平成 6 年度の固定資産税の大幅な増税で、地代、家賃は借地人、借家人の法的過保護の借地法、借家法により、増額できず首をつるしかないので、最初は、固定資産評価審査決定取消訴訟を、弁護士に多額の着手金を支払い依頼したが、行政訴訟の経験がなく訴状の提出先を間違えられた。訴訟の結果は詳述するまでもない。 それ以来、控訴人としては、生活がかかっているので、本人訴訟しかなく、大学は工学部で、戦時中は航空機、戦後は自動車の技術者で、訴状の書き方から独学で勉強し、本人訴訟を行っている。 本人訴訟で代理人を立てての訴訟でないので、控訴人本人の主張、論旨は裁判長にはお分かりになっているはずなのに、60 分にわたって、何を尋問されたいのか、未だに分からない。 当時、同控訴人、同被控訴人で争われていた固定資産評価審査決定取消訴訟で、評価審査委員会委員長の証人尋問が裁判長の証拠決定され、本人がご病気で、出廷不可能になった事件がある。 被控訴人代理人と裁判長の間柄は後述するが、「江戸の敵は長崎で」的発想から、原告本人の 60 分にわたる尋問が、裁判長の職権で決定されたものと思料します。 8　同封して、甲第 21 号証として送付せる、平成 11 年 10 月 3 日付、原告の証拠説明書は、平成 11 年 10 月 4 日付、裁判所の受付印があるが、平成 11 年 12 月 15 日開催の口頭弁論の場で、裁判長により、本事件と関係がないという理由で不提出とされたことは違法である。 9　原告が弁論陳述すべく、裁判所に送付し、平成 11 年 10 月 4 日付受付印のある、平成 11 年 10 月	

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
15 日付原告の準備書面が、平成 11 年 12 月 15 日開催の口頭弁論の場で、裁判長、裁判官、[redacted]氏により、本事件と関係がないという理由で、不陳述処置が行われたことは違法である。 10　原告が弁論陳述すべく、裁判所に送付し、平成 11 年 12 月 11 日付受付印のある、平成 11 年 12 月 10 日付原告の準備書面が、平成 11 年 12 月 15 日開催の口頭弁論の場で、裁判長、裁判官、田中澄夫氏により、本事件と関係がないという理由で、不陳述処置が行われたことは違法である。 11　平成 11 年 12 月 15 日開催の公判廷の状況について。 午後 1 時 20 分、204 号法廷で行われたが、原告は 5 分前に傍聴人入り口より入廷したが、被告代理人はいつも早めに入廷されているのに入廷されておらず、原告には奇妙に感じられた。本事件より前の口頭弁論が終わる頃に、被告代理人は傍聴人席に入廷された。 本事件の公判は、関係者（裁判官、裁判所書記官、廷吏、原告、被告代理人）だけで、他の訴訟関係者、傍聴人のいないところで行われた。 本事件の公判が終わって、廷吏、被告代理人が退廷すると同時に、多数の他の訴訟関係人、傍聴人がどっと入廷されたので原告に異様にに感じられ、本事件の口頭弁論が事件関係者のみで行われたことは、偶然でないように控訴人には感じられた。 12　不陳述処理された、原告の平成 11 年 10 月 3 日付け、準備書面について 平成 11 年 9 月 24 日付、裁判所書記官[redacted]氏より次回口頭弁論で、職権で原告（控訴人）本人の 60 分にわたる尋問が行われることを知った。尋問事項の提示がないので、控訴人に準備に何日必要か判断ができない。 平成 11 年 9 月 30 日、10 時 10 分、204 号法廷で同原告、同被告で他の訴訟の口頭弁論が行われた。 その後、204 号法廷の前で、被告（被控訴人）代理人、弁護士[redacted]氏が、原告（控訴人）に、民事第 1 部に同行して、本事件の期日調整を行おうと言われましたが、前記の理由で、原告には同行しても期日の決定はできませんし、他の人と会う先約をしていましたので、民事第 1 部に同行できないと言いますと、[redacted]氏は「職権で期日を決めますよ。」と言われた。原告（控訴人）は、唖然として我が耳を疑った。 職権は裁判長が行使するもので、いくら弁護士でも、被告代理人（被控訴人代理人）は職権で期日の決定はできません。こんな発言をされることは、裁判長[redacted]氏と弁護士[redacted]氏との関係を如実に物語っている。	

控訴人の主張の要旨	被控訴人の主張の要旨
平成 12 年 6 月 12 日付け準備書面 被控訴人、平成 11 年 6 月 9 日付け準備書面に対する反論 1　1 項記載の、控訴人は平成 11 年になって書記が 2 名であることを初めて知ったかのごとく述べているが、口頭審理には常時 2 名の書記が出席してきたことから見て措信し難い。とあるが、口頭審理は開催されていなく、書記 2 名出席の口頭審理の開催日の釈明を求める。 2　2 項記載については、争う。 3　3 項に、控訴人は、被控訴人代理人河合秀直が、控訴人に対し、「職権で期日を決めます。」と発言したと言うが、当代理人は「職権で期日を入れてもらいますよ。」と申し述べたのであって、控訴人の聞き間違えである。とあるが、一審の控訴人（原告）の平成 11 年 10 月 3 日付、広島地方裁判所（日ろ）第 5901 号、平成 11 年 10 月 4 日付受付印のある準備書面に「職権で決めますよ。」と被告代理人、弁護士[redacted]氏が言われて、原告は唖然として我が耳を疑った。と明記してある。 発言は、平成 11 年 9 月 30 日 10 時 10 分頃のことであり、9 ヶ月も経過した現在になって、原告の聞き間違いなど言うこと自体、人間の記憶力から考えて、余りにも不自然である。 何故、一審の次の口頭審理の場（平成 11 年 12 月 15 日）で、原告の聞き違いであると言われなかったのですか。釈明を求めます。 平成 12 年 6 月 22 目付け準備書面 被控訴人、平成 12 年 6 月 15 日付け、ファクス送信の（書記 2 名出席の口頭審理について）と題する準備書面に対する反論 控訴人が審査申出人となった審査案件の口頭審理で書記が 2 名のことは一度もない。 本件審理に関する康応審理は、一度も開催されていない。	平成 12 年 6 月 15 日付け準備書面 書記 2 名出席の口頭審理について 控訴人が審査申出人となった審査案件の口頭審理は、巻幡が書記に就任する以前（本件審査申出以前）から、常に書記 2 名が出席のうえ開催されていた。 本件審査に限っていえば、平成 9 年 11 月 18 日の第 1 回口頭審理及び同 10 年 1 月 29 日の第 2 回口頭審理に同人と新家が書記として立ち会った。 （いずれも、控訴人は出席したが、書記委任問題を持ち出し審理入りを拒んだため実質審理ができず流会となった。第 2 回目の模様は控訴人が控訴状（第 9 頁）で触れているところである。）

平成12年（行ウ）第11号事件判決の要旨 平成12年9月14日　広島高等裁判所民事第4部	
主　　文	1　本件控訴をいずれも棄却する。 2　控訴費用は控訴人の負担とする。
裁判所の判　　断	1　当裁判所も、控訴人の本訴請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断するが、その理由とするところは、原判決の「第3　争点に対する判断」に記載のとおりであるから、ここに引用する。 　ただし、その37頁10、11行目の「課税標準となった価格については、審査の申出をすることができない」を「課税標準の基礎となった価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない」と改める。 2　当審における主張も前記認定判断を左右するに足りない。 3　よって、原判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

判番898

因島市固定資産評価審査委員会審査決定取消請求事件

1　決定年月日　平成13年3月23日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成13年（行ツ）第40号・平成13年（行ヒ）第38号
（広島高裁・平成12年（行コ）第11号）
（広島地裁・平成10年（行ウ）第15号）

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　因島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9年　9月11日	審査委員会へ平成9年度固定資産課税台帳登録比準課税額について審査申出書提出
平成10年　3月29日	審査委員会へ平成 10 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出
平成10年　5月18日	いずれも審査委員会による棄却の決定
平成10年　8月27日	審査決定取消訴訟提訴
平成12年　3月　1日	判決（審査委員会勝訴）
平成12年　3月22日	控訴
平成12年　9月14日	控訴審判決（審査委員会勝訴）
平成12年10月　7日	上告

6　争点
（事件が上告審で受理されなかったためなし）

7　上告人の主張
審査決定の憲法違反

8　被上告人の主張
（事件が上告審で受理されなかったためなし）

9　決定の要旨
上告理由は違憲をいうが、その実質は単なる法令違反の主張であり、上告事由に該当しない。（上告棄却・上告審として不受理）

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成９年度

判番 899

固定資産評価審査決定取消請求事件〔因島市〕

1	判決年月日	平成 11 年 3 月 23 日
2	裁判所名及び事件番号	広島地裁・平成 9 年（行ウ）第 9 号・平成 9 年（行ウ）第 12 号
3	原告及び訴訟代理人	[redacted]
4	被告	因島市固定資産評価審査委員会
5	経過	
	平成 9 年 4 月 28 日	審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出
	平成 9 年 6 月 16 日	審査委員会による棄却の決定
	平成 9 年 6 月 27 日	審査決定取消訴訟提訴 （平成 9 年（行ウ）第 9 号事件：甲事件）
	平成 9 年 4 月 28 日	審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳に価格が登録されていないことについて審査申出書提出
	平成 9 年 5 月 12 日	審査委員会による却下の決定
	平成 9 年 7 月 9 日	審査決定取消訴訟提訴 （平成 9 年（行ウ）第 12 号事件・乙事件）
	【上記甲事件及び乙事件は併合】	
6	争点	別紙のとおり
7	原告の主張	別紙のとおり
8	被告の主張	別紙のとおり
9	判決の要旨	別紙のとおり
10	公刊の有無及び評釈	未公刊
11	固定資産の区分	土地（単独）
12	本事件における評価年度	平成 9 年度

平成 9 年（行ウ）第 9 号（甲事件）・第 12 号事件（乙事件）判決の骨子

（平成 11 年 3 月 23 日　広島地方裁判所判決）

主　　文	1　原告の甲事件、乙事件の請求をいずれも棄却する。 2　訴訟費用は甲、乙事件とも原告の負担とする。
争点及び裁判所の判断	甲事件（平成 9 年（行ウ）第 9 号事件 本件土地 1 乃至 4 の登録価格は因島市長が評価基準に従って評価したものと認められ、適正なものということができる。 原告は違法事由を主張するが、いずれも理由がない。 1　評価上の事由について (1) 雑種地としての評価 本件土地 1、2 は更地であり、一体となって「貸地」の標示板が設置されていることが認められるから、宅地には該当しないものということができ、これを雑種地とした評価は適正である。 なお、評価基準に雑種地の評価は売買実例がない場合においては土地の位置、利用状況等を考慮して、付近の土地の価額に比準してその価額を求めるものとする旨定められており、本件土地 1、2 は宅地と全く同様の方法により評価されていることが認められる。 (2) 一画地としての評価 本件土地 1、2 の形状及び利用状況等を照らせば、本件土地 1、2 を併せて一画地と認定したことは評価基準の定めに沿うものと認められ、適正というべきである。 (3) 買収価格との比較 土地収用法上の用地買収価格相互の不均衡乃至固定資産評価額との不均衡は固定資産課税台帳の登録価格の決定に直接の影響を及ぼすとはいいがたい。。 (4) 側方路線影響加算率の錯誤 基準年度に係る賦課期日当時、本件土地 1、2 は一体としてみた場合二つの異なる系統の路線に交叉する角地に位置し、当該二路線のいずれにも接している画地と認められ、角地であったことは明らかであり、側方路線影響加算率 0.08（普通商業地区）を適用した評価は適正であるというべきである。 (5) 平成 6 年度評価額との比較 本件登録価格は、平成 6 年度の評価額より若干増加しているものの、平成 4 年 1 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日までの間の地価下落率は 3%未満にすぎないと認められるから、評価額の増加は未だ評価誤差の範囲内のものであるというべきである。 登録価格の計算の基礎とされた標準宅地の賦課期日の平成 8 年 1 月 1 日から平成 9 年 1 月 1 日までの間の地価下落もせいぜい 10%以内であったと推認され、賦課期日（平成 9 年 1 月 1 日）における客観的時価は平成 8 年 1 月 1 日時点における不動産鑑定価格の 7 割を

下回るものではなかったものと推認できるから、標準宅地の価格を基礎に算定された登録価格も賦課期日である平成９年１月１日における本件土地１乃至４の客観的時価を上回るものではないといえる。

従って、評価額の多少の増加は本件登録価格の適否に何らの影響を及ぼさないというべきである。

２　手続上の事由

(1) 口頭審理の不備

法第 433 条２項は、口頭審理の保障規定であり、審査申出人に口頭審理の機会があたえられば足り、申請に応じて開催した口頭審理開催期日に正当な理由もなく出頭せず口頭審理が不可能な場合まで口頭審理を要する規定でないと解され、このような場合には口頭審理の申請は放棄したものと推定するのが相当であるから、「特別な事情」がある場合に該当するとして、口頭審理を行なわないまま事実審理に入り、審査決定すべきものと解される。

被告の原告からの延期申立に対する判断は審査手続と裁判手続の別異性や審査手続の迅速性の要請等からして正当なものと認められ、その判断通知に対する原告のその後の対応は一方的にこれを無視するものであり、欠席は正当な理由を欠くものというべきである。

従って、被告が口頭審理を行なわないで本件棄却決定したことは法第 433 条２項の「特別な事情」がある場合に該当し、適法である。

(2) 決定時期及び決定書作成時期の不当

法第 433 条１項は原則として審査の申出があった日から 30 日以内に審査決定をすべき旨定めており、法の趣旨からも被告が原告から審査申出から 50 日後に審査決定をしたことをもって拙速であるとすることはできない。

審査申出物件に係る裁判の近日中の結審、判決の見込みがあったとしても、審査手続と裁判手続の別異性や審査手続の迅速性の要請からして直ちに審査延期の正当事由があったということもできない。

法第 433 条８項は、審査の決定をした場合決定日から 10 日以内に文書をもって通知しなければならない旨規定しているが、審査決定時において決定書が作成されていることまで要求していない（審査決定の日から 10 日以内に決定書の作成送付が完了すれば足りる趣旨と解される）から、仮に審査決定時に決定書が作成されていなかったとしても、違法となるものではない。

(3) 決定書の内容の誤り

決定書に誤記等があったとしても、決定それ自体の結論に影響を及ぼすような重大な誤記でない限り、決定書を訂正乃至更正すれば足りるものであり、決定それ自体の適法性に影響を及ぼすものではない。

土地の字、地番の誤記を訂正し、差し替えているが、いずれも単純な誤記に類し、これをもって違法事由とすることはできない。

(4) 内かん違反

審査委員会の書記の職務は、委員長の指揮下における調書作成や委員会庶務の処理であり、審査申出に対する争訟裁断作用を担当するものではない。また、兼職禁止の規定もない。従って、書記が評価を担当する部課の職員を兼ねることが直ちに法律上の禁止事項に触れるものではない。

「内かん」は要請であり、法的拘束力を有しないことはそれ自体から明らかであり、「内かん」に従うか否かは各地方公共団体の判断に任されているものというべきであり、その他巻幡唯水が被告の書記を務めていることが被告の審査の中立性を損なうような事情は見当らない。

原告は憲法第 14 条違反をいうが、法的拘束力のない「内かん」に隣接の地方公共団体同様に服していないからといって、それが直ちに法の下の平等に反するものとはいえず、他に違憲事由をうかがわせるような事実もない。

乙事件（平成９年（行ウ）第 12 号事件）

(1) 非課税物件の課税台帳登録

審査申出の対象となる事項は市町村長がその価格等を決定したものに限られる。本件土地１乃至３について因島市長はその価格等の決定を行っていないから、原告の審査申出は審査対象外の事柄に関わるものである。

原告は相続税評価額との関連から台帳への登録の必要性をいうが、これを首肯させるような法的根拠は見当らない。

したがって、審査の申出は適法要件を欠いている。

(2) 口頭審理の違法性

原告は本件却下決定が口頭審理を経ずに拙速にされたとして違法と主張するが、適法要件を欠くことが明らかな場合、口頭審理を経なくても却下すべきことは当然である。

結　論	以上の次第で、原告の甲、乙事件請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第７条、民事訴訟法第 61 条をて適用して、主文のとおり判決する。			
甲事件物件目録	1	[redacted]	宅　地　29.25 ㎡	貸地標示の更地（角地）
	2	[redacted]	宅　地　51.61 ㎡	
	3	[redacted]	宅　地　54.00 ㎡	市役所隣県道沿い車庫用地
	4	[redacted]	宅　地　95.50 ㎡	
乙事件物件目録	1	[redacted]	宅　地　138.84 ㎡	私立田熊幼稚園無償賃借地
	2	[redacted]	宅　地　178.51 ㎡	
	3	[redacted]	宅　地　224.23 ㎡	

判番 900

固定資産評価審査決定取消請求事件〔因島市〕

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　広島高裁・平成 11 年（行コ）第 5 号
（広島地裁・平成 9 年（行ウ）第 9 号・平成 9 年（行ウ）第 12 号）

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　因島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 4 月 28 日　審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出

平成 9 年 6 月 16 日　審査委員会による棄却の決定

平成 9 年 6 月 27 日　審査決定取消訴訟提訴
（平成 9 年（行ウ）第 9 号事件・甲事件）

平成 9 年 4 月 28 日　審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳に価格が登録されていないことについて審査申出書提出

平成 9 年 5 月 12 日　審査委員会による却下の決定

平成 9 年 7 月 9 日　審査決定取消訴訟提訴
（平成 9 年（行ウ）第 12 号事件・乙事件）
【上記甲事件及び乙事件は第一審において併合】

平成 11 年 3 月 23 日　判決（審査委員会勝訴）

平成 11 年 3 月 31 日　控訴

6　争点

①　画地の認定について

②　側方路線影響加算率の錯誤について

③　自治省課長内かんの法的拘束力について

7　控訴人の主張

①　本件土地の利用状況は前基準年度から何ら変化もなく、前基準年度は二区画として評価されている。

②　以前県が本件土地と一体の土地を都市計画道路事業用地として収用した際、側方路線影響加算率を準角地の 0.02 を適用している。土地収用法と地方税法で、準角地、角地と法の適用が異なるということは、憲法第 14 条に違反する。また、適正手続を定めた憲法第 31 条に違反する。

③　審査委員会の事務局は原則として固定資産税の評価・賦課を担当する課以外の課等において行うべきものとされている自治省課長内かんの論旨を否定することはできない。

8　被控訴人の主張

①　本件土地の筆境が，水路，垣根等により明確に区画されていないこと、及び貸地の表示がされている等により、本件土地は一体の土地（一画地）であることは明らかである。なお，控訴人は本件土地について前基準年度に審査の申出を行い、被控訴人は審査の決定を行ったが、画地認定については、不利益変更禁止等の規定により言及を避けた。

②　土地課税台帳登録価格は、固定資産評価基準に定めるところにより算出された額である。県の買収価格の積算基礎について、被控訴人の関知するところではない。

③　「内かん」は「通達」と異なり法的拘束力を有する性格のものではない。

9　判決の要旨

①　本件土地の形状及び利用状況等に照らせば、本件土地を併せて一画地として認定したことは評価基準の定めに沿うものと認められ適正である。

また、前基準年度において一画地として認定されなかったとしても、平成 9 年度に形状及び利用状況からみて一体のものとして認められる以上、平成 9 年度の評価において一画地と認定しても何ら違法ではない。

②　角地であったことは明らかであり、側方路線影響加算率 0.08 を適用した評価は適正である。仮に収用買収価額の算定の際側方路線影響加算率として 0.02 が適用されたとしても、過去における例をもって直ちに本件登録価格が違法となる筋合いのものではない。

③　「内かん」に法的拘束力がないとはいえそれに従うのが審査委員会の在り方からみて望ましいことはいうまでもないが、それが直ちに法の下の平等に反し、もしくは適正手続違反に当たるとはいえない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成９年度

平成 11 年（行コ）第 5 号事件判決の要旨

（平成 10 年（行ウ）第 9 号・第 12 号併合審理事件の控訴審）
平成 12 年 11 月 8 日　広島高等裁判所第 3 部判決

主　　文	1　本控訴審を棄却する。 2　控訴費用は控訴人の負担とする。
争点及び裁判所の判断	当裁判所も、控訴人の本訴請求はいずれも理由がないと判断するが、その理由は、次に付加、訂正するほか、原判決のとおりであるから、これを引用する。 ●甲事件（平成 9 年（行ウ）第 9 号事件関係） 1　画地認定の適否 本件土地 1、2 の形状及び利用状況等を照らせば、本件土地 1、2 を併せて一画地と認定したことは評価基準の定めに沿うものと認められ、適正というべきであり、控訴人の主張には理由がない。 また、平成 6 年度において両土地が一画地として認定されなったとしても、平成 9 年度において形状及び利用状況からみて両土地が一体のものと認められる以上、平成 9 年度の評価において両土地を一画地と認定しても何ら違法でない。 2　側方路線影響加算率の適否 基準年度に係る賦課期日当時本件土地 1、2 は一体としてみた場合 2 つの異なる系統の路線の交叉する角に位置し当該 2 路線のいずれも接している画地と認められ、角地であったことは明らかである。 仮に収用買収価額の算出の際側方影響加算率として 0.02 が適用されたといても、基準年度に係る賦課期日当時の本件土地 1、2 の現況が前記のとおりである以上、過去における例をもって直ちに本件登録価格が違法となるべき筋合いのものではなく、いわんや平成 9 年度における現状認定を前提とした側方路線影響加算率の適用が憲法 14 条、31 条に違反することはない。 3　審査委員会の独立性・中立性の適否（内かん違反） 固定資産税の課税担当課の職員の関与の仕方、程度によっては、被控訴人が行った審査手続きが委員会の独立性・中立性に反する場合もないわけではないので、本件の場合どうであったかについて判断する。 1)　[redacted]や[redacted]が書記を務めていた当時、書記はその職務として、被控訴人の庶務の処理、審査申出に関する資料の収集、チェックリストによる問題点の整理、審査委員会の議事録、調書の作成など審査委員が審査請求の適否について合議するまでに必要な準備的事務を行い、審査委員会の合議の際には同席し、同委員会が結論を出した後には同委員会の指示した主文と理由に基づき審査決定の素案を作成していた。しかし、審査委員のなすべき判断や口頭審理の進行について書記が意見を述べたりすることはなかった。[redacted]は[redacted]の書記の仕事を補佐していたが、因島市において税務課課長補佐や固定資産税係長は固定資産の評価等をするについて決裁権限を有していなかった。 2)　当時の審査委員長[redacted]、審査委員の[redacted]は因島市の元職員で税務課長を務めたことがあり、審査委員の[redacted]は工務店を経営するものであった。 3)　認定の事実によれば、被控訴人の審査体制は内かんの趣旨に反し固定資産評価審査委員会の独立性・中立性に疑義を抱かせるおそれがあるが、[redacted]や[redacted]は因島市税務課課長補佐兼固定資産税係長及び同係の主事に過ぎず、同人らが実際に行っていたことは、前記認定のように争点の整理や資料の収集等口頭審理の進行の準備並びに議事録、調書の作成そして審査委員会の示した判断をその指示に従って審査決定書の素案を作成することにとどまり、被控訴人の合議に関与したり意見を述べたりしたことはなく、また、各委員の経歴からみても右程度の書記の行為によって審査決定の判断が左右されるとはいえず、本件棄却決定及び本件却下決定は各審査委員らの権限と責任においてなされてものと認められる。したがって、控訴人の各審査申出に対して被控訴人がした審査決定続きが審査委員会の独立性・中立性に反する違法なものとはいえない。 なお、内かんに法的拘束力がないとはいえそれに従うのが固定資産評価審査委員会の在り方からみて望ましいことはいうまでもないが、内かんに隣接する地方公共団体同様に服していないからといって、それが直ちに法の下の平等に反し、もしくは適正手続き違反に当たるとはいえず、また、被控訴人のした審査決定手続きが委員会の独立性・中立性に反するとはいえないから、これに反することを前提とする憲法 14 条、31 条違反の主張も理由がない。 ●乙事件（平成 9 年（行ウ）第 12 号事件関係） 1　非課税土地の価格は課税台帳登録事項か。 控訴人は、相続税評価額との関連から台帳への登録の必要性をいうが、これを首肯させるような法的根拠は見当たらない。 財産評価基本通達が倍率方式による評価について定めているのは、登録されている固定資産税評価額を相続財産の評価のために、活用しようという趣旨のものであるから、非課税の固定資産について固定資産課税台帳上の評価額から相続税評価額を推知できなかったとしても、このことをもって法の下の平等に反するとはいえないし、その他憲法違反の問題が生じるともいえないから、控訴人の憲法違反の主張には理由がない。 2　委員会の独立性・中立性の適否（内かん違反） [redacted]、[redacted]2 名が書記として関与した審査決定手続きが被控訴人の独立性・中立性に反せず違法でないことは前記説示のとおりである。 以上によれば、控訴人の本訴請求はいずれも理由がなく、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却し、控訴費用の負担につき民訴法 67 条 1 項、61 条を適用して、主文のとおり判決する。
甲 事 件	1　田熊町字扇新開 1131 番 4　宅　地　29.25 ㎡ 2　田熊町字扇新開 1131 番 8　宅　地　51.61 ㎡ 3　田熊町字島前　5437 番 3-1　宅　地　54.00 ㎡ 4　田熊町字扇新開 5437 番 9　宅　地　95.50 ㎡
乙 事 件	1　田熊町字天満　1025 番 4　宅　地　138.84 ㎡ 2　田熊町字天満　1025 番 5　宅　地　178.51 ㎡ 3　田熊町字天満　1025 番 10　宅　地　224.23 ㎡

平成 11 年（行コ）第 5 号固定資産評価審査決定取消請求事件

控訴年月日：平成 11 年 3 月 31 日　控訴人：[redacted]　被控訴人：因島市固定資産評価審査委員会

一審事件名：平成 9 年（行ウ）第 9 号事件（甲事件）・平成 9 年（行ウ）第 12 号事件（乙事件）併合

一審判決日：平成 11 年 3 月 23 日

甲事件物件目録	1	田熊町字扇新開	1131 番 4	雑種地	29.25 ㎡
	2	田熊町字扇新開	1131 番 8	雑種地	51.61 ㎡
	3	田熊町字島前	5437 番 3-1	宅　地	29.25 ㎡
	4	田熊町字島前	5437 番 9	宅　地	51.61 ㎡
乙事件物件目録	1	田熊町字天満	1025 番 4	宅　地	138.84 ㎡
	2	田熊町字天満	1025 番 5	宅　地	178.51 ㎡
	3	田熊町字天満	1025 番 10	宅　地	224.23 ㎡

裁判進捗状況	第 1 回口頭弁論	平成 11 年 7 月 28 日
	第 2 回口頭弁論	平成 11 年 9 月 14 日
	第 3 回口頭弁論	平成 11 年 12 月 13 日
	第 4 回口頭弁論	平成 12 年 2 月 9 日
	第 5 回口頭弁論	平成 12 年 4 月 19 日
	巻幡証人尋問	平成 12 年 6 月 28 日
	判　　決	平成 12 年 11 月 8 日

控訴人主張の要旨	被控訴人主張の要旨
平成 11 年 3 月 31 日付け控訴状 ○控訴の趣旨 原判決を取り消す。 訴訟費用は第 1、第 2 とも被控訴人の負担とする。 平成 11 年 5 月 18 日付け控訴理由書 ○控訴の理由 〈甲事件〉 第２　土地 1、2 について 1　一画地としての評価 土地 1、2 しは登記簿上も明らかに、1134 番 4、1131 番 8 と二筆に別れていて更地である。 平成 9 年度は平成 6 年度と利用状況は何ら変化も無く、平成 6 年度は二筆として評価されている。唯変化がありとすれば、評価担当者が山内治雄氏に、固定資産税係長が[redacted]氏（固定資産評価審査委員会担当書記）に変わっただけである。明らかに、利用状況の事実誤認である。 日本国憲法第 14 条に「すべての国民は法のもとに平等」とある。 平成 6 年度と同じで無いことは、憲法第 14 条の違反である。また、適正手続きを定めた憲法第 31 条違反である。	平成 11 年 7 月 12 日付け答弁書 第１　控訴の趣旨に対する答弁 1　本件控訴を棄却する。 2　訴訟費用は、第 1、2 審とも控訴人の負担とするとの判決を求める 第２　「控訴理由書」に対する反論 1　甲事件関係（平成 9 年（行ウ）第 9 号事件） 1）　控訴理由書第 2 第 1 項「一画地としての評価」について 乙第 26 号証（土地 1：田熊町字扇新開 1131 番 4 番に存在していた家屋の滅失登記）及び乙第 27 号証（土地 2：田熊町字扇新開 1131 番 8 に存在していた家屋の滅失登記）、乙第 28 号証（対象物件付近付航空写真）及び乙第 29 号証（対象物件現況写真）のとおり、平成 6 年度～平成 9 年度の各年度賦課期日である 1 月 1 日において、本件二筆の土地は筆境が、水路、垣根等により明確に区画されていない更地であること、更に貸し地の表示がされていること等により、その形状、利用状況からみて一体となしていると認められるため、因

控訴人主張の要旨	被控訴人主張の要旨
2　側方路線影響加算率について 本件土地 2 を広島県が土地収用法に基づき、平成 5 年三月五目、因島市都市計画道路事業、3・4・1 号黒埼新安郷線に係る事業用地として、収用した際、側方路線影響加算率を準角地の 0.02 を適用している。 本件土地 1、2 の地方税法による本評価では 0.08 を適用してる。 日本国憲法第 14 条に「すべての国民は法のもとに平等」とある。 土地収用法と地方税法で、準角地、角地と法の適用が異なると言うことは、憲法第 14 条違反である。違憲である。 亦、適正手続きを定めた憲法第 31 条違反である。 3　内かん違反 因島市の固定資産評価審査委員会の事務局は、税務課固定資産税係におかれている。亦その担当書記は、税務課、課長補佐兼固定資産税係長[redacted]氏である。 明らかに、平成 8 年 4 月 11 日付け、自治省税務局固定資産税課長[redacted]の「内かん」に違反している。 内かんに違反しているばかりでなく、本取消訴訟の勝敗を決する被控訴人の書証、乙第 30 号証の 1 の作成者として、因島市役所税務課固定資産説係、課長補佐、[redacted]の姓名が明記されている。 到底、因島市固定資産評価審査委員会の中立性が担保されているとは考えられない。 固定資産評価審査委員会の中立性が担保されているところと、担保されていないところでは、固定資産説納税者の法のもとの平等は保たれていない。法のもとの平等を定めた日本国憲法第 14 条違反である。 また、このように中立性が保たれていない固定資産評価審査委員会における審査は、適正手続きを定めた憲法第 31 条にも違反している。 4　手続き上の違法事項 被控訴人は控訴人の審査申出に対し三度にわたり口頭審理期日を連結してきたが、いずれも控訴人の都合も聞かず、期日の直前になって呼出通知をした上、同控訴人、同被控訴人で争われている同物件の、平成六年度固定資産評価審査決定取消訴訟（平成 7 年（行ウ）第 19 号、第 20 号、第 21 号事件）が近日中に結審し、判決が出るので、行革の叫ばれている時、口頭審理の延期を申し出たが、これを無視し、控訴人不出頭のまま口頭審を強行し、控訴人に発言の機会を与えず、控訴人の口頭審理を受げる権利を	島市が固定資産評価基準別表第 3 第 2 項（画地認定）に定めるところにより、一画地として評価したことは適正である。 なお、控訴人は本件二筆の土地について平成 6 年度に審査の申出を行い、この審査申出に対し被控訴人は、乙第 30 号証及び乙第 31 号証（本件二筆の土地の平成 6 年度審査決定書）のとおり審査の決定を行ったが、画地認定については、不告不理の原則及び不利益変更禁止の規定より言及を避けた。 2）　控訴理由書第 2 第 2 項「側方路線影響加算率」について 土地課税台帳登録価格は、固定資産評価基準に定めるところにより算出された額である。 控訴人が広島県に売買した際の買収価格の積算基礎について、被控訴人の関知するところではない。 ちなみに、乙第 32 号証（対象物件付近土地利用図）及び乙第 29 号証（対象物件現況写真）のとおり、本件一画地の土地は二つの異なる系統の路線の交叉する角に位置し、当該二路線のいずれにも接している画地であることは明らかであるため、因島市が固定資産評価基準付表二側方路線影響加算率表（乙第 24 号証参照）の定めるところにより、普通商業地区における側方路線影響加算 0.08 を適用したことは適正である。 3）　控訴理由書第 2 第 3 項「内かん違反」について 自治省税務局固定資産税課長「内かん」の趣旨は、固定資産評価審査委員会に対する納税者の信頼をさらに保するための努力目標を定めた要請文書であり、「通達」と異なり法的拘束力を有する性格のものではない。 審査委員会の書記は、因島市固定資産評価審査委員会第 3 条の規定に、「市職員のうちから、市長の同意を得て委員長が任命しており、委員長指揮を受けて調書を作成し、委員会の庶務を処理する。」と定められており、書記は審査申出の収受及び形式審査、審査委員会の庶務事務に従事し、審査申出について自ら判断することはない。書記[redacted]は、常に中立性を保ち、忠実かつ誠実にその職務に従事している。 また、審査の決定は審査申出書、弁ばく書、答弁書、その他関係資料並びに現地調査に基づき、審査委員会を構成する委員の合議により、厳に中立性を保った審査を経て行なって

控訴人主張の要旨	被控訴人主張の要旨
剥脱した。 平成6年度は審査委員会の委員長、委員は平成9年度と異なるが口頭審理の時間を充分にとって頂き、納得のいくまで、口頭審理をされた。審査の申出より、審査決定書が出るまで、1年4ヵ月かかった。控訴人は、不出頭には必ず何らかの対応をしている。 固定資産評価審査決定取消訴訟では、弁護士が代理人でも、勝訴することは、至難の技である。ましてや本人訴訟は言わずもがなである。控訴人が予想したごとく、平成10年2月5日付け判決で、原審の平成9年（行ウ）第9号事件、物件番号1、2、3、4の土地については、平成7年（行ウ）第20号事件で、控訴人が勝訴し、平成10年3月26日付けで、原審の訴えを取り下げた。 控訴人の口頭審理の延期の申出を被控訴人が受け入れていれば、行革の叫ばれている時、お互いに貴重な時間と貴重なる納税者の血税の浪費が防げたと思料します。 口頭審理を強行するなど、第三者機関のとるべき態度とは思えない。 〈乙事件〉 第3　違憲 土地1、2、3については評価額が記載されて無く、相続税評価額は倍率地区であるので、控訴人は相続税評価額を知る由もない。 相続税評価額がわかれば、事前に対策もたて得る。相読税評価額を知り得る人と、知り得ない人との間には、法のもとの平等が保たれていない。 憲法第14条違反である。違憲である。亦、適正手洗きを定めた、憲法第31条違反である。違憲である。 しかるに、本件審査決定に至る手続きには一方の当事者である因島市の固定資産評価員または評価補助員が同席しており、このような場で合議したうえ、審査申出人の請求を棄却する旨の決定をしているのである。 したがって、本件審査は、委員会の独立性、中立性に反した手続きでなされたものであり、地方税法第423条、第425条1項に反するものといわなければならない。 （東京高裁平成10年9月30日判例時報1667号20頁）	いる。 4）　控訴理由書第2第4項「手腕き上の違法事由」について 被控訴人は。地方税法（以下「法」という。）第433条第1項に定める期間内に審査決定が行えるよう努力しており、乙第4号証（平成9年5月13日付け「審査申出書の書面審査の結果について（通知）」の「審査申出書の書面審査の結果について（通知）」の「なお書き」で、「なお、受理した申出書九件についての第1回口頭審理を、来る5月29日に開催しますのでご出席ください。」の旨を記載し、事前に開催日程を通知している。 また、乙第5号証（平成9年5月19日付け「平成9年第3回因島市固定資産評価審査委員会（口頭審理）の開催（通知）」）のとおり、正式に5月29日午後1時30分に関する旨の通知書を送付している。 この開催通知に対して、乙第6号証（平成9年5月21日付け「審査入り延期方申立て書」）のとおり、控訴人から「今回、被告に申し出た物件と同じ物件か関連の物件が、広島地裁平成7年（行ウ）第19号、20号、21号事件として審理中で、近日中に結審、判決が出る。貴重な時間と税金を使って審議しても無駄になる可能性が夫であるので、被告の口頭審理入りを判決後まで延期して頂きたい。」旨め申立てがあったが、被控訴人は、「地方税法による審査決定と、行政事件訴訟法による裁判判決とは、その性格が異なるものであるため、控訴人の口頭審理延期申立てには合理的な理由が認められない。」と判断した。 口頭審理開催日の決定権は、被控訴人の権限に属するものであるが、被控訴人は、乙第7号証の1（平成9年5月30日付け「口頭審理開催の延期申立てについて（回答）」）及び乙第8号証の1（平成9年5月30日付け「口頭審理開催について（通知）」のとおり、控訴人に口頭審理開催希望日の意向を伺っている。 しかし、この通知に対して、控訴人からいずれも連絡期日までに開催希望日の意向について回答がなかったので、被控訴人は、乙第9号証（平成9年6月2日付け「口頭審理開催について（通知）」及び乙第10号証（平成9年6月6日付け「口頭審理の開催について（通知）」）のとおり、口頭審理の開催日（平成9年6月6日午後30分）を決定し、控訴人の来場を待っていたが、控訴人が欠席したため流会になった。

控訴人主張の要旨	被控訴人主張の要旨
	被控訴人は、控訴人の「弁ばく書」の作成に資するため、乙20第号証の1～3とおり、因島市の答弁書、関係資料を送付している（平成9年5月21日、原告受領）ので、口頭審理開催を希望する控訴人としては、設定された弁ばくの機会に進んで出席し、評価庁である因島市の答弁に対して弁ばくを展開し、口頭審理の円滑な運営に協力すべきである。 被控訴人は、乙第10号証の1のとおり、「なお書に「なお、次回の口頭審理に欠席の場合は、貴殿は口頭審理の開催希望を取り下げたとみなし、審査期間の関係上等審査運営のため口頭審理を行わず事実審理に入る。」旨明記し、「6月16日午後1時30分」の口頭審理開催の通知書を送付したが、控訴人は欠席した。 被控訴人は、控訴人の不合理な理由により口頭審理が繰り返し流会するといった状態が続くことで事実審理を行えず、法第433条の審査法定期間内を大幅に超えることになり、被控訴人の審査運営に多大な支障を及ぼすため、この状態は法第433条第2項の「特別な事情がある場合」に該当すると判断し、口頭審理を経ず両当事者提出の書面及び実地調査を基に審査の決定をしたものである。 2　乙事件関係（平成9年（行ウ）第12号事件） 1）　控訴理由書第三前段「土地課税台帳に評価額が登録されていない。」について 控訴人が、本件土地三筆（田熊町字天満1025番地4、同町同字1025番地5及び同町同字1025番地10）について、平成6年9月23日、学校法人田熊学園と無償の使用賃貸契約を締結（乙第15号証参照）し、法弟348条第2項第9号及び因島市税条例第56条の規定により因島市長に非課税申請を行い、因島市長は本件土地が教育施設用地の非課税物件であると認定し、平成7年度から非課税措置を講じているため、平成7年度以降の土地課税台帳に本件に土地の評価額及び課税標準額は登録されていない。 すなわち、「非課税」とは、地方公共団体が課税を行うことを法律上禁止しているものであり、法第348条において非課税として定められているものについては、地方公共団体の意思のいかんにかかわらず、固定資産の所有者に納税義務を負わせるとができないので、課税台帳に登録されない。 従って、法第432条第1項に「固定資産税の納税義務者は、その納付すべき当該年度の固定資産税について固定資産課税台帳に登録

控訴人主張の要旨	被控訴人主張の要旨
	された事項について不服がある場合においては、・・・・・・・固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。」と規定されていることからも明らかなとおり、課税台帳に登録すべき価格がない非課税の本件土地については、審査対象事項に該当しないので、被控訴人は本件土地に関する審査の申出を却下したものである。 2)　控訴理由書第三後段「相続税評価額」について 　被控訴は、因島市が固定資産諏税台帳に登録した事項のうち、審査の対象になる事項について審査の申出があった場合、それが適正であるか否か決定する機関であって、相続税評価額については関知するところではない。 3　原審の正当性 　前記1、2の被控訴人の主張を是認した原判決は正当であり、何ら原判決が棄却されるべき理由はない。 4　憲法違反について 控訴人は、憲法第14条、第31条違反の主張を維持もしくは追加するが、理由のないことは他言を要しない。
平成11年7月26日付け控訴人準備書面	平成11年9月14日付け被控訴人準備書面
「内かん違反」について 内かんは要請で、拘束力はないとあるが、法令であり、法的拘束力はある。 因島市税務課長補佐兼固定資産税係長[redacted]氏が固定資産評価審査委員会の担当書記とあるが、甲第63号証の1、2に示すがごとく平成11年3月30日施行の平成11年度第1回因島市固定資産評価審査委員会の議事録の閲覧に平成11年4月26日に固定資産評価審査委員会（税務課国定資産税係。内かん違反）を控訴人は訪れた。 処が、開催依頼1ケ月もたっているのに、甲第64号証の下段に示すごとく議事録は完成していなかった。担当書記のその旨の、署名捺印は甲第64号証に示すとおりである。 平成11年4月26日付け、議事録閲覧申請書（甲第64号証）に対し1ヵ月近く経った。平成11年5月21日付け、審査委員会議事録閲覧について（回答）と題する書面（甲第65号証）を5月22目に受領した。 それによると、控訴人の閲覧が拒否された。控訴人は異義を申し述べるが、中立性を強く要求される審査委員会の回答とは思えない。 この一事をもってしても、因島市固定資産評価審査委員が担保されているとは言えない。	1　内かん違反について 　この点について、原判決の判示は正当である。 　被控訴人として、この点に関し、ことさら付け加えることはないが、仮に内かんの趣旨を実行していないことが手続き上の瑕疵にあたるとしても、軽微な瑕疵にととまるもので、固定資産評価委員会の制度自体の信用信頼をゆるがせるものではないことは勿論であるし、また結果に影響を及ぼすとも到底考えられないことから、いずれにせよ内かん違反は取消事由にあたらない（最高裁判所民事判例解説、昭和50年度255、256頁参照） 2　[redacted]について 　同人は[redacted]書記と同様に因島市税務課固定資産税係主任を兼務する被控訴人書記である。

控訴人主張の要旨	被控訴人主張の要旨
中立性が担保されていない委員会の決定は取り消されるべきである。 固定資産評価審査委員会よりの公文書は、決定書を後になり、差し替えたり、委員会の開催日と曜日を間違えたり、毎度のことで、控訴人は別に驚かないが、冒頭の3月は4月の筈です。 甲第63号証の2に記載していますが、平成11年4月26日に委員会の事務局（税務課固定資産税係）を控訴人は第1回委員会の議事録を閲覧のため訪れました。 担当書記、（税務課長補佐、兼固定資産税係長）[redacted]氏に第1回の委員会の出席者を聞くと、即座に「[redacted]氏、[redacted]氏、[redacted]氏、[redacted]氏」と言われた。[redacted]氏は委員会の委員長、[redacted]氏は委員、[redacted]氏は内かんに違反するが担当書記、[redacted]氏は、委員会とは第三者的関係の税務課固定資産税係主任であり、委員会の中立性を担保するには、出席するべきでない人が委員会に出席しているので甲第63号証の2を審査委員会委員長[redacted]氏宛て、平成11年5月29日、第4357号書留内容証明郵便物として倉敷郵便局より送付し、[redacted]氏が如何なる資格で委員会に出席したかを質した。 甲第66号証に示すとおり、平成11年5月30日付け配達記録郵便物として、委員長[redacted]宛てに 1 平成6年度議事録、2 平成7年度議事録、3 平成8年度議事録、4 平成9年度議事録、5 平成10年度議事録、6 平成11年度義議事録の閲覧申請を送付した。 処が、甲第63号証の2（貴委員会の出席者の資格につきお尋ねの件）、甲第66号証（固定資産評価審査委員会議事録閲覧申請書）についても、固定資産評価審査委員会委員長岡野敏郎から、50日が経過するも何らの回答もないので、甲第67号証の2に示すごとく平成11年7月20日第48947号、書留内容証明郵便物として督促状を送付しました。 固定資産税の評価・賦課を担当する税務課固定資産税係主任[redacted]氏を平成11年3月30日、第1回固定資産評価審査委員会に出席させ、如何なる資格での出席かとの問いに、50日間も回答しないことは、因島市固定資産評価審査委員会の中立性が担保されていない証拠です。 議事録の閲覧の申請を50日も放置するということは、固定資産評価審査委員会の中立性が担保されていない証拠です。 明らかに中立性の担保されていない因島市固定資産評価審査委員会の決定は取り消されるべきである。	
平成11年12月13日付け原告準備書面	平成12年1月25目付被告準備書面

控訴人主張の要旨	被控訴人主張の要旨
本件却下・棄却決定定は、平成9年5月12日、平成9年6月16日、因島市固定資産評価審査委員会においてなされたもであるが、同委員会は訴外[redacted]及び訴外[redacted]が出席して開催されたものである。 しかして、訴外[redacted]は、因島市税務課課長補佐兼固定資産税係係長であり、同[redacted]は因島市税務課固定資産税係主事である。 ところが、地方税法弟423条が固定資産税の登録価格についての不服の審査を、評価・賦課の主体である市町村長とは独立した第三者機関である固定資産評価審査委員会に行わせることとしているのは、中立の立場にある委員会に固定資産り評価額を客観的合理注を担保し納税者の権利を保護すると共に、固定資産税の適正な賦課を期そうとするものである。(最判平成2年1月18日民集44巻1号253頁)。 しかるに、本件審査決定に至る手続きには一方の当事者である因島市の固定資産評価員または評価補助員が同席しており、このような場で合議したうえ、審査申出人の請求を棄却する旨の決定をしているのである。 したがって、本件審査は、委員会の独立性、中立性に反した手続きでなされたものであり、地方税法弟423条、第425条1項に反するものといわなければならない。(東京高裁平成10年9月30日判例時報1667号20頁) 平成12年2月9日付け原告準備書面 1　平成12年1月25日付け、被控訴人準備書面、控訴人は1月29日に受領しました。 被控訴人因島市固定資産評価審査委員会の従来の関係書類に明記された委員会の担当書記は[redacted]氏、一名が記されているのみである。 担当書記の[redacted]氏きは因島市税務課課長補佐、兼固定資産税係長であり、税務課で固定資産評価の最高の地位にある人で、本当に委員会の書記の実務をされているとは考えられずね疑問をいだいていました。 処が、平成11年年4月26目、控訴人は平成11年3月30日開催の平成11年度第1回固定資産評価審査委員会の技師を閲覧に委員会の事務局（税務課固定資産税係）を訪れました。 委員会開催から1ヵ月近く経っているのに、議事録は作成されていませんでした。 固定資産税係長（[redacted]氏）席の左前の席に座っておられた固定資産税係主任津島英一郎氏が議事を記録された、自分のノートを示されました。 委員会の議事を記録する書記の実務をされているのは、[redacted]氏で[redacted]氏は書記の実務	1　控訴人は、[redacted]及び[redacted]が委員会に出席し、本件審査決定に至る手続きに関与し、合議したうえ請求を却下、棄却したのは違法であると主張する。 2　[redacted]は因島市税務課固定資産税係主事であって、[redacted]同様被控訴人委員会の書記を兼務していた（[redacted]は、[redacted]の後任であり、本件審査手続きには全く関与していない)。 [redacted]、[redacted]両名が審理に出席し、請求を棄却する合議の場に同席していたのは被控訴人委員会の書記の資格で出席していたのであって、そのことは何ら委員会の中立性を損なうものではない。 3　控訴人は、東京高裁判決を引用するが、同判決は、原処分の主税課長、資産税課長等が審査請求の適否についての合議の場に同席する等のあった事案に関するもので、本件とは著しく相違ものである。 本件の棄却決定の合議には被告委員会の書記を兼務する者以外の因島市の担当職員は出席していないし、被告委員会の遂行すべきその他の審査手続において担当書記の外に因島市職員が関与することはなかった。

控訴人主張の要旨	被控訴人主張の要旨
を行っていない事が露見しました。 委員会の定員は、委員長、委員二名であるが、委員一名の方はご病気で、殆ど委員会には出席されていない。 委員二名、担当書記二名で、委員会が運営されているなど、世の常識では考えられないことである。 今まで、同原告、同被告で争われた広島地方裁判所、同控訴人同被控訴人で争われた広島高等裁判所、同上告人同被上告人、同申立人、同相手方で争われた最高裁判所り判決は委員会の担当書記は一名という事で下りたもので、担当書記が二名なれば、判決も変わってくるものと思料します。 本事件の原審、平成9年（行ウ）第9号固定資産評価審査決定取消請求事件、平成9年（行ウ）第12号固定資産審査決定取消請求事件も、因島市固定資産評価審査委員会の担当書記一名という事で下りたものである。 2　被控訴人は書記の資格で出席すれば、何ら委員会の中立性、独立性を損なうものではないと主張する。 平成8年4月11日付け、自治省税務局固定資産税課長[redacted]氏の内かんに「地方税法においては、課税要件の早期安定を期するとともに、審査の中立性を担保する趣旨から、市町村に固定資産評価審査委員会を設置する事とされています。 最近、固定資産評価審査委員会の審査体制について、より一層中立性を求める声が強まっていること等を踏まえ、固定資産評価審査委員会に対する納税者の信頼をさらに確保するため、固定資産評価審査委員会の事務局は、原則として固定資産税の評価・賦課を担当する課以外の課等において行うよう、また、町村にあっては少なくとも固定資産税の課税担当者が、固定資産評価審査委員会の事務を行う者を兼ねる事のないよう努めていただきたいと考えております。」とある。 被控訴人の論旨は完全に、内かんの論旨を否定したことになる。亦事務局は税務課固定資産税係におかれている。内かん違反である。	

判番 901

固定資産評価審査決定取消請求事件〔因島市〕

1　決定年月日　平成 13 年 6 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　最高裁・平成 13 年（行ツ）第 73 号・平成 13 年（行ヒ）第 67 号
（広島高裁・平成 11 年（行コ）第 5 号）
（広島地裁・平成 9 年（行ウ）第 9 号・第 12 号〔併合審理〕）

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　因島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 4 月 28 日	審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳登録価格について審査申出書提出
平成 9 年 6 月 16 日	審査委員会による棄却の決定
平成 9 年 6 月 27 日	審査決定取消訴訟提訴 （平成 9 年（行ウ）第 9 号事件・甲事件）
平成 9 年 4 月 28 日	審査委員会へ平成 9 年度固定資産課税台帳に価格が登録されていないことについて審査申出書提出
平成 9 年 5 月 12 日	審査委員会による却下の決定
平成 9 年 7 月 9 日	審査決定取消訴訟提訴 （平成 9 年（行ウ）第 12 号事件・乙事件）

【上記甲事件及び乙事件は第一審において併合】

平成 11 年 3 月 23 日	判決（審査委員会勝訴）
平成 11 年 3 月 31 日	控訴
平成 12 年 11 月 8 日	控訴審判決（審査委員会勝訴）
平成 12 年 11 月 18 日	上告

6　争点
（事件が上告審で受理されなかったためなし）

7　上告人の主張
審査決定の憲法違反

8　被上告人の主張
（事件が上告審で受理されなかったためなし）

9　決定の要旨
上告理由は違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反の主張であり、上告事由に該当しない。（上告棄却・上告審として不受理）

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 902

固定資産評価審査決定取消請求事件〔因島市〕

1　判決年月日　平成 12 年 1 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　広島地裁・平成 11 年（行ウ）第 19 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　因島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 11 年 3 月 23 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 11 年 5 月 20 日	審査委員会による却下の決定
平成 11 年 8 月 11 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 12 年 1 月 27 日	判決（審査委員会敗訴）
平成 12 年 2 月 9 日	審査委員会控訴
平成 12 年 4 月 3 日	控訴取下げ（委員会審理へ）

6　争点
審査申出の適法性について

7　原告の主張
被告が原告に求めた審査申出書の再補正の理由は補正の理由とはなり得ないものである。

8　被告の主張
原告は、土地 A について平成 10 年度固定資産税課税台帳の登録価格に不服があるとして、土地 B について平成 9 年度固定資産税課税台帳の登録価格に不服があるとして、被告に対してそれぞれ審査申出を行い、被告はいずれの審査申出についても棄却する旨の決定を行ったが、原告はそれらの決定の取消を求めて係争中である。

土地 A ないし B の土地について原告が行った審査申出における申出評価額は、原告の平成 10 年度及び平成 9 年度の審査申出における各申出価格といずれも同一であり、原告の主張する審査申出理由（平成 11 年度固定資産課税台帳登録価格は地価下落修正の適用を受けるべきものである。）との整合性を有しない。

本件審査申出理由からすれば、審査申出における申出評価額は、平成 9 年度及び平成 10 年度の申出評価額よりも少額でなければならないはずである。

審査申出理由と審査申出価格は審査の根幹をなすものである以上、単に審査申出書に記載すべき事項が形式的に整っているだけでは適法な審査申出書とは認められない。よって、申出評価額の補正に応じなかった本件審査申出は不適法である。

9　判決の要旨
「審査の申出の趣旨及び理由」については、法上審査を申し出ることができる場合が限定されていることから、その法の趣旨に沿った記載がなされることが求められているというべきであるが、反面、法によって要求される審査申出の記載内容はこの限度にとどまり、それ以上のものは要求されていない。

平成11年度の固定資産課税台帳の登録価格について不服を申し立てる場合、当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域（類似地域）において地価が下落したため、審査申出人は審査申出に当たり、平成11年度の類似地域の地価が平成10年度よりも下落していること及び申出に係る土地の平成11年度の申出価格が平成10年度の登録価格よりも低額であることを申し出れば足りるというべきである。

本件審査申出が法の趣旨に沿ったものであるかについての判断は、平成10年度の固定資産課税台帳の登録価格よりも平成11年度の原告の審査申出価格低額であるか否かによってされるべきものである。

確かに、審査申出における論理的整合性からすれば被告の主張するとおりであるが、審査申出が適法であるかどうかの問題と審査申出の内容に論理的整合性があるかどうかとは別問題である。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成11年度

平成11年（行ウ）第19号事件判決の要旨

（平成12年1月27日　広島地方裁判所民事第2部）

主　文	1　原告が平成11年3月23日付けでした別紙物件目録記載2ないし4の各土地に係る平成11年度固定資産課税台帳の登録価格についての審査申出に対し、被告が平成11年5月20日にした審査申出を却下する旨の決定を取り消す。 2　訴訟費用は被告の負担とする。
争　点	本件の争点 原告の本件土地2ないし4の固定資産税に係る固定資産課税台帳の登録価格についての本件各審査申出は適法な申出と認められるか。 ○原告の主張 被告が原告に求めた審査申出書の再補正の理由はいずれも補正の理由とはなり得ないものである。 したがって、再補正に原告が応じなかったことを理由にしてされた本件決定は違法である。 ○被告の主張 「申出評価額の補正」について 原告は、土地1及び2については、平成10年度固定資産課税台帳の登録価格に不服があるとして、土地3及び4については、平成9年度固定資産課税台帳の登録価格に不服があるとして、被告に対してそれぞれ審査申出を行い、被告はいずれの審査申出についても棄却する旨の決定を行ったが、原告はそれらの決定の取消を求めて係争中である。 土地2ないし4の土地について原告が行った審査申出における申出評価額は、原告の平成9年度及び平成10年度の審査申出における各申出価格といずれも同一であり、原告の主張する審査申出理由（平成11年度固定資産課税台帳登録価格は地価下落修正の適用を受けるべきものである。）との整合性を有しない。 本件審査申出理由からすれば、審査申出における申出評価額は、平成9年度及び平成10年度の申出評価額よりも少額でなければならないはずである。 審査申出理由と審査申出価格は審査の根幹を成すものである以上、単に審査申出書に記載すべき事項が形式的に整っているだけでは適法な審査申出書とは認められない。よって、本件審査申出は不適法である。 「評価の根拠を明らかにするよう求めたこと」について 被告が撤回を求めた事項は、求釈明事項であって審査申出理由ではない。 したがって、被告がその撤回を求めたのは相当である。
裁判所の	1　「審査申出理由と審査申出価格」について

判　　断	「審査の申出の趣旨及び理由」については、法上、審査を申し出ることができる場合が限定されていることから、その法の趣旨に沿った記載されることが求められているというべきであるが、反面、法によって要求される審査申出の記載内容は右の限度にとどまり、それ以上のものは要求されていない。 平成 11 年度の固定審査課税台帳の登録価格について不服を申し立てる場合、当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域（類似地域）において地価が下落したため、審査申出人は審査申出に当たり、平成 11 年度の類似地域の地価が平成 10 年度よりも下落していること及び申出に係る土地の平成 11 年度の申出価格が平成 10 年度の登録価格よりも低額であることを申し出れば足りるというべきである。 本件審査申出が法の趣旨に沿ったものであるかについての判断は、平成 10 年度の固定資産課税台帳の登録価格よりも平成 11 年度の原告の審査申出価格が低額であるか否かによってされるべきものである。 確かに、審査申出における論理的整合性からすれば被告の主張するとおりであるが、審査申出が適法であるかどうかの問題と審査申出の内容に論理的整合性があるかどうかとは別問題である。 原告の審査申出内容に論理矛盾があるということは必ずしもできない。なぜなら、原告としては更に低額であると考えるけれども、審査申出額としてはこの金額まではやむを得ないとの申出評価額の提示が許されない理由はなく、この場合には平成 9 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度の各年度の、申出評価額が同一の金額となることがあり得るからである。 2　「撤回要求」について 確かに、課税地積は法附則第 17 条の 2 第 9 項（地価の下落修正の適用を受けるべきものである旨の理由）に基づく不服申立事由とはなり得ず、また、原告が審査申出理由として記載した 1（地価公示価格の 7 割を目途に評価額を引き上げた根拠）、3（評価額の算出根拠）の事項は、因島市長に対する求釈明事項であって、審査申出理由として記載するには不適当な事項である。したがって、被告が原告に対してかかる事項について撤回を求めることを不当、違法ということはできない。 しかし、右事項はいわば余事記載というべきものであって、右事項が審査申出理由として記載されていたとしてもそのことをもって本件審査申出書が不適法であるとまではいうことができないというべきものである。 原告の本件審査申出の内容につき、被告が主張するところはこれを不適法ならしめるものではなく、他に本件審査申出が不適法であることを認めるべき証拠はない。 3　結論 よって、原告の本訴請求は理由があるからこれを容認することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法第 7 条、民事訴訟法第 61 条を適用して主文のとおり判決する。

物　件　目　録

1	田熊町宇島前 5437 番 3-2 地目：宅　地　　地積：200.00 ㎡（市役所西側駐車場傍の住宅用の敷地）	
2	田熊町宇島前 5437 番 3-3 地目：宅　地　　地積：156.57 ㎡（市役所西側駐車場傍の賃貸車庫の敷地）	
3	田熊町宇扇新開 1131 番 4 地目：雑種地　　地積：29.25 ㎡（中空書店横の空き地、現在は病院が建っている敷地）	合　算 画地
2	田熊町宇扇新開 1131 番 8 地目：雑種地　　地積：51.61 ㎡（中空書店横の空き地、現在は美容院が建っている敷地）	

平成11年（行ウ）第19号固定資産評価審査決定取消請求事件

出訴年月日：平成11年8月2日　原告：[redacted]　被告：因島市固定資産評価審査委員会

広島地方裁判所民事第2部　合B係

物件目録	(1) [redacted]	宅地	200.00㎡
	(2) [redacted]	宅地	156.57㎡
	(3) [redacted]	雑種地	29.25㎡
	(4) [redacted]	雑種地	51.61㎡

裁判進捗状況	第1回口頭弁論　平成11年 9月30日
	第2回口頭弁論　平成11年11月18日
	第3回口頭弁論　平成　年　月　日
	第4回口頭弁論　平成　年　月　日
	第5回口頭弁論　平成　年　月　日
	第6回口頭弁論　平成　年　月　日
	第7回口頭弁論　平成　年　月　日
	判　　決　平成12年 1月27日

原告主張の要旨

平成11年8月2日付け訴状

請求の趣旨

被告が、拳固に対して、平成11年5月20日付けで行った別紙物件目録記載2ないし4の各土地についての固定資産評価審査決定を取り消すとの判決を求める。

請求の原因

一　原告は、別紙物件目録記載の各土地（以下「本件各土地」という。）の所有者であり、固定資産税の納税者である。

二　原告は、本件各土地について、訴外因島市長が平成11年度の価額として、土地課税台帳に登録した価格に不服があったことから、平成11年3月23日付けで、被告に対して、本件各土地について、書面をもって固定資産評価審査申出を行った。（甲第1号証及び同第2号証）

三　右審査申出書には、申出の理由として「平成11年度の評価額は時価よりも高く承服できない。」等の理由が記載されていたが、被告は、平成11年3月31日付け書面をもって、原告に対して、平成11年4月9日までに申出の理由の補正をするよう要求し、審査申出書正副2通を原告に返戻した（甲第3号証）

右被告の平成11年度3月31日付け書面に記載された補正を要する理由は次のとおりである。

「平成11年度は、地方税法第341条第8号に規定する第3年度にあたり、同法第349条第3項の規定により「地目の変換その他これらに類する特別な事情の適用を受けるべきものである。」旨を、及び同法附則第17条の2第9項の規定により「地価下落修正の適用を受けるべきものである。」旨を、申し出る場合にのみ審査の申出ができます。貴殿審査申出書に記載の申出理由には上記定めに沿った理由が記載されていないため、審査の申出理由の補正を要します。」

四　原告は、右被告の補正要求に対して、「地方税法附則第17条の2第9項の規定により、審査の申し出をします。国土庁の平成11年度の公示価格によると広島県内の住宅地・商業地は8年連続で下がった。下落率は住宅地が 2.0％と昨年に比べて0.3％拡大し、商業地は昨年と同率の6.0％で、依然として大幅な下落が続いている。」との理由を追加した審査申出書を被告に送付し（甲第4号証及び甲第5号証）、同審査申出書は同年4月7日被告に到達した。

五　しかるに、被告は、平成11年4月11日付け書面をもって、原告に対して、更に審査申出書の補正を求め、審査申出書を返戻した（甲第6号証）

六　これに対して、原告は、再度の補正に応じる必要はないと考え、補正に応じなかったところ、同年5月20日付けで、原告が補正に応じなかったことを理由として原告の審査申出を却下する旨の決定を行い（甲第7号証、以下「本件決定」という。）、同決定書は、同年5月22日、原告に送達された。

七　しかし、被告の本件決定は違法であり、取り消されなければならない。以下詳述する。

1　被告が右平成11年4月13日付け書面をもって原告に審査申出書の補正を命じた理由は次のとおりである。

(1) 別紙物件目録1及び2の土地について

①　本2筆の平成11年度の現況及び土地課税台帳に登録している課税地目及び課税地積は、前年度（平成10年度）と同じであるため、「地目の変換等その他これらに類する特別な事情のある土地」に該当しないので、課税地積は平成 11 年度審査申し出の対象事項ではありません。従って、審査申出書の「申出課税面積」は審査対象外のため削除願います。

②　申出価格が土地課税台帳登録価格を超える場合は、不利益変更禁止規定により貴殿の主張は認められないことになります。

③　貴殿は、平成10年度においても、本2筆の土地について地下落修正の適用をすべき旨審査の申出をされていますが、平成10年度審査申出書とこのたびの審査申出書に記載の申出評価額及び申出課税標準額額は同

被告主張の要旨

平成11年9月17日付け答弁書

第一　請求の趣旨に対する答弁

一　原告の請求を棄却する。

二　訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第二　請求の原因に対する答弁

一　第1乃至第6項は、認める。

二　第7項は争う。ただし、補正を要する理由は認める。

1 (1) 原告は、乙第1号証（平成10年3月29付け審査申出書）のとおり、平成10年度評価には地価の下落修正の適用を受けるべきものであるとし、訴状添付物件目録1記載の土地については申出評価額9,165,730円、同物件目録 2 記載の土地については申出評価額5,562,636円の審査の申出をした。

被告はこの審査の申出に対して、乙第2号証（平成10年5月18日付け物件目録1の審査決定書）及び乙第3号証（平成10年5月18日付け物件目録2の審査決定書）のとおり、審査の申出を棄却した。

原告は、この棄却審査決定は不服であるとして、乙第4号証（平成10年（行ウ）第15号審査決定取消請求事件、原告：[redacted]、被告：本審査委員会）のとおり、平成10年8月 27 日付けで広島地方裁判所民事第一部に提起し現在係属中である。

(2) また、乙第6号証（物件目録3の土地の平成9年4月28日付け審査申出書、申出評価額2,594,592円）及び乙第7号証（同物件目録4の平成9年4月28日付け審査申出書、申出評価額4,560,674円）のとおり、平成9年度評価に不服があるとし審査の申出があり、被告はこの申出に対して、乙第8号証（平成九年6月一六日付け物件目録3の審査決定書）及び乙第9号証（平成9年6月16日付け物件目録4の審査決定書）のとおり、いずれも審査の申出を棄却した。

原告は、この棄却審査決定は不服であるとして、平成9年（行ウ）第9号審査決定取消請求事件、（原告：[redacted]、被告：本審査委員会）を平成9年6月付けで広島地方裁判所民事第3部に提起したが、乙第10号証（平成9年（行ウ）第9号事件、第12号事件併合事件、平成11年3月23日付け広島地方裁判所民事第3部判決書）のとおり、被告の主張は認められたものの、原告はこの判決を不服として広島高等裁判所へ控訴し平成 11 年（行コ）第5号事件（乙第11号証参照）として現在係属中である。

(3) また、物件目録1及び2の課税地積については、乙第13号証（平成10年（行コ）第7号事件、平成10年11月20日付け広島高等裁判所判決書）のとおり、原告の主張は認められていない。

2 (1) 原告はこの度甲第4号証及び甲第5号証の追加申出理由のとおり、「地価は依然として下落が続いている。」旨の理由により、平成11年度評価に地価の下落修正を適用すべきと審査の申出をしたが、その申出評価額は、前記係属中事件において原告が主張している申出評価額（物外目録1及び2にあっては平成10年度審査申出価格、物件目録3及び4にあっては、平成9年度審査申出価格）と同額である。

(2) 原告は、当然同額であることは承知のうえで、この度審査の申出をしてき、その申出価格が、平成9年度又は平成10年度の審査申出価格ともいずれも正当なものであると主張しているのである。

しかしながら、平成11年度評価には地価の下落修正が適用されるべき理由があると主張するならば、平成 11 年度の審査申出評価額は、少なくとも平成9年度又は平成10年度の審査申出評価額に比べ小額な申出価格でなければれ、申出理由の根本的理論が成立しない。

そこで被告は、甲第6号証（平成11年4月

原告主張の要旨	被告主張の要旨
一のため、平成11年度も地価下落修正の適用を受けるべき旨の申出理由と整合性を有していないので、申出評価額を補正する必要があると思います。 ④　審査申出理由1及び2（甲第1号証及び同第2号証参照）については、因島市の答弁書に本事項に関する記載が欠落しておれば、口頭若しくは弁ばく書により評価庁である因島市に釈明すれば足りるため、削除願います。 (2) 別紙物件目録3及び4記載の土地について ①　本2筆の平成11年度の現況及び土地課税台帳に登録している課税地目及び課税地積は、前年度（平成10年度）と同じであり、田熊町[redacted]の2筆（別紙物件目録1及2の土地）と同様に、申出課税標準額を補正する必要があります。 ②　申出理由1及び3についても、田熊町[redacted]の2筆と同じ理由により削除順います。 2　しかしながら、被告が右平成11年4月13日付け書面に記載した補正理由は、以下に述べるように、いずれも別紙物件目録記載の2ないし4の各土地の審査申出を却下する理由とはならないから、右補正に応じないことを理由としてなされた固定資産審査申出を却下する旨の本件決定は違法である。 (1) 右1、(1)の①の補正理由について 確かに、地方税法（以下「法」という。）附則第17条の2に基づくき平成11年度の固定資産税の課税標準額の修正は、地価の下落に伴う課税標準の見直しであり、これに対して納税者が不服を申し述べる場合は、課税地目及び課税地積は固定資産評価審査委員会の審査の対象とならないと解される。 しかし、原告は、課税地積のみを審査の対象としているわけではなく、「平成11年度の評価額は時価よりも高く承服出来ない。」（甲第1号証）として、土地課税台帳の登録価格を争っていたのであるから、右理由に基づく補正に応じないことをもって、原告の審査申出を却下した本件決定は違法である。 特に、原告は、被告の第1回目の補正に応じて、「地方税法附則第17条の2第9号の規定により、審査の申出をします。国土庁の平成11年度の公示価格によると広島県内の住宅地・商業地は8年連続で下がった。下落率は住宅地が2.0%と昨年に比べて0.3%拡大し、商業地は昨年と同率の6.0%で、依然として大幅な下落が続いている。」との理由を追	13日付け再補正依頼書）により、原告に、審査申出書の再補正を依頼し（期限同月21日）、当初申出評価額から減額補正した申出評価額をもって審理に入ることを予定していたが、乙第14号証（審査申出書送付書）のとおり、原告は、審査申出書は適法であるとして審査申出書を補正せず返送してきた。 (3) そもそも審査の申出理由及び申出価格は審査の根幹をなすものである。係属中事件において原告が主張している申出評価額との関連を勘案すれば、審査申出書に記載すべき事項が単に形式的に整っているからといって、適法な審査申出書とは認められない。 3 (1) 平成11年度は、地方税法第341条第8項に規定する第3年度にあたり、同法第349条第3項の規定により「地目の変換その他これらに類する特別な事情の適用を受けるべきものである。」旨又は「同法附則第17条の2第9項の規定により「地価下落修正の適用を受けるべきものである。」旨を、申し出る場合のみ審査の申出ができる。 従ってこの規定の趣旨に沿った申出理由が必要である。 (2) 本件審査申出理由に、「地価公示価格の7割より引き上げたと言われているが、その7割に引き上げた根拠を明らかにする事を求める。」及び「状況類似地区、標準宅地の所在、標準宅地の鑑定評価領、対象宅地が沿接する街路の路線価とその根拠となっている格差率、画地計算法による画地計算の内容、価格調査基準日と時点修正率を明らかにすることを求める。」旨が記載されているが、これらはいずれも求釈明事項であり審査の申出理由に当たらないため、被告は、申出理由からこれらの事項の削除を求めた。 なお、原告と被告及び因島市は、平成9年度（行ウ）第9号事件（控訴審事件番号、平成11年（行コ）第5号事件）、平成9年（行ウ）第11号事件（控訴審事件番号、平成10年（行コ）第7号事件）、平成10年（行ウ）第4号事件及び平成10年（行ウ）第15事件において、物件目録に掲げる4筆の土地の評価について争っており、これら事件の被告（被控訴人）準備書面及び提出証拠書類により、申出理由1及び3に掲げる求釈明事項について釈明済みである。 4　以上のとおり、原告が、被告の適正な補正命令に対して、期限内に欠陥を補正しなかったため、被告は地方税法第433条第7項、行政不服審査法第40条第1項の規定に基づき、審査の申

原告主張の要旨	被告主張の要旨
加しており、原告の審査申出を却下した本件決定が違法であることは明らかである。 (2) 右1、(1)②の補正理由について 確かに、土地課税台帳に登録された以上の価格に変更を求める旨の審査申出は不服申し立ての利益がないともて解されるが、それは別紙物件目録記載1の土地に限った補正理由であり、右理由をもって別紙物件目録記載の2の土地について審査申出を却下することは許されないものといわなければならない。 したがって、別紙物件目録記載2の審査申出を棄却した被告の決定は違法である。 (3) 右1、(1)③及び(2)①の補正について 原告は、本件各土地について、平成10年度においても、平成11年度におけるのと同類の申出価格により審査申出をしているが、被告はこの原告の平成10年度における審査申出を棄却しており、被告の補正要求には理由がない。 原告の平成11年度の審査申出価額が、平成11年度に土地課税台帳に登録された価額を下回っている以上、審査申出は認められなければならない。 (4) 右1、(1)④及び(2)②の補正理由について この補正理由は、要するに、原告が明らかにするように求めている事項は、処分庁（因島市長）の答弁書に記載されるであろうから削除しろというものであるが、かかる補正を命じること自体が被告の審査手続きが公正を欠いていることの証左てあるといわなければならない。 後に詳述するように、土地課税台帳の登録価格の根拠は、処分庁（因島市長）が、まず明らかにしなければならないのであり、審査申出人がこれを明らかにするように求めるのは、当然の権利である。 したがって、被告がこれを削除するように求めることは許されず、削除に応じないことを理由とする審査申出の却下が違法であることは明らかである。 3　なお、最高裁判所平成2年1月18日判決（民集44巻1号253頁）は、「納税者は、固定資産課税台帳を閲覧してその所有に係る宅地の評価額を知り、これにな不服を抱いた場合に、不服事由を具体的に特定するために必要なその評価の手順、方法、根拠等をほとんど知ることができないのが通常である。 したがって、宅地の登録価格について審査の申出があった場合には、口頭審理制度の趣旨及び公平の見地から、委員会は、自ら又は市町村	出を却下したのであって、何ら違法な点はない。 平成11年10月18日付け準備書面 〈平成11年10月4日付け広島地方裁判所からの検討依頼事項〉 一　「地価の下落修正の適用を受けるべきものと要求する審査申出人は、相当と考える価格を明示する必要はないのではないか。」について 1　審査の決定は、不利益変更の禁止及び不告不理の原則により行われ、処分庁の課税台帳登録価格と審査申出人の申出価格の範囲内で決定される。 すなわち、課税台帳登録価格を超える価格、及び査申出人の申出価格を下回る価格を認める審査の決定をすることは許されない。 2　審査申出人が審査委員会に対してその求めるべき決定の結論である「審査申出の目的」と、審査の申出の目的を支持しその理由があるとする法律上、事実上の根拠である「審査の申出の理由」は、審査申出の本体となるもので不可欠なものである。 また、審査は税の迅速な賦課・徴収という公益目的を達成するため、審査申出の日から30日以内の法定期間内に完了させなければならないとする迅速性を要請されており、「審査申出の目的」である「申出価格」が明示されていなければ審査申出人の不服の範囲（争点）を確定できず、この要請に応えることができないため、審査申出人は「審査申出人が相当と考える価格」を明示する必要がある。 二　「処分庁が示した課税標準額以下の価格の提示がされていれば損さの申出要件は充足するのではないか。」について 1　固定資産税の評価額は、地方税法第349条第2項及び第3項の規定により、地目の変換等これらに類する特別な事情がある場合を除き、第2年度、第3年度の価格は基準年度の価格とする据え置き措置が講じられている。 地価の上昇局面においては、第2年度及び第3年度の価格を基準年度の価格によることは、納税者に利益となるものであるが、一方、地価の下落局面において基準年度の価格を据え置いた場合は、第2年度又は第3年度の適正な価格が華準年度の価格を下回っているにもかわらず、基準年度の価格をもって課税することになるため納税者に不利益となる。 この地価の下落局面において納税者の不利益を改善するため、地方税法附則第17条の2の規定により、平成10年度又は平成11年度におい

原告主張の要旨	被告主張の要旨

長を通じて、審査申出人が不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手法、方法、根拠等を知らせる措置を講ずることが要請されているものと解される。」と判示している。

本件審査申出は、附則第17条の2第9項に基づくものであるから、被告は右判例の趣旨にしたがって、原告に対して、不服事由を具体的に特定するために必要な、修正基準（法附則第17条の2第1項）に基づく評価の手順、方法、根拠等を原告に知らせる措置を講じなければならなかったのである。しかるに、被告はかかる措置を講じることなく本件審査申出を却下しており、かかる却下処分が違法であることは明らかである。

八　以上の次第で、別紙物件目録記載2ないし4の土地についてなされた本件審査決定は違法であり、速やかに取り消されなければれならない。

て更に地価の下落傾向がみられる場合には、修正基準（乙第1号証）によって修正した価格を当該年度の課税標準とすることができる特例措置が講じられており、修正基準第2節第四及び第3節第四に「平成8年1月1日から当該課税年度の前年の7月1日までの間において、価格上昇分を反映させず最も低い価格を当該年度の課税標準とする。」旨の調整規定が設けられている。

（乙第16号証:質疑応答集同18）

2　平成10年度（第2年度）及び平成11年度（第3年度）の下落を反映させるため、平成10年度（第2年度）は平成8年1月1日から平成9年7月1日までの会い゛他における地価の下落状況を把握し、地価の下落が認められる場合は、下落率に相当する額を修正することになる。

なお、平成9年度（基準年度）の評価は、評価基準（乙第17号証：評価基準抜粋参照）第12節経過措置二において「平成8年1月1日から平成8年7月1日までの間に、価格が下落したと認められる場合には、評価額に修正を加える。」と規定されている。

3　具体的には、平成9年度（基準年度）は評価替え年度であるため、平成8年1月1日が価格調査基準日となるが、平成8年7月1日時点の地価の動向を把握し、地価の下落が認められる地域の土地については地価下落相当額を反映させた価格を基準年度の課税台帳登録価格とする。

平成10年度は、平成8年1月1日から平成9年7月1日の間ににおいて地価の下落が認められる地域の土地の場合には基準年度の価格に平成9年7月1日時点の地価の下落率を乗じて得た価格が課税台帳登録価格となる。

また、平成10年度に地価の下落修正を適用した地域の土地に、引き続き平成11年度も評価に地価の下落修正を行う必要があると認められる場合の平成11年度の価格は、基準年度の価格に平成10年度評価に適用すべき地価の修正率と平成11年度評価に適用すべき平成10年7月1日時点の地価の下落率を連乗して得た価格となる。（乙第18号証：修正基準の取り扱い）

すなわち、平成10年度から平成11年度の間において毎年度地価の下落修正の適用を受けるべき地域にある土地にあっては、第2年度の価格は基準年度の価格に比較して小額であらねばならず、また第3年度の価格は第2年度の価格に比べて小額でなければならない。

4　平成9年度に、原告から物件目録3及び4の平成9年度（基準年度）の適正な価格は次表に掲げる価格であると審査の申出があり、この申出に対して被告は棄却の決定を行ったが、原告はこの審査の決定は不服であるとして訴訟提起し現在係属中であるため、基準年度の課税台帳登録価格は確定していない（乙第6号～乙第12号証）

（単位：円）

物件	申出価格	登録価格	原告不服の範囲
3	2,594,592	2,768,483	Δ173,891
4	4,560,674	4,881,834	Δ324,060

5　また、物件目録1及び2についても、平成9年度に原告から審査の申出があり、この申出に対して、被告は棄却の決定を行ったが、原告はこの審査のの決定は不服であると訴訟提起し、一審、二審を経て上告審決定書（乙第19号証）により、平成9年度（基準年度）課税台帳登録価格は確定している。

しかし、平成10年度に、物件目録1及び2について原告から「平成10年度評価には地価下落の修正の適用を受けるべきもので、平成10年度（第2年度）の適正な価格は次表に掲げる価格である。」旨の審査の申出に対して被告は「平成10年度評価には地価下落の修正の適用を行わないことは適正である。」旨の棄却の決定を行ったが、原告はこの審査の決定は不服であると訴訟提起し現在係属中であるため、物件1及び2の第2年度課税台帳登録価格は確定していない。（乙第1号証～乙第5号証参照）

（単位：円）

物件	申出価格	登録価格	原告不服の範囲
1	9,165,730	9,080,000	85,730
2	5,562,636	7,906,785	Δ2,344,149

6　更に、本事件の四筆について、平成11年度に、原告から「平成11年度評価には地価の下落修正の適用を受けるべきものである。」として次表に掲げる価格の申し出があった。（甲第四号証の1、第五号証の1、乙第14号証の送付書に添付し送付してきた審査申出書）

（単位：円）

物件	申出価格	登録価格	原告不服の範囲
1	9,165,730	9,080,000	85,730
2	5,562,636	7,906,785	Δ2,344,149
3	2,594,592	2,768,483	Δ173,891
4	4,560,674	4,884,834	Δ324,060

この原告の平成11年度の評価には下落修正の適用を受けるべきものと申し出た価格は、物件1及び2については右5の平成10年度（第2年度）の評価には下落修正の適用を受けるべきものと申し出た価格と同額であり、また物件3及び4については右4の平成9年度（基準年度）の評価評は時価より高いとして申し出た価格と同額である。

7　原告は、係属中事件において「物件3及び4の平成9年度の申出価格及び物件1及び2の平成10年度の申出価格は適正な価格である。」と主張を維持し続ける一方、平成11年度の審査の申出においても、この係属中の平成9年度若しくは平成10年度の申出価格と同じ価格をもって「平成11年度の評価には地価の下落修正の適用

原告主張の要旨	被告主張の要旨
	がされるべきものである。」と申し出ているため、被告としては、「物件1乃至物件4の平成11年度の申出価格には、原告が相当と考える下落価格が反映されていない。」と判断せざるを得ない。 　従って、「審査申出の目的」と「審査申出の理由」に整合性を有しないものは適法な審査申出書とは認められないため、原告に審査申出書の再補正を求めたことは正当であり、かつ原告がこの再補正依頼に応じなかったため、審査の申出を却下したことは適法である。 三　「別年度の申出の記載内容を当該申請が適法であるか不適法であるかの判断資料として使用することは可能か。」について 被告にとって、別年度の申出の記載内容は、もとよりのこと顕著な事実であるし、被告は職種で事実の調査を行なうことができる（法第433条第1項）ことから、右記載内容を当該申請の適否の判断材料すとして用いることは許されると思料する。

判番 903

（別紙様式２）

損害賠償等請求事件〔音戸町〕

1　判決年月日　平成 10 年 3 月 2 日

2　裁判所名及び事件番号　広島地裁呉支部・平成 9 年（ワ）第 200 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　音戸町

5　経過

平成 8 年 10 月 21 日　住宅用地に係る固定資産税の課税標準特例の適用漏れについて申立て

平成 8 年 10 月 29 日　平成 4 年度分から平成 8 年度分について更正還付

平成 7 年度以前分は更正の期間制限のため還付できず

平成 9 年 9 月 25 日　損害賠償等請求訴訟提訴

6　争点

地方税法第 17 条の 5 は国家賠償法及び民法の特別法か。

7　原告の主張

被告は原告所有の土地につき地方税法の適用を誤り固定資産税を過大に徴収しており、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づきその損害を賠償しなければならない。（予備的に不当利得返還請求もあり）

8　被告の主張

地方税法第 17 条の 5 に基づく更正決定によって認められる還付以外には国家賠償法に基づく損害賠償請求及び民法に基づく不当利得返還請求は許されない。

9　判決の要旨

国家賠償法に基づく損害賠償請求等は、更正決定とは目的、要件を異にする別個の制度であり、被告主張のように解すべき根拠はない。

被告は原告に対し、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき損害を賠償する義務がある。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

判番 904

宇部市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 6 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　山口地裁・平成 3 年（行ウ）第 4 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　宇部市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　3 年　5 月 29 日　審査委員会による棄却の決定

平成　3 年　9 月　4 日　審査決定取消訴訟提訴

（平成　6 年　7 月 12 日　審査決定取消訴訟広島高裁へ控訴）

6　争点

①　本件固定資産評価は、

ア　状況類似地区の区分

イ　標準山林の選定

ウ　比準山林の評点数の付設

について、固定資産評価基準に基づいてなされた適法なものか。

②　本件固定資産評価額の決定手続きは、

ア　実地調査の不実施

イ　固定資産課税台帳等の不備

により適法性を欠くか。

③　本件固定資産評価審査委員会における本件審査手続きは、

ア　審査委員会開催日の通知の不履行

イ　実地調査の不実施

により適法性を欠くか。

7　原告の主張

①　本件固定資産評価の違法

ア　状況類似地区の区分における違法

固定資産評価基準の、状況類似地区の区分の要素として、地勢、土層要素、林産物の搬出条件、その他が規定されているが、これらの要素を検討することなく、また、固定資産評価基準に違反して小字の区分ごとに認定しなかったため、広大な状況類似地区が存在する結果となり、違法である。

イ　標準山林選定の違法

標準山林は状況類似地区ごとに、位置、地形、土層、林産物搬出の便等の状況からみて比較的多数所在する山林のうちから示したような選定基準により一つの山林が選定されることになるが、基準に合致していない。

ウ　比準山林の評点数付設の違法

売買実例価格から評定する適正な時価に基づき評点を付し、標準山林の単位地籍当たりの評点数に「山林の比準表」により求めた各筆の山林の比準割合を乗じ、これに各筆の山林の地籍を乗じて付設されるものであるが、宇部市は、昭和 39 年に当時の山地図をもとに標準山林との比準割合を根拠に付設されたものが踏襲されており、結果としてこれに一定の上昇率が単純に乗じられたものである。比準割合について検討されておらず、また、比準割合の根拠も明確ではない。

②　本件固定資産評価額の決定手続きの違法

ア　山林に関して固定資産の実地調査を全く実施しておらず、これは地方税法 408 条に違反するものである。

イ　「比準山林の評点数の付設方法に関しては、約 30 年前に当時の山地図をもとに標準山林との比準割合を根拠に付設されたものが踏襲されているが、この山地図は現在ない。」とのことであるが、これは、固定資産の評価に関して必要な資料を備えるべきことを規定した地方税法 380 条に違反している。

③　本件固定資産評価審査委員会における審査手続きの違法

開催通知の不履行、実地調査の不実施により、市条例、地方税法に違反している。

8　被告の主張

①　本件固定資産評価の適法性

ア　長期間かけて、林業に精通した者の協力も得て、慎重な調査を実施し、状況類似地区を決定した。違法なし。

イ　位置、地形、土層、林産物搬出の便等を考慮して決定した。

ウ　違法なし。又は、しないことについて、理由がある。

②　本件固定資産評価額の決定における手続きの適法性

ア　地方税法 408 条は単に行政庁に対する訓示規定と解するべきであり、仮に同条に違反していたとしても本件棄却決定が取り消されるものではない。

イ　確かに地方税法 380 条 2 項に「地籍図を備えて逐次これを整えなければならない。」旨の規定があるが、山林に対する地籍図はなく、早急にこれを備えつけることは不可能である。法は即時の完全な整備まで要求しているものではないはずであって、同条 2 項は訓示規定と解するのが相当である。

③　それぞれ理由があり、何ら違法なものでない。

9　判決の要旨

①　本件固定資産評価の適否について

ア　状況類似地区の区分について

本件状況類似地区は、地勢、土層、林産物搬出の道路等の地形条件も概ね類似していると認められ、固定資産評価基準に違反しているとはいいがたく、諸般の事情を総合的に判断して、山林の状況から固定資産評価基準の別表 7 に代えて山林の距離による補正表を作成、適用した上で、やや広きに失すると考えられないでもない本件状況類似地区を画定したことは、ある程度合理性がないわけでもなく、ただちに固定資産評価基準に違反しているということはできない。

イ　標準山林の選定について

標準山林の選定は、市町村長の裁量にある程度委ねられているものであって、右裁量の範囲を逸脱していると認められない限り、固定資産評価基準に違反しているとはにわかに言いがたい。

ウ　比準山林の評点数の付設について

固定資産評価基準によると、市町村長は山林の状況に応じ、必要があるときは、「山林の比準表」について、所要の補正をして、これを適用するものとされており、本件山林の状況から別表 7 の適用では補正がほとんど得られず、状況類似地区を広く取ったこと等を考慮して、昭和 39 年に固定資産評価基準の例外措置を採用して、山林の距離による補正を行って比準割合を決定したものであり、基準に反するものでなく、具体的適用についても違法な点はない。

また、評点数の付設についても、昭和 39 年以降、区分された本件状況類似地区、標準山林の変更がなく、しかも標高差、搬出道路の状況等ほとんど変更がないため、平成 3 年度においても、昭和 39 年度に決定された本件山林の比準割合が変更されなくとも、違法とはいえない。

以上から、本件山林の固定資産評価は、必ずしも固定資産評価基準に従わないものであるとはいえず、適法なものである。

②　本件固定資産評価額の決定における手続違反について

ア　実地調査の不実施について

地方税法 408 条は毎年少なくとも 1 回実施の調査を義務付けており、宇部市の、通常の年度には、地目変更、地積更生等のついての実地調査のみ、3 年に 1 回だけ市域全山林の状況変化の見分けでは、規定に違反しているものであるが、本件山林の状況がほとんど変動しておらず、評価自体が違法として取り消されるべき事由があるといえない。

イ　固定資産課税台帳等の備付け違反について

地方税法 380 条 2 項の趣旨は、固定資産の評価に必要な資料を整備していくことによって、適正な価格の評価が行われるようにすることを目的としていると解されるところ、本件固定資産評価自体が実体法上違法とはいえないことに鑑みれば、地方税法 380 条 2 項に定める資料の整備が十分になされていないからといって、本件固定資産評価自体が違法として取り消されるべき事由があるというわけではない。

③　本件固定資産評価審査委員会における手続違反について

ア　審査委員会開催日の通知の不履行について

本件においては書面審理で審査を行ったものであるから、審査委員会の開催日を通知する法律上の義務はなかったものと認められる。

イ　実地調査の不実施について

固定資産評価審査委員会は、実地調査を必ず行わなければならないものではなく、必要と認めた場合にのみ行えば足りるものであり、その必要か否かについての判断が裁量を逸脱していると認められる場合に、実地調査の不実施が違法となるものと解するのが相当である。本件山林の固定資産評価の審査を行う上では、実地調査をしなかったことが、固定資産評価審査員会の裁量を逸脱したものとは認められず、実地調査の不実施をもって違法ということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈　判例地方自治 137 号 28 頁

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 905

宇部市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 7 年 10 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　山口地裁・平成 3 年（行ウ）第 4 号
広島高裁・平成 6 年（行コ）第 7 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　宇部市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　4 月 30 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　3 年　5 月 29 日	審査委員会による棄却の決定
平成　3 年　9 月　4 日	審査決定取消訴訟提訴（山口地裁・平成 3 年（行ウ）第 4 号）
平成　6 年　6 月 28 日	棄却の判決
平成　6 年　7 月 12 日	審査決定取消訴訟広島高裁へ控訴

6　争点

①　昭和 39 年度の標準山林の評点数は、正当であったか。

7　控訴人の主張

①　現判決の取消を求める。

②　本件山林についての平成 3 年度固定資産評価に対する審査決定の取消を求める。

③　昭和 39 年度の標準山林の評点数が正当であることについても争う。

8　被控訴人の主張

①　却下を求める。

②　昭和 39 年度の標準山林の評点数が正当である。

③　本件標準山林、昭和 38 年度の一反当たりの評価額は 3344 円であり、
評点数 1978 とは無関係である。

9　判決の要旨

①　控訴人の本訴請求は理由がなく、棄却する。
原判決の「第３　当該裁判所の判断」欄のほか追加。

・昭和 39 年度の標準山林の評点数は、不合理、不公平な点数とはいえず、相当な点数と評価することができる。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 906

過払い固定資産税納税金返還請求事件

1　和解成立年月日　平成 10 年 6 月 29 日

2　裁判所名　山口地裁・平成 8 年（行ウ）第 2 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　徳山市

代表者　市長　小川　亮

5　経過

平成　7 年　5 月　土地の所在についての問い合わせあり

平成　8 年　6 月　6 日　提訴

6　争点

①　宅地造成が終了し、昭和 53 年に県の工事完了公告があった後、公園になる予定の土地について、登記上原告の名義であり、都市公園としての公告のなかった場合、公園として非課税にすべきか。または、真の所有者は徳山市となり、人的非課税となるか。

②　非課税にすべきであるなら、被告は何年度分の固定資産税及び都市計画税を還付すべきであるか。

7　原告の主張

①　登記の名義人は原告であるが、昭和 53 年の県の工事完了公告の翌日に、都市計画法第 40 条第 2 項により、本件土地は公園として被告に帰属したものである。

②　理由のない賦課であるので、昭和 54 年度から平成 6 年度の固定資産税及び都市計画税を不当利得として返還すべきである。

8　被告の主張

①　土地の管理については開発許可を受けた原告が管理し、必要に応じ市が管理する旨の協議が成立しており，都市計画法第 40 条第 2 項により、被告に帰属していない。登記簿の名義は原告が行う約束だったが、分合筆や抵当権設定をしていたため、所有権移転登記を受け得ない状況であった。

②　賦課について違法性はなく、返還義務はない。返還義務があったとしても、還付請求権は地方税法第 18 条の 3 により、平成 3 年度分以前は時効により消滅している。

9　和解の要旨

①　被告は原告に対し、平成 4 年度から平成 6 年度までの固定資産税・都市計画税相当額を損害賠償金として支払義務があることを認める。

②　原告は被告に対し、原告の名義になっている土地について、所有権移転登記手続をする。登記手続き費用は被告の負担とする。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　昭和 54 年度～平成 6 年度

判番 907

岩国市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 26 日

2　裁判所名及び事件番号　山口地裁・平成 10 年（行ウ）第 7 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　岩国市固定資産評価審査委員会

山口地方法務局岩国支局

岩国県税事務所

5　経過

平成 10 年　3 月 27 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　6 月　8 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　6 月 22 日　審査決定取消訴訟提起

6　争点

課税台帳の登録価格が、購入価格を上回るとして違法となるか否か。

7　原告の主張

①　当該売買は、自由市場で成立した正常なものであり、適正な時価といえる。

②　評価額の算定に当たって対象地固有の特徴について十分な評価をしていない。

③　評価額は適正な時価でなく、購入価格を上回る評価額は、違法である。

8　被告の主張

①　地方税法により評価は固定資産評価基準によって評価しなければならないとされており、これにしたがってなされた本件土地についての固定資産評価は「適正な時価」といえるから適法である。

②　標準宅地が地価公示標準地であるから、売買実例価額が本件標準宅地の評価額に反映される余地はない。

③　標準宅地については、価格調査基準日と賦課期日の時点における下落はないから、違法とはならない。

9　判決の要旨

①　本件訴えは、棄却する。

②　岩国市内の地価の下落はなく、固定資産評価基準の合理性及び本件各土地に係る評価の固定資産評価基準への適合性も是認できる。

③　固定資産税台帳に登録した本件各土地の登録価格は、客観的時価を超えない適正な時価である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 908

岩国市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　山口地裁・平成 10 年（行ウ）第 7 号
広島高裁・平成 11 年（行コ）第 18 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　岩国市固定資産評価審査委員会
岩国県税事務所長

5　経過

平成 11 年 10 月 26 日　山口地裁棄却判決

平成 11 年 11 月 11 日　広島高裁へ控訴

6　争点

課税台帳の登録価格が、購入価格を上回るとして違法となるか否か。

7　控訴人の主張

①　評価規定の評価項目が不足し、また評価の程度が不適当であるから、評価基準の合理性がない。

②　所要の補正を行うことなく漫然と評価をしているから、評価基準への適合性はない。

③　正常な条件の下に成立した購入価格が客観的時価である。

④　個別的要因を十分に反映し得ない基準で評価して登録価格とした違法がある。

8　被控訴人の主張

①　地価の下落はなかったのであるから、平成 8 年 1 月 1 日現在の公示価格を用いて登録価格を算定しても、客観的時価を超えるものとはならない。

②　格差率並びに画地計算法における補正項目及びその割合のいずれも評価基準に準拠しているので、適正である。

③　控訴人提出の価格報告書は、客観性がなく、信用できない。

9　判決の要旨

①　本件訴えは、棄却する。

②　固定資産税台帳に登録した本件各土地の登録価格は、客観的時価を超えない適正な時価である。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 909

徳島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 7 月 16 日（徳島地裁）

2　裁判所名及び事件番号　徳島地裁　平成 10 年（行ウ）第 11 号

3　原告　[redacted]

4　被告　徳島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　3 月 13 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　4 月 30 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年　8 月 19 日　徳島地裁へ審査決定取消訴訟提訴

平成 11 年　7 月 16 日　徳島地裁判決（勝訴）

6　争点

土地評価額の適法性について

7　原告の主張

①　評価額が著しく高額である。

②　行政機関の対応の遅れにより、住宅が建築できる道路に接していない。

③　民間で駐車場設備を整備しても、利用度が低い。

④　本件各土地について、建物建築許可を受けた上で、住宅を分譲する予定であるので、取得税等における棚卸商品と同様の取り扱いをして、課税対象から除外されるべきである。

8　被告の主張

①　評価額は、妥当である。

②　評価額は、宅地の売買実例価額に基づき、7 割を目途に計算されており、不合理性もなく妥当である。

③　利用状況の不便さに対しては、路線価に格差率をつけてあり、かつ本委員会の審査決定において、不整形地補正（0．9）を乗じて計算しており、妥当である。

④　固定資産税は、固定資産の資産価値に着目して課税されるものであり、収益性により課税されるものではないため、原告の主張する棚卸商品と同様ではない。

9　判決の要旨

①　土地の利用状況及びその形状を考慮し、不整形地補正を適用していることが認められる。

②　市道に接していないという利用価値の低さも考慮して、標準地価格から 25％減額した金額を路線価としていることが、認められる。

③　価格の算出方法は、具体的な状況を把握、考慮した上で固定資産評価基準に従ってなされたものであり、適正な時価であると認められる。

④　原告の本訴請求は、いずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 910

徳島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 12 月 24 日（高松高裁）

2　裁判所名及び事件番号　高松高裁　平成 11 年（行コ）第 18 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　徳島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　3 月 13 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　4 月 30 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　8 月 19 日	徳島地裁へ審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年　7 月 16 日	徳島地裁判決（勝訴）
平成 11 年　7 月 28 日	高松高裁へ控訴
平成 11 年 12 月 24 日	高松高裁判決（勝訴）

6　争点

土地評価額の適法性について

7　控訴人の主張（控訴人の求める裁判）

①　原判決の取り消し

②　固定資産評価審査委員会の決定取り消し

8　被控訴人の主張（被控訴人の求める裁判）

次の「判決の要旨」に同じ

9　判決の要旨

本件控訴の棄却（土地に対する固定資産税の課税標準は評価基準による適正な時価をもって算出されるものであり、物件毎の個別の収益性の不足を理由に減額することは許されない。）

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 911

徳島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 30 日（最高裁上告棄却）

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成 12 年（行ツ）第 112 号

平成 12 年（行ヒ）第 108 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　徳島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　3 月 13 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　4 月 30 日	審査委員会による棄却の決定
平成 10 年　8 月 19 日	徳島地裁へ審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年　7 月 16 日	徳島地裁判決（勝訴）
平成 11 年　7 月 28 日	高松高裁へ控訴
平成 11 年 12 月 24 日	高松高裁判決（勝訴）
平成 12 年　1 月　7 日	最高裁へ上告
平成 12 年　5 月 30 日	最高裁が上告を棄却

6　争点

土地評価額の適法性について

7　上告人の主張

最高裁に対する上告及び上告受理の申し立て

8　被上告人の主張

（なし）

9　判決の要旨

上告の棄却。本件を上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 912

徳島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 10 月 29 日（徳島地裁）

2　裁判所名及び事件番号　徳島地裁　平成　9 年（行ウ）第 12 号

3　原告　[redacted]

4　被告　徳島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月 17 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　8 月 12 日　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年 11 月 13 日　徳島地裁へ審査決定取消訴訟提訴

平成 11 年 10 月 29 日　徳島地裁判決（勝訴）

6　争点

(1) 土地評価全般について

(2) 家屋評価全般について

7　原告の主張

(1) 土地評価関係

①　市街地宅地評価法の適用は誤りで、また地区区分、標準宅地等の選定が適当でない。

②　奥行価格補正の測定の錯誤及び、不整形地補正の適用をするべきである。

③　忌み施設や高速道路の近接など、環境に対する補正が適切に行われていない。

④　審査委員会の手続き等に不備がある。

(2) 家屋評価関係

①　制度上、需給事情補正の市場性を反映させないのは、需給事情補正を限定した依命通達自体が地方税法及び、評価基準に反し違法である。

②　登記簿上、昭和 55 年建築とされているのに、市は昭和 56 年に建築されたとして、経年減点補正を適用しており、評価基準に従っていない。

③　家屋の耐用年数を 60 年とし、その残価率を 2 割とするのは、社会一般の実情に合わず不合理であり、地方税法の求める正常取引価格とはいえない。

④　審査委員会の手続き等に不備があり、適当でない。

8　被告の主張

(1) 土地評価関係

①　市街地宅地評価法の適用を確認した上で審査したものであり、妥当である。

②　市町村長の裁量権の範囲内であり、著しい不合理性は認められない。

③　評価基準の基づく適法な補正であり、違法性はない。

④　審査委員会の手続き等に、不備はなく妥当である。

(2) 家屋評価関係

①　家屋の評価は、再建築費評点数及び消耗状況補正により求めた価格であり、これは正常な条件下における取引価格に性格を有し、地方税法に違反しない。また需給事情補正について、時価性は再建築費の算出時点で考慮されているので、必要はない。

②　県の調査に基づく家屋補充台帳では、昭和 56 年新築と認定されており、家屋がその用に供される状態になった時点で新築と評価するため、違法性はない。

③　審査委員会の手続き等に、不備はなく妥当である。

9　判決の要旨

(1) 土地評価関係

①　評価方法の判断は、市町村長の合理的裁量に委ねられており、市街地宅地評価法を適用したことが、評価基準に従わないものであるとはいえない。

②　奥行距離の補正が、評価基準に従わないとはいえない。また不整形地補正の必要はない。

③　一連の補正を、不合理と窺わせる事情は認められない。

④　今回の審査委員会の手続き等により、直ちに違法になるものではない。

(2) 家屋評価関係

①　評価基準を受け本件建物の固定資産を評価したことが認められるため適法である。

②　今回の審査委員会の手続き等により、直ちに違法になるものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地および家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 913

徳島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 10 月 16 日（高松高裁）

2　裁判所名及び事件番号　高松高裁　平成 11 年（行コ）第 25 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　徳島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月 17 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年　8 月 12 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 11 月 13 日	徳島地裁へ審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年 10 月 29 日	徳島地裁判決（勝訴）
平成 11 年 11 月 10 日	高松高裁へ控訴
平成 12 年 10 月 16 日	高松高裁判決（勝訴）

6　争点

(1) 土地評価全般について

(2) 家屋評価全般について

7　控訴人の主張

(1) 土地評価関係

①　市街地宅地評価法の適用は誤りで、また地区区分、標準宅地等の選定、価格等が適当でない。

②　奥行価格補正の測定の錯誤及び、不整形地補正の適用をするべきである。

③　忌み施設や高速道路の近接など、環境に対する補正が適切に行われていない。

④　審査委員会の手続き等に不備がある。

(2) 家屋評価関係

①　制度上、需給事情補正の市場性を反映させないのは、需給事情補正を限定した依命通達自体が地方税法及び、評価基準に反し違法である。

②　登記簿上、昭和 55 年建築とされているのに、市は昭和 56 年に建築されたとして、経年減点補正を適用しており、評価基準に従っていない。

③　家屋の耐用年数を 60 年とし、その残価率を 2 割とするのは、社会一般の実情に合わず不合理であり、地方税法の求める正常取引価格とはいえない。

④　審査委員会の手続き等に不備があり、適当でない。

8　被控訴人の主張

(1) 土地評価関係

①　市街地宅地評価法の適用を確認した上で審査したものであり、妥当である。

②　市町村長の裁量権の範囲内であり、著しい不合理性は認められない。

③　評価基準の基づく適法な補正であり、違法性はない。

④　審査委員会の手続き等に、不備はなく妥当である。

(2) 家屋評価関係

①　家屋の評価は、再建築費評点数及び消耗状況補正により求めた価格であり、これは正常な条件下における取引価格に性格を有し、地方税法に違反しない。また需給事情補正について、時価性は再建築費の算出時点で考慮されているので、必要はない。

②　県の調査に基づく家屋補充台帳では、昭和 56 年新築と認定されており、家屋がその用に供される状態になった時点で新築と評価するため、違法性はない。

③　審査委員会の手続き等に、不備はなく妥当である。

9　判決の要旨

(1) 土地評価関係

①　評価方法の判断は、市町村長の合理的裁量に委ねられており、市街地宅地評価法を適用したことが、評価基準に従わないものであるとはいえない。

②　一連の選定を、不合理と窺わせる事情は認められない。

③　今回の補正が、評価基準に従わないとはいえない。また不整形地補正の必要はない。

④　今回の審査委員会の手続き等により、直ちに違法になるものではない。

(2) 家屋評価関係

①　依命通達が、評価基準を受けて需給事情補正を限定しており、かつ評価基準及び依命通達が、適正な時価を課税標準とする地方税法に違反するとはいえない。

②　新築年月が 2〜3 ヶ月の相違の上、平成 9 年度の賦課期日から概ね 16 年 2 ヶ月経過しており、16 年の補正係数を適用したことが、評価の誤りであるとはいえない。

③　今回の審査委員会の手続き等により、直ちに違法になるものではない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地および家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 914

徳島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 27 日（最高裁不受理）

2　裁判所名及び事件番号　最高裁　平成 13 年（行ヒ）第 5 号

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　徳島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 5 月 17 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 9 年 8 月 12 日	審査委員会による棄却の決定
平成 9 年 11 月 13 日	徳島地裁へ審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年 10 月 29 日	徳島地裁判決（勝訴）
平成 11 年 11 月 10 日	高松高裁へ控訴
平成 12 年 10 月 16 日	高松高裁判決（勝訴）
平成 12 年 10 月 30 日	最高裁へ上告
平成 13 年 4 月 27 日	最高裁が上告審として不受理

6　争点

(1) 土地評価全般について

(2) 家屋評価全般について

7　上告人の主張

上告申し立ての受理

8　被上告人の主張

（なし）

9　判決の要旨

本件を上告審として受理しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地および家屋

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 915

徳島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 7 月 6 日（徳島地裁）

2　裁判所名及び事件番号　徳島地裁　平成 12 年（行ウ）第 18 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　徳島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年 4 月 19 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 12 年 5 月 24 日	審査委員会による棄却の決定
平成 12 年 8 月 23 日	徳島地裁へ審査決定取消訴訟提訴
平成 13 年 7 月 6 日	徳島地裁判決（勝訴）
平成 13 年 7 月 19 日	高松高裁へ控訴

6　争点

土地評価額の適法性について

7　原告（控訴人、上告人）の主張

① 評価額が著しく高額である。

② 住宅が建築できる道路に接していない。

③ 都市計画法における住居地域にもかかわらず、住居が建たない地域として放置している。

④ 駐車場設備を整備しても、採算がとれない。

⑤ 比準地の評価が実体とかけ離れている。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

① 評価額は、妥当である。

② 評価額は、宅地の売買実例価額を基に、価格の 7 割を目途に計算されており、不合理性もなく妥当である。

③ 評価庁が、利用状況の不便さに対しては、路線価に格差率をつけてあり、かつ不整形地補正（0.8）を乗じて計算しており、本委員会は妥当であると判断した。

④ 固定資産税は、資産価値に着目して課税される税であり、採算性は問わない。

9　判決の要旨

① 市道に接していないという利用状況の不便さを考慮して、標準地価格から 27%減額した路線価としていることが、認められる。

② さらに時点修正率、奥行補正率、不整形地補正率を適用しており、固定資産評価基準に従った評価がなされていることが認められ、評価方法は合理的なものであり、適正な時価であると認められる。

③ 原告の本訴請求は、いずれも理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 916

丸亀市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 13 年 5 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号　高松地裁・平成 12 年(行ウ)第 8 号

3　原告　[redacted]

4　被告　丸亀市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 12 年　4 月 12 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 12 年　5 月 24 日　審査委員会による棄却の決定

平成 12 年　8 月 25 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

(1) 土地の評価の不当性

画地認定の方法について

(2) 土地の評価の不当性

宅地としての認定について

都市計画道路予定地であることによる減価について

不整形地補正について

7　原告の主張

(1) 2 筆の本件土地と隣接する土地については、区別して利用されており、所有者も異なるので各土地ごとに評価すべきである。

(2) 開発許可申請の際、宅地として認められなかった土地が、評価の際に宅地として認定されたのは不当である。

都市計画道路予定地であることにより減価の補正をしていない評価及び不整形地補正をしない評価は不当である。

8　被告の主張

(1) 固定資産評価基準による、現実に一体的に利用されている別人所有の土地は 1 画地として認定して差し支えない。

(2) 固定資産の評価は、現実の利用状況に即して評価基準に従い客観的に行われるべきもので開発許可申請の経緯の事情は考慮されるべきものでなく、宅地認定は正当である。

対象地は都市計画道路予定地であるが、価格事情への影響が著しく、評価の結果に著しい不均衡を生ずる場合に当たらない。また、住宅用地としては適正規模の略矩形地であり、何ら利用効率の低下は認められず、不整形地補正は不要である。

9　判決の要旨

(1) 画地認定の方法について

2 筆の土地を同一画地とした上で、同一単価で評価したことは評価基準に照らして相当である。

(2) 宅地としての認定について

将来、都市計画道路用地として指定される予定があるとしても、当該土地の現況が宅地である以上、課税上は宅地として認定せざるを得ない。また、実際に宅地として売却できる土地であるかどうかを確認した上でないと宅地として認定できないとすれば、課税業務に著しい負担を課すことになり、相当でない。よって、同土地を宅地として認定した評価は著しく不相当であるとはいえない。

(3) 都市計画道路予定地であることによる減価について

評価基準によると、その状況に応じて必要があるときは、所要の補正をすべき旨が規定されており、また自治省通達で「その価格事情に特に著しい影響が認められるときに限って、減価補正ができる。」こととされているが、本件土地を減価補正をしなかった評価は評価基準の解釈として著しく妥当性を欠くとまではいえない。

(4) 不整形地補正について

対象土地は、画地の全面積が間口の両端を通る平行線内に入る状態にあることが認められ、また、土地の利用効率の減少も認められないので、同土地を整形地とした評価は不当であるとはいえない。

以上により、原告の被告に対する請求はいずれも理由がないのでこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 12 年度

判番 917

平成 10、11 年度固定資産税課税処分取消等請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 7 月 3 日

2　裁判所名及び事件番号　　高松地裁・平成 11 年(行ウ)第 6 号

3　原告　　[redacted]

4　被告　　丸亀市長　片山圭之

5　経過

平成 11 年　7 月　5 日　　丸亀市長へ異議申立書提出

平成 11 年　7 月 23 日　　丸亀市長による棄却の決定

平成 11 年　8 月　2 日　　課税処分取消訴訟提訴

6　争点

(1) 土地及び家屋（丸亀市[redacted]）の平成 10、11 年度の課税処分の取消について

7　原告の主張

(1) 本物件は、原告の解散時には類似の団体又は公共団体に無償寄附されるものなので、原告は事実上、所有権を有していない。

(2) 原告は社会福祉事業法の許可を受けており、本物件は身体障害者更正援護施設の用に供する固定資産であるので、地方税法に規定される非課税物件に当たる。

(3) 本物件は、長期にわたり固定資産税の課税対象とされていない。これは本物件がもともと非課税物件だからである。

8　被告の主張

(1) 原告の主張のうち、平成 10 年度の固定資産税課税処分については、地方税法に規定する事前の不服審査請求が行われていない。従って却下すべきものである。

(2) 平成 11 年度の固定資産課税処分は適法である。

判決の要旨

(1) 平成 10 年度の固定資産税課税処分については、原告から丸亀市長に対して異議申立て手続きが行われておらず、原告の訴えは不適法なもので却下を免れない。

平成 11 年度の固定資産税課税処分について、

(1) 本件固定資産は平成 11 年 1 月 1 日時点の課税台帳に原告が所有する固定資産として記載されている。

(2) 原告は平成 11 年度の固定資産税課税処分に対し、固定資産税の減免を受けるべきであることを理由に異議申立てをしていることから、本件を非課税とする旨の合意ができていたとは認められない。

(3) 原告は被告に対して非課税申告書を提出しておらず、手続規定から判断しても非課税物件とは認められない。

(4) 地方税法の規定によれば、固定資産が非課税となるべき目的以外の目的に使用される場合には課税となる。本物件は、「[redacted]・保険代理店」や「[redacted]取次事務局」の看板が掲げられており、商法でいう取次業務の事務所として利用に供されているものと推認される。従って本物件は、身体障害者の更正援護の用に供していたものとは認められない。

以上により、被告の原告に対する平成 11 年度の固定資産税賦課処分は適法であり、原告の請求には理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

新居浜市固定資産評価審査委員会決定課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 4 月 7 日

2　裁判所名及び事件番号　松山地裁・平成 10 年（行ウ）第 7 号
高松高裁・平成 11 年（行コ）第 16 号
最 高 裁・平成 12 年（行ツ）第 32 号
平成 12 年（行ヒ）第 41 号

3　原告（控訴人、上告人）　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　新居浜市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年 3 月 23 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年 5 月 18 日	審査委員会による却下の決定
平成 10 年 7 月 24 日	課税処分取消請求事件提訴
平成 11 年 6 月 18 日	松山地方裁判所民事第二部　請求却下
平成 11 年 6 月 29 日	原告　控訴
平成 11 年 11 月 18 日	高松高等裁判所第 2 部　控訴棄却
平成 11 年 12 月 1 日	控訴人　上告提起
平成 12 年 4 月 7 日	最高裁判所第二小法廷　上告棄却

6　争点

原告の主張する本件各土地の固定資産課税評価額に関する不服事由は、地方税法 432 条 1 項ただし書の除外事由に該当するといえるか否か。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

被告は地方税法第 411 条 2 項の規定によって審査請求ができないといっているが、同法 349 条の適用を受ける事件である。その理由は、次のとおりである。

①　建築できない土地であることは誰もが認めている。

②　開発中の物件であり、原告は被告の許認可をとっている。

③　当地域の建築できる標準基準位置と同じ評価して過去の被告の固定資産評価委員会の決定を無視している。

④　被告は過去のいきさつに注意を払わず、標準評価をするのは大きな錯誤がある。

⑤　原告は民法 34 条法人の社員（会員）として宅地建物取引業を営んでおり当物件は未完成商品である。

⑥　新居浜市の教育委員会の紹介により治良丸少年スポーツクラブのバスケットコート練習場として、無料で最近まで使用賃借を交わしていた。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

(1) 被告が原告からの審査申出（以下この申出を本件審査申出という）を却下したのは、地方税法第 433 条 7 項によって準用される行政不服審査法第 40 条 1 項に基づき、本件審査申出が不適法であると判断したからである。

(2) 不適法と判断した理由

①　本件審査申出は、地方税法第 432 条第 1 項主文により、固定資産の課税標準額の定めに不服あるとして、固定資産税の納税者により、審査申出がなされたものである。

②　しかし、上審査申出は、上同法第 432 条 1 項但書により、当該固定資産の内、地方税法第 411 条 2 項の規定によって、土地課税台帳等に登録されたものとみなされる土地の価格については、同法 349 条第 2 項に掲げる事情があるため、同法 349 条第 2 項但書、第 3 項但書、第 5 項但書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いて、審査の申出をすることができないとされている。

③　本件審査申出において問題とされている各土地（以下本件各土地という）に関する基準年度は平成 9 年度になり、平成 10 年度の固定資産税の課税標準は、基準年度の価格がそのまま維持された。

④　したがって、固定資産の価格等の登録は、地方税法 411 条 2 項が適用された。

⑤　ゆえに、原告の本件審査申出は、地方税法第 432 条 1 項但書により、審査申出ができない場合に該当する。

⑥　なお、地方税法 432 条 1 項但書では、同法 349 条 2 項 1 号に掲げる事由から、同条 2 項但書、第 3 項但書、第 5 項但書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てた審査申出なら、審査の申出をすることができるが、本件審査申出の理由には、右の点がいずれも主張されていない。

9　判決の要旨

主文　本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理由　①上告について
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上告各項に規定する事由に該当しない。
②上告受理申立てについて
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項の事件に当たらない。よって、裁判官全員の一致の意見で、主文のとおり決定する。

10　公刊の有無及び判例　未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

「※　判決文の写しについては平成 12 年度調査時提出済」

判番 921

固定資産評価審査決定一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡地裁・平成 10 年（行ウ）第 34 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　福岡市固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成　6 年　5 月　2 日	審査委員会へ平成 6 年度分審査申出書提出
平成　9 年　5 月 12 日	審査委員会へ平成 9 年度分審査申出書提出（未決定）
平成 10 年　9 月 18 日	平成 6 年度分審査申出に対し審査委員会による棄却の決定
平成 10 年 12 月 18 日	審査決定（平成 9 年度分はみなし却下）一部取消訴訟提訴
平成 12 年　9 月 25 日	福岡地裁判決

6　争点

- 土地基本法 16 条に違背する違法があるか。
- 不動産鑑定評価は適正であるか
- 審査手続きの違法の有無（不動産鑑定評価に係る了知義務の程度）
- 審理不尽の違法の有無

7　原告の主張

- 7 割評価である固定資産評価と 8 割評価である相続税評価を評価割合で除した評価ベースが整合せず、土地基本法 16 条に違背する。
- 鑑定評価に際し、鑑定基準に則った的確な評価がされていない。
- 不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順・方法・根拠等を知らせる措置を講じなかった。
- 登録価格の評価について十分な審理を行っていない。

8　被告の主張

- 土地基本法 16 条との関係でその前提とする相続税評価の一般的妥当性・基準性を論証していない
- 鑑定評価ついて検証したところ適正であった。
- 市長の答弁書、鑑定評価書、担当不動産鑑定士の意見書を開示しており、不服事由の特定に十分な措置を講じている。
- 十分に審理しており、審理不尽の違法はない。

9　判決の要旨

原告の本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度及び平成 9 年度

判番 922

固定資産評価審査決定一部取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 4 月 19 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡高裁・平成 12 年（行コ）第 28 号
（原審　福岡地裁・平成 10 年（行ウ）第 34 号）

3　控訴人（原告）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人（被告）　福岡市固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成　6 年　5 月　2 日	審査委員会へ平成 6 年度分審査申出書提出
平成　9 年　5 月 12 日	審査委員会へ平成 9 年度分審査申出書提出（未決定）
平成 10 年　9 月 18 日	平成 6 年度分審査申出に対し審査委員会による棄却の決定
平成 10 年 12 月 18 日	審査決定（平成 9 年度分はみなし却下）一部取消訴訟提訴
平成 12 年　9 月 25 日	福岡地裁判決
平成 12 年 10 月 10 日	福岡高裁に控訴

6　争点

- 土地基本法 16 条に違背する違法があるか。
- 不動産鑑定評価は適正であるか
- 審査手続きの違法の有無（不動産鑑定評価に係る了知義務の程度）
- 審理不尽の違法の有無

7　控訴人（原告）の主張

- 7 割評価である固定資産評価と 8 割評価である相続税評価を評価割合で除した評価ベースが整合せず、土地基本法 16 条に違背する。
- 鑑定評価に際し、鑑定基準に則った的確な評価がされていない。
- 不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順・方法・根拠等を知らせる措置を講じなかった。
- 登録価格の評価について十分な審理を行っていない。

8　被控訴人（被告）の主張

- 土地基本法 16 条との関係でその前提とする相続税評価の一般的　妥当性・基準性を論証していない
- 鑑定評価ついて検証したところ適正であった。
- 市長の答弁書、鑑定評価書、担当不動産鑑定士の意見書を開示し　ており、不服事由の特定に十分な措置を講じている。
- 十分に審理しており、審理不尽の違法はない。

9　判決の要旨

原告の本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度及び平成 9 年度

判番 923

固定資産評価審査決定一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 9 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡地裁・平成 10 年（行ウ）第 33 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　福岡市固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成　6 年　5 月　2 日	審査委員会へ平成 6 年度分審査申出書提出
平成　9 年　5 月 12 日	審査委員会へ平成 9 年度分審査申出書提出（未決定）
平成 10 年　9 月 18 日	平成 6 年度分審査申出に対し審査委員会による棄却の決定
平成 10 年 12 月 18 日	審査決定（平成 9 年度分はみなし却下）一部取消訴訟提訴
平成 12 年　9 月　8 日	福岡地裁判決

6　争点

- 本件土地の用途地区の認定及び標準宅地の不動産鑑定評価価格が適正であったか。
- 審査手続きの違法の有無（不動産鑑定評価に係る了知義務の程度）
- 審理不尽の違法の有無

7　原告の主張

- 本件土地の用途地区区分は併用住宅地区である。鑑定評価に際し、鑑定基準に則った的確な評価が実施されていない。
- 不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順・方法・根拠等を知らせる措置を講じなかった。
- 登録価格の評価について十分な審理を行っていない。

8　被告の主張

- 本件土地の用途地区区分は中小工場地区である。鑑定評価ついても検証したところ適正であった。
- 市長の答弁書、鑑定評価書、担当不動産鑑定士の意見書を開示しており、不服事由の特定に十分な措置を講じている。
- 十分に審理しており、審理不尽の違法はない。

9　判決の要旨

原告の本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度及び平成 9 年度

判番 924

固定資産評価審査決定一部取消請求控訴事件

1　判決年月日　平成 13 年 6 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡高裁・平成 12 年（行コ）第 26 号
（原審　福岡地裁・平成 10 年（行ウ）第 33 号）

3　控訴人（原告）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人（被告）　福岡市固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成　6 年　5 月　2 日	審査委員会へ平成 6 年度分審査申出書提出
平成　9 年　5 月 12 日	審査委員会へ平成 9 年度分審査申出書提出（未決定）
平成 10 年　9 月 18 日	平成 6 年度分審査申出に対し審査委員会による棄却の決定
平成 10 年 12 月 18 日	審査決定（平成 9 年度分はみなし却下）一部取消訴訟提訴
平成 12 年　9 月　8 日	福岡地裁判決
平成 12 年　9 月 22 日	福岡高裁に控訴

6　争点

- 本件土地の用途地区の認定及び標準宅地の不動産鑑定評価価格が適正であったか。
- 審査手続きの違法の有無（不動産鑑定評価に係る了知義務の程度）
- 審理不尽の違法の有無

7　控訴人（原告）の主張

- 本件土地の用途地区区分は併用住宅地区である。鑑定評価に際し、鑑定基準に則った的確な評価が実施されていない。
- 不服事由を特定して主張するために必要と認められる合理的な範囲で評価の手順・方法・根拠等を知らせる措置を講じなかった。
- 登録価格の評価について十分な審理を行っていない。

8　被控訴人（被告）の主張

- 本件土地の用途地区区分は中小工場地区である。鑑定評価ついても検証したところ適正であった。
- 市長の答弁書、鑑定評価書、担当不動産鑑定士の意見書を開示しており、不服事由の特定に十分な措置を講じている。
- 十分に審理しており、審理不尽の違法はない。

9　判決の要旨

原告の本件請求はいずれも理由がないからこれを棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度及び平成 9 年度

判番 925

固定資産評価価格審査棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 10 月 1 日

2　裁判所名及び事件番号　　福岡地裁・平成 12 年（行ウ）第 16 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　福岡市固定資産評価審査委員会

5　経緯

平成　9 年　5 月 12 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 12 年　4 月　7 日　　審査委員会による棄却の決定

平成 12 年　5 月 29 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

・　地方税法 425 条 2 項（委員の兼職禁止）違反の有無

・　決定が不十分、不公正な審理に基づいてなされたか否か

・　本件不動産鑑定評価が評価基準に依拠してなされていたか否か

・　本件鑑定評価価格が適正な価格か否か

7　原告の主張

・　不動産鑑定士協会との委託契約は、法 425 条 2 項の「請負」に該当する。

・　標準宅地の不動産鑑定評価は不動産鑑定士協会が行っている。

・　不動産鑑定士協会は、地方税法 425 条 2 項の「主として同一の行為をする法人」に該当する。

・　不動産鑑定評価価格が不適正である。

8　被告の主張

・　標準宅地の不動産鑑定評価は、福岡市の委嘱を受けた不動産鑑定士が実施しており、協会は鑑定評価していない。契約は、事務委託　であり請負ではない。

・　仮に、請負であるとした場合でも、当該請負が鑑定士協会の業務の主要部分を占め、その重要度が審査委員会の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っていないので、協会は、法 425 条 2 項にいう「主として同一の行為を　する法人」に該当せず、違法はない。

・　課税台帳の登録価格は、評価基準に従い適正に評価されていると　認められる

9　判決の要旨

審査委員会委員が法 425 条 2 項に違反して職に就いていた状況の下で決定がなされた以上、取消しを免れない。

被告が平成 9 年度固定資産課税台帳登録価格について平成 12 年 4 月 7 日付けでした原告の審査申出を棄却する旨の決定を取り消す。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 926

大牟田市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 12 年 3 月 10 日

2　裁判所名及び事件番号　　福岡地裁・平成 9 年（行ウ）第 28 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　大牟田市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 28 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　9 年　6 月 30 日　　審査委員会による棄却の決定

平成　9 年　9 月 26 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　固定資産評価審査委員会の審査手続に、違法性がなかったか。

②　固定資産の評価替えにおける価格決定は、適正であったか。

7　原告の主張

①　被告は、具体的な評価基準を明らかにしていない。また審査の内容も公開手続により、公平を期せなければならないが、これを十分履行されていない。

②　建物の評価額は裁判所が決定した額（競落額）を基準として、一定の償却率を乗じて求めた額とすべき。

8　被告の主張

①　被告委員会は、原告及び家屋部会委員全員が出席して、現地調査及び口頭審理手続を行い、原告の口頭による陳述を十分聴取した。

②　固定資産の価格は、地方税法第 403 条第 1 項の規定により、同法第 388 条第 1 項の固定資産評価基準によって決定しなければならない。

9　判決の要旨

①　審査申出制度は、あくまでも簡易迅速に納税者の権利救済を図ることを目的とする行政救済手続の一環をなすものであり、民事訴訟におけるような厳格な方式までは要請されていないと解されるのであり、口頭審理が、実地調査などと並行して行われても、差し支えないというべきである。しかし認定事実によれば、平成 9 年 6 月 18 日における原告代表者と被告委員ら及び大牟田市職員らとのやり取りは、具体的な説明がされたというような口頭審理の実質を備えていたものとは認めることができない。したがって本審理手続は違法であるといわなければならず、本手続に基づいてされた被告の決定も違法であり、取り消されるべきである。

②　基準年度における本件標準家屋と本件家屋は、構造、種別、規模等の点で同一の区分に属するものと認められ、これを適正と認めた被告の決定になんら不当な点はない。大牟田市の上昇率の算定は、評価基準に従って行われたものであると認められ、これを適正と認めた被告の決定に不当な点はない

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 927

久留米市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 11 年 11 月 15 日

2　裁判所名及び事件番号簿　平成 11 年（行ウ）第 4 号

3　原告　[redacted]

4　被告　久留米市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年 11 月　2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年 11 月 26 日　審査委員会による棄却の決定

平成 11 年　3 月　3 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

本件土地と本件隣接地とが一画地であるとして本件土地の平成 10 年度の固定資産評価額を決定したことは違法か否か

7　原告の主張

①　本件土地は、平成 9 年 3 月 1 日、期間を同年 5 月 1 日から 5 年間、駐車場として福岡[redacted]に賃貸されたものである。

②　本件契約時までは、本件土地と本件隣接地との間に、ブロックが設置され、自由な通行はできなかったところ、[redacted]石油は、現況のまま賃借する旨の本件契約の約定に反し、ブロックを撤去して、本件土地と本件隣接地とを一体の土地として利用しはじめた。

③　久留米市長による本件土地の固定資産評価は、①及び②の事情を考慮せず、外観上本件土地が本件隣接地と一体として利用されているということを根拠に、本件土地を 263,023,320 円と評価した違法がある。

8　被告の主張

①　固定資産評価基準によれば、固定資産評価に当たっては、自己利用しているか借地であるかにかかわらず、一体的に利用されている土地を一区画と認定して評価すべきものとされており、地目についても土地登記簿と現況が異なる場合は現況によって認定するものとされている。

②　本件土地は、平成 10 年 1 月 1 日現在、店舗の駐車場として、本件隣接地と一体的に利用されていた。

③　固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する 1 月 1 日であると定められている。また、固定資産評価は、現実の利用状況を重視して評価すべきものであって、私人間の合意で任意に定め得る賃貸借契約における条項等当該土地に設定された内容まで具体的に考慮しなければならないものではない。

9　判決の要旨

①　評価基準は、自己利用しているか借地であるかにかかわらず、一体的に利用されている土地を一区画と認定して評価すべき趣旨のものと解される。

本件についてみると、本件土地と本件隣接地は、平成 10 年 1 月 1 日当時、その利用状況からみて一体であり、一画地をなしていたと認められる。

②　本件契約内容に照らすと、賃借人が本件ブロックを撤去することを禁ずる趣旨を含むとは認めがたい。また、本件契約期間が 5 年であること、契約終了後の原状回復約定の事実を考慮に入れても、一体利用ないし一画地の認定を覆すことはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度

判番 928

筑後市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 3 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡地方裁判所 ・ 平成 6 年（行ウ）第 29 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　筑後市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 4 月 27 日	審査委員会へ審査申出書の提出
平成 6 年 7 月 12 日	審査委員会による一部認容、一部棄却の決定
平成 6 年 10 月 7 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 6 年 12 月 2 日	第 1 回口頭弁論
平成 7 年 11 月 29 日	現地検証
平成 9 年 2 月 27 日	第 16 回口頭弁論（最終）

6　争点

①　地方税法第 348 条（非課税の範囲）第 2 項第 5 号の認定について

②　国土調査筆界未定土地の固定資産税評価価格の減額補正の必要性について

7　原告の主張

①”本件土地の全部または一部は旧市道及び通称稲作転換幹線道路をそれぞれ構成しており、誰もが利用できる道路の敷地として現に使用されており、少なくとも当該敷地部分については、地方税法第 348 条 2 項 5 号に言う「公共の用に供する道路」として非課税に該当する。

②”本件土地はいづれも平成 3 年度に実施された国土調査において筆界未定とされた土地であり、通常の土地に比較して売買や抵当権設定が事実上不可能である事等現実に資産価値が減少している。

8　被告の主張

①”本件土地の一部は稲作転換幹線道路の一部であるが、原告が平成 3 年の国土調査の際境界立会いを拒否したため、その位置、面積の特定が困難である。

また、稲作転換道路は昭和 47 年度稲作転換特別簡易土地改良事業において、原告が代表者を務める土地改良事業施行体が築造した農道であり、特定人が特定の用に供する目的で設置した農道であり、現況も広く不特定多数の住民が利用する道路とは認められない。

②”全部が稲作転換道路の敷地に供される土地については、特定の居住者が利用する私道であるため「雑種地」と地目認定し、筑後市の私道評価における内規に沿って 6 分の 1 評価へ減額してきた。

また、一部が稲作転換道路の敷地であると思われる土地については、原告が国土調査に際し、境界立会いを拒否したため、その位置、面積等が特定できないため 1 筆全体を宅地として評価せざるを得ない。

9　判決の要旨

①”本件、稲作転換道路の一部は、以下の理由により法 348 条 2 項 5 号の「公共の用に供する道路」と認定し、非課税に該当とする。

ア．当該道路は国道と市道に直接接続している。

イ．通行に際し、物理的な障害が無く、平成 6 年時点では現実的には不特定の住民、車両が通行している状況である。

ウ．本件稲作転換道路は、原告個人の私費によって築造されたものではなく、事業費の大部分が県補助金でまかなわれていることを考えると、公共の用に供される道路ではないとは言い難い。

エ．裁判の証拠調べ等において、これまで通行を妨害したのは事業に非協力的であった特定の人（筑後市を含む）に限られており、一般的に本件道路通行を妨害したものとは認められない。

②”国土調査筆界未定土地の固定資産税評価については、評価基準において特に明示されていない事、筆界未定地であることは土地の所在や公共施設との近接性等の地理的条件や社会的条件とは異なり、 主として隣接所有者との関係という主観的事情により生じるものであるから、土地評価に考慮することは納税者間に不公平を発生させる恐れがあることを考えると、評価基準が宅地評価において対象となる土地が筆界未定地であるかどうかを考慮すべきこととしているとは解されない。

10　公刊の有無及び凡例評釈

未公刊

11　固定資産の区分

土　地（単　独）

12　本事件における評価年度

平　成　6　年　度

判番 929

固定資産税の課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 7 年 9 月 8 日

2　裁判所名及び事件番号　　福岡地裁・平成 6 年（行ウ）第 34 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　中間市長　藤田　満州雄

5　経過

平成 6 年　6 月 24 日　　中間市長へ平成 6 年度固定資産税の賦課決定処分について異議申立て

平成 6 年　8 月　2 日　　中間市長による異議申立て棄却

平成 6 年 10 月 31 日　　福岡地方裁判所へ提訴

平成 7 年　9 月　8 日　　福岡地方裁判所第三民事部による棄却の判決

6　争点

①　本件土地は、河川法 6 条 1 項 3 号によって河川区域に指定されている原告所有の堤外の土地（いわゆる堤外民地）が、非課税の固定資産とされている地方税法 348 条 2 項所定の「公共の用に供する固定資産」に該当するか否か。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　本件土地は、地方税法 348 条 2 項 1 号に規定する「公共の用に供する固定資産」に該当する非課税とされる固定資産であるため、本件土地に対する固定資産税の賦課決定処分の取消しを求める。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件土地は、課税対象物件であり、本件土地に対する固定資産税の賦課決定は適法である。

9　判決の要旨

①　地方税法 348 条 2 項 1 号にいう「公共の用に供する」とは、国又は地方公共団体等が固定資産を公共の用に供することによって、その所有者による使用収益の可能性がない状態にあることをいうと解した上で、堤外民地においては、河川法 24 条ないし 27 条により河川区域内の土地として公共の用に供されている一面があることは否定できないが、他方、堤外民地であってもその制限された範囲内において、その所有者がこれを自由に使用収益し得るから、そこには資産価値が認められ、担税力を認め得るから、原告の土地が堤外民地であるとの理由のみをもって同号の「公共の用に供する固定資産」に該当すると認めることはできないとした。そして、具体的に原告所有の堤外民地は、県道とほぼ同じ高さの更地であり、周辺の類似の土地には果樹畑や廃品置場等に使用されている土地も存在するから、原告所有の堤外民地も使用収益の可能性があり、資産価値が認められるとの理由で同号の「公共の用に供する固定資産」には該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報 1572 号 48 頁、判例タイムズ 916 号 110 頁

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 930

固定資産税の課税処分取消請求控訴事件

1　判決年月日　　平成 8 年 3 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　　福岡高裁･平成 7 年（行コ）第 12 号

福岡地裁･平成 6 年（行ウ）第 34 号

3　控訴人（原告、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人（被告、被上告人）　　中間市長　藤田　満州雄

5　経過

平成 6 年　6 月 24 日　　中間市長へ平成 6 年度固定資産税の賦課決定処分について異議申立て

平成 6 年　8 月　2 日　　中間市長による異議申立て棄却

平成 6 年 10 月 31 日　　福岡地方裁判所へ提訴

平成 7 年　9 月　8 日　　福岡地方裁判所第三民事部による棄却の判決

平成 7 年　9 月 19 日　　福岡高等裁判所へ控訴

平成 8 年　3 月 25 日　　福岡高等裁判所第二民事部による控訴棄却の判決

6　争点

①　本件土地は、河川法 6 条 1 項 3 号によって河川区域に指定されている原告所有の堤外の土地（いわゆる堤外民地）が、非課税の固定資産とされている地方税法 348 条 2 項所定の「公共の用に供する固定資産」に該当するか否か。

7　控訴人（原告、上告人）の主張

①　本件土地は、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に規定する「公共の用に供する固定資産」に該当する非課税とされる固定資産であるため、本件土地に対する固定資産税の賦課決定処分の取消しを求める。

8　被控訴人（被告、被上告人）の主張

①　本件土地は、課税対象物件であり、本件土地に対する固定資産税の賦課決定は適法である。

9　判決の要旨

①　地方税法 348 条 2 項 1 号にいう「国が公用又は公共の用に供する固定資産」とは、「国が直接具体的に公用に使用し又は公共の用に提供している固定資産」をいい、国が一定の行政目的を達成するため法律上私人の財産に対して公用制限を課している場合におけるその対象たる固定資産を含まない。

10　公刊の有無及び判例評釈

判例時報　1572 号 49 頁、判例タイムズ 916 号 111 頁

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 931

固定資産税課税定処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 5 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　　福岡地裁･平成 7 年（行ウ）第 15 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　中間市長　藤田　満州雄

5　経過

平成 7 年　5 月 19 日　　中間市長へ平成 7 年度固定資産税の賦課決定処分について異議申立て

平成 7 年　6 月 16 日　　中間市長による異議申立て棄却

平成 7 年　8 月　1 日　　福岡地方裁判所へ提訴

平成 8 年　5 月 27 日　　福岡地方裁判所第六民事部による棄却の判決

6　争点

①　本件土地は、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に規定する「公共の用に供する固定資産」に該当するか否か。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　本件土地は、地方税法第 348 条第 2 項第 1 号に規定する「公共の用に供する固定資産」に該当する非課税とされる固定資産であるため、本件土地に対する固定資産税の賦課決定処分の取消しを求める。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件土地は、課税対象物件であり、本件土地に対する固定資産税の賦課決定は適法である。

9　判決の要旨

①　地方税法 348 条 2 項 1 号にいう固定資産とは、国等が直接具体的に公用に使用し、または公共の用に提供している固定資産をいい、国等が一定の行政目的を達成するために法律上私人の財産に対して公用制限を課している固定資産を含まない。

②　本件土地は、河川法上、一定の使用制限が課せられているが、その制限のもとで一定の使用が可能であるから、本件土地は、国等が直接具体的に公用に使用し、または公共の用に提供している固定資産に該当することはできず、同号にいう固定資産には該当しない。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分

12　本事件における評価年度

判番 932

筑紫野市国定資産評価審査決定取消清求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 3 月 28 日

2　裁判所名及び事件番号　　福岡地裁　（平成 6 年（行ウ）第 22 号）

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　　筑紫野市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　6 年　4 月 25 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成　6 年　6 月　2 日　　審査委員会による牽却の決定

平成　6 年　7 月 29 日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

(1) 本件評価は、地方税法が固定資産税評価基準につき採用している時価主義に違反する違法なものか否か。

(2) 隣接地を一画地と認定したことは違法であるか否か。

(3) 本件評価は、固定資産税評価額と相続税評価額との均衡を失し、違法であるか否か。

7. 原告の主張

(1) 固定資産の価格とは、「適正な時価」をいうところ（地方税法第 341 条第 5 号)、「適正な時価」とは、正常な条件のもとに成立する取引価格・客観的価格を指すものであって、本件各土地の評価額が適正な時価といえないことは明らかである。

(2) 本件画地認定は、本来原則とされている、一画地は 1 筆の宅地によるという個別評価を省略したものであって、かかる省略は、個別評価を困難にする事情の如何にかかわらず許されない。

・　固定資産評価額を「適正な時価」と認定するためには、収益状況をも勘酌されなければならないところ、本件画地認定において一画地と認定された本件各土地と Y 所有地及び N 所有地とでは賃料単価が異なっており、また、本件画地認定の結果、本件各土地の評価額が高騰し、国道 3 号線に接する土地を含む Y 所有地の評価額が逆に下がるという不合理が生じている。

　また、画地認定の際に考慮される「利用状況」の要素として、異筆上にまたがる建物の存在が挙げられているが、本件土地②及び③並びに N 所有地には本件店舗はまたがっていない。

・　相続税評価においても、財産評価基本通達第 2 章第 2 節 10 に「画地の認定」に相当する定めが存するところ、相続税評価においては、本件各土地と他の土地とを切り離した評価を認め、他方、固定資産税評価においては、本件各土地を含む全体を一体として評価しているのは矛盾である。

(3) 固定資産税評価額は地価公示価格の 7 剖を目標とするものとされ、相続税評価額は地価公示価格の 8 割を目標とするものとされている（相続税法 22 条、財産評価基本通達）ところ、本件各土地については、相続税価額より国定資産税評価額の方か著しく高くなっており、この結果は、地方税法・固定資産評価基準、相続税法・財産評価基本通達、地価公示法、土地基本法に違反する。

・　被告は、原告らの主張する固定資産税評価額と相続税評価額との矛盾、不動産取得税、登録

免許税などへの影響等に関して、本件決定理由中において、「審査事項にはなじまない」としているが、その理由の説明がなく、これは、納税者に対する適切な回答を殊更拒絶するものである。

(4) 筑紫野市長及び被告は、本件標準宅地の鑑定評価価格を金 17 万 1000 円としており、これほ、平成 4 年 7 月 1 日時点の鑑定評価価格金 17 万 5000 円を時点修正した平成 5 年 1 月 1 日時点の価格金 17 万 975 円の 1,000 円未満の金額を切り上げたものであるとしているが、右切り上げについて説明や根拠か示されていない。

・　地価公示によれば、本件標準宅地については「水道」がある旨表示され、評価に際して判断材料となっているところ、右土地には管路ほない。

・　固定資産税においては、納税者に対し、評価について合理的な説明をすべき義務が　あるところ、筑紫野市及び被告の姿勢は右とかけ離れたものである。

8　被告の主張

(1) 地方税法第 341 条 5 号に規定する「適正な時価」とは、固定資産評価基準によって求められた価格のことであり、本件評価は、固定資産評価基準に従い行われたものである。

(2) 本件各土地は、その利用状況によって、一体をなしていると認められる範囲を一画地とするとの例外規定（画地認定ただし書き）に該当する場合であり、個別に評価することは許されない。

・　本件店舗は、宅地の筆界、所有者に関係なく 2 筆の宅地にわたって存在しており、駐車場も、同様に、筆界、所有者に関係なく連続して舗装されているのであって、本件各土地を含む全 7 筆の土地は、本件店舗の敷地及び駐車場として一体利用がされていると認められる。

・　財産評価基本通達の規定については、一画地の宅地の認定を、借主による場合と貸主による場合とで区別する解釈がとられており、筑紫税務署長が、本件各土地の相続税申告時に、貸主側の評価として、他の土地と区分して評価したことは財産評価基本通達に基づくものであり、他方、固定資産税評価において、筑紫野市長が、本件各土地を含む全 7 筆の土地を一画地と認定したことは、固定資産評価基準に基づくものであり、いずれも適正な評価である。

(3) 相続税における財産評価の価格と地方税法で規定する固定資産の価格とは、時価という点では同じであるが、価格網調整基準日が異なっており、価格に関する規定が全く同じというわけではなく、画地の認定の規定も異なるのであって、原告らの主張する結果は、本件評価が固定資産評価基準の画地認定ただし書きの規定が認めている方法に基づいてなされたことによるものである。

・　固定資産評価審査委員会が審査決定できるのは、固定資産課税台帳に登録された事項のみである（地方税法第 423 条）から、被告が、原告らの主張する相続税評価額と固定資産挽評価額との矛盾、不動産取得税、登録免許税などへの影響等について審査しないのは当然である。

9　判決の要旨

争点 1

(1) 固定資産税における課税標準となる固定資産の価格とは、地方税法 341 条 5 号によれば、「適正な時価をいう」ものと規定されており、同法 403 条 1 項は、市町村長は、同法 388 条 1 項により自治大臣が定めた評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならない旨規定しているところ、右規定に基づいて定められたのが固定資産評価基準であり、したがって、固定資産評価基準は、同法の規定に従い、国定資産の価格（すなわち適正な時価）を算定する基準・方法等を定めたものというべきであるから、固定資産の価格の決定は、それが、固定資産評価基準に従い、かつ、その適正な運用のもとになされたものである限り、仮に、それによって算出された価格が、現実に当該固定資産が売買される際の代金額と一致していないとしても、適法なものというべきである。

(2) したがって、原告らの主張が、固定資産評価基準に従い、かつ、その適正な運用によって得られた評価額であっても、現実の売買価格と一致しなければ、時価主義に反するというものであるとすれば、右主張は採用することができないし、原告らの主張が、本件評価決定に当たり、固定資産評価基準が適性に運用、適用されていないというものであるとすれば、争点 2 以下において、その点についての検討を行うこととする。

争点 2

(1) 原告らは、本件画地認定は、本来が原則とされている個別評価を省略したものであって、かかる省略は、事情の如何にかかわらず許されないと主張するので、まず、この点につき検討する。

①　固定資産評価基準は、「各蕃の宅地の評点数は、一画地の宅地ごとに画地計算法を適用して求めるものとする。この場合において、一画地は、原則として、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された 1 筆の宅地によるものとする。

ただし、1 筆の宅地又は隣接する 2 筆以上の宅地について、その形状、利用状況等から見て、これを一体をなしていると認められる部分に区分し、又はこれらを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地ごとに一画地と認定する。」旨規定している（別表第 3（画地計算法）2）ところ、右規定は、一筆の宅地を一画地として認定し評価することを原則とするが、右本来の方法による例外として、その地形及び実際の利用状況等からみて一体をなしていると認められる宅地について評価の均衡上必要があるときは、筆界の如何にかかわらずその一体をなすと認められる範囲をもって一画地とするべきことを定めたものと解されるから、画地認定が適正なものであるか否かは、当該宅地の具体的状況に照らして判断されるべき事柄であり、画地認定につき、個別評価を省略することは事情の如何にかかわらず許されないとする解釈はとり得ないというべきである。

②　よって、原告らのこの点に関する主張は、採用できない。

(2) 次に、原告らは、画地認定に際しては収益状況をも斟酌されなければならないところ、本件画地認定において一画地と認定された本件各土地と Y 所有地及び N 所有地とでは賃料単価が異なっており、また、本件画地認定の結果、本件各土地の評価額が高騰し、国道 3 号線に接する土地を含む Y の所有地の評価額が逆に下がるという不合理が生じているとして、本件画地認定の過誤を主張するので、この点につき検討する。

①　証拠（甲第 18 号証、第 27 号証の 1 ないし 5、乙第 4 号証の 3、証人 K、原告 H）によれば、

前記ヒライとの各賃貸借契約においては、本件各土地等（本件店舗とその敷地数及び駐車場）の賃料は1坪当たり金800円とされ、同じくN所有地（駐車場）は1坪当たり金650円とされていること、Y所有地については、本件店舗及び敷地の賃料としては1坪当たり金4,500円であり、駐車場の賃料としては1坪当たり金1,000円であること、本件画地のうち、主要街路である国道3号線に直接接しているのはY所有地のうちの275番の1の土地のみであること、本件各土地が直接接しているのは、金6万400円の路線価が付設されたことが認められ、右各事実に照らせば、本件画地認定がなされず、本件各土地及びYの所有地（特に275番の1の土地）が個別に評価されていれば、本件各土地については、金6万400円の路線価に基づいて評価額が算出される結果、本件評価におけるより評価額は低下し、Yの所有地（特に275番の1の土地）については、本件評価の場合に比べ奥行逓減補正率が変化する結果、本件評価におけるより評価額は上昇する可能性が存する事が推認できる。

② しかし、画地認定ただし書きは、前記のとおり、対象宅地の地形及び実際の利用状況等に着目して、これらからみて、一体をなしていると認められる宅地を合わせて一画地と認定すべきことを定めたものであり、本件画地については、前記のとおり、本件店舗が本件土地及びY所有地のうち276番の土地にまたがって存在しており、証拠（乙第4号証の3、証人Ｘ、原告H本人）によれば、本件画地のうち、本件店繍の敷地部分を除く部分についても、宅地の筆界、所有者に関係なく、連続して舗装され、駐車場として利用されていることか認められ、したがって、本件各土地を含む全7筆の土地は、本件店舗の敷地及び駐車場として一体利用がなされているものというべきである。

また、そもそも、原告が斟酌すべきと主張する賃貸借契約における賃料は私人間の合意で任意に定め得るものであって、直ちに客観的な基準とはなり得ないこと及び画地認定ただし書きの適用を検討するに際し、「利用状況」を考慮するに当たっては、当該宅地に設定された権利の内容までをも個別具体的に考慮しなければならないとする趣旨ではないと解されることに照らせば、本件画地認定は、画地認定ただし書きを適正に適用してなされたものというべきであり、したがって、本件画地認定の結果、本件各土地の評価額が個別評価がなされていたと仮定した場合に比して上昇し、Y所有地の評価額が、仮に、逆に低下したとしても、そのことをもって、本件画地認定が適法でないとはいえないものというべきである。

③ なお、原告らは、本件土地②及び③並びにN所有地には本件店舗かまたがっていない点をとらえて、本件画地認定の過誤を主張するが、前記②のとおり、本件　画地認定は、利用状況の一体性を判断する一要素として、本件店舗が異筆上にまたがって存在すすることを考慮したにすぎないのであるから、原告らの主張は理由がないというべきである。

④ よって、原告らのこの点に関する主張も、採用できない。

(3) 原告らは、相続税評価においては本件各土地と他の土地とを切り離した評価を認め、他方、固定資産税評価においては、本件各土地を含む全体を一体として評価しているのは矛盾である旨主張するので、この点につき検討する。

① 原告らは、財産評価基本通達にも、固定資産評価基準の「画地の認定」に相当する定め（第2章第2節10）が存在することをもって、相続税評価におけるのと固定資産税評価におけるのとで、画地認定に相違が生じたことをもって「矛盾」とするが、固定資産税と相続税ではその趣旨が異なり、かつ、前者においては賦課徴収方式が採られ、後者においては申告納税方式が採られるなど課税制度としての性質も全く異なり、さらには、両者の課税標準である評価額を決定する権限を有する者も異なる（本件においては、前者は筑紫野市長であり、後者は筑紫税務署長である。）のであるから、類似の概念規定が存在する場合にも、これを、必ず同一に解釈・適用しなければならないものではないというべきであって、相続税評価におけるのと固定資産税評価におけるのとで画地認定に相違が生したとしても、これをもって直ちに「矛盾」とし、まして、どちらかの評価の過誤であると解することはできないものというべきである。

② よって、原告らのこの点に関する主張も、採用できない。

争点3

(1) 原告らは、固定資産税評価額と相続税評価額とでは、前者が地価公示価格の7割を、後者が同じく8割を目標とするものとされているところ、本件各土地については、相続税評価額より固定資産税評価額の方が著しく高くなっており、このような結果を生じさせた本件評価は違法である旨主張するので、まず、この点につき検討する。

① 本件各土地について、固定資産評価額が金8万6498円であること、原告らの申告に基づく相続税評価額が金5万8007円であることは前記のとおりであるが、争点2の（3）①のとおり、相続鋭については、申告納税方式が採られており、相続が生じたときに、当該相続財産取得者（納税義務者）の申告により税額が確定するのを原則としているのであって、税額の基準となる評価額に関しても、相続税評価においては、当該相続財産たる宅地のみについて、第一次的に申告者において行う評価を、誤りを認めた場合に、税務署長において是正するだけであるのに対して、固定資産鋭評価においては、評価額の決定は、3年に一度すべての宅地につき、宅地相互間の均衡等、全体的な観点から、徴税者（市町村長）において行うものであり、評価の主体、目的及び評価の視点が異なっているところ、本件各土地について、固定資産評価額の方が相続財産評価額より高額となったのは、本件画地認定に由来するものであることが認められるが、本件画地認定が適正なものてあることは争点2のとおりであって、本件評価の結果、相続税評価額より固定資産税評価額の方が高額となったことは、本件評価の適法性を左右するのもではない（なお、相続税評価において本件画地認定と同様の画地認定がなされなかったのは、評価の対象が本件各土地だけに限定されて、個別評価により申告が行われたことによるものと考えられる。）。

② よって、原告らのこの点に関する主張も、採用できない。

(2) 原告らは、被告が、原告らの主張する固定資産税評価額と相続税評価額との矛盾、不動産取得鋭、登録免許税などへの影響等に関して、本件決定理由中において、「審査事項にはなじまない」とし、その理由の説明をしないことをもって、本件決定に理由不備があると主張するもののよう

であるので、次に、この点につき検討するに、本件評価については、争点 1 のとおり、固定資産税評価額と相続税評価額とに「矛盾」はなく、また、固定資産評価委員会の審査決定の対象には、固定資産の評価の方法の妥当性まで含まれると解すべきことを前提としても、不動産取得税など他の税への「影響」というようなものは、そもそも、固定資産評価額の決定要素となるものではないのであるから、固定資産評価委員会の審査決定の対象ともならないことはいうまでもないのであって、原告らの主張は理由がないというべきであり、よって、原告らのこの点に関する主張も、採用できない。

争点 4

(1) 原告らは、筑紫野市長及び被告は、本件標準宅地の鑑定価格（金 17 万 1000 円）を、平成 5 年 1 月 1 日時点の鑑定価格金 17 万 975 円の 1,000 円未満の金額を切り上げたものであるとしながら、右切り上げの説明や根拠を示さないとして、本件評価及び本件決定の違法を主張するので、まず、この点につき検討する。

① 本件評価において、本件標準宅地の沿線する主要街路の路線価が、「金 17 万 1000 円」という金額を基礎として、その七割である金 11 万 9000 円と付設されたこと、右「金 17 万 1000 円」という金額が、平成 5 年 1 月 1 日時点の鑑定評価価格金 17 万 975 円の金 1,000 円未満の金額を切り上げたものと一致することは争点 2 の(1)③のとおりであるが、そもそも、固定資産の評価において、鑑定評価価格は、地価公示価格や都道府県地価調査価格とともに、宅地の「適正な時価」の評価のために活用されるものであり、本件評価においても、前記金額を路線価付設の基礎としたのは、それが平成五年度の本件標準宅地の地価公示価格と一致するものであったからでもあることに照らせば、右切り上げの措置は、路線価付設の基従となる鑑定評価価格の端数処理として、何ら問題を生じるような性質のものではなく、本件評価の違法事由と解することはできないというべきである。

② また、原告らは、被告が、前記切り上げの措置につき、説明や根拠を示さないことをもって、本件決定につき．違法性が存在すると主張するもののようであるが、右切り上げの措置が、前記①のとおり、路線価付設の基礎となる鑑定評価価格の端数処理として、何ら問題を生じる性質のものではないことに加え、被告である固定資産評価委員会に納税者に対する説明義務が認められるとしても、それは、審査決定制度の趣旨に鑑みて、納税者の不服事由に対応して、当該審査決定に至る過程の概略を理解させる程度のものであれば足りると解されることに照らせば、右切り上げ措置のような固定資産評価額算出における計算上の端数処理についての説明をすることまで要求されていると解することはできないというべきであり、かかる説明をしなかったからといって、本件決定に、違法性が存在するとはいえない。

③ よって、原告らのこの点に関する主張も、採用できない。

(2) 次に、原告らは、地価公示によれば、本件標準宅地につき「水道」がある旨表示され、評価に際して判断材料となっているが、右土地には管路はないとして、本件評価及び本件決定の違法を主張するので、この点につき検討する。

① 証拠（甲第 17 号証、乙第 2 号証の 1、2、証人Ｘ）によれば、平成 4 年度及び同 5 年度の地価公示の本件標準宅地の欄には「水道」の記載があること、右土地には実際には管路はないこと、本件評価の過程における標準宅地の調査では、実際に管路があるか否かについての確認はなされていないこと、水道管（水道施設）の有無によって宅地の評価が変わる可能他はあることが認められるが、他方、証拠（乙第 7 号証の 1、ないし 4、弁論の全趣旨）によれば、地価公示は、地価公示法 12 条に基づき設置されている土地鑑定委員会により所掌されているところ、土地鑑定委員会は、地価公示にかかる評価に関し、「標準地の鑑定評価要領」を決定し、そこで、地価公示にかかる標準地の鑑定評価書の様式及び記載方法についても定めており、標準地についての水道の整備の状況については、水道法の規定による水道事業又は専用水道により標準地に給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合（引込距離約 50 メートル以内）には、鑑定評価書の該当欄に「水道」と記載することとされており、本件標準宅地については、50 メートル以内の地点に筑紫野市水道局が敷設した配水管が埋設されていることが認められ、右事実に照らせば、平成 4 年度及び同 5 年度の地価公示の本件標準宅地の欄の「水道」の記載は、右配水管との距離を踏まえて、「標準地の鑑定評価要領」に従ってなされたものと推認できる。この点について、原告らは、右配水管が埋設されている地点と本件標準宅地との間には、国道 3 号線が存在しているため、現実に本件標準宅地に配水管を引き込むのは不可能又は多額の費用を要する旨主張するが、固定資産税評価における宅地の評価には、大量の土地を短期間に評価しなければならないという課税技術上の制約があり、その性質上、土地の価格に影響を及ぼす全ての事項を調査しなければならないとすることは不可能であるから、前記のとおり、通達において、地価公示価格等の活用が予定されているものというべきところ、前記「標準地の鑑定評価要領」は、「水道」の欄についての記載要領を定めたものに過ぎず、実際の鑑定評価価格は、実際に対象地の状況を見分した不動産鑑定士が、その専門的知見に基づいて決定するものであり、「標準地の鑑定評価要領」に定められた鑑定評価書の記載方法の如何によって、定型的に、鑑定評価価格が変動するものではないというべきであるから、そのような地価公示価格を活用して決定された本件評価及びそれを是認した本件決定が違法性を有するとは認められない。

② よって、原告らのこの点に関する主張も、採用できない。

10 公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11 固定資産の区分　土地（単独）

12 本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 933

筑紫野市固定資産評価審査決定取消請求上告及び上告受理事件

1　決定年月日　平成 10 年 8 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡地方裁判所
平成 9 年（行ウ）第 36 号

3　原告　[redacted]

4　被告　筑紫野市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年 11 月 20 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　8 日	審査決定取消訴訟提訴

6　争点

本件標準宅地が原告の不服申立てに十分な程度に特定されているか

7　原告の主張

標準宅地の位置を特定（地番の開示）することなく行った決定は、手続き上の瑕疵があり違法である。

8　被告の主張

課税台帳の縦覧の際、市職員が自治省通達に基づき、原告に対し「標準宅地・路線図」を閲覧に供し、標準宅地の位置（図面中の黒点付近）を説明した。

9　判決の要旨

原告は、本件標準宅地の正確な地番を知ることができなくとも、本件土地の登録価格の適正さの検討が可能な程度には、本件標準宅地の位置を特定することができるものと考えられるので、違法事由を認めることはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

無し

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 934

筑紫野市固定資産評価審査決定取消請求上告及び上告受理事件

1　判 決 年 月 日　平成 11 年 7 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡高等裁判所
平成 10 年（行コ）第 31 号

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　筑紫野市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年 11 月 20 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　8 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 10 年　8 月 27 日	第一審判決
平成 10 年　9 月　3 日	第二審へ控訴

6　争点

被控訴人は、控訴人に対し、固定資産課税台帳価格に対する不服事由を特定して主張するために必要と認められる範囲で、登録価格評価の手順、方法、根拠等を知らせるべきであるところ、被控訴人がこれを履践したかどうか

7　控訴人の主張

本件土地の登録価格が高額であることを立証するため、本件標準宅地の位置の特定等を求めていたが、その最中に、委員会（被控訴人）は、一方的に審理を打ち切り、本件決定を行った。控訴人は、価格評価が的確に行われたか、その結果として登録価格が適正かどうか検討することができない。よって、このような審理手続きは、審理を全くしていないのと同様であり、公正を欠き、しかも手続き上の瑕疵が重大であるから、取り消されるべきである。

8　被控訴人の主張

控訴人は、価格については特段の主張をせず、他の事項についてのみいたずらに釈明を求めていたのであり、控訴人は地方税法が予定することとは別の意図をもって本件審査申出をしているものと考えられ、控訴人の申出は制度の濫用である。よって、審査手続きには何らの瑕疵も認められない。

また、課税台帳縦覧の際、市職員が自治省通達に基づき、控訴人に対して「標準宅地・路線図」を閲覧に供し、標準地の位置（図面中の黒点）を説明しており、位置の特定としては十分である。

9　決定の要旨

本件審査手続きは、控訴人の不服事由を主張するために必要不可欠な本件標準宅地の位置及びその数筆が開示されていない点並びに被控訴人の新たな対応を待っていた控訴人に対し何ら予告もせずに予想外の本件決定をした点において、違法というべきであり、その違法性の程度も重大なものといわざるを得ない。

10　公刊の有無及び判例評釈

無し

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 935

筑紫野市固定資産評価審査決定取消請求上告及び上告受理事件

1　決定年月日　　平成 12 年 6 月 23 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁判所　平成 11 年（行ツ）第 254 号

平成 11 年（行ヒ）第 195 号

3　上告人兼上告受理申立人　筑紫野市固定資産評価審査委員会

4　被上告人兼被上告受理申立人 [redacted]

5　経過

平成　9 年　5 月　1 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　9 年 11 月 20 日	審査委員会による棄却の決定
平成　9 年 12 月　8 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 10 年　8 月 27 日	第一審判決
平成 10 年　9 月　3 日	第二審へ控訴
平成 11 年　7 月 23 日	第二審判決
平成 11 年　8 月　5 日	筑紫野市固定資産評価審査委員会が上告
平成 12 年　6 月 23 日	最高裁判所の決定

6　争点

上告人は、被上告人に対し、固定資産課税台帳価格に対する不服事由を特定して主張するために必要と認められる範囲で、登録価格評価の手順、方法、根拠等を知らせるべきであるところ、上告人がこれを履践したかどうか

7　上告人兼上告受理申立人の主張

上告人は、標準宅地の地番を「筑紫野市大字塔原 470 番付近とし、特定の地番を開示しなかったのは、自治省税務局資産評価室長からの各都道府県税務部長等あて「平成 9 年度における路線価等の公開について」の通達「3 平成 9 年度の公開方法等」（注）書きに、標準宅地の表示については、具体的な表示は避けるものとする、との指示に従ったからである。また、上告人が平成 9 年 6 月 23 日付 9 筑税資産第 129 号で市長から提出された答弁書を被上告人兼相手方に送付しているが、添付されていた、縮尺 25000 分の 1 の筑紫野市都市計画基本図に路線番号、標準宅地番号及び黒点を印字した図面により、標準宅地の所在を不服申立て事由を特定するに必要な範囲で了知可能である。

審査手続きの運営は、固定資産評価審査委員会の裁量に広くゆだねられており、民事訴訟におけるような厳格な方式が取られていない審査手続きにおいて、「結審」を告知しなかったとしても違法とはいえない。

8　被上告人兼相手方の主張（第二審での主張）

本件土地の登録価格が高額であることを立証するため、本件標準宅地の位置の特定等を求めていたが、その最中に、委員会（被控訴人）は、一方的に審理を打ち切り、本件決定を行った。控訴人は、価格評価が的確に行われたか、その結果として登録価格が適正かどうか検討することができない。よって、このような審理手続きは、審理を全くしていないのと同様であり、公正を欠き、しかも手続き上の瑕疵が重大であるから、取り消されるべきである。

9　決定の要旨

主　文

上告を棄却する。

上告審として受理しない。

理　由

1　上告について

本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、民訴法第 312 条第 1 項又は同条第 2 項に規定する事由に該当しない。

2　上告受理申立について

本件申立の事由によれば、民訴法第 318 条第 1 項の事件に当たらない。

第二審判決

主文

・　原判決を取り消す。

・　被控訴人（固定資産評価審査委員会）が平成 9 年 11 月 20 日付けでした、控訴人（審査申出人）の審査の申出を棄却する旨の決定は、これを取り消す。

要旨

本件審査手続きは、控訴人の不服事由を主張するために必要不可欠な本件標準宅地の位置及びその数筆が開示されていない点並びに被控訴人の新たな対応を待っていた控訴人に対し何ら予告もせずに予想外の本件決定をした点において、違法というべきであり、その違法性の程度も重大なものといわざるを得ない。

10　公刊の有無及び判例評釈

無し

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 936

固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 2 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡地裁・平成 10 年（行ウ）第 10 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　太宰府市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 9 年 4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年 1 月 30 日　審査委員会による棄却の決定

平成 10 年 4 月 28 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

本件不動産の分離課税が適正に行われたか

7　原告の主張

①　昭和 52 年建築の旧家屋の再建築費評点数が、平成元年建築の新家屋部分の再建築費評点数より高く評価されたのは不当であり、旧家屋の評価は、新家屋の再建築費評点数によるのが適当である。

②　原告は、旧家屋部分についても、昭和 53 年ころ、口頭で分離課税の申出をしているので、新家屋と同様に評価されるべきである。

8　被告の主張

①　太宰府市は、旧家屋部分については、1 棟の建物として評価し、原告に課税し、新家屋部分については、福岡県税事務所からの通知によれば、所有者とテナントに分離課税されており、これを前提に評価し、課税している。よって評価に差異が生じている。

②　分離課税の申出は、分離課税申請書を提出して行うこととされており、原告は旧家屋部分について、申請書を提出していない。

9　判決の要旨

①　本件家屋の評価について

太宰府市長は、適正な方法で旧家屋部分の評価を行って価格を決定しており、原告の審査申出を棄却した被告の決定は相当である。

②　分離課税について

平成 9 年度において、旧家屋部分の再建築費評点数が新家屋部分のそれよりも高いということは、平成 2 年に新家屋部分について分離課税をしたことに基づくというべきであり、旧家屋部分の評価に不当な点はない。

③　旧家屋部分に対する分離課税の有無

分離課税の申出は、書面によってしなければならない旨が定められており、原告が書面を提出して分離課税を申し出たことの証拠はなく、原告の主張は採用できない。

さらに、テナントに分離課税されているのは新家屋部分の内装関係のみであり、二重課税でないことは明らかである。

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 937

不動産取得税一部取消請求事件

1　判決年月日　昭和 63 年 11 月 29 日

2　裁判所及び事件番号　福岡地方裁判所（昭和 63 年（行ウ）第 25 号）

3　原告　[redacted]

4　被告　福岡県知事　奥田八二

5　経過

昭和 58 年 5 月 7 日　審査請求提起

昭和 59 年 10 月 9 日　一部認容の裁決

昭和 63 年 7 月 12 日　不動産取得税一部取消訴訟提訴

昭和 63 年 11 月 29 日　地裁判決

6　争点

不動産取得税の審査請求裁決において、理由を附した裁決書が出されたか否か

7　原告の主張

不動産取得税の審査請求裁決において、被告は裁決書に理由を付さずに追加、変更、増点補正を行っており、無効である。

8　被告の主張

裁決書の中で理由は附記されており、その程度は当該裁決をした理由と認め得る内容　のものであれば足りる。

9　判決の要旨

不動産取得税賦課処分に対する審査請求の裁決は昭和 59 年 10 月 9 日付けでなされ、同月 10 月 15 日に原告に送達されているが、本件訴えは昭和 62 年 7 月 12 日付けでなされているから、本件訴えは行政事件訴訟法第 14 条が定める出訴期間を経過してなされたものであることは明らかである。

よって本件訴えは不適法であり、また補正することができないものであるから却下とする。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

判番 938

不動産取得税一部取消請求事件

1　判決年月日　平成元年 5 月 16 日

2　裁判所及び事件番号　福岡高等裁判所（昭和 63 年（行コ）第 19 号）

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　福岡県知事　奥田八二

5　経過

昭和 58 年　5 月　7 日	審査請求提起
昭和 59 年 10 月　9 日	一部認容の裁決
昭和 63 年　7 月 12 日	不動産取得税一部取消訴訟提訴
昭和 63 年 11 月 29 日	地裁判決
昭和 63 年 12 月 13 日	福岡高裁へ控訴
平成元年　5 月 16 日	高裁判決

6　争点

不動産取得税の審査請求裁決において、理由を附した裁決書が出されたか否か。

また、出訴期間を過ぎた当提訴が適法であるか否か。

7　控訴人の主張

不動産取得税の審査請求裁決において、被告は裁決書に理由を付さずに追加、変更、増点補正を行っており、無効である。

また、当裁決の瑕疵が発見できたのは、裁決後に提出された資料によるものであり、出訴期間の起算点は当該資料提出後である。

8　被控訴人の主張

裁決書の中で理由は附記されており、その程度は当該裁決をした理由と認め得る内容　のものであれば足りる。

9　判決の要旨

控訴人の本件訴えは不適法であり、その欠缺は補正できないからこれを却下するという原審判決は相当である。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

判番 939

不動産取得税一部取消請求事件

1　判決年月日　平成元年 11 月 16 日

2　裁判所及び事件番号　最高裁判所（平成元年（行ツ）第 110 号）

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　福岡県知事　奥田八二

5　経過

昭和 58 年　5 月　7 日	審査請求提起
昭和 59 年 10 月　9 日	一部認容の裁決
昭和 63 年　7 月 12 日	不動産取得税一部取消訴訟提訴
昭和 63 年 11 月 29 日	地裁判決
昭和 63 年 12 月 13 日	福岡高裁へ控訴
平成元年　5 月 16 日	高裁判決
平成元年　5 月 30 日	最高裁へ上告
平成元年 11 月 16 日	最高裁判決

6　争点

不動産取得税の審査請求裁決において、理由を附した裁決書が出されたか否か。

また、出訴期間を過ぎた当提訴が適法であるか否か。

7　上告人の主張

不動産取得税の審査請求裁決において、被告は裁決書に理由を付さずに追加、変更、増点補正を行っており、無効である。

また、当裁決の瑕疵が発見できたのは、裁決後に提出された資料によるものであり、出訴期間の起算点は当該資料提出後である。

8　被人の主張

裁決書の中で理由は附記されており、その程度は当該裁決をした理由と認め得る内容　のものであれば足りる。

9　判決の要旨

本件訴えを不適法として却下すべきものとした原審の判断は正当として是認できる。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

判番 940

不動産取得税賦課処分の一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 2 年 11 月 6 日

2　裁判所名及び事件番号簿　福岡地方裁判所（昭和 60 年（行ウ）第 9 号）

3　原告　[redacted]

4　被告　福岡県西福岡県税事務所長

5　経過

昭和 58 年 5 月 7 日	審査請求提起
昭和 59 年 10 月 15 日	一部認容裁決
昭和 62 年 7 月 7 日	不動産取得税一部取消訴訟提訴
平成 2 年 11 月 6 日	地裁判決

6　争点

本件不動産が評価基準及び再建築費評点基準表に基づき適正に評価されたか否か

7　原告の主張

本件不動産に係る不動産取得税の課税標準である評価額が適正でない。

8　被告の主張

地方税法により評価額は固定資産評価基準により決定されるものとされており、本件建物については、当該基準に基づいて評価されているので、評価額は正当である。

9　判決の要旨

被告が原告に対して昭和 58 年 1 月 13 日付けで行った不動産取得税賦課処分の税額（再調査及び裁決により取り消された税額を除く。）1,329,130 円のうち 106,730 円を取り消す。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

判番 941

不動産取得税賦課処分の一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 4 年 1 月 29 日

2　裁判所名及び事件番号簿　福岡高等裁判所（平成 2 年（行コ）第 13 号）

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　福岡県西福岡県税事務所長

5　経過

昭和 58 年 5 月 7 日	審査請求提起
昭和 59 年 10 月 15 日	一部認容裁決
昭和 62 年 7 月 7 日	不動産取得税一部取消訴訟提訴
平成 2 年 11 月 6 日	地裁判決
平成 3 年 3 月 27 日	福岡高裁へ控訴
平成 4 年 1 月 29 日	高裁判決

6　争点

本件不動産が評価基準及び再建築費評点基準表に基づき適正に評価されたか否か

7　控訴人の主張

本件不動産に係る不動産取得税の課税標準である評価額が適正でない。

8　被控訴人の主張

地方税法により評価額は固定資産評価基準により決定されるものとされており、本件建物については、当該基準に基づいて評価されているので、評価額は正当である。

9　判決の要旨

原判決は、税額 1,250,900 円を超える部分を取り消す限度で相当であり、税額 1,222,400 円を超え 1,250,900 円までの部分を取り消している点で不当であるが、民訴法第 385 条により不利益変更は許されないことから原審のとおり判決する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

判番 942

不動産取得税賦課処分の一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 6 年 1 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号簿　最高裁判所（平成 4 年（行ツ）第 76 号）

3　上告人　[redacted]

4　被上告人　福岡県西福岡県税事務所長

5　経過

昭和 58 年 5 月 7 日	審査請求提起
昭和 59 年 10 月 15 日	一部認容裁決
昭和 62 年 7 月 7 日	不動産取得税一部取消訴訟提訴
平成 2 年 11 月 6 日	地裁判決
平成 3 年 3 月 27 日	福岡高裁へ控訴
平成 4 年 1 月 29 日	高裁判決
平成 4 年 2 月 14 日	最高裁へ上告
平成 6 年 1 月 31 日	最高裁判決

6　争点

本件不動産が評価基準及び再建築費評点基準表に基づき適正に評価されたか否か

7　上告人の主張

本件不動産に係る不動産取得税の課税標準である評価額が適正でない。

8　被上告人の主張

地方税法により評価額は固定資産評価基準により決定されるものとされており、本件建物については、当該基準に基づいて評価されているので、評価額は正当である。

9　判決の要旨

原審の事実認定は原判決に係る証拠に照らして肯定することができ原審の判断は是認することができる。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

判番 943

不動産取得税一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 9 年 4 月 25 日

2　裁判所名及び事件番号簿　福岡地方裁判所（平成 8 年（行ウ）第 6 号）

3　原告　[redacted]

4　被告　福岡県若松県税事務所長

5　経過

平成 7 年 12 月 13 日	審査請求提起
平成 8 年 3 月 25 日	審査請求裁決
平成 8 年 6 月 3 日	不動産取得税一部取消訴訟提訴
平成 9 年 4 月 25 日	地裁判決

6　争点

本件不動産の課税標準額が適正か否か

7　原告の主張

本件処分は、課税標準額を誤った違法な処分である。

よって本件処分の一部取消を求める。

8　被告の主張

本件処分に係る課税標準額及び税額は、再調査により算出された正当な額をいずれも下回っており、よって本件処分に違法な点はない。

9　判決の要旨

不動産取得税の課税標準となる不動産の価格は、固定資産評価台帳に価格が登録されていない場合、固定資産評価基準により算出される価格であることは、地方税法上明らかであり、その算出方法として再建築費を基準とする評価方法を採用することは合理的である。

本件処分における価格認定においても当該基準に基づいて行われていることが認められるため違法ではない。

本件処分に係る課税標準額及び税額は、固定資産評価規準に基づく再調査により算出された正当な額を下回っているため違法ではない。

よって原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

判番 944

不動産取得税一部取消請求事件

1　判決年月日　平成９年12月11日

2　裁判所名及び事件番号簿　福岡高等裁判所（平成９年（行コ）第５号）

3　控訴人　[redacted]

4　被控訴人　福岡県若松県税事務所長

5　経過

平成　７年12月13日	審査請求提起
平成　８年　３月25日	審査請求裁決
平成　８年　６月　３日	不動産取得税一部取消訴訟提訴
平成　９年　４月25日	地裁判決
平成　９年　５月　７日	福岡高裁へ控訴
平成　９年12月11日	高裁判決

6　争点

本件不動産の課税標準額が適正か否か

7　控訴人の主張

本件処分は、課税標準額を誤った違法な処分である。不動産取得税の課税標準は、実際の時価が評価基準を大きく下回る場合には、時価とすべきである。また、再調査時に他の部分の評価額を増大させ、評点数が課税標準額を下回るとしたのは信義則に反する。

8　被控訴人の主張

本件処分に係る課税標準額及び税額は、再調査により算出された正当な額をいずれも下回っており、よって本件処分に違法な点はない。

9　判決の要旨

控訴人の主張は採用することができず、よって原判決を支持する。

10　公刊の有無及び判例評釈　無

判番 945

鳥栖市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成10年７月17日

2　裁判所名及び事件番号　佐賀地裁・平成９年（行ウ）第３号

3　原告　[redacted]

4　被告　鳥栖市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　９年５月　１日	審査委員会へ審査申出書を提出
平成　９年５月29日	審査委員会による棄却の決定
平年　９年９月　１日	審査決定取消訴訟提訴
平成10年７月17日	佐賀地方裁判所にて棄却の決定

6　争点

①　土地及び家屋の評価額は適正に算出されたものか。

②　課税標準額に関することは審査事項であるか。

③　反論の機会は与えられたか。

④　審査申出土地の周辺土地の評価額の開示はできないか。

7　原告（控訴人）の主張

①　本件土地の用途区分の認定、画地の認定、奥行距離の測定、正面路線の採り方、不整形補正等の適用誤りにより、評価額が高すぎる。家屋の評価額も高い。

②　固定資産評価額と固定資産税課税標準額との関係について説明をしなかった。

③　反論の主張及び立証の機会を与えられなかった。

④　合理的に必要な範囲内で、他人の固定資産の台帳価額を縦覧できると解するべきで、審査委員会は周辺の土地等の評価額を開示すべきであるのにそれを怠った。

8　被告（被控訴人）の主張

①　本件土地及び家屋の評価は、固定資産評価基準に基づいて行っており適正である。

②　審査事項に該当しない。

③　口頭審理の前に鳥栖市の答弁書の写しを控訴人に送付し、口頭審理の冒頭で答弁書の説明を求めるなど、控訴人に反論の機会を与えている。

④　審査委員会は、状況類似地区における土地の評価額を開示する措置を講じることまでは要請されていない。

9　判決の要旨

①　本件各土地の用途区分を併用住宅地区と認定したことに違法性はなく、この点に関する控訴人の主張には理由がない。

本件土地については、建材店の倉庫敷地として一体利用がなされているものと認められ、画地認定但し書きの規定を適正に適用してなされたものというべきである。

固定資産評価基準に基づいて奥行距離を求めているものであり、適切な評価といえる。

正面路線を北側の都市計画道路としたことに違法性はない。

本件家屋について、固定資産評価基準に基づき再建築価格を基準として評価したことに違法性はなく、控訴人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件各評価の違法性に関する控訴人の主張はいずれも理由がない。

② 被控訴人は何ら説明の義務を負わない。

③ 控訴人には、反論の主張及び立証の機会が付与されたものと認められ、控訴人のこの点に関する主張にも理由がない。

④ 被控訴人が控訴人に対し、周辺の土地等の評価額を開示しなかったとしても、審査手続きに違法性を来たすものではないから、控訴人のこの点に関する主張にも理由がない。

以上のとおり。本件各決定の違法性に関する控訴人の主張にはいずれも理由がなく、本決定は適法である。

10 公刊の有無及び判例解釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地及び家屋

12 本事件における評価年度 平成 9 年度

判番 946

鳥栖市固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴事件

1 判決年月日 平成 10 年 12 月 22 日

2 裁判所名及び事件番号 福岡高裁・平成 10 年（行ウ）第 29 号

3 控訴人 [redacted]

4 被控訴人 鳥栖市固定資産評価審査委員会

5 経過

平成 10 年 7 月 31 日	福岡高裁へ控訴
平成 10 年 10 月 20 日	第 1 回口頭弁論
平年 10 年 12 月 22 日	福岡高裁にて棄却の言渡し
平成 11 年 1 月 6 日	判決確定

6 争点

① 土地及び家屋の評価額は適正に算出されたものか。

② 課税標準額に関することは審査事項であるか。

③ 反論の機会は与えられたか。

④ 審査申出土地周辺の土地の評価額の開示はできないか。

7 原告（控訴人）の主張

① 本件土地の用途区分の認定、画地の認定、奥行距離の測定、正面路線の採り方、不整形補正等の適用誤りにより、評価額が高すぎる。家屋の評価額も高い。

② 固定資産評価額と固定資産税課税標準額との関係について説明をしなかった。

③ 反論の主張及び立証の機会を与えられなかった。

④ 合理的に必要な範囲内で、他人の固定資産の台帳価額を縦覧できると解するべきで、審査委員会は周辺の土地等の評価額を開示すべきであるのにそれを怠った。

8 被告（被控訴人）の主張

① 本件土地及び家屋の評価は、固定資産評価基準に基づいて行っており適正である。

② 審査事項に該当しない。

③ 口頭審理の前に鳥栖市の答弁書の写しを控訴人に送付し、口頭審理の冒頭で答弁書の説明を求めるなど、控訴人に反論の機会を与えている。

④ 審査委員会は、状況類似地区における土地の評価額を開示する措置を講じることまでは要請されていない。

9 判決の要旨

① 本件各土地の用途区分を併用住宅地区と認定したことに違法性はなく、この点に関する控訴人の主張には理由がない。

本件土地については、建材店の倉庫敷地として一体利用がなされているものと認められ、画地認定但し書きの規定を適正に適用してなされたものというべきである。

固定資産評価基準に基づいて奥行距離を求めているものであり、適切な評価といえる。

正面路線を北側の都市計画道路としたことに違法性はない。

本件家屋について、固定資産評価基準に基づき再建築価格を基準として評価したことに違法性はなく、控訴人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件各評価の違法性に関する控訴人の主張はいずれも理由がない。

② 被控訴人は何ら説明の義務を負わない。

③ 控訴人には、反論の主張及び立証の機会が付与されたものと認められ、控訴人のこの点に関する主張にも理由がない。

④ 被控訴人が控訴人に対し、周辺の土地等の評価額を開示しなかったとしても、審査手続きに違法性を来たすものではないから、控訴人のこの点に関する主張にも理由がない。

以上のとおり。本件各決定の違法性に関する控訴人の主張にはいずれも理由がなく、本決定は適法である。

10 公刊の有無及び判例解釈 未公刊

11 固定資産の区分 土地及び家屋

12 本事件における評価年度 平成 9 年度

判番 947

固定資産税課税処分無効確認等請求事件

1 判決年月日 平成 6 年 9 月 27 日

2 裁判所名及び事件番号 長崎地裁・平成 6 年（行ウ）第 4 号

3 原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人 [redacted]

4 被告（被控訴人、被上告人） 長崎市長 本島 等

5 経過

平成 6 年 5 月 25 日 固定資産税課税処分無効確認等請求訴訟提訴

6 争点

① 原告に対する本件土地の固定資産税及び都市計画税の課税処分が有効か否か。

② 原告が、被告に対して不当利得返還請求権を有するか。

7 原告（控訴人、上告人）の主張

① 土地の固定資産税及び都市計画税は、土地の資産価値に着目して課せられるものであるから、その土地の真の所有者に課せられるべきであって、本件土地の真の所有者ではない原告への課税処分は無効である。また、本件土地は、宗教法人である[redacted]によって占有使用されているから、長崎市税条例で税の減免を受けられる。

② 原告に対する本件土地の課税処分は無効であるから、原告が平成元年度及び同 2 年度分として納付した固定資産税及び都市計画税 297 円は、被告の不当利益である。

8 被告（被控訴人、被上告人）の主張

①固定資産税及び都市計画税は、固定資産の所有者に課すものであり、所有者とは、賦課期日において土地については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうから、仮に、[redacted]が所有、使用していたとしても、被告がなした課税処分は無効となるものではない。

② 本件原告の不当利得返還請求は、長崎市を対象とすべきものであり、被告を対象とすべきものではないから、原告の主張は失当である。

9 判決の要旨

① 原告の固定資産税及び都市計画税処分に係わる無効確認請求を棄却する。原告の金銭給付請求に係わる訴えを却下する。訴訟費用は原告の負担とする。

② （判断）

(1) 固定資産税及び都市計画税の納税義務者は、賦課期日現在における固定資産の所有者であり、その所有者は、土地登記簿若しくは土地補充台帳に所有者として記載されている者をいうから、本件土地の登記名簿上の共有名義人である原告に対してなされた賦課処分は有効であるといわなければならず、他に該賦課処分が無効であると認めるに足る証拠はない。また、原告が、本件土地の登記簿上の所有名義人である以上、長崎市税条例によって定められている税の減免事由のいずれにも該当しない。

(2) 行政機関としての長崎市長は、司法上の権利の主体たりうる資格（権利能力）を有しないか

ら、同訴訟において当事者能力を有しない。

10　公刊の有無及び判例評釈

公刊なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 948

固定資産税課税処分無効確認等請求事件

1　判決年月日　　平成７年８月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　　長崎地裁・平成６年（行ウ）第４号

福岡高裁・平成６年（行ユ）第 16 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　長崎市長　伊藤 一長

5　経　　過

平成　６年　５月 25 日　　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・訴訟）

平成　６年　９月 27 日　　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・判決）

長崎市勝訴（棄却）

平成　６年 10 月４日　　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・提訴）

6　争点

①　原告に対する本件土地の固定資産税及び都市計画税の課税処分が有効か否か。

②　原告が、被告に対して不当利得返還請求権を有するか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　土地の固定資産税及び都市計画税は、土地の資産価値に着目して課せられるものであるから、その土地の真の所有者に課せられるべきであって、本件土地の真の所有者ではない原告への課税処分は無効である。また、本件土地は、宗教法人である[redacted]によって占有使用されているから、長崎市税条例で税の減免を受けられる。

②　原告に対する本件土地の課税処分は無効であるから、原告が平成元年度及び同 2 年度分として納付した固定資産税及び都市計画税 297 円は、被告の不当利益である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　固定資産税及び都市計画税は、固定資産の所有者に課すものであり、所有者とは、賦課期日において土地については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうから、仮に、[redacted]が所有、使用していたとしても、被告がなした課税処分は無効となるものではない。

②　本件原告の不当利得返還請求は、長崎市を対象とすべきものであり、被告を対象とすべきものではないから、原告の主張は失当である。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

10　公刊の有無及び判例評釈　　公刊なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 949

固定資産税課税処分無効確認等請求事件

1　判決年月日　　平成８年３月５日

2　裁判所名及び事件番号　　長崎地裁・平成６年（行ウ）第４号
　　福岡高裁・平成６年（行ユ）第16号
　　最高裁・平成７年（行ツ）第201号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　長崎市長　伊藤 一長

5　経過

平成 6年 5月25日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・提訴）
平成 6年 9月27日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・判決） 長崎市勝訴（棄却）
平成 6年10月 4日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・提訴）
平成 6年11月15日	損害賠償請求訴訟（一審・提訴）
平成 7年 8月31日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・判決） 長崎市勝訴（棄却）
平成 7年 9月 8日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（上告審・提訴）

6　争点

①　原告に対する本件土地の固定資産税及び都市計画税の課税処分が有効か否か。

②　原告が、被告に対して不当利得返還請求権を有するか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　土地の固定資産税及び都市計画税は、土地の資産価値に着目して課せられるものであるから、その土地の真の所有者に課せられるべきであって、本件土地の真の所有者ではない原告への課税処分は無効である。また、本件土地は、宗教法人である[redacted]によって占有使用されているから、長崎市税条例で税の減免を受けられる。

②　原告に対する本件土地の課税処分は無効であるから、原告が平成元年度及び同２年度分として納付した固定資産税及び都市計画税297円は、被告の不当利益である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　固定資産税及び都市計画税は、固定資産の所有者に課すものであり、所有者とは、賦課期日において土地については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうから、仮に、[redacted]が所有、使用していたとしても、被告がなした課税処分は無効となるものではない。

②　本件原告の不当利得返還請求は、長崎市を対象とすべきものであり、被告を対象とすべきものではないから、原告の主張は失当である。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

10　公刊の有無及び判例評釈
　　公刊なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 950

固定資産税及び都市計画税課税処分無効確認請求事件

1　判決年月日　　平成９年７月15日

2　裁判所名及び事件番号　　長崎地裁・平成９年（行ウ）第４号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　長崎市長　伊藤 一長

5　経過

平成 6年 5月25日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・提訴）
平成 6年 9月27日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・判決） 長崎市勝訴（棄却）
平成 6年10月 4日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・提訴）
平成 6年11月15日	損害賠償請求訴訟（一審・提訴）
平成 7年 8月31日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・判決） 長崎市勝訴（棄却）
平成 7年 9月 8日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（上告審・提訴）
平成 8年 3月 5日	固定資産税課税無効確認等請求訴訟（上告審・判決） 長崎市勝訴（棄却）
平成 9年 3月25日	損害賠償請求訴訟（一審・判決） 長崎市勝訴（棄却）
平成 9年 4月 4日	損害賠償請求訴訟（控訴審・提訴）
平成 9年 5月 7日	固定資産税及び都市計画税課税処分無効確認請求訴訟提訴

6　争点

①　所在の確認できない土地への課税した賦課処分

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　平成６年５月12日、長崎市[redacted]及び同番[redacted]の土地につき、固定資産税及び都市計画税の課税処分をしたが、その所在を現地において確認することができない。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　前訴（長崎地裁・平成６年（行ウ）第４号固定資産税課税処分無効確認等請求事件）では、本件土地の所有者でないことを理由に本件課税処分の無効を主張したのに対し、本訴では本件土地の所在を確認することができないことを理由に本件課税処分を主張するのであるから、本訴は不適法ではない。

9　判決の要旨

①　本件訴えを却下する。訴訟費用は原告の負担とする。

②　（判断）

(1) 本件課税処分につき、前訴において判決がなされて確定したことは、当事者間に争いがない。

(2) 本訴は、前訴と同様に本件課税処分の無効を主張するものであるから、前訴の即判力に抵触

し、不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

公刊なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 951

損害賠償請求事件

1　判決年月日　　平成９年３月25日

2　裁判所名及び事件番号　　長崎地裁・平成６年（ワ）第483号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　長崎市

5　経過

平成　６年　５月25日　　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・提訴）

平成　６年　９月27日　　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・判決）

長崎市勝訴（棄却）

平成　６年10月　４日　　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・提訴）

平成　６年11月15日　　損害賠償請求訴訟提訴

6　争点

①　無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償の請求

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　長崎市[redacted]及び同番[redacted]の土地は、現実には存在しない。仮に存在するとしても、被告又は[redacted]が占有しており、固定資産税及び都市計画税は課せられない。被告は、課税できないにもかかわらず、固定資産税及び都市計画税52円の納付を受けたものとして、不当利得に当たる。不当利得金52円と、当該課税処分の取消し又は撤回の不作為による無用の申立と無用の訴訟費用を強いられたことによる損害賠償金49,900円の支払いを求める。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件土地の存在を現地で確認できないのは、主観的に位置の確認ができないというだけのことで、客観的に存在している。本件処分が無効でないことは前訴事件（長崎地裁・平成６年（行ウ）第４号固定資産税及び都市計画税課税処分無効確認請求事件）において既に確定しており、また、本件処分は取り消されてもいないので、原告の不当利得返還請求は理由がない。固定資産税等は台帳主義で課税するものであるから、当該土地が客観的に存在し、特定の者の所有として登記されている以上、登記名義人に課税すべきものである。

9　判決の要旨

①　原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

②　（判断）

(1) 本件土地が特定の者の所有として登記簿に記載されている以上、海没等の特殊な事情によって土地が滅失したというような特段の場合を除いて、現地において問題の土地の位置が確認できないとしても、その一事をもって問題の土地が存在しないということはできない。

②　原告が、固定資産税の賦課期日に本件土地の登記簿上の共有名義人である以上、被告が原告に対し、固定資産税及び都市計画税の賦課処分を行うことは、地方税法が納税義務者と定める者に課税したことに他ならず、違法なものということはできない。

10　公刊の有無及び判例評釈

公刊なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 952

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 1 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　長崎地裁・平成 6 年（ワ）第 483 号
福岡高裁・平成 9 年（ネ）第 385 号

3　控訴人（原告、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人（被告、被上告人）　長崎市

5　経過

平成　6 年　5 月 25 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・提訴）
平成　6 年　9 月 27 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・判決）
長崎市勝訴（棄却）
平成　6 年 10 月　4 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・提訴）
平成　6 年 11 月 15 日　損害賠償請求訴訟（一審・提訴）
平成　7 年　8 月 31 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・判決）
長崎市勝訴（棄却）
平成　7 年　9 月　8 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（上告審・提訴）
平成　8 年　3 月　5 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（上告審・判決）
長崎市勝訴（棄却）
平成　9 年　3 月 25 日　損害賠償請求訴訟（一審・判決）
長崎市勝訴（棄却）
平成　9 年　4 月　4 日　損害賠償請求訴訟（控訴審・提訴）

6　争点

①　無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償の請求

7　控訴人（原告、上告人）の主張

①　長崎市[redacted]及び同番 3 の土地は、現実には存在しない。仮に存在するとしても、被告又は[redacted]が占有しており、固定資産税及び都市計画税は課せられない。被控訴人は、課税できないにもかかわらず、固定資産税及び都市計画税 52 円の納付を受けたものとして、不当利得に当たる。不当利得金 52 円と、当該課税処分の取消し又は撤回の不作為による無用の申立と無用の訴訟費用を強いられたことによる損害賠償金 49,900 円の支払いを求める。

8　被控訴人（被告、被上告人）の主張

①　本件土地の存在を現地で確認できないのは、主観的に位置の確認ができないというだけのことで、客観的に存在している。本件処分が無効でないことは前訴事件（長崎地裁・平成 6 年（行ウ）第 4 号固定資産税及び都市計画税課税処分無効確認請求事件）において既に確定しており、また、本件処分は取り消されてもいないので、被控訴人の不当利得返還請求は理由がない。固定資産税等は台帳主義で課税するものであるから、当該土地が客観的に存在し、特定の者の所有として登記されている以上、登記名義人に課税すべきものである。

9　判決の要旨

①　本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。

10　公刊の有無及び判例評釈

公刊なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 953

損害賠償請求事件

1　判決年月日　平成 10 年 8 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　長崎地裁・平成 6 年（ワ）第 483 号
福岡高裁・平成 9 年（ネ）第 385 号
最高裁・平成 10 年（オ）第 975 号

3　上告人（原告、控訴人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人（被告、被控訴人）　長崎市

5　経過

平成　6 年　5 月 25 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・提訴）
平成　6 年　9 月 27 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（一審・判決）
長崎市勝訴（棄却）
平成　6 年 10 月 4 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・提訴）
平成　6 年 11 月 15 日　損害賠償請求訴訟（一審・提訴）
平成　7 年　8 月 31 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（控訴審・判決）
長崎市勝訴（棄却）
平成　7 年　9 月 8 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（上告審・提訴）
平成　8 年　3 月 5 日　固定資産税課税無効確認等請求訴訟（上告審・判決）
長崎市勝訴（棄却）
平成　9 年　3 月 25 日　損害賠償請求訴訟（一審・判決）
長崎市勝訴（棄却）
平成　9 年　4 月 4 日　損害賠償請求訴訟（控訴審・提訴）
平成　9 年　5 月 7 日　固定資産税及び都市計画税課税処分無効確認請求訴訟提訴
平成　9 年　7 月 15 日　固定資産税及び都市計画税課税処分無効確認請求訴訟判決
長崎市勝訴（却下）
平成 10 年　1 月 22 日　損害賠償請求訴訟（上告審・提訴）

6　争点

①　無用な申立てと訴訟負担を強いられたことによる損害賠償の請求

7　上告人（原告、控訴人）の主張

①　長崎市[redacted]及び同番[redacted]の土地は、現実には存在しない。仮に存在するとしても、被上告人又は[redacted]が占有しており、固定資産税及び都市計画税は課せられない。被上告人は、課税できないにもかかわらず、固定資産税及び都市計画税 52 円の納付を受けたものとして、不当利得に当たる。不当利得金 52 円と、当該課税処分の取消し又は撤回の不作為による無用の申立と無用の訴訟費用を強いられたことによる損害賠償金 49,900 円の支払いを求める。

8　被上告人（被告、被控訴人）の主張

①　本件土地の存在を現地で確認できないのは、主観的に位置の確認ができないというだけのことで、客観的に存在している。本件処分が無効でないことは前訴事件（長崎地裁・平成 6 年（行ウ）第 4 号固定資産税及び都市計画税課税処分無効確認請求事件）において既に確定しており、また、本件処分は取り消されてもいないので、上告人の不当利得返還請求は理由がない。固定資産税等は台帳主義で課税するものであるから、当該土地が客観的に存在し、特定の者の所有として登記されている以上、登記名義人に課税すべきものである。

9　判決の要旨

①　本件上告を棄却する。上告費用は上告人の負担とする。

10　公刊の有無及び判例評釈

公刊なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 954

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 5 月 31 日

2　裁判所名及び事件番号　熊本地裁・平成 12 年（行ウ）第 1 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　熊本市長

5　経過

平成 11 年　8 月 10 日	熊本市固定資産評価審査委員会へ審査の申出
平成 11 年　8 月 24 日	熊本市長へ課税処分の取消を求めて審査の請求
平成 11 年　9 月 22 日	熊本市長が却下を決定
平成 11 年 10 月 22 日	熊本市固定資産評価審査委員会が棄却の決定
平成 12 年　1 月 12 日	課税処分の取消を求めて熊本地裁へ提訴
平成 12 年　5 月 31 日	熊本地裁が却下の判決

6　争点

本件訴訟は、固定資産評価審査委員会の決定取消を求めて提起すべきものか、市長への課税処分取消を求めて提起すべきものか。

7　原告の主張

本件土地の地目は農地であり、宅地として評価・課税したことは違法である。

なお、相手方を固定資産評価審査委員会へ変更する意志はない。

8　被告の主張

①　原告が主張する「更正決定」なるものは存在しないから、本件取消訴訟は、その対象そのものが不存在であり、不適法である。

②　被告を相手方としてなされた本件取消訴訟は、地方税法第 434 条第 2 項の規定により、違法である。

9　判決の要旨

①　主文

本件訴えを棄却する。

②　理由

原告が裁決があったことを知った日から 3 ヶ月を経過して提起されており、不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 955

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 12 月 21 日

2　裁判所名及び事件番号　福岡高裁・平成 12 年（行コ）第 22 号
熊本地裁・平成 12 年（行ウ）第 1 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　熊本市長

5　経過

平成 11 年　8 月 10 日	熊本市固定資産評価審査委員会へ審査の申出
平成 11 年　8 月 24 日	熊本市長へ課税処分の取消を求めて審査の請求
平成 11 年　9 月 22 日	熊本市長が却下を決定
平成 11 年 10 月 22 日	熊本市固定資産評価審査委員会が棄却の決定
平成 12 年　1 月 12 日	課税処分の取消を求めて熊本地裁へ提訴
平成 12 年　5 月 31 日	熊本地裁が却下の判決
平成 12 年　6 月 12 日	福岡高裁へ控訴
平成 12 年 12 月 21 日	福岡高裁が却下の判決

6　争点

本件訴訟は、固定資産評価審査委員会の決定取消を求めて提起すべきものか、市長への課税処分取消を求めて提起すべきものか。

7　控訴人の主張

本件通知書には「更正（決定）通知書」と記載されており、また併せて不服申立の教示が記載されており、これを信用して行政不服審査の申立を行ったものであるから、本件訴えが不適法となるいわれはない。。

8　被控訴人の主張

①　控訴人が主張する「更正決定」なるものは存在しないから、本件取消訴訟は、その対象そのものが不存在であり、不適法である。

②　被控訴人を相手方としてなされた本件取消訴訟は、地方税法第 434 条第 2 項の規定により、違法である。

9　判決の要旨

①　主文

本件訴えを棄却する。

②　理由

原告が裁決があったことを知った日から 3 ヶ月を経過して提起されており、不適法である。

本件通知書は「更正（決定）処分」を通知するものとは認められないからその取消を求める本件訴えは不適法である。

被告を相手方としてなされた本件取消訴訟は地方税法第 434 条第 2 項の規定により、違法であ

る。

地方税法第 434 条第 2 項により不適法である。

10　公刊の有無及び判例評釈

なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 956

課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 13 年 6 月 12 日

2　裁判所名及び事件番号　　最高裁　　平成 13 年（行ツ）第 88 号

福岡高裁　平成 12 年（行コ）第 22 号

熊本地裁　平成 12 年（行ウ）第 1 号

3　上告人及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被上告人　　熊本市長

5　経過

平成 11 年　8 月 10 日　熊本市固定資産評価審査委員会へ審査の申出

平成 11 年　8 月 24 日　熊本市長へ課税処分の取消を求めて審査の請求

平成 11 年　9 月 22 日　熊本市長が却下を決定

平成 11 年 10 月 22 日　熊本市固定資産評価審査委員会が棄却の決定

平成 12 年　1 月 12 日　課税処分の取消を求めて熊本地裁へ提訴

平成 12 年　5 月 31 日　熊本地裁が却下の判決

平成 12 年　6 月 12 日　福岡高裁へ控訴

平成 12 年 12 月 21 日　福岡高裁が却下の判決

平成 13 年 12 月 27 日　最高裁へ上告

平成 13 年　6 月 12 日　　最高裁が棄却の決定

6　争点

上告の理由は、民訴法第 312 条第 1 項及び第 2 項所定の場合に該当するか。

7　上告人の主張

憲法第 22 条の趣旨に反する課税処分である。

8　被上告人の主張

（特になし）

9　判決の要旨

①　主文

本件訴えを棄却する。

②　理由

上告理由は違憲を言うが、その実質は法令違反を主張するものである。

10　公刊の有無及び判例評釈

なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 11 年度

判番 957

熊本市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 8 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　熊本地裁・平成 10 年（行ウ）第 10 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　熊本市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　9 年　4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　6 月 10 日　審査委員会による一部認容の決定

平成 10 年　9 月 10 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　7 割評価通達による評価は、租税法律主義に反するのか。

②　都市計画補正率についての自治省通達は妥当か。

③　地価下落の状況は、適正に反映されているのか。

7　原告の主張

①　従来は、評価額が公示価格の 2、3 割程度とされていたのに、平成 4 年の自治省通達で評価の基準を 2 割から 7 割に変更してしまったことは、租税法律主義に反し違法である。

②　当該土地は、都市計画施設予定地に決定され、建築制限、使用制限を受け、開発許可の申請をしても許可されない。しかも、当該土地は、都市計画施設予定地に該当する部分を除くと不整形地や無道土地となり、都市計画予定地の補正率に関する自治省固定資産税課長通達は「適正な時価」の算定の基準としては不合理である。仮に合理性を欠くことがないとしても、当該土地に対し、画一的にこれを適用した結果は適正な時価とは認められない。

③　近傍における地価の下落の現状に照らした場合、当該土地は適正な時価を超えている。

8　被告の主張

①　平成 9 年度の評価額は、評価基準に基づいて決定しており、違法でない。

②　補正率のついての自治省通達は、判例によると合理性があり、違法でないとされている。

③　決定価格の半分の価格を「適正時価」とする原告の主張は、特に根拠が認められない。

9　判決の要旨

①　（主　文）

原告の請求を棄却する。訴訟の費用は、原告の負担とする。

②　（理由の要旨）

本件土地に対する評価は、評価基準に従って行われており、被告がした価格の決定は、適正な時価と推認される。

都市計画施設予定地に対する減価補正率の規定には、十分な合理性が認められる。

10　公刊の有無及び判例評釈

なし

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 9 年度

判番 958

菊池市固定資産評価審査委員会棄却決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 8 月 9 日

2　裁判所名及び事件番号　熊本地裁・平成 3 年（行ウ）第 16 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　菊池市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成　3 年　4 月 30 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成　3 年　5 月 24 日　審査委員会による棄却の決定

平成　3 年 12 月 13 日　棄却決定取消訴訟提訴

6　争点

①　土地価格の評価の適否

7　原告の主張

①　評価決定における評価額は土地の取引価格に比べて高すぎるものであること。

②　土地の路線価が本件土地と場所的に近接し、かつ、本件土地が面する路線番号 518 より道路幅の広い路線番号 504 に面する菊池市[redacted]ないし[redacted]及び[redacted]の土地の路線価よりも高いのは不均衡であること。

③　本件土地の奥行逓減率は 89 パーセントとされているが、本件土地の奥行きは 40.75 メートルであり逓減率は 81 パーセントであること。

8　被告の主張

①　本件土地はいずれも固定資産評価基準に基づき、宅地については、売買実例評価額を基準とする評価方法によって算出し、鉱泉地については、鉱泉地の基準価格に温泉地指数と湧出量指数を乗じて算出していること。

②　路線番号 504 の路線価が本件土地より低額であるのは、路線番号 504 を構成する土地のうち[redacted]、[redacted]及び[redacted]の土地が宗教法人[redacted]の所有に係るものであり、その路線が[redacted]境内までの突き当たりとなった通り抜けの出来ない道路であることが評価の重要な要素となっていること。

③　本件土地の奥行きを昭和 53 年に菊池市役所で実測した結果は 38 メートルであり逓減率は 39 パーセントであること。

9　判決の要旨

①　本件土地はいずれも固定資産評価基準に基づき、宅地については、路線価を基礎として画地計算法を適用して評点数が付設され、課税標準が算出されており、また、鉱泉地については、基本価格に温泉地指数と湧出量指数を乗じて算出されていることが認められ、評価過程に格別不合理な点は認められない

②　路線番号 504 の路線に面する土地の路線価と比較して本件土地の路線価は均衡を失していると

主張する。しかし、その路線は[redacted]境内までの突き当たりとなった道路であり通り抜けができないこと、道路としての形状を呈しているものの、宗教法人[redacted]の所有であり、菊池市と[redacted]が契約して観光客や市民のための無料駐車場として開放していること、これらの事情が評価の要素となって路線番号 504 と 518 の路線価の評価に際を生じていることが認められる。

本件土地に対する評価は、評価基準に従って行われており、被告がした価格の決定は、適正な時価と推認される。

都市計画施設予定地に対する減価補正率の規定には、十分な合理性が認められる。

③　原告は本件訴訟になるまで本件土地の奥行きについて菊池市が実施した昭和 53 年の実測結果（奥行 38 メートル）に対し何らの異議を唱えたり訂正を申し立てたりしたことも窺われず、菊池市が境界杭まで原告の所有地であると認定して実測し、奥行逓減率を算出した処理には何ら不当な点は存しないものと言うべきである。

10　公刊の有無及び判例評釈

なし

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 3 年度

判番 959

大分市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 8 年 12 月 3 日

2　裁判所名及び事件番号　　大分地方裁判所　平成元年（行ウ）第 2 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　大分市固定資産評価審査委員会

5　経過

昭和 63 年　5 月　2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成　元年　3 月　6 日	審査委員会による棄却の決定
平成　元年　6 月　5 日	審査決定取消請求訴訟提訴

6　争点

①　自治大臣告示である評価基準に基づき評価を行うことは、租税法律主義に反するか。

②　評価基準適用上の違法があるか。

③　地方税法第 408 条、403 条 2 項に係る手続違反があるか。

④　地方税法第 415 条 1 項に係る手続違反があるか。

⑤　再建築価格方式の適法性

7　原告の主張

①　課税の基準は、地方税法及び市税条例に定めるべきであり、自治大臣告示の評価基準により評価することは、違憲・違法である。

②　自治省通達による「再建築費評点補正率」、及び評価基準に従い決定した「上昇率」は、大分市の実態を無視し、高額であり違法である。また『固定資産評価基準』適用上の違法もある。

③　家屋の評価に際し、実地調査をせずに評価を行ったことは、手続法に違反するので、評価も違法となる。

④　自らの固定資産の評価額が、公平・妥当かを検討するため、第三者の課税台帳の縦覧は不可欠であり、これを拒否したことは違法である。

8　被告の主張

①　評価基準により評価することは、憲法に予定されており違憲ではなく、また市条例に根拠規定があり、合法である。

②　大分市は法令・通達に従い、適切に評価しており合法である。

③　当初においては実地調査を行っている。また毎年実地調査を行わなかったといって、評価が違法となるとはいえない。

④　自己の固定資産の価格を知れば、審査の申し出は可能であり、守秘義務からも第三者の価格の縦覧は相当ではないので、縦覧拒否は違法ではない。

9　判決の要旨

①　憲法は税の具体的内容は命令に委任することを許容しており、法律及び市税条例に根拠もあり、内容も著しく不合理ではないので、評価基準により評価することは違憲とは解されない。

② 合憲・合法な評価基準に従い適正な運用がなされているので、適法である。

③ 法 408 条の「年一回の調査」は強行規定であるが、市の評価額が不適当とは認められないので、違法とは解されない。

④ 第三者に関する縦覧を許さなかったことは、違法とは解されない。

10 公刊の有無及び判例評釈　　無

11 固定資産の区分　　家屋（単独）

12 本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 960

大分市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1 判決年月日　　平成 10 年 2 月 25 日

2 裁判所名及び事件番号　　福岡高等裁判所　平成 9 年（行コ）第 2 号

3 控訴人及び訴訟代理人　　[redacted]

4 被控訴人　　大分市固定資産評価審査委員会

5 経過

昭和 63 年 5 月 2 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 元年 3 月 6 日	審査委員会による棄却の決定
平成 元年 6 月 5 日	審査決定取消請求訴訟提訴
平成 8 年 12 月 3 日	大分地方裁判所　判決
平成 8 年 12 月 10 日	控訴

6 争点

① 自治大臣告示である評価基準に基づき評価を行うことは、租税法律主義に反するか。

② 再建築価格方式による家屋の評価は法律違反か。

③ 固定資産評価基準の適用上の違法があるか。

7 控訴人の主張

① 課税の基準は、地方税法及び市税条例に定めるべきであり、自治大臣告示の評価基準により評価することは、違憲・違法である。

② 評価基準によれば、再建築価格を基準として家屋の価格を評価することになっているが、この方法は法律違反である。

③ 大分市の固定資産評価基準適用上の違法もある。

8 被控訴人の主張

①、② 及び③

原判決を援用する。

9 判決の要旨

①・② 憲法は税の具体的内容は命令に委任することを許容しており、法律及び市税条例に根拠もあり、評価基準の内容も著しく不合理ではないので、評価基準により評価することは違憲・違法とは解されない。

③ 冷暖房設備の一部である冷却塔が建物にボルト等で固定されていないので、大分市長が冷暖房設備を建物と一体として評価したことは、評価基準の適用を誤ったものである。

10 公刊の有無及び判例評釈　　無

11 固定資産の区分　　家屋（単独）

12 本事件における評価年度　昭和 63 年度

判番 961

鹿児島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 10 月 18 日

2　裁判所名及び事件番号　　鹿児島地裁・平成 10 年（行ウ）第 7 号

3　原告及び訴訟代理人　　[redacted]

4　被告　　鹿児島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　4 月 24 日　　審査委員会へ審査申出書提出

平成 10 年　7 月　3 日　　審査委員会による却下の決定

平成 10 年　9 月　2 日　　審査決定取消訴訟提訴

平成 11 年 10 月 18 日　　鹿児島地方裁判所　判決言渡し

6　争点

①　土地の納税者が、固定資産課税台帳の登録事項（地目の認定）に関する不服につき、基準年度にその是正を求めることを懈怠し、基準年度の翌年度（第 2 年度）に同じ理由で是正を求めてきた場合に法 349 条 2 項 1 号に掲げる「特別の事情」に当たるか。

②　当たるとした場合、本件審査申出に「特別の事情」の指摘はあるか。また、その指摘がなければ、被告は原告に対し補正を命ずべきか。

③決定書の様式に、瑕疵はあるか。

7　原告の主張

①　市当局の怠慢過誤によって誤った評価（地目認定）がされた以上、第 2 年度価格是正について定める法 349 条 2 項 1 号の「特別の事情」に当たるにもかかわらず、却下したのは不当である。

②　仮に「特別の事情」に当たらないとするならば、原告に対し審査申出の趣旨を釈明し、かつ評価の根拠となった事実や計算方法を了知させる措置を取るべきであるにもかかわらずなされた本件決定は公正を欠き違法である。

③　本件決定には被告代表者の明示がなく無効である。

8　被告の主張

①　本件審査申出には、「特別の事情」の指摘がない。

②　地目の誤認はない。仮にあるとしても、年度内に主張されるべきであり基準年度の「特別の事情」がそのまま第 2 年度の「特別の事情」になるわけではない。

③　決定書には、日付・被告人名称・公印があり、文書の作成様式に何ら違法はない。

9　判決の要旨

①　基準年度に価格の是正を求めることを懈怠した土地の納税者が、基準年度の翌年度に同じ理由をもって是正を求めることは、法 349 条 2 項 1 号にいう「特別の事情」にはあたらないと解するのが相当である。

②　本件土地の地目が原告の主張するように市当局の怠慢過誤によって宅地と誤認されたとは推測されず、原告に対し審査申出理由の補正を促し、原告にその意志がないことを確認したうえで本件決定をしており、補正手続き上の瑕疵もうかがえない。

③　作成様式に違法は認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　　平成 8 年度

判番 962

鹿児島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 7 月 4 日

2　裁判所名及び事件番号　鹿児島地裁・平成 10 年（行ウ）第 7 号
　　福岡高裁　・平成 11 年（行コ）第 9 号

3　控訴人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被控訴人　鹿児島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　4 月 24 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　7 月　3 日	審査委員会による却下の決定
平成 10 年　9 月　2 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年 10 月 18 日	鹿児島地方裁判所　判決言渡し
平成 11 年 11 月　1 日	原告控訴
平成 12 年　7 月　4 日	福岡高等裁判所宮崎支部　判決言渡し

6　争点

①　土地の納税者が、固定資産課税台帳の登録事項（地目の認定）に関する不服につき、基準年度にその是正を求めることを懈怠し、基準年度の翌年度（第 2 年度）に同じ理由で是正を求めてきた場合に法 349 条 2 項 1 号に掲げる「特別の事情」に当たるか。

②　当たるとした場合、本件審査申出に「特別の事情」の指摘はあるか。また、その指摘がなければ、被告は原告に対し補正を命ずべきか。

③決定書の様式に、瑕疵はあるか。

7　控訴人の主張

①　市当局の怠慢過誤によって誤った評価（地目認定）がされた以上、第 2 年度価格是正について定める法 349 条 2 項 1 号の「特別の事情」に当たるにもかかわらず、却下したのは不当である。

②　仮に「特別の事情」に当たらないとするならば、原告に対し審査申出の趣旨を釈明し、かつ評価の根拠となった事実や計算方法を了知させる措置を取るべきであるにもかかわらずなされた本件決定は公正を欠き違法である。

③　本件決定には被告代表者の明示がなく無効である。

8　被控訴人の主張

①　本件審査申出には、「特別の事情」の指摘がない。

②　本件審査申出に際し、被控訴人の書記は申出理由の補正を促した。

③　決定書には、日付・被告人名称・公印があり、文書の作成様式に何ら違法はない。

9　判決の要旨

①　基準年度に価格の是正を求めることを懈怠した土地の納税者が、基準年度の翌年度に同じ理由をもって是正を求めることは、法 349 条 2 項 1 号にいう「特別の事情」にはあたらないと解するのが相当である。

②　本件土地の地目が原告の主張するように市当局の怠慢過誤によって宅地と誤認されたとは推測されず、原告に対し審査申出理由の補正を促し、原告にその意志がないことを確認したうえで本件決定をしており、補正手続き上の瑕疵もうかがえない。

③　本件決定書には、被控訴人の名称が記載され、かつ被控訴人の印章が押印されているから、作成様式に違法は認められない。

　よって、本件控訴を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度

判番 963

鹿児島市固定資産評価審査決定取消請求事件

1　判決年月日　平成 12 年 11 月 30 日

2　裁判所名及び事件番号　鹿児島地裁・平成 10 年（行ウ）第 7 号
福岡高裁　・平成 11 年（行コ）第 9 号
最高裁　　・平成 12 年（行サ）第 1 号
平成 12 年（行ノ）第 1 号

3　上告人及び訴訟代理人　[redacted]

4　被上告人　鹿児島市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 10 年　4 月 24 日	審査委員会へ審査申出書提出
平成 10 年　7 月　3 日	審査委員会による却下の決定
平成 10 年　9 月　2 日	審査決定取消訴訟提訴
平成 11 年 10 月 18 日	鹿児島地方裁判所　判決言渡し
平成 11 年 11 月　1 日	原告控訴
平成 12 年　7 月　4 日	福岡高等裁判所宮崎支部　判決言渡し
平成 12 年　7 月 18 日	原告　上告（及び上告受理申立）

6　争点

地方税法 349 条 2 項 1 号所定の「特別の事情」を「当該土地、家屋自体に由来する要因であって大幅な価値の増減をもたらすもの」に限定することは、第二年度及び第三年度の国民の裁判を受ける権利を全く奪ってしまうので、憲法 32 条に違反するのではないか。

7　上告人兼申立人の主張

①　上告に係る主張

地方税法 349 条 2 項 1 号所定の「特別の事情」を、原判決が、「当該土地、家屋自体に由来する要因であって大幅な価値の増減をもたらすもの」に限定することは、第二年度及び第三年度の国民の裁判を受ける権利を全く奪ってしまうので、憲法 32 条に違反する。

②　上告受理申立てに係る主張

地方税法 349 条 2 項 1 号所定の「特別の事情」について、原判決の解釈は判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

反論する機会なし

9　判決の要旨

①　上告について

民事事件について最高裁に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲を言うが、その実質は単な法令違反を主張するものであって、明らかに上各項に規定する事由に該当しない。

②　上告受理申立について

本件申立の理由によれば、本件は、民訴 318 条 1 項の事件に当たらない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度

判番 964

沖縄県不動産取得税賦課決定一部取消請求事件

1　判決年月日　平成 5 年 2 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　那覇地裁・平成 3 年（行ウ）第 25 号

3　原告及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告　沖縄県知事

5　経過

平成 元年 11 月 2 日　知事に不動産取得税の賦課処分に対する審査請求書を提出

平成 3 年 2 月 26 日　審査請求の一部を認め税額の一部減の裁決

平成 3 年 3 月 21 日　不動産取得税の一部取消訴訟の提訴

6　争点

・　固定資産評価基準の適用において各部分別評点項目の補正は適正であったか。

7　原告の主張

・　不動産取得時の価格決定の際の固定資産評価基準の適用において、部分別評点項目の一部補正を過大に行っている。

・　工事原価について、沖縄の実態に適合するように所要の補正をおこなっていない。

8　被告の主張

・　不動産取得税の価格決定の際の固定資産評価基準の適用において、各部分別項目の補正については適法である。

・　地方税法第 73 条の 21 第 2 項にて、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定は、固定資産評価基準によるとされており、原告の沖縄の実態に適合した工事原価に基づく補正をするという主張は認められない。

9　判決の趣旨

・　本件の訴えを却下する。

・　被告不適格（本件賦課処分は、地方税法第 3 条の 2、沖縄県条例第 4 条にて知事から権限の委任を受けた県税事務所長がなしたものであり、原告が被告を沖縄県知事としたのは誤りである）

10　公刊の有無及び判例評釈　未公刊

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成元年度

判番 965

浦添市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件

1　判決年月日　那覇地裁　平成 7 年 9 月 27 日

2　裁判所名及び事件番号　那覇地裁・平成 6 年（行ウ）第 6 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　浦添市固定資産評価審査委員会

5　経過

平成 6 年 5 月 2 日　審査委員会へ審査申出書提出

平成 6 年 5 月 31 日　審査委員会による棄却の決定

平成 6 年 9 月 5 日　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　東京都と沖縄県の物価水準の違いが、考慮されていない。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　評価額が高い

②　価格等の決定において、東京都（特別区の区域）における物価水準により算定した工事原価を基に自治省が作成した「非木造家屋再建築費評点基準表」を補正せず、また、東京都特別区と沖縄県浦添市の物価水準による工事原価の違いを無視し（所用の補正をせず）、課税標準額を過大に認定したことに違法がある。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　評価は、地方税法により固定資産評価基準に基づいてされており、評価額は適正である。

②　通達に基づいて評価を行ったことは、適法である。通達は固定資産評価基準と一体をなすものである。

9　判決の要旨

①　本件家屋の評価は、固定資産評価基準に基づいて登録価格を決定したものであり、価格の決定は適正である。

②　本件家屋を評価するに際し、依命通達に基づいて、物価水準による補正率として 1．00 を適用した点に違法はなく、原告の主張は採用できない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成 6 年度

判番 966

浦添市固定資産評価審査委員会決定取消請求事件（高裁）

1　判決年月日　　那覇地裁　　平成７年９月27日
　　福岡高裁　　平成８年３月19日

2　裁判所名及び事件番号　　那覇地裁・平成６年（行ウ）第６号
　　福岡高裁・平成７年（行コ）第８号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　浦添市固定資産評価審査委員会

5　経過

　平成　６年　５月　２日　　審査委員会へ審査申出書提出
　平成　６年　５月31日　　審査委員会による棄却の決定
　平成　６年　９月　５日　　審査決定取消訴訟提訴
　平成　７年10月　９日　　固定資産評価審査委員会決定取消請求控訴

6　争点

①　東京都と沖縄県の物価水準の違いが、考慮されていない。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　原審判決は、全部不服につき控訴

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　本件控訴をいずれも棄却する。

②　控訴人の主張があり次第答弁する。

9　判決の要旨

原判決事実及び理由欄の「第２　事実の概要」及び「第３　争点に対する判断」に記載のとおりである。よって原告の請求を棄却する。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 967

宜野湾市固定資産審査決定取消請求事件

1　判決年月日　　平成８年12月３日

2　裁判所名及び事件番号　　那覇地裁・平成６年（行ウ）第７号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　宜野湾市固定資産評価審査委員会

5　経過

　平成　６年　５月　２日　　審査委員会へ審査申出書提出
　平成　６年　６月　２日　　審査委員会による棄却の決定
　平成　６年　９月　８日　　審査決定取消訴訟提訴

6　争点

①　東京都と沖縄県の物価水準の違いが考慮されていない。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　固定資産評価基準の評点数は、東京都における物価水準により算定した工事原価を基に作成したものであり、これをそのまま適用し、沖縄県宜野湾市との物価水準による工事原価の違いを無視して、課税標準額を過大に認定したのは違法である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　物価水準による補正率は、固定資産評価基準の取扱いについての依命通達により定められており、この通達に基づいて評価を行ったことは妥当である。

9　判決の要旨

①　依命通達第３章第１節二によれば、「物価水準による補正率」は、木造家屋及び非木造家屋の別に定められており、非木造家屋については、東京都（特別区の区域）を 1．00 として、指定市及び指定市以外の市町村を通じて東京都（特別区の区域）と同一の率とするとされており、例外は認められていない。

　したがって、本件家屋を評価するに際し、物価水準による補正率として 1．00 を適用した点に違法はなく、原告の主張は理由がない。

10　公刊の有無及び判例評釈

行集47巻11・12号　1165号

11　固定資産の区分　　家屋（単独）

12　本事件における評価年度　平成６年度

判番 968

沖縄県不動産取得税賦課決定処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 10 年 3 月 24 日

2　裁判所名及び事件番号　　那覇地裁・平成 9 年（行ウ）第 4 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　那覇県税事務所長

5　経過

平成　8 年 11 月 20 日　　知事に不動産取得税の賦課処分に対する審査請求書を提出

平成　9 年　3 月　6 日　　同審査請求棄却の裁決

平成　9 年　6 月　5 日　　不動産取得税賦課決定処分取消訴訟の提訴

6　争点

・　7 割評価の適法性について

7　原告（控訴人、上告人の主張）

・　実際の売買価格を上回る固定資産評価額でもってなした本件賦課処分は違法である。

・　従来公示価格の 1、2 割程度であった土地の固定資産評価額の水準を 7 割程度までに引き上げた「7 割評価通達」は、租税法律主義に反する。

・　市は、「時点修正通知」により平成 5 年 1 月 1 日以降、賦課期日である平成 6 年 1 月 1 日までの大幅な土地価格の下落を勘案し、評価換えを行うべきであったにも関わらずこれを怠り、被告もこれを調整しないままに本件賦課処分をなした。

・　上記から、本件賦課処分の課税標準とされた価格は、法第 73 条の 21 第 1 項但書の「特別の事情がある場合」に該当し、「当該固定資産台帳の価格により難いとき」に当たる。

8　被告（被控訴人、被上告人の主張）

・　不動産取得税の課税標準となるべき価格については、法第 73 条の 21 第 1 項にて、同条但書の場合を除いては、固定資産課税台帳に登録された価格を用いることになっている。また、本件は同条但書には該当しない。

・　市の固定資産評価額の決定については、法律に基づき決定されたもので適法であり、かつ適正である。

・　上記の価格に異議がある場合は、法に定める所定の手続によって争われるべきであり、本件不動産取得税の賦課処分にて価格について争うことはできない。

・　「7 割評価通達」によってなされた平成 6 年度の固定資産評価替は、法第 73 条第 5 号にいう「適正な時価」に評価替えを行っただけのことであり、不当性はない。

9　判決の趣旨

・　本件訴えを棄却する。

・　被告主張のとおり。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 8 年度

判番 969

那覇市固定資産課税処分取消請求事件

1　判決年月日　　平成 11 年 6 月 16 日

2　裁判所名及び事件番号　　那覇地裁・平成 10 年（行ウ）第 11 号

3　原告（控訴人、上告人）及び訴訟代理人　[redacted]

4　被告（被控訴人、被上告人）　　那覇市長　親泊　康晴　代理人　[redacted]

5　経過

平成 10 年　5 月 28 日　　那覇市資産税課へ異議申立書提出

平成 10 年　6 月 10 日　　資産税課による棄却の決定

平成 10 年 10 月 20 日　　課税処分取消訴訟提訴

6　争点

①　小学校用地の共有持分数に係る土地賃貸借契約を、平成 5 年以降契約に応じていない場合、地方税法第 348 条の非課税の範囲のただし書き、固定資産を有料で借り受けた者にあたらないか。

7　原告（控訴人、上告人）の主張

①　原告は平成 5 年 4 月 1 日以降契約に応じていない。よって原告と那覇市教育委員会との間には、土地賃貸借契約は存在しないので、那覇市教育委員会は本件土地を無断で使用していることになり、課税は不当である。

8　被告（被控訴人、被上告人）の主張

①　土地賃貸借契約は、共有持分の過半数を越える共有者と契約しており、契約は有効である。また、地代は供託して支払い済であることから、本件土地は正当に使用していることとなり、課税は正当である。

9　判決の要旨

①　本件土地については、[redacted]小学校が開設された昭和 22 年 8 月 21 日から、継続して学校用地として使用されており、その間、那覇市教育委員会は、各所有者との間で賃貸借契約を取り交わし、用地の一部については、那覇市が買い受けている。したがって那覇市教育委員会は、本件土地につき、所有者から、[redacted]小学校用地として期間を定めずに使用することの承諾を得て、継続して賃借してきたことが認められる。

②　共有者のうち、外 2 名が教育委員会との間で賃貸借契約を締結し、これに那覇市の持分を加えた共有持分の合計は過半数を越えている。したがって、被告は、固定資産税賦課期日の基準日である平成 10 年 1 月 1 日の時点で、本件土地全部について賃借権を有しているものと認められる。

③　被告は原告に対し、本件持分に係る平成 10 年度の賃料を供託しており、その他に賃貸借契約の効力を否定すべき事情を認めるに足りる証拠はないから、本件土地は地方税法 348 条のただし書き、1 号に規定する固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合に当たり、本件課税処分を取り消す事情は認められない。

10　公刊の有無及び判例評釈

未公刊

11　固定資産の区分　　土地（単独）

12　本事件における評価年度　平成 10 年度